

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年6月27日 |
| 【事業年度】 | 2023年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） |
| 【会社名】 | ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft) |
| 【代表者の役職氏名】 | チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (Chief Executive Officer) クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (President and Chief Financial Officer) ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) |
| 【本店の所在の場所】 | ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 (Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 黒田 康之 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03(6775)1000 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 黒田 康之 同 先山 雅規 同 伊藤 誠悟 同 堀 俊平 同 佐々木 公樹 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03(6775)1292 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし。 |

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グループ」とは当行およびその連結子会社を指す。

(注2) 原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1.00ユーロ=169.78円)により計算されている。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)
商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。
- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)
商法第161条乃至第179条の適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。
- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)
有限会社がその唯一の無限責任社員となる。この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。
- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)
有限会社法の適用を受け、法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。
最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。
- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)
株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地
- 会社の目的
- 資本の額
- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数
- 株式の記名式・無記名式の別。ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、記名式株式および無記名式株式はどちらも同等に一般的である。
- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則
- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地
- 目的
- 資本の額
- 定款作成日
- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建てで、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはならない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および第71条a)乃至d)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第(3)項および第(4)項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登記されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック危機の間、バーチャル株主総会は適用除外として許容されていたが、法改正により恒久的にバーチャル株主総会の開催が可能となった。2023年9月1日以降に全面適用となったこれらの新たな規則のもと、株主総会で定款を変更した場合のみ、バーチャル株主総会の開催が可能である。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞(もしあれば)および連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。

総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 取締役および監査役の責任解除
- (4) 決算監査人の選任
- (5) 定款変更
- (6) 資本増加および資本減少
- (7) 特別監査人の選任
- (8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第(3)項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は通常、所有株式の額面金額に比例するが、2023年12月以降は、影響を受けるすべての株主の承認を得て、複数議決権株式を記名式株式として設定することができる。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授けられた代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

取締役会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会が取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならず、当該報酬体系に重要な変更があった場合および少なくとも4年に一度は株主総会の承認を要する。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーペインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注）

（注）会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者
- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz - KWG）第25d条第(3)項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてそのメンバーの男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的な制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条乃至第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された三つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。再任することは妨げない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な

場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。上場株式会社においては、報酬は少なくとも4年に一度、株主総会によって決定される。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（併せて「財務書類」と総称する。）ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、連邦官報（Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、連邦官報に公告されることを要しない。

利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。商法第315条 a および国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606 / 2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

A. 株 式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

B. 株 主 総 会

取締役会および監査役会はその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

C. 取 締 役 会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状（Prokurist）を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

D. 監 査 役 会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

- a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与
- b) 500百万ユーロ超に相当する不動産の取得および処分
- c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与
- d) 10億ユーロ超に相当する他の持分の取得および処分

500百万ユーロ超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記）ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される（株式会社法第58条第(4)項）。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国と同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令がドイツにおいて発効した。また、欧州連合は、イランに対し独自の様々な経済制裁および金融制裁を課してきた。欧州連合はイランに対する核関連の経済制裁および金融制裁を2016年1月16日にすべて解除したが、一部の制裁措置は引き続き効力を有している。

さらに、ウクライナでの戦争を受けて、欧州連合、米国、英国およびその他の国々がロシアおよび/もしくはベラルーシの居住者であり、ならびに/またはロシアもしくはベラルーシに国籍を有する自然人および法人に対して広範にわたる制裁を課した。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領したまたはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ（または外国通貨による相当額）を超える支払いについて、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外および適用される制裁を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の株主に対する資金の移管または配当その他の支払いの送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

3【課税上の取扱い】

ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定（DTT）に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。DTTのもとで適用される源泉税と実際に源泉徴収される税額（26.375%）の差額の救済は、還付を申請することにより受けることができる。

還付を受けるためには、特別な申請書が連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に電子的に提出されなければならない。そのため、申請者はBZSt-Online-portal（BOP）：<https://www.elster.de/bportal/start>を利用しなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設（Betriebsstätte）の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者ととも^とに当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbchaftsteuer）が課される。

日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支

払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。下記「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 2 . 日本における実質株主の権利行使に関する手続 - (4) 配当等に関する課税上の取扱い」の項を参照のこと。

4【法律意見】

当行グループの法務部は、マネージング・ディレクター兼アソシエイト・ジェネラル・カウンセルであるフォルカー・ブツケ (Volker Butzke) 氏およびディレクター兼アソシエイト・ジェネラル・カウンセルであるピョルン・ボルク (Björn Bork) 博士による次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、ドイツ連邦共和国の法律に基づき有効に存続する株式会社である。
- (2) 本書に記載されているドイツ連邦共和国の法律に関する記述は、当該記述が本書で説明されるドイツ連邦共和国の法令の特定の規定を要約した記載である限りにおいて、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

(特に表示がない限り単位:百万ユーロ(億円))

| 年 度 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 信用損失引当金控除後の純利息収益 | 13,026 (22,116) | 9,734 (16,526) | 10,640 (18,065) | 12,425 (21,095) | 12,097 (20,538) |
| 利息以外の収益合計 | 9,416 (15,986) | 12,503 (21,228) | 14,255 (24,202) | 13,560 (23,022) | 15,277 (25,937) |
| 純収益合計(注2) | 22,441 (38,100) | 22,237 (37,754) | 25,410 (43,141) | 27,210 (46,197) | 28,879 (49,031) |
| 税引前利益(損失) | -2,634 (-4,472) | 1,021 (1,733) | 3,390 (5,756) | 5,594 (9,497) | 5,678 (9,640) |
| ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益(損失) | -5,390 (-9,151) | 495 (840) | 2,365 (4,015) | 5,525 (9,380) | 4,772 (8,102) |
| 包括利益(損失)合計(税引後) | -6,073 (-10,311) | -762 (-1,294) | 3,844 (6,526) | 5,392 (9,155) | 4,255 (7,224) |
| 普通株式 | 5,291 (8,983) | 5,291 (8,983) | 5,291 (8,983) | 5,291 (8,983) | 5,223 (8,868) |
| 株主持分合計 | 55,857 (94,834) | 54,786 (93,016) | 58,027 (98,518) | 61,959 (105,194) | 64,486 (109,484) |
| 資産合計 | 1,297,674 (2,203,191) | 1,325,259 (2,250,025) | 1,323,993 (2,247,875) | 1,336,788 (2,269,599) | 1,312,331 (2,228,076) |
| 普通株式等Tier 1資本比率(CRR/CRD 4適用ベース)(%) (注3) | 13.6 | 13.6 | 13.2 | 13.4 | 13.7 |
| 普通株式等Tier 1資本比率(CRR/CRD 4完全適用ベース)(%) (注4) | 13.6 | 13.6 | 13.2 | 13.4 | 13.7 |
| Tier 1自己資本率(CRR/CRD 4適用ベース)(%) (注3) | 15.6 | 15.7 | 15.7 | 15.7 | 16.1 |
| Tier 1自己資本率(CRR/CRD 4完全適用ベース)(%) (注4) | 15.0 | 15.4 | 15.6 | 15.7 | 16.1 |
| 基本的流通株式1株当たり純資産(ユーロ(円)) | 26.37 (4,477) | 26.04 (4,421) | 27.62 (4,689) | 29.74 (5,049) | 31.64 (5,372) |
| 基本的1株当たり利益(損失)(ユーロ(円)) (注5) | -2.71 (-460) | 0.07 (12) | 0.96 (163) | 2.42 (411) | 2.07 (351) |
| 希薄化後1株当たり利益(損失)(ユーロ(円)) (注6) | -2.71 (-460) | 0.07 (12) | 0.93 (158) | 2.37 (402) | 2.03 (345) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | -40,449 (-68,674) | 30,736 (52,184) | -2,952 (-5,012) | -2,113 (-3,587) | 5,606 (9,518) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | -10,280 (-17,453) | -1,892 (-3,212) | 23,595 (40,060) | -17,175 (-29,160) | -2,576 (-4,374) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | -2,802 (-4,757) | -311 (-528) | 1,630 (2,767) | 614 (1,042) | -2,852 (-4,842) |
| 現金および現金同等物の期末残高 | 128,869 (218,794) | 156,328 (265,414) | 179,946 (305,512) | 165,626 (281,200) | 163,768 (278,045) |
| 従業員数(常勤相当)(人) | 87,597 | 84,659 | 82,969 | 84,930 | 90,130 |

(注1) 連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

(注2) 2019年12月31日に終了した年度および2020年12月31日に終了した年度において、「純収益合計」は信用損失引当金控除後を意味している。2021年12月31日に終了した年度、2022年12月31日に終了した年度および2023年12月31日に終了した年度においては、「純収益合計」は信用損失引当金控除前の純利息収益に利息以外の収益を加えた額を意味している。

(注3) CRR/CRD 4 フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。

(注4) CRR/CRD 4 フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

(注5) 各年度の基本的1株当たり利益(損失)は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益(損失)は、2023年5月、2022年5月、2021年4月、2020年4月および2019年4月にその他Tier 1資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ(税引前)によって調整されている。

(注6) 各年度の希薄化後1株当たり利益(損失)は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数(いずれも想定される株式転換後の数値)で除して計算されている。利益(損失)は、2023年5月、2022年5月、2021年4月、2020年4月および2019年4月にその他Tier1資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ(税引前)によって調整されている。

(b) ドイツ銀行(非連結ベース)

(特に表示がない限り単位:百万ユーロ(億円))

| 年 度 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|----------------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 収益合計 | 27,840 (47,267) | 27,515 (46,715) | 26,252 (44,571) | 44,592 (75,708) | 79,246 (134,544) |
| 営業利益 | -6,452 (-10,954) | -902 (-1,531) | 121 (205) | -217 (-368) | 5,466 (9,280) |
| 当期純利益(損失) | -19,685 (-33,421) | -1,769 (-3,003) | 1,919 (3,258) | 5,506 (9,348) | 4,999 (8,487) |
| 資本金 | 5,291 (8,983) | 5,291 (8,983) | 5,291 (8,983) | 5,291 (8,983) | 5,223 (8,868) |
| 資産合計 | 777,081 (1,319,328) | 993,292 (1,686,411) | 1,020,109 (1,731,941) | 1,052,343 (1,786,668) | 1,060,231 (1,800,060) |
| 純資産額(株主資本) | 34,728 (58,961) | 32,959 (55,958) | 34,913 (59,275) | 39,625 (67,275) | 43,552 (73,943) |
| 1株当たり純資産額(1株当たり株主資本)(ユーロ(円))(注1) | 16.80 (2,852) | 15.95 (2,708) | 16.89 (2,868) | 19.17 (3,255) | 21.35 (3,625) |
| 1株当たり利益(損失)(ユーロ(円)) | -9.52 (-1,616) | -0.86 (-146) | 0.93 (158) | 2.66 (452) | 2.45 (416) |
| 1株当たり配当(ユーロ(円)) | - (-) | - (-) | 0.20 (34) | 0.30 (51) | 0.45 (76) |
| 配当性向(%) | N/A | N/A | 21.5 | 11.3 | 18.4 |
| 従業員数(人)(注2) | 26,271 | 32,132 | 35,848 | 35,325 | 36,285 |

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。

ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft)、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシュ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft)およびミュンヘンのズートドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft)の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律(Law on the Regional Scope of Credit Institutions)に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。ドイツ銀行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラゲ12であり、ドイツ銀行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 経営および財務の概況 - ドイツ銀行グループ - 重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

3【事業の内容】(2023年12月31日現在)

(1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行い、また一切の手段を講じることができる。

(2) 事業の内容

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2023年12月31日現在の総資産規模が1兆3,120億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2023年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で90,130名であり、57ヶ国において1,432支店（このうち66%がドイツ国内）を運営している。当行は、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品ならびにサービスを提供している。

2023年12月31日現在、当行は以下のセグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

当行の2022年の年次報告書で公表したとおり、2019年から2022年末にかけてキャピタル・リリース・ユニットのリスク圧縮およびコスト削減のマニフェストを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなった。残りのポートフォリオ、資源および従業員は、コーポレートおよびその他のセグメント内で報告されている。この変更に伴い、それまでキャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表していたコア・バンクとしての財務数値は、2023年第1四半期より報告されなくなった。過年度の比較数値は、2023年の表示に合わせて表示されている。

さらに、ドイツ銀行は、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層から成る組織構造を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所
- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各部門に関連する資本的支出または資産の処分は、各コーポレート部門の概要に記載されている。

当行グループの関係会社のそれぞれの名称、所在地および事業の内容は、当行グループの関係会社の自己資金およびドイツ銀行グループの資本持分とともに、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記44 保有株式」の項に記載されている。

(3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。（当行の子会社であったドイチェ・ユーバーゼーイッシュ・バンク（Deutsche Überseeische Bank）の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。）と同時に駐在員事務所の閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるドイツ銀証券会社（DB Capital Markets (Asia) Ltd.）（当行が議決権付株式資本の50%を保有する。）の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド（Vaubel & Partners Ltd.）の持分を取得
- DBキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー（DB Capital Management International GmbH）の全額出資子会社であるDBキャピタル・マネジメント（アジア）リミテッド（DB Capital Management (Asia) Ltd.）を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立

1988年 - ドイツ銀証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得

1989年 - 香港のDBアジア・ファイナンス（HK）リミテッド（DB Asia Finance (HK) Ltd.）の駐在員事務所を東京に開設

- 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
- ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場

1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.）が合併し、DBモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド（DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.）を東京に設立

- 1991年 - ドイツ証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド (Roland Berger & Partner Ltd.) に変更
- 1994年 - ドイツ証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
 - ドイツ証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社 (Deutsche Morgan Grenfell Capital Markets Limited)」に名称変更
 - 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行 (Chase Manhattan Trust and Banking Company (Japan), Ltd.) を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行 (Deutsche Morgan Grenfell Trust Bank Limited) に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブズ (NatWest Derivatives) の営業拠点の獲得完了
 - ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社 (Deutsche Securities Limited)」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラスト (Bankers Trust) の日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
 - バンカース・トラスト東京支店閉鎖
 - DMG信託銀行 (DMG Trust Bank Limited) の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社 (Deutsche Securities Inc.) に譲渡
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 (Deutsche Asset Management (Japan) Ltd.) およびドイチェ信託銀行株式会社 (Deutsche Trust Bank Ltd.) の資産運用サービス業務を統合
 - ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社 (DB Trust Company Limited Japan) に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
- 2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
- 2014年 - DB信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社 (Deutsche Trust Company Limited Japan)」に名称変更
- 2017年 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき登録
- 2020年 - ドイチェ信託株式会社の全株式をSanne Group Japan株式会社 (Sanne Group Japan KK.) (現在の商号Sanne Group Japan信託株式会社 (Sanne Group Japan Trust Company Limited)) に売却

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等 (2023年12月31日現在)

ドイツ銀行は、子会社307社、連結ストラクチャード・エンティティ212事業体および持分法により会計処理されている会社60社を有している。

ドイツ銀行の主要な連結子会社は、下記のとおりである。

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業の内容 | ドイツ銀行グループの所有割合 (%) | ドイツ銀行との関係内容 |
|--|---------|-----------|----------|--------------------|-------------|
| DBユーエスエー・コーポレーション (DB USA Corporation) | ウィルミントン | 3,774米ドル | 金融会社 | 100 | - |
| ドイチェ・バンク・アメリカズ・ホールディングCorp. (Deutsche Bank Americas Holding Corp.) | ウィルミントン | 120米ドル | 金融会社 | 100 | - |
| DB U.S.ファイナンシャル・マーケット・ホールディング・コーポレーション (DB U.S. Financial Markets Holding Corporation) | ウィルミントン | 23,672米ドル | 金融会社 | 100 | - |

| | | | | | |
|---|---------|----------------------|-------------------|-----|---|
| ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc. (Deutsche Bank Securities Inc.) | ウィルミントン | 2,000米ドル | 証券業 | 100 | - |
| ドイチェ・バンク・トラスト・コーポ レーション (Deutsche Bank Trust Corporation) | ニューヨーク | 1米ドル | 金融会社 | 100 | - |
| ドイチェ・バンク・トラスト・カンパ ニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas) | ニューヨーク | 2,127,308,670 米ドル | 商業銀行業 | 100 | - |
| ドイチェ・バンク・ルクセンブルグS.A. (Deutsche Bank Luxembourg S.A.) | ルクセンブルグ | 3,959,500,000 ユーロ | 商業銀行業 | 100 | - |
| DBベタイリグングス-ホールディングGmbH (DB Beteiligungs-Holding GmbH) | フランクフルト | 50,000ユーロ | 金融持株会社 | 100 | - |
| DWSグループGmbH & Co. KGaA (DWS Group GmbH & Co. KGaA) | フランクフルト | 200,000,000 ユーロ | 金融会社 / 投 資持株会社 | 79 | - |

(注) 上記に加え、当行は、ドイツ証券株式会社 (DSI) を日本における重要な連結子会社と考えている。当行の証券取引業務は、日本において主にDSI
 によって展開されている。

5【従業員の状況】(2023年12月31日現在)

(1) ドイツ銀行グループ(連結)

| | |
|--------------------|---------|
| 従業員数(常勤相当) | 90,130人 |
| コーポレート・バンク(常勤相当) | 25,427 |
| インベストメント・バンク(常勤相当) | 20,083 |
| プライベート・バンク(常勤相当) | 38,436 |
| アセット・マネジメント(常勤相当) | 4,962 |
| コーポレートおよびその他(常勤相当) | 35,885 |

(注)四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行

| | |
|------------|------------|
| 従業員数(常勤相当) | 36,910人 |
| 平均年齢 | 44.2歳 |
| 平均勤続年数 | 15.6年 |
| 平均年間給与 | 173,000ユーロ |

(3) 2023年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計90,130名であった(2022年12月31日現在:84,930名)。当行は従業員数を常勤相当で計算している。これは、非常勤の従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

地域別

以下の表は、2023年12月31日現在、2022年12月31日現在および2021年12月31日現在における当行の常勤相当の従業員数を示している。

| 従業員数(注1) | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 2021年12月31日現在 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|
| ドイツ | 36,195 | 35,594 | 35,741 |
| 欧州(ドイツを除く。)、中東およびアフリカ | 18,609 | 18,379 | 19,311 |
| アジア/太平洋 | 27,095 | 23,236 | 20,215 |
| 北アメリカ(注2) | 8,033 | 7,534 | 7,556 |
| ラテン・アメリカ | 199 | 187 | 145 |
| 従業員数合計 | 90,130 | 84,930 | 82,969 |

(注1)常勤相当の従業員数。四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

(注2)主に米国。

2023年において、当行の従業員数は、事業の成長、ITおよび統制部門の強化ならびに国際化を主因として、5,200名、率にして6.1%増加した。

- ドイツでは、主にプライベート・バンクにおける再構築施策の実施によって一部相殺されたものの、コーポレート・バンクでの増加ならびにITおよび統制部門の強化を主因として、従業員が600名、率にして1.7%増加した。
- 北アメリカでは、インベストメント・バンクでの増加ならびにITおよび統制部門の強化を主因として、従業員が499名、率にして6.6%増加した。
- ドイツを除く欧州、中東およびアフリカでは、ロシアにおける当行のプレゼンスの低下によって一部相殺されたものの、ヌミス(Numis)の買収の影響を受けた英国における増加ならびにルーマニアおよびそのオペレーション・センターにおける増加を主因として、従業員が230名、率にして1.3%増加した。
- アジア/太平洋では、インドおよびそのオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員が3,859名、率にして16.6%増加した。

部門別

以下の表は、2023年12月31日現在、2022年12月31日現在および2021年12月31日現在における部門別の常勤相当の従業員数の占める割合を示している。

| 従業員数の占める割合(注) | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 2021年12月31日現在 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| コーポレート・バンク(CB) | 17.4% | 16.4% | 16.0% |

| | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|
| インベストメント・バンク (IB) | 8.9% | 9.0% | 8.6% |
| プライベート・バンク (PB) | 29.1% | 31.7% | 33.8% |
| アセット・マネジメント (AM) | 4.9% | 5.0% | 4.9% |
| 管理部門 | 39.6% | 37.7% | 36.5% |
| コーポレートおよびその他 | 0.1% | 0.2% | 0.2% |

(注) 過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、オペレーションおよび統制部門での増加を主因として、従業員が1,760名、率にして12.6%増加した。
- インベストメント・バンクでは、オペレーションおよび統制部門での増加ならびにヌミスの買収を主因として、従業員が358名、率にして4.7%増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員が672名、率にして2.5%減少した。
- アセット・マネジメントでは、ITおよび統制部門の強化を主因として、従業員が104名、率にして2.4%増加した。
- 管理部門では、統制部門（金融犯罪対策およびグループ監査等）の強化ならびに当行の国際化戦略に伴うテクノロジー・データ・アンド・イノベーションでの増加を主因として、従業員が3,674名、率にして11.5%増加した。

(4) 女性従業員比率

ドイツ銀行の日本国内の連結子会社であるドイツ証券株式会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定等に基づき、以下の情報を開示している。

| 管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注1) | 男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注2) | 労働者の男女の賃金の差異 (%) (注3) | | |
|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------|--------------|
| | | 全労働者 | 正規雇用 労働者 | 非正規雇用 労働者 |
| 28 | 0 | 46 | 46 | 110 |

(注1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、2023年12月1日時点の従業員数により算出したものである。正社員、契約社員および特別支援が必要な従業員を含む。

(注2) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、2023年12月1日時点の正社員のみを対象に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

(注3) 男女の賃金差異は、2023年1月から2023年12月の実績をもとに、女性労働者の平均年間賃金 ÷ 男性労働者の平均年間賃金 × 100%として算出している。また、課税支給金を集計し、非課税の通勤手当を除き、海外からの出向受入社員も除いている。

女性従業員比率に関する情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 従業員 - 主要従業員指数」の項を参照のこと。

第3【事業の状況】

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、当行グループの当連結会計年度末現在の評価に基づくものである。

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

世界経済

| 経済成長率(%) (注1) | 2023年(注2) | 2022年(注3) | 主な要因 |
|---------------|-----------|-----------|---|
| 世界経済 | 3.1 | 3.4 | 世界経済は2023年に勢いをいくらか失った。当行はインフレのピークは過ぎたと確信しているが、物価高が引き続き個人世帯の需要を圧迫した。インフレ対策のための金融引締政策も世界経済を減速させた。 |
| このうち：先進国 | 1.6 | 2.6 | 先進国の経済成長は様々であった。米国経済は2023年末現在でも底堅さを維持していたが、ユーロ圏経済は既に顕著に減速していた。中央銀行は最高金利を維持し、データ主導の金融政策を継続する意向を示した。インフレ率は引き続き低下したが、2023年末現在では中央銀行の目標値を依然として上回っていた。 |
| このうち：新興国市場 | 4.2 | 3.9 | 2023年末現在の新興国市場の経済成長は地域によって様々であった。アジア諸国は中国の勢いから恩恵を受けたが、ラテン・アメリカではインフレ対策に重点が置かれた。エネルギー価格の高騰および地政学的影響は、中欧および東欧諸国にとって引き続き負担となった。 |
| ユーロ圏経済 | 0.5 | 3.4 | ユーロ圏経済は2023年下半期に低迷した。インフレは大幅に緩和したものの、購買力の低下により個人消費は引き続きマイナスの影響を受けた。企業が人材を確保した結果、労働市場は安定した。欧州中央銀行(ECB)は2023年第4四半期も主要金利を据え置いた。 |
| このうち：ドイツ経済 | -0.3 | 1.8 | これまで停滞気味だったドイツ経済は2023年末まで弱含みで推移した。インフレの影響は和らいだものの、個人消費は引き続き低迷した。労働市場では引き続き賃金が堅調に伸びており、購買力の低下をある程度抑制している。 |
| 米国経済 | 2.5 | 1.9 | 労働市場がより均衡を取り戻し、インフレ圧力が緩和したことを受けて、米国経済は2023年末にかけてやや減速した。個人世帯の消費は堅調を維持した。米国連邦準備制度理事会(FRB)は主要金利を高水準に据え置いた。 |
| 日本経済 | 2.0 | 0.9 | 日本経済は2023年末にかけて勢いを取り戻した。個人消費は堅調な賃金上昇の恩恵を受けた一方、インフレ率が顕著に低下することはなかった。日本銀行の主要金利は緩和的な水準で据え置かれた。 |
| アジア経済(注4) | 5.1 | 4.1 | アジア経済は中国の回復の恩恵を受けた。インフレ動向は地域によって異なり、特に食料品価格に左右された。世界貿易の低迷は輸出にマイナスの影響を及ぼした。 |
| このうち：中国経済 | 5.2 | 3.0 | 中国経済は、財政・金融政策に支えられて2023年第4四半期にさらに勢いを増したものの、不動産セクターが個人消費の回復を鈍化させた。インフレ率は2023年下半期にマイナスに転じた。 |

(注1) 年間実質GDP成長率(対前年比%)。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

(注2) 出典：ドイツ銀行リサーチ。

(注3) パンデミックが経済に及ぼした影響を受け、2022年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂された。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

(注4) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

銀行業界

2023年12月31日現在

| 前年比 成長率(%) | 法人向け 貸出 | 個人向け 貸出 | 法人預金 | 個人預金 | 主な要因 |
|---------------|------------|------------|-------------|-------------|---|
| ユーロ圏 | -0.1 | 0.2 | -0.5 | 1.2 | 前年の好況を受けて金利が大幅に上昇した結果、法人向けおよび個人向けともに貸出および預金取引は実質的に停滞し、取引高は年間を通じてほぼ横ばいとなった。法人預金は他のカテゴリーに比べて若干変動が大きかった。 |
| このうち： ドイツ | 1.0 | 0.7 | 1.4 | 2.2 | 住宅ローン貸出は大幅に減速し、2012年以来の低水準となったが、金利の急騰にもかかわらず、緩やかなプラスを維持した。これは、個人向け貸出総額も押し下げた。同様に、金融セクター以外の法人向け貸出の伸びも数年来の低水準に落ち込み、貸出額は前年比でほぼ横ばいとなった。また、民間部門の預金残高も年間を通じてほぼ停滞した。 |
| 米国 | 0.9 | 3.6 | -1.7 (注) | -1.7 (注) | 個人向け貸出の伸びは前年の力強さからは鈍化したが、引き続き堅調に推移した。法人向け貸出残高は、2022年には急成長したものの、2023年は年間を通じてほぼ変動がなかった。預金総額は春まで減少し、その後横ばいとなったため、通年では緩やかな縮小となった。このような状況となったのは1973年の記録開始以来2度目であり、2020年/2021年のパンデミックブーム後、2022年の緩やかな景気後退に続いて2年連続のことである。 |
| 中国 | 14.4 | 6.9 | 4.9 | 13.7 | 法人向け貸出は急増したが、個人向け貸出の伸びはその半分に満たないペースであった。預金の動向は正反対で、企業からの増加が緩やかであったのとは対照的に、個人世帯からの流入は活発であった。 |

(注) セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2023年の商業用不動産(CRE)市場は、金利上昇、貸出条件の引締めと相まっての市場流動性の低下、およびオフィスセクターの構造変化の影響により、引き続き逆風に直面した。市場のストレスは米国でより顕著であり、不動産価格指数は、CRE資産価値が、ヨーロッパやアジア太平洋地域と比較して最近のピークから大幅に下落していることを示している。特にオフィス・セグメントでは、市場の低迷は米国で最も顕著であり、ヨーロッパに比べてリース取引の低迷および空室率の高さに反映されている。

グローバルのオリジネーションおよびアドバイザー業界の手数料プールは、合併および買収(M&A)市場の低迷、プライマリー・クレジット市場の課題、スポンサーの活動がほとんど行われていないこと等が要因となり、2021年の過去最高値から2022年に35%減少したのに続き、2023年にさらに16%減少した。2023年のM&Aは23%減少したが、それでもCOVID-19パンデミック以前の手数料プール260億ユーロを上回り、2023年第4四半期の取引高は好調であった。株式市場の回復およびボラティリティの低さにより、2023年の株式資本市場での発行は増加した。ハイ・イールド債市場は10年来の低水準から60%超増加したが、レバレッジ貸出の取引高はスポンサーが買収の一時停止を選択したため17%減少した。投資適格債市場は比較的堅調に推移し、2023年の発行額は3%減少したが、2024年に向けて好調なスタートを切った。債券においては、収益プールは2022年の水準を下回ったものの、過去平均と比較すると高水準を維持した。為替の取引は、世界で最も取引されている10通貨で減少し、金利および新興国市場はそれぞれ前年の好調な水準から低下した。一方、クレジットでは、全般的なスプレッド縮小傾向に伴い、流通市場での取引がより有利な環境となったことで、前年比増となったが、資金調達業務では、顧客の需要が安定しており、ほぼ前年並みであった。

事業戦略

グローバル・ハウスバンク戦略の強さを反映した業績

収益性

- 2021年以降、7%近くの複合年平均収益の伸び率（CAGR）を達成し、2021年から2025年までに5.5%から6.5%^(注)を達成するという更新された目標をサポート
- 2023年、フランチャイズをさらに発展させ、事業成長の促進、統制の強化、業務効率の向上を実現するための投資を行った。2024年以降、調整済コストの四半期ランレート50億ユーロを達成する見込み



回復力

CET1比率

- 力強い有機的資本の創出による回復力のある資本
- 普通株式等Tier 1 (CET1) 資本比率を約13%に維持する、すなわち、当行が予想する最大分配可能額 (MDA) の基準値を200ベースポイント上回るバッファーで運営する目標



流動性カバレッジ比率 (LCR)

- 健全な流動性および資金調達基盤で、2023年末までのLCRは140%、安定調達比率 (NSFR) は121%



資本配分

- 現金配当を持続的に増加させ、自社株の買戻しを通じて徐々に剰余金を株主に還元する計画
- 2024年の年次株主総会において、2022年の1株当たり0.30ユーロから増加し、1株当たり0.45ユーロ（約900百万ユーロ）の配当を提案する意向
- 2023年に450百万ユーロの自社株の買戻しを完了した後、2024年上半期の実質的な完了を目指す675百万ユーロの自社株の買戻しの監督当局承認を取得



サステナビリティ

- 2023年には140億ユーロ増加して総額2,790億ユーロとなる（2020年以降の累計）、サステナブル・ファイナンス取引高の継続的な増加



(注) 2021年通年から2025年通年までの純収益合計の複合年平均収益の伸び率

グローバル・ハウスバンク

ドイツ銀行の2025年までの戦略および財務のロードマップは、ドイツ銀行をグローバル・ハウスバンクに位置付け、当行の2025年財務目標および資本目標を達成することを目的としている。グローバル・ハウスバンク戦略は、リスク管理、サステナビリティおよびテクノロジーという三つの主要テーマに裏打ちされており、継続する地政学的およびマクロ経済的課題の観点からこれらのテーマはさらに重要となっている。この環境において、ドイツ銀行は、より有利な金利環境を活用し、リスク管理の専門知識を活用して顧客を支援し、リターンの高い成長機会に資本を割り当てることを目指している。サステナビリティが一層重要となっていく中、当行は、顧客との対話および顧客に対する支援を深め、当行の業務内容の拡大を目指している。テクノロジーが進化し続ける中、ドイツ銀行は、さらなるコスト削減を実現し、デジタル・バンクへの移行を加速させ、既に

大きな価値を生み出している戦略的パートナーシップを拡大させることを目指している。同時に、ドイツ銀行は、将来の持続可能な成長を可能とする長期的な体制構築に向けた取組みを続けている。これには、当行の目的、ビジョンおよび企業文化の明確な定義が含まれる。

ドイツ銀行の2025年重要業績評価指標

2025年財務目標および資本目標

財務目標：

- 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率を10%超とする。
- 2021年から2025年までの複合年平均収益の伸び率を5.5%から6.5%の間とする（3.5%から4.5%の間からの引上げ）。
- 費用収益比率を62.5%未満とする。

資本目標：

- 普通株式等Tier 1 資本比率を約13%とする。
- 2025年以降の配当性向合計を50%とする。

ドイツ銀行は、2024年初頭に3.5%から4.5%の間から5.5%から6.5%の間に引き上げた複合年平均収益の伸び率および2025年の資本目標を含む、財務目標を再確認した。

税引後平均有形株主資本利益率および調整済コストは、非GAAP財務指標である。

戦略実施の進捗状況

2023年、ドイツ銀行は、収益成長、業務効率および資本効率のすべての側面においてグローバル・ハウスバンク戦略の実施をさらに加速させた。

収益は約290億ユーロまで増加し、収益の伸び率は2021年以降、洗練されたビジネス・モデルの恩恵を受けて年率7%近くに達した。2023年、当行は事業成長を促進し、統制環境を強化し、また業務効率を向上させることを主な目的として、フランチャイズのさらなる発展のために意識的な投資決定を行った。ドイツ銀行は、これらの投資が完了に近づいたことで、当行がコスト面において折返し地点に達したと考えている。さらに、当行は、質の高いリスク管理と強固な資本およびバランスシートをもって回復力を示し、その結果、配当および自社株の買戻しは2022年と比較していずれも50%増加した。

収益成長

収益成長に関して、ドイツ銀行は、バランスの取れた事業構成から持続的な成長を実現できたと考えている。例えば、当行は、特にコーポレート・バンクおよびプライベート・バンクにおいて金利の上昇を利用したほか、手数料を生み出すすべての事業において当行の手数料収入を増やすことにも注力した。コーポレート・バンクは、革新的な商品を開発し、戦略的分野においてリレーションシップ・マネージャーを雇用し、主要な顧客との関係を深めた。インベストメント・バンクは、顧客に対するサービス提供を強化するためのヌミスの買収を完了する等、戦略的優先事項を引き続き遂行した。さらに、インベストメント・バンクおよびインターナショナル・プライベート・バンクは、顧客対応業務の分野にシニア・バンカーを増員した。当行はまた、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントにおいて570億ユーロの純資金流入を達成し、これによりそれらの事業における運用資産が1,150億ユーロ増加して1.5兆ユーロとなった。

この進捗状況を踏まえ、ドイツ銀行は、2022年および2023年の両年において当初の目標を上回った後、2021年から2025年までの複合年平均収益の伸び率目標を、2024年初頭に3.5%から4.5%の間から5.5%から6.5%の間に引き上げた。当行は、コーポレート・バンクにおける市場シェアの拡大による利息以外の収益の増加、オリジネーションおよびアドバイザーにおける投資効果の享受、当行の債券および為替（FIC）事業における最近の比較的堅調な業績、プライベート・バンクにおける投資商品からの手数料の増加ならびに特定の貸出事業の拡大によって、修正目標の達成が支えられると予想している。アセット・マネジメントでは、当行は2023年末に始まった市場回復を最大限に活用し、パッシブ運用業務およびオルタナティブ運用業務においてさらなる成長を遂げる計画である。加えて、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントは、2023年の純資金流入および運用資産の伸びを収益に転換することを目指している。

業務効率

ドイツ銀行は、2023年中、25億ユーロの業務効率化プログラムをさらに進展させ、完了した業務効率化施策による費用削減を既に実現した。当行は、残りの費用削減については、アプリケーションの廃止およびオペレーティング・モデルの改善、ドイツにおける当行のプラットフォームの最適化ならびにワークフローの簡素化と自動化を含むフロントオフィスとバックオフィスの間のプロセスの再設計等、インフラ効率および技術効率に関する施策の実施によって実現するものと予想している。これらの施策はまた、主に非顧客対応業務の分野において約3,500の職務の削減につながるが見込まれており、このうちの

一部は既にプラットフォームを離れている。当行は、2024年には調整済コストの四半期ランレートを50億ユーロを達成することを目標としており、2025年には利息以外の費用合計を約200億ユーロとすることを目指している。

ドイツ銀行の2023年のコスト基盤は、インフレ、事業成長および当行のグローバル・ハウスバンク戦略を加速させるための投資による影響を受けた。戦略の実施を加速させるための投資の一部は非経常的なものであり、主として上述した当行の業務効率の改善および不動産関連の一時金に関連するものであった。当行はまた、2023年にヌミスに関連したのれんの減損も認識した。さらに、ドイツ銀行は、当行のコスト基盤に影響を与え続けることが予想される投資も行った。事業成長に関しては、当行は資本集約度の低い事業に投資し、統制に関しては、主要な機能をさらに強化した。

イノベーションおよびデジタル化への投資は、ドイツ銀行の業務効率化目標の重点分野である。2023年、当行は、Google CloudのAIツールのテスト等、人工知能（AI）に焦点を当てた技術分野への進出を拡大した。AIの活用は業務およびプロセスの自動化において期待され、これにより顧客ソリューションへの投資が可能となり、収益成長が促進される見込みである。

資本効率

資本効率に関しては、ドイツ銀行は2023年にリスク・ウェイトド・アセット（RWA）を削減し、2025年までにRWAを250億ユーロから300億ユーロ削減するという目標に向けて既に進み始めている。これらの施策と力強い有機的資本の創出が相まって、ドイツ銀行は、2023年末現在のCET 1比率を、2022年末現在の13.4%から13.7%まで上昇させることができた。ドイツ銀行は、2025年1月1日に発効予定であるCRR 3の適用による影響後も、普通株式等Tier 1資本比率を約13%に維持する（すなわち、当行の想定している最大分配可能額（MDA）の基準値を200ベースポイント上回る水準で運営する）ことを目標としている。

ドイツ銀行は、収益力のある成長を支援し今後予定されている規制上の変更に対応するために必要とされる金額を超えて自社株を買い戻すことにより、現金配当を持続的に増加させ、また徐々に剰余金を株主に還元する計画である。取締役会は、2022年には1株当たり0.30ユーロ、2021年には1株当たり0.20ユーロであった配当を、2023年度については、1株当たり0.45ユーロの配当とすることを年次株主総会に提案する意向である。2024年度およびそれ以降の営業年度について、当行は、現金配当および自社株の買戻しを組み合わせることにより、ドイツ銀行株主に帰属する純利益の50%の配当性向を目標としている。これらの株主への分配は、株主の承認およびドイツ会社法の要件に従って行われ、また自社株の買戻しについては、さらに事前の規制当局による承認も必要となる。ドイツ銀行は、2024年には自社株の買戻しおよび配当の両方を前年比で少なくとも50%増加させる予定である。当行は、2023年に450百万ユーロの自社株の買戻しを完了しており、2024年上半年に実質的に完了することを目指している675百万ユーロの自社株の買戻しについて、監督当局の承認を受けている。また、ドイツ銀行は、2024年5月に開催される当行の年次株主総会において、2023年度においては、配当を2022年の1株当たり0.30ユーロから増額し、1株当たり0.45ユーロ（約900百万ユーロ）とすることを提案する予定である。2024年度および2025年度については、ドイツ銀行は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益に対する配当性向50%という制限のもと、それぞれ1株当たり0.68ユーロおよび1.00ユーロの現金配当を目標としている。当行は、2021年度から2025年度については、（2022年から2026年に支払われる）80億ユーロの資本分配目標を設定しており、当行の財務目標の達成状況を踏まえ、かかる目標を上回ることができると考えている。

格付機関は、当行が2023年を通じて継続してきた進展、特に収益性に関するさらなる改善を評価した。これは、2023年中に行われたS&P、フィッチおよびモーニングスターDBRSによる格上げに反映されている。5月、S&Pは当行のアウトルックをポジティブに引き上げた。6月、モーニングスターDBRSはドイツ銀行のすべての長期格付を1段階引き上げた。7月、フィッチは当行の格付を1段階引き上げた。2023年末、S&Pはドイツ銀行の信用格付を引き上げ、2023年中に大手格付機関が行ったドイツ銀行の信用格付の引上げとしては連続4回目となった。S&Pは、フランチャイズの拡大、収益の強化ならびに強固な資本および流動性プロファイルの維持に関する当行の進展に注目した。

サステナビリティ

ドイツ銀行は、より持続可能な社会および経済に向けた歴史的な転換を支援し、加速させる強い意志を有している。このため、ドイツ銀行の取締役会は、2019年にサステナビリティを経営上の優先事項とした。

これを実証するため、当行は、2023年3月に第2回サステナビリティ・ディープ・ダイブを開催し、上級管理職より特定の事業およびインフラ分野における当行のサステナビリティ戦略の実施状況に関する報告が行われた。焦点となったのは、当行が環境・社会・ガバナンスに関する側面をどのようにして商品、方針およびプロセスに組み込んでいく計画であるかということであった。このサステナビリティ戦略は、以下の四つの柱に注力している。

- サステナブル・ファイナンス：革新的かつデータ主導のサービスを支えに、顧客の意志決定やプロセスに深く関与することで、当行の顧客のサステナビリティへの道のりを支援する。
- 方針およびコミットメント：規制上の課題をビジネスチャンスに変え、影響測定に基づく意思決定を導くための、専用の管理フレームワークおよびプロセスを維持および開発する。

- 人材および自社の事業運営：価値観に基づくリーダーシップおよび啓発された従業員が主体となるサステナビリティ主導の組織を構築し、環境的および社会的側面を当行のプロセスに深く組み込む。
- ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメント：政府機関、学術団体および利益団体が、国内外での規格策定を加速させる上で重要な役割を果たす。

この戦略を実行することにより、当行は、パリ協定および国連の持続可能な開発目標への貢献を最大化することを目指している。ドイツ銀行は、国連環境計画・金融イニシアチブ、国連グローバル・コンパクトおよび責任銀行原則といった複数の普遍的なサステナビリティのフレームワークおよびイニシアチブを承認している。

進捗状況を測定し、透明性をもって報告するため、ドイツ銀行は、以下の目標および目的を設定した。

- 当行は、2020年1月から2025年末までの期間に累計5,000億ユーロ（DWSを除く。）のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資を達成したいと考えている。どのような取引がサステナブルと分類されるかについては、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに記載され、ドイツ銀行のウェブサイトで公表されている。
- 当行は、2050年までに当行のネットゼロ・コミットメントを達成したいと考えており、それに向けて、当行の法人向け貸出金残高における七つの炭素集約型セクターについて、2030年末（中間目標）および2050年末（最終目標）までのネットゼロ目標を発表した。
- 当行は、2025年までに、マネージング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデントの少なくとも35%を女性が占めるようにすることを計画している。
- 当行は、自社の事業運営およびサプライチェーン（スコープ1、スコープ2および開示されたスコープ3：カテゴリー1から14）における排出量を、2030年末までに、2019年のベースラインと比較して46%削減したいと考えている。

2023年、ドイツ銀行は引き続き当行のサステナビリティ戦略の目標、目的および柱を達成した。例えば、当行は以下を達成した。

- 自社の事業運営（スコープ1およびスコープ2）、サプライチェーン（開示されたスコープ3：カテゴリー1から14）および当行が顧客に提供する融資（スコープ3：カテゴリー15）の三つの側面に沿った当行の脱炭素化戦略および行動をまとめた初期移行計画を発表した。
- 前年に四つのセクター（石油およびガス、自動車、発電ならびに製鉄）について経路目標を発表した後、法人向け貸出金ポートフォリオにおける三つのセクター（船舶、セメントおよび石炭鉱業）の排出削減目標を追加で発表した。
- 当行の一般炭ガイドラインを更新し、どのような場合に企業が一般炭会社とみなされ、また当該ガイドラインの適用対象となるかの基準を厳格化するとともに、更新されたガイドラインの対象となる顧客に適用される要件を明示した。
- 顧客対応業務に従事する従業員向けに「サステナブル・ファイナンス」研修を実施し、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー（The Nature Conservancy）と提携していくつかのアジア太平洋諸国のコミュニティ保全プロジェクトに出資した。
- ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法に基づき、サプライチェーンにおける人権侵害の防止のための当行のリスク管理および関連するプロセスをさらに強化した。

ドイツ銀行のサステナビリティ戦略を強化するため、持続可能性に関連する目標および目的に関する当行の変革は、トップレベル管理職の業績連動報酬の構成要素となっている。

本項では、独自のサステナビリティ戦略を設定しているDWSは対象としていない。下記「ドイツ銀行の事業セグメント - アセット・マネジメント」の項を参照のこと。

ドイツ銀行の事業セグメント

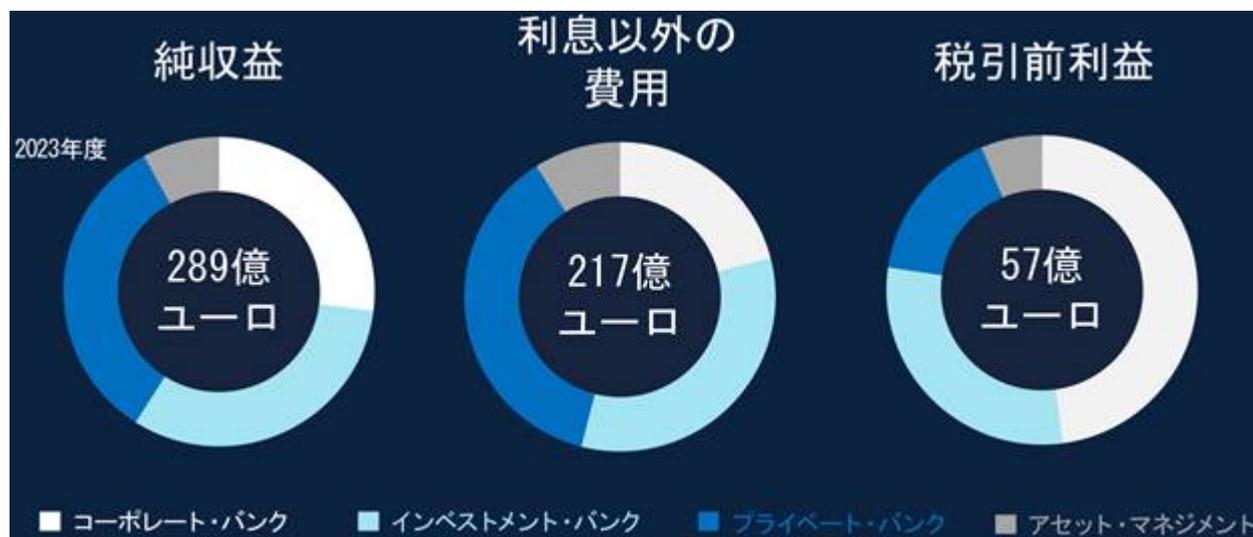
強固で多様なフランチャイズ・ポジショニングに支えられた力強い収益軌道

コーポレート・バンク

- 手数料が生じる決済プラットフォームおよび強化された業界のカバレッジ・チームへの投資
- 手数料ベースの機関投資家向け事業の拡大および部門横断的なソリューションの強化
- マーチャント・ソリューションズおよびデジタル・アセット・カストディを含む、将来の収益が見込まれる新規事業の開発を加速

インベストメント・バンク

- オリジネーションおよびアドバイザーへの投資および厳選採用により、業界の回復に伴う将来の収益の伸び率を推進
- 英国を代表する法人向けブローカーとなるため、又ミスの買収を完了
- 2023年にFIC部門の業績を統合し、顧客への浸透を深め商品の多様化に注力することにより、2024年以降の収益の伸び率の促進が見込まれる



プライベート・バンク

アセット・マネジメント

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> - 年度末の運用資産は前年から 8 % 増加し、5,590億ユーロとなり、成長の強固な基盤を示した - デジタル・チャネルの強化および内部ポートフォリオ・ソリューションへの移行 - インターナショナル・プライベート・バンクにおける投資手数料収益の増加 | <ul style="list-style-type: none"> - 年度末の運用資産は前年から 9 % 増加し、8,960億ユーロとなり、将来の成長に向けた力強い出だしとなった - 商品イノベーションおよび地域展開を通じたXtrackersの成長 - オルタナティブ・クレジット・ヨーロッパおよび米国の不動産債務への注力 - 債券およびマルチアセットにおける手腕を強化し、規模拡大の可能性を高める |
|---|---|

グループ合計額であり、各部門の寄与額にコーポレートおよびその他は含まれない。

コーポレート・バンク

コーポレート・バンキングは、ドイツ銀行の事業の不可欠な一部である。インベストメント・バンクの外国為替業務と緊密な協力のもとに行われたキャッシュ・マネジメント、貿易金融および貸出しにおけるコーポレート・バンクの態勢によって、当部門は、法人顧客の主要なニーズに応えることができる。コーポレート・バンクは、多国籍企業およびドイツ企業に国内外においてサービスを提供する主導的な銀行として、顧客の運転資金および流動性の最適化、グローバルなサプライチェーンおよび販売チャネルの確保ならびにリスク管理を支援している（出典：ユーロマネー（EUROMONEY））。さらに、コーポレート・バンクは専門化したサービスを金融機関に提供しており、コルレス銀行業務、法人信託・取次ぎサービスおよび証券サービスを行っている。最後に、当部門は、標準化された商品を通じて、ドイツ国内の中小企業および起業家の顧客を対象として、ビジネス・バンキングのサービスを提供している。

コーポレート・バンクは、その目標達成のための収益を増大させ、これらの異なる分野にわたる中核をなす能力を活かすためのいくつかの具体的施策を定めている。特に、新しい取組みに対する当部門による投資ならびに地政学的緊張の高まりに伴う不確実性、サプライチェーンの混乱が続くことによる業務を展開している主要国の経済成長率の低下、エネルギー価格およびコモディティ価格の上昇ならびに中央銀行の政策をめぐる不確実性等、複雑な状況を顧客向けに管理した経験により、コーポレート・バンクのアドバイザーおよびソリューションの能力を証明することができた。

2023年、コーポレート・バンクは、金利の上昇および厳格な価格統制の恩恵を受け、事業セグメントの戦略的目標に向けて前進し続けた。2023年7月、ドイツ銀行は、2025年半ばから欧州を代表するロイヤルティ・プログラムであるルフトハンザ・マイルズ&モア・クレジットカード（Lufthansa Miles & More Credit Card）の新たな発行パートナーに選出された。さらに、当セグメントは、2023年第2四半期にドイツ連邦金融監督庁（BaFin）に対してデジタル資産の保管に関するライセンスの取得を申請する等、デジタルサービスのさらなる拡大を目指している。

コーポレート・バンクは今後もグローバル・ハウスバンク戦略の不可欠な一部であり続け、ドイツ銀行の2025年目標に寄与すると予想している。当セグメントは、コーポレート・バンクにおける従来の強みと新たな商品により、法人顧客、機関投資家顧客、ビジネス・バンキング顧客の中核となるすべての顧客グループ全体において成長機会があると考えている。当セグメントの140ヶ国に及ぶグローバル・ネットワークと、現地での深い知識、包括的な商品および顧客に合わせたサービスの提供により、当部門の競合他社に対する競争上の優位性をもたらし続けることができる。コーポレート・バンクは、強いブランド力および顧客との深い関係を活用しながら、企業の財務担当者のためのアドバイザー・ソリューションおよび資金調達ソリューションを幅広く提供することを目指して戦略目標に向かって働き続けている。当セグメントは、ドイツ経済にとって信頼できるパートナーであり続け、自国の市場において主要なコーポレート・バンクとしての地位を確立したいと考えている。また、当セグメントが市場のリーダーの一部を担う、世界中の金融機関を結ぶビジネスにも注力している（出典：スウィフト・ユーロ・ピア・ベンチマーキング（SWIFT Euro peer benchmarking））。

コーポレート・バンクの取組みは、法人顧客向けのキャッシュ・マネジメントおよび決済分野における収益の増加（機関投資家顧客との報酬ベースの事業の拡大および貸付の増加を含む。）を目指すものである。

当セグメントは世界中の顧客との事業の拡大を狙う一方で、コーポレート・バンクは貸出金ポートフォリオの質の高さおよび厳格な融資基準を維持するため、健全なリスク管理原則の適用にコミットしている。同様に、当セグメントは、テクノロジー、フロントオフィスとバックオフィスの間のプロセスの最適化、自動化および立地戦略により、コストにおいてもさらなる削減余地があると考えている。

さらに、コーポレート・バンクは、トランジション・パートナーとして、幅広いサステナブルな資金調達ソリューションおよびセクターごとのESG業界の専門知識を提供することで、セクターのバリュー・チェーン全体における顧客がそれらの戦略目標を達成できるよう支援している。また、コーポレート・バンクは、ストレージ・ソリューション、水素および炭素管理等の新技术を含むアセット・ファイナンスならびにプロジェクト・ファイナンスの手腕を通じて、再生可能エネルギーおよびインフラの構築を加速させることを目指している。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、ドイツ銀行の事業の主要な柱である。FICならびにオリジネーションおよびアドバイザリーにおいて、法人顧客および機関投資家顧客は、ファイナンス、マーケット・メイキング/流動性の提供、リスク管理ソリューション、アドバイザリーならびに債券および株式の発行を含む包括的なサービスを利用している。当セグメントは、インベストメント・バンク事業および顧客基盤の双方に関し、欧州・中東およびアフリカ、米州地域ならびにアジア・太平洋地域を地域別にカバーしている。

2023年において、基礎となる市場は非常に好調であった2022年と比較して、顧客フローへの貢献度が低く、その結果生じた不確実性は、資本市場およびアドバイザリー活動のレベルを引き続き低下させた。それにもかかわらず、インベストメント・バンクは、顧客に充実したサービスを提供し、2019年の事業設立以来の進歩を積み重ね、その戦略的優先事項に照らして実行を続けた。

インベストメント・バンクのFIC事業の発展は顕著であり、複数の事業分野にわたる戦略上の目標に対する成果を反映して収益および市場シェアは長期的な成長を遂げた。この成功は、様々な要因によって牽引されてきた。強力で安定したマネジメントチームが配置されており、2023年中、サブビジネスの管理職のポジションに対して特定のターゲットを絞った多くのシニア採用を行ったことにより、当セグメントが一流の人材を引き付けていることが示されている。策定されたテクノロジー戦略は、簡素化されたサステナブルな機能（過去2年間で175を超えるアプリケーションが廃止された。）を実現しており、事業全体の領域への投資は、当部門のクライアントのための商品の改善および新しい機能の開発を可能にしている。これは、ドイツ銀行の商品へのアクセスを簡素化された効率的な方法で顧客に提供するワークフロー・ソリューションにより示されてきた。当部門の顧客に継続的に着目することは、インスティテューショナル・カバレッジ・グループにおける専用の関係管理機能および顧客支援機能を設置することで強化されている。これにより、顧客とのより深い戦略的関係が確保されると同時に、ドイツ銀行との最も効率的な取引方法が提供される。これは、最近の格付の上昇に伴う顧客エンゲージメントの大幅な増加によってさらに強化されている。この継続的な成功は、外部からも認識されてきた。一例として、ドイツ銀行は2年連続でユーロマネーにより、リーディング・グローバルFXプロバイダーに選ばれた。

手数料プールが引き続き制限されている環境の中で、オリジネーションおよびアドバイザリーは、2024年に活動が再開されると予想された際に事業が利益を得られる状態を確保するためのプラットフォームを構築してきた。ドイツ銀行が競争力を有しているが、現状では過小評価されているセクターおよび地域に焦点を当てて、ターゲットを絞った多くのシニア採用が行われた。この有機的な成長に加えて、ヌミスの買収は、欧州・中東およびアフリカ内で最大の手数料プールである英国において、オリジネーションおよびアドバイザリーが提供するサービスの深さをさらに改善するとともに、顧客基盤への他のセグメント商品のクロスセルを可能にする。顧客との強固な関係を維持するために、当事業は顧客戦略および分析チームを設立し、顧客基盤との関係の深さを推進し、最も細かいレベルでパフォーマンスを綿密に監視する。

2024年、インベストメント・バンクの戦略は、グローバルな非米国投資銀行になるというビジョンに向けて取り組み、セグメントの成長およびリターンを達成することに重点を置いている。これは、テクノロジー、データを活用した機能、資本効率および制御に重点を置くことと同時に、ターゲットを絞った成長投資および顧客戦略の継続的な策定によって達成することを目指している。

オリジネーションおよびアドバイザリーのフランチャイズへの投資は、長期的に総収益に対する戦略的アドバイザリー収益の比率を増加させることが予想される。FICにおいては、当部門が競争上優位な分野における既存事業への投資が引き続き行われる。これは、既存のプラットフォームおよび顧客基盤を活用して低い限界コストでの成長を可能にする、少数の隣接する事業への拡大によって補完される。これらのそれぞれの結果により、収益源のさらなる多様化と同時に、顧客基盤のための改善された関連商品の提供が確かなものとなる。

最後に、ESGは、当セグメントがその顧客に対してグローバルな支援を続けているため、引き続きインベストメント・バンク全般における優先事項とされる。ドイツ銀行は、2023年3月に第2回サステナビリティ・ディープ・ダイブを開催し、当行が世界中の顧客と築いた様々なアプローチについての洞察を提供した。取引の観点からは、2023年には、これまでで台湾最大の洋上風力発電プロジェクトである海龍（Hai Long）に対するオーダーメイドの取引条件付金利ヘッジおよびカスタマイズされた融資の完了ならびにエールフランス - KLM（Air France-KLM）による10億ユーロの初のサステナビリティ運動長期3年債券および長期5年債券の発行に関するグローバル・コーディネーターおよび共同アクティブ・ブックランナーを務める等、多くの重要な事象があった。

プライベート・バンク

プライベート・バンクは、プライベート・バンク（ドイツ）およびインターナショナル・プライベート・バンクという二つの中核的業務で構成されている。プライベート・バンクは、個人顧客、富裕層、起業家およびファミリー層にサービスを提供している。当セグメントにおいて、国際的な事業は、商業顧客にも注力している。プライベート・バンクは、19ヶ国において200万人を超える顧客と幅広い金融サービスを有し、ドイツ銀行のグローバル事業に大きく貢献している。当セグメントは引き続き、その戦略的目標および財務的目標の達成に向けて規律あるアプローチを推進した。2023年を通しての成果により、プ

プライベート・バンクは2025年の目標とのギャップをさらに埋めることができた。プライベート・バンクの事業展開における進展は、成長、業務効率および資本効率に関する当行グループの目標とも一致していた。

プライベート・バンク（ドイツ）は、ドイツ銀行とポストバンクという二大ブランドで19百万人の顧客にサービスを提供する、ドイツ市場をリードするプライベート・バンクと位置付けられている。ドイツ銀行は、継続して個人顧客に対し優れた個別の商品ソリューションにより高品質のアドバイザー・サービスを提供しているが、ポストバンク・ブランドの顧客は、ドイツ・ポストDHL（Deutsche Post DHL）との協力による郵便および小包サービスと並行して、複雑ではなく標準化された商品提供の恩恵を受けている。プライベート・バンクの顧客は、オムニチャネルのサービスにより、国全体に広がる支店網へのアクセスだけでなく、直販、通販および販売パートナーを通じて多様なバンキング・ソリューションにアクセスすることができる。

2023年、プライベート・バンク（ドイツ）は、預金の堅調な増加および固定金利商品のキャンペーンの成功に支えられ、前年から収益を大幅に増加させた。住宅ローン事業は安定した水準を維持したが、プライベート・バンク（ドイツ）の投資事業における運用資産は、市場の好調な発展による高い資金流入により、前年から増加した。また、プライベート・バンク（ドイツ）は、引き続き戦略的な変革に取り組んだ。これには、2023年末にポストバンクの支店を約550店に削減することおよび新支店コンセプトの導入等、下位部門の市場進出モデルの継続的な変革が含まれた。今後数年間で、プライベート・バンク（ドイツ）は市場進出モデルをさらに調整し、デジタル提案を強化する計画である。さらに、プライベート・バンク（ドイツ）は、2023年に欧州の銀行市場で最大級の顧客移行を完了した。12百万人の顧客と19百万件の契約がドイツにおけるすべての顧客のための統一されたプラットフォームに移行され、旧ポストバンク・グループの従来のすべてのアプリケーションを廃止するための道を開き、銀行がデジタル変革をさらに推進できるようにした。移行の結果、顧客の要求数が増加し、未解決の要求のバックログが発生した。プライベート・バンク（ドイツ）は、キャパシティを向上させ、顧客の懸念に対処し、目標の運用サービス・レベルに回帰するための修復計画を優先している。

インターナショナル・プライベート・バンクは、ウェルス・マネジメント、起業家のための銀行およびプレミアム・バンキングに注力した顧客セグメントを有しており、地域間で収益構成が多様化している。当事業は、世界各国における超富裕層のファミリー起業家および欧州中の裕福な顧客を対象としており、デジタル主導のモデルに焦点を当て、起業家に選ばれるグローバル・ハウスになるというより大きな目標を持っている。

インターナショナル・プライベート・バンクは、2023年の厳しい市場環境にもかかわらず、4年連続で各四半期の運用資産の純資金流入額がプラスとなり、顧客の流入を惹きつける強い勢いを維持した。インターナショナル・プライベート・バンクの主要な戦略的資産配分および革新的な民間市場／超富裕層向けソリューションは、インターナショナル・プライベート・バンクの純新規資産成長に向けて大いに貢献した。また、当事業は、その戦略的アジェンダを達成するためのターゲットを絞ったいくつかの取組み（例えば、起業家にフォーカスした戦略的採用に支えられた、主要な市場におけるウェルス・マネジメントのカバレッジおよび商品チームの強化）を継続的に進めた。当事業はまた、厳格なコスト管理を適用し、それによりインフレ環境におけるコスト管理に成功している。ワンバンクおよび起業家向けバンキングの両アプローチの利点は、裕福な起業家顧客の複雑なニーズへの対応に成功した事業に反映された。さらに、プレミアム・バンキングにおいて、当事業は、デジタル・ファーストのリモート・アドバイザー・サービスおよび顧客エンゲージメント・サービスに向けた戦略的な変革を進める一方、支店の拠点の最適化および刷新に取り組んだ。

ESGでは、プライベート・バンクは、2023年3月におけるドイツ銀行のサステナビリティ・ディープ・ダイブにおいて今後の戦略を発表し、商品ポートフォリオの強化、戦略的テーマ別の協力および社内のESG実現に向けた重点的な取組みを通じて、ESG全体の価値提案をより強固なものにした。これは、顧客の全体的な持続可能な移行の工程を支援することを目的としていた。

2023年7月、プライベート・バンクは、セグメント機能をさらに強化し、2025年の目標を達成するための新体制を発表した。2024年第1四半期より、プライベート・バンクは、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」ならびに「パーソナル・バンキング」という二つの顧客サブセグメントを設け、顧客重視のアプローチを取ることとなった。ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングは、プライベート・バンキングならびに富裕層および超富裕層の顧客をグローバルに統合する。「パーソナル・バンキング」には、個人顧客および富裕層の個人顧客ならびに特定の国際地域におけるコマーシャル・バンキングの顧客が含まれる。これらのコマーシャル・バンキングの顧客は、ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングのサブセグメントの対象とはならない小規模事業顧客および中小企業顧客から構成される。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメントは、主にDWSグループGmbH & Co. KGaAで構成されており、同社は伝統的なアクティブ戦略およびパッシブ戦略に加え、オーダーメイドのオルタナティブ・ソリューション等、多様な投資能力を有するグローバルなアセット・マネージャーである。

DWSは、絶えず変化する市場環境の中で運営されており、経済的、財政的、政治的および環境的な様々な課題に直面している。DWSの戦略は、成長、価値、構築および削減の四つの戦略的クラスターで構成されており、その強みおよび市場の成長見通しに沿ったものとなっている。その目的は、市場シェアをさらに獲得するために、専門知識および顧客との関係を構築するこ

とに加え、既存のパートナーシップを拡大し、新たな販売チャネルを開発することで、ドイツ市場におけるリーダーシップを維持することである。DWSは、特にXtrackersブランドに代表されるオルタナティブ投資およびパッシブ・ファンドで、さらなる市場の可能性を見出している。全体的な戦略はサステナビリティも考慮しており、DWSは、2023年にサステナビリティ戦略を更新し、優先事項を明確に定義した。

成長戦略は、パッシブ運用業務およびオルタナティブ運用業務の強みを基盤に構築されている。Xtrackersブランドを有するパッシブ運用業務は、当部門の見解では、持続的かつ収益性の高い成長の可能性を提供し、十分な拡張性をもたらすものと考えている。フランチャイズ事業および欧州事業を基盤として、DWSはサステナビリティ、テーマ別ETFおよびアクティブETFを含む米国の成長計画に投資することを決定した。さらに、DWSはアジア太平洋地域でのマンデートの需要が高いと考えており、同社のカスタマイズされたマンデート事業の拡大を計画している。地域的な成長の可能性に加えて、DWSは、オーダーメイドのパッシブ・ソリューションが広範のインデックス・レプリケーションを上回る機会を見出し続けている。

オルタナティブ運用業務では、投資家の不動産に対する関心は2023年に減速したが、インフラ・セクターの需要は引き続き堅調であった。しかし、DWSはオルタナティブ運用業務内の需要の増加を見込んでおり、欧州における民間資本投資ソリューションによって資本需要および供給のギャップを埋めることを目指している。DWSは引き続き、不動産およびインフラ投資プラットフォームに注力し、当部門を民間債務分野における成長部門に位置付けている。

価値戦略は、アクティブ投資戦略（特に株式、債券およびマルチアセット）の成熟市場におけるリーダーシップを維持することを目的としている。株式では、DWSは、テーマ別株式のプラットフォームをさらに成長させ、サステナビリティに向けた商品提供を前進させることを意図している。市場環境の変化および金利の上昇を踏まえ、DWSは、債券および機関投資家にさらに重点を置くことになる。マルチアセットでは、ソリューション能力をさらに強化し、より大きな規模を達成するためにモジュラー投資プラットフォームを強化することを目的としている。

構築戦略では、デジタルトレンドを重要視しており、サービスとしての資産運用およびデジタル資産に着目することを目的としている。DWSは、拡張可能で、アプリケーション・プログラミング・インターフェースを介して、新規および既存の販売パートナーの商品提供に統合された、個々のモジュール式販売を構築することを計画している。DWSは、市場構造の変化に伴う経済のトークン化が進むことを予想しており、新しいブロックチェーン・インフラの活用、新商品の開発およびデジタル・ネイティブな顧客の獲得を目指している。2023年12月、DWSは、規制環境下での完全担保型ユーロ建てステーブルコインの発行を目的として、伝統的な資産運用の専門知識とデジタル資産のノウハウを融合させるために、ギャラクシー・デジタル（Galaxy Digital）およびフロー・トレーダーズ（Flow Traders）と合併会社を設立することに合意した。

削減戦略は、構築分野および成長分野に対する投資資金への財務資源の再分配を意図している。DWSは、サブスケール事業からの撤退およびマネジメント層の削減等、効率化のための施策を継続的に分析し、これらの施策が継続事業に悪影響を与えないようにする。2023年には、DWSはプライベート・エクイティ・ソリューション事業部門の売却を完了した。さらに、DWSは、より広範な効率化プログラムの一環として、事業内の管理職を削減した。

DWSは、その戦略に基づき、2025年までに中期財務目標を達成することに引き続きコミットしている。それは、2025年における1株当たり利益目標を4.50ユーロとし、2025年までに調整後費用収益比率を59%未満にすることならびにパッシブ運用業務（Xtrackersを含む。）およびオルタナティブ運用業務のAuM成長率を、それぞれ12%および10%（2022年から2025年の複合年平均の伸び率）とすることである。

2023年、DWSはサステナビリティ戦略を更新し、サステナビリティに関する優先事項の改良を行った。これは、投資の専門知識およびソリューションを提供することで、顧客が実体経済のサステナブル・トランスフォーメーションを進むことできるようにすることを目的としている。更新されたサステナビリティ戦略における中核的なテーマは依然として気候変動の問題であり、三つの優先事項を中心に構築されている。それらは、気候関連投資に焦点を当てること、投資先およびその他の関連するステークホルダーとの関与を強化することならびにネットゼロへのコミットメントを達成するために、DWS自身の企業変革を前進させることである。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンスおよびリスク管理

ガバナンスおよびリスク管理については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート - リスクおよび資本管理 - エンタープライズ・リスク管理 - 環境、社会、ガバナンスに関するリスク」の項を参照のこと。

(2) 戦略ならびに指標および目標

戦略ならびに指標および目標については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - 事業戦略 - サステナビリティ」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書 - 取締役の報酬 - 事業年度における報酬制度の適用 - 変動報酬 - 長期報奨 (LTA) - ESG目標」の項を参照のこと。

(3) 人的資本

人的資本については、上記「第2 企業の概況 - 5 従業員の状況 - (3)」または下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 従業員」の項を参照のこと。

3【事業等のリスク】

本項は、2024年3月14日付の当行のForm 20-Fの「リスク・ファクター」の項の和訳である。

ドイツ銀行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。潜在的な投資家は、ドイツ銀行の証券に関する投資判断を行う場合、ドイツ銀行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、ドイツ銀行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたはその証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、上記Form 20-Fの日付現在において当行が判断したものである。

事業等のリスクの概要

マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況および金融市場の状況により重大な影響を受ける。市場のボラティリティ、インフレ・リスクおよび金利上昇環境の影響、融資基準の厳格化ならびに借換リスクの増大から大きな課題が発生しうる。イスラエルとハマスの地域における戦争のさらなる激化、ウクライナで継続中の戦争による影響、米中の緊張ならびに今後予定されている米国、EUおよびその他の地域の選挙等、様々な地政学的リスクおよび政治的リスクは、事業環境に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、経済活動が低迷し、金融市場においてより広範な調整が行われる可能性がある。これらのリスクの顕在化により、ドイツ銀行の一部の事業における業績およびその財務状態ならびにその戦略的計画が悪影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行の事業および戦略に関するリスク 当行は、継続的に計画を立て、状況の変化に対応しているが、世界的な事業環境の著しい悪化、銀行セクターおよび/または顧客行動に対する市場の信頼感の悪化ならびに競争の激化により、2025年の財務目標を達成できないリスクを抱えている。ドイツ銀行が収益の維持またはコストの抑制ができない場合、当行は、2025年の目標を達成できなくなり、自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者および規制当局が期待する水準に維持することが困難になるおそれがある。低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティ、為替レートの変動および慎重な投資家心理は、ドイツ銀行の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行の本拠地であるドイツの市場および国際市場における激しい競争は、ドイツ銀行の事業、業績または戦略的計画および戦略的目標に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体または当行独自の流動性に制約がかかる期間中には、債券資本市場にアクセスできないことまたは資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがあり、当行のビジネス・モデルの側面に大きな影響を及ぼす可能性がある。より広範な金融業界における経営不振による追加の流動性リスクもまた、流出率の上昇をもたらし、世間の認識の悪化に寄与し、さらなる流出を引き起こす可能性がある。

規制および監督に関するリスク 金融業界に影響を及ぼす健全性改革および規制の監視強化は、今後もドイツ銀行に多大な影響を及ぼし、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、遵守されない場合、配当金の支払い、自社株の買戻しまたは当行の規制資本商品に関する支払いの禁止もしくは規制自己資本および流動性要件の強化を含む、当行に対する規制上の制裁につながる可能性がある。当行グループが規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当金の支払

い、自社株の買戻しもしくは当行の規制資本商品に関する支払いを禁止する、またはその他の措置を講じる可能性がある。規制上の変更は、主要な企業の資金調達方法に影響を与える可能性があり、事業運営の方法に影響を及ぼし、業績にマイナスの影響を与える可能性がある。また、ドイツ銀行は規制上の措置により、そのビジネス・モデルの変更を余儀なくされるか、または一部の事業活動が実行不可能となる可能性がある。規制上および法律上の変更により、ドイツ銀行は、破綻処理シナリオにおいてペイルイン対象となる資本および債務を増加させ、厳格化された流動性要件を遵守することが求められる。当行がその自己資本要件または流動性要件を満たすことができない可能性があるとの市場の認識があった場合、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響が強まる可能性がある。

ドイツ銀行の内部統制環境に関するリスク ドイツ銀行は、内部統制環境およびインフラを強化する必要性に注目し、そのための取組みを開始した。ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）（BaFin）は、当行に対して、マネーロンダリング防止および顧客情報管理プロセスに関する統制およびコンプライアンスのインフラ整備を命じるとともに、これらの対策の実施を監視する特別代表を任命した。規制当局が設定するまたは期待するスケジュールで、ドイツ銀行のインフラおよび統制環境を改善できない場合、当行の評判、規制上の地位および財務状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

サイバー・セキュリティに関するリスク 当行または顧客の情報の機密性、完全性および可用性が侵害されるリスクや第三者のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害等のサイバー・セキュリティの脅威は、当行の業務を行う能力に悪影響を及ぼし、レピュテーションを毀損し、法的および規制上のリスクが増大し、財務上の損失を引き起こすおそれがある。侵害は、ネットワークもしくは情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスもしくはマルウェアの侵入、もしくはその他の形態のサイバー・セキュリティ攻撃または事故により生じる可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク 当行は、規制が厳しく強化され、訴訟社会で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁ならびにレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。訴訟手続において当行に不利な結果となった場合または捜査の結果、当行が適用ある法律を遵守しなかったとされた場合、ドイツ銀行は多額の損害賠償、罰金、事業活動の制限、是正の約束、刑事訴追または当行の財務状態へのその他重大な悪影響に晒され、結果としてメディアの大きな注目を集め、当行のレピュテーション上および潜在的な事業上の損失のリスクにも晒される可能性がある。刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。さらに、これらの事象が、コストもしくは当行の事業に要求される変更の点において当行の予想よりも不利な条件で解決された場合、またはこれらの事象に関連して当行の事業および見通しに関する否定的な見方ならびに関連事業への影響が増大した場合、ドイツ銀行は、当行の戦略的目標を達成することができないか、またはその変更を余儀なくされる可能性がある。

気候変動および環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する事項に関するその他のリスク 地球温暖化の影響ならびにそれに伴う、地球温暖化を抑制するために必要とされる政策、技術および行動の変化により、財政リスクおよび非財政リスクの新たな要因が出現することになった。これらのリスクには、異常気象により生じる物理的リスクの影響ならびに炭素集約型セクターが直面しているコストの上昇、潜在的な需要の減少および資金調達手段の制限といった移行リスクが含まれる。移行リスクおよび/または物理的気候リスクならびにその他の環境リスクの発生が現在予想されているよりも急速である場合には、当行と取引を行う者および当行自身の業務への影響による信用損失および市場損失の増加ならびに業務の混乱につながる可能性がある。金融機関は、各国政府、規制当局、株主およびその他の組織からの、気候問題およびより広範なESG関連問題についての、一貫性のない（時には矛盾する）観点や要請を含む、より厳しい監視の強化および規制報告要請に直面しており、当行がESG目標を支援していないと見なされた場合のレピュテーション・リスクおよびドイツ銀行のサステナビリティ開示が進化した基準に準拠していないリスクにつながる。

その他のリスク ドイツ銀行は、以下を含むその他のリスクにも晒されている。

- ポストバンクのIT移行に関連する残存リスクは増大し、および/または当行のレピュテーションに影響を及ぼす可能性があり、結果として顧客や事業の損失をもたらす、当行の将来の業績に影響を及ぼす可能性がある。
- ドイツ銀行のリスク管理の方針、手続および方法により、当行は認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスには、当行が社内でサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクを伴い、当該第三者により提供されるサービスの責任は、最終的には当行が引き続き負うことになる。かかる第三者が適用ある基準または当行の期待に沿って業務

- を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、もしくは規制措置もしくは訴訟に服し、もしくはレピュテーションの毀損に晒され、または第三者との関係から求められる利益を達成することができない可能性がある。
- ポストバンクのIT移行による顧客バックログの問題を含む、当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、ITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行と取引を行う第三者のサービス・プロバイダーに関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。
 - EU域外の国々で中央清算機関と同等性評価に関する取決めができない場合、ドイツ銀行の事業、業績または財務目標に悪影響を及ぼすおそれがある。より一般的には、当行の大規模な清算業務および決済業務は、短期間でも適切に運営されなかった場合にはリスクをもたらす。
 - のれんおよびその他の無形資産の減損ならびに繰延税金資産の減額は、ドイツ銀行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。
 - 当行の伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、取引を通じて与信が拡大される非伝統的な与信業務にも従事する可能性があり、これらは当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる。
 - 当行の資産および負債の大部分は、当行が公正価値で計上した金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、ドイツ銀行は損失を被っており、またさらに損失を被る可能性がある。
 - ドイツ銀行は、その年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスク（当行の収益に重大な影響を及ぼしうる金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスクおよび流動性リスクを含む。）に晒されている。
 - デジタル改革は、異業種からの参入企業、グローバルなハイテク企業またはフィンテック企業等、新たな競合他社に市場参入の機会を提供する。これにより、潜在的な市場シェア喪失のリスクを軽減するためのデジタル商品およびプロセス・リソースへの投資に対する当行のニーズが高まる。
 - デジタル改革および暗号資産は、機会を提供する一方で、大きなリスクも抱えている。当行は、この分野でのトレンドを見逃したり、または財源を十分に投入しなかったりすることで、フランチャイズ展開の機会を逃す可能性がある。
 - ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。当行がかかる法律および要件に違反した場合、ドイツ銀行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。
 - 米国国務省により、テロ支援国家として指定された国々の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が、当行との取引もしくはドイツ銀行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性があり、当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク

ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況および市場の状況により重大な影響を受ける。インフレの継続、金利環境、市場のボラティリティおよびマクロ経済環境の悪化から大きな課題が発生しうる。これらのリスクは、事業環境に悪影響を及ぼし、経済活動の低迷および金融市場のより広範な調整につながる可能性がある。これらのリスクが顕在化した場合、ドイツ銀行の業績および財務状態ならびに当行の戦略的計画および財務目標に悪影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行は、リスク管理およびヘッジ活動を通じてこれらのリスクを管理するための措置を講じているが、これらのマクロ経済リスクおよび市場リスクに引き続き晒されている。

2023年には、複数の米国の地方銀行および一つの欧州の主要銀行が破綻または再編され、より広範な銀行セクターに対する投資家の懸念につながった。2023年の米国のCCARおよびEU全域EBAストレス・テストに示されるように、全体的なファンダメンタルズは引き続き健全であり、市場のボラティリティはその後低下したが、預金競争の激化および集中リスクに関連する預金者感応度の上昇ならびに金利感応エクスポージャーの未実現損失に伴い、銀行が流動性の保全に取り組む中で、これらの事象により金融引締めの可能性が高まった地域もある。顕著な金融引締めは、融資基準の厳格化および顧客の借換リスクの上昇につながり、商業用不動産およびセクター間でより高レバレッジの企業顧客はリスクが増大する。

主要中央銀行は、2023年に政策金利サイクルのピークに達した可能性が高い。ヘッドライン・インフレ率および最近のコア・インフレ率は、中央銀行目標に向けた減速が進んでいることをより明確に示している。金融市場は、2024年の大幅な利下げを予想し始めており、これが債券利回りの低下、株価の上昇および信用スプレッドの縮小といった大幅な金融緩和を支えている。しかし、中央銀行は、2024年の早期利下げの市場予想は、残存するインフレ・リスクを考慮すると楽観的すぎる可能性があるとして示唆しており、金融政策正常化への道筋は依然としてやや不透明である。

金融引締政策の効果の遅れは、当行の顧客基盤全体における借換リスクおよび潜在的な格下げにつながる可能性があり、2024年に企業の債務不履行の発生率の上昇が続く可能性がある。特異な債務不履行のリスクも依然として高い。さらに、インフレ、金利および市場のボラティリティは、清算時の回収に関連するリスクを伴う担保価格の大幅な下落につながり、したがって、信用損失引当金への影響が大きくなる可能性がある。これは特に、資金調達に資産ベースであり、第三者への償還請求がない場合に関連する。金利の上昇および量的引締めの効果の遅れが実体経済に波及する中、さらなる流動性イベントが具体化する可能性がある。そのため、当行は予想を上回る信用損失引当金を計上し、金利の上昇は、ドイツ銀行の計画した業績、財務およびコストの目標に不利な影響を及ぼす可能性があり、また、当行の顧客基盤全体における格付引下げをもたらす、信用リスクRWAのインフレにつながる可能性がある。より持続的なインフレおよびターミナルレートの上昇は、より高金利の定期預金への顧客の貯蓄の再配分を増加させ、消費者支出および個人顧客投資を減少させ、消費者金融および/または民間住宅ローンの新規融資の減少につながる可能性がある。さらに、より持続的なインフレ環境の結果としての個人の生活費の増加は、個人の信用債務返済能力に悪影響を及ぼし、その結果として特に消費者金融において信用損失引当金の増加につながる可能性がある。

商業用不動産（CRE）市場は、高金利および借入れコスト、逼迫した融資環境ならびに経済的な逆風の影響を引き続き受けている。流動性の低下およびCREの評価に関する価格発見は、特に米国のオフィス市場において、取引の顕著な減少および融資拡大意欲の減退をもたらした。CRE市場の動向は、特にオフィス部門において、担保価格に影響を与え、その結果として融資比率に影響を与え、予想を上回る信用損失引当金を計上する可能性がある。

2023年の米国経済は、労働市場が徐々に軟化し、インフレ圧力が後退する中、ソフトランディング・シナリオに沿って回復力を維持している。2023年および2024年のコンセンサスGDP成長率予測は、継続的に上方修正されている。しかし、主に金融引締めの効果の遅れにより、経済の下振れリスクが残っている。ユーロ圏経済も同様で、特に製造業の経済活動が依然として弱く、エネルギーに起因する競争力への打撃およびその他の構造的要因が経済を圧迫し続けているためパフォーマンスが低く、各国の業績はドイツと乖離している。経済成長は、2024年には緩やかにしか回復しないと予測されている。対外的な下振れリスクは、米国および欧州だけでなく、中国経済にも起因している。中国経済は、国内の活動が勢いを欠いており、多額の負債を抱えた不動産セクターがまだ好転の兆しを見せていない。

全体として、上記のリスクは、単体でも、中国/台湾の緊張の激化および2024年の米国選挙に伴う政治的リスク等のその他のリスク要因との組み合わせによっても、ドイツ銀行のポートフォリオの質の悪化ならびに予想を上回る信用損失および市場損失をもたらす可能性がある。また、顧客の格付が低下し、引当金繰入額が増加する可能性がある他、クレジット・ファシリティを引き下げる顧客が増加し、自己資本要件および流動性需要の増加につながる可能性がある。さらに、特異な債務不履行のリスクが高まるおそれがある。金融市場のボラティリティの高まりは、証拠金請求の増加、マーケット・リスクRWAの増加および評価制準備金の増加につながる可能性がある。投資家の意欲への悪影響は、資本市場コミットメントを配分し、リスクを削減する当行グループの能力にも影響を与える可能性があり、損失をもたらす可能性があるとともに、価格設定およびヘッジがより困難かつ高コストとなる可能性がある。また、資本市場のボラティリティは、ロンバード取引または証券金融取引における不足金等、直接的にも間接的にも、取引相手方の特異な事象によるリスクを増大させる。

また、市場の下落およびボラティリティが金融商品の価値に悪影響を与える一方、上記の動きは、ドイツ銀行の収益創出能力および費用に影響を与え、当行の評価および時差に変動をもたらす、その結果非金融資産の減損をもたらす可能性がある。これは、金融市場の流動性の低下が価格変動およびより広範な市場ストレスのリスクを悪化させる可能性があることから、特に重要である。市場のボラティリティは、予期せぬ政策決定や政策の誤りによっても引き起こされる可能性があり、厳しいマクロ経済環境もまた、取引処理、内部および外部の不正行為リスクならびに損失隠しの試みおよび顧客による訴訟の試みの増加等を含む行動リスクを含む複数の非財務リスクにおける固有のリスクの増加につながる可能性がある。

もう一つの重点分野は、ノンバンク金融機関からの特定の活動およびより広範な民間信用を含む民間資本市場である。ノンバンク金融機関セクターは、多様なリスク・プロファイルおよび脆弱性を有し、極めて広範である。一つまたは複数の大規模なノンバンク金融機関の破綻は、ドイツ銀行を含む銀行およびその他の債権者ならびに資本提供者にとって直接損失をもたらす可能性がある。金利の上昇、リスク回避、市場の流動性不足および景気減速を伴う広範な市場の不安定性はすべて、リターン低下および投資家による資本の再配分に伴って発生する破綻の可能性を高める。当行のリスク管理手法は、基礎となるカウンターパーティ・リスクおよび集中リスクへのエクスポージャーのリスク・プロファイルに見合ったものとなるよう意図されているが、将来の市場の不安定化の際に当行が重大な損失を被ることのないよう保証するものではない。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大部分は、公正価値で計上された金融商品から構成されており、公正価値の変動は当行の損益計算書において計上されている。かかる変動により、ドイツ銀行は過去に損失を被っており、また将来さらに損失を被る可能性がある。当行は、特に米ドルおよび英ポンドに関連して、為替レートの変動に関連するリスクに晒されている。当行はまた、資産および負債の大部分を償却原価で会計処理している。これらの資産の公正価値は帳簿価額を下回る可能性があり、満期前に資産が売却された場合には実現損失をもたらす可能性がある。

様々な地政学的および政治的リスクならびに事由は、経済活動の低迷、金融市場の調整、コンプライアンス・リスク、低金利環境等を通じたものを含め、ドイツ銀行の事業環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

2023年10月7日、ハマスのテロリストがイスラエルを攻撃し、イスラエルはこれに対抗してガザのハマス勢力とインフラに対する軍事作戦を展開した。当行への直接的なリスクまたは影響は現在のところ抑制されており、現在著しい損失は予想されていないが、主要なリスクは、地域内でより広範に激化する可能性に関連するものである。今後、これは原油価格、より広範なエネルギー市場および世界的なサプライチェーンにも影響を与え、それによって信頼および世界的な成長を損なう可能性がある。2024年初頭には、紅海での貨物船に対するフーシ派の攻撃を含め、この地域の激化が拡大している。後者は既に世界的なサプライチェーンに影響を与えており、アジアから北欧への運賃は2倍を超えて跳ね上がった。

ウクライナでの戦争が続く中、2023年にはさらなる一連の制裁が導入された。新たな制裁やロシア政府による対抗措置により、関連要件の現地での適用および実施に関してロシアにおけるドイツ銀行子会社とドイツ銀行グループとの間で差異が拡大し、業務が複雑化し、法に抵触する状況が生じている。当行が終了する必要がある取引および関係の清算は、資産の収用を含む制裁およびロシアの対抗措置により複雑になる可能性がある。この規制環境またはその他の制限により、会計上の損失が生じ、またはドイツ銀行子会社もしくは資産の管理ができなくなる可能性がある。これらのリスクはいずれも、業務を妨げ、重大な損失につながる可能性がある。

このような背景の中、ロシア政府およびロシア経済は、ウクライナに対するロシアの戦争に対して中立的な立場をとる西側諸国またはいわゆる代理国の経済事業者を通じて意図的またはそれと知らずに促進された、課された制裁を回避することを目的とした活動をさらに行う可能性がある。当行がそのような活動を特定し、すべての場合においてそのような違法な活動の潜在的な規制上の影響および評判上の影響から当行を守ることは困難であろう。厳しい制裁を背景に、銀行は、取引相手方または取引相手方との経済紛争にも巻き込まれる可能性があり、通常の事業過程では発生しないコストまたは損失を生じる可能性がある。

また、貿易およびテクノロジー関連問題、香港、台湾、人権ならびにサイバー・セキュリティ等、広範囲に及ぶ分野で米中の緊張が高い状態が続いている。当行は、中国/台湾の軍事衝突を短期的なベースケースとは考えていないが、激化による潜在的なダウンサイドの影響は大きく、ドイツ銀行の計画した業績および財務目標に実質的かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。ドイツ政府は、独自の中国戦略を公表し、ドイツ企業が引き続き中国の経済発展に参加するとともに、潜在的に有害な集中リスクおよび中国への経済的依存を軽減するための多角化努力を推奨することを想定している。最近、ウクライナで継続中の戦争に関連して、米国は複数の中国企業を制裁し、米中の緊張を高めた。9月、欧州委員会は、関税の引上げおよび中国の貿易報復措置の可能性につながるおそれがある中国の電気自動車輸出業者への補助金に関する調査を発表した。地政学的緊張は、中国対米国主導の明確なブロックの出現の可能性によって、さらなる経済の二極化および世界貿易の分断化を引き起こす可能性がある。中長期的には、国際通貨基金（International Monetary Fund）等は、脱グローバル化が生活水準および成長に与える潜在的な悪影響を強調している。

多くの民主主義国では、政治的な二極化の進行、社会的不満の高まり、インフレ率の上昇から国内の政治的課題が生じている。これらの課題は、政治的意思決定プロセスを妨げ、必要な構造改革を阻み、当行のリスク・プロファイルに直接的または間接的に影響を与える可能性のあるマイナスの経済的成果につながる可能性がある。

2024年11月の米国の選挙は、現在の世論調査が、貿易政策および外交政策に根本的な違いをもたらさうする接戦の可能性を示していることから、経済的な不確実性および地政学的な不確実性を高める可能性がある。EUも2024年6月に選挙を実施するが、そこではポピュリスト政党が得票率を伸ばす可能性があり、欧州の政治的な二極化および分断化を進める可能性がある。2024年に地方選挙/総選挙を実施する、または実施することが予想されるその他の地域には、英国、トルコ、南アフリカおよびインドが含まれ、予期せぬ結果により、現地の市場のボラティリティおよび経済的な不確実性を引き起こす可能性がある。

2023年には多くの軍事クーデターが起こり、主に西アフリカに集中していた。いずれも当行に重大な影響を与えるものではなかった。カントリー・リスク管理手法を含む当行のリスク管理の枠組みは、そのような事象に対する過度の集中リスクを回避するように設計されているが、ダウンサイドとしては、そのような事象が他の国や地域に拡大した場合、財務上の損失および業務の混乱につながる可能性がある。

ドイツ銀行の戦略および事業に関するリスク

ドイツ銀行が2025年の財務目標を達成できない場合、または将来の損失もしくは収益性の低下を被る場合、ドイツ銀行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性があり、当行は、株主に対して予定された利益分配、または自社株の買戻しを行うことができなくなる可能性がある。

ドイツ銀行のグローバル・ハウスバンク戦略には、2025年までの期間の当行グループおよび部門別の財務上の目標および目的が含まれている。当行グループは、継続的に計画を立て、変化する状況に適応しているが、当行は世界的な事業環境の著しい悪化、銀行セクターおよび/または顧客の行動における市場への信頼性の悪化、ならびに競争の激化により、当行の2025年の財務目標を達成できないリスクを負っている。したがって、ドイツ銀行は、さらなる減損および引当金、計画して

いた収益性を下回る実績、または当行の資本もしくは流動性ベースの減少、およびより広範な財務状況を含む予想外の損失を被る可能性があり、これによりドイツ銀行の業績および株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これには、ドイツ銀行が希望する現金配当および自社株の買戻しを行うことができないリスクも含まれており、これらはすべて、規制当局による承認、株主の承認およびドイツ会社法の要件に服する。かかる目標が規制当局に対するコミットメントまたは規制当局の要求を反映している場合、かかる目標が達成されないことも、当該規制当局または格付機関による措置が取られる要因となる可能性がある。このような状況において、当行グループは、最低資本または流動性目標を確実に達成するために行動する必要がある。これらの行動または施策は、ドイツ銀行の事業、業績または戦略的な計画および目標に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、すべての部門において競争の激しい市場で事業を展開している。資本を配備し、投資資金を調達する能力は、当行の競争を可能にする重要な要素である。当行グループは、市場での地位を守り、成長機会を実現するために、競争の進展を継続的に監視し、対応している。このような状況における競合他社には、大規模な国際銀行、小規模な国内銀行および新興のノンバンクが含まれる。

ドイツ銀行は、様々な資本目標を公表している。そのうちの一つはCET 1比率に関連するもので、ドイツ銀行は、2024年に多少変動する可能性はあるものの、当行の最大分配可能額（MDA）の基準値を200ベースポイント以上上回るCET 1比率を維持することを目標としている。当行グループの自己資本比率の推移は、とりわけ、中核事業の業績、当行グループの再編費用の程度、および、例えばフロントオフィスとバックオフィスの間の最適化プログラムを含む改革イニシアチブによる関連利益の計上、潜在的な訴訟および規制上の強制措置に関連する費用、中核事業の貸借対照表の利用の増大、当行の税金および年金勘定の変動、その他の包括利益への影響、ならびに規制および規制技術基準における変更等を反映している。

上記のすべてが、当行グループのCET 1比率およびその他の目標比率に重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって当行は、目標とする当行のMDA基準を200ベースポイント以上上回るCET 1比率、または費用収益比率もしくは税引後平均有形株主資本利益率の目標を下回る可能性がある。

本項「3 事業等のリスク」に記載されているその他のリスクに加えて、以下の事項が当行の戦略目標および2025年の財務目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ドイツ銀行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済の好転に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、これらの戦略的財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、このベースケース・シナリオには、将来における当行のコスト削減能力に関する仮定も含まれている。
- さらに、当行のベースケース・シナリオは、現在の市場のインプライド・フォワード・インタレスト・レート・カーブに基づいている。金利が予想どおり推移しない場合、当行の収益は想定のように推移しない可能性がある。
- また、ドイツ銀行の目標は、インフレ水準に関する仮定に基づいている。インフレが当行の予想どおりに推移しない場合、当行の事業は悪影響を受け、当行はコスト目標を達成できない可能性がある。
- 当行の計画は、特にユーロおよび米ドルに関して、2023年12月31日現在の為替レートに基づいている。為替レートが当該水準から変化した場合、当行が目標を達成する能力に悪影響を与える可能性がある。
- ドイツ銀行に対するレピュテーション・リスクまたは市場における否定的な評価は、顧客数、預金または資産の流出に影響を及ぼし、当行の業績および2025年の財務目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。
- 従業員の自然減少率が過去の水準と比較して上昇した場合、有能な人材、特に収益の発生に重要なフロントオフィスおよび統制環境の向上に重要なポジションの人材を勧誘および雇用する当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行がかかる戦略的イニシアチブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシアチブが期待された効果をあげなかった場合、かかるイニシアチブを実施するために負担する費用が当行想定金額を超えた場合、または当行がこれらのイニシアチブを実施するために定めた公表済みの目標を達成できなかった場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、損失を被るかまたは低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家心理は、ドイツ銀行の収益、特にインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長引く市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれるか、または重大な損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティは、当行が保有す

る金融資産の価値を減少させるか、またはヘッジ費用を増加させることにより、ドイツ銀行に悪影響を与えるおそれがある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態によるインベストメント・バンクの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料およびその他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値とともに減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。近時を含め過去における顧客のリスク志向の減少は、インベストメント・バンクの取引量や収益性レベルの低下を招いた。ドイツ銀行の収益および収益性は、債券および株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、また将来においても減少する可能性があり、これにより利息以外の収益は減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。2023年、アセット・マネジメントは、アセット・マネジメント業界における継続的なマージンの悪化の影響を受け、その結果、収益に影響が生じた。市場が低迷していない場合でも、アセット・マネジメントの投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、ドイツ銀行の収益が減少する可能性がある。顧客は、顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行が十分な担保を保有していないまたはこれを実行できない場合に、当行はさらなる信用リスクおよび当該顧客の損失を填補する必要性に晒される可能性がある。顧客が損失を被り、ドイツ銀行の商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、ドイツ銀行の業務が阻害される可能性がある。

また、ドイツ銀行がトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益および利益は、市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。ドイツ銀行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。インベストメント・バンクのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差の影響を受ける。予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。さらにドイツ銀行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ流動性の高い市場で取引されていない当行の保有資産において発生する。市場相場価格が付けられていない銀行間のデリバティブ契約等の証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行がモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせて顧客の取引を縮小し、ひいては取引フローに依拠する事業の活動水準も低下させる場合には、ドイツ銀行は悪影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体または当行独自の流動性に制約がかかる期間中には、債券資本市場にアクセスできないことまたは資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。

ドイツ銀行は、事業活動に資金を提供するため、流動性資金を継続的に必要としているが、当行が有担保債および/もしくは無担保債の市場にアクセスできない場合、子会社からの資金を利用できない場合、もしくはその他事業全般に流動性資金を適切に配分できない場合、資産の売却もしくは投資の回収を行えない場合、または現金もしくは担保の予測不能な流出を被る場合、当行の資金流動性は損なわれる可能性がある。このような状況は、ドイツ銀行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば流動性資金の制限を含む金融市場における混乱、債務不履行、不履行、または金融機関、取引相手方、もしくは金融サービス・セクターのその他の企業に影響を及ぼすその他の不利な展開が生じた場合に、または当行に特有の状況、例えば訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する今後の資金流出（預金の流出を含む。）に関する認識ならびに当行の事業、ビジネス・モデルもしくは戦略の脆弱性や経済状況や市場環境の悪化へのドイツ銀行の対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として取引相手方または市場が当行の事業に対する資金提供を控えること等によって生じる可能性もある。かかる状況が生じた場合、ストレスのかかったシナリオにおける利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受ける可能性がある。

より広範な金融業界における否定的な評価に起因して、預金保護制度で保証されていない預金の引出し、またはその他の投資商品への預金の移動により、追加的な流動性リスクが発生する可能性がある。さらに、経済の不確実性または市場ストレスが生じた場合、デジタル・バンキングの発展により、預金者はデジタル処理で迅速に他の市場参加者に資金を移動させることができるようになり、より急激かつ大規模な預金の流出につながる。

上記に加えて、金融業界全般についての否定的な評価もまた、ドイツ銀行に影響を及ぼす可能性がある。かかる認識は、資本市場にアクセスし、ドイツ銀行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えるおそれがある。かか

る認識が存在、継続または悪化した場合、容認可能な条件で資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。かかる事象により、貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや適切な水準の資本の維持ができない可能性がある。市場における当行の資本の下落を防ぐため、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、ドイツ銀行の事業、財務状態および業績ならびに各通貨において事業活動をリファイナンスする当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

金利上昇により、資金調達市場への圧力は増加し、流動資産の評価に影響を与えている。金利の引上げは、欧州や米国の著しい景気減速を引き起こし、企業全体において債務不履行の増加につながる可能性がある。さらに、高いインフレ率および消費者物価水準が続くと、消費者が貯蓄を利用して高い支出を補うため、ドイツ銀行の中核的なリテール・マーケットにおける預金の水準が低下する可能性がある。これにより、銀行間でのリテール預金の価格競争が促進され、ドイツ銀行の資金調達コストが増加する可能性がある。また、ドイツ銀行の主要な資金調達源の一つであるリテール預金の金額についても、さらなる圧力がかかる可能性がある。

不透明なマクロ経済の展開は、FX市場のボラティリティに起因して、または相手方が合意された取引条件を満たす当行の能力を懸念してエクスポージャーを制限しようとする場合、ドイツ銀行の外国為替（FX）取引を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ユーロ（ドイツ銀行の現地通貨）が他の主要通貨に対して大幅に下落した場合、当行の貸借対照表上のFXミスマッチが拡大し、担保流出の増加につながる可能性があり、異なる通貨で流動性のニーズをサポートすることが困難になる可能性がある。

エマージング・リスクの一部として、デジタル決済およびブロックチェーンは、市場流動性の深さおよびボラティリティならびに資金調達に影響を与える可能性がある領域として評価されており、資金調達コストに一時的な影響を与え、それによって収益性に悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクは、ドイツ銀行の質の高い流動資産（HQLA）の価値および市場性が低いことから生じる可能性があり、ストレス事象においてキャッシュ・アウトフローをカバーするための資金の額に影響を及ぼす。既に減損した資産価値に加え、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レポ/ホールセールの資金調達市場における価値の減少だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格でなくなる可能性もある。同時に、例えば、デリバティブ契約の相手方が担保を差し入れる義務を負っていない場合には、当行が他の手段で不足分を補填しなければならない等、当行グループの流動性のポジションが損なわれる可能性もある。

将来、信用格付が投資適格未満に引き下げられた場合、資金調達コストおよびドイツ銀行と取引する相手方の意欲に悪影響を及ぼし、当行のビジネス・モデルの側面に影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の信用格付は、2023年にフィッチ、モーニングスター（DBRS）およびスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）により上方修正された。最近上方修正されたとしても、格付機関は定期的に当行の信用格付の見直しを行い、かかる見直しは時の経過とともに変化する多くの要因により悪影響を受ける可能性がある。かかる要因には、当行の戦略および経営陣の能力、財務状況（収益性、資産の質、資本、資金調達および流動性等に関する）、当行が属する業界に対する政治的支援の水準、構造改革の実施、当行の法的構造に適用ある法律および規制上のフレームワーク、当行債権者の事業活動および権利、格付手法の変更、債券保有者および預金者を保護する損失吸収バッファの比重の変更、当行の主要市場における競争環境や政治経済状況、ならびに市場の不確実性に関する格付機関による評価が含まれる。さらに、投資家が投資判断において検討する場合と同様、環境（気候変動リスクを含む。）・社会・ガバナンスの要因が、信用格付分析の一部として格付機関により考慮されることが多くなってきている。

ドイツ銀行の信用格付の投資適格未満への引下げや、当行の財務上の対応力への資本市場の認識の悪化により、当行の短期金融市場へのアクセスに影響が生じ、当行の預金ベースの規模が縮小するか、デリバティブ契約およびその他の担保付資金調達の取り決めにおいて追加担保もしくはその他の要求が生じるか、またはそれらの取り決めを変更する必要が生じる可能性がある。その結果として、当行の資金調達コストおよび資本市場へのアクセスに悪影響を及ぼし、当行との取引を希望する取引相手方の範囲が限定される可能性がある。これにより、ドイツ銀行の競争力が悪影響を受け、ドイツ銀行の短期的ないし中期的な見通しを脅かす可能性がある。

ドイツ銀行は、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

ドイツ銀行は、ビジネスの簡素化および集中を行い、自己資本要件およびレバレッジ要件を充足またはこれらを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する戦略の一環として、資産の売却またはかかる資産へのエクスポージャーを削減していく所存である。当行がビジネスを売却する場合、当行は、売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、またかかる事業体またはビジネスの分離および売却のプロセスにより、オペ

レーティング・リスクまたはその他の損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、事業体、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、または売却自体が不可能となる可能性がある。

ドイツ銀行が統合対象を特定し、事業統合を実施し、完了することは困難となる可能性があり、事業統合を回避しても、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行は随時、事業統合を検討している。当行が重要な事業統合を発表または完了した場合で、当該取引が高額すぎる、既存株主にとって希薄化をもたらす、または当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価または統合対象法人の株価は著しく下落する可能性がある。また、事業統合において特定のクラスの資産を公正価値で再評価する必要性は、取引を実行不可能にする可能性がある。ドイツ銀行が事業体の買収を決定した場合、事業統合の完了前に、あらゆるビジネスのすべての側面の調査を完了させることは一般に不可能である。その結果として、事業統合が予想どおりに運ばない可能性、または当行が統合対象法人の業務をうまく統合できない可能性がある。発表した事業統合を完了できなかった場合、または当該事業統合において予想された恩恵を享受できなかった場合、収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。またこのような不首尾が、事業見通しおよび運営に対する投資家の認識に影響を与え、株価が下落する可能性がある。さらには、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また重要な従業員の残留を促すために当行が報奨金を支払う場合は、費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

ドイツ銀行がさらなる事業統合を行うことを回避した場合もしくはさらなる事業統合を行うことができなかった場合、または発表したもしくは予想された事業統合を実現できなかった場合、市場参加者は、当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。当行はまた、特に新たな事業分野への事業の拡大を自律的成長のみによって行う場合には、競合他社と同様に迅速に、あるいは成功裡に実行することができないおそれもある。これらの認識や制約は、当行の事業に損失をもたらし、また当行のレピュテーションを毀損する可能性があり、財務状態、業績および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の本国ドイツの市場およびグローバルな市場における激しい競争は、収益および収益性に影響を及ぼしており、今後も著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が、収益力のある魅力的な商品およびサービスの提供をもって競争環境に対処できなかった場合、当行は、市場シェアを失うか、または損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

規制および監督に関するリスク

金融業界に影響を及ぼす健全性改革および規制の監視強化は、今後もドイツ銀行に多大な影響を及ぼし、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、遵守されない場合、配当金の支払い、自社株の買戻しまたは当行の規制資本商品に関する支払いの禁止もしくは規制自己資本および流動性要件の強化を含む、当行に対する規制上の制裁につながる可能性がある。

政府および規制当局等は、規制の枠組み変更を通じて、特にバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）によって概要を示された規制改革計画の最終的な実施、およびより最近では持続可能な経済への想定される移行を通じて、金融業界の将来の危機への対応力を強化するための取組みを引き続き行っている。

規制枠組み改革の中核的要素として、バーゼル委員会は、ドイツ銀行に適用される最低自己資本および流動性の基準に関する包括的な一連の規則およびその他の規則（「バーゼルIII」として知られる。）を策定し、精緻化を続けてきた。バーゼルIIIに基づく残りの法案の継続的な実施は、リスク・ウェイトド・アセットを増加させる可能性があり、また当行の規制上の自己資本要件および流動性要件の引上げや、コスト増を引き起こすことにより、ドイツ銀行のビジネスに影響を及ぼす可能性が高い。これらの要件は、規制自己資本バッファ（それ自体増加を求められる可能性がある。）に追加されるか、または既にドイツ銀行に課されている各種の要件に追加される可能性があり、また当該要件が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請する可能性がある。

さらに、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）を含むドイツ銀行の金融監督機関は、EUの単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）に従って、資産品質もしくは内部リスク・モデルの検証、またはストレス・テストを実施することができる。金融監督機関は、金融機関の個別の状況に応じてリスク・ウェイトド・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないリスク（訴訟事案、規制措置および類似の事案に関するものを含む。）に対応するため、金融機関に自己資本の上積みや課税を課す裁量を有する。このような調整は、例えばドイツ銀行の統制環境の不備や特定の商品もしくは取引の取扱いに関する監督当局による検証の結果生じる追加リスクを反映する可能性がある。リスク負担に関してECBが重視するこれらの分野の一つが、レバレッジのかかった貸付であり、

ECBは、2022年3月、SSMの対象となる全金融機関に関しレバレッジのかかった貸付の期待値を明確にした。ECBは、幅広い監督手段を用いてその期待を追求し、その期待値を満たしていないとECBが評価する銀行については、今後のSREPに基づく決定において措置を講じる意向であることを発表した。ECBは、その他の措置（その事業の制限または変更等）を講じるかまたはこれを要求する裁量を有する。こうした状況の中、ECBは、ドイツ銀行にSREPに基づく個別の自己資本要件（「第2の柱」要件と呼ばれる。）を課す可能性があり、これまでも課してきた。金融機関は、Tier 1資本の75%以上およびCET 1資本の56.25%以上の「第2の柱」要件を満たさなければならない。「第2の柱」要件は、法定の最低自己資本水準およびバッファ要件に加えて満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる権限は、近年着実に増加している。また、進行中または将来の危機（世界的なパンデミックまたは気候変動による緊急事態等）を受けて、政府および規制当局により、新たな規制が臨時に課される可能性があり、特にドイツ銀行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

2023年のSREPの後、ドイツ銀行は、2024年1月1日から維持される健全性自己資本要件に関するECBの決定により、ドイツ銀行の「第2の柱」要件がRWAの2.65%となり、そのうち少なくとも1.49%はCET 1資本で、1.99%はTier 1資本でカバーされなければならないと連絡を受けた。

ECBは、2024年にサイバー耐性のストレス・テストを初めて実施している。かかるテストでは、銀行がサイバー攻撃を防御する能力を確認するのみならず、サイバー攻撃にどのように対応し、その状態からどのように回復するかを評価する。ストレス・テストのシナリオでは、サイバー攻撃によって銀行の日常業務が中断される。その後、銀行は緊急時の手続および危機管理計画の発動ならびに通常業務の復旧を含む対応策および復旧策をテストする。ECBは、かかるストレス・テストは主に定性的なテストであり、「第2の柱」ガイダンスを通じて資本に影響を及ぼすことはないと表明している。むしろ、得られた知見はより広範な監督上の評価に利用され、監督当局は次回のSREPの一環として、その結果および得られた教訓について各銀行と協議する。主な結果は2024年夏に伝えられる予定である。

ドイツ銀行が規制要件（特に法定の最低自己資本水準、または「第2の柱」要件）を遵守しなかった場合や、ドイツ銀行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、管轄規制当局は当行に対し、株主に対する配当支払いやその他の規制資本商品の保有者に対する分配を禁止する、または当行の戦略、収益性、資本および流動性プロファイルに影響を及ぼす可能性のある措置を講じるよう要求することができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出の結果として生じる可能性がある。定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、ドイツ銀行に対して他の形態での規制上の強制措置が講じられる可能性があり、その結果、罰金を含む制裁が科される可能性がある。かかる強制措置は、ドイツ銀行の現在および将来の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いまたはその他の規制資本商品に関する分配を行うドイツ銀行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、より多額の自己資本およびペイルイン可能債務（銀行破綻時にペイルイン対象となる債務）を維持し、厳格化された流動性要件を遵守することを要請された。これらの要件が当行のビジネス・モデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本要件または流動性要件を十分なバッファをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識、またはこれらの要件を満たすことができないような場合は、当行のビジネス・モデルおよび業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

上記のとおり、ドイツ銀行は、とりわけ、適用ある法律に基づく自己資本増加要件および流動性要件の厳格化に従うものとし、その一部には追加的な自己資本バッファ要件も含まれている。リスク測定に関する規則の厳格化、リスク・ウェイト・アセットの増加およびこれに対応する銀行の資本に対する要請、流動性要件の厳格化ならびに拘束力のあるレバレッジ比率（レバレッジ比率バッファを含む。）の導入といったさらなる改正が、当行のビジネス・モデル、財務状態および業績に影響を与える可能性がある。さらに、ドイツ銀行が規制自己資本または流動性要件を満たすことができない場合、当行は、執行措置の対象となる可能性がある。さらに、流動性の維持または増加を求める要件により、当行の収益の発生や利益の増大を追求する活動が減少する可能性がある。

規制自己資本および流動性要件に加えて、ドイツ銀行は、破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持も要求されている。これらの規則は、「TLAC」（総損失吸収力）および「MREL」（自己資本および適格負債に関する最低基準）要件という。これらの要件を遵守しなければならないことにより、ドイツ銀行の事業、財務状態および業績に影響が及ぶ可能性があり、特にその資金調達費用が増加する可能性がある。

ドイツ銀行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないまたは発行できないこととなる可能性がある。それは、適用ある基準のもとで規制自己資本もしくは損失吸収負債として

認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での将来の下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被りCET 1 資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じうる。

適用ある最低自己資本比率やバッファ要件、特定の「第2の柱」自己資本要件、レバレッジ比率要件またはTLACもしくはMREL要件を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払い、自社株の買戻し、その他の規制資本商品に関する支払いおよび任意の報酬支払いを制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生および利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によっても要求される自己資本比率水準まで回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなったとみなされる場合には、管轄当局は、単一破綻処理メカニズム（SRM）および適用ある法令に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

当行は、異なる法域、特に米国におけるその現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められる場合がある。

ドイツ銀行は、異なる法域におけるその現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められている。連邦準備制度理事会は、ドイツ銀行のような特定の外国銀行（FBO）の米国での業務について、必要とされる体制を定めた規則およびFBOの米国での業務に適用される高度健全性基準を採択した。ドイツ銀行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある大規模FBOは、これらの規則に基づき、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社（IHC）を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかかる中間持株会社に保有させることが義務付けられている。連邦準備制度理事会の事前承認によって、ドイツ銀行は、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーション（DWS USA Corporation）の2社をIHCに指定した。DWS USAコーポレーションは、ドイツ銀行が株式の約80%を所有するDWSグループGmbH & Co. KGaAの子会社であり、当行のアセット・マネジメント部門および子会社を保有している。各IHCは、米国のパーゼルIII自己資本規制フレームワークに基づくリスクベース資本要件およびレバレッジ資本要件、資本計画およびストレス・テストの要件、米国流動性バッファ要件ならびに米国の大手銀行組織に適用あるものと同等のその他の高度健全性基準に、連結ベースで服している。また、IHCの2社は、補足的レバレッジ比率要件ならびにTLACおよび長期債の維持に関する要件にも服している。これらおよびドイツ銀行の米国における主要な銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（DBTCA）は、流動性カバレッジ比率および安定調達比率要件にも服している。連邦準備制度理事会は、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションのようなIHCおよびその子会社ならびにドイツ銀行のニューヨーク支店等のFBOの米国支店および代理店を検査する権限を有する。

ドイツ銀行は、ドッド・フランク法に基づき、破綻処理計画（米国破綻処理計画）を作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に対して当該機関により設定されたスケジュールで提出することが義務付けられており、完全版計画および焦点を絞った計画を交互に提出している。米国破綻処理計画においては、ドイツ銀行がその米国における指定された重要法人および業務の秩序ある破綻処理のために戦略を実行する能力があることを証明しなければならない。ドイツ銀行の米国破綻処理計画では、ドイツ銀行の米国における重要法人および業務に関する一元的破綻処理戦略が説明され、DB USAコーポレーションが、米国におけるその重要法人子会社に対し流動性および資本援助を提供し、適用ある破綻処理手続によらず、当該子会社の支払能力を維持した業務撤退を確保する旨が規定されている。

ドイツ銀行の次の完全版破綻処理計画の提出期限は、2025年3月31日である。当該機関が、共同でドイツ銀行の米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、ドイツ銀行が、規定された期間内にこれらの問題点を是正できなかった場合には、両機関がドイツ銀行に制限を課すまたは事業、法人、オペレーショナル・システムおよび/もしくは企業内取引を再構築もしくは再編することを求められる可能性があり、これにより当行の運営および/または戦略にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。さらに、当該機関が、より厳しい自己資本水準、レバレッジ要件もしくは流動性資金要件をドイツ銀行に課すまたは一定の資産もしくは事業を売却することをドイツ銀行に要求する可能性もある。

DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションはそれぞれ、毎年、連邦準備制度理事会の監督当局によるストレス・テストおよび自己資本計画要件の対象となる。また、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションは、大手銀行持株会社およびIHCの自己資本および計画の実務を評価する監督当局による年次調査である包括的資本分析検査（CCAR）の対象である。2020年の改正後、CCARプロセスは、CCARの定量的評価および連邦準備制度理事会の自己資本規則における

バッファ要件を統合し、統一自己資本バッファ要件を作成している。この変更点は、CCARから「合否判定方式」による定量的および定性的評価を削除し、金融機関固有のストレス資本バッファ（以下「SCB」という。）を組み入れるよう、一定水準の資本保全バッファを修正した。監督当局による2023年ストレス・テストの結果に基づくDB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションのSCBは、それぞれ9.3%および5.6%に設定された。これらのSCBは、2023年10月1日から発効した後、通常2024年9月30日まで有効とされ、その時点でドイツ銀行の各IHCのSCBの程度は、2024年6月に公表される予定の2024年ストレス・テストの結果に基づき再計算される。SCBの増加によって、当行に対して、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすような方法で自己資本の増加または事業再編を求められる可能性がある。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減、もしくは資本および/もしくは流動性資金の投入またはその他当行の米国事業の構造の変更を余儀なくされ、米国子会社が配当を支払う能力またはその配当金額を制限する可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本または流動性を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件およびその他の要件ならびに他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースおよび非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制およびその他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも悪影響が及ぶ可能性がある。

ドイツ銀行の規制自己資本比率および流動性比率ならびにドイツ銀行の株式または規制資本商品に関する分配に利用可能な資金は、事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行の利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、ドイツ銀行の株式または規制資本商品に関して全く支払いが行われないか、あるいは支払額が減少する可能性がある。

ドイツ銀行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表の管理、そして当行の資産のリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法的もしくは規制上の手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびにその株主および債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強および流動性資金の積み上げのための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は、資本および流動性管理に関する決定において、ドイツ銀行の株式またはその他Tier 1 資本商品のような規制自己資本に含める適格を有する発行済の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制資本商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、一定の措置の実施を差し控えるよう決定する可能性がある。ドイツ銀行の決定が当行の規制自己資本比率に及ぼす効果により、かかる規制資本商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定により、たとえ当該保有者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、ドイツ銀行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、株式に関する配当の支払いおよびその他の規制資本商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）において規定されるドイツ会計規則に従い、通常、非連結ベースで計算される。ドイツ銀行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性またはドイツ銀行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当またはかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、ドイツ銀行は戦略を実行するにあたり多額の減損を計上し、この減損がドイツ銀行の非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす可能性がある。非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、当行は将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。特に、ドイツ銀行の訴訟事案、執行措置および類似の事案の和解金額に関する直接的な費用（とりわけこれらにつきドイツ銀行が設定した引当金を上回る場合）またはその関連事業への影響は、これらが生じた場合にかかる分配可能な金額に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、株主またはその他の規制資本商品（その他Tier 1 資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の範囲に制限を設けている。また、当行の経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連するすべての金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当または当行の規制資本商品の条件に基づくその他の支払いを行う能力に影響を及ぼす可能性がある。

欧州およびドイツの法律に従い、ドイツ銀行に、破綻処理の実現可能性がある場合または破綻処理措置が課された場合には、ドイツ銀行の事業運営が重大な影響を受ける可能性がある。かかる措置により、当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元化するSRMに参加している。ドイツでEUの銀行再建・破綻処理指令を実施したSRM規則およびドイツ再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。破綻処理中の銀行に課せられる破綻処理措置には、当行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、株主利益の希薄化もしくは株式の消却、または当行の発行済債券の条件の変更（例えば、償還延期や適用金利の引下げ等）が含まれる可能性がある。さらに、当行が破綻処理の対象となった場合、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法に明記される特定の上位非優先債務）が償却され（ゼロにすることも含む。）、または株式に転換される（一般に「ペイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

破綻処理法は、また、破綻した銀行が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような銀行への公的金融支援（もしあれば）は、ペイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され、利用された後の最終手段としてのみ行われる。管轄機関が破綻処理実現可能性の障害を取り除くために措置を講じることが、当行の業務に重大な影響を及ぼす可能性がある。破綻処理の実行は、株主利益の著しい希薄化、さらには株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

採択または提案されたその他の規制改革（例えば、デリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護およびデータ保護等に関する広範な新規制）は、ドイツ銀行の営業費用を大幅に増大させ、またそのビジネス・モデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の自己資本やその他の要件に加え、ドイツ銀行は、様々な規制改革（とりわけ、ドイツ銀行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護およびデータ保護に関する規制等）の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

EUの店頭（OTC）デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（「欧州市場インフラ規則（EMIR）」とも呼ばれる。）のもと、銀行およびその他の対象機関は特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務ならびに各種報告義務および開示義務を含むいくつかの要件を遵守しなければならない。2023年1月に実施されたEMIRのターゲット・レビューに従い、当該EMIR要件に対するいくつかの変更が現在欧州委員会および欧州議会によって検討されており、これには決済義務の対象となる取引相手がEU集中決済機関に稼働口座を維持するための要件の導入が含まれる。将来的なEMIR要件の実施は、ドイツ銀行の利益率に悪影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は報酬の規制（当該法令、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスク・テイカー」およびその他の従業員に付与される賞与の上限設定を含む。）の対象である。かかる報酬の規制が法律によるものでも、またはかかる規制の実施のためにEBAが公表した指針に従ったものでも、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合域外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

ドイツおよび英国を含む複数の国では銀行税が定められている。ドイツ銀行は銀行税として、2023年に528百万ユーロ、2022年に762百万ユーロ、2021年に553百万ユーロを支払った。当行はまた、SRMに基づく単一破綻処理基金（2023年末までに、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%の水準を達成することを目標としている。）、ならびに改正欧州連合預金保証制度指令（DGS指令）に基づく法定の預金保証制度および投資家補償制度指令に基づく投資家補償制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。当行は、2024年に単一破綻処理基金に対する拠出を行うことは見込んでいない。しかし、当行はかかる想定に内在するリスクを認識しており、単一破綻処理基金に対する金融債務に与える進展を注意深く監視していく。

DGS指令は、2024年7月3日までの積立目標水準として、破綻処理基金と同様に付保預金残高の0.8%を設定しており、この積立のため法定の預金保護制度費用が大幅に増加した。また、ドイツ銀行は、参加者からの拠出金により資金を調達する預金保護基金（Einlagensicherungsfonds）を通じて、ドイツの民間銀行が提供する自主的な預金保護にも参加している。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできないが、想定以上の拠出を参加者に要求されるようなことを引き起こす特定の市況または事由が発生する可能性もあり、これにより、将来的に当行の事業、財務状態および業績に悪影響が及ぶ可能性がある。銀行の破綻、破綻処理措置および関連する国のDGSまたはSRMによって保有される資産価値の下落により、不足額を補うため、拠出金が増額される可能性がある。

さらに、ドイツ銀行は、単一破綻処理基金に対する取消不能の支払義務に関連する条件に関する欧州連合司法裁判所の将来的な決定事項に影響を受ける可能性がある。裁判所による判決がかかる取消不能の支払義務に関する現在の会計処理にマイナスの影響を及ぼすとみなされる場合、会計上の損失が発生し、当行の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、一般データ保護規則（GDPR）に服しており、これにより、個人データの処理に関するその規制上の義務を増大（GDPRのデータ保護原則の遵守、データ主体の権利の数の増加および厳格なデータ漏洩通知の義務を含む。）させた。GDPRは、監督当局に対して広範な執行能力（不遵守に対して多額の罰金を課す能力を含む。）を付与し、またGDPR違反により影響を受ける個人が提訴できる権利を規定する。GDPRの遵守には、技術上および組織上の適切な措置への投資が必要となり、当行はデータ保護に多大な資源を継続的に投入することを余儀なくされる可能性がある。当行がGDPRにより要求される基準を満たしていないことが判明した場合、当行のレピュテーションが損なわれ、データ保護監督当局により多額の罰金または当行の個人データ処理能力に関する制限が課せられ、影響を受ける個人により提起された賠償請求に対して防御することが必要になる可能性がある。これらはすべて、当行に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、金融サービス会社によるAMLおよびCTF規則の遵守について、EUおよび非EU当局の両方から引き続き監視されており、その結果、様々な法域において会社に対する数々の規制上の手続、刑事訴追およびその他の強制措置が発生している。

当行の内部統制環境に関するリスク

ドイツ銀行が、当行に適用される法令および関連する監督当局の期待に沿って業務を遂行することを可能にするためには、堅固かつ効果的な内部統制環境および適切なインフラ（人材、方針および手続、統制のテストならびにITシステムから構成される。）が必要である。当行は、その内部統制環境およびインフラを強化する必要性を認識し、一定の領域においてこれを実行するように監督当局から要求されてきた。当行はこれを達成するための施策に取り組んできた。これらの施策が奏功せず、または、その進行が遅すぎる場合、ドイツ銀行の評判、規制上の地位および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、また、当行の戦略目標を達成する能力が損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行のビジネスは、堅固かつ効果的な内部統制環境を維持するドイツ銀行の能力に大きく依拠している。この能力は、当行が、非常に複雑で多数かつ多様な市場および通貨において高速、大量かつ高頻度に発生する、広範囲にわたる取引を日々処理し、監視するのに必要なものである。さらに、そのような堅固かつ効果的な統制環境は、これを支える当行のインフラの十分に依拠している。かかるインフラは、一般に、内部方針および手続、テストプロトコルおよびITシステム、ならびにこれらを実施し、また、機能させるために必要な人材から構成される。効果的な統制環境は、取引の処理および決済、資産の評価、各種測定基準に対するリスクおよびポジションの特定、監視、集計、測定および報告、法律上、規制上およびコンプライアンス上の目的における取引相手方および顧客の評価、見直しの検討、ならびに必要なに応じた軽減および是正措置の実行を含むインフラ・システムおよび手続に依拠している。これらは、規制上の報告ならびにその他のデータ処理およびコンプライアンス業務にも必要不可欠である。

内部統制環境およびその基礎となるインフラは、いずれもドイツ銀行の完全性や包括性の基準に至っていない分野が多く、また、当行全体で十分に統合されていない。特に、当行のITインフラは、大幅なアップデートが必要な多数の異なるプラットフォームを使用しており、当行全体での運用の統一性が欠けている。当行の業務プロセスおよび関連する統制システムでは、しばしば手動による処理が要求され、完全に統合された自動システムおよびプロセスの場合と比べて、人為的な過誤およびその他の運用上の問題のリスクが増大し、これにより経営陣への情報の報告が遅延し、また、多くの調整および修正が必要になる可能性がある。その結果、当行が規制報告およびその他のコンプライアンス要件を遵守し、または一貫性をもって規制当局の期待に応え、また、場合によっては当行のリスクを包括的に管理するために、一貫して質の高い情報を適時に取得し、または提供することはしばしば困難となっており、また多大な労力を要する。また、従業員の不適切な行動や当行のサービスを經由した禁止行為（金融犯罪対策法令に関するものを含む。）に悪用する第三者の試みを可能な限り特定するには、集中的な取組みが要求される。

また、ドイツ銀行は、そのプロセスやインフラの不十分な点を補い、またはリスクを特定、管理もしくは制御するのに適切な水準の経験、年功および技能を持つ人材を常に確保できるとは限らず、必要な人材の勧誘および雇用はしばしば困難な状況であった。このことは、既存の脆弱性を是正し、当行の事業活動に特有のリスクを管理する能力に影響を与えてきた。さらに、当行の統制環境改善にとって重要な立場の人員の減少は、今後もリスクとなる。さらに、第三者のサービス・プロバイダーとの契約は、これらの分野における当行の人員配置の問題または根本的な不備そのものに対処するには十分でない可能性がある。

これらを背景に、規制当局、取締役会およびグループ内部監査部門は、当行の業務に関する多くの正式な見直しおよび監査を通じて、内部統制およびインフラにより一層かつ集中的に注目している。これらの見直しおよび監査により、当行の統制環境およびインフラの多くの要素に関して様々な改善の余地があることが特定されている。これには、取引の把握および認識、資産の分類、資産評価の枠組み、モデル、データおよびプロセスの一貫性、情報セキュリティ、ソフトウェアのライ

センス管理、支払業務、リスクの特定、測定および管理ならびに法律、規制および監督当局の期待により要求されるその他のプロセスに関わるインフラが含まれる。また、規制報告、マネーロンダリング防止（AML）、取引の監視ならびに金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するための「顧客確認」（KYC）、制裁および通商禁止措置、市場行動その他の内部プロセスも含まれる。

BaFin、ECB、英国の健全性規制機構および連邦準備制度理事会を含む当行の主要規制当局もまた、当行の内部統制および関連するインフラに焦点を置いた多くの見直しを行った。これらの規制当局は、当行に対して、AMLおよびその他の脆弱性（当行のインフラの統一性の欠如や手動の性質を含む。）の是正に正式に取り組むよう要請した。さらに、当行が業務を行うその他の国の現地の規制当局も、その法域に関する当行の統制環境やインフラの適切性の検討を行っている。当行が業務を行う多くの場所で当行を管轄し裁量権を有する各種規制当局の総体的な目標は概ね一致しており、また、内部統制やこれを支えるインフラにおける不備の一般的な課題も類似している一方で、内部統制の分野で当行に適用ある規制上の枠組みは、一般的にドイツ国内またはEU全域レベルで適用されるものであり、当行が業務を行っている世界各地の法域全体で一貫しているとは限らない。このことは、統一性の欠如を改善し、相互に円滑かつ迅速に通信するための自動システムを導入する当行の努力をより複雑にするとともにその費用を増大させている。

上記の諸分野を改善するため、当行は、取引処理体制の実効性の向上、統制やインフラの強化、非財務リスクの管理および従業員の技能の向上のためのいくつかの主要な施策を講じている。ドイツ銀行は、これらの施策により、当行が服している訴訟ならびに規制当局および執行当局による調査および手続を招いた状況の多くを回避し、また、法律および規制を遵守し、監督当局の期待に応えるドイツ銀行の能力を向上させることができるようになると考えている。特に当行は、当行の事業の複雑性を軽減し、プロセスならびにビジネスおよびセカンドラインの統制を統合し自動化する取組みを行っている。当行はまた、一定の事業や高リスク諸国から撤退し、多数の顧客の選択的なオフボーディングを行い、コンプライアンスを重視する文化と管理部門の強化を進めた。しかしながら、当行は、当行が予定するとおり、または、規制当局が要求するとおり迅速にこれらの施策を完了することができない可能性があり、また、当行の取組みは、既存の不備を是正しかつ将来の不備を予防し、今後の訴訟または規制当局および執行当局の調査、手続ならびに批判を減少させるには不十分である可能性がある。当行はまた、これらの施策に莫大な費用が発生した場合、十分な資源を早急に提供することができず、もしくは全く提供することができない、または、所要資源の範囲を過少評価する可能性もある。

上記の分野の大幅かつ恒久的改善の達成に向けた当行の是正努力および進捗について、規制当局がその進捗が不十分または遅すぎるとみなす場合に規制上の措置を受ける可能性がある。当行がそのインフラおよび統制環境を適時に改善することができない場合、罰金または罰則を賦課され、当行の事業に関して規制当局の介入を受ける可能性がある。例えば、当行は、規制当局から一定の種類の商品もしくは事業、取引相手方または地域へのエクスポージャーの削減またはその終了を要求されたり、そのようなプレッシャーを受ける可能性があり、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネス・モデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

規制当局はまた、当行の統制環境における不備により生じる追加リスクを反映するために、自己資本の上積みを課して、当行に適用ある自己資本規制に基づき直接要求されるものに追加して、自己資本バッファを求めることができる。究極的には、規制当局はその管轄下にある事業および地域における当行の営業許可を停止し、または、徹底的かつ高いコストのかかる是正措置を要求することができる。さらに、インフラおよび統制環境の強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺され、もしくはこれを上回り、または、当行の収益性に著しく影響する可能性がある。上記のいずれの要素も、戦略を適時に実施する当行の能力、または実施すること自体に係るその能力に影響を及ぼす可能性がある。

BaFinは、当行に対して、マネーロンダリング防止および顧客情報管理プロセスに関する当行の統制およびコンプライアンス・インフラの改善を命じており、これらの措置の実施を監視する特別代表を任命した。当行が定められた期限までに当行のインフラおよび統制環境を大幅に改善することができない場合、ドイツ銀行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。

BaFinはドイツ銀行に対して、2018年9月に、マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与を防止する適切な内部予防策の実施および一般的デューデリジェンス義務の遵守を、2019年2月には、コルレス銀行における当行グループ全体のリスク管理プロセスの見直しおよび必要に応じた調整を、また、2021年4月には、定期的な顧客ファイルのレビューに関して、より適切な内部予防策の採用およびデューデリジェンス義務の遵守を命じた。この拡大は、コルレス銀行取引関係や取引の監視にも適用される。2023年において、BaFinはドイツ銀行に対して、自ら設定した是正期限を遵守するよう命じた。ドイツ銀行に対して新たな義務または指摘が提示されたわけではないものの、これらの措置が遵守されない場合、BaFinは罰金を課す可能性がある。BaFinは、命令されたこれらの措置の実施を監視し、かつBaFinに対し進捗の評価および報告を行うために選任された特別代表の任命を2024年10月末まで追加で6か月間延長した。

当行のAMLおよびKYCのプロセスならびに金融犯罪を実行するために当行の商品およびサービスを悪用することを防止するための規制は、引き続き一部の法域で規制当局による評価、調査、強制措置の対象となっている。当行は、内部統制環境の

有効性を高めること、また、規制上の要件を見直し、当行ならびに／または規制当局および監視人によって特定された差異を埋めるため、インフラを改善することに継続的に努めている。

ドイツ銀行が、定められた期限までにそのインフラおよび統制環境を大幅に改善することができない場合、当行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。規制当局は、罰金を賦課し、または、当行に対して一定の種類の商品もしくは事業、または、取引相手方もしくは地方との関係へのエクスポージャーの削減、または、その終了を要求することができる。また、当行は今後、他の法域におけるものを含め、当行の事業および収益性に重大な影響を与える新たな法的手続、調査または規制上の措置を受ける可能性がある。その場合、その結果生じる要求の程度によっては、当行のレピュテーションおよび現在のビジネス・モデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

サイバー・セキュリティに関するリスク

ドイツ銀行もしくは顧客の情報の機密性、完全性もしくは可用性が侵害されるリスクまたは第三者のコンピュータ・システムのセキュリティが侵害されるリスク等のサイバー・セキュリティの脅威は、当行の業務遂行能力に悪影響を及ぼし、その結果、レピュテーションの毀損、法的および規制上のリスクの増大ならびに財務上の損失をもたらす可能性がある。侵害は、ネットワークもしくは情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスもしくはマルウェアまたは規制リスク、地政学的リスク、オペレーショナル・リスクおよび第三者リスクを含むその他の形態のサイバー・セキュリティ攻撃もしくは事故により発生する可能性がある。

ドイツ銀行は、事業が中断され重大な損失となるような統制環境における不備（プロセスまたはセキュリティ統制の実行でのエラーを含む。）およびデータの損失から生じるオペレーショナル・リスクに直面する可能性がある。同時に、サービスが合意されたとおりに、または内部基準に沿って提供されない場合、当行は重大な損失またはレピュテーションの毀損にも直面し、その結果、規制上の罰則および財務上の損失が発生する可能性がある。サイバー攻撃は、第三者からの影響を含め、ドイツ銀行に対して直接的および間接的に影響を及ぼす可能性がある。

近年のサイバー攻撃の頻度の増加および複雑化により、ドイツ銀行を含む世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大している。当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の技術環境への依存が継続的に高まっていること、パブリッククラウド・サービス、人工知能または量子コンピューティングの利用等、デジタル改革の必要性から生じる潜在的なリスク等の要因により、引き続き重点分野となっている。

また、技術の進歩は、データの機密性、セキュリティおよびその他の情報セキュリティ・リスクへの要求をもたらしている。人工知能の利用が広まるにつれ、サービスの妨害、ディープフェイクの犯罪利用およびより複雑なソーシャル・エンジニアリング攻撃といったサイバー・セキュリティへのリスクも高まっている。サイバー犯罪グループは、マルウェア・キャンペーンの展開および実行を自動化するために、機械学習技術を使用する能力を持っている可能性がある。

金銭的な動機に基づくものおよびその他の高度なサイバー攻撃（ランサムウェアを含む。）は、業界全体で持続的な脅威として観察され、今後さらに頻繁になると予想されている。サプライチェーン攻撃、脅威者が悪用する可能性のある重要なソフトウェアの脆弱性（ゼロデイ攻撃）の頻度の増加およびリモートワークまたはクラウドサービスの利用等によってもたらされる脅威の表面化の拡大によって、さらなる脅威がもたらされている。

ドイツ銀行は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得、会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害またはその他インフラの脆弱性の悪用を目的とした攻撃（当行の第三者のサービス・プロバイダーで発生した攻撃を含む。）を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験した。2023年において、サイバー攻撃未遂を含む情報セキュリティ事故の結果、当行の事業戦略、業績または財務状態に重大な影響を及ぼすことはなかった。ドイツ銀行は、今後も引き続きそのような攻撃の標的になることが予想され、今後、より重大な攻撃の発生を効果的に予測し、または防ぐことができない可能性もある。

その結果、サイバー攻撃は技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、サービスの利用不能、データの損失、データの破損ならびにデータおよび／またはシステムへのアクセス不能につながる可能性がある。これには、内部および第三者の情報技術システムが含まれている。サイバー攻撃が成功した場合、顧客および自己の情報の漏洩もしくは悪用、情報技術システムへの損害もしくはアクセス不能、財務上の損失、改善コスト（調査およびサービス再開に関する費用等）の負担、サイバー・セキュリティ費用（追加の人材、技術もしくは第三者のベンダーに関する費用等）の増額、個人データ漏洩の通知義務、レピュテーションの毀損、顧客不満足ならびに潜在的な規制上の罰則もしくは訴訟へのエクスポージャー等、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク

ドイツ銀行は、規制が厳しく強化され、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融機関に対して、より厳しい監督および検査を受けるよう求めており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加され、民事訴訟に発展することも多い。金融機関に対する法律上および規制上の手続の和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近年の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、また、これらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争に加え、行政手続ならびに民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行は、当行に対する係争中の訴訟、執行および類似案件の解決により発生する費用は、引き続き短期ないし中期的に多額なものとなり、また、その事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想している。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといった様々な理由により、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

ドイツ銀行またはその現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続により生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めようになっている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、米国司法省（DOJ）は、ある会社が不正行為に係る民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額が生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記のとおり予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて当行が計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開が結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回る財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行は、これらの比率を改善するために、不足額への引当による悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減（当行に不利な条件によるものを含む。）または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

ドイツ銀行は現在、ポストバンクの全株式の取得に関するドイツ銀行の株式公開買付けに関連した民事訴訟に関与している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（ポストバンク）（Deutsche Postbank AG（Postbank））の全株式を取得する株式公開買付けを行うことを決定したと発表した。2010年10月7日、当行は正式に株式公開買付けを公表し、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。この株式公開買付けは、合計で約48.2百万株のポストバンク株式について応諾された。

2010年11月、株式公開買付けに応じたポストバンクの旧株主であるエフェクテン・シュピーゲルAG（Effecten-Spiegel AG）は、かかる提示価格が著しく低く、ドイツの適用ある法律に基づき決定されたものではないと主張し、ドイツ銀行に対して訴訟を提起した。原告は、ポストバンクにおけるドイツ・ポストAGの議決権が、ドイツ公開買付法第30条に従ってドイツ銀行に帰属されるべきであったとし、ドイツ銀行が、遅くとも2009年にはポストバンクの全株式について強制株式公開買付けを行う義務があったと主張する。上記に基づき、原告は、2010年の株式公開買付けにおいてドイツ銀行がポストバンクの株式に提示した対価は、1株当たり57.25ユーロまで増額される必要があると主張している。

ケルン地方裁判所（Landgericht）は2011年に当該請求を棄却し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を棄却した。連邦裁判所は、この判決を破棄し、原告の一定の主張について証拠調べを行うため、本件をケルン控訴裁判所に差し戻した。

2014年以降、2010年の株式公開買付けに応じたその他のポストバンクの旧株主が、ドイツ銀行に対して、エフェクテン・シュピーゲルAGと同様の訴訟を提起し、ケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所にそれぞれ係属中であった。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続に統合された合計14件の訴えについて、請求を認める決定を下した。ケルン地方裁判所は、ドイツ銀行が2008年時点において強制株式公開買付けを行う義務を負っており、したがって、株式公開買付けにおいて提示される適切な対価はポストバンク株式1株当たり（25ユーロではなく）57.25ユーロであったはずであるとの見解を示した。株式公開買付けを承諾した株主に対して支払われるべき1株当たりの追加対価は、32.25ユーロとなる。ドイツ銀行は、当該決定に対し、これを不服としてケルン高等裁判所に上訴した。

2020年12月16日、ケルン高等裁判所は、エフェクテン・シュピーゲルAGの請求を完全に棄却する決定を下した。さらに、2020年12月16日に下された二つめの決定において、ケルン高等裁判所は、2017年10月20日付地方裁判所の決定に対するドイツ銀行の上訴を認め、原告によるすべての請求を棄却した。関連するすべての原告は、ドイツ連邦裁判所（Bundesgerichtshof）に上訴し、同裁判所は2022年12月13日、ケルン高等裁判所の判決を破棄し、本件をケルン高等裁判所に差し戻すことを決定したと発表した。ケルン高等裁判所は、2024年4月26日に審理を予定している。

当行は、2017年末近くに多くの追加訴訟に対応しており、これらの請求は、ほぼすべてが現在ケルン地方裁判所において係争中である。新たな原告には、2010年の株式公開買付けにおいてドイツ銀行が提示したポストバンク株式の対価は、1株当たり64.25ユーロまで増額されるべきであると主張する者もいる。

これらの件に関するドイツ銀行に対する支払いの請求は、合計で700百万ユーロ近く（訴訟期間が長期にわたるため多額の利息を除く。）に上る。

ドイツ銀行が、2010年の株式公開買付けの前にすべてのポストバンク株式について強制株式公開買付けを行う義務を負っていたか否かの法的論点は、係争中の2件の価格評価請求手続（Spruchverfahren）にも影響する可能性がある。これらの手続は、2015年のポストバンク株主のスクイズアウトに関連して提示された現金対価、ならびに2012年のDBフィナンツ-ホールディングAG（DB Finanz-Holding AG）（現DBベタイリグングス-ホールディングGmbH）とポストバンクの間の経営支配および損益移転契約（Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag）の締結に関連して提示された現金対価およびこれに関連して支払われた年間補償の増額を求めて、ポストバンクの旧株主により提起されたものである。

価格評価請求手続において、申立人らは、適切な現金対価を決定するにあたっては、ドイツ銀行が57.25ユーロの提示価格でポストバンクの強制株式公開買付けを実施すべき潜在的な義務があったことは明白であると主張している。ケルン地方裁判所は、当初この2件の手続においてこの申立人らの法的見解を容認していたが、2019年6月の判決において、同裁判所は、経営支配および損益移転契約の締結に関連して、当該価格評価請求手続におけるこの法的見解を明示的に放棄した。この判決によれば、ドイツ銀行が、2010年の株式公開買付けの前にすべてのポストバンク株式について強制株式公開買付けを行う義務を負っていたか否かの論点は、適切な現金対価の決定には関連性がないとされた。ケルン地方裁判所は、スクイズアウトに関連する価格評価請求手続においても、同一の法的見解を取る可能性が高いものと思われる。2020年10月1日、ケルン地方裁判所は、経営支配および損益移転契約（2012年12月5日付）に関する価格評価請求手続において、ドイツ株式会社法第304条に基づく年間補償（jährliche Ausgleichszahlung）をポストバンク株式1株につき0.12ユーロ増額して1.78ユーロとし、ドイツ株式会社法第305条に基づく和解金額（Abfindungsbetrag）をポストバンク株式1株につき4.56ユーロ増額して29.74ユーロとする決定を下した。この和解金額の増額は、旧ポストバンク株式約492,000株に関連するものであり、年間補償の増額は、旧ポストバンク株式約7百万株に関連するものである。ドイツ銀行および申立人らは、この決定に対し、これを不服として上訴している。

これらの件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行は現在、配当金の支払いに対して課される源泉徴収税に関するドイツの税額控除または還付を受ける目的で、ドイツ株の顧客により配当金基準日前後に行われた取引（いわゆるCUM-EX取引）に関して、規制当局および法執行当局による業界全体に対する照会および調査の対象とされている。さらに当行は、潜在的な租税債務および第三者（例えば元契約相手方、保管銀行、投資家および他の市場参加者）による潜在的な民事上の請求（当行が直接関与していない刑事手続における判決の結果によるものを含む。）に晒されている。本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ケルンの検察官（Staatsanwaltschaft Köln - 「CPP」）は、2017年8月以来、当行の過去の一定の顧客によるCUM-EX取引に関して、ドイツ銀行の元従業員2名について犯罪捜査を行っている。2022年10月、CPPは、フランクフルトおよびエシュボルンにあるドイツ銀行の事業所で捜索を行った。捜査令状に基づき、CPPは捜査範囲を拡大した。ドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに元取締役会メンバー7名を捜査対象となっている。捜査はまだ初期段階にあり、捜査範囲はさらに拡大される可能性がある。当該手続において、ドイツ銀行はドイツ行政犯罪法第30条に基づく潜在的な二次的当事者である。かかる手続は、利得の返還および罰金に帰結する可能性がある。ドイツ銀行はCPPに協力している。手続が今後どのように進展するかを予想することは困難である。

2021年、CPPは、CUM-EX取引に関して、サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA（Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA）（サル・オッペンハイム）の元従業員（氏名不詳）について犯罪捜査手続を開始した。当該手続は、疑いが持たれている個人に対する正式起訴および刑事訴追につながるリスクがある。また、ドイツ銀行および/またはサル・オッペンハイムの法律上の承継会社である当行の子会社のドイチェ・オッペンハイム・ファミリー・オフィスAG（Deutsche Oppenheim Family Office AG）（DOAG）は、二次的当事者または刑事罰としての財産没収の対象者（Einzugsbeteiligte）として、刑事裁判手続に加えられというリスクがある。

2023年7月12日、ドイツ・ポストバンクAGの法律上の承継会社としてのドイツ銀行は、CPPが旧ドイツ・ポストバンクAGの元従業員（氏名不詳）に対し、新たに別のCUM-EX取引の犯罪捜査を開始したとの報告をCPPより受けた。

CUM-EX問題をめぐる継続的なメディアの注目および当行に対する将来不利な刑事判決は、レピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。罰金の賦課および利得の返還または刑事罰としての財産没収は、当行の財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はさらに、ドイツ税務当局および第三者による、潜在的な税法上および民事上の返還請求ならびに損害賠償請求の主張に晒されている。

ドイツ銀行は、特に過去の2名のカスタディ顧客を代理して、彼らによるCUM-EX取引に関連して、電子的還付手続（elektronisches Datenträgerverfahren）を通じた源泉徴収税還付請求において、参加者として行為し、提出を行った。ドイツ銀行は、ドイツ連邦中央税務庁（Bundeszentralamt für Steuern - 「FT0」）より、過去のカスタディ顧客1名に対して支払われた税金還付金約49百万ユーロについての支払請求を受領し、ドイツ銀行がもう1名の過去のカスタディ顧客を代理して提出した税金還付請求に関連して、FT0から2.1百万ユーロを支払うよう求める債務通知を受領した。

民事上の請求については、バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon・エス・エーノエヌ・ヴィー（The Bank of New York Mellon SA/NV）（BNY）（2010年にドイツ銀行が買収し、同年末にBNYに売却した、カスタディアン銀行およびファンド管理会社として行為する二つの会社の親会社）がドイツ銀行に対し、当該2社が被ったCUM-EX取引に関する潜在的な租税債務について、契約上の補償条項に基づいて補償請求を行う意向を伝えた。BNYは、潜在的な租税債務は最大120百万ユーロ（年率6%の利息を除く。）になると推定した。2020年後半に、ドイツ銀行は、BNYの一部の事業体が、2009年および2010年の特定の投資ファンドによるCUM-EX関連取引に関する見積金額について税務当局から通知を受領した旨、BNYの法律顧問から報告を受けた。BNYは、かかる通知に対して異議を申し立てた。投資ファンドに関して税務当局から118.3百万ユーロの支払命令を受け、ドイツ銀行と協議した結果、BNYは税務当局に53.6百万ユーロを支払った。追加の50.9百万ユーロは、第三者によって支払われた。さらに、BNYは、フランクフルト税務署から、投資ファンド1社に関して、11.6百万ユーロの遅延利息（Hinterziehungszinsen）に関する通知および支払請求を受けた。BNYは、ドイツ銀行と協議した結果、かかる支払請求について執行停止（Aussetzung der Vollziehung）を申請したが、これは現在ヘッセン州財政裁判所（Hessisches Finanzgericht）で係属中である。

2023年12月、ドイツ銀行は、2009年にCUM-EX関連取引に関与した第三者投資ファンドの2社に関してドイツ連邦中央税務庁から審問状を受領した。ドイツ銀行は、かかるファンドの投資家に対しサービスおよび融資を提供していた。いずれのファンドも、2009年に合計87百万ユーロのCUM-EX源泉徴収税還付を受けた。

CUM-EX問題に起因するリスクは定量化が難しく、これらのリスクが顕在化する可能性を予測するのは困難である。既に主張されている民事上の請求または将来第三者により主張される可能性のある請求について、ドイツ銀行が最終的に責任を負うことになった場合、当行の財務状態または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その過去の仲介者およびコンサルタントの雇用ならびに貴金属取引でのスプーフィングに関して、DOJと訴追延期合意（DPA）を締結した。当行がDPAに違反した場合、DPAの期間が延長されるか、または当行が刑事訴追もしくはその他の措置の対象となる可能性があり、いずれの場合においても、その結果として追加の罰金、制裁金、和解金、支払いまたは当行に対するその他重大な悪影響が生じる可能性がある。

2021年1月8日、ドイツ銀行は、その過去の仲介者およびコンサルタントの雇用に関してDOJと訴追延期合意（DPA）を締結し、当行のDPA上の義務の一環として、当該行為に関して約80百万米ドルを支払うことに同意した。また、DOJとのDPAには、貴金属取引でのスプーフィングに関する合意解決も含まれていた。当行の貴金属取引でのスプーフィングに関するDPA上の義務の一環として、当行は、約8百万米ドルを支払うことに同意した。また同日、当行は、当行の仲介者およびコンサルタントの関与に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法の遵守状況に関する行為に対する調査を決議させるため、SECとの間で和解に達した。ドイツ銀行は、このSECとの和解において約43百万米ドルを支払うことに同意した。当行がDPAに違反した場合、DPAの期間が延長されるか、もしくは当行が刑事訴追またはその他の措置を受ける可能性があり、いずれの場合においても、その結果として追加の罰金、制裁金、和解金、支払いまたは当行に対するその他重大な悪影響が生じる可能性がある。2022年2月28日、DOJによる調査の結果として、当行は、その子会社であるDWSにおいてESG関連の情報に関する一定の主張について適時に報告を行わず2021年のDPAに違反したとされたことを受けて、当行は、関連する内部統制の実施について監視人が証明できるように、2023年2月まで現行の監視人設置を延長し、従前の訴追延期合意の諸条件を遵守することについてDOJと合意した。DOJは、必要と考える場合、2021年のDPAについてさらなる措置を講じることにつき、すべての権利を留保している。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化し、発展している。慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続または税務争訟の解決によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は発展しており、税務当局による審査は一層厳しくなっている。経済協力開発機構（OECD）の税源浸食と利益移転施策により生じた国際課税原則の広範囲かつ継続的な変更は、当行およびその子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また、各加盟国が当該要件の国内法化にあたり、異なるアプローチを採用しうるため、あるいは一方的措置を講じることを選択しうるため、税務争訟または二重課税の事例が増加する可能性がある。例えば、これには、一般に2024年課税年度から施行されるOECDのグローバル・ミニマム課税制度が含まれる。税務当局（ドイツを含む。）は、一定のクロスボーダー貸付またはデリバティブ取引に関連する配当に係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性にも注目している。また、税源浸食防止税の規定を含む2017年の米国税制改正がなされて以降、多くの指針が出されているものの、依然として不確実性が残っている。同様に、2023年課税年度から適用される新たな法人代替ミニマム税を含む、2022年米国インフレ抑制法に関する不確実性が残っている。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続または税務争訟の解決ならびに急速に変化し一層複雑化かつ不確実化する税法および税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その金融犯罪対策（米国におけるものを含む。）について、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、過去数年間にわたり、その金融犯罪対策（米国におけるものを含む。）について、全般的におよび特定の顧客、取引相手方または事象に関して、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。これらの照会の範囲には、顧客の新規登録およびKYCプロセス、取引監視のシステムおよび手続、疑わしい取引の報告を行うか否かの意思決定プロセス、エスカレーション手続ならびにその他の関連するプロセスおよび手続が含まれる。当行はこの捜査に協力している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2023年7月19日、ドイツ銀行、ドイツ銀行ニューヨーク支店（Deutsche Bank AG New York）、DB USAコーポレーション、ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびDWS USAコーポレーションは、制裁および通商禁止措置およびAMLコンプライアンスの遵守に関する事前命令および和解ならびにリスク管理上の問題に関する是正合意および義務に関して、連邦準備制度理事会との同意命令および文書合意を締結した。2023年同意命令は、2015年および2017年に当行が連邦準備制度理事会と締結した事前同意命令で要求された、和解後の制裁および通商禁止措置ならびにAML統制強化措置の履行が不十分で遅滞していると主張している。2023年同意命令はさらに、そこに記載された安全でなく不健全な慣行または違反を是

正するための重大な失敗があった場合、ドイツ銀行に対する連邦準備制度理事会による追加的かつエスカレートした正式措置（追加罰則または追加的な積極的是正措置を含む。）が必要となる可能性があることを規定している。連邦準備制度理事会に要求された制裁および通商禁止措置ならびにAML統制強化措置を当行が適時に完了できない場合、損害は甚大となり、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに与える影響は重大となる可能性がある。

ドイツ銀行は、特定のFXデリバティブ商品の過去の販売に関する社内調査に関連して、特定の規制当局から情報提供の要請を受けている。ドイツ銀行は、その規制当局に情報を提供し、また、その他の方法によりその規制当局に協力している。これとは別に、2021年9月30日、ドイツ銀行は、パラディウム・ホテルズ・グループ（Palladium Hotels Group）内の4社からイングランド高等裁判所およびウェールズ高等裁判所に提訴された請求の送達を受けた。

特定のFXデリバティブ商品の過去の販売に関する社内調査を受け、ドイツ銀行は、その規制当局に情報を提供し、また、その他の方法によりその規制当局に協力している。2023年12月、スペイン証券取引委員会（CNMV）は、FXデリバティブ商品に関連してスペインの顧客に提供されたアドバイザー・サービスについて、ドイツ銀行エス・エー・イー（Deutsche Bank, S.A.E.）に対する手続を開始すると発表した。

これとは別に、パラディウム・ホテルズ・グループ（PHG）各社は、2014年から2019年にかけてドイツ銀行と締結したFXデリバティブ取引に関して500百万ユーロと推定される損失を被ったとして返還または損害賠償を請求している。彼らは、ドイツ銀行が取引に関して、過失による虚偽表示、虚偽の説明および/またはPHGに対する注意義務に違反したと主張している。また、4社のPHG請求者のうちの1社は、一部の取引に参入する法的能力を欠いていたとも主張されている。ドイツ銀行は、かかる請求に異議を唱える答弁書を提出した。2024年1月、PHGは、詐欺的な虚偽表示の追加申立てを含む修正答弁書を提出した。ドイツ銀行は2024年2月、新しい申立てに異議を唱える修正答弁書を提出した。裁判は、2025年初頭に開始される予定である。当行がPHGに対して責任を負うことが判明した場合、その損害額は大きく、当行の業績に影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行の子会社であるドイツ銀行ポルスカ・エス・エー（Deutsche Bank Polska S.A.）は、外貨建モーゲージ貸付契約に関して、不当かつ無効であるとの申立てに基づき、多数の払戻要求を受けている。

2016年以降、ドイツ銀行ポルスカ・エス・エーの特定の顧客は、同行の外貨建モーゲージ貸付契約には不当な条項が含まれており無効であると主張し、ドイツ銀行ポルスカ・エス・エーに接触している。これらの顧客は、総額685百万ユーロを越えるかかる契約に基づく過払分とされる金額の払戻を要求しており、2024年2月29日現在、5,000件超の民事請求がポーランドの裁判所で開始されている。これらの訴訟はポーランドにおいて業界全体の問題であり、他行も同様の請求を受けている。

2023年中に、ポーランドのFXモーゲージ・ポートフォリオに関するリスク・プロファイルが悪化し、特に2023年6月15日の欧州司法裁判所による不利な判決を受けて、より広範なポーランドの銀行セクターが影響を受けた。また、当行は2023年第3四半期に、裁判所の判決およびその他の市場パラメーターの予想展開について、引当金見積りモデルを改良した。その結果、2023年12月31日に終了した年度において、かかる訴訟事件に係る引当金は、244百万ユーロ増加し、2023年12月31日現在の引当金合計は534百万ユーロであった。

かかる訴訟事件の結果は不確実であり、当行が設定した引当金を超える金額を含め、当行が多額の支払いを行う結果となる可能性がある。

刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行およびその関連会社は、これまで刑事上および規制上の執行手続の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。当行もしくはその関連会社に対する有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行が特定の事業活動を行うための資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である1974年米国従業員退職所得保証法（ERISA）に基づく「適格専門資産運用業者」（QPAM）禁止取引適用除外の規定に基づく、当行の資産運用関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。当行の資産運用関連会社がERISA制度のための取引に使用することができる、法律上の適用除外およびその他の行政上の適用除外は複数存在し、また、多くの場合はQPAM適用除外に依拠する代わりにこれらを使用することができるが、QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客（顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、または当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるか）を問わない。）に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさ

せる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、顧客が、かかる資格の喪失を、当行の資産運用関連会社が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省（DOL）から資産運用業者全般として承認されなくなった証であると誤解し、これを理由に当行との取引を中止するかまたは差し控える可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。1年間の一時的適用除外の発行に続き、2017年12月29日、DOLは、DBグループ・サービズ（UK）リミテッド（DB Group Services (UK) Limited）の有罪判決およびドイチュ・セキュリティーズ・コリア・カンパニー（Deutsche Securities Korea Co.）の有罪判決（後者の有罪判決はその後覆されている。）にもかかわらず、当行の複数の関連会社がQPAMとしての資格を維持することを認める個別の3年間の適用除外を公表した。かかる適用除外はその後、DOLによりさらに3年間延長され、2024年4月17日に満期を迎える予定である。資格喪失期間は2027年4月17日までであるため、当行は、さらなる延長をする必要がある。当行は、2027年4月17日までの適用除外のさらなる延長申請を提出しており、DOLは、2024年2月21日、DOLによる最終承認の検討に先立ち、パブリックコメントのために適用除外案を公表した。とりわけ、ドイツ銀行またはその関連会社が他の事案で有罪判決を受けた場合等には、適用除外は終了する。

気候変動および環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する事項に関するその他リスク

地球温暖化の影響ならびに地球温暖化を産業革命前の水準から1.5度以下に抑えるために必要な関連政策、技術および行動の変化により、財政リスクおよび非財政リスクの新たな要因が生じた。これらのリスクには、異常気象による物理的リスクの影響ならびに、炭素集約型セクターがコストの上昇、潜在的な需要の減少および資金調達手段の制限に直面することによる移行リスクが含まれる。移行リスクおよび/または物理的気候リスクならびにその他の環境リスクの発生が現在予想されているよりも急速である場合には、信用損失および市場損失の拡大ならびにベンダーおよび当行の業務への影響による業務の混乱につながる可能性がある。

金融機関は、各国政府、規制当局、株主およびその他の組織（非政府組織を含む。）から、気候問題やESG関連問題について、より詳細な検査を受けており、当行が低炭素経済への移行を支援していない、種の多様性および生息地の喪失等の自然関係リスクを制限していない、または人権を擁護していないとみなされた場合、レピュテーション・リスクにつながる。かかるより詳細な検査には、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）等より広範囲かつ規範的なESG開示要件が含まれる。法域によって大きく異なるESG規制および/または開示基準が出現した場合、遵守の費用増加および要件を満たせないリスクが生じる可能性がある。

米国において、州議会および規制当局は、ESG問題について潜在的に対立する法律および認証要件を発行しており、政治的背景が二極化していることを反映している。例えば、カリフォルニア州は、ESG開示法を発行しているが、一方で、フロリダ州は借入人の事業活動に基づく区別をしないことを証明するよう当行に要請している。このため、当行が証明できなければ事業または認可を失うリスクが生じる可能性がある一方、DBにはポジションを分析し、バランスをとることが求められる。

ドイツ銀行は、複数のESG格付プロバイダーによって格付されており、かかる格付は持続可能な投資の適格性を判断し、ESGリスクおよび機会の管理を評価するための基準としてますます利用されている。異なるプロバイダーによって用いられている方法およびスコアは、結果に著しい相違をもたらす可能性があり、当行が直面しているリスクを正確かつ一貫して反映しない可能性がある。当行の格付が同業他社を下回ったり、著しく悪化したりした場合、レピュテーションに悪影響を及ぼし、株式または債券に対する投資家の需要が減少する可能性がある。

気候リスクおよびその他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、方法および業界標準は、まだ発展途上であるか、場合によってはまだ利用できない。このことは、顧客による包括的で一貫性のある気候リスクおよびその他の環境リスクの開示の欠如と相まって、当行が、リスク評価およびモデリングならびに当行の気候および環境リスク管理の開示において、当行が（より広範な業界と同様に）代用として見積りおよび/または独自のアプローチに大きく依拠していることを意味する。これがもたらす不確実性の高さは、第三者が、当行のサステナビリティ関連の開示が、グリーンウォッシュにあたりと主張するリスクを高める。かかる主張に関連するレピュテーション・リスクに加え、最近では、DWSが、ESG関連の特定の事項に関して様々な規制当局および法執行当局から情報提供を求められたように、所轄の監督当局および法執行当局がかかる主張に基づき調査を開始する可能性がある。2023年9月25日、DWSIは、DWSインベストメント・マネジメント・アメリカズ（DWS Investment Management Americas, Inc.）（DIMA）の米国事業に関連したDIMAに対するSECのESG関連調査を解決するため、SECの調査結果を認めることも否定することもなく、差止命令、問責および19百万米ドルの民事制裁金に同意した。

ドイツ銀行は、ポートフォリオを2050年までに排出量をネットゼロに調整することを含め、その事業活動および運営をサステナブルな方法で管理することをコミットしている。当行は、当行の事業活動全体における環境関連要因の統合を進めるため、環境リスクの評価および管理に対する当行のアプローチの開発と実施を続けている。これには、リスクの特定、監視および管理を行い、定期的シナリオ分析およびストレス・テストを実施する能力が含まれる。規制当局およびステークホルダーの急速に変化する要求は、ステークホルダーの高い関心と相まって、当行がそれらの要求に答えることができない場合または当行の計画を適切に実施できない場合、当行の事業に悪影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は、2023年3月2日に公表したサステナビリティ・ディープ・ダイブに示された目標に引き続き取り組んでいるが、2025年末までの累計ESGファイナンスおよび投資の取引高5,000億ユーロの目標達成に向けて逆風にさらされる可能性がある。野心または目標が達成されない場合、とりわけ当行の収益およびレピュテーションに影響を及ぼす可能性がある。さらに、ESG資産の不足は、ドイツ銀行のESGに準拠した資金調達能力を低下させる可能性がある。同様に、総量および原単位ベースのネットゼロ準拠排出目標からの大幅な乖離は、当行のレピュテーション・リスクにつながる可能性がある。

その他のリスク

ポストバンクのIT移行に関連する残存リスクは増大し、および/または当行のレピュテーションに影響を及ぼす可能性があり、結果として顧客や事業の損失をもたらし、当行の将来の業績に影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、2023年7月にポストバンクの最後のデータ移行を完了した。IT移行は、顧客および従業員の新しいITインフラストラクチャー利用への移行を実行することに重点を置いていたが、業務上の問題とおよび顧客のバックログにつながった。ドイツ銀行はいくつかの緩和策を実施し、是正計画を策定した。これは、2023年10月2日に公表されたBaFinの指令に概説されているように、BaFinによってモニターを通じて監視される。

ドイツ銀行は、未解決の問い合わせの是正を進展させた。ほとんどのプロセスでは、2023年末までに是正が完了した。ただし、一部のプロセスについては、バックログの是正が進行中であり、2024年第1四半期末までには大部分が解決される見込みである。当行が未解決の問い合わせを処理するためにさらに時間を必要とする場合、信用コストおよび運用コストがさらに増加する、ならびに/または当行のレピュテーションに影響を与える可能性があり、顧客または事業の損失につながる可能性がある。その結果、当行の将来の業績に影響を及ぼす可能性がある。

当行のリスク管理の方針、手続および方法により、当行は認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、リスク管理の方針、手続および評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、または、あらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化ツールおよび測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は極度の水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および流動性の極端な制限により悪化した従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻を経験する可能性がある。そのようなボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、ドイツ銀行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め、数多くの仮定を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたはそのモデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うか、または、当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。当行が、リスクの特定、監視および管理に用いている方針、手続および手段についての詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート」の項に記載されている。

ドイツ銀行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスには、当行がサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクを伴い、当該第三者により提供されるサービスの責任は、最終的には当行が引き続き負うことになる。また、第三者が適用ある基準または当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、もしくは規制措置もしくは訴訟に服し、または当行がその取引関係から求められる利益を達成することができない可能性がある。

当行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。当行の事業および業務を支援するために、当該分野における第三者の利用および依存度は年々高まっており、それに伴い、第三者を管理する能力の向上が求められている。その目的は、当行がその中核的業務に焦点を置きつつ、当行の業務上の費用、効率性および効果の点での改善を追求することであり、これには例えば当行のIT近代化の取組みに関連するもの等が挙げられる。当行が第三者を使用する目的の性質は変化しており、現在ではクラウドおよびその他の高度な技術プロバイダーの使用を含むサービスのより基礎的な側面も含まれるようになった。このことは、異なるリスクを示すものであり、厳格なリスク評価、適切な契約締結およびそれらのリスクに見合う継続的な監視が必要となる。また、このことにより、当行が第三者を日常的に管理する方法だけでなく、また、当該第三者によるサポートを受ける業務サービスの重要性に比例して必要な耐性レベルの評価に関する、規制および規制当局による検査も着実に増加している。

第三者により提供されるサービスには、当行自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、当該第三者により提供されるサービスの責任は、最終的には当行が引き続き負うことになる。当行は、かかる第三者が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準ならびに当該第三者が当行との間で合意した契約上の条件およびサービス水準に従ってサービスの提供を行うことに依拠している。当該第三者がこれらの基準に従って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、規制措置もしくは訴訟に服し、またレピュテーションの毀損に晒される可能性がある。より一般的には、第三者との関係が当行の期待を満たさない場合、当行は、財務リスク（別の第三者へのサービスの移行に関連する経費および費用等）、かかる移行に関連するビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスクに晒される可能性があり、当行が当該第三者との取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

ドイツ銀行自体に対するサイバー・セキュリティの脅威と同様に、取引を行う第三者に対するサイバー攻撃が成功した場合、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、その結果、顧客情報および機密情報の漏洩または悪用、情報技術システムの損傷またはアクセス不能、財務上の損失、追加費用、個人データ漏洩通知義務、レピュテーションの毀損、顧客の不満ならびに潜在的な規制上の罰則または訴訟の危険につながる可能性がある。

ドイツ銀行が第三者のサービス提供者である状況において、ドイツ銀行がその関係から利益を得ることができなくなった場合、当行は、サービス契約の解約に伴う収益、コストおよび費用の損失等の財務リスクに晒される可能性がある。

当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行と取引を行う者に関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。

また、ドイツ銀行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、またはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。当行の従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、コンダクト・リスクに分類している。コンダクト・リスクとは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守等、顧客、取引先または市場の公正性に悪影響を及ぼすおそれのある従業員および代理人（第三者を含む。）による行為に関連するリスクを意味する。米国規制当局は、特にコンダクト・リスクにより一層注目しており、かかる注目の高まりは、調査およびその他の照会ならびに是正要求、規制上およびその他の執行手続の増加、民事訴訟、ならびにコンプライアンス上およびその他のリスクおよび費用の増加をもたらす可能性がある。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止ならびにITシステムおよびIT基盤の侵害（サイバー攻撃を含む。）による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止、システムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化または当行のITシステムのアクセス不能に起因する処理実行の過誤もしくは遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取

扱ミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャー（GDPR等の個人情報保護法に基づくエクスポージャーを含む。）を引き起こすおそれがある。

世界のあらゆる産業にわたって、その事業を主たる事業所の場所からではなく自宅から行う動きが続いていることは、歴史的な傾向と比較して、ビジネス慣行の進化を加速させている。当行の技術インフラに対する需要およびサイバー攻撃のリスクは、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失もしくは破損、またはサービスの利用不能につながる可能性があり、行為規範の違反が起こる可能性も高める。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行の統制の及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者または当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。戦争またはその他の軍事行動、生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行等の意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、（COVID-19のパンデミックのような）疾病の世界的流行および地震等の自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安等その他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となりうる。このような混乱は、当行の事業および財務の状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、グローバルな銀行として、報道の対象となることが多い。ドイツ銀行は、メディアとの対話を正式のチームを通じて行っているが、メディアは時に、こうした正式のチャンネル以外の方法でドイツ銀行の従業員に接触を試みることがあり、機密事項を含むドイツ銀行の内部情報が外部報道の対象とされ、当該報道を通じて機密情報が公表される結果となる可能性がある。メディアへの漏洩は、特にそれが事実と異なる陳述、流言、憶測または許可されていない意見を含む場合に、ドイツ銀行に多大な影響を及ぼす可能性がある。これにより顧客の信頼または顧客取引の喪失といった財務上の影響を被る可能性があり、また、投資家の信頼を損なうことにより当行の株価または資本性金融商品に影響が出る可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

欧州連合域外の国々の中央清算機関（CCP）と同等性評価に関する取決めができない場合、ドイツ銀行の事業、業績または財務目標に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、当行の清算業務の規模により、かかる業務が適切に行われなかった場合のリスクもある。

インドのCCPについて、BaFinは2023年2月に、ドイツ銀行を含むドイツの信用機関が2024年10月31日までインドの六つのCCPの清算参加者として残る可能性を認める声明を発表した。かかる声明によりドイツ銀行は、顧客がインドの六つのCCPから引き続きサービスを受けられるようにするために必要な変更を行うことができる。2024年10月31日より後に、ドイツ銀行がインドとの同等性評価に関する取決めを行わなくなった場合、当行の経営成績に悪影響を及ぼし、当行の財務目標にも影響を与える可能性がある。

英国とEUの間では、プレグジット後の既存の協定でカバーされていない金融サービスに関する交渉が続けられている。英国のCCPに対する一時的な同等性評価に関する取決めが2025年6月まで延長されたことで、英国の清算機関へのアクセスがEU企業から制限されるリスクが一時的に取り除かれた。2025年6月までに同等性評価に関する取決めが合意に至らなければ、当行の事業および財務目標に悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は、大きな規模で清算業務および決済業務を行っており、また、一層複雑化し、かつ、相互に密接に連携するIT環境を保有している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼働しなかった場合、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損失は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、子会社および関連会社の買収時ならびにそのアセット・マネジメント部門におけるのれんならびにその他の無形資産の価値について、少なくとも年1回、減損テストを行わなければならない。テストにより減損が存在すると判断された場合、当行は、資産について評価減を行う必要がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行の収益性および業績に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

のれんは、子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。当行は、2023年12月31日現在で28億ユーロののれんを計上した。子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。当行は、2023年に又ミスの買収に関連する233百万ユーロの

のれんの減損を、また、2022年に未償却無形資産に対し68百万ユーロの減損を計上した。非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法、またはこれらの組み合わせに基づく見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。

のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行の収益性および業績に重大な悪影響を及ぼしており、また、今後も及ぼす可能性がある。

当行の伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、取引を通じて与信を拡大する非伝統的な与信業務（例えば、第三者の証券の保有を伴う取引または複雑なデリバティブ取引に従事する取引）にも従事する可能性があり、これらは当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる可能性がある。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しないおそれがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外の当行の業務の多くも、当行を信用リスクに晒している。

特に、インベストメント・バンクを通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。非伝統的な信用リスクの発生源は、例えば、第三者の証券の保有、相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関もしくはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できない証券、先物、通貨または商品の取引実行、およびその他の取決めを通じた与信の拡大等から発生する可能性がある。トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、ドイツ銀行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になりうる。信用デリバティブの中には、当行が支払いを受領するために、裏付証券、ローンまたはその他の債務を相手方に交付することが求められるものがある。いくつかのケースでは、当行は、裏付証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延する可能性があり、これにより当行のレピュテーションおよび将来の業務の可能性が失われ、また、当行に課せられる費用も増大する可能性がある。欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ Dodd-Frank法）は、一定のOTCデリバティブの標準化、マーギニング、集中決済および取引報告に関する要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを軽減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また、当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

過去には、極めて厳しい市場環境が、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行が非伝統的な信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしたことがあり、今後も類似した市場環境が生じた場合には、同様の状況が発生する可能性がある。

当行の資産および負債の大部分は、当行が公正価値で計上した金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行は過去にも損失を被っており、また、今後もさらに損失を被る可能性がある。公正価値とは、強制的売却または清算時売却以外の場合で、知識も取引の意思も有する当事者間の独立当事者間取引において資産または負債が交換される価格をいう。公正価値で計上された資産の価値が低下した場合（または公正価値で計上された負債の価値が上昇した場合）、これに対応する公正価値の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。

一定のクラスの金融商品について、観察可能な価格またはインプットは利用できない。かかる場合、公正価値は特定の商品につき適切であると当行が考える評価技法を用いて算定される。公正価値を算定する評価技法の適用には、推定および経営陣の判断が伴い、その程度は商品の複雑性および市場の流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。市場環境の悪化その他の原因により仮定のいずれかが変動した場合、その後の評価により当行の金融商品の公正価値が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

ドイツ銀行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価値の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価値の上昇を差し引いて計上される。しかしながら、当行はかかる公正価値の上昇を今後実現することができない可能性があり、また、ヘッジ取引の公正価値は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下等、様々な理由により、今後変動する可能性がある。かかる公正価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価値とは切り離されているともいえ、将来損失をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行は、各報告期間末に繰延税金資産の見直しを行わなければならない。当行の繰延税金資産の全部または一部を利用できるだけの十分な課税所得が発生する見込みがない場合、当行は、帳簿価額を減額しなければならない。これらの減額は、ドイツ銀行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識している。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。2023年12月31日現在、当行は70億ユーロの繰延税金資産を認識した。

各四半期に、当行は、繰延税金資産に関するその見積りを再評価しているが、年度により変動する可能性があり、経営陣の重要な判断を必要とする。例えば、税法の変更または将来の予想業績の変動により、繰延税金資産の調整が発生し、かかる決定が行われた期間の法人所得税費用に計上されるか、または資本に直接計上される可能性がある。

これらの調整は、ドイツ銀行の収益性または資本に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスク（当行の収益に重大な影響を及ぼしうる金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスクおよび流動性リスクを含む。）に晒されている。

ドイツ銀行は、その従業員のために、確定給付制度を含む多数の退職後給付制度に資金を提供している。当行の制度は、当該制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬および勤続期間に基づいた金額となる。当行は、その確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を保持している。当行の積立原則は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務の積立について、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また、当行では、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制または慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行の非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。外部積立されている確定給付制度の多くには、現地の最低積立要件が定められている。当行は、その積立原則に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国等、受託者および当行が共同で拠出水準に合意している地域もある。当行では、また、複数の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療補償制度は、通常、適格退職者の医療費が所定の免除額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。

当行では、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでのリスク管理とは、市場の動向（例えば、金利、クレジット・スプレッド、物価インフレ）、資産投資、規制上または法律上の要件、および人口構成の変化（例えば、長寿）の監視に関する当行のリスクの管理および統制をいう。年金制度が積み立てられている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。当行の主要な年金諸国において、当行最大の退職後給付制度のリスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレ、長寿リスクおよび流動性リスクの潜在的な変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。一般的に当行は、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行の財務状況に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。

すべての制度は、割引率、インフレ率、将来の報酬の増加率、支払中の年金および長寿予想等のデータを加味して、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて毎年評価されている。主要国における当行の最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者の市場データの提供業者および格付機関から入手した社債ユニバースの情報を用いて算出されている。）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。

制度の積立における当行の投資目標およびこれに関する当行の義務は、当行の確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行を保護することである。当行は、制度資産を、金利、信用スプレッドおよびインフレに対する制度負債のマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするように配分することに努め、それにより制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映するものになる。

当行の年金負債を決定付ける要因が当行に不利な方向に変動した場合、主要な変数に関する当行の仮定が誤っていることが判明した場合、または、年金負債の資金拠出がその負債を十分にヘッジできない場合は、当行はその年金制度に対して追加拠出を要求されるか、またはその年金制度に関する数理計算上もしくは会計上の損失に晒される可能性がある。当行の従業員給付制度についての詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記33 従業員給付」の項に記載されている。

デジタル改革は、異業種からの参入企業、グローバルなハイテク企業またはフィンテック企業等、新たな競合他社に市場参入の機会を提供する。これにより、潜在的な市場シェア喪失のリスクを軽減するためのデジタル商品およびプロセス・リソースへの投資に対する当行のニーズが高まる。

当行は、市場の動向への対応、顧客ニーズへのより迅速かつ柔軟な対応、およびIT障害からの回復力の改善のため、Google Cloudとの戦略的パートナーシップを通じて、多数の社内アプリケーションをパブリッククラウド・コンピューティングおよびストレージ・システムに移行することを決定した。今回のGoogle Cloudとのパートナーシップは、当行のデジタル化における主要なマイルストーンであり、革新的技術を受け入れることへのコミットメントを示している。その目的は、商品およびサービスの向上、システムの回復力ならびにセキュリティの改善によって顧客体験を向上させること、また、従来のプラットフォームの運用による非効率な費用を削減することである。このような大規模な技術移行には、セキュリティおよび安定性の問題に関するリスクを管理するために必要な資金配分を含む、強固なガバナンスおよび計画が必要である。さらに、このプログラムは規制当局から大きな関心を集めている。また、外部のサービス提供者と同様に、当行は、顧客および当行の情報の保護のために、データの機密性およびセキュリティの統制について最高水準を確保しなければならない。これを達成できなかった場合、顧客の信頼を損ない、金銭的損失が発生し、さらに深刻な場合には、規制上の罰金、訴訟および個人への損害賠償義務が生じる可能性がある。

ドイツ銀行は、取引データ、顧客データ、参照データ等のコアプロセスおよびデータセットに対する全般的なデータ管理戦略を引き続き成熟させている。これには、中核となる技術インフラ全体にわたる当行のエンタープライズ・アーキテクチャーに係る原則を開発し、実装することが含まれる。これは、ドイツ銀行の広範な技術およびデータ戦略の中心であり、ビジネスの成長および効率化を可能にすると同時に、統制環境を強化するものである。ドイツ銀行の規制当局は、ドイツ銀行が戦略においてこの部分を確実に進展させるよう積極的に注目している。さらに、当行には、情報セキュリティおよび顧客体験の業界標準を確保するために、既存の技術アーキテクチャとともに、新しい革新的技術を受け入れ、導入するという課題もある。

ドイツ銀行が当行の事業領域およびインフラ領域における主要な技術革新を達成できない場合、当行は、ITおよび事業のコスト削減、統制の改善、新たな顧客機能またはターゲットを絞った顧客成長の提供による収益の増加等、これらの期待する恩恵を享受できないリスクがある。

暗号資産エコシステムは、2023年に重要なボラティリティが見られ、依然として重大な固有リスクがある。

暗号資産は、極端な価格変動リスクを伴い、価格の透明性が不明瞭で、流動性が未発達であり、市場操作の影響を受けやすい可能性がある。ドイツ銀行の暗号資産関連の活動および直接的なリスク・エクスポージャーは非常に限定的であり、金融市場に広範な影響を及ぼすリスクは依然として限定的であると考えられる。暗号資産が現在もたらしているリスクはあるものの、当行はこの分野で起きているイノベーションを認識しており、基礎となる技術の利点を活用して顧客のニーズに応えられる機会を模索している。しかし、慎重かつ高度に選択的なアプローチを維持することで、当行は機会を逃す可能性がある。

当行がデジタル資産活動に従事する能力は、各法域内でのスタンスによって異なるため、ドイツ銀行のこれらの活動への関与が制限される可能性がある。デジタル資産のリスクおよび機会に対処するために必要な政策枠組に関する議論は、個々の暗号資産またはプラットフォームに関連する多数の破産および詐欺事件によって高まっている。

ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。当行がかかる法律および要件に違反した場合、当行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理庁およびその他の当局（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および英国財務省の金融制裁執行局（OFSI）等）により設定された金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の監視、評価および遵守を求められている。制裁は急に変更される可能性があり、また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。ロシアによるウクライナ戦争開始後、非常に急速に、米国、EU、英国およびその他の各国により、ロシアの企業および個人に対する新たなかつ広範な制裁が課されており、また今後も課される可能性があり、これらの制裁の多くは非常に迅速な実施が求められている。当行がこれらの新たな制裁について、適時にかつ網羅的に遵守することができなかった場合、当行は刑事罰に晒される可能性があり、また、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。ウクライナ戦争以外にも、他の企業および個人に対する新たな制裁が、いつでも課される可能性がある。ドイツ銀行がかかる新規または既存の法律および要件に違反した場合、ドイツ銀行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去に対象となったことがある。

米国国務省により、テロ支援国家として指定された国々の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が、当行との取引もしくは当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性があり、当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、米国の包括的制裁措置の対象となっている一部の諸国および地域（以下「制裁対象地域」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）ならびに米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を行っており、また過去にも行ってきた。米国の法律は、米国人または米国法域内で行うその他の者（米国との関連を有する事業を含む。）が制裁対象地域もしくは制裁対象者と取引を行うこと、または制裁対象地域もしくは制裁対象者に関する取引を行うことを一般的に禁止している。さらに、米国の間接的または「二次的」制裁は、完全な米国法域外において非米国人が特定の活動に従事することに対して制裁を課すとも警告しており、最近では、ロシアの軍産基盤に関連する取引を故意または無自覚に促進したり、またはサービスを提供したりする外国金融機関を標的としている。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定およびその他の規制の対象となっており、また場合によっては、当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定およびその他の規制の対象となっているか、対象となる可能性がある。

ドイツ銀行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象地域および制裁対象者に関する当行の業務は、米国法域（米国人が管理上または運営上の役割を担うことを含む。）の関与を回避し、また、国際連合、欧州連合およびドイツによる制裁および通商禁止措置の遵守を確保するために策定された方針および手続に服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法的に認められる範囲において、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を推進するために、上記の方針および手続をさらに拡充した。しかしながら、もし、当行の方針が有効でないか、または有効でなかったと証明された場合には、当行は、当行のレピュテーション、財務状態または事業に重大な悪影響を及ぼしうる規制または執行措置を課せられる可能性がある。

ドイツ銀行は、2017年以降、ロシアに関連する米国経済制裁におけるその他の重大な変更に準拠することを目的としたプロセスおよび手続を設定している。さらに、ウクライナ戦争を受けて、米国ならびにその他の諸国およびEUは、ロシアおよびロシアの事業体に対する制裁を拡大し続けており、かかる制裁が当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。これを受けて、当行は、特にフィルターおよびコントロールの更新、ロシアと関連性のある取引および顧客審査におけるデューデリジェンスの手順の追加、当行の政策および調整プロセスのさらなる制限により、多数の、そして一部新たに開発された制裁を実施するための様々な準備および対応措置を講じた。ドイツ銀行は、これらの課題に迅速かつ徹底的に対応したと考えているが、変更の量が非常に多く、その複雑性により、規制遵守に関連するオペレーショナル・リスクを増大させている。この規制環境の領域では厳格な責任が適用されるため、このようなオペレーショナル・リスクは当行の規制リスクにつながり、結果として損失を被る可能性がある。さらに、当行は、ロシアに関連する米国の制裁措置に違反するまたは制裁対象となるような取引にこれまで従事したことはなく、現在も従事していないものと確信しているが、米国当局は米国の制裁措置の解釈、執行および適用において広範な裁量権限を有しており、これには、2023年12月現在、ロシアの軍産基盤に関連する特定の対象活動に故意または無自覚に関与している外国金融機関に対して、米国当局がブロック制裁またはその他の制限を課す権限が含まれる。米国当局が当行に対して執行措置を講じない、または二次的制裁を課さないとの保証はない。かかる措置は、当行の事業に重大な影響を及ぼし、また、当行のレピュテーションを損なう可能性がある。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態および経営成績の分析

下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート」の項を参照のこと。

キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は、現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、事業体が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないために財務活動の一部となる非金融会社とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの事業セグメントによって設計および実行され、収益創出活動である。）ならびにトレジャリーが発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものと捉えられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変更による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示している。これには、市場の変動および資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

2023年度および2022年度

以下の表は、ドイツ銀行の2023年度連結財務諸表に基づく2023年12月31日に終了した年度および2022年12月31日に終了した年度のデータの抜粋である。

| | 2023年 | 2022年 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 単位：百万ユーロ（億円） | （監査済） | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 5,606 (9,518) | -2,113 (-3,587) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | -2,576 (-4,374) | -17,175 (-29,160) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | -2,852 (-4,842) | 614 (1,042) |
| 現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響 | -2,036 (-3,457) | 4,354 (7,392) |
| 現金および現金同等物、期首残高 | 165,626 (281,200) | 179,946 (305,512) |
| 現金および現金同等物、期末残高 | 163,768 (278,045) | 165,626 (281,200) |

当行グループの現金および現金同等物は、2022年末現在の1,656億ユーロから減少して、2023年12月31日現在では1,638億ユーロとなった。この減少は主に、銀行への利付当座預金および決済勘定が減少したことによるものであった。

当行グループの当期純利益が49億ユーロを計上したことに照らして、また非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2023年末現在は56億ユーロ（2022年末現在ではマイナス21億ユーロ）となり、かかる金額は2023年度の現金および現金同等物のマイナス19億ユーロの純減少に含まれていた。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動および財務活動から使用された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2023年はマイナス26億ユーロ（2022年はマイナス172億ユーロ）となった。これは、主に償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の購入に起因するものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2022年末現在は614百万ユーロであったのに対し、2023年12月31日現在ではマイナス29億ユーロとなったが、これは主にその他の資本構成要素（AT1）の返済によるものであった。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの純影響により、現金および現金同等物は減少した。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．DBベタイリゲングス - ホールディングGmbH
- B．BHWバウスパーカッセ（BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft）
- C．BHW - ゲゼルシャフト・フュア・ヴォーヌクスヴィルトシャフトmbH（BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH）
- D．BHWホールディングGmbH（BHW Holding GmbH）
- E．ノーリスバンクGmbH（norisbank GmbH）
- F．DBキャピタル・マーケッツ（ドイチェランド）GmbH（DB Capital Markets (Deutschland) GmbH）
- G．ドイチェ・オープンハイム・ファミリー・オフィスAG
- H．ポストバンク・フィンナンツベラトウングAG（Postbank Finanzberatung AG）

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2023年における土地・建物および備品・器具への設備投資に685百万ユーロを費やした。2023年に、950百万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

| | 2023年12月31日 | 2022年12月31日 |
|-------------|-------------|-------------|
| （ドイツ銀行） | | |
| 土地・建物 | 442 | 51 |
| | (75,043) | (8,659) |
| 備品・器具 | 1,176 | 1,529 |
| | (199,661) | (259,594) |
| （ドイツ銀行グループ） | | |
| 土地・建物 | 637 | 432 |
| | (108,150) | (73,345) |
| 備品・器具 | 1,221 | 1,328 |
| | (207,301) | (225,468) |

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2023年12月31日現在)

| 授権株数(株)(注) | 発行済株式総数(株) | 未発行株式数(株)(注) |
|---------------|---------------|--------------|
| 2,040,242,959 | 2,040,242,959 | - |

(注)ドイツ銀行は、上記日付現在有効な定款に、下記のような授権資本の増加の定めを置いている。

授権資本

取締役会は、2026年4月30日以前に、1回または数回にわたり、総額512,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授権資本2021年/第I回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、オプション権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価額が当該発行価額の最終決定時において既に上場されている当該株式の市場価額を著しく下回っておらず、かつ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく承認を受けて以降発行された株式の総数が、当該承認が有効となった時点における株式資本の10%(当該承認が実行された時点における株式資本の額の方が低い場合には、当該低い額の10%)を超過しない場合にも、新株引受権を完全に排除することができる。当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行または売出される新株引受権が付与されない株式は、株式資本の10%の上限の計算に含まれる。また、転換社債、ワラント付社債、転換権付利益分配権もしくは利益分配権に関するオプション権および/または転換権(これらの社債または利益分配権が、当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行される場合に限る。)に対して発行される株式も、この計算に含まれる。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2026年4月30日以前に、1回または数回にわたり、総額2,048,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授権資本2021年/第II回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

【発行済株式】

(2023年12月31日現在)

| 記名・無記名の別及び額面・無額面の別 | 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|--------------------|------|---------------|----------------------------|--|
| 記名式無額面株式 | 普通株式 | 2,040,242,959 | ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。 |
| 計 | - | 2,040,242,959 | - | - |

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2023年12月31日現在)

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額 | 資本金残高 | 摘要 |
|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|-------------------------------------|--|
| 2023年 2月1日 | -26,530,172 | 2,040,242,959 | -67,917,240.32ユーロ (-11,531百万円) | 5,223,021,975.04ユーロ (886,765百万円) | 発行済株式総数および資本金は、自社株の買戻しおよび買い戻した株式の消却(いずれも年次株主総会で承認済)により、減少した。同様の自社株の買戻しプログラムが2023年および2024年にも実施され、2024年初めにも株式消却が行われた。上記の株式消却により、ドイツ銀行の発行済株式総数および資本金は約1.3%減少した。 |

(4) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在の株主名簿上の株主数は、583,495人であった。

地域別の株主の分布は下記のとおりである。

| | 株主数(人) | 所有株式数(株) |
|----------------|---------|---------------|
| ドイツに所在する株主 | 572,504 | 1,044,360,168 |
| アメリカ合衆国に所在する株主 | 496 | 262,054,613 |
| その他 | 10,495 | 733,828,178 |
| 計 | 583,495 | 2,040,242,959 |

(5) 【大株主の状況】

ドイツ銀行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%超の報告義務に基づく通知による、当行の大株主は下記のとおりである。(注1)

| 氏名又は名称 | 住所 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|--|-----------|-------------------------|
| ブラックロック・インク (BlackRock, Inc.) | ニューヨーク、米国 | 5.86% (注2) |
| パラマウント・サービス・ホールディング・リミテッドS.ÅR.L. (Paramount Service Holding Ltd. S.ÅR.L.) | 英領ヴァージン諸島 | 4.54% (注3) |
| スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド (Supreme Universal Holdings Ltd.) | ケイマン諸島 | 3.05% (注4) |
| ザ・キャピタル・グループ・カンパニーズ (The Capital Group Companies) | ロサンゼルス、米国 | 3.04% (注5) |

(注1) 株式の保有状況の記載は、主要株主の議決権通知の公表に関するドイツ証券取引法(WpHG)第40条の規定に基づいており、日付の記載は、報告義務のある保有割合に達したことを主要株主が開示した日付に基づいている。個別のケースにおいて、異なる通知義務対象者による議決権通知が、物理的に同一の株式保有に係るものとする根拠がある場合、当行は明確性を確保するため、議決権通知をまとめて記載する権利を留保する。ドイツ銀行は、記載の正確性について責任を負わない。

(注2) 2024年2月9日付の数値。当行は、2024年5月2日現在までブラックロック・インクから変更の通知は受けていない。

(注3) 2023年1月25日付の数値。当行は、2024年5月2日現在までパラマウント・サービス・ホールディング・リミテッドS.ÅR.L.から変更の通知は受けていない。

(注4) 2015年8月20日付の数値。当行は、2024年5月2日現在までスプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッドから変更の通知は受けていない。

(注5) 2024年4月10日付の数値。当行は、2024年5月2日現在までザ・キャピタル・グループ・カンパニーズから変更の通知は受けていない。

2 【配当政策】

(1) 配当方針

2022年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

分配可能利益3,568,548,052.09ユーロから、配当支払適格のある2,033,115,837株の無額面株式につき無額面株式1株当たり0.30ユーロの配当(総額609,934,751.10ユーロ)を支払い、利益剰余金に2,500,000,000.00ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益458,613,299.99ユーロを翌年度に繰り越す。

2023年5月17日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

2023年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

2023年度の分配可能利益3,457,602,207.65ユーロから、2023年度の配当支払適格のある1,961,367,306株につき無額面株式1株当たり0.45ユーロの配当(総額882,615,287.70ユーロ)を支払い、利益剰余金に2,000,000,000.00ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益574,986,919.95ユーロを翌年度に繰り越す。

2024年5月16日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

(2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2019年から2023年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行（非連結）

（単位：ユーロ（円））

| | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----------------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1株当たり配当 | - (-) | - (-) | 0.20 (34) | 0.30 (51) | 0.45 (76) |
| 1株当たり利益（損失） | -9.52 (-1,616) | -0.86 (-146) | 0.93 (158) | 2.66 (452) | 2.45 (416) |
| 1株当たり純資産額 （1株当たり株主資本）（注） | 16.80 (2,852) | 15.95 (2,708) | 16.89 (2,868) | 19.17 (3,255) | 21.35 (3,625) |
| 配当性向（%） | N/A | N/A | 21.5 | 11.3 | 18.4 |

（注）配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ（連結）

（単位：ユーロ（円））

| | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 基本的1株当たり利益 （損失）（注） | -2.71 (-460) | 0.07 (12) | 0.96 (163) | 2.42 (411) | 2.07 (351) |
| 基本的流通株式1株当 たり純資産 | 26.37 (4,477) | 26.04 (4,421) | 27.62 (4,689) | 29.74 (5,049) | 31.64 (5,372) |

（注）各年度の基本的1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益（損失）は、2023年5月、2022年5月、2021年4月、2020年4月および2019年4月にその他Tier 1資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(以下は、下記「(2) 役員状況 - 取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴」の項の取締役会および監査役会のメンバー(提出日現在)の記載を除き、主に当行の2023年の年次報告書に含まれる2023年度に関する報酬報告書および2024年2月9日付コーポレート・ガバナンス・ステートメントからの引用である。)

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

取締役会

ドイツ銀行の取締役会は、当行の利益のための持続的な価値の創造を目的として、法律、その定款および取締役会の参照事項に基づき、当行の経営に責任を負っている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に関連するステークホルダーの利益を考慮する。取締役会のメンバーは、当行の事業の管理について共同で責任を負っている。取締役会は、グループ取締役会として、統一的なガイドラインに従ってドイツ銀行グループの経営を行っており、すべてのグループ会社を統括管理する。

取締役会は、法律および定款に規定されるすべての事項について決定を行い、法的要件や内部ガイドラインの遵守(コンプライアンス)を確保する。取締役会はまた、適切な社内ガイドラインの策定および実施を確保するための必要な措置を講じる。取締役会の責任には、特に、当行の経営戦略および戦略的方向性、資源配分、財務会計および報告、統制およびリスク管理、事業組織の適切な機能化、当行業務の環境および社会への影響の体系的な特定および評価ならびに企業統制が含まれる。取締役会は、取締役会のもとに位置する上級管理職レベル、特にグローバルの主要役職者の任命を決定する。グループ内の経営幹部の選任に際しては、取締役会は多様性を考慮に入れ、特に、適切な女性比率を達成するよう努力する。

取締役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、監査役会と緊密に連携する。取締役会は、少なくとも法律および管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について監査役会に報告する。

当行の取締役会の職務、責任および手続に関する包括的な記述は、その参照事項に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト(www.db.com/ir/en/documents.htm)上で公表されている。

監査役会

ドイツ銀行の監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを解任し、取締役会メンバーを監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。監督および助言には、特にサステナビリティに関する問題も含まれる。監査役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、取締役会と緊密に連携する。監査役会の内部組織およびその委員会ならびにそのメンバーの要件は、ドイツ銀行法(KWG)の規則およびドイツ・コーポレート・ガバナンス規則(GCGC)の勧告だけでなく、特定の監督当局の要件に服する。当該要件は、とりわけ、ドイツ株式会社法、ドイツ銀行法(KWG)、金融機関の報酬に係る規制(Insti tutsvergütungsverordnung(Insti tutsVergV))、欧州銀行監督機構(EBA)および欧州証券市場監督機構(ESMA)のガイドラインならびに当行の健全性に関する監督当局としての欧州中央銀行(ECB)の管理実務に基づいている。当該規制要件は、個別のケースにおいてはドイツ・コーポレート・ガバナンス規則(GCGC)の勧告と異なる場合がある。

監査役会の承認手続を必要とする職務の種類は、ドイツ銀行の定款に明記されている。さらに、監査役会は、承認を必要とする追加の取引を定めることができる。

監査役会の手続ならびに監査役会委員会の職務および手続は、ドイツ銀行のウェブサイト(www.db.com/ir/en/documents.htm)上で公表されているそれぞれの参照事項に、現在適用されている最新版が記載されている。監査役会は、取締役会不在でも定期的開催される。さらに、従業員代表および株主代表は、それぞれ定期的に事前審議を実施している。監査役会の開催回数およびその開催状況については、監査役会および監査役会委員会の職務の詳細とともに、監査役会報告書に明記されている。

監査役会会長は、監査役会が適切に機能するために重要な役割を果たしており、また指導的役割を担っている。監査役会会長は、監査役会の内部組織およびコミュニケーション、監査役会における職務の調整ならびに監査役会と取締役会間のやり取りに関する内部ガイドラインおよび方針を策定することができる。監査役会会長は、監査役会関連の事項について必要に応じて投資家との議論を行い、また監査役会に対してかかる議論の内容を定期的に報告する。これらは、環境・社会・ガバナンス(ESG)の議題も対象としている。監査委員会委員長はさらに、監査委員会以外でも監査人と定期的な協議を行う。

監査役会開催の間の期間にも、監査役会会長および(適切な場合は)監査役会委員会会長は、取締役会メンバー、特に取締役会会長と定期的に連絡を取り、とりわけ、ドイツ銀行グループの戦略、計画、事業の状況、リスク状況、リスク管理、リスク統制、ガバナンス、コンプライアンス、報酬制度、IT、データおよびデジタル化、サステナビリティならびに重大な訴訟案件の問題について協議する。監査役会会長および(それぞれの業務上の職責の範囲内において)監査役会委員会会長

は、ドイツ銀行グループの現状、動向および経営の評価にとって重要性の高い事象について、取締役会会長またはそれぞれ職責を担う取締役会メンバーから遅滞なく連絡を受ける。

監査役会は、取締役会とともに、長期的な承継計画を策定している。監査役会にとって、取締役会の多様性を推進することは非常に重要であり、監査役会は集中的に当該議題を取り扱っている。例えば、ジェンダー、国籍、年齢ならびに異なる経歴およびマインドセット等、監査役会は、取締役会の多様性に積極的に取り組んでいる。指名委員会は、当行の取締役会で職責を果たす適切な候補者の特定において、会長統括委員会および監査役会を支援する。その際、会長統括委員会は、候補者のプロフィールを記載した職位明細書を作成し、予想される任期を明示する。適切な候補者の特定は、外部の採用コンサルタントと協働で行われる場合もあり、体系的な面接が実施される。このような外部の候補者による承継計画に加え、取締役会および監査役会は、内部の候補者リストも保持している。指名委員会および監査役会は、取締役会の視点からの内部の候補者による承継計画およびそのプロセスに関する報告書を取締役会から定期的に受領する。適切な候補者（外部か内部かを問わない。）を選定するため、指名委員会は、取締役会メンバー全員の知識、技能および経験のバランスおよび多様性を考慮する。また、指名委員会は、取締役会における多様性（ジェンダー、国籍および年齢等）の推進も図る。

この指名委員会の検討結果を基に、会長統括委員会は、監査役会の決議のための候補者案を提出する。監査役会は、この案に基づき取締役会メンバーの任命を決定する。最初の任命期間は、最長3年である。取締役会メンバーは、一または複数の任期で再任されることができ、任期は法律に従い最長5年となる可能性があるが、これによりドイツ銀行では、かかる再任も一般に最長3年としなければならない。取締役会メンバーの任命に関する提案に加え、会長統括委員会は、監査役会が決定する取締役会メンバーの解任に関する提案も行う。

監査役会は、ドイツ株式会社法（AktG）第76(3a)条に従い、法律上要求される最低限のジェンダー参加に関するコンプライアンスを確保する。取締役会は、2023年5月17日までは2名の女性（クリスティアナ・ライリー氏およびレベッカ・ショート氏）を含む10名で構成された。クリスティアナ・ライリー氏が当行を退職することを決意したことから、取締役会は9名に減少し、女性のメンバーは1名（レベッカ・ショート氏）となった。縮小化した取締役会への内部および外部によるフィードバックは、一般的に効率性の認識から非常に肯定的である。しかしながら、2023年の株主総会で報告されたとおり、監査役会は現在の女性比率に満足しておらず、将来的には女性比率を引き上げる意向である。適切な社内の女性候補者数を増加させるために、監査役会は取締役会が2023年度に取締役会の直下にある上級管理職に女性を任命するための目標を設定し、また、当該目標を取締役会の新たな報酬制度の長期的な運用指標に組み込んだ。この活動において100%の達成レベルに到達するには、2026年末には取締役会の2段階下の役職に、少なくとも32.5%の女性が就く必要がある。

監査役会はまた、報酬統制委員会の提案に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について定期的に見直しも行い、これを決議する。監査役会は、法律または管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について取締役会から報告を受ける。さらに、グループ内部監査は定期的に、また重大な不備が発生した場合は不当な遅滞なく、特定された不備について監査委員会に連絡する。加えて、監査役会会長は、取締役会メンバーに関する重大な調査結果について報告を受ける。監査役会および取締役会は、情報制度、一般エンゲージメント（相互関係）規約および規制上の議題に特化した別のエンゲージメント（相互関係）規約を採択した。これらは、監査役会への報告だけでなく、監査役会による照会や当行従業員からの情報提供の要請ならびにその会議の準備に関する情報交換および会議間の情報交換等についても定める。

指名委員会および監査役会は、ドイツ銀行法（KWG）第25d条に基づく法律に規定され少なくとも年に1回実施される監査役会の評価（ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則（CGCG）第D.12条に基づく監査役会の自己評価でもある。）について議論した。この評価の具体的な実施およびスケジュールは、2023年10月23日の指名委員会の会議で審議され、決定された。これに関して、外部アドバイザーの利用は義務付けられなかった。この評価は、基本的に、監査役会、監査役会委員会および取締役会の業務に関する広範なアンケート、指名委員会メンバーが個々の取締役会メンバーとともに実施する面接ならびに取締役会および監査役会双方の個々のメンバーの評価に基づき行われた。評価の結果の最終審議および承認は、2024年1月31日の監査役会全体会議において行われ、その結果が最終書面報告書に記載された。監査役会は、監査役会および取締役会が高い水準を達成し、特に取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの専門的資質、個人的信頼性および時間的余裕に関して懸念がないとの見解を引き続き有している。

監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイル、多様性の概念および実施状況

監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して効果的かつ適切な管理および助言ができることを確保するべきである。各メンバーの職務遂行への適性は、指名委員会および監査役会による内部監査ならびに規制当局による外部監査の双方から評価、判断され、また継続的に監視される。この適性評価では、個々のメンバーの専門知識、信頼性および時間的余裕（個別適性）を評価対象とする。さらに、監査役会の職務遂行に必要な監査役会全体の知識、技能および経験（集団適性）の評価も行われる。任期が承認された後に欧州中央銀行（ECB）による監査役会メンバー

の適性評価に合格すること、およびドイツ銀行における全任務期間中に監査役会メンバーの適性を継続的に保つことは、監査役会メンバーが業務を遂行する上で必須の規制要件となっている。

監査役会は、2023年7月27日に開催された監査役会において、採択された要件のプロファイルを承認した。監査役会は、一般専門分野を定め、専門分野を拡大した。

一般専門分野：

理想的には、監査役会のすべてのメンバーがこれらの個人資格を保有していることである。

- 商業ビジネス上の問題の理解
- 分析的かつ戦略的な考え方
- ドイツのコーポレート・ガバナンス制度の理解およびその結果としての監査役会メンバーの職務の理解
- ドイツ銀行のビジネス・モデルおよび構造の理解
- (i)銀行業務、金融サービス、金融市場および金融業界（当行のホームマーケットならびに欧州および欧州以外の当行の主要市場を含む。）の分野における知識、ならびに(ii)当行にとっての顧客、市場の期待および事業環境の知識といった金融サービス・セクターの基本的理解

これらの専門分野の達成状況は、資格マトリックスの概要の「一般専門分野」という行に報告されている。

拡大された専門分野：

これらの専門分野は、全体として監査役会に言及している（集団適性）。監査役会は、全体として、ドイツ銀行の規模および複雑性に応じて適切な特定専門分野を理解していなければならない。これらは、当行のビジネス・モデルおよび当行に適用される特定の法令に基づいている。かかる専門分野は、以下のとおりである。

会計（サステナビリティに関する報告を含む。）：

- 会計（国際財務報告基準（IFRS）およびドイツ商法（HGB）を含む。）および年次財務諸表の監査
- 税務

規制の枠組みおよび法的要件：

- 当行が主要業務を行っている国における主要な法的枠組の状況の理解
- 当行の主要関連法制度の理解
- 大企業の業務執行経営陣／監査役会における経験
- 規制の枠組みおよび法的要件、特に、当行に関連する法制度の知識
- ホームマーケットにおける社会上、政治上および規制上の期待の知識

人的資本、報酬および企業文化：

- 人事および従業員の管理
- 報酬および報酬制度
- 経営陣メンバーの選定手続およびその適性評価
- 企業文化

リスク管理：

- リスク管理（財務および非財務リスクの調査、評価、軽減、管理および統制、自己資本および流動性の管理、株式保有）
- マネーロンダリング防止ならびに金融犯罪およびテロ資金供与の防止

情報技術、データおよびデジタル化：

- デジタル化（デジタル・バンキングを含む。）
- データ（データ・ガバナンスを含む。）
- 情報技術（IT）、ITシステムおよびITセキュリティ（サイバーリスクを含む。）

戦略、変革および環境・社会・ガバナンス（ESG）の問題：

- ビジネス・モデルの戦略的計画およびリスク戦略ならびにそれらの実施
- 気候およびその他環境側面
- 社会的および政治的な期待（特にホームマーケット）ならびにそれらが企業の社会的責任に与える影響に関する知識

- 会社の目的

金融機関の組織構造および管理：

- ガバナンス
- 大規模かつ国際的な規制企業の経営
- 当行の内部組織
- 内部監査
- コンプライアンスおよび内部統制

当行のビジネス・モデルを適切に反映させるために、監査役会は、専門的資格だけでなく、様々な顧客セグメントおよび異なる販売市場における資格および経験も証明する。

顧客セグメント

- プライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメント
- コーポレート・バンキング
- インベストメント・バンキング
- アセット・マネジメント

地域の専門知識

- ドイツ
- 欧州
- 米州
- アジア太平洋（APAC）

監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的および要件のプロファイル（以下の資格マトリックスに示される。）を遵守していると確信している。監査役会メンバーは、全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有している。

監査役会には、10名の独立株主代表がいる。すべてのメンバーは、自主性を持って行動する。すなわち、監査役会メンバーは、自らの職務に積極的に従事し、その職務および責任を遂行する際には、自らの健全、客観的かつ独立した決定および判断を行うことができる。前年度において、監査役会には元取締役会メンバーはいなかった。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|------------------|----|---------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|--------------------------------|-----------------|-------------|--------------|--------------|------------------------|-----------------------|--|---------------|
| | | アレキサンダ ・ワイナント | | スザンネ・ブライ ト | メイリ ・クラ ク | ヤン・ドゥシエツ ク | マンジャ・エイフ アト | クラウディア・フ ィバ | ジグマ ・ガブリエル | フロリアン・ハゲ ンミラ | ティモ ・ハイ ダ | フランク・シュル ツ | ゲルリンデ・シ ベルト | イング ヴィ・ス リング スタ ッド | ステファン・ツカ ルスキ | ジョン・セ イン | ユルゲン・テ ゲル | ミシエル・トロ ニ | ダグマ ・バル カル セル | テオド ル・ヴ ァイ マ | ノ ル ベル ト・ ヴィ ンケ ル ヨ ハン | フランク・ヴィ ッタ |
| メン バ | オーバ ー ボー ディ ング で な い こ と* | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 独 立 性** | | ER | | ER | ER | ER | | | ER | ER | ER | ER | | ER | | ER | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 専門知識 | 一般専門分野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 会計および報告（サステナビリティに関する報告を含む。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 監査委員会の財務専門家*** | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 会計分野の専門知識*** | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 監査分野の専門知識*** | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規制の枠組みおよび法的要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人的資本、報酬および企業文化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 報酬統制委員会の報酬専門家*** | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | リスク管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 情報技術、データおよびデジタル化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 戦略、変革およびESG | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の組織構造および管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 顧客/事業の専門知識 | プライベート・バンキングおよびウェルスマネジメント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | コーポレート・バンキング | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | インベストメント・バンキング | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | アセット・マネジメント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域の専門知識 | ドイツ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 欧州 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 米州 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | APAC | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

深く専門的な知識 / 専門家

法律および/または監督規制により要求される規制の専門家 / 専門知識

ER 従業員代表

- * オーバーボーディングでないことの定義：監査役会のすべてのメンバーは、ドイツ銀行の他、様々な会社において認められる数の取締役を務めている。オーバーボーディング、すなわち、別の企業において認められない数の取締役の地位を保持することは、ドイツ銀行法（KWG）第25d(3)条の法的規制に基づき判断される。監査役会メンバーは、同時に最大五つの企業（ドイツ銀行を含む。）の監督機関のメンバーである可能性がある。監査役会メンバーが会社の業務執行取締役でもある場合、監査役会メンバーは、同時に最大三つの企業（ドイツ銀行を含む。）の監督機関のメンバーであることができる。これに該当するかを判断する決定的な要因は、現地の法律を考慮した監督当局の規制要件である。法令上の規制の遵守は、規制当局により継続的に監視される。取締役のオーバーボーディングが発生した場合、監督当局は、ドイツ銀行が監査役会メンバーの任命を無効とし、この監査役会メンバーの職務遂行を禁止するよう要求する可能性がある。
- * * 独立性の定義。監査役会メンバーは、ドイツ銀行またはその取締役会と重要かつ単に一時的なものではない利益相反を生じる可能性のある個人的または事業上の関係がない場合、独立性を有している。監査役会は、そのメンバーの独立性の継続的評価に関するガイドラインを2017年当時発表し、定期的にこれらを改訂している。これらは独立性に関する規制要件も考慮している。当行には現在、支配株主はいない。
- * * * 下記「(3) 監査の状況 - 監査および統制」の項に記載される専門家の定義。

監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される定時株主総会の終了時まで定年を延長することができる。この定年制は、株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任の任命についても考慮されるものとする。

監査役会での株主代表については、監査役会メンバーの任期は12年を超えてはならない。

監査役会は、メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。ドイツ銀行が海外事業を展開していることに照らして、監査役会メンバーには、適切な数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち6名は、その専門的職務または生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、例えば、海外事業を行う会社または組織の取締役会メンバーもしくは最高経営責任者またはこれと同等の執行職として長年の海外経験を有している。監査役会は、これら二つの点により、当行の海外事業に十分考慮が払われていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。

2008年に行われた監査役会メンバーの選任以降、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が既に認識されてきた。株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推奨や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法的要件を考慮する。すなわち、新たな監査役会メンバーの選任または今後

欠員となるメンバーの後任の任命のための候補者を検討する際には、適格性のある女性は候補者選定プロセスに含まれ、選任提案において適切に考慮される。2023年度末現在で、従業員代表側においては5名の女性および5名の男性、また、株主代表側においては3名の女性および7名の男性が監査役会メンバーであった。したがって、何年も前から現在に至るまで、法定の最低限である30%を満たしてきたことになる。

2023年12月31日現在、監査役会メンバーの平均年齢は、57.25歳であった。年齢構成は39歳から68歳までと多様で、一般的な定義によるところの3世代に及ぶ。

ドイツ銀行の監査役会メンバーの在任期間は、2023年度末時点で1年未満から10年程度であった。2023年12月31日現在の監査役会メンバーの平均在任期間は、3.2年であった。

監査役会メンバーの学歴および職務経歴には、銀行業務、企業経営、経済、監査、法律、ドイツ研究、政治、電子工学および医療が含まれる。監査役会メンバーの経歴は、ドイツ銀行のウェブサイト(www.db.com/ir/en/supervisory-board.htm)において公表されている。

監査役会メンバーは、主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就かない。監査役会メンバーに関する一時的なものではない重大な利益相反は、当該メンバーの監査役としての任期の終了をもたらすものとする。監査役会メンバーは、ドイツ銀行法(KWG)第25d条に従い、またドイツ・コーポレート・ガバナンス規則(GCGC)第C.4条および第C.5条に基づく勧告に従い、認められる数を超える数の監査役会の職務権限または同様の要件を有する会社の監督機関の職務権限を保有してはならない。前年度においてこれらの要件は充足されていた。

監査役会の一部のメンバーは、ドイツ銀行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社との取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行された。取締役会および監査役会の意見では、これらの取引は関係する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではなかった。

2023年には、監査役会のもとに、会長統括委員会、指名委員会、監査委員会、リスク委員会、規制当局監視委員会、報酬統制委員会、戦略およびサステナブル委員会ならびにテクノロジー・データおよびイノベーション委員会の八つの常設委員会と、必要な場合に会合が開かれる仲裁委員会が設置されていた。

会長統括委員会

会長統括委員会は、当報告期間において9回開催された。物理的な出席を伴う会議で6回、ビデオ会議で3回開催された。定例会議が7回、臨時会議が2回開催された(指名委員会との臨時会議を含む。)。会長統括委員会は、コーポレート・ガバナンスおよび監査役会間の継続的な議題およびその準備に加え、取締役会および監査役会に関する事項を深く取り上げた。これには、指名委員会と協議の上で行う取締役会の異動に関する準備、参照事項および監査役会内部文書の改訂版の作成ならびに株主総会準備のための議題への対応が含まれた。また、当委員会では、業務に関連した電子通信の使用および監視に関する議題、プライベート・バンク内のサービス状況ならびに一連の特別な議題についても取り上げた。当委員会はさらに、取締役会メンバーの職務権限および取締役会(元)メンバーの費用負担についても言及した。

指名委員会

指名委員会は、当報告期間中、会長統括委員会との臨時会議1回を含め、合計6回開催された。現地で4回、ビデオ会議で2回開催された。指名委員会は、法令上および規制上の要求事項ならびに多様性の原則を考慮しつつ、取締役会および監査役会の後継者計画について広範に検討した。これに関連して、指名委員会は会長統括委員会と協議の上、ライリー氏およびフォン・ローア氏の取締役会からの退任に伴う取締役会人事の異動に対応した。さらに当委員会は、株主総会において監査役会がメイリー・クラーク氏、ジョン・セイン氏、ミシェル・トロエ二氏およびノールベルト・ヴィンケルヨハン氏を監査役会メンバーの再選に推薦するよう提案することを決議した。また、当委員会は、監査役会委員会の委員構成、監査役会および取締役会の新メンバーの任命、取締役会の研修施策、当行の内部方針および手続の定期的な見直しならびに監査役会メンバーおよび取締役会メンバーの適正(「適合性」)に関するトピックも取り上げた。その他、ドイツ銀行法(KWG)第25d条第(11)項に基づく監査役会および取締役会の年次評価ならびに多様性の推進等がトピックとなった。

報酬統制委員会

報酬統制委員会は、2023年に7回開催された。現地で2回、ビデオ会議で4回、またハイブリッド会議で1回開催された。当委員会では、取締役会および従業員に対する報酬制度の仕組みの監視について、特に重点を置いている。当委員会は、2023年の目標および2022年の取締役会の変動報酬を決定するための提案を提出した。また、当委員会は、取締役会の人事異動に対応し、それに伴う個人目標の調整を行った。さらに、報酬に関する規制の動向および規制の結果について検討し、外部アドバイザーの支援も得て、取締役会(元)メンバーの変動報酬の要素の停止、没収、クローバックの前提条件の有無の検討にも取り組んだ。また、必要な範囲で、監査役会全体会議に提出する決議案を採択し、決議案に関する推奨事項を作成した。もう一つの焦点は、取締役会および監査委員会の報酬に関する報酬報告書への対応であった。報酬報告書は、ドイツ株式会社法(AktG)第162条に基づき、株主総会での承認のために提出され、その後、監査意見書とともに公表されることになっていた。さらに、当委員会は、重要なリスク・テイクの特定、2022会計年度の変動報酬総額の決定ならびにコ

ンプライアンスおよびリスク機能の責任者の報酬に関する決定を監視した。報酬統制委員会は、2024年の株主総会での承認のために提出することとなっている取締役会の報酬制度の改定にも取り組んだ。新制度は、取締役会メンバーの業績評価の基準を株主の利益により近づけることを意図している。したがって、2024年以降、長期的な変動報酬の要素は、過年度の業績に基づいて測定されるのではなく、財務および環境・社会・ガバナンス（ESG）目標が次の各3年間に於いてどのように発展するかに基づいて測定されることとなる。

委員会への出席率

当報告期間中、監査役会メンバーの監査役会およびメンバーとなっていた委員会の会議への出席状況は以下のとおりである。会議への出席は対面またはビデオ会議で行われ、電話での出席はなかった。

| 会議数 / 出席率 (%) | 監査役会 | | 会長統括委員会 | | リスク委員会 | | 監査委員会 | | 指名委員会 | |
|--|------|-----|---------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | | | | | | | | |
| アレキサンダー・ワイナンツ (Wynaendts, Alexander) (監査役会会長) | 8/8 | 100 | 9/9 | 100 | 6/6 | 100 | 3/3 | 100 | 6/6 | 100 |
| スザンネ・ブライト (Bleidt, Susanne) (2023年5月17日から) | 4/4 | 100 | | | | | 2/2 | 100 | | |
| ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バルテン スタイン (Blomeyer-Bartenstein, Ludwig) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | | | 3/3 | 100 | | | | |
| メイリー・クラーク (Clark, Mayree) | 8/8 | 100 | | | 6/6 | 100 | | | 6/6 | 100 |
| ヤン・ドゥシェック (Duscheck, Jan) | 8/8 | 100 | | | 6/6 | 100 | | | | |
| マンジャ・エイファート (Eifert, Manja) | 8/8 | 100 | | | | | 5/5 | 100 | | |
| クラウディア・フィーバー (Fieber, Claudia) (2023年5月17日から) | 4/4 | 100 | | | | | | | | |
| ジグマー・ガブリエル (Gabriel, Sigmar) | 8/8 | 100 | | | | | | | | |
| ティモ・ハイダー (Heider, Timo) | 8/8 | 100 | 5/5 | 100 | | | | | 2/2 | 100 |
| マルティーナ・クレー (Klee, Martina) (2023年5月17日まで) | 3/4 | 75 | | | | | | | | |
| ビルギット・ローメン (Laumen, Birgit) (2023年5月17日から) | 4/4 | 100 | | | | | 0/2 | 0 | | |
| ガブリエル・プラッチャー (Platscher, Gabriele) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | | | | | 3/3 | 100 | | |
| デトレフ・ポラシェック (Polaschek, Detlef) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | 4/4 | 100 | | | 3/3 | 100 | 4/4 | 100 |
| ベルント・ローゼ (Rose, Bernd) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | | | | | 3/3 | 100 | | |
| フランク・シュルツ (Schulze, Frank) (2023年5月17日から) | 4/4 | 100 | 5/5 | 100 | | | | | 2/2 | 100 |
| ゲルリンデ・シーベルト (Siebert, Gerlinde) (2023年5月17日から) | 4/4 | 100 | | | 3/3 | 100 | 2/2 | 100 | | |
| イングヴィ・スリングスタッド (Slyngstad, Yngve) | 8/8 | 100 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ステファン・ツカルスキー (Szukalski, Stephan) (2023年5月17日から) | 4/4 | 100 | | | 3/3 | 100 | | | | |
| ジョン・セイン (Thain, John) | 7/8 | 88 | | | | | | | | |
| ユルゲン・テーゲル (Tögel, Jürgen) (2023年5月17日から) | 4/4 | 100 | | | | | | | | |
| ミシェル・トロニー (Trogni Michele) | 8/8 | 100 | | | 6/6 | 100 | | | | |
| ダグマー・バルカルセル (Valcárcel, Dagmar) | 7/8 | 88 | | | | | 5/5 | 100 | | |
| シュテファン・フィアテル (Viertel, Stefan) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | | | 3/3 | 100 | 3/3 | 100 | | |
| テオドル・ヴァイマー (Weimer, Theodor) | 7/8 | 88 | | | | | 5/5 | 100 | | |
| フランク・ウェルニッケ (Werneke, Frank) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | 3/4 | 75 | | | | | 4/4 | 100 |
| ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Winkeljohann, Norbert) | 8/8 | 100 | 9/9 | 100 | 6/6 | 100 | 5/5 | 100 | 6/6 | 100 |
| フランク・ヴィッター (Witter, Frank) | 8/8 | 100 | | | | | 5/5 | 100 | | |
| 合計 | | 98 | | 97 | | 100 | | 96 | | 100 |

| 会議数 / 出席率 (%) | 報酬統制委員会 | | 規制当局監視委員会 | | 戦略およびサステナブル委員会 | | テクノロジー・データおよびイノベーション委員会 | | 合計 | |
|--|---------|-----|-----------|-----|----------------|-----|-------------------------|-----|-------|-----|
| アレクサンダー・ワイナンツ (Wynaendts, Alexander) (監査役会会長) | 7/7 | 100 | 6/6 | 100 | 4/4 | 100 | 4/4 | 100 | 53/53 | 100 |
| スザンネ・ブライト (Bleidt, Susanne) (2023年5月17日から) | | | | | | | 3/3 | 100 | 9/9 | 100 |
| ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バルテン スタイン (Blomeyer-Bartenstein, Ludwig) (2023年5月17日まで) | | | 3/3 | 100 | | | | | 10/10 | 100 |
| メイリー・クラーク (Clark, Mayree) | | | | | 4/4 | 100 | | | 24/24 | 100 |
| ヤン・ドゥシェック (Duscheck, Jan) | 3/3 | 100 | 2/3 | 67 | | | 1/1 | 100 | 20/21 | 95 |
| マンジャ・エイファート (Eifert, Manja) | | | | | | | 4/4 | 100 | 17/17 | 100 |
| クラウディア・フィーバー (Fieber, Claudia) (2023年5月17日から) | | | | | 2/2 | 100 | 3/3 | 100 | 9/9 | 100 |
| ジグマー・ガブリエル (Gabriel, Sigmar) | | | 5/6 | 83 | | | | | 13/14 | 93 |
| ティモ・ハイダー (Heider, Timo) | 3/3 | 100 | 6/6 | 100 | 2/2 | 100 | | | 26/26 | 100 |

| | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|
| マルティーナ・クレー (Klee, Martina) (2023年5月17日まで) | | | | | | 0/1 | 0 | 3/5 | 60 | |
| ビルギット・ローメン (Laumen, Birgit) (2023年5月17日から) | | | | 1/2 | 50 | | | 5/8 | 63 | |
| ガブリエル・プラッチャー (Platscher, Gabriele) (2023年5月17日まで) | | | 3/3 | 100 | | | | 10/10 | 100 | |
| デトレフ・ポラシェック (Polaschek, Detlef) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | | | 2/2 | 100 | | 21/21 | 100 | |
| ベルント・ローゼ (Rose, Bernd) (2023年5月17日まで) | 3/4 | 75 | | | | | 1/1 | 100 | 11/12 | 92 |
| フランク・シュルツ (Schulze, Frank) (2023年5月17日から) | | | | | 2/2 | 100 | | 13/13 | 100 | |
| ゲルリンデ・シーベルト (Siebert, Gerlinde) (2023年5月17日から) | | | | | | | | 9/9 | 100 | |
| イングヴィ・スリングスタッド (Slyngstad, Yngve) | | | | | | | 4/4 | 100 | 12/12 | 100 |
| ステファン・ツカルスキー (Szukalski, Stephan) (2023年5月17日から) | | | 3/3 | 100 | | | | 10/10 | 100 | |
| ジョン・セイン (Thain, John) | | | | | 4/4 | 100 | | 11/12 | 92 | |
| ユルゲン・テーゲル (Tögel, Jürgen) (2023年5月17日から) | 3/3 | 100 | | | 2/2 | 100 | | 9/9 | 100 | |
| ミシェル・トロニー (Trogni, Michele) | | | | | 4/4 | 100 | 4/4 | 100 | 22/22 | 100 |
| ダグマー・バルカルセル (Valcárcel, Dagmar) | 7/7 | 100 | 6/6 | 100 | | | | 25/26 | 96 | |
| シュテファン・フィアテル (Viertel, Stefan) (2023年5月17日まで) | | | | | 2/2 | 100 | | 12/12 | 100 | |
| テオドール・ヴァイマー (Weimer, Theodor) | | | | | | | | 12/13 | 92 | |
| フランク・ウェルニッケ (Werneke, Frank) (2023年5月17日まで) | 4/4 | 100 | | | 2/2 | 100 | | 17/18 | 94 | |
| ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Winkeljohann, Norbert) | 7/7 | 100 | | | | | | 41/41 | 100 | |
| フランク・ヴィッター (Witter, Frank) | | | | | | | | 13/13 | 100 | |
| 合計 | | 98 | | 94 | | 97 | | 96 | 97 | |

(2) 【役員の状況】

男性21名、女性8名(役員のうち女性の比率27.6%)(提出日現在)

取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴

取締役会

| 氏名 (生年月日) | 役職(担当) | 略歴 初回就任年 任期満了年 | 所有株式数 (株)(注1) |
|---|---|--------------------------------------|------------------|
| クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日) | 取締役会会長(CEO) | 1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2026年 | 222,171 |
| ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) (1969年4月18日) | プレジデント、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO)およびアセット・マネジメント責任者 | 2017年入行 2017年取締役就任 任期満了年:2026年 | 74,753 |
| ファブリツィオ・カンペッリ (Fabrizio Campelli) (1973年4月14日) | コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク統 括責任者 | 2004年入行 2019年取締役就任 任期満了年:2025年 | 185,509 |
| ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert) (1967年5月31日) | チーフ・テクノロジー・データ・アンド・イノベーション ・オフィサー | 2019年入行 2020年取締役就任 任期満了年:2025年 | 10,007 |
| アレクサンダー・フォン・ツァ・ ミュールン (Alexander von zur Mühlen) (1975年8月6日) | アジア太平洋、欧州、中東およびアフリカ(EMEA)ならび にドイツ地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサー | 1998年入行 2020年取締役就任 任期満了年:2026年 | 447,485 |
| クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis) (1972年11月29日) | プライベート・バンク統括責任者 | 2018年入行 2023年取締役就任 任期満了年:2026年 | 105,665 |
| レベッカ・ショート (Rebecca Short) (1974年11月10日) | チーフ・オペレーティング・オフィサー | 1998年入行 2021年取締役就任 任期満了年:2027年 | 69,168 |
| シュテファン・シモン(注2) (Stefan Simon) (1969年9月12日) | チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサーおよび米州 地域統括責任者 | 2019年入行 2020年取締役就任 任期満了年:2026年 | - |
| オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) (1971年6月1日) | チーフ・リスク・オフィサー(CRO) | 2022年入行 2022年取締役就任 任期満了年:2025年 | 21,841 |

(注1)特に記載のない限り、2024年2月9日現在の所有株式数を記載している。

(注2)シュテファン・シモン氏は、2016年8月から2019年7月31日まで監査役会メンバーであった。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の参照事項により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、そのメンバーの過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の参照事項の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

監査役会

| 氏名 (生年月日) | 役職/担当 | 略歴 / 初回就任年 / 任期満了年 | 所有株式数 (株)(注1) |
|---|---------|---|------------------|
| アレクサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts) (1960年8月1日) | 監査役会会長 | 初回就任年:2022年 任期満了年:2026年 | 0 |
| フランク・シュルツ(*) (Frank Schulze) (1968年3月9日) | 監査役会副会長 | スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年 | 577 |
| ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (1957年11月5日) | 監査役会副会長 | ノールベルト・ヴィンケルヨハン・アドバイザリー・アンド ・インベストメンツ(Norbert Winkeljohann Advisory & Investments)企業コンサルタント 初回就任年:2018年 任期満了年:2027年 | 0 |
| スザンネ・ブライト(*) (Susanne Bleidt) (1967年4月11日) | - | スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年 | 0 |
| メイリー・クラーク (Mayree Clark) (1957年3月9日) | - | 監査役会メンバー 初回就任年:2018年 任期満了年:2027年 | 109,444 |

| | | | |
|---|---|---|------------|
| ヤン・ドゥシェック(*) (Jan Duscheck) (1984年12月18日) | - | フェル・デイ労働組合 (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) (ユナイテッド・サービス・ユニオン) ナショナル・ワーキング・グループ・バンキング責任者 初回就任年: 2016年 任期満了年: 2028年 | 0 |
| マンジャ・エイファート(*) (Manja Eifert) (1971年12月18日) | - | スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2022年 任期満了年: 2028年 | 158 |
| クラウディア・フィーバー(*) (Claudia Fieber) (1966年10月21日) | - | スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年 | 360 |
| ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) (1959年9月12日) | - | 元ドイツ連邦政府大臣 初回就任年: 2020年 任期満了年: 2025年 | 0 |
| フロリアン・ハゲンミラー(*) (Florian Hagenmiller) (1982年1月14日) | - | フェル・デイ労働組合 (ユナイテッド・サービス・ユニオン) 情報通信技術 (ICT) フェデラル・ワーキング・グループ責任者 初回就任年: 2024年 任期満了年: 2028年 | 0 |
| ティモ・ハイダー(*) (Timo Heider) (1975年5月9日) | - | スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2013年 任期満了年: 2028年 | 0 |
| ゲルリンデ M. シーベルト(*) (Gerlinde M. Siebert) (1967年9月21日) | - | ドイツ銀行ガバナンスのグローバル責任者 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年 | 4,056 (注2) |
| イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) (1962年11月3日) | - | エイカー・アセット・マネジメントAS (Aker Asset Management AS) チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 初回就任年: 2022年 任期満了年: 2026年 | 0 |
| ステファン・アロイシウス・ツカルスキー(*) (注3) (Stephan-Aloysius Szukalski) (1967年1月27日) | - | ドイツ銀行従業員協会 (ドイチャー・バンクアンゲシュテルテン-フェアバンド: DBV) (Deutscher Bankangestellten-Verband: DBV) 連合会長 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年 | 0 |
| ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) (1955年5月26日) | - | 監査役会メンバー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2027年 | 100,000 |
| ユルゲン・テーゲル(*) (Jürgen Tögel) (1968年4月26日) | - | スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年 | 1,052 |
| ミシェル・トロニー (Michele Trogni) (1965年6月18日) | - | ジニア・コーポレート・ホールディングスLLC (Zinnia Corporate Holdings LLC) チーフ・エグゼクティブ・オフィサーおよびエルドリッジ (Eldridge) オペレーティング・パートナー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2027年 | 15,000 |
| ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (1966年4月19日) | - | 監査役会メンバー 初回就任年: 2019年 任期満了年: 2025年 | 0 |
| テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) (1959年12月21日) | - | ドイツ取引所AG (Deutsche Börse AG) CEO 初回就任年: 2020年 任期満了年: 2025年 | 108,000 |
| フランク・ヴィッター (Frank Witter) (1959年5月29日) | - | 監査役会メンバー 初回就任年: 2021年 任期満了年: 2025年 | 0 |

(*) ドイツの従業員による選出または裁判所による任命。

(注1) 特に記載のない限り、2024年2月9日現在の所有株式数を記載している。

(注2) ゲルリンデ M. シーベルト氏は、従業員としての変動報酬の一部として、制限付株式報奨により1,117株を保有する権利を有している。これらの株式報奨は、2024年から2026年に引き渡される予定である。

(注3) ステファン・アロイシウス・ツカルスキー氏は、2013年から2015年までおよび2018年から2020年まで監査役会メンバーであった。

役員の報酬

取締役の報酬

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役会メンバーは、2023年度の報酬として総額55,004,064ユーロ（2022年度：52,870,209ユーロ）を受け取った。このうち、27,243,063ユーロ（2022年度：26,981,982ユーロ）が固定報酬、1,191,666ユーロ（2022年度：1,300,000ユーロ）が固定手当、854,238ユーロ（2022年度：1,119,403ユーロ）が付加給付および25,715,098ユーロ（2022年度：23,468,824ユーロ）が業績連動項目であった。ドイツ銀行の元取締役会メンバーまたはその遺族には、2023年12月31日に終了した年度および2022年12月31日に終了した年度において、それぞれ26,222,817ユーロおよび22,974,014ユーロが支払われた。2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、元取締役会メンバーおよびその遺族に対する年金債務引当金は、それぞれ157,816,164ユーロおよび158,228,043ユーロであった。

監査役会は、上記の2023年の報酬を、各取締役について以下のとおり決定した。

| 単位：ユーロ | 基本給（注1） | 短期報奨 | 長期報奨 | 報酬総額 | 2023年 | |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| | | | | | 目標報酬 総額 | 目標に対す る比率 |
| クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing） | 3,600,000 | 2,528,719 | 2,616,778 | 8,745,497 | 9,225,000 | 95% |
| ジェームス・フォン・モルトケ （James von Moltke） | 3,150,000 | 2,163,922 | 2,291,135 | 7,605,057 | 8,075,000 | 94% |
| ファブリツィオ・カンペリ （Fabrizio Campelli） | 3,250,000 | 2,374,050 | 2,372,546 | 7,996,596 | 8,350,000 | 96% |
| クラウディオ・デ・ サンクティス（注2） （Claudio de Sanctis） | 1,500,000 | 1,072,570 | 1,139,752 | 3,712,322 | 3,950,000 | 94% |
| ベルント・ロイケルト （Bernd Leukert） | 2,400,000 | 1,704,780 | 1,907,341 | 6,012,121 | 6,500,000 | 92% |
| アレクサンダー・フォン・ ツァ・ミューレン （Alexander von zur Mühlen） | 2,400,000 | 1,783,500 | 1,907,341 | 6,090,841 | 6,500,000 | 94% |
| レベッカ・ショート （Rebecca Short） | 2,400,000 | 1,807,767 | 1,907,341 | 6,115,108 | 6,500,000 | 94% |
| シュテファン・シモン （Professor Dr. Stefan Simon） | 2,400,000 | 1,773,250 | 1,907,341 | 6,080,591 | 6,500,000 | 94% |
| オリヴィエ・ヴィニユロン （Olivier Vigneron） | 2,400,000 | 1,647,585 | 1,904,778 | 5,952,363 | 6,500,000 | 92% |
| クリスティアナ・ライリー （注3） （Christiana Riley） | 1,000,000 | N/A | N/A | 1,000,000 | 2,708,333 | N/A |
| カール・フォン・ローア （注4） （Karl von Rohr） | 2,500,000 | 973,988 | 1,841,436 | 5,315,424 | 6,458,333 | 82% |
| 合計 | 27,000,000 | 17,830,131 | 19,795,789 | 64,625,920 | 71,266,666 | 91% |

（注1）「基本給」の列には、監査役会が設定した目標額が、比較のためユーロ建てで表示されている。実際を受領額は、取締役会メンバーのアレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン氏およびクリスティアナ・ライリー氏については為替変動のため、ベルント・ロイケルト氏については委任契約による報酬と相殺されているため、この目標額とは異なる。

（注2）2023年7月1日就任。

（注3）2023年5月17日退任。2023年5月31日までのサービス契約期間に応じて按分。ライリー氏は当初の任期満了前に取締役を退任することを選択したため、2023年の変動報酬を受け取る権利を有していない。

（注4）2023年10月31日退任。取締役退任に関連し、短期報奨（STA）の達成水準が前年の水準に従って設定された。

制限付株式報奨（REA）の形で2024年に取締役会メンバーに付与された2023年度の株式報奨数は、それぞれのユーロ建て金額を2024年2月の最終10取引日におけるXetraのドイツ銀行株式終値の平均（12.2012ユーロ）で除して計算された。

制限付株式報奨
(追加の保有期間を含む繰延)
(単位:株)(注1)

| 取締役会メンバー | |
|--|-----------|
| クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) | 214,469 |
| ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) | 187,779 |
| ファブリツィオ・カンペッリ (Fabrizio Campelli) | 194,514 |
| クラウディオ・デ・サンクティス(注2) (Claudio de Sanctis) | 93,413 |
| ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert) | 156,324 |
| アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen) | 156,324 |
| レベッカ・ショート (Rebecca Short) | 156,324 |
| シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) | 156,324 |
| オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) | 156,114 |
| クリスティアナ・ライリー(注3) (Christiana Riley) | N/A |
| カール・フォン・ローア(注4) (Karl von Rohr) | 150,923 |
| 合計 | 1,622,508 |

(注1)表示目的のために、制限付株式報奨の数値は四捨五入されている。

(注2)2023年7月1日就任。

(注3)2023年5月17日退任。ライリー氏は当初の任期満了前に取締役を退任することを選択したため、2023年の変動報酬を受け取る権利を有していない。

(注4)2023年10月31日退任。

監査役の報酬

監査役の報酬は、ドイツ銀行の定款の第14条に定められている。新たな報酬規定は、直近の2023年5月17日の年次株主総会の決議で採択された。2023年度における監査役会メンバーに対する報酬総額は、7,404,172ユーロ(2022年度:6,833,333ユーロ)であった。当行は、監査役会メンバーに対して、監査役会退任後はいかなる給付も提供していない。

監査役会の各メンバーは2023年度に関して以下の報酬(付加価値税を除く。)を受け取った。以下の表は、ドイツ株式会社法(AktG)第162条第(1)項第1文に従い、2023年度に監査役会メンバーに支払われた報酬および未払いの報酬を示している。概要をより明確にするため、2023年度の報酬は、まず2023年5月17日以前に適用されていた報酬規定に基づき個別に表示され、次に同日以降に適用された新たな報酬規定に基づき個別に表示されている。いずれの場合も、計算は月単位で切上げ/切捨てされている。

| 監査役会メンバー | 2023年1月1日から2023年5月17日までの期間に係る2023年度の報酬 | | | | |
|---|--|------|---------|------|---------|
| | 基本給 | | 委員会の報酬 | | 合計 |
| | 単位:ユーロ | 単位:% | 単位:ユーロ | 単位:% | 単位:ユーロ |
| アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts) | 83,333 | 22% | 291,667 | 78% | 375,000 |
| デトレフ・ポラスチェック(注) (Detlef Polaschek) | 62,500 | 33% | 125,000 | 67% | 187,500 |
| ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) | 62,500 | 27% | 166,667 | 73% | 229,167 |

| | | | | | |
|--|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| ルードヴィヒ・ブロマイヤー・ バルテンスタイン(注) (Ludwig Blomeyer- Bartenstein) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| メイリー・クラーク (Mayree Clark) | 41,667 | 25% | 125,000 | 75% | 166,667 |
| ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| マンジャ・エイファート (Manja Eifert) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ティモ・ハイダー (Timo Heider) | 41,667 | 40% | 62,500 | 60% | 104,167 |
| マルティーナ・クレー(注) (Martina Klee) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ガブリエル・プラッチャー(注) (Gabriele Platscher) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| ベルント・ローゼ(注) (Bernd Rose) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ミシェル・トロニー (Michele Trogni) | 41,667 | 22% | 145,833 | 78% | 187,500 |
| ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) | 41,667 | 22% | 145,833 | 78% | 187,500 |
| シュテファン・フィアテル(注) (Stefan Viertel) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| フランク・ウェルニッケ(注) (Frank Werneke) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| フランク・ヴィッター (Frank Witter) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| 合計 | 916,672 | 32% | 1,937,501 | 68% | 2,854,173 |

(注) 2023年5月17日退任。

2023年5月17日から2023年12月31日までの期間に係る2023年度の報酬

| 監査役会メンバー | 基本給 | | 委員会委員長の報酬 | | 現金支払に | 合計 |
|--|-----------|------|-----------|------|--------|-----------|
| | | | (注1) | | よる差額補填 | |
| | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ | 単位：% | (注3) | |
| アレキサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts) | 554,167 | 100% | 0 | 0% | 0 | 554,167 |
| フランク・シュルツ(注2) (Frank Schulze) | 277,083 | 100% | 0 | 0% | 0 | 277,083 |
| ノールベルト・ヴィンケルヨ ハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) | 277,083 | 83% | 58,333 | 17% | 0 | 335,417 |
| スザンネ・ブライト(注2) (Susanne Bleidt) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| メイリー・クラーク (Mayree Clark) | 175,000 | 67% | 87,500 | 33% | 0 | 262,500 |
| ヤン・ドゥシェック (Jan Duschek) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| マンジャ・エイファート (Manja Eifert) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| クラウディア・フィーバー (注2) (Claudia Fieber) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| ティモ・ハイダー (Timo Heider) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| ビルギット・ローメン(注2) (Birgit Laumen) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| ゲルリンデ・シーベルト (注2) (Gerlinde Siebert) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| ステファン・ツカルスキー (注2) (Stephan Szukalski) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| ジョン・アレクサンダー・ セイン (John Alexander Thain) | 175,000 | 75% | 58,333 | 25% | 0 | 233,333 |
| ユルゲン・テーゲル(注2) (Jürgen Tögel) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| ミシェル・トロニー (Michele Trogni) | 175,000 | 67% | 87,500 | 33% | 0 | 262,500 |
| ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) | 175,000 | 75% | 58,333 | 25% | 29,167 | 262,500 |
| テオドル・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 |
| フランク・ヴィッター (Frank Witter) | 175,000 | 67% | 87,500 | 33% | 0 | 262,500 |
| 合計 | 4,083,333 | 90% | 437,500 | 10% | 29,167 | 4,550,000 |

(注1) 監査役会メンバーが複数の委員会委員長を務める場合、報酬が支払われるのは、最高額を受け取る権利がある委員会のみとなる。監査役会会長は、委員会委員長としての追加報酬は受け取っていない。

(注2) 2023年5月17日就任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく移行に関する規定。

2023年度の現任監査役会メンバーについては、報酬総額は以下のとおりとなる。

| 監査役会メンバー | 2023年度報酬総額 | | | | |
|---|------------|------|----------------------------|------|---------|
| | 基本給 | | 委員会の報酬および/または 委員会委員長の報酬 | | 報酬総額 |
| | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ |
| アレキサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts) | 637,500 | 69% | 291,667 | 31% | 929,167 |
| デトレフ・ポラスェック(注1) (Detlef Polaschek) | 62,500 | 33% | 125,000 | 67% | 187,500 |
| フランク・シュルツ(注2) (Frank Schulze) | 277,083 | 100% | 0 | 0% | 277,083 |
| ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) | 339,583 | 60% | 225,000 | 40% | 564,583 |
| ルードヴィヒ・ブロマイヤー・ バルテンスタイン(注1) (Ludwig Blomeyer- Bartenstein) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| スザンネ・ブライト(注2) (Susanne Bleidt) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| メイリー・クラーク (Mayree Clark) | 216,667 | 50% | 212,500 | 50% | 429,167 |
| ヤン・ドウシェック (Jan Duscheck) | 216,667 | 72% | 83,333 | 28% | 300,000 |
| マンジャ・エイファート (Manja Eifert) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |
| クラウディア・フィーバー(注2) (Claudia Fieber) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |
| ティモ・ハイダー (Timo Heider) | 216,667 | 78% | 62,500 | 22% | 279,167 |
| マルティーナ・クレー(注1) (Martina Klee) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ビルギット・ローメン(注2) (Birgit Laumen) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ガブリエル・プラツチャー(注1) (Gabriele Platscher) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| ベルント・ローゼ(注1) (Bernd Rose) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| ゲルリンデ・シーベルト(注2) (Gerlinde Siebert) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |
| ステファン・ツカルスキー(注2) (Stephan Szukalski) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) | 216,667 | 68% | 100,000 | 32% | 316,667 |
| ユルゲン・テーゲル(注2) (Jürgen Tögel) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ミシェル・トロニー (Michele Trogni) | 216,667 | 48% | 233,333 | 52% | 450,000 |
| ダグマー・バルカルセル(注3) (Dr. Dagmar Valcárcel) | 216,667 | 48% | 233,333 | 52% | 450,000 |
| シュテファン・フィアテル(注1) (Stefan Viertel) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |

| | | | | | |
|------------------------------------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| フランク・ウェルニッケ(注1) (Frank Werneke) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| フランク・ヴィッター (Frank Witter) | 216,667 | 56% | 170,833 | 44% | 387,500 |
| 合計 | 5,000,005 | 68% | 2,404,167 | 32% | 7,404,172 |

(注1) 2023年5月17日退任。

(注2) 2023年5月17日就任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく現金支払を含む委員会の報酬。

(3) 【監査の状況】

監査および統制

監査委員会における財務専門家

監査役会は、監査委員会のメンバーであるダグマー・バルカルセル氏、テオドル・ヴァイマー氏、ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏およびフランク・ヴィッター氏が、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」とであると判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3の定義に基づき、当行から「独立」している。

また監査役会は、ドイツ株式会社法(AktG)第107条第(4)項および第100条第(5)項ならびにドイツ銀行法(KWG)第25d条第(9)項に基づき、ダグマー・バルカルセル氏、テオドル・ヴァイマー氏、ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏およびフランク・ヴィッター氏が財務会計および財務書類の監査において専門家としての知識を有していると判断した。

ダグマー・バルカルセル氏は、アンドバンク・アセット・マネジメント・ルクセンブルグS.A.(Andbank Asset Management Luxembourg S.A.)およびパークレイズ・ヴィダ・イ・ペンションS.A.U.(Barclays Vida y Pensiones, S.A.U.)の取締役会会長としての長年の経験、ならびにアンティン・インフラストラクチャー・パートナーズS.A.(Antin Infrastructure Partners S.A.)の取締役会メンバーとしての現在の職務を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。テオドル・ヴァイマー氏は、ヒポ・フェラインス銀行(HypoVereinsbank)/ユニクレディットAG(UniCredit AG)のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー、ERGOグループAG(ERGO Gruppe AG)の監査委員会の元メンバーとしての長年の経験ならびにドイツ取引所の執行委員会委員長としての現在の職務を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏は、監査役としての教育および訓練ならびに様々な監査法人での監査役として、またPwCヨーロッパSE(PwC Europe SE)の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。フランク・ヴィッター氏は、フォルクスワーゲンAG(Volkswagen AG)のチーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびフォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービスAG(Volkswagen Financial Services AG)の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。

報酬統制委員会における報酬専門家

ドイツ銀行法(KWG)第25d条第(12)項に基づき、報酬統制委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬統制委員会の勧告に基づき、ダグマー・バルカルセル氏、アレキサンダー・ワイナントツ氏およびノールベルト・ヴィンケルヨハン氏を報酬統制委員会における報酬専門家に指名することを決議した。各氏はいずれも、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、専門知識および専門家としての経験を有しており、よってドイツ銀行法(KWG)第25d条第(12)項の要件を満たしている。

ダグマー・バルカルセル氏は、とりわけ、パークレイズPLC(Barclays PLC)の西ヨーロッパ地域の法務部責任者を務めた経験から、レピュテーション・リスクを含む報酬体系に関する包括的な法務経験を有している。

アレキサンダー・ワイナントツ氏およびノールベルト・ヴィンケルヨハン氏は、取締役会会長およびチーフ・エグゼクティブ・オフィサーまたはそのいずれかとしての長年の経験に基づき、リスク管理およびリスク統制の分野において、十分な専門知識および専門家としての経験を有している。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの価値観およびリーダーシップの原則

ドイツ銀行グループ行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範

ドイツ銀行グループの行動規範は、ドイツ銀行の目的、価値観、信念ならびに当行が取締役会メンバー全員および従業員に遵守を求める最低限の行動基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員と当行の顧客、競合他社、ピ

ジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。また当該規範は、適用法令の遵守に関する指針を定める当行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴うドイツ銀行およびドイツ銀行グループのシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範を採択した。現在、シニア・ファイナンシャル・オフィサーは、取締役会会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2023年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範の最新版は、当行のウェブサイト (www.db.com/ir/en/documents.htm) から入手可能である。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行は、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの明確化、実施および監督を行うためグループ・ガバナンス機能を設置し、グループ全体にわたってそのガバナンス機能を履行する。グループ・ガバナンスは、優れたコーポレート・ガバナンスの主要な要素に沿った明確な組織構造に焦点を絞りつつ、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループ内のコーポレート・ガバナンス上の問題に取り組む。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、国際基準および法律上の規定に従って、コーポレート・ガバナンスの枠組みを確立することに注力している。この目的の達成において、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、明確なコーポレート・ガバナンス原則を設定した。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細は、ドイツ銀行のウェブサイト (www.db.com/ir/en/corporate-governance.htm) において公表されている。

関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記36 関連当事者との取引」の項に記載されている。

内部統制の実効性

内部統制の実効性に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 財務報告に係る内部統制」の項に記載されている。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。また、年次報告書の一部であるコーポレート・ガバナンス・ステートメントは、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を提供している。適合宣言は、当行のウェブサイト (<https://investor-relations.db.com/corporate-governance/documents/index#show-content-of-declarations-of-conformity>) から入手可能である。

会計監査の状況

ドイツ銀行の主たる会計監査人（外国監査公認会計士）は、ドイツ法に従い、年次株主総会においてドイツ銀行の監査役会の提案に基づいて選任される。監査役会の監査委員会が、当該提案を準備する。主たる会計監査人の選任後、監査委員会が契約を締結し、その単独の権限において監査の条件および範囲ならびに監査契約に係るすべての報酬について承認を行うとともに、主たる会計監査人の独立性を監視する。イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー監査法人（EY GmbH & Co. KG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft - 「EY」）は、2022事業年度および2023事業年度それぞれにおいて、当行の主たる会計監査人であった。

外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

（単位：百万ユーロ（百万円））

| 区分 | 前連結事業年度 | | 当連結事業年度 | |
|---------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に 基づく報酬 | 非監査業務に 基づく報酬 | 監査証明業務に 基づく報酬 | 非監査業務に 基づく報酬 |
| 提出会社(注1) | 50 (8,489) | 0 (0) | 59 (10,017) | 0 (0) |
| 連結子会社 (注2) | 18 (3,056) | 1 (170) | 19 (3,226) | 0 (0) |
| 計 | 68 (11,545) | 1 (170) | 78 (13,243) | 0 (0) |

(注1) 当行の監査報酬管理の方法により、当該項目は当行のドイツ国内の本店および支店に関する情報から成る。

(注2) 当行の監査報酬管理の方法により、当該項目には当行の海外支店に関する情報も含まれている。

その他重要な報酬の内容

ドイツ銀行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、EYと同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っているが、そこにはEYによる監査を受けていないDWSとその子会社に関する報酬は含まれていない。

EYの提出会社および連結子会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援等の税務関連業務が含まれている。

監査報酬の決定方針

当行の主たる会計監査人への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかまたは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

(4) 【役員の報酬等】

該当事項なし。取締役および監査役の報酬については上記「(2) 役員の状況」の項を参照のこと。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の英訳を日本語に翻訳したものに、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2024年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝169.78円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計原則および報告実務の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるイーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー監査法人（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。それらの監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

(1) 連結財務書類

マネジメント・レポート

経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および関連の注記と併せて読むべきものである。ドイツ銀行の経営および財務の概況には、国際財務報告基準（IFRS）第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。将来の事象に関する記述は本報告書の「見通し」の項に開示されている。

概要

世界経済

| 経済成長率（％）（注1） | 2023年（注2） | 2022年（注3） | 主な要因 |
|--------------|-----------|-----------|---|
| 世界経済 | 3.1 | 3.4 | 世界経済は2023年に勢いをいくらか失った。当行はインフレのピークは過ぎたと確信しているが、物価高が引き続き個人世帯の需要を圧迫した。インフレ対策のための金融引締政策も世界経済を減速させた。 |
| このうち：先進国 | 1.6 | 2.6 | 先進国の経済成長は様々であった。米国経済は2023年末現在でも底堅さを維持していたが、ユーロ圏経済は既に顕著に減速していた。中央銀行は最高金利を維持し、データ主導の金融政策を継続する意向を示した。インフレ率は引き続き低下したが、2023年末現在では中央銀行の目標値を依然として上回っていた。 |
| このうち：新興国市場 | 4.2 | 3.9 | 2023年末現在の新興国市場の経済成長は地域によって様々であった。アジア諸国は中国の勢いから恩恵を受けたが、ラテン・アメリカではインフレ対策に重点が置かれた。エネルギー価格の高騰および地政学的影響は、中欧および東欧諸国にとって引き続き負担となった。 |
| ユーロ圏経済 | 0.5 | 3.4 | ユーロ圏経済は2023年下半年に低迷した。インフレは大幅に緩和したものの、購買力の低下により個人消費は引き続きマイナスの影響を受けた。企業が人材を確保した結果、労働市場は安定した。欧州中央銀行（ECB）は2023年第4四半期も主要金利を据え置いた。 |
| このうち：ドイツ経済 | -0.3 | 1.8 | これまで停滞気味だったドイツ経済は2023年末まで弱含みで推移した。インフレの影響は和らいだものの、個人消費は引き続き低迷した。労働市場では引き続き賃金が堅調に伸びており、購買力の低下をある程度抑制している。 |
| 米国経済 | 2.5 | 1.9 | 労働市場がより均衡を取り戻し、インフレ圧力が緩和したことを受けて、米国経済は2023年末にかけてやや減速した。個人世帯の消費は堅調を維持した。米国連邦準備制度理事会（FRB）は主要金利を高水準に据え置いた。 |
| 日本経済 | 2.0 | 0.9 | 日本経済は2023年末にかけて勢いを取り戻した。個人消費は堅調な賃金上昇の恩恵を受けた一方、インフレ率が顕著に低下することはなかった。日本銀行の主要金利は緩和的な水準で据え置かれた。 |
| アジア経済（注4） | 5.1 | 4.1 | アジア経済は中国の回復の恩恵を受けた。インフレ動向は地域によって異なり、特に食料品価格に左右された。世界貿易の低迷は輸出にマイナスの影響を及ぼした。 |

このうち：中国経済 5.2 3.0 中国経済は、財政・金融政策に支えられて2023年第4四半期にさらに勢いを増したものの、不動産セクターが個人消費の回復を鈍化させた。インフレ率は2023年下半期にマイナスに転じた。

(注1) 年間実質GDP成長率(対前年比%)。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

(注2) 出典：ドイツ銀行リサーチ。

(注3) パンデミックが経済に及ぼした影響を受け、2022年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂された。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

(注4) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

銀行業界

2023年12月31日現在

| 前年比 成長率(%) | 法人向け 貸出 | 個人向け 貸出 | 法人預金 | 個人預金 | 主な要因 |
|---------------|------------|------------|-------------|-------------|---|
| ユーロ圏 | -0.1 | 0.2 | -0.5 | 1.2 | 前年の好況を受けて金利が大幅に上昇した結果、法人向けおよび個人向けともに貸出および預金取引は実質的に停滞し、取引高は年間を通じてほぼ横ばいとなった。法人預金は他のカテゴリーに比べて若干変動が大きかった。 |
| このうち： ドイツ | 1.0 | 0.7 | 1.4 | 2.2 | 住宅ローン貸出は大幅に減速し、2012年以来の低水準となったが、金利の急騰にもかかわらず、緩やかなプラスを維持した。これは、個人向け貸出総額も押し下げた。同様に、金融セクター以外の法人向け貸出の伸びも数年来の低水準に落ち込み、貸出額は前年比でほぼ横ばいとなった。また、民間部門の預金残高も年間を通じてほぼ停滞した。 |
| 米国 | 0.9 | 3.6 | -1.7 (注) | -1.7 (注) | 個人向け貸出の伸びは前年の力強さからは鈍化したが、引き続き堅調に推移した。法人向け貸出残高は、2022年には急成長したものの、2023年は年間を通じてほぼ変動がなかった。預金総額は春まで減少し、その後横ばいとなったため、通年では緩やかな縮小となった。このような状況となったのは1973年の記録開始以来2度目であり、2020年/2021年のパンデミックブーム後、2022年の緩やかな景気後退に続いて2年連続のことである。 |
| 中国 | 14.4 | 6.9 | 4.9 | 13.7 | 法人向け貸出は急増したが、個人向け貸出の伸びはその半分に満たないペースであった。預金の動向は正反対で、企業からの増加が緩やかであったのとは対照的に、個人世帯からの流入は活発であった。 |

(注) セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2023年の商業用不動産(CRE)市場は、金利上昇、貸出条件の引締めと相まっての市場流動性の低下、およびオフィスセクターの構造変化の影響により、引き続き逆風に直面した。市場のストレスは米国でより顕著であり、不動産価格指数は、CRE資産価値が、ヨーロッパやアジア太平洋地域と比較して最近のピークから大幅に下落していることを示している。特にオフィス・セグメントでは、市場の低迷は米国で最も顕著であり、ヨーロッパに比べてリース取引の低迷および空室率の高さに反映されている。

グローバルのオリジネーションおよびアドバイザー業界の手数料プールは、合併および買収(M&A)市場の低迷、プライマリー・クレジット市場の課題、スポンサーの活動がほとんど行われていないこと等が要因となり、2021年の過去最高値から2022年に35%減少したのに続き、2023年にさらに16%減少した。2023年のM&Aは23%減少したが、それでもCOVID-19パンデミック以前の手数料プール260億ユーロを上回り、2023年第4四半期の取引高は好調であった。株式市場の回復およびボラティリティの低さにより、2023年の株式資本市場での発行は増加した。ハイ・イールド債市場は10年来の低水準から60%超増加したが、レバレッジ貸出の取引高はスポンサーが買収の一時停止を選択したため17%減少した。投資適格債市場は比較的堅調に推移し、2023年の発行額は3%減少したが、2024年に向けて好調なスタートを切った。債券においては、収益プールは2022年の水準を下回ったものの、過去平均と比較すると高水準を維持した。為替の取引は、世界で最も取引されている10通貨で減少し、金利および新興国市場はそれぞれ前年の好調な水準から低下した。一方、クレジットでは、全般的なスプレッド縮小傾向に伴い、流通市場での取引がより有利な環境となったことで、前年比増となったが、資金調達業務では、顧客の需要が安定しており、ほぼ前年並みであった。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行は、法人所得税費用が2022年度よりも増加したことを反映し、2023年度通年で、前年比14%減となる49億ユーロの純利益を計上した。2023年度の法人所得税費用には、主に英国での引き続き好調な業績を反映して、年度末の繰延税金資産（DTA）評価調整によるプラスの影響10億ユーロが含まれていた。これに対し、当行の米国事業に関連する2022年度の年度末のDTA評価調整はプラスの影響14億ユーロであった。信用損失引当金繰入額は、2022年度の12億ユーロ（平均貸出残高の31ベース・ポイント）から2023年度には15億ユーロとなり、当行のガイダンスをわずかに上回った。これは、2023年度において、信用ポートフォリオの一部に対してマクロ経済と金利の状況が引き続き厳しい影響を与えたことを反映している。ドイツ銀行は、2023年10月に資本見通しを30億ユーロ増額した後、株主への配当計画の詳細を発表した。当行は、2024年度に自社株買戻しと配当をいずれも50%増額する予定である。当行は、450百万ユーロの2023年度買戻しプログラムを完了し、2024年度の675百万ユーロの自社株買戻しについても監督当局の承認を受けており、2023年度について1株当たり0.45ユーロ（2022年度の1株当たり0.30ユーロから増加）の配当を2024年5月開催の年次株主総会に提案する意向である。

2023年度通年の税引前利益は57億ユーロで、2022年度から2%増加した。収益は6%（特定項目を除くと8%）増の289億ユーロとなった。利息以外の費用は、主に、営業外費用が2022年度の474百万ユーロから11億ユーロに増加したことにより、6%増の217億ユーロとなった。これらの営業外項目を除いた調整後費用は、効率改善策による節減効果（投資関連コストにより一部相殺された。）により、3%増の206億ユーロとなった。2023年度の費用収益比率は75%で、2022年度並みであった。税引後平均株主資本利益率（RoE）は、前年度の8.4%に対して当年度は6.7%であった。税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）は、2022年度の9.4%に対して当年度は7.4%であった。これら両比率の前年比の伸びは、本業の資本の成長による資本合計の増加と、法人所得税費用の2022年度からの増加を一部反映している。

主要な業績指標

| 財務目標 | 財務目標および 資本目標 | | |
|---------------------------------|--------------------------|------------|------------|
| | 2025年度 | 2023年度末の状況 | 2022年度末の状況 |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ¹ | 10%超 | 7.4% | 9.4% |
| 2021年度以降の複合年間収益成長率 ² | 3.5% ~ 4.5% ³ | 6.6% | 7.1% |
| 費用収益比率 ⁴ | 62.5%未満 | 75.1% | 74.9% |
| 資本目標 | | | |
| 普通株式等Tier 1資本比率 ⁵ | 13%以下 ⁶ | 13.7% | 13.4% |
| 配当性向 ⁷ | 50% ⁸ | 21% | 36% |

1 ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）（AT1クーポン控除後）に基づく。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2 各報告期間末までの12ヶ月間と2021年度通年とを比較。

3 2023年12月31日までの目標比率。2021年度から2025年度までの目標比率は2024年度期首に引き上げられ、5.5% ~ 6.5%とされた。

4 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

5 この比率の計算に関する詳細については、本報告書の「リスク・レポート」に記載されている。

6 当行の予想最大分配可能額（MDA）閾値を200ベース・ポイント上回るバッファを維持しつつ設定された目標比率。

7 配当は、前年度のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益に基づき、普通株式配当金の支払いおよび消却目的の自己株式買戻しの形で当報告期間に実行された。

8 2024年度以降の事業年度に関する数値。

2023年度の純収益は、前年比6%（特定項目を除いた調整後では8%）増の289億ユーロであった。特定項目には、2022年度において認識されたイタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズの売却益約310百万ユーロおよびSal. Oppenheim関連のワークアウト業務による125百万ユーロの利得が含まれており、いずれも2023年度には発生しなかった。これらの項目はいずれもプライベート・バンクで発生した。さらに、インベストメント・バンクにおける債務評価調整は、2022年度は49百万ユーロの利益をもたらしたのに対し、2023年度は47百万ユーロのマイナスの影響をもたらした。2021年度以降の当行グループの複合年間収益成長率は6.6%であり、2021年度から2025年度について3.5% ~ 4.5%という当行の当初目標を大きく上回った。達成された進捗状況を考慮して、当行は2024年度期首に複合年間収益成長率の目標を引き上げ、2021年度から2025年度について5.5% ~ 6.5%とした。

2023年度の信用損失引当金繰入額は、貸出金の平均残高の31ベース・ポイントに相当する15億ユーロとなり、当行が以前に発表したガイダンスをわずかに上回ったが、これは、当年度を通じて信用ポートフォリオの一部に対してマクロ経済と金利の状況が引き続き厳しい影響を与えたことを反映している。2022年度の信用損失引当金繰入額は、貸出金の平均残高の25ベース・ポイントに相当する12億ユーロであった。

利息以外の費用は、前年比6%増の217億ユーロとなった。この変動は、主に当行の「グローバル・ハウズバンク」戦略の実行に関連する営業外費用が2022年度の474百万ユーロから11億ユーロに増加したことを主に反映していた。2023年度の営業外費用には、再構築および解雇に係る費用566百万ユーロ（2022年度は戻入れ8百万ユーロ）、のれんおよびその他の無形資産の減損233百万ユーロ（Numisに関連するのれんの減損費用により、2022年度の68百万ユーロから増加した。）が含まれていた。調整後費用は前年比3%増の206億ユーロであった。事業の成長、統制および効率改善策への投資額は、当行の効率化プログラムにより実現した前述の節減によって一部相殺された。

法人所得税は、前年度の法人所得税ベネフィット64百万ユーロに対して、2023年度は法人所得税費用787百万ユーロであった。2023年度の実効税率は14%であった。これは、主に英国での引き続き好調な業績を反映して、前述の年度末のDTA評価調整によるプラスの影響10億ユーロによる恩恵を受けたものである。

2023年度末における普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率は、2022年度末の13.4%から上昇して13.7%となった。本業の資本の成長は、配当、自社株買戻し、規制上のリスク・ウェイトド・アセット (RWA) の増加、および当年度における事業成長による複合的な影響を上回って相殺するものであった。ドイツ銀行が「グローバル・ハウズバンク」戦略の実行加速の一環として実施した資本効率改善策により、2023年度において130億ユーロのRWAが削減された。

特定項目を除いた収益、調整後費用、税引後平均有形株主資本利益率および純資産（調整後）は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRSによる指標との調整については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行の組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2023年12月31日現在の総資産規模が1兆3,120億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2023年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で90,130名であり、57ヶ国において1,432支店（このうち66%がドイツ国内）を運営している。当行は、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品ならびにサービスを提供している。

2023年12月31日現在、当行は以下のセグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

当行の2022年の年次報告書で公表したとおり、2019年から2022年末にかけてキャピタル・リリース・ユニットのリスク圧縮およびコスト削減のマネジメントを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなった。残りのポートフォリオ、資源および従業員は、コーポレートおよびその他のセグメント内で報告されている。この変更に伴い、それまでキャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表していたコア・バンクとしての財務数値は、2023年第1四半期より報告されなくなった。過年度の比較数値は、2023年の表示に合わせて表示されている。

さらに、ドイツ銀行は、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層から成る組織構造を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所
- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各部門に関連する資本的支出または資産の処分は、各コーポレート部門の概要に記載されている。

経営構造

取締役会は、当行グループを、法人および支店として地域横断的に業務を行うコーポレート部門および管理部門から構成されるマトリックス組織として構築した。

取締役会は、法律、定款および取締役会の規約に従い、当行の経営に対して責任を負っており、当行の利益に関して持続可能な価値を創造することを目的としている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に關係するステークホルダーの利益を考慮している。取締役会は、統一的なガイドラインに従いドイツ銀行グループを管理し、すべての事業体および支店を統括管理している。

取締役会は、法律および定款に規定されたすべての事項に関する意思決定を行い、法的要件および内部ガイドラインの遵守（コンプライアンス）を確実にするとともに、適切な内部ガイドラインが確実に策定および導入されるために必要な措置を講じている。取締役会の責任には、当行の戦略的経営と指示、資源の配分、財務会計および報告、統制およびリスク管理、ならびに企業統制と事業組織の適切な機能化が含まれる。取締役会のメンバーは、当行の事業管理においては連帯責任を有する。

取締役会の各メンバーへの職務的な責任の割当てについては、取締役会以下の上級経営層に責任を委任するための枠組みを定めた「業務分掌計画」に記述されている。取締役会は、上級経営職の個々の責任を支持するが、一方で、委員会においては共同で意思決定を行う。同時に、取締役会は、十分な情報に基づく意思決定を行うために、すべての事業にわたる包括的かつ健全な情報共有が重要であることを認識しており、管理委員会、業務幹部委員会、地域委員会とともに、コーポレート部門間およびコーポレート部門と取締役会間の情報フローの改善を目的として「グループ・マネジメント委員会」を設置した。グループ・マネジメント委員会は、ドイツ株式会社法では設置が要求されない上層の委員会であり、情報交換や業務、成長、収益性について議論するためにすべての取締役会・メンバーと上層の業務代表者で構成されている。

コーポレート・バンク

コーポレート部門の概要

コーポレート・バンクは主に、ドイツの「Mittelstand」を含むドイツ国内の法人顧客、大規模や小規模のコマーシャル・バンキングおよびビジネス・バンキング顧客、ならびに多国籍企業へのサービス提供に注力している。同部門はまた、金融機関に対して特定のトランザクション・バンキング・サービスを提供している。コーポレート・バンクは、インスティテューショ

ナル・クライアント・サービス、コーポレート・トレジャリー・サービス、ビジネス・バンキングの3つの顧客カテゴリーに基づいて収益を報告している。

2021年1月1日以降、重要な資本的支出または資産の処分はない。

商品およびサービス

コーポレート・バンクは、リスク・マネジメント・ソリューション、キャッシュ・マネジメント、貸出、トレード・ファイナンス、信託および仲介業務、ならびにセキュリティーズ・サービスの世界的なプロバイダーである。キャッシュ・マネジメントのサービスには、統合された決済と為替ソリューションが含まれる。トレード・ファイナンスおよび貸出では、貿易書類に関連する業務や保証業務からストラクチャード・トレード・ファイナンスや貸出まで、様々な商品やサービスを提供している。信託および仲介業務は、預託証券、企業信託および文書保管をカバーしている。ドイツ国内外の法人および商業顧客ならびに金融機関の財務部門に焦点を当てて、当行は総合的な専門知識とグローバルネットワークを駆使した統合的なソリューションを提供している。

コーポレート・バンクが提供する一連の商品に加えて、顧客はカバレッジ・チームを通じてインベストメント・バンクの専門知識を利用することができる。

販売チャネルおよびマーケティング

コーポレート・バンクのコーポレート・カバレッジ部門は、国際的な中規模・大規模法人顧客に焦点を当てており、グローバル・カバレッジ、ミッドコープス・カバレッジとリスク・マネジメント・ソリューションズの3つのユニットに組織されている。グローバル・カバレッジには、グローバル、地域および各国の多国籍企業向けのカバレッジ・チームを通じて、本社レベルおよび子会社を対象とするマルチ商品のゼネラリストが含まれる。ミッドコープス・カバレッジには、中規模企業に特化したマルチ商品のゼネラリストが含まれる。リスク・マネジメント・ソリューションズには、外国為替、新興国市場および金利の商品のスペシャリストが含まれる。このユニットは、顧客に緊密に繋がるように、アジア太平洋地域、米州およびヨーロッパ、中東およびアフリカ（EMEA）の地域別に管理されている。

法人顧客に対しては、コーポレート・バンクの3つの顧客カテゴリーすべてからサービスを提供している。コーポレート・トレジャリー・サービスは、ドイツ銀行とポストバンクの2つのブランドにわたり中規模企業および大企業顧客を対象としており、企業の財務担当者向けにキャッシュ、トレード・ファイナンス、貸出、リスク管理に至るまでの幅広いソリューションを提供している。ビジネス・バンキングは、小規模企業および起業家顧客を対象としており、概ね標準化された一連の商品および特定のバンキング・パートナー・サービス（会計ソリューション等）を提供している。インスティテューショナル・クライアント・サービスは、機関投資家顧客向けのキャッシュ・マネジメント、信託および仲介業務およびセキュリティーズ・サービスで構成されている。

インベストメント・バンク

コーポレート部門の概要

インベストメント・バンクは、ドイツ銀行のセールス/トレーディング（債券および為替）事業、オリジネーションおよびアドバイザリー事業、ならびにドイツ銀行リサーチから構成される。インベストメント・バンクは、これらの市場における伝統的な強みに焦点を当て、リスク管理、セールスおよびトレーディング、インベストメント・バンキングならびに管理部門における横断的なホールセール・バンキングに関する専門知識を取りまとめている。これによりインベストメント・バンクは、その顧客および商品の枠を越えて経営資源および資本を調整し、当行の戦略的目標を効率的に支援することができる。

2024年度第1四半期より、インベストメント・バンクはセールス/トレーディング（債券および為替）の収益に「債券および為替：ファイナンス」と「債券および為替：ファイナンス以外」という追加のサブカテゴリーを導入する。同時に、セールス/トレーディング（債券および為替）の名称が「債券および為替」に変更される。オリジネーションおよびアドバイザリーの収益は、引き続き、債券オリジネーション、株式オリジネーションおよびアドバイザリーのサブカテゴリーで表示される。さらに、リサーチの収益は「その他」と合わせて「リサーチおよびその他」のカテゴリーで報告されることになる。

2023年4月に、ドイツ銀行はNumis Corporation Plc（以下「Numis」という。）を全額現金で買収することに合意したことを発表した。2023年10月13日に、ドイツ銀行はこの取引を完了し、397百万英ポンドの現金購入価格でNumisの100%持分を取得した。本買収は、ドイツ銀行が、英国の法人顧客により深く関与することにより「グローバル・ハウスバンク」戦略を加速させる機会を得ることを目的としている。購入価格の当初割当後、本取引に関連する233百万ユーロののれんが識別された。ドイツ銀行は、識別されたのれんをインベストメント・バンクの資金生成単位（以下「CGU」という。）に割り当てた。インベストメント・バンクCGUの価値を評価した結果、のれんは減損したと判断され、2023年度第4四半期に償却された。

2021年1月1日以降、重要な資産の処分はない。

商品およびサービス

セールス/トレーディング（債券および為替）は、外国為替、金利、新興国市場、クレジット・トレーディングおよびファイナンスにわたり、組織的な販売、取引およびストラクチャリングの専門知識を取りまとめている。セールス/トレーディング（債券および為替）事業はグローバルに展開しており、法人顧客と機関投資家顧客の双方に対し、流動性サービス、マーケット・メイキング・サービス、ならびに債券および為替の広範な商品全体にわたって特化した様々なリスク管理ソリューション（これらは包括的な資金調達商品によって補完されている。）を提供している。テクノロジーの適用および取引ライフサイクルにおけるプロセスの継続的なイノベーションにより、ドイツ銀行は顧客の要望および規制要件に対応するための自動化/電子化を強化できている。

オリジネーションおよびアドバイザリーは、当部門の起債事業、合併および買収、ならびに焦点を絞った株式の助言および組成のプラットフォームを担っている。オリジネーションおよびアドバイザリーは地域別および業種別カバレッジ・チームから構成されており、ヨーロッパ、米国、アジア太平洋地域の当行のハブ拠点と共同で運営されている。これにより、当行の法人顧客に対して幅広い金融商品およびサービスの提供が促進されている。

販売チャネルおよびマーケティング

インベストメント・バンクの顧客への対象サービスは主に、債券セールスチームを有するインスティテューショナル・クライアント・グループ、オリジネーションおよびアドバイザリー内のインベストメント・バンキング・カバレッジ、ならびに資本市場およびトレジャリー・ソリューションを受け持つコーポレート・バンクのリスク・マネジメント・ソリューションズという、互いに協働している3つのグループによって提供される。これらのグループが緊密に連携することによって一層のシナジー効果を生み出し、顧客に対する商品/ソリューションのクロスセルの拡大につなげている。

プライベート・バンク

コーポレート部門の概要

プライベート・バンクは、個人顧客、富裕層の個人顧客、起業家およびファミリー顧客に対するサービスを提供している。また、国際事業においては、特定の市場における商業顧客にも注力している。プライベート・バンクは、プライベート・バンク(ドイツ)事業とインターナショナル・プライベート・バンク事業で構成されている。

2024年度第1四半期より、プライベート・バンクは既存の顧客基盤を「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」と「パーソナル・バンキング」という2つの異なるカテゴリーに分類することにより、顧客重視のアプローチを採用する。このアプローチは、プライベート・バンク全体で、よりターゲットを絞った効果的な方法で顧客にサービスを提供するという目的を反映したものである。「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」は、プライベート・バンキング、富裕層および超富裕層の顧客、ならびに特定の国際ビジネスにおける法人顧客をカバーしている。「パーソナル・バンキング」顧客セグメントには、リテール顧客および富裕層顧客のほか、特定の国際ビジネスにおける商業銀行顧客(すなわち、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」顧客セグメントの一部としてカバーされていないすべての小企業顧客および小規模法人顧客)が含まれる。

2021年8月、ドイツ銀行SpAは、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業をチューリッヒ・インシュアランス・グループ(チューリッヒ・イタリー)に売却する契約を締結した。この取引は、規制当局の承認を経て、2022年10月17日に完了した。

2021年1月1日以降、重要な資本的支出はない。

商品およびサービス

プライベート・バンクの商品には、決済および口座サービス、信用および預金商品、ならびに投資アドバイスを含む。これらの商品群に含まれる様々なESG商品により、顧客はESGの価値観に沿って、また特定のESG戦略、スコアおよび排除基準に従って、ESGの基準に沿った貸出商品および投資商品を選択することができる。

プライベート・バンク(ドイツ)は、「ドイツ銀行」と「ポストバンク」の2つの強力で相補的な主力ブランドにより、差別化された顧客重視のアプローチを推進している。「ドイツ銀行」ブランドは、個人顧客に対する銀行業務ならびに金融商品およびサービス(個別の複雑なアドバイザー・ソリューションを含む。)の提供に注力している。「ポストバンク」ブランドはリテール顧客に対し、標準的な商品と、ダイレクト・バンキングの提供能力に裏付けられた日々のリテール・バンキング・サービスを提供することに焦点を当てている。また、プライベート・バンク(ドイツ)は、Deutsche Post DHL AGと協力して、「ポストバンク」ブランドの支店で郵便および小包サービスも提供している。

インターナショナル・プライベート・バンクは、「プレミアム・バンキング」と「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」という2つの顧客カテゴリーに対する差別化された顧客重視のアプローチも使用している。インターナショナル・プライベート・バンクは顧客にバンキング・サービスおよびその他の金融サービスを提供しており、これらには財産の形成、管理および投資のサポート、個人的または事業上の利益のための資金供給、ならびに機関投資家または法人としてのニーズに対応するサービスの提供が含まれる。

販売チャネルおよびマーケティング

プライベート・バンクは、オムニチャネル・アプローチを推進しており、顧客はサービスや商品へのアクセス等様々な方法を柔軟に選択することができる。

販売チャネルには支店網が含まれており、顧客向けのアドバイザー・センターおよびコールセンター、セルフサービス・ターミナルに加え、オンラインおよびモバイル・バンキングを含むデジタルサービスのサポートを受けている。プライベート・バンクはまた、ドイツのBusiness-to-Business-to-Consumerパートナーとの各種提携を含め、自営の金融アドバイザーならびにその他の販売および提携パートナーと協力している。「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」顧客カテゴリーについて、インターナショナル・プライベート・バンクは、リレーションシップ・マネージャーおよびインベストメント・マネージャーと共に、異なる顧客層をカバーするチームを編成して顧客アプローチを行っており、同部門は、富裕層向け資産運用サービスおよびオープン・アーキテクチャー商品で顧客を支援するクライアント・サービス・エグゼクティブのサポートを受けている。さらに、ドイツではDeutsche Oppenheim Family Offices AGが、同族会社サービス、機密資金に関するサービスおよびアドバイザー・ソリューションの提供を行っている。

デジタル・チャネルに対する顧客の行動に大きな変化が見られるため、引き続き、事業全体でデジタル機能の拡充に注力している。プライベート・バンクは、顧客に最も便利な方法で商品やサービスを提供するために、将来におけるオムニチャネル・ミックスの最適化を継続している。

アセット・マネジメント

コーポレート部門の概要

DWSのブランド名で事業を行うアセット・マネジメント部門は、2023年12月31日現在において8,960億ユーロの運用資産を有し、有数の資産管理会社になることを目指している。DWSは世界中の個人投資家や機関投資家からなる多様な顧客基盤にサービスを提供しており、当行の本国市場であるドイツでも強力なプレゼンスを有している。こうした顧客には、大規模な政府機関、企業や財団、ならびに個人投資家が含まれる。規制対象の資産運用会社として、DWSは顧客の受託者として機能し、社会への影響を認識している。責任投資は、DWSが20年以上にわたり築いてきた地位のうち重要な部分を占めている。

ドイツ銀行はDWSの79.49%の所有持分を保有しており、アセット・マネジメントは引き続き当行グループの中核事業である。DWSの株式はフランクフルト証券取引所に上場されている。

2022年度において、DWSはBlackfinとの共同支配企業へのデジタル投資プラットフォームの移転を完了した。DWSは、新たに設立されたMorgenFund GmbHの30%の持分を保有している。

2021年1月1日以降、重要な資本的支出はない。

商品およびサービス

DWSは個人投資家および機関投資家に対し、アクティブ運用の株式、債券、現金、マルチ・アセット、システムティックおよびクオンツ投資、Xtrackers商品群を含むパッシブ投資およびオルタナティブ投資等、すべての主要資産クラスへの投資機会を提供している。オルタナティブ投資には、不動産、インフラ、流動性の高い不動産、サステナブル投資等が含まれている。さらに、DWSのソリューション戦略は、伝統的な資産クラスだけでは対応できない顧客ニーズをターゲットとしている。それらのサービスには、保険および年金ソリューション、資産・負債管理、ポートフォリオ管理ソリューションおよび資産配分アドバイザリーが含まれる。

販売チャネルおよびマーケティング

DWSの商品は、グローバル販売ネットワークを通じて、EMEA、米州、アジア太平洋地域で販売されている。DWSはまた、ドイツ銀行グループに属する他の部門を含む、第三者による販売チャネルも利用している。

管理部門

管理部門は、事業部門向けの管理およびサービス業務を行っており、これには、グループ全体の部門を超えたリソース計画、運営および管理に関連する業務、ならびにリスク、流動性および資本の管理に関連する業務が含まれる。

管理部門は、以下の特定の取締役会メンバーの責任管轄下で組織されている。

- チーフ・エグゼクティブ・オフィス
- チーフ・ファイナンシャル・オフィス
- チーフ・リスク・オフィス
- チーフ・アドミニストレーション・オフィス
- 技術、データおよびイノベーション
- チーフ・オペレーティング・オフィス
- CB・IBオペレーションズおよび統制

管理部門にはまた、「コミュニケーションおよび企業の社会的責任」、「チーフ・サステナビリティ・オフィス」、「地域管理」、「グループ内部監査」、「法務、事業選択および紛争解決室」、「コンプライアンス」、「金融犯罪対策」、「グローバル・プロキュアメント」、「グローバル不動産」ならびに「人事」も含まれている。

2021年度および2022年度については、管理部門に関連するコストは、実績対計画のアプローチを用いて配分された。2023年度第1四半期より、当行は、該当する管理部門に起因するコストの配分について、ドライバーに基づく原価管理手法を導入した。この新しいアプローチは、管理コストのドライバーに関する透明性を高め、コストとそのサービスの消費セグメントとを密接に結びつけることを目的としている。2023年度においては引き続き、配分計画に基づいて各コーポレート部門への配分が行われた（ただし、技術開発費用は実際の支出に基づいて各部門に請求された。）が、2024年度からは、当行が引き続き規律あるコスト管理に重点を置くことを下支えするため、管理コストはすべて実際のコストおよびサービス消費に基づいて各部門に請求されることになる。

重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上述の各コーポレート部門の記述に含まれている。

2021年1月1日以降、第三者によるドイツ銀行株式に対する公開買付はない。

経営成績

連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|--|--------|--------|--------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 純利息収益 | 13,602 | 13,650 | 11,155 | -48 | -0 | 2,495 | 22 |
| 信用損失引当金繰入額 | 1,505 | 1,226 | 515 | 280 | 23 | 710 | 138 |
| 信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益 | 12,097 | 12,425 | 10,640 | -328 | -3 | 1,785 | 17 |
| 手数料およびフィー収益 ¹ | 9,206 | 9,838 | 10,934 | -632 | -6 | -1,096 | -10 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失) ¹ | 4,947 | 2,999 | 3,045 | 1,948 | 65 | -45 | -1 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失) | -0 | -216 | 237 | 216 | -100 | -453 | N/M |
| 償却原価で測定する金融資産に係る純利得(損失) | -96 | -2 | 1 | -94 | N/M | -3 | N/M |
| 持分法適用投資による純利益(損失) | -38 | 152 | 98 | -190 | N/M | 54 | 56 |
| その他の収益(損失) | 1,259 | 789 | -58 | 469 | 59 | 848 | N/M |
| 利息以外の収益合計 | 15,277 | 13,560 | 14,255 | 1,717 | 13 | -695 | -5 |
| 純収益合計 ² | 28,879 | 27,210 | 25,410 | 1,669 | 6 | 1,800 | 7 |
| 報酬および手当 | 11,131 | 10,712 | 10,418 | 418 | 4 | 294 | 3 |
| 一般管理費 | 10,112 | 9,728 | 10,821 | 384 | 4 | -1,093 | -10 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 233 | 68 | 5 | 165 | N/M | 64 | N/M |
| 再構築費用 | 220 | -118 | 261 | 338 | N/M | -379 | N/M |
| 利息以外の費用合計 | 21,695 | 20,390 | 21,505 | 1,305 | 6 | -1,115 | -5 |
| 税引前利益(損失) | 5,678 | 5,594 | 3,390 | 84 | 2 | 2,205 | 65 |
| 法人所得税費用(ベネフィット) | 787 | -64 | 880 | 851 | N/M | -945 | N/M |
| 当期純利益(損失) | 4,892 | 5,659 | 2,510 | -767 | -14 | 3,149 | 125 |
| 非支配持分に帰属する純利益(損失) | 120 | 134 | 144 | -14 | -11 | -10 | -7 |
| ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益(損失) | 4,772 | 5,525 | 2,365 | -753 | -14 | 3,159 | 134 |
| その他の資本構成要素に帰属する純利益(損失) | 560 | 500 | 426 | 60 | 12 | 74 | 17 |
| ドイツ銀行株主に帰属する純利益(損失) | 4,212 | 5,025 | 1,940 | -813 | -16 | 3,085 | 159 |

N/M - 表記するに値しない。

1 詳細は本報告書の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

純利息収益

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|---------------------------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| | | | | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 比率 (%) |
| 利息および類似収益合計 | 44,074 | 24,299 | 16,599 | 19,775 | 81 | 7,700 | 46 |
| 利息費用合計 | 30,472 | 10,649 | 5,444 | 19,823 | 186 | 5,205 | 96 |
| 純利息収益 | 13,602 | 13,650 | 11,155 | -48 | -0 | 2,495 | 22 |
| 平均利付資産 ¹ | 970,924 | 982,709 | 937,947 | -11,785 | -1 | 44,762 | 5 |
| 平均利付負債 ¹ | 735,576 | 725,268 | 690,656 | 10,308 | 1 | 34,612 | 5 |
| 総利回り ² | 4.52% | 2.33% | 1.56% | 2.19ppt | 94 | 0.77ppt | 50 |
| 総支払金利 ³ | 4.12% | 1.27% | 0.50% | 2.85ppt | N/M | 0.77ppt | 155 |
| 純金利差 ⁴ | 0.40% | 1.06% | 1.06% | -0.66ppt | -62 | -0.00ppt | -0 |
| 純金利差益 ⁵ | 1.40% | 1.39% | 1.19% | 0.01ppt | 1 | 0.20ppt | 17 |

N/M - 表記するに値しない。

ppt - パーセンテージ・ポイント

1 各年度の平均残高は、月末残高に基づいて計算される。

2 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

3 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

4 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

5 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合である。

2023年度

2023年度の純利息収益は、主に預金金利の上昇に起因して（貸出金利の上昇による恩恵により一部相殺された。）2022年度から48百万ユーロ減少し、136億ユーロとなった。2022年度の純利息収益には貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO）プログラムに基づく211百万ユーロの利息収益が含まれていたが、2023年度にはTLTROプログラムに基づく741百万ユーロの利息費用が含まれていた。全体として、当行の2023年度の純金利差益は、前年度と比べて1ベース・ポイント上昇し、1.40%となった。

2022年度

2022年度の純利息収益は、2021年度の112億ユーロから25億ユーロ、率にして22%増加し、136億ユーロとなった。これは、金利の上昇および基礎となる事業の堅調な業績が、TLTROプログラムによる恩恵の減少によって一部相殺されたためである。2021年度の利息収益にはTLTROプログラムに基づく494百万ユーロが含まれていたが、2022年度にはTLTROプログラムに基づく211百万ユーロが含まれていた。全体として、当行の2022年度の純金利差益は、前年度と比べて20ベース・ポイント上昇し、1.39%となった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度 の増加(減少) | | 2021年度から2022年度 の増加(減少) | |
|---|--------|--------|--------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| トレーディング収益 | 4,878 | 2,782 | 1,859 | 2,096 | 75 | 923 | 50 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得(損失) | 217 | -61 | 1,106 | 278 | N/M | -1,167 | N/M |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得(損失) | -148 | 277 | 79 | -426 | N/M | 198 | N/M |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計 | 4,947 | 2,999 | 3,045 | 1,948 | 65 | -45 | -1 |

N/M - 表記するに値しない。

2023年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2022年度は30億ユーロであったのに対し、2023年度は49億ユーロとなった。19億ユーロ、率にして65%の増加は、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のプラスの影響、ならびにアセット・マネジメントにおける保証付きファンドの評価調整による増加(これにより、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。)によるものであった。インベストメント・バンクは、2023年度のローン・コミットメントおよびヘッジ活動に関する前年度の損失が当年度は生じなかったことによる恩恵を受けた。これらの要因の一部はプライベート・バンクにおける減少により一部相殺されたが、これは主にヘッジ活動による時価評価の影響が減少したこと(これにより、その他の収益に部分的な相殺効果のある収益が計上されている。)ならびにコーポレート・バンクにおける再評価損(前年度は再評価益が生じていた。)によって一部相殺された。

2022年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2021年度から45百万ユーロ減少し、2022年度は30億ユーロであった。これは、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のマイナスの影響、ならびにアセット・マネジメントにおける保証の公正価値の不利な変動(これにより、その他の収益に同額の相殺効果のある収益が計上されている。)によるものであった。この全体的な減少は、市場活動の継続的な増加と好調な顧客フローによるインベストメント・バンクのデリバティブの時価評価のプラスの影響と、プライベート・バンクのヘッジ活動による時価評価益(これにより、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。)によって一部相殺された。

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

当行のトレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブを含んでいる。IFRSにおいて、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定する金融商品により得た利息および類似収益（すなわち、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行のトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を当てて説明するために、以下の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を、コーポレート部門別に表示している。

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|---|--------|--------|--------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 純利息収益 | 13,602 | 13,650 | 11,155 | -48 | -0 | 2,495 | 22 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計 | 4,947 | 2,999 | 3,045 | 1,948 | 65 | -45 | -1 |
| 純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計 | 18,549 | 16,649 | 14,200 | 1,899 | 11 | 2,450 | 17 |
| コーポレート部門別内訳: ¹ | | | | | | | |
| コーポレート・バンク | 5,065 | 3,720 | 2,666 | 1,344 | 36 | 1,055 | 40 |
| インベストメント・バンク | 8,102 | 8,265 | 6,891 | -163 | -2 | 1,374 | 20 |
| プライベート・バンク | 6,382 | 6,612 | 4,847 | -230 | -3 | 1,765 | 36 |
| アセット・マネジメント | -11 | -250 | 246 | 239 | -95 | -496 | N/M |
| コーポレートおよびその他 | -988 | -1,698 | -450 | 709 | -42 | -1,248 | N/M |
| 純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計 | 18,549 | 16,649 | 14,200 | 1,899 | 11 | 2,450 | 17 |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

¹ この内訳は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2023年度

2023年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、2022年度の166億ユーロから19億ユーロ増加し、185億ユーロとなった。この影響は主に、純利息収益の全体的な増加および金利ヘッジによるプラスの影響に起因した。コーポレート・バンクでは、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計が13億ユーロ増加したが、これは主に、金利環境の改善と規律ある金利更改の継続による純利息収益の増加に起因した。インベストメント・バンクの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、純利息収益の減少（セールス / トレーディング（債券および為替）におけるデリバティブの時価評価益により一部相殺された。）により2億ユーロ減少した。プライベート・バンクの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、前年度と比べて2億ユーロ減少した。これはヘッジ活動からの時価評価による影響（これにより、その他の収益に同額の相殺効果のある収益が計上されている。）に起因しているが、金利環境の改善による利息収益の増加により一部相殺された。こうした全体的な変動は、コーポレートおよびその他におけるプラスの影響約7億ユーロ（金利ヘッジによる恩恵を含む。）と、主に保証の公正価値の一層有利な変動によるアセット・マネジメントにおけるプラスの影響2億ユーロに支えられたものであった。

2022年度

2022年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、2021年度の142億ユーロから24億ユーロ増加し、166億ユーロとなった。これは主に、金利環境の改善と基礎となる事業の堅調な業績による純利息収益の増加に起因した。プライベート・バンクでは、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計が18億ユーロ増加した。この変動は主に、ヘッジ活動による時価評価益の増加（これにより、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。）によるものであった。金利の上昇と事業の継続的な成長も、前年比の増加にプラスの影響を及ぼした。これらはコーポレート・バンクにおける11億ユーロの増加の主因でもあった。インベストメント・バンクの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、市場活動の継続的な増加と好調な顧客フローによりセールス / トレーディング（債券および為替）におけるデリバティブの時価評価のプラスの影響が増加した結果、14億ユーロ増加した。こうした全体的なプラスの影響は、コーポレートおよびその他における、主にデリバティブの評価および期間差異ならびに金利ヘッジに起因するマイナスの影響12億ユーロ、ならびにアセット・マネジメントにおける、主に保証の公正価値の不利な変動に起因するマイナスの影響5億ユーロによって一部相殺された。

信用損失引当金繰入額

2023年度

2023年度の信用損失引当金繰入額は、2022年度の12億ユーロから増加し、15億ユーロ（平均貸出残高の31ベース・ポイント）となった。これは、当年度において、信用ポートフォリオの一部に対してマクロ経済と金利の状況が引き続き厳しい影響を与えたことを反映していた。特に、商業用不動産セクター、中でもオフィスセクターは、COVID-19パンデミック後の需要変化の影響を受け、金利上昇によるさらなる圧力にさらされたことから、借り換えリスクが高まった。ステージ3に関連する不履行債権引当金繰入額は15億ユーロで、様々な地域およびセグメントにわたって広範囲に計上されており、その中には特にインベストメント・バンクに影響を及ぼす商業用不動産関連の400百万ユーロが含まれている。2022年度に比べて改善したマクロ経済の見通しとモデル関連の変更による恩恵により、ステージ1およびステージ2の正常債権引当金は33百万ユーロの戻入れとなった。

2022年度

2022年度の信用損失引当金繰入額は、2021年度の515百万ユーロから増加し、12億ユーロとなった。前年度からの増加は、2021年度はCOVID-19関連の制限緩和による景気回復の恩恵を受けたのに対し、2022年度のほとんどを通じて、ウクライナでの戦争を背景としてマクロ経済状況が悪化傾向にあったことを反映している。信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の25ベース・ポイントであった。ステージ3に関連する不履行債権引当金繰入額は10億ユーロで、地域およびセグメントにかかわらず広範囲に計上されている。当年度のほとんどを通じてマクロ経済予測が悪化傾向に変動しているため、ステージ1およびステージ2の正常債権引当金繰入額は204百万ユーロとなった。

貸倒引当金の詳細は、「セグメント別の経営成績」および「リスク・レポート」に記載されている。

その他の利息以外の収益

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 手数料およびフィー収益 ¹ | 9,206 | 9,838 | 10,934 | -632 | -6 | -1,096 | -10 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失) | -0 | -216 | 237 | 216 | -100 | -453 | N/M |
| 償却原価で測定する金融資産に係る純利得(損失) | -96 | -2 | 1 | -94 | N/M | -3 | N/M |
| 持分法適用投資による純利益(損失) | -38 | 152 | 98 | -190 | N/M | 54 | 56 |
| その他の収益(損失) | 1,259 | 789 | -58 | 469 | 59 | 848 | N/M |
| その他の利息以外の収益合計 | 10,330 | 10,561 | 11,210 | -231 | -2 | -649 | -6 |

1以下を含む:

| 信託業務による手数料およびフィー: | | | | | | | |
|--|-------|-------|--------|------|-----|--------|-----|
| 管理手数料 | 280 | 300 | 357 | -19 | -6 | -57 | -16 |
| 資産運用手数料 | 3,700 | 3,792 | 3,734 | -93 | -2 | 58 | 2 |
| その他の有価証券業務からの手数料 | 441 | 490 | 398 | -49 | -10 | 91 | 23 |
| 合計 | 4,421 | 4,582 | 4,489 | -161 | -4 | 92 | 2 |
| 手数料、ブローカー・フィー、有価証券の引受に係るマークアップおよびその他の有価証券業務からの手数料: | | | | | | | |
| 引受およびアドバイザー・フィー | 1,105 | 1,283 | 2,162 | -179 | -14 | -879 | -41 |
| ブローカー・フィー | 366 | 540 | 752 | -174 | -32 | -212 | -28 |
| 合計 | 1,471 | 1,824 | 2,914 | -353 | -19 | -1,091 | -37 |
| その他の顧客サービスによるフィー | 3,314 | 3,432 | 3,530 | -119 | -3 | -97 | -3 |
| 手数料およびフィー収益合計 | 9,206 | 9,838 | 10,934 | -632 | -6 | -1,096 | -10 |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

手数料およびフィー収益

2023年度

2023年度の手数料およびフィー収益は、2022年度と比べて632百万ユーロ、率にして6%減少し、92億ユーロとなった。この減少は、仲介手数料およびトランザクション収益の減少に加え、プライベート・バンクにおける契約条件の変更、および主にM&A活動の減少に起因するインベストメント・バンクにおける手数料収益の減少に起因している。さらに、アセット・マネジメントにおけるマージン圧縮に加え、市況の悪化による運用報酬の減少も一因であった。

2022年度

2022年度の手数料およびフィー収益は、2021年度と比べて11億ユーロ、率にして10%減少し、98億ユーロとなった。この減少は、前年度に比べて、厳しい業界環境が続く中でインベストメント・バンクにおいてオリジネーションおよびアドバイザー関連の収益が大幅に減少したこと、レパレジド・デット・キャピタル・マーケットの収益が減少したこと、ならびに手数料プールが大幅に減少したことに起因している。さらに、プライベート・バンクの手数料およびフィー収益は、厳しさを増したマクロ経済環境を反映して減少した。アセット・マネジメントのパフォーマンス・フィーは、前年度に計上されたマルチ・アセットの多額のパフォーマンス・フィーが2021年度は計上されなかったため、前年度を大幅に下回った。これらは、基礎となる事業の堅調な業績によりコーポレート・バンクの手数料およびフィー収益が増加したことによって一部相殺された。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)

2023年度

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2022年度の216百万ドルの損失に対して、2023年度には0百万ドルの損失であった。前年度の結果は、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却によるものであった。

2022年度

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2021年度の237百万ドルの利得に対して、2022年度には216百万ドルの損失であった。これは両年度とも、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却によるものであった。

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）

2023年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2022年度の2百万ユーロの損失に対して2023年度には96百万ユーロの損失であったが、これは回収目的保有ポートフォリオに保有していた貸出金の処分に係る実現損失に起因していた。

2022年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2021年度の1百万ユーロの利得に対して2022年度には2百万ユーロの損失であったが、これは回収目的保有ポートフォリオに起因していた。

持分法適用投資による純利益（損失）

2023年度

2023年度の持分法適用投資による純利益（損失）は、2022年度の152百万ユーロの利益から190百万ユーロ減少し、38百万ユーロの損失となった。これは主に、Huarong Rongde Asset Management Company Limitedにおける原ローン資産の価値の下落に関連する減少、および2022年度における事業撤退による利得が当年度は発生しなかったことに関連している。

2022年度

2022年度の持分法適用投資による純利益（損失）は、2021年度の98百万ユーロの利益から54百万ユーロ、率にして56%増加し、152百万ユーロの利益となった。これは、2022年度におけるHuarong Rongde Asset Management Company Limitedの減損費用が2021年度と比べて減少したことに関連している。

その他の収益（損失）

2023年度

その他の収益（損失）は、2022年度の789百万ユーロの収益に対して、2023年度には13億ユーロの収益であった。この改善は主に、ヘッジ・ポートフォリオにおける利得、ならびに売却目的保有資産の売却益（イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益を含む。）および前年度はその他の収益に認識されたSal. Oppenheim関連のワークアウト業務からの利得が当年度は発生しなかったことに関連している。これは、アセット・マネジメントにおける保証の公正価値に係る評価調整によるマイナスの影響（これにより、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）において同額の相殺効果のあるプラスの影響が計上されている。）により一部相殺された。

2022年度

その他の収益（損失）は、2021年度の58百万ユーロの損失に対して、2022年度には789百万ユーロの収益であった。この改善は、アセット・マネジメントにおける保証の公正価値に係る評価調整によるプラスの影響（これにより、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）において同額の相殺効果あるマイナスの影響が計上されている。）と、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益およびその他の収益に認識されたSal. Oppenheim関連のワークアウト業務からの利得を含む、売却目的保有資産の売却益によるプラスの影響に起因している。これは、前述した、プライベート・バンクにおける純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）のプラスの影響に対して相殺効果のあるマイナスの収益が計上されたことにより一部相殺された。

利息以外の費用

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度 の増加(減少) | | 2021年度から2022年度 の増加(減少) | |
|---------------------------|--------|--------|--------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 報酬および手当 | 11,131 | 10,712 | 10,418 | 418 | 4 | 294 | 3 |

| | | | | | | | |
|--------------------|--------|--------|--------|-------|-----|--------|-----|
| 一般管理費 ¹ | 10,112 | 9,728 | 10,821 | 384 | 4 | -1,093 | -10 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 233 | 68 | 5 | 165 | N/M | 64 | N/M |
| 再構築費用 | 220 | -118 | 261 | 338 | N/M | -379 | N/M |
| 利息以外の費用合計 | 21,695 | 20,390 | 21,505 | 1,305 | 6 | -1,115 | -5 |

N/M - 表記するに値しない。

1 以下を含む：

| | | | | | | | |
|--------------------------------|--------|-------|--------|-----|----|--------|-----|
| 情報技術関連費用 | 3,755 | 3,680 | 4,321 | 76 | 2 | -641 | -15 |
| 不動産関連費および設備費 | 1,478 | 1,429 | 1,727 | 49 | 3 | -298 | -17 |
| 規制関連費用、税金および保険 ² | 1,399 | 1,285 | 1,395 | 114 | 9 | -110 | -8 |
| 専門的サービス ³ | 899 | 858 | 924 | 41 | 5 | -66 | -7 |
| バンキング・サービスおよび外注業務 ³ | 964 | 881 | 946 | 82 | 9 | -64 | -7 |
| 市場データおよびリサーチ・サービス | 374 | 378 | 347 | -4 | -1 | 31 | 9 |
| 旅費 | 143 | 110 | 46 | 33 | 30 | 64 | 140 |
| マーケティング費用 | 203 | 165 | 178 | 37 | 23 | -13 | -7 |
| その他の費用 ⁴ | 899 | 943 | 938 | -44 | -5 | 5 | 0 |
| 一般管理費合計 | 10,112 | 9,728 | 10,821 | 384 | 4 | -1,093 | -10 |

2 2023年度には528百万ユーロ、2022年度には762百万ユーロ、2021年度には553百万ユーロの銀行税が含まれている。

3 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

4 2023年度には311百万ユーロ、2022年度には413百万ユーロ、2021年度には466百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。詳細は、本報告書の注記27「引当金」を参照のこと。

報酬および手当

2023年度

2023年度の報酬および手当は、2022年度の107億ユーロから418百万ユーロ、率にして4%増加し、111億ユーロとなった。この増加の主因は、当行の「グローバル・ハウスバンク」戦略の実行加速により生じた、賃金の上昇、外部労働力の増加および解雇に係る費用の増加であった。

2022年度

2022年度の報酬および手当は、2021年度の104億ユーロから294百万ユーロ、率にして3%増加し、107億ユーロとなった。この増加の主因は、外国為替の不利な変動と給与コストの増加であった。

一般管理費

2023年度

2023年度の一般管理費は、2022年度の97億ユーロから384百万ユーロ、率にして4%増加し、101億ユーロとなった。この増加は、主にベンダー費用とソフトウェア費用の増加に関連する情報技術関連費用の増加、ならびに事業税の増加に起因している。これは、訴訟引当金の戻入れに関連して訴訟費用が103百万ユーロ減少したことと、銀行税が235百万ユーロ減少したことにより一部相殺された。

2022年度

2022年度の一般管理費は、2021年度の108億ユーロから11億ユーロ、率にして10%減少し、97億ユーロとなった。この減少は、当行が2019年度に発表した改革イニシアチブを完了し、改革費用が大幅に減少したことによるものである。さらに、当行の継続的なコスト削減努力を反映して、主要な費用カテゴリーにわたって費用が削減された。訴訟費用は53百万ユーロ減少し、これには預金金利更改の取決めに対するドイツ連邦裁判所（BGH）の判決に伴う引当金の戻入れが一部含まれている。これらの減少は、銀行税が前年度に比べて210百万ユーロ増加したことにより一部相殺された。

のれんおよびその他の無形資産の減損

2023年度

のれんおよびその他の無形資産の減損費用は、2022年度はアセット・マネジメントにおいて米国のミューチュアル・ファンドの小口運用契約に関連して過去に取得した未償却無形資産に対し計上された68百万ユーロであったのに対し、2023年度はインベストメント・バンクにおけるNumisののれんの減損に関連する233百万ユーロであった。

2022年度

のれんおよびその他の無形資産の減損費用は、2021年度はコーポレート・バンクにおいて計上された5百万ユーロであったのに対し、2022年度はアセット・マネジメントにおける前述の過去の取得に関連して計上された68百万ユーロであった。

再構築費用

2023年度

再構築費用は、2022年度の118百万ユーロの戻入れ益に対して、2023年度には220百万ユーロの費用であった。この費用の主因は、プライベート・バンクにおける戦略的イニシアチブの実行に関連していた。

2022年度

再構築費用は、2021年度の261百万ユーロの費用に対して、2022年度には118百万ユーロの戻入れ益であった。両年度における変動の主因は、プライベート・バンクにおける戦略的目標の実行に関連していた。

法人所得税費用

2023年度

法人所得税費用（ベネフィット）は、前年度の64百万ユーロのベネフィットに対して、2023年度には787百万ユーロの費用であった。2023年度の実効税率は14%であり、主に英国での引き続き好調な業績を反映して年度末の繰延税金資産に対する評価性引当金調整がプラスの10億ユーロとなったことの恩恵を受けた。

2022年度

法人所得税費用（ベネフィット）は、2021年度の880百万ユーロの費用に対して、2022年度には64百万ユーロのベネフィットであった。2022年度の実効税率はマイナス1%であり、ドイツ銀行の米国事業の引き続き好調な業績を反映して年度末の繰延税金資産に対する評価性引当金調整がプラスの14億ユーロとなったことの恩恵を受けた。

当期純利益（損失）

2023年度

当期純利益は、前年度が57億ユーロであったのに対して、2023年度は49億ユーロであった。当期純利益の減少の主因は、前述の年度末の繰延税金資産に対する評価性引当金調整を含め、前述のとおり法人所得税費用が2022年度から増加したことであった。

2022年度

当期純利益は、前年度が25億ユーロであったのに対して、2022年度は57億ユーロであった。当期純利益の増加の主因は、中核事業全体での堅調な収益実績、利息以外の費用の減少および年度末の繰延税金資産に対する評価性引当金調整による前述の税金ベネフィットであった。これは、信用損失引当金繰入額の増加によって一部相殺された。

セグメント別の経営成績

以下のセクションは、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- 当行のセグメント別開示の形式の変更
- 当行の経営管理報告システムのフレームワーク

当行グループのセグメント報告は、内部のマネジメント・レポート用のシステムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。セグメント区分は、2023年12月31日現在の当行グループの体制である。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2023年度

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレート・ バンク | プライベート・ バンク | コーポレート・ バンク | アセット・ マネジメ ント | コーポレー トおよび その他 | 連結合計 |
|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|----------------------|--------|
| 純収益 ¹ | 7,716 | 9,160 | 9,575 | 2,383 | 45 | 28,879 |
| 信用損失引当金繰入額 | 266 | 431 | 783 | -1 | 26 | 1,505 |
| 利息以外の費用 | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,537 | 2,524 | 2,806 | 891 | 3,372 | 11,131 |
| 一般管理費 | 2,934 | 4,136 | 4,742 | 934 | -2,634 | 10,112 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 233 | 0 | 0 | 0 | 233 |
| 再構築費用 | -4 | -3 | 228 | 0 | -1 | 220 |
| 利息以外の費用合計 | 4,466 | 6,890 | 7,777 | 1,825 | 738 | 21,695 |
| 非支配持分 | 0 | 3 | 0 | 163 | -166 | 0 |
| 税引前利益(損失) | 2,984 | 1,836 | 1,015 | 396 | -553 | 5,678 |
| 資産(単位：十億ユーロ) ² | 264 | 658 | 331 | 10 | 49 | 1,312 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億 ユーロ) | 117 | 101 | 261 | 0 | 0 | 479 |
| 非流動資産への追加 | 13 | 89 | 90 | 73 | 1,853 | 2,118 |
| 預金(単位：十億ユーロ) | 289 | 18 | 308 | 0 | 7 | 622 |
| 平均割当済株主資本 | 13,306 | 27,593 | 14,477 | 5,318 | 2,318 | 63,011 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単 位：十億ユーロ) | 69 | 140 | 86 | 15 | 40 | 350 |
| このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ) | 6 | 22 | 8 | 3 | 19 | 57 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位： 十億ユーロ) | 307 | 546 | 339 | 10 | 39 | 1,240 |
| 従業員数(フルタイム換算) | 25,520 | 19,979 | 38,451 | 4,962 | 1,218 | 90,130 |
| 税引後平均株主資本利益率 ³ | 15.2% | 3.8% | 4.1% | 4.9% | N/M | 6.7% |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ³ | 16.6% | 4.0% | 4.5% | 11.3% | N/M | 7.4% |
| 費用収益比率 ⁴ | 57.9% | 75.2% | 81.2% | 76.6% | N/M | 75.1% |
| 1以下を含む： | | | | | | |
| 純利息収益 | 5,113 | 3,013 | 6,160 | -124 | -560 | 13,602 |
| 持分法適用投資による純利益(損 失) | -6 | -70 | -5 | 42 | 2 | -38 |
| 2以下を含む： | | | | | | |
| 持分法適用投資 | 91 | 413 | 84 | 420 | 5 | 1,013 |

N/M - 表記するに値しない。

3 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2023年12月31日終了年度：14%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

4 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

2022年度

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレート・ バンク | インベスト メント・ バンク | プライベート・ バンク | アセット ・マネジメ ント | コーポレー トおよび その他 | 連結合計 |
|------------------------------------|----------------|----------------------|----------------|---------------------|----------------------|--------|
| 純収益 ¹ | 6,337 | 10,016 | 9,153 | 2,608 | -904 | 27,210 |
| 信用損失引当金繰入額 | 335 | 319 | 583 | -2 | -9 | 1,226 |
| 利息以外の費用 | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,422 | 2,376 | 2,785 | 899 | 3,231 | 10,712 |
| 一般管理費 | 2,786 | 4,075 | 4,176 | 883 | -2,192 | 9,728 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 0 | 0 | 68 | 0 | 68 |
| 再構築費用 | -19 | 15 | -113 | 0 | -2 | -118 |
| 利息以外の費用合計 | 4,188 | 6,466 | 6,848 | 1,850 | 1,037 | 20,390 |
| 非支配持分 | 0 | 15 | 0 | 174 | -190 | 0 |
| 税引前利益(損失) | 1,814 | 3,217 | 1,722 | 584 | -1,743 | 5,594 |
| 資産(単位：十億ユーロ) ² | 258 | 677 | 333 | 10 | 60 | 1,337 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ) | 122 | 103 | 265 | 0 | -1 | 489 |
| 非流動資産への追加 | 3 | 4 | 177 | 41 | 2,267 | 2,494 |
| 預金(単位：十億ユーロ) | 289 | 16 | 317 | 0 | -1 | 621 |
| 平均割当済株主資本 | 12,015 | 26,036 | 13,557 | 5,395 | 2,991 | 59,994 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ) | 74 | 139 | 88 | 13 | 46 | 360 |
| このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ) | 5 | 23 | 8 | 3 | 19 | 58 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ) | 321 | 530 | 344 | 9 | 36 | 1,240 |
| 従業員数(フルタイム換算) | 22,161 | 18,420 | 37,716 | 4,778 | 1,856 | 84,930 |
| 税引後平均株主資本利益率 ³ | 10.0% | 8.0% | 8.3% | 7.4% | N/M | 8.4% |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ³ | 10.9% | 8.4% | 9.0% | 17.1% | N/M | 9.4% |
| 費用収益比率 ⁴ | 66.1% | 64.6% | 74.8% | 71.0% | N/M | 74.9% |
| 1以下を含む： | | | | | | |
| 純利息収益 | 3,628 | 3,467 | 5,223 | -65 | 1,398 | 13,650 |
| 持分法適用投資による純利益(損失) | 4 | 50 | 27 | 66 | 6 | 152 |
| 2以下を含む： | | | | | | |
| 持分法適用投資 | 90 | 501 | 99 | 415 | 20 | 1,124 |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

3 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2022年12月31日終了年度：マイナス1%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2022年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

4 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

2021年度

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレー ト・ バンク | インベ スト メント・ バンク | プ ライ バー ト・ バンク | ア セ ット ・ マ ネ ジ メ ン ト | コーポ レー ト お よ び そ の 他 | 連 結 合 計 |
|---|--------------------|--------------------------|----------------------------|---|--|------------------|
| 純収益 ¹ | 5,153 | 9,631 | 8,233 | 2,708 | -314 | 25,410 |
| 信用損失引当金繰入額 | -3 | 104 | 446 | 5 | -36 | 515 |
| 利息以外の費用 | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,447 | 2,197 | 2,808 | 822 | 3,145 | 10,418 |
| 一般管理費 | 3,053 | 3,843 | 4,939 | 846 | -1,862 | 10,821 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 再構築費用 | 42 | 47 | 173 | 2 | -2 | 261 |
| 利息以外の費用合計 | 4,547 | 6,087 | 7,920 | 1,670 | 1,281 | 21,505 |
| 非支配持分 | 0 | -17 | 0 | 223 | -206 | 0 |
| 税引前利益(損失) | 609 | 3,458 | -133 | 809 | -1,353 | 3,390 |
| 資産(単位：十億ユーロ) ² | 246 | 616 | 310 | 10 | 141 | 1,324 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ) | 122 | 93 | 254 | 0 | 6 | 476 |
| 非流動資産への追加 | 17 | 6 | 149 | 32 | 1,733 | 1,939 |
| 預金(単位：十億ユーロ) | 270 | 13 | 313 | 0 | 7 | 604 |
| 平均割当済株主資本 | 11,101 | 25,281 | 13,041 | 5,128 | 1,883 | 56,434 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ) | 65 | 141 | 85 | 14 | 46 | 352 |
| このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ) | 6 | 25 | 8 | 3 | 20 | 62 |
| レバレッジ・エクスポージャー(完全適用ベース、単位：十億ユーロ) ³ | 300 | 530 | 321 | 11 | 62 | 1,125 |
| 従業員数(フルタイム換算) | 20,560 | 16,927 | 37,458 | 4,514 | 3,510 | 82,969 |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁴ | 3.2% | 9.0% | -1.5% | 11.0% | N/M | 3.4% |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁴ | 3.5% | 9.4% | -1.7% | 25.8% | N/M | 3.8% |
| 費用収益比率 ⁵ | 88.2% | 63.2% | 96.2% | 61.7% | N/M | 84.6% |
| 1以下を含む： | | | | | | |
| 純利息収益 | 2,605 | 3,332 | 4,601 | -5 | 622 | 11,155 |
| 持分法適用投資による純利益(損失) | 3 | -34 | 40 | 81 | 9 | 98 |
| 2以下を含む： | | | | | | |
| 持分法適用投資 | 72 | 462 | 180 | 349 | 29 | 1,091 |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

3 レバレッジ比率のエクスポージャーは、報告日に適用されるCRRに従って計算されている。当行グループは2020年9月30日より、ECB決定事項(EU)第2020/1306号およびEU第2021/1074号に基づき、ユーロシステムを採用している中央銀行が直面する特定のユーロ・ベースのエクスポージャーをレバレッジ比率エクスポージャーから除外することを認められていた。この除外は2022年3月31日まで適用されていた。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、その除外をせずに表示されている。

4 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2021年12月31日終了年度：26%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2021年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

5 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

コーポレート・バンク

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|---|--------|--------|--------|-----------------------|---------|-----------------------|----------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 純収益 | | | | | | | |
| コーポレート・トレジャリー・サービス | 4,366 | 3,821 | 3,072 | 545 | 14 | 749 | 24 |
| インスティテューショナル・クライアント・サービス | 1,906 | 1,587 | 1,299 | 319 | 20 | 287 | 22 |
| ビジネス・バンキング | 1,445 | 930 | 781 | 515 | 55 | 148 | 19 |
| 純収益合計 | 7,716 | 6,337 | 5,153 | 1,379 | 22 | 1,185 | 23 |
| このうち: | | | | | | | |
| 純利息収益 | 5,113 | 3,628 | 2,605 | 1,485 | 41 | 1,022 | 39 |
| 手数料およびフィー収益 | 2,328 | 2,356 | 2,204 | -28 | -1 | 151 | 7 |
| その他の収益 | 275 | 354 | 343 | -79 | -22 | 11 | 3 |
| 信用損失引当金繰入額 | 266 | 335 | -3 | -68 | -20 | 338 | N/M |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,537 | 1,422 | 1,447 | 115 | 8 | -26 | -2 |
| 一般管理費 | 2,934 | 2,786 | 3,053 | 148 | 5 | -267 | -9 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 0 | 5 | 0 | N/M | -5 | N/M |
| 再構築費用 | -4 | -19 | 42 | 15 | -77 | -61 | N/M |
| 利息以外の費用合計 | 4,466 | 4,188 | 4,547 | 278 | 7 | -358 | -8 |
| 非支配持分 | 0 | 0 | 0 | 0 | N/M | 0 | N/M |
| 税引前利益(損失) | 2,984 | 1,814 | 609 | 1,169 | 64 | 1,205 | 198 |
| 従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算) ¹ | 7,859 | 7,444 | 7,441 | 415 | 6 | 3 | 0 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタイム換算) ¹ | 7,853 | 6,508 | 5,838 | 1,345 | 21 | 670 | 11 |
| 従業員数合計(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算) ¹ | 9,808 | 8,209 | 7,282 | 1,599 | 19 | 927 | 13 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 25,520 | 22,161 | 20,560 | 3,359 | 15 | 1,600 | 8 |
| 資産合計(単位:十億ユーロ) ^{1,2} | 264 | 258 | 246 | 6 | 2 | 12 | 5 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ) ¹ | 69 | 74 | 65 | -5 | -7 | 9 | 14 |
| このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ) ¹ | 6 | 5 | 6 | 0 | 5 | -0 | -5 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ) ¹ | 307 | 321 | 300 | -14 | -4 | 21 | 7 |
| 預金(単位:十億ユーロ) ¹ | 289 | 289 | 270 | 1 | 0 | 18 | 7 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ) ¹ | 117 | 122 | 122 | -5 | -4 | -1 | -1 |
| 費用収益比率 ³ | 57.9% | 66.1% | 88.2% | N/M | -8.2ppt | N/M | -22.1ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁴ | 15.2% | 10.0% | 3.2% | N/M | 5.2ppt | N/M | 6.8ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁴ | 16.6% | 10.9% | 3.5% | N/M | 5.7ppt | N/M | 7.4ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 年度末現在。

2 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

3 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

4 セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2023年度

コーポレート・バンクの2023年度通年の税引前利益は、2022年度の18億ユーロから増加し、30億ユーロとなった。これは、収益の増加と信用損失引当金繰入額の減少に起因しているが、利息以外の費用の増加によって一部相殺された。税引後平均株主資本利益率は、前年度の10.0%から15.2%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の10.9%から16.6%に上昇した。費用収益比率は2022年度の66%から58%に改善した。

通年の純収益は、手数料およびフィー収益がほぼ横ばいであったものの、金利の上昇と金利更改の継続に牽引され、前年度から22%増の77億ユーロとなった。預金額はほぼ横ばいであった一方、融資額はより選択的なバランスシート配分および為替変動によるマイナス影響により、50億ユーロ、率にして4%減少した。

コーポレート・バンクのすべての業務が収益の増加に貢献した。コーポレート・トレジャリー・サービスの純収益は、預金額がほぼ横ばいであったことに加えて金利が上昇したことにより、前年度から14%増の44億ユーロとなった。インスティテューショナル・クライアント・サービスの純収益は、金利の上昇と預金額の増加の恩恵を受け、前年比20%増の19億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの純収益は、前年比55%増の14億ユーロとなった。これは、ドイツにおける金利の上昇と預金払戻しの遅れを反映したものであり、ほぼ横ばいの取引高にも支えられた。

信用損失引当金繰入額は、2022年度は平均貸出残高の27ベース・ポイントに相当する335百万ユーロであったのに対し、2023年度は平均貸出残高の23ベース・ポイントに相当する266百万ユーロであった。この減少は、マクロ経済見通しの改善とモデル変更起因する、ステージ1およびステージ2の引当金の戻入れを反映している。

利息以外の費用は、前年比7%増の45億ユーロであった。これは主に、営業外費用、内部サービス費用の配分および報酬以外に係る直接費が増加したためである。

2022年度

コーポレート・バンクの2022年度通年の税引前利益は、2021年度の6億ユーロから増加し、18億ユーロとなった。これは、収益の増加と利息以外の費用の減少に起因しているが、信用損失引当金繰入額の増加によって一部相殺された。税引後平均株主資本利益率は、前年度の3.2%から10.0%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の3.5%から10.9%に上昇した。費用収益比率は2021年度の88%から66%に改善した。

通年の純収益は、前年度から23%増の63億ユーロであった。この収益増加の主因は、金利の上昇と金利更改の継続、手数料およびフィー収益の増加、預金の増加、外国為替レートの変動であった。当年度において、預金額は180億ユーロ、率にして7%増加したが、融資額は10億ユーロ、率にして1%減少した。

コーポレート・バンクのすべての業務が収益の増加に貢献した。コーポレート・トレジャリー・サービスの純収益は、前年度から24%増の38億ユーロとなった。これは、すべての市場での金利の上昇、手数料およびフィー収益の増加、ならびに預金の増加に起因していた。インスティテューショナル・クライアント・サービスの純収益は、金利の上昇と外国為替レートの変動の恩恵を受け、前年比22%増の16億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの純収益は、前年比19%増の930百万ユーロとなった。これは、2022年度下半期にドイツにおける金利環境がプラスに転じたこと、および口座の金利更改による手数料およびフィー収益が増加したことに起因した。

信用損失引当金繰入額は、マクロ経済環境の悪化を反映して、前年度の実質ゼロから当年度は平均貸出残高の27ベース・ポイントに相当する335百万ユーロとなった。

利息以外の費用は、前年比8%減の42億ユーロであった。これは、外国為替レートの変動によって一部相殺されたものの、報酬以外のイニシアチブと営業外費用の減少がプラスに寄与したためである。

インベストメント・バンク

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|---|--------|--------|--------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 純収益 | | | | | | | |
| セールス/トレーディング(債券および為替) | 7,974 | 8,935 | 7,063 | -961 | -11 | 1,871 | 26 |
| 債券オリジネーション | 843 | 412 | 1,573 | 431 | 105 | -1,161 | -74 |
| 株式オリジネーション | 102 | 101 | 544 | 1 | 1 | -443 | -81 |
| アドバイザー | 301 | 485 | 491 | -184 | -38 | -6 | -1 |
| オリジネーションおよびアドバイザー | 1,246 | 998 | 2,608 | 249 | 25 | -1,610 | -62 |
| その他 | -60 | 84 | -40 | -144 | N/M | 124 | N/M |
| 純収益合計 | 9,160 | 10,016 | 9,631 | -856 | -9 | 385 | 4 |
| 信用損失引当金繰入額 | 431 | 319 | 104 | 112 | 35 | 215 | N/M |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 2,524 | 2,376 | 2,197 | 149 | 6 | 179 | 8 |
| 一般管理費 | 4,136 | 4,075 | 3,843 | 61 | 1 | 232 | 6 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 233 | 0 | 0 | 233 | N/M | 0 | N/M |
| 再構築費用 | -3 | 15 | 47 | -18 | N/M | -32 | -68 |
| 利息以外の費用合計 | 6,890 | 6,466 | 6,087 | 424 | 7 | 379 | 6 |
| 非支配持分 | 3 | 15 | -17 | -12 | -79 | 32 | N/M |
| 税引前利益(損失) | 1,836 | 3,217 | 3,458 | -1,381 | -43 | -241 | -7 |
| 従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算) ¹ | 4,940 | 4,334 | 4,212 | 606 | 14 | 122 | 3 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタイム換算) ¹ | 3,050 | 3,298 | 2,928 | -248 | -8 | 370 | 13 |
| 従業員数合計(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算) ¹ | 11,989 | 10,788 | 9,787 | 1,201 | 11 | 1,001 | 10 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 19,979 | 18,420 | 16,927 | 1,559 | 8 | 1,493 | 9 |
| 資産合計(単位:十億ユーロ) ^{1,2} | 658 | 677 | 616 | -18 | -3 | 61 | 10 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ) ¹ | 140 | 139 | 141 | 0 | 0 | -1 | -1 |
| このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ) ¹ | 22 | 23 | 25 | -2 | -7 | -2 | -7 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ) ¹ | 546 | 530 | 530 | 17 | 3 | -1 | -0 |
| 預金(単位:十億ユーロ) ¹ | 18 | 16 | 13 | 1 | 9 | 4 | 28 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ) ¹ | 101 | 103 | 93 | -2 | -2 | 10 | 11 |
| 費用収益比率 ³ | 75.2% | 64.6% | 63.2% | N/M | 10.7ppt | N/M | 1.4ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁴ | 3.8% | 8.0% | 9.0% | N/M | -4.2ppt | N/M | -1.0ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁴ | 4.0% | 8.4% | 9.4% | N/M | -4.3ppt | N/M | -1.1ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 年度末現在。

2 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

3 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

4 セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2023年度

2023年度の税引前利益は、2022年度と比べて14億ユーロ、率にして43%減少し、18億ユーロとなった。これは、非常に好調であった前年度と比べてセールス/トレーディング（債券および為替）の税引前利益が減少したこと、事業への戦略的投資（Numisの買収を含む。）によるコストの増加、および信用損失引当金繰入額の増加を反映している。税引後平均株主資本利益率は、前年度の8.0%から3.8%に低下した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の8.4%から4.0%に低下した。費用収益比率は2022年度の65%に対し、2023年度は75%であった。

純収益は、前年度と比べて856百万ユーロ、率にして9%減少し、92億ユーロとなった。

セールス/トレーディング（債券および為替）の収益は、債券および為替の収益実績としては過去10年間で最高額であった2022年度と比べて961百万ユーロ、率にして11%の減少となる80億ユーロであった。金利、新興国市場および外国為替の収益は、市場のボラティリティと市場活動の減少を反映して、すべて大幅に減少した。クレジット・トレーディングの収益は、同事業への投資後のクレジット・フローの業績改善により、大幅に増加した。ファイナンスの収益は堅調で、前年度とほぼ横ばいであった。

オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、前年度と比べて249百万ユーロ、率にして25%増加し、12億ユーロとなった。これは主に、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおけるレバレッジド貸出の大幅な値下げが当年度は発生しなかったことに起因している。投資適格債の収益は、業界の手数料プールの減少（出典：Dealogic）を反映して減少した。アドバイザーの収益は、2023年度に予定されている案件の減少により大幅に減少した。株式オリジネーションの収益は、ほぼ前年度並みであった。

その他の収益は、2022年度には84百万ユーロの収益であったのに対して、当年度は60百万ユーロの損失であった。前年比での収益の減少は主に、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整の影響による47百万ユーロの損失（前年度は49百万ユーロの利得）に起因している。

信用損失引当金繰入額は、前年度と比べて112百万ユーロ増加し、平均貸出金の42ベース・ポイントに相当する431百万ユーロとなった。これは、主に商業用不動産に関連して、ステージ3の減損が増加したことによるものであった。

2023年度の利息以外の費用は、前年度と比べて424百万ユーロ、率にして7%増加し、69億ユーロとなった。これは主に、Numisの買収に伴うのれんの減損、および過年度に発表した戦略に沿った、事業全般にわたる戦略的投資に起因している。

2022年度

2022年度の税引前利益は、非常に好調であった前年度と比べて241百万ユーロ減少し、32億ユーロとなった。信用損失引当金繰入額の大幅な増加と利息以外の費用の微増が収益の微増を上回って相殺した。税引後平均株主資本利益率は、前年度の9.0%から8.0%に低下した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の9.4%から8.4%に低下した。費用収益比率は2021年度の63%に対し、2022年度は65%であった。

2022年度の純収益は、2021年度と比べて385百万ユーロ、率にして4%増加し、100億ユーロとなった。

セールス/トレーディング（債券および為替）の収益は、ほとんどの事業で前年度を上回る力強い成長を遂げ、前年度と比べて19億ユーロ、率にして26%の増加となる89億ユーロであった。金利、外国為替および新興国市場の収益は、市場活動の増加、顧客フローの増加および規律あるリスク管理を反映して、すべて大幅に増加した。ファイナンスの収益は増加したが、これは主に、貸付取引が増加した結果、純利息収益が増加したことによる。クレジット・トレーディングの収益は、前年度に見られたディストレスト債の信用ポジションからの集中的な寄与が当年度はなかったことと、厳しい市場環境により、大幅に減少した。

オリジネーションおよびアドバイザーの純収益は、前年度と比べて16億ユーロ、率にして62%減少し、10億ユーロとなった。債券オリジネーションの収益は前年度を大きく下回り412百万ユーロとなったが、これは主にレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットが、業界全体で見られた業界の手数料プールの大幅な減少とローンの値下げの影響を受けたことによるものであった。投資適格債の収益も、業界平均よりも減少幅は小さい（出典：Dealogic）ものの、前年度から減少した。株式オリジネーションの収益は大幅に減少して101百万ユーロとなったが、これは当年度において発行市場での株式発行が大幅に減少したことを反映していた。アドバイザーの収益は2021年度とほぼ横ばいの485百万ユーロとなったが、手数料プールにおける収益は約15%（出典：Dealogic）減少した。

その他の収益は、2021年度には40百万ユーロの損失であったのに対して、84百万ユーロの収益であった。前年比での収益の増加は主に、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整の影響による49百万ユーロの利得（2021年度は28百万ユーロの損失）に起因している。さらに、2021年度は、過年度に計上されたローン担保証券のヘッジ利益の戻入れ（基礎となる信用損失引当金の戻入れの結果として生じたものである。）によるマイナスの影響を受けた。こうした影響は2022年度には生じなかった。

信用損失引当金繰入額は、前年度と比べて215百万ユーロ増加し、平均貸出金の32ベース・ポイントに相当する319百万ユーロとなった。これは主に、前年度はCOVID-19後の景気回復による恩恵を受けたのに対し、当年度はマクロ経済環境が悪化したことによるものであった。

2022年度の利息以外の費用は、前年度と比べて379百万ユーロ、率にして6%増加し、65億ユーロとなった。これは、為替換算の影響および銀行税の増加を反映していた。

プライベート・バンク

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|---|--------|--------|--------|-----------------------|---------|-----------------------|----------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 純収益: | | | | | | | |
| プライベート・バンク(ドイツ) | 6,070 | 5,325 | 5,006 | 745 | 14 | 319 | 6 |
| インターナショナル・プライベート・バンク | 3,505 | 3,828 | 3,226 | -322 | -8 | 601 | 19 |
| プレミアム・バンキング | 986 | 942 | 934 | 44 | 5 | 8 | 1 |
| ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング | 2,520 | 2,886 | 2,292 | -366 | -13 | 593 | 26 |
| 純収益合計 | 9,575 | 9,153 | 8,233 | 422 | 5 | 920 | 11 |
| このうち: | | | | | | | |
| 純利息収益 | 6,160 | 5,223 | 4,601 | 937 | 18 | 622 | 14 |
| 手数料およびフィー収益 | 2,852 | 3,155 | 3,206 | -303 | -10 | -51 | -2 |
| その他の収益 | 563 | 775 | 426 | -212 | -27 | 349 | 82 |
| 信用損失引当金繰入額 | 783 | 583 | 446 | 201 | 34 | 137 | 31 |
| 利息以外の費用: | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 2,806 | 2,785 | 2,808 | 21 | 1 | -22 | -1 |
| 一般管理費 | 4,742 | 4,176 | 4,939 | 566 | 14 | -764 | -15 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 0 | 0 | 0 | N/M | 0 | N/M |
| 再構築費用 | 228 | -113 | 173 | 341 | N/M | -285 | N/M |
| 利息以外の費用合計 | 7,777 | 6,848 | 7,920 | 929 | 14 | -1,072 | -14 |
| 非支配持分 | 0 | 0 | 0 | -0 | -12 | 0 | N/M |
| 税引前利益(損失) | 1,015 | 1,722 | -133 | -707 | -41 | 1,855 | N/M |
| 従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算) ¹ | 20,599 | 21,092 | 21,973 | -492 | -2 | -881 | -4 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタイム換算) ¹ | 5,637 | 5,816 | 6,060 | -179 | -3 | -243 | -4 |
| 従業員数合計(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算) ¹ | 12,215 | 10,808 | 9,426 | 1,407 | 13 | 1,382 | 15 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 38,451 | 37,716 | 37,458 | 735 | 2 | 258 | 1 |
| 資産合計(単位:十億ユーロ) ^{1,2} | 331 | 333 | 310 | -2 | -1 | 22 | 7 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ) ¹ | 86 | 88 | 85 | -1 | -2 | 2 | 3 |
| このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ) ¹ | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ) ¹ | 339 | 344 | 321 | -6 | -2 | 24 | 7 |
| 預金(単位:十億ユーロ) ¹ | 308 | 317 | 313 | -10 | -3 | 4 | 1 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ) ¹ | 261 | 265 | 254 | -4 | -1 | 10 | 4 |
| 運用資産(単位:十億ユーロ) ^{1,3} | 559 | 518 | 554 | 40 | 8 | -36 | -6 |
| 正味資金流入(単位:十億ユーロ) | 29 | 30 | 30 | -1 | -4 | -0 | -1 |
| 費用収益比率 ⁴ | 81.2% | 74.8% | 96.2% | N/M | 6.4ppt | N/M | -21.4ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁵ | 4.1% | 8.3% | -1.5% | N/M | -4.2ppt | N/M | 9.8ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁵ | 4.5% | 9.0% | -1.7% | N/M | -4.6ppt | N/M | 10.7ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 年度末現在。

2 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

3 当行グループは、運用資産を(a)顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。運用資産は、一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理されているか、または当行に預けられている。預金が投資目的で保有されてい

- る場合、運用資産とみなす。プライベート・バンク（ドイツ）およびプレミアム・バンキングにおいて、これには定期預金および貯蓄預金が含まれている。ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキングにおいては、すべての顧客の預金は主に投資目的で当行が保有しているものとみなされる。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらは2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント（DWS）の運用資産として計上される。
- 4 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
 - 5 セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2023年度

2023年度に、プライベート・バンクは、前年度の17億ユーロから41%の減少となる10億ユーロの税引前利益を計上した。前年比の変動は、多額の営業外費用および収益項目を反映している。営業外費用は、2022年度は147百万ユーロの収益であったのに対し、2023年度は468百万ユーロの費用であった。さらに、2022年度の収益には、2023年度には発生しなかった特定項目430百万ユーロが含まれていた。これらの項目は主要な比率に影響を及ぼし、費用収益比率は前年度の75%から81%に悪化した一方、税引後平均株主資本利益率は2022年度の8.3%から4.1%に低下し、税引後平均有形株主資本利益率は前年度の9.0%から4.5%に低下した。営業外費用および特定収益項目を除くと、税引前利益は前年同期比で30%増加する。

純収益は96億ユーロであり、これは、前年比で5%の増加であり、前述した前年度の特定項目430百万ユーロが当年度は発生しなかったことを調整すると前年比で10%の増加である。これらには、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益約310百万ユーロ、およびSal. Oppenheimのワークアウト業務からのプラスの影響が含まれていた。収益の伸びは、預金商品からの純利息収益の増加に起因していたが、金利上昇環境における手数料収益の減少と貸出金収益の減少により一部相殺された。プライベート・バンクでは、2023年度に運用資産への正味資金流入が290億ユーロに達し、投資商品と預金の両方に正味資金流入があった。貸出金の変動は、主にドイツにおける住宅ローンおよびアジア太平洋地域における顧客のレバレッジ解消等、顧客需要の低下を反映したものであった。

プライベート・バンク（ドイツ）では、預金商品からの純利息収益の増加が契約条件および規制条件の変更によるフィー収益の減少の影響を上回って着地したため、純収益が前年比14%増の61億ユーロとなった。

インターナショナル・プライベート・バンクの純収益は35億ユーロであった。これは、前年比で8%の減少であり、前述の特定項目（イタリアでの事業売却による約50百万ユーロの収益が当年度は発生しなかったこと）を調整すると5%の増加である。預金収益の増加は、主にアジア太平洋地域における貸出金および投資収益の減少によって相殺された。

プライベート・バンクの運用資産は、前年度末と比べて400億ユーロ増加し、当年度末は5,590億ユーロとなった。この増加は主に、正味資金流入290億ユーロおよび市場水準の上昇によるプラスの影響190億ユーロ（為替レートの変動による40億ユーロのマイナスの影響により一部相殺された。）に起因している。

信用損失引当金繰入額は、前年度は平均貸出残高の22ベース・ポイントに相当する583百万ユーロであったのに対し、当年度は平均貸出残高の30ベース・ポイントに相当する783百万ユーロであった。この増加は主に、より厳しいマクロ経済環境、インターナショナル・プライベート・バンクにおける単一銘柄の損失による影響の拡大、およびポストバンクのIT移行に関連した一時的な業務滞留による影響を反映している。一方、2022年度の信用損失引当金繰入額は、不履行債権売却後の戻入れによる恩恵を受けていた。ポートフォリオ全体の変動は依然として、特にリテール事業において貸出残高の質が高いことと厳格なリスク管理が継続されていることを反映している。

利息以外の費用は、前年比で14%増加して78億ユーロとなったが、これは主に前述の468百万ユーロの営業外費用（再構築および解雇に係る費用346百万ユーロおよび訴訟費用123百万ユーロを含む。）に起因していた。一方、2022年度においては、営業外費用の戻入れ147百万ユーロが計上されていた。これらの項目を除いた調整後費用は、主に当行グループの統制部門への投資、戦略的イニシアチブ、内部サービス費用の配分の増加、ポストバンクのサービス改善およびインフレの影響を反映して、前年比で4%増加した。これらの影響は、改革プログラムからの継続的節減および規制関連費用の減少によって一部相殺された。

2022年度

プライベート・バンクは、前年度は133百万ユーロの税引前損失を計上したのに対し、2022年度は17億ユーロの税引前利益を計上した。これは、2019年度のプライベート・バンク発足以来の税引前利益として最高額であった。税引後平均株主資本利益率は2021年度のマイナス1.5%から8.3%に上昇し、税引後平均有形株主資本利益率は、前年度のマイナス1.7%から9.0%に上昇した。費用収益比率は、収益が11%増加したことと利息以外の費用が14%減少したことを反映して、前年度の96%から改善して75%となった。

純収益は、前年度と比べて11%増加し、92億ユーロとなった。この増加には、主にイタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益約310百万ユーロ、および2021年度における預金金利更改の取決めに対するドイツ連邦裁判所（BGH）の判決に関連する逸失収益の減少からのプラスの影響等、特別利益項目の増加を一部反映している。これらの影響を調整すると、純収益は、純利息収益の増加、外国為替レートの変動および事業の継続的成長により、前年比で6%

の増加である。2022年度の事業成長額は410億ユーロであったが、これには、投資商品への正味資金流入250億ユーロおよび預金50億ユーロからなる運用資産への正味資金流入300億ユーロ、ならびに新規顧客への貸出金純額110億ユーロが含まれている。

プライベート・バンク（ドイツ）は前年比6%増の53億ユーロの純収益を生み出し、これはBGHの判決による逸失収益の減少を一部反映していた。この影響を調整すると収益は4%の増加となるが、これは、預金商品からの純利息収益の増加の影響が、厳しさを増したマクロ経済環境における貸出金収益およびフィー収益の減少の影響を上回って着地したためである。

インターナショナル・プライベート・バンクの純収益は38億ユーロであった。これは、前年比で19%の増加であり、前述の売却益およびSal. Oppenheimのワークアウト業務を調整すると9%の増加である。この収益の伸びは主に、金利の上昇、貸出残高の継続的な拡大および外国為替レートのプラスの変動による預金収益の増加によるものであった。投資商品からの収益は、正味資金流入の恩恵を受けたものの、厳しさを増した市場環境の影響も受けた。インターナショナル・プライベート・バンクは、貸出金および運用資産全体において通年で290億ユーロの純新規取引高を記録した。これは同部門の発足以来の最高額であった。

プライベート・バンクの運用資産は、前年度末と比べて360億ユーロ減少し、当年度末は5,180億ユーロとなった。この変動は、市場動向によるマイナスの影響額560億ユーロおよびイタリアにおけるファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却による純影響額150億ユーロを反映しているが、正味資金流入300億ユーロおよび為替レートの変動によるプラスの影響60億ユーロにより一部相殺されている。

信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の22ベース・ポイントに相当する583百万ユーロであった。これは、主にある国際的フランチャイズ事業セクター顧客のエクスポージャーに対する繰入額によるものである。この影響を除けば、ポートフォリオ全体の変動は依然として、貸出残高の質が高いことと厳格なリスク管理が継続されていることを反映している。一方、前年度の信用損失引当金繰入額は、より安定していたマクロ経済環境の恩恵を受け、446百万ユーロであった。

利息以外の費用は、前年比で14%減少し、68億ユーロとなった。この変動は、BGHの判決に関連して前年度に計上された訴訟引当金の戻入れによるプラスの影響、戦略的目標の実行に関連した再構築費用の減少、および調整後費用の前年比7%の減少を反映していた。後者は、人員削減や170超の支店の閉鎖等の改革イニシアチブによる追加的節減に起因していた。継続的なコスト管理と内部サービス費用の配分の減少も、調整後費用の減少に寄与した。これらの影響は、外国為替レートの変動によるマイナスの影響によって一部相殺された。

アセット・マネジメント

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度 の増加(減少) | | 2021年度から2022年度 の増加(減少) | |
|---|--------|--------|--------|---------------------------|---------|---------------------------|---------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 純収益 | | | | | | | |
| マネジメント・フィー | 2,314 | 2,458 | 2,370 | -143 | -6 | 88 | 4 |
| パフォーマンス・フィーおよび取引手数料 | 128 | 125 | 212 | 2 | 2 | -86 | -41 |
| その他 | -59 | 24 | 126 | -84 | N/M | -102 | -81 |
| 純収益合計 | 2,383 | 2,608 | 2,708 | -225 | -9 | -100 | -4 |
| 信用損失引当金繰入額 | -1 | -2 | 5 | 1 | -50 | -6 | N/M |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 891 | 899 | 822 | -8 | -1 | 77 | 9 |
| 一般管理費 | 934 | 883 | 846 | 50 | 6 | 37 | 4 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 68 | 0 | -68 | N/M | 68 | N/M |
| 再構築費用 | 0 | 0 | 2 | -0 | -15 | -2 | -95 |
| 利息以外の費用合計 | 1,825 | 1,850 | 1,670 | -26 | -1 | 180 | 11 |
| 非支配持分 | 163 | 174 | 223 | -12 | -7 | -49 | -22 |
| 税引前利益(損失) | 396 | 584 | 809 | -188 | -32 | -225 | -28 |
| 従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算) ¹ | 2,023 | 2,024 | 1,913 | -2 | -0 | 111 | 6 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタイム換算) ¹ | 2,363 | 2,258 | 2,159 | 105 | 5 | 100 | 5 |
| 従業員数合計(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算) ¹ | 576 | 495 | 442 | 81 | 16 | 53 | 12 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 4,962 | 4,778 | 4,514 | 185 | 4 | 264 | 6 |
| 資産合計(単位:十億ユーロ) ^{1,2} | 10 | 10 | 10 | 0 | 2 | -0 | -2 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ) ¹ | 15 | 13 | 14 | 2 | 18 | -2 | -11 |
| このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ) ¹ | 3 | 3 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ) ¹ | 10 | 9 | 11 | 0 | 3 | -1 | -11 |
| 運用資産(単位:十億ユーロ) ^{1,3} | 896 | 821 | 928 | 75 | 9 | -106 | -11 |
| 正味資金流入(単位:十億ユーロ) | 28 | -20 | 48 | 48 | N/M | -68 | N/M |
| 費用収益比率 ⁴ | 76.6% | 71.0% | 61.7% | N/M | 5.6ppt | N/M | 9.3ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁵ | 4.9% | 7.4% | 11.0% | N/M | -2.5ppt | N/M | -3.6ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁵ | 11.3% | 17.1% | 25.8% | N/M | -5.9ppt | N/M | -8.7ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- 1 年度末現在。
- 2 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 3 当行グループは、運用資産を(a)顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。運用資産は、一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理されているか、または当行に預けられている。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。プライベート・バンク(ドイツ)およびプレミアム・バンキングにおいて、これには定期預金および貯蓄預金が含まれている。ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキングにおいては、すべての顧客の預金は主に投資目的で当行が保有しているものとみなされる。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらは2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。
- 4 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- 5 セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2023年度

税引前利益は、主に収益の減少により、32%減の396百万ユーロとなった。税引後平均株主資本利益率は、前年度の7.4%から4.9%に減少した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の17.1%から11.3%に減少した。費用収益比率は、2022年度の71%から悪化して77%となった。

2023年度の純収益は、2022年度と比較して9%減の24億ユーロとなった。これは、資金調達コストの増加と投資収益の減少によりその他の収益が大幅に減少したことに加え、市場におけるマイナスの展開、オルタナティブの正味資金流入の構成、およびその他の商品クラスにおけるマージンの圧縮によりマネジメント・フィーが若干減少したこと起因している。パフォーマンス・フィーおよび取引手数料は、2022年度通年と比べてほぼ横ばいであった。

2022年度の利息以外の費用は、1%減の18億ユーロとなった。調整後費用は3%の増加であった。これは主に、報酬および手当がほぼ横ばいとなった一方で、変革を下支えするITコストが増加し、パッシブ事業における運用資産の増加によりバンキング・サービス費用も増加したこと起因していた。営業外費用は大幅に減少したが、これは前年度には米国のミューチュアル・ファンドの小口運用契約に関連する未償却無形資産の減損68百万ユーロが含まれていたためである。

正味資金流入はプラス280億ユーロとなり、主にパッシブ、キャッシュおよびマルチ・アセットの商品が好調であった。これは、株式ならびにシステムティックおよびクオンツ投資（SQI）の正味資金流出により一部相殺された一方、オルタナティブおよび債券の正味資金流入はほぼ横ばいであった。ESG商品では、主にXtrackersにおいて、2023年度に50億ユーロの正味資金流入があった。

2023年度の運用資産は、750億ユーロ、率にして9%増加して8,960億ユーロとなった。これは主に、外国為替レートの変動がマイナスの影響をもたらした一方で、マーケットの指標がプラスの傾向にあったことおよび正味資金流入があったためである。

以下の表は、2023年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

| 単位：十億ユーロ | アクティブ株式 | アクティブ債券 | アクティブ・マルチ・アセット | アクティブ・SQI | アクティブ・キャッシュ | パッシブ | オルタナティブ | 運用資産 |
|------------------------------|---------|---------|----------------|-----------|-------------|------|---------|------|
| 2022年12月31日現在残高 | 99 | 194 | 68 | 64 | 80 | 199 | 118 | 821 |
| 流入 | 13 | 37 | 15 | 10 | 608 | 93 | 14 | 788 |
| 流出 | -15 | -36 | -11 | -11 | -602 | -71 | -13 | -760 |
| 正味流入（流出）額 | -2 | 0 | 4 | -2 | 6 | 21 | 0 | 28 |
| 為替の影響 | -1 | -3 | -0 | -0 | -2 | -4 | -2 | -12 |
| 運用成績 | 11 | 12 | 3 | 5 | 1 | 31 | -5 | 57 |
| その他 | 0 | 0 | 1 | -1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 2023年12月31日現在残高 | 107 | 204 | 76 | 66 | 85 | 247 | 111 | 896 |
| マネジメント・フィー・マージン（単位：ベシス・ポイント） | 69 | 11 | 30 | 31 | 4 | 17 | 47 | 27 |

2022年度

税引前利益は、主にパフォーマンス・フィーおよびその他の収益の大幅な減少ならびに無形資産の減損により、28%減の584百万ユーロとなった。再構築および解雇に係る費用ならびにのれんおよびその他の無形資産の減損を調整後の税引前利益は、17%減の689百万ユーロであった。税引後平均株主資本利益率は、前年度の11.0%から7.4%に低下した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の25.8%から17.1%に低下した。費用収益比率は2021年度の62%から悪化して71%となった。

2022年度の純収益は4%減の26億ユーロとなった。これは、2021年度に認識されたアクティブ運用アセット・ファンドからのパフォーマンス・フィー89百万ユーロが当年度は発生しなかったことを反映したパフォーマンス・フィーの大幅な減少、ならびにその他の収益の大幅な減少が、マネジメント・フィーの増加を上回って相殺したためである。

2022年度の利息以外の費用は、11%増の18億ユーロとなった。調整後費用は5%の増加であるが、これは主に、変革と成長に携わる人員の増加による報酬および手当の増加によるものである。営業外費用には、米国のミューチュアル・ファンドの小口運用契約に関連する未償却無形資産の減損68百万ユーロが含まれている。費用収益比率は前年度と比較して9パーセンテージ・ポイント悪化し、71%となった。

正味資金流入はマイナス200億ユーロとなった。これは主に、債券、キャッシュおよびパッシブといった利益率の低い商品が、フローに対する業界全体の圧力の影響を受けたこと起因しているが、マルチ・アセットおよびオルタナティブといった利益率の高い商品への正味資金流入によって一部相殺された。ESG商品では、不利な環境にもかかわらず、2022年度に10億ユーロの正味資金流入があった。

2022年度の運用資産は、1,060億ユーロ、率にして11%減少して8,210億ユーロとなった。これは主に、外国為替レートの変動がプラスの影響をもたらした一方で、マーケットの指標がマイナスの傾向にあったことおよび正味資金流出があったためである。

以下の表は、2022年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

| 単位：十億ユーロ | アクティブ株式 | アクティブ債券 | アクティブ・マルチ・アセット | アクティブ・SQI | アクティブ・キャッシュ | パッシブ | オルタナティブ | 運用資産 |
|-------------------------------|---------|---------|----------------|-----------|-------------|------|---------|------|
| 2021年12月31日現在残高 | 116 | 227 | 70 | 77 | 84 | 238 | 115 | 928 |
| 流入 | 16 | 39 | 16 | 10 | 562 | 81 | 17 | 741 |
| 流出 | -17 | -51 | -10 | -11 | -568 | -88 | -16 | -761 |
| 正味流入（流出）額 | -1 | -12 | 6 | -0 | -6 | -7 | 1 | -20 |
| 為替の影響 | 2 | 7 | 0 | 0 | 2 | 7 | 4 | 22 |
| 運用成績 | -18 | -28 | -8 | -13 | 0 | -38 | -2 | -108 |
| その他 | -0 | 1 | 0 | -0 | -0 | -1 | 0 | 0 |
| 2022年12月31日現在残高 | 99 | 194 | 68 | 64 | 80 | 199 | 118 | 821 |
| マネジメント・フィー・マージン（単位：ペーシス・ポイント） | 71 | 12 | 31 | 29 | 3 | 18 | 50 | 28 |

コーポレートおよびその他

| 単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から2023年度の増加(減少) | | 2021年度から2022年度の増加(減少) | |
|--|--------|--------|--------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| | | | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 純収益 | 45 | -904 | -314 | 949 | N/M | -590 | 188 |
| 信用損失引当金繰入額 | 26 | -9 | -36 | 35 | N/M | 27 | -76 |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 3,372 | 3,231 | 3,145 | 141 | 4 | 86 | 3 |
| 一般管理費 | -2,634 | -2,192 | -1,862 | -441 | 20 | -331 | 18 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 0 | 0 | 0 | N/M | 0 | N/M |
| 再構築費用 | -1 | -2 | -2 | 1 | -40 | 0 | -22 |
| 利息以外の費用合計 | 738 | 1,037 | 1,281 | -299 | -29 | -244 | -19 |
| 非支配持分 | -166 | -190 | -206 | 24 | -12 | 16 | -8 |
| 税引前利益(損失) | -553 | -1,743 | -1,353 | 1,190 | -68 | -389 | 29 |
| 従業員数(C&Oでの正味、フルタイム換算) ¹ | 1,218 | 1,856 | 3,510 | -638 | -34 | -1,654 | -47 |
| 従業員数合計(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算) ¹ | 34,588 | 30,300 | 26,937 | 4,288 | 14 | 3,363 | 12 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 35,806 | 32,156 | 30,447 | 3,650 | 11 | 1,709 | 6 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ) ¹ | 40 | 46 | 46 | -6 | -13 | -0 | -0 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ) ¹ | 39 | 36 | 62 | 3 | 7 | -25 | -41 |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

¹ 年度末現在。

2023年度

2023年度のコーポレートおよびその他は、2022年度は17億ユーロの税引前損失であったのに対し、収益の増加および利息以外の費用の減少を反映して6億ユーロの税引前損失を計上した。

純収益は、2022年度の904百万ユーロの損失に対して、2023年度には45百万ユーロの収益であった。評価および期間差異に関連する収益は、2022年度の119百万ユーロの損失に対して、2023年度には792百万ユーロの収益となり、市場の動きと前期の損失の回復により前年比で改善した。資金調達および流動性に関連する純収益は、2022年度の311百万ユーロの損失に対して、2023年度には242百万ユーロの損失であった。

2023年度の利息以外の費用は、2022年度と比べて299百万ユーロ、率にして29%減少し、738百万ユーロとなった。この減少の主因は、2022年度は訴訟費用が261百万ユーロであったのに対し、2023年度には訴訟費用の戻入れ37百万ユーロが計上されたことであった。OECD移転価格ガイドラインにおいて定義される株主取引に関連し、業務部門に配分されなかった費用は、2022年度の510百万ユーロに対して、2023年度には582百万ユーロとなった。

非支配持分は、各部門の税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、主にDWSに関連しており、2022年度の190百万ユーロに対して、2023年度には166百万ユーロであった。

2022年度

2022年度のコーポレートおよびその他は、2021年度は14億ユーロの税引前損失であったのに対し、主にマイナスの純収益の増加を反映して、17億ユーロの税引前損失を計上した。

純収益は、2021年度の314百万ユーロの損失に対して、2022年度には904百万ユーロの損失であった。評価および期間差異に関連する収益は、2021年度の158百万ユーロの収益に対して、2022年度には119百万ユーロの損失であった。資金調達および流動性に関連する純収益は、2021年度の242百万ユーロの損失に対して、2022年度には311百万ユーロの損失であった。

2022年度の利息以外の費用は、2021年度の13億ユーロと比べて19%減少し、10億ユーロとなった。この減少は主にレガシーポートフォリオに起因しており、内部サービス費用の減少、ならびに報酬および報酬以外に係る直接費の減少を反映している。OECD移転価格ガイドラインにおいて定義される株主取引に関連し、業務部門に配分されなかった費用は、2021年度の460百万ユーロに対して、2022年度には510百万ユーロとなった。

非支配持分は、各部門の税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、主にDWSに関連しており、2021年度の206百万ユーロに対して、2022年度には190百万ユーロであった。

財政状態

資産

| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年 | 2022年 | 変動額 | 増減率 (%) |
|---|--------------|--------------|---------|------------|
| | 12月31日 現在 | 12月31日 現在 | | |
| 現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金 | 184,556 | 186,091 | -1,535 | -1 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）ならびに借入有価証券担保金 | 14,764 | 11,478 | 3,286 | 29 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 465,252 | 482,376 | -17,124 | -4 |
| このうち：トレーディング資産 | 125,275 | 92,867 | 32,408 | 35 |
| このうち：デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 251,856 | 299,686 | -47,830 | -16 |
| このうち：強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 88,047 | 89,654 | -1,608 | -2 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 35,546 | 31,675 | 3,871 | 12 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 473,705 | 483,700 | -9,995 | -2 |
| その他の資産 | 138,507 | 141,468 | -2,961 | -2 |
| このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債権 | 72,566 | 71,250 | 1,317 | 2 |
| 資産合計 | 1,312,331 | 1,336,788 | -24,458 | -2 |

負債および資本

| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年 | 2022年 | 変動額 | 増減率 (%) |
|--|--------------|--------------|---------|------------|
| | 12月31日 現在 | 12月31日 現在 | | |
| 預金 | 622,035 | 621,456 | 579 | 0 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金 | 3,042 | 585 | 2,456 | N/M |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 366,475 | 388,072 | -21,597 | -6 |
| このうち：トレーディング負債 | 44,005 | 50,616 | -6,611 | -13 |
| このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価 | 238,260 | 282,353 | -44,093 | -16 |
| このうち：純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 83,727 | 54,634 | 29,092 | 53 |
| その他の短期借入金 | 9,620 | 5,122 | 4,498 | 88 |
| 長期債務 | 119,390 | 131,525 | -12,135 | -9 |
| その他の負債 | 116,951 | 117,700 | -749 | -1 |
| このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債務 | 81,539 | 82,711 | -1,173 | -1 |
| 負債合計 | 1,237,513 | 1,264,460 | -26,948 | -2 |
| 資本合計 | 74,818 | 72,328 | 2,490 | 3 |
| 負債および資本合計 | 1,312,331 | 1,336,788 | -24,458 | -2 |

資産および負債の変動

2023年12月31日現在の貸借対照表の総額は1.3兆ユーロであり、2022年度末とほぼ横ばいであった。

トレーディング資産は、主に、顧客からのフロー増加および現在の環境に関連するデスクのポジショニングによる国債のエクスポージャーの増加に起因して、324億ユーロ増加した。対応する負債は、主にヨーロッパの金利業務における国債のショート・ポジションの減少により、66億ユーロ減少した。

デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、それぞれ478億ユーロおよび441億ユーロ減少した。これは、主にユーロに対する米ドル安に起因する為替商品、およびリスク圧縮によるものであった。金利カーブの変化に起因して、金利商品でも減少が見られた。

償却原価で測定する貸出金は100億ユーロ減少した。これは、コーポレート・バンクにおける需要の減少および選択的なバランスシート配分の継続、ならびにプライベート・バンクにおける住宅ローンのオリジネーションの減少が主因であった。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債は291億ユーロ増加したが、その主因は、トレーディング在庫および顧客業務の担保付資金調達が増加した結果として買戻条件付売却有価証券（レポ）が増加したこと、ならびにインベストメント・バンクの債券および為替事業における新規発行により長期債務が増加したことであった。

その他の短期借入金は、主にコマーシャル・ペーパーの新規発行により、45億ユーロ増加した。

償却原価で測定する長期債務は、貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO）による資金調達の返済および発行分の満期到来（当年度における新規発行により一部相殺された。）により、121億ユーロ減少した。

バランスシート全体の変動には、主にユーロに対する米ドル安に起因する為替レートの変動による186億ユーロの減少が含まれていた。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載される貸借対照表の勘定科目ごとの変動に含まれている。

流動性

委員会委任規則(EU)第2015/61号の定義（規則(EU)第2018/1620号により修正された。）による高品質の流動資産（HQLA）の合計額は、2023年12月31日および2022年12月31日現在のいずれも2,190億ユーロで横ばいとなった。これは主に、TLTRO負債の返済（事業ポートフォリオの変動により相殺された。）によるものであった。当行グループは、HQLAの要件を満たしていない、またはHQLAの定義に基づく振替制限の対象となっていない、流動性の高い中央銀行適格資産を追加的に保有している。これらの追加的な流動資産は420億ユーロであり、2023年12月31日現在の当行グループの流動性準備金合計は2,610億ユーロとなった。2022年12月31日現在においては、これらの追加的な流動資産は370億ユーロであり、当行グループの流動性準備金合計は2,560億ユーロとなった。2023年度第4四半期末現在の流動性カバレッジ比率は140%であり、規制要件を620億ユーロ上回っている。一方、2022年度第4四半期末現在の流動性カバレッジ比率は142%であり、規制要件を640億ユーロ上回っていた。

資本

2023年12月31日現在の資本合計は、2022年12月31日現在の723億ユーロから25億ユーロ増加して748億ユーロとなった。この変動は複数の要因によるものであり、それらには、当期にドイツ銀行株主に帰属する利益およびその他の資本構成要素を48億ユーロ計上したこと、ならびに株式報酬制度のもとで407百万ユーロの自己株式を分配したことが含まれる。さらに、その他の要因として、主にキャッシュ・フローをヘッジするデリバティブに係るその他の包括利益累計額に係る未実現純利益592百万ユーロ（税引後）、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を主因とするその他の包括利益累計額に係る未実現純利益133百万ユーロ（税引後）も寄与した。これらは、ユーロに対する米ドル安を主因として為替換算によるマイナスの影響11億ユーロ（税引後）、自己株式の買戻し（純額）857百万ユーロ、その他の資本構成要素に係るクーポン支払額498百万ユーロ、ならびにドイツ銀行株主への現金配当支払額610百万ユーロにより一部相殺されている。その他の要因には、確定給付制度に係る再測定損失148百万ユーロ（税引後）、株式報奨の当期における純変動額94百万ユーロ、および非支配持分への現金配当100百万ユーロが含まれる。

2023年2月28日、ドイツ銀行は普通株式26.5百万株を消却し、これにより2022年度の株式買戻しプログラムを終了した。この消却により、当該株式の額面価額は68百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得価額300百万ユーロで普通株式の自己株式として保有されていた。普通株式の取得価額と額面価額との差額により、資本剰余金が232百万ユーロ減少した。この株式は、2022年12月31日現在の資本合計の報告額から既に控除されていた。したがって、2023年度の資本合計の報告額を減少させることはなかった。

2023年7月25日に、ドイツ銀行AGの取締役会は、450百万ユーロを上限とする2023年度の株式買戻しプログラムを開始することを決定した。この株式買戻しプログラムは2023年8月2日に開始され、2023年12月8日に終了した。この期間にドイツ銀行は45.5百万株の普通株式を買戻した。これらの株式の買戻しにより、2023年12月31日現在の資本合計の報告額に450百万ユーロのマイナスの影響を与えた。

自己資金

2023年12月31日現在のドイツ銀行のCRR/CRDに基づく普通株式等Tier 1資本は、2022年12月31日現在とほぼ横ばいの481億ユーロとなった。リスク・ウェイト・アセット（RWA）は、2022年12月31日現在の3,600億ユーロから103億ユーロ減少し、2023年12月31日現在で3,497億ユーロとなった。2023年12月31日現在のCET 1資本比率は、2022年12月31日現在の13.4%に対し、RWAの減少により13.7%に上昇した。

2023年12月31日現在の当行のTier 1資本は564億ユーロであり、CET 1資本481億ユーロとその他Tier 1資本83億ユーロで構成されている。Tier 1資本は、AT1資本の減少により、2022年度末現在から2億ユーロ減少した。Tier 1資本比率は、2022年12月31日現在の15.7%に対して、2023年12月31日現在では16.1%に上昇した。

自己資本合計は、2022年12月31日現在の661億ユーロに対して、2023年12月31日現在において650億ユーロであった。資本合計の減少は、2022年度末からTier 1資本が2億ユーロ減少し、Tier 2資本が9億ユーロ減少したことによるものである。総資本比率は、2022年12月31日の18.4%に対して、2023年12月31日現在では18.6%に上昇した。

流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、本報告書の「リスク・レポート」を参照のこと。

信用格付

ドイツ銀行は、ムーディーズ・フランスSAS（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング・UK・リミテッド（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッドの支社であるフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびDBRSレーティングスGmbH（以下「モーニングスターDBRS」といい、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチと合わせて「格付機関」と総称する。）によって格付が行われている。

ムーディーズ、フィッチおよびモーニングスターDBRSは、欧州連合内で設立され、信用格付機関に対する2009年9月16日付の欧州議会および理事会の規則（EC）No.1060/2009（改正済）（以下「CRA規則」という。）に従い、登録されている。S&Pに関して、信用格付は、CRA規則第4条第3項に従い、アイルランドのS&Pの事務所（S&Pグローバル・レーティングス・ヨーロッパ・リミテッド）が承認している。

信用格付の推移

格付機関は、当行が2023年度に向けて行ってきた継続的な取り組み（具体的には収益性のさらなる改善）の進展を認識している。これは、当年度に行われたS&P、フィッチおよびモーニングスターDBRSによる格付の引き上げに反映された。

2023年5月17日、S&Pは、ドイツ銀行の長期発行体信用格付のアウトルックを安定的からポジティブに変更した。S&Pは、当行の回復力と業績の強化を反映した。S&Pの見解では、ドイツ銀行の改革プログラムは、より焦点を絞った収益性の高いビジネス・モデルを確立し、さらなる前進の基礎を築いた。さらに、S&Pは、当行の強固な自己資本、資金調達および流動性プロファイルが当行の信用プロファイルを支え、市場のボラティリティを緩和していると指摘した。

2023年6月29日、モーニングスターDBRSはドイツ銀行の長期格付を1段階引き上げた。当行の長期預金および長期シニア債の格付、ならびに発行者格付および本質の評価はA（低）からAに引き上げられた。また、当行のシニア非優先債の格付は、BBB（高）からA（低）に引き上げられ、重要債務格付もA（高）からAA（低）に引き上げられた。すべての長期格付のアウトルックは、安定的からポジティブに変更された。モーニングスターDBRSは、戦略的改革プログラムが成功裏に実施され、収益性が改善したとともにドイツ銀行のフランチャイズの安定化と成長に貢献した点を強調した。同時に、モーニングスターDBRSの見解では、当行は保守的なリスク・プロファイルと強固な自己資本比率を維持している。モーニングスターDBRSは、事業のモメンタム、貸出ポートフォリオの高金利への金利更改が継続していること、およびコスト管理が実施されていることを考慮して、ドイツ銀行がその格付に見合った水準の収益性を維持できると予想している。

2023年7月3日、フィッチはドイツ銀行の長期格付を1段階引き上げた。当行の長期預金および長期シニア優先債の格付、ならびにデリバティブ・カウンターパーティ格付はA-からAに引き上げられた。また、当行の発行体デフォルト格付およびシニア非優先債の格付は、BBB+からA-に引き上げられた。その他Tier 1証券およびTier 2証券の格付は、それぞれBBからBB+およびBBB-からBBBに引き上げられた。預金およびシニア優先債の短期格付は、いずれもF2からF1に引き上げられた。長期発行体デフォルト格付のアウトルックは、ポジティブから安定的に変更された。フィッチは、ドイツ銀行の再構築の大部分が完了していること、およびドイツ銀行のビジネス・モデルがより安定し、多様化した点を強調した。さらに、フィッチの見解では、当行の健全なリスク選好、資産の質、資金調達力および流動性もこれら格付を支えている。

S&Pは、5月にアウトルックをポジティブに修正したことを受け、2023年12月8日にドイツ銀行の長期格付および短期格付を1段階引き上げた。当行の長期発行体信用格付および長期シニア優先債格付はA-からAに、また、シニア非優先債の格付はBBB-からBBBに引き上げられた。さらに、その他Tier 1証券およびTier 2証券の格付は、それぞれBB+からBBB-およびBB-からBBに引き

上げられた。短期発行体信用格付はA-2からA-1に引き上げられた。長期発行体信用格付のアウトルックは、ポジティブから安定的に変更された。S&Pは、ドイツ銀行の業績強化と回復力が格上げの主な要因であることを強調する一方、当行の自己資本がこれら格付を下支えしているとも考えている。

格付引き下げの潜在的影響

ドイツ銀行は、格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）による1段階および2段階の引き下げが流動性ポジションに与える契約上および仮定上の潜在的影響を計算しており、この影響を毎日の流動性ストレス・テストおよび流動性カバレッジ比率の計算に含めている。シナリオ別のLCRテストおよび流動性ストレス・テストの結果は別途開示されている。

契約上の債務に関して、3つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）によって格付が1段階引き下げられた場合のデリバティブのストレス下での流動性の流出に与える仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するため、約4億ユーロとなる。格付が2段階引き下げられた場合の仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するため、約5億ユーロとなる。

上記の分析は、3つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）が同時に格付を引き下げた場合を想定しており、その場合、前述したドイツ銀行の資金調達能力も低下することが予想される。この特定の契約に関する分析は、当行独自の流動性ストレス・テスト・シナリオに反映される。

格付が引き下げられた場合のドイツ銀行への実際の影響は予測できず、前述した資金調達および流動性への潜在的な影響とは異なる可能性がある。

選択された格付カテゴリー

| | カウンター パーティ・ リスク | シニア優先 債/預金 ¹ | シニア非優 先債 ² | 短期格付 |
|-----------------------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ニューヨーク） | A1(cr) | A1 | Baa1 | P-1 |
| スタンダード・アンド・プアーズ（ニューヨーク） | - | A | BBB | A-1 |
| フィッチ・レーティングス（ニューヨーク） | A(dcr) | A | A- | F1 ³ |
| モーニングスターDBRS（トロント） | A（低） | A | A（低） | R-1（低） |

- 1 ムーディーズではシニア無担保債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア無担保債で、フィッチではシニア優先債で、モーニングスターDBRSではシニア債で格付されている。すべての格付機関は、預金と「シニア優先」債を分けて格付しているが、同じ格付レベルである。
- 2 ムーディーズではジュニア-シニア債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア劣後債で、フィッチおよびモーニングスターDBRSではシニア非優先債で格付されている。
- 3 預金およびシニア「優先」無担保債にはF1が割り当てられ、発行体デフォルト格付にはF2が割り当てられている。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意義の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。長期信用格付は、ドイツ銀行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものとは見做すべきではない。

契約上の債務の表形式による開示

2023年12月31日現在の要現金支払額

| 契約上の債務 | 期間別 要支払額 | | | | |
|---|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 合計 | 1年未満 | 1 - 3年 | 3 - 5年 | 5年超 |
| 単位:百万ユーロ | | | | | |
| 長期債務 ¹ | 135,540 | 34,999 | 39,785 | 28,897 | 31,859 |
| 信託優先証券 ^{1, 2} | 307 | 307 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債 ³ | 10,810 | 2,170 | 2,874 | 3,742 | 2,024 |
| リース負債の測定に反映されていない将来キャッシュ・アウトフロー ⁴ | 4,922 | 14 | 225 | 364 | 4,318 |
| リース負債 ¹ | 5,981 | 834 | 908 | 908 | 3,331 |
| 購入債務 | 4,388 | 835 | 1,072 | 1,645 | 836 |
| 長期預金 ¹ | 24,033 | 0 | 10,218 | 3,189 | 10,627 |
| その他の長期負債 | 252 | 156 | 18 | 8 | 70 |
| 合計 | 186,234 | 39,315 | 55,100 | 38,754 | 53,065 |

1 利息の支払いが含まれている。

2 契約上の支払日または最初の償還日。

3 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

4 詳細は注記22「リース」を参照のこと。

財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記05「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）」、注記22「リース」、注記26「預金」および注記30「長期債務および信託優先証券」である。

見通し

以下の項は、2024年度における当行グループおよび各業務部門に関するドイツ銀行の見通しの概要を提供している。以下の世界経済の見通しおよび銀行業界の項は、将来の経済および業界の動向に関する当行グループの一般的な予想を反映している。当行のモデルに使用された経済的仮定は、各項で個別に説明されている。

世界経済

世界経済の見通し

| 経済成長率(%) ¹ | 2024年 ² | 2023年 | 主な要因 |
|--------------------------|--------------------|-------|--|
| 世界経済 | | | |
| GDP | 2.9 | 3.1 | 世界経済の成長は2024年にやや鈍化すると予想される。遅れてやってくる金融引き締め策の影響は、少なくとも2024年半ばまでは先進市場経済にとって足かせになる可能性がある。主に新興国市場が、世界経済成長に著しくプラスに寄与すると予想される。世界経済の低迷がインフレのさらなる緩和を後押しする可能性が高い。 |
| インフレ率 | 5.1 | 6.9 | |
| このうち：先進国 | | | |
| GDP | 1.2 | 1.6 | 先進国経済では、特にユーロ圏の勢いの弱さによって成長が弱まる可能性が高い。インフレが顕著に鈍化すれば、個人世帯の実質所得が支えられ、景気後退が抑制されるはずである。インフレ率が低下すれば、中央銀行は2024年半ばから主要金利の引き下げを開始できるはずである。 |
| インフレ率 | 2.5 | 4.7 | |
| このうち：新興国市場 | | | |
| GDP | 4.0 | 4.2 | 新興国市場の成長は2024年にやや鈍化すると予想されており、各地域の動向は大きく異なる可能性がある。しかし、ほとんどの国ではインフレが大幅に緩和されるはずである。先進国の成長が弱くなると予想されるのは、対外貿易にとって逆風となるが、これは地域によって異なる可能性が高い。 |
| インフレ率 | 6.8 | 8.4 | |
| ユーロ圏経済 | | | |
| GDP | 0.2 | 0.5 | ユーロ圏のGDP成長率は今年半ばまで停滞する可能性が高い。その後、インフレ率が大幅に低下し続けられれば、個人消費が経済をより強力に下支えするはずである。ECBは2024年上半期から主要金利の引き下げを開始すると予想されており、インフレ率は今年半ばまでに目標の2%に達する可能性がある。 |
| インフレ率 | 2.2 | 5.4 | |
| このうち：ドイツ経済 | | | |
| GDP | -0.2 | -0.3 | ドイツのGDPは2024年に再び縮小すると予想されており、連邦裁判所の判決により財政政策はさらに引き締められる可能性が高い。賃金上昇とインフレ緩和が個人消費を下支えすれば、夏には景気が勢いを取り戻すと予想される。世界経済がやや低迷しているため、景気回復は限定的となる可能性が高い。依然として続く金融引き締め策が、さらなる逆風となる可能性がある。 |
| インフレ率 | 2.6 | 6.0 | |
| 米国経済 | | | |
| GDP | 2.4 | 2.5 | 米国経済は、過去の利上げおよび賃金上昇率の低下による影響が遅れて生じているものの、堅調に成長するとみられる。労働市場とインフレ率の低迷が続けば、連邦準備制度理事会は今年半ばから利下げに踏み切る可能性がある。 |
| インフレ率 | 2.4 | 4.1 | |
| 日本経済 | | | |
| GDP | 0.4 | 2.0 | 日本経済の成長率は鈍化すると予想されるが、これは特に、海外の景気減速による逆風と、財政政策が徐々に緩和的でなくなることに起因している。2024年には賃金上昇率が大きくなり、個人消費を下支えする可能性が高い。安定したインフレと賃金上昇により、日本銀行は2024年にマイナス金利政策を終了すると予想されている。 |
| インフレ率 | 2.9 | 3.3 | |
| アジア経済³ | | | |
| GDP | 4.8 | 5.1 | 中国の発展は依然としてアジア経済にとって極めて重要である。海外の成長鈍化はこの地域にとって逆風となっている。インフレ緩和は2024年に終わる可能性が高い。米国の中央銀行が利下げを開始すれば、アジアの中央銀行も緩和を開始する可能性がある。 |
| インフレ率 | 2.0 | 2.3 | |

| | | | |
|-----------|-----------------------------------|-----|---|
| このうち：中国経済 | 中国政府の成長目標を達成するには、2024年に財政および金融政策の | | |
| GDP | 4.7 | 5.2 | さらなる支援が必要となる可能性がある。ヨーロッパでは成長の低迷 |
| インフレ率 | 0.6 | 0.2 | が予想されており、中国の輸出経済にとって逆風となる可能性が高い。不動産市場の低迷により、個人世帯からの需要は減退している。 |

- 1 年間実質GDP成長率（対前年比％）。出典：別途記載のものを除き各国の当局。
- 2 出典：ドイツ銀行リサーチ。
- 3 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

当行の世界経済の見直しには様々なリスクがある。ウクライナおよび中東では地政学的リスクが依然として高く、米国と中国の戦略的対立は引き続き激化する可能性がある。危機的なホットスポット間の相互依存関係が強まる可能性により、市場への影響がさらに悪化する可能性がある。2024年には、米国やEUを含む世界の多くの地域で重要な選挙が実施され、これらを巡るニュースが、少なくとも短期的には市場を動かす可能性が十分にある。

銀行業界

2024年において、世界の銀行業界はおそらく、経営環境が非常に良好であった昨年よりもさらなる逆風に直面することになる。主要国では金利がピークに達した可能性が高く、春以降は低下し始める可能性がある。このため、短期的には資金調達コストの低下による恩恵が期待できるものの、中期的には純金利マージンに圧力がかかる可能性がある。著しく高い金利が民間セクターに浸透し続け、特に商業用不動産市場において借手が借換リスクの増大に直面するため、資産の質は現在の水準からやや悪化する可能性がある。同時に、先進国の実体経済が低迷しているため、企業や個人世帯の信用需要は、年内に安定化するまでさらに弱まる可能性があり、貸出残高は緩やかに縮小する可能性がある。資本市場の勢いは、活動が抑制された2年間を経て、循環的に改善する可能性がある。

ヨーロッパの銀行は、今後も大幅な金利上昇の恩恵を受ける可能性があるが、それに伴う二次的影響は大きくなるとみられる。デイスインフレ・プロセスの速度と程度がかなり不透明であるため、ECBによる初回利下げの時期と規模も予想の変化に左右される。同様に、財政および経済政策の不確実性は、各EU加盟国の動向や地政学的分断の進展に加え、欧州委員会と欧州議会の新体制の発足によって高まる可能性がある。しかし、銀行業界は、成長鈍化にもかかわらず収益は依然として堅調であり、最終的な収益率も過去最高水準に近い現行の水準を維持する可能性が高いため、引き続き強気の姿勢で運営されるはずである。自己資本比率は、EUにおけるパーゼル 最終改革の実施による具体的な影響が明らかになるにつれ、若干上昇する可能性がある。しかし、収益性と自己資本のさらなる改善は難しくなる可能性がある。

米国では、2024年も景気は堅調に拡大する可能性があり、それが貸出金の伸びを下支えする可能性がある。連邦準備制度理事会はECBよりも緩やかに利下げを進めると思われるが、それでも金利の低下は銀行のバランスシート上の含み損有価証券の負担を軽減する可能性がある。ヨーロッパと同様に、米国の11月選挙を前に政策の不確実性が高まる可能性がある。しかし、パーゼル 最終改革の実施、特に2023年3月の混乱の結果として地方銀行が直面することになる要件の厳格化については、より明確になりつつある。このため、地方銀行の成長が鈍化し、資本増強と流動性強化が優先課題となる可能性がある。とはいえ、システム全体の収益性は高水準を維持するはずである。

中国と日本の銀行は、日本では春に初めての利上げが予想されているにもかかわらず、経済成長の鈍化と低金利（それぞれゼロ金利）による逆風に引き続き直面する可能性がある。特に中国の銀行は、国内不動産市場で続く危機の影響を受ける可能性が高い。とはいえ、当局が問題解決に大きな役割を果たす可能性があることから、正確な影響を予測することは困難である。

2024年において、欧州委員会、欧州議会およびEU加盟国は、2024年6月の欧州議会選挙および2024年10月の新欧州委員会の任命に先立ち、懸案となっている立法案件を可能な限り多く完了させることに注力する。未決の法案には、上場法、リテール投資戦略、デジタル・ユーロ、オープン・ファイナンス、企業持続可能性デューデリジェンス指令、決済サービスの枠組みの見直し、ヨーロッパ市場インフラの枠組み（EMIR 3.0）の見直し、ベンチマーク規制、ならびにEUベンチマーク規制の第三国ベンチマークの2025年12月までの延長が含まれる。

米国では、パーゼル 最終パッケージを米国の枠組みに導入するという米国政府機関からの提案に注目が集まっている。この提案は、資産総額が1,000億米ドルを超える銀行に対する自己資本規制を引き上げ、米国のグローバル・システム上重要な銀行以外の金融機関については、規模や複雑性に基づく要件間の差異の多くを取り除くものである。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行の2025年度までの戦略的および財務的ロードマップ（「グローバル・ハウスパンク」戦略と称される。）は、2025年度の財務目標と資本目標の概要を示している。ドイツ銀行が引き続き「グローバル・ハウスパンク」戦略を改良・加速し、施策の実施に成功すれば、2025年度の財務目標を上回る可能性がある。

ドイツ銀行の財務目標を含む主要な業績指標について、以下の表に示す。

主要な業績指標

| 財務目標 | 財務目標および 資本目標 | |
|---------------------------------------|-----------------|------------------------|
| | 2023年12月31日 | 2025年度 |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ¹ | 7.4% | 10.0%超 |
| 2021年度から2025年度の複合年間収益成長率 ² | 6.6% | 5.5%～6.5% ³ |
| 費用収益比率 ⁴ | 75.1% | 62.5%未満 |
| 資本目標 | | |
| 普通株式等Tier 1資本比率 ⁵ | 13.7% | 約13.0% ⁶ |
| 配当性向合計 ⁷ | 21% | 50% ³ |

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）（AT1クーポン控除後）に基づく。詳細については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。
- 2 各報告期間末までの12ヶ月間と2021年度通年とを比較。
- 3 2021年度から2025年度までの目標比率は2024年度期首に引き上げられ、5.5%～6.5%とされた。
- 4 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- 5 この比率の計算に関する詳細については、本報告書の「リスク・レポート」に記載されている。
- 6 当行の予想最大分配可能額（MDA）閾値を200ベース・ポイント上回るバッファを維持しつつ設定された目標比率。
- 7 配当は、前年度のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益に基づき、普通株式配当金の支払いおよび消却目的の自己株式買戻しの形で当報告期間に実行された。
- 8 2024年度以降の事業年度に関する数値。

ドイツ銀行は、2025年度までに達成すべき財務目標として、税引後平均有形株主資本利益率を10%超とし、2021年度から2025年度までの複合年間収益成長率の当行目標を前回発表した3.5%～4.5%から5.5%～6.5%に引き上げ、費用収益比率を62.5%未満にすることを再確認している。当行はまた、2024年度以降について、CET 1比率を約13%、配当性向を50%にするという資本目標を確認している。以下の将来の予測はすべて、2024年1月31日の為替レートに基づいている。

2024年度のドイツ銀行の収益は、前年比で若干増加する見込みである。ドイツ銀行は、各事業の回復力と潜在的成長力、および継続的な事業モメンタムに支えられ、グループ・レベルでの収益が約300億ユーロになると予想している。コーポレート・バンクの収益は、純金利マージンの継続的な正常化により、2024年度には若干減少すると見込まれている。2024年度のインベストメント・バンクの収益は、オリジネーションおよびアドバイザリーの収益の大幅な増加（主に債券オリジネーション事業で見込まれる回復に起因する。）とセールス/トレーディング（債券および為替）の収益の若干の増加により、増加すると予想される。プライベート・バンクの純収益は、投資商品の事業成長による恩恵を受け、概ね横ばいととどまると予想されるが、競争環境の激化による預金収益の減少により一部相殺される。アセット・マネジメントの収益は、市場の安定化を前提として、若干増加すると見込まれている。

ドイツ銀行は、費用収益比率の2025年度の目標達成に向けて、当行グループのコスト基盤を管理している。当行は引き続き、規律あるコスト管理と進行中のイニシアチブの実施に注力していく。当行は、2024年度の利息以外の費用および調整後費用が2023年度と概ね横ばいで推移すると見込んでいる。当行グループは、2024年度の費用は、当行の構造的な効率化に向けた取り組みへの投資から恩恵を受けると考えている。これらには、ドイツのプラットフォームの最適化、テクノロジー・アーキテクチャのアップグレード、プロセスの全面的な再設計、およびインフラの効率性向上のための対策が含まれる。これらの効果は、継続的なインフレの圧力を相殺し、事業の成長と統制環境への選択的投資の資金確保に役立つと考えられる。当行は、2024年度に調整後費用のランレートを四半期ベースで50億ユーロに、また、2025年度には利息以外の費用合計を200億ユーロ程度に抑えることを目指している。

2024年度第1四半期における逆風を踏まえ、当行グループの2024年度通年の信用損失引当金繰入額のガイダンスは、持続するマクロ経済および地政学的な不確実性を考慮し、平均貸出残高の25～30ベース・ポイントの範囲の上限に収まると予想される。ドイツ銀行は、厳格な引受基準と厳格なリスク管理の枠組みを引き続き遵守していく。予想信用損失の計算に関する詳細は、本報告書の「リスク・レポート」の項を参照のこと。

普通株式等Tier 1資本比率（CET 1比率）は、2024年度末まで、2023年度と概ね横ばいで推移すると予想している。当行は、2023年度に信用リスクおよび市場リスクの内部モデルに関する規制上の決定の大半を受け取っており、2024年度にはより小規模な決定を受け取ると予想している。正味ベースでは、資本効率の高い事業の成長により、リスク・ウェイトド・アセットは若干増加する見込みである。2024年度より、ドイツ銀行はオペレーショナル・リスクRWAの各部門への配分に関して新たな手法を導入し、当行グループのオペレーショナル・リスクRWAはこの変更の影響を受けないものの、各部門の指標は今後変更されることになる。ドイツ銀行は、2025年1月1日に発効予定のCRR 3の適用による影響額の考慮後においても普通株式Tier 1資本比率を13%程度に維持すること、すなわち、当行の予想最大分配可能額（MDA）の閾値を200ベース・ポイント上回るバッファで事業を行うことを目指している。

ドイツ銀行は、現金配当を持続的に増加させ、収益性の高い成長と今後の規制上の変更を下支えするために必要な額を上回る余剰資本を自社株買戻しを通じて長期的に株主に還元することを計画している。取締役会は、2022年度について1株当たり0.30ユーロおよび2021年度について1株当たり0.20ユーロの配当金の支払後、2023年度については1株当たり0.45ユーロの配当を年次株主総会に提案する予定である。2024年度以降に関しては、当行は、現金配当と自社株買戻しを組み合わせ、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益の50%という配当性向を目標としている。これらの株主への分配は、株主の承認を得ることとドイツ会社法要件を満たすことを前提としており、自社株買戻しの場合には、さらに規制当局の事前承認が必要となる。ドイツ銀行は、2024年度に自社株買戻しと配当の両方について、前年比50%以上に増加させる予定である。ドイツ銀行は、2023年度に450百万ユーロの自社株買戻しを完了した後、2024年度上半期に実質的に完了することを目指す675百万ユーロの自社株買戻しについて監督当局の承認を得ている。また、ドイツ銀行は2024年5月の当行の年次株主総会において、2023年度の配当を2022年度の1株当たり0.30ユーロから増額して1株当たり0.45ユーロ（約900百万ユーロ）とする旨を提案する予定である。2024年度および2025年度については、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益の50%という配当性向の上限を設け、それぞれ1株当たり0.68ユーロおよび1.00ユーロの現金配当を目標としている。ドイツ銀行は、2021年度から2025年度に関して80億ユーロ（2022年度から2026年度に支払われる。）の資本分配目標を設定しており、当行の財務目標の達成度に基づき、この目標を上回ることができると考えている。

事業の性質上、ドイツ銀行は、ドイツ、および米国を含む、ドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。ドイツ銀行は、多数の重要な訴訟問題を解決し、幾つかの法的問題については進展しているが、訴訟および執行環境は引き続き厳しいものとなると予想している。2024年度については、訴訟費用の予測は多数の不確実性の影響を受けるものの、ドイツ銀行では現在のところ、訴訟費用純額は2023年度の実績水準を上回ると見込んでいる。詳細については、本報告書の「引当金」を参照のこと。

ドイツ銀行の目標は、様々な外部リスクおよび内部リスクの影響を受けるが、その中には当行が影響力を行使できないものもある。当行の戦略的ターゲットまたは目標が適時かつ成功裏に達成できるかどうかは、下振れリスクが顕在化した場合、当行の複数の中核事業の収益創出能力の低下によって不利な影響を受ける可能性がある。これらのリスクには、不確実な将来のインフレの方向性と中央銀行の金利政策、いずれもエスカレートする可能性があるイスラエル・ハマス戦争とウクライナにおける戦争、マクロ経済環境の悪化、地政学的リスクの高まり、考えられるサイバー事象、継続的な規制改革による逆風、および当行の法的手続や規制上の手続への影響が含まれるが、これらに限定されない。2023年度における重点項目は、インフレ率が高止まりしてさらなる金融引き締めを促し、主要先進国において金利環境が長期的に上昇し、金融状況が全般的に引き締められるとの期待が高まったことであった。2023年度末にかけて、インフレ圧力が弱まったことを示す証拠から、2024年度に中央銀行により、金融緩和を伴う、より早期かつ大幅な利下げが行われるという市場の予想が再評価された。さらに、特に米国およびヨーロッパの銀行セクターにおける選択的破綻および/またはリストラクチャリングに関して市場で大きなボラティリティが見られたほか、特に米国のオフィスセクターにおける商業用不動産市場への圧力の増大も見られた。全体として、これらの傾向は引き続き高水準の不確実性を生み出し、ドイツ銀行の業務、戦略計画および財務目標の結果に変動をもたらす可能性がある。潜在的な下振れリスクの詳細については、本報告書の「リスクおよび機会」の「リスク」を参照のこと。

調整後費用、ならびに税引後平均有形株主資本利益率は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRSによる指標との調整については、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

当行グループの事業セグメント

コーポレート・バンク

2024年度のコーポレート・バンクの収益は、前年比で若干減少する見込みである。2023年度の収益実績は、金利上昇と規律ある金利更改による、主に預金に係る業務における異常なほど高水準の純利息収益に特徴付けられるものであった。コーポレート・バンクは、2024年度には預金収益が正常化すると予想しているが、これは手数料やフィー等の金利に左右されない収益の増加によって一部相殺される見込みである。2023年度と比べると若干減少するものの、収益は低金利環境下での収益を大幅に上回ると予想される。

コーポレート・トレジャーリー・サービスの収益は、コーポレート・キャッシュ・マネジメント事業における金利パススルーの正常化により若干減少するものの、ストラクチャードおよびフロー・トレード・ファイナンスのソリューションと貸出の伸びにより一部相殺されると予想される。インスティテューショナル・クライアント・サービスの収益も、純利息収益の減少により若干減少するものの、フィー収益の小幅な増加により一部相殺される見込みである。ビジネス・バンキングでは、安定した利息収益と預金払戻しの遅れによる事業成長により、収益は前年度と概ね横ばいで推移すると見込んでいる。

信用損失引当金繰入額は、2024年度には平均貸出残高の20~25ベシス・ポイントの範囲で推移すると予想される。

2024年度の利息以外の費用および調整後費用は、主に内部サービス費用の配分の増加により、2023年度と比べて若干増加することが予想される。

2024年度のコーポレート・バンクのRWAは、貸出業務の増加、オペレーショナル・リスクRWAの各部門への配分に関する前述の新たな手法による変更、およびモデルの有利な変更により、増加すると予想している。

上記のリスクに加え、当部門の見通しに対するリスクには、継続的なサプライチェーンの混乱による主要事業国の経済成長の低下、エネルギーおよびコモディティ価格の上昇、ならびに中央銀行の政策（金利環境等）に関する不確実性が含まれる。さらに、進行中の規制の進展（バーゼル の枠組みの最終化等）および顧客取引水準の低下も不利な影響を及ぼす可能性がある。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの2024年度の収益は、前年度と比べて増加すると予想される。2024年度には、前年度にセールス/トレーディング（債券および為替）とオリジネーションおよびアドバイザリーの両事業でターゲットを絞った投資が行われたことから、オリジネーションおよびアドバイザリーの市場全体での回復と相まって業績が改善すると予想される。

セールス/トレーディング（債券および為替）の収益は、2023年度と比べて若干増加すると予想している。金利事業では、顧客需要と市場機会に沿った、ターゲットを絞った投資を通じて選択的に成長しながら、既存の地位を強化する計画である。為替事業では、さらなる技術開発に注力し、貴金属取引の拡大を図っていく。グローバル・エマージング・マーケット事業では、提供する商品を選択的に拡大しながら、ラテンアメリカの開発や世界中の顧客のワークフロー・ソリューションの構築等、オンショア規模のさらなる拡大を引き続き目指している。クレジット・トレーディングでは、2023年度にフロー事業で見られた業績の好転をさらに強化する予定である。ファイナンス事業では引き続き、効果的な資源配分の最適化に努め、世界ランキングでトップ3を維持することを目指す。

オリジネーションおよびアドバイザリーの2024年度の収益は、予想される業界の回復と前年度に行った投資の影響に加え、Numisの買収が事業全体に恩恵をもたらすことから、2023年度と比べて大幅に増加すると予想している。債券オリジネーション事業では、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットが前年度に見られた部分的な回復を踏まえて成長すると見込んでいる。一方、投資適格債事業は、2023年度からの堅調な業績を維持し、2024年度には業界の手数料プールの改善が見込まれることから恩恵を受けると予想される。株式オリジネーションでは、IPOに特に重点を置きながら、引き続き商品全般にわたって競争力のあるサービスを提供していく予定である。アドバイザリーでは、Numisの買収を含め、2023年度のターゲットを絞った投資の勢いに乗って事業を構築する予定であり、これにより英国の顧客ベースが大幅に拡大することになる。

2024年度の信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の35～40ベース・ポイントの範囲で推移すると予想される。信用損失引当金繰入額がこの水準となった原因であるマクロ経済的要因は当年度も続くと言われているため、全体として引当金繰入額は引き続き高水準で推移する可能性が高い。

2024年度の利息以外の費用は、前年度と概ね横ばいになると予想される。2024年度における非経常的なのれんの減損、銀行税費用の大幅な減少および訴訟和解金の減少は、人材やテクノロジーへのさらなる投資、インフレの継続および管理部門における規制関連コストの増加に加え、戦略的成長イニシアチブに関連する通年の費用により相殺される見込みである。

2024年度のインベストメント・バンクのRWAは2023年度と概ね横ばいになると予想される。信用リスクRWAの増加は、オペレーショナル・リスクRWAの配分額の減少とモデル変更によって相殺される。

上記の当行グループに関するリスクに加え、2024年度のインベストメント・バンクの見通しに対するリスクには、ヨーロッパと中東で進行中の紛争を取り巻く不確実性を含むマクロ経済の変化によるビジネス・モデルへの潜在的な影響が含まれ、エネルギー、サプライチェーンの混乱および食料価格への二次的影響は引き続き金融市場に大きな影響を与えると考えられる。中央銀行の政策、特に金利および予想される財政緩和に関する政策は、さらなるリスクを生み出す可能性がある。さらに、規制の枠組みの進展によっては、予想外の規制遵守コストが発生し、同部門の効率化対策の実施が遅れる可能性があり、したがってコスト基盤に不利な影響を及ぼす可能性がある。

プライベート・バンク

2024年度において、プライベート・バンクの純収益は、2023年度と概ね横ばいで推移すると予想される。投資商品からの収益の伸びは、継続的な事業成長による運用資産への継続的な正味資金流入に支えられているが、市場環境の競争激化に伴う預金収益の減少により一部相殺されると予想される。

プライベート・バンク（ドイツ）の純収益は、2023年度と概ね横ばいで推移すると予想される。預金収益は競争激化により減少し、貸出金収益も高金利環境の継続により減少すると予想される一方、投資商品からの収益は増加すると予想される。インターナショナル・プライベート・バンクでは、預金収益の減少により一部相殺されるものの、継続的な事業成長を反映した投資商品からの収益の増加により、純収益は前年比で概ね横ばいとなり、貸出金収益は概ね横ばいで推移する見込みである。

プライベート・バンクでは、2024年度は運用資産が継続的に伸びると想定しており、対応する運用資産残高は2023年度末に比べて増加すると予想される。ただし、運用資産残高の全体的な動向は、株式指数や為替レート等の市場パラメータに大きく依存する。

2024年度の信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の25～30ベース・ポイントの範囲で推移すると予想される。2023年度には、インターナショナル・プライベート・バンクにおける少数の単一銘柄の損失と、プライベート・バンク（ドイツ）における2023年度下半期の一時的な業務滞留による信用損失引当金繰入額の増加が含まれている。

2024年度の利息以外の費用は、営業外費用の大幅な減少により、2023年度よりも若干減少すると予想される。調整後費用は、前年度と比べて若干減少すると予想されるが、これは、人員および内部サービス費用の配分が若干減少したことを含め、

戦略的イニシアチブによる継続的な節約を反映している。これは、継続的なインフレの影響により一部相殺されると予想される。

2024年度においてRWAは、主にオペレーショナル・リスクRWAの再配分、モデル変更、規制上のインフレおよびローン関連RWAの増加により、増加すると予想される。

上記の当行グループに関するリスクに加え、プライベート・バンクの見通しに対するリスクには、エネルギーおよびコモディティ価格の上昇による世界的なインフレ圧力、継続的なサプライチェーンの混乱、金利に関する不確実性、当行グループが営業活動を行う主な国々の経済成長の鈍化、ならびに顧客取引の減少が含まれる。顧客取引は、株式および信用市場の予想を上回るボラティリティを含め、市場の不確実性の影響を受ける可能性がある。規制要件の実施、戦略プロジェクトの実行の遅れ、ポストバンクのサービス改善の遅れまたは契約の再交渉に起因する変更があった場合も、収益、資本消費および費用にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメント・セグメントは主に、ドイツ銀行AGが支配持分を保有しているDWS Group GmbH & Co. KGaAの連結財務成績で構成されている。

現在のマクロ経済の見通しと資産運用業界の課題を考慮して、アセット・マネジメントは、成長と改革に投資する際に規律あるコスト管理のアプローチを維持しつつ、自社を差別化し、クライアントに最高のサービスを提供できる革新的な商品とサービスに注力する予定である。アセット・マネジメントはまた、その多様な資産基盤が現在の課題に対してある程度の保護を提供することも期待している。

アセット・マネジメントは、2023年度と比較して、2024年度通年の純収益が若干増加すると予想している。マネジメント・フィーは概ね横ばいで推移すると予想されるが、これは、フローや市場の影響によりフィーが若干増加するものの、業界全体で予想されるマージン圧縮により相殺されることが見込まれるためである。2024年度においては、パフォーマンス・フィーおよび取引手数料は減少し、その他の収益は投資収益の改善および資金配分の減少により大幅に増加すると予想される。

この部門では成長とプラットフォーム変革への投資を継続すると見込んでいることから、2024年度の利息以外の費用および調整後費用は、2023年度と概ね横ばいになると予想される。

アセット・マネジメントは、2023年度末と比較して2024年度末の運用資産が若干増加し、パッシブ（Xtrackersを含む。）等の成長分野への正味資金流入が継続すると予想している。正味流入は、戦略的パートナーシップや商品イノベーションによってさらに強化されるはずである。

2024年度においてRWAは、主にオペレーショナル・リスクRWAの再配分およびモデル変更により、増加すると予想される。

上記の当行グループに関するリスクに加え、アセット・マネジメントの見通しに対するリスクには、保護主義的および貿易制限的な措置が含まれる。こうした措置により、経済、市場のボラティリティおよび投資家の信頼に予測できない結果をもたらされる可能性があり、ひいては事業の悪化につながり、収益および利益に影響を与える可能性がある。さらに、規制の枠組みの進展によっては、予想外の規制遵守コストが発生し、同部門の効率化対策の実施が遅れる可能性があり、したがってコスト基盤に不利な影響を及ぼす可能性がある。

コーポレートおよびその他

コーポレートおよびその他は、2024年度に税引前損失を計上する見込みである。コーポレートおよびその他は、2024年度通年で約6億ユーロになると予想される株主費用と、2024年度通年で約2億ユーロになると予想される一定の資金調達および流動性への影響を引き続き留保する予定である。コーポレートおよびその他は、主にDWSからの非支配持分の戻入れ（各事業セグメントに計上される。）も引き続き計上する予定である。

レガシーポートフォリオは、主に2023年度第4四半期に計上された訴訟引当金の戻入れが当年度は計上されないことから、2024年度の税引前損失を増加させると予想される。さらに、コーポレートおよびその他の業績は、経済的にヘッジされているがヘッジ会計の要件を満たしていないポジションの評価および期間差異からの影響を引き続き受けることになる。

2024年度においてRWAは、主にオペレーショナル・リスクRWAの再配分およびモデル変更により、前年度と比べて大幅に減少すると予想される。

リスクおよび機会

以下の項では、ドイツ銀行が「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

当行グループの目標は、様々な外部要因および内部要因の影響を受けるが、その中には当行グループが影響力を行使できないものもある。当行グループの戦略的ターゲットまたは目標が適時かつ成功裏に達成できるかどうかは、下振れリスクが顕在化した場合、予想されるランレートでのコスト抑制を含め、当行の複数の中核事業の収益創出能力の低下によって不利な影響を受ける可能性がある。これらのリスクには、不確実な将来のインフレの方向性と中央銀行の金利政策、いずれもエスカレートする可能性があるイスラエル・ハマス戦争とウクライナにおける戦争、マクロ経済環境の悪化、地政学的リスクの高まり、サイバー事象、継続的な規制改革による逆風、および当行の法的手続や規制上の手続への影響が含まれるが、これらに限定されない。2023年度における重点項目は、インフレ率が高止まりしてさらなる金融引き締めを促し、主要先進国において金利環境が長期的に上昇し、金融状況が全般的に引き締められるリスクが高まったことであった。2023年度末にかけて、インフレ圧力が弱まったことを示す証拠から、2024年度に中央銀行により、金融緩和を伴う、より早期かつ大幅な利下げが行われるという市場の予想が再評価された。さらに、特に米国およびヨーロッパの銀行セクターにおける選択的破綻および/またはリストラックチャリングに関して市場で大きなボラティリティが見られたほか、特に米国のオフィスセクターにおける商業用不動産市場への圧力の増大も見られた。全体として、これらの傾向は引き続き高水準の不確実性を生み出し、当行グループの業務、戦略計画および財務目標の結果に変動をもたらす可能性がある。

マクロ経済状況、インフレ率および金利環境が現在の予測水準を超えて改善した場合、機会が生じる可能性がある。現在のところ、マクロ金融予測では、ほとんどの先進国経済が「ソフトランディング」（短期間の緩やかな景気後退または停滞を伴う。）し、失業率の上昇は緩やかにとどまり、インフレ率は低下し、2024年度には主要中央銀行による大幅な金融緩和が見込まれるとしている。同時に、インフレ率と金利水準が潜在的に上昇し、市場のボラティリティが高まると、トレーディング・フローからの収益が増加し、正味利息収益と貸出マージンが増加する可能性がある。ドイツ銀行は、ボラティリティや不確実性が存在する時期において、顧客がそのような金融市場で取引を行えるよう支援することによって利益を得ることができる。ドイツ銀行が強みとする中核分野に焦点を当てて投資し、その戦略を実行することは、現在予想されているよりも広範囲に、またはより有利な状況で実行した場合に、さらなる機会を生む可能性がある。

リスク

マクロ経済および市況

2023年には、米国の地方銀行数行とヨーロッパの大手銀行1行が破綻または再編され、銀行セクター全体に対する投資家の懸念が生じた。2023年の米国CCARおよびEU全体のEBAストレス・テストが示すように、全体的なファンダメンタルズは引き続き健全性を維持し、市場のボラティリティはその後低下した。一方、特定の領域でこうした事象が発生したことで、銀行は、預金獲得競争が激化し、集中リスクや金利に敏感なエクスポージャーの含み損に対する預金者の感応度が高まる中で流動性を維持するために行動することから、金融環境が引き締められる可能性が高まった。金融環境が顕著に引き締められると、貸出基準のさらなる厳格化と顧客の借換リスクの増大につながる。リスクが高まるセクターの中には、商業用不動産やレバレッジの高い法人顧客が含まれる。

主要中央銀行は2023年に政策金利サイクルのピークに達した可能性が高い。ヘッドライン・インフレ率と、最近ではコア・インフレ率が、中央銀行の目標に照らして減速している兆候が明らかになっている。金融市場は2024年の大幅な利下げを予想し始めており、これが債券利回りの低下、株価の上昇、信用スプレッドの縮小といった金融環境の大幅な緩和を支えている。しかし、金融政策正常化への道筋は依然としてやや不透明であり、各国中央銀行は、2024年の早期利下げに対する市場の期待は残るインフレ・リスクを勘案すると楽観的すぎる可能性があるとし唆している。

金融引き締め政策の効果の遅れは、当行の顧客向け事業全体における借換リスクおよび潜在的な格下げにつながる可能性もあり、2024年度における企業の債務不履行発生率は上昇し続ける可能性がある。予測不能な債務不履行が発生するリスクも依然として高い。さらに、インフレ、金利および市場のボラティリティにより、清算時の回収率に関連するリスクが生じるとともに担保価値が大幅に下落し、それによって信用損失引当金への影響が大きくなる可能性がある。これは、資金調達に資産に基づいており、第三者に対する遡求権がない場合に特に当てはまる。金利上昇と量的引き締めの遅れた影響が実体経済に波及するにつれ、さらなる流動性事象が顕在化する可能性がある。したがって、当行は予想を超える額の信用損失引当金を確保しなければならない可能性があり、金利の上昇はドイツ銀行の計画上の経営成績、財務目標およびコストに不利な影響を与える可能性がある。その結果、当行の顧客向け事業全体の格下げが生じ、信用リスクRWAの増大につながる可能性がある。インフレがより持続し、最終金利が上昇すれば、顧客が貯蓄をより高金利の定期預金に振り向ける動きが強まり、消費者支出や個人顧客の投資が抑制され、消費者金融および/または個人向け住宅ローンの新規貸出が減少する可能性がある。さらに、インフレ環境がより長引いて個人顧客の生活費が上昇すると、そのクレジット債務の返済能力にマイナスの影響を及ぼす可能性があり、その結果、特に消費者金融において信用損失引当金の増加につながる可能性がある。

商業用不動産市場は、高金利、高借入コスト、厳格な貸出条件および景気の逆風の影響により、依然としてストレス下にある。商業用不動産の流動性の低下と価格暴落により、特に米国のオフィス市場において取引と貸出延長への意欲が著しく低下しており、パンデミック後の勤務形態の変化によりリスクはさらに高まっている。商業用不動産市場の苦境は、特にオフィスセクターで担保価値、ひいては総資産有利子負債比率に影響を及ぼし、予想以上の信用損失引当金につながる可能性がある。

米国経済は2023年も底堅さを維持し、労働市場が徐々に軟化してインフレ圧力が後退する中、ソフトランディングのシナリオどおりに推移した。2023年と2024年のコンセンサスGDP成長率予測は、継続的に上方修正されている。しかし、主に金融引き締めの影響の遅れにより、景気の下振れリスクは残っている。ユーロ圏経済も同様で、特に製造業を中心に経済活動が依然として低迷しており、エネルギーに起因する競争力ショックやその他の構造的要因が引き続き経済に重くのしかかっているため、ドイツが不振を極める等、各国のパフォーマンスは異なっている。2024年の経済成長は緩やかにしか回復しないと予測される。対外的な下振れリスクは、米国とヨーロッパだけでなく、国内活動に勢いを欠き、多額の負債を抱えた不動産セクターがまだ好転の兆しを見せていない中国経済からも生じている。

全体として、上記のリスクは単独で、または中国と台湾の緊張関係の高まりや2024年の米国選挙に関連する政治的リスク等のその他のリスク要因と合わさって、ドイツ銀行のポートフォリオの質の低下ならびに予想以上の信用損失および市場損失につながる可能性がある。また、顧客の格付が低下し、引当金の水準が上昇する可能性があるほか、信用枠を利用する顧客の数が増加し、自己資本要件や流動性需要が高まる可能性がある。また、予測不能な債務不履行が生じるリスクも高くなる。金融市場のボラティリティが高まれば、マージンコールの増加、市場リスクRWAの増加および評価性引当金の増加につながる可能性がある。投資家の投資意欲へのマイナスの影響は、資本市場コミットメントを配分し、リスクを削減する当行グループの能力にも影響を与え、その結果、損失が発生する可能性があるだけでなく、金利更改やヘッジがより困難になり、コストが上昇する可能性もある。また、資本市場のボラティリティも、ロンバードや証券金融取引における不足金等、予測不能なカウンターパーティ事象のリスクを直接的にも間接的にも増大させる可能性がある。

前述したこれらの環境の変化は、ドイツ銀行の収益力およびコストにも影響を及ぼす可能性があるが、市場の下落およびボラティリティは金融商品の価値にマイナスの影響を及ぼし、当行の評価と期間差異のボラティリティを増大させ、非金融資産の減損につながる可能性がある。これは、金融市場の流動性の低下が価格のボラティリティとより広範な市場ストレスのリスクを悪化させるため、特に重要である。予想外の政策決定や政策の誤りによっても引き起こされる可能性がある市場のボラティリティや厳しいマクロ環境も、取引処理、社内外での不正、ならびに損失隠しの試みや顧客からの訴訟提起の増加を含むコンダクト・リスク等、様々な非金融リスクにおける固有リスクの増加につながる可能性がある。

また、ノンバンク金融機関やより広範な民間信用機関による特定の活動を含むプライベート資本市場も、重点事項の一つである。ノンバンク金融機関セクターは非常に幅広く、多様なリスク・プロファイルと脆弱性を特徴としている。1行または複数の大規模なノンバンク金融機関が破綻した場合、ドイツ銀行を含む各銀行およびその他の債権者や出資者に直接的な損失をもたらす可能性がある。金利の上昇、リスク回避、市場の非流動性および経済の減速といった広範にわたる市場の不安定性はすべて、リターンの低下と投資家による資本再配分により、破綻の可能性を高める。内部リスク管理アプローチは、基礎となる相手方のリスク・プロファイルおよび集中リスクのエクスポージャーに見合ったものであるが、当行は過去に特筆すべき損失を経験していないものの、将来的にはそうなる可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で測定される金融商品であり、公正価値の変動は当行グループの損益計算書で認識される。こうした変動の結果として、当行グループでは過去に損失が生じており、将来においてさらなる損失を負うこともある。当行グループは、主に米ドルおよび英ポンドに関連する外国為替レートの変動に関連するリスクにさらされている。当行はまた、資産および負債の大半を償却原価で計上している。これらの資産の公正価値は帳簿価額を下回る可能性があり、資産が満期到来前に売却された場合、実現損失が生じる可能性がある。

同様に、当行グループが2023年度において（委員会委任規則(EU)第2015/61号に定義されている）流動性準備金からリスク選好を移行した、ドイツ銀行の高品質の流動資産（HQLA）の価値の減少および市場性の低下により、流動性リスクが生じる可能性がある。さらに、流動性リスクは、ストレス事象においてキャッシュ・アウトフローをカバーするための資金調達額に影響を及ぼす可能性がある。既に減損した資産価値に加えて、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レポ/ホールセール資金調達市場における価値の減少だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格でなくなる可能性もある。同時に、当行グループの流動性ポジションは、デリバティブ契約等の相手方が担保差し入れの義務を果たせない場合にも損なわれる可能性があり、その場合、当行は他の手段で不足分を補う必要がある。

当行グループは、金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスク等、ドイツ銀行の年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性がある年金リスクにさらされており、これは当行グループの利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

複数の下振れリスクが同時に顕在化し、および/またはより顕著な景気減速と併せて発生した場合、ドイツ銀行の事業環境へのマイナスの影響は、現時点の予想よりも深刻なものとなる可能性がある。

地政学

経済活動の低迷、金融市場の調整、コンプライアンス・リスク、金利水準の低下等、多くの政治的および地政学的なリスクおよび事象がドイツ銀行の事業環境にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

2023年10月7日、ハマスのテロリストがイスラエルを攻撃し、イスラエルはハマス軍とガザのインフラに対する軍事作戦でこれに対抗した。当行への直接的なリスクや影響は今のところ抑えられており、現在のところ重大な損失は予想されていないものの、主なリスクは、当該地域内でどこまで広く状況がエスカレートするかに関連している。今後、これは原油価格、より広範なエネルギー市場および世界のサプライチェーンにも影響を及ぼし、市場の信頼や世界的成長を損なう可能性がある。2024年初頭には、フーシ派による紅海での貨物船への攻撃を含め、この地域のエスカレーションが拡大した。後者は既に世界のサプライチェーンに影響を及ぼしており、アジアから北ヨーロッパへの運賃は2倍以上に上昇している。

ウクライナでの戦争が続く中、2023年にさらなる制裁措置が導入された。新たな制裁措置やロシア政府による対抗措置により、ロシアにおけるドイツ銀行の子会社およびドイツ銀行グループによる関連要件の現地での適用や実施における差異が拡大するとともに、業務が複雑化し、法律に抵触する状況を引き起こしている。また、制裁やロシアによる対抗措置（資産の没収を含む。）により、当行が終了する必要がある取引および関係性を縮小することが困難になる可能性がある。こうした規制環境またはその他の制限により、会計上の損失が生じたり、ドイツ銀行の子会社または資産に対する支配が失われたりする可能性がある。これらのリスクはいずれも事業を混乱させ、重大な損失につながる可能性がある。

このような背景から、ロシア政府とロシア経済は、西側諸国またはロシアの対ウクライナ戦争に中立的な立場をとるいわゆる代理国における経済事業者を通じて、意図的に、または意図せずに制裁の回避を目的とした活動にさらに頼る可能性がある。当行にとって、このような活動を特定し、すべてのケースにおいてこうした不正な活動により生じる可能性がある規制上の影響および評判への影響から自らを守ることは、困難な場合がある。厳しい制裁措置を背景に、当行は相手方との経済紛争に巻き込まれる可能性もあり、その結果、通常の業務では発生しないコストや損失が発生する可能性がある。

また、米国と中国の緊張関係は、貿易と技術関連の問題、香港、台湾、人権およびサイバーセキュリティを含む幅広い領域で依然として高まっている。当行は中国と台湾の軍事衝突を当面の基本ケースとは考えていないが、深刻化した場合の潜在的なマイナス影響は大きく、ドイツ銀行の計画上の経営成績および財務目標に重大で不利な影響を及ぼす可能性がある。ドイツ政府は独自の中国戦略を発表し、ドイツ企業が今後も中国の経済発展に参加することを想定している一方で、悪影響を及ぼす可能性のある中国への集中リスクや経済的依存度を低減するための多角化努力も奨励している。最近、ウクライナで進行中の戦争に関連してではあるが、米国は中国とロシアの企業数社に制裁を科し、両国間の緊張を高めた。9月には、欧州委員会が中国の電気自動車輸出業者への補助金に関する調査を行うことを発表し、関税引き上げや中国による貿易報復措置の可能性が出てきた。地政学的緊張は、中国対米国主導ブロックという明確な構図が現れる可能性によって、経済的二極化と世界貿易の分断化をさらに促進する可能性がある。中長期的には、特に国際通貨基金が、脱グローバル化が生活水準および成長にマイナスの影響を及ぼす可能性がある」と強調している。

多くの民主主義国では、政治的二極化の拡大、社会的不満の高まりおよびインフレ率の上昇から、国内の政治的課題が生じている。これらの課題は、政治的意思決定プロセスを阻害し、必要な構造改革を妨げ、当行のリスク・プロファイルに直接的または間接的に影響を及ぼす可能性のあるマイナスの経済的影響につながる可能性がある。

2024年11月に行われる米国の選挙は、現在の世論調査が接戦の可能性を示していることから、経済的および地政学的不確実性を高める可能性がある。EUでも2024年6月に選挙が行われ、ポピュリスト政党が得票率を伸ばす可能性があり、ヨーロッパの政治的二極化と分断化が進む可能性がある。2024年に地方選挙や総選挙が実施される、または実施されると予想されるその他の地域には、英国、トルコ、南アフリカおよびインドが含まれ、予期せぬ結果が地域市場の変動や経済の不確実性を高める可能性がある。

2023年には、主に西アフリカで軍事クーデターが多発した。いずれも当行への重大な影響はなかった。カントリー・リスクを管理するアプローチを含む当行のリスク管理の枠組みは、このような事象に対する過度の集中リスクを回避するように設計されているが、このような事象が他の国や地域に拡大した場合、財務上の損失や事業の混乱につながる可能性がある。

英国がEUの単一市場と関税同盟から脱退してからの3年間、不確実性およびそれに伴う経済の下振れリスクは低下した。しかし、既存の取引で広範囲にカバーされていない金融サービスに関しては、英国とEUの交渉が続いている。英国のCCP（中央清算機関）に関する一時的な同等性の取り決めが2025年6月まで延長されたため、英国の清算機関へのアクセスがEU企業に与えられなくなるというリスクは当面はなくなったが、企業はこれ以上の延長を期待しないよう伝えられている。

戦略

ドイツ銀行の「グローバル・ハウスバンク」戦略には、2025年までの期間に係る当行グループおよび各部門の財務目標と目標が含まれている。当行グループは継続的に計画を立て、状況の変化に対応しているが、事業環境が世界的に著しく悪化したり、銀行セクターおよび/または顧客行動に対する市場の信頼性に不利な変化が生じたり、競争が激化したりすることにより、当行が2025年度の財務目標を達成できない可能性がある。そのため、ドイツ銀行では、さらなる減損や引当金等の予想外の損失を被ったり、収益性が計画を下回ったり、または当行の資本基盤や流動性基盤、およびより広範な財政状態の崩壊が発生したりする場合があります。それによりドイツ銀行の経営成績および株価は重大で不利な影響を受ける可能性がある。これには、規制当局の承認、株主の承認およびドイツ会社法要件を満たすことを前提として、ドイツ銀行が株主に対して望ましい現金分配および株式買戻しを行うことができないリスクも含まれる。目標が規制当局に対するコミットメントである場合、未達成の場合は、これらの規制当局または格付機関による措置につながる可能性がある。このような場合、当行グループは最低資本目標または流動性目標を確実に達成するための措置を講じる必要がある。これらの措置や対応は、ドイツ銀行の事業、経営成績または戦略計画および目標に不利な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、すべての部門において競争の激しい市場で事業を展開している。資本を配備し、投資資金を調達する能力は、重要な成功要因である。当行グループは、市場での地位を守り、成長機会を実現するために、競争の進展を継続的に監視し、それに対応している。このような状況における競合相手には、大規模な国際銀行、小規模な国内銀行および新興のノンバンクが含まれる。

2023年度には労働市場の状況が正常化した結果、従業員の離職率はすべての地域で大幅に低下した。さらに広い意味では、2024年度によりやく緩和されると予想される世界的なインフレ率の上昇が、利息以外の費用を圧迫し、コスト目標を達成する当行グループの能力を低下させる可能性がある。

ドイツ銀行はこれまで、この「戦略」の項で様々な資本目標を示してきた。その一つはCET 1比率に関連するもので、ドイツ銀行は、当行の最大分配可能額（MDA）の閾値から200ベース・ポイント以上（2024年度に多少の変動があり得る。）上回る余裕を持つようにCET 1比率を維持することを目指している。当行グループの自己資本比率の推移は、特に、中核事業の業績、再構築費用の程度、フロント・トゥ・バック最適化プログラム等の変革イニシアチブによる関連利益の実現、潜在的な訴訟および規制当局の執行措置に関連するコスト、中核事業のバランスシート利用の増加、当行の税金および年金勘定の変動、その他の包括利益への影響、ならびに規制および規制上の専門的基準の変更を反映している。

当行グループは、継続中の改革および通常の事業過程の一環として、契約および基本合意書を締結する。これらが暫定的な性質のものまたは条件付である場合、当行グループは、最終的な合意の履行または提案された合意が締結に至らず、かかる合意に伴う便益を得ることが危うくなるリスクにさらされる。

M&A、合併事業、戦略的提携、計画的なコスト削減およびその他の投資から期待される利益が実現しない場合、当行の財務成績に不利な影響が及ぼされる可能性がある。同時に、いかなる統合プロセスも多大な時間とリソースを必要とし、当行がそのプロセスを首尾よく管理できない可能性がある。

上記のすべてが、当行グループのCET 1比率およびその他の目標比率に重要な影響を及ぼす可能性がある。したがって、本報告書の「戦略」の項で強調されているように、例えば当行のMDA閾値を200ベース・ポイント以上上回る余裕を持つようにするというCET 1比率目標、費用収益率の目標、または税引後平均有形株主資本利益率の目標に届かない可能性がある。

流動性および資金調達

ドイツ銀行は、2023年度を通じてすべての主要信用格付機関で投資適格の格付を維持した。2023年度において、ドイツ銀行はフィッチ、DBRSおよびS&Pによりそれぞれ1段階格上げされた。

2023年度を通じて、銀行は金利上昇分を顧客に転嫁するよう圧力を受けていた。2023年度末までに金利はピークに達したように見えるが、中央銀行による量的引き締めは続く可能性があり、これにより、銀行に提供される流動性が低下する可能性がある。中央銀行によって最低法定準備金の水準が引き上げられる可能性があり、これにより、流動性の利用可能額および報告額が減少し、銀行の貸出が抑制される可能性がある。

同時に、マクロ経済環境が一段と悪化すれば、預金水準の低下と貸出額の増加につながる可能性がある。この影響により、現在の環境では顧客がより良い金利を求めて翌日物預金から定期預金に移行する可能性があり、他の預金取扱金融機関からの価格競争圧力によってさらに悪化する可能性がある。

2023年初頭は、米国の地方銀行数行とヨーロッパの大手銀行1行の破綻や再編によって、銀行にとって激動の時期であった。預金残高と顧客の回復が示すように、当行の流動性環境は2023年に入ってから改善しているが、地政学的および経済的環境は将来、ドイツ銀行の信用スプレッド水準、流動性指標または格付に不利な影響を及ぼす可能性がある。2023年12月31日現在、当行は、規制上の要件および内部リスク選好度を大幅に上回る、強力な流動性と資金調達指標を示しており、将来の市場のボラティリティやストレスの期間を通じて、必要に応じて管理するための強力な基盤を提供している。

ポストバンクのIT移行

ドイツ銀行は、2023年7月にポストバンクの最後のデータ移行を完了した。ITの移行においては、顧客の移転の実行と従業員による新しいITインフラの利用に重点を置いていたものの、運用上の問題と顧客業務の滞留が生じた。ドイツ銀行は、いくつかの緩和策を実施し、改善計画を策定した。改善計画は、各指令において概説されているように、モニターを通じてBaFinにより監視されている。

ドイツ銀行は未処理の問い合わせへの修正対応を進めてきた。ほとんどのプロセスにおいて、これは2023年度末までに完了しているが、一部のプロセスの滞留業務については引き続き対応中であり、主に2024年度第1四半期末までに解決される見込みである。未処理案件が適時に処理されない場合、リスクが残る。未処理案件の処理にさらに時間を要する場合、与信コストおよび業務コストがさらに増加したり、当行の評判に影響を与えたり、顧客やビジネスの損失につながる可能性がある。その結果、当行の将来の業績に影響を与える可能性がある。

規制監督の改革、評価および手続

前回の金融危機で識別された脆弱性に対応するために実施および提案された規制改革、ならびに規制当局による監視および裁量権の強化により、当行では中期的に、多額の費用負担が必要となり、重要な不確実性が生じ、当行グループの事業計画および当行の戦略計画を実施する能力が不利な影響を受ける可能性がある。当行に対して資本の増加の維持を求めるこれらの変

更は、より全般的に厳しくなっている環境と同様に、当行のビジネス・モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

監督当局は、ECBが毎年定期的実施する監督レビューおよび評価プロセス（SREP）の結果を踏まえ、資本上乘せもしくは規制上の調整を課す場合がある。こうした調整は、例えば、特定のポートフォリオ、商品もしくは取引の処理に関する当行グループの統制環境における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映する可能性がある。2023年度のSREPに続き、ドイツ銀行は、2024年1月1日以降に維持されるブルデンシャル資本要件に関する決定について、ドイツ銀行の第2の柱の要件が2.65%（2023年度に適用された当行の第2の柱の要件から5ベース・ポイントの減少）になるとの通知をECBから受けた。ECBによるSREPの決定には、2024年1月1日から適用される、レバレッジ比率に関する第2の柱の要件が10ベース・ポイントとなることも初めて盛り込まれた。さらに、この決定には、ECBが、EBAまたはECBが実施した規制上のストレス・テストを基に導き出す決定も含まれる。ECBによる各銀行の業績評価は、第2の柱の要件のレベルを決定し通知するための定性的観点、および第2の柱のガイダンスのレベル評価の一側面である定量的観点から行われる。ECBは、既に過去のSREPの決定でこれらの権限を行使しており、実地検査の検出事項に対処するために権限の行使を継続する場合もある。極端な場合、ガイドラインに適用される規則に違反があった場合には、ECBは特定の活動や法域内で営業活動を行う認可を一時停止し、罰金を科すことができる。

世界中の規制当局も、マクロブルーデンス・ツールの使用を通じて、マクロ経済リスクに対処するために資本上乘せを課す場合がある。これには、グループ全体で、または国家レベルでの地域活動にのみ、あるいは特定の種類のエクスポージャー（住宅ローン等）にのみ適用できるCET 1バッファの増加が含まれる。これらのツールの使用は、EUまたはその他の関連する法域で適用されるマクロブルーデンスの枠組みによって規定されており、通常、BaFinのような各国のマクロブルーデンス政策当局によって決定されるが、その決定はマクロ経済リスクに関する中央銀行の分析に基づいて行われることが多い。

今後、マクロブルーデンス・ツールに関するいくつかの変更が、ドイツ銀行のビジネスに影響を与えることが予想される。欧州委員会は以前、2022年から2023年にかけてEUのマクロブルーデンス体制を見直すとして発表していた。ドイツ銀行は現在、これらの見直しは想定されたスケジュールでは行われないと理解している。欧州委員会は2024年もこれらの問題の検討を継続し、特に2024年10月に欧州委員会の新体制が任命された後は、いつでも立法提案がなされる可能性がある。そのような改革は、当行の自己資本要件のレベルの引き上げ（資本バッファ、証券化に関する追加資本要件またはリスク・ウェイトド・アセットの増加を含む。）をもたらす可能性がある。

2023年12月に、EUの共同立法者、すなわち欧州議会および欧州連合理事会は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のバーゼル最終改革を実施し、EUの健全性ルール（自己資本要求規則および自己資本要求指令 - CRR およびCRD ）の改革について合意する旨を確認した。これらの改革は、EU圏内の銀行のリスク・ウェイトド・アセットの計算方法を変更するものである。欧州委員会は、この改革は2025年1月から適用されるが、内部モデルRWAを最終的に標準化アプローチに基づくRWAの72.5%に制限するアウトプット・フロアは2030年1月から全面的に適用されると警告している。バーゼル最終改革では、当行のRWAと関連する自己資本要件が増加することになる。この改革はまた、すべての主要な法域において異なるスケジュールで実施されている。

2023年4月に、欧州委員会は、銀行再建および破綻処理指令、単一破綻処理メカニズム規制および預金保証制度指令を含む関連するすべての指令および規則の改正を伴う、EUの危機管理および預金保険の枠組みの改革に関する立法案を発表した。この立法案の目的は、とりわけ、EUの中小銀行の危機管理および破綻処理について、現行ではある程度各国の裁量に委ねられている規制をさらに調和させ、規制することである。欧州委員会は、ドイツ銀行およびその顧客に影響を及ぼす可能性のあるいくつかの変更をこの立法案に盛り込んでおり、その中には、預金保証制度によって保証されていない預金者を含むすべての預金者の請求権について、破産階層を変更することが含まれている。また、同立法案は、当局が各国の預金保証制度の資金を銀行の破綻処理に充てる可能性を拡大し、単一破綻処理基金へのアクセスも可能にすることを規定している。欧州委員会のこの立法案は今後、27のEU加盟国および欧州議会の関与のもと、通常のEU共同立法プロセスを経ることになる。指令および規則の改正の最終化には、共同立法者間で妥協案がまとまるかどうかにもよるが、数年を要する可能性があり、欧州委員会の当初の提案とは大きく異なる可能性もある。

2023年5月24日、欧州委員会は「リテール投資戦略」を発表し、個人投資家の参加の促進および消費者からの信頼の強化を目的とする一連の措置と現行の法的枠組みの改正を提案した。この戦略については、現在、欧州議会および欧州連合理事会が政治交渉に入る前の協議を行っている最中である。

金融商品市場指令（MiFID ）および金融商品市場規則（MiFIR）に関する政治交渉は2023年6月に終了した。最終文面は両共同立法者による採択を待っているところで、その後、官報に掲載された後に発効する。欧州委員会と欧州証券市場監督機構（ESMA）による協議を通じて、ポスト・トレードの透明性要件に関するさらなる技術的作業が2024年も継続される見込みである。

2023年6月28日に、欧州委員会は2つの立法パッケージを発表した。1つはデジタル・ユーロの導入に関連するもので、もう1つは金融データへのアクセスと決済に関するものである。欧州議会およびEU加盟国は現在、この2つのパッケージについて協議している。最終的な法文が合意されるのは、2024年6月の欧州議会選挙後になると予想される。

ヨーロッパでは、よりトランジション・ファイナンスに焦点が移りつつある。欧州委員会は、これらの問題に関するハイレベルのガイダンスを提供する報告書を発表した。トランジション・ファイナンスの概念とその発展は、銀行に一定の不確実性をもたらすものである。加えて、ヨーロッパの立法者によって策定されたEUタクソノミの詳細な枠組みは、欧州委員会によ

て検討される可能性が高い。欧州委員会の新体制は、2025年から2029年にかけての作業プログラムに、この2つの要素を盛り込むと予想されている。当行が低炭素経済への移行措置を採用または実施しなかった場合、急速に変化する規制と利害関係者からの要求のいずれも、ドイツ銀行の事業、経営成績または戦略計画に重大な影響を及ぼす可能性がある。

欧州委員会による欧州市場インフラ規制の見直しに関する立法案は、2023年12月から（加盟国を代表する）欧州連合理事会と欧州議会との間で政治交渉が行われており、今年6月の欧州議会選挙前に最終決定することを目標に、2024年初頭にも継続される予定である。

さらに、ドイツ銀行は、単一破綻処理基金（SRF）に対する取消不能支払コミットメントに関連する条件に関して、欧州連合司法裁判所が将来下す決定により影響を受ける可能性がある。同裁判所による判決が、かかる取消不能支払コミットメントに関する現行の会計処理にマイナスの影響を及ぼすとみなされた場合、会計上の損失が発生し、当行の経営成績に重大で不利な影響を及ぼす可能性がある。

インドのCCP（中央清算機関）について、BaFinは2023年2月17日に声明を発表し、ドイツ銀行を含むドイツの信用機関が2024年10月31日までインドの6つのCCPのメンバーに留まることを認めた。これにより、ドイツ銀行を含むヨーロッパの銀行は、その後も顧客サービスを継続できるよう、必要な変更を行うことができる。

また、監督当局は、カウンターシクリカル資本バッファやシステミック・リスク・バッファを含むマクロブルーデンス資本バッファの引き上げ等、他の資本上乘せを課す場合がある。

要約すると、規制環境および立法環境はともにダイナミックであることが予想され、ドイツ銀行の収益およびコスト（継続的および将来的なコンプライアンスを確保するためのコスト等）に影響を与える可能性がある。

法規制執行手続および税務調査

ドイツ銀行は、複数の法規制執行手続および調査ならびに税務調査の対象となっている。かかる手続の結果を予測することは困難であり、当行の計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行の予想よりも不利な結果で終結した場合、その費用およびドイツ銀行の事業または業務に必要な変更に関して、または当行の事業および業績予測に対する否定的な認識、ならびに関連ビジネスへの影響が増加する場合、ドイツ銀行は戦略的目標を達成することができない、または当該目標の変更を余儀なくされる場合がある。

より一般的には、当行は、高度に規制が強化された訴訟環境で事業を行っており、法的小および規制上の制裁や評判の低下だけでなく、重要かつ金額の見積りが困難である負債やその他の費用が発生する可能性がある。当行は、当行がより速いペース、かつ、より質の高い方法で統制を改善することを期待している監督当局と定期的な対話を継続している。ドイツ銀行は、この指摘を理解しており、これらの期待に応えることにコミットしている。

当行に対する法的手続のいずれかが解決された場合、または調査の結果、当行が適用される法律を遵守していなかったと判断された場合、当行は、重大な損害、罰金、業務の制限、是正措置、刑事訴追、またはその他ドイツ銀行の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性があるほか、広範なメディアの注目による当行の評判および事業の潜在的損失に対するリスクにさらされる可能性がある。刑事訴訟手続における当行またはその関係会社の有罪判決、または当行またはその関係会社が対象となる規制上の命令あるいは執行命令、和解または合意は、当行の特定の事業に不利な影響を及ぼす可能性がある。

コンプライアンスおよび金融犯罪防止

金融犯罪に対抗し、適用される法規制を遵守することは、ドイツ銀行をはじめとする銀行の安定性および国際金融システムの統合性を確保するために不可欠である。

当行が法規制および関連する監督当局の期待を遵守して業務を遂行することを確実にするためには、強固で効果的な内部統制環境と適切なインフラ（人員、方針および手続、統制テスト、ITシステムから成る。）が必要である。

当行のコンプライアンス統制や監視プロセス、ならびに当行の事業およびサービスの適切な実施を確保し、市場の乱用、インサイダー取引および違反行為を防止するためのその他の内部統制プロセスは、随時、特定の法域の規制当局の審査および/または調査の対象となっている。

さらに、当行のマネーロンダリング防止（AML）および顧客確認（KYC）のプロセスと統制は、当行の商品およびサービスの悪用による金融犯罪の防止を目的としており、引き続き複数の法域において規制当局による審査、調査および強制措置の対象となっている。当行は引き続き、内部統制環境の実効性を高め、規制要件の改訂に対応するようインフラを改善し、また当行および/または規制当局や監視当局により特定される不備を補うよう努めていく。

2018年9月、BaFinはドイツ銀行に対し、適切な内部セーフガード措置を講じ、マネーロンダリングやテロ資金供与を防止するための一般的なデューデリジェンス義務を遵守するように命じ、また2019年2月には、当行グループ全体のコルレス銀行業務におけるリスク管理プロセスを見直し、必要に応じて調整することを命じた。2021年4月、BaFinは以前の命令を延長し、当行に対し、顧客ファイルの定期的なレビューに関し、より適切な内部セーフガード措置の採用とデューデリジェンス義務の遵守を命じた。こうした命令の拡大は、コルレス関係と取引の監視にも適用される。BaFinは、命じた措置の実施状況を監視するとともに、実施の進捗状況をBaFinに評価・報告する特別代表を任命した。

2022年9月28日、BaFinはドイツ銀行AGに対し、2018年9月21日および2019年2月15日にBaFinが発行した命令を実行するために、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした特定の措置を講じるよう命令した。当行はこの命令の対象となった改善活動を完了した。

2023年11月、BaFinは当行に対し、取引監視のためのデータ処理システムを改善すべく具体的な措置を講じるよう命じ、履行されない場合には罰則を科すことを示唆した。この命令には新たな指摘事項はないが、既に合意された措置の実施に拘束力のある期限が設定されている。合意された措置の実施状況を監視するため、特別代表の任務は2024年10月30日まで延長された。当行は引き続き、BaFinおよび特別代表と全面的に協力し、期限内にこれらの措置を実施するために必要な資源を投入していく。

2023年7月、当行は米国連邦準備制度理事会と同意命令および書面による合意を締結し、制裁・禁輸措置やAMLコンプライアンスに関連する過去の命令および和解の遵守、以前のコルレス・バンキング関係ならびにリスク管理上の問題に関連する改善合意および義務に関する以前に開示した規制当局との協議を解決した。同意命令と書面による合意はいずれも、当行に対し、特定の是正措置を遵守し、実施することを求めている。当行がこうした誓約に従わない場合、さらなる民事罰や業務制限を含む追加的な規制措置に直面する可能性がある。

2023年9月25日、DWSはSECの調査を解決するための停止命令および民事上の罰金に合意した。これらの問題は、DWSがこれまでに取り組んできた、または取り組んでいる最中の特定のプロセス、手続およびマーケティング慣行に関するものである。

2023年10月、BaFinはドイツ金融情報機関への不審行為報告書の提出が遅れたことに対して罰金を課した。この公表は、BaFinが2023年3月21日にこの件に関して発した行政命令に基づいて行われた。ドイツ銀行は罰金を受け入れ、この問題は解決された。

本書の他の箇所で説明されているように、ウクライナでの戦争により、ロシアの国家機関ならびにロシアに係する企業および個人に対する制裁が大幅に強化された。輸出管理規制も当行のコンプライアンス負担を増大させた。さらに、米国が最近制定した大統領令第14114号は、製造業や技術部門を含むロシア経済の広範な部門に関わる取引を促進する外国金融機関に対して厳しい措置を取ることができる、新たな二次的制裁体制を確立している。こうした二次的制裁措置は、ロシア国内で、またはロシア国内の事業者との間で事業活動を行っている顧客を持つ外国銀行の業務負担と規制リスクを増大させるものである。同様に、2023年10月にハマスがイスラエルを攻撃したことを受け、複数の規制当局がテロとの関係が疑われる個人および団体に対してさらなる制裁を課した。ドイツ銀行は、AFCの制裁・禁輸チームが主導する強化されたコミュニケーション、ガイダンスおよび運用サポートにより、これらの制裁を管理している。このリスクをコントロールするために、取引はフィルタリングされ、顧客および取引相手のデータはスクリーニングされ、制裁対象の金融商品の取引は制限され、貿易金融の制限の対象となる商品およびコモディティ（石油等）はリスクベースのアプローチでスクリーニングされており、さらに取引の拒否または凍結、顧客活動の制限、顧客関係の終了または必要な規制当局の認可の取得等の措置が取られている。

リスク管理の方針、手続および手法

当行グループは、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、風評リスクおよびモデル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきた。しかしながら、すべての経済・市場環境において、または当行が識別もしくは予測できないリスクを含むあらゆる種類のリスクに対して、当行のリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。当行グループが規制目的上のリスク・ウェイトド・アセットの算定にモデルを用いている場合、潜在的な欠陥により、規制当局がインプットのパラメータの再調整やモデルの全面的な見直しを課す場合がある。

ドイツ銀行は、内部統制環境の潜在的な不備または取引処理等のプロセス実行のエラー、技術的不具合、ならびに事業継続不能に伴うオペレーショナル・リスクにさらされる場合があり、これにより、事業が混乱し、重大な損失につながる場合がある。

情報技術とセキュリティは、プロセスおよび組織構造を補完しながら、ドイツ銀行の事業運営の基盤を構築している。テクノロジーの進化やビジネス環境の変化とともに進化し続ける脅威には、許容可能なレベルのリスクを維持するための継続的な努力が必要である。当行は、確立されたセキュリティ機能、プロセスおよびガバナンスを通じて、業務遂行能力と自衛能力を維持している。しかしながら、不安定な外部環境、新たなゼロデイ・エクスプロイトやその他の新たな脆弱性の絶え間ない流入、戦略的アーキテクチャに適合しなくなったプラットフォームの継続的な使用は、依然として当行のテクノロジーの安定性に対するリスクであり、サービス停止が増加する可能性がある。セキュリティ事象が発生した場合の潜在的な影響は、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの損失や破壊につながる軽微な問題から極端な問題まで、広範囲に及ぶ可能性がある。

消費者保護措置等の規制要件の実施や当行の戦略プロジェクトの実行に遅れがあった場合も、当行の収益およびコストにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。また、当行グループは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用される規制、法律および内部指針の不遵守を含む、不適切な実務に関連するリスクからなるコンダクト・リスクにさらされている。例えば、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、重大な損失のみでなく、レピュテーションの毀損にもつながる場合がある。規制当局が特にリスク管理の健全性を示す指標として不正行為にますます注目するようになったため、コンダクト・リスクは高まっており、当行はこのリスクを監視および軽減するための管理策を導入している。

前述のリスクや事象によって、訴訟対象となり、財務上の損失を被り、ビジネス活動が阻害され、顧客への賠償責任を負い、規制当局の監視対象となり、政府による介入が行われ、当行の評判を損なう可能性がある。同時に、これらのリスクおよびその他のリスクを管理するためには、当行の統制を継続的に適応させる必要がある。

ドイツ銀行は、世界的銀行としてニュースで取り上げられることが多い。ドイツ銀行は、公式なチームを通じてメディアとの対話を行っているが、機密事項を含むドイツ銀行の内部情報が外部のニュース報道の対象となることがあった。メディアへのリークは、特に不正確な発言、うわさ、憶測や未承認の意見が含まれる場合、ドイツ銀行に深刻な影響をもたらす可能性がある。同様に、ドイツ銀行の顧客は、メディアに接触して不満を表明したり、ソーシャルメディア・プラットフォームを通じて当行にとって不利なコミュニケーションを提起したりする可能性があり、ひいては広範な風評被害につながる可能性がある。ドイツ銀行に否定的な内容の合法的な公表物は、具体的な対策を含む早急な行動計画と、適時のコミュニケーションによる顧客へのコミットメントによって対処される。当行はこれらのリスクを管理するためのプロセスを整備しているが、当行がこれらのリスクから自らを守る能力には限界があり、結果として、投資家からの信頼や取引の喪失、当行の株価への潜在的な影響等、財務的な影響が及ぶ可能性がある。

銀行業界では、ESG関連のテーマを含め、金融機関がポートフォリオの種類や資産クラスを定義する方法に関して未だ相違がある。特にグリーンやESG準拠として分類されることを意図した資産に関しては、業界や広く受け入れられている定義が存在しないことが多く、リスク管理上および会計上の見解の相違に起因して差異が生じる可能性がある。こうした差異は、外部の利害関係者がそのようなポートフォリオの種類や資産クラスに対する潜在的なリスク・エクスポージャーを評価する方法に影響を与える可能性がある。特定のポートフォリオの種類や資産クラスにおいて損失が市場の予想を上回る場合、当行の評判に影響を与え、ドイツ銀行の計画上の経営成績および財務目標に不利な影響を及ぼす可能性がある。

同様に、ストレス・テスト等の目的でシナリオを策定する場合や、機関顧客に対する潜在的な引当要件を個別に評価する際に適用されるシナリオの文脈においても、見解の相違が生じる可能性がある。将来の展開の評価は当然ながら不確実性にさらされるため、将来の結果が異なるというリスクもある。

地政学的事象やその他の急速に進展する事象等から生じる金融および非金融リスクの影響を管理するため、ドイツ銀行は、グローバルおよびリージョナル・クライシス・マネジメントを含む、専用の統治構造を敷いている。該当がある場合は、追加の統制およびプロセスが既に採用されているか、採用されることになる。これには、取締役会を含む上層の利害関係者が最新の情報を得られるようにする追加的な報告も必要になると考えられる。

第三者ベンダーの管理

金融機関は様々なサービスを第三者のサービス・プロバイダーに依存しており、その一部は重要な業務を支えている。こうした依存関係は、金融サービスセクターのデジタル化の拡大傾向の一環として近年増大しており、柔軟性、革新性、業務回復力の向上等、複数のメリットをもたらす可能性がある。ただし、適切に管理されない場合は、重要なサービスやサービス・プロバイダーの中断は金融機関にリスクをもたらす、場合によっては金融の安定性がリスクにさらされる可能性がある。

第三者リスクを管理するための規制の枠組みは進化し続けており、規制当局が様々な目的に対処しようとするにつれて、ますます複雑になっている。金融機関が第三者リスクを管理する方法と、重要な第三者が提供するサービスの集中によって引き起こされるシステム・リスクへの対処方法という、2つの主な分野が注目されている。

第三者リスクの管理および監視の強化に関する金融安定理事会のツールキットの発行、英国の規制当局が発行した重要な第三者に関するコンサルテーション・ペーパー、およびEUの規制当局が導入したデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）といった最近の例は、第三者に起因する潜在的なシステム・リスクに対処することで金融の安定を図るという規制当局の強い意思を示している。

ドイツ銀行は、第三者リスクの管理において、明確な方針および手続を始め、事業が第三者と契約する際に使用する一元化されたリスク手続に至るまで確立されたアプローチを用いている。増大する規制当局からの要求に対応するため、ドイツ銀行は現行の管理環境を継続的に強化している。2023年度において、当行は効率性の向上、より適切なアプローチ、リアルタイムの監視および第三者リスクから当行を守ることを意識する文化の改善を行った。

第三者のサービス・プロバイダーを利用する際、当行は、不可欠の機能または重要な機能のアウトソーシングを監督する能力を含め、すべての規制上の義務を遵守することについて引き続き全面的な責任および説明責任を負う。第三者が、当行と合意したとおり、および/または規制要件に沿ってサービスを提供できない場合、当行は重大な損失や風評被害のリスクに直面する可能性がある。

ドイツ銀行に対するサイバーセキュリティの脅威と同様に、第三者ベンダーに対するサイバー攻撃が成功した場合、顧客情報および機密情報の漏洩や悪用、情報技術システムへの損害やアクセス不能、財務上の損失、追加コスト、個人情報漏洩の通知義務、風評被害、顧客の不満、潜在的な規制上の罰則や訴訟へのエクスポージャー等、当行に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行が第三者のサービス提供者である状況において、ドイツ銀行がその関係から利益を得ることができなくなった場合、当行はサービス契約の解約に伴う逸失収益、コストおよび費用等の財務リスクにさらされる可能性がある。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは、年1回、または減損の発生の際にはそれ以上の頻度で減損の見直しが行われる。

その他の無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。これには、ソフトウェアの減損に関するテストが含まれる。

非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはこれらの組み合わせに基づく見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、収益性および経営成績に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

年金債務

ドイツ銀行は、従業員のために多数の退職後給付制度（確定給付制度を含む。）のスポンサーとなっている。当行の年金負債を決定付ける要因が当行にとって不利な方向に変動した場合、または主要な変数に関する当行の仮定が誤っていることが判明した場合、または当行の年金負債の資金拠出がその負債を十分にヘッジできない場合、当行は年金制度に対して追加拠出を要求されるか、または年金制度に関する数値計算上または会計上の損失にさらされる可能性がある。

繰延税金資産

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識する。当行の繰延税金資産の全部もしくは一部を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高くなった場合、帳簿価額を減額する必要がある。当行は四半期ごとに、繰延税金資産に関連する見積りを再評価するが、この見積りは随時変化することがあり、また、経営陣による重要な判断を必要とする。見積りの変更による繰延税金資産の減額は、当行の収益性、資本および財政状況に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

技術、データおよびイノベーション

デジタル改革は、異業種の参加者、グローバルなハイテク企業やフィンテック企業等の新たな競合他社が市場参入する機会を与えている。これにより、当行の事業では、市場シェアの潜在的損失のリスクを軽減するために、デジタル商品やプロセスのリソースへの投資の必要性が高まると予想している。

当行は、市場の動向への対応、顧客ニーズへのより迅速かつ柔軟な対応、およびIT障害からの回復力の改善のため、Google Cloudとの戦略的パートナーシップを通じて、多数の社内アプリケーションをパブリッククラウドに移行することを決定した。今回のGoogle Cloudとのパートナーシップは、当行のデジタル化における主要なマイルストーンであり、新しい技術を受け入れることへのコミットメントを示している。その目的は、商品およびサービス、システムの回復力やセキュリティの改善によって顧客体験を向上させること、また従来のプラットフォームの運用による非効率な費用を削減することである。このような大規模な技術移行には、セキュリティと安定性の問題に関するリスクを管理するために必要な資金配分を含む、強固なガバナンスと計画が必要である。さらに、このプログラムは規制当局から大きな関心を集めている。また、外部のサービス提供者と同様に、当行は、顧客および銀行情報の保護のために、データの機密性とセキュリティの統制について最高水準を確保しなければならない。これを達成できなかった場合、顧客の信頼を損ない、金銭的損失が発生し、さらに深刻な場合には、規制上の罰金、訴訟および個人への損害賠償義務が生じる可能性がある。

重要な業務をサポートする第三者の商品およびサービスに依存することは、当行が新たな、また進化している情報セキュリティ攻撃の標的となる恐れがあるため、当行のリスク体制に影響を及ぼす可能性がある。規制要件の拡大と相まって、このようなリスクにより、第三者全体の情報セキュリティ・リスクをより適切に特定し、必要に応じて積極的な支援を行うためにテクノロジーの利用を拡大することが必要となっている。

ドイツ銀行は、グローバルな第三者リスク管理プログラムによって情報セキュリティの第三者リスクを管理している。このプログラムには、当行の統制目標と期待事項を定めた、第三者に特化した情報セキュリティ方針が含まれている。さらに、ドイツ銀行には、第三者との協働から生じるリスクを特定、監視および軽減するために設計された第三者リスク管理プロセスがあり、これには、当行に提供されるサービスに関連する第三者の業務に対する当行の監督も含まれている。ドイツ銀行は、デジタル化が進み、情報セキュリティに関連する脅威の様相が絶えず変化する環境下で事業を行っている。サイバー攻撃やその他のインターネット犯罪は、顧客や顧客情報の重大な損失、評判の低下、規制上の罰則や財務上の損失につながる可能性がある。

当行は、関連する技術開発、地政学的状況、セキュリティ・リスクを引き起こす経済的影響を注意深く観察し、ドイツ銀行およびより広範な金融エコシステムへの潜在的な影響について、その関連性を評価している。ランサムウェアやサービス拒否のような、金銭目的のサイバー攻撃やその他のサイバー攻撃は、業界を問わず持続的な脅威として観察され、今後さらに発生頻度が増えると予想される。さらに、サプライチェーン攻撃、脅威行為者によって悪用される可能性のあるソフトウェアの重要な脆弱性（ゼロデイ攻撃）の頻度の増加、およびリモートワークやクラウドサービスの利用等に、脅威が拡大している。2023年の重点分野には、一般的な攻撃シナリオの他に、人工知能と量子コンピューティングが含まれていた。

ドイツ銀行は、プロセスやセキュリティ統制の実行エラーを含む統制環境の不備、およびデータ損失に伴うオペレーショナル・リスクにさらされる可能性があり、これにより当行の事業が混乱し、重大な損失につながる可能性がある。同時に、サービスが合意どおりに、または社内基準に沿って提供されない場合、当行は重大な損失またはレピュテーションの毀損のリスクにも直面する可能性がある。

ドイツ銀行およびその他の金融機関は、企業あるいは顧客の機密情報への不正アクセス、企業データ、資源あるいは事業活動に対する損害または妨害、またはインフラの脆弱性の悪用を目的とした攻撃（当行の第三者プロバイダーで発生した攻撃を含む。）を含む、コンピュータシステムへの攻撃を経験している。ドイツ銀行グループは、今後もこのような攻撃の標的になり続けると予想している。当行はこれまでのところ、これらの攻撃による事業への重大な影響を経験していないが、当行グループは、より深刻な将来の攻撃を効果的に予測して防止することができない可能性がある。したがって、ドイツ銀行は、そのような被害からシステム（データ、インフラ、デバイスおよびアプリケーションを含む。）を保護し、ベンダーが適切なサイバーセキュリティ対策を採用することを確実にするための投資を継続している。ただし、これらの対策は、ドイツ銀行グループが直面する多くのセキュリティ上の脅威に対して効果的ではない可能性がある。

ドイツ銀行は、取引データ、顧客データ、参照データ等のコアプロセスおよびデータセットに対する全般的なデータ管理戦略を成熟させている最中である。これには、中核となる技術インフラ全体にわたる当行のエンタープライズ・アーキテクチャに係る原則を開発し、実装することが含まれる。これは、ドイツ銀行の広範なテクノロジーおよびデータ戦略の中心であり、

ビジネスの成長と効率化を可能にすると同時に、統制環境を強化するものである。ドイツ銀行の規制当局は、ドイツ銀行が戦略においてこの部分を確実に進展させるよう積極的に取り組んでいる。さらに、当行には業界標準の情報セキュリティと顧客体験を確保するために、既存の技術アーキテクチャとともに、新しい革新的技術を受け入れ、導入するという課題もある。

当行の事業領域およびインフラ領域における主要な技術革新は、専門的な取り組みを通じて実行されている。これらの取り組みによる恩恵としては、ITおよび事業のコスト削減、統制の改善、新たな顧客機能またはターゲットを絞った顧客成長の提供による収益の増加が挙げられる。取り組みに伴う実行リスクには、人材および財務上の制約、他のプログラムや主要な成果物（KDとも呼ばれる。）への依存、導入スケジュールの延長、統制環境の活動を変更することによる影響、若しくはアップグレードされたアプリケーションまたは基礎となる技術の機能性の問題等が含まれ、これらは、期待される恩恵を完全に享受できないリスクを部分的に軽減するために慎重に管理されている。

環境・社会・ガバナンス

世界的な温暖化の影響と、それに関連する、地球温暖化を産業革命以前の水準から摂氏1.5度を超えない水準に抑えるために必要な政策、技術および行動変化により、金融リスクおよび非金融リスクの新たな原因が生じている。これらには、異常気象から生じる物理的リスクや、炭素集約型産業がコストの上昇、潜在的な需要の減少および金融アクセスの制限に直面することによる移行リスクが含まれる。移行リスクおよび/または物理的気候リスクならびにその他の環境リスクが現在予想されているよりも急速に顕在化した場合、信用損失や市場損失の拡大、ベンダーや当行自身の業務への影響による業務の混乱につながる可能性がある。ドイツ銀行では、リスクの特定、監視および管理を確実にするため、リスクと統制の枠組み全体にわたって気候リスクと環境リスクへの配慮を組み込んでいる。

さらに、気候やESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関（非政府組織を含む。）からの金融機関に対する精査が強化されている。そのため、当行が低炭素経済への移行を支援し、生物多様性や生息地の損失等の自然関連リスクを抑制し、人権を保護しているとみなされない場合、当行は風評リスクにさらされることになる。この監視の強化には、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）のような、より広範で規範的なESG開示要件も含まれる。ESGに関する規制および/または開示基準が法域間で大きく異なる場合、法令遵守に係るコストが増加したり、要件を満たせなくなるリスクが生じたりする可能性がある。

ドイツ銀行は多数のESG格付業者によって格付されており、その格付は、持続可能な投資としての適格性を判断し、ESGのリスクおよび機会の管理状況を評価する際の基準としてますます利用されている。様々な格付業者が使用する方法論およびスコアにより、結果に大きな差異が生じる可能性がある。当行の格付が同業他社に後れを取る、または大幅に悪化する場合、評判にマイナスの影響が生じ、株式や債券に対する投資家の需要が減少する可能性がある。格付の向上が逆効果をもたらす場合もある。

気候リスクおよびその他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、手法および業界基準は、まだ発展途上にあるか、場合によってはまだ利用できない。これは、顧客が包括的かつ整合的な気候リスクおよびその他の環境リスクを開示していないことと相まって、当行も業界全体も、気候リスクおよび環境リスク管理の開示において推定値および/または独自のアプローチに大きく依存していることを意味する。このような不確実性の高さは、第三者が、当行の持続可能性に関連する開示がグリーンウォッシングにあたりと主張するリスクを増大させるものである。前向きに考えれば、当行の顧客にとっては、開示要件が強化されることで、今後、推定値および/または独自のアプローチへの依存度が低下することになる。

ドイツ銀行は、2023年3月2日に発表したサステナビリティ・ディープ・ダイブ（Sustainability Deep Dive）で説明した目標および意欲的目標に引き続きコミットしているが、2025年度末までのESG投融资の累計額5,000億ユーロという目標の達成にあたっては逆風に直面する可能性がある。これらの目標を達成できなかった場合、特に当行の収益および評判に影響が及ぶ可能性がある。加えて、ESG資産の不足により、ESGに準拠した資金調達を行うドイツ銀行の能力が低下する可能性がある。同様に、絶対的および原単位ベースのネット・ゼロ排出目標から大きく逸脱すると、当行は評判リスクにさらされる可能性がある。

一部の法域では、ESG対策として、その法域との取引を希望する金融機関に対し、移行アジェンダの諸側面を遵守していないことを証明するよう求める等の措置を取り始めている。これらの要件を遵守しない場合は、既存の取引が打ち切られたり、当該法域との新規取引ができなくなったりする可能性がある一方、要件を遵守すると風評リスクにつながる可能性がある。

機会

マクロ経済および市況

GDP成長率、失業率の水準、金利環境、金融サービス業界の競争状況等の経済状況が現在の予測水準を上回って改善した場合、収益が増加する可能性がある。これらの影響は、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、財務目標を達成する当行グループの能力を向上させる可能性がある。同時に、インフレ率、金利および市場ボラティリティの潜在的な上昇は、例えば、プライベート・バンク顧客、コーポレート・バンク顧客、および機関投資家のポートフォリオの再配分による取引フローの増加に起因する収益増加、純利息収益の増加、当行グループの貸借対照表全体での貸付マージンの増加等、多くの機会をもたらす可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で計上する金融商品であり、公正価値の変動は損益計算書に認識されている。市況の改善や金利の低下により、特定の金融商品の公正価値が上昇する可能性がある。このような公正価値の変動により、当行グループは将来において利益が実現する可能性がある。

地政学

地政学的リスクの高まりは、世界の成長見通しを悪化させ、事業環境の分断化を拡大させるような不確実性を生み出すが、国際貿易秩序の分断化が加速した場合、ドイツ銀行は顧客のサプライチェーンのリスク削減とグローバルな事業展開の再調整を支援することで恩恵を受ける可能性がある。地政学的リスクが予想外に沈静化すれば、世界の成長見通しは当行の想定を超えて改善し、収益とリスク指標にプラスの影響を与える可能性がある。

規制変更

規制変更は、銀行による優れた商品またはサービス提供を促進する場合があります。市場における差別化の機会を与えることがある。例えば、報告基準が持続可能な財務を目指して継続的に発展しているため、市場は持続可能な財務イニシアチブをより広範に受け入れるように発達していく可能性がある。顧客や市場が持続可能な財務に関連する取組みを採用しているため、当行グループは顧客に提供するサービスの強化を図ることによって自らを差別化できる機会を得る可能性がある。

戦略

ドイツ銀行の「グローバル・ハウスバンク」戦略は、当行が株主への配当を徐々に大きく引き上げ、財務力やその他のリソースを当行の顧客フランチャイズやリスク選好に整合する形で最適に配分できるようにするという当行グループのアプローチを説明している。そのため、当行グループの戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施されたりした場合には、さらなる機会が創出される可能性がある。これには、マクロ経済、市場、地政学的な状況が計画より好転することによる潜在的な利益、および競争環境における有利な変化（特定の市場における従来の、または新興のノンバンクの競合他社の撤退等）も含まれる。

業務およびプロセスの改善がドイツ銀行の計画上の仮定を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これもドイツ銀行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。また、市場がドイツ銀行の格付の引き上げおよび持続的な収益実績に好意的に反応すれば、その進捗はさらに刺激される可能性がある。これにより、資金調達コストの削減、さらに当行の収益性の向上につながる可能性がある。

当行は、当行グループの戦略を追求し、当行のすべての顧客にとって最初の窓口となり、顧客のあらゆる金融ニーズに対応する「グローバル・ハウスバンク」となることを期待している。ドイツ銀行は、150年以上の伝統、グローバルなネットワーク、市場の専門知識、優れたリスク管理、および包括的な商品群が、業務効率を高め、資本規律を維持しながら、持続的に利益を上げることに焦点を当てた成長と的を絞った投資を下支えすることを期待している。

コーポレート・バンクでは、ドイツ銀行は、コーポレート・バンクのグローバルなネットワークとカバレッジ・モデルを活用して市場をリードするフランチャイズ全体に多面的な機会を見込んでいる。ドイツ銀行は、リスク管理ソリューションを新しい財務プラットフォーム機能と組み合わせ、コーポレート・バンクを顧客のエネルギータランスを支援する主要パートナーとして確立し、ヨーロッパでの地位を築き、アジア・太平洋地域にさらに拡大することで、収益を増大させることを期待している。

インベストメント・バンクは、債券および融資商品において引き続き世界的なリーダーであり、ドイツ銀行はこの地位を固め、獲得した市場シェアを維持することに注力している。当部門はこれを達成するために、Numis Corporation PLCの買収によりさらに強化されたオリジネーションおよびアドバイザーのプラットフォームの強みも組み合わせ、商品提供を強化し多様化するために現在の事業に近い成長分野へ特定の投資を行うことに照準を合わせている。一方、インベストメント・バンクは引き続き、ポートフォリオ全体におけるコストと資本の継続的な最適化、および統制環境のさらなる強化に注力する。さらに、当部門の顧客対応の効率化に重点を置くことにより、グローバルな顧客基盤全体にわたって関係性の強さと深さを向上させることを意図している。

プライベート・バンクについて、当行グループは引き続き、ドイツのリテール、国際リテールおよびビジネス顧客に注力しており、また主にアドバイザーの領域での成長に注力する。ウェルス・マネジメント事業については、特にEMEAおよびアジア・太平洋地域において成長の機会があると考えている。

DWSの法人で構成されるアセット・マネジメントは、成熟した資産クラスでのリーダーシップを維持し、他の地域や商品を選択的に成長させることで、主要な資産運用会社としての地位を確立することを目的とした、公表された戦略を引き続き実行する。成長分野には、パッシブ投資やオルタナティブ商品に資産をさらに移行させることによる収益機会も含まれる。

ドイツ銀行は引き続き、当行全体を挙げて持続可能性に重点を置いており、顧客の関心が気候変動にさらに向けられるにつれて、この分野に成長機会があることを中核事業全体で目の当たりにしてきた。顧客の強い投資意欲を踏まえ、ドイツ銀行は引き続きサステナブル・ファイナンスを重要な投資機会であり投資分野であると考えている。気候変動リスクを管理するためのリスク選好方針の策定に向けた幅広い取り組みの中で、当行は、顧客支援、例えば、信頼性の高い脱炭素戦略の策定やその移行支援等の機会を見出している。

当行の顧客であるかないかを問わず、個人や機関は、ESG関連の機会が長期的な収益にとって重要であるという見方を強めており、当行は、これが主要な差別化要因になり得ると考えている。この点に関して、事業全体において投資プロセスや取引のマンデートを与える際の意思決定プロセスにESG要因を含めることが増えてきている。そのため、ドイツ銀行は、当行と顧客の両方が共通のESG目標を達成し、全体的なESG戦略を推進できるように金融商品や投資機会を開発し、提供していく予定である。さらに、当行は、ESG活動を推進することにより、追加的な収益機会の獲得のみならず、ブランドおよび利害関係者の認知の向上につながる可能性があると考えている。

さらに、テクノロジー、アナリティクスおよび当行の深いリスク専門知識によって実現される、全社でリスクと統制が共有されている強固な企業文化は、部分的にドイツ銀行の事業の成長戦略を支えるために必要な競争力をもたらす可能性がある。

全体として、ドイツ銀行には、資金調達、アドバイスおよびリスク管理に対する顧客のニーズを支援することで市場シェアを獲得し、顧客基盤を拡大する機会がある。

テクノロジー、データおよびイノベーション

デジタル改革は、当行グループ独自の商品ポートフォリオを拡充し、第三者と商品パートナーシップを締結して市場化までの時間短縮から恩恵を受けることによって、既存顧客グループからの収益性を向上させ、新規顧客グループを獲得するための様々な収益機会を提供する。生成AIや大規模言語モデル等の人工知能（AI）技術の最近の発展は、ドイツ銀行の業務効率と収益成長にとって大きな可能性を秘めた分野である。当行はまた、新しいAI技術の早期導入や銀行業界向けの「責任あるAI」に関して、Googleと協力している。当行は、こうしたテクノロジーを本格稼働させる前に、発生する可能性のあるリスクを確実に理解し軽減するために、慎重かつ責任ある方法でこうしたテクノロジーの実験を行っている。当行グループのグローバルな展開により、様々な地域にわたり迅速かつ効率的に商品を拡充することが可能になる。同時に、当行の顧客は、将来、商品やサービスがより迅速に開発され、市場に投入されるというメリットを享受することができる。

さらに、新たな形式のテクノロジーにより、中央銀行のデジタル通貨、トークン化された預金、ステーブルコイン、電子証券等の新しいデジタル資産と通貨のセットが作成される。これらは、より安く、より速く、より効率的な金融取引を促進すると同時に、新たなユースケースを可能にする可能性を秘めている。ドイツ銀行は、特に個人向けおよび法人向けのユースケースを対象としたECBのデジタル・ユーロ・プロジェクトとの関連において、これをどのように形成できるかについて積極的な提言を行っている。

継続的な投資と、主要な成果物を含む当行の変更されたアジェンダを実行することは、非常な競争の激しい市場においてドイツ銀行を差別化するのに役立つはずである。

環境、社会およびガバナンス

ドイツ銀行が2023年3月2日に発表したサステナビリティ・ディープ・ダイブ（Sustainability Deep Dive）で説明したように、低炭素経済への移行は、サステナブル・ファイナンスと移行に関する専門知識の提供を通じて、ネット・ゼロへの道筋を歩む顧客を支援する複数の機会をもたらす。さらに、ドイツ銀行は2023年10月19日に、2050年度までにネット・ゼロを達成するための当行の定義、手法、目標および実績を一冊にまとめた移行計画を発行した。全体として、これは、ネット・ゼロ目標体制を通じた当行グループのカーボン・フットプリントの積極的な管理と組み合わせることで、収益機会だけでなく、ステークホルダーの認識向上にもつながる可能性がある。

[次へ](#)

リスク・レポート

はじめに

IFRS第7号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示を提供している。また、「信用リスクの管理および資産の質」の項、「資産の質」の項、「信用リスクの軽減」の項、および連結財務諸表に対する注記の注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」に詳述される、IFRS第9号の基礎となる分類および測定ならびに減損の要件も勘案している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、水色の網掛け（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

CET 1の全指標について、現行のCRR/CRDで規定されているとおり、当行グループは2020年6月30日以降IFRS第9号に関連する経過措置を適用している。

バーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示

バーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従ったドイツ銀行の開示は、欧州連合において金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制またはCRR）（最近の修正を含む。）により実施され、EBAガイドライン「規制(EU)第575/2013号の第8部の第2編および第3編で言及される金融機関の情報の公的開示に関する技術基準の実施に関する最終草案」ならびに第3の柱の開示に適用される関連ガイドラインによりサポートされており、ドイツ銀行のウェブサイトにある当行グループの第3の柱の報告書において公表されている。

開示強化タスクフォースの原則および推奨に従った開示

2012年度において、金融安定理事会（FSB）の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（EDTF）が設立された。ドイツ銀行は推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入しており、当行の第3の柱の報告書においても導入している。

リスクおよび資本の概要

主要なリスク指標

以下の項は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスクおよびその他のリスクならびに2023年12月31日に終了した12ヶ月間におけるこれらのリスクの変動に関する定性的および定量的開示を提供している。パーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示は、欧州連合において所要自己資本規制（CRR）により実施され、EBAのインプリメンテーション・テクニカル・スタンダードまたはEBAガイドラインにより支援されており、当行グループの別個の第3の柱の報告書において公表される。

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行の総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率、経済的適正自己資本比率、レバレッジ比率、総損失吸収力、自己資本および適格負債に関する最低要件、流動性カバレッジ比率、ストレスのかかった正味流動性ポジション、および安定調達比率は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年1回取締役会によりレビューおよび承認される。

| | |
|--|----------------------------|
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率 | リスク・ウェイトド・アセット (RWA) |
| 2023年12月31日現在：13.7% | 2023年12月31日現在：3,497億ユーロ |
| 2022年12月31日現在：13.4% | 2022年12月31日現在：3,600億ユーロ |
| 経済的適正自己資本 (ECA) 比率 | 経済的資本 (EC) |
| 2023年12月31日現在：205% | 2023年12月31日現在：233億ユーロ |
| 2022年12月31日現在：239% | 2022年12月31日現在：209億ユーロ |
| レバレッジ比率 | レバレッジ・エクスポージャー |
| 2023年12月31日現在：4.5% | 2023年12月31日現在：12,400億ユーロ |
| 2022年12月31日現在：4.6% | 2022年12月31日現在：12,400億ユーロ |
| 総損失吸収力 (TLAC) | 自己資本および適格負債に関する最低要件 (MREL) |
| 2023年12月31日現在 (リスク・ウェイトド・アセット・ベース)：32.6% | 2023年12月31日現在：35.2% |
| 2023年12月31日現在 (レバレッジ・エクスポージャー・ベース)：9.2% | 2022年12月31日現在：34.4% |
| 2022年12月31日現在 (リスク・ウェイトド・アセット・ベース)：32.2% | |
| 2022年12月31日現在 (レバレッジ・エクスポージャー・ベース)：9.3% | |
| 流動性カバレッジ比率 (LCR) | ストレスのかかった正味流動性ポジション (sNLP) |
| 2023年12月31日現在：140% | 2023年12月31日現在：577億ユーロ |
| 2022年12月31日現在：142% | 2022年12月31日現在：481億ユーロ |
| | 安定調達比率 (NSFR) |
| | 2023年12月31日現在：121% |
| | 2022年12月31日現在：120% |

ドイツ銀行は、リスクが貸借対照表および収益性に及ぼす潜在的影響をポートフォリオの見直しとストレス・テストを通じて定期的に評価する。ストレス・テストは、ドイツ銀行の戦略計画のレジリエンス・テストにも使用される。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせて、潜在的なストレス期間に耐えうるだけの十分な水準にあることを示唆している。

当行グループは、事業戦略に及ぼす潜在的な影響をはじめとする、上記または以下の項に記載されているドイツ銀行がさらされるリスクが、当行のリスク・プロファイルの真実かつ公正な概観を示していると結論づけている。

詳細については、「リスク・プロファイル」、「リスク選好およびリスク能力」、「リスクおよび資本計画」、「ストレス・テスト」、「再建および破綻処理計画」、「リスクおよび資本管理」、「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」、「流動性カバレッジ比率」、ならびに「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の各項を参照のこと。

リスク・プロファイル

ドイツ銀行の事業活動の組み合わせは、多様なリスクテイクをもたらす。当行グループは、経済的資本の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。当該測定基準は、グループ・レベルでの各業務部門のリスク・プロファイルを捉えており、クロス・リスクの影響を考慮している。

コーポレート・バンクのリスク・プロファイルは主に、コーポレート・トレジャリー・サービス(トレード・ファイナンス、貸出、コーポレート・キャッシュ・マネジメントを含む。)、戦略的法人向け貸出ならびにビジネス・バンキングで提供される商品およびサービスから生じる。これらのセグメントにおける経済的資本需要は、主として信用リスクから生じている。

インベストメント・バンクのリスク・プロファイルは、ファイナンスおよびトレーディング業務から生じるあらゆる種類の主要リスク種類で占められる。インベストメント・バンクの信用リスクは広く業務ユニットにまたがっているが、特に債券および為替とレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおいて顕著である。マーケット・リスクは、主にトレーディングおよびマーケット・メイキング活動から生じている。

プライベート・バンクのリスク・プロファイルは、国内外のリテール顧客、法人顧客およびウェルス・マネジメント顧客とのビジネスから生じる信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

アセット・マネジメントは、受託資産運用会社として、顧客に代わって金銭を投資する。そのため、主なリスク・ドライバーは非金融的である。マーケット・リスクの経済的資本需要は、主にトレーディング以外のマーケット・リスク(保証商品やファンドへの共同投資から生じるリスク)によってもたらされる。

コーポレートおよびその他のリスク・プロファイルには、トレジャリー、特定のコーポレート項目、レガシー・ポートフォリオに関するものを含む、様々なリスク・ドライバーが含まれている。経済的資本需要は主に、財務活動における金利リスク、構造的為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスク、財務活動のための投資による信用リスク、税務関連リスクおよびソフトウェア資産リスクによる戦略的リスク、ならびにレガシー・ポートフォリオによるオペレーショナル・リスク等、トレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクについて計算された経済的資本需要額により測定された、2023年および2022年12月31日現在のドイツ銀行の総合的リスク・ポジションを示している。ドイツ銀行の総合的な経済的リスク・ポジションは、リスク種類間の分散効果を考慮している。

経済的資本によって測定されたドイツ銀行の業務部門のリスク・プロファイル

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレート・バンク | インベストメント・バンク | プライベート・バンク | アセット・マネジメント | コーポレートおよびその他 | 合計 | 合計 (%) |
|---------------------------|------------|--------------|------------|-------------|--------------|--------|--------|
| 信用リスク | 2,612 | 4,395 | 2,182 | 48 | 2,639 | 11,875 | 51 |
| マーケット・リスク | 801 | 2,009 | 1,346 | 217 | 3,955 | 8,328 | 36 |
| オペレーショナル・リスク | 445 | 1,729 | 613 | 278 | 1,507 | 4,572 | 20 |
| 戦略リスク | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,874 | 1,874 | 8 |
| 分散効果 ¹ | -460 | -1,197 | -589 | -130 | -1,009 | -3,385 | -15 |
| EC合計 | 3,399 | 6,936 | 3,551 | 413 | 8,967 | 23,265 | 100 |
| EC合計 (%) | 15 | 30 | 15 | 2 | 39 | 100 | N/M |

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレート・バンク | インベストメント・バンク | プライベート・バンク | アセット・マネジメント | コーポレートおよびその他 | 合計 | 合計 (%) |
|---------------------------|------------|--------------|------------|-------------|--------------|--------|--------|
| 信用リスク | 2,760 | 4,259 | 2,344 | 53 | 2,386 | 11,802 | 56 |
| マーケット・リスク | 343 | 1,177 | 662 | 180 | 3,994 | 6,355 | 30 |
| オペレーショナル・リスク | 424 | 1,852 | 611 | 273 | 1,507 | 4,668 | 22 |
| 戦略リスク | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,854 | 1,854 | 9 |
| 分散効果 ¹ | -440 | -1,308 | -543 | -162 | -1,325 | -3,778 | -18 |
| EC合計 | 3,088 | 5,980 | 3,073 | 344 | 8,416 | 20,900 | 100 |
| EC合計 (%) | 15 | 29 | 15 | 2 | 40 | 100 | N/M |

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

2 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

ドイツ銀行の2023年12月31日現在の経済的資本需要額は、2022年12月31日現在の209億ユーロから24億ユーロ、率にして11%増加し、233億ユーロとなった。これは、マーケット・リスクの経済的資本需要が増加し、リスク種類間の分散効果が低下したことによるもので、オペレーショナル・リスクの経済的資本需要が減少したことにより一部相殺された。

2023年12月31日現在のマーケット・リスクの経済的資本需要額は、2022年度末から20億ユーロ、率にして31%増加して83億ユーロとなった。この増加は主に、モデルの分布パラメータの年次再調整、当行グループの確定給付年金資産から生じる信用スプレッドのショート・エクスポージャーの減少、インベストメント・バンクのグローバル・レートおよびクレジット・トレーディングの各事業におけるマーケット・メイキングおよび顧客フローをサポートするためのトレーディング在庫の増加、プライベート・バンクにおける顧客預金の行動モデリング仮定の変更によるものである。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、戦略リスク間の経済的資本需要のリスク分散効果は、2023年12月31日現在で34億ユーロとなり、2022年度末と比較して4億ユーロ、率にして10%減少した。この減少は主に、分散計算におけるオペレーショナル・リスク分布のモデル化の欠陥に対する補完統制の導入によるものである。

2023年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2022年12月31日現在の47億ユーロから1億ユーロ、率にして2%減少し、46億ユーロとなった。当行グループのオペレーショナル・リスクに係るRWAの変動と同様、この減少は資本モデルに織り込まれるドイツ銀行の内部損失プロファイルの緩和が主な要因である。詳細については、「オペレーショナル・リスク管理」の項を参照のこと。

リスクおよび資本のフレームワーク

リスク管理原則

ドイツ銀行のビジネス・モデルには固有のリスクが含まれる。リスクには金融リスクと非金融リスクがあり、オンバランスのリスクとオフバランスのリスクが含まれる。ドイツ銀行の目標は、株主、従業員、およびその他の当行に関係するステークホルダーの利益を考慮し、当行の利益のために持続可能な価値を創造することである。リスク管理フレームワークは、利用可能な資本および流動性の範囲内で、予定しているリスク負担と実際のリスク負担を取締役会が表明したリスク選好に整合させることにより、この目的に寄与している。

ドイツ銀行のリスク管理フレームワークは、様々な要素から構成されており、確立された内部統制メカニズムが含まれる。各要素について原則および基準が設定されている。

『

- 組織構造は、すべてのリスク種類について役割と責任を明確に定義した、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）モデルに従ったものでなければならない。
 - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、金融リスクか非金融リスクかにかかわらず、当該リスクが発生している部門内でリスクを管理し、当該リスクについて説明責任を果たす、当行における役割を指す。第1のLoDは、所定のリスク選好の範囲内でこれらのリスクを管理し、適切なリスク・ガバナンスおよびリスク文化を確立し、第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）により定義されたリスク種類のフレームワークを遵守している。
 - 第2のLoDは、特定のリスク種類に関するリスク管理フレームワークを定義する、当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク種類のフレームワークの実施とリスク選好の遵守を独立した立場で評価し、検証している。また、リスクの識別、評価および管理の方法に関して第1のLoDのアドバイザーとしての役割を担っている。
 - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、リスク管理システムおよび内部統制システムの整備、運用の有効性および効率の妥当性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。
- すべての従業員は、自身をリスク・マネジャーと見なし、当行のリスク選好、リスク管理基準および価値観に従って行動しなければならない。
- 取締役会によって承認されたリスク選好は、当行グループのすべてのレベルで適用し、遵守しなければならない、違反した場合には相応の対応を伴う。
- リスクは識別し、評価しなければならない。
- リスクは、リスクの適切な軽減や効果的な内部統制システムを通じて、積極的に管理しなければならない。
- リスクは、承認されたモデルを用いた正確、完全かつ適時なデータを使用して測定し、報告しなければならない。
- 悪化シナリオに対するストレス・テストを定期的実施し、適切な緊急時対応計画を確立しなければならない。』

当行グループは、すべての従業員が、自身の行動から生じる可能性のあるリスクを完全に理解して全体的な視点で捉え、その結果を理解し、当行のリスク選好に照らしてそれらを適切に管理しなければならないという、強靱なリスク文化を促進している。当行は、従業員が、当行の行動規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、ドイツ銀行の方針は、負担したリスク（リスク選好に照らして負担したリスクを含む。）を当行の業績評価および報酬プロセスにおいて考慮することを要求している。この期待は、ドイツ銀行の全従業員を対象としたコミュニケーション・キャンペーンや必須の研修を通じて、引き続き強化されている。さらに、取締役会のメンバーおよび上級経営陣は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

ドイツ銀行のリスク管理と内部統制システムについては、ドイツ銀行の第3の柱の報告書（特に「リスク管理の目的と方針、エンタープライズ・リスク」の項）で詳述されている。また、リスク管理と内部統制システムには、サステナビリティ関連の目的もカバーされている（2023年度非財務報告書の、特に「サステナビリティ戦略と実行」および「気候リスク」の章に記載されている）。

取締役会の意見では、確立されているリスク管理の枠組みと内部統制システムは、全体として、当行のビジネス・モデルとリスク・プロファイルにとって適切かつ有効である。

『

リスク・ガバナンス

ドイツ銀行の世界中の日々の業務は当行が業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令に当行グループが準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（ECB）は、ドイツ銀行の主要な監督機関として協力して対応している。

いくつかの管理階層により団結したリスク・ガバナンスを行っている。

- ドイツ銀行の監査役会は、リスク状況、リスク管理およびリスク統制（風評リスクに関連する項目を含む。）ならびに重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。監査役会は特定のトピックに対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、「監査役会の報告書」およびコーポレート・ガバナンス・レポートの「監査役会」の章を参照のこと。）。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、リスク・エクスポージャーの現状および将来予測、リスク・ポートフォリオ、リスク選好、リスク戦略、ならびにドイツ銀行AGのリスク状況の評価および監督に関連があると思われる事項について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略に関連する問題に関して助言を行い、監査役会がリスク委員会の活動を常に把握しているようにする。
- 規制監督委員会は、数ある責任の中でも特に、法律上の要件、当局の規制および当行の方針の遵守を向上させる取締役会の取り組みを監視している。規制監督委員会はまた、当行の行動・倫理規範および方針の枠組みをレビューし、要請があれば、リスク委員会が法的リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。取締役会は、事業活動に重要な関連性がある規制当局とのやりとりについて委員会に通知する。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性と取締役会により識別された不備の是正に対する監視に際し、監査役会を支援する。
- 取締役会は、法律、定款および規約を遵守しつつ、当行グループの利益のために（すなわち株主、従業員および当行グループに関連するその他のステークホルダーの利益を考慮に入れて）持続可能な価値を創造することを目的とした、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立し、法律上の要件および社内のガイドラインを遵守する責任を負っている。取締役会は、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会を設置した。グループ・リスク委員会は通常、週に一度開催される。グループ・リスク委員会は、一部の役割を個人や小委員会に委任している。グループ・リスク委員会およびその小委員会については以下に詳述されている。

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造』



□

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは変更のあった重要なリスクおよび資本モデルの承認、ならびにリスクの一覧、ハイレベルなリスク・ポートフォリオ、リスク・エクスポージャーの変動ならびに内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビューが含まれる。さらに、グループ・リスク委員会は、主要なリスク管理方針、グループ・リスク選好ステートメント、グループ再建計画および緊急時資金調達計画、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標等、取締役会の承認が必要な事項のレビューと提言も行う。グループ・リスク委員会は、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐も行う。
- 非金融リスク委員会はドイツ銀行グループの非金融リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非金融リスク（コンダクト・リスクや金融犯罪リスクを含む。）のリスク横断的で全体的な視点を確立している。非金融リスクに関するリスク選好許容度のフレームワークを定義づけ、非金融リスクのオペレーティング・モデルの有効性（業務部門と統制部門の間の相互依存を含む。）を監視およびコントロールすること、ならびに新たに発生しつつある当行グループに関連する非金融リスクの進展を監視することを課されている。
- グループ風評リスク委員会は、風評リスク委員会による管理の監視、統治および調整に係る責任を有し、振り返りおよび学習のプロセスを提供している。例外的な場合において、事案はグループ風評リスク委員会に回付される。当該例外には事案がリージョナル風評リスク委員会によって否認され、業務部門が不服を申し立てる場合や、リージョナル風評リスク委員会が3分の2の過半数による決定を行うことができない場合が含まれる。委員会は、グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。グループ風評リスク委員会の小委員会であるリージョナル風評リスク委員会は、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有している。
- エンタープライズ・リスク委員会は、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負い設置されたものである。その義務の一環として、エンタープライズ・リスク委員会は、グループのリスク一覧、特定の国および業界の限界値の引き上げ、より厳格なグループ全体のストレス・テストおよびリバース・ストレス・テストのシナリオ・デザインの概要の承認を行う。また、リスク選好度に照らしたグループ全体のストレス・テストの結果、リスクの見直し、新たに発生しつつあるリスク、な

らびに企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックについて、レビューを行う。また、気候および環境リスクの枠組みを監督する。

- 商品ガバナンス委員会は、商品のライフサイクルを通じて商品および取引に関連する主要な金融および非金融リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、当行グループの商品ガバナンスにおける適切な監視、統治および調整を確実に行う義務を有している。
- 財務資源管理評議会は、取締役会から権限を委譲された最高財務責任者と最高リスク責任者が議長を務め、当行の金融危機管理を監督する特別ガバナンス機関である。財務資源管理評議会は、緊急時資金調達計画およびグループ再建計画の両方について実施を監督する単一の評議会を開催する。この評議会は、資本または流動性ストレスについて、新たに発生しつつある、または実際に発生した際取るべき軽減措置について提言を行う。具体的には、財務資源管理評議会は、ストレス・シナリオを想定して資本および流動性のポジションを分析し、資本および流動性に関連する事項について提言を行い、意思決定の実行を監督している。
- グループ資産負債管理委員会は、取締役会により設置された。その任務は、取締役会が設定した包括的なリスク選好の範囲内で、当行の貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することである。

取締役会のメンバーであるドイツ銀行の最高リスク責任者は、流動性リスク、信用リスク、マーケット・リスク、エンタープライズ・リスク、モデル・リスクおよび非金融リスク（オペレーショナル・リスクおよび風評リスクを含む。）の適切な識別、測定、監視、軽減、報告を伴うリスク管理フレームワークを確立するために、グループ全体かつ部門横断的な責任を負う。ただし、特定のリスクについては、業務分掌計画に従い、他の部門で枠組みを構築している。

最高リスク責任者は、最高リスク責任者機能に対する直接的な管理責任を有している。最高リスク責任者機能におけるリスク管理および統制業務は通常、以下の管理に重点を置いた、特化したリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの特化したリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- 取締役会が設定し、業務部門および業務ユニットで適用されるリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

各業務部門・地域の最高リスク責任者は、それぞれの業務の総体的観点から、業務部門および地域の戦略、リスク意識および所有ならびにリスク選好の遵守を検証して影響を及ぼす。

ファイナンスとリスクの各機能は、互いに、また業務部門からも独立して活動しながら、当行が引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。』

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、ドイツ銀行がその戦略目標を達成するために引き受ける準備のある、全体的なリスク水準およびリスク種類を示しており、定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、ドイツ銀行の資本および流動性基盤、リスク管理および統制能力ならびにドイツ銀行の規制上の制約に照らして引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、リスク戦略および計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に金融リスクおよび非金融リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。また、当計画がリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、リスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値が設定され、追加措置のための上申要件が定められる。ドイツ銀行は、ドイツ銀行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の指標として機能するリスク指標を指定している。これに加えて、リスクおよび再建管理フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。

リスク選好および戦略ならびにその監視と比較したドイツ銀行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。求められるリスク選好が違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は適切なガバナンス組織に対して明らかにされる。

リスクおよび資本計画

戦略的および資本計画

ドイツ銀行は、当行グループおよびその業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンに基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見直しを作成することを目的としている。このプロセスは長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、ドイツ銀行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要、ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して定義および協議される。このプロセスのステップにおいて、翌5年間の目標は、世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって説明が求められ、承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは、初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。提案されたボトムアップの計画は、ファイナンスおよびリスクの各機能によりレビューおよび説明が求められ、個別に各業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の計画の策定が含まれている。不利な市場状況に対する計画のレジリエンスを考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会にも提示される。

戦略的および資本計画は、欧州における強い基盤と世界的なネットワークを有するドイツにおける有数の銀行になるという
当行グループのビジョンを支援するために策定され、以下を確実に行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準
- 規制上の要件の遵守
- 堅固な資本および流動性ポジション
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行グループは以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する
- 内部および外部の要件に関し、当行グループの適正自己資本を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テスト分析を適用する

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、当行グループの目標を達成する軌道を確実に維持できるように、戦略を緩和する可能性とともに協議される。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたソルベンシーに関連するグループの監督上の検証・評価プロセス（SREP）の要求を遵守していることも確実にする。

2022年12月、ECBはドイツ銀行に対し、2023年1月1日付で当行の第2の柱の要件が2022年から変更されたとの決定を通知した。これにより、ECBの第2の柱の要件はRWAの2.70%となった。2023年12月31日現在、ドイツ銀行は連結ベースで、最低11.16%のCET 1比率、最低13.17%のTier 1資本比率および最低15.84%の総自己資本比率を維持する必要がある。CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、1.52%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、0.45%のカウンターシクリカル資本バッファおよび0.19%のシステミック・リスク・バッファ（いずれも年間を通じて変更される可能性がある。）、ならびに2.00%のG-SII/O-SIIバッファ（いずれが高い方で構成される。したがって、Tier 1所要自己資本には、1.50%のTier 1最低所要自己資本と0.51%の第2の柱の要件が追加で含まれ、総所要自己資本には、2.00%のTier 2最低所要自己資本と0.68%の第2の柱の要件が追加で含まれる。また、2023年度のSREPの結果を受けて、ECBは、ドイツ銀行が追加的な第2の柱のCET 1の資本アドオン（一般に、第2の柱のガイダンスと呼ばれる。）を維持することを期待する旨を知らせた。第2の柱のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、第2の柱のガイダンスに法的拘束力はなく、第2の柱のガイダンスを満たさなかった場合でも銀行に対して資本配分が自動的に制限されることはないが、当該ガイダンスを維持することを銀行に要求すると表明している。

2023年12月11日に、ドイツ銀行はECBから、2023年度のSREPの結果を受けて2024年1月1日より適用される2024年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定によりECBの第2の柱の要件はRWAの2.65%に設定され、2024年1月1日から発効される。そのうち少なくとも1.49%をCET 1資本で、1.99%をTier 1資本でカバーする必要がある。

内部自己資本評価プロセス

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行が継続的にさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を維持していることを確保する、十分に確立された複数の要素から構成されている。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。詳細は「リスクの識別および評価」の項に記載されている。
- 資本需要/リスク測定：リスク測定モデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な規制自己資本需要および経済的資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」の項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」ならびに「経済的適正自己資本」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、一連の定性的記述、定量的指標および限界値を設定している。限界値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「主要なリスク指標」の項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行のリスク選好の限界値は、資本計画において将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない限界を構成している。詳細は「戦略的および資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の強靭性と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、規制適正自己資本および経済的適正自己資本の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。詳細は「ストレス・テスト」の項に記載されている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年間自己資本比率の声明（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関する取締役会の声明で構成されている。

ICAAPの一環として、ドイツ銀行は規範的内部視点と経済的内部視点とを区別している。規範的内部視点とは、資本関連のすべての法的要件および監督当局からの要求をベースラインおよび悪化シナリオにおいて継続的に達成する能力の複数年にわたる評価を指す。経済的内部視点とは、内部経済的資本需要モデルと内部経済的資本供給の定義を用いた内部プロセスを指す。どちらの視点も、継続的にドイツ銀行の継続性を維持することに重点を置いている。

ストレス・テスト

ドイツ銀行は、内部および外部のストレス・テスト要件および外部から課されるストレス・テスト要件を満たすためにストレス・テスト・フレームワークを設定している。内部のストレス・テストは、社内で開発された手法に基づいており、（リスク種類ごと、かつリスク横断的な）様々なリスク管理手法においてその結果が使用されている。内部のストレス・テストは、ドイツ銀行のリスク・フレームワークの不可欠な一部をなしており、従来のリスク指標を補完している。リスク横断的なストレス・テストのフレームワークである、グループ全体のストレス・テスト・フレームワーク（GWST）は、様々な銀行管理プロセス、特に、戦略的計画策定プロセス、ICAAP、リスク選好フレームワークや資本配分に利用されている。逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。規制上のストレス・テスト（例えば、EBAストレス・テスト、米国ベースのCCAR（包括的資本分析およびレビュー）ストレス・テスト）は、規制当局が定めるプロセスおよび手法に厳格に従っている。

ドイツ銀行の内部ストレス・テストは、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷ならびに逆境下での銀行特有の事象の影響を評価するために定期的実施されている。当行のストレス・テストのフレームワークは、様々な重大度および地域のホットスポットに対応する、通常の感応度に基づく、シナリオ・ベースのアプローチで構成されている。すべての重要なリスク種類がストレス・テスト活動に含まれる。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有の下振れリスク分析ならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような更なる規制上の要件によって補完される。適用される手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捉えていることを確認するため、ドイツ銀行の内部検証チーム（モデル・リスク管理部）から定期的な調査を受ける。

ドイツ銀行のリスク横断的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力して、シナリオ設計委員会と呼ばれる公式のフォーラムを通じて、ERMリスク・リサーチによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。ERMリスク・リサーチは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが適宜設定され、当行の支払能力の評価の基準となるナラティブを定義する。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて特定分野の専門家による特定のリスク・ドライバーに置き換えられる。当行のストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイト・アセット、損益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるCET 1比率、ECA比率、MREL比率およびレバレッジ比率等の主要な測定基準が算定される。流動性カバレッジ比率（LCR）やその他の流動性指標に対するストレスの影響も考慮される。内部ストレス・テストのタイム・ホライズンは、使用事例やシナリオの前提により1年から5年の間である。ストレス・テスト評議会（STC）が最終的なストレス結果のレビューを行い、エンタープライズ・リスク委員会（ERC）にその一部が説明される。これらの結果を当行の所定のリスク選好と比較し、一定の限度枠を超える場合には、ERCは、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置も検討する。また、この結果は、危機の際の当行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、当行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級経営陣に提出される。

2023年度に実施されたグループ全体のストレス・テストによると、当行の資本はグループ再建計画に定義される利用可能な軽減策と合わせた場合、内部で設定されたストレスの撤退水準に達するのに十分であることが示された。

リスク横断的リバース・ストレス・テストは、GWSTフレームワークを活用し、通常、ドイツ銀行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオを決定することにより年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、リスク種類別に監視されているトップ・リスクをもとに、仮想のマクロ経済シナリオとそれを補強する固有の事象に基づくものである。存続不可能になるようなシナリオと現在の経済環境との比較を踏まえ、このような仮想のストレス・シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えられる。このことから、当行の見解では、当行の事業の継続性はリスクにさらされていない。

ECBの要求に従い、当行は2023年度の年次戦略計画プロセスの一環として、「EU主導のハードランディング・シナリオ」と「金利長期化シナリオ」という2つの不利なヒートマップ・シナリオを用いた複数年ストレス・テストを実施した。

すべての重要なリスク種類および主要な収益の流入出を含めるGWSTに加え、ドイツ銀行は、規制上の要件に従って、すべての関連リスク指標に関する個別のストレス・テスト・プログラムを整備している。関連するストレス・テスト・プログラムについては、個々のリスク管理手法を記述する項を参照のこと。

また、ドイツ銀行は、2023年に実施された2つの主要な規制上のストレス・テスト（年2回行われる欧州EBAストレス・テストおよび米国ドッド＝フランク法に従って実施された米国ベースのCCARストレス・テスト）にも参加した。EBAストレス・テストの結果は、ドイツ銀行のSREPプロセスに反映されている。CCARの文脈において、連邦準備制度理事会（FRB）は、DB USA CorporationとDWS USA Corporationのストレス資本の減耗度を開示した。これは、仮想の深刻なストレス環境に耐えた後でも、各エンティティの資本が充実していることを示すものであった。

また2023年には、気候変動リスクのストレス・テストを、当行のグローバルポートフォリオ全体で実施した。これは、無秩序な移行が前倒して起こるといった厳しい仮定の下、短期的な時間軸（3年）に焦点を当てたものである。ストレス・テストの結果は、リスク選好、事業計画、ICAAPを含む関連プロセスに組み込まれる。

リスクの測定および報告システム

概要

ドイツ銀行のリスク測定システムは、すべてのリスク種類に関する規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告に利用されている。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠、限界値または目標値の利用について関連機能に対し定期的にはまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。CFOおよびCRO機能に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を確保しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けるとともに、関連する場合、バーゼル銀行監督委員会の規則239（BCBS 239）に基づく効果的なリスク・データ集計およびリスク報告の原則を検討する。当行グループのリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

ドイツ銀行の報告は、ドイツ銀行のリスク管理フレームワークの不可欠な部分であり、グループ・レベルおよび重要な法人企業に関する一貫した情報、ならびにリスク種類、業務部門および重要な業務ユニット別の内訳を提供する組織設定と一致している。

以下の原則は、ドイツ銀行の「リスクの測定および報告」の実務を手引きするものである。

- ドイツ銀行は、リスク選好およびリスクと経済価値に関する検討に照らして取られたリスクを、当行グループ、業務部門、重要な業務ユニット、重要な法人企業、リスク種類、重要な資産クラス、ポートフォリオおよび相手先といった当行グループ全体の様々なレベルで監視する。
- リスク報告は正確、明確、有用かつ完全であることが求められ、重要な金融および非金融リスクに関する当行のリスク・プロファイルが明確に理解されるような簡潔な方法で情報を伝えるために、調整された有効なリスク・データを伝達しなければならない。
- エンタープライズ・リスク委員会やグループ・リスク委員会等の上級リスク委員会、ならびにリスクおよび資本管理に責任を負う取締役会は、定期的に報告を受ける（必要に応じて臨時報告も受ける。）。
- ドイツ銀行の専任チームは、重要な金融および非金融リスクを積極的に管理する。また、リスクの事前識別と管理を可能にし、特定のリスク種類における、および複数のリスクにわたる過度の集中を回避するために（クロス・リスクの観点）、必要な経営情報が用意されていることを確保しなければならない。

前述の原則を適用するにあたり、ドイツ銀行はすべてのリスク報告の共通基盤を維持しており、ドイツ銀行が一貫した情報（精度と利用者視点によってのみ異なる。）を提供できるようにするための分離された報告努力を最小限に抑えることを目指している。

主要なリスク指標

当行は、規制上の報告および外部開示ならびにリスクおよび重要なリスク種類に関する内部経営管理報告を支援する当行グループのリスク測定システムにおいて、多くの指標を特定している。ドイツ銀行は、こうした指標のうち、当行が選好、限度枠、限界値または目標をグループ・レベルで設定した中で最も重要なもの、および/または議論や意思決定のために上級経営陣に日常的に報告されるものを「主要なリスク指標」に指定している。特定された主要なリスク指標には、適正自己資本および流動性に関する指標が含まれる。詳細は、「主要なリスク指標」の項に記載されている。

主要なリスク・レポート

多くの報告書が当行全体で使用されているが、ドイツ銀行は、上級経営陣へのリスク情報の提供を通じてドイツ銀行のリスク管理フレームワークを支え、関連する統治機関による当行のリスク負担業務の効果的な監視、誘導およびコントロールを可能にするために重要なものを「主要なリスク・レポート」に指定している。主要なリスク・レポートが受領者の要求事項を満たすよう、レポート作成機能は、主要なリスク・レポートが明瞭かつ有益であるかどうかを定期的に確認する。

ドイツ銀行の中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・プロファイル関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 月次のリスクおよび資本プロファイル・レポートはクロス・リスクに関する報告書であり、ドイツ銀行のリスク・プロファイルの包括的見解を示すものである。このレポートは、エンタープライズ・リスク委員会、グループ・リスク委員会および取締役会を経て監査役会のリスク委員会にも提出される。リスクおよび資本プロファイルには、リスク種類ごとの事業別の概要および企業全体のリスク問題が含まれている。また、重要なグループ・リスク選好の測定基準やその他の重要なポートフォリオのリスク種類管理の測定基準、ならびにリスクの進展に関する最新情報（特に注目される分野を取り上げ、対応するリスク管理戦略に関する最新情報も提供している。）も含まれている。
- 週次のリスク・レポートは、主要なリスク分野全般のハイレベルかつ時局的な問題を網羅する週次の報告書であり、毎週金曜日にエンタープライズ・リスク委員会、グループ・リスク委員会および取締役会のメンバーを経て監査役会のリスク管理委員会メンバーにも提出される。週次のリスク・レポートは解説が個別の項目に対応していることや、よりボラティリティの高いリスク指標に注目したテーマを対象とすることを特徴とする。
- ドイツ銀行は、グループ全体のマクロ経済に関する複数のストレス・テストを実施している。月次のリスク選好シナリオは、当行のストレス損失選好度を設定し、定期的に監視するという目的に資するものである。さらに、テーマ別シナリオもあり、それらはエンタープライズ・リスク委員会に報告され、そこで議論され、必要と思われる場合にはグループ・リスク委員会に上申される。ストレスのかかった重要業績評価指標は、グループ・リスク選好の限界値に対してベンチマークされる。

上記の報告書は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルをグループ・レベルで総体的に監視およびレビューするために使用されているが、リスク・プロファイルの監視およびコントロールのために使用される他の補完的な標準および特別の経営管理報告書（リスク種類別またはフォーカス・ポートフォリオ別の報告書を含む。）もある。

再建および破綻処理計画

EUにおいて、単一破綻処理メカニズム規制（SRM規制）ならびに銀行再建および破綻処理指令（BRRD）は、新たな金融危機の可能性の低減、ストレス下における金融機関のレジリエンス強化および最終的には納税者の資金を毀損することなく長期的な金融制度の安定性を支えることを目的としている。

SRM規制およびBRRDの規定（これらは、ドイツ再建および破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz, SAG）によってドイツで実施された。）に従い、ドイツ銀行は、有害事象の影響を適時かつ調整された方法で特定し、管理するために設計された再建および破綻処理計画の枠組みを維持する。

当行は、財務状況が著しく悪化した場合に財務状況を回復させるための措置を定めたグループ再建計画を維持している。グループ再建計画は少なくとも毎年1回更新され、取締役会の承認を受ける。

一方で、当行グループの破綻処理計画は、銀行自身ではなく破綻処理当局により作成される。ドイツ銀行は、当行のグループ破綻処理計画を策定している単一破綻処理委員会およびドイツ連邦金融監督庁（BaFin）と緊密に作業を行っている。当該計画は現在のところ、望ましい破綻処理戦略としてシングル・ポイント・オブ・エントリーのペイルインに基づいている。シングル・ポイント・オブ・エントリーのペイルイン戦略の下では、グループの安定化のため、親会社であるドイツ銀行AGは資本性金融商品（普通株式等Tier 1、その他Tier 1、Tier 2）およびペイルインに適切なその他の負債の元本削減および/または株式への転換により増資を行うことになる。BRRD（SAGで導入済）はこうした金融機関に対し、金融機関の資本再構成のためにペイルインの手法を適用してから1ヶ月以内に、金融機関の長期的な存続可能性の回復を目的とする、破綻原因に対処した事業再編計画を作成するよう要求している。破綻処理計画の目的において、ドイツ銀行は事業継続性を更に支え、改善するため、EU以外の法に準拠する顧客との財務契約に解約停止条項を追加し、主要なサービス契約に継続条項を含める等の追加的な準備を完了した。EU法に準拠する財務契約およびサービス契約は既に制定法で網羅されており、破綻処理の施策のみを理由とする契約の終了を防止している。

BRRDはEU加盟国の銀行に対し、十分な損失吸収と資本増強能力を確立することにより、自己資本および適格負債に関する最低要件を常に満たしているよう要求している。グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、MRELの要件とは別に、総損失吸収能力の国際的な最低要求基準の対象である。総損失吸収能力は、ペイルインのために維持しなければならない金融商品の金額および適格性に関して厳格な要件を規定している。特に、TLAC金融商品はその他のシニア負債に劣後すること（いわゆるシニア「非優先」債を含むが、規制上の資本性金融商品の形のものも含む。）が義務付けられている。これにより、ペイルインがシニア優先プレーンバニラ債、「仕組み商品」である負債性金融商品、預金およびデリバティブ等のその他のシニア（「優先」）債に影響を及ぼす前に負担をさせるべき資本およびTLAC金融商品に対し、ペイルインが最初に適用されることが保障されている。

ドイツ銀行AGは米国において、改正後の2010年ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（ドッド＝フランク法）の第1編により、情報を完全にするか対象を絞るかのいずれかの形で破綻処理および運営計画（米国破綻処理計画）を作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）が設定した期間内に両規制当局に提出することを要求されている。ドイツ銀行AGは米国破綻処理計画において、ドイツ銀行AGの米国における特定の重要なエンティティおよび事業について整然とした破綻処理を行う戦略を実行できることを実証する必要がある。ドイツ銀行AGのように、こうした計画を要求されている国外に拠点を置く対象会社に関しては、米国破綻処理計画は、子会社、支店、代理店、ならびに米国を拠点としているか業務の全体または重要部分が米国で行われている事業にのみ関連している。ドイツ銀行の米国破綻処理計画は、ドイツ銀行の米国の重要なエンティティにおけるシングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を記載しており、当行の中間持株会社の1社であるDB USA Corporationがどのように、米国の重要なエンティティの子会社を支援するために流動性と資金を提供し、これらの子会社が適用される破綻処理手続を行うことなく、支払能力を維持したまま清算できるようにするかを規定している。

2021年12月17日、ドイツ銀行は最初の「焦点を絞った」米国破綻処理計画を提出した。これには、ドイツ銀行の米国破綻処理戦略の中核要素（資本、流動性、資本増強戦略等）と、COVID-19パンデミック対応からの教訓をドイツ銀行がどのように処理計画プロセスに組み込んだかが記載されている。2022年12月16日、連邦準備制度理事会とFDIC（両機関）は、ドイツ銀行の2021年米国破綻処理計画と他の銀行の計画のレビュー結果を公表し、ドイツ銀行の計画に欠陥や不備は検出されなかった。ドイツ銀行へのフィードバックレターの中で、両機関は、破綻処理可能性の向上のためさらなる進展が必要とされる領域を指摘した。2023年8月、ドイツ銀行を含む特定の外国提出会社に対する破綻処理計画の要件を修正するガイダンス案も公表された。ドイツ銀行の次の完全な破綻処理計画の提出期限は2025年3月31日である。

リスクおよび資本管理

資本管理

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびベイルイン比率を管理している。財務部は、ドイツ銀行の資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。財務部は直接的に、またはグループ資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分ならびに地域別の資本計画を管理している。当行は、経済的および規制上の両方の観点から、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本を考慮して、ドイツ銀行の健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は引き続き、ドイツ銀行の全体的な資本の需要と供給を監視および調整し、常に適切なバランスを保っている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、ドイツ銀行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

財務部は、ユーロに対する外国為替レートの変動に対するドイツ銀行のCET 1比率と資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認したリスク選好の制約の範囲内で適切なヘッジ戦略を開発および実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、完全にヘッジされているかのいずれかである。財務部は、これにより、外貨建ての自己資本、資本控除項目およびリスク・ウェイトド・アセットによる影響のバランスを取ることを目的としている。また、財務部は関連するヘッジ費用とマーケット・リスク・ウェイトド・アセットへの影響を考慮している。

金融資源の上限設定

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、ドイツ銀行のCET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせてドイツ銀行の年次戦略計画の中で見直される。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ資産負債管理委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額（RWAとRWAに相当する特定の資本控除項目およびRWAに相当する特定の資本バッファの要件項目の合計と定義される。）ならびにレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制自己資本は主に、ドイツ銀行のCET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1比率およびレバレッジ比率への貢献は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産および事業に関連する資本需要合計に含まれる規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分とドイツ銀行の複数の支店には、法律上および規制自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性ポジションを策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

さらに、財務部はドイツ銀行の年金委員会のメンバーで、ドイツにおけるドイツ銀行最大の年金基金の資産運用を監視する、関連投資委員会のメンバーでもある。これらの投資委員会は、当行の資本基盤と分配能力を保護するための当行の投資目的に沿って、当該基金の投資戦略を設定している。

『

リスクの識別および評価

ドイツ銀行の事業および管理部門に係るリスクは、ストレス状況下を含め、定期的に識別されている。この評価は第1および第2の防衛線の両方からのインプットを組み込み、識別されたリスクの重要性が、その深刻度と実現可能性に基づいて評価される。リスクの評価は、将来を見据えた視点を応用した新たに発生しつつあるリスクに対する見方によって補完されている。このリスクの識別および評価プロセスにより、リスク一覧が得られ、該当する場合、関連する事業、事業体および支店を横断する当行グループの重要なリスクが捕捉される。

当行グループのリスク一覧の定期的な更新は、レビューおよび承認のためにエンタープライズ・リスク委員会に報告される。また、リスク一覧はグループ・リスク委員会で協議され、取締役会に報告される。一覧は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルに応じたストレス・シナリオの策定、リスク選好度の設定とモニタリングに関する情報提供といった主要なリスク管理プロセスに反映される。また、リスク一覧のリスクは、当行グループのリスク種類の分類法におけるリスクと紐づけられ、対応する重要性の評価も行われる。』

信用リスク管理および資産の質

信用リスクのフレームワーク

『

信用リスクは、ドイツ銀行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（ドイツ銀行では、併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。信用リスクは、相手先の信用度の低下、または相手先がドイツ銀行との契約条件を満たさない、あるいは合意されたとおりに履行されないことによる損失リスクを捉えたものである。

リスク種類の分類法に基づき、信用リスクは、債務不履行／格付遷移リスク、取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策リスクおよび信用集中リスクの4つの主要カテゴリーに分けられている。これは、定期的に行われるリスク識別および重要性評価により補完されている。

- 信用リスクの主要な要素である債務不履行／格付遷移リスクは、相手先が支払義務の不履行に陥る、または債務不履行の発生可能性を増加させるような信用の質の重要な低下を経験するリスクである。
- 取引／決済リスクは、既存の、偶発的な、または潜在的な将来の正のエクスポージャーから生じるリスクである。
- 軽減策リスクは、リスク軽減策が期待どおりに進行しないことにより損失が増加するリスクである。
- 信用集中リスクは、特定の単一の相手先、国、業界または商品の状況が悪化し、それによりその相手先、国、業界または商品に対するドイツ銀行の信用エクスポージャーのリスク・プロファイルが不相応に悪化するリスクである。

当行グループは以下の原理および原則を用いて信用リスクを管理している。

- 信用リスクは以下の場合にのみ許容される。
 - 承認された顧客。
 - 第1のLoDとして、各オリジネーション・チームが適切なデューデリジェンスを実施した後。
 - 新商品や既存商品の変更は、DBグループの新商品承認（NPA）の枠組みの中で評価されなければならない。
 - 合意され承認されたプロセスに従って格付けが付与された場合。
 - すべての信用関連エクスポージャーが関連するリスクシステムに正しく反映されている場合。
 - 順序立ったリスク・ポジションの解消計画が検討されている場合。
- 信用リスクが、部門、国、業界ごとに設定されたリスク選好の範囲内で想定されている。
- 組成したグループ部門が、信用エクスポージャーの損益に対する責任を負っている。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは、第1および第2のLoDにわたり継続的に監視および管理しなければならない。
- 与信基準は、リスク選好に沿った良好なリスク・プロファイルを維持するため、グループの全部門に一貫して適用される。
- 担保やその他のリスク軽減手段、ヘッジ手段、格付移転手段は、代替的な返済原資となり得るが、引受基準の代わりとなるものではなく、与信プロセスの中で、相手先の債務返済能力の徹底的な評価を行わなければならない。基本的に、格付移転手段は、債務者が債務不履行に陥らないよう支援する文書（コンフォートレターや親会社保証等）であり、結果的にこの影響はデフォルト確率において考慮され得る。
- ドイツ銀行は、全額キャッシュのリスクや長期間のエクスポージャーを適切に担保、保証、またはヘッジするよう努めている。このアプローチには通常、低リスクの短期取引や、証拠金で十分な損失をカバーできる特定のトレード・ファイナンスやその他の低リスク商品をサポートする貸出枠は含まれない。
- ドイツ銀行は、同一の債務者に対するすべてのエクスポージャーと貸出枠をグローバル・ベースで測定し、合算する。与信チーム内の主要担当者（KCP）が、関連する顧客（債務者）グループごとに割り当てられ、それぞれの債務者の信用リスク・プロセスをグローバル・ベースで調整する。
- ドイツ銀行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。商品に関する適切な専門性を確認するため、組成された信用リスク管理チームは、各商品または特定のリスクに連携している。
- 必要に応じて、ドイツ銀行は法人企業または地域レベルで信用エクスポージャーを管理するプロセスを確立している。

- CRR第190条の要件を満たすため、ドイツ銀行は、求められる与信プロセスに関する様々な統制を、当該統制を実行するのに最も適している第2のLoDユニットに割り当てている。

信用リスクの測定

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに与信限度枠といったその他重要な構成要素によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、とりわけ、個々の相手先レベルにおけるリスク選好の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスクに関する規制自己資本需要の決定のための基礎となるものである。相手先はそれぞれ格付けされ、各格付は相手先の継続的な監視に基づき、少なくとも毎年1回見直されなければならない。信用格付なしで与信限度枠が設定/承認されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（特定の商品の種類、中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の各特性を最もよく反映するために、特定の格付アプローチが確立されている。

当行の非リテール・ポートフォリオにおける相手先は、自動格付システムを一部利用して、ドイツ銀行の独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。リテール・ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。カンントリー・リスク関連の格付は、エンタープライズ・リスク管理（ERM）リスク・リサーチから入手される。

ドイツ銀行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、ドイツ銀行は行内の評価手法、スコアカードおよび当行の相手先の信用度を評価するための当行の21等級に分かれた格付等級を適用している。』

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該モデルを与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、信用リスク管理のリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）による承認を得なければならない。別途、すべてのモデルの変更および新たなモデルについては、モデル・リスク管理部による承認が必要となる。影響力の大きい提案については、グループ・リスク委員会の承認が推奨される。さらに、規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、モデル・リスク管理部がモデルの評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、RCRMCに報告される。

ドイツ銀行は、リスク・ウェイトド・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」の各アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的の各アプローチが当行の規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（IRBA）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これによりドイツ銀行は、当行の内部信用格付モデルに加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（PD）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（LGD）およびマチュリティ（M）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（EAD）の見積りの一部としての与信換算掛目（CCF）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（SFT）の大部分に関して、ドイツ銀行はEADを計算するために、CRRに従って内部モデル手法（IMM）を使用している。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。ドイツ銀行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指しているが、支払能力に関する規制要件に従って、観察されたデフォルト率の長期平均値に基づき補正されている。

基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータにはPDが含まれ、一方、LGDおよびCCFは規制上のフレームワークにおいて定められている。基礎的IRBAは、旧ポストバンクで保有する一定のエクスポージャーに適用されている。

ドイツ銀行は、信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。ドイツ銀行は、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、ドイツ銀行では経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

ドイツ銀行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.9%の確率で吸収するレベルに設定される。ドイツ銀行の信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが、債務不履行が起こらなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。ドイツ銀行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

当行の信用ポートフォリオを管理するための主要な構成要素としての信用格付（個々の取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、ドイツ銀行はすべての信用エクスポージャーに対する信用限度枠を設定する。与信限度枠は、特定期間にドイツ銀行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、ドイツ銀行はとりわけ内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額は適切なヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、ドイツ銀行は、現在の時価および当行と相手先との法的契約に基づく関連するタイム・ホライズンにわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。

IFRS第9号に基づく減損損失

次の章では、当行グループは、IFRS第9号の減損フレームワークの概要と、それがドイツ銀行の信用リスク管理活動にどのように組み込まれているかを説明する。この開示では、当行グループのIFRS第9号に基づくモデルと手法、2023年度における変更、ならびに主要なモデルの仮定について説明する。また、本章では2023年度における新たなリスクと、ドイツ銀行がECLの計算においてこれら最新動向の影響をどのように評価したか、とりわけ、モデルが2023年度および2023年度末現在において識別した不確実性の影響とともに、当行グループの主要なモデルの仮定の合理的な変更による影響を適切に考慮したかを説明する。

これらの信用リスク管理活動および評価は、信用リスクに対する当行の全体的な統制とガバナンスの枠組みに組み込まれており、これにはIFRS第9号に基づく予想信用損失の見積りと使用したモデルに関するガバナンスが含まれる。これらの活動には、定期的実施される新たなリスクが発生していないかのレビュー、ポートフォリオの詳細な分析、個々の借手レベルでの日常的なリスク管理、および定期的なモデルの検証が含まれるが、これらに限定されない。信用損失引当金に適用されるマネジメント・オーバーレイ、関連する仮定およびECLの計算に対するインプットのレビュー方法、ならびにモデルのレビューの一環としての、潜在的なモデルの不正確性およびオーバーレイの必要性の評価方法に関する詳細が記載されている。当行グループはまた、2022年度末、2023年度中および2023年度末において計上されたマネジメント・オーバーレイの背景を説明する。主要な仮定の合理的な変更の影響について透明性を高めるために、別の項でモデルの感応度を説明し、IFRS第9号に基づくモデルの結果の主要な要因で締めくくる。

IFRS第9号のモデルと手法に関する記述

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価で測定する、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するすべての信用エクスポージャー、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。当行の減損アプローチの目的上、当行グループはこれらの商品を金融資産と呼ぶ。

当行グループは、IFRS第9号に基づき、以下のとおり信用損失引当金を算定している。

- ステージ1は、当初認識後に信用リスクが著しく増大していないと想定される金融資産が分類される。
- ステージ2には、債務不履行とはなっていないが、当初認識時以降に信用リスクが著しく増大しているすべての金融資産が含まれる。
- ステージ3は、所要自己資本規制（CRR）第178条に基づくドイツ銀行の方針に従い、債務不履行とみなされる金融資産から成る。当行グループでは、こうした金融資産を減損金融資産、不履行金融資産、デフォルト金融資産と定義している。
- 信用リスクの著しい増大は、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報に基づく定性的情報および定量的情報を用いて決定される。
- 購入または組成した信用減損（POCI）の金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠が存在し、当行グループがディスカウントで購入した資産である。

IFRS第9号の減損アプローチは、当行グループの信用リスク管理手続の不可欠な一部である。予想信用損失（ECL）の見積りは、当行グループのECLモデルを用いた、パラメータに基づく自動ECL計算によって行われるか、または信用責任者によって決定される。どちらの場合も、各金融資産について個別に計算が行われる。同様に、ステージ間の移行が必要かどうかの決定も資産ごとに個別に行われる。当行グループのECLモデルは、ステージ1とステージ2のすべての金融資産、ならびに同質のポートフォリオ（すなわち、信用リスク特性が類似したリテールおよび小規模事業に対する貸出金）内のステージ3の金融資産に対する信用損失引当金の算定に用いられる。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオにおける金融資産およびPOCI資産に対する信用損失引当金は、信用責任者により個別に決定される。

当行グループは、ECLの測定に、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成要素を使用している。当行グループは、ECLの算定のため、バーゼル内部格付手法（IRBA）に基づく資本需要の算定および内部リスク管理の実務に使用される既存のパラメータを可能な限り活用している。これらのパラメータは、IFRS第9号の要件（例えば、ポイント・イン・タイム格付の使用および規制上のパラメータにおける景気後退のアドオンの除去）を満たすために必要に応じて調整される。将来の経済変数の予測をECLの測定に組み込むことにより、各ステージの信用損失引当金への影響が生じる。全期間のECLを計算するために、当行グループの計算は、経済予測を反映した移行マトリックスから、対応する全期間のPDを算出する。

2023年7月、当行グループは、ポストバンクの顧客のドイツ銀行のITシステムへの移行を完了した。これにより、ポストバンクに以前適用されていた特定のモデルが廃止され、ドイツ銀行全体でIFRS第9号に基づく減損モデルおよび手法へと統一された。これらの見積りの変更により当行グループの信用損失引当金が純増したが、金額に重要性はない。

2023年9月、当行グループは、大企業向けおよびレバレッジ貸出のデフォルト確率（PD）モデルを規制要件と整合させる承認を当局から受けた。このモデルは、バーゼル内部格付手法に基づく資本需要の算定、内部リスク管理の実務、およびIFRS第9号に基づくECL目的に使用される。これに関連する見積りの変更により、2023年9月30日現在の当行グループのECLは、101百万ユーロ減少した。

ステージの決定と信用リスクの著しい増大

当初認識時にPOCIに該当しない金融資産はステージ1に反映される。信用リスクが著しく増大した場合、当該金融資産はステージ2に移される。信用リスクの著しい増大は、格付関連指標とプロセス関連指標を用いて決定される。金融資産のステージ3への移行は、借手が債務不履行に陥っている場合に行われる。借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての金融資産はステージ3に移される。

ステージ2の格付関連指標：当行グループは、報告日における借手の全期間のPDと、当初認識日における見積りの全期間のPDを比較し、IFRS第9号の減損の範囲において借手のPDと、その結果借手の取引のいずれかに重要な変化があったかどうかを判断する。過去に観測された格付遷移情報と様々な経済シナリオのサンプリングに基づき、全期間PDの格付分布が得られる。この分布の分位点は相手先クラスごとに定義されており、全期間PDの限界値として選択される。ある取引の現在の全期間PDが、残存期間にわたり、この限界値を超える場合、当該金融資産は信用リスクが著しく増大しているものとしてステージ2に移される。ステージ2の限界値の定義に使用される分位値は、専門家の判断を用いて決定され、年1回見直されており、IFRS第9号適用以降、変更はなされていない。適用される限界値は、借手の当初の信用の質、過去に予想された残存期間、現在の残存期間および相手先クラスによって異なる。経営陣は、定義されたアプローチと分位値は、金融資産の信用リスクが著しく増大したことを示す意味のある指標であると考えている。

ステージ2のプロセス関連指標は従来のリスク管理指標を用いて導き出され、当行の見解では、金融資産の信用リスクが著しく増大しているという状況を表す。これには、信用ウォッチリストに強制的に追加された借手、ワークアウト手続に移管された借手、支払いが30日以上延滞している、または条件が緩和された借手が含まれる。1つ以上のプロセス関連指標または格付関連指標の条件が満たされ、金融資産の借手が債務不履行の定義を満たす状態になっていない限り、資産はステージ2にとどまる。ステージ2の指標の条件が満たされなくなり、かつ金融資産が債務不履行にもなっていない場合、当該金融資産はステージ1に戻される。条件が緩和された正常金融資産の場合、猶予期間は、金融資産がステージ1に分類変更される前の2年間となり、これは規制ガイダンスに基づくものである。

借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての取引はステージ3に分類される。借手の債務不履行がその後解消された場合、規制ガイダンスに基づく是正条件（猶予期間を含む。）が適用され、3ヶ月以上、または破綻した再構築の場合は1年である。規制上の猶予期間または条件が満たされると、借手はデフォルトに分類されなくなり、ステージ2またはステージ1に移される。

ステージ3のECLの計算では、同質なポートフォリオおよび同質でないポートフォリオにおける取引と、POCI金融資産とを区別している。当行グループは、ステージ3の取引および同質なポートフォリオの取引に対する取引ごとの信用損失引当金の決定に、パラメータに基づく自動アプローチを使用している。これらの取引について、LGDパラメータは時間に依拠するよう大部分がモデル化されている。すなわち、債務不履行後の時間経過に伴う回収予定額の減少を考慮している。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオに対する金融の信用損失引当金は、POCI資産に対する信用損失引当金と同様に信用責任者によ

り決定され、取締役会を含む設定された権限に沿って承認されなければならない。これにより、信用責任者は、報告日現在入手可能な情報と、借手および金融資産ごとの回収予測を検討することができる。

主要なインプット要因の見積手法

当行グループのECLの算定における主要なインプット要因の最初の1つは、当行の内部格付システムから導出された借手の1年間のPDである。当行グループは、当行グループのすべてのエクスポージャーについて21段階の格付評価基準に基づいて、関連する借手の信用エクスポージャーごとにPDを割り当てている。

借手に割り当てられる格付は内部で開発された格付モデルに基づいて導出されている。このモデルは、顧客に関連する、一貫性のある区別可能な基準を設定し、一部の顧客に与えられた特定の一連の基準に基づいて格付を付与するものである。この一連の基準は、一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ（格付機関等）を含む、各顧客セグメントに関連する情報セットから作成される。使用される方法は、統計的スコアリング・モデルから、利用可能な関連する定量的および定性的情報を考慮に入れた、専門家によるモデルにまで及ぶ。専門家によるモデルは通常、「中央政府および中央銀行」、「機関」、および「法人」の各エクスポージャー・クラスにおける借手に適用されるが、統計的スコアリング・モデルに利用可能な十分なデータ基盤がある「法人」は例外である。「法人」と「リテール」では、統計的スコアリング・モデルまたは両方のアプローチを組み合わせたハイブリッド・モデルが一般的に用いられている。定量的格付手法は、ロジスティック回帰等の適用される統計的モデル化手法に基づいて開発されている。

1年間のPDは、スルー・ザ・サイクル・マトリックスおよびマクロ経済予測を用いて、複数年のPDカーブに拡張される。マクロ経済のベースライン予測をはじめとする経済シナリオに基づき、スルー・ザ・サイクル・マトリックスは初めに、通常は2年間のポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスに転換される。ポイント・イン・タイム・マトリックスの計算は、マクロ経済変数と借手の債務不履行および格付行動との関連を利用し、その関連は、過去のマクロ経済変数（MEV）や回帰分析手法による格付時系列から導出される。最後に、合理的かつ裏付可能な予測が入手可能な期間のポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスから複数年のPDカーブが導出される。それらの期間を超える部分については、スルー・ザ・サイクル格付遷移マトリックスに基づいて推定される。

ECLの算定における2つ目の主要なインプットはLGDパラメータであり、これは借手が債務不履行となった場合の損失強度と定義される。これは、債務不履行事象が発生した際に回収できないエクスポージャーの見積りを提供するものであり、したがって、損失強度を把握するものである。概念として、LGDの見積りは借手のデフォルト確率とは無関係である。ステージ1およびステージ2に適用されるLGDモデルは、規制上のLGDモデルに基づくものがあるがIFRS第9号の要件（景気後退のアドオンの除外とワークアウトの間接費の除外）について調整されており、損失の主な要因（担保のレベルや質、顧客や商品の種類、貸出枠の優先順位等）が、リスク・ドライバーとしてLGDの見積りに反映されていることを確認している。当行のLGDモデルでは、当行グループは担保付エクスポージャー（ヘアカット適用後の担保価値）に担保の種類別のLGDパラメータを割り当てている。債務不履行に陥った同質のポートフォリオに関するLGD設定は、デフォルト後の時間経過に部分的に依拠し、統計的手法を用いて当行グループの数十年間の損失と回収実績に基づいて調整されるか、または重要性の低いポートフォリオについては、専門家の判断により特定のLGDモデルの入力パラメータ（キュアレート等）が決定される。

3つ目の主要なインプットは金融資産の存続期間にわたるデフォルト時エクスポージャーであり、これは予想される返済プロファイル（均等償却、元利均等、一括返済等）を考慮してモデル化される。期限前返済オプションに重要性はないと考えられるため、すべてのポートフォリオについてモデル化されていない。当行は、EADの額を計算するために、具体的な与信換算掛目（CCF）を適用する。概念として、EADは、債務不履行時の借手に対する信用エクスポージャーの見込額と定義される。取引が未使用限度額を伴うものである場合、借手の債務不履行の場合に予想される未払額を適切に反映するために、未使用限度額の割合を未払額に加算する。これは、コミットメントに関して、債務不履行時の利用率が現在の債務残高よりも高い可能性があるという仮定を反映している。取引が追加の偶発的要素（すなわち、保証）を含む場合、債務不履行の場合に引き出される保証額を見積るために、CCFモデルの一部として追加の割合が適用される。このようなパラメータの調整は過去の内部データのほか、実証分析や専門家の判断に基づいており、借手および商品の種類を考慮している。規制目的上、監督上のCCF値を適用する必要があるのに対して、IFRS第9号では内部の見積りを適用している。

予想残存期間

IFRS第9号では全期間のECLを算定することが求められ、これは金融資産の予想残存期間が主要なインプット要因となる。全期間のエCLは、金融資産の予想される残存期間にわたる債務不履行事象を表す。当行グループは、当行グループが信用リスクにさらされる契約上の最長期間（借手の延長オプションを含む。）にわたる債務不履行リスクを考慮して、ECLを測定する。

個人向け当座貸越、クレジット・カード利用枠および特定の法人向けリボルビング貸出枠は通常、貸出金と未利用のコミットメントの要素の両方を含んでいる。このような要求払の貸出枠の予想残存期間は、通常は当行グループが信用リスクの上昇を認識した場合にのみ解約されることから、契約上の残存期間を超える。予想残存期間は、過去の情報、ならびに与信限度額の引き下げや貸出枠の解約といった当行グループの信用リスク管理部の取り組みを考慮して見積られる。このような貸出枠が信用リスク管理部による個別審査の対象である場合、ECLの計算に使用される残存期間は12ヶ月である。信用リスク管理部による個別審査の対象ではない貸出枠については、当行はECLの計算に24ヶ月の残存期間を適用している。

IFRS第9号に基づくモデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、実効金利（EIR）の近似値を適用する。これは通常、約定金利である。約定金利はECLモデル、利息の認識、およびECLの割引において一貫して用いられており、EIRと大きく異なるものではないため、適切な近似値であるとみなされる。

IFRS第9号の予想信用損失の計算における担保化の検討

ECLモデルは、ある金融資産の残存期間中の各時点における担保のレベルを予測するものである。報告日現在、当該モデルはドイツ銀行の経済的資本モデルに適用されている既存の担保分配プロセスを使用している。このモデルでは、各適格担保の清算価値を関連する金融資産に配分し、各金融資産の担保付部分と無担保部分とを区別している。ECL算定においてその後、当行グループは、担保付と無担保のエクスポージャーについて上記LGDを適用し、担保付と無担保のエクスポージャーについて別々にECLを算定している。

ECLモデルでは、保証等の個人担保に関して、担保の相対的なレベルが長期的に安定していることを前提としている。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャー残高と担保価値は時間の経過とともに減少する。不動産等の現物担保については、ECLは担保の絶対価値が一定であると仮定する。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャーの担保付部分は時間の経過とともに増加し、融資比率はそれに応じて減少する。

特定の金融保証契約は、保証された金融資産にとって不可欠である。このような場合、金融保証は当該金融資産の担保とみなされ、保証による利益は保証された金融資産のECLを軽減するために用いられる。

将来予測的な情報

IFRS第9号では、信用損失引当金は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮した上で、不当なコストや労力を払うことなく入手可能な合理的かつ支持できる将来予測的な情報に基づき計上される。

将来予測的な情報を当行グループの信用損失引当金に盛り込むため、当行は以下の2つの主要な要素を用いている。

- 基本シナリオとして、当行グループは外部調査によるマクロ経済予測（GDPおよび失業率に関するコンセンサス等）を利用する。さらに、ストレス・テスト用に当初開発されたシナリオ拡大モデルが、外部のコンセンサス・データでカバーされないマクロ経済変数の予測に利用される。すべての予測は、これらの各変数の最も可能性の高い変動を反映して予測される。当行グループは、四半期におけるマクロ経済の要因に関する予測を定期的に更新し、また、潜在的なモデルの不正確性の側面（例えば、モデルにすでに含まれていない場合の、モデルの調整に使用された過去の範囲に含まれないMEVパラメータ）をMEVの監視フレームワークの一部として見直し、オーバーレイの必要性を評価する。
- その後、統計的手法を適用して、基本シナリオ予測を、マクロ経済変数の確率分布によって定義される複数のシナリオを対象とするシナリオ分析に変換する。これらのシナリオはベースライン予測との乖離を特定する。その後、シナリオの分布が、ステージ2の格付関連指標の箇所でも前述したECLの計算や金融資産の信用の質の著しい悪化の識別に適用される。格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎として用いられる。

当行グループのリスクおよび金融信用損失引当フォーラムは、最新のマクロ経済変数を含む将来予測的な情報の影響を四半期ごとに監視し、追加のオーバーレイが必要かどうかを判断する。金利とインフレは個別にMEVに含まれていないが、金利とインフレの上昇が予測に浸透するにつれて、これらのリスクの経済的影響は、GDP成長率、失業率、株式および信用スプレッドに反映される。2023年12月31日現在、ECLモデルに適用されたコンセンサス・データは、最新のマクロ経済の動向を反映しているとみなされ、MEVにおける関連するすべての不確実性を検討した結果、追加のオーバーレイの必要はなかった。

前述のとおり、マクロ経済変数をECLの計算に織り込む当行グループのアプローチでは、8つの個別の四半期観察結果を用いて、今後2年間の予測を反映している。当行グループは、8四半期後の予測をマクロ経済変数と過去の傾向を基に作成している。

以下の表は、2023年12月31日および2022年12月31日現在の、IFRS第9号に基づくモデルにおける将来予測的な情報の適用に組み込まれるマクロ経済変数を示している。

適用された将来予測的な情報

| | 2023年12月31日現在 ^{1,2} | |
|------------------------------|------------------------------|-----------------|
| | 1年目 (4四半期平均) | 2年目 (4四半期平均) |
| コモディティ - 金 | 1,957.34 | 1,958.16 |
| コモディティ - WTI | 82.52 | 83.56 |
| クレジット - CDX Emerging Markets | 195.16 | 192.83 |
| クレジット - CDX High Yield | 451.57 | 466.40 |
| クレジット - CDX IG | 70.04 | 72.12 |
| クレジット - High Yield Index | 4.05 | 4.19 |
| クレジット - ITX Europe 125 | 73.09 | 72.21 |
| 株式 - MSCI Asia | 1,293 | 1,297 |
| 株式 - Nikkei | 33,188 | 34,051 |
| 株式 - S&P500 | 4,514 | 4,621 |
| GDP - アジア開発途上国 | 4.94% | 4.37% |
| GDP - 新興国市場 | 4.08% | 4.01% |
| GDP - ユーロ圏 | 0.13% | 1.08% |
| GDP - ドイツ | 0.12% | 1.30% |
| GDP - イタリア | 0.33% | 1.03% |
| GDP - 米国 | 1.75% | 1.31% |
| 不動産価格 - 米国CREインデックス | 353.41 | 347.99 |
| 失業率 - ユーロ圏 | 6.67% | 6.64% |
| 失業率 - ドイツ | 3.12% | 3.13% |
| 失業率 - イタリア | 7.75% | 7.68% |
| 失業率 - 日本 | 2.58% | 2.42% |
| 失業率 - スペイン | 11.96% | 11.67% |
| 失業率 - 米国 | 4.19% | 4.40% |

1 2023年12月6日現在のMEV。2023年12月29日までほぼ変動はなかった。

2 1年目は2023年度第4四半期から2024年度第3四半期、2年目は2024年度第4四半期から2025年度第3四半期。

2022年12月31日現在^{1,2}

| | 1年目 (4四半期平均) | 2年目 (4四半期平均) |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| コモディティ - 金 | 1,745.84 | 1,797.74 |
| コモディティ - WTI | 90.19 | 88.79 |
| クレジット - CDX Emerging Markets | 260.99 | 239.03 |
| クレジット - CDX High Yield | 489.77 | 476.53 |
| クレジット - CDX IG | 85.33 | 84.94 |
| クレジット - High Yield Index | 4.46 | 4.31 |
| クレジット - ITX Europe 125 | 101.26 | 96.50 |
| 株式 - MSCI Asia | 1,178 | 1,176 |
| 株式 - Nikkei | 28,427 | 29,287 |
| 株式 - S&P500 | 3,933 | 4,011 |
| GDP - アジア開発途上国 | 3.95% | 4.60% |
| GDP - 新興国市場 | 3.31% | 3.94% |
| GDP - ユーロ圏 | 0.87% | 0.53% |
| GDP - ドイツ | -0.26% | 1.00% |
| GDP - イタリア | 0.32% | 0.68% |
| GDP - 米国 | 0.62% | 0.61% |
| 不動産価格 - 米国CREインデックス | 352.41 | 343.97 |
| 失業率 - ユーロ圏 | 7.03% | 7.15% |
| 失業率 - ドイツ | 3.22% | 3.33% |
| 失業率 - イタリア | 8.24% | 8.53% |
| 失業率 - 日本 | 2.56% | 2.42% |
| 失業率 - スペイン | 13.06% | 12.98% |
| 失業率 - 米国 | 4.05% | 4.75% |

1 2022年12月12日現在のMEVであるが、2022年12月30日までほぼ変化はなかった。

2 1年目は2022年度第4四半期から2023年度第3四半期、2年目は2023年度第4四半期から2024年度第3四半期。

2023年度における重点事項

ドイツ銀行の2023年度のマクロ経済環境は、金融引き締めを一段と推し進めた高インフレの持続、金利環境の長期化リスク、主要先進国における金融環境の全般的な引き締めが特徴的であった。年末にかけて、インフレ圧力が弱まっていることを示す証拠から、金融緩和を伴う2024年の中央銀行による早期かつ大幅な利下げに対する市場の期待が見直された。加えて、特に米国と欧州の銀行セクターにおける選別的な破綻や再編をめぐる市場の大幅な変動や、商業用不動産（CRE）市場、特に米国のオフィス・セクターに対する圧力の高まりがあった。

ドイツ銀行のECLモデルが、2023年度を通じてマクロ経済環境のすべての不確実性を考慮していることを確認するために、当行グループは継続的に、潜在的なマイナス面を評価し、当行の信用戦略とリスク選好を管理するために新たに発生したリスクを検討した。全体として、ドイツ銀行は、これらレビューの結果として取られた措置は、2023年12月31日現在で当行が予想信用損失に係る引当金を適切に認識するよう指定されたものであったと考えている。

商業用不動産

CRE市場は、金利の上昇、貸出条件の厳格化に伴う市場流動性の低下のほか、オフィス・セクターの構造的変更の影響により、引き続き逆風に直面している。

市場のストレスは米国でより顕著であり、不動産価格指数は欧州やアジア太平洋地域と比較して、最近のピークからのCRE資産価値の大幅な下落を示している。同様に、オフィス分野においても、市場の低迷は米国で最も顕著であり、欧州に比べて賃貸活動の低迷と高い空室率に反映されている。

現在の環境では、ポートフォリオの主なリスクは借換リスクである。CRE貸出金は多くの場合、元本の大部分が満期時に支払われる。現在の市場環境では、借手は満期を迎える債務を返済するための新たな融資を受けたり、融資を延長するための条件を満たすことが困難になる可能性がある。当行グループは、CREポートフォリオに借換リスクが高まっている兆候がないか注意深く監視している。

2022年に金利引き上げが開始され、不動産市場のストレスが高まる中、当行グループは借手と積極的に協働して今後の満期に対応し、貸出金の変更および延長（期間延長等）の条件を設定した。多くの場合、これらの貸出金はIFRSに基づくステージ2への分類のトリガーとなる条件緩和として分類されるが、必ずしもIFRSに基づく条件変更ではない。しかし、場合によっては、貸出金の延長や変更について合意に達することができず、借手が借換えを行うことができず債務不履行に陥ることもあ

る。この結果、2023年度のステージ3のECLは2022年度と比較して増加し、また、将来の債務不履行やCRE市場の回復時期に関しても引き続き不確実性が伴う。

CREポートフォリオは、当行グループおよび顧客セグメントの様々な部分にわたって組成された貸出アレンジメントで構成されている。当行グループのCREの定義に基づく当行グループのCREポートフォリオには、「不動産に関する業種別主要信用エクスポージャー区分」(NACE)で報告されたエクスポージャーに加え、金融および保険を含む他のNACE区分で報告されたエクスポージャーも含まれる。

CREポートフォリオにおいて、当行グループはリコース・ファイナンスとノンリコース・ファイナンスを区別している。CREのリコース・ファイナンスは通常、抵当担保のほか、信用力のある事業体または個人に対する償還請求権に基づいて、固有のリスク・プロファイルが低くなる。CREのリコース・エクスポージャーは、不動産会社、ウェルス・マネジメント顧客、その他個人・法人顧客に対する事業用・商業用不動産の担保付リコース融資に及ぶ。

ノンリコース融資は、融資物件から生み出されるキャッシュ・フローに通常限定され、かかる融資の借換能力が、借換時に当該物件から生み出される基礎となる不動産価値および収入源によって制約される可能性がある返済原資に依拠する。

CRE貸出金ポートフォリオ全体は、ドイツ銀行のグループ全体のストレス・テストのフレームワークの下、定期的なストレス・テストの対象となっている。また、ドイツ銀行は、潜在的な下振れリスクをより包括的に把握するため、CRE貸出金ポートフォリオの特定のサブセグメントについて、独自のポートフォリオ・ストレス・テストを実施している。2023年12月31日終了事業年度において、当行グループは、金利上昇、担保価値の下落、元本残高の満期返済比率が高い貸出金構造による借換リスクの上昇等、現在のCRE市場のストレス要因に対する感応度が高いことから、リスクが高いとみなされるノンリコース・ファイナンス・ポートフォリオの一部について、独自のポートフォリオ・ストレス・テストを実施した。

2023年12月31日現在、独自のポートフォリオ・ストレス・テストの対象となるノンリコース・ポートフォリオ(高リスクCREポートフォリオまたはストレス・テスト済みのCREポートフォリオとも呼ばれる。)は、382億ユーロのノンリコースのCREポートフォリオのうち312億ユーロであり、これは、堅調な需要のファンダメンタルズの恩恵を受けているデータセンターや地方自治体のソーシャルハウジング等、影響を受けたリスク・ドライバーが少ないサブ・ポートフォリオのみを除外している。2022年12月31日以降、ノンリコースのCREポートフォリオおよびストレス・テスト済みのCREポートフォリオはそれぞれ7億ユーロおよび12億ユーロ減少し、主に返済および貸出金売却によるものであった。ストレス・テスト済みのCREポートフォリオと比較して、ノンリコースのCREポートフォリオの減少幅は小さかった。これは、データセンターや地方自治体のソーシャルハウジング等、前述の低リスクのノンリコースのCREサブ・ポートフォリオにおいて選別的な組成が継続されたためである。

下表は、2023年12月31日および2022年12月31日現在、ドイツ銀行のノンリコースおよびストレス・テスト済みの各CREポートフォリオに寄与している当行グループの不動産およびその他の業種(NACE)の概要をそれぞれ示している。

CREポートフォリオの概要

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|-----------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|----------------------|
| | 総帳簿価額 ¹ | 信用損失引当金 ² | 総帳簿価額 ¹ | 信用損失引当金 ² |
| 不動産 ³ | 49,267 | 460 | 47,973 | 236 |
| うち、ノンリコース | 25,073 | 382 | 24,832 | 147 |
| うち、ストレス・テスト済みポートフォリオ | 21,331 | 364 | 22,144 | 135 |
| その他の業種 ³ のノンリコース | 13,119 | 225 | 14,037 | 189 |
| うち、ストレス・テスト済みポートフォリオ | 9,879 | 114 | 10,242 | 101 |
| ノンリコースのCREポートフォリオ合計 | 38,192 | 606 | 38,869 | 336 |
| うち、ストレス・テスト済みポートフォリオ | 31,210 | 478 | 32,386 | 236 |

1 償却原価で測定する貸出金。

2 信用損失引当金は、カントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

3 NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) コードによる業種。

下表は、2023年12月31日および2022年12月31日現在認識された信用損失引当金繰入額と、IFRS第9号に基づくステージ別のノンリコースのCREポートフォリオを示したものである。

ノンリコースのCREポートフォリオ

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------|--------------------|--------------------|
| | 総帳簿価額 ¹ | 総帳簿価額 ¹ |
| ステージ別エクスポージャー | | |
| ステージ1 | 27,325 | 31,892 |
| ステージ2 | 7,661 | 5,233 |
| ステージ3 | 3,206 | 1,744 |
| 合計 | 38,192 | 38,869 |

| | 2023年度 | 2022年度 |
|-------------------------|--------|--------|
| 信用損失引当金繰入額 ² | 445 | 128 |

1 償却原価で測定する貸出金。

2 信用損失引当金繰入額は、カントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

ステージ2およびステージ3の各エクスポージャーの前年比増加は、CRE市場の悪化に伴い貸出金のウォッチリストへの追加や条件緩和措置が増加したほか、債務不履行が増加したことを反映している。

下表は、IFRS第9号に基づくステージ別、地域別、物件種別、加重平均融資比率(LTV)別のストレス・テスト済みのCREポートフォリオ、ならびに2023年12月31日および2022年12月31日に終了した各事業年度に計上された信用損失引当金繰入額をそれぞれ示している。

ストレス・テスト済みのCREポートフォリオ

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| | 総帳簿価額 ¹ | 総帳簿価額 ¹ |
| ステージ別エクスポージャー | | |
| ステージ1 | 21,568 | 26,199 |
| ステージ2 | 6,889 | 5,046 |
| ステージ3 | 2,753 | 1,141 |
| 合計 | 31,210 | 32,386 |
| 内訳： | | |
| 北アメリカ | 56% | 57% |
| 西ヨーロッパ（ドイツを含む。） | 36% ² | 36% |
| アジア/太平洋 | 7% | 7% |
| うち、オフィス | 42% | 41% |
| 北アメリカ | 23% | 22% |
| 西ヨーロッパ（ドイツを含む。） | 17% ³ | 15% |
| アジア/太平洋 | 2% | 3% |
| うち、住宅用 | 14% | 12% |
| うち、ホスピタリティ | 10% | 11% |
| うち、リテール | 9% | 9% |
| 加重平均LTV（%） | | |
| インベストメント・バンク | 66% | 62% |
| コーポレート・バンク | 53% | 53% |
| その他の事業 | 68% | 56% |
| | 2023年度 | 2022年度 |
| 信用損失引当金繰入額 ⁴ | 388 | 103 |
| うち、北アメリカ | 298 | 87 |

1 償却原価で測定する貸出金。

2 ドイツのストレス・テスト済みのCREポートフォリオに占める割合は約7%。

3 ドイツのオフィス貸出金は、ストレス・テスト済みのCREポートフォリオのオフィス貸出金全体の4%を占める。

4 信用損失引当金繰入額は、カントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

米国のオフィス貸出金セグメントの平均LTVは、2022年12月31日現在は60%であったのに対し、2023年12月31日現在は81%であった。LTVの計算は、最新の外部鑑定価額に基づいており、さらに定期的な暫定内部調整の対象となる。当行グループは、CREの担保価値を適宜更新しているが、市場のボラティリティが高まり、市場の流動性が低下している現在の環境では、こうした価値およびその基礎となる仮定は、より高度な変動や不確実性の影響を受ける。現在のようなストレスがかかった市況が続けば、商業用不動産の不動産価値とLTV比率にさらなる悪影響が及ぶ可能性がある。

ステージの分類および引当金計上水準は主に、借手の経常的キャッシュ・フロー創出能力、ローンの満期時に借換を受ける借手の能力、および融資物件の担保価値の評価に基づいている。ドイツ銀行は、借手の貸出金分類を適時に調整できるよう、これらの要因に潜在的な悪化の兆候がないかを積極的に監視している。貸出金が減損していると判断された場合、当行グループは、貸出金の整理のための複数の潜在的シナリオを用いて、それぞれの予想確率で加重平均し、その時点で入手可能な情報を考慮して、必要な信用損失引当金を計算する。このような評価は、シナリオの重み付けに関して本質的に主観的であり、不動産から生み出される将来のキャッシュ・フローや潜在的な不動産担保実行による収入等、様々な仮定の影響を受ける。これらの仮定は不確実性を伴うものであり、現在の不安定な市場環境においては、当初の仮定から乖離した展開が将来の引当金計算に重要な影響を及ぼす可能性がある。リモートワークの形態がオフィス・スペース需要に与える長期的な影響が不透明であるため、オフィス・セクターにはさらなる不確実性が存在する。

当面の金利見通しを踏まえると、当行グループは、ストレスがかかった市場環境が2024年まで続く予想しており、その結果、資産の質がさらに悪化し、信用損失引当金が増加する可能性があり、これは2024年度の信用損失引当金に関する通達ガイドランスに反映されている。

CRE市場の悪化が始まって以来、当行グループは、より高リスクのノンリコース・ポートフォリオにおける追加的な信用損失の下振れリスクを評価するため、損失強度の主な要因である不動産価値のストレスに焦点を当てた暫定的かつ独自のストレス・テストを実施している。ストレスのかかった価値は、観察されたピーク対トラフの市場指数下落（鑑定価額に対する商業用不動産の市場指数）に加えて、物件種別と地域によって異なる追加ヘアカットを適用することによって算出される。担保実行シナリオを想定したストレス分析では、ストレスがかかった不動産価値がローン残高を下回る場合、すなわちストレスLTVが100%を超える場合に、ローンに損失が発生すると想定している。2023年12月31日現在実施されたストレス分析では、当行グループは、各物件種別について観察されたピーク対トラフの市場指数下落に3～18%の追加ヘアカットを適用した。特に米国のオフィス・セクターにおける市況のさらなる悪化に牽引され、第4四半期の指数の下落幅は前四半期比でさらに拡大した。

ストレス・テストの仮定に基づき、2023年12月31日現在のストレス・テスト済みのCREポートフォリオ312億ユーロを出発点として利用した場合、ストレス・シナリオでは、それぞれの期限プロファイルに基づき、複数年にわたり約11億ユーロの信用損失が発生する可能性がある。留意点として、ストレス損失は引当金控除前の金額で計上されているが、当行グループがすでに信用損失引当金を計上しているポートフォリオを対象とする。しかし、担保実行シナリオにおけるストレス損失は、現在のECLの見積りを上回る可能性がある。

独自のストレス・テストには、個々の資産パフォーマンス、特定の場所、または資産の有用性に基づく差別化の欠如を含むがこれに限定されない多くの限界があり、これらすべてが潜在的なストレス損失に重要な影響を及ぼす可能性がある。さらに、算出されたストレス損失は、ピーク対トラフ指数値がさらに悪化する可能性や、ヘアカットの増額に関する仮定の影響を受けやすいため、ストレス損失の追加額は今後変動する可能性がある。基礎となる仮定が変更されると、より広範なストレス結果につながる可能性があるため、当行グループの独自のストレス・アプローチは複数のシナリオの一つである。

現在入手可能な情報に基づき、ドイツ銀行は、当行グループのCREポートフォリオに関連するECLの見積りは合理的な範囲内にあり、追加的な是正措置は必要なく、したがって当行の最善の見積りであると考えている。しかし、当行グループは、新規事業については、工業用地や物流施設等、よりレジリエントな物件種類に焦点を当て、引き続き厳選している。

ECLの総合的な評価

ドイツ銀行のECLモデルが、2023年度を通じてマクロ経済環境のすべての不確実性を考慮していることを確認するために、当行グループは、新たなリスクを引き続きレビューし、ベースラインおよび下振れの潜在的な影響ならびに当行の信用戦略とリスク選好を管理するために必要な取り組みを評価した。これらレビューの結果、2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行は予想信用損失に係る引当金を適切に認識していると判断している。

上述のレビューの結果および主要ポートフォリオ指標の策定は、信用リスク選好および管理フォーラムおよびグループ・リスク委員会で定期的に協議される。必要な場合には、リスクを軽減するための措置が取られる。顧客格付は最新のマクロ経済の動向を反映するよう定期的に見直され、潜在的に重大なリスクが識別された場合、顧客はウォッチリスト（ステージ2）に移され、条件緩和措置が交渉され、与信限度枠と担保設定が見直される。全体として、当行グループは、日々のリスク管理活動とエマージング・リスクの定期的なレビューに基づいて、ECL引当金を適切に計上していると考えている。

ただし、以下の項では、2023年度末現在で追加のオーバーレイが必要かどうかをさらに検討する。

IFRS第9号に基づくモデルアウトプットに適用されるマネジメント・オーバーレイ

当行グループは、IFRS第9号に基づく手法およびプロセス、ECL計算の主要なインプットを定期的に見直し、今後予定されるモデルの変更、潜在的なモデルの不正確性、またはその他の見積りの不確実性（例えばマクロ経済環境）について協議し、重要なオーバーレイの計上の必要性を判断している。

2023年度において、債務不履行の新たな定義により必要となったパラメータの再調整に関連する92百万ユーロのオーバーレイが戻入れられた（最初の適用時には信用損失引当金の減少につながった。）。このオーバーレイは、当行グループがステージ3への分類のトリガーとなる債務不履行の新たな定義を導入した2021年度に導入された。債務不履行の新たな定義の導入は主に、同質のポートフォリオにおいてステージ3が増加したプライベート・バンクに影響を及ぼした。定義の変更はこれらのポートフォリオの予想損失合計に重要な影響を与えないことから、関連するPDおよびLGDの各パラメータがモデルにおいて更新されなかったため、この変更によりステージ3の引当金が過大計上された。

想定されたPDとLGDの再調整は、統計的再調整を可能にする追加的な経験的データが入手可能となり、予想されたパラメータの更新が行われた後、2023年度下半期に実施された。オーバーレイの戻入れによる相殺効果を含む全体的な再調整効果は、15百万ユーロであった。

2022年度末において、当行グループは合計マイナス92百万ユーロのオーバーレイを計上した（信用損失引当金の減少につながった。）のに対し、2023年度末においては84百万ユーロのオーバーレイを計上した（信用損失引当金の増加につながった。）。これは主に、2024年度第2四半期に実施予定の想定されるECLモデルの変更に関連するものであった。

当行グループが追加のオーバーレイを必要とするかどうかを評価する際に、特に現在の地政学的環境において、進化するまたは新たに発生するリスクを定期的に見直す。上述の2023年度の重点項目に含まれる措置と同様に、これらの措置には、顧客

の調査とインタビューや、事業、地域、セクター全体のポートフォリオの分析が含まれる。さらに、当行グループは、主要なモデルのインプットと仮定（フィーダー・モデルのものを含む。）を定期的に見直して検証し、専門家の判断が適用される場合は、当行グループのリスク管理フレームワークに沿っていることを確認する。2023年12月31日現在、追加のオーバーレイが必要となるようなモデルの欠陥は確認されていないが、ECLモデル関連の変更についてはオーバーレイが計上されている。

モデルの感応度

当行グループは、IFRS第9号に基づくモデルに含まれる3つの主要なモデルの仮定を特定した。これらには、将来予測的なマクロ経済変数、借手に信用リスクの著しい増大がありステージ2に移すかどうかを判断するための定量的基準、およびステージ3の均質なポートフォリオに関するLGDの設定が含まれる。以下で、当行は、ECLモデルに適用されたこれらの主要な仮定が当行の基本ケースの予想から逸脱した場合の潜在的な影響に関する感度度分析を示している。

マクロ経済変数

以下の表は、主要なMEV予測の潜在的変動に対するECLのモデルの感応度を示しており、2023年12月31日および2022年12月31日現在における、MEVのグループごとに適用されたステージ1とステージ2の1シグマの下方シフトと上方シフトによるECLの影響額を示している。シグマのシフトは、統計および確率の計算に使用される標準偏差であり、確率変数の値の分布の測定値である。これらのグループはそれぞれ同じカテゴリーのMEVで構成されている。

- GDP成長率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、アジア開発途上国、新興国市場を含む
- 失業率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、日本、スペインを含む
- 株式：S&P500、Nikkei、MSCI Asia
- 信用スプレッド：ITX Europe 125、High Yield Index、CDX IG、CDX High Yield、CDX Emerging Markets
- 不動産：商業用不動産価格インデックス
- コモディティ：WTI原油価格、金価格

金利とインフレは上記のMEVに個別に含まれていないが、金利とインフレの上昇が予測に浸透し、ECLモデルおよび下記の感応度分析に含まれるため、これらのリスクの経済的影響は、GDP成長率、失業率、株式および信用スプレッドといったその他のマクロ経済変数に反映される。

さらに、感応度分析には、MEVグループ合算の影響のみが含まれる（すなわち、異なるMEVグループ間の潜在的な相関関係またはマネジメント・オーバーレイの影響は考慮されていない。）。ステージ3のECLは影響を受けず、そのモデリングはマクロ経済シナリオから独立しているため、以下の表には反映されていない。

2023年12月31日現在の感応度の影響は、2022年12月31日現在と比較して減少している。これは、ポートフォリオの変更と、分析の基礎となったベースMEV予測のわずかな改善によるものである。

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - グループ・レベル

| | 2023年12月31日現在 | | | |
|---------------------|---------------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |
| GDP成長率 | 1pp | -80.4 | -1pp | 88.9 |
| 失業率 | -0.5pp | -43.1 | 0.5pp | 45.9 |
| 不動産価格 ² | 5% | -5.9 | -5% | 6.2 |
| 株式 | 10% | -9.0 | -10% | 12.2 |
| 信用スプレッド | -40% | -20.5 | 40% | 22.8 |
| コモディティ ¹ | 10% | -8.5 | -10% | 9.2 |

1 ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。1pp（パーセンテージ・ポイント）は、例えばGDPが3%から4%に変動する。1%（パーセンテージの変動）は、例えば不動産価格が100から101に変動する。

2 ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

| | 2022年12月31日現在 | | | |
|--|---------------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |

| | | | | |
|---------|--------|-------|-------|-------|
| GDP成長率 | 1pp | -83.3 | -1pp | 101.4 |
| 失業率 | -0.5pp | -40.8 | 0.5pp | 58.0 |
| 不動産価格 | 5% | -5.6 | -5% | 6.0 |
| 株式 | 10% | -15.8 | -10% | 19.6 |
| 信用スプレッド | -40% | -37.9 | 40% | 42.6 |
| コモディティ | 10% | -14.8 | -10% | 15.6 |

部門レベルでは、当該感応度分析は2023年および2022年12月31日に終了した各事業年度について実施され、インベストメント・バンクについてはGDP成長率、信用スプレッド、コモディティ価格が支配的な要因であることが明らかになったのに対し、コーポレート・バンクとプライベート・バンクのモデルの感応度は主にGDP成長率と失業率の変動に関連している。プライベート・バンクのモデルの感応度の表は、基礎となるポートフォリオに関連する主要なMEVとして、GDP成長率と失業率のみを示している。

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - コーポレート・バンク

2023年12月31日現在

| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |
| GDP成長率 | 1pp | -18.1 | -1pp | 20.7 |
| 失業率 | -0.5pp | -10.4 | 0.5pp | 11.0 |
| 不動産価格 ² | 5% | -1.5 | -5% | 1.6 |
| 信用スプレッド | -40% | -3.8 | 40% | 4.4 |
| コモディティ ¹ | 10% | -2.6 | -10% | 2.9 |

1 ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

2 ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

2022年12月31日現在

| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
|---------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |
| GDP成長率 | 1pp | -21.7 | -1pp | 24.6 |
| 失業率 | -0.5pp | -12.2 | 0.5pp | 14.0 |
| 不動産価格 | 5% | -1.1 | -5% | 1.1 |
| 信用スプレッド | -40% | -7.5 | 40% | 9.1 |
| コモディティ | 10% | -4.3 | -10% | 4.6 |

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - インベストメント・バンク

2023年12月31日現在

| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |
| GDP成長率 | 1pp | -30.6 | -1pp | 33.5 |
| 失業率 | -0.5pp | -6.7 | 0.5pp | 7.5 |
| 不動産価格 ² | 5% | -4.0 | -5% | 4.2 |
| 株式 | 10% | -3.3 | -10% | 4.4 |
| 信用スプレッド | -40% | -13.6 | 40% | 14.7 |
| コモディティ ¹ | 10% | -5.5 | -10% | 5.9 |

1 ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

2 ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

2022年12月31日現在

| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
|---------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |
| GDP成長率 | 1pp | -35.3 | -1pp | 36.9 |
| 失業率 | -0.5pp | -5.3 | 0.5pp | 6.1 |
| 不動産価格 | 5% | -4.5 | -5% | 4.8 |
| 株式 | 10% | -5.8 | -10% | 7.3 |
| 信用スプレッド | -40% | -26.3 | 40% | 28.5 |
| コモディティ | 10% | -9.8 | -10% | 10.3 |

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - プライベート・バンク

| | 2023年12月31日現在 | | | |
|--------|---------------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |
| | | 口 | | 口 |
| GDP成長率 | 1pp | -24.4 | -1pp | 26.3 |
| 失業率 | -0.5pp | -22.4 | 0.5pp | 23.3 |

| | 2022年12月31日現在 | | | |
|--------|---------------|---------------------|-----------|---------------------|
| | 上昇に対する感応度 | | 下落に対する感応度 | |
| | 上方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ | 下方シフト | ECLへの影響 単位：百万ユーロ |
| | | 口 | | 口 |
| GDP成長率 | 1pp | -21.8 | -1pp | 34.5 |
| 失業率 | -0.5pp | -20.7 | 0.5pp | 34.9 |

ステージ1の借手の全期間の予想信用損失の影響

前述のとおり、当行グループは、影響を受ける借手が全期間のECL（ステージ2）への移行を必要とする信用リスクの著しい増大を決定するために、定量的基準と定性的基準の両方を利用している。ドイツ銀行がステージ1の借手すべてについて全期間の予想信用損失を計上した場合、2023年12月31日および2022年12月31日現在の当行グループの信用損失引当金それぞれ57億ユーロおよび56億ユーロは、2023年度末および2022年度末いずれにおいても約38%増加することとなる。

ステージ3のLGDの設定

同質なポートフォリオのステージ3における当行グループの信用損失引当金は、2023年12月31日現在で22億ユーロ、2022年12月31日現在で19億ユーロである。ECL引当金を決定する際の主な要因は、個々のポートフォリオによって異なる、見積デフォルト時損失率である。デフォルト時損失率は、回収率、担保の売却による収入、およびキュアレートによる影響を受ける。ポートフォリオによっては、とりわけ予想キュアレートに関する専門家の判断が要因として含まれるものもある。すべての同質なポートフォリオのLGDが1%上昇した場合、ステージ3のECLは2023年12月31日現在において約22百万ユーロ増加し（うち、14百万ユーロがドイツ、5百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）、2022年12月31日現在で約19百万ユーロ増加する（うち、11百万ユーロがドイツ、5百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）。

IFRS第9号に基づくモデルの結果

2023年度において信用損失引当金繰入額は15億ユーロであり、2022年度においては12億ユーロであった。この増加は、2022年のロシアによるウクライナ侵攻後、主要国の経済回復が緩慢にとどまる等、マクロ経済環境が全体的に弱体化したことに加え、アフターコロナの需要変化により既に影響を受けていた商業用不動産セクター、特にオフィス・スペースがさらなる困難に直面したことを反映している。このセクターは、インフレ率の上昇に対応するために中央銀行が実施した金融措置によってさらに圧力を受け、その結果、借換リスクが増大した。

2023年度の引当金合計には、リスク圧縮活動が成功した結果、ロシアおよびウクライナの顧客に関連する51百万ユーロの戻入れが含まれるのに対し、2022年度は114百万ユーロの増加であった。

2023年度において、ステージ1およびステージ2に関連する信用損失引当金繰入額の戻入れ33百万ユーロ、ステージ3の信用損失引当金繰入額15億ユーロを新たに計上した。これに対し、2022年度には、ステージ1およびステージ2の引当金繰入額を204百万ユーロ、ステージ3の引当金繰入額を10億ユーロ計上した。ステージ1およびステージ2の引当金の減少は、ロシアのウクライナ侵攻を受けて2022年にマクロ経済見通しが大幅に悪化した後のマクロ経済パラメータの改善と安定化、また、一度限りのモデル変更の恩恵を主因とするものであった。ステージ3の引当金の増加はすべての事業に影響を与えたが、主にプライベート・バンクとインベストメント・バンクで顕著であった。

コーポレート・バンクの信用損失引当金繰入額は、2022年度の335百万ユーロに対して、2023年度には266百万ユーロであった。前年比減少の主な要因は、マクロ経済見通しが改善し、モデル変更の恩恵があったことから、2023年度にステージ1およびステージ2の引当金の戻入れを認識したことである。これに対し、2022年度は引当金を計上している。これは、様々なポートフォリオでステージ3の引当金が前年度比で緩やかに増加したことで一部相殺された。インベストメント・バンクの信用損失引当金繰入額は、2022年度の319百万ユーロに対して、2023年度には431百万ユーロであった。この増加は、商業用不動産における減損の増加を主因とするものであった。プライベート・バンクの信用損失引当金繰入額は、2022年度の583百万ユーロに対して、2023年度には783百万ユーロであった。この増加は、2023年度第1四半期におけるウェルス・マネジメントのシングル・

ネームによるステージ3の引当金、2023年度第4四半期における2021年度に導入された債務不履行の新たな定義により必要となったパラメータの再調整に関連する92百万ユーロのオーバーレイの戻入れを主因とするものであった。

2022年12月31日および2023年12月31日現在、気候関連リスクに係る信用損失引当金に認識された金額に重要性はないと判断している。

IFRS第9号の減損の要件に関連する当行グループの会計方針の詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

ロシアに対するエクスポージャー

ドイツ銀行のロシアに対するエクスポージャーは引き続き限定的である。以下の表は、2023年12月31日現在のロシア中央銀行の翌日物預金6億ユーロ（2022年12月31日現在：8億ユーロ）、IFRS第9号に基づく減損の対象となるその他の債権、およびそれに対応するステージごとの2023年12月31日および2022年12月31日現在の信用損失引当金を含む、ロシアのエクスポージャー総額を示している。

ステージ別エクスポージャー総額および信用損失引当金

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|----------|---------------|----------------------|-----------|---------------|----------------------|-----------|
| | エクスポージャー総額 | 信用損失引当金 ¹ | 担保および保証合計 | エクスポージャー総額 | 信用損失引当金 ¹ | 担保および保証合計 |
| ステージ1 | 93 | 0 | 24 | 209 | 0 | 59 |
| ステージ2 | 797 | 4 | 270 | 1,182 | 10 | 375 |
| ステージ3 | 325 | 16 | 261 | 336 | 68 | 152 |
| 合計 | 1,215 | 20 | 555 | 1,726 | 79 | 586 |

¹ 信用損失引当金は、2023年12月31日現在の3百万ユーロおよび2022年12月31日現在の11百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

12億ユーロ（2022年12月31日現在：17億ユーロ）のエクスポージャー合計は、5億ユーロ（2022年12月31日現在：8億ユーロ）のロシアに対するエクスポージャー、26百万ユーロ（2022年12月31日現在：78百万ユーロ）の未利用のコミットメントおよび6億ユーロ（2022年12月31日現在：8億ユーロ）のロシア中央銀行のルール建ての無担保翌日物預金（2023年12月31日現在、引き続きステージ2に反映される。）から構成される。残存無担保エクスポージャー（ロシア中央銀行のルール建ての無担保翌日物預金を除く。）は主に、ロシアの大企業に対する貸出金による影響を受ける。これらのエクスポージャーには、ドイツ銀行のロシアの連結会社に対する持分は含まれていない。本開示は、本報告書の「リスクと機会」の項と併せて読むべきものである。』

資産の質

本項では、減損会計の対象となる負債性金融商品の質について記載する。当該商品は、IFRS第9号上、償却原価で測定される負債性金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（以下総称して「金融資産」という。）から構成される。

『

減損会計の対象となる金融資産の概要

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融商品クラスをステージ別に区分し、それぞれのエクスポージャー額および信用損失引当金の概要を示したものである。

減損会計の対象となる金融資産の概要

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 2022年12月31日現在 | | | | |
|----------------------|---------------|--------|--------|------------|---------|---------------|--------|--------|------------|---------|
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 償却原価で測定 ¹ | | | | | | | | | | |
| 総帳簿価額 | 686,421 | 55,704 | 12,799 | 806 | 755,731 | 721,546 | 45,335 | 11,379 | 1,041 | 779,300 |
| 信用損失引当金 ² | 447 | 680 | 3,960 | 198 | 5,285 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |

| うち貸出金 | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------|--------|--------|-----|---------|---------|--------|--------|-------|---------|
| 総帳簿価額 | 412,663 | 52,834 | 12,576 | 806 | 478,879 | 433,081 | 43,711 | 10,686 | 1,027 | 488,504 |
| 信用損失引当金 ² | 424 | 673 | 3,874 | 198 | 5,170 | 507 | 619 | 3,491 | 174 | 4,790 |

| OCIを通じて公正 価値で測定 | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------|-------|----|---|--------|--------|-----|----|---|--------|
| 公正価値 | 34,424 | 1,076 | 46 | 0 | 35,546 | 31,123 | 482 | 70 | 0 | 31,675 |
| 信用損失引当金 | 13 | 13 | 22 | 0 | 48 | 14 | 12 | 43 | 0 | 69 |

| オフバランス | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------|--------|-------|---|---------|---------|--------|-------|---|---------|
| 想定元本 | 292,747 | 23,778 | 2,282 | 8 | 318,814 | 296,062 | 18,478 | 2,625 | 8 | 317,173 |
| 信用損失引当金 ³ | 117 | 88 | 187 | 0 | 393 | 144 | 97 | 310 | 0 | 551 |

- 1 償却原価で測定する金融資産は、償却原価で測定する貸出金、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レボ）、借入有価証券担保金ならびにその他の資産の特定の低位区分から構成される。
- 2 信用損失引当金は、2023年12月31日現在の4百万ユーロおよび2022年12月31日現在の14百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。
- 3 信用損失引当金は、2023年12月31日現在の9百万ユーロおよび2022年12月31日現在の9百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

償却原価で測定する金融資産

以下の表は、IFRS第9号の要件に従いステージ別に区分した、該当報告期間における償却原価で測定する金融資産および関連する信用損失引当金の変動の概要を示したものである。

当報告期間におけるエクスポージャーの変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | |
|-----------------------|---------------|--------|--------|---------------|---------|
| | 総帳簿価額 | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 721,546 | 45,335 | 11,379 | 1,041 | 779,300 |
| 新規事業および信用供与を含む金融資産の変動 | 17,219 | 10,074 | 2,498 | 99 | 29,890 |
| 信用度の変動による振替 | -4,513 | 3,111 | 1,402 | 0 | 0 |
| 認識中止に至らなかった変更による増減 | 0 | 8 | -40 | 0 | -32 |
| モデルの変更 | | | | | |
| 当期中に認識が中止された金融資産 | -41,331 | -2,182 | -2,397 | -315 | -46,226 |
| 償却済債権戻入額 | 0 | 0 | 93 | 0 | 93 |
| 為替およびその他の変動 | -6,499 | -641 | -136 | -18 | -7,295 |
| 期末残高 | 686,421 | 55,704 | 12,799 | 806 | 755,731 |

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、ステージ1に起因して、2023年度に240億ユーロ、率にして3%減少した。ステージ1のエクスポージャーは、主に現金および中央銀行預け金と償却原価で測定する貸出金の減少により、350億ユーロ、率にして5%減少した。

ステージ2のエクスポージャーは、すべての業務部門にわたって100億ユーロ、率にして23%増加し、主に償却原価で測定する貸出金によるものであった。

ステージ3のエクスポージャーは、2023年度において10億ユーロ、率にして10%増加したが、プライベート・バンクの単一大口顧客の新規の債務不履行と、インベストメント・バンクのCREポートフォリオ内の新規の債務不履行を主因とするものであった。

前報告期間におけるエクスポージャーの変動

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | |
|-----------------------|---------------|--------|--------|---------------|---------|
| | 総帳簿価額 | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 710,271 | 40,653 | 11,326 | 1,297 | 763,548 |
| 新規事業および信用供与を含む金融資産の変動 | 106,702 | 5,554 | 923 | -1 | 113,177 |

| | | | | | |
|--------------------|----------|--------|--------|-------|----------|
| 信用度の変動による振替 | -2,101 | 666 | 1,435 | 0 | 0 |
| 認識中止に至らなかった変更による増減 | 0 | -0 | -6 | 0 | -6 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期中に認識が中止された金融資産 | -103,660 | -2,177 | -2,583 | -258 | -108,679 |
| 償却済債権戻入額 | 0 | 0 | 68 | 3 | 71 |
| 為替およびその他の変動 | 10,334 | 639 | 216 | 0 | 11,189 |
| 期末残高 | 721,546 | 45,335 | 11,379 | 1,041 | 779,300 |

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、主にステージ1に起因して、2022年度に160億ユーロ、率にして2%増加した。

ステージ1のエクスポージャーは、主にインベストメント・バンクおよびプライベート・バンクにおいて回収のために保有する負債性有価証券および償却原価で測定する貸出金が増加したことにより110億ユーロ、率にして2%増加した。これは、中央銀行預け金の減少により一部相殺された。

ステージ2のエクスポージャーは、マクロ経済見通しの悪化によりプライベート・バンクの償却原価で測定する貸出金が増加したことを主因として、50億ユーロ、率にして12%増加した。

ステージ3のエクスポージャーは、プライベート・バンクとPOCI貸出金ポートフォリオにおける減少を主因として、2022年度は203百万ユーロ、率にして2%とわずかに減少した。これは新たな債務不履行に起因するコーポレート・バンクにおける増加により一部相殺された。

当報告期間における信用損失引当金の変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | |
|--------------------------------------|----------------------|-------|--------|----------------------------|--------|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI ⁴ | 合計 |
| 期首残高 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |
| 新規事業および信用供与を含む金融資産の変動 | -195 | 294 | 1,647 | 32 | 1,778 |
| 信用度の変動による振替 | 170 | -150 | -20 | N/M | 0 |
| 認識中止に至らなかった変更による増減 | N/M | N/M | N/M | N/M | N/M |
| モデルの変更 | -57 | -53 | 0 | 0 | -110 |
| 当期中に認識が中止された金融資産 ³ | 0 | 0 | -1,145 | -52 | -1,197 |
| 償却済債権戻入額 | 0 | 0 | 93 | 0 | 93 |
| 為替およびその他の変動 | -3 | -38 | -271 | 38 | -273 |
| 期末残高 | 447 | 680 | 3,960 | 198 | 5,285 |
| カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額 ¹ | -83 | 92 | 1,627 | 32 | 1,668 |

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 信用損失引当金には、2023年12月31日現在の4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- 3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2023年度において0百万ユーロおよび2022年度において46百万ユーロであった。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、ステージ3に起因して、2023年度に291百万ユーロ、率にして6%増加した。

ステージ1の引当金は、業務部門にわたって86百万ユーロ、率にして16%減少した。これは、非経常的なECLモデル変更のプラスの影響とマクロ経済見通しの改善によるものである。

ステージ2の引当金は、想定されるECLモデルの変更（LGDに関する将来予測的な情報）に主に関連した前述のオーバーレイに起因して、業務部門全体で54百万ユーロ、率にして9%増加し、これにより信用損失引当金が増加した。

ステージ3の引当金は323百万ユーロ、率にして8%増加したが、これは、新規引当金と、前述のプライベート・バンキングにおける債務不履行の新たな定義により必要となったパラメータの再調整に関連する既存のオーバーレイの戻入れ（最初の適用時には信用損失引当金の減少につながった。）を主因とするものであった。

当行グループのステージ3のカバレッジ比率（ステージ3の償却原価で測定される金融資産（POCIを除く。）に対するステージ3の信用損失引当金（POCIを除く。）の割合として定義される。）は、前年度の32%から当年度において31%となった。

非経常的なECLモデルの変更のプラスの影響により、信用度の変動によるステージ1への振替純額は2023年度に前年比で増加した。信用度の変動によるステージ2からの振替純額は2023年度に増加したが、これは主に前述のマクロ経済環境の改善によるものであった。

2023年度において、ステージ3（POCIを除く。）からの振替純額は2022年度と比較して増加した。2023年度における信用度に起因するステージ3からの振替純額は前述のオーバーレイの戻入れによるものであったが、重要性はなかった。

前報告期間における信用損失引当金の変動

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | |
|--------------------------------------|----------------------|-------|--------|----------------------------|--------|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI ⁴ | 合計 |
| 期首残高 | 440 | 532 | 3,740 | 182 | 4,895 |
| 新規事業および信用供与を含む金融資産の変動 | -32 | 204 | 887 | 22 | 1,081 |
| 信用度の変動による振替 | 122 | -121 | -0 | N/M | 0 |
| 認識中止に至らなかった変更による増減 | N/M | N/M | N/M | N/M | N/M |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期中に認識が中止された金融資産 ³ | 0 | 0 | -1,014 | -28 | -1,043 |
| 償却済債権戻入額 | 0 | 0 | 68 | 3 | 71 |
| 為替およびその他の変動 | 2 | 12 | -25 | 1 | -10 |
| 期末残高 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |
| カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額 ¹ | 90 | 82 | 886 | 22 | 1,081 |

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在の14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- 3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2022年度において46百万ユーロおよび2021年度において0百万ユーロであった。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、主にステージ1およびステージ2に起因して、2022年度に100百万ユーロ、率にして2%増加した。

ステージ1の引当金は、マクロ経済見通しの悪化に起因して93百万ユーロ、率にして21%増加した。

ステージ2の引当金は、マクロ経済見通しの悪化に起因して94百万ユーロ、率にして18%増加した。

ステージ3の引当金は、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクの新たな繰入により一部相殺されたものの、プライベート・バンクの不良債権ポートフォリオの売却により、87百万ユーロ、率にして2%減少した。

業務部門別償却原価で測定する金融資産

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------|--------|--------|---------------|---------|---------|-------|-------|---------------|-------|
| | 総帳簿価額 ¹ | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| コーポレート・バンク | 105,812 | 13,706 | 2,812 | 0 | 122,329 | 67 | 110 | 876 | 0 | 1,053 |
| インベストメント・バンク | 150,562 | 13,309 | 3,127 | 806 | 167,804 | 119 | 108 | 536 | 198 | 962 |
| プライベート・バンク | 233,744 | 26,815 | 6,400 | 0 | 266,960 | 249 | 445 | 2,497 | 0 | 3,191 |
| アセット・マネジメント | 1,224 | 8 | 0 | 0 | 1,232 | -0 | 0 | 0 | 0 | -0 |
| コーポレートおよびその他 | 195,079 | 1,866 | 460 | 0 | 197,406 | 11 | 16 | 51 | 0 | 79 |
| 合計 | 686,421 | 55,704 | 12,799 | 806 | 755,731 | 447 | 680 | 3,960 | 198 | 5,285 |

1 各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 総帳簿価額 ¹ | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
|-------------------------------|--------------------|-----------|-----------|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------------|-------|
| | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 |
| コーポレート・バ ンク | 114,983 | 11,030 | 2,879 | 0 | 128,892 | 91 | 99 | 963 | 0 | 1,153 |
| インベストメン ト・バンク | 164,443 | 10,288 | 2,375 | 1,041 | 178,147 | 145 | 89 | 491 | 180 | 904 |
| プライベート・バ ンク | 243,896 | 22,609 | 5,870 | 0 | 272,375 | 283 | 433 | 2,167 | 0 | 2,883 |
| アセット・マネジ メント | 1,861 | 49 | 0 | 0 | 1,910 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| コーポレートおよ びその他 ² | 196,363 | 1,359 | 255 | 0 | 197,978 | 14 | 5 | 35 | 0 | 54 |
| 合計 | 721,546 | 45,335 | 11,379 | 1,041 | 779,300 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |

1 各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

2 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

産業部門別償却原価で測定する金融資産

以下の表は、当行グループの産業別の資産の質の概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、欧州の標準的な産業分類システムである。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------------|--------|--------|---------------|---------|---------|-------|-------|---------------|-------|
| | 総帳簿価額 | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 農業、林業および漁業 | 288 | 77 | 20 | 0 | 384 | 0 | 1 | 4 | -0 | 6 |
| 鉱業および採石 | 2,538 | 277 | 8 | 0 | 2,823 | 2 | 3 | 4 | 0 | 9 |
| 製造 | 23,474 | 4,061 | 1,445 | 44 | 29,024 | 27 | 48 | 456 | 2 | 533 |
| 電気、ガス、蒸気および空調の供給 | 4,253 | 206 | 73 | 0 | 4,532 | 3 | 3 | 16 | 0 | 23 |
| 上下水道、廃棄物処理および修復工事 | 491 | 21 | 5 | 0 | 517 | 1 | 0 | 3 | 0 | 5 |
| 建設 | 3,248 | 893 | 213 | 60 | 4,414 | 5 | 9 | 80 | 12 | 107 |
| 卸売および小売、自動車および二輪車の修繕 | 17,237 | 3,407 | 698 | 25 | 21,366 | 16 | 31 | 351 | 3 | 402 |
| 輸送、倉庫 | 4,083 | 1,075 | 165 | 24 | 5,346 | 6 | 10 | 30 | -0 | 46 |
| 宿泊、食品サービス | 1,471 | 320 | 76 | 3 | 1,869 | 2 | 3 | 26 | -0 | 31 |
| 情報および通信 | 7,398 | 814 | 89 | 0 | 8,302 | 10 | 11 | 28 | 0 | 49 |
| 金融および保険 | 342,352 | 12,189 | 1,691 | 351 | 356,583 | 96 | 90 | 491 | 92 | 769 |
| 不動産 | 37,907 | 8,954 | 2,630 | 185 | 49,675 | 19 | 49 | 321 | 75 | 464 |
| 専門的、科学および技術活動 | 5,887 | 918 | 179 | 1 | 6,985 | 6 | 12 | 75 | 1 | 94 |
| 事務サポートサービス | 7,980 | 1,107 | 351 | 24 | 9,463 | 7 | 11 | 114 | 9 | 141 |
| 行政、国防および社会保障 | 26,536 | 489 | 742 | 0 | 27,767 | 15 | 1 | 28 | 0 | 45 |
| 教育 | 226 | 46 | 11 | 0 | 283 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 健康保険サービスおよび社会福祉事業 | 3,986 | 482 | 34 | 0 | 4,503 | 5 | 7 | 14 | 0 | 25 |
| 芸術、娯楽およびレクリエーション | 769 | 229 | 31 | 1 | 1,030 | 1 | 5 | 3 | 0 | 10 |
| その他のサービス業 | 8,436 | 648 | 225 | 86 | 9,395 | 11 | 6 | 119 | 6 | 143 |
| 個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造 | 187,649 | 19,492 | 4,113 | 3 | 211,257 | 212 | 379 | 1,792 | -2 | 2,381 |
| 地域外の組織および団体 | 213 | 0 | 0 | 0 | 213 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 686,421 | 55,704 | 12,799 | 806 | 755,731 | 447 | 680 | 3,960 | 198 | 5,285 |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 総帳簿価額 | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
|--------------------------|---------|--------|--------|---------------|---------|---------|-------|-------|---------------|-------|
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 農業、林業および漁業 | 425 | 76 | 23 | 0 | 525 | 1 | 1 | 8 | 0 | 10 |
| 鉱業および採石 | 2,227 | 137 | 70 | 0 | 2,434 | 4 | 5 | 23 | 0 | 32 |
| 製造 | 25,151 | 4,670 | 1,163 | 84 | 31,068 | 35 | 64 | 519 | 3 | 620 |
| 電気、ガス、蒸気および空調の供給 | 6,226 | 563 | 51 | 0 | 6,839 | 4 | 5 | 33 | 0 | 42 |
| 上下水道、廃棄物処理および修復工事 | 624 | 63 | 39 | 0 | 726 | 1 | 1 | 6 | 0 | 8 |
| 建設 | 3,453 | 540 | 203 | 87 | 4,282 | 5 | 9 | 91 | 10 | 115 |
| 卸売および小売、自動車および二輪車の修繕 | 18,710 | 2,530 | 733 | 31 | 22,004 | 20 | 30 | 383 | 3 | 437 |
| 輸送、倉庫 | 5,233 | 642 | 225 | 28 | 6,127 | 9 | 8 | 65 | -0 | 83 |
| 宿泊、食品サービス | 1,385 | 466 | 112 | 6 | 1,969 | 2 | 5 | 59 | 1 | 67 |
| 情報および通信 | 7,096 | 614 | 127 | 17 | 7,854 | 14 | 13 | 94 | 0 | 122 |
| 金融および保険 | 356,491 | 8,991 | 1,999 | 402 | 367,883 | 129 | 73 | 472 | 46 | 720 |
| 不動産 | 41,450 | 6,345 | 896 | 238 | 48,929 | 30 | 22 | 116 | 71 | 239 |
| 専門的、科学および技術活動 | 6,147 | 721 | 218 | 1 | 7,087 | 6 | 9 | 104 | 0 | 119 |
| 事務サポートサービス | 8,429 | 1,003 | 383 | 18 | 9,833 | 9 | 13 | 94 | 6 | 121 |
| 行政、国防および社会保障 | 30,984 | 418 | 923 | 0 | 32,325 | 15 | 0 | 17 | 0 | 33 |
| 教育 | 205 | 41 | 4 | 0 | 251 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 健康保険サービスおよび社会福祉事業 | 4,188 | 351 | 83 | 0 | 4,622 | 8 | 12 | 12 | 0 | 32 |
| 芸術、娯楽およびレクリエーション | 922 | 185 | 28 | 1 | 1,137 | 1 | 5 | 2 | 0 | 9 |
| その他のサービス業 | 7,198 | 818 | 226 | 123 | 8,365 | 10 | 6 | 133 | 25 | 174 |
| 個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造 | 194,959 | 16,160 | 3,874 | 6 | 215,000 | 229 | 343 | 1,423 | 15 | 2,010 |
| 地域外の組織および団体 | 41 | 0 | 0 | 0 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 721,546 | 45,335 | 11,379 | 1,041 | 779,300 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |

地域別償却原価で測定する金融資産

| 2023年12月31日現在 | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------------|-------|
| 総帳簿価額 | | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
| 単位：百万ユーロ | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 |
| ドイツ | 291,826 | 21,499 | 3,653 | 0 | 316,978 | 214 | 390 | 1,936 | -4 | 2,537 |
| 西ヨーロッパ(ド イツを除く。) | 134,376 | 15,228 | 3,410 | 560 | 153,573 | 116 | 179 | 1,076 | 194 | 1,564 |
| 東ヨーロッパ | 8,768 | 1,058 | 396 | 0 | 10,221 | 4 | 11 | 47 | 0 | 62 |
| 北アメリカ | 175,011 | 12,133 | 3,442 | 89 | 190,674 | 51 | 74 | 445 | 12 | 582 |
| 中央および南アメ リカ | 3,936 | 261 | 80 | 5 | 4,282 | 2 | 1 | 16 | 0 | 19 |
| アジア/太平洋 | 52,290 | 5,031 | 909 | 92 | 58,322 | 28 | 23 | 317 | 1 | 370 |
| アフリカ | 4,099 | 187 | 717 | 0 | 5,003 | 8 | 1 | 30 | 0 | 39 |
| その他 | 16,116 | 307 | 192 | 62 | 16,677 | 23 | 0 | 94 | -5 | 113 |
| 合計 | 686,421 | 55,704 | 12,799 | 806 | 755,731 | 447 | 680 | 3,960 | 198 | 5,285 |

| 2022年12月31日現在 | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------------|-------|
| 総帳簿価額 | | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
| 単位：百万ユーロ | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 |
| ドイツ | 317,241 | 19,904 | 3,689 | 0 | 340,835 | 201 | 333 | 1,619 | 13 | 2,166 |
| 西ヨーロッパ(ド イツを除く。) | 141,935 | 9,828 | 3,171 | 712 | 155,646 | 178 | 194 | 1,224 | 162 | 1,758 |
| 東ヨーロッパ | 8,050 | 1,174 | 386 | 0 | 9,609 | 3 | 7 | 97 | 0 | 107 |
| 北アメリカ | 173,084 | 10,504 | 1,628 | 149 | 185,366 | 81 | 55 | 289 | 5 | 431 |
| 中央および南アメ リカ | 4,525 | 253 | 82 | 5 | 4,865 | 6 | 2 | 5 | 0 | 12 |
| アジア/太平洋 | 58,621 | 2,967 | 1,475 | 112 | 63,174 | 40 | 28 | 330 | 3 | 400 |
| アフリカ | 3,144 | 177 | 843 | 0 | 4,164 | 8 | 0 | 7 | 0 | 15 |
| その他 | 14,946 | 527 | 105 | 63 | 15,642 | 16 | 6 | 86 | -4 | 105 |
| 合計 | 721,546 | 45,335 | 11,379 | 1,041 | 779,300 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |

格付区分別償却原価で測定する金融資産

| 2023年12月31日現在 | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------------|-------|
| 総帳簿価額 | | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
| 単位：百万ユーロ | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 | ステー ジ1 | ステー ジ2 | ステー ジ3 | ステー ジ3 POCI | 合計 |
| iAAA-iAA | 244,750 | 518 | 0 | 0 | 245,268 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| iA | 101,538 | 2,359 | 0 | 9 | 103,907 | 8 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| iBBB | 186,168 | 8,446 | 0 | 0 | 194,614 | 66 | 16 | 0 | 0 | 82 |
| iBB | 122,823 | 18,153 | 0 | 0 | 140,976 | 173 | 78 | 0 | 0 | 251 |
| iB | 28,531 | 20,040 | 0 | 0 | 48,571 | 165 | 294 | 0 | 0 | 459 |
| iCCC以下 | 2,611 | 6,188 | 12,799 | 797 | 22,395 | 32 | 290 | 3,960 | 198 | 4,481 |
| 合計 | 686,421 | 55,704 | 12,799 | 806 | 755,731 | 447 | 680 | 3,960 | 198 | 5,285 |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 総帳簿価額 | | | | | 信用損失引当金 | | | | |
|----------|---------|--------|--------|---------------|---------|---------|-------|-------|---------------|-------|
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| iAAA-iAA | 251,598 | 228 | 0 | 0 | 251,826 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| iA | 106,548 | 580 | 0 | 14 | 107,142 | 9 | 1 | 0 | 0 | 10 |
| iBBB | 172,643 | 6,246 | 0 | 0 | 178,889 | 63 | 21 | 0 | 0 | 84 |
| iBB | 152,063 | 14,891 | 0 | 0 | 166,954 | 212 | 91 | 0 | 0 | 302 |
| iB | 35,626 | 17,717 | 0 | 14 | 53,358 | 218 | 276 | 0 | 6 | 501 |
| iCCC以下 | 3,068 | 5,672 | 11,379 | 1,013 | 21,132 | 28 | 237 | 3,656 | 174 | 4,095 |
| 合計 | 721,546 | 45,335 | 11,379 | 1,041 | 779,300 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |

ステージ3の償却原価で測定する金融資産を有する債務者に対する追加資金の当行グループの既存の貸出コミットメントは、2023年12月31日現在では816百万ユーロ、2022年12月31日現在では621百万ユーロであった。

ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|-----------------------------------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|
| | 総帳簿価額 | 担保 | 保証 | 総帳簿価額 | 担保 | 保証 |
| 償却原価で測定する金融資産（ステージ3） ¹ | 12,799 | 4,451 | 1,435 | 11,379 | 3,431 | 1,439 |

¹ ステージ3は、ここではPOCI以外の資産のみで構成される。

2023年度において、ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保および保証は、主にインベストメント・バンクおよびプライベート・バンクに起因して、10億ユーロ、率にして21%増加した。

完全に担保に供されているため、当行グループは、ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金を2023年度において408百万ユーロ、2022年度において916百万ユーロ認識しなかった。

償却原価で測定する条件変更資産

契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で条件変更された場合に、金融資産は条件変更されたと看做される。再交渉または条件変更の結果、旧金融商品の認識の中止および新金融商品の認識が生じる場合と、生じない場合とがある。この項では、認識の中止が生じなかった条件変更資産について記述する。

IFRS第9号において、金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利（EIR）で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された金融資産について、当該資産の信用リスクが著しく増大しているか否かの判断には以下の比較が反映される。

- 変更後の条件に基づく報告日現在の残存期間のデフォルト確率（PD）
- 当初認識時のデータおよび当初の契約条件に基づき見積られた残存期間のPD

以下の表は、IFRS第9号の各ステージに区分した、報告期間における償却原価で測定する条件変更金融資産の概要を示している。

償却原価で測定する条件変更資産

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 2022年12月31日現在 | | | | |
|----------------------|---------------|-------|-------|---------------|-------|---------------|-------|-------|---------------|----|
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 条件変更前の償却原価の帳簿価額 | 0 | 1,072 | 220 | 0 | 1,292 | 0 | 0 | 47 | 0 | 47 |
| 認識された条件変更による利得/損失の純額 | 0 | 5 | -40 | 0 | -35 | 0 | -0 | -6 | 0 | -6 |

2023年度に、プライベート・バンクの単一大口顧客およびインベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクのCREポートフォリオによる顧客関連の条件変更起因して、償却原価で測定する条件変更資産が12億ユーロ増加した。後者は損失が生じることなく付与された。

2023年度において、当行グループでは、ステージ1に改善した条件変更資産はなかった。当行では、その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産もなかった。

2022年度において、当行グループでは、ステージ1に改善した重要でない金額の条件変更資産があった。当行では、その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産はなかった。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

減損会計の対象となる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）金融資産の公正価値は、2022年12月31日現在では320億ユーロであったのに対し、2023年12月31日現在は360億ユーロとなった。当該資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持した（2023年12月31日現在は48百万ユーロであり、2022年12月31日現在は69百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、FVOCIの金融資産に関する更なる内訳は開示していない。

オフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務

下記の表は、IFRS第9号の要件に従い、当行グループのオフバランスの金融資産をステージ別に区分し、それぞれの名目価額および信用損失引当金の概要を示したものである。

当報告期間における名目価額の変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | |
|-------------|---------------|--------|-------|---------------|---------|
| | 名目価額 | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 296,062 | 18,478 | 2,625 | 8 | 317,173 |
| 新規事業を含む変動 | 4,062 | 2,510 | -235 | 0 | 6,337 |
| 信用度の変動による振替 | -3,040 | 3,094 | -54 | 0 | 0 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替およびその他の変動 | -4,337 | -304 | -54 | 0 | -4,696 |
| 期末残高 | 292,747 | 23,778 | 2,282 | 8 | 318,814 |
| うち、金融保証 | 58,405 | 5,991 | 401 | 0 | 64,798 |

前報告期間における想定元本の変動

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | |
|-------------|---------------|--------|-------|---------------|---------|
| | 名目価額 | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 276,157 | 14,498 | 2,582 | 11 | 293,248 |
| 新規事業を含む変動 | 16,078 | 361 | 62 | -3 | 16,498 |
| 信用度の変動による振替 | -3,047 | 3,166 | -119 | 0 | 0 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替およびその他の変動 | 6,874 | 452 | 100 | -0 | 7,427 |
| 期末残高 | 296,062 | 18,478 | 2,625 | 8 | 317,173 |
| うち、金融保証 | 61,083 | 5,283 | 971 | 0 | 67,337 |

当報告期間における信用損失引当金の変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | |
|--|----------------------|-------|-------|---------------|------|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 144 | 97 | 310 | 0 | 551 |
| 新規事業を含む変動 | -39 | -3 | -118 | 0 | -160 |
| 信用度の変動による振替 | 11 | -4 | -7 | 0 | 0 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替およびその他の変動 | 1 | -2 | 3 | 0 | 2 |
| 期末残高 | 117 | 88 | 187 | 0 | 393 |
| うち、金融保証 | 84 | 37 | 113 | 0 | 233 |
| カントリー・リスクを除く、信用損失引当金 繰入額 ¹ | -28 | -7 | -125 | 0 | -160 |

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2023年12月31日現在の9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

前報告期間における信用損失引当金の変動

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | |
|--|----------------------|-------|-------|---------------|-----|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 108 | 111 | 225 | 0 | 443 |
| 新規事業を含む変動 | 21 | -1 | 78 | 0 | 99 |
| 信用度の変動による振替 | 12 | -15 | 3 | 0 | 0 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替およびその他の変動 | 4 | 3 | 3 | 0 | 9 |
| 期末残高 | 144 | 97 | 310 | 0 | 551 |
| うち、金融保証 | 95 | 56 | 226 | 0 | 378 |
| カントリー・リスクを除く、信用損失引当金 繰入額 ¹ | 33 | -16 | 82 | 0 | 99 |

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在の9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

法的請求

執行請求の対象資産は、全額または一部が償却された資産であり、当行グループが引き続き当該資産について回収努力を行っているものから構成される。このような執行請求には、例えば、当行が引き続きリソース（当行グループの法務部門/CRMワークアウト・ユニット等）を法的手段または外部の回収機関を通じた回収のために投入している場合が含まれる。また、執行請求には、金額の回収見込みおよび回収の時間枠に関わらず、当行が残高および未決済の法的請求権を保持している場合も該当する。特定の法域によっては、回収案件が数年に及ぶことが一般的である場合もある。

報告期間中に償却され、依然として執行請求の対象である金融資産の残高は、2023年度において、主にコーポレート・バンクにおける334百万ユーロとなった。2022年度において、法的請求は主にコーポレート・バンクおよびプライベート・バンクにおける175百万ユーロであった。

償却原価で測定する再交渉された資産および支払猶予資産

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限って契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限って支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

当行グループの償却原価で測定する支払猶予資産の管理および報告において、当行はEBAによる支払猶予および不良債権の定義（規制(EU)第575/2013号第99条(4)に基づく、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告についての実施技術基準（ITS））に従っている。当行グループは、資産がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予資産の当行の報告から除外している（すなわち、契約は履行中と見なされ、最低2年間の猶予期間が経過しており、猶予期間の少なくとも半分の期間にわたって総額として重要でない元本または利息を定期的に支払っており、猶予期間の終了時に債務者へのエクスポージャーのいずれも30日超経過していない。）。

償却原価で測定する支払猶予金融資産

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 償却原価で測定 不履行する支払猶予 貸出金合計 |
|----------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------------------------------|
| | 履行 | | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | |
| ドイツ | 426 | 2,356 | 0 | 7 | 812 | 3,600 |
| ドイツ以外 | 639 | 4,399 | 0 | 194 | 3,632 | 8,864 |
| 合計 | 1,065 | 6,755 | 0 | 201 | 4,444 | 12,464 |

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | | 償却原価で測定 不履行する支払猶予 貸出金合計 |
|----------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------------------------------|
| | 履行 | | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | |
| ドイツ | 729 | 1,563 | 0 | 21 | 1,066 | 3,379 |
| ドイツ以外 | 1,254 | 3,139 | 60 | 13 | 3,299 | 7,764 |
| 合計 | 1,983 | 4,702 | 60 | 34 | 4,365 | 11,143 |

償却原価で測定する支払猶予金融資産の変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------------|---------------|---------------|
| 期首残高 | 11,143 | 13,741 |
| 期中に支払猶予貸出金に分類されたもの | 4,007 | 3,196 |
| 期中に非支払猶予貸出金に振り替えられたもの（返済を含む。） | -2,500 | -5,899 |
| 信用損失償却 | -80 | -142 |
| 為替レートおよびその他の変動 | -106 | 248 |
| 期末残高 | 12,464 | 11,143 |

償却原価で測定する支払猶予資産は、2023年度において13億ユーロ、率にして12%増加した。これはインベストメント・バンクにおける増加によるものであった。

償却原価で測定する支払猶予資産は、2022年度において26億ユーロ、率にして19%減少した。これは、COVID-19関連の条件緩和措置の縮小によるものだが、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクにおける増加により一部相殺された。

取得した担保

当行グループは、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求するといういずれかの場合にのみ、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。当行は通常、取得した物件を当行グループの事業の用途に供することはない。

報告期間中に取得した担保

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 |
|---------------------|--------|--------|
| 商業用不動産 | 0 | 2 |
| 住宅用不動産 ¹ | 3 | 1 |
| その他 | 11 | 0 |
| 報告期間中に取得した担保合計 | 14 | 4 |

¹ 担保権が実行された住宅用不動産の帳簿価額は、2023年12月31日現在で30百万ユーロおよび2022年12月31日現在で62百万ユーロであった。

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。2023年度および2022年度において、当行グループがこれらの信託に関連して取得した担保は0百万ユーロであった。』

デリバティブ - 信用評価調整

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（CVA）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットिंग契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントおよび関連する担保契約により、通常、当行の信用エクスポージャーの大部分は担保によって保証される。また、それらの契約には広範な標準的または特定の終了権も規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。

当行の契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実に行うための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手続により定められている。これらの手続には必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、当行は、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国/産業/地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを有しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生する関連エクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級経営陣に提出される。さらに、当行は、当行自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積っている。プライベート・バンク（ドイツ）のデリバティブのカウンターパーティ・リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

F

信用リスクの管理および軽減

相手先レベルでの信用リスクの管理

信用関連の相手先は主に、与信チーム内の信用責任者に割り当てられる。与信チームは、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）経済圏（例えば、新興市場）または商品に応じて構成されており、必要に応じて専門の格付アナリスト・チームの支援を受ける。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、これらの高度に自動化されたリテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先について、継続的な信用監視を実施する責任を負う。ドイツ銀行はまた、リスク悪化/損失のリスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

ドイツ銀行が債務不履行/損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな新たな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを「ウォッチリスト」に記載する。ドイツ銀行は、リスクが増大する信用エクスポージャーを効果的に管理し、当行のリスク管理ツールが適切に利用され、潜在的な損失を最小限に抑えることができるよう、早い段階でこうした相手先を特定することを目指している。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見はドイツ銀行の与信カルチャーの基本理念であり、これらのポジションに対する経営陣の意識を高めることを目的としている。

個々の相手先の与信限度枠は、信用リスク管理機能が、各信用責任者に割り当てられた与信権限を適用して設定する。これは、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、信用リスク管理が事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関しても同様である。与信承認は、各与信権限保有者による4つの目の原則の下での電子署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして相応であることの確保を支援するために、定期的レビューされる。

必要な与信限度枠を設定するために与信権限が不十分な場合、対象取引はそれぞれの与信権限を有する与信権限保有者に照会されるか、または最上位の個人的権限を超える場合は適切な与信委員会に照会される。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当行の承認は取締役会に委ねられる。

相手先レベルでの信用リスクの軽減

ドイツ銀行では、内部格付や当行の相手先集中リスク・ガイドラインへの遵守によって相手先の信用の質を決定することに加え、信用リスクを緩和・保護する様々な技法を駆使して信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。これらの技法は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる様々な形式の担保。担保管理の主要な原則には、法的効力および強制力、慎重かつ現実的な担保評価、リスクと規制上の自己資本の削減、コストの効率性が含まれる。
- 当行の戦略的法人貸出（SCL）チームまたは事業体によって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクを第三者に対し移転するリスクの移転。証券化といったリスク圧縮ツールを利用する可能性もある。
- デリバティブおよび証券金融取引（レボ取引等）からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。
- 主に当行のカウンターパーティ・ポートフォリオ管理デスクを通じたCDS契約を用いた、CVAを含むデリバティブのカウンターパーティ・リスクのヘッジ。

担保

ドイツ銀行は、信用リスクにさらされる顧客から担保を受け取ること、または法的効力および強制力のある契約により合意された第三者により担保を提供されることについて定期的に合意しており、理由を付した書面による法的意見により文書化されている。担保とは、譲渡もしくは差入資産（資金提供）または第三者の債務（非資金提供）の形での信用プロテクションであり、相手先の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。ドイツ銀行は通常、各事業にとって価値があり、かつ適格と認められるあらゆる種類の担保を対象としているが、特定の事業または地域においては、それぞれの市場の慣習に従い、または効率性の観点から、担保の種類を制限することがある。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、質の高い引受基準や、CRR第194条(9)に従った相手先の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

ドイツ銀行は、以下の2種類の信用保護アプローチを区分している。

- 金融およびその他の担保といった資金提供型信用保護は、相手先がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保/資産を清算することにより、ドイツ銀行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権またはトレーディング在庫の差入または譲渡担保、動産（例えば、工場、機械、船舶および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。すべての金融担保は、それぞれの信用エクスポージャーに対して定期的に（多くの場合は毎日）再評価され、測定される。不動産を含むその他の担保の価値は、内部および/または外部の専門家による定期的なレビューまたは再評価を含む確立されたプロセスに基づいて監視される。
- 保証担保といった非資金提供型信用保護は、法的契約に基づく債務を履行する相手先の能力を補完するものであり、このため関係のない第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよび（非資金提供）リスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。関係にある顧客のグループメンバー（通常、親会社）が提供する保証やハードコンフォートレターも認められ、承認された格付スコアカードにおいてリスク移転に使用される。保証人の投資不適格価格付の保証担保は限定されている。

ドイツ銀行のプロセスは、当行グループがリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには通常、実現可能および測定可能な担保または資産に関する法的効力および強制力のある文書整備のためのプロセスが含まれ、受入プロセスにおいて社内の専門鑑定人、適切な資格、スキルおよび経験を有する社内の専門チーム、または規制上のプロセスで義務付けられる適切な外部鑑定人によって評価される。適用される評価は、一般に認められた評価手法またはモデルに従う。担保の種類に固有の適切な頻度で、また、関連するリスク・パラメータを考慮して、事象に応じたレビューにより、価値の継続的な正確性がモニターされている。価値の毀損の可能性が高いかつ重要性がある場合には再評価が行われ、それに応じてその後のモニタリングが調整される可能性がある。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカットを含めて保守的に実施されなければならない。ドイツ銀行は、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点においてドイツ銀行は、相手先のリスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保といった非資金提供型信用保護については、保証人の信用度の分析プロセスが、信用関連相手先に関する与信評価プロセスとリンクされている。

担保の評価は、清算シナリオの下で検討される。清算価値は、担保の慎重な準備と秩序ある清算を通じて公正な価格を得るという基本ケースのシナリオにおける、担保の貨幣化/実現化による期待収益に等しい。担保は、時間の経過とともに価値が変動する（動的価値）か、そうでない（静的価値）かのいずれかである。動的な清算価値には通常、流動性や市場性の側面に対応するための、実現可能価額に対するセーフティ・マージンやヘアカットが考慮される。

当行グループは、特に下記の事項に基づき、適格担保に清算価値を割り当てている。

- 出発点としての担保の市場価値、および/または貸出価額、想定元本または額面価額。
- 担保の種類：担保付エクスポージャーの通貨と担保の通貨のミスマッチ（もしあれば）、満期のミスマッチ（もしあれば）。
- 適用される法的環境または法域（オンショア担保対オフショア担保）。
- 合意された終了条項に関連する市場の流動性およびボラティリティ。
- 借手の株式または有価証券を担保に供した場合（この場合は一般に、完全な関係があることから清算価値はゼロである。）等、借手のパフォーマンスと担保価値との間の相関関係。
- 物的担保の質、および訴訟リスクや環境リスクの発生可能性。
- 関連する方針により規定されている、回収リスク（すなわち、平均清算期間における価格リスク、ならびに処理/利用/販売に係るコスト）を反映した、担保の種類ごとに決められたヘアカット（0~100%）。

担保のヘアカットの設定は通常、利用可能な過去の内部および/または外部の回収データ（適切な場合には、専門家の意見も利用可能である。）に基づいている。当該設定は、リスク管理部の専門家から提供される回収および評価に関する予測という形で、将来的な要素も組み込んでいる。異なる種類の担保の清算から予想される収益を考慮すると、それぞれの価値変動、市場特有の清算コストおよび期間、ならびに適用されるヘアカットは、0~100%の間で変動する。データが十分に入手できない、または決定的でない場合は、通常よりも保守的なヘアカットを適用しなければならない。ヘアカットの設定は、少なくとも毎年見直される。』

リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび/または当行の戦略的法人貸出によって行われる。

戦略的法人貸出は、当行のコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの各部門全体の機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジ貸出ポートフォリオの一部およびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、戦略的法人貸出は業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

戦略的法人貸出は、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブとOTCデリバティブ取引の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、適用法および当行の金融契約ネットティング・担保に係る法的な方針および手続（以下総称して「ネットティング方針」という。）に従って、証券金融取引（レポ取引、有価証券貸付取引および信用貸借取引等）にも適用される。デリバティブと証券金融取引の間のクロスプロダクト・ネットティングが特定のケースで使用される場合があるが、当行は規制目的でクロスプロダクト・ネットティングを使用することはない。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（CCP）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。法的に要求されている場合、または利用可能な場合、および当行の相手先と合意した範囲で、ドイツ銀行はCCPクリアリングをOTCデリバティブ取引にも利用する。

ドッド＝フランク法および関連する米国先物商品取引委員会（CFTC）の規則は、特定の相手先と取引する場合の限定的な例外はあるものの、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なCCPクリアリングを要求している。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則（EU）第648/2012号（EMIR）、ならびに当該規則に基づく委員会委任規則（EU）第2015/2205号、（EU）第2015/592号および（EU）第2016/1178号は、特定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なCCPクリアリングを導入した。EU圏内での強制的なCCPクリアリングは、一定の金利デリバティブについては2016年6月21日に、特定のiTraxxベースのクレジット・デリバティブおよび追加金利デリバティブについては2017年2月9日に開始した。EMIRの第4条（2）により、管轄当局にはグループ内取引について強制的なCCPクリアリングを免除する権限があるが、これは、グループ内取引の完全連結や、適切な一元的リスク評価、測定および統制の手続の適用といった特定の要件が満たされている場合に限る。当行は、Deutsche Bank Securities Inc. およびDeutsche Bank Luxembourg S.A. を含む複数の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関するクリアリングの免除を認められており、これを利用することができる。当行は2023年12月31日現在、グループ内における58の二者間の関係に関して、EMIRのクリアリング義務のグループ内免除を認められている。クリアリング義務の対象となる関連取引タイプにすべてのエンティティが参加するわけではないため、免除の範囲は異なる。58の二者間の関係のうち、14の関係は両エンティティとも完全免除が認められている欧州連合（EU）で設立されており、44の関係は片方のエンティティが第三国で設立されている（以下「第三国関係」という。）。第三国関係では、クリアリング義務の対象となる新しい資産クラスごとに繰り返し適用することが要求され、このプロセスは2017年度中に実施された。「プレグジット」に伴い、一部のエンティティの地位がEUのエンティティから第三国のエンティティへと変更されたが、クリアリング免除の観点で、当行への影響はなかった。

CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺（以下「ペイメント・ネットティング」という。）を規定しており、それにより当行の決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行のデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、CCPの債務不履行時における清算されたすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング（以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。）も規定しており、それにより当行の信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定が法的に妥当であり強制力があり、当行のネットティング方針に従って承認されたとドイツ銀行が確信する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

☐

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、ドイツ銀行は当行の相手先と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純

債務に一本化する。ペイメント・ネットリングは随時、当行の決済リスクを軽減できるマスター・アグリーメントの条件に基づき、同一の支払日を有する複数の取引（外国為替取引等）について、相手先と合意される場合がある。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントが法的に妥当であり強制力があり、クローズ・アウト・ネットリングが当行のネットリング方針に従って承認されているとドイツ銀行が判断する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットリングを適用する。

ドイツ銀行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項（CSA）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーの定期的（通常は毎日）な証拠金授受を通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットリングと同様に、ドイツ銀行が当該条項に強制力があると考えられる場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。ドイツ銀行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、ドイツ銀行のみに適用されるアグリーメントもある。ドイツ銀行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テストおよび流動性カバレッジ比率のアプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テストの結果」の表を参照のこと。

ドッド＝フランク法およびそれに基づくCFTCの規則（CFTC規則第23.504段落を含む。）、ならびにEMIRおよびそれに基づく委員会委任規則（すなわち、委員会委任規則(EU)第2016/2251号）は、マスター・アグリーメントおよび関連するCSAの強制使用を導入し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引の締結前または締結と同時にこれらの実行を義務付けた。また、特定の文書化は、米国の自主規制機関が採用する米国の証拠金規制により義務付けられている。米国の自主規制機関による証拠金規制により、ドイツ銀行は、他のデリバティブ・ディーラー、ならびに(a)米国の証拠金規制で定義されている「財務情報のエンドユーザー」であり、かつ(b)クリアリングされていないスワップ、クリアリングされていない証券派生スワップ、外国為替予約および外国為替スワップの前暦年の6月、7月および8月における日次平均名目金額総額が80億米ドルを超える当行の相手先に対し、当行のデリバティブ・エクスポージャーに関して当初証拠金を差入れ、回収することを要求されている。米国の証拠金規制はまた、上記に該当しないデリバティブ・ディーラーおよび特定の財務情報のエンドユーザーである相手先に対しても、当行のデリバティブに関して変動証拠金を差入れ、回収することをドイツ銀行に要求している。これらの証拠金規制には、当初証拠金に関して50百万米ドルの限界値が設けられており（ただし、変動証拠金に関する限界値は設けられていない。）、最低振替額は両証拠金を合わせて500,000米ドルである。米国の証拠金規制は大手銀行に対して2016年9月から、また変動証拠金に関する追加要件は2017年3月1日に発効しており、当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2022年9月まで段階的に発効している。

EMIRの証拠金規制を実施する委員会委任規則(EU)第2016/2251号に基づき、CSAでは、限界値をゼロ、最低振替額を500,000ユーロ以内として、日次評価および日次の変動証拠金の授受を規定しなければならない。80億ユーロを超える大きなデリバティブ・エクスポージャーの場合は、当初証拠金も差入れなければならない。EMIRにおける変動証拠金に関する要件は2017年3月1日付で発効しているが、当初証拠金に関する要件は当初2021年9月1日までに段階的に導入される予定であった。しかしながら、2021年2月17日に公表された法改正の期限が2022年まで延長された。委員会委任規則(EU)第2016/2251号の第31条に基づき、一定の要件が満たされている場合、EU加盟国は、一部のネットリング適用外の法域における相手先とは証拠金の交換を行わないことを決定することができる。EMIRの第11条(5)から(10)に基づき、管轄当局は、特定の要件が満たされている場合にグループ内取引について証拠金授受の義務を免除する権限を有する。これらの要件の一部はEMIRのクリアリングの免除（上記参照）と同じ内容であるものの、グループ会社同士の資金の即時振替または負債の返済に関して現行の、または予見される実務上の規制や法的規制がない場合等、追加的な要件も含まれている。当行は、この免除規定を利用している。当行は、Deutsche Bank Securities Inc. およびDeutsche Bank Luxembourg S.A. を含む一部の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関する担保の免除を申請し、認められた。当行は2023年12月31日現在、db.com/legal-resources/european-market-infrastructure-regulation/intra-group-exemptions-marginingにおいて公表されている、グループ内における多数の二者間の関係に関して、EMIRの担保設定義務のグループ内免除を認められている。いくつかの二者間の関係については、EMIRの第11条(5)に基づくEMIRの証拠金の免除を適用することができる。すなわち、両エンティティが同じEU加盟国において設立されているため、申請または公表を必要としない。第三国の子会社については、グループ内免除は当初、2022年6月30日か、EMIRの第13条(2)に基づくEU委員会による同等の決定の公表から4ヶ月後のいずれか早い方までに限定されていた。ただし、同等の決定が適用可能な場合に追跡免除アプリケーションが作成され、供与される場合はこの限りではない。2023年2月13日、規則(EU)第2016/2251号の修正が官報に掲載された。この修正は、免除の終了日を2025年6月30日まで延長するものである。申請要件は「EMIR 3.0」で廃止される可能性があるが（欧州委員会の提案 COM（2022年）697最終版を参照のこと。）、ドイツ銀行は、必要が生じた場合にグループ内証拠金の準備が整っていることを確認するプロセスを引き続き整備する。

『

信用リスク軽減内における集中

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。集中リスクは、担保ポートフォリオ（第三者に対する複数の請求権や債権等）においても発生する可能性があり、それらは、適切な場合、評価プロセスおよび/または立入検査の中で保守的に考慮される。ドイツ銀行は、様々な手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動および潜在的な集中を監視している。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

『

ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

エンタープライズ・リスク管理（ERM）ポートフォリオは、ポートフォリオ・レベルで集中リスクを管理するための枠組みを定めている。これには、与信承認の文脈で考慮する必要のある、グループ、部門、業務ユニット、法人、支店、資産クラス、国、産業レベルといった様々な側面において、信用リスク選好度を戦略的に設定、モニタリング、レビュー、報告および管理することが含まれる。さらに、ERMポートフォリオは、リスク種類別にみた当行のリスク・プロファイルについて包括的かつ全体的な概観を示している。

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行グループの信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

リスクとポートフォリオの動向は、信用リスク管理のリーダーといった信用リスク管理機能全体からの代表者を含む、信用リスク選好およびポートフォリオ管理フォーラムで定期的に議論される。

業界リスク管理

業界リスクを管理するため、ドイツ銀行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。ポートフォリオは、少なくとも年に1回、定期的にレビューされる。このレビューでは、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、クロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストの結果を組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

当行の業界リスク管理フレームワークでは、各業界のサブ・ポートフォリオ内の相手先に対する与信限度総額の限界値が設定されている。リスク管理の目的上、産業部門全体の限度総額は、本報告書の他の場所で適用されているNACE（Nomenclature des Activités Economiques dans la Communauté Européenne）コードに基づく観点とは必ずしも一致しない。最近の動向を議論し必要な場合のリスク管理措置に合意するため、エンタープライズ・リスク委員会のために業界ポートフォリオの概略が定期的に作成される。

信用リスク以外では、当行の業界リスク・フレームワークは、トレーディング可能な信用ポジションに係る限界値から構成され、業界に関連する重要な非金融リスクは注意深く監視されている。

カントリー・リスク管理

地域および国の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理フレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、日本以外のアジア、中央東ヨーロッパ、中東およびアフリカ、ラテンアメリカの国々、ならびに特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク限界値が適用される。カントリー・ポートフォリオは、ポートフォリオの規模、リスク・プロファイルおよびリスクの進展に応じて定期的にレビューされる。より大きな/よりリスクの高いポートフォリオは、少なくとも年に1回レビューされる。このレビューでは、とりわけ、主要なマクロ経済と政治リスクの動向および見通し、ポートフォリオの構成と質、通常およびストレスのかかった状況でのクロス・リスクの集中を評価し、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析する。これに基づき、また、当行グループのリスク選好および戦略を考慮して、カントリー・リスクの選好および戦略がERMにより設定される。

当行のカントリー・リスクのフレームワーク内で、限界値が、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、各国におけるカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。これらの限界値には、国外の多国籍企業の子会社を含む現地で設立された事業体、ならびに国外で設立されたにもかかわらず、経済的にまたは事業面で特定の国に大きく依存している企業に対するエクスポージャーが含まれる。また、ギャップ・リスク限界値が、

国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。そのため、リスク管理の目的上、すべての国におけるエクスポージャー総額は内部リスクに基づく観点によっており、本報告書の他の場所で適用されている地域別エクスポージャーに基づく観点とは異なる場合がある。信用リスク以外では、当行のカントリー・リスクのフレームワークは、信用リスク・ポジション取引の市場価値総額を測定する、トレーディング・ポジションの限界値を含んでいる。新興市場については、特定の国のストレス・シナリオの下で当行のポートフォリオ全体のトレーディング・ポジションに及ぼす損益計算書上の影響を測定する限界値も設定されている。さらに、上記の国々におけるドイツ銀行事業体の資本やグループ内資金調達エクスポージャーに関する限界値も、これらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクに鑑みて設定されている。重要な非金融リスクは注意深く監視され、関連する場合には財務上の基準値設定の検討に織り込まれる。ドイツ銀行のカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを管理する上で主要な手法である。これらは以下を含んでいる。

- ソブリン格付（ERMリスク・リサーチにより設定および管理される。）：当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の指標。
- 移転リスク格付（ERMリスク・リサーチにより設定および管理される。）：「移転リスク事象」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率の指標。

すべてのソブリン格付および移転リスク格付は、少なくとも年に1回レビューされる。

商品 / 資産クラス特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、ドイツ銀行は特定の商品 / 資産クラス特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には限度枠または限界値を設定している。特定のリスク限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の状況下で重大な損失につながる可能性がある場合に特に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品もしくは資産クラスが影響を受けやすい、または資産クラスに共通するその他のリスク・ドライバーに対する市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。

プライベート・バンクおよび特定のコーポレート・バンク業務は、モーゲージおよび消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオならびに企業顧客向け商品等、信用リスク特性が類似したポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を通じて管理されている。リスク分析はポートフォリオ・レベルで行われ、さらに業務ユニットおよび国 / 地域に区分される。ウェルス・マネジメントでは、商品および担保の種類や流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。

資本市場取引の引受

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的でドイツ銀行がコミットメントを引き受ける場合における、引受リスクのある取引に特に重点が置かれている。これらのコミットメントには、借入資本市場でのシンジケーションを目的とした銀行貸出の実行および債券発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。一部の引受コミットメントはさらに信用スプレッドの拡大の形でのマーケット・リスクにもさらされているため、与信枠の売却または債券の発行に成功しないという固有のリスクは、売却の遅延、基礎となる貸出金の資金調達および価格設定リスクで構成される。該当する場合、ドイツ銀行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

ドイツ銀行が主にレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの業務ユニットを通じて実行しているレバレッジ貸出は、ドイツ銀行が引受を積極的に行っている主要な資産クラスである。このビジネス・モデルは、大部分が未積立の引受コミットメントを資本市場に分配することに焦点を当てた、報酬ベースの分配アプローチである。上記の分配および信用スプレッドの変動に係るリスクはこの業務ユニットにも当てはまるが、特定の想定上の限度枠およびマーケット・リスク限度枠の範囲内で管理されている。後者による管理では、事業の引受パイプラインを市場の歪みに対してもヘッジする必要がある。当行のレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの業務ユニットの報酬ベースのモデルには、ドイツ銀行の貸借対照表上にあるシングル・ネームへのリスクの集中に対する制限的アプローチが含まれている。その結果、著しい集中を伴うことなくポートフォリオ全体が多様化する。結果として生じる長期のオンバランスシートのポートフォリオも、包括的な与信限度枠とヘッジのフレームワークの対象となる。

ドイツ銀行は、商業用不動産に関連する引受リスクを負っている。主にインベストメント・バンクの商業用不動産業務ユニットでは、資本市場での証券化またはシンジケーションを目的として、他の貸手に貸出金が組成される場合がある。前述した売却の遅延や価格決定リスク等の固有の引受リスクは、想定元本の制限、マーケット・リスク限度枠および市場の歪みのリスクに対するヘッジ取引を通じて管理されている。

ドイツ銀行はまた、デット・キャピタル・マーケット・デスクを通じて、通常M&A取引の資金調達に関連した、投資適格およびクロスオーバー格付の企業借手の支援に重点を置いた、重要な引受業務も行っている。これらのエクスポージャーは通常12~24ヶ月のブリッジ・ローンで、借手によるシンジケート・ローンおよび / または資本市場発行によって返済されることが予想される。ドイツ銀行は、これらのエクスポージャーについて市場売出しリスクや価格決定リスクは負わないものの、コ

ミットメントの期間中は資金調達リスクと信用リスクに直面する。これらは、当行グループの想定引受限度額と業界集中の枠組みを通じて管理されている。

マーケット・リスクの管理

マーケット・リスクのフレームワーク

ドイツ銀行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場のインプライド・デフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。マーケット・リスクは、エクスポージャーに関する会計上、経済上および規制上の見解に影響を及ぼす可能性がある。

マーケット・リスク管理部は、ドイツ銀行の独立したリスク機能の一部であり、マーケットおよび評価リスク管理グループに属している。マーケット・リスク管理部の主目的の一つは、各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認されたリスク選好の範囲内に収まるようにすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスクテイク（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

当行グループは、マーケット・リスクを大きく異なる3種類のリスクに区分する。

- トレーディング・マーケット・リスクは、インベストメント・バンク部門およびコーポレート・バンク部門のマーケット・メーカーおよびクライアント促進活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、バンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行グループの年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理部のガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級経営陣への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行グループのマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務ユニットへの関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

マーケット・リスクの測定

当行グループでは、会計上、経済上および規制上の検討事項を組み込んだ包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

マーケット・リスクは、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによって測定される。

『

トレーディング・マーケット・リスク

当行グループのトレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行のリスク選好フレームワークを適用することである。取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意された事業計画に基づいて、コーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。ドイツ銀行のマーケット・リスク管理部では、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各業務ユニットの限度枠を設定するために、リーダーが業務ユニットとの調整を行う。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスク種類を管理するための追加的および重要な補足的手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、事業計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部が設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。

内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

バリュー・アット・リスク (VaR)

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的指標である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、一部のポートフォリオは引き続き感応度に基づくアプローチに基づいているものの、ヒストリカル・シミュレーション・アプローチ（内部モデルアプローチ）に基づいており、主に全面的再評価を適用している。このアプローチは、リスク管理と所要自己資本の両方に対して使用されている。

リスク管理VaRは、99%の信頼水準および1日の保有期間に合わせて調整されている。これは、当行グループの見積りでは、当行グループのトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。規制資本目的では、VaRモデルは99%の信頼水準と10日の保有期間に合わせて調整されている。

この計算は、過去1年の市場データをインプットとして使用するヒストリカル・シミュレーション技法を用い、当該1年の期間中のリスク要因間の相関関係を観察している。

VaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。VaRモデルに含まれるリスク要因のリストは定期的に見直され、モデル・パフォーマンスの継続的なレビューの一環として改善される。

当モデルは、主に、全面的再評価アプローチによって、線形および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れているが、特定のポートフォリオについては感応度に基づくアプローチも利用している。全面的再評価アプローチでは、価格設定関数へのインプットとして、リスク要因の過去の変動を用いる。このアプローチは計算コストが高いものの、特にストレス・シナリオでは非線形的ポジションのマーケット・リスクをより正確に把握できる。感応度に基づくアプローチは、基礎となるリスク要因に対する感応度を、それらのリスク要因の過去の変動と組み合わせて用いる。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるとする仮定を含意する。

VaRにより、当行グループは、公正価値エクスポージャーにわたって一貫した指標を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaRの結果を使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来事象（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年/2009年の金融危機のように）VaRによる将来の潜在的損失の過小評価を引き起こす可能性もあれば、（COVID-19のパンデミックのような）重大なストレスが生じた期間の直後に過大評価を引き起こす可能性もある。
- 保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルですべてを把握できないリスクが存在する可能性がある（部分的にしか把握されないか、まったく把握されない。）。

現在当行のVaRモデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスは、さらなる開発および改善が行われている。これらのリスクの重要性の水準を決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。VaRに含まれないリスクは、リスク・ノット・インVaR (RNIV) のフレームワークにより定期的に監視され評価される。このフレームワークも2020年度に大幅な見直しが行われ、これには、手法をヒストリカル・シミュレーション・アプローチに

合わせて調整することが含まれる。これにより、手法に不足している項目の使用や資本化の可能性について、より正確に見積ることができる。

ドイツ銀行は、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。

『

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク (SVaR) は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行グループは、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。ストレスのかかったVaRは、保有期間は10日で計算される。SVaRの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同じシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期(すなわち、高いボラティリティを特徴とする。)からの過去の市場データおよび観察された相関関係が、ヒストリカル・シミュレーションのインプットとして使用される点である。』

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算のためのストレス期間の選定プロセスは、過去の期間のウィンドウを用いて計算したVaRと現在のSVaRとの比較に基づくものである。過去のウィンドウにおいて、現在のSVaRよりも高いVaRが算出される場合には、さらに調査を行い、その後SVaRのウィンドウを適宜更新する。このプロセスは四半期ごとに行われる。

2023年度において、当行グループのストレス期間の選定プロセスは上記のとおり行われた。その結果、2023年度において様々な期間で用いられたSVaRのウィンドウには、2008年/2009年の金融危機および2011年/2012年の欧州ソブリン危機が含まれた。

『

追加的リスクに係る自己資本賦課

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。当行グループは、コンスタント・ポジション・アプローチの下で資本ホライズンを1年、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ(以下「MRSA」という。)は、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRDに規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。

マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用中核的な定量的ツールの一つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト(ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の特定ストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ)を実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。これらのストレス・テストはまた、様々な重要度をカバーしており、当行の収益の安定性と適正自己資本をテストするために設計されている。

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本

ドイツ銀行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本モデルであるスケーリングされたストレスのかかったVaRに基づくEC (SVaRに基づくEC) は、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト一式を通じて共通リスク要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケーリングされたバージョンのSVaRフレームワークを用いて算定されるが、業務特有のストレス・テストは、共通リスク要素において把握されない、より

商品 / 業務に特有のリスク（複合ベース・リスク等）および高順位のリスクを把握するよう設計されている。SVaRに基づくECは、モンテカルロSVaRフレームワークを用いている。

取引債務不履行リスクに関する経済的資本

取引債務不履行リスクに関する経済的資本は、当行グループのトレーディング勘定および公正価値バンキング勘定にわたる関連する信用エクスポージャーを把握する。トレーディング勘定のエクスポージャーは、格付け、規模および流動性にに基づいて設定したシングル・ネームへの集中およびポートフォリオの限界値を通じてマーケット・リスク管理部により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの限界値は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト・エクスポージャー（現在の回収率による瞬間的なデフォルトの損益への影響）および債券相当時価（回収率0%によるデフォルト・エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、当行は、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各業務の所有者の限度枠利用度に関する報告書を作成する。

公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に準拠して、金融機関は、公正価値で測定されるすべての資産に対してCRR第105条の健全性評価の要件を適用し、必要な追加評価調整の金額をCET 1資本から控除しなければならない。

当行は追加評価調整の金額を、委員会委任規則(EU)第2016/101号に定義されている手法に基づき算定した。

2023年12月31日現在の追加評価調整の金額は17億ユーロであった。2022年12月31日現在の金額は20億ユーロであった。この減少は、リスク・エクスポージャーの変動と価格分散の縮小の組み合わせを主因とするものであった。

2023年12月31日現在の追加評価調整を差し引いた予想損失の減少は102百万ユーロであり、これは追加評価調整が当行のCET 1資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

トレーディング以外のマーケット・リスク

『

トレーディング以外のマーケット・リスクは、年金制度および保証といったバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの範囲外の活動から主に発生し、取引に係る様々な会計処理に関して考慮すべき事項を組み込んでいる。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は、金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類の行動パターンの変化からのリスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク（構造的な外国為替リスクを含む。）、株式リスク（株式報酬関連リスク、公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）である。』

トレーディング・マーケット・リスクと同様に、当行グループのリスク選好および限度枠フレームワークは、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを管理するためにも適用されている。グループ全体では、これらのエクスポージャーの把握は、取締役会が設定した、資産クラス全体のすべてのマーケット・リスクへのエクスポージャーを把握するためのマーケット・リスクの経済的資本の限度枠、ならびにバンキング勘定における金利リスクの収益および経済価値に基づく限度枠を通じて行われる。これらの限度枠は、マーケット・リスク管理部によって部門レベルまたはポートフォリオ・レベルに分割される。トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーの限度枠フレームワークをさらに捕捉するため、業務ごとに一連のストレス・テストが実施され、パリュウ・アット・リスクおよび感応度の限度枠が、使用されているリスク指標に応じて日次または月次ベースで監視される。

バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスク（IRRBB）は、当行グループのバンキング勘定のエクスポージャーに影響を及ぼす金利の変動から生じる、当行グループの資本と収益の両方に対する現在または将来のリスクである。これには、バンキング勘定の金

融商品の期間構造から生じるギャップ・リスク、異なる金利カーブを用いて価格が決定されている金融商品の金利の相対的変動による影響を表すベシス・リスク、ならびにオプション・デリバティブ・ポジションや金融商品に組み込まれているオプション要素から生じるオプション・リスクが含まれる。

当行グループは、IRRBBのエクスポージャーを、経済価値および収益ベースの指標を用いて管理する。グループ財務部は、フレームワークの導入とリスク選好の遵守を評価および検証する第2の防衛線（LoD）としての役割を担うマーケット・リスク管理部とともに、金利リスクを一元的に管理するよう義務付けられている。第3のLoDとしての役割を担うグループ監査部は、リスク管理システムおよび内部統制システムの整備の適切性、運用の有効性および効率性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。グループ資産負債管理委員会（以下「ALCo」という。）は、銀行勘定のリスクおよび純利息収益の管理に特に重点を置きながら、当行グループの構造的な金利リスク・ポジションを監督し、指揮する。ALCoは、金利カーブ等の主要な市場パラメータに対する財務資源および関連する指標の感応度を監視し、部門別/事業別の財務資源の限度枠の遵守を監視する。

経済価値ベースの指標は、会計処理とは独立した、金利変動から生じた資産、負債およびオフバランスシートのエクスポージャーのバンキング勘定の経済価値における変動を見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、バンキング勘定の経済価値の最大減少額としてエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を測定する。当行グループは、内部のストレス・シナリオおよびリスク選好度の報告について、本開示で使用されている様々なモデリング仮定を適用している。複数の通貨にわたるエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を集計する際、DBはプラスの変動にウェイトの要素を適用せずにマイナスとプラスの変動を合算する。さらに、金融機関からの満期の定めのない預金だけでなく、自己資本の利率デュレーションについても、行動モデル上の仮定を用いている。

収益ベースの指標は、所定のタイム・ホライズンにわたり、金利変動から生じる純利息収益（NII）の予想変動を、所定のベンチマークのシナリオと比較して見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、市場のインプライド・カーブのシナリオと比較した12ヶ月間の最大減少額として、純利息収益の変動を測定する。

当行グループは、トレーディング以外のポジションから生じる金利リスクを所定の限度枠内でヘッジする技法を採用している。トレーディング以外の資産および負債ポジションに起因する金利リスクは、財務マーケット・アンド・インベストメント部門を通じて管理される。そのため、当行グループはデリバティブ取引を利用し、公正価値ヘッジ会計やキャッシュ・フロー・ヘッジ会計といった、複数のヘッジ会計の手法を適用している。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の観点におけるヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。

「モデル・リスク管理」機能は、すべてのマーケット・リスクのモデルに関して、ドイツ銀行のグループ全体のリスク・ガバナンスのフレームワークに沿ったIRRBBの測定に使用されるモデルについて、独立した検証を行う。

VaRと金利リスクの感応度の計算は日次で行われ、経済価値の金利リスクおよび収益に対するリスクの測定および報告は月次で実施される。当行グループは通常、内部管理システムにおいて、本レポートの開示に関して適用されるものと同じ測定基準を使用する。

ドイツ銀行の主なモデリング仮定は、当行グループのプライベート・バンク部門およびコーポレート・バンク部門におけるポジションに適用されている。これらのポジションは、預金および貸出金商品に関する当行グループの顧客の行動が変化するリスクにさらされている。当行グループは、定められたガバナンスのプロセスに従い、当該仮定を定期的にテストし、適宜更新する。当行グループはとりわけ、金利上昇の初期段階で、預金の金利更改が想定よりも遅れることが観察された際に、当該仮定を変更した。

当行グループは、ポートフォリオの平均金利更改期間を決定するために、複製ポートフォリオ・アプローチを通じて満期の定めのない預金の金利リスク・エクスポージャーを管理している。複製ポートフォリオを構築するため、満期の定めのない預金のポートフォリオは、業務ユニット、通貨、商品および所在地といった側面によりクラスター化される。金利更改期間に影響を及ぼす主な側面は、市場金利に対する預金金利の弾力性、預金残高のボラティリティおよび観察可能な顧客の行動に基づく。報告期間において、こうした複製ポートフォリオすべてに割り当てられた平均金利更改日期間は2.40年であり、ドイツ銀行では最長の金利更改期間を15年としている。

貸出金商品および定期預金商品において、ドイツ銀行は顧客の期限前返済/引出行動を検討する。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。

さらに、当行グループは通常、契約上の通貨でIRRBB関連の測定基準を計算し、結果として得られた測定基準を報告目的で集計している。経済価値ベースの測定基準を計算する場合、純利息は貸借対照表において大部分が除外されている。

バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、バンキング勘定（主にトレジャリー流動性準備金ポートフォリオの一部として）に保有している債券の信用スプレッド・リスクにさらされている。バンキング勘定における信用スプレッド・リスクは、独立した監視機能の役割を担うマーケット・リスク管理部門とともに、業務部門が、承認されたリスク選好の範囲内におさまるよう管理している。個々の金融商品について認識された信用の質の変化により、基礎となる金利に対する相対的スプレッドに変動が生じる可能性があるため、このリスク区分は、バンキング勘定における金利リスクに密接に関連している。信用スプレッドの感応度および信用スプレッド・エクスポージャーのバリュエーション・アット・リスクの計算は、通常は日次で実行され、経済的資本およびストレス・テストの測定と報告は月次で実行される。

外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、インベストメント・バンク内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュエーション・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、残余リスクのみがポートフォリオ内に残るように、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のマーケット・リスク管理部門の監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外のオープン為替リスクの大半は、現地資本の当行グループの報告通貨への換算、および関連する資本ヘッジ・ポジションから生じる。そのため、為替レートの変動に対する当行グループの資本比率の感応度を無効にするために、限定的な関連通貨については構造的な空売りポジションをとっている。

株式リスクおよび投資リスク

トレーディング以外の株式リスクは、主にバンキング勘定の非連結投資の保有および当行グループの株式報酬制度から生じる。

ドイツ銀行のバンキング勘定の非連結エクイティ投資の保有は、戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分される。戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、プライベート・エクイティ、不動産、ベンチャー・キャピタルおよびヘッジ・ファンドまたは投資信託に対する直接投資である一方、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産またはプライベート・エクイティおよび不動産に対するその他のレガシー投資資産は非戦略的性質である。

戦略的投資に関する投資提案、およびコミットされた目標に対する進捗状況とパフォーマンスの監視は、グループ投資委員会によって評価される。規模によっては、戦略的投資には、グループ投資委員会、取締役会または監査役会の承認が必要とされる場合がある。

信用リスク管理部門のプリンシパル・インベストメントは、リスク関連のガバナンスとオルタナティブ資産活動の監視に責任を有する。新規のまたは増額された自己勘定投資コミットメントのレビューは、エンタープライズ・リスク委員会によってオルタナティブ資産投資のリスク管理フォーラムとして設置されたプリンシパル・インベストメント・コミットメント承認グループの担当業務である。プリンシパル・インベストメント・コミットメント承認グループは、その権限により投資を承認するか、その権限を超える案件については取締役会の承認を求めて提言を行う。取締役会は、エンタープライズ・リスク委員会の提言に応じて、業務部門および様々なリスク・ポートフォリオについて投資限度枠を設定する。

保有持分投資は、定期的に行われるグループ全体のストレス・テストおよび月次のマーケット・リスクの経済的資本の計算に含まれている。

年金リスク

当行グループは、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。年金制度におけるマーケット・リスクは、各年金制度の制度資産の時価の潜在的低下または年金負債の現在価値の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部門は、確定給付年金制度に係る資産および負債のマーケット・リスクの定期的な測定、監視、報告および管理の責任を有する。年金制度におけるマーケット・リスクは、金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、長寿リスクを含むが、これらに限定されるものではない。当行グループの確定給付年金制度債務およびその管理の詳細については、「連結財務諸表に対する注記」の項の注記33「従業員給付」を参照のこと。

銀行勘定に関するその他のリスク

資産管理業務におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

『

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスク管理フレームワーク

ドイツ銀行は、オペレーショナル・リスクに欧州銀行監督局によるシングル・ルールブックの定義、すなわち、「オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味する。オペレーショナル・リスクには法的リスクを含むが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれず、すべての銀行商品および活動に組み込まれている。」を適用している。オペレーショナル・リスクは、当行の非金融リスクのサブセットを構成している。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行が受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を規定している。当行は、日々の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスク事象（法規制の違反および不正行為等）について選好を設定しない場合があるが、事業目標を達成するために一定程度のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない場合もある。残存リスクがリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、リスクを是正すること、リスクに保険を掛けること、または事業を中止することを含め、リスク削減措置を講じなければならない。

オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、当行のオペレーショナル・リスクの識別、評価、軽減および監視に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的かつリスクに基づくアプローチを提供するために連携して機能するように設計されている。オペレーショナル・リスク管理フレームワークの構成要素には、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対する当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスク種類および統制の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセスの方針および手続き（各ツールを含む。）、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本モデルが含まれる。

組織およびガバナンス構造

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は該当リスクが発生する各業務部門および管理部門にある一方、非金融リスク管理部（NFRM）がグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視し、リスクの集中を識別して報告し、当行全体にわたるオペレーショナル・リスク管理フレームワークの一貫した適用を促進する。NFRMは、最高リスク責任者が率いる当行グループのリスク機能である最高リスク・オフィスの一部である。

最高リスク責任者はNFRMのリーダーを任命し、リーダーはオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（オペレーショナル・リスク資本モデルを含む。）の効果的、効率的かつ規制に準拠した設計、監督および維持に関して説明責任を有する。NFRMのリーダーは、グループ全体でのオペレーショナル・リスク管理フレームワークの実施を監視し、検証するとともに、全体的なリスク水準を当行のオペレーショナル・リスク選好に照らして監視する。

最高リスク責任者が委員長を務める非金融リスク委員会は、グループの主要なオペレーショナル・リスクのリスク横断的かつ総括的な視点を確立することにより、取締役会に代わり当行グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。その意思決定および方針に関連する権限は、当行の業務部門および管理部門のリスク・プロファイルに影響を与え得るすべてのオペレーショナル・リスク問題のレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。第1および第2のLoDの双方から人員が出席する複数のサブフォーラムが、非金融リスク委員会を支援し、その任務を効果的に遂行する。グループ・レベルの非金融リスク委員会に加え、各業務部門でも、組織の様々なレベルのオペレーショナル・リスクについて監視と管理を行う第1のLoDの非金融リスク・フォーラムを設置している。

オペレーショナル・リスクのガバナンスは、金融リスクおよび非金融リスクのすべてのリスクを管理するための当行の第3のLoDアプローチに従っている。オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、第1および第2のLoDの中核的な役割とそれぞれの責任を含むオペレーショナル・リスク・ガバナンス基準を設定し、有効なリスク管理と適切かつ独立した検証に関する役割を確実にしている。

第1のLoDのオペレーショナル・リスク要件：第1のLoDとして、リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関して全面的な説明責任を有し、定義されたリスク選好に照らしてこれらを管理する。

リスク保有者とは、その活動がオペレーショナル・リスクを生じさせるような、または当該リスクにさらされている、当行における役割である。業務部門および管理部門のリーダーは、それぞれのオペレーショナル・リスクのプロファイルの識別、

組織内におけるこれらのリスクの積極的な管理、リスク選好の範囲内に維持するためのオペレーショナル・リスクの軽減または受け入れに関する経営判断、ならびに第1のLoDの構築および維持のために、適切な組織構造を決定しなければならない。

第2のLoDのオペレーショナル・リスク要件：リスク種類管理責任者は、包括的なリスク種類である「オペレーショナル・リスク」の下にあるすべてのサブ・リスク種類の第2のLoD統制機能としての役割を担う。

リスク種類管理責任者はフレームワークを構築し、彼ら自身が統制する特定のオペレーショナル・リスクの種類に関するグループ・レベルのリスク選好文書を定義する。リスク種類管理責任者は、最低限のリスク管理および統制の基準を定義し、リスク保有者による日々のプロセスにおけるこれらの基準の実施ならびにリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、検証する。リスク種類管理責任者は、独立した立場でオペレーショナル・リスクを監督し、集約されたリスク種類プロファイルに関する報告書を作成する。リスク種類管理責任者はリスク選好に照らしてリスク種類のプロファイルを監視し、予測可能なリスク選好の違反につながるリスク決定については拒否する権利を有する。リスク種類の専門家として、リスク種類管理責任者はリスク種類とその分類法を定義し、第1のLoDにおけるリスク種類のフレームワークの実施を支援し、促進する。独立性を維持するため、リスク種類管理責任者の役割は管理部門にのみ配置されている。

包括的なリスク種類である「オペレーショナル・リスク」のリスク種類管理責任者としてのNFRMのオペレーショナル・リスク要件：オペレーショナル・リスクのリスク種類管理責任者/リスク統制機能として、NFRMは包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワークの設定と維持、および当行グループのオペレーショナル・リスク資本の十分な水準を決定する。

- 第2のLoDのリスク統制機能として、NFRMはオペレーショナル・リスク選好に対する当行のアプローチを定義し、その遵守、違反および結果について監視する。NFRMは、業務ユニットの総体的なオペレーショナル・リスク・プロファイルに関連する、第1のLoDによるリスクおよび統制の評価ならびにリスク管理活動を独立した立場でレビューし、検証する（一方、リスク種類管理責任者は、特定のリスク種類に関連する活動を監視し、検証する。）。NFRMは、リスクの監視および必要に応じてリスク選好の範囲内に当行のオペレーショナル・リスクを戻すための補完統制を提案する。また、当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルとトップ・リスク（すなわち、リスク選好の範囲外の当行における重要なオペレーショナル・リスク）を設定し、定期的に報告する。
- オペレーショナル・リスクに関する特定分野の専門家として、NFRMはオペレーショナル・リスクの将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供し、リスク保有者と積極的に協働し（第1のLoD）、当行全体におけるリスク管理基準および統制基準の実施を促進している。
- NFRMには、取締役会に提案する目的で、オペレーショナル・リスクに必要な資本について十分なレベルを決定するためのアプローチを設計、実施および維持する責任がある。これには、先進的計測手法（AMA）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要および予想損失の計算および配分が含まれる。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクに内在する広範なサブ・リスク種類を管理するため、オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、当行全体におけるオペレーショナル・リスクのすべての種類に適用される一連の手法およびプロセスを提供している。これらにより、当行グループのオペレーショナル・リスクに関するリスク選好に關係するオペレーショナル・リスク・プロファイルを設定すること、オペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。

2023年度において、当行は引き続き、リスク管理プロセスのさらなる統合と簡素化により、オペレーショナル・リスクの管理の成熟化を図った。これは、当行の中央機能による統制の充実化、「教訓」機能の組み込みによるオペレーショナル・リスク損失事象の分析を行うためのアプリケーションの更新、リスク選好度フレームワークへの残余リスク許容ゾーンの導入、および第2のLoD活動も対象とするフレームワーク遵守モニタリングの拡張を通じて達成された。

損失データの収集：内部のデータおよび関連する外部のオペレーショナル・リスク事象（損益計算書に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすもの）は独自かつ適時に検証される。重要なオペレーショナル・リスク事象は、事業パートナー、リスク統制およびその他の管理部門の間で密接に連携して第1のLoDにおいて行われる教訓分析とリード・アクロス分析を明確に定義するきっかけとなる。教訓レビューは、重要なオペレーショナル・リスク事象の原因を分析し、その根本的な原因を識別し、再発の可能性を減らすための適切な是正措置を文書化する。リード・アクロス・レビューは、教訓プロセスでの結論を得て、教訓レビューで識別された類似のリスクおよび統制の弱点が、まだ問題または損失には発展していないとしても、当行の他の領域に存在するかどうかを分析する。これにより、予防措置を取ることができる。2023年度に、教訓文書化機能がオペレーショナル・リスク事象管理アプリケーション（EMApp）に統合され、基礎となるオペレーショナル・リスク事象の直接的な技術的紐づけが可能になり、教訓の監視、ガバナンス、報告が強化された。

シナリオ分析：オペレーショナル・リスク・プロファイルは、探索的シナリオ分析を日々のリスク管理活動に組み込むことによって補完され、さらに実証される。シナリオ分析は、リスク特定および管理ツールとして使用され、これにより、リスク所有者とリスク種類管理責任者は、当行の既存のオペレーショナル・リスク・プロファイルの潜在的なギャップを特定するための基礎として、リスクに対する潜在的なエクスポージャーを調査することができる。さらに、当行のオペレーショナル・リスク資本の計算のインプットとして使用される。シナリオの筋書きは、内部損失、エマージング・リスク・レビュー、トッ

プ・リスク、リスク集中度、検出事項および外部の同業他社のオペレーショナル・リスクの損失事象のレビューに基づくものである。実際および潜在的な将来の損失事象からの情報を体系的に利用することで、例えばディープ・ダイブ分析やリスク・プロファイルのレビューを通して、テーマ別の感応度を特定し、同様のインシデントの可能性を積極的に減少させるよう努める。2023年度には、シナリオ実行の際の第1のLoDと第2のLoDにおける役割と責任をさらに明確にすることで、シナリオ分析プロセスが強化された。シナリオ分析は、特に新たなリスクテーマの影響を評価する際に、オペレーショナル・レジリエンスの発揮において引き続き重要な役割を果たす。さらに、捕捉、ガバナンス、報告を自動化するために、事象管理アプリケーション(EMApp)でシナリオ分析を実行できるようにする作業も開始した。

リスクおよび統制評価：リスクおよび統制評価プロセスは、業務部門および管理部門から生じるリスクの一連のボトムアップの評価、それらを管理するために実施されている統制の有効性、ならびにリスクをリスク選好の範囲内に収めるために必要な是正措置から成る。リスクおよび統制評価は、グローバルの事業レベルで実施されるため、すべての管轄区域が対象となる。これは、当行グループの非金融リスク分類法(NFRIT)の該当するすべてのリスク種類を網羅する動的な評価手法を通じて、上級経営陣が、オペレーショナル・リスクが適切に管理およびコントロールされているかどうかを判断できるよう設計されている。リスクおよび統制評価では、リスク選好を逸脱したリスクや、当行内の非倫理的で不適切な市場行為を助長するリスクの評価と軽減活動により重点を置いている。

トップ・リスク：トップ・リスク・プロセスは、グループおよび各部門にわたって最も懸念されるリスクを特定するための定期的なプロセスであり、リスクを軽減するための是正活動が行われていることを確認する。関連するトップ・リスクの報告は、計画された是正措置と統制強化を含むトップ・リスク削減プログラムの影響について、削減の予想期間を示しながら、将来予測的な視点を提供する。また、この報告には、将来的にトップ・リスクの母集団に影響を及ぼす可能性のある新たなリスクとテーマも含まれる。トップ・リスクの識別プロセスは、リスクおよび統制の評価ならびにリスク選好度の両方と密接に関連しており、前者からリスク・エクスポージャーを、後者から選好度を抜き出し、トップ・リスクの母集団への情報提供を支援している。

改革リスク評価：当行内でのイニシアチブの重要な変更によるリスクを適切に識別および管理するために、改革リスク評価プロセスを整備し、当行のリスク・プロファイルおよび統制環境への改革の影響を評価している。この評価は、金融と非金融の各種リスクへの影響を考慮し、主要な成果物として分類されるイニシアチブのサブセット(通常、規制イニシアチブ、技術移行、是正イニシアチブ、戦略および組織変更が含まれる。)に対して必須である。2023年度に、当行の最新の合併事業および戦略的投資方針の要求事項に遵守するため、当行の将来の合併事業および戦略的投資を対象とするよう、改革リスク評価の範囲が拡大された。

リスク選好：非金融リスク選好度は、当行が戦略を遂行するのに受け入れる意思のある非金融リスクの程度を反映している。非金融リスクの選好フレームワークは、組織全体のリスク選好度を定義するための共通のアプローチを提供し、この選好度に対するエクスポージャーを監視する。当行の所定のリスク選好に対するオペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し、差し迫った問題を組織に対して適時に警告するために非金融リスクの選好指標が使用されている。2023年度には設計が修正され、残存リスク許容ゾーンが導入された。これは、リスクおよび統制評価プロセスを通じて評価された残存リスクに対する許容範囲を、より正確に明示することを可能にするものである。これは、特定のリスク種類について、影響の可能性と深刻度の組み合わせについて定義された結果を導入するものである。

検出事項および危機管理：検出事項および危機管理プロセスによって、当行は、把握する統制の脆弱性および不備に関連するリスクを軽減し、経営陣は、追加の是正措置やリスク許容の必要性に関してリスクに基づく意思決定を行うことができる。検出事項の管理プロセスからのアウトプットは、内部および外部のステークホルダーに対して、当行が積極的に統制の脆弱性を識別し、リスク選好の許容レベル内で関連するリスクを管理する手段を講じていることを示すものである必要がある。2023年度には、自己特定課題のライフサイクルにおける内部監査のレビューと承認の役割が強化された。さらに、「検出事項と統制」のつながりの範囲は、すべてのリスク種類をカバーするように拡大され、検出事項管理ツールに統合された。

フレームワークの遵守：オペレーショナル・リスク・フレームワークの遵守は、主要な利害関係者がNFRフレームワークの構成要素の要求事項に適合していることを監督、監視およびテストするための重要な活動である。オペレーショナル・リスク・フレームワークの遵守の結果は、NFRフレームワークの利用者に求められる実施上の改善点を積極的に特定し、フレームワーク設計の改善の可能性を明らかにすることを目的としている。2023年度には、オペレーショナル・リスク・フレームワーク遵守の監視が拡大され、第2のLoD活動も対象となった。

オペレーショナル・リスクの種類のフレームワーク

オペレーショナル・リスクは、当行グループのリスク分類法の上のリスク種類であり、風評リスクとともに、非金融リスクを構成する。オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、規制上および業界が設定したオペレーショナル・リスクの定義に基づき、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および軽減に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。これは、より詳細なレベルでオペレーショナル・サブ・リスク種類に適用され、当行がオペレーショナル・リスク・プロファイルを集約および監視できるようにする。これらのオペレーショナル・サブ・リスク種類は様々な管理部門によりコントロールされ、以下が含まれる。

- コンプライアンス部は、法律の遵守を促進・強化し、当行においてコンプライアンスおよび倫理的行為の文化を推進することにより、当行の銀行免許を保持するための独立した第2レベルの管理機能を遂行する。コンプライアンス部は、業務部門に支援および意見を提供し、また、他の管理部門や規制当局と協力して、当行のリスク選好に応じた当行のコンプライアンス・リスクの管理に対するリスクベースのアプローチを確立・維持し、法令違反の発見、軽減および防止が可能となるよう支援する。コンプライアンス部は、コンプライアンス・リスクの識別、評価、軽減、監視および報告、第2レベルでの統制を実施する。これらの評価および管理の結果は取締役会および監査役に定期的に報告される。コンプライアンス部は、規制管理チームの規制上の関与も支援する。
- 金融犯罪リスクは、金融犯罪対策（AFC）機能が、専門プログラムのメンテナンスおよび開発を通じて管理する。AFCのプログラムは、規制要件および監督要件に基づいている。AFCは、役割および責任を定義し、マネーロンダリング、テロの資金調達、制裁措置および禁輸措置の不遵守、ならびにその他の犯罪行為（不正、賄賂の授受、汚職、その他の犯罪等）から生じる金融犯罪リスクの識別と管理を行う専属の機能を設置している。AFCは、内部の方針、プロセスおよび統制の定期的な策定、機関特有のリスク評価および従業員研修により、金融犯罪防止に関する戦略を更新している。
- 法務部は完全に独立した管理部門であり、取締役会、監査役会（利害の対立が発生しない事項に制限される。）、コーポレート部門および管理部門に対して法的助言を提供すること、取締役会を支援して当行のコーポレート・ガバナンス・フレームワークを構築および維持すること、当行の法的コーポレート・ガバナンス・フレームワーク、独占禁止法およびデータ・プライバシー・リスクを管理することを義務付けられている。

法務部は、以下の責務を通じてその任務を遂行する。

- 取締役会および監査役会に対し、両組織の活動の法的側面に関して助言を提供する。
- 各活動に関係する法的および規制上の要件の遵守のために、ドイツ銀行のすべての部門に助言を提供する。
- ドイツ銀行グループと規制当局とのやり取りの管理においてドイツ銀行の他の部門を支援する。
- ドイツ銀行グループが利用する外部弁護士と契約し、管理する（規制および審査管理の外部弁護士管理チームと連携。）。
- ドイツ銀行グループの訴訟および係争中の規制上の事項（係争中の人事問題を含む。）を管理し、外部の規制当局の執行調査に対するドイツ銀行グループの対応を管理する。
- 取引文書の準備、レビューおよび実行のための適切なプロセスを確立する。
- リーガル・ホールドの発行により継続的事項の管理に関する文書を保存する。
- 内部調査の法的側面に関して助言を提供する。
- ドイツ銀行グループのグローバル・ガバナンス・フレームワークを設定し、業務ユニットの枠を越えた適用を促進し、その実施状況を評価する。
- 明確で一貫性のある役割と責任に基づき、リスクと説明責任を整合させるために、効率的な意思決定の支援に適した効率的なコーポレート・ガバナンス構造を策定し、保護する。
- ドイツ銀行グループの方針のフレームワーク、手続、フレームワーク、主要な業務に関する文書を維持し、特に同文書を保管する役割を果たす。
- 共同意思決定機関の設置、構成、機能に関するフレームワークを定め、その一貫した実施を確保し、持続可能で監査可能な意思決定事象の文書化のためのフレームワークとプラットフォームを提供し、集約された情報の迅速な検索を可能にする。
- 法人認可プロセスのフレームワークを設定し、促進する。
- コーポレート・ガバナンスに特化した法規制の分析、コーポレート・ガバナンスに関連する内部トピックに関する監督当局とのやり取り、ドイツ銀行グループの組織的 / 構造的なトピックに関するソリューションの継続的な開発等、ガバナンス・フレームワークの実施を確保するための内部コーポレート・ガバナンスのトピックに関して助言する。
- データ・プライバシーに関する法律、規則、規制に関する助言、ドイツ銀行グループのデータ・プライバシーに関するリスクと統制のフレームワークを維持する。
- 上記に関し、適切な品質保証を確保する。
- ドイツ銀行の新商品承認およびシステムティック・プロダクト・レビューの各プロセスは、新商品およびサービスとそのライフサイクル管理に関連するリスクを管理するために設計された統制フレームワークを形成している。これらのプロセスは、非金融リスク機能の商品ガバナンスによって監督されている。既存の商品およびサービスは、1年から3年のサイクルで見直され、それぞれのターゲット市場の特性や目的に合致しているかどうかを評価するよう設計されている。各商品およびサービスは、その商品およびサービスに対する最終的な説明責任を負うビジネス・マネジング・ディレクターがスポンサーでなければならない。新商品承認要件に違反した場合は、当行のレッド・フラッグ結果管理プロセスの対象となる。
- NFRMは、複数のオペレーショナル・レジリエンス・リスクのリスク種類管理責任者である。その権限には、取引処理業務およびインフラ・リスクに対する統制の二次的な監督が含まれる。これらの統制の目的は、技術やプロセスの中断を阻止すること、データ、記録および情報セキュリティの信頼性、完全性および利用可能性を維持すること、ならびに技術的な

停止、建物の停電、サイバー攻撃、自然災害、物理的セキュリティ・リスクまたは安全性リスクに起因する中断時に重要な業務プロセスおよび機能を復旧するための強固な計画を各業務部門および管理部門において確実に整備することである。NFRMのリスク種類管理責任者はまた、包括的な第三者リスク管理フレームワークを提供することにより、当行の内部および外部のベンダー契約から生じるリスクも管理する。

オペレーショナル・リスクの測定

ドイツ銀行は、先進的計測手法（AMA）に基づく技法を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。AMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。シナリオデータにより補完された、過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスク・データ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失を使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失を、ヒストリカル損失プロファイルにおいては単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が、規制上の要件に適合した方法で純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その後、資本が定性的調整および予想損失を控除した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本および経済的資本は、99.9%分位値から算出される。詳細については「内部適正自己資本」の項を参照のこと。所要規制自己資本および経済的資本はいずれも、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。NFRMは、資本需要の定量化のアプローチを確立して維持し、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

オペレーショナル・リスク資本の変動の要因

AMA資本の計算の設計上、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスク資本需要は、主に過去の内部損失事象による影響を受ける。当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルの範囲内の法的リスクとの関連性に鑑み、当行が、当行だけでなく銀行業界全体に影響を及ぼすような法的事項の進展を内部および外部のデータソースからの情報に依拠して検討する場合における、現在係属中の民事訴訟および規制執行事項の管理および測定に特に注目した。数年にわたる訴訟手続の性質を反映し、これらのリスクの測定ではさらに、法的事項のライフサイクルを通じて様々な段階でリスクを把握することによって、現実性のレベルの変化も考慮に入れている。

概念的には、当行は、所定の確率で超過しない年間のオペレーショナル・リスク損失を算定することにより、法的リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。この損失額は、IFRSの基準により当行の財務諸表に反映されている要素と、当行の財務諸表で引当金として反映されている金額を超える要素の影響を受ける。

当行が50%超の発生可能性があるとする法的損失は、IFRSに基づくグループの財務諸表に既に反映されている。これらの損失には、損失の発生可能性が高いと見なされ、IAS第37号に従って確実に測定可能な特定の期間における、既存および新規の訴訟に係る引当金の純変動が含まれる。

IAS第37号に基づく認識基準を満たさないため当行の財務諸表に引当金として反映されていない、不確実な法務的損失は、「規制自己資本需要または経済的資本需要」において考慮されている。

訴訟損失をAMAモデルで数値化するため、当行は過去の損失、引当金、偶発債務および法務的予測を考慮する。法務的予測は通常、潜在的な損失の範囲で構成され、引当金を上回る流出のリスクと、発生可能性が低いあるいは未知の事案に関連するとされるトップサイドの調整をカバーしている。かかる予測は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは訴訟事項に対応する弁護士により、少なくとも四半期ごとに見直される。

AMAモデルで使用される「関連する損失データ」に法務的予測が含まれる。法務的予測の予測範囲は1年に限定されず、1年を超える資本タイム・ホライズンとなっており、また、基礎となる損失が報告期間内に早期に解消されるものと保守的に仮定し、複数年にわたる訴訟事項の性質を勘案する。

流動性リスク管理

□

流動性リスクは、ドイツ銀行グループが支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的可能性から生じる。当行グループのリスク分類法では、流動性リスクの2つの側面（短期流動性リスクと構造的資金調達リスク）を区別しており、両者は1つの流動性リスク管理フレームワークに組み込まれている。その目的は、戦略的計画を実行するに際し、当行グループが常に支払義務を履行し（日中を含む。）、流動性リスクおよび資金調達リ

スクを取締役会が承認したリスク選好の範囲内で管理するために必要なすべてのガバナンスおよび統制が当行グループ内で確立されていることを確認することである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。

流動性および資金調達リスク管理フレームワーク

取締役会は、グループ資産負債管理委員会およびグループ・リスク委員会による提言に基づき、当行グループの流動性および資金調達リスクの戦略を定め、リスク選好を設定している。取締役会は、少なくとも毎年1回、リスク選好のレビューおよび承認を行う。リスク選好は、流動性リスクならびに当行グループの長期資金調達および発行計画を監視および統制するために、当行グループと主要な流動性事業体（ドイツ銀行AG等）に適用されている。

流動性管理機能は流動性リスク管理フレームワークによって定義され、「リスク管理方針」に定められている3つの防衛線に従って組織されている。コーポレート部門と財務部は、当行の流動性ポジションを最も効果的に管理し、事業活動を推進するために必要なステップを遂行する第1の防衛線から構成されている。リスク機能は第2の防衛線で構成され、流動性リスク管理フレームワークを定義し、リスク選好含む第1の防衛線によって実施される活動に対して、独立したリスク監視、異議申し立ておよび検証を行う責任を負う。グループ監査部は、第1の防衛線と第2の防衛線の両方の活動を監督する第3の防衛線で構成されている。

グループ資産負債管理委員会は、取締役会のリスク選好および戦略に沿って、当行グループの貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することを取締役会から委任されている、意思決定が可能な当行グループのガバナンス機関である。そのため、同委員会は、当行グループの資金調達戦略を定義、承認、最適化するという包括的な責任を有する。第2の防衛線に関しては、グループ・リスク委員会が取締役会から委任を受け、重要なリスク関連事項に関する決定権を有している。さらに、主要なリスク管理原則、当行グループのリスク選好ステートメント、再建計画、緊急時資金調達計画、包括的なリスク選好度パラメータ、再建や上申に係る指標等、取締役会の承認事項をレビューし、推奨する。

当行グループの流動性リスク管理の原則は、「流動性リスク管理方針」に文書化されており、そのフレームワークは「グローバル流動性リスク・フレームワーク」および「グローバル資金調達リスク・フレームワーク」の両文書に文書化されている。方針およびフレームワークの両文書は、8つの主要なリスク管理慣行（リスク・ガバナンス、リスク組織（3つの防衛線）、リスク文化、リスク選好と戦略、リスクの識別と評価、リスク軽減と管理、リスクの測定と報告、ストレス計画立案と実行）に従うものであり、これらのリスク慣行が流動性リスクにどのように適用されているかを説明する。個々の役割と責任は、グローバル・レスポンシビリティ・マトリクスの中で策定され、文書化され、これは、関係するすべての利害関係者に役割と責任に関する明確さと透明性を提供するものである。流動性リスク管理機能が発行する追加的な方針および手続はすべて（グローバルおよびローカルの両方）は、流動性リスクに係る慣行に特有の要求事項をさらに定義している。それらは、「流動性リスク管理方針」の下位にあるものであり、流動性リスク管理方針が定める基準に従う。

欧州中央銀行の監督上の検証・評価プロセス（2018年11月に発行された修正版内部適性流動性評価プロセスの要件を含む。）に従って、当行グループは内部適性流動性評価プロセスを実施している。当該プロセスは評価および文書化され、取締役会により少なくとも毎年1回レビューされ承認されている。

年次の戦略計画策定プロセスの一環として、戦略計画が当行グループのリスク選好に引き続き従っていることを確実にするため、財務部は予想される取引水準に基づき、米ドルの通貨エクスポージャーを含む主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。

リスク選好および統制設定

当行グループの流動性リスク選好は、定性的原則やそれを裏付ける定量的指標を通じて、「リスク選好ステートメント」に示されており、「リスク選好方針」で定められた基準に準拠している。このリスク選好ステートメントはさらに、リスク選好に基づく「主要な上限」、一連の追加の上限、閾値、早期警戒指標から構成される流動性リスク管理フレームワークによって支えられている。

ドイツ銀行は、流動性リスク管理部によって定義される規制上の第1の柱と内部ストレス指標（第2の柱）を対象とする専用のリスク選好フレームワークを導入し、当行グループの流動性ポジションがグループ全体、主要な流動性事業体、通貨間でバランスが取れていることを確認する。

財務部は、関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、その準拠を確実にするために、事業レベルのリスク選好上限を含む複数の手段を導入し、さらにリスク選好の側面を部門レベルに落とし込んでいる。そのため、財務部は、委任された権限の下、業務ポートフォリオ内の流動性の基礎となるリスク特性を識別、分析および監視するために、流動性リスク管理部および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行グループの流動性ポジションの変化に関して、定期的に協議している。

さらに、当行グループは、地域の流動性指標のすべてが、定義されたリスク選好に準拠して管理されることを流動性に関連する各エンティティレベルで確認している。ローカル・レベルでの余剰流動性は、ドイツ銀行AGのハブ拠点においてプールされ、ローカル・レベルの流動性不足はこれらのハブ拠点からの支援によって補うことができる。企業間の流動性の移転は、流

動性カバレッジ比率（LCR）、安定調達比率（NSFR）といった第1の柱の指標や、第2の柱の指標であるストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）への準拠を考慮した、当行グループの流動性運営機能のほかローカル・レベルの流動性管理者が関与する承認のフレームワークの対象となる。規制上の貸付要件等により他のグループ企業への流動性移転が制限されている企業の余剰流動性は、移転不可と見なされ、連結グループ余剰流動性の計算には含まれない。

取締役会は、週次の流動性ダッシュボードを通して、リスク選好や内部および市場の指標といった主要な流動性指標に対する当行グループの実績について報告を受ける。』

流動性リスクの監視および管理

ファイナンスの流動性および財務報告・分析部（LTRA）とファイナンスのグローバル・レポーティングのLTRAはともに、規制上の流動性に関する対外報告（第1の柱）および当行グループの流動性リスクに関する経営陣への内部報告（第2の柱）の両方を正確かつ適時に行う全体的な責任を負う。さらに、流動性および財務報告・分析部は、財務部および流動性リスク管理部の双方の流動性リスク・フレームワークとそのガバナンスを支援するために、管理情報システムとそれに関連する分析の開発に関する責任を負う。

流動性カバレッジ比率

主要な上限であるLCRは、30日間のストレス・シナリオにわたる当行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、正味キャッシュ・アウトフロー合計（連結通貨ベースにおける30日間の契約上のエクスポージャーと所定のモデル化されたエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、ストレスのかかったシナリオにおける流動性の調達に使用できる高品質の流動資産の金額として定義されている。

最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

内部流動性ストレス・テスト（sNLP）とLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、sNLPにおける負債性有価証券とLCRの高品質の流動資産の区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行グループの内部流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRに明確に反映されていない。

安定調達比率

安定調達比率は、当行の構造的資金調達プロファイルを評価するための規制上の指標である。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求することで、中長期的な資金調達リスクを低減することを意図している。当該比率は、所要安定調達額（様々な保有資産の流動性の特性の関数）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

リスク選好に基づき、当行グループならびにすべての主要な流動性事業体および流動性関連事業体に対し、NSFRの主要な上限が設定され、各規制要件が遵守されている。

『

流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

グローバルの内部流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するために用いられている。これは日々のオペレーショナルキャッシュ管理プロセスを補完するものである。契約上および行動上のモデル化されたキャッシュ・フロー情報に基づく長期流動性戦略は、資金調達マトリクスとして知られる長期的指標に示されている（以下の「資金調達リスク管理および資金調達の分散」を参照。）。

グローバル流動性ストレス・テストのプロセスは、各リスク選好について財務部により管理される。財務部は全体の手法の設計、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をストレス・テストの結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定に責任がある。流動性リスク管理部は、ストレス・シナリオを定義する責任がある。モデル・リスク管理部が定める原則および方針の要件に基づき、流動性リスク管理部とモデル・リスク管理部は、流動性リスク・モデルによる見積りとモデルによらない見積りに対して独立した検証を実施する。ファイナンスの流動性および財務報告・分析部とファイナンスのグローバル・レポーティング部は、財務部、流動性リスク管理部、グループ戦略分析部およびITと連携してこれらの手法を実施し、ストレス・テストの計算を行う責任がある。

当行グループの流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス事象の影響を説明および評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析が使用される。ドイツ銀行は、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジションを計算するための厳選された4つのシナリオを有している。これらのシナリオは、当行グループが経験し得る潜在的な結果を把握するように設計されている。最も深刻なシナリオは、市場全体の事象および固有のストレス事象（ドイツ銀行の格付引き下げを含む。）の組み合わせから生じる潜在的な結果を見積る。この各シナリオの下で、異なったタイム・ホライズンおよび複数の流動性リスク・ドライバーにおける流動性ストレス事象の影響が、すべての事業ラインおよび商品分野を対象として、すべてのポート

フォリオおよびバランスシートを含めて検討される。シナリオ分析からのアウトプットは、シナリオがすべてのリスク種類に及ぼす影響を検討するグループ全体のストレス・テストに織り込まれる。

さらに分析には、貸出枠の利用、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローといった、ストレス下で発生する可能性がある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求が含まれる。次いで、対策（ストレス事象下において発生したアウトフローを埋め合わせるために当行グループが取る措置）が検討される。この対策には、当行グループのビジネス・モデルに重要な影響を与えることのない、当行グループの流動性準備金の利用、およびその他の制約を受けない市場性のあるその他の資産からの流動性の創出が含まれる。

ストレス・テストは、流動性リスク管理に関連して、定義されたエンティティについて、グローバル・レベルで実施される。ストレス分析は、8週間のストレス・ホライズンをカバーする。この期間は、グループ・レベルで流動性が積極的に誘導および評価される流動性危機において最も重要な期間と考えられる。すべての通貨を総合したストレス・テストに加え、重要な通貨ごとのストレス・テストが実施される。グローバル・レベルおよび米国の流動性ストレス・テストでは、12ヶ月の期間をカバーする。さらに、ストレス・テストの結果は、現地の規制当局の要求に応じて、特定のリスク制限とともに12ヶ月間にわたって監視される。気候/ESGに関連する事象等、当行グループに影響を及ぼす可能性のある潜在的な下振れ事象の影響を反映するため、特別な分析が実施される場合もある。リスク・ドライバーならびにオンバランスおよびオフバランスの商品からの流動性フローを反映するために関連するストレスの仮定が適用される。一連のストレス・テストのシナリオおよび仮定は定期的にレビューされ、ストレス・テストの手法が改善された場合に更新される。

当行グループは、日次の流動性ストレス・テストを補完するものとして、エンタープライズ・リスク・マネジメント部が担当する定期的なグループ全体のストレス・テストも実施している。グループ全体のストレス・テストは、定義されている他のリスク種類と合わせて流動性リスクを分析し、資本ポジションと流動性ポジションの両方への影響や相互作用を評価するものである（「ストレス・テストに基づくリスクおよび資本のフレームワーク」を参照。）。

資金調達リスク管理および資金調達の分散

資金調達管理

ドイツ銀行は、規制ガイドラインに従い、固有の資金調達リスクを測定する一連の内部指標を開発した。これらは、規制指標である安定調達比率とともに、管理目的で考慮される。

当行グループは、預金、無担保ホールセール資金調達、資本市場発行、担保付資金調達等、幅広い資金源に依存している。これらにより、流動性ポジションが二重に保護される。第一に、ストレス事象は資金調達市場に様々な影響を与える可能性があるため、十分に分散された資金調達ポートフォリオを維持することで、これらの影響が平均して軽減される。第二に、流動性ストレスが発生した場合、幅広い資金調達源にアクセスできることで、様々な資金調達市場を利用する当行グループの能力が大幅に向上する。商品間の分散は、担保付および無担保の資金調達源の両方について、テナーの集中および相手先の集中を監視するためのリスク限界値によって補完されている。

また、ドイツ銀行グループの資金調達ポジションの安定性は、様々な形態の業界リスクによって不利な影響を受ける可能性がある。これらは通常、中長期的な構造である傾向があり、経済および当行のバランスシートに長期的に大きな影響を与える可能性がある。ドイツ銀行は、エマージング・リスクについて特別な分析を行い、その傾向が資金調達ポジションに与える影響を評価し、必要と判断された場合には軽減措置が適時に講じられるようにしている。さらに、財務部は、重要な資金調達市場における現在の市場アクセス情報を定期的に評価している。市場アクセス情報は四半期ごとにまとめられ、グループ資産負債管理委員会に提示される。

当行グループの構造的資金調達リスクの監視および管理のための内部の主な手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルの評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、潜在的な流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の満期プロファイルが流動性プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（1年未満）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの。）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトムアップの評価をトップダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの満期構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、「10年超」のバケットから「1年超」のバケットまで作成されている。資金調達マトリクスは、重要な通貨（米ドル等）についても実施される。

ドイツ銀行は、借換業務の分散のため、資本市場発行をとりわけ積極的に利用している。』

資本市場発行

債券発行の主な目的は、中期的な資金調達と最もコスト的に最適な方法での資金確保である。債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカバード・ボンドを含んでおり、当行グループの重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、資産負債管理委員会での承認を受けた後、年次の長期資金調達計画をグループ・リスク委員会が提言を行えるよう提出し、その後取締役会から承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行グループの資本市場発行は、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

ドイツ銀行は、抵当ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）を発行できるライセンスを有しており、仕組みカバード・ボンドを発行するプログラムを維持している。また、当行グループは引き続き、スペイン法（Cedulas）に基づきカバード・ボンドを発行するためのプログラムを運用している。2023年度、ドイツ銀行は中国での初取引（いわゆるパンダ債）を通じて投資家基盤をさらに多様化させた。2020年度以降、当行グループはグリーンボンドの枠組みを維持し、機関投資家と個人投資家の双方にグリーン債を発行するため、継続的に拡大している。さらに、複数の仕組みグリーン債、初めてのグリーン預金とグリーン買戻契約（レボ）が実施された。2023年度、当行グループは、旧ポストバンク事業の旧債券ポートフォリオをドイツ銀行のインフラに統合することで、すべての発行に統一されたプラットフォームを導入することに合意した。

リスクの軽減

『

高品質の流動資産

高品質の流動資産（HQLA）は、LCRに反映される第1の柱の計算であり、2023年度第4四半期の初めからは、流動性準備金に代わって、リスク選好に応じた主要な上限となっている。HQLAは、利用可能な現金および現金同等物、ならびに抵当権の設定されていない流動性の高い有価証券（国債および政府保証債を含む。）から構成され、ストレス事象において最も容易に入手可能で最も重要な対策となる。』

主要な通貨にわたる当行グループのHQLAの大部分は、親会社および当行グループが活動を行う重要な拠点の在外支店の中央銀行口座、ならびにストレスのかかった期間に緩和剤とするためだけに設定された、財務部が管理する専用の戦略的流動性準備金ポートフォリオで集中的に保有される。

資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランスの資産から構成されている。通常、カバード・ボンドまたはその他の自己証券化によるストラクチャー商品等の長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約が課されるが、その一方で、債務および株式ポートフォリオに担保付ベースで融資を行うのはインベストメント・バンク部門の通常の活動である。さらに、規制上の資産の制約の報告に関する欧州銀行監督局のテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに供された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備預金等）は制約を受ける資産と見なされる。また、当該欧州銀行監督局のガイドラインに基づくデリバティブの未収委託証拠金資産も、制約を受ける資産に含まれる。

資金移転価格

資金移転価格のフレームワークは、業務ユニットに対して流動性運営活動を奨励するための重要なものである。これは、当行グループからの積極的な管理および資金調達が必要なバランスシート項目を有するすべてのコーポレート部門および事業体に適用され、()基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、()流動性価値に従った負債の価格決定、および()適切な高品質の流動資産を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクの費用および便益は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的コストを反映する市場価格に基づいて当行グループの業務ユニットに配分される。財務部は、当行グループの流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。当該フレームワークは、資金調達コストの流動性ユーザーへのグループ全体の綿密な配分を確保する一方で、各業務が安定的、長期的、かつストレス準拠の資金調達を生み出すためのインセンティブに基づくフレームワークも提供している。

2023年度を通じて、当行は、資金調達コストの最適化をさらに支援するとともに、管理ツールとしての有効性を高めることを目的として2019年度に開始された内部の資金移転価格フレームワークの変更の改善に対して、引き続き一定の効果を上げた。追加情報については、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

緊急時資金調達計画

ドイツ銀行のグループ緊急時資金調達計画は、実際の、または予想される流動性ストレス事象に当行グループがどのように対応するかを概説している。これは、当行の資金調達能力に潜在的な混乱が生じた場合に対応するための規定、手続き、行動計画を定めたものであり、資金調達および/または当行が流動性指標に違反した場合に取るべき措置が含まれている。緊急時

資金調達計画は、その発動のためのガバナンス体制を概説し、流動性指標の枠組みを提示することで、流動性ストレス事象の発生時に、市場の状況悪化を適時に特定し、コミュニケーションや調整を含め、取るべき行動を迅速に決定することを可能にするものである。ドイツ銀行は、定義された危機的状況下における偶発事象、回復、および破綻のシナリオにわたって資本および流動性の監督責任を負う、財務資源管理評議会を設置している。

エンタープライズ・リスク管理

エンタープライズ・リスク管理部（ERM）は、リスク種類、事業、地域にわたって、当行のリスク・プロファイルの全体像を提供する。主な責任には以下が含まれる。

- リスク管理基準の設定等、包括的なリスク管理方針を定める。
- 当行の包括的なリスク選好を設定および監視し、事業および事業体に落とし込む。
- 新たなリスクと動向の分析、将来予測的なストレス・テスト、ポートフォリオの集中、ディープ・ダイブ分析、特別な事象報告を通じて洞察を提供する。
- 資本リスク選好を含む、当行の内部自己資本評価プロセスを監督する。
- グループ再建計画を調整および実行し、危機発生時に実行可能な信頼できる解決計画を維持する。
- 気候リスク管理フレームワークを開発および管理する。
- 上級経営陣や規制当局を含む主要な利害関係者にリスクの報告と分析を提供する。
- 信用リスクに対するリスク管理機能としての役割を果たす。

戦略リスク

戦略リスクは、誤った事業計画、事業計画の効果的ではない実行、または計画の重要な乖離に効果的に対応できないことに起因して収益が計画に達しないリスク（その他の重要なリスクを除く。）である。戦略リスクは、マクロ経済環境に対する当行のエクスポージャー、競争環境の変更、および規制や技術面での進展から生じる。また、戦略リスクは、戦略的ポジショニングのミス、当行による計画された戦略実行の失敗および/または計画目標より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略計画は毎年策定され、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。計画は、その仮定、信頼性、整合性の観点から繰り返し見直しが行われる。当年度において、事業戦略の実行は、目標に対する実績を評価するために、定期的に監視されている。このプロセスに関するさらに包括的な説明は、「戦略的および資本計画」の項に詳述されている。

戦略リスクは、極端であるが現実的な市況下における12ヶ月間のコスト削減では相殺しきれない、税引前利益の予期せぬ未達によって引き起こされる潜在的損失を定量化する専用のリスク・モデルによって測定される。戦略的リスク選好も、専用の指標を通じてグループ全体で設定されている。

業務部門および管理部門は、リスクを所有し、取締役会で承認された計画に従って戦略的リスクを管理する責任を有する第1のLoDである。ファイナンスおよびリスクの各機能は第2のLoDであり、統制活動を通じてファシリテーターとして機能し、適切な意思決定権限者への上申に対する責任を負う。

資本リスク

資本リスクは、ドイツ銀行が、平常時およびストレス状況下において、既存および計画中の事業活動ならびに関連リスクを支えるのに十分な水準または構成の資本供給ができないリスクと定義される。

当行の資本リスク・フレームワークは、ドイツ銀行がさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を継続的に維持することを目的とする複数の要素から構成されている。このフレームワークは、銀行全体の戦略計画プロセスに強固に統合されており、ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセスと密接に結びついている（詳細は、「内部自己資本評価プロセス」の項を参照のこと。）。財務部は、各業務部門とともに、関連するリスクの主要なリスク管理者となっており、第1のLoDとされる。ERMは、資本リスクに対して第2のLoDとして機能する。

財務機能は、資本リスクをグループ・レベルで、また、ローカル・レベルにおいて適宜管理している。これには、資本性金融商品の発行および買戻しの管理が含まれる（詳細は、「資本管理」の項を参照のこと。）。さらに、主要な資本資源に関する部門別の上限は、当行グループの資本リスク選好との整合性を確保するよう、グループ資産負債管理委員会によって承認される（詳細は、「金融資源の上限設定」の項を参照のこと。）。

ERMは資本リスク・フレームワークを設定し、資本リスク・プロファイルを評価し、独立した見直しを行う。これには、主要な自己資本比率に関するリスク選好の閾値の設定が含まれる。閾値の違反は、ドイツ銀行の再建計画の遂行に至るまで、管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。閾値はまた、資本計画に限界値を定め、ストレス・シナリオ下での資本リスクの定期的な評価に完全に組み込まれている。

『

ポートフォリオの集中リスク

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域／国、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる。リスクの集中の管理および監視は、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク機能（エンタープライズ・リスク、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスク管理）別に評価、監視および軽減される。これは、各リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および／または管理することを含むリスク選好によって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトムアップのレビューを通じて管理される。信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果は、これらのリスク種類間の不完全な相関関係から生じる分散効果を定量化する専用のリスク・モデルによって測定される。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、グループ・リスク委員会(GRC)である。

環境、社会、ガバナンスに関するリスク

世界的な温暖化の影響、気候変動とネットゼロ経済への移行に対する社会の関心の高まりにより、規制当局と銀行業界は、新たな金融リスクおよび非金融リスクの増大にさらされている。これらには、頻度と深刻度が増している異常気象から生じる物理的リスクに加えて、炭素集約型産業が、より高い課税、需要の減少、潜在的な金融アクセスの制限に直面するといった移行リスクが含まれる。これらのリスクは、幅広い金融リスクおよび非金融リスク種類にわたり、ドイツ銀行に影響を及ぼす可能性がある。

気候やより広範なESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関からの金融機関に対する精査が強化されており、当行グループが生物多様性と人権を保護するための低炭素経済への移行を支援しなければ、風評リスクにさらされることになる。また、ESGリスクを積極的に管理し、グリーンウォッシュを防止するために、ドイツ銀行は規制ガイダンスに沿ってESGリスク管理フレームワークを見直し、強化することが求められている。気候リスクやその他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、手法、業界標準はまだ発展途上であり、場合によってはまだ利用できないこともある。これは、顧客による包括的で一貫性のある気候変動リスクやその他の環境リスクの開示の欠如と相まって、当行が、より広範な業界と同様に、これらのリスクを評価する際に、部分的に代替の見積りや定性的アプローチに依拠していることを意味し、気候関連の開示に、より高い不確実性をもたらしている。

気候やより広範なESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関からの金融機関に対する精査や報告に係る要求事項が強化されている。銀行が低炭素経済への移行を支援していないとみなされたり、サプライチェーン内で自然に有害な活動や人権侵害につながる活動への融資に大きく関与しているとみなされたりすると、風評リスクにつながる可能性がある。

一部の法域は、取引を希望する金融機関に対し、移行アジェンダの側面への非遵守を証明するよう求めるといった、反ESG対策を取り始めている。これらの要求事項に従わない場合、既存の取引が打ち切れ、それらの法域との新規取引ができなくなる可能性がある一方、遵守することで風評リスクが生じる可能性がある。

ドイツ銀行は、2050年までにポートフォリオを排出量ネットゼロに沿ったものにするを含め、事業活動と運営を持続可能な形で管理することにコミットしている。ドイツ銀行は10月、初期移行計画(*)を発表した。この計画は、ドイツ銀行がその事業、上流のサプライチェーン、融資ポートフォリオを脱炭素化するために策定した戦略を文書化したものである。同計画の中で、当行グループは、2022年度と比較して、さらに3つの炭素集約型セクターについて、ネットゼロに沿った脱炭素化のパスウェイも開示しており、ポートフォリオ目標の対象となるセクターは、石油とガス（上流）、エネルギー、自動車（小型車）、鉄鋼、石炭採掘、セメント、船舶の7つになる。当行の移行計画で開示された目標および指標は、グループ全体のリスク管理フレームワーク、選好度および統制に組み込まれている。

グループ・サステナビリティ委員会は、ドイツ銀行全体のサステナビリティ関連事項に関する主要なガバナンスおよび意思決定機関として機能している。これには、ドイツ銀行のリスクと機会だけでなく、重要な影響の評価も含まれる。取締役会はサステナビリティに関する決定をグループ・サステナビリティ委員会に委任しており、最高経営責任者が委員長を、最高サステナビリティ責任者が副委員長を務める。

最高リスク責任者が委員長を務め、取締役会が設置したグループ・リスク委員会は、リスクと資本に関するいくつかの事項を監督する権限を有する。これには、当行の気候リスク・フレームワークの策定に関する責任が含まれている。当委員会は、ネットゼロの脱炭素化への線形の削減に対する取り組みからの逸脱に係る選好を含め、当行の気候および環境リスク選好を承

認する。グループ・リスク委員会の他の多くの委員会が、気候および環境リスクの特定の要素の策定と管理に対する責任を負っている。

ドイツ銀行の事業活動は、リスク選好の定性的原則、リスク選好の定量的指標およびKPIとともに、役割、責任をまとめた専用の気候および環境リスク方針に準拠している。また、当行の環境および社会の方針では、特定のセクターに対する具体的な規制の概要が示されている。ドイツ銀行は、当行グループのリスク識別プロセス、内部の気候リスク分類法、ポートフォリオ資金による排出量と集約度の定期的な内部報告およびネットゼロ目標の達成度を含む、多くの補完的なツールを用いてリスクを識別し、評価している。』

モデル・リスク管理

はじめに

モデル・リスクは、不正確な見積りアプローチ（モデルおよびモデルによらない見積りを対象とする。）または誤使用されたアウトプットに基づく決定から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または評判を損なう可能性がある。ドイツ銀行は、見積りアプローチの使用が他のリスク種類に影響を与え得ること、また、モデル・リスクは他のリスク種類全体の総リスクを変動させることができる個別のリスクであることを認識している。

ドイツ銀行は、与信引受、エクスポージャー評価、商品およびポジション、リスク測定、顧客資産の管理および保護、ならびに適正資本および引当金等の幅広い分野で見積りアプローチを用いている。「見積りアプローチ」という用語は、インプットデータを加工して定量的見積りを作成するための、専門家による判断、統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的または定性的な手法、システムまたはアプローチである「モデル」または「モデルによらない見積り」を指す。見積りアプローチは現実の世界の関係性を簡略化して表現するものであり、仮定と判断に基づいている。したがって、当行はモデル・リスクにさらされており、当該リスクの識別、測定および適切な管理が必要である。

モデル・リスク管理は、取締役会を含むすべての経営陣が監督する。モデル・リスクの管理は、見積りアプローチの開発者、所有者、使用者から独立した第2の防衛線の統制機能が設計および監視するフレームワークにより支えられている。

モデル・リスク管理フレームワークとガバナンス

モデル・リスクは、当行のレベル1のリスクの1つであり、定量的および定性的なリスク選好ステートメントの設定ならびに以下の事項の管理を通じて、最高リスク責任者により監督されている。

- リスク選好、規制要件および業界のベストプラクティスに整合しており、ステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、モデル・リスクの方針および手続、ならびにそれらの裏付け文書。
- 継続中のモデル・リスクのフレームワークの構成要素（リスク評価および検証を含む。）を支援する、すべての見積りアプローチの一覧。
- 検証、承認、展開、監視を含む、開発から撤去に至るすべての見積りアプローチの主要な統制。
 - 見積りアプローチが意図した対象と目的のために適切に設計され、実施されていること、また、モデルの利用において期待したとおりに機能し続けるよう統制が整備されていることを検証する、独立検証およびその後の独立した承認。
 - 見積りアプローチの限界と脆弱性を識別し、その結果、調整やオーバーレイ等の使用条件となる指摘事項や補完的統制が導かれる統制。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、モデル・リスク・ガバナンス、ならびにモデル・リスク選好指標の更新に関する取締役会への月次報告およびモデル・リスクの更新に関する監査役会への定期報告。

報告期間における進展

2023年度に、ドイツ銀行はモデル・リスク管理の地位を高め、モデル・リスク管理部のグローバル責任者が最高リスク責任者の執行委員会に加わり、最高リスク責任者に直接報告するようになった。これは、当行にとってのモデル・リスクの重要性を示しており、モデル・リスクが当行にとってレベル1のリスクであることを反映している。

さらにドイツ銀行は、モデル・インベントリ・システムを戦略的な当行全体のモデル・リスク・プラットフォーム上にさらに統合し、今後は過去のインベントリをすべて置き換える。この単一プラットフォームは、当行全体のモデル・リスク・データを調整し、主要な測定、統制、モデル・リスクの軽減を含むモデル・リスク・フレームワークへの準拠を支援するものである。

風評リスク管理

当行グループのリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

ドイツ銀行は、重大な風評リスクを伴う取引や関係、防衛、ゲーム、アダルト・エンターテインメント業界等、本質的に風評リスクが高い分野、または特定の環境上の懸念がある分野での取引や関係に対する選好を制限している。風評リスクは、様々なステークホルダー（国民、顧客、株主および規制当局等）のプラクティスに対する認識が、予測不可能に変化する可能性があるため、排除することは不可能である。

風評リスクをもたらず可能性のある事項について、事前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスを管理するために、風評リスク・フレームワーク（本フレームワーク）が整備されている。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定している。別のリスク種類、統制またはプロセスにおける障害から生じる可能性がある風評リスクは、関連するリスク種類のフレームワークを介して別途対処されるため、この項では扱わない。

風評リスクは、相手先のプロファイル、取引あるいは商品の事業目的／経済的実体、高リスク産業、環境および社会に関する考慮、ならびに取引あるいは商品の性質またはその構造および条件に関する潜在的な問題を含む（これらに限定されない。）複数の原因から発生する可能性がある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主に戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

ガバナンスと組織体制

本フレームワークは、すべての業務ユニットおよび地域に適用される。DWS固有の問題はDWSの風評リスク委員会がレビューし、必要に応じてDWSのエグゼクティブ・ボードに上申される。DWSのエグゼクティブ・ボードは、ドイツ銀行AGの取締役会に問題を上申する場合もある。

当行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、一義的なリスク所有者であるドイツ銀行の各業務部門にある。各業務部門は、中程度または重大な風評リスクと見なされる問題を評価するプロセスである、各部門の風評リスク評価手続を確立している。

当該部門RRAPは、重大な風評リスク問題を各リージョナル風評リスク委員会に上申しなければならない。本フレームワークはまた、風評リスクの観点から本質的にリスクが高くなっていると見なされ、リージョナル風評リスク委員会への上申を義務づける複数の問題を設定している。第2のLoD委員会であるリージョナル風評リスク委員会は、ドイツ銀行の各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整を確実にを行う責任を有している。リージョナル風評リスク委員会は少なくとも四半期に1回、必要に応じて特別会議を開催する。グループ風評リスク委員会（GRRC）は、グループ・リスク委員会および取締役会を代表してドイツ銀行の風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。グループ風評リスク委員会はまた、グループ全体に影響を及ぼし、特別な状況においては、地域レベルで解決できない可能性のある事例をレビューする。

サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティ・ガバナンス

サイバーセキュリティに関する責任はチーフ・セキュリティ・オフィスにあり、ドイツ銀行の3つの防衛線（以下「3LoD」という。）モデルの第1の防衛線を形成している。最高セキュリティ責任者は取締役会から権限を委譲され、取締役会のメンバーであるチーフ・テクノロジー・データ・イノベーション・オフィサーに直接報告する。

ドイツ銀行の最高セキュリティ責任者は、20年超にわたって情報セキュリティ分野で様々な職務を務めてきた。これには、3つの異なる大手欧州金融機関のグローバル最高情報セキュリティ責任者（CISO）／最高セキュリティ責任者（CSO）としての役割や、グローバル戦略コンサルティング会社のパートナーとして金融サービスクライアントのセキュリティ業務を指揮した経験が含まれる。

最高セキュリティ責任者は、様々な上級レベルの情報セキュリティ担当者による支援を受け、地域、部門、技術的な観点からセキュリティ要件が満たされるよう努める。すべての情報セキュリティ活動は、最高セキュリティ責任者が議長を務める2つの専門ガバナンス会議、すなわちグループITセキュリティ・カウンスル（当行のITユニットと連携。）およびグループ情報セキュリティ委員会（当行の業務部門および管理部門と連携。）によって監督されている。さらに、両フォーラムは、定義された目標に対するドイツ銀行の情報セキュリティ態勢、主要な情報セキュリティ成果物の進捗状況と実績、情報セキュリティ関連の監査指摘事項の改善状況、および現在の情報セキュリティ・インシデントを監督する。また、情報セキュリティ戦略を承認し、チーフ・セキュリティ・オフィス内で最も高い上申レベルとして機能する。

チーフ・セキュリティ・オフィスは、当行グループ全体のセキュリティ戦略を策定し、組織体制、ガバナンス、セキュリティ・ポリシーの導入を通じて、その実施と運用をグローバル・レベルで監督する。セキュリティ戦略は、脅威の状況、テク

テクノロジー、規制環境、当行の企業戦略およびIT戦略、その他内外のパラメータの変化に対応するため、継続的に見直される。ドイツ銀行のセキュリティ戦略フレームワークは、包括的かつ重層的なセキュリティ管理を提供している。このフレームワークは、当行のセキュリティ実装の成熟度を継続的に見直し評価することを含め、セキュリティ投資を方向付け、調整する脅威対策主導のアプローチによって強化されている。

チーフ・セキュリティ・オフィスは、グローバル、地域、部門レベルの視点を実現する広範なデータセットに支えられた、包括的な測定基準と報告のフレームワークを維持している。セキュリティ指標と、あらゆる上級レベルの当行のガバナンス・フォーラムへの報告が、適切なセキュリティ・リスクの認識と意思決定を支援する。取締役会は、四半期ごとの包括的な情報セキュリティ・リスク状況報告と、必要に応じて臨時の情報を受け取る。さらに、最高セキュリティ責任者は、監査役会のテクノロジー・データ・イノベーション担当委員会に対し、セキュリティに関する重要なトピックについて定期的に最新情報を提供している。

情報セキュリティ・リスクは、当行の非金融リスク管理フレームワークの下、オペレーショナル・リスクとして管理されている。チーフ・セキュリティ・オフィスは、第1の防衛線としての責任において、非金融リスク管理フレームワークを実行し、その様々な手段（例えば、年次のリスクおよび統制評価）を活用する一方、第2の防衛線（第2のLoD）としての非金融リスク管理部は、監督、レビュー、検証を行う。したがって、非金融リスク委員会（NFRC）の任務の一部は、ドイツ銀行のサイバーセキュリティ・リスク・プロファイル、是正プログラム、リスク許容度を監督および管理することである。また、第2のLoDは上記の第1のLoDの両フォーラムに参加している。

ドイツ銀行のセキュリティ・ポリシーのフレームワークは、非金融リスク管理の方針に沿って、セキュリティ・リスク管理の基本原則とセキュリティ管理の基礎を定義している。完全なフレームワークは毎年見直され、変更があればグループ情報セキュリティ委員会の承認を受ける。このフレームワークは一元的に管理され、すべての製品グループ、業務部門、管理部門にわたってグローバルに適用される。このフレームワークには、情報セキュリティに関するリスク許容度の明確な記述が含まれている。また、情報セキュリティ・リスクを管理するために特定された主要担当者の役割、責任および説明責任、ならびに情報セキュリティ侵害に対応するための戦略と対策、および関連するコミュニケーション手順についても定める。

さらに、当行の情報セキュリティ管理システムは、2012年以降、ISO 27001に規定されるすべての情報セキュリティ領域について、同規格に基づく認証を取得している。ISO 27001認証を維持するため、当行は3年ごとに完全再認証プロセスを実施しており、直近では2021年に実施された。完全認証プロセスが実施されない年には、当行は認証フォローアップを実施し、認証間隔の間のコンプライアンスを確保するように設計されている。最新の認証フォローアップは2023年であった。次回の完全再認証は2024年9月に実施される。

ドイツ銀行は、改善や管理強化が必要な分野を自ら特定するために、様々な仕組みを採用している。これには、セキュリティ・テスト、セキュリティ問題管理、教訓等が含まれる。当行の全体的な情報セキュリティ・プログラムの有効性は、当行のアプローチを業界のベンチマークと比較する第三者機関によって定期的に評価されている。ドイツ銀行の独立したグループ監査機能は、その監査計画にセキュリティ統制の評価を頻繁に盛り込んでいる。

サイバーセキュリティの脅威の特定、評価、管理

ドイツ銀行は、デジタル化が進み、サイバーセキュリティの脅威が絶えず進化する環境の中で事業を展開している。現在の動的かつ複雑な環境下で、当行はセキュリティ脅威の状況を継続的に監視している。当行は、セキュリティ・リスクを引き起こす技術開発、地政学的状況、経済的影響を注意深く観察し、ドイツ銀行やより広範な金融エコシステムへの潜在的な影響について、その関連性を評価している。

ドイツ銀行では、脅威インテリジェンス、データ漏洩防止、サイバー衛生、暗号化ソリューション等、様々な防止手法や管理体制を整えている。また、強固なインシデント対応プロセスに裏打ちされた検知に重点を置くことも含まれる。当行は、ベストプラクティスや脅威に関する情報を、国内外のセキュリティ組織、政府当局、同業組織と積極的に共有している。このような関係は、当行のセキュリティ・テクノロジーと手順が、業界のベストプラクティスを反映し、脅威環境に対応していることを保証するのに役立っている。

ドイツ銀行のセキュリティ・インシデント管理は、当行とその顧客、ビジネス・パートナー、または従業員に影響を及ぼす可能性のあるサイバーセキュリティ事象を対象としている。コンプライアンス、法務、グループ・データ・プライバシーの各部の関与のもとで行われる関連管理および報告プロセスは、サイバー攻撃や情報セキュリティの脅威に対して迅速かつ効果的に対応できるように設計されている。その目的は、損失、漏洩、混乱を最小限に抑え、インシデントの処理から得られた洞察を当行のプロセスの継続的改善に役立てることである。アジア太平洋、ヨーロッパ、アメリカに分散するサイバーインテリジェンス・レスポンス・センターは、24時間365日体制で世界中の脅威を検知し、インシデントに対応する。

進化するセキュリティの脅威に対応するため、当行では、ID・アクセス管理、データ、インフラ、デバイス、アプリケーション等、テクノロジーの各層における情報セキュリティ管理を継続的に見直し、強化している。これを補完するのが、組織的な統制、セキュリティの研修、意識向上である。この多階層アプローチにより、徹底した保護と、サイバー脅威を発見・防止し、当該脅威に対応し、また当該脅威から回復するための複数の機会が提供されている。

セキュリティ・リスクは、内部および外部のリスク・ドライバーや事象を動的に考慮し、少なくとも年1回、定期的に評価される。業界標準の脅威評価フレームワークを活用した外部脅威状況の徹底的な分析により、金融業界に関連するリスク・シナリオの評価の基礎を提供する。これらは、これらのリスクに対応する当行の能力と照らし合わせて評価される。新たな進展があった場合には、追加のリスク・レビューが実施される。年次のリスクおよび統制評価プロセスの一環として、対象分野の専門家がリスクの内容を提供し、必要に応じて法務、コンプライアンス、グループ・データ・プライバシー等の他の分野の支援を受ける。全部門および各機能の上級情報セキュリティ専門家が、各部門または各機能のバックグラウンドに基づいて、グループのエクスポージャーを評価する。このプロセスでは、コントロール・スイートと残存リスク・ポジションを評価する際に、主要な事象、脅威評価、発見事項、シナリオ分析、統制指標、教訓、横断的レビュー、規制当局の期待、是正活動等のコンテキスト・データを考慮する。重要な残存リスクをさらに低減するための措置としては、部門またはグループ・レベルでのポリシーの変更またはポリシーの修正、ならびにリスク軽減活動の優先的投資および実施の加速化が考えられる。

重要な業務をサポートする第三者の製品やサービスへの依拠は、新たに進化するサイバーセキュリティ攻撃の標的になる可能性があるため、当行のリスク態勢に影響を与える可能性がある。このようなリスクに対して、規制要件の拡大とともに、第三者全体の情報セキュリティ・リスクをよりよく特定し、必要な場合には第三者への働きかけを積極的に行うために、テクノロジーの利用を拡大する必要がある。ドイツ銀行は、グローバルな第三者リスク管理プログラムにより、第三者の情報セキュリティ・リスクを管理している。このプログラムには、特に第三者向けの情報セキュリティ・ポリシーが含まれ、当行の管理目標と期待事項を定めている。さらに、ドイツ銀行には、第三者との協働から生じるリスクを特定、監視、軽減するために設計された第三者リスク管理プロセスがあり、これには、当行に提供されるサービスに関連する第三者の業務に対する当行の監督も含まれる。

サイバーセキュリティの脅威による重要かつ潜在的な影響

ドイツ銀行のサイバーセキュリティ上の脅威は、主に銀行や顧客の情報の機密性、完全性、可用性が侵害されるリスクに関連しており、これには第三者のコンピューターシステムのセキュリティ侵害も含まれる。侵害は、ネットワークやリソースへの不正アクセス、コンピューター・ウイルスやマルウェアの侵入、あるいは規制、地政学的、運用、第三者リスクを含むその他の形態のサイバーセキュリティ攻撃や事故により発生する可能性がある。

ドイツ銀行は、プロセスやセキュリティ統制の実行エラーを含む統制環境の不備、およびデータ損失に伴うオペレーショナル・リスクにさらされる可能性があり、これにより事業が混乱し、重大な損失につながる可能性がある。同時に、サービスが合意どおりに、または社内基準に沿って提供されない場合、当行は重大な損失またはレピュテーションの毀損のリスクにも直面する可能性があり、これにより規制上の罰金や財務上の損失が生じる可能性がある。サイバー攻撃は、第三者からの影響も含め、直接的・間接的にドイツ銀行に影響を与える可能性がある。

最近ではサイバー攻撃の頻度と巧妙さが増しており、ドイツ銀行を含む世界中の多くの組織のリスク・プロファイルが高まっている。当行の経営陣は、このような攻撃に対する備えの全体的な水準に大きな注意を払ってきた。サイバーセキュリティは、当行のテクノロジー環境への継続的かつ増大する依拠や、パブリック・クラウド・サービス、人工知能、量子コンピューティングの利用等、デジタル革新の必要性から生じる潜在的リスクといった要因により、引き続き注力分野となっている。

テクノロジーの進歩はまた、データのプライバシーやセキュリティ、その他の情報セキュリティ・リスクに対する要求事項をもたらす。人工知能の利用が広まるにつれ、サイバーセキュリティに対するリスクも高まっており、これには、サービス拒否攻撃、ディープフェイクの犯罪利用、より巧妙なソーシャル・エンジニアリング攻撃等がある。サイバー犯罪グループは、マルウェアキャンペーンの展開と運用を自動化するために、機械学習技術を使用する能力を有している可能性がある。

ランサムウェアを含む、金銭的な動機に基づくサイバー攻撃やその他の巧妙なサイバー攻撃は、各業界で持続的な脅威として観測されており、今後さらに頻発することが予想される。さらなる脅威は、サプライチェーン攻撃、脅威行為者によって悪用される可能性のある重要なソフトウェアの脆弱性（ゼロデイ・エクスプロイト）の頻度の増加、リモートワークやクラウドサービスの利用等によってもたらされる脅威表面の拡大によってもたらされる。

ドイツ銀行は、会社や顧客の機密情報への不正アクセス、会社のデータ、リソース、事業活動への損害や妨害、あるいは銀行の第三者プロバイダーで発生した攻撃といった、インフラの脆弱性を悪用することを目的とした攻撃を含む、コンピューターシステムへの攻撃を経験した。2023年度において、サイバー攻撃未遂を含む情報セキュリティ・インシデントの結果、当行の事業戦略、経営成績、財政状態に重要な影響を及ぼすことはなかった。ドイツ銀行は、今後もこのような攻撃の標的になることが予想され、将来、さらに重大な攻撃が発生することを効果的に予測または防止できない可能性がある。

その結果、サイバー攻撃は、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、サービスの利用不能、データ損失、データ破壊、データおよび/またはシステムへのアクセス不可につながる可能性がある。これには社内および第三者の情報テクノロジー・システムが含まれる。サイバー攻撃が成功した場合、顧客情報や機密情報の漏洩や悪用、情報テクノロジー・システムの損傷やアクセス不可、財務上の損失、修復費用（調査やサービスの復旧等）、サイバーセキュリティ費用の増加（追加人員、テクノロジー、外部ベンダー等）、個人情報漏洩の通知義務、風評被害、顧客の不満、潜在的な規制上の罰則や訴訟への露出等、当行に重要なマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

[次へ](#)

リスクおよび資本のパフォーマンス

資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL

自己資本

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制またはCRR)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督に関するEU指令第2013/36号(資本要件に関する指令またはCRD)(その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。)に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(KreditwesengesetzまたはKWG)に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及しており、保険会社および金融部門以外の事業体はこれに含まれていない。

2023年度末現在有効であった規制に基づく総自己資本は、Tier 1資本およびTier 2資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本(CET 1資本)およびその他Tier 1資本に細分化される。

CET 1資本は、主に、規制上の調整(すなわち、プルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる(保有株式控除後)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。)およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1資本への組み入れに適切な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のプルデンシャル・フィルターには、証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに追加評価調整が含まれる。CET 1資本控除には、例えば、無形資産(プルデンシャルバリューを超える部分)、将来の収益性に依存する繰延税金資産、予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、確定給付年金基金資産正味額、金融部門事業体との資本の相互持合い、および一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、Tier 2)に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1資本は、AT1資本金金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2資本は、適格な資本金金融商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。Tier 2資本として適格であるためには、資本金金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本金金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

資本金金融商品

取締役会は、2022年度年次株主総会において、2027年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本の10%を上限とする株式を購入する権限を委任された。2022年度年次株主総会時点で、株式数の上限でいうと206.6百万株に相当する。うち、株式資本合計の5%に相当する103.3百万株まではデリバティブを用いて買い戻すことができ、うち満期が18ヶ月超のデリバティブは株式資本合計の2%が上限とされている。2022年度年次株主総会から2023年度年次株主総会までの間に、36.3百万株が同期間または翌期以降の株式報酬のために買い戻された。うち、22.7百万株はコール・オプションの行使によって買い戻された。さらに、30.2百万個の新規コール・オプションが、今後の株式報酬のために買い戻された。2023年度年次株主総会時点で、保有自己株式数は5.0百万株であった。これらの株式は、翌期以降の株式報酬のために保有された。

2023年5月17日の年次株主総会において、取締役会は、2028年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本合計の10%を上限とする株式購入を承認することが認められた。2023年度年次株主総会時点で、これは204百万株に相当する。うち、株式資本合計の5%に相当する102百万株まではデリバティブを用いて買い戻すことができ、うち満期が18ヶ月超のデリバティブは株式資本合計の2%が上限とされている。この権限は、前年度の権限に取って代わるものである。2023年度年次株主総会から2023年12月31日までの間に、株主への資本分配を目的として45.5百万株が消却のために買い戻された。2023年12月31日現在、買戻しによる保有自己株式数は48.2百万株であった。うち、45.5百万株は消却のための買戻しに関連するものである。残りの2.7百万株は、翌期以降の株式報酬を目的として使用される株式に関連するものである。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2023年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ(1,000百万株)であった。

2022年度年次株主総会以降、取締役会は、90億ユーロ相当のその他Tier 1資本として適格となる規制要件を満たす参加証券およびその他のハイブリッド負債性有価証券を2027年4月30日まで発行することを認められている。ドイツ銀行は2022年11月、この権限に基づき12.5億ユーロの新規AT1ノートを発行した。

2019年6月27日から適用されている現在のCRRは、2019年6月27日より前に発行されたAT1およびTier 2金融商品について更なるグラウンド・ファーザー規定を定めている。特別目的事業体を通じて発行されたAT1およびTier 2金融商品は、2021年12月31日まで適用除外であった。2023年度においては、2019年6月27日以降に適用された特定の新たな要件を満たしていないAT1およびTier 2金融商品のうち、2025年6月26日まで引き続き適格であるAT1およびTier 2金融商品に対してのみ経過措置が存在する。ドイツ銀行が2023年度中に有していた適格金融商品に重要性がなかったため、「完全適用」と「経過措置」の金額の間に重要な差異はなかった。

現在のCRRに基づき、当行グループは2023年12月現在、86億ユーロの適格AT1金融商品を保有している。2023年度に、当行はAT1ノートを発行または償還していない。

2023年12月31日現在、Tier 2資本性金融商品は、合計86億ユーロ（名目価額115億ユーロ）であった。2023年度に、当行は名目価額15億米ドル（14億ユーロ相当）のTier 2資本性金融商品を発行し、想定元本132.5百万ユーロのTier 2資本性金融商品が期限を迎えた。

最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付といった特定の業務の制限等の監督措置が発せられることがある。2023年度においてドイツ銀行は最低所要自己資本規制を遵守していた。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の統合資本バッファの要件が、2023年以降、全面的に施行された。第1の柱の最低所要自己資本に加えて、これら資本バッファの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

資本保全バッファは、CRD第129条に基づきドイツ銀行法第10c条に導入され、2023年以降、RWAに対するCET 1資本比率2.50%に相当する。

カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、RWAに対するCET 1資本比率が0%から2.50%の間で様々であり、例外的に、2.50%よりも高くなり得る。ドイツ銀行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、ドイツ銀行の関連信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2023年12月31日現在、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、0.45%であった。

上記のバッファに加えて、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカル・システムック・リスクおよびマクロ・プルデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステムック・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でRWAに対するCET 1資本比率5.00%の追加的なバッファを要求する可能性がある。2023年度末現在、ドイツ銀行に適用されたシステムック・リスク・バッファは0.19%である。

ドイツ銀行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、BaFinによって引き続きグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）に指名された。その結果、G-SIIバッファとして、2020年に公表された指標に基づき2023年にRWAに対するCET 1資本比率1.50%が要求されている。この評価は2023年に金融安定理事会（FSB）により確認された。さらに、BaFinは、ドイツ銀行のG-SIIバッファ要件が、2024年と2025年は据え置かれることを公表した。

加えて、ドイツ銀行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、BaFinによって「その他のシステム上重要な金融機関」（O-SII）として分類されており、2023年には2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。したがって、ドイツ銀行の場合、2023年のO-SIIバッファは2.00%となる。BaFinは、ドイツ銀行のO-SIIバッファ要件が2024年は据え置かれることを公表した。システム上重要な金融機関のバッファ（G-SIIバッファまたはO-SIIバッファ）のいずれか高い方を適用しなければならない。

第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。

2022年12月、ECBはドイツ銀行に対し、2023年1月1日付で当行の第2の柱の要件が2022年から変更されたとの決定を通知した。これにより、ECBの第2の柱の要件はRWAの2.70%となった。2023年12月31日現在、ドイツ銀行は連結ベースで、最低11.16%のCET 1比率、最低13.17%のTier 1資本比率および最低15.84%の総自己資本比率を維持する必要がある。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、1.52%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、0.45%のカウンターシクリカル資本バッファおよび0.19%のシステムック・リスク・バッファ（いずれも年間を通じて変更される可能性がある。）、ならびに2.00%のG-SII/O-SIIバッファ（いずれか高い方）で構成される。したがっ

て、Tier 1所要自己資本には、1.50%のTier 1最低所要自己資本と0.51%の第2の柱の要件が追加で含まれ、総所要自己資本には、2.00%のTier 2最低所要自己資本と0.68%の第2の柱の要件が追加で含まれる。また、2023年度のSREPの結果を受けて、ECBは、ドイツ銀行が追加的な第2の柱のCET 1の資本アドオン（一般に、第2の柱のガイダンスと呼ばれる。）を維持することを期待する旨を知らせた。第2の柱のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBIは、第2の柱のガイダンスに法的拘束力はなく、第2の柱のガイダンスを満たさなかった場合でも銀行に対して資本配分が自動的に制限されることはないが、当該ガイダンスを維持することを銀行に要求すると表明している。

2023年12月11日に、ドイツ銀行はECBから、2023年度のSREPの結果を受けて2024年1月1日より適用される2024年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定によりECBの第2の柱の要件はRWAの2.65%に設定され、2024年1月1日から発効される。そのうち少なくとも1.49%をCET 1資本で、1.99%をTier 1資本でカバーする必要がある。

下表は、2023年と2024年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（第2の柱のガイダンスを除く。）の異なる最低所要自己資本バッファの要件の概要を示している。

総所要自己資本および資本バッファの概要

| | 2023年 | 2024年 |
|---------------------------------------|--------|--------|
| 第1の柱 | | |
| CET 1最低所要自己資本 | 4.50% | 4.50% |
| 統合バッファの要件 | 5.14% | 5.19% |
| 資本保全バッファ | 2.50% | 2.50% |
| カウンターシクリカル資本バッファ ¹ | 0.45% | 0.50% |
| システミック・リスク・バッファ ² | 0.19% | 0.19% |
| 以下の最大要件： | 2.00% | 2.00% |
| G-SIIバッファ | 1.50% | 1.50% |
| O-SIIバッファ | 2.00% | 2.00% |
| 第2の柱 | | |
| 第2の柱のCET 1資本のSREPアドオン（第2の柱のガイダンスを除く。） | 2.70% | 2.65% |
| うち、CET 1資本によりカバーされる部分 | 1.52% | 1.49% |
| うち、Tier 1資本によりカバーされる部分 | 2.03% | 1.99% |
| うち、Tier 2資本によりカバーされる部分 | 0.68% | 0.66% |
| 第1の柱および第2の柱のCET 1総所要自己資本 ³ | 11.16% | 11.18% |
| 第1の柱および第2の柱のTier 1総所要自己資本 | 13.17% | 13.18% |
| 第1の柱および第2の柱の総所要自己資本 | 15.84% | 15.84% |

- ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2024年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2024年度における既知のカウンターシクリカル資本バッファの変動に基づき0.50%と算出されている。カウンターシクリカル資本バッファは、年間を通じてドイツ銀行のポートフォリオの変更およびカウンターシクリカル資本バッファ率の変更の対象となる。
- 2024年度のシステミック・リスク・バッファ率は、2024年度における既知のシステミック・リスク・バッファの変動に基づいて0.19%と算出されている。システミック・リスク・バッファは、年間を通じてドイツ銀行のポートフォリオの変更およびシステミック・リスク・バッファ率の変更の対象となる。
- 第1の柱と第2の柱（第2の柱のガイダンスを除く。）のCET 1総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、システミック・リスク・バッファの所要自己資本、資本保全バッファの所要自己資本、カウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本、G-SII/O-SIIの所要自己資本のいずれか高い方を合計することによって算出される。

自己資本の変動

2023年12月31日現在のドイツ銀行のCET 1資本は481億ユーロであり、2022年度末から著しい変動はなかった。AT1資本は、2022年度末現在の85億ユーロから2億ユーロ減少して、2023年12月31日現在は83億ユーロであった。Tier 1資本は、2022年度末現在566億ユーロであったのに対し、2023年12月31日現在は564億ユーロであった。Tier 2資本は、2022年度末現在の95億ユーロから9億ユーロ減少して、2023年12月31日現在は86億ユーロであった。総自己資本は、2022年度末現在の661億ユーロから11億ユーロ減少して、2023年12月31日現在は650億ユーロであった。

CET 1資本は年度を通じて著しい変動はなく、2023年度において48億ユーロの純利益を計上したが、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に従い中間または通年の利益をCET 1資本で認識するというECBの決定(EU)第2015/656号に則った将来の普通株式配当の規制上の控除額とAT1クーポン支払額の13億ユーロによって相殺され、また、主に新モデルの導入による予想損失ショートフォールに関連する規制上の調整額の増加19億ユーロおよび繰延税金資産10億ユーロが、追加評価調整の減少3

億ユーロ、株式報酬の減少2億ユーロおよびその他の規制上の調整額1億ユーロにより一部相殺された。さらに、CET 1資本は、為替換算調整額によるマイナスの影響（資本控除項目における反対効果8億ユーロおよび自社株買戻し5億ユーロ控除後）により減少した。

AT1資本の2億ユーロの減少は、マーケット・メーカー取引の限度額引き上げに伴う資本控除の増加によるものであった。

Tier 2資本の9億ユーロの減少は、想定元本13億ユーロのTier 2金融商品が償還されたことと、7億ユーロの償却、2億ユーロの外国為替の影響、ならびに2億ユーロのマーケット・メーカー取引の限度額の控除額の増加を主因とするものであった。これは、2023年度第1四半期に想定元本14億ユーロのTier 2資本性金融商品が新規発行されたことにより一部相殺された。

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|--|---------------|---------------|
| | CRR/CRD | CRR/CRD |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金 | | |
| 資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金 | 44,908 | 45,458 |
| 利益剰余金 | 16,509 | 12,305 |
| その他の包括利益（損失）累計額、税引後 | -1,760 | -1,314 |
| 独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） ¹ | 3,493 | 4,183 |
| その他 | 973 | 1,002 |
| 規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 | 64,124 | 61,634 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整 | | |
| 追加評価調整（マイナスの金額） | -1,727 | -2,026 |
| その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。） | -126 | 600 |
| のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額） | -5,014 | -5,024 |
| 一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額） | -4,207 | -3,244 |
| 予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額 | -2,386 | -466 |
| 確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額） | -920 | -1,149 |
| 機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額） | -0 | -0 |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15%基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額） | 0 | 0 |
| 一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15%基準超過額）（マイナスの金額） | 0 | 0 |
| その他の規制上の調整 ² | -1,679 | -2,225 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計 | -16,058 | -13,536 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 | 48,066 | 48,097 |

2023年12月31日現在 2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | CRR/CRD | CRR/CRD |
|--|---------|---------|
| その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品 | | |
| 資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定 | 8,578 | 8,578 |
| AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定 | 0 | 0 |
| 規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本 | 8,578 | 8,578 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整 | | |
| 機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額） | -250 | -60 |
| CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額 | | |
| その他の規制上の調整 | 0 | 0 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計 | -250 | -60 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本 | 8,328 | 8,518 |
| Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1) | 56,395 | 56,616 |
| Tier 2 (T2) 資本 | 8,610 | 9,531 |
| 総自己資本 (TC = T1 + T2) | 65,005 | 66,146 |
| リスク・ウェイトド・アセット合計 | 349,742 | 360,003 |
| 自己資本比率 | | |
| 普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率） | 13.7 | 13.4 |
| Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率） | 16.1 | 15.7 |
| 総自己資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率） | 18.6 | 18.4 |

N/M - 表記するに値しない。

- 1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号(ECB/2015/4)の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。
- 2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除(2022年12月：12億ユーロ)、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく3億ユーロの資本控除(2022年12月：10億ユーロ)、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた0.9百万ユーロの資本控除(2022年12月：7.4百万ユーロ)、ならびにCRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による2022年度における14.7百万ユーロのCET 1の減少が含まれているが、CET 1は当年度においては変動はない。

株主持分の自己資本への調整

| 単位：百万ユーロ | CRR/CRD | |
|---|---------------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| 会計上の貸借対照表による株主持分合計 | 64,486 | 61,959 |
| 事業体の連結除外 / 連結 | -35 | 29 |
| 内訳： | | |
| 資本剰余金 | 0 | 0 |
| 利益剰余金 | -35 | 29 |
| その他の包括利益（損失）累計額、税引後 | 0 | 0 |
| 規制上の貸借対照表による株主持分合計 | 64,451 | 61,988 |
| 少数株主持分（連結CET 1に含めることが認められている額） | 973 | 1,002 |
| AT1クーポンおよび株主配当控除 ¹ | -1,279 | -1,342 |
| CRR第28条(1)に基づくCET 1の対象とならない資本性金融商品 | -21 | -14 |
| 規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 | 64,124 | 61,634 |
| 追加評価調整 | -1,727 | -2,026 |
| その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。） | -126 | 600 |
| のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後） （マイナスの金額） | -5,014 | -5,024 |
| 将来の収益性に依拠する繰延税金資産 | -4,207 | -3,244 |
| 確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナス の金額） | -920 | -1,149 |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合にお ける、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的お よびシンセティックな保有 | 0 | 0 |
| その他の規制上の調整 ² | -4,065 | -2,691 |
| 普通株式等Tier 1資本 | 48,066 | 48,097 |

1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。

2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除（2022年12月：12億ユーロ）、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく3億ユーロの資本控除（2022年12月：10億ユーロ）、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた0.9百万ユーロの資本控除（2022年12月：7.4百万ユーロ）が含まれている。CRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による2022年度における14.7百万ユーロのCET 1の減少が含まれているが、CET 1は当年度においては変動はない。

自己資本の変動

| 単位：百万ユーロ | CRR/CRD | |
|---|-----------------------|-----------------------|
| | 2023年12月31日に終了した12ヶ月間 | 2022年12月31日に終了した12ヶ月間 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高 | 48,097 | 46,506 |
| 普通株式 (純額) | -69 | -2 |
| 資本剰余金 | -332 | -79 |
| 利益剰余金 | 4,794 | 5,945 |
| 自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響 | -150 | -325 |
| その他の包括利益累計額の増減 | -445 | -870 |
| AT1クーポンおよび株主配当控除 ¹ | -1,279 | -1,342 |
| 追加評価調整 | 300 | -215 |
| のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額) | 11 | -127 |
| 将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く。) | -962 | -1,779 |
| 予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額 | -1,920 | 107 |
| 確定給付年金基金資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額) | 230 | -158 |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有 | 0 | 0 |
| 一時差異から生じた繰延税金資産 (10%および15%基準超過額、CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後) | 0 | 151 |
| その他 (規制上の調整を含む。) | -208 | 285 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期末残高 | 48,066 | 48,097 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期首残高 | 8,518 | 8,868 |
| その他Tier 1に適切な資本の新規発行 | 0 | 1,967 |
| 満期到来したおよび償還された金融商品 | 0 | -2,350 |
| その他 (規制上の調整を含む。) | -190 | 33 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期末残高 | 8,328 | 8,518 |
| Tier 1資本 | 56,395 | 56,616 |
| Tier 2 (T2) 資本 - 期末残高 | 8,610 | 9,531 |
| 総規制自己資本 | 65,005 | 66,146 |

¹ 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。

不履行エクスポージャー (NPE) の最低損失カバレッジ

2019年4月、EUは、不履行エクスポージャーのプルデンシャル・バック・ストップ準備金に関するCRR (規制(EU)第575/2013号) を修正する要件規制(EU)第2019/630号を公表した。この規制により、最低損失カバレッジ要求額が満たされない場合は、CET 1資本から第1の柱の控除がなされることになる。この規制は、2019年4月25日より後に組成され、債務不履行となったエクスポージャーに適用される。

さらに、ECBIは、2018年3月に「銀行の不良債権処理に関するECBガイダンス補足版：不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に対する監督上の期待」を、また2019年8月に「不履行エクスポージャーのカバレッジに対する監督上の期待に関するコミュニケーション」を公表した。

公表されたECBのガイダンスは、2018年4月1日より後に新たに債務不履行に陥ったすべての貸出金に適用され、EU規制と同様に、各銀行に対して最低減損カバレッジ要求額が満たされない場合に措置を講じるよう求めている。各銀行が講じる措置についてECBが満足しない場合、ECBは年に一度のSREPの議論の中で、銀行に第2の柱に係る措置を課す可能性がある。

前述のECBのガイダンスとSREP勧告により要求されているとおり、当行は2020年度末に、第2の柱に係る措置として不履行エクスポージャーに対する慎重な引当額を決定するためのフレームワークを導入した。

2018年4月1日より前に債務不履行に陥った顧客から生じる不履行エクスポージャーに関する最低所要損失カバレッジについては、年率10%の増加を前提に100%の所要カバレッジの段階的導入が想定された。最初のステップとして、2017年度末現在の銀行の正味不良債権比率に基づいて銀行を3つの比較可能なグループに割り当て、次のステップで、潜在的な影響に関する各銀行の2026年度末までの返済能力の評価を行った。ドイツ銀行はグループ1に割り当てられており、グループ1では、担保付貸出金については2024年度末までに、無担保貸出金については2023年度末までに、100%の最低損失カバレッジを完全適用することが求められている。

不履行エクスポージャーの最低所要損失カバレッジと、債務不履行となった（ステージ3の）資産についてIFRS第9号に従って計上されたリスク準備金との間の不足額は、2023年12月31日現在322百万ユーロであり、これはCET 1から控除された。このCET 1に関する追加費用は追加的な損失準備金とみなされ、これによりRWAが26億ユーロ軽減されている。2023年度の不足額の減少およびRWA軽減額の増加は、後述するように、当行の資本効率化策の一環としてのデータおよびプロセスの最適化の恩恵によるものである。

不履行エクスポージャーの損失カバレッジ

| 2023年12月31日現在 | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|------------------------|----------------|-----------------------|
| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | エクスポ ージャーの額 ¹ | 最低損失 カバレッジ 要求額合計 | カバレッジ 利用可能額 | 適用される カバレッジ 不足額 |
| コーポレート・バンク | 3,745 | 650 | 1,299 | 51 |
| インベストメント・バンク | 9,415 | 3,684 | 4,753 | 223 |
| プライベート・バンク | 6,621 | 1,428 | 3,169 | 43 |
| アセット・マネジメント | 0 | 0 | 0 | 0 |
| コーポレートおよびその他 | 491 | 59 | 98 | 4 |
| 合計 | 20,271 | 5,820 | 9,319 | 322 |

¹ CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

| 2022年12月31日現在 | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|------------------------|----------------|-----------------------|
| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | エクスポ ージャーの額 ¹ | 最低損失 カバレッジ 要求額合計 | カバレッジ 利用可能額 | 適用される カバレッジ 不足額 |
| コーポレート・バンク | 4,378 | 795 | 1,176 | 316 |
| インベストメント・バンク | 14,665 | 8,182 | 10,117 | 383 |
| プライベート・バンク | 6,101 | 1,250 | 2,202 | 315 |
| アセット・マネジメント | 0 | 0 | 0 | 0 |
| コーポレートおよびその他 ² | 282 | 67 | 41 | 35 |
| 合計 | 25,426 | 10,294 | 13,535 | 1,048 |

¹ CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

² 当年度の表示に合わせている。

リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、RWAの概要を、リスク種別および業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャ関連ポジションのセグメント別の再配分（該当がある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

リスク種別および業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 合計 |
|--------------|---------------|--------------|------------|-------------|--------------|---------|
| | コーポレート・バンク | インベストメント・バンク | プライベート・バンク | アセット・マネジメント | コーポレートおよびその他 | |
| 信用リスク | 63,156 | 94,246 | 78,422 | 11,652 | 18,314 | 265,789 |
| 決済リスク | 0 | 1 | 13 | 0 | 0 | 14 |
| 信用評価調整（CVA） | 82 | 4,654 | 110 | 0 | 429 | 5,276 |
| マーケット・リスク | 181 | 19,019 | 22 | 28 | 2,260 | 21,510 |
| オペレーショナル・リスク | 5,568 | 21,611 | 7,659 | 3,475 | 18,839 | 57,153 |
| 合計 | 68,987 | 139,532 | 86,226 | 15,155 | 39,842 | 349,742 |

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 ¹ | | | | | 合計 |
|--------------|----------------------------|--------------|------------|-------------|--------------|---------|
| | コーポレート・バンク | インベストメント・バンク | プライベート・バンク | アセット・マネジメント | コーポレートおよびその他 | |
| 信用リスク | 68,022 | 93,184 | 79,865 | 9,417 | 18,726 | 269,214 |
| 決済リスク | 0 | 63 | 0 | 0 | 61 | 124 |
| 信用評価調整（CVA） | 130 | 5,144 | 29 | 4 | 877 | 6,184 |
| マーケット・リスク | 847 | 17,895 | 72 | 28 | 7,289 | 26,131 |
| オペレーショナル・リスク | 5,304 | 23,155 | 7,637 | 3,414 | 18,839 | 58,349 |
| 合計 | 74,303 | 139,442 | 87,602 | 12,864 | 45,792 | 360,003 |

¹ 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

ドイツ銀行のRWAは、2022年度末現在の3,600億ユーロに対し、2023年12月31日現在では3,497億ユーロであった。マーケット・リスクRWAの46億ユーロの減少は、資本乗数の定性的および定量的の各構成要素が減少したことにより、バリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの各構成要素が減少したことを主因とするものであった。さらに、2022年度末と比較してエクスポージャーが減少したことにより、バリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクも減少したが、追加的リスクに係る自己資本賦課の増加により一部相殺された。信用リスクRWAは、資本効率化策の一環としてのデータおよびプロセスの最適化、新規の証券化、為替変動、繰延税金資産に係るRWAの減少の恩恵を主に受けて、34億ユーロ減少した。これは、新しいモデルの導入による規制上の変更、格付遷移による影響、中央清算機関に対するエクスポージャー、Numis取得による増加、および事業の成長によるRWAの増加により一部相殺された。オペレーショナル・リスクRWAが12億ユーロ減少したのは主に、資本モデルに織り込まれるドイツ銀行の内部損失のプロファイルの改善によるものであった。信用評価調整（CVA）RWAが9億ユーロ減少したのは主に、モデルの更新と市場データの変更によるものであったが、手法および方針ならびに事業活動の変更により一部相殺された。

下表は、報告期間における信用リスク、信用評価調整、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関して観察されたリスク・ウェイト・アセットの変動の主要な要因の分析を提供している。また、最低所要自己資本比率8%を使用してRWAから算出される所要自己資本の変動も示している。

カウンターパーティ信用リスクを含む、信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|--------------|---------------|--------|---------------|--------|
| | 信用リスクRWA | 所要自己資本 | 信用リスクRWA | 所要自己資本 |
| 信用リスクRWA期首残高 | 269,214 | 21,537 | 263,752 | 21,100 |
| 勘定の規模 | -3,694 | -296 | -6,254 | -500 |
| 勘定の質 | -886 | -71 | -478 | -38 |
| モデル更新 | 298 | 24 | -179 | -14 |

| | | | | |
|--------------|---------|--------|---------|--------|
| 手法および方針 | 5,831 | 466 | 8,244 | 659 |
| 取得および処分 | 571 | 46 | 0 | 0 |
| 外国為替変動 | -4,174 | -334 | 5,320 | 426 |
| その他 | -1,371 | -110 | -1,191 | -95 |
| 信用リスクRWA期末残高 | 265,789 | 21,263 | 269,214 | 21,537 |

うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|-----------------------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| | カウンターパーティ信用リスク RWA | 所要自己資本 | カウンターパーティ信用リスク RWA | 所要自己資本 |
| カウンターパーティ信用リスクRWA期首残高 | 23,589 | 1,887 | 24,780 | 1,982 |
| 勘定の規模 | -4,664 | -373 | -1,734 | -139 |
| 勘定の質 | 1,278 | 102 | -41 | -3 |
| モデル更新 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 手法および方針 | 312 | 25 | 0 | 0 |
| 取得および処分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外国為替変動 | -646 | -52 | 584 | 47 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カウンターパーティ信用リスクRWA期末残高 | 19,868 | 1,589 | 23,589 | 1,887 |

信用リスクRWAの変動の表における主な要因の分類は、開示強化タスクフォースの推奨に完全に則ったものである。当行グループのポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「勘定の規模」の区分において考慮されている。「勘定の質」の区分は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメータの再調整ならびに担保および相殺に関する範囲の変更による影響を示している。「モデル更新」の区分には、モデルの高度化および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規制の適用等）に起因して生じるRWAの変動は、「手法および方針」の区分において考慮されている。「取得および処分」の区分は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示するためのものである。上記区分に該当しない変動は、「その他」の区分に含まれている。

2022年12月31日以降の信用リスクRWAの34億ユーロ（1.3%）の減少は、主として「外国為替変動」、「勘定の規模」、「その他」および「勘定の質」の各区分によるものである。これは、「手法および方針」、「取得および処分」ならびに「モデル更新」の各区分における変動により一部相殺された。「勘定の規模」の減少は主に、コーポレート・バンクおよびプライベート・バンクにおけるシンセティック証券化からの救済措置によるもので、事業の成長により一部相殺された。また、「その他」の減少は、繰延税金資産に係るRWAおよび金融部門事業体に対する投資の減少を反映している。「勘定の質」の減少は主に、当行の資本効率化策の一環としてのデータおよびプロセスの最適化の恩恵によるもので、相手先の格付悪化により一部相殺された。前述の減少は「手法および方針」の増加により一部相殺されたが、これは主に、規制上の変更に伴う新しいモデルの導入および中央清算機関に対するエクスポージャーの各影響を反映したものである。「取得および処分」には、Numisの取得が反映されている。さらに、信用リスクRWAは、ドイツ銀行のIRBAモデルの改良により、「モデルの更新」において2022年度と比較して増加した。

カウンターパーティ信用リスクRWAは2022年12月31日以降、37億ユーロ（15.8%）減少した。これは主に、新規ポジションのリスク・ウェイト引き下げに伴うデリバティブのエクスポージャーの減少を反映した「勘定の規模」の減少、および「外国為替変動」の減少によるものである。この減少は、とりわけ相手先の格付悪化に伴う「勘定の質」の増加により一部相殺された。さらに、カウンターパーティ信用リスクRWAは「手法および方針」で増加したが、これは規制上の変更に伴う新しいモデルの導入および中央清算機関に対するエクスポージャーの各影響によるものであった。

CRR/CRDの規制枠組みに基づき、ドイツ銀行は、カウンターパーティの信用度を考慮に入れたCVAを用いてRWAを算出することが要求される。CVAに係るRWAには、OTCデリバティブ・エクスポージャーおよび証券金融取引に関連した予想されるカウンターパーティ・リスクからの時価評価損のリスクが含まれる。ドイツ銀行は、CVAの大半を、BaFinによって認可された当行グループ独自の内部モデルに基づき算出している。

信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|----------------|---------------|--------|---------------|--------|
| | CVA RWA | 所要自己資本 | CVA RWA | 所要自己資本 |
| CVA RWA期首残高 | 6,184 | 495 | 6,327 | 506 |
| リスク水準の変動 | 170 | 14 | 1,217 | 97 |
| 市場データの変動および再調整 | -656 | -52 | -200 | -16 |

| | | | | |
|-------------|-------|-----|--------|-----|
| モデル更新 | -683 | -55 | -1,160 | -93 |
| 手法および方針 | 261 | 21 | 0 | 0 |
| 取得および処分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外国為替変動 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| CVA RWA期末残高 | 5,276 | 422 | 6,184 | 495 |

CVA RWAの変動は、いくつかの区分に細分化される。「リスク水準の変動」には、ポートフォリオの規模および構成の変化が含まれる。「市場データの変動および再調整」には、市場データの水準の変動、ボラティリティの変動、再調整が含まれる。「モデル更新」は、CVA RWAに用いられるIMM信用エクスポージャー・モデルまたはバリュエーション・アット・リスク・モデルのいずれかの変更である。「手法および方針」は、規制の改正に関連する。重要な事業取得または処分は、「取得および処分」の区分に含まれる。

2023年12月31日現在のCVAに係るRWAは53億ユーロであり、2022年12月31日現在と比較して、9億ユーロ、率にして15%の減少となった。これには、モデル更新の7億ユーロの減少および市場データの変動の7億ユーロの減少が含まれるが、年度を通じた手法および方針の変動と事業活動により一部相殺された。

マーケット・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 総所要 |
|------------------|---------------|--------|-------|-------|--------|-------|
| | VaR | SVaR | IRC | その他 | RWA合計 | 自己資本 |
| マーケット・リスクRWA期首残高 | 7,413 | 12,221 | 3,639 | 2,857 | 26,131 | 2,091 |
| リスク水準の変動 | -1,901 | -1,724 | 3,647 | 72 | 95 | 8 |
| 市場データの変動および再調整 | -393 | -10 | 0 | -53 | -456 | -36 |
| モデル更新/変更 | 77 | -663 | -158 | 0 | -745 | -60 |
| 手法および方針 | -1,446 | -2,735 | 0 | 722 | -3,459 | -277 |
| 取得および処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外国為替変動 | 0 | 0 | 0 | -57 | -57 | -5 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マーケット・リスクRWA期末残高 | 3,750 | 7,090 | 7,129 | 3,542 | 21,510 | 1,721 |

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | | 総所要 |
|------------------|---------------|--------|-------|-------|--------|-------|
| | VaR | SVaR | IRC | その他 | RWA合計 | 自己資本 |
| マーケット・リスクRWA期首残高 | 3,538 | 9,360 | 3,657 | 3,219 | 19,773 | 1,582 |
| リスク水準の変動 | -175 | 1,986 | -17 | 266 | 2,061 | 165 |
| 市場データの変動および再調整 | 2,651 | -617 | 0 | -593 | 1,441 | 115 |
| モデル更新/変更 | 100 | -650 | 0 | 0 | -550 | -44 |
| 手法および方針 | 1,299 | 2,142 | 0 | 0 | 3,441 | 275 |
| 取得および処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外国為替変動 | 0 | 0 | 0 | 113 | 113 | 9 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| マーケット・リスクRWA期末残高 | 7,413 | 12,221 | 3,639 | 2,857 | 26,131 | 2,091 |

マーケット・リスクの分析は、バリュー・アット・リスク（VaR）、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよび追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）に係る当行の内部モデルにおける変動、ならびに「その他」の区分に含まれるマーケット・リスク標準的アプローチ（MRSA）の結果を対象としている。MRSAは、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRD規制に規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改正によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が含まれる。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の区分に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2023年12月31日現在、マーケット・リスクに係るRWAは、2022年12月31日現在と比較して46億ユーロ、率にして18%減少し、215億ユーロとなった。この減少は、バックテストの異常値が250日のウィンドウから外れたことを背景とした資本乗数の定量的構成要素の0.85の減少および資本乗数の定性的構成要素の0.5の減少を起因とする「手法および方針」の区分によるものである。追加的リスクに係る自己資本賦課は、グローバル・レーツおよびグローバル・エマーシング・マーケットの各事業におけるマーケット・メーカーを促進するためのソブリン債残高の変動により35億ユーロ増加したが、グローバル・レーツ事業における金利エクスポージャーの減少およびグローバル外国為替事業の戦略変更に伴う減少を起因としたバリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの減少により相殺された。

オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

| | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|----------------------|-----------------------------|------------|-----------------------------|------------|
| | オペレーシ ョナル・リ スク RWA | 所要 自己資本 | オペレーシ ョナル・リ スク RWA | 所要 自己資本 |
| 単位：百万ユーロ | | | | |
| オペレーショナル・リスクRWA期首残高 | 58,349 | 4,668 | 61,718 | 4,937 |
| 損失プロファイルの変動（内部および外部） | -1,577 | -126 | -3,405 | -272 |
| 予想損失の変動 | 150 | 12 | -166 | -13 |
| フォワード・ルッキングなリスク構成要素 | 130 | 10 | 794 | 63 |
| モデル更新 | 0 | 0 | -669 | -54 |
| 手法および方針 | 100 | 8 | 78 | 6 |
| 取得および処分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オペレーショナル・リスクRWA期末残高 | 57,153 | 4,572 | 58,349 | 4,668 |

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「予想損失の変動」の区分は、部門別事業計画および過去の損失に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワード・ルッキングなリスク構成要素」の区分には定性的調整が反映されており、事業環境および内部統制要因に重点を置いた、非金融リスク選好の指標ならびにリスクおよび統制評価（RCA）スコアを通じたオペレーショナル・リスクの日常的な管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実施といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

2023年度の全体的なオペレーショナル・リスクRWAの12億ユーロの減少は、主に資本モデルに織り込まれる損失頻度の低下によるものであった。

経済的資本

経済的適正自己資本

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、当行の継続性を維持することを目的としている。内部適正自己資本は、経済的観点から、以下の表に示すとおり、経済的資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価される。

経済的資本供給および需要の合計

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------------------------------|---------------|---------------|
| 経済的資本供給の構成要素 | | |
| 株主持分 | 64,486 | 61,959 |
| 非支配持分 ¹ | 899 | 897 |
| AT1クーポン控除 | -381 | -319 |
| 証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得 | -45 | 790 |
| 自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 | -82 | -190 |
| 追加評価調整 | -1,727 | -2,026 |
| 無形資産 | -3,692 | -3,677 |
| 一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産 | -4,737 | -3,937 |
| 予想損失ショートフォール | -2,386 | -466 |
| 確定給付年金基金資産 | -947 | -1,176 |
| その他の調整 | -3,782 | -1,864 |
| 経済的資本供給 | 47,607 | 49,989 |
| 経済的資本需要の構成要素 | | |
| 信用リスク | 11,875 | 11,802 |
| マーケット・リスク | 8,328 | 6,355 |
| オペレーショナル・リスク | 4,572 | 4,668 |
| 戦略リスク | 1,874 | 1,854 |
| 分散効果 | -3,385 | -3,778 |
| 経済的資本需要合計 | 23,265 | 20,900 |
| 経済的適正自己資本比率 | 205% | 239% |

¹ 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

経済的適正自己資本比率は、2022年12月31日現在の239%と比べ、2023年12月31日現在では205%であった。この比率の低下は、経済的資本需要の増加（「リスク・プロファイル」の項で説明）と経済的資本供給の減少によるものであった。

2022年度末と比較して経済的資本供給が24億ユーロ減少した主な要因は、予想損失ショートフォールによる資本控除の増加19億ユーロ、回収目的で保有する負債証券の帳簿価額と公正価値との評価差額に対する新たな控除の導入15億ユーロ、将来の普通株式配当およびAT1クーポンの支払いに対する控除13億ユーロ、為替換算調整11億ユーロ、一時差異を除くIFRSに基づく繰延税金資産に対する資本控除の増加8億ユーロ、ならびにキャッシュ・フロー・ヘッジ8億ユーロであった。これらの減少は、プラスの純利益48億ユーロおよび追加評価調整の控除の減少3億ユーロにより一部相殺された。

レバレッジ比率

CRR/CRDフレームワークに従ったレバレッジ比率

リスク以外に基づくレバレッジ比率は、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的指標としての役割を果たすことを目的としたものである。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」指標を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

2021年6月28日より、3%の最低レバレッジ比率要件が導入された。2023年1月1日以降、適用されるG-SIIバッファの50%のレバレッジ比率のバッファが追加的に適用された。ドイツ銀行の追加的要件は0.75%に相当する。さらに、欧州中央銀行は初めて、レバレッジ比率に対する第2の柱の要件を設定した。2024年1月1日より、この要件は0.10%となる。

ドイツ銀行のレバレッジ比率エクスポージャーは、CRR第429条から429g条に従い計算されている。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランスシート of エクスポージャーおよびその他のオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、カウンターパーティ信用リスクの標準的アプローチの修正版（SA-CCR）を使用して算出され、将来の潜在的エクスポージャーに対する現在の再構築コストと規制上定義されたアドオンからなる。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブ・プロテクションの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、SFTに係る債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランスシートのエクスポージャーの構成要素は、リスク区分（低リスクの場合は0%、中・低リスクの場合は20%、中リスクの場合は50%、高リスクの場合は100%）に応じて、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）に従う。レバレッジ・エクスポージャーの決定には10%のフロアが適用されるため、低リスク区分のCCFは10%となる。

オンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素は、資産（デリバティブ、SFTと決済待ちの通常の方法での売買以外）の会計上の価値を反映する。決済待ちの通常の方法での売買に係るエクスポージャーの値は、通常の方法での関連する売買がいずれもデリバリー・パーサス・ペイメント方式で決済される場合に売掛金と買掛金を相殺して決定される。

資産がTier 1資本の算定において控除されている場合は、レバレッジ比率エクスポージャーの金額から除外することができる。対応する規制上の調整は、Tier 1資本の算定上控除された資産額に反映される。

以下の表は、レバレッジ比率エクスポージャーとレバレッジ比率を表している。Tier 1資本の詳細については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ

2023年12月31日現在 2022年12月31日現在

| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---|---------------|---------------|
| 公表された財務諸表における資産合計 | 1,312 | 1,337 |
| 会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整 | 2 | 2 |
| デリバティブ金融商品に関する調整 | -122 | -171 |
| 証券金融取引（SFT）に関する調整 | 4 | 1 |
| オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランスシートのエクスポージャーの信用相当額への転換） | 127 | 128 |
| その他の調整 | -83 | -57 |
| レバレッジ比率エクスポージャーの総額 | 1,240 | 1,240 |

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）

2023年12月31日現在 2022年12月31日現在

| | | |
|----------------------|-------|-------|
| デリバティブ・エクスポージャー合計 | 131 | 130 |
| 証券金融取引エクスポージャー合計 | 99 | 96 |
| オフバランスシートのエクスポージャー合計 | 127 | 128 |
| その他の資産 | 897 | 897 |
| Tier 1資本の算定上控除された資産額 | -14 | -11 |
| <hr/> | | |
| Tier 1資本 | 56.4 | 56.6 |
| レバレッジ比率エクスポージャーの総額 | 1,240 | 1,240 |
| レバレッジ比率（％） | 4.5 | 4.6 |

2023年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2023年12月31日現在のレバレッジ比率は、2022年12月31日現在の4.6%に対して4.5%であった。これは、2023年12月31日現在のTier 1資本564億ユーロの、適用されるエクスポージャーの額12,403億ユーロに対する比率である（2022年12月31日現在では、それぞれ566億ユーロおよび12,405億ユーロ）。

2023年度において、レバレッジ・エクスポージャーは12,403億ユーロで著しい変動はなかった。Tier 1資本の算定上控除された資産額は主に、予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額および繰延税金資産の各資本控除額の増加を反映して、28億ユーロ減少した。さらに、オフバランスのレバレッジ・エクスポージャーは6億ユーロ減少した。デリバティブおよび証券金融取引に関連しない資産のレバレッジ・エクスポージャーは、貸借対照表残高の変動（詳細については、本報告書の「資産および負債の変動」の項を参照のこと。）を主に反映して5億ユーロ減少した。貸借対照表残高の変動と主に一致して、SFT関連項目（売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金）は30億ユーロ増加した。また、デリバティブ関連のレバレッジ・エクスポージャーは8億ユーロ増加した。

2023年度におけるレバレッジ・エクスポージャーの変動は、主にユーロに対する米ドル安による為替レートのマイナスの影響177億ユーロを含んでいる。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるレバレッジ・エクスポージャーごとの変動に含まれている。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

自己資本および適格負債に関する最低要件および総損失吸収力

MRELの要件

自己資本および適格負債に関する最低要件（MREL）は、信用機関の破綻処理に係る統一的なルールおよび統一的な手続（単一破綻処理メカニズム規制またはSRMR）を定めた欧州連合の規制、ならびにドイツ再建および破綻処理法によりドイツの法律に組み込まれた、信用機関の再建および破綻処理の枠組みを定めた欧州連合の指令（銀行再建および破綻処理指令またはBRRD）により導入された。

現在要求されているMRELの水準は、それぞれの望ましい破綻処理方針に応じて、監督対象の銀行ごとに管轄破綻処理機関により個別に決定される。ドイツ銀行AGの場合、MRELは単一破綻処理委員会により決定される。MRELに関して法定の最低水準はないが、SRMR、BRRDおよび委任規則により、要求されるMRELの水準を決定する際に破綻処理機関が考慮しなければならない基準が規定されている。ガイダンスは、SRBによって毎年発行されるMRELの方針を通じて提供される。SRBが決定する拘束力のあるMREL比率は、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）を通じてドイツ銀行に伝達される。

年次の定期レビューの結果、SRBは、2023年度第2四半期にドイツ銀行AGの拘束力のあるMREL比率要件を更新しており、これは直ちに適用される。現在の連結ベースのMREL比率要件はRWAの25.21%およびLREの6.92%である。そのうちRWAの19.54%およびLREの6.92%は、自己資本および劣後金融商品について満たしていなければならない。

RWAベースのMRELおよび劣後MREL要件に加えて、2023年12月31日現在、5.14%の統合バッファの要件を満たす必要がある。

TLACの要件

2019年6月27日より、グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、総損失吸収能力（TLAC）の国際的な最低要求基準の対象となっている。TLACの要件は、2019年6月の自己資本要求規則および自己資本要求指令の修正と規制(EU)第2019/876号および指令(EU)第2019/878号の公表を通じて導入された。

このTLACの要件はリスクに基づく分母とリスク以外に基づく分母の両方に基づいており、2022年1月1日以降、RWAの18%に統合バッファの要件を加えたものとLREの6.75%のうちいずれが高い方に設定されている。

MREL比率の変動

2023年12月31日現在、利用可能なMRELは1,233億ユーロであり、これはRWAに対する比率35.24%に相当する。これは、ドイツ銀行がMRELの要件1,062億ユーロを171億ユーロ上回る十分な余剰MRELを有していることを意味する（すなわち、統合バッファの要件を加えたRWAの30.35%）。2022年12月31日現在と比較して、MRELの要件の増加がRWAの減少によって十分に相殺されなかったため、余剰額は減少した。

ドイツ銀行の利用可能なMRELの1,141億ユーロは自己資本および劣後負債であり、対応するMRELの劣後比率はRWAの32.63%に相当し、バッファはドイツ銀行の劣後性要件863億ユーロに対し、278億ユーロとなる（すなわち、統合バッファの要件を加えたRWAの24.68%）。2022年12月31日現在と比較して、劣後MRELの要件の減少およびRWAの減少により、余剰額は増加した。

TLAC比率の変動

2023年12月31日現在、TLACは1,141億ユーロで、該当するTLAC比率はRWAの32.63%、LREの9.20%であった。これは、ドイツ銀行がTLACの要件837億ユーロ（LREの6.75%）に対し、304億ユーロの十分な余剰TLACを有していることを意味する。2022年12月31日現在と比較して、利用可能なTLACの減少により、余剰額は減少した。

MRELおよびTLACの開示

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

2023年12月31日現在 2022年12月31日現在

| TLAC/MRELに含まれる規制自己資本の要素 | | |
|---|-----------|-----------|
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 | 48,066 | 48,097 |
| TLAC/MRELにおいて適格なその他Tier 1 (AT1) 資本性金融商品 | 8,328 | 8,518 |
| TLAC/MRELにおいて適格なTier 2 (T2) 資本性金融商品 | | |
| TLAC/MRELに係る調整前のTier 2 (T2) 資本性金融商品 | 8,610 | 9,531 |
| Tier 2 (T2) 資本性金融商品のTLAC/MRELに係る調整 | 2,478 | 1,898 |
| TLAC/MRELにおいて適格なTier 2 (T2) 資本性金融商品 | 11,088 | 11,429 |
| TLAC/MRELに含まれる規制自己資本の要素合計 | 67,483 | 68,045 |
| TLAC/MRELに含まれるその他の要素 | | |
| シニア非優先ブレンバニラ債 | 46,624 | 47,862 |
| 他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有 (TLACのみ) | 0 | 0 |
| 総損失吸収力 (TLAC) | 114,106 | 115,907 |
| 他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有の戻入れ (TLACのみ) | 0 | 0 |
| 利用可能な自己資本および劣後適格負債 (劣後MREL) | 114,106 | 115,907 |
| シニア優先ブレンバニラ債 | 5,538 | 4,552 |
| シニア優先債仕組み商品 | 3,609 | 3,215 |
| 利用可能な自己資本および適格負債 (MREL) | 123,253 | 123,674 |
| リスク・ウェイト・アセット (RWA) | 349,742 | 360,003 |
| レバレッジ比率エクスポージャー (LRE) | 1,240,318 | 1,240,483 |
| TLAC比率 | | |
| TLAC比率 (RWAに対する割合) | 32.63 | 32.20 |
| TLACの要件 (RWAに対する割合) | 23.14 | 22.57 |
| TLAC比率 (レバレッジ・エクスポージャーに対する割合) | 9.20 | 9.34 |
| TLACの要件 (レバレッジ・エクスポージャーに対する割合) | 6.75 | 6.75 |
| RWAの要件に対する余剰TLAC | 33,167 | 34,638 |
| LREの要件に対する余剰TLAC | 30,385 | 32,174 |
| MRELの劣後性 | | |
| MRELの劣後比率 (RWAに対する割合) | 32.63 | 32.20 |
| MRELの劣後性要件 (RWAに対する割合) | 24.68 | 24.85 |
| MRELの劣後性要件を上回る余剰 | 27,781 | 26,430 |
| MREL比率 | | |
| MREL比率 (RWAに対する割合) | 35.24 | 34.35 |
| MRELの要件 (RWAに対する割合) | 30.35 | 29.46 |
| 要件に対する余剰MREL | 17,098 | 17,600 |

自己資本および適格負債

MRELおよびTLACの要件を満たすために、ドイツ銀行は、十分な額の適格負債性金融商品を確実に維持する必要がある。MRELおよびTLACにおいて適格な金融商品は、規制上の資本性金融商品（自己資本）と、適格負債と呼ばれる一定の基準を満たしている負債である。

MRELおよびTLACの文脈で言及される自己資本は、残存期間が1年超5年未満であり、規制自己資本に比例配分ベースでのみ反映されているTier 2資本性金融商品の全額を含んでいる。

適格負債とは、損失吸収資本としての適切な構造を確保するとされる適格基準を満たしている、破綻処理対象会社であるドイツ銀行AGが発行した負債である。その結果、適格負債からは、保険預金保護制度の対象である預金、またはドイツの破綻処理法の下で優先される預金（例えば、個人および中小企業顧客からの預金）が除外されている。とりわけ、担保付負債およびデリバティブ負債は一般的に除外されている。組込デリバティブを伴う負債性金融商品は、特定の条件下で含めることができる（例えば、既知の固定または増加元本）。さらに、適格負債は、少なくとも1年の満期までの残存期間を有していなければならない。また、償却または転換を有効にするためには、欧州連合加盟国の法律に基づいて発行されているか、または契約条件にペイルイン条項が含まれていなければならない。SRBは、2018年11月15日以前に英国法に基づいて発行された負債について移行期間を定めた。これには、法的強制力のある有効なペイルイン条項は含まれていないが、英国のEU離脱後も2025年6月28日までは適格負債に含めることができる。

また、適格負債は、TLACおよびMRELの劣後性要件を満たすために劣後していなければならない。2017年1月1日より、ドイツ銀行法では、銀行の他のシニア債の中でも「上位で非優先」と位置付けられている法的に劣後する負債性有価証券について、新たなクラスを規定している（ただし、Tier 2金融商品として適格なもの等、銀行の契約上の劣後負債には優先する。）。2018年7月21日にドイツで実施された欧州連合による調和化の取り組みを受けて、銀行は現在、適格シニア債の特定の発行を非優先と優先のいずれに区分するかを決定することが認められている。こうしたルールの下でドイツ銀行AGが発行した「上位で非優先」の負債性金融商品は、従来のルールにより「上位で非優先」として分類された発行済の負債性金融商品と同順位である。これらの「上位で非優先」の発行はすべて、TLACおよびMRELの劣後基準を満たしている。

[次へ](#)

『

信用リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行では、「信用リスクのフレームワーク」で定義される相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング・アグリーメントの影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行グループは、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | |
|---|---------------------------------------|------------|------------|---------|--|------------|
| | 最大信用 リスク・エク スポージャー ¹ | 減損評価 対象 | ネットイン グ | 担保 | 保証および クレジット ・デリバ ティブ ² | 信用補完 合計 |
| 償却原価で測定する金融資産 ³ | | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 178,424 | 178,424 | - | 0 | - | 0 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 6,144 | 6,144 | - | 0 | 0 | 0 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 14,725 | 14,725 | - | 13,761 | - | 13,761 |
| 借入有価証券担保金 | 39 | 39 | - | 33 | - | 33 |
| 貸出金 | 478,879 | 478,879 | - | 260,047 | 42,191 | 302,239 |
| 信用リスクにさらされるその他の資産 ^{4,5} | 82,826 | 77,520 | 24,037 | 914 | 644 | 25,594 |
| 償却原価で測定する金融資産合計 ³ | 761,036 | 755,731 | 24,037 | 274,755 | 42,835 | 341,626 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁶ | | | | | | |
| トレーディング資産 | 122,841 | - | - | 1,458 | 951 | 2,408 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 251,856 | - | 195,499 | 40,036 | 12 | 235,547 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 87,153 | - | 1,931 | 76,894 | 92 | 78,917 |
| 内訳： | | | | | | |
| 売戻条件付買入有価証券 | 65,937 | - | 1,931 | 63,877 | 0 | 65,807 |
| 借入有価証券担保金 | 13,036 | - | - | 12,863 | 0 | 12,863 |
| 貸出金 | 812 | - | - | 89 | 72 | 160 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 75 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 461,925 | - | 197,430 | 118,388 | 1,055 | 316,872 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 35,546 | 35,546 | 0 | 2,744 | 988 | 3,732 |
| 内訳： | | | | | | |
| 売戻条件付買入有価証券 | 1,805 | 1,805 | - | 1,740 | 0 | 1,740 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 貸出金 | 4,867 | 4,867 | - | 16 | 976 | 991 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 35,546 | 35,546 | - | 2,744 | 988 | 3,732 |
| 金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁷ | 65,131 | 64,798 | - | 4,127 | 7,136 | 11,263 |
| 取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁷ | 255,409 | 254,016 | - | 21,736 | 6,779 | 28,515 |
| オフバランスシート合計 | 320,540 | 318,814 | - | 25,863 | 13,915 | 39,777 |
| 最大信用リスク・エクスポージャー | 1,579,048 | 1,110,090 | 221,466 | 421,750 | 58,792 | 702,008 |

1 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの想定元本（540,063百万ユーロ）および購入プロテクションの想定は含まない。

2 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの想定元本で反映されている。

3 いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

4 いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

5 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

6 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

7 数値は想定元本で反映されている。

2022年12月31日現在

信用補完

| 単位：百万ユーロ | 最大信用 リスク・エク スポージャー ¹ | 減損評価 対象 | ネット ティ ング | 担保 | 保証および クレジット ・デリバ ティブ ² | 信用補完 合計 |
|---|---------------------------------------|------------|-----------------|---------|--|------------|
| 償却原価で測定する金融資産 ³ | | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 178,897 | 178,897 | - | 0 | - | 0 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 7,199 | 7,199 | - | 0 | 0 | 0 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 11,479 | 11,479 | 700 | 10,771 | - | 11,471 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 貸出金 | 488,504 | 488,504 | - | 269,428 | 38,899 | 308,327 |
| 信用リスクにさらされるその他の資産 ^{4,5} | 98,505 | 93,221 | 29,232 | 888 | 317 | 30,437 |
| 償却原価で測定する金融資産合計 ³ | 784,584 | 779,300 | 29,933 | 281,087 | 39,216 | 350,236 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁶ | | | | | | |
| トレーディング資産 | 90,180 | - | - | 1,573 | 1,264 | 2,837 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 299,686 | - | 227,299 | 53,273 | 6 | 280,579 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 88,799 | - | 2,480 | 78,920 | 69 | 81,469 |
| 内訳： | | | | | | |
| 売戻条件付買入有価証券 | 63,855 | - | 2,480 | 61,376 | 0 | 63,855 |
| 借入有価証券担保金 | 17,414 | - | - | 17,300 | 0 | 17,300 |
| 貸出金 | 1,037 | - | - | 78 | 46 | 124 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 168 | - | - | 0 | 94 | 94 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 478,833 | - | 229,779 | 133,767 | 1,433 | 364,978 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 31,675 | 31,675 | 0 | 2,622 | 879 | 3,500 |
| 内訳： | | | | | | |
| 売戻条件付買入有価証券 | 2,156 | 2,156 | - | 1,732 | 0 | 1,732 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 |
| 貸出金 | 4,069 | 4,069 | - | 11 | 879 | 890 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 31,675 | 31,675 | - | 2,622 | 879 | 3,500 |
| 金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁷ | 67,214 | 67,214 | - | 4,738 | 7,482 | 12,220 |
| 取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁷ | 251,021 | 249,959 | - | 24,769 | 5,694 | 30,463 |
| オフバランスシート合計 | 318,234 | 317,173 | - | 29,507 | 13,176 | 42,683 |

最大信用リスク・エクスポージャー 1,613,327 1,128,148 259,712 446,982 54,704 761,398

- 1 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの想定元本（738,733百万ユーロ）および購入プロテクションの想定元本は含まない。
- 2 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの想定元本で反映されている。
- 3 いずれも信用損失引当金控除前の総額である。
- 4 いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。
- 5 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。
- 6 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
- 7 数値は想定元本で反映されている。

2023年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全体としての減少は343億ユーロであった。これは主に、デリバティブ金融商品のプラスの時価の478億ユーロ、信用リスクにさらされるその他の資産の157億ユーロ、および償却原価で測定する貸出金の96億ユーロの減少によるものである。これらの減少は、トレーディング資産326億ユーロ、OCIを通じて公正価値で測定する金融資産39億ユーロ、オフバランスシートのエクスポージャー23億ユーロの増加により一部相殺された。

2023年12月31日現在、トレーディング資産には、トレーディング債券1,125億ユーロ（2022年12月31日現在：802億ユーロ）が含まれており、そのうち85%超（2022年12月31日現在：83%超）が投資適格であった。

信用補完は、3つの区分（ネットティング、担保および保証/クレジット・デリバティブ）に分けられる。市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないように、ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断が採用されている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に欧州諸国および米国に所在している。さらに当行は、同質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。）の担保プールを有している。

主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消可能または取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、負債性有価証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、貸借対照表に償却原価で測定する貸出金、純損益を通じて公正価値で測定する貸出金またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金の総額（信用損失引当金控除前）である。「貸出金」には、短期の売却を目的として購入および保有する、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている「トレーディング債権」も含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債権」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「取消可能または取消不能貸出コミットメント」は、取消可能または取消不能の貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる当行の信用エクスポージャーである。当行の貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合も、受入現金担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮している。
- 「負債性有価証券」は、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。これらは、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、また、貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（いずれの場合も信用損失引当金控除前）のいずれかの会計区分で計上されており、損益を通じて公正価値で測定の区分も含む。「負債性有価証券」には、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーである「トレーディング債券」が含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債券」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（受入担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮後）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、ならびに伝統的な証券化ポジションは、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

別途記載のない限り、以下の表は、担保およびリスク軽減または構造的補完の考慮前の信用エクスポージャーを反映している（ただし、信用補完後のOTCデリバティブを除く。）。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

| | |
|-----------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 |
| | OTCデリバ |
| 貸出金 | タイプ |
| オフバランスシート | |

| 単位：百万ユーロ | 償却原価で測定するもの ¹ | トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ² | 取消可能または取消不能貸出コミットメント ³ | 偶発負債 | 純損益を通じて公正価値で測定するもの ⁴ |
|--------------|--------------------------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------|---------------------------------|
| コーポレート・バンク | 116,732 | 456 | 303 | 4,393 | 158,490 | 59,781 | 55 |
| インベストメント・バンク | 100,645 | 7,614 | 582 | 474 | 56,939 | 2,169 | 18,991 |
| プライベート・バンク | 261,250 | 0 | 0 | 0 | 39,515 | 3,128 | 301 |
| アセット・マネジメント | 3 | 0 | 0 | 0 | 99 | 9 | 0 |
| コーポレートおよびその他 | 248 | 165 | 3 | 0 | 365 | 44 | 3,208 |
| 合計 | 478,879 | 8,235 | 887 | 4,867 | 255,409 | 65,131 | 22,555 |

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 償却原価で測定するもの ⁵ | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ⁶ | レポおよびレポ形式の取引 ⁷ | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの | 合計 |
|--------------|--------------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| コーポレート・バンク | 294 | 19 | 0 | 595 | 0 | 0 | 341,118 |
| インベストメント・バンク | 4,611 | 114,741 | 1,520 | 14,169 | 74,878 | 0 | 397,332 |
| プライベート・バンク | 447 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 304,644 |
| アセット・マネジメント | 0 | 4,483 | 82 | 0 | 0 | 0 | 4,675 |
| コーポレートおよびその他 | 16,495 | 1,242 | 27,271 | 0 | 4,096 | 1,805 | 54,941 |
| 合計 | 21,847 | 120,485 | 28,874 | 14,764 | 78,973 | 1,805 | 1,102,711 |

- 1 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金134億ユーロを含む。
- 2 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金44.2百万ユーロを含む。
- 3 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー23億ユーロを含む。
- 4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。
- 5 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券39.5百万ユーロを含む。
- 6 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券1.5百万ユーロを含む。
- 7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

2022年12月31日現在

| | | | 貸出金 | | オフバランスシート | | OTCデリバ ティブ |
|--------------|----------------------------------|---|---|---|---|--------|---|
| | 償却原価で 測定する もの ¹ | 純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの ² | 純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの ³ | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの ⁴ | 取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント ⁵ | 偶発負債 | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ⁶ |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| コーポレート・バンク | 121,543 | 497 | 312 | 3,797 | 155,299 | 61,134 | 72 |
| インベストメント・バンク | 103,072 | 7,198 | 883 | 272 | 51,299 | 3,515 | 24,353 |
| プライベート・バンク | 264,893 | 7 | 7 | 0 | 43,737 | 2,503 | 388 |
| アセット・マネジメント | 23 | 0 | 0 | 0 | 92 | 9 | 0 |
| コーポレートおよびその他 | -1,028 ⁸ | 253 | 3 | 0 | 594 | 52 | 4,154 |
| 合計 | 488,504 | 7,955 | 1,205 | 4,069 | 251,021 | 67,214 | 28,967 |

2022年12月31日現在

| | 負債性有価証券 | | | レボおよびレボ形式の取引 ⁷ | | | 合計 |
|--------------|----------------------------------|---|---|----------------------------------|---|---|-----------|
| | 償却原価で 測定する もの ⁵ | 純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの ⁶ | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの ⁶ | 償却原価で 測定する もの ⁶ | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ⁶ | OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの ⁶ | |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| コーポレート・バンク | 617 | 12 | 0 | 1,042 | 0 | 0 | 344,326 |
| インベストメント・バンク | 4,800 | 82,947 | 1,606 | 10,437 | 74,662 | 0 | 365,044 |
| プライベート・バンク | 804 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 312,345 |
| アセット・マネジメント | 0 | 3,728 | 80 | 0 | 0 | 0 | 3,932 |
| コーポレートおよびその他 | 19,375 | 1,334 | 23,763 | 0 | 6,607 | 2,156 | 57,263 |
| 合計 | 25,596 | 88,025 | 25,450 | 11,479 | 81,270 | 2,156 | 1,082,910 |

- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金122億ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金54.9百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー26億ユーロを含む。
- 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券327.6百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.1百万ユーロを含む。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- コーポレートおよびその他の償却原価で測定する貸出金の残高がマイナスとなっているのは、主にプライベート・バンクのモーゲージ業務に関連するポートフォリオのヘッジ会計プログラムに起因している。

ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャー合計は前年度から198億ユーロ増加し、インベストメント・バンクの320億ユーロの増加が、プライベート・バンクの77億ユーロの減少、コーポレート・バンクの32億ユーロの減少、コーポレートおよびその他の23億ユーロの減少で一部相殺された。コーポレートおよびその他の業務部門には主に、財務部およびキャピタル・リリース・ユニットの各エクスポージャーが含まれている。エクスポージャーの増加は、主に負債性有価証券およびオフバランスシートによるもので、これは業務部門別の主要な信用エクスポージャーの中に含まれる貸出金およびOTCデリバティブ商品の減少により一部相殺された。

産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、当行の産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、欧州の標準的な産業分類システムであり、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点とは必ずしも一致しない。

| | 2023年12月31日現在 | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------|---------------------------------|
| | 償却原価で測定するもの ¹ | トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ² | 貸出金 | オフバランスシート | OTCデリバティブ |
| 単位：百万ユーロ | | | | | 取消可能または取消不能貸出コミットメント ³ | 偶発負債 | 純損益を通じて公正価値で測定するもの ⁴ |
| 農業、林業および漁業 | 384 | 2 | 0 | 0 | 224 | 32 | 1 |
| 鉱業および採石 | 2,774 | 230 | 126 | 0 | 4,893 | 1,409 | 47 |
| 製造 | 28,397 | 285 | 5 | 1,877 | 53,572 | 13,809 | 1,303 |
| 電気、ガス、蒸気および空調の供給 | 4,081 | 307 | 75 | 272 | 6,475 | 2,967 | 142 |
| 上下水道、廃棄物処理および修復工事 | 486 | 0 | 0 | 0 | 523 | 148 | 38 |
| 建設 | 4,257 | 217 | 1 | 20 | 2,965 | 3,060 | 7 |
| 卸売および小売、自動車および二輪車の修繕 | 21,030 | 233 | 79 | 784 | 16,540 | 6,247 | 599 |
| 輸送、倉庫 | 4,924 | 616 | 13 | 63 | 6,088 | 1,108 | 173 |
| 宿泊、食品サービス | 1,862 | 3 | 0 | 0 | 1,015 | 138 | 10 |
| 情報および通信 | 7,589 | 372 | 21 | 100 | 13,244 | 3,209 | 289 |
| 金融および保険 ⁸ | 110,901 | 3,840 | 276 | 1,281 | 90,138 | 28,491 | 18,175 |
| 不動産 ⁹ | 49,267 | 1,302 | 103 | 122 | 7,061 | 183 | 304 |
| 専門的、科学および技術活動 | 6,889 | 68 | 0 | 0 | 6,190 | 2,213 | 172 |
| 事務サポートサービス | 8,911 | 148 | 169 | 157 | 5,007 | 577 | 486 |
| 行政、国防および社会保障 | 5,731 | 364 | 10 | 27 | 6,759 | 123 | 303 |
| 教育 | 279 | 2 | 0 | 0 | 72 | 55 | 68 |
| 健康保険サービスおよび社会福祉事業 | 4,390 | 42 | 0 | 0 | 1,725 | 127 | 53 |
| 芸術、娯楽およびレクリエーション | 1,017 | 22 | 0 | 33 | 1,402 | 102 | 49 |
| その他のサービス業 | 4,727 | 183 | 10 | 130 | 4,534 | 850 | 165 |
| 個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造 | 210,981 | 0 | 0 | 1 | 26,981 | 282 | 140 |
| 地域外の組織および団体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 29 |
| 合計 | 478,879 | 8,235 | 887 | 4,867 | 255,409 | 65,131 | 22,555 |

2023年12月31日現在

| | 負債性有価証券 | | | レボおよびレボ形式の取引 ⁷ | | | 合計 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| | 償却原価で測定するもの ⁵ | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ⁶ | 償却原価で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの | |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| 農業、林業および漁業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 643 |
| 鉱業および採石 | 46 | 486 | 2 | 0 | 0 | 0 | 10,012 |
| 製造 | 0 | 1,481 | 54 | 0 | 0 | 0 | 100,783 |
| 電気、ガス、蒸気および空調の供給 | 175 | 776 | 20 | 0 | 0 | 0 | 15,289 |
| 上下水道、廃棄物処理および修復工事 | 29 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,250 |
| 建設 | 130 | 387 | 133 | 0 | 0 | 0 | 11,177 |
| 卸売および小売、自動車および二輪車の修繕 | 0 | 458 | 2 | 0 | 0 | 0 | 45,973 |
| 輸送、倉庫 | 66 | 481 | 15 | 0 | 0 | 0 | 13,548 |
| 宿泊、食品サービス | 5 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,124 |
| 情報および通信 | 95 | 531 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25,449 |
| 金融および保険 ⁸ | 4,639 | 25,416 | 4,789 | 14,695 | 76,785 | 1,805 | 381,232 |
| 不動産 ⁹ | 227 | 1,159 | 546 | 69 | 0 | 0 | 60,343 |
| 専門的、科学および技術活動 | 49 | 151 | 111 | 0 | 0 | 0 | 15,843 |
| 事務サポートサービス | 51 | 436 | 8 | 0 | 0 | 0 | 15,950 |
| 行政、国防および社会保障 | 15,907 | 83,791 | 22,725 | 0 | 2,154 | 0 | 137,893 |
| 教育 | 0 | 160 | 9 | 0 | 0 | 0 | 645 |
| 健康保険サービスおよび社会福祉事業 | 99 | 95 | 11 | 0 | 0 | 0 | 6,543 |
| 芸術、娯楽およびレクリエーション | 0 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,683 |
| その他のサービス業 | 124 | 3,028 | 151 | 0 | 34 | 0 | 13,936 |
| 個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 238,385 |
| 地域外の組織および団体 | 205 | 1,476 | 298 | 0 | 0 | 0 | 2,010 |
| 合計 | 21,847 | 120,485 | 28,874 | 14,764 | 78,973 | 1,805 | 1,102,711 |

- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金134億ユーロを含む。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金44.2百万ユーロを含む。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー23億ユーロを含む。
- 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券39.5百万ユーロを含む。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券1.5百万ユーロを含む。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 企業（持株会社を含む。）、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター（社内の顧客分類に基づく。）に対するエクスポージャー、それぞれ960億ユーロ、440億ユーロ、550億ユーロ、130億ユーロ、100億ユーロ、160億ユーロを含む。
- ドイツ銀行の定義に基づく商業用不動産のノンリコース・ポートフォリオは380億ユーロである。

2022年12月31日現在

| | | | 貸出金 | | オフバランスシート | | OTCデリバ ティブ |
|------------------------------|----------------------------------|--|---|---|---|--------|---|
| | 償却原価で 測定する もの ¹ | トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定する もの | 純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの ² | 取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント ³ | 偶発負債 | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ⁴ |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| 農業、林業および漁業 | 524 | 2 | 0 | 0 | 275 | 17 | 2 |
| 鉱業および採石 | 2,392 | 248 | 40 | 0 | 5,636 | 2,644 | 41 |
| 製造 | 30,534 | 380 | 7 | 1,431 | 58,584 | 13,053 | 1,863 |
| 電気、ガス、蒸気および空 調の供給 | 4,893 | 107 | 75 | 28 | 6,479 | 3,779 | 145 |
| 上下水道、廃棄物処理およ び修復工事 | 725 | 0 | 0 | 0 | 457 | 158 | 245 |
| 建設 | 4,239 | 233 | 0 | 21 | 3,198 | 2,927 | 75 |
| 卸売および小売、自動車お よび二輪車の修繕 | 21,535 | 224 | 39 | 806 | 16,947 | 6,795 | 570 |
| 輸送、倉庫 | 5,547 | 409 | 22 | 90 | 6,254 | 1,061 | 170 |
| 宿泊、食品サービス | 1,965 | 7 | 0 | 0 | 1,137 | 110 | 14 |
| 情報および通信 | 7,002 | 489 | 62 | 231 | 14,567 | 3,317 | 960 |
| 金融および保険 ⁸ | 116,558 | 3,186 | 620 | 969 | 74,787 | 28,173 | 22,881 |
| 不動産 ⁹ | 47,973 | 1,556 | 101 | 41 | 7,251 | 192 | 452 |
| 専門的、科学および技術活 動 | 7,013 | 124 | 0 | 0 | 5,070 | 2,309 | 108 |
| 事務サポートサービス | 7,470 | 199 | 192 | 62 | 5,101 | 1,062 | 413 |
| 行政、国防および社会保障 | 5,287 | 552 | 10 | 128 | 6,767 | 60 | 398 |
| 教育 | 249 | 0 | 0 | 0 | 125 | 53 | 169 |
| 健康保険サービスおよび社 会福祉事業 | 4,523 | 31 | 0 | 0 | 1,898 | 146 | 36 |
| 芸術、娯楽およびレクリ エーション | 1,128 | 1 | 0 | 50 | 1,507 | 106 | 83 |
| その他のサービス業 | 4,152 | 206 | 39 | 210 | 4,037 | 793 | 68 |
| 個人事業主の活動および自 家用製品・サービスの製造 | 214,795 | 0 | 0 | 1 | 30,943 | 455 | 189 |
| 地域外の組織および団体 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 85 |
| 合計 | 488,504 | 7,955 | 1,205 | 4,069 | 251,021 | 67,214 | 28,967 |

2022年12月31日現在

| | 負債性有価証券 | | | レボおよびレボ形式の取引 ⁷ | | | 合計 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| | 償却原価で測定するもの ⁵ | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ⁶ | 償却原価で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの | |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| 農業、林業および漁業 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 828 |
| 鉱業および採石 | 34 | 362 | 2 | 0 | 0 | 0 | 11,398 |
| 製造 | 64 | 983 | 41 | 0 | 0 | 0 | 106,939 |
| 電気、ガス、蒸気および空調の供給 | 78 | 732 | 35 | 1,515 | 0 | 0 | 17,867 |
| 上下水道、廃棄物処理および修復工事 | 0 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,609 |
| 建設 | 29 | 621 | 1 | 0 | 0 | 0 | 11,344 |
| 卸売および小売、自動車および二輪車の修繕 | 0 | 357 | 2 | 0 | 0 | 0 | 47,275 |
| 輸送、倉庫 | 117 | 537 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14,220 |
| 宿泊、食品サービス | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,259 |
| 情報および通信 | 108 | 579 | 2 | 0 | 0 | 0 | 27,317 |
| 金融および保険 ⁸ | 4,669 | 18,440 | 4,421 | 9,965 | 75,497 | 2,156 | 362,322 |
| 不動産 ⁹ | 405 | 1,703 | 548 | 0 | 0 | 0 | 60,222 |
| 専門的、科学および技術活動 | 27 | 206 | 115 | 0 | 0 | 0 | 14,973 |
| 事務サポートサービス | 39 | 268 | 5 | 0 | 0 | 0 | 14,811 |
| 行政、国防および社会保障 | 19,782 | 59,291 | 19,991 | 0 | 5,768 | 0 | 118,034 |
| 教育 | 0 | 113 | 17 | 0 | 0 | 0 | 727 |
| 健康保険サービスおよび社会福祉事業 | 88 | 49 | 12 | 0 | 0 | 0 | 6,783 |
| 芸術、娯楽およびレクリエーション | 0 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,001 |
| その他のサービス業 | 115 | 2,636 | 18 | 0 | 4 | 0 | 12,277 |
| 個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 246,383 |
| 地域外の組織および団体 | 40 | 964 | 229 | 0 | 0 | 0 | 1,322 |
| 合計 | 25,596 | 88,025 | 25,450 | 11,479 | 81,270 | 2,156 | 1,082,910 |

1 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金122億ユーロを含む。

2 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金54.9百万ユーロを含む。

3 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー26億ユーロを含む。

4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

5 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券327.6百万ユーロを含む。

6 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.1百万ユーロを含む。

7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

8 企業（持株会社を含む。）、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター（社内の顧客分類に基づく。）に対するエクスポージャー、それぞれ850億ユーロ、430億ユーロ、540億ユーロ、150億ユーロ、220億ユーロ、130億ユーロを含む。

9 ドイツ銀行の定義に基づく商業用不動産のノンリコース・ポートフォリオは390億ユーロである。

当該ポートフォリオは、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品／資産クラス特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的での貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受委員会および／または取締役会のレビューと承認を受ける。こうした取引の組成および価格決定は、リスク圧縮が適時に達成できるよう、また（ドイツ銀行が市場価格リスクを取る場合には）こうしたマーケット・リスクが軽減されるよう、極めて重要視されている。

上記の区分に含まれている当行グループの償却原価で測定する貸出金のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものである。また、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクを中心に、貸出金エクスポージャーは当行の戦略的法人貸出を通じた更なるリスク軽減の対象になっている。

ドイツ銀行の個人の貸出金エクスポージャーは、プライベート・バンクのポートフォリオに主に関連している。

上記の不動産に対する当行の償却原価で測定する貸出金のエクスポージャー493億ユーロは、NACEコード分類に基づくもので、グループおよび顧客セグメントの様々な部分にわたる、リコースおよびノンリコース・ファイナンスで構成されている。これには、ドイツ銀行のノンリコースCRE貸出金の定義に基づく251億ユーロの貸出金が含まれる。ノンリコースCREローンの詳細については、「IFRS第9号に基づく減損」の章の「2023年度における重点事項」の項を参照のこと。

主に米国および欧州において組成された当行グループの商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保されている。ドイツ銀行は、固定および変動金利の貸出金を組成しており、金融機関が販売する準不履行および不履行の貸出金を（通常は大幅に割引いて）厳選して取得している。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。与信引受要件の政策ガイドラインにより、ローン組成時のLTV比率を通常75%未満とすることが規定されている。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、批判的に検討することに責任を負う。ドイツ銀行は、銀行市場または証券化による分配のための貸出金を組成している。これに関連して、ドイツ銀行はシンジケート・ローンの一部は頻繁に留保しているが、証券化されたポジションは完全に売却する場合がある（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）。例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の不動産会社を対象とした、保守的に引き受ける無担保信用枠にも関与している。

商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、基礎となる不動産に影響を及ぼすようなマクロ経済の状況や固有イベントにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

2023年12月31日現在、相手先上位10件に対する当行グループの信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち12%（2022年12月31日現在：11%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

金融および保険に対するドイツ銀行の信用エクスポージャー合計は、2023年12月31日現在において3,812億ユーロであり、これには資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクターおよび企業（持株会社を含む。）に対するエクスポージャーも含まれている。エクスポージャーは、専用のリスク管理フレームワーク、取引ごとの承認、関連するリスク選好指標を用いて管理される。2023年12月31日現在、すべての該当する測定区分にわたる貸出金の合計1,163億ユーロ、すべての該当する測定区分にわたるレボおよびレボ形式の取引の合計933億ユーロ、ならびにオフバランスシート活動1,186億ユーロは、主に、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクのポートフォリオに関連しており、これらの大部分は北アメリカおよび欧州の地域で保有されていた。

地域別の主要な信用エクスポージャーの区分

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 貸出金 | | オフバランスシート | | OTCデリバティブ | | |
|---------------------|--------------------------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------|---------------------------------|
| | 償却原価で測定するもの ¹ | トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ² | 取消可能または取消不能貸出コミットメント ³ | 偶発負債 | 純損益を通じて公正価値で測定するもの ⁴ |
| 欧州 | 332,859 | 2,906 | 516 | 1,698 | 148,778 | 39,716 | 14,813 |
| 内訳： | | | | | | | |
| ドイツ | 225,639 | 321 | 70 | 409 | 76,810 | 16,532 | 4,146 |
| 英国 | 8,323 | 239 | 97 | 252 | 13,175 | 3,102 | 4,834 |
| フランス | 4,587 | 76 | 75 | 317 | 7,868 | 1,876 | 694 |
| ルクセンブルク | 18,056 | 612 | 23 | 142 | 8,493 | 641 | 970 |
| イタリア | 23,490 | 138 | 32 | 16 | 4,842 | 5,021 | 219 |
| オランダ | 8,996 | 248 | 8 | 252 | 9,279 | 2,863 | 1,463 |
| スペイン | 16,073 | 230 | 24 | 91 | 3,738 | 4,330 | 219 |
| アイルランド | 5,273 | 331 | 184 | 87 | 4,237 | 351 | 542 |
| スイス | 6,827 | 37 | 1 | 0 | 8,206 | 2,558 | 355 |
| ポーランド | 2,617 | 0 | 0 | 16 | 2,569 | 176 | 6 |
| ベルギー | 1,742 | 23 | 0 | 58 | 1,551 | 623 | 144 |
| ロシア連邦 ⁸ | 243 | 6 | 0 | 7 | 26 | 21 | 0 |
| ウクライナ ⁸ | 8 | 208 ⁹ | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 |
| その他の欧州 ⁸ | 10,984 | 435 | 2 | 50 | 7,981 | 1,617 | 1,222 |
| 北アメリカ | 101,306 | 2,325 | 238 | 2,378 | 95,768 | 12,172 | 4,745 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 米国 | 89,570 | 2,202 | 178 | 2,247 | 89,460 | 10,754 | 3,269 |
| ケイマン諸島 | 4,985 | 50 | 0 | 0 | 2,383 | 787 | 963 |
| カナダ | 1,396 | 49 | 3 | 106 | 2,048 | 226 | 324 |
| その他の北アメリカ | 5,356 | 24 | 56 | 24 | 1,877 | 405 | 188 |
| アジア / 太平洋 | 35,807 | 1,746 | 123 | 597 | 9,031 | 12,093 | 2,745 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 日本 | 1,404 | 328 | 34 | 10 | 481 | 451 | 459 |
| オーストラリア | 3,203 | 250 | 0 | 0 | 2,652 | 830 | 153 |
| インド | 7,576 | 78 | 88 | 23 | 921 | 3,774 | 53 |
| 中国 | 4,254 | 1 | 0 | 22 | 413 | 1,442 | 762 |
| シンガポール | 3,789 | 362 | 0 | 189 | 1,558 | 1,357 | 157 |
| 香港 | 2,259 | 64 | 0 | 82 | 836 | 607 | 242 |
| その他のアジア / 太平洋 | 13,323 | 662 | 1 | 271 | 2,170 | 3,632 | 919 |
| その他の地域 | 8,906 | 1,259 | 10 | 193 | 1,831 | 1,151 | 252 |
| 合計 | 478,879 | 8,235 | 887 | 4,867 | 255,409 | 65,131 | 22,555 |

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 負債性有価証券 | | | レボおよびレボ形式の取引 ⁷ | | | 合計 |
|---------------------|--------------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| | 償却原価で測定するもの ⁵ | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ⁶ | 償却原価で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの | |
| 欧州 | 9,661 | 52,205 | 12,884 | 6,021 | 17,184 | 395 | 639,636 |
| 内訳： | | | | | | | |
| ドイツ | 830 | 10,114 | 1,388 | 348 | 1,351 | 0 | 337,957 |
| 英国 | 219 | 10,475 | 1,504 | 461 | 3,773 | 0 | 46,454 |
| フランス | 0 | 7,756 | 2,901 | 657 | 5,100 | 0 | 31,906 |
| ルクセンブルク | 0 | 2,180 | 537 | 9 | 206 | 0 | 31,870 |
| イタリア | 4,890 | 7,953 | 1,030 | 2,251 | 1,688 | 0 | 51,571 |
| オランダ | 0 | 2,289 | 27 | 0 | 99 | 0 | 25,526 |
| スペイン | 1,487 | 3,144 | 358 | 1,587 | 35 | 0 | 31,318 |
| アイルランド | 1,563 | 1,269 | 7 | 0 | 960 | 0 | 14,804 |
| スイス | 0 | 1,289 | 1 | 0 | 225 | 0 | 19,499 |
| ポーランド | 0 | 473 | 2,899 | 0 | 98 | 0 | 8,852 |
| ベルギー | 0 | 1,759 | 1,606 | 0 | 11 | 0 | 7,517 |
| ロシア連邦 ⁸ | 0 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 333 |
| ウクライナ ⁸ | 0 | 73 | 7 | 0 | 0 | 0 | 305 |
| その他の欧州 ⁸ | 672 | 3,401 | 619 | 707 | 3,638 | 395 | 31,724 |
| 北アメリカ | 9,433 | 32,184 | 11,503 | 5,855 | 47,782 | 0 | 325,688 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 米国 | 9,415 | 31,042 | 11,320 | 2,979 | 14,357 | 0 | 266,793 |
| ケイマン諸島 | 0 | 495 | 0 | 2,876 | 33,284 | 0 | 45,823 |
| カナダ | 0 | 546 | 183 | 0 | 54 | 0 | 4,936 |
| その他の北アメリカ | 18 | 101 | 0 | 0 | 88 | 0 | 8,137 |
| アジア / 太平洋 | 2,428 | 31,297 | 4,295 | 2,620 | 13,860 | 858 | 117,499 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 日本 | 22 | 3,017 | 485 | 431 | 8,818 | 0 | 15,941 |
| オーストラリア | 1,725 | 2,387 | 315 | 0 | 284 | 0 | 11,800 |
| インド | 414 | 5,858 | 62 | 0 | 0 | 279 | 19,126 |
| 中国 | 0 | 7,977 | 98 | 0 | 1,365 | 0 | 16,334 |
| シンガポール | 0 | 1,396 | 665 | 0 | 683 | 0 | 10,156 |
| 香港 | 9 | 738 | 463 | 0 | 124 | 0 | 5,424 |
| その他のアジア / 太平洋 | 258 | 9,922 | 2,206 | 2,189 | 2,587 | 579 | 38,718 |
| その他の地域 | 325 | 4,799 | 191 | 268 | 148 | 552 | 19,887 |
| 合計 | 21,847 | 120,485 | 28,874 | 14,764 | 78,973 | 1,805 | 1,102,711 |

- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金134億ユーロを含む。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金44.2百万ユーロを含む。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー23億ユーロを含む。
- 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券39.5百万ユーロを含む。
- 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券1.5百万ユーロを含む。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 現在進行中のロシア連邦とウクライナとの間の国境紛争を背景とした、項目の追加。
- 融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。

2022年12月31日現在

| | | | 貸出金 | オフバランスシート | OTCデリバティブ | | |
|---------------------|--------------------------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------|---------------------------------|
| | 償却原価で測定するもの ¹ | トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ² | 取消可能または取消不能貸出コミットメント ³ | 偶発負債 | 純損益を通じて公正価値で測定するもの ⁴ |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| 欧州 | 338,920 | 2,647 | 724 | 1,708 | 142,035 | 41,773 | 19,293 |
| 内訳： | | | | | | | |
| ドイツ | 234,705 | 444 | 42 | 462 | 80,857 | 16,364 | 4,872 |
| 英国 | 7,937 | 184 | 229 | 329 | 9,759 | 4,067 | 6,673 |
| フランス | 3,696 | 99 | 75 | 70 | 7,264 | 2,095 | 1,364 |
| ルクセンブルク | 15,472 | 400 | 67 | 124 | 7,525 | 747 | 855 |
| イタリア | 24,578 | 145 | 8 | 25 | 3,709 | 5,354 | 291 |
| オランダ | 9,009 | 165 | 45 | 200 | 8,279 | 2,519 | 1,404 |
| スペイン | 17,429 | 326 | 8 | 107 | 3,460 | 4,037 | 503 |
| アイルランド | 5,234 | 125 | 234 | 129 | 3,234 | 266 | 565 |
| スイス | 6,772 | 32 | 0 | 117 | 7,277 | 2,897 | 294 |
| ポーランド | 2,324 | 0 | 0 | 26 | 758 | 190 | 7 |
| ベルギー | 1,532 | 12 | 0 | 77 | 1,730 | 571 | 193 |
| ロシア連邦 ⁸ | 537 | 18 | 0 | 41 | 75 | 64 | 0 |
| ウクライナ ⁸ | 44 | 270 ⁹ | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 |
| その他の欧州 ⁸ | 9,650 | 428 | 16 | 0 | 8,105 | 2,598 | 2,274 |
| 北アメリカ | 101,736 | 2,998 | 350 | 1,687 | 98,137 | 11,766 | 5,542 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 米国 | 87,794 | 2,713 | 290 | 1,520 | 92,551 | 10,585 | 4,485 |
| ケイマン諸島 | 5,202 | 103 | 4 | 23 | 2,026 | 445 | 419 |
| カナダ | 1,919 | 78 | 2 | 118 | 1,884 | 463 | 372 |
| その他の北アメリカ | 6,821 | 104 | 54 | 25 | 1,676 | 274 | 266 |
| アジア/太平洋 | 39,502 | 1,517 | 109 | 602 | 9,268 | 12,507 | 3,910 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 日本 | 1,349 | 120 | 46 | 22 | 589 | 487 | 374 |
| オーストラリア | 2,964 | 196 | 0 | 0 | 2,478 | 769 | 259 |
| インド | 7,861 | 27 | 3 | 23 | 1,154 | 3,408 | 179 |
| 中国 | 4,189 | 3 | 12 | 3 | 407 | 1,583 | 591 |
| シンガポール | 5,402 | 390 | 22 | 164 | 1,408 | 1,258 | 277 |
| 香港 | 2,525 | 84 | 0 | 40 | 695 | 846 | 357 |
| その他のアジア/太平洋 | 15,213 | 698 | 25 | 351 | 2,537 | 4,154 | 1,873 |
| その他の地域 | 8,346 | 793 | 22 | 72 | 1,580 | 1,168 | 222 |
| 合計 | 488,504 | 7,955 | 1,205 | 4,069 | 251,021 | 67,214 | 28,967 |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 負債性有価証券 | | | レボおよびレボ形式の取引 ⁷ | | 合計 | |
|---------------------|--------------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| | 償却原価で測定するもの ⁵ | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの ⁶ | 償却原価で測定するもの | 純損益を通じて公正価値で測定するもの | OCIを通じて公正価値で測定するもの | |
| 欧州 | 10,218 | 40,948 | 7,321 | 4,912 | 26,494 | 418 | 637,411 |
| 内訳： | | | | | | | |
| ドイツ | 701 | 7,968 | 672 | 1,795 | 3,035 | 12 | 351,927 |
| 英国 | 1,212 | 8,399 | 708 | 585 | 8,519 | 0 | 48,598 |
| フランス | 0 | 6,161 | 870 | 6 | 7,337 | 0 | 29,038 |
| ルクセンブルク | 0 | 1,816 | 702 | 0 | 549 | 0 | 28,257 |
| イタリア | 4,868 | 3,570 | 953 | 200 | 480 | 0 | 44,180 |
| オランダ | 0 | 2,057 | 24 | 177 | 212 | 0 | 24,091 |
| スペイン | 1,486 | 3,390 | 1 | 1,485 | 24 | 0 | 32,256 |
| アイルランド | 1,270 | 1,543 | 4 | 0 | 1,346 | 0 | 13,948 |
| スイス | 0 | 491 | 2 | 0 | 215 | 0 | 18,096 |
| ポーランド | 0 | 113 | 2,944 | 0 | 149 | 0 | 6,511 |
| ベルギー | 40 | 2,271 | 342 | 0 | 1 | 0 | 6,769 |
| ロシア連邦 ⁸ | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 750 |
| ウクライナ ⁸ | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 339 |
| その他の欧州 ⁸ | 643 | 3,139 | 99 | 664 | 4,628 | 406 | 32,651 |
| 北アメリカ | 12,359 | 24,416 | 14,616 | 4,365 | 43,893 | 0 | 321,863 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 米国 | 12,340 | 23,644 | 14,359 | 976 | 21,484 | 0 | 272,741 |
| ケイマン諸島 | 0 | 276 | 0 | 3,389 | 17,904 | 0 | 29,790 |
| カナダ | 0 | 350 | 180 | 0 | 4,494 | 0 | 9,859 |
| その他の北アメリカ | 19 | 146 | 77 | 0 | 11 | 0 | 9,473 |
| アジア / 太平洋 | 2,878 | 19,347 | 3,344 | 2,126 | 10,652 | 1,301 | 107,063 |
| 内訳： | | | | | | | |
| 日本 | 25 | 2,759 | 481 | 284 | 6,374 | 0 | 12,909 |
| オーストラリア | 1,989 | 1,328 | 315 | 0 | 946 | 0 | 11,243 |
| インド | 481 | 4,856 | 49 | 0 | 6 | 1,012 | 19,058 |
| 中国 | 0 | 1,384 | 209 | 0 | 292 | 0 | 8,675 |
| シンガポール | 0 | 847 | 159 | 0 | 210 | 0 | 10,136 |
| 香港 | 186 | 559 | 254 | 0 | 64 | 0 | 5,611 |
| その他のアジア / 太平洋 | 196 | 7,613 | 1,877 | 1,842 | 2,761 | 290 | 39,430 |
| その他の地域 | 141 | 3,314 | 170 | 77 | 232 | 437 | 16,573 |
| 合計 | 25,596 | 88,025 | 25,450 | 11,479 | 81,270 | 2,156 | 1,082,910 |

- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金122億ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金54.9百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー26億ユーロを含む。
- 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券327.6百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.1百万ユーロを含む。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 現在進行中のロシア連邦とウクライナとの間の国境紛争を背景とした、項目の追加。
- 融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。

上記の表は、ドイツ銀行の地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。所在地の観点は、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点と異なる場合がある。

当行グループの貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行グループの本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行グループのモーゲージ貸出および住宅ローン業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ、トレーディング資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、欧州および北アメリカにあった。』

信用エクスポージャーの分類

ドイツ銀行はまた、業務部門ごとに調整された最高リスク責任者の権限に合わせ、業務部門に基づいて信用エクスポージャーを分類している。以下の項は、コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを併せて示している。その次の項は、プライベート・バンクの信用エクスポージャーについて説明している。

コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー

下記の表は、主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー区分 - 総額

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ¹ | 償却原価で 測定する もの | トレーディ ング - 純 損益を通じ て公正価値 で測定する もの | 純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの | 貸出金 | | OTCデリバ ティブ |
|------------|--------------------------|---------------------|--|---|--------------------------------|--------------------------------------|--------|---|
| | | | | | | 取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント | 偶発負債 | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ² |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 21,676 | 149 | 14 | 188 | 24,401 | 4,461 | 7,388 |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 38,612 | 344 | 167 | 663 | 65,969 | 29,510 | 5,409 |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 72,532 | 922 | 307 | 3,546 | 84,267 | 19,602 | 3,807 |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 54,351 | 3,566 | 50 | 369 | 29,111 | 5,248 | 1,978 |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 21,562 | 1,268 | 62 | 35 | 9,262 | 2,492 | 413 |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 8,645 | 1,822 | 284 | 65 | 2,420 | 636 | 51 |
| 合計 | | 217,378 | 8,070 | 884 | 4,867 | 215,429 | 61,950 | 19,046 |

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ¹ | 負債性有価証券 | | | レポおよびレポ形式の取引 | | | 合計 |
|------------|--------------------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|------------------------------------|--------------------------------|---------|
| | | 償却原価で 測定する もの | 純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの | 償却原価で 測定する もの | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの | OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの | |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 1,085 | 60,918 | 71 | 1,267 | 24,801 | - | 146,419 |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 1,614 | 18,476 | 23 | 4,244 | 7,727 | - | 172,758 |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 1,181 | 18,180 | 180 | 2,467 | 9,207 | - | 216,197 |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 836 | 16,009 | 962 | 2,840 | 30,237 | - | 145,555 |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 150 | 755 | 282 | 3,947 | 2,907 | - | 43,136 |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 39 | 421 | 1 | 0 | 0 | - | 14,385 |
| 合計 | | 4,905 | 114,760 | 1,520 | 14,764 | 74,878 | - | 738,451 |

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。
2 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー区分 - 純額

2023年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ² | 償却原価で 測定する もの | トレーディング - 純 損益を通じて公正価値 で測定する もの | 純損益を通じて公正価値 で測定するものとして 指定・要求された もの | 貸出金 | オフバランスシート | OTCデリバ ティブ | |
|------------|--------------------------|---------------------|--|---|----------------------------|--------------------------------------|---------------|------------------------------------|
| | | | | | OCIを通じて公正価値 で測定する もの | 取消可能 または取 消不能貸 出コミット メント | 偶発負債 | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 13,529 | 149 | 14 | 30 | 22,874 | 3,766 | 4,817 |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 28,218 | 38 | 167 | 663 | 64,306 | 27,109 | 3,424 |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 35,191 | 426 | 242 | 2,842 | 78,680 | 15,924 | 2,855 |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 21,830 | 2,947 | 24 | 256 | 25,986 | 3,611 | 1,833 |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 6,239 | 831 | 45 | 5 | 8,674 | 1,234 | 374 |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 4,155 | 1,387 | 70 | 65 | 2,336 | 365 | 50 |
| 合計 | | 109,162 | 5,778 | 562 | 3,861 | 202,856 | 52,009 | 13,352 |

2023年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ² | 負債性有価証券 | | | レポおよびレポ形式の取引 | | | 合計 |
|------------|--------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|-----------------|------------------------|------------------------|---------|
| | | 償却原価で 測定する もの | 純損益を通じて公正価値 で測定するもの | OCIを通じて公正価値 で測定するもの | 償却原価で 測定するもの | 純損益を通じて公正価値 で測定するもの | OCIを通じて公正価値 で測定するもの | |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 1,085 | 60,918 | 71 | 50 | 0 | - | 107,303 |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 1,614 | 18,476 | 23 | 105 | 16 | - | 144,160 |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 600 | 17,959 | 180 | 0 | 4 | - | 154,903 |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 263 | 15,640 | 345 | 0 | 6 | - | 72,739 |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 59 | 380 | 282 | 1,445 | 1,845 | - | 21,414 |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 33 | 400 | 1 | 0 | 0 | - | 8,861 |
| 合計 | | 3,653 | 113,773 | 903 | 1,600 | 1,870 | - | 509,380 |

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

下記の表は、2022年度における主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー区分 - 総額

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ¹ | 償却原価で 測定する もの | 純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの | 純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの | オフバランスシート | | OTCデリバ ティブ |
|------------|--------------------------|---------------------|--------------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------------|--------|---|
| | | | | | | 取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント | 偶発負債 | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ² |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 22,753 | 179 | 128 | 137 | 32,252 | 6,145 | 8,138 |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 43,603 | 344 | 282 | 1,481 | 56,873 | 28,877 | 9,535 |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 58,909 | 974 | 249 | 1,476 | 64,674 | 17,103 | 4,040 |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 59,719 | 2,446 | 143 | 744 | 30,618 | 7,168 | 2,179 |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 30,926 | 2,196 | 101 | 141 | 19,330 | 3,589 | 478 |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 8,706 | 1,555 | 291 | 89 | 2,851 | 1,767 | 55 |
| 合計 | | 224,616 | 7,694 | 1,195 | 4,069 | 206,598 | 64,649 | 24,425 |

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ¹ | 負債性有価証券 | | | レポおよびレポ形式の取引 | | | 合計 |
|------------|--------------------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|------------------------------------|--------------------------------|---------|
| | | 償却原価で 測定する もの | 純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの | 償却原価で 測定する もの | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの | OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの | |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 1,565 | 45,619 | 150 | 1,110 | 33,990 | - | 152,166 |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 1,850 | 10,753 | 217 | 3,366 | 14,134 | - | 171,315 |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 661 | 11,597 | 75 | 2,884 | 9,435 | - | 172,078 |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 664 | 12,999 | 727 | 2,714 | 16,825 | - | 136,946 |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 347 | 1,502 | 421 | 1,404 | 279 | - | 60,714 |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 331 | 489 | 15 | 0 | 0 | - | 16,150 |
| 合計 | | 5,417 | 82,960 | 1,606 | 11,479 | 74,662 | - | 709,370 |

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー
区分 - 純額

2022年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ² | 償却原価で 測定する もの | トレーディング - 純 損益を通じて 公正価値で測定する もの | 純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの | 貸出金 | オフバランスシート | OTCデリバ ティブ |
|------------|--------------------------|---------------------|--|---|--------------------------------|--------------------------------------|-----------|------------------------------------|
| | | | | | | 取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント | 偶発負債 | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 12,790 | 179 | 100 | 24 | 31,486 | 4,128 | 3,414 |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 32,026 | 87 | 282 | 1,354 | 55,080 | 26,877 | 7,069 |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 29,648 | 592 | 134 | 1,020 | 60,166 | 13,600 | 2,779 |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 24,889 | 1,479 | 101 | 538 | 27,922 | 5,724 | 1,831 |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 9,078 | 1,553 | 51 | 132 | 17,751 | 2,262 | 424 |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 4,025 | 1,047 | 123 | 89 | 2,765 | 984 | 49 |
| 合計 | | 112,456 | 4,936 | 791 | 3,157 | 195,169 | 53,576 | 15,565 |

2022年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

| 格付区分 | デフォルト 確率 ² | 償却原価で 測定する もの | 負債性有価証券 | | | レボおよびレボ形式の取引 | | | 合計 |
|------------|--------------------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|------------------------------------|--------------------------------|---------|----|
| | | | 純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの | OCIを通じ て公正価値 で測定する もの | 償却原価で 測定するも の | 純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの | OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの | | |
| iAAA - iAA | 0.00%超 0.04%以下 | 1,565 | 45,619 | 150 | 11 | 0 | - | 99,465 | |
| iA | 0.04%超 0.11%以下 | 1,850 | 10,753 | 217 | 180 | 47 | - | 135,823 | |
| iBBB | 0.11%超 0.5%以下 | 661 | 11,263 | 75 | 0 | 174 | - | 120,113 | |
| iBB | 0.5%超 2.27%以下 | 391 | 12,687 | 202 | 171 | 1,909 | - | 77,845 | |
| iB | 2.27%超 10.22%以下 | 143 | 922 | 368 | 0 | 0 | - | 32,682 | |
| iCCC以下 | 10.22%超 100%以下 | 120 | 394 | 15 | 0 | 0 | - | 9,611 | |
| 合計 | | 4,730 | 81,638 | 1,028 | 362 | 2,130 | - | 475,538 | |

¹ IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

² ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

上記の表は、2023年度におけるコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクのエクスポージャー総額が全体として291億ユーロ、率にして4%増加したことを示している。純損益を通じて公正価値で測定する負債性有価証券は、主にコア金利事業における国債の長期在庫ポジションの増加により318億ユーロ増加した。オフバランスシートのポジションは、主に期中に発行された新規のコミットメントにより、61億ユーロ増加した。レポおよびレポ形式の取引はインベストメント・バンクで35億ユーロ増加した。地域の観点から見ると、これらの増加は主にケイマン諸島、イタリア、中国およびドイツに所在する取引相手に起因していた。これらの増加は、主にコーポレート・バンクにおける償却原価で測定する貸出金の72億ユーロの減少と、金利および為替デリバティブ商品の減少による54億ユーロのOTCデリバティブの減少により、一部相殺された。

上表は、主に非投資適格から投資適格への内部信用格付の重要な変化も示している。これは、グローバル・コーポレートおよびレバレッジド・ファイナンス関連のスコアカードが規制主導で再調整され、観察されたデフォルト実績をより適切に反映するようになったことに起因する。

当行グループは、上記のリスク軽減手法を用いてコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。「正味」エクスポージャーの表は、当行のコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーの変動（担保、保証およびヘッジを控除後）を開示している。

信用エクスポージャーに関するリスク軽減

戦略的法人貸出（以下「SCL」という。）ユニットは、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。SCLのリスク削減活動の想定元本は、2022年12月31日現在の339億ユーロから2023年12月31日現在の377億ユーロに増加した。

SCLは、2023年度末現在、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券により、貸出金および貸出関連コミットメント320億ユーロの信用リスクを軽減した。2022年12月31日現在、このポジションの総額は275億ユーロであった。

また、2023年12月31日現在、SCLは基礎となる名目金額が57億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2022年12月31日現在、このポジションの総額は64億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

また、他の事業においても、シングル・ネームへの集中リスクを軽減するためにヘッジを活用し、無担保エクスポージャーの管理には民間のリスク保険や輸出信用機関の保険を利用している。

プライベート・バンクの信用エクスポージャー

プライベート・バンクの信用エクスポージャー、ステージ3の信用エクスポージャーおよび純信用コスト

| | エクスポージャー 総額 (単位： 百万ユーロ) | | うち、貸出金 (単位： 百万ユーロ) | | ステージ3の信用 エクスポージャー (単位： 百万ユーロ) | | 純信用コスト (エクスポージャー 総額に対する%) ¹ | |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|--|-----------------------|--|-----------------------|
| | 2023年 12月31日 現在 | 2022年 12月31日 現在 | 2023年 12月31日 現在 | 2022年 12月31日 現在 | 2023年 12月31日 現在 | 2022年 12月31日 現在 | 2023年 12月31日 現在 | 2022年 12月31日 現在 |
| | PBドイツ | 191,055 | 198,102 | 172,340 | 174,611 | 2,632 | 2,632 | 0.22% |
| 消費者向け融資 | 29,919 | 29,529 | 16,675 | 15,594 | 1,394 | 1,373 | 0.95% | 0.80% |
| モーゲージ | 158,249 | 163,611 | 153,937 | 155,249 | 1,211 | 1,163 | 0.08% | -0.01% |
| 企業向け融資 | 1,573 | 1,292 | 972 | 898 | 27 | 6 | 0.64% | 0.04% |
| その他 | 1,315 | 3,670 | 756 | 2,870 | 0 | 90 | 0.04% | 0% |
| インターナショナル・ブ ライベート・バンク | 113,589 | 114,243 | 88,910 | 90,283 | 3,958 | 3,401 | 0.31% | 0.32% |
| 消費者向け融資 | 11,422 | 10,972 | 9,032 | 8,894 | 368 | 378 | 1.06% | 1.11% |
| モーゲージ | 11,011 | 12,133 | 10,955 | 12,033 | 409 | 431 | 0.00% | -0.05% |
| 企業向け融資 | 14,896 | 15,130 | 12,342 | 12,898 | 1,025 | 1,048 | 0.54% | 0.76% |
| ウェルス・マネジメン ト | 75,467 | 75,214 | 56,567 | 56,425 | 2,155 | 1,543 | 0.21% | 0.17% |
| その他 | 793 | 793.68 | 14 | 32.87 | 0 | 0 | 0.01% | 0.02% |
| 合計 | 304,644 | 312,345 | 261,250 | 264,893 | 6,589 | 6,033 | 0.26% | 0.19% |

1 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日現在におけるエクスポージャー総額で除した割合。

消費者向け融資は、個人向け分割返済ローン、信用枠およびクレジット・カードに区分される。消費者向け融資業務は無担保であり、貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。多様な貸出要件（顧客の格付、最大貸出金額および最長期限を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる（すなわち、消費者貸出金については、最大貸出金額は顧客の正味所得を考慮する。）。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は住宅用不動産（主に所有者占有である。）に関する融資であり、欧州（主にドイツだが、スペインおよびイタリアにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者向け融資貸出金よりも大口であり、より長期のタイム・ホライズンで供与される。当行の引受基準およびプロセスならびに、それぞれの担保の分散されたポートフォリオ（顧客/不動産）に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者向け融資は高リスクとして分類されている。

企業向け融資は、小規模事業、中小企業および大企業向けの信用商品を指す。商品の範囲には、当座預金、信用枠、投資貸付またはリボルビング貸出枠、ファクタリング、リースおよびデリバティブが含まれる。顧客は主にイタリアおよびスペインに所在しているが、信用供与は主に欧州を中心とする海外の子会社にも及ぶ。

ウェルス・マネジメントは、富裕層、高額個人資産家（HNW）および超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリー事務所向けに、オーダーメイドの資産管理ソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。これらは、一任勘定のポートフォリオ管理、ならびに従来型および代替的な投資ソリューションも含み、計画的リスク管理、資産形成プランニング、融資および家族事務所向けサービスにより補完されている。ウェルス・マネジメントのエクスポージャー総額は、（容易に換金可能な流動性のある担保/有価証券に対する）ロンバード貸付と、（流動性の低い担保に対する）ストラクチャード貸付に分けられる。ロンバード・ポートフォリオの信用リスク水準は基礎となる担保の質の評価により決定されるが、ストラクチャード・ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質と担保の両方の評価により決定される。商品の範囲には、担保付ロンバード貸付およびモーゲージ貸付、当座預金（欧州のみ）、信用枠およびその他の貸出金が含まれ、これらより少ないが、デリバティブや保証商品も含まれる。顧客は世界中に所在している。

プライベート・バンクのモーゲージの融資比率（LTV）¹

| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------|---------------|---------------|
| 50%以下 | 65% | 63% |
| 50%超70%以下 | 16% | 17% |

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 70%超90%以下 | 11% | 11% |
| 90%超100%以下 | 3% | 3% |
| 100%超110%以下 | 2% | 2% |
| 110%超130%以下 | 2% | 2% |
| 130%超 | 1% | 2% |

1 エクスポージャーを該当するLTVパッケージに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を基礎となる不動産の評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、監視され、必要に応じて定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、各担保価値の分が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2023年12月31日現在、当行グループのモーゲージ貸出ポートフォリオに関連するエクスポージャーの65%はLTV比率が50%以下であった。2022年12月31日現在は63%であった。

デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次の証拠金規制を規定している。当行は、可能な範囲で、CCPのサービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これによりCCPの決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド=フランク法は、OTCデリバティブの規制（特定のOTCデリバティブの強制的なクリアリング、プラットフォーム・トレーディングおよび取引報告を含む。）に関する広範なフレームワークと、スワップ・ディーラー、証券派生スワップのディーラー、主要なスワップ参加者および主要な証券派生スワップの参加者の登録、自己資本、証拠金、業務遂行基準、帳簿記録管理およびその他の要件に関する規則を規定している。ドッド=フランク法および関連するCFTCの規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国でのOTCクリアリングを義務付けている。米国内のクリアリングされていないデリバティブ取引に対する証拠金規制は、2016年9月に開始された。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、またOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なクリアリングは、2016年6月に開始し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での証拠金規制は、2017年2月に開始された。ドイツ銀行は、クリアリングされていないデリバティブの要件に関してEMIRの証拠金の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、2017年2月からEU圏内において当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。

CFTCはドッド=フランク法の最も重要な規定を導入する規則を採用した。さらに最近では、2020年9月に、CFTCは、2013年からのCFTCによるクロスボーダー・ガイダンスと関連するノー・アクション・リリーフ・レターに基づく米国のスワップ規則を、クロスボーダーで適用する（当該ガイダンスを置き換える場合もある。）最終規則を公表した。同じくドッド=フランク法に従い、CFTCは2020年10月に、特定のコモディティおよび経済的に同等のスワップ、先物ならびにオプションに関してポジション限界値を課す規制を最終決定した。

SECも、証券派生スワップ・ディーラーおよび主要な証券派生スワップ参加者の登録、取引報告、自己資本、証拠金、リスク軽減手法、業務遂行基準、取引の確認および検証、帳簿記録管理および財務報告、ならびにクロスボーダーの要件に関する規則を最終決定している。2021年11月より、一般的にこれらの要件に準拠することが義務付けられた。

最後に、米国の健全性規制当局（連邦準備制度理事会、FDIC、米国通貨監督庁、農業信用管理機構および米国連邦住宅金融局）は、CFTCおよびSECの証拠金規則の代わりに米国の健全性規制の対象となっているスワップ・ディーラーおよび証券派生スワップのディーラー（ドイツ銀行等）に適用される、クリアリングされていないスワップおよび証券派生スワップに関して証拠金規制を設ける最終規則を採用した。ドイツ銀行は2016年9月より、米国の自主規制機関による証拠金規制の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、米国内のクリアリングされていないデリバティブに対する当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。それよりも規模の小さいカウンターパーティに対する当初証拠金に関する追加要件は、2017年9月か

ら2022年9月までの間に段階的に導入されており、関連する適用開始日は、当事者およびその関連会社の取引量に応じてそれぞれに異なる。

以下の表は、取引所売買デリバティブおよびOTCデリバティブの資産・負債について、名目金額および時価総額をクリアリング・チャンネル別に示している。

クリアリング・チャネルおよびデリバティブの種類別のデリバティブの想定元本

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 想定元本の 期限別分類 | | | | プラスの 時価 | マイナスの 時価 | 正味時価 |
|--------------------------------|----------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|--------|
| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 | 合計 | | | |
| 金利関連： | | | | | | | |
| OTC | 17,224,862 | 13,754,903 | 9,568,113 | 40,547,878 | 124,837 | 112,997 | 11,840 |
| 二者間（額） | 2,037,922 | 2,251,346 | 1,446,299 | 5,735,567 | 103,140 | 92,035 | 11,105 |
| CCP（額） | 15,186,940 | 11,503,557 | 8,121,813 | 34,812,311 | 21,696 | 20,961 | 735 |
| 取引所売買 | 1,916,294 | 403,196 | 47 | 2,319,537 | 418 | 493 | -75 |
| 金利関連合計 | 19,141,156 | 14,158,099 | 9,568,160 | 42,867,415 | 125,255 | 113,490 | 11,764 |
| 通貨関連： | | | | | | | |
| OTC | 6,609,578 | 1,055,879 | 427,832 | 8,093,289 | 108,652 | 105,818 | 2,834 |
| 二者間（額） | 6,443,644 | 1,046,148 | 427,719 | 7,917,512 | 107,415 | 104,614 | 2,801 |
| CCP（額） | 165,933 | 9,730 | 113 | 175,777 | 1,237 | 1,204 | 33 |
| 取引所売買 | 11,265 | 0 | 0 | 11,265 | 1 | 17 | -16 |
| 通貨関連合計 | 6,620,842 | 1,055,879 | 427,832 | 8,104,553 | 108,653 | 105,835 | 2,818 |
| エクイティ / 指数関連： | | | | | | | |
| OTC | 17,014 | 7,937 | 647 | 25,599 | 1,209 | 2,574 | -1,365 |
| 二者間（額） | 17,014 | 7,937 | 647 | 25,599 | 1,209 | 2,574 | -1,365 |
| CCP（額） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取引所売買 | 164,955 | 25,648 | 1,523 | 192,126 | 2,391 | 2,103 | 288 |
| エクイティ / 指数関連合計 | 181,970 | 33,586 | 2,170 | 217,726 | 3,600 | 4,677 | -1,077 |
| クレジット・デリバティブ関連： | | | | | | | |
| OTC | 200,396 | 855,230 | 71,584 | 1,127,210 | 13,895 | 13,379 | 517 |
| 二者間（額） | 72,835 | 94,804 | 33,716 | 201,355 | 3,142 | 2,715 | 427 |
| CCP（額） | 127,561 | 760,426 | 37,868 | 925,854 | 10,754 | 10,664 | 90 |
| 取引所売買 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| クレジット・デリバティブ関連合計 | 200,396 | 855,230 | 71,584 | 1,127,210 | 13,895 | 13,379 | 517 |
| コモディティ関連： | | | | | | | |
| OTC | 7,150 | 31,576 | 2,037 | 40,764 | 203 | 140 | 63 |
| 二者間（額） | 7,150 | 31,576 | 2,037 | 40,764 | 203 | 139 | 64 |
| CCP（額） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | -1 |
| 取引所売買 | 25,369 | 1,347 | 0 | 26,716 | 141 | 139 | 2 |
| コモディティ関連合計 | 32,519 | 32,923 | 2,037 | 67,479 | 344 | 279 | 65 |
| その他： | | | | | | | |
| OTC | 57,766 | 3,924 | 102 | 61,791 | 971 | 819 | 152 |
| 二者間（額） | 57,750 | 3,924 | 102 | 61,776 | 956 | 819 | 137 |
| CCP（額） | 15 | 0 | 0 | 15 | 15 | 0 | 15 |
| 取引所売買 | 11,008 | 21 | 0 | 11,029 | 27 | 33 | -6 |
| その他合計 | 68,774 | 3,945 | 102 | 72,820 | 998 | 852 | 146 |
| OTC業務合計 | 24,116,765 | 15,709,449 | 10,070,316 | 49,896,530 | 249,766 | 235,726 | 14,041 |
| 二者間業務合計 | 8,636,315 | 3,435,736 | 1,910,521 | 13,982,573 | 216,064 | 202,895 | 13,169 |
| CCP業務合計 | 15,480,450 | 12,273,713 | 8,159,794 | 35,913,958 | 33,702 | 32,830 | 872 |
| 取引所売買業務合計 | 2,128,891 | 430,212 | 1,570 | 2,560,673 | 2,979 | 2,786 | 193 |
| 合計 | 26,245,656 | 16,139,661 | 10,071,885 | 52,457,203 | 252,745 | 238,511 | 14,234 |
| プラスの時価（ネットィング および受入現金担保考慮後） | - | - | - | - | 23,312 | - | - |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 想定元本の 期限別分類 | | | | プラスの 時価 | マイナスの 時価 | 正味時価 |
|---------------------------------|----------------|-------------|-----------|------------|------------|-------------|--------|
| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 | 合計 | | | |
| 金利関連： | | | | | | | |
| OTC | 14,487,820 | 10,421,941 | 7,332,258 | 32,242,019 | 144,155 | 132,350 | 11,805 |
| 二者間（額） | 1,422,223 | 2,200,127 | 1,501,758 | 5,124,107 | 118,768 | 107,854 | 10,914 |
| CCP（額） | 13,065,597 | 8,221,814 | 5,830,501 | 27,117,911 | 25,387 | 24,496 | 891 |
| 取引所売買 | 515,543 | 117,763 | 45 | 633,351 | 663 | 624 | 39 |
| 金利関連合計 | 15,003,362 | 10,539,704 | 7,332,304 | 32,875,370 | 144,818 | 132,974 | 11,844 |
| 通貨関連： | | | | | | | |
| OTC | 6,368,113 | 1,007,862 | 403,215 | 7,779,190 | 141,531 | 135,670 | 5,861 |
| 二者間（額） | 6,246,281 | 998,771 | 403,037 | 7,648,090 | 140,039 | 134,420 | 5,619 |
| CCP（額） | 121,831 | 9,090 | 178 | 131,100 | 1,492 | 1,250 | 242 |
| 取引所売買 | 19,869 | 0 | 0 | 19,869 | 17 | 20 | -3 |
| 通貨関連合計 | 6,387,981 | 1,007,862 | 403,215 | 7,799,058 | 141,548 | 135,690 | 5,858 |
| エクイティ / 指数関連： | | | | | | | |
| OTC | 14,769 | 8,447 | 1,021 | 24,236 | 598 | 2,012 | -1,414 |
| 二者間（額） | 14,769 | 8,447 | 1,021 | 24,236 | 598 | 2,012 | -1,414 |
| CCP（額） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取引所売買 | 156,839 | 44,868 | 1,078 | 202,784 | 3,213 | 2,978 | 234 |
| エクイティ / 指数関連合計 | 171,607 | 53,315 | 2,099 | 227,021 | 3,811 | 4,991 | -1,179 |
| クレジット・デリバティブ関連： | | | | | | | |
| OTC | 193,047 | 1,238,463 | 91,903 | 1,523,414 | 9,899 | 8,311 | 1,589 |
| 二者間（額） | 101,699 | 87,969 | 30,933 | 220,600 | 3,611 | 2,078 | 1,533 |
| CCP（額） | 91,348 | 1,150,495 | 60,970 | 1,302,813 | 6,288 | 6,233 | 55 |
| 取引所売買 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| クレジット・デリバティブ関連合計 | 193,047 | 1,238,463 | 91,903 | 1,523,414 | 9,899 | 8,311 | 1,589 |
| コモディティ関連： | | | | | | | |
| OTC | 1,827 | 16,546 | 1,492 | 19,865 | 86 | 231 | -144 |
| 二者間（額） | 1,827 | 16,546 | 1,492 | 19,865 | 86 | 230 | -145 |
| CCP（額） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取引所売買 | 21,943 | 1,860 | 0 | 23,803 | 177 | 186 | -9 |
| コモディティ関連合計 | 23,770 | 18,405 | 1,492 | 43,668 | 263 | 416 | -154 |
| その他： | | | | | | | |
| OTC | 48,427 | 4,877 | 106 | 53,410 | 752 | 747 | 5 |
| 二者間（額） | 48,427 | 4,877 | 106 | 53,410 | 752 | 747 | 5 |
| CCP（額） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取引所売買 | 5,250 | 0 | 0 | 5,250 | 12 | 11 | 1 |
| その他合計 | 53,676 | 4,877 | 106 | 58,660 | 764 | 758 | 6 |
| OTC業務合計 | 21,114,002 | 12,698,136 | 7,829,996 | 41,642,134 | 297,022 | 279,320 | 17,702 |
| 二者間業務合計 | 7,835,226 | 3,316,737 | 1,938,347 | 13,090,309 | 263,854 | 247,341 | 16,513 |
| CCP業務合計 | 13,278,776 | 9,381,399 | 5,891,650 | 28,551,825 | 33,168 | 31,979 | 1,189 |
| 取引所売買業務合計 | 719,442 | 164,491 | 1,123 | 885,056 | 4,081 | 3,819 | 262 |
| 合計 | 21,833,444 | 12,862,626 | 7,831,119 | 42,527,190 | 301,103 | 283,139 | 17,964 |
| プラスの時価（ネットティング および受入現金担保考慮後） | - | - | - | - | 29,744 | - | - |

株式エクスポージャー

下記の表は、持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。ドイツ銀行は、各ポジションをマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| トレーディング株式 | 1,984 | 2,374 |
| トレーディング以外の株式 ¹ | 2,008 | 2,077 |
| 株式エクスポージャー合計 | 3,992 | 4,451 |

¹ 2023年12月31日現在113百万ユーロおよび2022年12月31日現在101百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2023年12月31日現在、当行グループのインベストメント・バンクにおけるトレーディング株式エクスポージャーは17億ユーロ、2022年12月31日現在は21億ユーロであった。

トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額

『

以下の表およびグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額をヒストリカル・シミュレーションに基づき示している。』

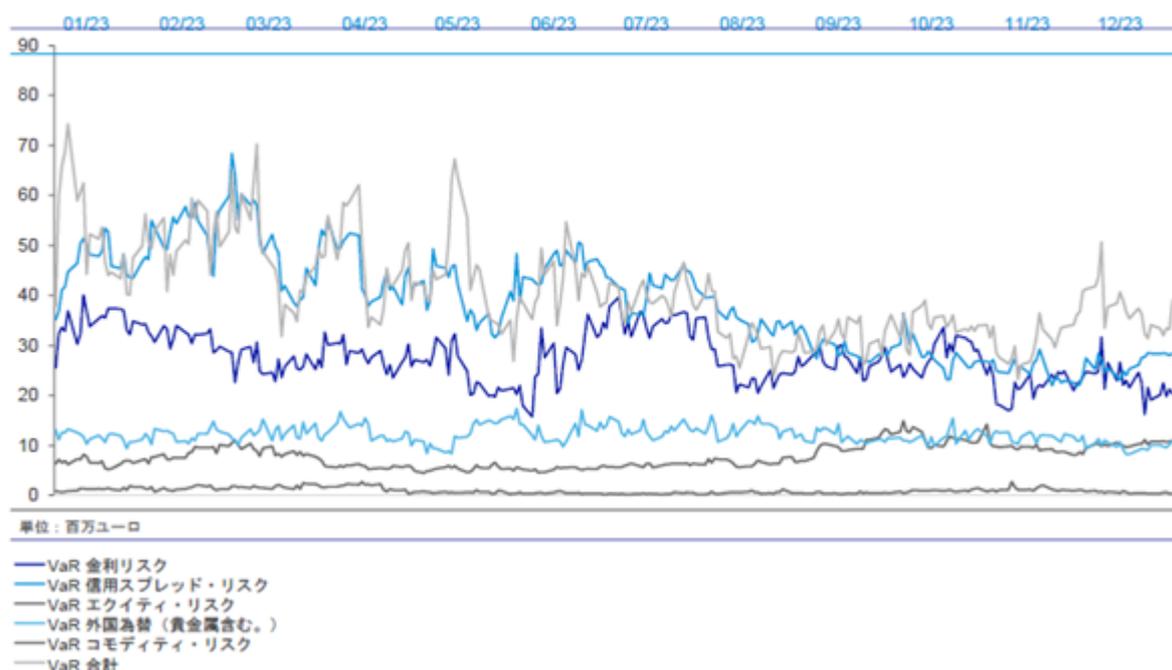
トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）¹

| 単位： | 合計 | | 分散効果 | | 金利リスク | | 信用スプレッド・リスク | | 株価リスク | | 外国為替リスク ² | | コモディティ価格リスク | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|----------------------|--------|-------------|--------|
| | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 |
| 百万ユーロ | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均 | 40.7 | 44.0 | -46.3 | -43.3 | 27.5 | 29.4 | 38.6 | 35.4 | 7.8 | 11.4 | 12.1 | 9.7 | 0.9 | 1.5 |
| 最大 | 74.3 | 71.4 | -21.2 | -21.7 | 40.1 | 48.1 | 68.4 | 58.7 | 14.9 | 21.7 | 17.4 | 15.0 | 2.8 | 4.3 |
| 最小 | 23.2 | 24.9 | -64.9 | -67.1 | 15.7 | 13.4 | 21.9 | 19.3 | 4.5 | 5.4 | 8.2 | 5.8 | 0.2 | 0.3 |
| 『期末 | 39.0 | 38.3 | -31.9 | -43.3 | 20.3 | 26.0 | 28.4 | 35.0 | 11.0 | 6.4 | 10.9 | 13.6 | 0.3 | 0.5』 |

¹ 2023年度の数値は2023年12月31日現在。2022年度の数値は2022年12月31日現在。

² 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

ヒストリカル・シミュレーションに基づく2023年度のリスク種類別バリュエーション・アット・リスクの推移



2023年度の平均バリュエーション・アット・リスクは41百万ユーロであり、2022年度の平均と比較して3.3百万ユーロ、率にして8%減少した。これは主に、バリュエーション・アット・リスク・モデルの連続した1年間における市場ボラティリティの減少によるものである。さらに、グローバル・レーツ事業では、フロー・ビジネスに注力するため、クロスカレンシー金利エクスポージャーが減少し、グローバル為替事業では、ソブリン債のカーブ・ポジションの変化と全体的な金利エクスポージャーの減少も、2023年度の平均バリュエーション・アット・リスクの減少に寄与した。

『規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。』

トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る平均、最大、最小自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{1,2,3}

| 単位：百万ユーロ | 合計 | | クレジット・トレーディング | | コア金利 | | エマージング・マーケット | | その他 | |
|----------|--------|--------|---------------|--------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|
| | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 |
| 平均 | 563.3 | 319.0 | -15.0 | 54.5 | 363.4 | 137.0 | 228.1 | 110.2 | -13.2 | 17.4 |
| 最大 | 904.6 | 414.0 | 121.4 | 130.6 | 892.5 | 305.0 | 349.9 | 332.4 | 32.0 | 51.2 |
| 最小 | 330.3 | 272.4 | -130.9 | -33.2 | 198.7 | 53.2 | 122.4 | 39.3 | -80.6 | -31.7 |
| 『期末 | 570.3 | 291.2 | 90.8 | 11.6 | 198.7 | 161.9 | 284.5 | 100.2 | -3.6 | 17.4 |

- 金額はそれぞれ、2023年12月31日および2022年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。
- ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2023年度の報告で更新されている。
- 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2023年度末の追加的リスクに係る自己資本賦課は570百万ユーロであり、2022年度末から279百万ユーロ、率にして96%増加した。この変動は、グローバル・レーツおよびグローバル・エマージング・マーケットの各事業におけるマーケット・メイキングを促進するためのソブリン債残高の増加によるものである。

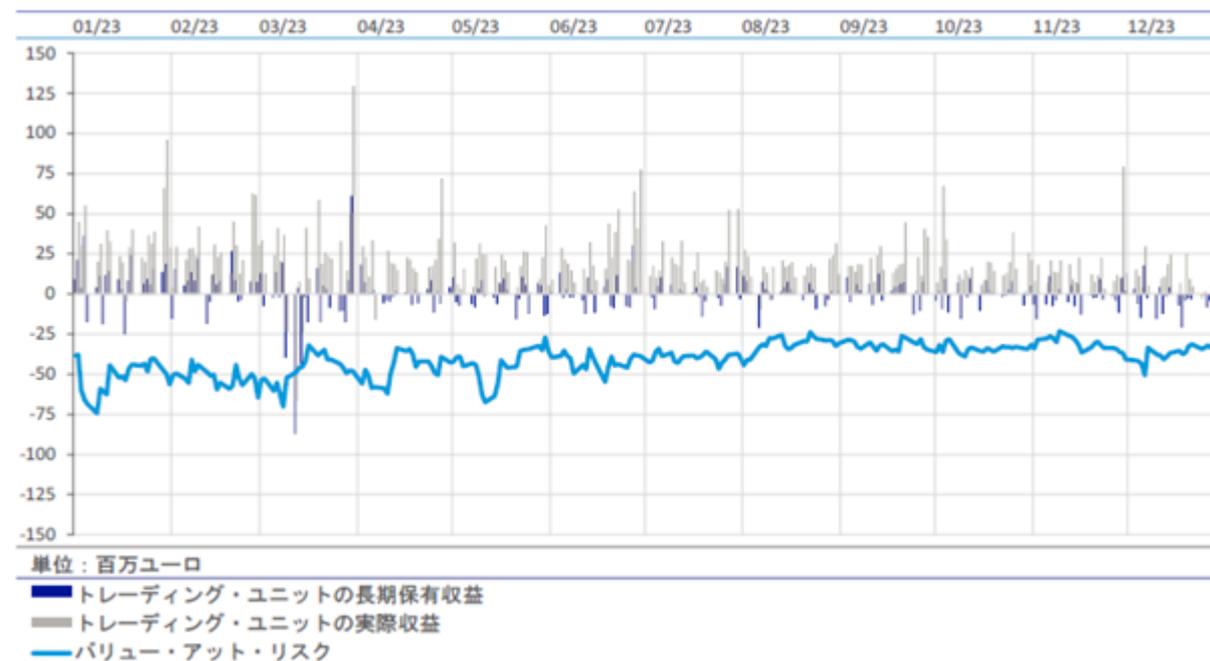
トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2023年度に、当行グループは、長期保有による損失および実際の損失がトレーディング勘定のバリュエーション・アット・リスクを上回るという異常値を1件観察した。これは、2023年度第1四半期のシリコンバレー銀行危機以降、市場のボラティリティが上昇したことによるものであった。市場ボラティリティが金利の変動につながり、それがバリュエーション・アット・リスクの計算に用いられた直前の1年間の変動幅よりも大きくなった。

以下のグラフは、トレーディング・ユニットについて、日次長期保有収益および実際収益を報告期間中の取引日の前営業日終了時点のバリュエーション・アット・リスクと比較したものである。バリュエーション・アット・リスクは、取引ポジションの潜在的損失の見積りと長期保有取引結果を視覚的に比較するためにマイナスの金額で表示される。これは、長期保有が前日のバリュエーション・アット・リスクと比較した日次の損益の関連部分（新たな取引、準備金、通常は実際の収益の一部である保有によるすべての損益は除く。）であるためである。数値は百万ユーロ単位で表示されている。このグラフは、トレーディング・ユニットが、

2023年度の取引日の54%においてプラスの長期保有収益を達成し、2023年度においてグローバルな異常値が発生したことを示している。

EU MR4 - VAR見積りと損益の比較

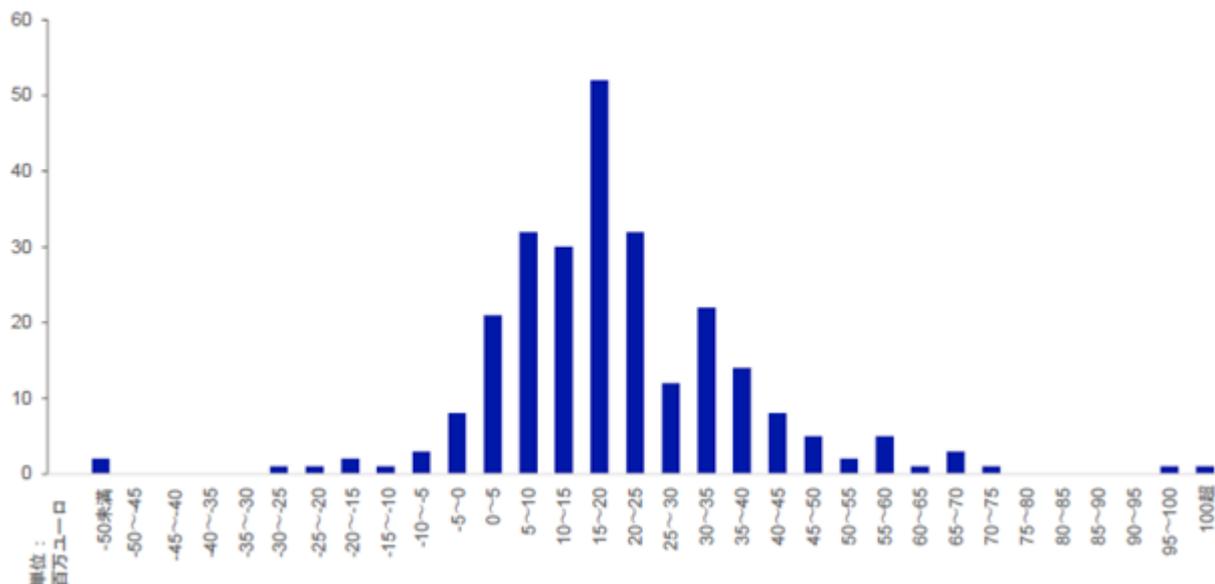


ドイツ銀行グループのトレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、当行グループのトレーディング・ユニットの日次収益の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリーおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される、当行グループが各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2023年度の当行グループのトレーディング・ユニットの日次収益の分布

単位：日



トレーディング・ユニットは、2023年度は取引日の93%、2022年度は取引日の84%においてプラスの収益を達成した。

トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

『

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額

以下の表は、トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額のリスク種類別内訳を示している。

経済的資本使用額のリスク種類別内訳

| 単位：百万ユーロ | 経済的資本使用額 | |
|-------------------------------|---------------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| 金利リスク | 2,980 | 1,752 |
| 信用スプレッド・リスク | 60 | 29 |
| 株式リスクおよび投資リスク | 1,044 | 841 |
| 外国為替リスク | 1,273 | 1,460 |
| 年金リスク | 1,106 | 803 |
| 保証型ファンド・リスク | 59 | 82 |
| トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオ合計 | 6,523 | 4,968 |

経済的資本の数値においては、様々なリスク種類間の分散効果が考慮されている。

2023年12月31日現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は65億ユーロであり、2022年度末の経済的資本使用額を16億ユーロ上回った。経済的資本の増加は主に、当行グループの純利息収益の下振れリスクを軽減するために取った金利リスク・ポジションの追加、満期の定めのない預金ポートフォリオの行動モデリング仮定に関連するリスクの増加、および確定給付年金制度からのマーケット・リスク抛足の増加によるものである。

- 金利リスク：ギャップ・リスク、ベーシス・リスクおよびオプション・リスク（モデル化された、満期の定めのない預金に組み込まれた顧客の行動が変化するリスクや前払いリスク等）を含む、バンキング勘定の金利リスクに関する経済的資本賦課。2023年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で30億ユーロであり、これに対して2022年12月31日現在では18億ユーロであった。
- 信用スプレッド・リスク：信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2023年12月31日現在の経済的資本使用額は60百万ユーロであり、これに対して2022年12月31日現在では29百万ユーロであった。
- 株式リスクおよび投資リスク：当行グループの株式報酬制度から生じる当行自身の株価の構造的なショート・ポジション、および戦略的投資や代替資産等の非連結の投資保有から生じる株式リスクに係る経済的資本賦課。2023年12月31日現在の経済的資本使用額は10億ユーロであり、これに対して2022年12月31日現在では841百万ユーロであった。
- 外国為替リスク：外国為替リスクは主に、当行の自己資本比率が為替レートの変動に対して影響を受けにくくするための当行グループの構造的ポジションから生じる。2023年12月31日現在の経済的資本使用額は13億ユーロであり、これに対して2022年12月31日現在は15億ユーロであった。
- 年金リスク：このリスクは、金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスクならびに長寿リスクを含む、当行グループの確定給付制度債務から生じる。2023年12月31日現在の経済的資本使用額は11億ユーロであり、これに対して2022年12月31日現在は803百万ユーロであった。
- 保証型ファンド・リスク：2023年12月31日現在の経済的資本使用額は59百万ユーロであり、これに対して2022年12月31日現在は82百万ユーロであった。』

バンキング勘定における金利リスク

以下の表は、EBAが定義した6つの標準シナリオの下でバンキング勘定における当行グループの純利息収益への影響額および金利変動によるバンキング勘定ポジションの経済価値の変動を示している。

EBAシナリオによるバンキング勘定における経済価値および純利息収益の金利リスク

| 単位：十億ユーロ | EVEの変動 | | NIIの変動 ¹ | |
|----------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
| 平行上昇 | -5.1 | -4.6 | 0.3 | 1.9 |
| 平行低下 | 1.8 | 1.3 | -0.3 | -1.1 |
| スティーブ化 | -0.8 | -0.1 | 0.1 | -0.4 |
| フラット化 | -0.3 | -1.4 | -0.1 | 1.5 |
| 短期金利上昇 | -1.6 | -2.4 | -0.0 | 2.3 |
| 短期金利低下 | 0.8 | 1.2 | -0.1 | -1.2 |
| 最大 | -5.1 | -4.6 | -0.3 | -1.2 |

| 単位：十億ユーロ | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
|----------|-------------------|-------------------|
| Tier 1資本 | 56.4 | 56.6 |

¹ 純利息収益（NII）の変動は、各シナリオの予測NIIにおける、変更された金利と市場のインプライド・レートとの差異を反映している。感応度は、トレーディング・ポジションとDWSを除外した、一定の為替レートで固定された貸借対照表額に基づいている。これらの数値には、ヘッジ会計に不適格な一元管理されたポジションに対する時価評価損益（MtM）/その他の包括利益（OCI）の影響は含まれていない。

2023年12月現在の純資産の経済価値の最大損失額はマイナス51億ユーロであり、これに対して2022年12月現在ではマイナス46億ユーロであった。2023年12月現在、EVEの最大損失額はTier 1資本の9.0%に相当する。

BaFinの定義による、全通貨にわたるイールドカーブのプラス200ベース・ポイントの平行シフトにより生じる純資産の経済価値（EVE）の最大損失額は、2023年12月現在においてマイナス51億ユーロであり、これは自己資本合計の7.7%に相当する。

「平行上昇」金利シナリオにおける純資産の経済価値の損失額の緩やかな変動は、当行の自己勘定ポートフォリオの金利リスク・ポジションに関連するリバランス活動によるものである。ドイツ銀行の全体的な金利リスク・ポジションに著しい変動はなく、IRRBBの枠組みの一部として定義されたリスク管理によって管理されている。

2023年12月現在の純利息収益（NII）の1年間の最大損失額はマイナス3億ユーロであり、これに対して2022年12月現在ではマイナス12億ユーロであった。

「平行低下」シナリオにおける12ヶ月間の純利息収益感応度の最大損失額は約8億ユーロ減少した。

「平行低下」シナリオにおける純利息収益の最大損失の減少は主に、顧客行動をより適切に反映させるための手法の改良と、金利環境の変化に対応した自己勘定における金利リスク・ポジションの変動との組み合わせによるものである。

以下の表は、金利の下落および上昇ショックから生じた、ドイツ銀行のバンキング勘定ポジションに係る経済価値の変動を通貨別に示している。

通貨別のバンキング勘定における経済価値の金利リスク

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日現在 | |
|----------|---------------|------|
| | 平行上昇 | 平行低下 |
| ユーロ | -4.0 | 1.4 |
| 米ドル | -1.1 | 0.6 |
| その他 | -0.0 | -0.2 |
| 合計 | -5.1 | 1.8 |

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

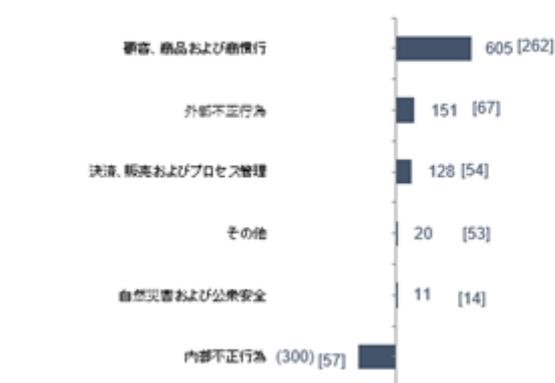
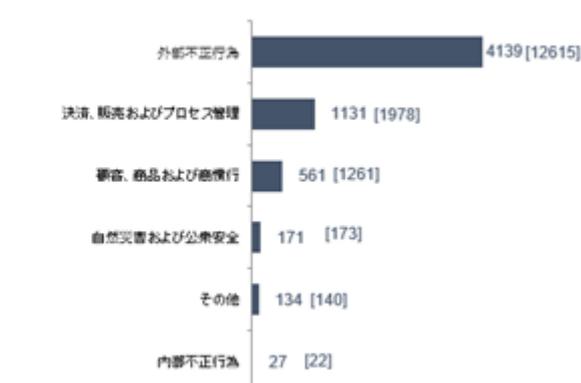
オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 ¹ |
|----------------|--------|---------------------|
| 顧客、商品および商慣行 | 605 | 278 |
| 外部不正行為 | 151 | 65 |
| 決済、販売およびプロセス管理 | 128 | 81 |
| その他 | 20 | 157 |
| 自然災害および公衆安全 | 11 | 6 |
| 内部不正行為 | -333 | 16 |
| 合計 | 582 | 602 |

¹ 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。損失は、保険金相殺後の金額で報告されている。

2023年12月31日現在のオペレーショナル損失は、20百万ユーロ、率にして3%減少して582百万ユーロとなった。これは主に、訴訟引当金の戻入を反映した「内部不正行為」に関連する333百万ユーロの利益によるものである。「顧客、商品および商慣行」の損失は、民事訴訟による引当金の増加により前年度と比較して増加した。法的損失は、和解済みの訴訟と未解決の訴訟に対する訴訟引当金の変動をカテゴリー別に集計すると、ほぼ横ばいであった。

2023年度（2018年度から2022年度）に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失¹オペレーショナル損失の分布(計上日)²オペレーショナル損失の頻度(最初の計上日)³

¹ 括弧内の数字は、2018年度から2022年度の平均値。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

² オペレーショナル・リスク損失の分布は計上日に基づいている。

³ オペレーショナル・リスク損失の発生頻度は、最初の計上日に基づいている。

「オペレーショナル損失の分布」の図は、2018年度から2022年度までの5年間の比較期間の平均（角括弧内に表示）に対する、2023年度のイベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク純損失の価値の計上割合を要約している。「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプがオペレーショナル損失の大部分を占めており、605百万ユーロである。これは、主に和解済みの訴訟および未解決の訴訟に対する訴訟引当金の変動で構成されている。「外部不正行為」イベント・タイプは、2件の重要な訴訟案件により、前年比で大幅に増加した。「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプも大幅に増加したが、これは主に訴訟以外の損失によるものである。「内部不正行為」イベント・タイプにおける損失の減少は、訴訟引当金の戻入によるものである。

「オペレーショナル損失の頻度」の図は、2018年度から2022年度までの5年間の比較期間の平均（括弧内に表示）に関連する、イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク事象を（損失が2023年度に最初に認識されたイベントの数に基づいて）要約している。「外部不正行為」は、5年平均と比較して顕著な減少が見られるものの、依然として最も頻度の高いイベント・タイプである。

当行は、オペレーショナル・リスク純損失に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすすべてのオペレーショナル・リスク損失事象を包括的に網羅することを目指しているが、この項に示されている合計は、損失事象の検出や計上の遅れにより過小評価されている可能性がある。

流動性リスク・エクスポージャー 資金調達市場および資本市場発行

2023年度は、過去数年間の地政学的事象後の正常化に続いて、複数のマクロ・トピックが浮上し、市場の重荷となった。特に影響が大きかったのは、前例のない利上げに対抗する高インフレ、地政学的な不確実性の継続、米国の地方銀行の債務不履行、UBSによるCredit Suisseの買収等である。このような背景にもかかわらず、当行は市場をうまく切り抜け、172億ユーロの発行活動を成功裏に完了した。事前資金調達として11月に発行された15億米ドルのシニア非優先債を差し引くと、全体では130億から180億ユーロの計画内であり、第4四半期には140億から160億ユーロのガイダンスに縮小された。

通年で見ると、信用市場は複数の混乱にもかかわらず建設的なパフォーマンスを示し、より広範な指数は2022年度末に対してタイトな取引となった。当行のシニア非優先現物債は、米国の地方銀行やCredit Suisseに関連する3月の市場の混乱を受けて拡大し、2023年4月まで同業他社のパフォーマンスを下回った。その後、DBのスプレッドは縮小し、同業他社をアウトパフォーマンスした。DBのスプレッドの良好な推移は、DBRS、Fitch、S&Pによる年間を通じた3度の格上げに支えられた。2023年度末現在、DBのスプレッドは年初より縮小している。

発行総額172億ユーロの内訳は、資本発行14億ユーロ、シニア非優先債67億ユーロ、シニア優先債60億ユーロである。当行グループはまた、26億ユーロのファンドブリーフ債と5億ユーロのセドゥラス債を発行した。通貨別では、ユーロ（85億ユーロ）、米ドル（69億ユーロ）、英ポンド（8億ユーロ）、その他通貨（10億ユーロ）である。2023年度の発行に係る当行グループの投資家基盤は、資産運用会社および年金基金（34%）、リテール顧客（17%）、銀行（16%）、保険会社（8%）、企業（1%）、政府および政府機関（4%）、ならびにその他の機関投資家（20%）から成っていた。地理的分布は、ドイツ（41%）、残りの欧州（24%）、米国（26%）、アジア/太平洋（8%）およびその他（1%）であった。3ヶ月物Euribor/RFR（リスク・フリー利子率）に対する発行の平均スプレッドは、通年で164ベース・ポイントであった。平均残存期間は5.1年であった。当行グループは、2023年度第1四半期に75億ユーロ、第2四半期に20億ユーロ、第3四半期に31億ユーロ、第4四半期に47億ユーロを発行した。

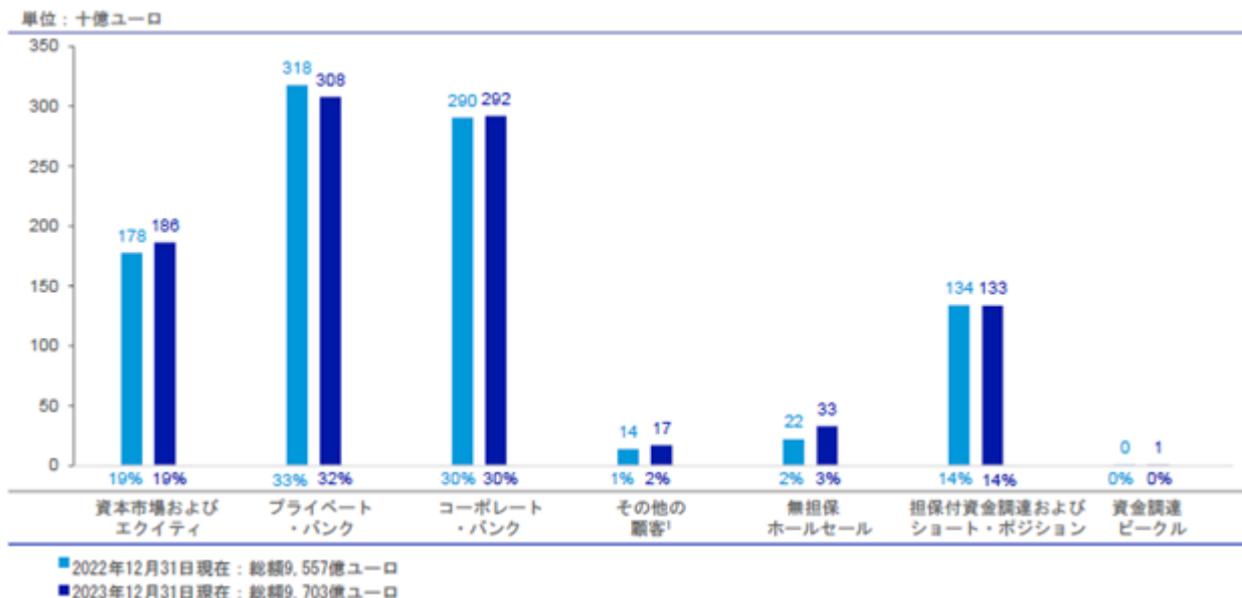
ドイツ銀行の2024年度の発行計画は130億から180億ユーロで、2023年度と同様である。これは、資本性金融商品、シニア非優先債、シニア優先債およびカバード・ボンドから成る。さらに、当行グループはこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行では、資本市場発行の合計約110億ユーロ（法的に行使可能なコール・オプションを除く。）の返済期限が到来する。さらに、当行は2023年度に53億ユーロの仕組債を発行し、2024年度には60億から70億ユーロの発行を計画している。この活動はFIC部門が行っており、財務部の発行計画の一部ではない。

資金調達の分散

『

2023年度において、外部資金調達総額は、2022年12月31日現在の9,557億ユーロから146億ユーロ増加し、2023年12月31日現在では9,703億ユーロとなった。コーポレート・バンクからの資金調達が15億ユーロ増加したのに対し、プライベート・バンクの預金は96億ユーロ減少した。両部門とも、要求払い預金から定期預金へのシフトが進んでいる。無担保ホールセール資金調達ポートフォリオは114億ユーロ増加し、そのうち25億ユーロはインベストメント・バンクの預金によるものであった。また、資本市場およびエクイティは、エクイティにおける25億ユーロの増加および60億ユーロの長期債の発行に起因して85億ユーロ増加した。2022年12月31日現在と比較して、担保付資金調達およびショート・ポジションは全体的に安定しており、TLTRO（貸出条件付き長期資金供給オペレーション）の返済による減少187億ユーロ、トレーディング負債の減少66億ユーロは、レポ取引の増加239億ユーロにより相殺された。

外部資金調達源泉の構成』



1 その他の顧客には、信託預金、X-marketsノートおよび委託証拠金/プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。
参考：貸借対照表合計1兆3,123億ユーロ（1兆3,368億ユーロ）に対する調整：2023年12月31日および2022年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高2,665億ユーロ（2,965億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットイングの影響に関する加算402億ユーロ（504億ユーロ）、その他の非資金調達負債354億ユーロ（342億ユーロ）。』

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行債券の返済期限¹

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超 3ヶ月以内 | 3ヶ月超 6ヶ月以内 | 6ヶ月超 1年以内 | 小計 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 | 合計 |
|-------------------|--------|---------------|---------------|--------------|------------|-------------|--------|---------|
| 銀行からの預金 | 1,942 | 1,419 | 692 | 402 | 4,455 | 558 | 103 | 5,117 |
| その他のホールセール顧客からの預金 | 9,838 | 4,740 | 3,475 | 1,984 | 20,038 | 422 | 633 | 21,093 |
| CDおよびCP | 1,085 | 2,143 | 2,041 | 1,623 | 6,891 | 84 | 0 | 6,976 |
| 資産担保CP | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シニア非優先プレーンバニラ債 | 91 | 1,173 | 2,852 | 4,146 | 8,261 | 7,700 | 36,328 | 52,289 |
| シニア優先プレーンバニラ債 | 198 | 442 | 1,293 | 718 | 2,650 | 3,494 | 5,325 | 11,470 |
| シニア仕組み債 | 121 | 458 | 748 | 1,275 | 2,603 | 2,919 | 12,401 | 17,923 |
| カバード・ボンド/ABS | 21 | 2,065 | 235 | 750 | 3,070 | 1,867 | 13,063 | 18,000 |
| 劣後負債 | 10 | 15 | 291 | 94 | 410 | 5,887 | 14,039 | 20,336 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 13,306 | 12,454 | 11,627 | 10,992 | 48,380 | 22,931 | 81,892 | 153,204 |
| 内訳： | | | | | | | | |
| 担保付きのもの | 21 | 2,065 | 235 | 750 | 3,070 | 1,867 | 13,063 | 18,000 |
| 無担保のもの | 13,285 | 10,389 | 11,392 | 10,242 | 45,309 | 21,065 | 68,829 | 135,203 |

1 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier 1ノートが含まれている。コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は加味されていない。担保付資金調達の取引額は、自己債務との相殺消去後の金額で報告されている。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、資産担保CPおよび資本市場発行債券の合計金額は2023年12月31日現在450億ユーロであり、流動性準備金合計の2,190億ユーロと比較して読まれたい。

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | | | | |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|------------|-------------|--------|---------|
| | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超 3ヶ月以内 | 3ヶ月超 6ヶ月以内 | 6ヶ月超 1年以内 | 小計 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 | 合計 |
| 銀行からの預金 | 549 | 156 | 528 | 1,200 | 2,432 | 0 | 526 | 2,958 |
| その他のホールセール顧客からの預金 | 4,477 | 4,448 | 3,502 | 1,690 | 14,118 | 869 | 927 | 15,915 |
| CDおよびCP | 88 | 801 | 1,438 | 782 | 3,109 | 0 | 9 | 3,118 |
| 資産担保CP | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シニア非優先プレーンバニラ債 | 2,271 | 285 | 1,920 | 823 | 5,299 | 13,284 | 33,478 | 52,061 |
| シニア優先プレーンバニラ債 | 19 | 0 | 125 | 1,077 | 1,221 | 3,610 | 3,897 | 8,727 |
| シニア仕組み債 | 143 | 542 | 1,392 | 940 | 3,017 | 1,958 | 11,064 | 16,040 |
| カバード・ボンド / ABS | 518 | 0 | 599 | 389 | 1,506 | 3,084 | 11,799 | 16,389 |
| 劣後負債 | 0 | 10 | 2,581 | 307 | 2,899 | 1,723 | 16,151 | 20,773 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 8,066 | 6,242 | 12,086 | 7,208 | 33,601 | 24,528 | 77,851 | 135,980 |
| 内訳： | | | | | | | | |
| 担保付きのもの | 518 | 0 | 599 | 389 | 1,506 | 3,084 | 11,799 | 16,389 |
| 無担保のもの | 7,548 | 6,242 | 11,487 | 6,818 | 32,095 | 21,444 | 66,051 | 119,591 |

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、資産担保CP資金調達および資本市場発行債券の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 2022年12月31日現在 | | | | |
|-------------------|---------------|--------|-------|--------|---------|---------------|--------|-------|--------|---------|
| | ユーロ | 米ドル | 英ポンド | その他の通貨 | 合計 | ユーロ | 米ドル | 英ポンド | その他の通貨 | 合計 |
| 銀行からの預金 | 666 | 2,409 | 108 | 1,934 | 5,117 | 1,216 | 963 | 47 | 732 | 2,958 |
| その他のホールセール顧客からの預金 | 8,857 | 9,128 | 248 | 2,860 | 21,093 | 4,437 | 9,047 | 278 | 2,152 | 15,915 |
| CDおよびCP | 3,776 | 2,816 | 0 | 383 | 6,976 | 1,035 | 1,423 | 133 | 527 | 3,118 |
| 資産担保CP | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| シニア非優先プレーンバニラ債 | 22,309 | 23,199 | 3,611 | 3,171 | 52,289 | 24,052 | 21,826 | 2,735 | 3,448 | 52,061 |
| シニア優先プレーンバニラ債 | 6,445 | 4,424 | 8 | 593 | 11,470 | 3,125 | 5,415 | 0 | 186 | 8,727 |
| シニア仕組み債 | 8,278 | 7,502 | 43 | 2,100 | 17,923 | 6,712 | 7,517 | 24 | 1,785 | 16,040 |
| カバード・ボンド / ABS | 17,710 | 290 | 0 | 0 | 18,000 | 16,387 | 2 | 0 | 0 | 16,389 |
| 劣後負債 | 9,845 | 9,380 | 932 | 179 | 20,336 | 10,070 | 9,597 | 917 | 189 | 20,773 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 77,886 | 59,148 | 4,949 | 11,220 | 153,204 | 67,035 | 55,792 | 4,134 | 9,019 | 135,980 |
| 内訳： | | | | | | | | | | |
| 担保付きのもの | 17,710 | 290 | 0 | 0 | 18,000 | 16,387 | 2 | 0 | 0 | 16,389 |
| 無担保のもの | 60,176 | 58,858 | 4,949 | 11,220 | 135,203 | 50,648 | 55,790 | 4,134 | 9,019 | 119,591 |

高品質の流動資産

2023年度において、当行グループは、リスク選好を流動性準備金からHQLA（委員会委任規則(EU)第2015/61号で定義）に移行した。

親会社（支店を含む。）および子会社別の当行グループのHQLAの構成

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|----------------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | 時価 | CRR第9条に基づく価値 | 時価 | CRR第9条に基づく価値 |
| 利用可能な現金および中央銀行準備金 | 156 | 156 | 154 | 154 |
| 親会社（在外支店を含む。） | 133 | 133 | 132 | 132 |
| 子会社 | 23 | 23 | 22 | 22 |
| 高品質の流動有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む。） | 66 | 63 | 66 | 64 |
| 親会社（在外支店を含む。） | 54 | 51 | 55 | 54 |
| 子会社 | 12 | 12 | 11 | 10 |
| HQLA合計 | 222 | 219 | 220 | 219 |
| 親会社（在外支店を含む。） | 187 | 184 | 188 | 186 |
| 子会社 | 35 | 35 | 33 | 32 |

2023年12月31日現在、当行グループのHQLAは2022年12月31日現在と同水準の2,190億ユーロとなった。これは主にTLTRO負債の返済によるもので、事業ポートフォリオの変更により相殺された。当行グループは、HQLAの要件を満たしていない、またはHQLAの定義に基づく振替制限の対象となっていない、流動性の高い中央銀行適格資産を追加的に保有している。これらの追加的な流動資産は420億ユーロであり、当行グループの流動性準備金合計は2023年12月31日現在、2,610億ユーロである。2022年12月31日現在、これらの追加的な流動資産は370億ユーロであり、当行グループの流動性準備金合計は2,560億ユーロである。2023年度の12ヶ月間の平均HQLAは2,150億ユーロであるのに対し、2022年度は2,180億ユーロであった。

流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率は、2022年度第4四半期末の142%（規制上の要件に対する余剰額640億ユーロ）に対し、2023年度第4四半期末は140%（規制上の要件に対する余剰額620億ユーロ）であった。これは主に、事業ポートフォリオの変更により一部相殺されたものの、ECBのTLTROの返済に起因するものであった。

当行グループの12ヶ月間の加重平均LCRは137%であった。これは委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。

LCR構成要素

| 単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------------|------------------|------------------|
| | 調整後加重値合計 (平均) | 調整後加重値合計 (平均) |
| 平均値計算用データ数 | 12 | 12 |
| 高品質の流動資産 | 215 | 218 |
| 純資金流出額合計 | 157 | 161 |
| 流動性カバレッジ比率（LCR）（%） | 137% | 135% |

資金調達リスク管理

構造上の資金調達

資金調達の指標はすべて（通貨合算、米ドル建ておよび英ポンド建ての資金調達指標）、2023年度末および2022年度末現在において目標に沿っていた。

ストレス・テストおよびシナリオ分析

2023年度末時点において、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジションは580億ユーロであり、これに対して2022年度末時点においては480億ユーロであった。これは主に、ECBのTLTROの返済により相殺されたものの、事業ポートフォリオの変更および手法の変更によるものであった。

全通貨の世界的な日次のストレス・テストの結果

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------|----------------|---------------------------|-------------------------|----------------|
| | 資金調達 ギャップ ¹ | ギャップ 解消 ² | 正味流動性 ポジション | 資金調達 ギャップ ¹ | ギャップ 解消 ² | 正味流動性 ポジション |
| システムミック・マーケット・リスク | 123 | 242 | 119 | 120 | 234 | 114 |
| 1段階の格下げ（DB独自） | 38 | 180 | 142 | 90 | 234 | 145 |
| 重大な格下げ（DB独自） | 161 | 259 | 97 | 154 | 251 | 97 |
| 『 複合シナリオ ³ | 203 | 261 | 58 | 205 | 254 | 48 』 |

- 1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- 3 システムミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

ユーロの世界的な日次のストレス・テストの結果

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|---------------------|---------------------------|-------------------------|----------------|---------------------------|-------------------------|----------------|
| | 資金調達 ギャップ ¹ | ギャップ 解消 ² | 正味流動性 ポジション | 資金調達 ギャップ ¹ | ギャップ 解消 ² | 正味流動性 ポジション |
| 複合シナリオ ³ | 90 | 116 | 25 | 95 | 109 | 14 |

- 1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- 3 システムミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

米ドルの世界的な日次のストレス・テストの結果

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|---------------------|---------------------------|-------------------------|----------------|---------------------------|-------------------------|----------------|
| | 資金調達 ギャップ ¹ | ギャップ 解消 ² | 正味流動性 ポジション | 資金調達 ギャップ ¹ | ギャップ 解消 ² | 正味流動性 ポジション |
| 複合シナリオ ³ | 91 | 102 | 11 | 81 | 103 | 22 |

- 1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- 3 システムミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

英ポンドの世界的な日次のストレス・テストの結果

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|---------------------|---------------------------|-------------------------|----------------|---------------|------------|----------------|
| | 資金調達 ギャップ ¹ | ギャップ 解消 ² | 正味流動性 ポジション | 資金調達 ギャップ | ギャップ 解消 | 正味流動性 ポジション |
| 複合シナリオ ³ | 4 | 5 | 1 | 6 | 11 | 5 |

- 1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- 3 システムミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に契約上の義務により追加で要求される担保の金額を表示している。

契約上の義務

2023年12月31日現在

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 1段階の格下げ | 2段階の格下げ | 1段階の格下げ | 2段階の格下げ |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求 | 402 | 526 | 389 | 434 |
| その他の契約による積立または委託証拠金の要求 | 0 | 0 | 0 | 0 |

安定調達比率

安定調達比率は、2022年度第4四半期末の120%（規制上の要件に対する余剰額990億ユーロ）に対し、2023年度第4四半期末は121%（規制上の要件に対する余剰額1,070億ユーロ）であった。これは主に、ECBのTLTROの返済により相殺されたものの、事業ポートフォリオの変更によるものであった。

| 単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------------|---------------|------------------|
| | 調整後加重値合計 | 調整後加重値合計 （平均） |
| 利用可能な安定調達額（ASF） | 605 | 606 |
| 所要安定調達額（RSF） | 499 | 507 |
| 安定調達比率（NSFR）（単位：%） | 121% | 120% |

資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。そのため、保険会社および金融部門以外の会社は除外されている。当行グループの保険子会社が担保に差入れた資産については連結財務諸表に対する注記20「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記37「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。また、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）は制約を受ける資産と見なされている。当行グループはまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券担保金、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「高品質の流動資産」の項を参照のこと。）ではなく、オンバランスおよびオフバランスの貸借対照表上の帳簿価額または公正価値を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。この区分には、借入有価証券担保金、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他の資産に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

| 単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日現在 | | | |
|--|---------------|----------|----------------------|-----|
| | 帳簿価額 | | | |
| | 資産 | 制約を受ける資産 | 制約を受けない資産 すぐに利用可能 | その他 |
| 負債性有価証券 | 167 | 84 | 83 | 0 |
| 資本性金融商品 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| その他の資産： | | | | |
| 現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金 | 184 | 12 | 172 | 0 |
| 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹ | 15 | 0 | 0 | 15 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ² | | | | |
| トレーディング資産 | 9 | 0 | 9 | 0 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 252 | 0 | 0 | 252 |
| 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹ | 79 | 0 | 0 | 79 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 ² | 7 | 0 | 5 | 2 |
| 貸出金 | 528 | 57 | 14 | 457 |
| その他の資産 | 69 | 36 | 0 | 34 |
| 合計 | 1,314 | 189 | 287 | 838 |

1 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

| 単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日現在 | | | |
|-----------------------|---------------|----------|----------------------|-----|
| | 受入担保の公正価値 | | | |
| | 資産 | 制約を受ける資産 | 制約を受けない資産 すぐに利用可能 | その他 |
| 受入担保： | 379 | 325 | 49 | 6 |
| 負債性有価証券 | 370 | 321 | 48 | 0 |
| 資本性金融商品 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| その他の受入担保 | 8 | 3 | 0 | 6 |

| 2022年12月31日現在 | | | | |
|--|-------|----------|-----------|-----|
| 帳簿価額 | | | | |
| 単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。） | 資産 | 制約を受ける資産 | 制約を受けない資産 | |
| | | | すぐに利用可能 | その他 |
| 負債性有価証券 | 136 | 59 | 77 | 0 |
| 資本性金融商品 | 3 | 1 | 2 | 0 |
| その他の資産： | | | | |
| 現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金 | 186 | 14 | 172 | 0 |
| 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹ | 11 | 0 | 0 | 11 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ² | | | | |
| トレーディング資産 | 8 | 0 | 8 | 0 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 300 | 0 | 0 | 300 |
| 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹ | 82 | 0 | 0 | 82 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 ² | 6 | 0 | 4 | 2 |
| 貸出金 | 525 | 74 | 14 | 438 |
| その他の資産 | 80 | 47 | 0 | 33 |
| 合計 | 1,339 | 194 | 279 | 866 |

1 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

| 2022年12月31日現在 | | | | |
|-----------------------|-----|----------|-----------|-----|
| 受入担保の公正価値 | | | | |
| 単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。） | 資産 | 制約を受ける資産 | 制約を受けない資産 | |
| | | | すぐに利用可能 | その他 |
| 受入担保： | 309 | 255 | 49 | 6 |
| 負債性有価証券 | 299 | 250 | 48 | 0 |
| 資本性金融商品 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| その他の受入担保 | 9 | 3 | 0 | 6 |

資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「構造的資金調達」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2023年および2022年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。) | 1ヶ月超 3ヶ月超 6ヶ月超 | | | | | | | | 合計 |
|---|--|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------|---------|---------|
| | | 1ヶ月 以内 | 3ヶ月 以内 | 6ヶ月 以内 | 9ヶ月 以内 | 9ヶ月超 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 5年以内 | 5年超 | |
| 現金および中央銀行預け金 ¹ | 164,942 | 11,301 | 1,905 | 185 | 39 | 45 | 0 | 0 | 0 | 178,416 |
| インターバンク預け金(中央銀行以外) ¹ | 4,599 | 653 | 42 | 63 | 78 | 100 | 0 | 0 | 606 | 6,140 |
| 中央銀行ファンド貸出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 売戻条件付買入有価証券 | 16 | 2,010 | 3,388 | 514 | 1,434 | 901 | 4,180 | 2,282 | 0 | 14,725 |
| 対銀行 | 7 | 393 | 1,250 | 93 | 936 | 862 | 2,389 | 2,282 | 0 | 8,212 |
| 対顧客 | 10 | 1,617 | 2,138 | 421 | 497 | 39 | 1,791 | 0 | 0 | 6,513 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 39 |
| 対銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対顧客 | 0 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 39 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 390,279 | 51,826 | 11,152 | 3,130 | 563 | 2,655 | 700 | 1,287 | 3,660 | 465,252 |
| トレーディング資産 | 123,907 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,353 | 0 | 0 | 16 | 125,275 |
| 固定利付有価証券および貸出金 | 120,731 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 120,731 |
| 持分証券およびその他の変動利付有価証券 | 1,968 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,353 | 0 | 0 | 16 | 3,336 |
| その他のトレーディング資産 | 1,207 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,207 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 251,855 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 251,856 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 14,517 | 51,826 | 11,152 | 3,130 | 563 | 1,302 | 626 | 1,287 | 3,643 | 88,047 |
| 売戻条件付買入有価証券 | 5,331 | 48,697 | 7,987 | 2,242 | 299 | 550 | 161 | 669 | 0 | 65,937 |
| 借入有価証券担保金 | 9,159 | 2,001 | 1,859 | 0 | 0 | 0 | 17 | 0 | 0 | 13,036 |
| 固定利付有価証券および貸出金 | 12 | 521 | 1,301 | 861 | 264 | 136 | 386 | 580 | 2,373 | 6,434 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産 | 16 | 607 | 5 | 27 | 0 | 616 | 62 | 38 | 1,270 | 2,640 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 74 | 0 | 1 | 75 |
| ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価 | 0 | 337 | 211 | 104 | 55 | 38 | 18 | 79 | 46 | 889 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 36 | 3,590 | 1,514 | 1,106 | 666 | 482 | 2,314 | 8,761 | 17,077 | 35,546 |
| 売戻条件付買入有価証券 | 0 | 1,805 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,805 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債性有価証券 | 0 | 1,476 | 980 | 771 | 475 | 336 | 1,548 | 6,337 | 16,951 | 28,874 |
| 貸出金 | 36 | 309 | 534 | 335 | 190 | 146 | 767 | 2,424 | 126 | 4,867 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出金 | 15,107 | 37,104 | 31,048 | 17,534 | 12,418 | 14,272 | 38,335 | 91,628 | 216,259 | 473,705 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| 対銀行 | 227 | 537 | 348 | 332 | 41 | 1,535 | 862 | 519 | 801 | 5,202 |
| 対顧客 | 14,880 | 36,567 | 30,700 | 17,201 | 12,377 | 12,736 | 37,473 | 91,108 | 215,459 | 468,502 |
| リテール | 2,375 | 5,803 | 4,879 | 1,721 | 1,302 | 2,170 | 4,786 | 16,929 | 168,184 | 208,148 |
| 法人およびその他の顧客 | 12,505 | 30,763 | 25,822 | 15,480 | 11,075 | 10,567 | 32,688 | 74,180 | 47,275 | 260,354 |
| その他の金融資産 | 68,187 | 9,243 | 3,875 | 2,729 | 778 | 1,445 | 1,136 | 4,225 | 15,204 | 106,823 |
| 金融資産合計 | 643,167 | 116,096 | 53,134 | 25,365 | 16,030 | 19,936 | 46,691 | 108,263 | 252,853 | 1,281,535 |
| その他の資産 | 9,124 | 269 | 1 | 4,169 | 2 | 4,185 | 194 | 2,080 | 10,771 | 30,796 |
| 資産合計 | 652,291 | 116,366 | 53,135 | 29,534 | 16,032 | 24,121 | 46,885 | 110,342 | 263,624 | 1,312,331 |

1 「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金（中央銀行以外）」のポジションには、ロシアの銀行（主にロシア中央銀行）に預け入れられている614百万ユーロが含まれている。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。) | 1ヶ月超 3ヶ月超 6ヶ月超 | | | | | | | | 合計 |
|---|--|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------|---------|---------|
| | | 1ヶ月 以内 | 3ヶ月 以内 | 6ヶ月 以内 | 9ヶ月 以内 | 9ヶ月超 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 5年以内 | 5年超 | |
| 現金および中央銀行預け金 ¹ | 164,090 | 13,138 | 1,639 | 0 | 0 | 29 | 0 | 0 | 0 | 178,897 |
| インターバンク預け金(中央銀行以外) ¹ | 6,315 | 265 | 181 | 83 | 166 | 181 | 0 | 0 | 6 | 7,195 |
| 中央銀行ファンド貸出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 売戻条件付買入有価証券 | 9 | 2,646 | 3,990 | 356 | 519 | 895 | 1,721 | 1,342 | 0 | 11,478 |
| 対銀行 | 3 | 305 | 869 | 22 | 5 | 600 | 1,626 | 1,322 | 0 | 4,750 |
| 対顧客 | 6 | 2,342 | 3,121 | 334 | 514 | 295 | 95 | 21 | 0 | 6,728 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対顧客 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 | 410,982 | 47,537 | 6,495 | 3,577 | 3,381 | 3,973 | 2,130 | 655 | 3,646 | 482,376 |
| トレーディング資産 | 91,150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,437 | 0 | 0 | 280 | 92,867 |
| 固定利付有価証券およ び貸出金 | 88,153 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 88,156 |
| 持分証券およびその他 の変動利付有価証券 | 2,098 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,437 | 0 | 0 | 276 | 3,811 |
| その他のトレーディ ング資産 | 900 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 900 |
| デリバティブ金融商品の プラスの時価 | 299,686 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 299,686 |
| 強制的に純損益を通じて 公正価値で測定されるト レーディング以外の金融 資産 | 20,145 | 47,537 | 6,495 | 3,577 | 3,381 | 2,443 | 2,130 | 582 | 3,365 | 89,654 |
| 売戻条件付買入有価証 券 | 7,623 | 42,880 | 4,868 | 2,274 | 3,142 | 1,647 | 1,207 | 215 | 0 | 63,855 |
| 借入有価証券担保金 | 12,445 | 3,594 | 1,167 | 202 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 17,414 |
| 固定利付有価証券およ び貸出金 | 77 | 390 | 460 | 1,096 | 239 | 153 | 810 | 328 | 2,842 | 6,396 |
| 強制的に純損益を通じ て公正価値で測定され るトレーディング以外 のその他の金融資産 | 0 | 673 | 0 | 4 | 0 | 643 | 106 | 39 | 523 | 1,989 |
| 純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 94 | 0 | 74 | 1 | 168 |
| ヘッジ会計に適切なデリバ ティブ金融商品のプラスの 時価 | 0 | 260 | 441 | 225 | 88 | 49 | 15 | 65 | 275 | 1,417 |
| その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産 | 3 | 3,857 | 1,557 | 803 | 696 | 380 | 1,606 | 11,093 | 11,681 | 31,675 |
| 売戻条件付買入有価証券 | 0 | 2,156 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,156 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債性有価証券 | 0 | 1,305 | 883 | 426 | 413 | 184 | 1,088 | 9,570 | 11,581 | 25,450 |
| 貸出金 | 3 | 396 | 673 | 377 | 283 | 195 | 518 | 1,523 | 100 | 4,069 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出金 | 18,559 | 29,007 | 28,590 | 19,767 | 10,310 | 12,875 | 39,165 | 99,180 | 226,246 | 483,700 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| 対銀行 | 199 | 530 | 415 | 490 | 154 | 178 | 2,157 | 2,119 | 906 | 7,148 |
| 対顧客 | 18,360 | 28,477 | 28,175 | 19,277 | 10,156 | 12,697 | 37,008 | 97,061 | 225,340 | 476,552 |
| リテール | 3,040 | 1,475 | 5,077 | 1,760 | 1,344 | 1,389 | 5,222 | 16,190 | 176,847 | 212,344 |
| 法人およびその他の顧客 | 15,320 | 27,001 | 23,098 | 17,517 | 8,813 | 11,308 | 31,786 | 80,871 | 48,493 | 264,208 |
| その他の金融資産 | 66,077 | 9,465 | 2,339 | 3,385 | 1,155 | 3,549 | 3,488 | 4,134 | 16,595 | 110,187 |
| 金融資産合計 | 666,034 | 106,175 | 45,231 | 28,196 | 16,316 | 21,931 | 48,124 | 116,469 | 258,448 | 1,306,924 |
| その他の資産 | 9,158 | 754 | 2 | 3,592 | 5 | 3,442 | 231 | 1,270 | 11,410 | 29,865 |
| 資産合計 | 675,193 | 106,929 | 45,232 | 31,788 | 16,321 | 25,373 | 48,355 | 117,740 | 269,858 | 1,336,788 |

- 1 「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金（中央銀行以外）」のポジションには、ロシアの銀行（主にロシア中央銀行）に預け入れられている761百万ユーロが含まれている。

以下の表は、それぞれ2023年および2022年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 要求払 (オーバーナイトおよび1 日前 通知を含む。) | 1ヶ月超 3ヶ月超 6ヶ月超 | | | | | | | | | 合計 |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------|--------|---------|----|
| | | 1ヶ月 以内 | 3ヶ月 以内 | 6ヶ月 以内 | 9ヶ月 以内 | 9ヶ月超 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 5年以内 | 5年超 | | |
| 預金 | 346,071 | 55,380 | 93,682 | 61,316 | 23,849 | 18,642 | 7,724 | 5,065 | 10,305 | 622,035 | |
| 対銀行 | 48,482 | 1,741 | 10,139 | 8,791 | 5,902 | 478 | 3,126 | 3,398 | 8,977 | 91,034 | |
| 対顧客 | 297,589 | 53,639 | 83,543 | 52,525 | 17,947 | 18,164 | 4,598 | 1,667 | 1,328 | 531,001 | |
| リテール | 130,097 | 9,882 | 47,506 | 34,857 | 8,635 | 7,031 | 1,272 | 502 | 43 | 239,826 | |
| 法人およびその他の顧客 | 167,492 | 43,758 | 36,036 | 17,669 | 9,312 | 11,133 | 3,326 | 1,166 | 1,285 | 291,176 | |
| トレーディング負債 | 282,264 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 282,264 | |
| トレーディング証券 | 43,114 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 43,114 | |
| その他のトレーディング負債 | 890 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 890 | |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 | 238,260 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 238,260 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 33,974 | 24,883 | 11,547 | 3,081 | 217 | 499 | 1,727 | 5,770 | 2,025 | 83,722 | |
| 買戻条件付売却有価証券 | 32,183 | 24,790 | 11,422 | 2,748 | 58 | 301 | 537 | 339 | 0 | 72,377 | |
| 長期債務 | 1,618 | 6 | 43 | 275 | 139 | 89 | 1,147 | 5,368 | 2,024 | 10,709 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債 | 173 | 87 | 82 | 58 | 20 | 109 | 43 | 62 | 1 | 636 | |
| 投資契約負債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 484 | 0 | 0 | 0 | 484 | |
| ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 | 0 | 40 | 92 | 10 | 9 | 4 | 14 | 12 | 70 | 252 | |
| 中央銀行ファンド借入金 | 1,057 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,057 | |
| 買戻条件付売却有価証券 | 274 | 288 | 295 | 302 | 0 | 0 | 2 | 773 | 48 | 1,981 | |
| 対銀行 | 63 | 265 | 7 | 302 | 0 | 0 | 2 | 771 | 0 | 1,410 | |
| 対顧客 | 211 | 23 | 287 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 48 | 571 | |
| 貸付有価証券受入金 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| 対銀行 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 対顧客 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| その他の短期借入金 | 1,479 | 2,973 | 2,345 | 1,522 | 493 | 808 | 0 | 0 | 0 | 9,620 | |
| 長期債務 | 0 | 435 | 15,286 | 6,016 | 3,601 | 5,604 | 17,936 | 41,861 | 28,652 | 119,390 | |
| 負債性有価証券 - 優先 | 0 | 378 | 3,991 | 4,487 | 858 | 5,408 | 14,665 | 35,848 | 16,050 | 81,685 | |
| 負債性有価証券 - 劣後 | 0 | 10 | 9 | 0 | 26 | 8 | 2,703 | 4,356 | 4,051 | 11,163 | |
| その他の長期債務 - 優先 | 0 | 47 | 11,287 | 1,529 | 2,680 | 161 | 568 | 1,594 | 8,529 | 26,394 | |
| その他の長期債務 - 劣後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 27 | 0 | 62 | 22 | 149 | |
| 信託優先証券 | 0 | 0 | 0 | 289 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 289 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| その他の金融負債 | 89,980 | 754 | 635 | 1,837 | 173 | 308 | 733 | 1,209 | 2,478 | 98,108 |
| 金融負債合計 | 755,102 | 84,754 | 123,882 | 74,374 | 28,342 | 26,349 | 28,136 | 54,689 | 43,578 | 1,219,206 |
| その他の負債 | 18,307 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18,307 |
| 資本合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 74,818 | 74,818 |
| 負債および資本合計 | 773,409 | 84,754 | 123,882 | 74,374 | 28,342 | 26,349 | 28,136 | 54,689 | 118,396 | 1,312,330 |
| オフバランスのコミットメントの付与 | 42,501 | 10,875 | 21,158 | 15,720 | 14,318 | 24,459 | 37,389 | 113,593 | 40,527 | 320,540 |
| 銀行 | 1,016 | 1,177 | 2,354 | 2,242 | 2,090 | 2,278 | 2,289 | 2,820 | 5,829 | 22,095 |
| リテール | 14,707 | 1,354 | 1,206 | 503 | 718 | 2,281 | 971 | 583 | 4,940 | 27,262 |
| 法人およびその他の顧客 | 26,778 | 8,344 | 17,597 | 12,976 | 11,510 | 19,899 | 34,130 | 110,190 | 29,758 | 271,182 |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 要求払 (オー バーナイ トおよび1 日前 通知を含 む。) | 1ヶ月 以内 | 1ヶ月超 3ヶ月 以内 | 3ヶ月超 6ヶ月 以内 | 6ヶ月超 9ヶ月 以内 | 9ヶ月超 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|--|--|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|-------------|-------------|--------|-----------|
| | 預金 | 378,174 | 34,971 | 97,284 | 55,043 | 16,398 | 14,629 | 7,638 | 7,975 | 9,344 |
| 対銀行 | 41,570 | 1,052 | 9,089 | 8,984 | 6,248 | 1,592 | 2,965 | 5,699 | 7,853 | 85,053 |
| 対顧客 | 336,605 | 33,919 | 88,196 | 46,059 | 10,150 | 13,038 | 4,673 | 2,276 | 1,491 | 536,404 |
| リテール | 155,180 | 5,491 | 58,382 | 28,637 | 1,334 | 1,273 | 943 | 579 | 84 | 251,903 |
| 法人およびその他の 顧客 | 181,425 | 28,428 | 29,813 | 17,422 | 8,816 | 11,764 | 3,730 | 1,697 | 1,407 | 284,500 |
| トレーディング負債 | 332,969 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 332,969 |
| トレーディング証券 | 49,860 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49,860 |
| その他のトレーディ ング負債 | 756 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 756 |
| デリバティブ金融商品 のマイナスの時価 | 282,353 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 282,353 |
| 純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融負債 | 9,686 | 27,208 | 10,285 | 2,175 | 774 | 388 | 852 | 2,355 | 911 | 54,634 |
| 買戻条件付売却有価証 券 | 7,484 | 27,026 | 10,131 | 2,028 | 658 | 228 | 554 | 351 | 55 | 48,517 |
| 長期債務 | 1,740 | 60 | 64 | 116 | 113 | 115 | 292 | 1,895 | 854 | 5,250 |
| 純損益を通じて公正価 値で測定するものとし て指定されたその他の 金融負債 | 462 | 122 | 90 | 31 | 2 | 45 | 6 | 109 | 2 | 868 |
| 投資契約負債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 469 | 0 | 0 | 0 | 469 |
| ヘッジ会計に適格なデリ バティブ金融商品のマイ ナスの時価 | 0 | 144 | 182 | 94 | 78 | 16 | 46 | 47 | 181 | 787 |
| 中央銀行ファンド借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 買戻条件付売却有価証券 | 170 | 182 | 144 | 20 | 0 | 0 | 25 | 16 | 15 | 573 |
| 対銀行 | 59 | 101 | 122 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 293 |
| 対顧客 | 111 | 81 | 23 | 17 | 0 | 0 | 25 | 16 | 6 | 279 |
| 貸付有価証券受入金 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 対銀行 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 対顧客 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| その他の短期借入金 | 3,002 | 1,878 | 135 | 34 | 9 | 61 | 0 | 0 | 0 | 5,118 |
| 長期債務 | 0 | 3,085 | 27,434 | 6,756 | 4,994 | 4,355 | 17,537 | 43,826 | 23,539 | 131,525 |
| 負債性有価証券 - 優先 | 0 | 3,050 | 2,068 | 2,510 | 3,206 | 3,791 | 13,091 | 35,427 | 15,413 | 78,556 |
| 負債性有価証券 - 劣後 | 0 | 0 | 25 | 1,309 | 0 | 0 | 36 | 7,095 | 2,670 | 11,135 |
| その他の長期債務 - 優 先 | 0 | 34 | 25,340 | 2,882 | 1,770 | 501 | 4,385 | 1,242 | 5,433 | 41,588 |
| その他の長期債務 - 劣 後 | 0 | 0 | 0 | 55 | 18 | 63 | 25 | 62 | 23 | 245 |
| 信託優先証券 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 500 |
| その他の金融負債 | 90,316 | 776 | 996 | 470 | 160 | 1,779 | 723 | 1,136 | 2,517 | 98,873 |
| 金融負債合計 | 814,329 | 68,243 | 136,461 | 65,092 | 22,411 | 21,697 | 26,821 | 55,355 | 36,507 | 1,246,916 |
| その他の負債 | 17,544 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17,544 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| 資本合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72,328 | 72,328 |
| 負債および資本合計 | 831,874 | 68,243 | 136,461 | 65,092 | 22,411 | 21,697 | 26,821 | 55,355 | 108,835 | 1,336,788 |
| オフバランスのコミットメントの付与 | 45,318 | 11,115 | 15,621 | 22,407 | 12,160 | 24,447 | 43,057 | 105,306 | 38,803 | 318,234 |
| 銀行 | 1,150 | 1,021 | 1,561 | 1,886 | 1,894 | 2,366 | 2,748 | 2,634 | 4,955 | 20,214 |
| リテール | 15,916 | 820 | 1,005 | 335 | 608 | 2,212 | 875 | 727 | 8,900 | 31,398 |
| 法人およびその他の顧客 | 28,253 | 9,274 | 13,055 | 20,186 | 9,659 | 19,869 | 39,434 | 101,945 | 24,948 | 266,622 |

[次へ](#)

サステナビリティ

サステナビリティは、ESGの様々な側面を含んでおり、2019年以降ドイツ銀行の戦略の主要な要素となっており、マクロ経済のシフトおよびテクノロジーとともに、ドイツ銀行の企業戦略を支える3つの主要テーマの1つとなっている。2023年度において、当行は引き続き、サステナブル・ファイナンス、方針およびコミットメント、人材と自社の事業運営、ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントという4つの柱を重点項目とした。この4つの柱を進めることによって、当行は、パリ気候協定の目標および国連の持続可能な開発目標の達成に向けて最大限の貢献を行うことを可能とすることを目指している。ドイツ銀行は複数の世界的なサステナビリティの枠組みと取組みを承認した。当行は、国連環境計画・金融イニシアティブ（1992年）に参加し、国連グローバル・コンパクトの10原則（2000年）、責任投資原則（DWSを通じて、2008年）、責任銀行原則（2019年）およびネットゼロ・バンキング・アライアンス（2021年）に署名している。

当行はさらに、監査役会およびグループ・サステナビリティ委員会から上級管理職、主要な管理および統制部門ならびに専門チームに至るまで、サステナビリティ関連問題の監督を複数のレベルのガバナンス体制に統合した。当行のサステナビリティのガバナンスには、サステナビリティに全面的に特化した2つの主要委員会と1つの評議会が含まれる。

グループ・サステナビリティ委員会は、ドイツ銀行グループ全体のサステナビリティ関連事項に関する主要なガバナンスおよび意思決定機関として機能している。この委員会は、最高経営責任者が委員長を務め、最高サステナビリティ責任者が副委員長を務めている。その「銀行を運営する」任務は、各部門におけるサステナビリティ戦略の実行を監督し、サステナビリティ戦略と当行の企業戦略との整合性を確保することである。サステナビリティ戦略ステアリング・コミッティーは、当行の「主要成果物」（「銀行を変える」という優先事項）の1つとして、ドイツ銀行のサステナビリティ戦略の実行を監督している。サステナビリティ評議会は、当行全体の改革を支援し、新しいテーマを識別するために、当行のサステナビリティ・チャンピオン間の知識交換を促進している。

ドイツ銀行の最高サステナビリティ責任者は最高経営責任者の直属であり、各事業部門、管理部門、各地域の全体にわたる当行のサステナビリティ戦略を策定し、その実行を推進する任務を負っている。チーフ・サステナビリティ・オフィスは3つの分野で構成されている。戦略・地域ガバナンス・チームは企業としてのサステナビリティ戦略の策定および地域のガバナンスの構築に責任を負う。地域ガバナンス・サブチームは、2023年に設置され、地域のサステナビリティ・ガバナンス体制をグローバルに定義し、実施することを任務としている。さらに、執行・データ・規制チームは、戦略的変革プログラムの推進および関連規制の識別と評価に責任を負う。2023年に、当行のサステナビリティ規制部門は、執行・データ・規制チーム内で、グループ・レベルでグローバルにサステナビリティの主要な規制および基準の解釈を重点的に行う中央部門として設立された。第3のチームであるグループ・サステナビリティは、当行のサステナビリティに関する方針やコミットメント、人権問題とそのモニタリング、ESG格付管理を含む外部ステークホルダーとの対話を前進させる責任を負う。2023年に、ドイツ銀行は、人権管理をさらに強化するために、グループ・サステナビリティ内で専任の人権担当責任者を任命した。さらに、当行の事業部門や管理部門は、部門レベルでのサステナビリティ戦略の実行を促進し、新たな事業機会やリスクに迅速に対応できるように、ESG専門家チームを設置した。

サステナビリティ関連の目標やゴールに関する当行の改革は、当行の上級経営幹部の業績連動報酬の構成要素である。

DWSでは、DWS執行委員会がDWSグループ・サステナビリティ委員会のサポートを受けており、この委員会はサステナビリティ戦略を実行する決定を行う権限を与えられている。

サステナブル・ファイナンス

ドイツ銀行は、サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の累積取引高について、2020年1月から2025年末までの期間に5,000億ユーロ（DWSを除く。）を達成するという目標を掲げている。どの取引がサステナブルに分類されるかは、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに文書化されており、ドイツ銀行のウェブサイトで公表されている。

方針およびコミットメント

2023年3月に、ドイツ銀行は一般炭のガイドラインを更新して、会社が一般炭会社とみなされガイドラインの適用範囲となる基準を厳格化し、また更新後のガイドラインの適用範囲となる顧客に適用される要件を明示した。

ドイツ銀行は、海洋リスクおよびレジリエンス行動アライアンス（ORRAA）の最初の銀行パートナーとして、2023年12月に、海洋保護が金融や保険の意思決定に確実に組み込まれるようにする#BackBlue海洋ファイナンス・コミットメントに署名した。さらに、当行は、国連の持続可能な開発目標への融資量を適切に調整する目的で、他の金融機関とともにインパクト・ディスクロージャー・タスクフォースに参加した。

当行は、ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法（SCDDA）に従って、当行のサプライチェーンにおける人権侵害を防止するためにリスク管理および関連プロセスをさらに強化した。

ネットゼロ・バンキング・アライアンスのコミットメントの一環として、ドイツ銀行は2023年10月に初期移行計画を公表した。この計画は、当行の脱炭素化戦略と行動について、自社の事業運営（スコープ1とスコープ2）、サプライチェーン（ス

コープ3：カテゴリ1から14に開示）、当行が顧客に提供する融資（スコープ3：カテゴリ15）という3つの側面に沿って要約したものである。この公表に伴い、当行は、前年度に4セクター（すなわち石油・ガス、自動車、発電、鉄鋼）のパスウェイ目標を公表した後、法人向け貸出ポートフォリオにおいて、海運、セメント、石炭鉱業という3つの追加セクターの排出削減目標を発表した。その他に、ドイツ銀行は、2026年以降に、ドイツ銀行と新規の法人向け貸出取引を行う高度の炭素集約型セクターにおける排出量の多い顧客の少なくとも90%がネットゼロ・コミットメントを実施するという意欲的な目標を掲げた。

人材と自社の事業運営

2019年末から2023年9月末までに、ドイツ銀行は、スコープ1とスコープ2のCO₂e排出量を71%削減し、44,814トンになった。2023年に、当行は自社の世界中での電力消費の97%を再生可能エネルギー源から受け、2025年までに再生可能電力100%という目標達成に向かって進んでいる。

ドイツ銀行は、スコープ3の二酸化炭素排出量削減に向けたベンダーとの取り組みを継続し、2022年10月から2023年9月までの業務上のスコープ3の排出量合計（融資による排出量を除く、スコープ3：カテゴリ15）の78%を占める「購入した製品およびサービス」（スコープ3：カテゴリ1）に重点を置いた。

2023年末において、マネジング・ディレクター、ディレクター、ヴァイス・プレジデントの32.3%を女性が占めた。

さらに、ドイツ銀行は、顧客対応スタッフ向けに「サステナブル・ファイナンス」研修を開始し、当行の環境に関するCSRプログラムの1つである「How We Live」の一環として海洋生物多様性の保護に貢献し、ザ・ネイチャー・コンサーバンシーとの提携によりアジア太平洋地域の数カ国においてコミュニティ保全プロジェクトに資金を提供した。

ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメント

ドイツ銀行の最高経営責任者であるChristian Sewing氏は、2023年7月にネットゼロのためのグラスゴー金融同盟（GFANZ）のプリンシパル・グループのメンバーになった。

2023年3月に、ドイツ銀行は第2回サステナビリティ・ディープ・ダイブを主催した。このイベントでは、上級管理職が、サステナビリティ戦略について、またドイツ銀行がネットゼロ達成を推進している顧客をどのように支援しているかについて、約1,700人の顧客、投資家、アナリストおよび従業員に語った。ドバイ（アラブ首長国連邦）で開催された2023年国連気候変動会議では、ドイツ銀行は、ドイツの産業パートナー6社およびベルリンのヨーロッパ・スクール・オブ・マネジメント・アンド・テクノロジーの持続可能な変革のためのフューチャー・インスティテュートと、「脱炭素化する産業：ドイツの視点」に関する顧客向けイベントとパネルディスカッションを共催した。

2023年10月に、当行は、当行が自然関連リスクを評価し、生物多様性の喪失を回復させるという困難な課題に関連した新たな金融商品の提供を識別することを目的として、自然諮問パネル（Nature Advisory Panel）を設置した。この他に、ドイツ銀行は、ネットゼロ・バンキング・アライアンスの不動産ワーキンググループの共同リーダーを務め、「不動産セクターへの融資に関する気候変動目標の設定」についての新たなプラクティスペーパーの公表に大きな役割を果たした。

従業員

当行グループの従業員数

2023年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計90,130名であった（2022年12月31日現在：84,930名）。当行は従業員数を常勤相当で計算している。これは、非常勤の従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2023年12月31日現在、2022年12月31日現在および2021年12月31日現在における当行の常勤相当の従業員数を示している。

| 従業員数（注1） | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 2021年12月31日現在 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|
| ドイツ | 36,195 | 35,594 | 35,741 |
| 欧州（ドイツを除く。）、中東およびアフリカ | 18,609 | 18,379 | 19,311 |
| アジア/太平洋 | 27,095 | 23,236 | 20,215 |
| 北アメリカ（注2） | 8,033 | 7,534 | 7,556 |
| ラテン・アメリカ | 199 | 187 | 145 |
| 従業員数合計 | 90,130 | 84,930 | 82,969 |

（注1）常勤相当の従業員数。四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）主に米国。

2023年において、当行の従業員数は、事業の成長、ITおよび統制部門の強化ならびに国際化を主因として、5,200名、率にして6.1%増加した。

- ドイツでは、主にプライベート・バンクにおける再構築施策の実施によって一部相殺されたものの、コーポレート・バンクでの増加ならびにITおよび統制部門の強化を主因として、従業員が600名、率にして1.7%増加した。
- 北アメリカでは、インベストメント・バンクでの増加ならびにITおよび統制部門の強化を主因として、従業員が499名、率にして6.6%増加した。
- ドイツを除く欧州、中東およびアフリカでは、ロシアにおける当行のプレゼンスの低下によって一部相殺されたものの、ヌミス（Numis）の買収の影響を受けた英国における増加ならびにルーマニアおよびそのオペレーション・センターにおける増加を主因として、従業員が230名、率にして1.3%増加した。
- アジア/太平洋では、インドおよびそのオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員が3,859名、率にして16.6%増加した。

以下の表は、2023年12月31日現在、2022年12月31日現在および2021年12月31日現在における部門別の常勤相当の従業員数の占める割合を示している。

| 従業員数の占める割合（注） | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 2021年12月31日現在 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|
| コーポレート・バンク（CB） | 17.4% | 16.4% | 16.0% |
| インベストメント・バンク（IB） | 8.9% | 9.0% | 8.6% |
| プライベート・バンク（PB） | 29.1% | 31.7% | 33.8% |
| アセット・マネジメント（AM） | 4.9% | 5.0% | 4.9% |
| 管理部門 | 39.6% | 37.7% | 36.5% |
| コーポレートおよびその他 | 0.1% | 0.2% | 0.2% |

（注）過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、オペレーションおよび統制部門での増加を主因として、従業員が1,760名、率にして12.6%増加した。
- インベストメント・バンクでは、オペレーションおよび統制部門での増加ならびにヌミスの買収を主因として、従業員が358名、率にして4.7%増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員が672名、率にして2.5%減少した。
- アセット・マネジメントでは、ITおよび統制部門の強化を主因として、従業員が104名、率にして2.4%増加した。
- 管理部門では、統制部門（金融犯罪対策およびグループ監査等）の強化ならびに当行の国際化戦略に伴うテクノロジー・データ・アンド・イノベーションでの増加を主因として、従業員が3,674名、率にして11.5%増加した。

退職後給付制度

当行グループは、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度と確定給付制度の両方）のスポンサーになっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行グループの世界的に調整された会計処理において、当行グループのグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

財務上および人口統計上の仮定の決定に関する当行グループのグローバルな原則を適用することにより、当行グループはこれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

当行グループの従業員給付制度の詳細については、連結財務諸表に対する注記33「従業員給付」を参照のこと。

人材の採用

2023年度には、労働市場の状況が正常化し、そのため、従業員の離職率は全地域で大幅に低下した。自己都合退職率は2022年度の10.1%から2023年度には5.6%に低下した。

2023年度において、人材採用は当行にとって引き続き重要な優先事項であった。採用においては、成長分野（コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント等）のフロントオフィスの補充、統制およびIT部門の強化、自主退職したオペレーション・センターの従業員の補充、および規制関連の役割（クライアント・ライフサイクル・マネジメントや金融犯罪対応等）の需要の高まりに応じた人材のオンボーディングに注力した。

当行は、大卒者の採用を戦略的優先事項として引き続き取り組んでいる。当行は2023年度に1,177名（2022年度：793名）の大卒者を採用した。当行はまた、ITを中心に、外部委託をしていた1,308名（2022年度：1,806名）の役割を内部化した。

内部キャリア・モビリティの促進

内部モビリティは、資格要件を満たす有能な従業員を育成し定着させて、その専門知識と経験による恩恵を当行が享受し続ける上で重要な役割を果たす。当行は、従業員がスキルや経験を高められるよう、部門間のモビリティを推進している。さらに、内部モビリティは、当行の余剰人員および採用コストの削減に役立っている。

ドイツ銀行は、2023年度において、当行の内部モビリティ戦略の実行を継続し、組織内からの適切な候補者で欠員全体の3分の1を補充することを約束している。欠員は通常、まず、2週間以上グループ内で公示される。内部候補者に高い優先順位を付すことで、再構築の影響を受けた従業員が当行で新たな役割を見つける支援をしている。

2023年度には、欠員全体の29.9%（2022年度：27.3%）が内部で補充された（2022年度：ポストバンクを除く。）。欠員補充にかかった期間は平均89日間（2022年度：86日間）であった。

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DEI）は当行の価値観を構築する基礎であり、グローバル・ハウスバンクという目標の前提条件である。当行は、あらゆる文化、国、人種、民族、性別、性的指向、障害、信仰、背景および経験から有能な従業員を引きつけ、育成し、定着させることを目指している。当行が営業活動を行う社会および当行がサービスを提供する顧客の多様性をより適切に反映するために、当行は、上級職、意思決定職および顧客と接する職務において女性およびあらゆる人種の人数を増やすことについて強い意欲を持っている。当行は、誰もが歓迎され、尊敬され、傾聴され、公平に扱われていると感じ、また、貢献し、成長できるような包括的な職場環境を創り出すことによって、すべての従業員に帰属意識を感じてほしいと願っている。

2023年度を通して、当行は、女性および過小評価されている他のグループのメンバーの昇進を支援することを含め、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを当行の文化と従業員の慣行に組み入れることに継続的に取り組んできた。当行は、多様な人材の招致と採用の目標達成、より強固なキャリア計画、リーダーシップの育成、視野を広げる機会、および上級管理職によるサポートを含む、多面的なアプローチを取っている。当行は引き続き、当行の人材に、インクルージョンの実践を身に着けさせ、人材関連の公平な意思決定の実施方法を理解させるよう努めている。

2023年度末現在、監査役会メンバーのうち8名、割合で40%（2022年度：30%）が女性であった。これは、2015年にドイツで発効した性別クォータ制に関する法律に基づき、共同決定制度の上場ドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を満たしている。

現行のドイツの性別クォータ制に関する法律（Zweites Führungspositionen-Gesetz, FüPoG II）では、3名超のメンバーがいる取締役会には少なくとも女性1名と男性1名を任命することが求められており、追加目標は義務付けられていない。Rebecca Short氏が取締役会に任命されているため、2023年12月31日現在、当行はこの要求事項を満たしていた。

当行の35 by 25コミットメントの一環として、当行は、2025年までにマネジング・ディレクター、ディレクター、ヴァイス・プレジデントに占める女性の割合を最低35%にするという目標を設定している（事業部門（アセット・マネジメントを除く。）および管理部門）。この目標は、取締役会およびグループ・マネジメント委員会を評価する「バランス・スコアカード」の主要業績評価指標の一部にもなっている。上級管理職の性別多様性は、2023年度において1.6パーセント・ポイント増加し、32.3%（2022年：30.7%）となった。

当行はまた、取締役会の1階層か2階層下の階層に占める女性の割合を最低30%にすることも計画している（業務部門（アセット・マネジメントを除く。）および管理部門）。取締役会の1階層下の階層の性別多様性は、2023年度において2.9パーセント・ポイント増加し、20.0%（2022年度：17.1%）となった。取締役会の2階層下の階層の性別多様性は、2023年度において2.0パーセント・ポイント減少し、27.6%（2022年度：29.6%）となった。

当行は、組織全体で上級管理職に占める女性の割合を増やすことにコミットしているが、このコミットメントを達成するのは当行の個々の事業である。国や業態によって文化や社会的課題が異なるため、当行の各地域や事業には、それぞれ独自のダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取り組みがある。当行は変化を加速化するために焦点を絞った取り組みを整備している。こうした取り組みは、人材の採用から、育成、定着、昇進に至るまで、従業員のライフサイクル全体にわたって実施されている。35 by 25プログラムは、取締役会とグループ・マネジメント委員会がスポンサーとなり、積極的に支援している。2023年度以降、当行の意思決定を行う各委員会は、思考の多様性を向上させ、上級意思決定職における女性の割合を増やすという当行のコミットメントを支援するために、委員会の構成を定期的に見直すことが求められている。

主要従業員指数

以下は、従業員指数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行グループの人材に関する測定値、戦略的な人事の優先順位と業績に関する詳細は、当行の2023年度非財務報告書を参照のこと。

| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 2021年12月31日現在 |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 女性従業員数（%、人数） ¹ | | | |
| 女性マネジング・ディレクター | 22.3% | 20.9% | 19.3% |
| 女性ディレクター | 28.0% | 26.7% | 25.7% |
| 女性ヴァイス・プレジデント | 34.8% | 33.5% | 32.8% |
| 女性アシスタント・ヴァイス・プレジデントおよびアソシエイツ | 41.9% | 41.8% | 41.3% |
| 女性非管理職 | 59.0% | 59.7% | 60.4% |
| 女性従業員数合計 | 46.3% | 46.4% | 46.6% |
| 年齢（%、人数） ² | | | |
| 15 - 29歳 | 16.5% | 15.4% | 14.7% |
| 30 - 39歳 | 28.6% | 28.1% | 28.1% |
| 40 - 49歳 | 25.9% | 26.7% | 27.1% |
| 50 - 59歳 | 23.8% | 25.0% | 25.7% |
| 59歳超 | 5.1% | 4.8% | 4.5% |
| パートタイム従業員（全従業員における割合） | | | |
| ドイツ | 24.9% | 26.0% | 26.8% |
| 欧州（ドイツ以外）、中東およびアフリカ | 5.0% | 5.4% | 5.6% |
| 米州 | 0.4% | 0.3% | 0.3% |
| アジア / 太平洋 | 0.1% | 0.1% | 0.2% |
| パートタイム従業員合計 | 11.8% | 12.9% | 13.8% |
| ドイツでの研修生割合 | 3.6% | 3.5% | 4.1% |
| | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
| コミットメント指標 | 70% | 69% | 71% |
| イネーブルメント指標 | 71% | 73% | 73% |
| 自己都合退職率 | | | |
| ドイツ | 2.5% | 3.7% | 2.2% |
| 欧州（ドイツ以外）、中東およびアフリカ | 5.3% | 9.7% | 7.9% |
| 米州 | 7.7% | 18.2% | 17.0% |
| アジア / 太平洋 | 9.5% | 18.4% | 14.6% |
| 自己都合退職率合計 | 5.6% | 10.1% | 7.9% |
| 健康割合（%） ³ | 92.6% | 91.8% | 93.1% |

1 ポストバンク（子会社を含む。）の企業内で使用される役職名は、唯一の選択肢として名目上表示されているものであり、契約の上で定義されているものでも合意されているものでもない。

2 四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

3 健康割合：100 - ((病欠日総数x100) / 総勤務日数) (ドイツ)。

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（ICFR）」を確立し、維持する責任を負っている。当行グループの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が承認した国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行グループの監査役会議長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。当行グループの財務報告に係る内部統制には、虚偽表示を防止するために整備された開示の統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表が原因で利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的で財務報告に係る内部統制を確立している。さらに、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。これは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統制的フレームワーク（2013年）」に基づいていた。COSOは、統制システムの整備を促進し、その妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、財務報告に係る内部統制の確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務諸表に計上されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務ならびに所有権は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、財務報告に係る内部統制も含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、財務報告に係る内部統制のための開示の統制および手続またはシステムは、すべての誤謬、過失もしくは故意による誤謬（不正）を完全には防止できない可能性がある。また、将来期間の有効性評価の予測に関しては条件の変化により統制が不十分になる、または方針もしくは手続きの遵守の程度が時間の経過とともに低下するリスクにさらされる。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

財務報告に係る内部統制システムには、以下の方針および手続きが含まれる。

- 合理的な範囲で詳細、正確かつ公正に、当行の資産の取引および処分を反映する会計記録を行うこと。
- 一般的に公正妥当な会計原則に従って財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、入金・出金取引については経営陣の承認のみにより行われていることを合理的に保証する。
- 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある当行資産の未承認の購入、使用もしくは処分を防止するまたは適時に発見することを合理的に保証する。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は年度ごとに、財務報告に係る内部統制システムの妥当性及び有効性について正式な評価を行う。この評価は、統制環境のほか、財務報告に係る内部統制システムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因全体から、HGB第315条で要求される証拠の種類および範囲が決まる。かかる証拠は、財務報告に係る内部統制が有効に設定されているかを経営陣が評価する上で必要とするものである。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続または財務報告に係る内部統制評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣が更なる統制上の問題に気付く場合や、発見事項を裏付ける場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる場合がある。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性について評価する。監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配付される。これらの報告書は、財務報告に係る内部統制の全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2023年12月31日現在で財務報告に係る内部統制は適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報および説明報告書

授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表に対する注記32「普通株式」を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行またはその子会社は、2023年度においてポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。処分制限と併せて同様の制限が、保有義務を伴う繰延報酬として株式を付与されている従業員に対して、契約上課されている。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上のメンバーで構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役は、1任期最長5年までで選任することができる。また、再任もしくは、最長5年までの任期を1期以上、延ばすことができる。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が取締役会に対し、1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所(Amtsgericht)が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)および欧州中央銀行の規制(EU)第468/2014号(SSMフレームワーク規制)により、取締役の選任前に、当該メンバーが経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督公社(BaFin)およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項、SSMフレームワーク規制第93条)。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会(Hauptversammlung)による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役の必要員数を満たしていない場合に、ECBまたはBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される(銀行法第45c条第1項から第3項、SSMフレームワーク規制第93条第2項)。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本からの発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2021年5月27日の年次株主総会において、取締役会は、2026年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2023年5月17日の年次株主総会において、取締役会は、2028年4月30日まで、決議がなされた時点または当該権限が行使された時点（価格がより低い場合）における株式資本の合計10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が予定した買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付を引受なければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を定めることができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通じてまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、会社の株主持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。

取締役会はまた、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して株主の新株引受権を除外して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員もしくは執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を現金を対価として第三者に売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式数が、当該授權が有効となる時点または当該授權の行使時点（金額がより低い場合）の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、オプション権および/または転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権による転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2023年5月17日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2028年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所

のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値)平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の株価(フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値)平均の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行グループのウェブサイト(<https://www.db.com/ir/en/reports.htm>)および年次報告書原文の第4章「Corporate Governance Statement according to Sections 289f, 315d of the German Commercial Code / Corporate Governance Report」から入手可能である。

単体親会社の情報（HGB）

はじめに

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、IFRSによる当行のコーポレート部門の実績に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績に影響している。さらに、当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを適用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。

このため、この統合マネジメント・レポートに記載されているドイツ銀行グループに関する情報は、通常ドイツ銀行AGについても関連し、該当するものである。ドイツ銀行AGの理解を促す追加情報は、本項に含まれている。本項に含まれる財務情報は、特に明記しない限り、ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、HGB）に準拠して作成されている。HGBに準拠して作成された財務情報に関する詳細については、別個の報告書に含まれるドイツ銀行AGの財務諸表に対する注記に記載されている。

ドイツ銀行AGの業績

当行グループの業績を評価するパラメータの1つに、株主に対して配当を行う能力がある。この能力は、HGBに従い決定されるドイツ銀行AGの配当可能利益に依存する。その上、HGBに準拠して作成されたドイツ銀行AGの財務情報は通常、上記の「はじめに」に記載されている事情により、当行グループの財務成績の評価または管理について概して関連性が低い。

ドイツ銀行AGは、2022年度に純利益55億ユーロを計上したのに対し、2023年度には純利益50億ユーロを計上した。

営業利益は55億ユーロであり、昨年比で57億ユーロ増加した。トレーディング損益の改善と配当等収益の増加によって、収益合計は昨年比で22億ユーロ増加した。さらに、年末時点の金利水準の低下によって、年金制度資産からの収益が19億ユーロ増加し、流動性準備金の有価証券からの収益が11億ユーロ増加した。

営業利益以外の損益は、関連会社に対する投資の評価調整として純額740百万ユーロのマイナス計上および特別純損益の157百万ユーロのマイナス計上が主因である。一部相殺されたものの、646百万ユーロの法人所得税ベネフィットも50億ユーロの純利益に寄与した。

取締役会および監査役会は、1株当たり0.45ユーロの配当を支払い、利益剰余金に20億ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益を繰り越すことを年次株主総会で提案する予定である。

損益計算書

下記の表は、ドイツ銀行AGの損益計算書の概要であり、その後に個別の勘定科目の詳細が記載されている。

要約損益計算書

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 増 減 | |
|---|--------|--------|--------|-----|
| | | | 百万ユーロ | % |
| 利息収益 ¹ | 57,802 | 23,911 | 33,891 | 142 |
| 配当等収益 ² | 2,465 | 1,840 | 625 | 34 |
| 総利息収益 | 60,267 | 25,751 | 34,516 | 134 |
| 利息費用 | 49,811 | 15,550 | 34,261 | N/M |
| 純利息収益 | 10,456 | 10,201 | 255 | 2 |
| 手数料収益 | 8,109 | 8,767 | -657 | -7 |
| 手数料費用 | 1,886 | 2,672 | -786 | -29 |
| 純手数料収益 | 6,224 | 6,095 | 129 | 2 |
| トレーディング純損益 | 4,762 | 2,898 | 1,864 | 64 |
| このうち、ドイツ商法第340e条に基づく トレーディング関連特別準備金戻入益 | 0 | 0 | 0 | N/M |
| 収益合計 | 21,442 | 19,195 | 2,247 | 12 |
| 賃金および給料 | 4,997 | 4,687 | 310 | 7 |
| 強制社会保険拠出金 ³ | 1,283 | 2,032 | -749 | -37 |
| 人件費 | 6,281 | 6,720 | -439 | -7 |
| その他の管理費用 ⁴ | 10,110 | 9,788 | 322 | 3 |
| 管理費用 | 16,391 | 16,508 | -117 | -1 |
| その他の営業収益 / 費用の差額 | 929 | -1,308 | 2,238 | N/M |
| リスク引当金 | 514 | 1,596 | -1,082 | -68 |
| 営業利益 | 5,466 | -217 | 5,684 | N/M |
| その他の収益 / 費用の差額 | -956 | 3,816 | -4,772 | N/M |
| 特別損益 | -157 | 95 | -252 | N/M |
| 一般的銀行業リスクのための資金への取 崩 / (繰入) | 0 | 0 | 0 | N/M |
| 税引前純利益 | 4,353 | 3,694 | 659 | 18 |
| 税金 | -646 | -1,813 | 1,167 | -64 |
| 純利益 (損失) | 4,999 | 5,506 | -507 | -9 |
| 前期繰越利益 | 459 | 562 | -103 | -18 |
| | 5,458 | 6,068 | -610 | -10 |
| 資本準備金の取崩 | 0 | 0 | 0 | N/M |
| 利益剰余金への繰入 | 2,000 | 2,500 | -500 | -20 |
| - その他の利益剰余金 | 2,000 | 2,500 | -500 | -20 |
| 配当可能利益 | 3,458 | 3,569 | -111 | -3 |

N/M - 表記するに値しない。

- 貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券ならびに政府登録債による収益。
- 株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。
- 年金およびその他の従業員給付費用を含む。
- 有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。

純利息収益

純利息収益は2023年度に255百万ユーロ増加して105億ユーロとなった。配当等収益は、関連会社からの拠出により625百万ユーロ増加した。利息費用控除後の貸出および有価証券からの純利息収益は微減（370百万ユーロ）し、これは主に資産からの利息収益に比べて負債に係る利息の増加が大きかったことによるものであった。

純手数料収益

純手数料収益は、仲介手数料およびその他のサービス提供による純手数料収入の増加を主因として、前年度から129百万ユーロ増加して62億ユーロとなった。

トレーディング純損益

2023年度のトレーディング純損益は、前年度から19億ユーロ増加して48億ユーロとなった。この増加は主に為替差損の減少によるものであった。

人件費および営業費用

人件費は2022年度から439百万ユーロ減少して63億ユーロとなった。これは主に確定給付制度費用の減少によるもので、前年度には金利水準の上昇によって評価損が発生していた。

当行の従業員の地理的内訳（フルタイム換算）

| 従業員数（フルタイム換算） ¹ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 増減 |
|----------------------------|---------------|---------------|--------|
| ドイツ | 23,470 | 22,201 | +1,269 |
| 欧州（ドイツを除く） | 7,783 | 7,522 | +261 |
| 米州 | 465 | 447 | +18 |
| アフリカ/アジア/オーストラリア | 5,191 | 5,115 | +76 |
| 合計 | 36,910 | 35,285 | +1,625 |

1 従業員数（フルタイム換算）＝パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツの従業員数の増加は、主にコーポレート・バンクでの増加ならびにITおよび統制部門の強化によるものである。ドイツを除く欧州では、インベストメント・バンクでの増加および統制部門の強化を主因として、主に英国で従業員数が増加した。

その他の管理費用は、2022年度の98億ユーロから322百万ユーロ増加して、2023年度は101億ユーロとなった。有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却を除いたその他の管理費用は、290百万ユーロ増加して89億ユーロとなった。この推移は主に、グループ会社が提供したサービスの費用が328百万ユーロ増加したこと、ならびに営業費用およびメンテナンス費用が127百万ユーロ増加したことによるものであり、銀行税が219百万ユーロ減少したことにより一部相殺された。2023年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は、32百万ユーロ増加して12億ユーロとなった。

営業収益と営業費用の純差額

その他の営業収益/費用の差額は、2022年度の13億ユーロの費用から、2023年度は929百万ユーロの収益となった。この22億ユーロの改善は主に、年金制度資産に係る純費用および従業員関連引当金が19億ユーロ減少したことによるものであった。

リスク引当金純額

2023年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金純額の合計は、2022年度から11億ユーロ減少して514百万ユーロとなった。この推移はそのほぼすべてが、流動性準備金において保有する有価証券の純損益が改善して11億ユーロ増加した一方、貸出業務におけるリスク引当金がほぼ横ばいのままであったことに起因していた。流動性準備金において保有する有価証券の純損益の改善は、2023年度末時点での金利水準の下落によるもので、これによって評価額が上昇した。

その他の収益/費用の純差額

その他の収益/費用の差額は、関係会社に対する投資の評価調整純額、有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却、ならびに損失引受による費用により、956百万ユーロの費用（2022年度：38億ユーロの収益）となった。

関係会社に対する投資の評価調整純額および処分純損益は740百万ユーロの費用（2022年度：42億ユーロの収益）となり、主にヨーロッパのさまざまな銀行子会社に関連していた。

さらに、2023年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却は103百万ユーロ（2022年度：92百万ユーロ）であり、主に備品および設備に関連していた。

2023年度の損失引受による費用は113百万ユーロ（2022年度：281百万ユーロ）であった。

特別損益

特別利益および特別損失の純額は、特別損失157百万ユーロ（2022年度：特別利益95百万ユーロ）であり、主に再構築活動に関連していた。

税金

当行は、前年度に法人所得税ベネフィット18億ユーロを計上したのに対し、2023年度には法人所得税ベネフィット646百万ユーロを計上した。当年度の法人所得税ベネフィットは、主に繰延税金資産の認識および測定の変更によるものであった。

純利益および利益処分案

ドイツ銀行AGは、2022年度に純利益55億ユーロを計上したのに対し、2023年度には純利益50億ユーロを計上した。

利益剰余金が20億ユーロ増加し、2023年度の配当可能利益は35億ユーロとなった。当行は、1株当たり0.45ユーロの配当を年次株主総会で提案する予定である。これにより、基準日における発行済株式数に応じて、配当可能利益が最大で918百万ユーロ減少することになる。また、追加で20億ユーロを利益剰余金に繰り入れ、残りの配当可能利益を繰り越すことも提案される予定である。

貸借対照表

下記の表は、ドイツ銀行AGの貸借対照表の概要であり、その後には個別の勘定科目の詳細が記載されている。

要約貸借対照表

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日 | 2022年12月31日 | 増減 | |
|---|-------------|-------------|---------|----|
| | 現在 | 現在 | 百万ユーロ | % |
| 資産 | | | | |
| 銀行および顧客に対する債権 (中央銀行預け金および公共部門事業体の負債性金融商品を含む。) | 688,265 | 694,455 | -6,190 | -1 |
| 関係会社に対する参加持分および投資 | 29,488 | 30,927 | -1,438 | -5 |
| 債券、その他の有価証券および株式 | 71,724 | 70,912 | 812 | 1 |
| トレーディング資産 | 247,596 | 234,670 | 12,926 | 6 |
| その他の資産 | 23,158 | 21,379 | 1,778 | 8 |
| 資産合計 | 1,060,231 | 1,052,343 | 7,888 | 1 |
| 負債および株主資本合計 | | | | |
| 銀行および顧客に対する負債 | 662,954 | 673,859 | -10,904 | -2 |
| 証券形態の負債 | 92,132 | 87,090 | 5,042 | 6 |
| トレーディング負債 | 191,329 | 178,394 | 12,935 | 7 |
| 引当金 | 7,100 | 7,457 | -357 | -5 |
| 株主資本 | 43,552 | 39,625 | 3,927 | 10 |
| 劣後負債、資本参加権、その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品、一般的銀行業リスクのための資金 | 24,328 | 24,747 | -419 | -2 |
| その他の負債 | 38,835 | 41,171 | -2,336 | -6 |
| 負債および株主資本合計 | 1,060,231 | 1,052,343 | 7,888 | 1 |

ドイツ銀行AGの総資産は、2023年12月31日現在10,600億ユーロとなった。2022年12月31日現在からの1%の増加は主に、トレーディング資産の増加によるものであった。正味の増加は主に、トレーディング負債の増加によって資金調達された。

貸出金総額

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、70億ユーロ（1%）減少して4,749億ユーロとなった。この推移は主に、顧客に対する債権が213億ユーロ（5%）減少し4,127億ユーロとなったことに起因しており、貸出金総額に報告される銀行に対する貸出金が144億ユーロ（30%）増加し622億ユーロとなったことにより一部相殺された。

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日 現在 | 2022年12月31日 現在 | 増減 | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------|----|
| | | | 十億ユーロ | % |
| 顧客に対する債権 | 413 | 434 | -21 | -5 |
| 残存期間： | | | | |
| 5年以内 ¹ | 293 | 318 | -25 | -8 |
| 5年超 | 119 | 116 | 3 | 3 |
| 銀行に対する貸出金 | 62 | 48 | 14 | 30 |
| 残存期間： | | | | |
| 5年以内 ¹ | 48 | 36 | 12 | 34 |
| 5年超 | 14 | 12 | 2 | 18 |
| 合計 | 475 | 482 | -7 | -1 |

¹ 要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、2022年12月31日現在から119億ユーロ減少して1,132億ユーロとなった。

関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、15億ユーロ減少して293億ユーロとなった。この減少は、9億ユーロの評価減、8億ユーロの資本の返還、4億ユーロの関連会社のドイツ銀行AGへの合併および為替換算による3億ユーロのマイナスの影響に起因しており、5億ユーロの関連会社の買収および4億ユーロの増資により一部相殺された。

有価証券

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は、主に債券の増加により8億ユーロ増加して717億ユーロとなった。

トレーディング資産

トレーディング資産は、2022年12月31日現在から129億ユーロ（6%）増加して2,476億ユーロとなった。これは主に、トレーディングに適格な有価証券が314億ユーロ（49%）増加し959億ユーロとなったこと、およびトレーディングに適格な債権が29億ユーロ（4%）増加し762億ユーロとなったことに起因しており、トレーディング・デリバティブ金融商品のプラスの時価が218億ユーロ（23%）減少し745億ユーロとなったことにより一部相殺された。

預金および証券化負債

銀行に対する負債は微減して、2023年度は1,452億ユーロとなった。一方、顧客に対する負債は、2022年12月31日現在からほぼ横ばいで、76億ユーロ（1%）減少して5,177億ユーロとなった。この勘定科目の中で、構成は変化した。要求払によるその他の負債は3,450億ユーロから406億ユーロ（12%）減少し3,044億ユーロとなった。これは、貯蓄預金が596億ユーロから46億ユーロ（8%）増加し643億ユーロとなったこと、および契約期限または通知期限付のその他負債が1,206億ユーロから284億ユーロ増加し1,490億ユーロとなったことにより一部相殺された。

証書形態の負債は、2022年12月31日現在から50億ユーロ（6%）増加して921億ユーロとなった。この増加は一部には、2022年12月31日現在から、債券およびノートの発行が17億ユーロ（2%）増加したこと、および証書形態のその他の負債が33億ユーロ（102%）増加し65億ユーロになったことに起因している。

負債の内訳

| 単位：十億ユーロ | 2023年12月31日 現在 | 2022年12月31日 現在 | 増減 | |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------|-----|
| | | | 十億ユーロ | % |
| 銀行に対する負債 | 145 | 149 | -3 | -2 |
| 要求払 | 69 | 64 | 6 | 9 |
| 契約期限または通知期限付 | 76 | 85 | -9 | -11 |
| 顧客に対する負債 | 518 | 525 | -8 | -1 |
| 貯蓄預金 | 64 | 60 | 5 | 8 |
| その他の負債 | | | | |
| 要求払 | 304 | 345 | -41 | -12 |
| 契約期限または通知期限付 | 149 | 121 | 28 | 24 |
| 証券形態の負債 | 92 | 87 | 5 | 6 |
| 発行債券 | 86 | 84 | 2 | 2 |
| 証券形態のその他の負債 | 7 | 3 | 3 | 102 |
| このうち：短期金融市場 証 券 | 6 | 3 | 3 | 117 |

トレーディング負債

トレーディング負債は、2022年12月31日現在から129億ユーロ（7%）増加して1,913億ユーロとなった。これは主に、トレーディングに適格なその他の負債が341億ユーロ（61%）増加し897億ユーロとなったことに起因しており、トレーディング・デリバティブ金融商品のマイナスの時価が162億ユーロ（19%）減少し688億ユーロとなったこと、および有価証券（ショート・ポジション）が49億ユーロ（13%）減少し328億ユーロとなったことにより一部相殺された。

引当金

引当金は、2022年12月31日現在から4億ユーロ（5%）減少して71億ユーロとなった。税金に対する引当金が2億ユーロ（38%）増加したが、年金および類似債務に対する引当金が3億ユーロ（11%）、その他の引当金が3億ユーロ（6%）減少したことにより相殺された。

その他Tier 1規制上の自己資本

その他Tier 1規制上の自己資本に関する商品は、前年度の90億ユーロに対し、89億ユーロとなった。対前年比の変動は外国為替の影響に関連している。

資本および剰余金

ドイツ銀行AGの株主資本は、435億ユーロとなった。39億ユーロの増加は主に、2023年度の配当可能利益およびその他の利益剰余金の増加によるものである。

過年度と同様、当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、ドイツ銀行グループのみに関する自己資本要件を表示している。

要約：当行は安定的な資金調達、高い流動性基盤および当行グループ資本の基盤となる強固な規制自己資本を維持した。詳細については、リスク・レポートの「流動性リスクおよび資本規制」の項を参照のこと。

グループの中でのドイツ銀行AGの管理

本章の内容は本年次報告書のグループに係る各項、特に「リスク・レポート」、「見通し」、「リスクおよび機会」および「財務報告に係る内部統制」と併せて読むべきものである。

リスク管理

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の法人企業に対する影響と切り離せない。主に以下の理由による。

- コーポレート部門を含め、当行グループの管理構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。法的な構造は現地の法令によって決定されるため、当該管理構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国における当行グループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることもある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、当行グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度または市場価格の変動にどの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、意味を持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合に当行グループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的エクスポージャーを見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を見積ることができれば、当行グループの経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、当行グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。当行グループの方針により、ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。

ドイツ銀行AGの流動性カバレッジ比率（LCR）は、2022年12月31日現在130.8%であったのに対し、2023年12月31日現在では127.5%である。安定調達比率（NSFR）は、2022年12月31日現在108.7%であったのに対し、2023年12月31日現在では110.1%である。どちらの比率も、ドイツ銀行AGにおける適切な流動性レベルおよび安定した資金調達を確保するために別個に算出されている。

見通しおよび戦略

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行AGは、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、当行グループの見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている（配当可能利益の金額を除く。）。

リスクおよび機会

リスク

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループ財務諸表よりも大きな損失となるリスクに直面している。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の政治・経済環境、地域の規制要件の増加、再編または上場株式の株価の変動によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整。
- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割り引くことによって金利水準が上昇したにもかかわらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、年金債務の減少による相殺効果がない可能性がある。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT1商品に係るクーポンの支払いの費用としての処理によって、当該リスクが増加する。

さらに、関係会社からの収益または利益剰余金により、ドイツ銀行AGに十分な配当金支払を行うことができず、そのためにドイツ銀行AGが予定したとおりの配当金支払をできない可能性があるというリスクがある。

機会

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的な機会、すなわち、過年度にIFRSに基づく損益計算書において認識し得る実現利益のように、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づき当行グループが得られるよりも利益が得られるような方法で報告される場合がある。

加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配される利益が増加することにより、ある年度で当行グループの純利益への貢献より高い収益を示す可能性がある。

財務報告に係る内部統制

IFRSに基づく当行グループの年次報告書に関して実行される統制は、HGBに基づく当行の財務諸表にも同様に適用されている。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- HGB特有の残高について実施される、**支店間の調整および消去**。
- 国外の支店およびドイツの本社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目の**分析的レビュー**。

ドイツ銀行AGの非財務諸表

ドイツ商法（HGB）の第340a条第1a項および第289b条第3項に基づく詳細は、<https://investor-relations.db.com/reports-and-events/annual-reports/>に開示されている統合非財務報告書に記載されている。

[次へ](#)

報酬報告書

はじめに

2023年度の報酬報告書において、ドイツ銀行グループの詳細な報酬情報を提供している。

取締役および監査役の報酬報告書

2023年度の取締役および監査役の報酬報告書は、ドイツ株式会社法第162条に基づき、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行AG」または「当行」という。）の取締役会ならびに監査役会が共同で作成したものである。報酬報告書は、ドイツ銀行の取締役および監査役の報酬制度の基本的な特徴を記述し、2023年度にドイツ銀行が現取締役、元取締役、現監査役および元監査役にそれぞれ付与した報酬および支払うべき報酬に関する情報を提供している。

本報酬報告書は、特に、ドイツ株式会社法第162条および銀行の報酬制度監督要件に関する規則（*Institutsvergütungsverordnung* - InstVV）の現行の法規制要件を満たし、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（CGCG）に規定される勧告が考慮されている。また、資本市場志向の企業の会計規則（ドイツ商法（HGB）、国際財務報告基準（IFRS））の適用要件や、持続可能な取締役報酬制度のワーキング・グループが公表したガイドラインにも準拠している。

従業員の報酬報告書

本報酬報告書の本項目は、ドイツ銀行グループの従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、グループの報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2023年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規則（*Institutsvergütungsverordnung* - InstVV）に基づき特に重要なリスク・テイカー（MRT）として識別された従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

取締役の報酬

概要

2023年度も引き続き、例外的なマクロ経済的課題と地政学的不確実性の年であった中、ドイツ銀行は顧客に安定性とサポートを提供した。ドイツ銀行の「グローバル・ハウスバンク」戦略と多様化されたユニバーサル・バンキング・モデルが再び試されたが、レジリエンスと堅牢性が証明され、16年間で最高の年間税引前利益を達成した。収益は6%増加して約290億ユーロとなり、ドイツ銀行は予想を上回る成長を遂げた。

2023年度のドイツ銀行の業績は、継続的な高インフレ、経済成長の鈍化、ウクライナでの戦争やイスラエルとガザの武力紛争による地政学的不確実性を背景にしたものであった。2019年度の戦略的再編とその後の改革により、ドイツ銀行は成長と持続可能な収益性の基盤を築いた。2023年度において、ドイツ銀行はコスト規律を維持し、資本基盤の強化を継続しながら、株主配当を大幅に増加させた。

監査役会は、報酬に関する決定を行う際に利害関係者の視点を極めて慎重に考慮した。こうした決定は、リスクと統制を適切に考慮しつつ、「グローバル・ハウスバンク」戦略の実行に沿った個人および全体の財務および財務以外の業績を勘案して「成果主義」の哲学を反映している。監査役会は、業績評価の一環として、プロジェクト・ユニティ（ポストバンクの顧客口座のドイツ銀行プラットフォームへのIT移行）に関連して発生した問題とマイナスの影響についても詳細に対処し、また、その後の管理の一環として、本件に関する各取締役の責任を考慮し、目標達成度の決定に際して適切に引き下げを行った（短期報奨の達成度における引き下げ）。

報酬に関するすべての決定は、複数の規制要件の範囲内で行われる。この点において、取締役会の報酬と変動報酬要素の支払スケジュールは、いくつかの方法で制限されている。ドイツ銀行法第25a条第5項の要件および2014年5月の株主総会での決定により、固定報酬と変動報酬の比率は通常、1：2に制限されている（上限ルール）。このため、ドイツ銀行の取締役の固定報酬は、この規制の対象外である他のDAX企業と比較して相対的に高くなっている。

ドイツ銀行の報酬管理委員会は、市場動向や投資家からのフィードバックを踏まえ、取締役の報酬制度を定期的に見直している。2023年度のレビュープロセスの結果、改善すべき点が特定された。これらは現在、再設計された報酬制度に反映されており、2024年5月の株主総会で承認を得たうえで2024年度以降に発効する予定である。目標の数を制限することで報酬制度の複雑さが軽減され、透明性が大幅に向上した。株主からのフィードバックを考慮し、今後は長期インセンティブの業績評価において、従来の過去を振り返る視点ではなく、将来予測的な評価期間を採用する予定である。この変更により、長期的な視点を育み、会社の持続可能な発展を目指していく。ドイツ銀行の報酬における「成果主義」をさらに強化するため、相対的総株主利益率に関する目標達成度は、世界的な銀行の同業他社グループと比較した分位値によるドイツ銀行の順位に基づく、より野心的なアプローチで評価されることになる。

取締役会の新しい報酬制度の詳細については、2023年度報酬報告書の「見通し」の項を参照のこと。





取締役報酬の原則

取締役報酬の設定および見直しに関する責任および手続

監査役会は、その全体として、報酬制度の設計に関する意思決定、ならびに各取締役の報酬額および報酬手続の設定に対する責任を有する。報酬統制委員会は、監査役会の任務である報酬制度の実行に係る設計および監視を支援し、監査役会の決議案を作成する。必要に応じて、報酬統制委員会は、報酬制度を調整するよう監査役会に提言する。重要な変更があった場合、または少なくとも4年ごとに、ドイツ株式会社法第120a条第1項に従い、取締役の報酬制度に対する承認を得るために株主総会に提案される。報酬制度は、直近では2021年度株主総会において過半数の97.76%をもって承認された。

承認された報酬制度に基づき、監査役会は、各取締役の職務責任の範囲と複雑性、取締役会での取締役としての就任期間ならびに当行の財務状況を考慮し、各事業年度における各取締役の目標報酬総額を設定する。その過程で、監査役会は、一般的な市場報酬を考慮し、また水平比較と垂直比較の双方に基づき、報酬総額（最大報酬）の上限を設定する（追加情報は「取締役報酬の適切性および設定された最高報酬額の遵守状況」の項に記載されている。）。

指針原則：取締役報酬と企業戦略との整合性

ドイツ銀行は、経済成長と社会的発展を促進することにより、顧客、従業員、投資家および社会全般に積極的に貢献することを目指している。ドイツ銀行は、顧客にソリューションを提供し、顧客による価値創造の促進に積極的に貢献している。このアプローチは、ドイツ銀行の競争力、収益性、強固な資本および流動性ポジションに基づく業務遂行を行うことも意図している。ドイツ銀行は、リスクと収益を適切に連動させる企業文化にコミットしている。

2024年2月の年次記者会見において、ドイツ銀行は2025年度までの期間に係る当行グループの戦略目標を再確認した。4つのバランスのとれた相互補完的な事業を擁するドイツ銀行のビジネス・モデルは、資本効率の高い事業成長、予測可能な収益構成、健全なリスク管理および強固なバランスシートを伴う安定的かつ有望な基盤を提供している。ドイツ銀行は明確な道筋を持っており、持続可能な収益成長と株主還元を目指して、2025年度までの期間に係る当行グループの「グローバル・ハウスバンク」戦略の実行を順調に進めている。過去数年間の収益が当行の予想を上回ったため、2025年度に向けた従来の目標は、2022年3月のインベスター・ディープ・ダイブ（Investor Deep Dive）で発表された当行の意欲目標から引き上げられた。2021年度から2025年度までの期間に係る調整後の目標では、複合年間収益成長率が以前の当行予想値3.5%～4.5%から引き上げられて5.5%～6.5%となっており、これにより、2025年度の予測収益は約320億ユーロとなっている。同時に、規律あるコスト管理は引き続き最優先事項である。2025年度までに費用収益比率を62.5%未満に引き下げることと、投資余力を確保し、運用レバレッジを改善して、10%超の魅力的な有形株主資本利益率を生み出すことを目標として、2023年度に追加の効率改善策が実施された。資本配分の目標は、配当と自己株式の買戻しを組み合わせることにより、2024年度以降、配当性向50%の目標を達成することである。当行は、働き方を変え、さらに革新的で、そして選ばれる雇用主であり続けるために、引き続き経営および統制に注力し、明確な経営アジェンダに従う。

株主の利益のために、取締役報酬の制度は、ドイツ銀行の事業戦略および持続可能かつ長期的な発展に沿ったものであり、設定された目標を一貫して達成するための適切なインセンティブを提供する。固定および変動報酬項目からなる報酬総額の構成、短期および長期的期間にわたる業績の評価、ならびに関連する挑戦的な業績パラメータの検討を通じて、グループ戦略の実行および当行グループの持続可能かつ長期的な業績との整合性に対して明確かつ理解しやすい方法で報酬が付与される。したがって、目標と目的の構造は、財務的および非財務的パラメータと指標のバランスのとれた組み合わせからなる。

報酬制度の構造を通じて、取締役は、過度のリスクを負うことなく、個々に、またチームとして、ドイツ銀行の長期的かつ前向きな発展に向けて邁進しながら、ドイツ銀行の戦略と結びついた目標と目的を達成するよう動機づけられている。したがって、監査役会は、株主の利益に沿った報酬と業績との間に常に強い関連性（成果報酬）があることを確認している。

報酬原則

報酬制度の設計および個々の報酬額の評価は、以下に要約される報酬原則に基づいている。この観点から、監査役会は決議を採択する際には、これらを考慮する。

| | |
|----------------|--|
| 企業戦略 | 取締役報酬の制度はドイツ銀行の戦略と密接に結び付いており、その結果、不均衡なリスクをとることなく、戦略の遂行と当行グループの長期的かつ前向きな発展に取り組むことに重点を置いている。 |
| 株主の利益 | 報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また報酬の配分および付与の方法を構築する際には、株主の利益が常に考慮される。 |
| 個人および全体の目標 | 個人、部門および全体の目標の設定は、取締役が責任を負うそれぞれの業務部門、管理部門または地域の持続的かつ長期的な発展のみならず、集合的な経営体としての取締役会のパフォーマンスを促進する。 |
| 長期的な観点 | ドイツ銀行の業績との長期的な結び付きは、短期目標に比べて長期目標の割合を大きく設定し、変動報酬を繰延形式でのみ付与し、そのほとんどを最長7年間の権利確定および保有期間を有する株式に基づく報酬として付与することによって確保されている。 |
| 持続可能性 | ドイツ銀行の環境・社会・ガバナンス（ESG）戦略に沿った目標は、責任ある行動をとるインセンティブとなり、持続可能性の観点からも、ドイツ銀行の長期的な業績に重要な貢献を果たす。 |
| 適切性および上限（キャップ） | 報酬額の適切性は、同業他社との水平比較および従業員間の垂直比較に基づく報酬の見直しならびに達成可能な変動報酬および最高報酬額に対する適切な上限設定によって確保されている。 |
| 透明性 | 組織における不必要な複雑さを回避し、また、明確かつ理解しやすい報告を通じて、報酬制度の透明性は投資家や社会からの期待と規制要件に従って向上する。 |
| ガバナンス | 報酬制度の構築および個々の報酬を決定するための評価は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。 |

2023年度の報酬関連の進展

2023年度における事業展開および取締役報酬と企業戦略との整合性

取締役の報酬は、ドイツ銀行の戦略目標と密接に連動している。各取締役と合意した個人目標および全体目標ならびに2023年度の評価パラメータはすべて、期首に報酬統制委員会で議論され、その後、監査役会で決議された。これらの目標は、当行グループの戦略的改革を全体的に推進している。2024年度期首に決定された2023年度の目標の達成度は、個人目標がどの程度達成され、当行の業績に貢献したかを反映している。

2019年度以来、経営陣はドイツ銀行の改革を成功させてきた。当行の中核となる強みに改めて注力することにより、当行は大幅に収益性を高め、バランスを改善し、コスト効率を高めた。当行は、戦略を規律ある形で実行した結果、不安定な世界における極めて厳しい状況下でも顧客にサービスを提供することができ、強固なリスク規律と健全な資本管理によりレジリエンスを証明してきた。

2023年度末時点において、税引前利益は57億ユーロに達した。これは前年度比2%の微増であり、営業外費用を10億ユーロ計上しているにもかかわらず16年間で最高の業績となった。税引後有形株主資本利益率は、2022年度および2023年度における税効果により、2023年度を通じて7.4%に低下した（2022年度にはより大きなプラスの影響が見られていた。）。収益は、世界的な金利上昇と、特に当行の幅広い顧客基盤が功を奏したことによる（特にコーポレート・バンクとプライベート・バンクにおける）ビジネスの増加により、2022年度から6%増の289億ユーロとなり、2023年度の収益成長率は過去最高となった。同時に、ドイツ銀行は調整後費用を206億ユーロでほぼ安定させ、費用収益比率を通年で75%に維持することに成功した。

2023年度のすべての事業セグメントの収益性を反映して、コーポレート・バンクとプライベート・バンクが最も重要な成長ドライバーとなった。両部門とも過去最高の利益を達成した。コーポレート・バンクの純収益は前年比で22%増の77億ユーロとなった。コーポレート・バンクのすべての事業分野が2桁成長を達成し、革新的な商品の開発と将来の潜在的な事業への投資がプラスの効果を生み出した。プライベート・バンクの純収益は前年比で5%増の96億ユーロであった。イタリアにおける金融商品販売組織の売却等の特定項目を調整すると、プライベート・バンクの収益は10%もの増加となる。これは主に、マージンが改善された預金事業が好調であったことに起因している。特に成長を牽引したのはプライベート・バンク（ドイツ）であり、その収益は前年比14%増となった。特定項目を調整すると、インターナショナル・プライベート・バンクの収益は3%増となる。インベストメント・バンクの収益は合計92億ユーロで、2022年度の非常に高い水準を9%下回った。オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、特に債券発行业と、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの実行済みおよび未実

行のコミットメントの時価評価損失が当年度は再発しなかったことにより、25%増加した。英国の大手企業ブローカーであるNumisの買収を通じて、長期的に手数料およびフィー収益を増やすために顧客アドバイザー・サービスへの投資を行った。

2023年度の業績には、ドイツ銀行の改革への取り組みの効果が表れている。当行は中核事業における収益の成長を達成し、コスト規律を継続した。リスク引当金は、厳しい環境にもかかわらず当行の目標値に沿ったものとなった。バランスシートのリスク圧縮に注力することにより、13.7%という強固な普通株式等Tier 1比率に貢献した。

個人目標は短期項目（短期報奨（STA））にまとめられており、目標変動報酬総額の40%を占めている。監査役会は、2023年度におけるこれらの項目の達成度を61.52%から116.38%に決定した。全体の組織としての取締役会の成果は、目標変動報酬総額の60%を占める長期項目（長期報奨（LTA））に反映される。全体として、2023年度のみに基づく全体目標の達成度は73.69%であった。この達成度は、2023年度に付与される長期報奨の60%を占めている。過年度における達成度（2022年度から30%、2021年度から10%）も2023年度の長期報奨に影響し、2023年度における同項目の達成度は、3事業年度の加重達成度に基づき77.53%となった。個人の達成度の詳細については、「事業年度における報酬制度の適用」の表題で本報告書の概要として記載している。

2023年度における取締役の変更および報酬の決定

監査役会は、それぞれ2023年6月1日および7月1日付で、各取締役に割り当てられている職務上の責任の変更について決議した。Claudio de Sanctis氏は、2023年7月1日付で、3年間の任期で取締役に任命された。Christiana Riley氏は、2023年5月17日付で取締役を退任した。Karl von Rohr氏は、2023年10月31日付で取締役を退任した。

2023年度末現在、取締役会は9名で構成され、女性の割合は11%であった。これにより、ドイツ銀行は法定要件を満たしているが、意欲目標には達していない。2023年度年次株主総会で説明したように、監査役会は女性の取締役の人数に満足しておらず、女性の取締役の割合を増やし、より広く多様性、公平性およびインクルージョンの文化を育み、報いることに引き続きコミットしている。当行の新しい報酬制度の一環として、監査役会は、この意欲目標を各取締役の業績目標にさらにしっかりと組み込むことを目指している。概して、取締役会の縮小は効率的であるとして社内外から肯定的に評価されている。

監査役会は2023年7月27日の会議において、2023年度年次株主総会の時点で保有期間内であった、株式に基づく繰延報酬報奨を有する取締役に對し、1株当たり0.30ユーロの配当相当報奨を付与することを決定した。配当相当報奨とは、リリース日にリリースされる権利確定済みのドイツ銀行株式の数に對して保有期間中に支払われるはずであった配当額に基づき、それぞれのリリース日に現金支払いを受け取ることができる権利である。配当相当報奨は、ドイツ銀行株式1株当たりの配当金に、保有要件の対象であるドイツ銀行株式ユニット数（固定されたユーロ額）を乗じて算出される。配当相当報奨には、基礎となる報奨（停止、失効またはクローバックを含むが、これらに限定されない。）と同じ規定が適用される。

監査役会は、取締役の報酬水準を年に1回見直し、当該見直しを支援する外部の報酬アドバイザーを定期的に関与させるとともに、これらのアドバイザーが取締役会およびドイツ銀行から独立していることを確認している。2023年度に、監査役会は外部の報酬アドバイザーの支援を受けて、類似する企業（同業他社グループ）を考慮した報酬水準の見直しを行った。監査役会は、この見直しの結果を踏まえ、また、取締役としての期間や取締役会内での責任分野の変更等のその他の側面を考慮し、2023年度の報酬について以下の決定を行った。

監査役会が委託したベンチマーク調査によると、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクを担当する取締役の報酬水準は、世界的な銀行の同業他社グループと比較して、この役職では低いことが示された。他の世界的な銀行と比較した場合、目標報酬総額は25分位値から中央値の間となる。監査役会は、これを理由として、またFabrizio Campelli氏の取締役としての任期を考慮し、同氏の目標報酬総額を、より市場に沿った年間8.8百万ユーロに引き上げることを決定した。これは、2023年4月1日より25.71%増加する（基本給が21.43%増加する）ことを意味する。

最高財務責任者（CFO）の目標報酬も、2023年4月1日付で増額された。この点において、監査役会は、CFOの当行の上級職員としての地位とドイツ銀行AGのプレジデントとしての役割を取締役会の他の役職と比較して評価し、（取締役としての任期を2023年7月1日付でさらに3年間延長することも踏まえて）取締役としての任期を考慮に入れた。James von Moltke氏の目標報酬総額は、年間8.3百万ユーロに増額された。これは、12.16%増加する（基本給が6.67%増加する）ことを意味する。

監査役会は、取締役全員の報酬体系を統一するため、固定報酬と変動報酬の比率も見直した。規制要件により、変動報酬は固定報酬の200%を超えてはならない。2名の例外を除き、取締役全員の目標報酬は、すべての目標が完全に達成された場合に初めてこの規制上限に達するように一貫して測定される。一貫性を保つため、Christian Sewing氏とKarl von Rohr氏の変動報酬の目標額は、2023年4月1日付でそれぞれ3.33%および6.76%増額された。基本給に変更はなかった。

Claudio de Sanctis氏の取締役兼プライベート・バンク責任者としての目標報酬総額は、2023年7月1日付で（すなわち、取締役任命された時点より）年間7.9百万ユーロに設定された。

監査役会は、業績評価において、達成された財務上のマイルストーンと各取締役による貢献度をプラス面として考慮した。2023年度の変動報酬を決定する際、監査役会は、規制上の改善活動の推進において取締役会の継続的な努力があったことを確認した。特に米国と英国において統制の大幅な改善が達成されて以来、規制当局から前向きなメッセージが出ているが、監査役会は、これらの改善措置には当行全体で引き続き重点的に取り組む必要があることを考慮した。

監査役会は、プロジェクト・ユニティ（ポストバンクの顧客口座からドイツ銀行プラットフォームへのIT移行）に関連して発生した問題と顧客へのマイナスの影響を詳細に分析し、評価した。データ記録の技術的な移行はシステム側で正確に実行されたものの、顧客サービスおよび処理への影響は明らかに過小評価されていた。監査役会と取締役会双方の意見では、移行の結

果として多くの顧客が制限を経験したことは容認できない。この統合プログラムを実行するにあたり、当行は自らの高い基準と顧客の期待を満たすことができなかった。その後、未処理案件をできるだけ早く解消するために迅速かつ大規模な調整が行われ、追加のリソース容量、ITおよび自動化プロセスに投資を行ったが、監査役会は変動報酬の付与に関する業績評価の際に、この問題の全体像を考慮に入れた。その際、各取締役がこの問題に対してどの程度責任を負っているかが考慮され、報酬統制委員会からの提案に基づき、関係する一部の取締役について、短期報奨の個人の達成度を引き下げることが決定された。

短期報奨の算定方法の詳細については、「事業年度における報酬制度の適用」の表題で本報告書に記載している。

2023年度年次株主総会における2022年度報酬報告書の承認

2023年3月17日に公表されたドイツ銀行取締役および監査役の2022年度報酬報告書は、ドイツ株式会社法第120a条第4項に従い、2023年5月17日の定時株主総会の承認を求めて提案された。当該報酬報告書は株主総会で89.07%の過半数をもって承認された。

報酬決定の原則

取締役の報酬制度の構造

報酬制度は、固定および変動の報酬項目で構成される。固定報酬と変動報酬を合わせて、取締役の報酬総額を形成する。監査役会は、すべての報酬項目についての目標額と最高額（上限）を定める。

2023年度における取締役の報酬制度

| 項目 | 目的 | 実施項目 |
|---------------|---|---|
| 固定報酬 | | |
| 基本給 | 基本給は、それぞれの役割と責任を遂行する取締役に報いるものである。固定報酬は、公正かつ市場志向の収益を確保し、過度のリスクを回避することを目的としている。さらに、取締役には、経常的な付加給付金および年金給付のための拠出金が付与される。 | - 毎月の支払で、2.4百万ユーロから3.6百万ユーロの年間基本給 |
| 付加給付 | | - 社用車および運転手サービス、該当する場合、引越費用、住宅手当、保険料および事業代表としての費用の払戻し |
| 年金 | | - 適切な額の年金を提供するため、650,000ユーロの単一かつ契約上年1回合意された年金制度の拠出金または手当 |
| 変動報酬 | | |
| 短期報奨 (STA) | STAは、企業戦略に沿った短期および中期的な目標を達成するために、各取締役が果たす個々の価値貢献に報いるものである。2つの項目から構成されており、取締役の役割と責任に応じて設定され、取締役の達成度による影響を個別に受ける場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> - 個人の業績に関連する2つの項目を含む、変動報酬総額の40% (1) 個人目標 (25%) (2) 個人別バランス・スコアカード (15%) - 最大目標達成度150% - 1年の評価期間 - 4つのトランシェによる制限付奨励報奨 (現金に基づく支払い) - 最短で付与から1年後、3年後、5年後および7年後 - 達成度100%の目標額は1.640百万ユーロから2.280百万ユーロ |
| 長期報奨 (LTA) | 変動報酬の決定において、戦略と結びついた長期的な目標を達成することに焦点が置かれる。これを強調するため、監査役会は、LTAが変動報酬総額に占める割合を60%として、この項目に重点を置いている。LTAについては、監査役会が各取締役の全体の目標を設定する。LTAの重要な部分を占めるのはESG要因である。ドイツ銀行のサステナビリティ戦略は2021年度の導入以降、さらに発展しており、取締役報酬とサステナビリティ目標は体系的に連動している。 | <ul style="list-style-type: none"> - 3つのグループ目標を含む、変動報酬総額の60% (1) ESG目標 (20%) (2) 相対的総株主利益率 (15%) (3) グループ財務 (25%) - 最大目標達成度150% - 重み付け60% (事業年度 (FY))、30% (FY+1) および10% (FY+2) による3年の評価期間 - 4つのトランシェによる制限付株式報奨 (株式に基づく支払い) - それぞれ付与後1年間の保有期間を伴い、最短で2年後、3年後、4年後および5年後の支払い - 達成度100%の目標額は2.460百万ユーロから3.420百万ユーロ |

概要



* 個別のケースにおいて、監査役会が、STA（の一部）を株式保有ガイドラインに沿って株式に基づく報酬として付与する決定をしない場合

ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度に関する詳細は、当行のウェブサイト「2021年1月以降の取締役の報酬制度」に掲載されている。

目標報酬総額と最高報酬額の構成

監査役会は各取締役に対し、株主総会で承認された報酬制度に基づく目標報酬総額を決定する。また、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、固定報酬と短期および長期的な変動報酬が目標報酬総額に占める相対的な割合も決定する。これに関連して、監査役会は、特に長期目標の達成に連動する変動報酬が、短期目標に連動する変動報酬部分を上回ることを確認している。

各取締役の目標報酬総額を設定する際に、監査役会は、各取締役の職務責任の範囲と複雑性、ならびに各取締役の実績と就任年数を考慮する。さらに、適切な同業他社の市場データに基づき、報酬額の適切性を見直す。監査役会は、これらの基準に基づき、目標報酬総額に占める報酬項目の割合を以下のように設定した。

各報酬項目に配分された年間目標報酬総額の相対的割合（％）

| 報酬項目 | 報酬総額に対する相対的割合 |
|-------------|---------------|
| 基本給 | 33-37%まで |
| 定期的な付加給付 | 1%まで |
| 年金勤務費用/年金手当 | 7-9%まで |
| 短期報奨 | 22-23%まで |
| 長期報奨 | 33-34%まで |
| 参照報酬総額 | 100% |

取締役の報酬は、複数の方法で制限（上限が設定）されている（最大報酬額）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25a条第5項に従い、固定報酬と変動報酬の比率は通常1：1（上限規制）、すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならないが、当行の株主が固定報酬と変動報酬の比率を1：2まで引き上げることを決議した場合はこの限りではない。2014年5月の株主総会において、この選択肢を活用し比率を1：2に引き上げた。

監査役会は追加的に、短期目標（STA）および長期目標（LTA）の最大達成度を一律、目標変動報酬の150%に制限した。さらに、基本給、STAおよびLTAの合計額に対する9.85百万ユーロの制限（上限）を追加的に明記した。これは、報酬額の増加につながるような目標達成度であっても、報酬額は9.85百万ユーロを超えてはならないことを意味する。目標達成度を評価した後、変動報酬または報酬総額の算定結果が特定の上限を超えた場合には、変動報酬を減額することとしている。これは、STAとLTAを按分して減額することによって行われる。

基本給および変動報酬の目標額ならびに最大額

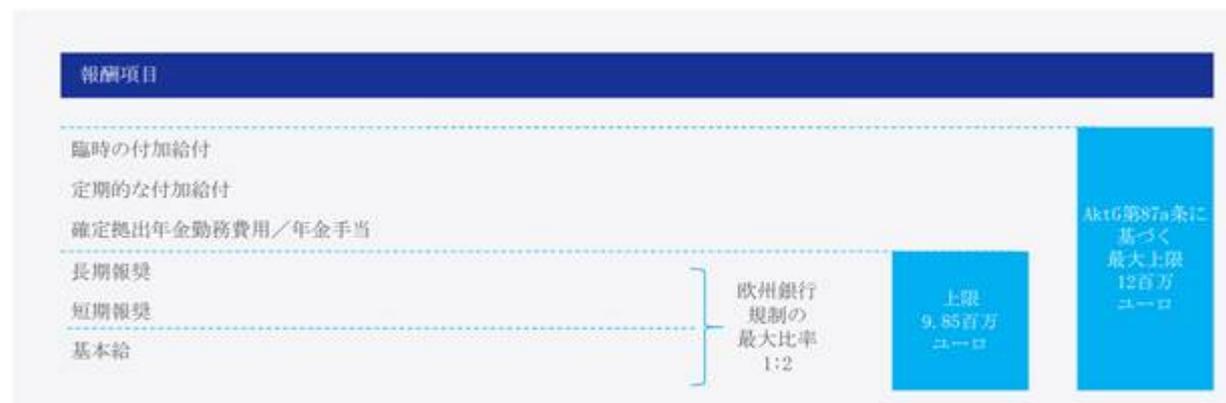
| 単位：ユーロ | | | | 2023年度 | 2022年度 |
|---|-----------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|
| | 基本給 | 短期報奨 | 長期報奨 | 報酬総額 ¹ | 報酬総額 ¹ |
| CEO | | | | | |
| 目標値 | 3,600,000 | 2,280,000 | 3,420,000 | 9,300,000 | 9,000,000 |
| 最大値 | 3,600,000 | 3,420,000 | 5,130,000 | 9,850,000 | 9,850,000 |
| プレジデント ^{2,3} | | | | | |
| 目標値 | 3,200,000 | 2,040,000 | 3,060,000 | 8,300,000 | 7,400,000 |
| 最大値 | 3,200,000 | 3,060,000 | 4,590,000 | 9,850,000 | 9,600,000 |
| コーポレート・バンク（CB）およびインベストメント・バンク（IB）担当取締役 ² | | | | | |
| 目標値 | 3,400,000 | 2,160,000 | 3,240,000 | 8,800,000 | 7,000,000 |
| 最大値 | 3,400,000 | 3,240,000 | 4,860,000 | 9,850,000 | 9,100,000 |
| プライベート・バンク（PB）担当取締役 ² | | | | | |
| 目標値 | 3,000,000 | 1,960,000 | 2,940,000 | 7,900,000 | 7,400,000 |
| 最大値 | 3,000,000 | 2,940,000 | 4,410,000 | 9,850,000 | 9,600,000 |
| その他すべての取締役 | | | | | |
| 目標値 | 2,400,000 | 1,640,000 | 2,460,000 | 6,500,000 | 6,500,000 |
| 最大値 | 2,400,000 | 2,460,000 | 3,690,000 | 8,550,000 | 8,550,000 |

1 基本給および変動報酬の総額の上限は、監査役会が設定した上限とする。

2 報酬の決定の詳細については、本書の「2023年度における取締役の変更および報酬の決定」の項を参照のこと。

3 プレジデントならびにアセット・マネジメント（AM）および財務（CFD）担当取締役。

また、ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に基づき、各取締役の報酬総額の上限を12百万ユーロ（最高報酬額）としている。最高報酬額は、すべての取締役に一律に設定されている。最高報酬額は、該当する事業年度のすべての報酬項目の合計である。これには、基本給、STAおよびLTAのみならず、企業年金制度または年金手当の付加給付ならびに勤務費用も含まれる。



事業年度における報酬制度の適用

固定報酬

基本給、付加給付および年金制度への拠出または年金手当による固定報酬部分は、役務契約における個別契約に従い、事業年度内に固定報酬として付与された。ドイツ銀行法第25a条第5項の要求事項および2014年5月の年次株主総会の決定に従い、固定報酬と変動報酬の比率は通常1：2（上限規制）に制限されている。したがって、目標報酬の一部として基本給を決定する際に、変動報酬が最大値である固定報酬の200%を超えないことを考慮しなければならない。

付加給付費用および年金勤務費用の支出額の年額は変動する。ドイツ銀行の年金制度への拠出額は、すべての取締役に對して一律に設定されているが、拠出が行われる年度にドイツ銀行が負担する勤務費用の金額は、事業年度内における取締役としての就任年数、取締役の年齢および保険数理上の数値に基づいて変動する（追加情報は「通常の契約終了時の給付」の項に記載されている。）。

変動報酬

監査役会は、報酬統制委員会の提案に基づき、2023年度の取締役の変動報酬を決定した。変動報酬は、目標変動報酬に対する重み付けを40%とする短期項目（短期報奨（STA））と、重み付けを60%とする長期項目（長期報奨（LTA））の2つの項目で構成される。

2003年度の業績評価に使用されたすべての目標、測定および評価基準は、ドイツ銀行の戦略に基づくものであり、株主総会で承認された報酬制度に沿ったものである。目標は、取締役に適切なインセンティブを設定し、ドイツ銀行の収益拡大と株主の利益との整合性を促進し、サステナビリティの側面と気候保護を包含することによってドイツ銀行の社会的責任を果たすことを目的として選定された。高い目標は、当行の野心を反映している。目標が達成されない場合、達成度はゼロとなる可能性もあり、目標を上回る達成をした場合、最大達成度は目標値の150%に制限される。

財務的目標と非財務的目標のバランス

財務的目標および非財務的目標は、目標を設定する際にバランスのとれた方法で考慮される。2023年度は、変動報酬総額に関して財務的目標をより重視し、重み付けを約68%とした。財務的目標も非財務的目標も、事業年度末に定量的または定性的に測定可能な方法で選定された。目標の約75%は定量的に測定可能であり、約25%は定性的に測定可能である。

短期報奨（STA）

2023年度の短期報奨額は、評価期間における短期的な個人および部門目標の達成度に基づいている。当該評価期間は事業年度と一致し、1年間である。

短期報奨額は以下の2つの項目から構成され、異なる重み付けがなされている。

- 個人目標および行動目標（62.5%）
- 個人別バランス・スコアカードおよび主要な成果物（37.5%）

これらの各項目について、監査役会は、明確に構成された年度末評価プロセスを翌年度期首に行い、達成度を決定する。2つの項目の達成度が各取締役の全体的な達成度を決定し、これにより、前年度の短期項目の金額が決定される。

短期報奨の現金価値の算定

| | 短期報奨（40%） | |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| | 個人目標および行動目標 （62.5%） | バランス・スコアカード および主要な成果物 （37.5%） |
| 目標額 ¹ （単位：ユーロ） | 1,025,000 - 1,425,000 | 615,000 - 855,000 |
| 目標達成度 | 0% - 150% | 0% - 150% |
| STA項目による全体的な目標額（単位：ユーロ） | 0 - 2,137,500 | 0 - 1,282,500 |
| 全体的な目標STA額（単位：ユーロ） | | 0 - 3,420,000 |

¹ 目標額は取締役の職務責任により異なり、100%を基準としている。当期中の就任または退任時期によって按分。

個人目標

監査役会は期首に、各取締役の個人および部門目標（個人目標）を設定する。各目標の重み付け、および評価のための定量的または定性的に測定可能な業績基準も設定される。目標は、業績と報酬の適切な整合性を確保し、「成果主義」の原則を考慮に入れるために、挑戦的、野心的、かつ十分に具体的なものとなるよう選択される。

個人目標は、企業戦略から導き出され、その実行を促進するものである。これらは、取締役それぞれの職務責任分野およびドイツ銀行の全体的な戦略を推進する上での各自の職務責任分野における貢献を考慮して、取締役ごとに設定される。さらなるサステナブル戦略の策定や規制上の改善活動の推進等のESG目標も個人目標として含まれる。個人目標は、プロジェクトまたは地域目標として定義することもできる。業務上の施策に加え、戦略的プロジェクトや取り組みの実行が、例えばドイツ銀行の構造、組織、および持続可能な発展に寄与することにより戦略の実行に直接的に役立つ場合、目標として合意することもできる。

2023年度期首に、最大4つの個人目標が異なる重み付けで、各取締役に設定された。これらの目標について、監査役会は、財務的な重要業績評価指標（KPI）、マイルストーンの達成度、最高経営責任者（CEO）および/または監査役会からのフィードバック、関係者からのフィードバックならびに定性的評価等、明確な期待値ならびに財務および/または非財務的な業績評価基準を期首に割り当てている。これにより、監査役会は、目標の具体的な実行に向けた各取締役の業績貢献度を客観的に評価することができる。

監査役会は、個人目標に加え、当行の主な価値観や信念とそれらに対応するリーダーシップ行動規則に照らして、各取締役の行動を評価する。2023年度の重点トピックは、誠実さ、革新および持続可能なパフォーマンスであった。行動と取締役会の報酬との関連性に関して、監査役会は取締役会メンバーがロールモデルとなることを期待している。それぞれの役割の期待を超える優れたパフォーマンスのみが奨励される。

年度末における達成度の決定は、予め定められたプロセスに従って行われる。まず、全取締役が目標達成度について最初の自己評価を行う。自己評価された達成度はその後、最高経営責任者（CEO）ならびに監査役会および報酬統制委員会の委員長との対話の中で議論される。これらの対話からのフィードバックに基づき、報酬統制委員会は、監査役会の決議案を作成する。この目的のために、達成度は、予め定義された重み付けに従い、各取締役の平均に合算される。

以下の概要は、監査役会で決議された取締役に對する目標および達成度を示したものである。

| 取締役 | 重み付け | 個人目標 | 達成度 |
|-------------------------------------|-------|--|---------|
| Christian Sewing | 28.0% | 規制改善の実行および達成 | 133.20% |
| | 13.7% | 目的の宣言の完了、ドイツ銀行におけるリーダーシップおよび文化の育成 | |
| | 24.0% | ドイツ銀行グループの戦略の実行およびマイルストーンの達成、2025年度以降に向けたドイツ銀行のビジョンのさらなる発展 | |
| | 14.3% | 主要な利害関係者とのポジショニング強化 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| James von Moltke | 24.0% | グループ財務計画および将来財務ビジョン（Future of Finance Vision）の実行 | 117.80% |
| | 28.0% | 規制上の改善および変革の推進 | |
| | 16.0% | 顧客中心主義に立ったビジネスと財務の連携のさらなる改善 | |
| | 12.0% | 長期株主の獲得と惹きつけ | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Fabrizio Campelli | 28.0% | コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの戦略実行と持続可能な収益性および顧客リーダーシップの達成 | 119.00% |
| | 28.0% | 統制の改善と、その有効性の規制当局に対する実証 | |
| | 16.0% | コーポレート・バンクとインベストメント・バンクのフロント・オフィスとバック・オフィスのより強固な連携の推進 | |
| | 8.0% | 英国・アイルランド地域の監督 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Claudio de Sanctis （2023年7月1日就任） | 26.7% | プライベート・バンクの戦略の策定 | 115.33% |
| | 26.7% | 効率性、成長および持続的収益性の達成 | |
| | 26.7% | 重要な改善活動の達成 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Bernd Leukert | 24.0% | グループ戦略の達成および実行 | 112.80% |
| | 24.0% | 改善：規制要件を重視しつつドイツ銀行の統制フレームワークをさらに強化するためのCEOの支援 | |
| | 16.0% | テクノロジー、データおよびイノベーション戦略：安定性のさらなる改善、イノベーションを重視、データ・ガバナンスの強化 | |
| | 16.0% | 人事：リーダーシップの強化および従業員のコミットメントの推進 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |

| 取締役 | 重み付け | 個人目標 | 達成度 |
|---|-------|---|---------|
| Alexander von zur Mühlen | 24.0% | アジア・太平洋地域の戦略実行と展開 | 110.40% |
| | 24.0% | 顧客重視 | |
| | 16.0% | 文化および行動規範 | |
| | 16.0% | 「グローバル・ハウスバンク」の価値の提案 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Rebecca Short | 29.7% | 改善の推進 | 114.25% |
| | 21.7% | 改革ポートフォリオの実行 | |
| | 16.0% | 構造的なコスト削減の推進 | |
| | 12.7% | 卓越した調達の達成および人事/グローバル不動産の統合の推進 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Professor Dr. Stefan Simon | 32.0% | 金融犯罪リスクに関する主要な成果物の実行の推進 | 116.60% |
| | 16.0% | コンプライアンス：幹部委員会での変更の実施、人事・組織・文化に関する変更の推進 | |
| | 16.0% | 法務：新しい法務責任者の任命、人材アジェンダの策定 | |
| | 16.0% | 規制当局および監督当局との関係性のさらなる構築および強化 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Olivier Vigneron | 20.0% | 「グローバル・ハウスバンク」の安定性と回復力の保全 | 106.00% |
| | 20.0% | 統合されたテクノロジーとアナリティクス | |
| | 20.0% | 非金融リスク、リスク文化およびESGの醸成 | |
| | 20.0% | 規制上の改善 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Christiana Riley ¹ (2023年5月17日退任) | 32.0% | 米州のAFC/AML/KYCに係る重要な改善活動の実施を含む、米国の規制上の改善措置とエンゲージメント、ならびに2022年度の包括的資本分析およびレビュー（CCAR） | 該当なし |
| | 24.0% | リスク選好度および統制環境の状況（顧客エンゲージメントを含む。）に沿った2023年度財務計画の実行 | |
| | 16.0% | 顧客および利害関係者とのエンゲージメントの強化 | |
| | 8.0% | 誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに推進 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |
| Karl von Rohr ² (2023年10月31日退任) | 24.0% | 効率性、成長および持続的収益性を含むプライベート・バンクの戦略遂行 | 該当なし |
| | 16.0% | 監視の役割を通じたDWS戦略の遂行を支援 | |
| | 28.0% | 重要な改善活動の実施 | |
| | 12.0% | ドイツおよびEMEA地域を監視 | |
| | 20.0% | 行動目標 | |

1 Riley氏は、当初の任期終了前に取締役を退任することを選択したため、2023年度の変動報酬を受け取る権利がない。

2 Rohr氏の取締役からの退任に伴い、短期報奨の達成度は前年度における達成度に沿って設定されたため、個人目標の評価は行われなかった。

定性的目標については、監査役会は、期首に期待値ならびに財務的および/または非財務的業績基準を策定しており、これにより、監査役会は、対象年度の翌年度期首に評価される、目標の具体的な実行に対する各取締役の貢献度を客観的に評価することができる。個人目標に沿って決定された達成度は、予め定義された重み付けに従って合算され、各取締役の平均値が算出される。決定された目標達成度にSTAの変動報酬目標額の62.5%という目標額を乗じる。これが、個人目標を構成する項目について計算された支払額となる。

CEOおよびCF0のSTA個人目標に対する成果報酬の概要

| 取締役 | 個人目標および行動 - 成果報酬の概要 |
|--|--|
| | <p>監査役会は、Christian Sewing氏がドイツ銀行の戦略を実行し、収益力を向上させた功績を評価した。同氏は、ドイツ銀行の戦略的課題の加速的な実行と、当行の将来の成長と成功に向けた明確なビジネス・モデルによる長期的目標の一層の発展を推進した。同氏のリーダーシップのもと、新しい目的ステートメントと意欲的な文化が構築された。これらはいずれも、当行の長期的かつ持続可能な発展を導く、より広範な枠組みの一部となっている。</p> <p>同氏は、各部門にリソースを重点的に割り当て、規制上の改善活動に強く焦点を当てて取り組んだ。その結果、改善は大幅に進み、特に米国と英国において良好な進捗が報告されている。規制当局から前向きなメッセージが出ているが、監査役会は、改善措置には当行全体で引き続き重点的に取り組む必要があることを考慮した。監査役会は、業績評価の一環として、プロジェクト・ユニティ（ポストバンクの顧客口座のドイツ銀行プラットフォームへのIT移行）に関連して発生した顧客サービスに係る問題について詳細に調査し、短期報奨の目標達成度において個別に引き下げを行った。</p> |
| <p>Christian Sewing (CEO)</p> | <p>監査役会は、同氏が、自身で築き上げた高いレベルの個人的な信頼を通じて、主要な利害関係者間で当行の認知度と信用度を高めたことを評価した。同氏は当行グループを顧客重視の方向に導き、法人顧客向けの戦略アドバイザーとしてのドイツ銀行の地位を高めた。同時に、ドイツ、EUおよび国際社会において自身の関与を加速させることにより、ドイツ銀行の政治的および規制上の地位と専門知識をさらに強化することに成功した。同氏は、ドイツ銀行協会の会長としても、当行の知名度と評判に大きく貢献した。監査役会は、個人目標の評価の一環として、CEOとしての役割における同氏の行動を考慮した。監査役会は、当行の行動規範、価値観および信念に照らして、同氏が常に最高レベルの誠実さをもって行動し、あらゆる点で模範的な人物であったことを評価した。監査役会は、同氏が目的ステートメントの策定と導入に積極的に関与したこと、多様性とインクルージョンおよび人材に係るドイツ銀行の様々なイニシアチブに参加したこと、持続可能なパフォーマンスを確保し、それに応じた考え方をすべての事業領域で促進することに尽力したこと、ならびに外部の利害関係者（監督当局、投資家、政治家、メディアおよび顧客）に対する強いコミットメントを示したことを、評価において重視した。</p> |

取締役

個人目標および行動 - 成果報酬の概要

監査役会は、James von Moltke氏のリーダーシップによる、2023年度財務計画を確実に順守するための取り組みを評価した。ほとんどの指標で財務実績が計画を上回り、予想を上回る費用（特に営業外費用）および信用損失引当金の増加にもかかわらず、資本計画を大幅に上回る業績を達成した。財務指標および文化／統制に関する指標に関するバランス・スコアカードのパフォーマンスと「将来財務（Future of Finance）ビジョン」の実行における進展（十分に機敏な組織として、変革プログラムを財務部門からグループ最高執行責任者（COO）に引き継いだことを含む。）が組み合わさり、全体の達成度は目標を上回った。監査役会は、顧客中心主義に立って事業部門と財務部門の連携をさらに改善するという同氏の取り組みを評価した。同氏は、Numisの取引に関連する事業イニシアチブの再策定を支援し、特にビジネス・ファイナンス、トレジャリーおよび計画・パフォーマンス管理におけるビジネス・ソリューションの推進に全力で取り組んだ。また、同氏は、ビジネス機能の連動やワークショップを含め、ドライバー・ベース・コスト管理（DBCM）のサービス・コストの枠組みの構築を成功裡に完了した。

James von
Moltke
(CFO)

同氏は、リソースのサポートや規制当局とのやり取り等、当行全体にわたる規制上の改善活動を強力に支援した。財務部門における未解決の発見事項の改善に向けた継続的な取り組みを促進し、その他の発見事項もほぼ解決するまでに導いた。改善プログラムの重要なマイルストーンは達成されたものの、監査役会は、改善から持続可能な「通常業務」のリスク管理へと徐々に移行するには、この問題に引き続き重点を置く必要があることを考慮した。同氏の主導のもと、主要な成果物の実行を通じて、変革は着実に進展した。また、同氏は主要な利害関係者や投資家との関係の構築および強化に成功した。当行の長期株主を惹きつけるために、引き続き、投資家との新たな関わりの基盤の構築に取り組んだ。監査役会は、業績評価の一環として、プロジェクト・ユニティ（ポストバンクの顧客口座のドイツ銀行プラットフォームへのIT移行）に関連して発生した顧客サービスに係る問題について詳細に調査し、同氏のCFOとしての役割とさらに当行のプレジデントとしての責任を考慮しながら、短期報奨の目標達成度において個別に引き下げを行った。

監査役会は、個人目標の評価の一環として、CFOおよびプレジデントとしての役割における同氏の行動を考慮した。監査役会は、当行の行動規範、価値観および信念に照らして、同氏が2023年度において常に最高レベルの誠実さをもって行動していたことを評価した。同氏は財務部門におけるリーダーシップ・コンパス（Leadership Compass）の展開を主導し、目的ステートメントの明確化に積極的に取り組み、当行を代表して数多くのイベントに出席し、当行全体において倫理的かつ持続可能な意思決定を推進した。

106.00% - 133.20% 2023年度における取締役の個人目標および行動目標の達成度の範囲

個人別バランス・スコアカードおよび主要な成果物

バランス・スコアカードにより、重要業績評価指標の概要を把握し、具体的な行動を通じて戦略的目標を業務における実務に落とし込み、その結果を組織にカスケードすることが可能となる。バランス・スコアカードは、当行にとって重要業績評価指標を推進および管理する適切なツールである。重要業績評価指標は、財務目標および非財務目標の達成度を予め定義された測定パラメータと照らし合わせて確認し、また、対象年度の業績を翌年度期首に透明性をもって測定するために使用できる。同時に、バランス・スコアカードは、グループ全体の各部門の優先事項を概観するものである。

取締役会の事業配分計画に従った職務責任に基づき、各取締役は、少なくとも1つの個人別バランス・スコアカードと最大4つのバランス・スコアカードが割り当てられる。取締役に複数のバランス・スコアカードが割り当てられている場合、これらは関連する活動の規模および複雑さに応じて加重される。4名の取締役は、複数の職務および／または部門責任により、複数のバランス・スコアカードを有している。以下の表はバランス・スコアカードの数とそれぞれの重み付けを示している。

2023年度の各取締役のバランス・スコアカード

| 取締役 | 重み付け | バランス・スコアカード |
|---------------------------------|------|--|
| Christian Sewing | 83% | グループ/会長 |
| | 17% | 人事/コーポレート不動産 |
| James von Moltke | 75% | 最高財務責任者 |
| | 25% | アセット・マネジメント |
| Fabrizio Campelli | 35% | コーポレート・バンク |
| | 35% | インベストメント・バンク |
| | 20% | コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの運営および統制 |
| | 10% | 英国・アイルランド地域 |
| Claudio de Sanctis ¹ | 100% | プライベート・バンク |
| Bernd Leukert | 100% | テクノロジー、デジタル化およびイノベーション |
| Alexander von zur Mühlen | 71% | アジア・太平洋地域 |
| | 15% | ドイツ |
| | 15% | ヨーロッパ、中東およびアフリカ地域 |
| Rebecca Short | 38% | グループ最高執行責任者（グローバル人事/コーポレート不動産およびドイツ銀行グループ・ストラテジック・アナリティクスを除く。） |
| | 27% | キャピタル・リリース・ユニット |
| | 18% | 人事/コーポレート不動産 |
| | 18% | ドイツ銀行グループ・ストラテジック・アナリティクス |
| | 71% | 最高総務責任者 |
| Professor Dr. Stefan Simon | 29% | 米州地域 |
| | 100% | 最高リスク責任者 |
| Olivier Vigneron | 100% | 最高リスク責任者 |
| Karl von Rohr ² | 40% | プライベート・バンク |
| | 40% | アセット・マネジメント |
| | 10% | ドイツ |
| | 10% | ヨーロッパ、中東およびアフリカ地域 |

¹ 2023年7月1日就任。

² 2023年10月31日退任。

各取締役の職務責任は、予め定められた主要な財務数値および最大3つのカテゴリーの非財務目標に紐づいている。この3つのカテゴリーは以下のとおりである。



合計66の重要業績評価指標（KPI）がこれらのカテゴリーに割り当てられており、そのうち7から16の一連のKPIが、職務責任の領域に応じて、各取締役の個人別バランス・スコアカードに組み込まれている。バランス・スコアカードの手法は、2018年度の導入以来改良され、変化する重点事項に合わせて調整されている。例えば、環境・社会・ガバナンス（ESG）を報酬制度において促進するために、2021年度以降、ESGのトピックをバランス・スコアカードや長期報奨（LTA）においてもさらに考慮するようになった。

個々のカテゴリー内のKPIは、取締役ごとに、対応する目標、閾値および評価パラメータとともに期首に設定される。さらに、各カテゴリーに比率の重み付けが設定されている。全体的なバランス・スコアカードにおける個々のカテゴリーの重み付けは、取締役の職務責任に応じて最大65%とすることができる。バランス・スコアカードのKPIは年間を通じて継続的に測定されるが、全体的な評価は期末に行われる。

各取締役の最終的な達成度を決定するための計算ロジックは、以下のとおりである。

第1ステップでは、各KPIの達成レンジが決定される。最低閾値に達しない場合、このKPIの達成度はゼロに設定される。KPIの上限値に到達すると、達成度は150%に設定される。概要を明確に示すため、バランス・スコアカードは、定められた評価基準に基づいて、各個人目標が達成された、またはそれを越えた（「緑」）、100%未満の達成であった（「アンバー」）、または達成されなかった（「赤」）かを示す。

第2ステップでは、第1ステップからのKPIの評価と、その結果として各カテゴリーに適用されるレンジを考慮して、各カテゴリーの達成度が計算される。カテゴリーのすべての目標を超えると、カテゴリーの達成度は最大150%となる。しかし、カテゴリーの最低閾値が達成されていない場合は、達成度は0%である。

第3ステップでは、カテゴリーの全体的な達成度とその重み付けから、個々のバランス・スコアカードの全体的な達成度が導き出される。

Christian Sewing (最高経営責任者) の個人別バランス・スコアカード

| KPIカテ | | KPIカテ | | KPIカテ | |
|------------------|------|----------------------------|---|-------|--|
| ゴリー | 重み付け | KPI | 2023年度の成果 | 達成度 | |
| 経営成績・資本・リスク | 50% | 調整後直接費用ベース (DACB) | 「調整後直接費用ベース」KPIは、会長の部門の費用目標を測定する。「調整後費用」とは、訴訟、解雇、リストラクチャリングおよび減損費用を目標値から控除した金額である。2023年度における調整後直接費用ベースは541百万ユーロであり、目標を4.2%下回った。 | | |
| | | 調整後直接費用ベース - グループ | ドイツ銀行グループの「調整後直接費用ベース」は2023年度において206億ユーロであり、目標を4.6%上回った。 | | |
| | | レバレッジ比率 - グループ | 「レバレッジ比率」は自己資本規制 / 所要自己資本指令の定義に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行のコア資本の比率である。2023年度末におけるレバレッジ比率は4.55%であり、目標を5.5%上回った。 | | |
| | | レッドフラッグ (12ヶ月平均) | 「レッドフラッグ」は該当するリスク関連の方針および統制プロセスの違反に割り当てられる。会長の部門における目標では最大で1ヶ月当たり平均1つのレッドフラッグが許容されるが、2023年度において、レッドフラッグは1ヶ月当たり平均でゼロであった。 | | |
| 文化・統制・行動・フランチャイズ | 50% | カルチャー・パルス・サーベイ | 「カルチャー・パルス・サーベイ」KPIは、5つのカルチャーに関する質問に対する好意的な回答の単純平均で測定される。2023年度においては目標75%に対し、結果は75.89%と上回った。 | | |
| | | ジェンダーの多様性 (VP/D/MD) | 「ジェンダーの多様性」KPIは、ドイツ銀行グループ内のヴァイス・プレジデント、ディレクターおよびマネジング・ディレクターの母集団に占める女性の割合である。2023年度においては、会長の部門の目標41.2%に対し、結果は43%と明らかに目標以上の達成であった。 | 111% | |
| | | 期限超過の指摘事項 (F3/F4) (12ヶ月平均) | 「期限超過の指摘事項」KPIは、)内部、)規制上の指摘事項、および)自己識別した課題 (SII) を対象とする「重要」および「重大」な指摘事項を含む、期限超過の指摘事項の数をカウントする。2023年度においては目標0に対し、平均0.67の期限超過の指摘事項があった。 | | |
| | | メディアの評判 | 当行グループの「メディアの評判」KPIは、外部のプロバイダーであるUnicepta (ベース: ドイツ銀行のグローバル・メディア・リスト) により提供されるドイツ銀行のメディア・カバレッジ全体の指数である。マイナス1が完全に否定的、1が完全に肯定的とし、目標スコア0に対し、2023年度のスコアはマイナス0.21でほぼ達成された。 | | |
| | | ESG格付指数 | 「ESG格付指数」は、当行の3つのコアとなるESG格付で達成されたスコア / 格付の均等加重指数値である。2023年度のスコアは、目標の73.00に対し71.00であった。 | | |

1 グループ/会長のバランス・スコアカードは、CEOの2つのバランスカード (グループ/会長および人事/コーポレート不動産) のうちの1つを表す。バランス・スコアカードの全体的な達成度は、2つのバランス・スコアカードの組み合わせに基づき決定される。

James von Moltke (最高財務責任者) の個人別バランス・スコアカード

| KPIカテ | | KPIカテ | | KPIカテ | |
|-------|------|-------|-----------|-------|--|
| ゴリー | 重み付け | KPI | 2023年度の成果 | 達成度 | |

| | | | |
|------------------|-----|-------------------------|--|
| 経営成績・資本・リスク | 60% | 調整後直接費用ベース (DACB) | 「調整後直接費用ベース」KPIは、財務部門の費用目標を測定する。「調整後費用」とは、訴訟、解雇、リストラクチャリングおよび減損費用を目標値から控除した金額である。2023年度における調整後直接費用ベースは524百万ユーロであり、目標を1.7%上回った。 |
| | | 調整後直接費用ベース - グループ | ドイツ銀行グループの「調整後直接費用ベース」は2023年度において206億ユーロであり、目標を4.6%上回った。 |
| | | レバレッジ比率 - グループ | 「レバレッジ比率」は自己資本規制/所要自己資本指令の定義に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行のコア資本の比率である。2023年度末におけるレバレッジ比率は4.55%であり、目標を5.5%上回った。 |
| 文化・統制・行動・フランチャイズ | 30% | レッドフラッグ (12ヶ月平均) | 「レッドフラッグ」は該当するリスク関連の方針および統制プロセスの違反に割り当てられる。財務部門における目標では最大で1ヶ月当たり平均3つのレッドフラッグが許容されるが、2023年度において、レッドフラッグは1ヶ月当たり平均1つであった。 |
| | | 監査CRMG | 「統制リスク管理グレード」とは、統制環境の側面を反映する4つの主要指標 (すなわち、重要な指摘事項) にわたる部門のパフォーマンスに基づいたスコアであるが、さらに、より顕著に文化的なテーマ (自己識別、改善の質と適時性) に重点を置いている。2023年度は目標スコア2.5に対し、スコア1.69で達成されなかった。 |
| | | カルチャー・パルス・サーベイ | 「カルチャー・パルス・サーベイ」KPIは、5つのカルチャーに関する質問に対する好意的な回答の単純平均で測定される。2023年度の目標は75%であり、結果は74.13%とほぼ達成された。 |
| | | ジェンダーの多様性 (VP/D/MD) | 「ジェンダーの多様性」KPIは、ドイツ銀行グループ内のヴァイス・プレジデント、ディレクターおよびマネジング・ディレクターの母集団に占める女性の割合である。2023年度において、財務部門の目標36.54%に対し、結果は36.05%とほぼ達成された。 |
| | | ESG格付指数 | 「ESG格付指数」は、当行の3つのコアとなるESG格付で達成されたスコア/格付の均等加重指数値である。2023年度のスコアは、目標の73.00に対し71.00であった。 |
| | | 投資家とのミーティング | 「投資家とのミーティング」KPIは、株式投資家およびクレジット投資家と接触した回数である。目標のミーティング回数550回に対し、合計ミーティング回数は1,020回であり、目標を上回った。 |
| デジタル化・イノベーション | 10% | データ品質の問題の改善 | 「データ品質の問題の改善」KPIは、当行にとって最も重要であるデータ品質の問題の分析と改善のスピードを、6ヶ月および18ヶ月の期間についてそれぞれ測定する。2023年度のスコアは、目標の0.15に対し0.13であり、目標を上回った。 |
| | | キャパシティ創出のための検証済みのデジタル化案 | 「キャパティ創出のための検証済みデジタル化案」KPIは、各分野の作業記録をデジタル化する機会を特定し、イノベーション・チームとプロセス/商品をレビューし、実装に向けてデジタル化ケースを戦略的ソリューションズ・グループ (TSG) に提出することに関連している。2023年度の目標である328.23千時間は、389.50千時間という結果で達成された。 |

112%

1 CF0のバランス・スコアカードは、CF0の2つのバランスカード (CF0およびアセット・マネジメント) のうちの1つを表す。バランス・スコアカードの全体的な達成度は、2つのバランス・スコアカードの組み合わせに基づき決定される。

バランス・スコアカード (社内的なトラッキング・ツールとしての機能の図示)

| KPIカテゴリー | 加重KPIカテゴリー | KPI | 目標 | 実績 | 達成度 | 達成 | 結果のレンジ ¹ | 評価 | 重み付け×係数 | 最終結果 |
|------------------|------------|-------|----|----|-----|----|-----------------------|------|---------|------|
| 経営成績・資本・リスク | 30% | KPI 1 | 目標 | 実績 | 達成度 | | 緑からアンバー (75%-125%) | 110% | 33% | |
| | | KPI 2 | 目標 | 実績 | 達成度 | | | | | |
| | | KPI n | 目標 | 実績 | 達成度 | | | | | |
| 文化・統制・行動・フランチャイズ | 50% | KPI 1 | 目標 | 実績 | 達成度 | | 緑から赤 (50%-100%) | 70% | 35% | 76% |
| | | KPI 2 | 目標 | 実績 | 達成度 | | | | | |
| | | KPI n | 目標 | 実績 | 達成度 | | | | | |
| イノベーション・デジタル化 | 20% | KPI 1 | 目標 | 実績 | 達成度 | | アンバーから赤 (25%-75%) | 40% | 8% | |
| | | KPI 2 | 目標 | 実績 | 達成度 | | | | | |
| | | KPI n | 目標 | 実績 | 達成度 | | | | | |

1 KPIカテゴリーの結果のレンジ：緑（100-150%）、緑からアンバー（75-125%）、緑から赤（50-100%）、アンバーから赤（25-75%）、赤（0%）。

取締役が1つ以上のバランス・スコアカードを有している場合、予め定義されたバランス・スコアカードの重み付けに基づいた最終的な全体的な達成度を決定するために、第4ステップが追加で実施される。

| 取締役 | バランス・スコアカード および主要な成果物の達成度 |
|---------------------------------|------------------------------|
| Christian Sewing | 111% |
| James von Moltke | 112% |
| Fabrizio Campelli | 112% |
| Claudio de Sanctis ¹ | 115% |
| Bernd Leukert | 120% |
| Alexander von zur Mühlen | 106% |
| Rebecca Short | 119% |
| Professor Dr. Stefan Simon | 94% |
| Olivier Vigneron | 121% |
| Christiana Riley ² | N/A |
| Karl von Rohr ³ | N/A |

1 2023年7月1日就任。

2 Riley氏は、当初の任期終了前に取締役を退任することを選択したため、2023年度の変動報酬を受け取る権利はない。

3 2023年10月31日退任。Rohr氏の取締役からの退任に伴い、短期報奨の達成度は前年度における達成度に沿って設定されたため、バランス・スコアカードのKPIの評価は行われなかった。

94% - 121% 2023年度における取締役のバランス・スコアカードおよび主要な成果物の達成度のレンジ

短期報奨の全体的な達成度

2023年度について、監査役会が定義した短期報奨の3つの項目に結びついた目標の達成度に基づいて、以下の全体的な達成度が取締役に対して決定されている。

短期報奨の全体的な達成度

| | 個人別の達成度 (%) | | STAの全体的な達成度 | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---|-------------|--------------------------|---------------------|
| | 個人別目標 および 行動目標 (62.5%) | バランス・ス コアカード および主要な 成果物 (37.5%) | 達成度 | ユニティ関連 の引き下げ前 の達成度 | 達成度 (単位：ユー ロ) |
| Christian Sewing | 133.20% | 111.00% | 124.88% | 112.39% | 2,528,719 |
| James von Moltke | 117.80% | 112.00% | 115.63% | 109.84% | 2,163,922 |
| Fabrizio Campelli | 119.00% | 112.00% | 116.38% | 116.38% | 2,374,050 |
| Claudio de Sanctis ¹ | 115.33% | 115.00% | 115.21% | 109.45% | 1,072,570 |
| Bernd Leukert | 112.80% | 120.00% | 115.50% | 103.95% | 1,704,780 |
| Alexander von zur Mühlen | 110.40% | 106.00% | 108.75% | 108.75% | 1,783,500 |
| Rebecca Short | 114.25% | 119.00% | 116.03% | 110.23% | 1,807,767 |
| Professor Dr. Stefan Simon | 116.60% | 94.00% | 108.13% | 108.13% | 1,773,250 |
| Olivier Vigneron | 106.00% | 121.00% | 111.63% | 100.46% | 1,647,585 |
| Christiana Riley ² | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| Karl von Rohr ³ | N/A | N/A | 123.03% | 61.52% | 973,988 |

¹ 2023年7月1日就任。

² Riley氏は、当初の任期終了前に取締役を退任することを選択したため、2023年度の変動報酬を受け取る権利はない。

³ 2023年10月31日退任。Rohr氏の取締役からの退任に伴い、短期報奨の達成度は前年度における達成度に沿って設定されたため、個人の業績の評価は行われなかった。

61.52% - 116.38% 2023年度における取締役のSTAの全体的な達成度のレンジ

長期報奨 (LTA)

変動報酬を決定する際には、ドイツ銀行の戦略と結び付いた長期目標の達成が重視される。この点を強調するため、監査役会は、長期報奨 (LTA) の目標変動報酬総額に占める割合を60%とすることを決定した。各事業年度の期首に、監査役会は、LTAに係る取締役の長期全体目標を定める。2023年度のLTAにおける目標および重み付けは以下のとおりである。

- ESG目標 (33.33%)
- ドイツ銀行株式の相対的総株主利益率 (25%)
- グループ財務 (41.67%)

すべてのLTAの目標は3年間にわたって評価される。各目標の目標報酬の60%に、評価年度の達成度を乗じるため、各事業年度の最大の割合を占めることとなる。該当する目標に対する目標報酬の30%は前事業年度の達成度に基づき、10%はその前の事業年度の達成度に基づき決定される。これにより、評価年度の全体的な加重達成度が導き出される。

3年間の評価期間



ESG目標

ドイツ銀行は、脱炭素化等のサステナビリティ関連のイニシアチブを率先して主導し、より環境的に、社会的に、そして財務的に十分にガバナンスがとれた経済に貢献することを目指している。当行のサステナビリティ戦略と取締役報酬を緊密かつ一貫性をもって結びつけるため、監査役会は、当行の戦略的サステナビリティ目標を環境・社会・ガバナンス（ESG）項目に統合し、その結果をLTAの全体目標の1つとして実行することを決議した（ESG項目）。

ESG項目はLTAの33.33%を占めている。これは変動報酬総額の20%に相当し、ドイツ銀行にとってのESGアジェンダの重要性を強調している。各事業年度の期首に、監査役会は、ESG項目にまとめられたすべての目標について、目標ならびに上限および下限を設定する。事業年度の達成度の評価は遡及的に行われる。定量的に測定可能なKPI（AML / KYC改善活動を除くすべて）の達成度を、0%および100%、100%、ならびに100%から150%のカテゴリーで評価するために線形計算手法が用いられている。以下の表は、2023年度の目標金額、期末実績およびその達成度を示したものである。

| ESG ¹ | | 下限 (0%) | 目標 (100%) | 上限 (150%) | 2023年度 実績 | 達成率 | 2022年度 実績 | 2021年度 実績 |
|------------------|---|--|--------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------|--------------|--------------|
| 環境 | サステナブル融資 | 2,600億ユーロ | 3,150億ユーロ | 3,600億ユーロ | 2,790億ユーロ | 28% | 12.5% | 3.5% |
| | 気候リスク管理を牽引 - ネットゼロ移行計画の詳細を公表し、ネットゼロ/バンキング・アライアンスのコミットメントと整合させるため、主要産業セクターの炭素集約度をさらに削減する目標を2023年度末までに設定 | 関連する主要セクター（セクター以下）の目標設定完了 | 関連する主要セクター（4セクター）の目標設定完了 | NZBAが推奨する関連する主要9セクター（すべて）の目標設定完了 | 関連する主要セクター（採炭、セメントおよび船舶の3セクター） | 50% | 12.5% | 6.25% |
| | 当行グループの事業 | 2019年度比の建物に係るエネルギー消費量（キロワットアワー/平方メートル） | -17% | -21% | -22% | -25% -30% | 150% | 5% |
| 社会 | 従業員のフィードバック文化（直近のサーベイの結果） | 75% | 75% | 78% | 73.84% | 61.33% | 5% | 3.07% |
| | ジェンダーの多様性（VP/D/M/D） | 31% | 31.6% | 32.3% | 32.3% | 150% | 10% | 15% |
| ガバナンス | 統制環境リスク管理グレード（評価およびグループ監査リスク/統制文化グレード） - 年次平均 | 1.8 | 3 | 5 | 2.1 | 40% | 15% | 6% |
| | AML/KYC改善活動 | 0% | 100% | 150% | 75% | 75% | 40% | 30% |
| | | | | | | | 100% | 71.32% |

¹達成度の決定は、線形計算に基づいている。

ESGの全体的な達成度

| 年度 | 3年間の加重達成度 | | | |
|------|-----------|---|--------|----------|
| 2021 | 10% | × | 89.38% | = 8.94% |
| 2022 | 30% | × | 64.38% | = 19.31% |
| 2023 | 60% | × | 71.32% | = 42.79% |

2023年度のESG項目の全体的な達成度は、7つのサブ項目の加重達成度に基づいて計算され、71.32%に設定された。この結果、LTAのうちESG項目に帰属する部分の3年間の全体的な加重達成度は71.04%となる。

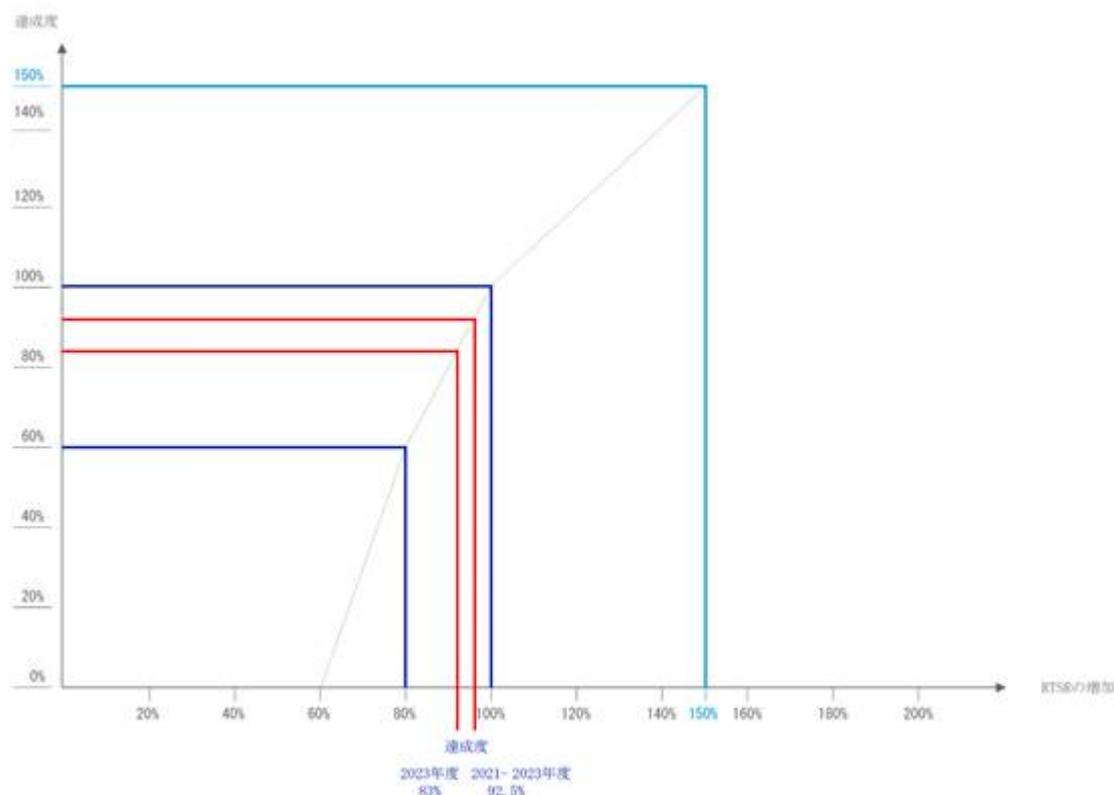
71.04% 2021年度から2023年度の期間におけるLTAのESG達成度

相対的総株主利益率 (RTSR)

当行の主要な戦略目標は、同業他社の株式のパフォーマンスと比較したドイツ銀行株式のパフォーマンス（相対的総株主利益率 (RTSR)）である。ドイツ銀行株式のRTSRの目標は、選定された金融機関と比較して、ドイツ銀行株式の持続的パフォーマンスを強化することを意図している。RTSRは、取締役の利益と株主の利益を結びつける。さらに、RTSRはパフォーマンスを相対的に測定し、関連する同業他社を上回るためのインセンティブを生み出している。総株主利益率は、株価パフォーマンスに、理論的に再投資された総配当額を加算したものとして定義される。RTSRは、同業他社グループの平均総株主利益率に対して、ドイツ銀行株式の総株主利益率に基づいて導出および計算されたものである。

RTSRが100%を超える場合には、目標達成度は目標値の上限150%まで比例して増加する。すなわち、100%を超えてからは、1パーセンテージ・ポイント増加するごとに目標達成度は1%増加する。RTSR平均が100%未満の場合には、目標達成度は不均等に減少する。RTSRが80%から100%未満の範囲においては、1パーセンテージ・ポイント減少するごとに目標達成度は2パーセンテージ・ポイント減少する。RTSRが60%から80%未満の範囲においては、1パーセンテージ・ポイント減少するごとに目標達成度が3パーセンテージ・ポイント減少する。RTSRが評価期間全体で60%を超えない場合は、目標達成度はゼロとなる。

RTSRの増加と達成度



RTSRの計算の基礎として使用される同業他社グループは、基本的に類似の事業活動ならびに類似の規模および国際的存在を有する会社から選定される。監査役会は、同業他社グループ構成の見直しを定期的に行う。2021年度および2022年度におけるRTSRの同業他社グループは、Banco Santander、Bank of America、Barclays、BNP Paribas、Citigroup、Credit Suisse、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBSおよびUniCreditの11行で構成されていた。2023年度においては、Credit Suisseが同業グループから除外され、含まれる銀行の数は10行に減少した。

RTSRの全体的な達成度

| 年度 | 3年間の加重達成度 | | | |
|------|-----------|---|---------|----------|
| 2021 | 10% | × | 88.00% | = 8.80% |
| 2022 | 30% | × | 113.00% | = 33.90% |
| 2023 | 60% | × | 83.00% | = 49.80% |

2023年度において、ドイツ銀行の総株主利益率は、同業他社グループの10行中、4行を上回った。2023年度の達成度は83%となった。この結果、LTAのうちRTSRに帰属する部分の3年間の全体的な加重達成度は92.5%となる。

92.50% 2021年度から2023年度の期間におけるLTAのRTSR達成度

グループ財務

2023年度において、これまで2つの別個の項目であった「本業の資本の成長」と「グループ項目」が「グループ財務」に統合され、重み付けは25%とされた。本業の資本の成長およびRoTEは資本の増加を正確に反映するため、本業の資本の成長は個別の目標から削除された。

グループ財務を通じ、監査役会は、企業戦略を支える主要な財務数値を取締役報酬と結びつけることにより、当行の資本、リスク、費用および利益プロファイルを持続的に促進するインセンティブを確立する。

| グループ財務 | | 目標 | 実績 | 達成度 |
|-------------------------|--|-------------|-------|--------|
| 普通株式等Tier 1 (CET1) 資本比率 | 当行の普通株式等Tier 1資本比率は、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに対するリスク・ウェイト・アセットの比率である。 | 13.1% 以上 | 13.7% | 70.00% |
| 税引後有形株主資本利益率 (RoTE) | 平均有形株主資本に対するドイツ銀行株主に帰属する純利益 (純損失) (AT1クーポン控除後) の比率。 | 8% 以上 | 7.4% | 0.00% |
| 費用収益比率 (CIR) | 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。 | 70% 以下 | 75.1% | 0.00% |

グループ財務の全体的な達成度

| 年度 | 3年間の加重達成度 | | | |
|------|-----------|---|--------|----------|
| 2021 | 10% | × | 77.50% | = 7.75% |
| 2022 | 30% | × | 80.00% | = 24.00% |
| 2023 | 60% | × | 70.00% | = 42.00% |

グループ財務の3つの目標すべてに均等に重み付けされた達成度は、2023年度において70%であった。この結果、LTAのうちグループ項目に帰属する部分の3年間の全体的な加重達成度は73.75%となる。

73.75% 2021年度から2023年度の期間におけるLTAのグループ財務の達成度

長期報奨の全体的な達成度

| | 達成度 | | | LTAの全体的な達成度 | |
|---------------------------------|-------------------|---------------|--------------------|-------------|-----------------|
| | ESG目標 (33.33%) | RTSR (25%) | グループ財務 (41.67%) | 達成度 | 達成度 (単位：ユーロ) |
| Christian Sewing | | | | | 2,616,778 |
| James von Moltke | | | | | 2,291,135 |
| Fabrizio Campelli | | | | | 2,372,546 |
| Claudio de Sanctis ¹ | 71.04% | 92.50% | 73.75% | 77.53% | 1,139,752 |
| Bernd Leukert | | | | | 1,907,341 |
| Alexander von zur Mühlen | | | | | 1,907,341 |
| Rebecca Short | | | | | 1,907,341 |
| Professor Dr. Stefan Simon | | | | | 1,907,341 |
| Olivier Vigneron ² | 68.54% | 95.00% | 74.00% | 77.43% | 1,904,778 |
| Christiana Riley ³ | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| Karl von Rohr ⁴ | 71.04% | 92.50% | 73.75% | 77.53% | 1,841,436 |

1 2023年7月1日就任。

2 2022年5月20日就任。2022年3月1日にドイツ銀行の取締役就任のため、長期的な達成度は2年間の評価に基づく。

3 Riley氏は、当初の任期終了前に取締役を退任することを選択したため、2023年度の変動報酬を受け取る権利はない。

4 2023年10月31日退任。

77.53% 2021年度から2023年度の期間におけるLTAの全体的な達成度

取締役報酬の適切性および設定された最高報酬額の遵守状況

監査役会は、個々の報酬項目の適切性および報酬総額を定期的に見直す。取締役報酬の適切性を見直しにおいて、2023年度の達成度に基づく取締役報酬は適切であると結論付けた。

水平的な適切性

水平比較を通じて、監査役会は、目標とする報酬総額が、取締役会の責務および成果ならびに当行の状況および市場慣行に照らして適切であることを確認する。これに関連して、特に、類似する企業（同業他社グループ）における報酬の水準と構造が検討される。ドイツ銀行の市場ポジション（とりわけ、事業セクター、規模および国）を考慮した適切な会社が比較対象として使用される。水平的な適切性の評価は、以下の3つの同業他社グループと比較して行われる。

同業他社グループ1：

このグループは以下のグローバル銀行10行で構成される。

- 類似のビジネス・モデル
- 類似の規模（貸借対照表、従業員数および時価総額で測定）

この同業他社グループの10行は相対的総株主利益率の測定に用いられる銀行と一致している（「相対的総株主利益率」の項を参照のこと。）。これらは、Banco Santander、Bank of America、Barclays、BNP Paribas、Citigroup、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBSおよびUniCreditである。

同業他社グループ2：

このグループは以下の欧州銀行15行で構成される。

- 類似のビジネス・モデル
- 類似の規模（貸借対照表、従業員数および時価総額で測定）

これらは、Banco Bilbao Vizcaya Argentaria、Banco Santander、Barclays、BNP Paribas、BPCE、Rabobank、Crédit Agricole、Crédit Mutuel、HSBC Holdings、ING Bank、Intesa Sanpaolo、Nordea Bank、Société Générale、UBS GroupおよびUniCreditである。

同業他社グループ3：

このグループはドイツ株価指数（DAX）の企業を含む。

取締役報酬の水平的な適切性は、監査役会により毎年見直される。監査役会は、水平的な適切性を見直しに外部の報酬アドバイザーを定期的に関与させるとともに、これらのアドバイザーが取締役会およびドイツ銀行から独立していることを保証している。監査役会は、取締役の報酬総額の目標設定にあたり、見直しの結果を考慮する。

垂直的な適切性

水平比較に加えて、監査役会は、取締役の報酬と従業員の報酬を比較する垂直比較を検討する。垂直比較においては、監査役会は、特に、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従い、一定期間における報酬の推移を検討する。これには、取締役報酬と2つの従業員グループの報酬を比較することが含まれる。検討されるのは、上級経営陣の報酬であり、取締役会より1つ下のレベルの管理職、各部門の上級幹部委員会メンバー、ドイツ銀行グループ内の重要な機関の取締役、経営責任を有する取締役会・レベル1の役員で構成される。一方、取締役の報酬は、世界中のドイツ銀行グループのその他のすべての従業員（労働協約適用対象従業員および労働協約適用対象外の従業員）の報酬と比較される。

設定された最高報酬額（上限）の遵守状況

最高報酬限度額（上限）は、各取締役に対して12百万ユーロに設定されている。これは、事業年度に付与された報酬の実際の費用および/または実際の支出に基づいている。基本給は固定額である。付加給付の費用は、各年度において取締役によって異なる。ドイツ銀行の年金制度への拠出額または年金手当は、すべての取締役に対して同額に設定されている。しかしながら、ドイツ銀行の年金勤務費用について期中に当行が認識すべき金額は、保険数理上の変数に基づいて変動する。短期報奨（STA）および長期報奨（LTA）の複数年の変動報酬項目の費用額は、繰延期間のため最長7年までは確定しないため、2023年度に設定された最高報酬限度額の遵守は、最長2031年度までの事業年度の報酬報告書の枠組みでしか決定できない。しかしながら、ドイツ株式会社法第87a条に規定されている最高報酬限度額の遵守は、2023年度においては既に保証されている。

繰延および保有期間

銀行の報酬制度監督要件に関する規制（InstitutsVergV）は、取締役の変動報酬の決定について3年の評価期間を設けることが一般的であると規定している。ドイツ銀行は、この要件に従い、長期報奨（LTA）の各目標を3年間にわたって評価している。取締役が当行グループに最近加わったばかりであるため、関連する3年間を当該取締役に帰属させられない場合は、目標達成度は当該取締役に帰属させることが可能な期間について決定する。LTAの繰延期間は、原則5年である。評価期間が所定の最短期間に満たない場合、付与される変動報酬の繰延期間は、評価期間に満たない年数分、延長される。短期報奨（STA）の評価期間は1年である。STAの繰延期間は原則7年である。

長期報奨（LTA）は、株式に基づく商品（制限付株式報奨（REA））の形式で付与される。REAは、変動報酬の付与（付与日）後、2年目に40%のトランシェ、3年目、4年目および5年目に各20%の3つのトランシェという、4つのトランシェで5年間の繰延期間にわたって行われる。付与日後は、各トランシェのREAに1年間の追加の保有期間が適用される。したがって、取締役は、REAの原資産である株式を最短で4年後、またそのすべてを付与日から6年後まで処分できない。繰延期間および保有期間中、REAの価値はドイツ銀行株式のパフォーマンスに連動するため、当行の長期的な業績に連動し、その結果、取締役のインセンティブとドイツ銀行の業績との整合性が強化される。

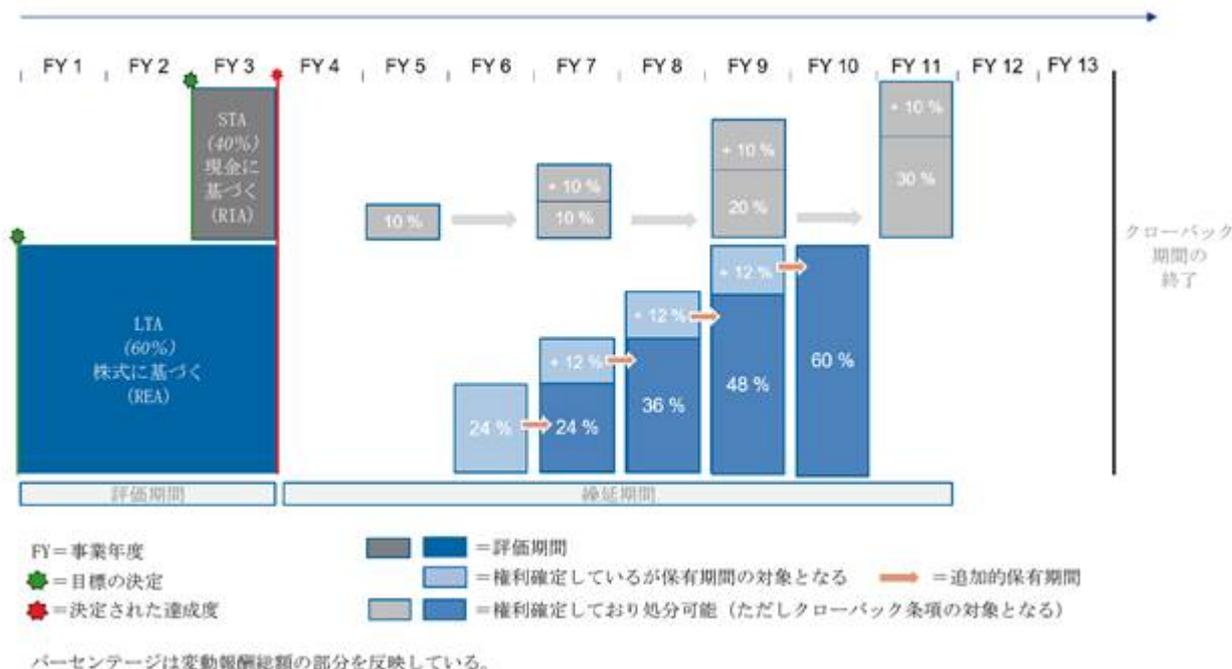
短期報奨（STA）は通常、繰延現金報酬（制限付奨励報奨（RIA））の形式で付与される。STAは付与日から1年目、3年目、5年目および7年目の合計7年間にわたり、各25%ずつ4つのトランシェで支払われる。しかし、STAが変動報酬総額の50%を超える場合、50%を超える部分も制限付株式報奨（REA）の形式で付与される。これは、規制要件に従い、変動報酬総額の最低50%は株式に基づく報酬の形式で付与されるようにするためである。50%を超える部分については、LTAからの株式報酬と同様の繰延規則が適用される。

ドイツ銀行の米国における一部の事業体で特定機能を担う者については、適用される規制により、上述の制限付株式報奨（REA）と制限付奨励報奨（RIA）ではなく、別の制度に基づき報酬を受け取ることが要求される。これらの者への制限付報酬は、制限付株式報奨と制限付現金報奨で構成される。当該受給者は報奨日から当該報奨の実質的受益者となり、当該報奨は受給者のために保持される。これらの報奨は、（業績条件と失効規定を含む、適用される制度規則および報奨ステートメントに従い）一定期間の制限付である。この制限期間は、ドイツ銀行に適用される通常の繰延報酬の保有期間と整合している。取締役でこれらの規則が適用されるのは、ドイツ銀行USA Corp.のCEOとしての役割からStefan Simon氏である。

取締役が英国の健全性監督機構（PRA）によって「上級管理職（SMF）」保有者として特定された場合、原則として英国の規制における特定の繰延規定が適用される。Fabrizio Campelli氏は、英国地域の監督というその責任範囲により、2023年度の変

動報酬の目的においてSMF保有者として特定された。2023年度に、この地域を監督する責任のために費やされた時間に対応する変動報酬の割合が、英国の規制における繰延規定の対象となることについて、PRAと合意した。したがって、同氏の変動報酬の10%が英国の規制に沿って繰延べられた。具体的には、4%が制限付奨励報奨（RIA）で付与され、付与日から1年目および3年目に2つの均等なトランシェで支払われ、6%が制限付株式報奨（REA）で付与され、付与日から3年目、4年目、5年目、6年目および7年目に5つの均等なトランシェで権利が確定する。権利確定後、各トランシェにはさらに1年間の保有期間が適用される。

制限付奨励報奨（RIA）および制限付株式報奨（REA）には、繰延および保有期間中に特定の失効条件が適用される（追加情報は「バックテスト、マルスおよびクローバック」の項に記載されている。）。



バックテスト、マルスおよびクローバック

報酬項目を複数年にわたって繰延形式で付与することにより、長期的なインセンティブが生み出される。さらに、個々のトランシェは、権利が確定するまで特定の失効条件の対象となる。

監査役会は、取締役が過去に達成した結果が持続可能であるかを定期的に見直している（バックテスト）。変動報奨の付与の基礎となる成果が持続可能でないと判明した場合、当該報奨の一部または全部が失効する可能性がある。

また、当行グループの業績がマイナスとなった場合、以前に付与された変動報奨の全部または一部が失効することを繰延期間中に宣言される場合がある。さらに、特定のソルベンシーまたは流動性の条件を満たしていない場合には、当該報奨の全部または一部が失効する場合がある。さらに、報奨は、個人の不正行為（規制の違反を含む）、正当な理由のある解雇、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても全部または一部が失効する場合がある（マルス）。

さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規制第18条第5項および第20条第6項（InstitutsVergV）の規定に従い、取締役の契約は、特定の取締役個人が業績にマイナスの貢献をした場合に、監査役会が既に支払われた、または交付された報酬の返還を要求することも認めている（クローバック）。クローバックは、各事業年度に関して繰延形式で付与された報酬項目の最後のトランシェの繰延期間終了から最長2年間、当該事業年度の変動報酬全体について可能である。

監査役会は、各支払期日の前に適宜、取締役会の変動報酬項目の全額または一部の失効（マルス）または返済要求（クローバック）の可能性を定期的に見直している。2023年度において、報奨の失効またはクローバックはなかった。

監査役会は、Christiana Riley氏がドイツ銀行と競合する金融機関に就職するために当行を早期退職することを、適用される計画規則および報奨ステートメントに従って、繰延および権利未確定の変動報酬部分（報奨）が失効する根拠であるとみなした。Christiana Riley氏はこれに同意した。

株式に関する情報および株式所有義務の履行状況（株式保有ガイドライン）

すべての取締役は一定数のドイツ銀行株式を相当数取得し、長期保有しなければならない。この要件は取締役本人とドイツ銀行および株主との連携を促進し、ドイツ銀行の事業の発展に長期的な結び付きを確保することを目的とする。

最高経営責任者については、保有する株式数は年間基本給の総額の200%に相当し、その他の取締役については、年間基本給の総額の100%に相当する。株式所有義務の要件は、まず、取締役に任命以降（待機期間）に付与された株式に基づく変動報酬の合計が、株式所有義務の1.33倍に相当した日時点で履行されなければならない。要件の遵守状況は半期ごとに見直される。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の見直しまでに不足を是正しなければならない。

変動報酬の付与に関連して、監査役会は、株式所有義務が履行されるまで、長期報奨（LTA）のみならず、短期報奨（STA）の一部またはSTAの全体を株式で付与することを個別に決議することができる。これは、株式所有義務のより迅速な遵守を保証することを意図している。

取締役

以下の表は、2023年2月10日および2024年2月9日現在において現取締役が保有している発行済株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

| 取締役 | 2023年2月10日 | | | | 2024年2月9日 |
|---------------------------------|------------|---------|---------|-----|-----------|
| | 現在の残高 | 付与数 | 交付数 | 失効数 | 現在の残高 |
| Christian Sewing | 895,373 | 226,006 | - | - | 1,121,379 |
| James von Moltke | 717,588 | 176,852 | - | - | 894,440 |
| Fabrizio Campelli | 455,170 | 170,306 | 67,887 | - | 557,589 |
| Claudio de Sanctis ¹ | - | - | - | - | 465,211 |
| Bernd Leukert | 295,302 | 165,939 | 3,037 | - | 458,204 |
| Alexander von zur Mühlen | 377,906 | 165,939 | 111,957 | - | 431,888 |
| Rebecca Short | 172,265 | 166,316 | 27,891 | - | 310,690 |
| Professor Dr. Stefan Simon | 265,778 | 165,939 | 13,379 | - | 418,338 |
| Olivier Vigneron | 130,539 | 117,561 | 41,209 | - | 206,890 |

¹ 2023年7月1日就任。

以下の表は、2023年2月10日および2024年2月9日の報告日現在において、現取締役が保有しているドイツ銀行株式総数ならびに株式に基づく報奨および株式所有義務の充足度を示している。

2024年2月9日現在

| 取締役 | 2023年 2月10日現在 ドイツ銀行 株式数 (単位: ユニット) | | うち、株式所 義務の対象と なる制限付株 式報奨/ 発行済株式 数の75% (追加の保有 期間で繰延) (単位: ユニット) | | 株式所義務の 対象となるド イツ銀行株式 および制限付 株式報奨/発 行済株式数 (単位: ユニット) | | 株式保有 義務を 履行しな ければ ならない 有/無 | 必要な株式 所有義務の 水準 (単位: ユニット) ¹ | 充足率 (単 位:%) |
|---------------------------------|---|-------------------------------|---|---|--|---|---|--|-------------------|
| | ドイツ銀行 株式数 (単位: ユニット) | ドイツ銀行 株式数 (単位: ユニット) | 制限付株式 報奨/ 発行済株式数 (追加の保有 期間で繰延) (単位: ユニット) | 式報奨/ 発行済株式 数の75% (追加の保有 期間で繰延) (単位: ユニット) | ドイツ銀行株式 および制限付 株式報奨/発 行済株式数 (単位: ユニット) | 株式保有 義務を 履行しな ければ ならない 有/無 | | | |
| Christian Sewing | 222,171 | 222,171 | 1,121,379 | 841,034 | 1,063,205 | 有 | 620,690 | 171% | |
| James von Moltke | 74,753 | 74,753 | 894,440 | 670,830 | 745,583 | 有 | 275,862 | 270% | |
| Fabrizio Campelli | 149,473 | 185,509 | 557,589 | 418,192 | 603,701 | 有 | 293,103 | 206% | |
| Claudio de Sanctis ² | - | 105,665 | 465,211 | 348,908 | 454,573 | 無 | 258,621 | 176% | |
| Bernd Leukert | 9,477 | 10,007 | 458,204 | 343,653 | 353,660 | 有 | 206,897 | 171% | |
| Alexander von zur Mühlen | 359,655 | 447,485 | 431,888 | 323,916 | 771,401 | 有 | 206,897 | 373% | |
| Rebecca Short | 51,299 | 69,168 | 310,690 | 233,018 | 302,186 | 有 | 206,897 | 146% | |
| Professor Dr. Stefan Simon | 0 | - | 418,338 | 313,754 | 313,754 | 有 | 206,897 | 152% | |
| Olivier Vigneron | 0 | 21,841 | 206,890 | 155,168 | 177,009 | 無 | 206,897 | 86% | |
| 合計 | 866,828 | 1,136,599 | 4,864,631 | 3,648,473 | 4,785,072 | | | | |

1 株式所有義務の対象となるドイツ銀行株式および株式報奨/発行済株式総額の算定は、11.600ユーロ(2024年2月9日のXetraの終値)の株価に基づいている。

2 2023年7月1日就任。

すべての取締役は、2023年度における株式所有義務を履行しているか、または現在、待機期間中にある。

取締役会会長であるSewing氏は、同氏の月次給与純額の15%をドイツ銀行株式に2019年9月から2023年12月末まで投資することに自発的にコミットしている。いずれの場合にも、毎月22日またはその取引日の翌日に購入される。

マニフェスト終了時点の給付

通常の契約終了時の給付

監査役会は、取締役に年金制度給付の受給権を配分する。これらの受給権は確定拠出年金制度に関連するものである。この年金制度では、取締役就任時点で、参加する取締役に個人の年金口座が設定される。

取締役会会長を含む取締役は一律、契約上確定した固定金額に基づく650,000ユーロの年間拠出金を受け取る。拠出金には、年齢関連要因によって60歳まで利息が事前に発生する。初選任に伴う受給権または2021年度以降の再任に伴う受給権については、利息は年平均2%で発生し、従来受給権については4%となる。61歳以降は、前年12月31日現在の年金口座残高に対し、上記金利を適用したことにより生じる額と同額の拠出金が年金口座に振り込まれる。年間拠出額は、合算で、(退職年齢、障害または死亡)の年金事象が発生した場合に将来の年金給付を行うために利用可能な年金資本額を構成している。年金口座残高は当初から権利確定している。

取締役がドイツ以外の所得税を課されている場合、年額650,000ユーロの現金給付による年金手当を確定拠出年金の受給権の代替として選択することができる。これには、慣例的な年金制度の拠出金を受け取ることは、年金手当を受け取ることよりも、取締役にあっては、税務上重要な不利ではないという前提条件が付されている。このオプションは、取締役の任期にわたって行使することができる。

以下の表は、2023年度および2022年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2023年度に在任中の各取締役の2022年12月31日および2023年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、取締役会での在任期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違によるものである。

| 取締役 | 年間拠出額 | | 利息 | | 勘定残高 | | 勤務費用 (IFRS) | | 確定給付制度債務 の現在価値 (IFRS) | |
|---|---------|---------|------------|------------|-----------|-----------|-------------|---------|--------------------------|-----------|
| | (各年度) | | (各年度) | | (年度末) | | (各年度) | | (年度末) | |
| | 2023年度 | 2022年度 | 2023年 度 | 2022年 度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 |
| 単位：ユーロ | | | | | | | | | | |
| Christian Sewing | 747,500 | 760,500 | 0 | 0 | 8,024,000 | 7,276,500 | 564,889 | 529,109 | 6,457,344 | 5,422,875 |
| James von Moltke | 812,500 | 845,000 | 0 | 0 | 5,846,750 | 5,034,250 | 667,237 | 638,068 | 4,948,283 | 3,945,284 |
| Fabrizio Campelli | 786,500 | 946,836 | 0 | 0 | 3,968,254 | 3,181,754 | 525,920 | 605,376 | 2,909,388 | 2,148,218 |
| Claudio de Sanctis ¹ | 386,750 | 0 | 0 | 0 | 386,750 | 0 | 272,499 | 0 | 278,217 | 0 |
| Bernd Leukert | 702,000 | 786,500 | 0 | 0 | 3,436,334 | 2,434,334 | 573,019 | 637,939 | 3,077,074 | 2,317,651 |
| Alexander von zur Mühlen ² | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Rebecca Short | 806,000 | 819,000 | 0 | 0 | 2,179,668 | 1,373,668 | 519,350 | 475,091 | 1,448,786 | 826,548 |
| Professor Dr. Stefan Simon ² | 473,959 | 845,000 | 0 | 0 | 3,483,460 | 3,009,501 | 373,627 | 629,482 | 2,896,341 | 2,311,957 |
| Olivier Vigneron | 760,500 | 644,584 | 0 | 0 | 1,405,084 | 644,584 | 543,072 | 423,955 | 1,053,069 | 446,932 |
| Christiana Riley ^{2,3} | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Karl von Rohr ⁴ | 585,001 | 728,000 | 0 | 0 | 6,034,002 | 5,449,001 | 543,542 | 652,035 | 5,739,167 | 4,864,821 |

¹ 2023年7月1日就任。

² 取締役は「付与された報酬および未払いの報酬(支給額の表)」の項に示される年金手当を受け取る。

³ 2023年5月17日退任。

⁴ 2023年10月31日退任。

期限前解約時の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、退職金の支払額は、最大で年間報酬の2倍までであり、役務契約残存期間に対する報酬として支払うであろう金額を超えてはならない。退職金の算定は、前事業年度の年間報酬と、該当する場合は当事業年度の予想年間報酬に基づいて行われる。退職金は、とりわけ銀行の報酬制度監督要件に関する規制（Insti tusVergV）の規定に基づき、規制および法令要件に従って決定および付与される。

支配権の変更があった場合、取締役は役務契約を終了する特別な権利を有している。しかし、そのような場合には、退職金を受け取る権利を有さない。

その他の役務契約

役務契約期間

取締役会の役務契約期間は就任期間に連動しており、ドイツ株式会社法第84条に従い、最長5年である。監査役会は、少なくとも任期満了の6ヶ月前までに、再任について決定するものとする。取締役再任の場合、役務契約は更新された就任期間分、延長される。

初選任については、契約期間は3年を超えない。取締役会の役務契約は、明示的な終了通知を必要とせず、任期満了とともに自動的に終了する。

その他のマニデートによる報酬に係る基本給の減額

取締役の役務契約には、ドイツ株式会社法第18条に基づき、いかなる企業体（特に、当行の監査役会、アドバイザー・ボードまたは当行のグループ企業の類似する機関）のメンバーとしての各自の立場において与えられる報酬を受領しないことを確認する義務が含まれている。したがって、取締役はドイツ銀行子会社のボードでのマニデートに関する報酬は受け取らない。

取締役の基本給は、ドイツ銀行グループに属さない会社において、（特に、監査役会またはアドバイザー・ボード）のマニデートからの報酬の50%に相当する額が減額される。マニデートおよび暦年当たり100,000ユーロを超えない報酬については、そのような減額は行われない。

2023年度において、取締役1名について、ドイツ銀行グループに属さない会社におけるマニデートからの報酬額が閾値を超過したため、基本給が当該報酬分、減額された。

契約終了後競業禁止条項

取締役退任後、取締役には原則として1年間の競業禁止条項が付されている。競業禁止期間中、ドイツ銀行は、取締役の年間基本給の65%に相当する報酬（待機手当「Karenzenschädigung」）を取締役に支払う。待機手当は退職金に対する請求に対して払い込まれることになる。さらに、待機手当は、取締役が競業禁止中に、自営業、給与またはその他の支払いを有する活動により稼得したいかなる収入によっても減額される。ドイツ銀行は、取締役の契約終了後の競業禁止条項の遵守を免除することができる。そのような免除が認められた場合、ドイツ銀行は待機手当（「Karenzenschädigung」）を支払う義務が終了する。

Christiana Riley氏は2023年5月17日付で取締役を退任した。役務契約は2023年5月31日付で双方合意により終了した。同氏の役務契約に規定されているとおり、契約終了後競業禁止条項に従って、同氏の固定基本給の65%に相当するひと月当たり130,000ユーロの待機手当（「Karenzenschädigung」）が合意された。契約終了後競業禁止条項は、役務契約に規定される2023年6月1日から2023年9月30日までの期間に適用される。

Karl von Rohr氏は2023年10月31日付で取締役を退任した。役務契約は同氏の任命期間の終了をもって終了した。同氏の役務契約に規定されているとおり、契約終了後競業禁止条項に従って、同氏の固定基本給の65%に相当するひと月当たり162,500ユーロの待機手当（「Karenzenschädigung」）が合意された。契約終了後競業禁止条項は、役務契約に規定される2023年11月1日から2024年10月31日までの期間に適用される。

報酬制度からの逸脱

2023年度において、報酬制度からの逸脱はなかった。

2023年度における取締役報酬

現取締役

2023年度報酬総額

監査役会は、上記の2023年の報酬を、各取締役について以下のとおり決定した。

| 単位：ユーロ | | | | | 2023年 | |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| | 基本給(注1) | 短期報奨 | 長期報奨 | 報酬総額 | 目標報酬 総額 | 目標に 対する比率 |
| クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) | 3,600,000 | 2,528,719 | 2,616,778 | 8,745,497 | 9,225,000 | 95% |
| ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) | 3,150,000 | 2,163,922 | 2,291,135 | 7,605,057 | 8,075,000 | 94% |
| ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli) | 3,250,000 | 2,374,050 | 2,372,546 | 7,996,596 | 8,350,000 | 96% |
| クラウディオ・デ・ サンクティス(注2) (Claudio de Sanctis) | 1,500,000 | 1,072,570 | 1,139,752 | 3,712,322 | 3,950,000 | 94% |
| ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert) | 2,400,000 | 1,704,780 | 1,907,341 | 6,012,121 | 6,500,000 | 92% |
| アレクサンダー・フォン・ ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen) | 2,400,000 | 1,783,500 | 1,907,341 | 6,090,841 | 6,500,000 | 94% |
| レベッカ・ショート (Rebecca Short) | 2,400,000 | 1,807,767 | 1,907,341 | 6,115,108 | 6,500,000 | 94% |
| シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon) | 2,400,000 | 1,773,250 | 1,907,341 | 6,080,591 | 6,500,000 | 94% |
| オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) | 2,400,000 | 1,647,585 | 1,904,778 | 5,952,363 | 6,500,000 | 92% |
| クリスティアナ・ライリー (注3) (Christiana Riley) | 1,000,000 | N/A | N/A | 1,000,000 | 2,708,333 | N/A |
| カール・フォン・ローア (注4) (Karl von Rohr) | 2,500,000 | 973,988 | 1,841,436 | 5,315,424 | 6,458,333 | 82% |
| 合計 | 27,000,000 | 17,830,131 | 19,795,789 | 64,625,920 | 71,266,666 | 91% |

(注1)「基本給」の列には、監査役会が設定した目標額が、比較のためユーロ建てで表示されている。実際の受領額は、取締役会メンバーのアレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン氏およびクリスティアナ・ライリー氏については為替変動のため、ベルント・ロイケルト氏については委任契約による報酬と相殺されているため、この目標額とは異なる。

(注2)2023年7月1日就任。

(注3)2023年5月17日退任。2023年5月31日までのサービス契約期間に応じて按分。ライリー氏は当初の任期満了前に取締役を退任することを選択したため、2023年の変動報酬を受け取る権利を有していない。

(注4)2023年10月31日退任。取締役退任に関連し、短期報奨(STA)の達成水準が前年の水準に従って設定された。

制限付株式報奨(REA)の形で2024年に取締役会メンバーに付与された2023年度の株式報奨数は、それぞれのユーロ建て金額を2024年2月の最終10取引日におけるXetraのドイツ銀行株式終値の平均(12.2012ユーロ)で除して計算された。

| 取締役会メンバー | 制限付株式報奨 (追加の保有期間を含む繰延) (単位：株)(注1) |
|----------|---|
| | クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) |

| | |
|--|-----------|
| ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) | 187,779 |
| ファブリツィオ・カンペッリ (Fabrizio Campelli) | 194,514 |
| クラウディオ・デ・サンクティス(注2) (Claudio de Sanctis) | 93,413 |
| ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert) | 156,324 |
| アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen) | 156,324 |
| レベッカ・ショート (Rebecca Short) | 156,324 |
| シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) | 156,324 |
| オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) | 156,114 |
| クリスティアナ・ライリー(注3) (Christiana Riley) | N/A |
| カール・フォン・ローア(注4) (Karl von Rohr) | 150,923 |
| 合計 | 1,622,508 |

(注1)表示目的のために、制限付株式報酬の数値は四捨五入されている。

(注2)2023年7月1日就任。

(注3)2023年5月17日退任。ライリー氏は当初の任期満了前に取締役を退任することを選択したため、2023年の変動報酬を受け取る権利を有していない。

(注4)2023年10月31日退任。

付与された報酬および未払いの報酬(支給額の表)

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2023年度の取締役に対して、2023年度および2022年度中に支払われた報酬および未払いとなっている報酬を示したものである。これには、報告期間中に各取締役に実際に支払われたか、もしくは支給された(「支払われた」)報酬項目、または報告期間中にすでに法的な支払期限が到来していたが支給されていない(「未払い」)報酬項目が含まれる。

報酬額のほかに、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文に基づく報酬総額の固定報酬および変動報酬の相対的比率も表に示している。

| | Christian Sewing | | | | Jamesvon Moltke | | | |
|------------------------------|------------------|----------|-------------|----------|--------------------|----------|------------------|----------|
| | 2023年度 | | 2022年度 | | 2023年度 | | 2022年度 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % |
| 固定報酬項目： | | | | | | | | |
| 基本給 | 3,600 | 72% | 3,600 | 82% | 3,150 ¹ | 77% | 2,900 | 77% |
| 年金手当 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 255 | 5% | 216 | 5% | 72 | 2% | 84 | 2% |
| 固定報酬合計 | 3,855 | 77% | 3,816 | 87% | 3,222 | 79% | 2,984 | 79% |
| 変動報酬項目： | | | | | | | | |
| 繰延変動報酬 | | | | | | | | |
| このうち制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| 2017年度の制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| サインオン | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 67 | 2% |
| 2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨 | 232 | 5% | 232 | 5% | 169 | 4% | 169 | 4% |
| 2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨 | 43 | 1% | 43 | 1% | 43 | 1% | 43 | 1% |
| 2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨 | 304 | 6% | 304 | 7% | 213 | 5% | 213 | 6% |
| 2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨 | 577 | 12% | 0 | 0% | 419 | 10% | 0 | 0% |
| このうち株式報奨： | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 308 ² | 8% |
| 変動報酬合計 | 1,155 | 23% | 579 | 13% | 843 | 21% | 799 | 21% |
| 報酬総額 | 5,010 | 100% | 4,394 | 100% | 4,065 | 100% | 3,783 | 100% |

1 報酬の決定の詳細については、本報告書の「2023年度における取締役の変更および報酬の決定」の項を参照のこと。

2 変動付加給付は、2022年6月30日まで支給された住宅手当を表す。

| | Fabrizio Campelli | | | | Claudio de Sanctis (2023年7月1日就任) | | | |
|------------------------------|--------------------|----------|-------------|----------|----------------------------------|----------|-------------|----------|
| | 2023年度 | | 2022年度 | | 2023年度 | | 2022年度 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % |
| 固定報酬項目： | | | | | | | | |
| 基本給 | 3,250 ¹ | 83% | 2,467 | 90% | 1,500 ¹ | 99% | - | - |
| 年金手当 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | - | - |
| 付加給付 | 33 | 1% | 57 | 2% | 9 | 1% | - | - |
| 固定報酬合計 | 3,283 | 84% | 2,524 | 92% | 1,509 | 100% | - | - |
| 変動報酬項目： | | | | | | | | |
| 繰延変動報酬 | | | | | | | | |
| このうち制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| 2017年度の制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| サインオン | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | - | - |
| 2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | - | - |
| 2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨 | 7 | 0% | 7 | 0% | 0 | 0% | - | - |
| 2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨 | 213 | 4% | 213 | 5% | 0 | 0% | - | - |
| 2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨 | 406 | 8% | 0 | 0% | 0 | 0% | - | - |
| このうち株式報奨： | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | - | - |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | - | - |
| 変動報酬合計 | 626 | 16% | 220 | 8% | 0 | 0% | - | - |
| 報酬総額 | 3,909 | 100% | 2,744 | 100% | 1,509 | 100% | - | - |

1 報酬の決定の詳細については、本報告書の「2023年度における取締役の変更および報酬の決定」の項を参照のこと。

| | Bernd Leukert | | | | Alexander von zur Mühlen | | | |
|--------------------------|--------------------|----------|--------------------|----------|--------------------------|----------|--------------------|----------|
| | 2023年度 | | 2022年度 | | 2023年度 | | 2022年度 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % |
| 固定報酬項目： | | | | | | | | |
| 基本給 | 2,397 ¹ | 80% | 2,397 ¹ | 92% | 2,559 ² | 68% | 2,567 ² | 75% |
| 年金手当 | 0 | 0% | 0 | 0% | 650 | 17% | 650 | 19% |
| 付加給付 | 6 | 0% | 8 | 0% | 88 | 2% | 121 | 4% |
| 固定報酬合計 | 2,403 | 80% | 2,404 | 93% | 3,297 | 88% | 3,338 | 98% |
| 変動報酬項目： | | | | | | | | |
| 繰延変動報酬 | | | | | | | | |
| このうち制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| 2017年度の制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| サインオン | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2018年度に対する2019年度の制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2019年度に対する2020年度の制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2020年度に対する2021年度の制限付奨励報奨 | 188 | 4% | 188 | 4% | 74 | 2% | 74 | 2% |
| 2021年度に対する2022年度の制限付奨励報奨 | 399 | 8% | 0 | 0% | 395 | 10% | 0 | 0% |
| このうち株式報奨： | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 変動報酬合計 | 587 | 20% | 188 | 7% | 470 | 12% | 74 | 2% |
| 報酬総額 | 2,990 | 100% | 2,593 | 100% | 3,767 | 100% | 3,412 | 100% |

1 表示されている固定報酬には、マンドートからの報酬が含まれている。

2 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。

| | Rebecca Short | | | | Professor Dr. Stefan Simon | | | |
|------------------------------|---------------|----------|-------------|----------|----------------------------|----------|-------------|----------|
| | 2023年度 | | 2022年度 | | 2023年度 | | 2022年度 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % |
| 固定報酬項目： | | | | | | | | |
| 基本給 | 2,400 | 90% | 2,400 | 99% | 2,429 ¹ | 73% | 2,400 | 96% |
| 年金手当 | 0 | 0% | 0 | 0% | 271 ² | 8% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 33 | 1% | 36 | 1% | 55 | 2% | 10 | 0% |
| 固定報酬合計 | 2,433 | 91% | 2,436 | 100% | 2,755 | 83% | 2,410 | 97% |
| 変動報酬項目： | | | | | | | | |
| 繰延変動報酬 | | | | | | | | |
| このうち制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| 2017年度の制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| サインオン | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 78 | 2% | 78 | 2% |
| 2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨 | 241 | 5% | 0 | 0% | 396 | 10% | 0 | 0% |
| このうち株式報奨： | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 91 | 3% | 0 | 0% |
| 変動報酬合計 | 241 | 9% | 0 | 0% | 564 | 17% | 78 | 3% |
| 報酬総額 | 2,674 | 100% | 2,436 | 100% | 3,319 | 100% | 2,488 | 100% |

1 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。

2 取締役は、2023年8月1日以降、年金手当の按分額を受け取る。

| | Olivier Vigneron | | | | Christiana Riley ¹ (2023年5月17日退任) | | | |
|------------------------------|------------------|----------|-------------|----------|--|----------|--------------------|----------|
| | 2023年度 | | 2022年度 | | 2023年度 | | 2022年度 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % |
| 固定報酬項目： | | | | | | | | |
| 基本給 | 2,400 | 99% | 1,473 | 98% | 1,059 ² | 40% | 2,612 ² | 72% |
| 競業禁止手当 | 0 | 0% | 0 | 0% | 543 | 20% | 0 | 0% |
| 年金手当 | 0 | 0% | 0 | 0% | 271 | 10% | 650 | 18% |
| 付加給付 | 33 | 1% | 35 | 2% | 154 | 6% | 204 | 6% |
| 固定報酬合計 | 2,433 | 100% | 1,508 | 100% | 2,026 | 76% | 3,466 | 95% |
| 変動報酬項目： | | | | | | | | |
| 繰延変動報酬 | | | | | | | | |
| このうち制限付奨励報奨： | | | | | | | | |
| 2017年度の制限付奨励報奨： サインオン | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 240 | 6% | 186 | 5% |
| 2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 405 | 15% | 0 | 0% |
| このうち株式報奨： | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 1 | 0% | 1 | 0% |
| 変動報酬合計 | 0 | 0% | 0 | 0% | 646 | 24% | 187 | 5% |
| 報酬総額 | 2,433 | 100% | 1,508 | 100% | 2,673 | 100% | 3,653 | 100% |

1 2023年5月31日までの役務契約期間に按分。

2 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。

Karl von Rohr¹ (2023年10月31日退任)

| | 2023年度 | | 2022年度 | |
|------------------------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | 単位： 千ユーロ | 単位： % | 単位： 千ユーロ | 単位： % |
| 固定報酬項目： | | | | |
| 基本給 | 2,500 | 67% | 3,000 | 87% |
| 競業禁止手当 | 325 | 9% | 0 | 0% |
| 年金手当 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 24 | 1% | 8 | 0% |
| 固定報酬合計 | 2,849 | 76% | 3,008 | 87% |
| 変動報酬項目： | | | | |
| 繰延変動報酬 | | | | |
| このうち制限付奨励報奨： | | | | |
| 2017年度の制限付奨励報奨： サインオン | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨 | 169 | 5% | 169 | 5% |
| 2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨 | 43 | 1% | 43 | 1% |
| 2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨 | 224 | 4% | 224 | 5% |
| 2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨 | 443 | 9% | 0 | 0% |
| このうち株式報奨： | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 変動報酬合計 | 878 | 24% | 435 | 13% |
| 報酬総額 | 3,727 | 100% | 3,444 | 100% |

監査役会は、報告年度に承認された過年度の繰延報酬部分について、それぞれの業績条件が満たされていることを確認した。

元取締役

付与された報酬および未払いの報酬（支給額の表）

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2023年度に元取締役に支払われた報酬および未払いの報酬を示したものである。これには、報告期間中に元取締役に実際に支給された（「支払われた」）報酬項目、または報告期間中にすでに法的な支払期限が到来していたが支給されていない（「未払い」）報酬項目が含まれる。ドイツ株式会社法第162条第5項に従い、2013年度末より前に取締役の役務を終了した元取締役の個人データは提供されていない。

| | Stuart Lewis 2022年5月19日退任 | | Frank Kuhnke 2021年4月30日退任 | | Werner Steinmüller 2020年7月31日退任 | | Sylvie Matherat 2019年7月31日退任 | |
|---------|------------------------------|------|------------------------------|------|------------------------------------|------|---------------------------------|------|
| | 2023年度 | | 2023年度 | | 2023年度 | | 2023年度 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位：％ | 単位： 千ユーロ | 単位：％ | 単位： 千ユーロ | 単位：％ | 単位： 千ユーロ | 単位：％ |
| 競争禁止手当 | 758 | 56% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 繰延変動報酬 | | | | | | | | |
| 制限付奨励報奨 | 604 | 44% | 348 | 100% | 283 | 100% | 132 | 100% |
| 株式報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 年金給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 報酬総額 | 1,363 | 100% | 348 | 100% | 283 | 100% | 132 | 100% |

| | Nicolas Moreau 2018年12月31日退任 2023年度 | | | |
|-------------------|---|---------------------|-------------|------|
| | DB AG | DWS Management GmbH | 全体 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位： 千ユーロ | 単位： 千ユーロ | 単位：％ |
| 繰延変動報酬 | | | | |
| 制限付奨励報奨 | 79 | 90 | 169 | 59% |
| 株式報奨 ¹ | 0 | 117 | 117 | 41% |
| 付加給付 | 0 | 0 | 0 | 0% |
| 年金給付 | 0 | 0 | 0 | 0% |
| 報酬総額 | 79 | 207 | 286 | 100% |

1 表示された株式報奨は、DWS Management GmbHにより付与された株式に基づく商品である。これらの商品の詳細はDWSの年次報告書に記載されている。

| | Garth Ritchie 2019年7月31日退任 | | Frank Strauß 2019年7月31日退任 | | Dr. Marcus Schenck 2018年5月24日退任 | | John Cryan 2018年4月8日退任 | |
|---------|-------------------------------|------|------------------------------|------|------------------------------------|------|---------------------------|------|
| | 2023年度 | | 2023年度 | | 2023年度 | | 2023年度 | |
| | 単位： 千ユーロ | 単位：％ | 単位： 千ユーロ | 単位：％ | 単位： 千ユーロ | 単位：％ | 単位： 千ユーロ | 単位：％ |
| 繰延変動報酬 | | | | | | | | |
| 制限付奨励報奨 | 268 | 100% | 326 | 100% | 65 | 100% | 3,312 | 100% |
| 株式報奨 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 付加給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 年金給付 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 報酬総額 | 268 | 100% | 326 | 100% | 65 | 100% | 3,312 | 100% |

2024年度の見通し

現行の取締役報酬制度は、2021年度株主総会において承認された。それ以来、当該制度がうまく機能し、適切な奨励が設定されていることが証明されている。同時に、報酬制度は競争力がある。しかし、監査委員会と準備中のドイツ銀行の報酬統制委員会は、市場動向および投資家からのフィードバックに基づき、取締役の報酬制度を定期的に見直している。さらに、株式会社法（AktG）、報酬制度監督要件に関する規制（InstitutsVergV）、および直近に改正されたドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（GCGC）の原則と勧告の規制要件が考慮されている。

2023年度の見直しプロセスの一環として、後述のとおり改善点が指摘された。これらの改善は、2024年5月の株主総会に提出される新しい報酬制度に反映され、2024年度以降に適用される。

長期奨励（LTI）の将来予測的評価期間

従来の報酬制度では、長期奨励の全体目標は3年間にわたって評価された。このため、当年度は60%の重み付けがなされた。過去2年の重み付けはそれぞれ30%および10%であった。株主の意見を反映させるため、将来のLTIの業績評価には、代わりに将来予測的評価期間が使用される。さらに、事業年度ごとに異なる重み付けを定めた従来の報酬制度とは対照的に、目標達成度は3事業年度後に決定される。その結果、監査役会は3年先の目標とその目標値を設定する。これにより長期的な視点が培われ、当行の持続可能な発展につながる。

複雑性の低減

監査役会は、報酬制度全体の複雑さを大幅に軽減し、報酬報告書の透明性を高めるために、2つの変更を行った。

- 変動報酬の複雑さは、目標の数を減らすことで簡素化されている。短期奨励（STI）では、個人および部門業績を測定するための目標が、従来の3～4個の個人目標の代わりに、今後は最大5個設定され、さらに行動目標が追加され、多数の重要業績評価指標を含む複雑なバランス・スコアカードが設定される。将来のSTI目標は、「財務」、「ESG」、「個人」に分類することができ、常に財務・非財務、定量的・定性的な目標のバランスを確保する。LTIは、従来の制度に比べて目標数を少なくしている。LTI目標は、グループの財務数値（平均有形株主資本利益率（RoTE）および1株当たり純資産（TBVPS））、相対的総株主利益率（RTSR）ならびにESG目標に反映される。
- 変動報酬総額は、事業戦略およびリスク戦略の枠組みの中で収益の持続可能性を確保するため、主に繰延形式で引き続き付与される。さらに、経営陣の報酬と当行の業績および株価との連動性をさらに高めるため、変動報酬総額は主に株式に基づく商品として引き続き付与される。従来の報酬制度では、繰延と保有期間に関する基本的なスキームが複雑であると認識されていた。将来的には、STIの半分は1年間の評価期間後に現金で直接支給され、残りの半分は1年間の追加保有期間を設けて株式で支給される。LTIは、3年間の評価期間の1年後から、連続した期間において5回分割で株式で支払われ、各回の保有期間は1年である。合計すると、1トランシェのLTI支給額総額は9年後に売却可能となる。監査役会は、繰延期間と保有期間に関する新しいスキームが大幅に簡素化され、理解しやすくなると同時に、InstitutsVergVの規制要件を満たすと確信している。

業績連動報酬の連動性の強化

複数の株主が、選択された同業他社グループの平均TSRとの関係でドイツ銀行株のTSRを測定する、従来の長期項目における相対的総株主利益率（RTSR）の目標達成度曲線の設計に関して懸念を表明した。特に株主は、TSRが同業他社を40%下回った時点から支払いが開始され、同業他社と同等の業績を上げた場合は目標達成率が100%になることを批判した。国際的な銀行の市場慣行に沿い、ドイツ銀行の報酬の業績連動性をさらに強化するため、RTSRの目標達成度は、同業他社グループ内の各社と比較したドイツ銀行のパーセンタイル・ランクに基づいて評価される。新たな手法によれば、ドイツ銀行のパーセンタイル・ランクが中央値に達した場合、つまり、ドイツ銀行が同業他社の50%を上回る場合に支払いが開始される。目標達成率100%とは、70パーセンタイルに達することであり、国際的な銀行10行から成る現在のピアグループでは、TSR実績の点でランク4に相当する。ランク1とランク2のみ、目標達成率150%の上限閾値での支払いを認める。監査役会は、新たな目標達成度曲線の野心的な水準はドイツの市場における現在の慣行を超えており、株主の意見が反映され実行されていると指摘する。

市場との連動性の強化

市場との連動性を高め、取締役報酬に関する契約上の取り決めとの整合性をさらに図るため、年金制度、株式保有ガイドライン、解雇手当の変更が行われた。

- 旧年金制度に関しては、新任の取締役には簡素な現金支給モデルが導入される。現金支給は直接一括で支払われる。これにより、ドイツ銀行にとっては、年金受給資格に対する資金調達における金利リスクや生体上のリスク、またそれに伴う事務手続きを回避することができる。また、通常取締役の年間年金支給額は、現在支給されている年金拠出額より30%低くなる。
- さらに、現在の市場慣行に従い、株式保有ガイドラインに基づく義務について4年間の積立フェーズが導入される。

- ドイツの市場慣行およびドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（GCGC）のG.13の勧告に従い、退職金は現在、年間報酬総額の2倍に制限されており、勤務契約の残存期間を超えて支払われることはない（退職金上限）。投資家やその他の利害関係者の意見を考慮し、監査役会は、新任の取締役の退職金上限を基本給の最大2年分まで引き下げる。さらに、その後の競業避止期間中の待機手当（Karenzenschädigung）は、年間基本給の65%から50%に引き下げられる。

2024年度から2026年度の変動報酬の目標に関する見通し

新たな報酬制度は、取締役とドイツ銀行の株主との間に強い利害の一致を確立し、利害関係者に対する高い透明性を確保する。このような背景から、監査役会は、新たな報酬制度に基づく2024年度の変動報酬の長期目標と目標値を、それぞれの評価期間の開始前に開示すること約束した。短期個人目標は引き続き適時的に開示される。

| 長期インセンティブ KPI* | 重み付け | 定義/コメント | 下限値 (0%) | 目標値 (100%) | 上限値 (150%) |
|----------------|------|--|--|--|--|
| グループ財務 | 25% | | | | |
| RoTE | 15% | 2026年度末までの有形株主資本利益率 | 9%未満 9%=達成度33% | 11% | 12% |
| TbvPS | 10% | 1株当たり有形簿簿価額-2024-2026年度の1株当たり平均有形簿簿価額（為替換算の影響を除く） | 6.5%以下 | 8.5% | 9.5% |
| RTSR | 15% | | | | |
| RTSR | 15% | 2026年度末までのドイツ銀行と同業他社のランキング比較 | 中央値未満 中央値=達成度50% | 70%分位値 | 90%分位値 |
| ESG | 20% | | | | |
| 環境 | 8% | 気候リスク管理を牽引し公表済みのネットゼロへの道筋に沿って開示された炭素集約型産業の削減目標に連動する合意済みKPIに照らして取締役会（MB）の達成度を測定。達成度は「2025-2026年度の平均値」として算定。 | 炭素集約型産業の削減目標の事前定義されたデータポイントのうち、50%以下が閾値に達している。 | 炭素集約型産業の削減目標の事前定義されたデータポイントのうち、70%が閾値に達している。 | 炭素集約型産業の削減目標の事前定義されたデータポイントのうち、85%が閾値に達している。 |
| 社会 | 4% | 2026年度末までのジェンダーの多様性(MB-1, MB-2) | 30%以下 | 32.5% | 35% |
| ガバナンス | 8% | 2026年度末までの統制環境リスク管理グレード 2026年度末までのマネーロンダリング防止/ Know-Your-Client改善活動 | 1.5以下 0% | 3 100% | 5 150% |

* 下限値と目標値間および目標値と上限値間の計算は、直線で行われる。

各KPIの達成度は0%～150%の間で設定可能である。下限と目標、目標と上限の間は直線的に計算される。

監査役の報酬

監査役の報酬は定款第14条に定められており、必要に応じて株主総会において改定することができる。新たな報酬規定は、2023年5月17日の株主総会で決議された。その結果、2023年5月17日現在、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（監査役報酬）を受け取る。各監査役の年間基本報酬額は300,000ユーロ、監査役会会長は950,000ユーロ、副会長は475,000ユーロである。

監査役会委員会の委員長には、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

委員会

単位：ユーロ

| | |
|-------------------------|---------|
| 監査委員会 | 150,000 |
| リスク委員会 | 150,000 |
| テクノロジー、データおよびイノベーション委員会 | 150,000 |
| 会長委員会 | 100,000 |
| 任命委員会 | 100,000 |
| 報酬統制委員会 | 100,000 |
| 規制監視委員会 | 100,000 |
| 戦略およびサステナビリティ委員会 | 100,000 |
| 調停委員会 | 0 |

監査役が複数の委員会の委員長を務める場合、報酬は最高額の委員会に対してのみ支払われる。監査役会会長は、委員会委員長としての追加報酬は受け取っていない。委員会の委員も追加報酬は受け取らない。

監査役報酬の新たな規定に関連して、株主総会において、2023年5月17日から施行される以下の経過規定の承認が決議された。

監査役報酬の額が個々の事案において過去に支給された監査役報酬（定款の旧規定に基づき2023年度に算定された報酬）を超えない場合、現在の任期が2023年5月17日以前に開始した監査役には、過去に支給された監査役報酬と定款第14条の第1項および第2項に基づく監査役報酬との差額が現金で補填される。監査役に再選された場合は、2023年5月17日に採択された定款の規定が適用される。

現在の任期が2023年5月17日以前に開始した監査役には、前年1月のフランクフルト証券取引所（Xetraまたはその後継システム）の最終10取引日の終値の平均に基づいて、現在の任期中に累積的に獲得した仮想株式を2024年2月に受け取る。

決定された報酬の75%は、遅くとも明細提出後2ヶ月以内に、原則として翌年の初3ヶ月間以内に、それぞれの監査役に支払われる。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げて、または切下げて、按分により支払われる。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能による代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能に基づき必要とされるセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。監査役については、免責額を定める必要はない。

新たな規定が2023年5月17日に発効するまで、監査役報酬については以下の規定が適用されていた。

監査役は、年間固定報酬（監査役報酬）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長には、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

| 委員会 単位：ユーロ | 2023年5月17日以前 | |
|-------------------------|--------------|---------|
| | 委員長 | 委員 |
| 監査委員会 | 200,000 | 100,000 |
| リスク委員会 | 200,000 | 100,000 |
| 任命委員会 | 100,000 | 50,000 |
| 調停委員会 | 0 | 0 |
| 規制監視委員会 | 200,000 | 100,000 |
| 会長委員会 | 100,000 | 50,000 |
| 報酬統制委員会 | 100,000 | 50,000 |
| 戦略およびサステナビリティ委員会 | 100,000 | 50,000 |
| テクノロジー、データおよびイノベーション委員会 | 200,000 | 100,000 |

決定された報酬の75%は、翌年の年初3ヶ月間に明細を提出した後で各監査役に支給される。同時に残りの25%は、当行により直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする（失効規定）。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げて、または切下げて、按分により支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能による代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能に基づき必要とされるセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2023年度および2022年度の監査役の報酬

監査役会の各メンバーは2023年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。以下の表は、ドイツ株式会社（AktG）第162条第(1)項第1文に従い、2023年度に監査役会メンバーに支払われた報酬および未払いの報酬を示している。概要をより明確にするため、2023年度の報酬は、まず2023年5月17日より前に適用されていた報酬規定に基づき個別に表示され、次に同日以降に適用された新たな報酬規定に基づき個別に表示されている。いずれの場合も、計算は月単位で切上げ/切捨てされている。

| 監査役会メンバー | 2023年1月1日から2023年5月17日（当日を含まない。）までの期間に係る2023年度の報酬 | | | | |
|--|--|-------------|------------------|----------------|--------------|
| | 基本給 単位：ユーロ | 基本給 単位：% | 委員会の報酬 単位：ユーロ | 委員会の報酬 単位：% | 合計 単位：ユーロ |
| アレキサンダー・ワイナッツ (Alexander Wynaendts) | 83,333 | 22% | 291,667 | 78% | 375,000 |
| デトレフ・ポラシェック(注) (Detlef Polaschek) | 62,500 | 33% | 125,000 | 67% | 187,500 |
| ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) | 62,500 | 27% | 166,667 | 73% | 229,167 |
| ルードヴィヒ・ブロマイヤー・ バルテンスタイン(注) (Ludwig Blomeyer- Bartenstein) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| メイリー・クラーク (Mayree Clark) | 41,667 | 25% | 125,000 | 75% | 166,667 |
| ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| マンジャ・エイファート (Manja Eifert) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ティモ・ハイダー (Timo Heider) | 41,667 | 40% | 62,500 | 60% | 104,167 |
| マルティーナ・クレー(注) (Martina Klee) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ガブリエル・プラツチャー(注) (Gabriele Platscher) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| ベルント・ローゼ(注) (Bernd Rose) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ミシェル・トロニー (Michele Trogni) | 41,667 | 22% | 145,833 | 78% | 187,500 |
| ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) | 41,667 | 22% | 145,833 | 78% | 187,500 |
| シュテファン・フィアテル(注) (Stefan Viertel) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| テオドル・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| フランク・ウェルニッケ(注) (Frank Werneke) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| フランク・ウィッター (Frank Witter) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| 合計 | 916,672 | 32% | 1,937,501 | 68% | 2,854,173 |

(注) 2023年5月17日退任。

2023年5月17日から2023年12月31日までの期間に係る2023年度の報酬

| 監査役会メンバー | 基本給 | | 委員会委員長の報酬 | | 現金支払による差額補填 | | 合計 |
|--|-----------|------|-----------|------|-------------|-----------|----|
| | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ | 単位：ユーロ | |
| | | | (注1) | (注3) | | | |
| アレキサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts) | 554,167 | 100% | 0 | 0% | 0 | 554,167 | |
| フランク・シュルツ(注2) (Frank Schulze) | 277,083 | 100% | 0 | 0% | 0 | 277,083 | |
| ノールベルト・ヴィンケルヨ ハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) | 277,083 | 83% | 58,333 | 17% | 0 | 335,417 | |
| スザンネ・ブライト(注2) (Susanne Bleidt) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| メイリー・クラーク (Mayree Clark) | 175,000 | 67% | 87,500 | 33% | 0 | 262,500 | |
| ヤン・ドウシェック (Jan Duscheck) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| マンジャ・エイファート (Manja Eifert) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| クラウディア・フィーパー (注2) (Claudia Fieber) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| ティモ・ハイダー (Timo Heider) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| ビルギット・ローメン(注2) (Birgit Laumen) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| ゲルリンデ・シーベルト (注2) (Gerlinde Siebert) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| ステファン・ツカルスキー (注2) (Stephan Szukalski) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| ジョン・アレクサンダー・ セイン (John Alexander Thain) | 175,000 | 75% | 58,333 | 25% | 0 | 233,333 | |
| ユルゲン・テーゲル(注2) (Jürgen Tögel) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| ミシェル・トロニー (Michele Trogni) | 175,000 | 67% | 87,500 | 33% | 0 | 262,500 | |
| ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) | 175,000 | 75% | 58,333 | 25% | 29,167 | 262,500 | |
| テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 0 | 175,000 | |
| フランク・ヴィッター (Frank Witter) | 175,000 | 67% | 87,500 | 33% | 0 | 262,500 | |
| 合計 | 4,083,333 | 90% | 437,500 | 10% | 29,167 | 4,550,000 | |

(注1) 監査役会メンバーが複数の委員会委員長を務める場合、報酬が支払われるのは、最高額を受け取る権利がある委員会のみとなる。監査役会会長は、委員会委員長としての追加報酬は受け取っていない。

(注2) 2023年5月17日就任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく移行に関する規定。

2023年度の現任監査役会メンバーについては、報酬総額は以下のとおりとなる。

| 監査役会メンバー | 2023年度報酬総額 | | | | |
|---|------------|------|----------------------------|------|---------|
| | 基本給 | | 委員会の報酬および/または 委員会委員長の報酬 | | 報酬総額 |
| | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ |
| アレキサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts) | 637,500 | 69% | 291,667 | 31% | 929,167 |
| デトレフ・ポラシェック(注1) (Detlef Polaschek) | 62,500 | 33% | 125,000 | 67% | 187,500 |
| フランク・シュルツ(注2) (Frank Schulze) | 277,083 | 100% | 0 | 0% | 277,083 |
| ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) | 339,583 | 60% | 225,000 | 40% | 564,583 |
| ルードヴィヒ・ブロマイヤー・ バルテンスタイン(注1) (Ludwig Blomeyer- Bartenstein) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| スザンネ・ブライト(注2) (Susanne Bleidt) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| メイリー・クラーク (Mayree Clark) | 216,667 | 50% | 212,500 | 50% | 429,167 |
| ヤン・ドウシェック (Jan Duscheck) | 216,667 | 72% | 83,333 | 28% | 300,000 |
| マンジャ・エイファート (Manja Eifert) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |
| クラウディア・フィーバー(注2) (Claudia Fieber) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |
| ティモ・ハイダー (Timo Heider) | 216,667 | 78% | 62,500 | 22% | 279,167 |
| マルティーナ・クレー(注1) (Martina Klee) | 41,667 | 50% | 41,667 | 50% | 83,334 |
| ビルギット・ローメン(注2) (Birgit Laumen) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ガブリエル・プラッチャー(注1) (Gabriele Platscher) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| ベルント・ローゼ(注1) (Bernd Rose) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| ゲルリンデ・シーベルト(注2) (Gerlinde Siebert) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |
| ステファン・ツカルスキー(注2) (Stephan Szukalski) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) | 216,667 | 68% | 100,000 | 32% | 316,667 |
| ユルゲン・テーゲル(注2) (Jürgen Tögel) | 175,000 | 100% | 0 | 0% | 175,000 |
| ミシェル・トロニー (Michele Trogni) | 216,667 | 48% | 233,333 | 52% | 450,000 |
| ダグマー・バルカルセル(注3) (Dr. Dagmar Valcárcel) | 216,667 | 48% | 233,333 | 52% | 450,000 |
| シュテファン・フィアテル(注1) (Stefan Viertel) | 41,667 | 29% | 104,167 | 71% | 145,834 |
| テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) | 216,667 | 84% | 41,667 | 16% | 258,334 |

| | | | | | |
|------------------------------------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| フランク・ウェルニッケ(注1) (Frank Werneke) | 41,667 | 33% | 83,333 | 67% | 125,000 |
| フランク・ヴィッター (Frank Witter) | 216,667 | 56% | 170,833 | 44% | 387,500 |
| 合計 | 5,000,005 | 68% | 2,404,167 | 32% | 7,404,172 |

(注1) 2023年5月17日退任。

(注2) 2023年5月17日就任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく現金支払を含む委員会の報酬。

| 監査役 | 2022年度報酬総額 | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|------|--------------------|------|-----------|-----------------------|------|
| | 基本給 | | 委員会報酬 ¹ | | 報酬総額 | うち、2023年度 第1四半期に支払 | |
| | 単位：ユーロ | 単位：% | 単位：ユーロ | 単位：% | | 単位：ユーロ | 単位：% |
| Alexander Wynaendts ² | 116,667 | 24% | 379,167 | 76% | 495,833 | 371,875 | 75% |
| Dr. Paul Achleitner ³ | 83,333 | 22% | 291,667 | 78% | 375,000 | 375,000 | 100% |
| Detlef Polaschek | 150,000 | 33% | 300,000 | 67% | 450,000 | 337,500 | 75% |
| Ludwig Blomeyer-Bartenstein | 100,000 | 33% | 200,000 | 67% | 300,000 | 225,000 | 75% |
| Mayree Clark | 100,000 | 23% | 329,167 | 77% | 429,167 | 321,875 | 75% |
| Jan Duscheck | 100,000 | 33% | 200,000 | 67% | 300,000 | 225,000 | 75% |
| Manja Eifert ⁴ | 75,000 | 64% | 41,667 | 36% | 116,667 | 87,500 | 75% |
| Dr. Gerhard Eschelbeck ³ | 41,667 | 40% | 62,500 | 60% | 104,167 | 104,167 | 100% |
| Sigmar Gabriel | 100,000 | 50% | 100,000 | 50% | 200,000 | 150,000 | 75% |
| Timo Heider | 100,000 | 32% | 208,333 | 68% | 308,333 | 231,250 | 75% |
| Martina Klee | 100,000 | 50% | 100,000 | 50% | 200,000 | 150,000 | 75% |
| Henriette Mark ⁵ | 25,000 | 40% | 37,500 | 60% | 62,500 | 62,500 | 100% |
| Gabriele Platscher | 100,000 | 33% | 200,000 | 67% | 300,000 | 225,000 | 75% |
| Bernd Rose | 100,000 | 29% | 250,000 | 71% | 350,000 | 262,500 | 75% |
| Yngve Slyngstad ² | 58,333 | 58% | 41,667 | 42% | 100,000 | 75,000 | 75% |
| John Alexander Thain | 100,000 | 50% | 100,000 | 50% | 200,000 | 150,000 | 75% |
| Michele Trogni | 100,000 | 22% | 350,000 | 78% | 450,000 | 337,500 | 75% |
| Dr. Dagmar Valcárcel | 100,000 | 22% | 350,000 | 78% | 450,000 | 337,500 | 75% |
| Stefan Viertel | 100,000 | 31% | 220,833 | 69% | 320,833 | 240,625 | 75% |
| Dr. Theodor Weimer | 100,000 | 50% | 100,000 | 50% | 200,000 | 150,000 | 75% |
| Frank Werneke | 100,000 | 33% | 200,000 | 67% | 300,000 | 225,000 | 75% |
| Prof. Dr. Norbert Winkeljohann | 120,833 | 23% | 400,000 | 77% | 520,833 | 390,625 | 75% |
| Frank Witter | 100,000 | 33% | 200,000 | 67% | 300,000 | 225,000 | 75% |
| 合計 | 2,170,833 | 32% | 4,662,500 | 68% | 6,833,333 | 5,260,417 | 77% |

1 2022年度における監査役会の委員会の各メンバーは、2022年度有価証券報告書の英語原文XIX-XXページに表示されている。

2 2022年5月19日監査役就任。

3 2022年5月19日監査役退任。

4 2022年4月7日監査役就任。

5 2022年3月31日監査役退任。

株主総会において、2023年5月以降発効する監査役報酬に関する新たな規定とともに、2023年5月17日より前に現在の任期が開始した監査役に対し、現在の任期中に累積的に獲得した仮想株式を、前年の1月のフランクフルト証券取引所（Xetraまたはその後継システム）の最終10取引日の終値の平均に基づいて、2024年2月に支給することが決議された。以下の表は、第14条(3)の第2項に基づき、上記により払い込まれた仮想株式ユニットを示している。

仮想株式ユニットの支払い

| 監査役 | 2023年5月17日まで の任期中に発生する 仮想株式ユニット | 2024年2月に支払わ れた金額 単位：ユーロ ¹ |
|--------------------------------|---------------------------------------|--|
| Alexander Wynaendts | 10,287.340 | 123,534 |
| Detlef Polaschek | 54,246.218 | 651,410 |
| Ludwig Blomeyer-Bartenstein | 36,164.145 | 434,274 |
| Mayree Clark | 48,753.546 | 585,452 |
| Jan Duscheck | 31,622.388 | 379,734 |
| Manja Eifert | 2,420.551 | 29,067 |
| Sigmar Gabriel | 13,123.540 | 157,593 |
| Timo Heider | 32,243.505 | 387,193 |
| Martina Klee | 19,567.673 | 234,976 |
| Gabriele Platscher | 36,164.145 | 434,274 |
| Bernd Rose | 34,436.163 | 413,523 |
| Yngve Slyngstad | 2,074.758 | 24,915 |
| John Alexander Thain | 24,109.430 | 289,516 |
| Michele Trogni | 43,315.856 | 520,154 |
| Dr. Dagmar Valcárcel | 36,257.853 | 435,399 |
| Stefan Viertel | 11,855.883 | 142,370 |
| Dr. Theodor Weimer | 11,488.655 | 137,960 |
| Frank Werneke | 6,403.562 | 76,897 |
| Prof. Dr. Norbert Winkeljohann | 49,368.978 | 592,842 |
| Frank Witter | 9,272.179 | 111,344 |
| 合計 | 513,176.368 | 6,162,427 |

¹ 2024年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継のシステム）の終値の平均株価12.008ユーロに基づく。

従業員より選出された監査役（Jan Duscheck氏、Birgit Laumen氏、およびStephan Szukalski氏およびFrank Werneke氏を除く。）は全員、ドイツ銀行グループにより雇用されている、または雇用されていた。2023年度において、当行グループは当該メンバーに対し、監査役の報酬に加えて（給与、退職金および年金支給の形で）総額1.32百万ユーロを支払った。

当行グループに雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行グループは、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない（すなわち、監査役としての任務に基づくものではない）。2023年度において、当行グループに雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.10百万ユーロを確保した。

報酬および利益の推移の比較表示

以下の表は、当行および当行グループの年度ごとの利益および報酬の推移ならびにフルタイム換算の従業員の平均報酬の比較を示したものである。ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第2号に従って提供される情報は、5年の報告期間に達するまで、1事業年度の過年度からの変動を含むよう継続的に拡大される。2025年度からは、過去5年間の年次の変動を示すことになる。

現取締役および元取締役の報酬に関する情報は、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第1号に基づき、報酬報告書における支払われた報酬または未払いの報酬に関する個別の計算書を反映している。当行の利益の推移に関する表示は、法的要件に従い、独立した上場会社、すなわち、ドイツ銀行AGの利益の推移を反映している。したがって、ドイツ銀行AGの純利益（純損失）を用いて、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第2号が意味する利益を表示する。取締役報酬は、グループの数値に基づいて測定されるため、比較目的のため、当行グループの利益数値を追加的に表示している。これらのグループの利益数値は、当期純利益（当期純損失）、費用収益比率および有形株主資本利益率（RoTE）である。比較の対象となる従業員グループについては、ドイツ銀行グループのグローバルな従業員を鑑み、ドイツ銀行グループに関連するデータを使用した。比較の対象となる従業員グループは、ドイツ銀行グループの全世界の従業員で構成される。

| | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2020年度 | 2023年度から2022年度の変動（単位：％） | 2022年度から2021年度の変動（単位：％） | 2021年度から2020年度の変動（単位：％） |
|---|---------|---------|---------|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 当行の利益推移 | | | | | | | |
| ドイツ銀行AGの純利益（純損失）（単位：百万ユーロ） | 4,999 | 5,506 | 1,919 | (1,769) | (3) | 187 | N/M |
| ドイツ銀行グループの純利益（純損失）（単位：百万ユーロ） | 4,772 | 5,525 | 2,365 | 495 | (14) | 134 | N/M |
| ドイツ銀行グループの費用収益比率（単位：％） | 75.1% | 74.9% | 84.6% | 88.3% | 0 | (11) | (4) |
| ドイツ銀行グループの有形株主資本利益率（RoTE）（単位：％） | 7.4% | 9.4% | 3.8% | 0.2% | (21) | 147 | N/M |
| 2. 従業員の報酬平均 | | | | | | | |
| 全世界のフルタイム換算 | 116,713 | 125,301 | 120,336 | 113,350 | (7) | 4 | 6 |
| 3. 取締役報酬 （単位：千ユーロ） | | | | | | | |
| 現取締役 | | | | | | | |
| Christian Sewing （2015年1月1日就任） | 5,010 | 4,394 | 3,867 | 3,352 | 14 | 14 | 15 |
| James von Moltke （2017年7月1日就任） | 4,065 | 3,783 | 4,009 | 3,635 | 7 | (6) | 10 |
| Fabrizio Campelli （2019年11月1日就任） | 3,909 | 2,744 | 2,420 | 2,222 | 42 | 13 | 9 |
| Claudio de Sanctis （2023年7月1日就任） | 1,509 | - | - | - | | | |
| Bernd Leukert （2020年1月1日就任） | 2,990 | 2,593 | 2,419 | 2,222 | 15 | 7 | 9 |
| Alexander von zur Mühlen （2020年8月1日就任） | 3,767 | 3,412 | 3,157 | 1,282 | 10 | 8 | 146 |
| Rebecca Short （2021年5月1日就任） | 2,674 | 2,436 | 1,606 | - | 10 | 52 | N/M |
| Prof. Dr. Stefan Simon （2020年8月1日就任） | 3,319 | 2,488 | 2,446 | 1,007 | 33 | 2 | 143 |
| Olivier Vigneron （2023年5月20日就任） | 2,433 | 1,508 | - | - | 61 | N/M | N/M |

| | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2020年度 | 2023年度から2022年度の変動(単位:%) | 2022年度から2021年度の変動(単位:%) | 2021年度から2020年度の変動(単位:%) |
|---|--------|--------|--------|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 当事業年度中に退任した取締役 | | | | | | | |
| Christiana Riley (2023年5月17日退任) | 2,673 | 3,653 | 3,079 | 3,034 | (27) | 19 | 1 |
| Karl von Rohr (2023年10月31日退任) | 3,727 | 3,444 | 3,235 | 2,930 | 8 | 6 | 10 |
| 当事業年度より前に退任した取締役 | | | | | | | |
| Stuart Lewis (2023年5月19日退任) | 1,363 | 2,648 | 3,079 | 2,912 | (14) | 6 | 6 |
| Frank Kuhnke (2021年4月30日退任) | 348 | 1,626 | 2,264 | 2,207 | (79) | (28) | 3 |
| Werner Steinmüller (2020年7月31日退任) | 283 | 283 | 3,117 | 2,436 | N/M | (91) | 28 |
| Sylvie Matherat (2019年7月31日退任) | 132 | 134 | 211 | 2,719 | (1) | (36) | (92) |
| Garth Ritchie (2019年7月31日退任) | 268 | 268 | 2,071 | 4,185 | N/M | (87) | (51) |
| Frank Strauß (2019年7月31日退任) | 326 | 326 | 326 | 2,168 | N/M | N/M | (85) |
| Nicolas Moreau (2018年12月31日退任) | 286 | 317 | 299 | 1,826 | (10) | 6 | (84) |
| Dr. Marcus Schenck (2018年5月24日退任) | 65 | 65 | 65 | 65 | N/M | N/M | N/M |
| John Cryan (2018年4月8日退任) | 3,312 | 47 | 47 | 47 | N/M | N/M | N/M |
| 4. 監査役の報酬 (単位:千ユーロ) | | | | | | | |
| 現監査役 | | | | | | | |
| Alexander Wynaendts (2022年5月19日就任) | 929 | 496 | - | - | 87 | N/M | N/M |
| Frank Schulze (2023年5月17日就任) | 277 | - | - | - | N/M | N/M | N/M |
| Prof. Dr. Norbert Winkeljohann (2018年8月1日就任) | 565 | 521 | 496 | 450 | 8 | 5 | 10 |
| Susanne Bleidt (2023年5月17日就任) | 175 | - | - | - | N/M | N/M | N/M |
| Mayree Clark (2018年5月24日就任) | 429 | 429 | 450 | 425 | N/M | (5) | 6 |
| Jan Duscheck (2016年8月2日就任) | 300 | 300 | 271 | 250 | N/M | 11 | 8 |
| Manja Eifert (2022年4月7日就任) | 258 | 117 | - | - | 121 | N/M | N/M |
| Claudia Fieber (2023年5月17日就任) | 175 | - | - | - | N/M | N/M | N/M |
| Sigmar Gabriel (2020年3月11日就任) | 258 | 200 | 200 | 167 | 29 | N/M | 20 |
| Timo Heider (2013年5月23日就任) | 279 | 308 | 292 | 250 | (9) | 5 | 17 |
| Birgit Laumen (2023年5月17日就任) | 175 | - | - | - | N/M | N/M | N/M |
| Gerlinde Siebert (2023年5月17日就任) | 175 | - | - | - | N/M | N/M | N/M |

| | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2020年度 | 2023年度から2022年度の変動(単位：%) | 2022年度から2021年度の変動(単位：%) | 2021年度から2020年度の変動(単位：%) |
|---|--------|--------|--------|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| Yngve Slyngstad (2022年5月19日就任) | 258 | 100 | - | - | 158 | N/M | N/M |
| Stephan Szukalski (2020年12月31日退任、 2023年5月17日就任) | 175 | - | - | 200 | N/M | N/M | N/M |
| John Alexander Thain (2018年5月24日就任) | 317 | 200 | 200 | 200 | 59 | N/M | N/M |
| Jürgen Tögel (2023年5月17日就任) | 175 | - | - | - | N/M | N/M | N/M |
| Michele Trogni (2018年5月24日就任) | 450 | 450 | 392 | 350 | N/M | 15 | 12 |
| Dr. Dagmar Valcárcel (2019年8月1日就任) | 450 | 450 | 450 | 425 | N/M | N/M | 6 |
| Dr. Theodor Weimer (2020年5月20日就任) | 258 | 200 | 200 | 108 | 29 | N/M | 85 |
| Frank Witter (2021年5月27日就任) | 388 | 300 | 142 | - | 29 | 111 | N/M |
| 元監査役 | | | | | | | |
| Ludwig Blomeyer- Bartenstein (2023年5月17日退任) | 125 | 300 | 300 | 300 | (58) | N/M | N/M |
| Detlef Polaschek (2023年5月17日退任) | 188 | 450 | 450 | 450 | (58) | N/M | N/M |
| Martina Klee (2023年5月17日退任) | 83 | 200 | 171 | 150 | (59) | 17 | 14 |
| Gabriele Platscher (2023年5月17日退任) | 125 | 300 | 300 | 300 | (58) | N/M | N/M |
| Bernd Rose (2023年5月17日退任) | 146 | 350 | 321 | 275 | (58) | 9 | 17 |
| Stefan Viertel (2023年5月17日退任) | 146 | 321 | 242 | - | (55) | 33 | N/M |
| Frank Werneke (2022年5月17日退任) | 125 | 300 | 8 | - | (58) | N/M | N/M |
| Dr. Paul Achleitner (2022年5月19日退任) | - | 375 | 871 | 802 | N/M | (57) | 9 |
| Dr. Gerhard Eschelbeck (2022年5月19日退任) | - | 104 | 217 | 150 | N/M | (52) | 45 |
| Henriette Mark (2022年3月31日退任) | - | 63 | 250 | 250 | N/M | (75) | N/M |
| Frank Bsirske (2021年10月27日退任) | - | - | 250 | 300 | N/M | N/M | (17) |
| Gerd Alexander Schütz (2021年5月27日退任) | - | - | 50 | 175 | N/M | N/M | (71) |
| Katherine Garrett-Cox (2020年5月20日退任) | - | - | - | 100 | N/M | N/M | N/M |

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

私たちは、ドイツ株式会社法（以下「AktG」という。）第162条に準拠して作成された、2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度におけるドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の添付の報酬報告書およびそれに関連する開示について監査を行った。「従業員の報酬」の項の開示内容については、AktG第162条の範囲を超えるため監査を実施していない。

業務執行取締役と監査役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの業務執行取締役および監査役会は、AktG第162条の要求事項に準拠して本報酬報告書および関連する開示を作成する責任を負っている。また、業務執行取締役および監査役会は、不正（虚偽の財務報告や資産の横領等）または誤謬による重要な虚偽表示のない報酬報告書および関連する開示を作成する責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、本報酬報告書および関連する開示について意見を表明することにある。私たちは、ドイツ経済監査士協会（以下「IDW」という。）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、私たちが倫理上の要求事項を遵守し、不正または誤謬に関わらず、報酬報告書および関連する開示に重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得るための監査を計画および実行することを要求する。

監査においては、報酬報告書および関連する開示において報告される金額に関する監査証拠を入手する手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正または誤謬による報酬報告書および関連する開示の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択される。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、状況に応じて適切な監査手続を立案および実行するために、報酬報告書および関連する開示の作成に係る内部統制を検討するが、これは企業の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。また、監査には、業務執行取締役および監査役会が採用した会計方針および会計上の見積りの合理性を評価するとともに、報酬報告書および関連する開示の全体的な表示を評価することも含まれている。

私たちは、私たちが入手した証拠が、意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

意見

私たちの監査の結果得られた情報に基づく意見では、2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度における報酬報告書および関連する開示は、すべての重要な点において、AktG第162条の財務報告規定に準拠している。私たちは、報酬報告書の上記の開示内容のうち、AktG第162条の範囲を超えるものについては意見を表明しない。

その他の事項-報酬報告書の正式な監査

本監査報告書に記載されている報酬報告書の監査には、AktG第162条第3項で要求される報酬報告書の正式な監査および監査報告書の発行が含まれる。私たちの監査では、報酬報告書の内容に対し無限定適正意見を表明しているが、これには、報酬報告書の開示がすべての重要な点においてAktG第162条第1項および第2項に基づき行われていることに関する意見も含まれている。

責任制限

本報告書に添付の2024年1月1日にIDWによって発行された「経済監査士および経済監査士事務所の一般エンゲージメント条件」は、本エンゲージメントに適用され、本エンゲージメントの文脈における私たちの責任および第三者に対する責任も規定している。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2024年3月11日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

レシュケン
経済監査士
[ドイツ公認会計監査人]

マイ
経済監査士
[ドイツ公認会計監査人]

従業員の報酬（無監査）

2023年度の従業員の報酬報告書の内容は、自己資本要求規則（CRR）第450条第1項（a）から（j）、および銀行の報酬制度監督要件に関する規制（*Institutsvergütungsverordnung*、InstVV）第16条に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

本報酬報告書はグループ全体の視点で作成されており、ドイツ銀行グループのすべての連結会社を対象としている。規制要件に従い、ドイツ銀行グループ内の次に掲げる「重要な金融機関」について、2023年度に係る同様の報告書が作成されている。「重要な金融機関」とは、BHW Bausparkasse AG（ドイツ）、Deutsche Bank Luxembourg S.A.（ルクセンブルク）、Deutsche Bank S.p.A.（イタリア）、Deutsche Bank Mutui S.p.A.（イタリア）およびDeutsche Bank S.A.E.（スペイン）を指す。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬に関する規制要件を率先して適用するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループ・レベルで自己資本要求規則 / 指令（CRR/CRD）の対象となる。CRR/CRDは、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに置き換えられている。これらの規則は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に適用されている。InstVVの意味において「重要な金融機関」であるため、当行グループは、ドイツ銀行法および委員会委任規則第2021/923号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（重要なリスク・テイクまたはMRT）を識別している。ドイツ銀行はMRTを、グループ・レベル、「重要な金融機関」のレベル、およびドイツ銀行法に従い、すべてのCRR機関の単独レベルで識別している。

業界特有の規制を考慮に入れ、また、InstVVに従い、当行グループの一部の（特にDWSグループ内の）子会社には、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）、譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS）および投資サービス会社指令（IFD）等のセクター固有の報酬規則が適用され、これには国内法化されたものも含まれる。これらの子会社においてもMRTが識別されている。識別された従業員には、欧州証券市場監督機構（ESMA）および欧州銀行監督局（EBA）が公表した健全な報酬方針に関する該当するガイドラインに記載の報酬規定が適用される。

ドイツ銀行は、当行の顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした規制（国内法化された金融商品市場指令（MiFID）等）についても考慮している。したがって、これらの従業員が当行の顧客の利益を最大化すべく行動していることを確認することを目的として、「関係者」と見なされる従業員のための特定の規定が導入されている。

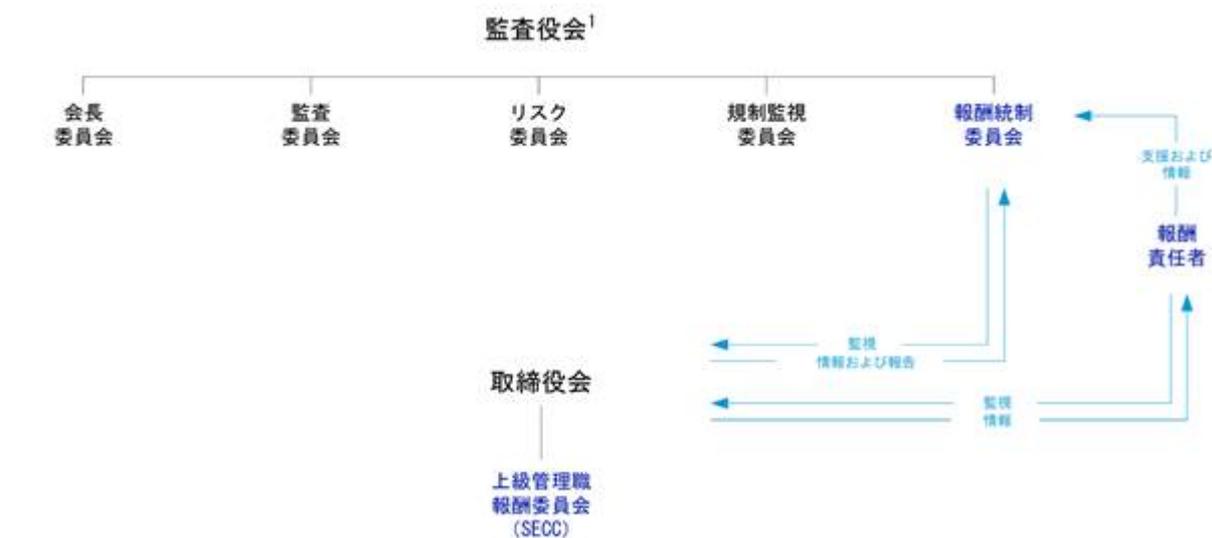
必要に応じて、ドイツ銀行には、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかである場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行グループの全体的なグループ報酬フレームワークに留めながら、現地の規制に遵守している。特に、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」に適用される報酬構造、および米国証券取引委員会の要件に従って会計上の修正再表示が行われた場合の役員の報酬の回収に関する要件が挙げられる。いかなる場合にも、InstVVの要件が最低基準として世界中で適用される。

報酬ガバナンス

ドイツ銀行が強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬統制委員会（CCC）報酬責任者や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定の委員会や機能によって支えられている。

当行グループの統制部門は、各々の役割に従って、当行グループの報酬制度の設計および適用、MRTの識別ならびに変動報酬の総額の決定に関与している。これには、従業員の行動や事業関連リスクによる影響、業績基準、報酬および退職金の付与ならびに事後リスク調整の評価が含まれる。

報酬ガバナンス構造



¹ 図中の委員会は監査役会を構成するすべての委員会を網羅していない。

報酬統制委員会（CCC）

監査役会は、ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度の構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCは取締役会とSECCが構築したドイツ銀行グループの従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、リスク、資本および流動性の状況、ならびに事業戦略およびリスク戦略と整合しているかを見直す。さらに、CCCは、監査役会によるMRTの識別プロセスの監視を支援する。

CCCは、監査役会会長ならびに株主を代表するその他2名の監査役および従業員を代表する3名の監査役で構成されている。同委員会は2023暦年において7回の会合を開いた。リスク委員会のメンバーが2回の会合にゲストとして出席し、リスク委員会会長が4回の会合にゲストとして出席した。CCCの議長はリスク委員会の委員も務める。詳細は、年次報告書の監査役会の報告書に記載されている。

報酬責任者

取締役会はCCCと共同で、ドイツ銀行AGおよび当行のドイツにおける「重要な金融機関」の監査役会が報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用、MRTの識別および報酬開示に継続的に関与する。報酬責任者は、すべての関連する監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも毎年1回提供し、定期的にCCCを支援し、助言を行う。

上級管理職報酬委員会（SECC）

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは報酬および給付の戦略、方針、ならびに対応する指針となる原則を構築する。さらに、SECCは、当行グループおよび部門の業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素を使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理部門全体に配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門および統制部門に属しており、当行グループの事業部門に所属していない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2023年度は、SECCメンバーは人事担当のドイツ銀行AG取締役および最高財務責任者を共同委員長とし、コンプライアンスのリーダー、評価および報酬のリーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者およびリスク担当で構成されている。報酬責任者、報酬副責任者および財務部から参加するもう1名の代表は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催するが、報酬プロセスの期間はより高い頻度で開催する。2023評価年度においては報酬プロセスに関連した会合が合計19回開かれた。

報酬および給付の戦略

ドイツ銀行は、当行自身の報酬フレームワークが、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行は、当行の目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。報酬および給付の戦略は、当行のグローバルで顧客中心の事業戦略およびリスク戦略を支援する、3つの中核的な柱に基づいて構築されており、当行の収益性、ソルベンシーおよび流動性ポジションの範囲内で機能する安全かつ健全な報酬慣行によって強化されている。

| 原則 | パフォーマンス | プロセス |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> - 当行の「グローバル・ハウスバンク」としての持続可能な成長戦略の実現を支援する。 - 顧客と株主の利益を一致させ、コストを効果的に管理する。 - 不適切なリスク・テイクを防止し、環境・社会・ガバナンス(ESG)リスクを含む様々なリスク種類を考慮する。 - 市場に適合した競争力のある枠組みとプロセスの導入により、優秀な人材を惹きつけ、定着させる。 - 強力なリスク文化と「声を上げる」文化の推進を含め、当行の文化に関する目標を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> - 意欲にあふれ、熱心で献身的な従業員のための環境を作る。 - 持続可能なパフォーマンス文化を育むために、パフォーマンスと報酬結果を強く結び付ける。 - 当行の企業価値と信念、および行動規範を適用・推進し、要求される基準を満たしていない場合には適切な措置を講じる。 | <p>以下を目的として設計されたプロセス：</p> <ul style="list-style-type: none"> - ジェンダーニュートラルなアプローチを育み、シンプルで透明性があり、公平性と公正性を確保する。 - 法的要件および規制要件への準拠を確保する。 - リスク管理対策を組み込むことにより、不適切なリスク・テイクを防止する。 |

グループ報酬フレームワーク

報酬フレームワークは通常、すべての地域および事業ラインにおいて全世界で適用可能であり、固定報酬(FP)と変動報酬(VC)の適切なバランスを重視している。なお、2つの報酬を合わせて、以下「総報酬(TC)」を形成している。この報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的業績に対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。報酬フレームワークの基礎となる原則は、年功序列、勤続年数、性別または民族の違いに関係なく、全従業員に等しく適用される。

CRDおよびその後採用されたドイツ銀行法の規定に従い、ドイツ銀行は固定報酬項目と変動報酬項目の比率を最大1:1にする必要があるが、2014年5月22日に株主の承認を得て、限られた一部の母集団については1:2に増加させた。年次株主総会出席者の株式資本の27.68%に相当する有効投票数に基づいた賛成率は95.27%であった。しかし、当行は、InstVWにより定義された統制部門の比率が最大2:1である一方、特定の管理部門(法務、グループ税務および人事等)に属する従業員については通常、最大1:1に据え置くべきであると判断した。統制部門は、リスク、コンプライアンス、金融犯罪防止、グループ監査、ならびに報酬責任者および報酬副責任者から構成される。

当行は、各従業員の役割に対する参照価額を定めた「参照総報酬(RTC)」を適格従業員に割り当てている。この参照価額は、従業員にFPとVCに関する方向付けを示すものである。各個人の実際のTCは、VCの決定に応じて、「参照総報酬」と同額、もしくはそれ以上またはそれ以下になる可能性がある。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。FPの適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。FPは、適切な人材を惹きつけ定着させる上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、FPは主要な報酬項目である。

変動報酬は、グループ、部門および個人レベルでの負担能力および業績を反映している。この報酬により、当行は、文化にプラスの影響を与える適切な奨励を通して個人の業績を区別し、行動の原動力とすることができる。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらす。世界中のほとんどの従業員に対して、VCは個人別VCとして付与され、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績、行動、価値や信念の固持が考慮される。さらに、VCは当行グループの負担能力に応じて付与され、当行グループの業績と連動する。個人別VCの受取資格がない従業員には、グループVC項目が付与され、特別報奨にノミネートされる場合がある(該当する場合)。グループVC項目は当行の戦略目標達成における年間達成度を反映する一方、特別報奨は、下層の従業員による優れた貢献を適時に透明性が高い方法によって認識し、報奨を付与する機会を与える。

報酬フレームワークの主な項目



InstVVでは、退職金は変動報酬とみなされる。当行の退職金に係るフレームワークは、InstVVの各要件との完全合致を確実にするものである。

従業員給付は「総報酬」を補完するものであり、規制上の観点からはFPとみなされる。これは、当該給付が業績または裁量とは直接的に関係しないためである。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。年金費用は、世界各地で当行の給付ポートフォリオの主要素となっている。

特定の報酬構造を持つ従業員グループ

当行の一部の領域では、規制の範囲内で上述のグループ報酬フレームワークと一部異なる報酬構造が適用されている。

ポストバンク部門

通常、旧ポストバンクの幹部社員はドイツ銀行の報酬構造に従っているが、ポストバンク部門のその他の社員の報酬は、労働組合またはそれぞれの労働者評議会と合意された特定のフレームワークに基づいている。労働協約が存在しない場合、報酬は個別契約に従う。通常、ポストバンク部門の非幹部社員および協約従業員はVCを受け取るが、VCの構造と割合は会社ごとに異なる場合がある。

DWS

DWSの資産運用会社および従業員の大半はAIFMD、UCITSまたはIFDに該当するが、限られた一部の従業員は当行グループのグループ報酬フレームワークおよびInstVVの適用範囲に留まっている。DWSは、AIFMD / UCITS / IFDの要件に沿った独自の報酬ガバナンス、報酬方針、報酬構造およびリスク・テイカーの識別プロセスを構築している。こうした構造やプロセスは、必要に応じてInstVVと整合しているが、アセット・マネジメント事業に合うように調整されている。ESMA/EBAガイドラインに従い、DWSの報酬戦略は、固定報酬と変動報酬の適切な比率を確保するように設計されている。

通常、DWSはドイツ銀行グループのアプローチと同等の報酬規則を適用しているが、可能な場合はDWSグループに関連したパラメータを使用している。グループ報酬フレームワークとの顕著な相違点として、DWS株式およびファンド連動型金融商品と結び付けられた株式に基づく金融商品の使用が挙げられる。これは、従業員の報酬とDWSの株主および投資家の利益との連携の向上につながる。

労働協約適用対象従業員（協約従業員）

ドイツ銀行グループには、ドイツにおいて17,105名（2023年12月31日現在のフルタイム換算）の協約従業員がいる。協約従業員は、労働組合と使用者団体の間で締結された労働協約（*Tarifvertrag für das private Bankgewerbe und die öffentlichen Banken*）の適用、または各労働組合と直接交渉された協約の適用を受ける。協約従業員の報酬は本報酬報告書の定量的開示に含まれている。

業績連動型変動報酬の決定

当行は報酬に関する意思決定プロセスのガバナンスに注力している。緊密に事業および個人双方の業績に結び付いた報酬決定のための規則に基づく強固な一連の原則が適用された。

VCの総額はいずれの評価年度においても、当行の収益性、支払能力および流動性ポジションの評価から導き出され、当行の戦略的目標の達成を支える業績に基づき、各部門および管理部門のVCプールが決定される。

最初のステップで、ドイツ銀行は、リスク選好フレームワークに沿った当行の収益性、ソルベンシーおよび流動性ポジションを評価する。これは、規制要件に沿って当行が何を与えることが「できる」か（すなわち、当行グループの負担能力）を決定するために、当行の複数年の戦略的計画を全体的な視点で見直すことを含む。この評価の際、当行はコスト制約等の他の制限も考慮する。当行グループのパフォーマンスに関連するVCプールの割合は、当行グループの特定の数のKPI（普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率、費用収益比率（CIR）、税引後有形株主資本利益率（RoTE）、ESG（サステナブル融資額）、ジェンダー多様性、統制リスク管理グレード等）のパフォーマンスに基づいて決定される。次のステップで、当行は部門別のリスク調整後の業績（すなわち、当行が当行の成功への貢献に対して適切な報酬を提供するために何を与える「べき」か）を評価する。

部門別の業績評価の際、様々な事項が考慮される。業績は、財務および（バランス・スコアカードに基づいた）非財務目標に照らして評価される。フロント・オフィス部門の財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理部門については、財務業績評価は主にコスト目標に基づいている。管理部門（特に統制部門）のVC配分は、ドイツ銀行全体および各部門の両方の業績に応じて決定されるが、これらの部門が監督する部門の業績によっては決定されない。

変動報酬指針原則は個々の従業員レベルで策定されており、個人別VCを決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、VC配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、（ ）事業の成果（「何を」）、すなわち定量的および定性的な財務的、リスク調整済みおよび非財務的な業績指標、ならびに（ ）行動（「どのように」）、すなわち統制部門または懲戒処分からの定性的インプットといった文化、行動および統制の検討等が含まれるが、これらに限定されるものではない。通常、業績は1年間で評価されるが、「重要な金融機関」の取締役については、3年間の業績が考慮される。

変動報酬構造

報酬構造は、当行の従業員および当行グループの長期業績を促進および支援するメカニズムが働くように設計されている。VCの一部がアップフロント報奨によって支払われる一方で、当該構造はVCの適切な一部を繰り延べることによって、グループの持続可能な業績に連動させる必要がある。VCの両方の部分について、ドイツ銀行株式が金融商品として効果的な方法として使用され、報酬をドイツ銀行の持続可能な業績および株主の利益と連動させている。

当行は引き続き、特定の従業員グループのVCの範囲および繰延額に係る規制要件および最低繰延期間を超えている。繰延率と期間は、従業員および業務ユニットのリスク区分に基づいて決定される。該当する場合、当行は、VCが50,000ユーロ以上に設定されている、またはVCがTCの3分の1を超えるMRTの変動報酬について、一部繰延を開始する。MRT以外の者についての繰延は、より高額なVC額から開始される。InstVVに規定されるとおり、MRTについては、平均して最低40%（上級経営陣については60%）の繰延率の適用対象となる。重要な業務ユニット（MBU）のMRTについては、当行は最低50%の繰延率を適用している。最低60%以上の繰延が必要なMRTのVCの基準額は、500,000ユーロに設定されている。さらに、固定報酬が500,000ユーロを超えるすべての従業員について、VCは全額繰り延べられる。

以下の表に詳述されているように、繰延期間は、従業員グループによって3年から5年の間である。

2023年度の報奨の種類別概要（DWSグループを除く。）

| 報奨の種類 | 概要 | 対象者 | 繰延期間 | 保有期間 | 割合 |
|------------------------------|----------------------------------|--|------|------|--------------------------|
| アップフロント： 現金VC | アップフロントの現金 | すべての適格な従業員 | N/A | N/A | VCの100%（繰延報奨を有する従業員を除く。） |
| アップフロント： 株式アップフロント報奨（EUA） | アップフロントの株式（保有期間にわたってドイツ銀行の株価に連動） | VCが50,000ユーロ以上またはVCがTCの1/3を超えるMRT 2023年度のTCが500,000ユーロ超の繰延報奨を有するMRT以外 | N/A | 12ヶ月 | アップフロントVCの50% |

| | | | | | |
|-------------------------|--|------------------|--|-----------------|----------|
| 繰延： 制限付奨励報 奨（RIA） | 繰延現金 | 繰延VCを有す る全従業員 | 段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣 ¹ ：5年 MRT以外：3年 | N/A | 繰延VCの50% |
| 繰延： 制限付株式報 奨（REA） | 繰延株式（権利確定期間 および保有期間にわたる ドイツ銀行の株価に連 動） | 繰延VCを有す る全従業員 | 段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣 ¹ ：5年 MRT以外：3年 | MRTの場合は 12ヶ月 | 繰延VCの50% |

N/A - 該当なし

1 2023評価年度の年間報酬の目的上、「上級経営陣」は、「ドイツ銀行AGのMB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、「重要な金融機関」の取締役および管理責任を有するそれぞれのMB-1ポジションと定義される。ドイツ銀行AGの取締役会の特定の繰延規則については、取締役の報酬報告書を参照のこと。

従業員には、繰延報酬または報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡または付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。人事およびコンプライアンス部門は、報酬責任者による監視の下、一丸となって従業員のトレーディング活動を監視し、全従業員がこの要件を遵守していることを確保する。

変動報酬の事後リスク調整

変動報酬の事後リスク調整に関連する規制要件に従い、当行グループは、当行グループの従業員の行動および業績に係る長期的な見解が繰延VCの重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨が業績条件および失効規定の対象となる。

2023評価年度に付与されたドイツ銀行グループの変動報酬の業績条件および失効規定の概要

| 規定 | 説明 | 失効 |
|-------------------|--|---|
| ソルベンシー および流動性 | - 権利確定前および交付前の四半期末にCET 1 資本比率、レバレッジ比率、経済的適正自己 資本比率、流動性カバレッジ比率、高品質の 流動資産（HQLA）のいずれかが所定のリスク 選好の閾値を下回った場合 | - リスク選好の閾値およびグループ/部門 税引前利益の条件を満たしたかによっ て、今後交付予定の繰延報奨の次のトラ ンシェ/株式アップフロント報奨の10% から100%。 |
| グループ税引前利 益 | - 交付日前の事業年度の調整後のグループ税引 前利益がマイナスである場合 ¹ | - ソルベンシーと流動性の条件、部門税引 前利益の条件（該当する場合）を満たし たかによって、今後交付予定の繰延報奨 の次のトランシェの10%から100%。 |
| 部門税引前利益 | - 交付日前の事業年度の調整後の部門税引前利 益がマイナスである場合 ¹ | - 交付予定の繰延報奨の次のトランシェの 10%から100%。ソルベンシーと流動性の 条件、グループ税引前利益の条件を満た したかによる。 |
| 失効規定 ² | - 内部方針および手続の違反または該当する法 令の違反あるいは統制の欠陥があった場合 - 報奨が後に著しく不正確であると見なされた 業績の測定または仮定に基づいていることが 判明した場合 - 著しく不利な事象が発生し、参加者が十分に 影響を受けると考えられる場合 - 現行の規制要件を遵守するために失効が要求 されている場合 | - 未交付の報奨の最大100% |
| クローバック | - InstVWに基づくMRTが重大な損失もしくは規 制上の制裁/監督措置を招く行為に関与した 場合、または適正な行動基準に関する外部も しくは内部の関連規則を遵守しなかった場合 - 管轄規制当局またはその他の法的要件に関連 している場合 | - 報奨の最後の権利確定日から2年後の日ま でに交付された報奨の100% |

1 明確に定義および規定される関連する損益項目の調整（事業再構築、のれんまたは無形資産の減損等）を考慮している。

2 各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される場合がある。

2023年度の報酬の決定

2023年度末における検討および決定

報酬に関するすべての決定は、規制要件の範囲内で行っている。これらの要件は、ドイツ銀行の報酬を決定するための包括的なフレームワーク原則を形成している。特に、報酬に関する決定が当行の健全な資本基盤と流動性準備金の維持に弊害をもたらさないことを経営陣は保証しなければならない。

厳しいマクロ経済環境が続く中、ドイツ銀行はレジリエンスを発揮し、持続可能な事業成長と収益を達成した結果、税引前利益は57億ユーロとなった。

2023年度はドイツ銀行にとって好調な年であり、顧客中心のアプローチとターゲットを絞った投資判断を組み合わせた「グローバル・ハウスバンク」モデルの強みをさらに証明し、継続的なコスト管理、資本創出および強力な統制の重視を怠らな

かった。当行は、2023年度の変動報酬を決定する際に、慎重かつ将来予測的なアプローチを再確認した。このアプローチは、コスト・コミットメントの範囲内に留まりながら持続的に成長する必要性と、パフォーマンスに基づいて公正に、かつ競争力のある方法で従業員に公平に報いる必要性とのバランスをとった。この結果、2023年度のVCの水準は、当行の経営成績よりも保守的なものとなった可能性がある。過年度と同様、SECCは、当行の資本および流動性の基盤ならびに野心的なコスト目標の両方について、潜在的なVC報奨の影響を継続的に監視し、見直しを行った。

これらすべての要因を十分に考慮し、取締役会は、当行は2023年度の期末における業績に基づくVCプール19.96億ユーロを含む変動報酬を付与することができることを決定した（2022年度：21.26億ユーロ）。ドイツ銀行AGの取締役会のVCは、常に監査役会により別個のプロセスで決定されており、以下の表および図に含まれている。

2024年3月に付与された2023年度全体のVC報奨の一環として、グループVC項目は、本報告書の「グループ報酬フレームワーク」の項に記載されるとおり、設定された4つのKPIカテゴリーの評価に従って、すべての適格な従業員に付与された。取締役会は、2023年度におけるグループVC項目の支払率を、2022年度の80%および2021年度の77.5%に対して、70%と決定した。

2023年度の報酬費用 - 全従業員

| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹ | 2023年度 | | | | | | 2022年度 | | グループ 合計 | グループ 合計 |
|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|------------|------------|
| | 監査役 会 ² | 取締役 会 ³ | CB ³ | IB ³ | PB ³ | AM ³ | 統制部 門 ³ | 全社 機能 ³ | | |
| 従業員数 （フルタイム換算） | 20 | 9 | 15,712 | 7,990 | 26,236 | 4,386 | 7,088 | 28,709 | 90,130 | 84,930 |
| 報酬総額 | 7 | 72 | 1,329 | 2,271 | 2,415 | 796 | 796 | 2,646 | 10,324 | 10,237 |
| 基本給および手当 | 7 | 28 | 986 | 1,255 | 1,902 | 478 | 665 | 2,106 | 7,421 | 7,135 |
| 年金費用 | 0 | 6 | 69 | 62 | 87 | 36 | 48 | 133 | 440 | 540 |
| InstVV第2条による固定報酬 | 7 | 34 | 1,055 | 1,317 | 1,989 | 514 | 713 | 2,240 | 7,861 | 7,674 |
| 年度末業績に基づくVC ⁴ | 0 | 38 | 228 | 893 | 259 | 209 | 68 | 301 | 1,996 | 2,126 |
| その他のVC ⁴ | 0 | 0 | 8 | 28 | 44 | 28 | 5 | 20 | 133 | 110 |
| 退職金 | 0 | 0 | 38 | 34 | 122 | 44 | 11 | 86 | 334 | 328 |
| InstVV第2条による変動報酬 | 0 | 38 | 274 | 955 | 425 | 281 | 84 | 406 | 2,463 | 2,563 |

- 1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。2023年12月31日現在のFTE（フルタイム換算）。全従業員（2023年度の離職者を含む。）に付与された報酬を表す。
- 2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。当該監査役は従業員数のグループ合計においては考慮されていない。従業員の代表者については、監査役会での役割に対する報酬のみが考慮されている（従業員としての報酬は該当する部門の欄に含められている。）。ドイツ銀行AGの監査役の報酬は、「グループ合計」に反映されていない。
- 3 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「IB」= インベストメント・バンク、「CB」= コーポレート・バンク、「PB」= プライベート・バンク、「AM」= アセット・マネジメント（DWS）。「統制部門」には、最高リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門が含まれる。
- 4 「年度末業績に基づくVC」には、個人別VCおよびグループVCが含まれる。「その他のVC」には、サインオン報奨やリテンション報奨、特別報奨および協約従業員および公務員に関する特定のVC項目も含まれる。また、ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付（変動報酬として分類される。）も含まれる。本表には前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨（早期退職割増報奨金）は含まれない。

各年に報告された年度末業績に基づく変動報酬および繰延率 - 全従業員



数値は四捨五入されているため合計が一致しない場合がある。

ドイツ銀行は、規制上の最低要件を超えた繰延構造を引き続き適用しており、2023年度には全体的な繰延率（非MRT母集団を含む全従業員）は43%となった。MRT母集団のみに関しては、繰延率は91%に達する。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

グローバル・ベースで、2022年度の1,426名に対して、2023年度においては1,477名の従業員がInstVVのMRTとして識別された。この若干の増加は、定量的なMRT数が減少（報酬に起因）したことによるものである。2023年度のグループMRT数は1,246名にのぼる。さらに、179名（うち、44名がグループMRTおよび2名がその他のCRR機関により識別されたMRT）が「重要な金融機関」により、112名（うち、16名がグループMRTおよび2名が「重要な金融機関」により識別されたMRT）がその他のCRR機関により識別された。これらのすべてのMRTに対する連結ベースでの報酬項目の詳細は、CRR第450条に従い、以下の表に示されている。該当する場合、EU REMの表には、規則第575/2013号の付録XXX に従って規定された事業ラインが表示される。

繰延の取り決めおよび支払手段について、その他のCRR機関により識別された81名のMRTの総報酬額16.9百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬5.7百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(a)に規定される特例による給付、グループまたは「重要な金融機関」により識別された70名のMRTの総報酬額15.8百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬1.9百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(b)に規定される特例による給付である。

2023年度の重要なリスク・テイカーの報酬 (REM 1)

2023年度

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) ¹ | その他の重要なリスク・テイカー | | | | グループ合計 |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------|--------|
| | 監査役会 ² | 取締役会 ³ | 上級経営陣 ⁴ | テイカー | |
| MRTの数 ⁵ | 20 | 9 | 241 | 1,043 | 1,313 |
| 固定報酬総額 | 7 | 34 | 169 | 617 | 828 |
| うち：現金に基づく | 7 | 29 | 161 | 588 | 786 |
| うち：株式または相当する所有持分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち：その他の商品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち：その他の形式 | 0 | 5 | 8 | 30 | 43 |
| MRTの数 ⁵ | 0 | 9 | 234 | 975 | 1,218 |
| 変動報酬総額 ⁶ | 0 | 38 | 150 | 474 | 661 |
| うち：現金に基づく | 0 | 18 | 78 | 246 | 342 |
| うち：繰延 | 0 | 18 | 62 | 183 | 263 |
| うち：株式または相当する所有持分 | 0 | 20 | 60 | 228 | 308 |
| うち：繰延 | 0 | 20 | 58 | 183 | 260 |
| うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 |
| うち：繰延 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| うち：その他の商品 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| うち：繰延 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| うち：その他の形式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち：繰延 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 報酬総額 | 7 | 72 | 319 | 1,091 | 1,489 |

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

3 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、「重要な金融機関」およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。

5 2023年12月31日現在の対象者のみ(監査役会および取締役会については人数、残りの部分についてはフルタイム換算の人数)。したがって合計は、グループMRTとして識別された個人の合計1,477名とならない。全従業員(2023年度の離職者を含む。)に付与された報酬を表す。

6 「変動報酬」には、ドイツ銀行の2023年度の年度末業績に基づくVC報奨、その他のVCおよび退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付(変動報酬として分類される。)も含まれる。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨(早期退職割増報奨金)は含まれない。

重要なリスク・テイカーの保証付変動報酬および退職金（REM 2）

2023年度

| 単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く） ¹ | 監査役会 ² | 取締役会 ³ | 上級経営陣 ⁴ | その他の重要なリスク・テイカー | グループ合計 |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-----------------|--------|
| 保証付変動報酬 | | | | | |
| MRTの数 ⁵ | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| 総額 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| うち：事業年度中に支払われ、賞与上限には考慮されないもの | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 過年度に付与された退職金のうち、事業年度中に支払われたもの | | | | | |
| MRTの数 ⁵ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業年度中に支払われた退職金 | | | | | |
| MRTの数 ⁵ | 0 | 0 | 11 | 63 | 74 |
| 総額 ⁶ | 0 | 0 | 20 | 17 | 37 |
| うち：事業年度中に支払われたもの | 0 | 0 | 12 | 17 | 29 |
| うち：繰延 | 0 | 0 | 8 | 0 | 8 |
| うち：事業年度中に支払われ、賞与上限には考慮されないもの | 0 | 0 | 20 | 17 | 37 |
| うち：個人に支払われた最高額 | 0 | 0 | 8 | 2 | 8 |

- 1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。
- 2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。
- 3 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。
- 4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、「重要な金融機関」およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。
- 5 対象者のみ（すべてのカテゴリーについて人数）。

重要なリスク・テイカーの繰延報酬 (REM 3)

| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹ | 2023年度 | | | | | | | |
|-----------------------------------|------------------------|--------------|--------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--|-----------------------------------|
| | 過去の評価期間について付与された繰延報酬総額 | うち当事業年度に権利確定 | うち翌事業年度に権利確定 | 当事業年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度の業績調整額 | 将来の評価年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度の業績調整額 | 事後的な非明示的調整による当事業年度の調整総額 ⁵ | 当事業年度に実際に支払われた当事業年度以前に付与された繰延報酬総額 ⁶ | 過去の評価期間について付与されたが保有期間が適用される繰延報酬総額 |
| 監査役会 ² | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金に基づく | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式または同等の所有持分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式連動型商品または同等の現金以外の商品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の商品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の形式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取締役会 ³ | 123 | 12 | 111 | 0 | 0 | 8 | 12 | 3 |
| 現金に基づく | 55 | 8 | 46 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 |
| 株式または同等の所有持分 | 68 | 3 | 64 | 0 | 0 | 8 | 3 | 3 |
| 株式連動型商品または同等の現金以外の商品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の商品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の形式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上級経営陣 ⁴ | 405 | 102 | 303 | 0 | 2 | 28 | 102 | 50 |
| 現金に基づく | 197 | 49 | 148 | 0 | 1 | 0 | 48 | 0 |
| 株式または同等の所有持分 | 194 | 50 | 144 | 0 | 1 | 26 | 50 | 47 |
| 株式連動型商品または同等の現金以外の商品 | 12 | 3 | 9 | 0 | 0 | 1 | 3 | 3 |
| その他の商品 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の形式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の重要なリスク・テイカー | 1,536 | 439 | 1,096 | 0 | 0 | 99 | 438 | 183 |
| 現金に基づく | 756 | 215 | 542 | 0 | 0 | 0 | 214 | 0 |
| 株式または同等の所有持分 | 779 | 224 | 554 | 0 | 0 | 99 | 223 | 183 |
| 株式連動型商品または同等の現金以外の商品 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の商品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の形式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総額 | 2,064 | 553 | 1,510 | 0 | 2 | 135 | 551 | 236 |

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

3 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、「重要な金融機関」およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。

5 金融商品価格の変動による繰延報酬額の変動。

6 当事業年度に権利確定した、当事業年度以前に付与された報酬と定義される（保有期間が適用される場合を含む。）。

重要なリスク・テイカーの高所得者の報酬 (REM 4)

| 単位：ユーロ | 2023年度 | 2022年度 |
|--------------------------|-------------------|--------|
| | 従業員数 ¹ | 従業員数 |
| 報酬総額 ² | | |
| 1,000,000以上1,499,999以下 | 290 | 299 |
| 1,500,000以上1,999,999以下 | 88 | 120 |
| 2,000,000以上2,499,999以下 | 53 | 47 |
| 2,500,000以上2,999,999以下 | 16 | 36 |
| 3,000,000以上3,499,999以下 | 8 | 16 |
| 3,500,000以上3,999,999以下 | 14 | 12 |
| 4,000,000以上4,499,999以下 | 11 | 9 |
| 4,500,000以上4,999,999以下 | 1 | 5 |
| 5,000,000以上5,999,999以下 | 4 | 7 |
| 6,000,000以上6,999,999以下 | 8 | 6 |
| 7,000,000以上7,999,999以下 | 5 | 8 |
| 8,000,000以上8,999,999以下 | 4 | 4 |
| 9,000,000以上9,999,999以下 | 2 | 2 |
| 10,000,000以上10,999,999以下 | 0 | 1 |
| 11,000,000以上11,999,999以下 | 0 | 0 |
| 12,000,000以上12,999,999以下 | 0 | 0 |
| 13,000,000以上13,999,999以下 | 0 | 0 |
| 14,000,000以上14,999,999以下 | 1 | 0 |
| 合計 | 505 | 572 |

1 MRTのみで構成される(2023年度の離職者を含む。)

2 FPおよびVCの全項目を含む(退職金を含む。)。早期退職割増報奨金は含まれていない。

2023年度には合計505名のMRTが1百万ユーロ以上の報酬総額を受け取った。

2023年度の重要なリスク・テイカーの報酬報奨 (REM 5)

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) ¹ | 経営体の報酬 | | | 事業分野 | | | | | 合計 |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|---|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|
| | 監査役 会 ² | 取締役 会 ² | 経営体 合計 | インベ ストメン ト・バン キング ² | リテー ル・バン キング ² | アセット ・マネジ メント ² | 統制部 門 ² | 統制部 門 ² | |
| 重要なリスク・テイカーの 総数 ³ | | | | | | | | | 1,313 |
| うち：経営体 | 20 | 9 | 29 | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A | N/A |
| うち：上級経営陣 ⁴ | N/A | N/A | N/A | 29 | 84 | 5 | 91 | 32 | 241 |
| うち：その他の重要なリ スク・テイカー | N/A | N/A | N/A | 620 | 205 | 0 | 128 | 89 | 1,043 |
| 重要なリスク・テイカーの 報酬総額 | 7 | 72 | 79 | 906 | 244 | 29 | 165 | 66 | 1,489 |
| うち：変動報酬 ⁵ | 0 | 38 | 38 | 419 | 108 | 20 | 63 | 13 | 661 |
| うち：固定報酬 | 7 | 34 | 41 | 488 | 135 | 9 | 102 | 52 | 828 |

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「インベストメント・バンキング」= インベストメント・バンク、「リテール・バンキング」= プライベート・バンクおよびコーポレート・バンク、「アセット・マネジメント」= アセット・マネジメント(DWS)。「統制部門」には、最高リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「統制部門」には、最高リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門が含まれる。

3 監査役会および取締役会については2023年12月31日現在の人数、残りの部分については2023年12月31日現在のフルタイム換算の人数。したがって合計は、MRTとして識別された個人の合計1,477名とならない。全従業員(2023年度の離職者を含む。)に付与された報酬を表す。

4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、「重要な金融機関」およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。

5 「変動報酬」には、ドイツ銀行の2023年度の年度末業績に基づくVC報奨、その他のVCおよび退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付(変動報酬として分類される。)も含まれる。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨(早期退職割増報奨金)は含まれない。

[次へ](#)

連結損益計算書

| 単位：百万ユーロ（億円） | 注記 | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|-------------------------------------|----|----------|----------|----------|
| 利息および類似収益 ¹ | 5 | 44,074 | 24,299 | 16,599 |
| 利息費用 | 5 | 30,472 | 10,649 | 5,444 |
| 純利息収益 | 5 | 13,602 | 13,650 | 11,155 |
| | | (23,093) | (23,175) | (18,939) |
| 信用損失引当金繰入額 | 19 | 1,505 | 1,226 | 515 |
| 信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益 | | 12,097 | 12,425 | 10,640 |
| | | (20,538) | (21,095) | (18,065) |
| 手数料およびフィー収益 | 6 | 9,206 | 9,838 | 10,934 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失） | 5 | 4,947 | 2,999 | 3,045 |
| 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失） | 7 | -96 | -2 | 1 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失） | | -0 | -216 | 237 |
| 持分法適用投資による純利益（損失） | 16 | -38 | 152 | 98 |
| その他の収益（損失） | 8 | 1,259 | 789 | -58 |
| 利息以外の収益合計 | | 15,277 | 13,560 | 14,255 |
| | | (25,937) | (23,022) | (24,202) |
| 報酬および手当 | 33 | 11,131 | 10,712 | 10,418 |
| 一般管理費 | 9 | 10,112 | 9,728 | 10,821 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 23 | 233 | 68 | 5 |
| 再構築費用 | 10 | 220 | -118 | 261 |
| 利息以外の費用合計 | | 21,695 | 20,390 | 21,505 |
| | | (36,834) | (34,618) | (36,511) |
| 税引前利益（損失） | | 5,678 | 5,594 | 3,390 |
| | | (9,640) | (9,497) | (5,756) |
| 法人所得税費用（ベネフィット） | 34 | 787 | -64 | 880 |
| 当期純利益（損失） | | 4,892 | 5,659 | 2,510 |
| | | (8,306) | (9,608) | (4,261) |
| 非支配持分に帰属する純利益（損失） | | 120 | 134 | 144 |
| ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失） | | 4,772 | 5,525 | 2,365 |

¹ 2023年、2022年および2021年12月31日終了年度における利息および類似収益には、実効金利法に基づいて算定されたそれぞれ345億ユーロ、196億ユーロおよび132億ユーロが含まれている。

株式1株当たり利益

| 単位：ユーロ（円） | 注記 | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--|----|---------------|---------------|---------------|
| 株式1株当たり利益： ¹ | 11 | | | |
| 基本的 | | 2.07 (351) | 2.42 (411) | 0.96 (163) |
| 希薄化後 | | 2.03 (345) | 2.37 (402) | 0.93 (158) |
| 株式数 単位：百万株 | | | | |
| 基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数 | | 2,064.1 | 2,084.9 | 2,096.5 |
| 希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数 | | 2,104.0 | 2,125.6 | 2,143.2 |

¹ 2023年5月、2022年5月および2021年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関して498百万ユーロ（税引前）、479百万ユーロ（税引前）および363百万ユーロ（税引前）の利益からマイナスの修正が加えられている。その他Tier 1ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に基づく計算において控除する必要がある。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結包括利益計算書

| 単位：百万ユーロ（億円） | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--|----------|---------|---------|
| 損益計算書に認識された純利益（損失） | 4,892 | 5,659 | 2,510 |
| | (8,306) | (9,608) | (4,261) |
| その他の包括利益 | | | |
| 純損益に振り替えられない項目 | | | |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前 | -286 | 1,203 | 804 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）、税引前 | -62 | 91 | -15 |
| 純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計 | 155 | -667 | -202 |
| 純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目 | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前 | 25 | -1,285 | -344 |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前 | 0 | 216 | -237 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ | | | |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前 | 439 | -819 | 1 |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前 | 395 | 71 | -54 |
| 売却目的保有として分類された資産 | | | |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前 | 0 | 0 | 0 |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前 | 0 | 0 | 0 |
| 外貨換算調整勘定 | | | |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前 | -1,294 | 329 | 1,117 |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前 | -3 | -20 | -14 |
| 持分法適用投資 | | | |
| 期中純利得（損失） | -25 | 20 | -5 |
| 純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計 | 18 | 596 | 285 |
| | (31) | (1,012) | (484) |
| その他の包括利益（損失）、税引後 | -637 | -267 | 1,334 |
| | (1,081) | (453) | (2,265) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 | 4,255 | 5,392 | 3,844 |
| | (7,224) | (9,155) | (6,526) |
| 以下に帰属： | | | |
| 非支配持分 | 77 | 185 | 212 |
| ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素 | 4,178 | 5,207 | 3,632 |

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結貸借対照表

| 単位：百万ユーロ（億円） | 2023年 | | 2022年 |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| | 注記 | 12月31日現在 | 12月31日現在 |
| 資産： | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | | 178,416 | 178,896 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | | 6,140 | 7,195 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ） | 20 | 14,725 | 11,478 |
| 借入有価証券担保金 | 20 | 39 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| トレーディング資産 | | 125,275 | 92,867 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | | 251,856 | 299,686 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | | 88,047 | 89,654 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | | 75 | 168 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 12,13,20,35 | 465,252 | 482,376 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 15 | 35,546 | 31,675 |
| 持分法適用投資 | 16 | 1,013 | 1,124 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 18,19,20 | 473,705 | 483,700 |
| 土地建物および設備 | 21,22 | 6,185 | 6,103 |
| のれんおよびその他の無形資産 | 23 | 7,327 | 7,092 |
| その他の資産 ¹ | 24,25 | 114,697 | 118,293 |
| 当期税金資産 | | 1,513 | 1,584 |
| 繰延税金資産 | 34 | 7,773 | 7,272 |
| 資産合計 | | 1,312,331 | 1,336,788 |
| | | (2,228,076) | (2,269,599) |

| 単位：百万ユーロ（億円） | 注記 | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
|--------------------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 負債および資本： | | | |
| 預金 | 26 | 622,035 | 621,456 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ） | 20 | 3,038 | 573 |
| 貸付有価証券受入金 | 20 | 3 | 13 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | | | |
| トレーディング負債 | | 44,005 | 50,616 |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 | | 238,260 | 282,353 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | | 83,727 | 54,634 |
| 投資契約負債 | | 484 | 469 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | 12,13,20,35 | 366,475 | 388,072 |
| その他の短期借入金 | 29 | 9,620 | 5,122 |
| その他の負債 ¹ | 22,24,25 | 113,036 | 113,714 |
| 引当金 | 19,27 | 2,448 | 2,449 |
| 当期税金負債 | | 631 | 388 |
| 繰延税金負債 | 34 | 546 | 650 |
| 長期債務 | 30 | 119,390 | 131,525 |
| 信託優先証券 | 30 | 289 | 500 |
| 負債合計 | | 1,237,513 | 1,264,460 |
| | | (2,101,050) | (2,146,800) |
| 普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ | 32 | 5,223 | 5,291 |
| 資本剰余金 | | 40,187 | 40,513 |
| 利益剰余金 | | 21,316 | 17,800 |
| 自己普通株式、取得原価 | 32 | -481 | -331 |
| その他の包括利益（損失）累計額、税引後 | | -1,760 | -1,314 |
| 株主持分合計 | | 64,486 | 61,959 |
| | | (109,484) | (105,194) |
| その他の資本構成要素 | | 8,569 | 8,578 |
| 非支配持分 | | 1,763 | 1,791 |
| 資本合計 | | 74,818 | 72,328 |
| | | (127,026) | (122,798) |
| 負債および資本合計 | | 1,312,331 | 1,336,788 |
| | | (2,228,076) | (2,269,599) |

1 売却目的保有の非流動資産および処分グループが含まれる。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結持分変動計算書

| 単位：百万ユーロ（億円） | 普通株式 （無額面） | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己普通株 式、取得原価 |
|--|---------------|----------|----------|-----------------|
| 2020年12月31日現在残高 | 5,291 | 40,606 | 10,014 | -7 |
| | (8,983) | (68,941) | (17,002) | (12) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 0 | 0 | 2,365 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | -2 | 0 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | -363 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 592 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | -99 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 | 312 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 29 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | -50 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 | -346 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 35 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 94 | 0 | 0 |
| 2021年12月31日現在残高 | 5,291 | 40,580 | 12,607 | -6 |
| | (8,983) | (68,897) | (21,404) | (10) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 0 | 0 | 5,525 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | -406 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | -479 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 553 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | -48 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 | 370 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 17 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | -58 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 | -695 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 22 | 1 | 0 |
| 2022年12月31日現在残高 | 5,291 | 40,513 | 17,800 | -331 |
| | (8,983) | (68,783) | (30,221) | (562) |

| | | | | |
|--|---------|----------|----------|--------|
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 0 | 0 | 4,772 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 ⁵ | -68 | -232 | 0 | 300 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | -610 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | -498 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | -148 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | -94 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 | 407 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 27 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | -65 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 | -857 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 39 | 0 | 0 |
| 2023年12月31日現在残高 | 5,223 | 40,187 | 21,316 | -481 |
| | (8,868) | (68,229) | (36,190) | (817) |

未実現純利得（損失）

| 単位：百万ユーロ（億円） | その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、税引後 ² | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因、税引後 ² | キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ、税引後 ² | 売却目的保有として分類された資産、税引後 ² |
|--|--|--|---|-----------------------------------|
| 2020年12月31日現在残高 | 278 | 7 | 7 | 0 |
| | (472) | (12) | (12) | (0) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | -398 | -13 | -40 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2021年12月31日現在残高 | -120 | -3 | -33 | 0 |
| | (204) | (5) | (56) | (0) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | -867 | 65 | -537 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | |
|--|----------|--------|--------|-----|
| 2022年12月31日現在残高 | -986 | 62 | -570 | 0 |
| | (1,674) | (105) | (968) | (0) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 133 | -43 | 592 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 ⁵ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2023年12月31日現在残高 | -853 | 18 | 22 | 0 |
| | (1,448) | (31) | (37) | (0) |

| 単位：百万ユーロ（億円） | 外貨換算調整 定、税引後 ² | 持分法適用投資 による未実現純 利得（損失） | その他の包括利 益累計額、税引 後 ¹ |
|--|------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 2020年12月31日現在残高 | -1,411 (2,396) | -1 (2) | -1,118 (1,898) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 1,129 | -5 | 672 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 2 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 2021年12月31日現在残高 | -282 (479) | -6 (10) | -444 (754) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 452 | 16 | -870 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | 0 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 2022年12月31日現在残高 | 171 (290) | 10 (17) | -1,314 (2,231) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | -1,111 | -16 | -445 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | -0 |
| 普通株式の消却 ⁵ | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | 0 |

| | | | |
|-------------------------------------|----------|-------|----------|
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | 0 | 0 | 0 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 0 | 0 | 0 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 0 | 0 | 0 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 2023年12月31日現在残高 | -941 | -6 | -1,760 |
| | (1,598) | (10) | (2,988) |

| 単位：百万ユーロ（億円） | 株主持分 合計 | その他の資本 構成要素 ³ | 非支配持分 | 資本合計 |
|--|---------------------|-----------------------------|------------------|---------------------|
| 2020年12月31日現在残高 | 54,786 (93,016) | 5,824 (9,888) | 1,587 (2,694) | 62,196 (105,596) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 3,038 | 0 | 207 | 3,245 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | 0 | 0 | -85 | -85 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | -363 | 0 | 0 | -363 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 592 | 0 | 4 | 597 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | -99 | 0 | -2 | -101 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 312 | 0 | 0 | 312 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 29 | 0 | 0 | 29 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | -50 | 0 | 0 | -50 |
| 自己株式の購入 | -346 | 0 | 0 | -346 |
| 自己株式の売却 | 35 | 0 | 0 | 35 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 94 | 2,481 ⁴ | -13 | 2,562 |
| 2021年12月31日現在残高 | 58,027 (98,518) | 8,305 (14,100) | 1,698 (2,883) | 68,030 (115,501) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 4,655 | 0 | 177 | 4,832 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | -406 | 0 | -96 | -502 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | -479 | 0 | 0 | -479 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | 553 | 0 | 8 | 561 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | -48 | 0 | -1 | -49 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 370 | 0 | 0 | 370 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 17 | 0 | 0 | 17 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | -58 | 0 | 0 | -58 |
| 自己株式の購入 | -695 | 0 | 0 | -695 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 24 | 273 ⁴ | 5 | 301 |
| 2022年12月31日現在残高 | 61,959 (105,194) | 8,578 (14,564) | 1,791 (3,041) | 72,328 (122,798) |
| 包括利益（損失）合計、税引後 ¹ | 4,327 | 0 | 78 | 4,404 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | |
|--|-----------|-----------------|---------|-----------|
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の消却 ⁵ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現金配当の支払 | -610 | 0 | -100 | -710 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | -498 | 0 | 0 | -498 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後 | -148 | 0 | -1 | -149 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動 | -94 | 0 | -1 | -95 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配 | 407 | 0 | 0 | 407 |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット | 27 | 0 | -1 | 26 |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | -65 | 0 | 0 | -65 |
| 自己株式の購入 | -857 | 0 | 0 | -857 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式売却に係る純利得（損失） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 39 | -9 ⁴ | -4 | 26 |
| 2023年12月31日現在残高 | 64,486 | 8,569 | 1,763 | 74,818 |
| | (109,484) | (14,548) | (2,993) | (127,026) |

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。
- 4 その他の資本構成要素の発行、購入および売却による収入（純額）を含む。
- 5 2023年2月28日、ドイツ銀行は普通株式26.5百万株を消却した。この消却により、株式の名目価額が68百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価300百万ユーロで自己普通株式に計上されていた。「自己普通株式、取得原価」と名目価額の差額により、資本剰余金が232百万ユーロ減少した。

連結キャッシュ・フロー計算書

| 単位：百万ユーロ（億円） | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--|----------|----------|----------|
| 当期純利益（損失） | 4,892 | 5,659 | 2,510 |
| | (8,306) | (9,608) | (4,261) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー： | | | |
| 当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正： | | | |
| 信用損失引当金繰入額 | 1,505 | 1,226 | 515 |
| 再構築費用 | 220 | -118 | 261 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益 | -84 | 128 | -276 |
| 繰延法人所得税、純額 | -553 | -852 | 19 |
| 減損、減価償却およびその他の償却、および評価増 | 3,111 | 3,529 | 3,568 |
| 持分法適用投資の純利益に対する持分 | 107 | -129 | -197 |
| 非資金損益項目等調整後利益（損失） | 9,197 | 9,443 | 6,400 |
| | (15,615) | (16,032) | (10,866) |
| 営業資産および負債の純変動に関する調整： | | | |
| 中央銀行および銀行への利付定期預金 | -699 | 102 | 97 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）ならびに借入有価証券担保金 | -3,285 | -3,046 | 102 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 793 | 1,511 | -12,124 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 93 | -31 | 309 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 8,556 | -5,101 | -41,628 |
| その他の資産 | -1,384 | -459 | 8,046 |
| 預金 | 1,771 | 11,686 | 33,269 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債 ¹ | 29,493 | -6,046 | 11,144 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金 | 2,456 | -187 | -3,249 |
| その他の短期借入金 | 4,534 | 1,065 | 477 |
| その他の負債 | 777 | 12,377 | -17,823 |
| 優先長期債務 ² | -11,880 | -17,019 | -6,191 |
| トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額 | -35,616 | 2,249 | 19,559 |
| その他、純額 | 801 | -8,658 | -1,341 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 5,606 | -2,113 | -2,952 |
| | (9,518) | (3,587) | (5,012) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー： | | | |
| 収入： | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却 | 15,646 | 15,450 | 52,131 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の満期償還 | 19,437 | 21,557 | 21,424 |
| 償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の売却 | -0 | 0 | 67 |
| 償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の満期償還 | 8,025 | 6,519 | 5,468 |
| 持分法適用投資の売却 | 20 | 118 | 23 |
| 土地建物および設備の売却 | 33 | 22 | 114 |
| 購入： | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | -38,648 | -42,991 | -46,801 |
| 償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券 | -4,859 | -16,696 | -7,166 |
| 持分法適用投資 | -60 | -171 | -100 |
| 土地建物および設備 | -422 | -337 | -550 |

| | | | |
|------------------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| 企業結合 / 事業売却による純資金受取 (支出) 額 | -361 | 439 | -5 |
| その他、純額 | -1,386 | -1,086 | -1,010 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | -2,576 | -17,175 | 23,595 |
| | (4,374) | (29,160) | (40,060) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー： | | | |
| 劣後長期債務の発行 | 1,432 ³ | 2,716 | 1,146 |
| 劣後長期債務の返済および償還 | -1,471 ³ | -90 | -42 |
| 信託優先証券の発行 | 0 ⁴ | 0 | 0 |
| 信託優先証券の返済および償還 | -225 ⁴ | 0 | -504 |
| リース債務の元本部分 | -534 | -607 | -679 |
| 普通株式の発行 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | -857 | -695 | -346 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | 35 |
| その他の資本構成要素 (AT1) の発行 | 0 | 2,000 | 2,500 |
| その他の資本構成要素 (AT1) の返済 | 0 | -1,750 | 0 |
| その他の資本構成要素 (AT1) の購入 | -400 | -4,058 | -2,662 |
| その他の資本構成要素 (AT1) の売却 | 415 | 4,074 | 2,642 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前 | -498 | -479 | -363 |
| 非支配持分への配当の支払 | -100 | -96 | -85 |
| 非支配持分の純変動 | -5 | 5 | -13 |
| ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払 | -610 | -406 | 0 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | -2,852 | 614 | 1,630 |
| | (4,842) | (1,042) | (2,767) |
| 現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響 | -2,036 | 4,354 | 1,345 |
| | (3,457) | (7,392) | (2,284) |
| 現金および現金同等物の純増加 (減少) | -1,857 | -14,320 | 23,618 |
| 現金および現金同等物、期首残高 | 165,626 | 179,946 | 156,328 |
| 現金および現金同等物、期末残高 | 163,768 | 165,626 | 179,946 |
| 営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む。 | | | |
| 法人所得税支払 (受取) 額、純額 | 955 | 1,288 | 1,031 |
| 利息支払額 ⁷ | 28,502 | 9,468 | 5,557 |
| 利息受取額 ⁷ | 43,413 | 22,667 | 15,807 |
| 配当受取額 | 106 | 87 | 364 |
| 現金および現金同等物の構成要素 | | | |
| 現金および中央銀行預け金 ⁵ | 159,326 | 159,876 | 174,089 |
| インターバンク預け金 (中央銀行以外) ⁶ | 4,442 | 5,749 | 5,857 |
| 合計 | 163,768 | 165,626 | 179,946 |
| | (278,045) | (281,200) | (305,512) |

- 2023年12月31日および2022年12月31日終了年度において、優先長期債務の発行がそれぞれ65億ユーロおよび25億ユーロ、返済および償還がそれぞれ12億ユーロおよび738百万ユーロ含まれている。
- 2023年12月31日および2022年12月31日終了年度において、発行がそれぞれ268億ユーロおよび364億ユーロ、返済および償還がそれぞれ401億ユーロおよび442億ユーロ含まれている。
- 劣後長期債務における現金以外の変動は、2023年12月31日終了年度において合計でマイナス31百万ユーロであり、主に公正価値の変動139百万ユーロおよび外国為替の変動マイナス173百万ユーロによるもの、2022年12月31日終了年度において合計でマイナス141百万ユーロであり、主に公正価値の変動マイナス464百万ユーロおよび外国為替の変動321百万ユーロによるものである。
- 信託優先証券における現金以外の変動は、2023年12月31日終了年度において合計で15百万ユーロであり、主に公正価値の変動8百万ユーロによるもの、2022年12月31日終了年度において合計でマイナス28百万ユーロであり、主に公正価値の変動マイナス33百万ユーロによるものである。
- 2023年12月31日現在191億ユーロおよび2022年12月31日現在190億ユーロの中央銀行への利付定期預金を含んでいない。
- 2023年12月31日現在17億ユーロおよび2022年12月31日現在14億ユーロの銀行への利付定期預金を含んでいない。
- IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠した金利リスクのポートフォリオ・ヘッジを含む、当行グループの公正価値ヘッジ会計の適用に基づくヘッジ手段として適切なデリバティブからの支払利息および受取利息を含む。

2023年12月31日現在、現金および中央銀行預け金にはロシア中央銀行への定期預金および要求払預金612百万ユーロ（2022年12月31日現在、759百万ユーロ）が含まれている。これらは為替制限の影響を受ける。そのうち、期末日現在、要求払預金30百万ユーロ（2022年12月31日現在、40百万ユーロ）は現金および現金同等物の条件を満たしている。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

連結財務諸表に対する注記

01 -

重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12）（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下総称して「当行グループ」または「ドイツ銀行」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

2024年3月14日の公表に先立ち、2024年3月13日に取締役会によって作成された当行グループの2023年度連結財務諸表は、2024年3月7日に監査役会によって承認された。

EUカーブアウト

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウト版では、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は通常、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合のみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には、ヘッジ関係が非有効とはみなされない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらにIASBが公表したIFRSでは、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。IAS第39号のEUカーブアウト版はまた、サブ・ベンチマークで価格設定された金融商品のベンチマーク・リスク構成要素を識別することの禁止を除外している。これは契約上特定されていない識別されたリスク構成要素が契約自体にかかる利息よりも大きい等、金融商品のスプレッドがマイナスの場合に生じる可能性がある。

2023年12月31日終了事業年度において、IAS第39号のEUカーブアウト版の適用により、税引前利益には23億ユーロ、税引後利益には16億ユーロのマイナスの影響が生じた。2022年12月31日終了事業年度において、EUカーブアウト版の適用により、税引前利益には147百万ユーロ、税引後利益には105百万ユーロのプラスの影響が生じた。

当行グループの規制自己資本およびその比率も、IAS第39号のEUカーブアウト版に基づいて報告されている。資本合計への影響はCET 1資本比率の計算にも影響している。EUカーブアウト版の適用により、CET 1資本比率には2023年12月31日終了事業年度に約43ベース・ポイントのマイナスの影響、2022年12月31日終了事業年度に約5ベース・ポイントのプラスの影響が生じた。

IFRS第7号による開示（ウクライナにおける戦争および気候関連リスクの開示を含む。）

マクロ経済環境に関連するリスクに関する開示は、リスク・レポートの「IFRS第9号に基づく減損」の「2023年度における重点事項」、注記35「デリバティブ」の「ヘッジ会計に適切なデリバティブ」の項、注記13「公正価値で保有する金融商品」の「評価技法」および「観察不能なパラメータの感応度分析」の項、ならびに注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」に記載されている。

IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示は統合マネジメント・レポートのリスク・レポートの項に記載されており、連結財務諸表の不可欠な一部である。

ウクライナにおける戦争によるリスク、エクスポージャーおよび金融商品の減損への影響に関する詳細は、リスク・レポートの「IFRS第9号に基づく減損」および「ロシアに対するエクスポージャー」の項に記載されている。2023年12月31日現在、当行グループは、ロシアに対するマーケット・リスク、ロシアの事業ならびにコンプライアンスおよび金融犯罪防止に関するリスクを開示していない。これは、当行グループが実施したリスク回避努力を考慮したものである。当行グループは、通常のリスク管理活動およびガバナンスの監督強化の一環として、ロシアおよびウクライナに関連するリスクを引き続き監視している。

気候関連リスクの開示は、リスク・レポートの「エンタープライズ・リスク・マネジメント」の「環境、社会、ガバナンスに関するリスク」に記載されている。当行グループは、環境・社会・ガバナンス（ESG）リスクにさらされている。以下は、そのようなリスクが当行グループの業績にどのような影響を与える可能性があるかを示す例である。

- 気候現象の頻度や深刻度が増すと、IFRS第9号の対象となる金融商品の元本および利息の支払を顧客が履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。
- 環境および社会法規制の不遵守は、ローンを返済するための持続的な収益を顧客が生み出す能力に影響を及ぼす可能性がある。
- 将来、顧客が特定のリスク（例えば、洪水）に対して物的資産に十分な保険をかけていない場合、特定の種類のローンに対して保有する担保の価値に影響を与える可能性がある。

当行グループは、関連する顧客に信用を供与する前に、信用リスクの評価およびデューデリジェンス・プロセスの一環として、このようなESGリスクを考慮している。当行グループはまた、設定されたリスク選好度と限度額の範囲内で信用ポートフォリオを管理している。ESG指数ローンに関するさらなる会計上の検討事項（リスクの検討を含む。）については、以下の重要性のある会計方針の説明の「金融資産」の項に記載されている。

監査済の開示は、リスク・レポートにおいて水色で（本書では『 』で表示されている。）記載されている。

重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要性のある会計方針は「重要性のある会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確実で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような重要な会計上の見積りは、毎期変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、重要な会計上の見積りを含む重要性のある会計方針は以下のとおりである。

- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の減損（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- 公正価値の決定（以下の「公正価値の決定」を参照。）
- 取引日利益の認識（以下の「取引日利益の認識」を参照。）
- 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- のれんおよびその他の無形資産の減損（以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。）
- 繰延税金資産の認識および測定（以下の「法人所得税」を参照。）
- 法律上 / 規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理（以下の「引当金」を参照。）

重要性のある会計方針

当行グループの重要性のある会計方針は以下に記載するとおりである。前述および後述の会計方針の変更および会計上の見積りの変更を除き、これらの方針は、2021年度、2022年度および2023年度に一貫して適用されている。

連結の原則

当連結財務諸表の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当行グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

関連会社

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社は、事業体の経営および財務の管理方針に関する意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない事業体である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会（ドイツの株式会社の場合は監査役会）への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上され、その後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。

減損の客観的証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。

外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産および負債は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートで、または実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含まれる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その事業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に組み替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に組み替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に組み替えられる。

利息、手数料およびフィー

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息収益および費用は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利（EIR）法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。

EIRの計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関するすべての契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー（手数料を含む。）、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。ただし、純損益を通じて公正価値で計上される金融商品の場合は、公正価値の決定に重要かつ観察不能なインプットが使用されていないことを条件として、関連するすべてのフィーが当該金融商品の当初認識時にトレーディング収益に認識される。

金融資産が信用減損している場合、利息収益は償却原価に実効金利を適用して計算される。金融資産の償却原価は、減損引当金による調整後の金融資産の総帳簿価額である。購入したまたは信用減損しているものとして当初認識された資産の利息収益は、予想信用損失を考慮に入れた信用調整後の実効金利を用いて計算される。

当行グループは、マイナス金利の利付資産に係る支払利息を利息費用に含め、また、マイナス金利の利付負債に係る受取利息を利息収益に含めて表示している。

当行グループは、EIR法を用いて算出した利息収益および利息費用を、当行グループの連結損益計算書において個別に表示している。

手数料およびフィー収益 - 当行グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の5段階の収益認識モデルを手数料およびフィー収益の認識に適用している。当該モデルに基づき、財およびサービスの支配が移転した時点、つまり、契約上の履行義務が充足された時点で収益を認識しなければならない。

したがって、第1段階で顧客との契約を識別した後、第2段階では顧客に提供する履行義務または一連の別個の履行義務を識別する。当行グループは、サービスが別個のものとなり得るか、契約の観点において別個のものであるかを検証しなければならない。約束しているサービスが別個のものであるのは、顧客がそのサービスからの便益を、それ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができ、かつ、サービスを顧客に移転するという約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能な場合である。収益の額は、契約で規定された履行義務に関して契約上合意された取引価格に基づき測定される。契約に変動対価が含まれる場合、当行グループは、顧客に約束した財またはサービスを移転するのと引き換えに受け取ることのできる金額で当該対価を見積もる。収益は、識別された履行義務が充足された時点で利益または損失に認識される。当行グループは、残存する履行義務の情報を、それが当初の予想期間が1年以内の契約の一部である場合は開示していない。

当行グループは、契約における各履行義務の基礎となる別個のサービスの契約開始時に独立販売価格を決定し、これらの独立販売価格に応じて取引価格全体を配分している。独立販売価格は、ドイツ銀行が、約束しているサービスを単体で個別に顧客に販売する価格である。独立販売価格の最良の証拠となるのは、当行グループが類似の状況において類似の顧客に対して個別にサービスを販売する場合、当該サービスの観察可能な価格である。当行グループによるサービスの販売が個別の顧客に対するものではない場合、適切な手法を用いて独立販売価格を見積る。例えばローンのシンジケート取引において、当行グループは取引日利益の認識要件を適用し、他の市場参加者が同様の単体のサービスを提供する際の価格を考慮する。このように、独立販売価格を見積る際、当行グループは合理的に入手可能なすべての情報（市況を含む。）を考慮する。その場合、当行グループは観察可能なインプットを最大限に利用し、類似の状況と整合する見積りの手法を適用する。

当行グループは、資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーが発生する、単一の履行義務を構成する資産運用サービスを提供している。資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーの構成要素は変動対価であるため、当行グループは各報告日に、顧客に約束したサービスの移転と引き換えに受け取ることのできるフィーの金額を見積もっている。当該資産運用サービスから生じる便益は、一定期間にわたり顧客が同時に受け取って消費する。当行グループはその履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。資産運用手数料の構成要素の場合、これは月次または四半期ごとのサービス期間の終了時であり、パフォーマンス・フィーの場合は、履行の要素に関連する不確実性がすべて解消された日である。

オフバランス・シートで会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーはローンの組成時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

その大部分が一定期間にわたり顧客が受け取って消費するサービスにより稼得される手数料およびフィー収益：管理、運用資産、国外のコマーシャル・ビジネス、貸出金の処理および保証ならびにその他各種顧客サービス。当行グループはその履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、これらのサービスからの収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。

その大部分がある時点でのサービス提供または取引タイプのサービスの提供により稼得される手数料およびフィー収益には、その他の有価証券業務、引受およびアドバイザー・フィー、ブローカー・フィー、国内決済、外国通貨／為替事業および仲介手数料が含まれる。

手数料およびフィー収益の創出に直接関連する増分費用は、連結損益計算書の手数料およびフィー収益に純額で表示される。この中には、収益と関連費用が発生するサービスに関して当行グループが契約上（つまり、本人として）履行義務を負う場合の収益および関連費用が含まれるが、当行グループが契約上の履行義務を負わず、代理人として行動する場合は含まない。当行グループが本人であるか代理人であるかの決定は、基礎となるサービス契約の契約条件に基づく。手数料およびフィーの収益および費用の総額は、注記06「手数料およびフィー収益」に開示されている。

金融資産

当行グループはIFRS第9号の分類および測定要件に従い、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（「元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。））」と呼ばれる。）の両方に基づき金融資産を分類しており、3つのビジネス・モデルがある。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産。これはその後償却原価で測定され、当行グループの連結貸借対照表上の複数の勘定科目に計上される。
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産。これは当行グループの連結貸借対照表上のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上される。
- その他 - 「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産。これは当行グループの連結貸借対照表上の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として計上される。

ビジネス・モデルの評価は、当初認識時の事実および状況に基づいて判断する必要がある。本評価の一環として、当行グループは、定量的要因（例えば、予想される頻度および売却の数量）および定性的要因を考慮しており、定性的要因としては、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産のパフォーマンスが、どのように評価され当行グループの主要経営幹部に報告されているか、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産のパフォーマンスに影響を与えるリスクと、特に、マーケット・リスクおよび信用リスクが管理されている方法、当該ビジネスの管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）が挙げられる。この評価により、資産は「回収のために保有」、「回収し、売却するために保有」または「その他」のビジネス・モデルのいずれかに分類される。

当行グループが「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルのいずれかの金融資産を保有する場合、金融資産の分類を決定するために、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。元本残高に係るSPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めにおける利息は、特定の期間中に残存していた元本金額に関する貨幣の時間価値と信用リスクへの対価である。利息には、他の基本的な融資リスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価および基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンも含まれる場合がある。偶発事象によりキャッシュ・フローが時間の経過とともに変動する可能性がある場合（例えば、契約上の特定のESG指標に関する借手のパフォーマンスに応じてローンのマージンが調整されるような条件の場合）、偶発事象とキャッシュ・フローは、金融商品のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを判断するために評価される。この評価では、偶発事象の性質とキャッシュ・フローの潜在的変動の規模が、クーポン全体と比較して絶対的および相対的に考慮される。さらに、SPPI評価の一環として、貸付が性質上ノンリコースである場合には、キャッシュ・フローがSPPIに整合的であるかを判断するためにさらなる評価が行われる。この評価は、基礎となるものの性質、劣後性のレベル、および保有される金融商品の契約上のキャッシュ・フローに依存する。当行グループは、複数のトランシェの負債を発行する事業体の負債性金融商品を組成および購入している。これらの金融商品が契約上連動する金融商品の定義を満たす場合には、保有される金融商品のキャッシュ・フローおよび信用リスク・エクスポージャーならびに購入時に保有され将来保有される可能性のある基礎となる担保についてさらなる評価が行われる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」の基準を満たしていない金融資産は、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。さらに、当該金融資産には、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルの基準を満たしているものの、SPPIではない、または当行グループが公正価値オプションに基づき指定した金融資産が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される金融資産は公正価値で測定され、実現および未実現損益が純損益を通じて公正価値で測定する資産/負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金および負債性有価証券などの利付資産に係る利息ならびに資本性金融商品に係る配当金は、利息および類似収益に表示される。

当行グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産を取引日に認識している。

トレーディング資産 - 金融資産は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または識別された金融商品から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債性有価証券および資本性有価証券、トレーディング目的で保有するデリバティブならびにトレーディング貸出金が含まれている。この中には「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示された貸出コミットメントが含まれる。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 - 当行グループは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれのビジネス・モデルにも該当しないトレーディング以外の金融資産を「その他」のビジネス・モデルに割り当て、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。当該金融資産には、主として公正価値で管理される逆レポ契約が含まれる。さらに当行グループは、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当する、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない金融資産を強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - 指定しなかった場合には後に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定することになる一部の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。ただし、その指定が測定上もしくは認識上の不一致を解消または著しく減少させる場合に限る。当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で分類され、測定される。

FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

当行グループは、FVOCIで測定するものとして分類された金融資産を取引日に認識している。

トレーディング以外の資本性金融商品をFVOCIとして指定することは可能である。ただし、当行グループによるこの区分の使用は限定的になる見込みであり、現在まで使用されていない。

償却原価で測定する金融資産

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時に公正価値で測定される。その後、帳簿価額から元本の返済を控除し、実効金利法による償却累計額を加減する。当該金融資産は、IFRS第9号の予想信用損失モデルに基づき減損の評価が行われる。このモデルでは、将来の予想信用損失に基づき引当金が認識される。当行グループの金融商品の減損に関する方針の詳細は、「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号）」の項に記載されている。当行グループは、償却原価で測定する金融資産を取引日に認識している。

償却原価で測定する金融資産には主に、償却原価で測定する貸出金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券、借入有価証券および「その他の資産」に表示される一部の債権が含まれる。

金融資産および金融負債の条件変更

金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと当初の実効金利で割り引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された当該金融資産は、引き続き当初のEIRで利息が発生する。条件変更により認識が中止される場合、当初の商品の認識が中止され、新たな商品が公正価値で認識される。

組成以降、信用リスクの著しい増大を経験しておらず、その金融資産を早期に解約するための容易に行使可能な権利を有している債務者と非信用関連または商業的な再交渉が行われた場合は、当初の取決めの認識が中止され、新たに交渉された取引条件に基づく新規の金融資産が認識される。

信用関連の条件変更（すなわち、契約開始以降の信用リスクの著しい増大による条件変更）または債務者が早期に解約するための容易に行使可能な権利を有していない条件変更に関して、当行グループは、その条件変更によって金融資産に重大な条件変更がなされたかと、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融資産の認識は中止されず、上述の認識が中止されない条件変更として会計処理される。

変更が重要であると判断された場合、旧商品の認識が中止され、新たな商品が認識される。当行グループはその後、12ヶ月間の予想信用損失に基づく信用損失引当金を認識する。ただし、条件変更により当初の金融資産の認識が中止され、その後、新たな金融資産が当初認識時に信用減損していたことを示す証拠がある場合、新たな金融資産は組成時に信用減損している金融資産として認識され、当初ステージ3に分類される（後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項を参照のこと。）。

金融負債の条件が再交渉または条件変更された場合、当行グループは、その条件変更によって金融負債に重大な条件変更がなされたかと、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融負債の認識は中止されず、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。認識中止の場合は、当初の金融負債の認識が中止され、新たな負債が公正価値で認識される。

貸出コミットメント

貸出コミットメントは、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示されている場合を除き、オフバランス項目のままである。当行グループは、オフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利または信用スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項に明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントはIFRS第9号の減損モデルの範囲に含まれる。

金融負債

IFRS第9号の下で、金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定されるが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については異なる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、トレーディング負債、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および非参加型投資契約（以下「投資契約」という。）が含まれる。IFRS第9号に基づき、これらは公正価値で計上され、実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債について、当行グループ自身の信用の要素に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識する。

当行グループは、純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融負債を取引日に認識している。

利付負債に係る利息は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に対する利息費用として表示されている。

トレーディング負債 - 発行債務から生じる金融負債は、短期の買戻しを主な目的として組成または負担された場合、トレーディング目的保有に分類される。トレーディング負債は主にデリバティブ負債（一部の貸出コミットメントを含む。）およびショート・ポジションから成る。また、この中には、資金調達によって生じた貸出金が「その他」のビジネス・モデルに割り当てられることから、未利用の貸出コミットメントがトレーディング目的で保有するデリバティブに分類される貸出コミットメントも含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - トレーディング負債の定義を満たさない一定の金融負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融負債から成るグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは(3)その商品が一つまたは複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。)。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債には、レポ契約、貸出コミットメントおよび仕組債が含まれている。

投資契約 - 当行グループの投資契約はすべて、当行グループが保有する特定の資産に対応するユニット・リンク契約である。当行グループは、こうした契約により投資契約負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。投資契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。契約負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属する投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に

対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

組込デリバティブ

ハイブリッド金融負債契約の中にはデリバティブ部分とデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は金融負債の主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、金融負債の主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド金融負債契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識される。金融負債の主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、金融負債の主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド金融負債商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。当行グループは、償却原価で測定する金融負債を取引日に認識している。

金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当行グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、レボ契約および逆レボ契約に関連している。詳細な情報については注記17「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。

当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

- 金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定のマーケット・リスク（もしくは複数のマーケット・リスク）または特定のカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。
- 公正価値が経営幹部に対して提供されている。
- 金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ・インプットは、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級経営陣に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは通常僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ・インプットが活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ・インプットの流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のためのインプットは、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法へのインプットに従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定する金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記13「公正価値で計上される金融商品」および注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

取引日利益の認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値が、活発な市場における市場相場価格から入手される場合、または他の観察可能な現在の市場取引との比較により裏付けられる場合、あるいは観察可能な市場データを組み込んだ評価手法に基づいている場合に、取引日利益が認識される。評価技法で使用された重要なインプットに観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となった時に連結損益計算書に認識される。

重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、基礎となる金融商品の評価技法に重要かつ観察不能なインプットがあるか否かの判定において要求される（金融商品の公正価値の決定の際に要求される経営陣の判断については、「公正価値の決定」の項を参照のこと。）。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定するには、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に含まれる。

ヘッジ会計

IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定したため、2018年1月1日現在、IFRS第9号のヘッジ会計を適用していなかった。当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠し、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。

会計目的上、当行グループは、以下の各種ヘッジを取引日に認識している。

- 公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、またはヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベースス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識が中止される場合にはいつでも、あらゆるベースス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含まれる。

- 将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に組み替えられる。したがって、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮定の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ただし、ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に組み替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額の関連する金額は、予定取引からの利益もしくは損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に組み替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に組み替えられる。

- 在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、外貨換算調整勘定としてその他の包括利益に計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に振り替えられる。

貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての信用エクスポージャーならびに貸出コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。下記の減損方針において、これらの金融商品は「金融資産」と呼ばれる。

IFRS第9号の下での減損損失の決定には、潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時に引当金を計上する予想信用損失（以下「ECL」という。）モデルが使用される。

予想信用損失決定への段階アプローチ

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では信用減損していない金融資産の減損について3段階のアプローチを定めている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- ステージ1：当行グループは、すべての金融資産について12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- ステージ2：当行グループは、信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のデフォルト発生確率、全期間のデフォルト時損失率およびデフォルト時エクスポージャーに基づくECLの決定が必要となる。この段階では、組成または購入時からの信用リスクの増大と、ステージ1の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- ステージ3：当行グループは、信用減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。当行グループの債務不履行の定義は、規制上の定義と整合している。当初認識時の信用減損金融資産はステージ3に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。これらの購入または組成した信用減損（以下「POCI」という。）資産の会計処理については、以下で詳述する。

ECLは、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成パラメータを使用して算定される。これらのパラメータは通常、内部で開発された統計モデルと、マクロ経済データを含む過去、現在および将来予測的情報を組み合わせて導き出される。12ヶ月間のPDおよび全期間のPDはそれぞれ、貸借対照表日現在の状況および信用リスクに影響を与える将来の経済状況に基づいて、金融商品の今後12ヶ月間および予想残存期間に予想される一時点でのデフォルト確率を表している。LGDは、担保の軽減効果、実現時の期待価値および貨幣の時間的価値を織り込んだ、債務不履行時の予想損失を表している。EADは、債務不履行時の予想エクスポージャーを表し、貸借対照表日から債務不履行事象までの元本および利息の返済と、予想される限度枠の利用を織り込んでいる。

将来予測的な情報は、マクロ経済予測に基づく複数年のPDカーブに対する調整として、当行グループの信用損失引当金の測定に織り込まれている。

当行グループのECLモデルは、ステージ1とステージ2のすべての金融資産、ならびに同質のポートフォリオ（すなわち、信用リスク特性が類似したリテールおよび小規模事業に対する貸出金）内のステージ3の金融資産に対する信用損失引当金の算定に用いられる。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオにおける金融資産およびPOCI資産に対する信用損失引当金は、信用責任者により個別に決定される。

信用リスクの著しい増加

金融商品の信用リスク（すなわち、債務不履行リスク）が当初認識時以降に著しく増加しているか否かを決定する際に、当行グループは、関連性があり、かつ過度の費用および努力なしに入手できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報（マクロ経済要因を含む。）に基づく定性的情報および定量的情報が含まれる。著しい信用悪化の評価は、12ヶ月間のECLに基づく引当金の測定から全期間のECLに基づく引当金（すなわち、ステージ1からステージ2）への移行を決定する上で重要である。

信用リスクの著しい増大があったかどうかを判断するための当行グループの枠組みは、内部の信用リスク管理（以下「CRM」という。）プロセスと整合しており、以下を利用している。

- 格付関連指標 - 報告日現在の全期間のデフォルト確率（PD）と当初認識日現在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための閾値を決定する。
- プロセス関連指標 - 既存のリスク管理指標を使用したもので、経営陣の見解では金融資産の信用リスクが著しく増加した状況を表す。この中には、信用ウォッチリストに追加された債務者、強制的にワークアウト手続きに移管された債務者、支払が30日以上延滞している債務者、または支払猶予となった債務者が含まれる。

これらの指標は、リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項で詳述されている。

ステージ3の信用減損金融資産

当行グループはIFRS第9号に基づき、信用減損の定義を、自己資本規制178項に基づき規制目的上で債務不履行となった金融資産と整合させている。

金融資産が信用減損しているためにステージ3にあるか否かの判断では債務不履行リスクのみに焦点を当て、担保または保証などの信用リスク軽減策の影響を考慮しない。特に以下の場合に金融資産は信用減損し、ステージ3にあるとする。

- 当行グループが、債務者が当行グループに対する信用債務を支払う可能性は低いと考えている。判断には、経済的または法的理由から、信用減損の定性的指標である譲歩を借手に与える支払猶予が含まれる場合がある。
- 債務者による契約上の元本または利息の支払いが90日以上延滞している。

信用減損したとみなされる金融資産について、ECL引当金は当行グループが被ると予想される損失額をカバーする。ECLの見積りは、同質でないポートフォリオの場合は個別に、同質のポートフォリオの場合は当行グループのECLモデルを通じて、ポートフォリオに基づくパラメータをこれらのポートフォリオの個々の金融資産に適用することによって行われる。この見積りにはシナリオに応じて調整した割引キャッシュ・フローの使用が含まれる。

ECLの算定時に、将来の経済状況の予測が考慮される。全期間の予想損失は、契約に基づき当行グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当行グループが受け取る見込みであるキャッシュ・フローとの差額に確率加重した現在価値に基づいて見積もられる。

金融資産は、信用損失引当金を計上しない(すなわち、減損損失が発生する見込みがない)ものの信用減損しておりステージ3にあると分類される場合がある。これは、担保の価値による。当行グループの自動化されたECLの算定は月次で行われるが、当行グループの同質のポートフォリオについて、ステージ3のECLの個別の評価は、少なくとも四半期ごとに実施しなければならない。

ステージ3の購入または組成時の信用減損金融資産

金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠がある場合、購入または組成時に信用減損しているとみなされる。このような信用減損した金融資産はPOCI金融資産と呼ばれる。POCI金融資産は全期間予想信用損失を反映して測定され、全期間予想信用損失のその後の変動はすべて、プラスかマイナスかにかかわらず、信用損失引当金の構成要素として損益計算書に認識される。POCI金融資産はその金融資産の全期間にわたりステージ3にのみ分類可能である。

償却

当行グループは、回収の合理的な見込みがない金融資産の総帳簿価額を減額する。償却は、金融資産全体に関連する場合も、その一部分に関連する場合もあり、認識中止の事象に該当する。当行グループはこの決定に際し、以下を含むがこれらに限定されないあらゆる関連情報を考慮している。

- 当行グループによる担保権実行によっても回収ができない、または回収できない確率が高い。
- 相当の額が回収されていない、または今後回収されない担保権の抹消。
- 今後の回収が合理的に予想されない状況がある。

債権回収のために借手に対して起こした法的手続が決着する前に償却することは可能であり、債権を回収する当行グループの法的権利が償却によって喪失することはない。

IFRS第9号モデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、EIRの近似値を適用する。これは通常、約定金利(以下「CIR」という。)であり、EIRと大きく異なるものではない。CIRは、ECLモデル、利息の認識およびECLの割引において一貫して用いられているため、適切な近似値であるとみなされる。

減損分析において考慮される金融資産の担保

IFRS第9号は、担保およびその他の信用補完から予想されるキャッシュ・フローをECLの計算に反映させるよう求めている。担保および保障に関する主要な点は以下のとおりである。

- 担保の適格性。つまり、どの担保をECLの計算に考慮すべきか。
- 担保の評価。つまりどの担保(清算)価値を使うべきか。
- 取引期間にわたり利用可能な担保の金額の予想。

これらの概念の概要はリスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項に詳述されている。

重要な会計上の見積り - 金融資産の減損に関連する会計上の見積りおよび判断は重要な会計上の見積りである。というのは、使用される基礎となる仮定は、每期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これはとりわけ、経済および金融が不確実な状況と、予想キャッシュ・フローの進展および変更がより急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る状況下で将来予測的な情報およびシナリオを推定する際に、特に必要となる。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

ステージ3の同質ではない貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

ステージ1およびステージ2の予想信用損失およびステージ3のうち同質である貸出金の減損引当金の決定は、当行グループのECLモデルを使用して算定される。当該統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。以下の重要な会計上の見積りに関する経営陣の判断が要求される。

- 将来予測的な情報：主要なマクロ経済変数（MEV）は、量的および定性的判断のバランスを反映して識別される。MEVの精度を評価するためにバックテストやモデルの感応度といった統計分析が実施される一方で、信用責任者による専門家のインプットを使用することで、経営陣はモデルの全般的な動きに対する確証を得ることができる。最終的なモデルのパラメータ化は、内部ガバナンス・フォーラムにおける影響のレビューおよび検証、ならびにモデル・リスク管理機能により独立して実施された検証に基づき行われる。さらに、予想信用損失の算定において経営陣の最善の見積りがECL引当金に反映されるように、モデル変更の一環として行われたモデルテスト分析および継続的なモニタリング・フレームワークによって見積アプローチの概念的な健全性が確保されている。
- 信用リスクの著しい増加：リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項に記載のとおり、当行グループは金融資産の信用リスクが当初認識後に著しく増加したかを決定するために、格付関連指標を使用している。同質でないポートフォリオ内の金融資産については、格付けは信用責任者による専門家の判断に基づき取引相手ごとに個別に決定される。同質のポートフォリオ内の金融資産については（顧客関係が多いため）格付けプロセスは大部分が自動化され、信用責任者が個別の取引相手に対する判断を要求することは少なくなっている。同質のポートフォリオと同質でないポートフォリオのいずれも、金融資産の信用リスクが著しく増加したかを決定するための格付関連指標は、報告日現在の全期間のPDと当初認識日現在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための閾値を決定する。ステージ2の閾値を定義するための分位点は、当行グループのリスク機能の特定分野の専門家によって決定される。これは当行グループのIFRS第9号のフレームワークにおける重要な判断の一つであり、年に1回詳細なステージ移動分析、過去の動きとのベンチマーク調査および同業他社との比較を基にレビューが行われる。
- 同質のポートフォリオに対するステージ3のデフォルト時損失率（LGD）の設定：当行グループの同質のポートフォリオについて、時間経過に部分的に依拠したLGD（回収の見込みが低いほど顧客の債務不履行期間が長いことを反映し、それによって担保付と無担保のエクスポージャーを区別している。）に基づく自動化プロセスにより、ステージ3の信用損失引当金が決定される。LGDは、当行グループが過去数十年間で蓄積してきた損失の実績、売却された不良債権のポートフォリオの市場価格の実績および専門家の判断を用いて調整される。重要性の低いポートフォリオの場合、経験に基づくLGDの調整、特に主要インプットの一つである顧客のキュアレートの決定は、部分的に信用責任者の専門家の判断により裏付けられる。LGDの設定は年1回検証され、通常、モデル・リスク管理機能の一環である当行グループの独立したモデル検証プロセスによるレビューが行われる。
- モデル調整：当行グループは、ECLの算定における主要なインプットを定期的にレビューし、潜在的なモデルの不正確性について議論し、オーバーレイの形式で是正措置の必要性を評価する。オーバーレイは、モデルに反映される経営陣の判断の重要なアウトプットである。四半期ごとに上級経営陣のフォーラムで、オーバーレイの認識および/または戻入れの必要性を議論する。この議論は、特定のトリガー・ポイントを考慮したオーバーレイを必要とする可能性のある根拠の概要に基づいて行われる。オーバーレイ実施の最終決定は、最高財務責任者（CFO）と最高リスク責任者（CRO）が共同で行う。定量的開示は、注記18「貸出金」および注記19「信用損失引当金」ならびにリスク・レポートにおける「IFRS第9号に基づく減損」の「モデルの感応度」に記載されている。

金融資産および負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一件または複数件の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効した時に認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

特定のOTCデリバティブ契約ならびに中央清算機関や取引所を通じて清算されるほとんどの上場先物およびオプション契約では、未決済のデリバティブの現在価値に対する法的または経済的決済を表す変動証拠金が日次ベースで支払または受取されているため、関連するデリバティブ金融資産および金融負債の認識が中止される。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レボ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レボ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。

IFRS第9号に基づき、当行グループは公正価値ベースで管理される逆レボのポートフォリオをその他のビジネス・モデルに割り当て、これを「強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産」として分類している。

逆レボに係る利息収益およびレボに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

借入有価証券および貸付有価証券

借入有価証券取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。貸付有価証券取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

当行グループは現金貸出額または現金受取額を連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上している。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識を中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記20「金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスク・フリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかのいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が事業体の事業をどのように監視しているかや、経営陣が事業体の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含まれる。

コーポレート資産は、合理的かつ一貫して配分可能な場合、CGUに配分される。それが不可能な場合、コーポレート資産を含めずに個別のCGUの評価が行われる。その後、合理的かつ一貫して配分可能な最小限のCGUのグループごとに評価が行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から20年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかとみなされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合は随時、減損テストが行われる。

重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法（コスト・アプローチ等）またはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを非常に重要と考えている。

定量的開示は、注記23「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要なとされる対価の最善の見積りである。

引当金の決済に必要とされる一部または全部の経済的便益が第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には、資産が認識される。

当行グループが不利な契約を有している場合、当該契約に基づく現在の債務は引当金として認識、測定される。不利な契約とは、契約の債務を履行するために不可避なコストが、当該契約により受領が見込まれる経済的便益を上回る契約を言う。

重要な会計上の見積り - 訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失について、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の見解と見解を考慮した上で、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に伴う不確実性に関する追加情報については、注記27「引当金」を参照のこと。

法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含まれた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、純損益に認識される。ただし、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、(1)それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、(2)相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ(3)それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、金融資産（FVTOCIに分類される。）の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。過去の税金負担実績の分析には、報告日現在、過去の利益の期間または直近の損失の実績があるかどうかとも含まれる。過去の利益の期間または直近の損失の実績は、税引前損益から永久差異を調整した金額に基づき決定され、通常、当期および直前の2事業年度をカバーする。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、過去の税金負担実績の変更または将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産の帳簿価額が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

また、見積りの使用は、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金の算定においても重要である。当行グループは、IAS第12号「法人所得税」およびIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金を見積り、計上している。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な負債が大きく異なる可能性がある。

当行グループの法人所得税に関するさらなる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記34「法人所得税」を参照のこと。

企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金（以下「APIC」という。）に報告される。

売却目的保有の非流動資産

個々の非流動資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならず、実質的に規制当局の承認待ちのものがいない状態である必要がある。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と処分コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。基準を満たす金融資産および負債は、引き続きIFRS第9号に準拠して測定される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は表示されない。

土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア（オペレーティング・システムのみ）を含んでいる。使用権資産は、当行グループの連結貸借対照表上、土地建物および設備に含めて表示されている。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間が当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から25年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）を見積らなければならない。回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入された場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

供与された金融保証

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績に基づき経営陣により決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用損失引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

購入した金融保証

購入した金融保証は、その金融保証が、回収のために保有（HTC）または回収し、売却するために保有（HTC&S）のビジネス・モデルを伴う負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結したものである場合、IAS第37号に基づく補填が生じるとみなされる。その結果、購入した金融保証により当行グループが被った損失の補填を受けることがほぼ確実である場合には、予想信用損失のその後の増加に関して補填資産を認識する。したがって、借手の信用リスクが著しく低下した場合、全期間の予想信用損失と同額の補填資産が認識され、当行グループの連結貸借対照表のその他の資産に表示される。これに対応する補填利得は、当行グループの連結損益計算書に信用損失引当金の減少として認識される。

HTCまたはHTC&Sのビジネス・モデルに割り当てられる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、当行グループが発行するローン担保証券（CLO）に組み込まれる場合がある。こうした組み込まれた保証は、補填資産として個別に会計処理されず、償却原価で保有するCLOの負債の一部として会計処理される。当行グループは、CLOに組み込まれた金融保証の対象となる借手の信用リスクが著しく増大した場合、当該CLOからの契約上の払戻額（このような組み込まれた保証からの便益を含む。）の見積りを定期的に修正する。この修正は、（CLOによる保証の範囲内で）当該負債性金融商品の全期間の予想信用損失に基づいている。

その他のビジネス・モデルに含まれる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、純損益を通じて公正価値で会計処理される。

リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。その他のカテゴリーは社用車および技術・IT機器である。

当行グループはリース料の現在価値の計算において、リースの計算利率が容易に算定できないため、リース開始日現在の追加借入利率を使用している。リース開始日後のリース債務の金額は、利息の増加を反映して増加し、リース料の支払いに伴い減少する。さらに、条件変更、つまりリース期間の変更またはリース料の変更（リース料の算定に使用される指数またはレートの変更による将来のリース料の変更等）があった場合、リース債務の帳簿価額は再測定される。

使用権資産は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値）を見積らなければならないため、回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用権資産は個別のキャッシュ・フローを生み出さないため、使用価値の算定にあたり、当行グループは合理的に得ることのできるサブリースの収益を考慮する。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

当行グループは使用権資産を「土地建物および設備」に、リース債務を「その他の負債」として計上している。

当行グループは、当行グループの短期リース（開始日からのリース期間が12ヶ月以内であるリース）に、短期リースに関する認識の免除を適用している。また、少額とみなされる技術・IT設備のリースに、少額資産のリースに関する認識の免除を適用している。短期リースおよび少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。

従業員給付

年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法においては、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者のインデックス・データの提供者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。

その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同

様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関するさらなる情報については、注記33「従業員給付」を参照のこと。

解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金（以下「APIC」という。）に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

その他の繰延報酬制度

その他の繰延報酬制度の報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。認識される額は、関連する制度に基づき支払われると見込まれる金額の現在価値に基づき、各報告日に再測定される。最終的に認識される報酬費用の累積額は、交付された現金または各金融商品の公正価値と同額である。

政府補助金

当行グループは、当該補助金を受領し、また、当該補助金に付随する条件を満たすという合理的な確証がある場合に政府補助金を認識する。便益は、当行グループが補助金により関連するコストの補填を受ける予定の期間にわたり、認識され、関連費用の減少として表示される。

当行グループは、TLTRO の下での借入から発生した当初の便益を、IAS第20号に基づく市場金利以下の貸出金による政府補助金とみなし、その後の便益をIFRS第9号に基づき認識している。2022年11月23日より、残るすべてのTLTRO オペレーションに係る現在の金利は、適用されるECBの主要金利の平均に連動する。

当行グループがTLTRO 資金供給プログラムに関して認識する便益についての詳細は、注記05「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）」を参照のこと。

普通株式に係るオプションおよび先渡契約

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は、現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、事業体が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないために財務活動の一部となる非金融会社とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの事業セグメントによって設計および実行され、収益創出活動である。）ならびにトレジャリーが発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものと捉えられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変更による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示している。これには、市場の変動および資金の流入入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

最近適用された会計基準書

2023年度に当連結財務諸表の作成上適用された、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

IFRS第17号 保険契約

2023年1月1日に、当行グループはIFRS第17号「保険契約」を適用した。これは、当該基準の範囲内における保険契約の認識、測定、表示および開示の原則を確立するものである。IFRS第17号は、企業が各国の会計基準を用いて保険契約を会計処理することを許容していたがために数多くの異なるアプローチが生じていたIFRS第4号を置き換えた。IFRS第17号は、すべての保険契約について一貫した方法での会計処理を求めることにより、IFRS第4号によって生じていた比較可能性の問題を解決して投資家と保険会社の双方に利益をもたらすものである。保険負債は、取得原価ではなく現在価値を用いて会計処理されることになる。この情報は定期的に更新され、より有用な情報を財務諸表の利用者に提供することになる。当行グループの現在の事業活動によれば、IFRS第17号は、当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。そのため当行グループは、IFRS第17号に基づく移行関連の開示を行っていない。

また、2023年1月1日に、当行グループはIFRS第17号「保険契約」の修正を適用した。これは(1)2017年のIFRS第17号公表後に特定された懸念事項と適用に関する課題に対応し、(2)IFRS第17号およびIFRS第9号を同時に初度適用した事業体に対して、IFRS第17号の移行要件を狭い範囲で修正するものであった。これらの修正はいずれも当行グループの連結財務諸表に重要な影響を与えなかった。

IAS第12号 法人所得税

2023年1月1日に、当行グループはIAS第12号「法人所得税」の修正を適用した。当該修正は、単一の取引における資産および負債に関連した繰延税金の取り扱いを変更し、IAS第12号15項(b)およびIAS第12号24項に規定された当初認識の免除の適用除外を導入するものである。これにより、当初認識時に将来減算一時差異と将来加算一時差異の両方が発生し、その結果同額の繰延税金資産および負債が認識されるような取引には当初認識の免除は適用されない。これらの修正はいずれも当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

2021年12月、経済協力開発機構(OECD)は、第2の柱のフレームワークに基づくグローバル税源浸食および利益移転防止(BEPS)規則を公表した。2023年5月、IASBはIAS第12号「法人所得税」の修正を公表した。これは、第2の柱モデルルールおよび開示要件を適用することにより発生する繰延税金の会計処理に対して、強制的な一時的例外規定を導入するものである。上述の例外規定は開示要件と共に直ちに適用しなければならず、2023年1月1日以後開始事業年度から適用された。強制的な一時的例外規定は適用済みであり、当行グループの連結財務諸表に対する影響はなかった。

IAS第1号 財務諸表の表示

2023年1月1日に、当行グループはIAS第1号および「IFRS実務記述書第2号」の修正を適用した。これは、財務諸表開示の会計方針を決定する上での指針を示すことを目的としている。これに伴い、事業体は重要な会計方針ではなく、重要性のある会計方針を開示することが求められるようになった。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

新しい会計基準書

2023年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当連結財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりである。

IFRS第16号 リース

2022年9月、IASBはIFRS第16号「リース」の修正を公表した。これは、IFRS第15号に基づき売却として会計処理される要件を満たすセール・アンド・リースバック契約を、売手である貸手がどのように事後測定するかを明確化したものである。当該修正は2024年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。

IAS第1号 財務諸表の表示

2020年1月および2020年7月に、IASBはIAS第1号「財務諸表の表示：負債の流動・非流動の分類」の修正を公表した。当該修正は、負債の流動・非流動の分類は報告期間末時点で存在する権利に基づくことを明確化している。また、当該修正は事業体が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みにより分類が影響を受けないことを明確化しており、決済が現金、資本性金融商品、その他の資産またはサービスの相手方への移転を指すことを明確化している。当該修正は2024年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。

2022年10月、IASBはIAS第1号の追加修正を公表した。これは、特定の状況において負債およびその他の金融負債を事業体がどのように流動または非流動負債として分類するかについての上述の要件を修正したものである。これに伴い、事業体が報告日以前に遵守しなければならない条項のみが、流動または非流動負債の分類に影響を及ぼすことが明確化されている。過去の修正に合わせて、新たな修正は2024年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。

IAS第21号 外国為替レート変動の影響

2023年8月、IASBは「交換可能性の欠如（IAS第21号の修正）」を公表した。これには、通貨に交換可能性がある場合を特定し、交換可能性がない場合にどのように為替レートを決定するかの指針が含まれている。また、通貨に交換可能性がない場合の追加的情報の開示も要求している。当該修正は2025年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。これらの修正は、EUの承認をまだ受けていない。

03 -

取得および処分

企業結合

2023年4月28日、ドイツ銀行は、Numis Corporation Plc（以下「Numis」という。）を全額現金で取得することに合意したことを発表した。Numisは英国の法人向けブローカーおよびアドバイザリー業務を営む大手企業であり、170社超の法人向けブローカー業務の顧客（FTSE350インデックスの約20%に相当する64社の顧客を含む。）に戦略的アドバイスと資本市場におけるコネクティビティを提供している。

2023年10月13日、当該取得は完了し、ドイツ銀行は現金購入価格460百万ユーロ（397百万英ポンド）でNumisの株式100%を取得した。

Numisを取得する目的は、英国の法人向けブローカーおよび戦略的アドバイザリーの各業務において卓越した地位を確立することにより、ドイツ銀行が英国の法人顧客とより深い関係を築き、グローバル・ハウスバンク戦略を加速化させることにある。ドイツ銀行の英国およびアイルランドのコーポレート・ファイナンス事業とNumisの統合は、Deutsche Numisという新たなブランドで知られることになる。

Numisの取得後、識別可能な取得資産および引受負債の取得日現在の公正価値の算定は2023年度第4四半期に最終化され、その詳細は以下の表に記載されている。取得した債権の公正価値は契約上の金額と同額であり、これらはすべて短期のトレーディング業務に関連するものである。その他の無形資産には、顧客関係（56百万ユーロ）および商標（27百万ユーロ）が含まれる。取得原価の配分において識別された235百万ユーロののれんは、主にシナジーにより期待される将来の経済的便益と人的資本の価値を表す。

取得日現在の識別可能な取得資産および引受負債の公正価値

| | 2023年10月13日 現在 |
|------------------------------------|-------------------|
| 単位：百万ユーロ | |
| 移転された現金対価 | 460 |
| 移転された対価合計 | 460 |
| 識別可能な取得資産および引受負債の認識額： ¹ | |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 126 |
| 借入有価証券担保金 | 10 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 44 |
| 土地建物および設備 | 53 |
| その他の無形資産 | 84 |
| その他のすべての資産 | 410 |
| 取得資産合計 | 727 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 14 |
| その他のすべての負債 | 488 |
| 引受負債合計 | 502 |
| 識別可能な純資産合計 | 225 |
| のれん | 235 |
| 識別可能な純資産および取得のれん合計 | 460 |

¹ 取得資産および引受負債の主な種類別。

ドイツ銀行は、Numisの取得により生じたのれんをインベストメント・バンク資金生成単位（CGU）に割り当てた。インベストメント・バンクCGUの評価により、取得後、Numisについて認識されたのれんは減損しているとみなされ、2023年度第4四半期に償却された（注記23「のれんおよびその他の無形資産」も参照のこと）。

取得日以降、当行グループの経営成績へのNumisの貢献は31百万ユーロの収益および1百万ユーロの税引後純損失であった。当該取得が年初に行われていたとすれば、Numisを含む当行グループの収益は290億ユーロ、税引後利益は49億ユーロとなるはずであった。

2022年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

2021年度第3四半期において、当行グループはベルリンを拠点とする新興の決済サービス・プロバイダーであるBetter Payment Germany GmbHの100%の株式取得を完了した。当該取得を通じて、当行グループは決済処理および決済承認の市場シェアの拡大を目指している。当該取得の対価としての公正価値は、現金5百万ユーロと、取得後3年以内にいくつかのKPIを達成することを条件にしたアーンアウトの対価3百万ユーロから成る。取得原価の配分を実施した結果、当行グループはコーポレート・バンクCGUに割り当てられるのれん5百万ユーロを計上した。コーポレート・バンクCGUの評価により、新たに計上されたのれんは減損しているとみなされ、2021年度にただちに償却された。

処分

2023年度、2022年度および2021年度において、当行グループはいくつかの子会社/事業の処分を完了した。これらの処分は主に、当行グループが以前に売却目的保有として分類していた事業である。2022年度にはBlackFinとのパートナーシップの一環であるDWSのデジタル投資プラットフォームの移転およびイタリアでの金融アドバイザー事業のZurich Italyへの売却、ならびに2021年度にはグローバル・プライム・ファイナンスおよび電子株式のプラットフォームのBNPパリバへの移転が含まれていた。詳細については、注記24「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。2023年度、2022年度および2021年度においてこれらの処分に対して受け取った対価総額（このうち現金）は、それぞれ117百万ユーロ（現金99百万ユーロ）、488百万ユーロ（現金439百万ユーロ）および34百万ユーロ（現金0百万ユーロ）であった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 現金および現金同等物 | 7 | 1,126 | 0 |
| 残りの全資産 | 105 | 659 | 3,507 |
| 処分資産合計 | 113 | 1,785 | 3,507 |
| 処分負債合計 | 213 | 1,676 | 8,102 |

事業セグメントおよび関連情報

ドイツ銀行のセグメント情報は、マネジメント・アプローチに従って作成されている。これは、最高経営意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、事業セグメントの経営成績を評価し、事業セグメントに資源を配分するために定期的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

事業セグメント

ドイツ銀行のセグメント報告は、当行グループの内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価およびそれらへの資源配分の基礎となっている。

当行の事業運営は、以下のセグメントから成る部門構造に基づき編成される。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

当行グループはコーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント、ならびにコーポレートおよびその他のセグメントで構成される。

コーポレート・バンクはコーポレート・トレジャリー・サービス、インスティテューショナル・クライアント・サービス、およびビジネス・バンキングの区分で収益を報告している。

インベストメント・バンクは、セールス/トレーディング（債券および為替）、オリジネーションおよびアドバイザー、ならびにその他の区分で収益を報告している。

プライベート・バンクはプライベート・バンク（ドイツ）およびインターナショナル・プライベート・バンクの区分で収益を報告している。インターナショナル・プライベート・バンクにおいては、収益は「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」および「プレミアム・バンキング」の区分で収益を報告している。インターナショナル・プライベート・バンクは2022年度末までに、Sal. Oppenheimに関連するレガシー資産およびレガシー負債の大部分の縮小を実質的に完了した。残りの資産または負債は、将来において重大な財務上の影響を与えるとは見込まれておらず、「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」顧客セグメントの通常の事業に含められることになる。関連する「特定の収益項目」の開示は、2023年度第1四半期から廃止された。

アセット・マネジメントはマネジメント・フィー、運用報酬および取引手数料、ならびにその他の区分で収益を報告している。

コーポレートおよびその他には、個人向けの事業セグメントに配分されていない、一元的に計上される収益、費用および資源ならびに当行グループのバランスシート・ヘッジに使用されるデリバティブについて生じる評価および期間差異が含まれる。これらは会計上の影響であり、評価損は基礎となる商品が満期に向かうにつれ、時間の経過とともに回収される見込みである。さらに、コーポレートおよびその他には、過年度においてキャピタル・リリース・ユニットとして報告されていたレガシーポートフォリオの財務上の影響が含まれている。

2022年度有価証券報告書において公表したとおり、2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマンデートを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなった。残されたポートフォリオ、資源および従業員は、コーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更に伴い、これまでキャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表していたコア・バンクとしての財務数値も2023年度第1四半期より報告されなくなった。

さらに、当該報告期間中の経営陣の決定に基づき、さらなる部門変更が導入された。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）が要求される。当該調整は、本注記中の「セグメント別の経営成績」の項に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。

当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。当行グループの内部管理報告は、セグメント負債または利息費用を個別に考慮していない。同様に、減価償却および償却、税金費用ならびにその他の包括費用は内部で個別に表示されないため、ここには開示されていない。

当行グループの経営管理報告において使用されている、IFRSに準拠しない会計処理方法は、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（インベストメント・バンク）ののに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用損失引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（コーポレートおよびその他で戻入）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその運営は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは、各事業セグメントの活動により使用または提供される資金の価値に従い、当行の内部資金移転価格のフレームワークに基づき、当行グループ外部からの純利息収益を配分している。さらに、自己株式による資金調達を行う法的に独立した事業単位を保有する競合他社との比較可能性を保つため、当行グループは、各事業セグメントの平均株主資本の割合に応じて、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の指標が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの指標を開示している。

平均株主資本の配分

株主資本は各セグメントの所要規制自己資本に基づき当行グループのセグメントに全額配分される。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1資本（CET1）比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの総合的な貢献を反映している。3つの要素それぞれへの貢献は、その相対的な重要性和当行グループに対する制約を反映して加重計算される。CET1比率およびレバレッジ比率に対する貢献は、リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ比率エクスポージャーを通じて測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれんおよびその他の無形資産は、配分された有形株主資本および各リターンの算定を可能にするために、当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本および有形株主資本は月次で配分され、四半期および通年にわたる平均値が算出される。

ドライバーベースのコスト管理配賦手法の変更

2022年度有価証券報告書において開示したとおり、当行グループは、ドライバーベースのコスト配賦を2023年度第1四半期から実施した。この新しい手法は、管理コストの発生原因に関する透明性を高め、コストとセグメントごとのサービス消費をより密接に結びつけることを目的としている。この変更は当行グループの費用収益比率および有形株主資本利益率の指標には影響しなかったが、事業セグメント別の指標には影響を与える。そのため、過年度の情報は現在の体制に合わせて表示されており、その結果、2022年度通年において、コーポレート・バンクで276百万ユーロ、インベストメント・バンクで239百万ユーロ、プライベート・バンクで279百万ユーロ、アセット・マネジメントで15百万ユーロの利息以外の費用が増加（税引前利益においてこれに対応する減少）し、合計額の809百万ユーロがコーポレートおよびその他の利息以外の費用で減少（税引前損失においてこれに対応する減額を）した。

戦略的流動性準備金に係る利得および損失の配分

2022年度第1四半期から、戦略的流動性準備金で稼得された各部門の年度内の利得または損失の配分手法が改善されている。新手法導入の一環として、年度内の利得および損失のボラティリティは、基礎となる各事業部門の業績をより正確に反映させるため、コーポレートおよびその他において一元的に管理されている。新手法の導入はグループ全体の収益または年間の業務分掌に影響を与えていない。そのため2022年度および2021年度における通年の業績への影響はなかった。

米国非課税有価証券

純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、インベストメント・バンクの米国非課税有価証券について、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示により、インベストメント・バンクの純利息収益は、2023年度通年において10百万ユーロ、2022年度通年において33百万ユーロ、2021年度通年において40百万ユーロ増加した。この増加は、コーポレートおよびその他における戻入を通じて、当行グループの連結数値において相殺されている。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、2023年度、2022年度および2021年度において21%である。

管理部門におけるフルタイム従業員の再編

2021年度第3四半期における当行の決定により、最高執行責任者の取締役会における独立した役職が廃止されたため、約9,000名のフルタイム換算の従業員がコーポレートおよびその他から事業部門のセグメントに異動した。それにより、最高執行責任者の事業関連の業務のうち、以前は管理部門で実施されていたインベスト・バンクおよびコーポレート・バンク支援事業に関連する部分が、これらの部門に移管され、セグメント別の比較財務情報はそれに応じて表示されている。コストは、コーポレートおよびその他から各管理部門のサービスを利用している事業部門のセグメントに配賦されるが、この移管によってコーポレートおよびその他への配賦ではなく各部門の直接負担として表示されるようになったものであり、この変更によるセグメントレベルの重要な財務上の影響はない。

セグメント別の経営成績

以下の表は、当行グループの事業セグメント別の業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）を示すものである。

2023年度

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレー ト・バンク | インベストメ ント・バンク | プライバー ト・バンク | アセット・マ ネジメント | コーポレー トおよびその他 | 連結合計 |
|--|----------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|--------|
| 純収益 ¹ | 7,716 | 9,160 | 9,575 | 2,383 | 45 | 28,879 |
| 信用損失引当金繰入額 | 266 | 431 | 783 | -1 | 26 | 1,505 |
| 利息以外の費用 | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,537 | 2,524 | 2,806 | 891 | 3,372 | 11,131 |
| 一般管理費 | 2,934 | 4,136 | 4,742 | 934 | -2,634 | 10,112 |
| のれんおよびその他の無形資 産の減損 | 0 | 233 | 0 | 0 | 0 | 233 |
| 再構築費用 | -4 | -3 | 228 | 0 | -1 | 220 |
| 利息以外の費用合計 | 4,466 | 6,890 | 7,777 | 1,825 | 738 | 21,695 |
| 非支配持分 | 0 | 3 | 0 | 163 | -166 | 0 |
| 税引前利益(損失) | 2,984 | 1,836 | 1,015 | 396 | -553 | 5,678 |
| 資産(単位：十億ユーロ) ² | 264 | 658 | 331 | 10 | 49 | 1,312 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ) | 117 | 101 | 261 | 0 | 0 | 479 |
| 非流動資産への追加 | 13 | 89 | 90 | 73 | 1,853 | 2,118 |
| 預金(単位：十億ユーロ) | 289 | 18 | 308 | 0 | 7 | 622 |
| 平均割当株主資本 | 13,306 | 27,593 | 14,477 | 5,318 | 2,318 | 63,011 |
| リスク・ウェイトド・ア セット(単位：十億ユーロ) | 69 | 140 | 86 | 15 | 40 | 350 |
| このうち：オペレーショ ナル・リスクRWA(単位：十億 ユーロ) | 6 | 22 | 8 | 3 | 19 | 57 |
| レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(単位：十億 ユーロ) | 307 | 546 | 339 | 10 | 39 | 1,240 |
| 従業員数(フルタイム換算) | 25,520 | 19,979 | 38,451 | 4,962 | 1,218 | 90,130 |
| 税引後平均株主資本利益率 ³ | 15.2% | 3.8% | 4.1% | 4.9% | N/M | 6.7% |
| 税引後平均有形株主資本利益 率 ³ | 16.6% | 4.0% | 4.5% | 11.3% | N/M | 7.4% |
| 費用収益比率 ⁴ | 57.9% | 75.2% | 81.2% | 76.6% | N/M | 75.1% |

¹ 以下を含む：

| | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|------|------|--------|
| 純利息収益 | 5,113 | 3,013 | 6,160 | -124 | -560 | 13,602 |
| 持分法適用投資による純利 益(損失) | -6 | -70 | -5 | 42 | 2 | -38 |

² 以下を含む：

| | | | | | | |
|---------|----|-----|----|-----|---|-------|
| 持分法適用投資 | 91 | 413 | 84 | 420 | 5 | 1,013 |
|---------|----|-----|----|-----|---|-------|

N/M - 表記するに値しない。

- ³ 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2023年12月31日終了年度：14%)を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。
- ⁴ 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

2022年度

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレー ト・バンク | インベストメ ント・バンク | プライベー ト・バンク | アセット・マ ネジメント | コーポレー トおよびその他 | 連結合計 |
|--|----------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|--------|
| 純収益 ¹ | 6,337 | 10,016 | 9,153 | 2,608 | -904 | 27,210 |
| 信用損失引当金繰入額 | 335 | 319 | 583 | -2 | -9 | 1,226 |
| 利息以外の費用 | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,422 | 2,376 | 2,785 | 899 | 3,231 | 10,712 |
| 一般管理費 | 2,786 | 4,075 | 4,176 | 883 | -2,192 | 9,728 |
| のれんおよびその他の無形資 産の減損 | 0 | 0 | 0 | 68 | 0 | 68 |
| 再構築費用 | -19 | 15 | -113 | 0 | -2 | -118 |
| 利息以外の費用合計 | 4,188 | 6,466 | 6,848 | 1,850 | 1,037 | 20,390 |
| 非支配持分 | 0 | 15 | 0 | 174 | -190 | 0 |
| 税引前利益(損失) | 1,814 | 3,217 | 1,722 | 584 | -1,743 | 5,594 |
| 資産(単位：十億ユーロ) ² | 258 | 677 | 333 | 10 | 60 | 1,337 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ) | 122 | 103 | 265 | 0 | -1 | 489 |
| 非流動資産への追加 | 3 | 4 | 177 | 41 | 2,267 | 2,494 |
| 預金(単位：十億ユーロ) | 289 | 16 | 317 | 0 | -1 | 621 |
| 平均割当株主資本 | 12,015 | 26,036 | 13,557 | 5,395 | 2,991 | 59,994 |
| リスク・ウェイトド・ア セット(単位：十億ユーロ) | 74 | 139 | 88 | 13 | 46 | 360 |
| このうち：オペレーショ ナル・リスクRWA(単位：十億 ユーロ) | 5 | 23 | 8 | 3 | 19 | 58 |
| レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(単位：十億 ユーロ) | 321 | 530 | 344 | 9 | 36 | 1,240 |
| 従業員数(フルタイム換算) | 22,161 | 18,420 | 37,716 | 4,778 | 1,856 | 84,930 |
| 税引後平均株主資本利益率 ³ | 10.0% | 8.0% | 8.3% | 7.4% | N/M | 8.4% |
| 税引後平均有形株主資本利益 率 ³ | 10.9% | 8.4% | 9.0% | 17.1% | N/M | 9.4% |
| 費用収益比率 ⁴ | 66.1% | 64.6% | 74.8% | 71.0% | N/M | 74.9% |

¹ 以下を含む：

| | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|
| 純利息収益 | 3,628 | 3,467 | 5,223 | -65 | 1,398 | 13,650 |
| 持分法適用投資による純利 益(損失) | 4 | 50 | 27 | 66 | 6 | 152 |

² 以下を含む：

| | | | | | | |
|---------|----|-----|----|-----|----|-------|
| 持分法適用投資 | 90 | 501 | 99 | 415 | 20 | 1,124 |
|---------|----|-----|----|-----|----|-------|

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- 3 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2022年12月31日終了年度：マイナス1%)を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2022年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。
- 4 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

2021年度

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | コーポレー ト・バンク | インベストメ ント・バンク | プライバー ト・バンク | アセット・マ ネジメント | コーポレー トおよびその他 | 連結合計 |
|--|----------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|--------|
| 純収益 ¹ | 5,153 | 9,631 | 8,233 | 2,708 | -314 | 25,410 |
| 信用損失引当金繰入額 | -3 | 104 | 446 | 5 | -36 | 515 |
| 利息以外の費用 | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,447 | 2,197 | 2,808 | 822 | 3,145 | 10,418 |
| 一般管理費 | 3,053 | 3,843 | 4,939 | 846 | -1,862 | 10,821 |
| のれんおよびその他の無形資 産の減損 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 再構築費用 | 42 | 47 | 173 | 2 | -2 | 261 |
| 利息以外の費用合計 | 4,547 | 6,087 | 7,920 | 1,670 | 1,281 | 21,505 |
| 非支配持分 | 0 | -17 | 0 | 223 | -206 | 0 |
| 税引前利益(損失) | 609 | 3,458 | -133 | 809 | -1,353 | 3,390 |
| 資産(単位：十億ユーロ) ² | 246 | 616 | 310 | 10 | 141 | 1,324 |
| 貸出金(貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ) | 122 | 93 | 254 | 0 | 6 | 476 |
| 非流動資産への追加 | 17 | 6 | 149 | 32 | 1,733 | 1,939 |
| 預金(単位：十億ユーロ) | 270 | 13 | 313 | 0 | 7 | 604 |
| 平均割当株主資本 | 11,101 | 25,281 | 13,041 | 5,128 | 1,883 | 56,434 |
| リスク・ウェイトド・ア セット(単位：十億ユーロ) | 65 | 141 | 85 | 14 | 46 | 352 |
| このうち：オペレーショ ナル・リスクRWA(単位：十億 ユーロ) | 6 | 25 | 8 | 3 | 20 | 62 |
| レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(完全適用ベ ース、単位：十億ユーロ) ³ | 300 | 530 | 321 | 11 | 62 | 1,125 |
| 従業員数(フルタイム換算) | 20,560 | 16,927 | 37,458 | 4,514 | 3,510 | 82,969 |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁴ | 3.2% | 9.0% | -1.5% | 11.0% | N/M | 3.4% |
| 税引後平均有形株主資本利益 率 ⁴ | 3.5% | 9.4% | -1.7% | 25.8% | N/M | 3.8% |
| 費用収益比率 ⁵ | 88.2% | 63.2% | 96.2% | 61.7% | N/M | 84.6% |

¹ 以下を含む：

| | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|----|-----|--------|
| 純利息収益 | 2,605 | 3,332 | 4,601 | -5 | 622 | 11,155 |
| 持分法適用投資による純利 益(損失) | 3 | -34 | 40 | 81 | 9 | 98 |

² 以下を含む：

| | | | | | | |
|---------|----|-----|-----|-----|----|-------|
| 持分法適用投資 | 72 | 462 | 180 | 349 | 29 | 1,091 |
|---------|----|-----|-----|-----|----|-------|

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- 3 レバレッジ比率のエクスポージャーは、報告日に適用されるCRRに従って計算されている。当行グループは2020年9月30日より、ECB決定事項（EU）第2020/1306号およびEU第2021/1074号に基づき、ユーロシステムを採用している中央銀行が直面する特定のユーロ・ベースのエクスポージャーをレバレッジ比率エクスポージャーから除外することを認められていた。この除外は2022年3月31日まで適用されていた。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、その除外をせずに表示されている。
- 4 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2021年12月31日終了年度：26%）を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2021年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。
- 5 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

コーポレート・バンク

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から 2023年度の増加 (減少) | | 2021年度から 2022年度の増加 (減少) | |
|---|--------|--------|--------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | | | | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 比率 (%) |
| 純収益 | | | | | | | |
| コーポレート・トレジャリー・サービス | 4,366 | 3,821 | 3,072 | 545 | 14 | 749 | 24 |
| インスティテューショナル・クライアント・サービス | 1,906 | 1,587 | 1,299 | 319 | 20 | 287 | 22 |
| ビジネス・バンキング | 1,445 | 930 | 781 | 515 | 55 | 148 | 19 |
| 純収益合計 | 7,716 | 6,337 | 5,153 | 1,379 | 22 | 1,185 | 23 |
| このうち | | | | | | | |
| 純利息収益 | 5,113 | 3,628 | 2,605 | 1,485 | 41 | 1,022 | 39 |
| 手数料およびフィー収益 | 2,328 | 2,356 | 2,204 | -28 | -1 | 151 | 7 |
| その他の収益 | 275 | 354 | 343 | -79 | -22 | 11 | 3 |
| 信用損失引当金繰入額 | 266 | 335 | -3 | -68 | -20 | 338 | N/M |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 1,537 | 1,422 | 1,447 | 115 | 8 | -26 | -2 |
| 一般管理費 | 2,934 | 2,786 | 3,053 | 148 | 5 | -267 | -9 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 0 | 5 | 0 | N/M | -5 | N/M |
| 再構築費用 | -4 | -19 | 42 | 15 | -77 | -61 | N/M |
| 利息以外の費用合計 | 4,466 | 4,188 | 4,547 | 278 | 7 | -358 | -8 |
| 非支配持分 | 0 | 0 | 0 | 0 | N/M | 0 | N/M |
| 税引前利益(損失) | 2,984 | 1,814 | 609 | 1,169 | 64 | 1,205 | 198 |
| 従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算) ¹ | 7,859 | 7,444 | 7,441 | 415 | 6 | 3 | 0 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタイム換算) ¹ | 7,853 | 6,508 | 5,838 | 1,345 | 21 | 670 | 11 |
| 従業員数(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算) ¹ | 9,808 | 8,209 | 7,282 | 1,599 | 19 | 927 | 13 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 25,520 | 22,161 | 20,560 | 3,359 | 15 | 1,600 | 8 |
| 資産合計(単位：十億ユーロ) ^{1,2} | 264 | 258 | 246 | 6 | 2 | 12 | 5 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ) ¹ | 69 | 74 | 65 | -5 | -7 | 9 | 14 |
| このうち：オペレーショナル・リスクRWA(単位：十億ユーロ) ¹ | 6 | 5 | 6 | 0 | 5 | -0 | -5 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ) ¹ | 307 | 321 | 300 | -14 | -4 | 21 | 7 |
| 預金(単位：十億ユーロ) ¹ | 289 | 289 | 270 | 1 | 0 | 18 | 7 |
| 貸出金(貸倒引当金総額を含む、単位：十億ユーロ) ¹ | 117 | 122 | 122 | -5 | -4 | -1 | -1 |
| 費用収益比率 ³ | 57.9% | 66.1% | 88.2% | N/M | -8.2ppt | N/M | -22.1ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁴ | 15.2% | 10.0% | 3.2% | N/M | 5.2ppt | N/M | 6.8ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁴ | 16.6% | 10.9% | 3.5% | N/M | 5.7ppt | N/M | 7.4ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- 1 年度末現在。
- 2 セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 3 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- 4 セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

インベストメント・バンク

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から 2023年度の増加 (減少) | | 2021年度から 2022年度の増加 (減少) | |
|---|--------|--------|--------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | | | | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 比率 (%) |
| 純収益 | | | | | | | |
| セールス/トレーディング(債券 および為替) | 7,974 | 8,935 | 7,063 | -961 | -11 | 1,871 | 26 |
| 債券オリジネーション | 843 | 412 | 1,573 | 431 | 105 | -1,161 | -74 |
| 株式オリジネーション | 102 | 101 | 544 | 1 | 1 | -443 | -81 |
| アドバイザー | 301 | 485 | 491 | -184 | -38 | -6 | -1 |
| オリジネーションおよびアドバイ ザリー | 1,246 | 998 | 2,608 | 249 | 25 | -1,610 | -62 |
| その他 | -60 | 84 | -40 | -144 | N/M | 124 | N/M |
| 純収益合計 | 9,160 | 10,016 | 9,631 | -856 | -9 | 385 | 4 |
| 信用損失引当金繰入額 | 431 | 319 | 104 | 112 | 35 | 215 | N/M |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 2,524 | 2,376 | 2,197 | 149 | 6 | 179 | 8 |
| 一般管理費 | 4,136 | 4,075 | 3,843 | 61 | 1 | 232 | 6 |
| のれんおよびその他の無形資産の 減損 | 233 | 0 | 0 | 233 | N/M | 0 | N/M |
| 再構築費用 | -3 | 15 | 47 | -18 | N/M | -32 | -68 |
| 利息以外の費用合計 | 6,890 | 6,466 | 6,087 | 424 | 7 | 379 | 6 |
| 非支配持分 | 3 | 15 | -17 | -12 | -79 | 32 | N/M |
| 税引前利益(損失) | 1,836 | 3,217 | 3,458 | -1,381 | -43 | -241 | -7 |
| 従業員数(フロント・オフィス、 フルタイム換算) ¹ | 4,940 | 4,334 | 4,212 | 606 | 14 | 122 | 3 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタ イム換算) ¹ | 3,050 | 3,298 | 2,928 | -248 | -8 | 370 | 13 |
| 従業員数(全社共通インフラ割当 分、フルタイム換算) ¹ | 11,989 | 10,788 | 9,787 | 1,201 | 11 | 1,001 | 10 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 19,979 | 18,420 | 16,927 | 1,559 | 8 | 1,493 | 9 |
| 資産合計(単位：十億ユーロ) ^{1,2} | 658 | 677 | 616 | -18 | -3 | 61 | 10 |
| リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ) ¹ | 140 | 139 | 141 | 0 | 0 | -1 | -1 |
| このうち：オペレーショナル・リ スクRWA(単位：十億ユーロ) ¹ | 22 | 23 | 25 | -2 | -7 | -2 | -7 |
| レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ) ¹ | 546 | 530 | 530 | 17 | 3 | -1 | -0 |
| 預金(単位：十億ユーロ) ¹ | 18 | 16 | 13 | 1 | 9 | 4 | 28 |
| 貸出金(貸倒引当金総額を含む、 単位：十億ユーロ) ¹ | 101 | 103 | 93 | -2 | -2 | 10 | 11 |
| 費用収益比率 ³ | 75.2% | 64.6% | 63.2% | N/M | 10.7ppt | N/M | 1.4ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁴ | 3.8% | 8.0% | 9.0% | N/M | -4.2ppt | N/M | -1.0ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁴ | 4.0% | 8.4% | 9.4% | N/M | -4.3ppt | N/M | -1.1ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- 1 年度末現在。
- 2 セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 3 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- 4 セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

プライベート・バンク

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から 2023年度の増加 (減少) | | 2021年度から 2022年度の増加 (減少) | |
|---|--------|--------|--------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | | | | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 比率 (%) |
| 純収益 | | | | | | | |
| プライベート・バンク(ドイツ) | 6,070 | 5,325 | 5,006 | 745 | 14 | 319 | 6 |
| インターナショナル・プライベート・バンク | 3,505 | 3,828 | 3,226 | -322 | -8 | 601 | 19 |
| プレミアム・バンキング | 986 | 942 | 934 | 44 | 5 | 8 | 1 |
| ウェルス・マネジメントおよび 起業家向けバンキング | 2,520 | 2,886 | 2,292 | -366 | -13 | 593 | 26 |
| 純収益合計 | 9,575 | 9,153 | 8,233 | 422 | 5 | 920 | 11 |
| このうち | | | | | | | |
| 純利息収益 | 6,160 | 5,223 | 4,601 | 937 | 18 | 622 | 14 |
| 手数料およびフィー収益 | 2,852 | 3,155 | 3,206 | -303 | -10 | -51 | -2 |
| その他の収益 | 563 | 775 | 426 | -212 | -27 | 349 | 82 |
| 信用損失引当金繰入額 | 783 | 583 | 446 | 201 | 34 | 137 | 31 |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 2,806 | 2,785 | 2,808 | 21 | 1 | -22 | -1 |
| 一般管理費 | 4,742 | 4,176 | 4,939 | 566 | 14 | -764 | -15 |
| のれんおよびその他の無形資産の 減損 | 0 | 0 | 0 | 0 | N/M | 0 | N/M |
| 再構築費用 | 228 | -113 | 173 | 341 | N/M | -285 | N/M |
| 利息以外の費用合計 | 7,777 | 6,848 | 7,920 | 929 | 14 | -1,072 | -14 |
| 非支配持分 | 0 | 0 | 0 | -0 | -12 | 0 | N/M |
| 税引前利益(損失) | 1,015 | 1,722 | -133 | -707 | -41 | 1,855 | N/M |
| 従業員数(フロント・オフィス、 フルタイム換算) ¹ | 20,599 | 21,092 | 21,973 | -492 | -2 | -881 | -4 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタ イム換算) ¹ | 5,637 | 5,816 | 6,060 | -179 | -3 | -243 | -4 |
| 従業員数(全社共通インフラ割当 分、フルタイム換算) ¹ | 12,215 | 10,808 | 9,426 | 1,407 | 13 | 1,382 | 15 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 38,451 | 37,716 | 37,458 | 735 | 2 | 258 | 1 |
| 資産合計(単位：十億ユーロ) ^{1,2} | 331 | 333 | 310 | -2 | -1 | 22 | 7 |
| リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ) ¹ | 86 | 88 | 85 | -1 | -2 | 2 | 3 |
| このうち：オペレーショナル・リ スクRWA(単位：十億ユーロ) ¹ | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ) ¹ | 339 | 344 | 321 | -6 | -2 | 24 | 7 |
| 預金(単位：十億ユーロ) ¹ | 308 | 317 | 313 | -10 | -3 | 4 | 1 |
| 貸出金(貸倒引当金総額を含む、 単位：十億ユーロ) ¹ | 261 | 265 | 254 | -4 | -1 | 10 | 4 |
| 運用資産(単位：十億ユーロ) ^{1,3} | 559 | 518 | 554 | 40 | 8 | -36 | -6 |
| 正味流入額(単位：十億ユーロ) | 29 | 30 | 30 | -1 | -4 | -0 | -1 |
| 費用収益比率 ⁴ | 81.2% | 74.8% | 96.2% | N/M | 6.4ppt | N/M | -21.4ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁵ | 4.1% | 8.3% | -1.5% | N/M | -4.2ppt | N/M | 9.8ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁵ | 4.5% | 9.0% | -1.7% | N/M | -4.6ppt | N/M | 10.7ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 年度末現在。

2 セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

- 3 当行グループは、運用資産を(a)顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。当行グループは、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。プライベート・バンク(ドイツ)およびプレミアム・バンキングにおいて、これはすべての期間における預金および貯蓄預金を含む。ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキングにおいては、当行のすべての顧客の預金が主に投資目的で保有されているものとみなしている。プライベート・バンクがDWSによって運用管理される運用資産として適格な投資商品を取引する場合、これらは2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。
- 4 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- 5 セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

アセット・マネジメント

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から 2023年度の増加 (減少) | | 2021年度から 2022年度の増加 (減少) | |
|---|--------|--------|--------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | | | | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 比率 (%) |
| 純収益 | | | | | | | |
| マネジメント・フィー | 2,314 | 2,458 | 2,370 | -143 | -6 | 88 | 4 |
| パフォーマンス・フィーおよび取引手数料 | 128 | 125 | 212 | 2 | 2 | -86 | -41 |
| その他 | -59 | 24 | 126 | -84 | N/M | -102 | -81 |
| 純収益合計 | 2,383 | 2,608 | 2,708 | -225 | -9 | -100 | -4 |
| 信用損失引当金繰入額 | -1 | -2 | 5 | 1 | -50 | -6 | N/M |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 891 | 899 | 822 | -8 | -1 | 77 | 9 |
| 一般管理費 | 934 | 883 | 846 | 50 | 6 | 37 | 4 |
| のれんおよびその他の無形資産の減損 | 0 | 68 | 0 | -68 | N/M | 68 | N/M |
| 再構築費用 | 0 | 0 | 2 | -0 | -15 | -2 | -95 |
| 利息以外の費用合計 | 1,825 | 1,850 | 1,670 | -26 | -1 | 180 | 11 |
| 非支配持分 | 163 | 174 | 223 | -12 | -7 | -49 | -22 |
| 税引前利益(損失) | 396 | 584 | 809 | -188 | -32 | -225 | -28 |
| 従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算) ¹ | 2,023 | 2,024 | 1,913 | -2 | -0 | 111 | 6 |
| 従業員数(事業関連業務、フルタイム換算) ¹ | 2,363 | 2,258 | 2,159 | 105 | 5 | 100 | 5 |
| 従業員数(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算) ¹ | 576 | 495 | 442 | 81 | 16 | 53 | 12 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 4,962 | 4,778 | 4,514 | 185 | 4 | 264 | 6 |
| 資産合計(単位：十億ユーロ) ^{1,2} | 10 | 10 | 10 | 0 | 2 | -0 | -2 |
| リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ) ¹ | 15 | 13 | 14 | 2 | 18 | -2 | -11 |
| このうち：オペレーショナル・リスクRWA(単位：十億ユーロ) ¹ | 3 | 3 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ) ¹ | 10 | 9 | 11 | 0 | 3 | -1 | -11 |
| 運用資産(単位：十億ユーロ) ^{1,3} | 896 | 821 | 928 | 75 | 9 | -106 | -11 |
| 正味資金流入(単位：十億ユーロ) | 28 | -20 | 48 | 48 | N/M | -68 | N/M |
| 費用収益比率 ⁴ | 76.6% | 71.0% | 61.7% | N/M | 5.6ppt | N/M | 9.3ppt |
| 税引後平均株主資本利益率 ⁵ | 4.9% | 7.4% | 11.0% | N/M | -2.5ppt | N/M | -3.6ppt |
| 税引後平均有形株主資本利益率 ⁵ | 11.3% | 17.1% | 25.8% | N/M | -5.9ppt | N/M | -8.7ppt |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- 1 年度末現在。
- 2 セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 3 当行グループは、運用資産を(a)顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。当行グループは、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。プライベート・バンク(ドイツ)およびプレミアム・バンキングにおいて、これはすべての期間における預金および貯蓄預金を含む。ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキングにおいては、当行のすべての顧客の預金が主に投資目的で保有されているものとみなしている。プライベート・バンクがDWSによって運用管理される運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらは2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。
- 4 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- 5 セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年度、2022年度および2021年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2023の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

コーポレートおよびその他

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度から 2023年度の増加 (減少) | | 2021年度から 2022年度の増加 (減少) | |
|--|--------|--------|--------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | | | | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 比率 (%) |
| 純収益 | 45 | -904 | -314 | 949 | N/M | -590 | 188 |
| 信用損失引当金繰入額 | 26 | -9 | -36 | 35 | N/M | 27 | -76 |
| 利息以外の費用 | | | | | | | |
| 報酬および手当 | 3,372 | 3,231 | 3,145 | 141 | 4 | 86 | 3 |
| 一般管理費 | -2,634 | -2,192 | -1,862 | -441 | 20 | -331 | 18 |
| のれんおよびその他の無形資産の 減損 | 0 | 0 | 0 | 0 | N/M | 0 | N/M |
| 再構築費用 | -1 | -2 | -2 | 1 | -40 | 0 | -22 |
| 利息以外の費用合計 | 738 | 1,037 | 1,281 | -299 | -29 | -244 | -19 |
| 非支配持分 | -166 | -190 | -206 | 24 | -12 | 16 | -8 |
| 税引前利益(損失) | -553 | -1,743 | -1,353 | 1,190 | -68 | -389 | 29 |
| 従業員数(C&Oでの正味、フルタイム換算) ¹ | 1,218 | 1,856 | 3,510 | -638 | -34 | -1,654 | -47 |
| 従業員数(全社共通インフラ割当 分、フルタイム換算) ¹ | 34,588 | 30,300 | 26,937 | 4,288 | 14 | 3,363 | 12 |
| 従業員数合計(フルタイム換算) ¹ | 35,806 | 32,156 | 30,447 | 3,650 | 11 | 1,709 | 6 |
| リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ) ¹ | 40 | 46 | 46 | -6 | -13 | -0 | -0 |
| レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ) ¹ | 39 | 36 | 62 | 3 | 7 | -25 | -41 |

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

¹ 年度末現在。

全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「マネジメント・レポート：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2023年、2022年および2021年12月31日終了年度における地域別の純収益合計(信用損失引当金繰入額控除前)を示している。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。コーポレートおよびその他に関する情報は、コーポレートおよびその他の管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| ドイツ： | | | |
| コーポレート・バンク | 4,223 | 3,166 | 2,595 |
| インベストメント・バンク | 573 | 587 | 450 |
| プライベート・バンク | 6,570 | 5,876 | 5,479 |
| アセット・マネジメント | 1,211 | 1,266 | 1,385 |
| ドイツ合計 | 12,577 | 10,895 | 9,909 |
| 英国： | | | |
| コーポレート・バンク | 192 | 143 | 144 |
| インベストメント・バンク | 3,503 | 4,343 | 3,642 |
| プライベート・バンク | 54 | 3 | -2 |
| アセット・マネジメント | 350 | 356 | 336 |
| 英国合計 | 4,099 | 4,844 | 4,120 |
| その他の欧州、中東およびアフリカ： | | | |
| コーポレート・バンク | 1,303 | 1,162 | 900 |
| インベストメント・バンク | 460 | 383 | 255 |
| プライベート・バンク | 1,987 | 2,191 | 1,783 |
| アセット・マネジメント | 274 | 275 | 286 |
| その他の欧州、中東およびアフリカ合計 | 4,024 | 4,011 | 3,223 |
| 米州（主に米国）： | | | |
| コーポレート・バンク | 1,010 | 974 | 750 |
| インベストメント・バンク | 3,042 | 3,033 | 3,904 |
| プライベート・バンク | 462 | 466 | 364 |
| アセット・マネジメント | 432 | 580 | 537 |
| 米州合計 | 4,945 | 5,053 | 5,555 |
| アジア／太平洋： | | | |
| コーポレート・バンク | 988 | 892 | 764 |
| インベストメント・バンク | 1,583 | 1,671 | 1,381 |
| プライベート・バンク | 503 | 617 | 608 |
| アセット・マネジメント | 115 | 131 | 163 |
| アジア／太平洋合計 | 3,188 | 3,311 | 2,917 |
| コーポレートおよびその他 | 45 | -904 | -314 |
| 連結純収益 ¹ | 28,879 | 27,210 | 25,410 |

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- 1 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）から成っている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結または促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

連結損益計算書に対する注記

05 -

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

純利息収益

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|
| 利息および類似収益： | | | |
| 現金および中央銀行預け金に係る利息収益 | 7,048 | 1,936 | 160 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）に係る利息収益 | 607 | 352 | 67 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 1,069 | 504 | 273 |
| 貸出金 | 22,559 | 14,088 | 10,477 |
| その他 | 2,103 | 1,969 | 1,747 |
| 償却原価で測定する資産からの利息および類似収益合計 | 33,385 | 18,849 | 12,724 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利息収益 | 1,097 | 798 | 501 |
| 実効金利法を用いて算出した利息および類似収益合計 | 34,482 | 19,647 | 13,225 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 9,592 | 4,652 | 3,374 |
| 利息および類似収益合計 | 44,074 | 24,299 | 16,599 |
| このうち：金融負債に係るマイナスの利息費用 | 76 | 959 | 1,217 |
| 利息費用： | | | |
| 利付預金 | 13,706 | 3,902 | 1,244 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 388 | 304 | 148 |
| その他の短期借入金 | 310 | 111 | 71 |
| 長期債務 | 6,154 | 2,409 | 1,484 |
| 信託優先証券 | 16 | 13 | 3 |
| その他 | 2,848 | 1,119 | 876 |
| 償却原価で測定する利息費用合計 | 23,422 | 7,858 | 3,825 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 7,051 | 2,791 | 1,619 |
| 利息費用合計 | 30,472 | 10,649 | 5,444 |
| このうち：金融資産に係るマイナスの利息収益 | 81 | 461 | 786 |
| 純利息収益 | 13,602 | 13,650 | 11,155 |

ECBの貸出条件付長期資金供給オペレーション（TLTRO プログラム）の影響

ECBの政策審議会は、世帯および企業に対する信用供与やCOVID-19による経済の混乱を支援するため、2020年度第2四半期からTLTRO の資金供給プログラムの条件に複数の修正を加えることを決定した。当行グループは、TLTRO の下での借入から発生した当初の便益を、IAS第20号に基づく市場金利以下の貸出金による政府補助金とみなし、その後の便益をIFRS第9号に基づき認識している。残るすべてのTLTRO オペレーションに係る現在の金利は、2022年11月23日より適用されるECBの主要金利の平均に連動する。2023年12月31日現在、当行グループはTLTRO 資金供給プログラムの下で150億ユーロ（2022年12月31日現在：337億ユーロ）を借り入れている。TLTRO プラグラムからの純利息収益（費用）は、2023年12月31日終了12ヶ月間においてマイナス741百万ユーロ（2022年12月31日：211百万ユーロ）であった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--|--------|--------|--------|
| トレーディング収益： | | | |
| セールス / トレーディング (債券および為替) | 5,117 | 5,353 | 2,780 |
| その他のトレーディング収益 (損失) | -239 | -2,571 | -921 |
| トレーディング収益 (損失) 合計 | 4,878 | 2,782 | 1,859 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失)： | | | |
| 金融資産の種類別内訳： | | | |
| 負債性有価証券 | 89 | -43 | 95 |
| 資本性有価証券 | -10 | 47 | 812 |
| 貸出金および貸出コミットメント | 112 | -5 | 18 |
| 預金 | -5 | 14 | 2 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他のトレーディング以外の金融資産 | 31 | -73 | 180 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失) 合計： | 217 | -61 | 1,106 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)： | | | |
| 金融資産 / 負債の種類別内訳： | | | |
| 貸出金および貸出コミットメント | 12 | -2 | 11 |
| 預金 | -0 | 4 | 5 |
| 長期債務 | -180 | 265 | 48 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 / 負債 | 20 | 11 | 15 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計 | -148 | 277 | 79 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計 | 4,947 | 2,999 | 3,045 |

合算ベースの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--|--------|--------|--------|
| 純利息収益 | 13,602 | 13,650 | 11,155 |
| トレーディング収益 (損失) ¹ | 4,878 | 2,782 | 1,859 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失) | 217 | -61 | 1,106 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) | -148 | 277 | 79 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計 | 4,947 | 2,999 | 3,045 |
| 純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計 ² | 18,549 | 16,649 | 14,200 |
| コーポレート・トレジャリー・サービス | 2,902 | 2,451 | 1,772 |
| インスティテューショナル・クライアント・サービス | 957 | 572 | 328 |
| ビジネス・バンキング | 1,205 | 697 | 566 |
| コーポレート・バンク | 5,065 | 3,720 | 2,666 |
| セールス / トレーディング (債券および為替) | 8,123 | 8,697 | 6,918 |
| その他の商品 | -21 | -432 | -27 |
| インベストメント・バンク | 8,102 | 8,265 | 6,891 |
| プライベート・バンク (ドイツ) | 4,156 | 4,619 | 3,114 |
| インターナショナル・プライベート・バンク | 2,226 | 1,993 | 1,733 |
| プライベート・バンク | 6,382 | 6,612 | 4,847 |
| アセット・マネジメント | -11 | -250 | 246 |
| コーポレートおよびその他 | -988 | -1,698 | -450 |
| 純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計 | 18,549 | 16,649 | 14,200 |

1 トレーディング収益 (損失) にはヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブによる利得および損失が含まれる。

2 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSにおいては、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益 (すなわち、クーポンおよび配当収益) ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純利息収益または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) のいずれかの区分に期ごとに組み替えることができる。上記の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) を事業部門別にまとめたものである。

06 -

手数料およびフィー収益

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 手数料およびフィーの収益および費用： | | | |
| 手数料およびフィー収益 | 11,657 | 12,512 | 13,730 |
| 手数料およびフィー費用 | 2,452 | 2,675 | 2,796 |
| 純手数料およびフィー収益 | 9,206 | 9,838 | 10,934 |

商品種類別、事業セグメント別収益の内訳

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 2023年12月31日現在 | | | | | 連結合計 |
|---------------------------|----------------|----------------------|----------------|---------------------|----------------------|--------|
| | コーポレー ト・バンク | インベスト メント・バ ンク | プライベ ート・バンク | アセット・ マネジメン ト | コーポレー トおよびそ の他 | |
| 主要な業務： | | | | | | |
| 管理手数料 | 204 | 55 | 247 | 11 | -2 | 515 |
| 資産運用手数料 | 18 | 0 | 362 | 3,527 | -0 | 3,907 |
| その他の有価証券業務からの手数料 | 461 | 0 | 37 | 1 | 1 | 499 |
| 引受およびアドバイザー・フィー | 43 | 1,093 | 16 | 0 | 4 | 1,156 |
| ブローカー・フィー | 19 | 280 | 971 | 33 | -20 | 1,282 |
| 国内決済に係る手数料 | 488 | 0 | 995 | 0 | 1 | 1,484 |
| 海外取引に係る手数料 | 475 | 27 | 22 | 0 | -27 | 497 |
| 外国通貨 / 為替事業に係る手数料 | 6 | 0 | 4 | 0 | -0 | 10 |
| 貸出金の処理および保証に係る手数料 | 646 | 329 | 230 | 0 | 1 | 1,207 |
| 仲介手数料 | 28 | 3 | 364 | 0 | 10 | 405 |
| その他の顧客サービスからのフィー | 248 | 290 | 41 | 117 | 0 | 695 |
| 手数料およびフィー収益合計 | 2,635 | 2,078 | 3,288 | 3,689 | -33 | 11,657 |
| 総費用 | | | | | | -2,452 |
| 手数料およびフィー純額 | | | | | | 9,206 |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | インベスト コーポレー ト・バンク | メント・バ ンク | プライベート バンク | アセット・ マネジメン ト | コーポレー トおよびそ の他 | 連結合計 |
|---------------------------|-------------------------|-------------|---------------|---------------------|----------------------|--------|
| 主要な業務： | | | | | | |
| 管理手数料 | 218 | 33 | 254 | 17 | -3 | 520 |
| 資産運用手数料 | 18 | 1 | 363 | 3,642 | -0 | 4,024 |
| その他の有価証券業務からの手数料 | 512 | -0 | 47 | 0 | 0 | 559 |
| 引受およびアドバイザリー・フィー | 35 | 1,373 | 12 | 0 | -52 | 1,368 |
| ブローカー・フィー | 19 | 253 | 1,164 | 65 | -1 | 1,501 |
| 国内決済に係る手数料 | 479 | 3 | 1,006 | 0 | 8 | 1,497 |
| 海外取引に係る手数料 | 466 | 33 | 62 | 0 | -5 | 556 |
| 外国通貨 / 為替事業に係る手数料 | 15 | 0 | 5 | 0 | -0 | 19 |
| 貸出金の処理および保証に係る手数料 | 618 | 298 | 292 | 0 | 5 | 1,213 |
| 仲介手数料 | 23 | 2 | 523 | 0 | 13 | 562 |
| その他の顧客サービスからのフィー | 282 | 277 | 10 | 122 | 4 | 695 |
| 手数料およびフィー収益合計 | 2,684 | 2,273 | 3,739 | 3,847 | -30 | 12,512 |
| 総費用 | | | | | | -2,675 |
| 手数料およびフィー純額 | | | | | | 9,838 |

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2021年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | インベスト コーポレー ト・バンク | メント・バ ンク | プライベート バンク | アセット・ マネジメン ト | コーポレー トおよびそ の他 | 連結合計 |
|---------------------------|-------------------------|-------------|---------------|---------------------|----------------------|--------|
| 主要な業務： | | | | | | |
| 管理手数料 | 231 | 27 | 259 | 21 | 2 | 539 |
| 資産運用手数料 | 16 | 1 | 369 | 3,570 | -0 | 3,956 |
| その他の有価証券業務からの手数料 | 423 | -0 | 43 | 1 | 0 | 467 |
| 引受およびアドバイザリー・フィー | 35 | 2,258 | 12 | 0 | -42 | 2,264 |
| ブローカー・フィー | 22 | 246 | 1,302 | 96 | 118 | 1,784 |
| 国内決済に係る手数料 | 441 | 4 | 864 | 0 | 10 | 1,320 |
| 海外取引に係る手数料 | 456 | 23 | 95 | 0 | -2 | 572 |
| 外国通貨 / 為替事業に係る手数料 | 11 | 0 | 5 | 0 | -0 | 16 |
| 貸出金の処理および保証に係る手数料 | 564 | 279 | 305 | 0 | 10 | 1,157 |
| 仲介手数料 | 12 | 3 | 617 | 0 | 12 | 644 |
| その他の顧客サービスからのフィー | 282 | 562 | 40 | 121 | 6 | 1,011 |
| 手数料およびフィー収益合計 | 2,494 | 3,403 | 3,910 | 3,809 | 114 | 13,730 |
| 総費用 | | | | | | -2,796 |
| 手数料およびフィー純額 | | | | | | 10,934 |

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

収益は履行義務が充足された時点で認識される。履行義務は、ファンドの実績がハードルレート（投資家に提供される、合意された最低年間利回り）を超えた場合に充足される。2023年12月31日現在、オルタナティブファンドにより充足すべき履行義務は225百万ユーロ、期間は2025年から2027年までの3年間（2022年12月31日現在、267百万ユーロ、期間は2024年から2026年までの3年間）であった。充足すべき履行義務の減少は、主に市況による不動産評価額の下落によるものである。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益の未収残高はそれぞれ903百万ユーロおよび798百万ユーロであった。2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益に関連する契約負債残高はそれぞれ90百万ユーロおよび63百万ユーロであった。契約負債は、サービスの完了前に対価を受取っている顧客に対して将来のサービスを提供する当行グループの義務から生じる。受取債権と契約負債の残高が每期著しく異なっていないことは、これらが主に、月次の当座預金サービスや四半期ごとの資産運用サービスなどの1年未満のサービス期間に係る経常的なサービス契約に関連しているという事実を反映している。その結果、前期の契約負債残高は通常、翌期の収益として認識される。提供されるサービスと引き換えに顧客が行う支払は通常、特定のサービス期間にわたり当行グループがサービスを履行することを条件とするため、当行グループが支払を受ける権利は、当該履行義務が完全に完了したサービス期間の終了時に発生する。したがって、計上されている契約資産残高は重要性がない。

07 -

償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）

2023年12月31日終了12ヶ月間において、当行グループは償却原価で測定する金融資産559百万ユーロ（2022年12月31日：473百万ユーロおよび2021年12月31日：539百万ユーロ）を売却した。当該売却は主に、コーポレート・バンク、コーポレートおよびその他、ならびにインベストメント・バンクにおける回収のために保有（HTC）する金融資産ポートフォリオからの売却に関連していた。

これらの有価証券の認識の中止により生じた利得（損失）は以下の表のとおりである。

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 利得 | 5 | 11 | 15 |
| 損失 | -101 | -13 | -15 |
| 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失） | -96 | -2 | 1 |

08 -

その他の収益（損失）

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|
| その他の収益（損失）： | | | |
| 保険料 | 4 | 3 | 3 |
| ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失） | 1,206 | -151 | 124 |
| 残りのその他の収益（損失） ¹ | 48 | 937 | -185 |
| その他の収益（損失）合計 | 1,259 | 789 | -58 |

¹ 2023年、2022年および2021年12月31日終了年度において、売却目的保有の非流動資産および処分グループに関連する純利得（損失）をそれぞれ41百万ユーロ、404百万ユーロおよび10百万ユーロ含んでいる。

09 -

一般管理費

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 一般管理費： | | | |
| 情報技術関連費用 | 3,755 | 3,680 | 4,321 |
| 不動産関連費および設備費 | 1,478 | 1,429 | 1,727 |
| 規制関連費用、税金および保険 ¹ | 1,399 | 1,285 | 1,395 |
| 専門的サービス報酬 | 899 | 858 | 924 |
| バンキング・サービスおよび外注業務 | 964 | 881 | 946 |
| 市場データおよびリサーチ・サービス | 374 | 378 | 347 |
| 旅費 | 143 | 110 | 46 |
| マーケティング費用 | 203 | 165 | 178 |
| その他の費用 ² | 899 | 943 | 938 |
| 一般管理費合計 | 10,112 | 9,728 | 10,821 |

1 2023年度には528百万ユーロ、2022年度には762百万ユーロおよび2021年度には553百万ユーロの銀行税が含まれている。

2 2023年度には311百万ユーロ、2022年度には413百万ユーロおよび2021年度には466百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。訴訟に関する詳細は、注記27「引当金」を参照のこと。

10 -

再構築

2023年度における再構築は、主として当行グループの戦略的アジェンダである「グローバル・ハウスバンク」の実行によるものである。当行グループは、2025年度の目標の達成に貢献することを目指す効率化施策を明確にしており、これを実行中である。過年度における再構築は、当行が引き続き実施する過年度の「Compete to win」戦略の一環である施策に関連している。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の加速償却を補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

部門別の再構築費用純額

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| コーポレート・バンク | -4 | -19 | 42 |
| インベストメント・バンク | -3 | 15 | 47 |
| プライベート・バンク | 228 | -113 | 173 |
| アセット・マネジメント | 0 | 0 | 2 |
| コーポレートおよびその他 | -1 | -2 | -2 |
| 再構築費用純額合計 | 220 | -118 | 261 |

種類別の再構築費用純額

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 再構築 - 従業員関連 | 178 | -117 | 241 |
| このうち： | | | |
| 解雇給付 | 176 | -132 | 224 |
| 繰延報酬の加速償却 | 1 | 15 | 16 |
| 社会保障 | 1 | 0 | 1 |
| 再構築 - 従業員関連以外 | 42 | -1 | 21 |
| 再構築費用純額合計 | 220 | -118 | 261 |

2023年12月31日、2022年12月31日および2021年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ333百万ユーロ、248百万ユーロおよび582百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後2年間に使用される見込みである。

2023年度において、再構築を通じてフルタイム換算で476名（2022年度：903名および2021年度：1,362名）の職員が削減された。

組織変更

| フルタイム換算の職員数 | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| コーポレート・バンク | 29 | 113 | 228 |
| インベストメント・バンク | 9 | 54 | 149 |
| プライベート・バンク | 377 | 594 | 776 |
| アセット・マネジメント | 0 | 1 | 10 |
| 管理部門 | 61 | 141 | 199 |
| フルタイム換算の職員数合計 | 476 | 903 | 1,362 |

1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約に基づき取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

基本的小および希薄化後1株当たり利益の計算

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|---|---------|---------|---------|
| ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失） | 4,772 | 5,525 | 2,365 |
| その他の資本構成要素について支払ったクーポン | -498 | -479 | -363 |
| ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子 | 4,274 | 5,046 | 2,002 |
| 希薄化証券の影響 | 0 | 0 | 0 |
| 転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子 | 4,274 | 5,046 | 2,002 |
| 株式数（単位：百万株） | | | |
| 加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母 | 2,064.1 | 2,084.9 | 2,096.5 |
| 希薄化証券の影響： | | | |
| 先渡契約 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 従業員株式報酬オプション | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 繰延株式 | 39.9 | 40.7 | 46.6 |
| その他（トレーディング・オプションを含む。） | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 希薄化性潜在的普通株式 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母 | 2,104.0 | 2,125.6 | 2,143.2 |

1株当たり利益

| 単位：ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 基本的1株当たり利益 | 2.07 | 2.42 | 0.96 |
| 希薄化後1株当たり利益 | 2.03 | 2.37 | 0.93 |

2023年12月31日現在、基本的1株当たり利益を希薄化する可能性のある金融商品の残高はなく、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれていない。

連結貸借対照表に対する注記

12 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

| 単位：百万ユーロ | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|
| トレーディング目的保有として分類された金融資産： | | |
| トレーディング資産： | | |
| トレーディング証券 | 115,832 | 84,012 |
| その他のトレーディング資産 ¹ | 9,443 | 8,855 |
| トレーディング資産合計 | 125,275 | 92,867 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 251,856 | 299,686 |
| トレーディング目的保有として分類された金融資産合計 | 377,131 | 392,553 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産： | | |
| 売戻条件付買入有価証券（逆レポ） | 65,937 | 63,855 |
| 借入有価証券担保金 | 13,036 | 17,414 |
| 貸出金 | 812 | 1,037 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他の金融資産 | 8,261 | 7,348 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産合計 | 88,047 | 89,654 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産： | | |
| 貸出金 | 75 | 168 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計 | 75 | 168 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 465,252 | 482,376 |

1 2023年および2022年12月31日現在、それぞれ82億ユーロおよび80億ユーロの売買可能貸出金が含まれている。

| 単位：百万ユーロ | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|
| トレーディング目的保有として分類された金融負債： | | |
| トレーディング負債： | | |
| トレーディング証券 | 43,114 | 49,860 |
| その他のトレーディング負債 | 890 | 756 |
| トレーディング負債合計 | 44,005 | 50,616 |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 | 238,260 | 282,353 |
| トレーディング目的保有として分類された金融負債合計 | 282,264 | 332,969 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債： | | |
| 買戻条件付売却有価証券（レポ） | 72,377 | 48,517 |
| 貸出コミットメント | 5 | 12 |
| 長期債務 | 10,709 | 5,250 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債 | 636 | 856 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計 | 83,727 | 54,634 |
| 投資契約負債 | 484 | 469 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | 366,475 | 388,072 |

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当行グループは、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクス

ポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する当行グループの最大エクスポージャーは、2023年および2022年12月31日現在それぞれ75百万ユーロおよび168百万ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主にカウンターパーティ信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売却条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係るカウンターパーティ信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

カウンターパーティ信用リスクの変動に起因する金融資産の公正価値の変動

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------------------|---------------|---------------|
| 信用リスクにさらされている金融資産の名目金額 | 75 | 168 |
| 損益計算書に反映された公正価値の年次の変動 | 1 | 0 |
| 公正価値の累積的変動 | -0 | 1 |
| 信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額 | 40 | 90 |
| 損益計算書に反映された公正価値の年次の変動 | -0 | 0 |
| 公正価値の累積的変動 | -1 | 0 |

当行グループの信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動¹

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------------|---------------|---------------|
| その他の包括利益に表示 | | |
| 公正価値の累積的変動 | 19 | 77 |
| 損益計算書に表示 | | |
| 損益計算書に反映された公正価値の年次の変動 | 0 | 0 |
| 公正価値の累積的変動 | 0 | 0 |

¹ 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

期中の資本の利得または損失の累計額の振替

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------|---------------|---------------|
| 期中の資本の利得または損失の累計額 | 0 | 0 |

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債の認識中止時に認識された額

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------------------|---------------|---------------|
| 認識の中止時に認識されたその他の包括利益に表示される額 | 0 | 0 |

金融負債の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額¹

単位：百万ユーロ

| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------------|---------------|---------------|
| 未利用の貸出コミットメントを含む ² | 1,769 | 3,308 |
| 未利用の貸出コミットメントを除く | 1,104 | 892 |

- 1 当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。
- 2 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

公正価値で計上される金融商品

評価方法および統制

当行グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへのインプットとして使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還速度、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、複数のパラメータ・インプットを要求することが多い。パラメータ・インプットは、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ・インプットについて観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ・インプットを裏付けるために使用される。パラメータ・インプットを裏付けるための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ・インプットは、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表している。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ・インプットは通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場またはカウンターパーティ・リスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値およびその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整（CVA）は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVAの金額は、関連するすべての店頭（OTC）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代替品が使用される。

当行グループの純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および発行済ノートの負債）の公正価値には、当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため評価調整（すなわち、デリバティブの債務評価調整（DVA）および発行済ノートの負債の自己信用調整（OCA））が織り込まれる。発行済ノートの負債は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の取引が行われると仮定した場合のスプレッドを用いて割り引かれる。この自己の信用要素はその他の包括利益（OCI）で報告される。

デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先の当行グループに対する予想される将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当行グループが差し入れた担保、関連するネットティングの取決めの影響、当行グループの発行済ノートの負債の市場価格、市場で暗に示された資金調達コストおよび破綻処理中のデリバティブ債権の優先順位（法定劣後）を勘案する。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整（FVA）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

当行グループは資産または負債の価格設定の際に市場参加者が利用する仮定を利用する。該当する場合、これらの仮定には気候変動に関する仮定が含まれる可能性がある。当行グループは、市場インプットに織り込み済みの部分を超える気候変動について、公正価値に対する重要な調整を行っていない。

評価統制 - 当行グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、リスク機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営陣の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ・インプットは、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ・インプット、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

評価技法

当行グループは、評価プロセスおよび公正価値測定に対する内部統制基準、手法、評価技法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。進行中のマクロ経済的課題および地政学的な不確実性を含む現在の市況により、買付値/売付値スプレッドが公正価値を表していることを確認するための評価など、2023年度には特定分野に追加的な焦点を当てて見直す必要が生じた。

以下は、当行グループが取引している様々な種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（債務担保証券（CDO）を含む。）が含まれる。ABSは、それが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに上昇する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合、ABSは、適用可能であれば、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能なインプットを最大限に利用した業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準のモデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定の取引の元本および利息の支払を計算する。インプットには期限前償還速度、損失仮定（タイミングおよび深刻度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらのインプット/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 特定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ・インプットを組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後性ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ・インプットを使用して評価される。パラメータ・インプットは、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。比較的活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格またはインプットが入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定（すなわち、仕組み債の自己信用調整(OCA)）を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。IFRS第9号の下では、自己信用の構成要素における公正価値の変動はその他の包括利益(OCI)に計上される。この分類に含まれる金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券がある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって（すなわち、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の取引が行われると仮定した場合のスプレッドを用いて）決定される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は当行グループが所有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定できる場合の金融商品である。

これらには、活発かつ流動性の高い取引所で取引されている国債、デリバティブおよび資本性有価証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用されるすべての重要なインプットが観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一部のCDSが含まれている。

レベル3 - 直接観察可能でない市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、評価技法に使用されるインプットが観察不能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす可能性がある。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（ABS）、流動性の低いICDO（現金およびシンセティック）、第三者割当増資、多くの商業用不動産（CRE）貸出金、流動性の低い貸出金および一部の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品¹

| | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|---|---|---------------------------------|---|---|
| | 活発な市場 における 相場価格 (レベル1) | 観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2) | 観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3) | 活発な市場 における 相場価格 (レベル1) | 観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2) | 観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3) |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | |
| 公正価値で保有する金融資産： | | | | | | |
| トレーディング資産 | 53,095 | 62,760 | 9,420 | 42,035 | 42,285 | 8,547 |
| トレーディング証券 | 52,886 | 59,752 | 3,194 | 41,826 | 39,133 | 3,053 |
| その他のトレーディング資産 | 210 | 3,007 | 6,226 | 209 | 3,152 | 5,494 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 2,198 | 241,460 | 8,198 | 4,914 | 285,208 | 9,564 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 2,275 | 80,744 | 5,028 | 1,605 | 82,259 | 5,790 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 0 | 75 | 0 | 0 | 75 | 94 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 18,273 | 14,324 | 2,949 | 15,892 | 13,108 | 2,676 |
| 公正価値で測定するその他の金融資産 | 1,353 | -469 ² | 5 | 1,706 | -294 ² | 5 |
| 公正価値で保有する金融資産合計 | 77,193 | 398,894 | 25,599 | 66,153 | 422,640 | 26,675 |
| 公正価値で保有する金融負債： | | | | | | |
| トレーディング負債 | 36,361 | 7,617 | 27 | 43,163 | 7,419 | 34 |
| トレーディング証券 | 36,361 | 6,727 | 26 | 43,162 | 6,667 | 30 |
| その他のトレーディング負債 | 0 | 890 | 0 | 2 | 752 | 3 |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 | 2,333 | 228,261 | 7,666 | 3,256 | 270,596 | 8,500 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 169 | 80,309 | 3,248 | 0 | 51,843 | 2,792 |
| 投資契約負債 | 0 | 484 | 0 | 0 | 469 | 0 |
| 公正価値で測定するその他の金融負債 | 486 | 1,213 ² | -85 ³ | 240 | 1,753 ² | -511 ³ |
| 公正価値で保有する金融負債合計 | 39,349 | 317,884 | 10,856 | 46,660 | 332,080 | 10,815 |

1 注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

2023年度において、レベル1からレベル2へのトレーディング証券の振替は、資産60億ユーロおよび負債20億ユーロ、レベル2からレベル1への振替は資産110億ユーロおよび負債30億ユーロであった。レベル1とレベル2の割り当ては流動性テストの手続に基づいている。

重要かつ観察不能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融資産および金融負債の一部は、観察不能なインプットに対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 特定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーのこのレベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期の増加は、購入および発行、利得ならびにこれらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替純額によるものであり、売却および決済によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されるデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要かつ観察不能なパラメータに基づき評価される。観察不能なパラメータは、特定の相関関係、特定のより長期的なボラティリティ、特定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不能な特定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不能な特定のバスケット・オプション、より長期的な金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不能な特定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

当期における資産の減少は、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額および決済によるものであり、利得によって一部相殺されている。当期における負債の減少は、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替および決済によるものであり、損失によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要かつ観察不能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング債権から構成される。当期における増加は、購入および発行、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額ならびに利得によるものであり、売却および決済によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産は、回収のために保有するものにも、回収して売却するために保有するものにも分類されない、トレーディング以外の金融資産のビジネス・モデルが含まれる。これは主に、公正価値ベースで管理される逆レポ契約を含む。さらに、この分類には、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない、回収のために保有するもの、または回収して売却するために保有するものに分類されるトレーディング以外の金融資産のビジネス・モデルも含まれる。当期における減少は、決済および売却、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額ならびに損失によるものであり、購入および発行によって一部相殺されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類された。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要かつ観察不能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定のハイブリッド債の発行は、重要かつ観察不能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期における資産の減少は決済によるものである。当期における負債の増加は、発行および損失によるものであり、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替純額および決済によって一部相殺されている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産には、トレーディング目的でなく、市場の流動性が非常に低い場合の不良債権のポートフォリオが含まれている。当期における増加は、購入および発行によるものであり、売却および決済、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額ならびに損失によって一部相殺されている。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---------------|-------------|------------------------|-------|--------|-----------------|-----------------|-----------------------|------------------------|--------|
| | 期首残高 | 連結会社グループの変動 | 利得 / 損失合計 ¹ | 購入 | 売却 | 発行 ² | 決済 ³ | レベル3への振替 ⁴ | レベル3からの振替 ⁴ | 期末残高 |
| 公正価値で保有する金融資産： トレーディング証券 | 3,053 | 0 | 22 | 1,651 | -974 | 43 | -615 | 545 | -532 | 3,194 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 9,564 | 0 | 104 | 0 | 0 | 0 | -538 | 2,073 | -3,006 | 8,198 |
| その他のトレーディング資産 | 5,494 | 0 | 42 | 604 | -997 | 2,253 | -1,424 | 636 | -383 | 6,226 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 5,790 | 15 | -51 | 682 | -254 | 504 | -1,190 | 211 | -681 | 5,028 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 94 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -94 | 0 | 0 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 2,676 | 0 | -65 ⁵ | 238 | -214 | 1,918 | -1,280 | 184 | -509 | 2,949 |
| 公正価値で測定するその他の金融資産 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 公正価値で保有する金融資産合計 | 26,675 | 15 | 536 ^{6,7} | 3,176 | -2,438 | 4,719 | -5,140 | 3,650 | -5,110 | 25,599 |
| 公正価値で保有する金融負債： トレーディング証券 | 30 | 0 | -4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -0 | 26 |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 | 8,500 | 0 | 101 | 0 | 0 | 0 | -435 | 1,848 | -2,348 | 7,666 |
| その他のトレーディング負債 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | -6 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 2,792 | 0 | 43 | 0 | 0 | 2,272 | -853 | 27 | -1,032 | 3,248 |
| 公正価値で測定するその他の金融負債 | -511 | 0 | 325 | 0 | 0 | 0 | 54 | 3 | 44 | -85 |
| 公正価値で保有する金融負債合計 | 10,815 | 0 | 468 ^{6,7} | 0 | 0 | 2,272 | -1,240 | 1,878 | -3,336 | 10,856 |

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、インプット・パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。
- 5 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失17百万ユーロおよび損益計算書に認識された損失3百万ユーロ（純利得（損失）に表示）が含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は273百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は44百万ユーロの利得である。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 連結会社 グループの 期首残高 | 変動 | 利得 / 損失合計 ¹ | 購入 | 売却 | 発行 ² | 決済 ³ | レベル3へ の振替 ⁴ | レベル3か らの 振替 ⁴ | 期末残高 |
|---|-----------------------|----|---------------------------|-------|--------|-----------------|-----------------|---------------------------|--------------------------------|--------|
| 公正価値で保有 する金融資産： トレーディング 証券 | 3,614 | 0 | -380 | 2,226 | -1,974 | 80 | -344 | 606 | -776 | 3,053 |
| デリバティブ金 融商品のプラス の時価 | 9,042 | 0 | -4,755 | 0 | 0 | 0 | -423 | 8,011 | -2,310 | 9,564 |
| その他のトレー ディング資産 | 5,201 | -0 | -178 | 748 | -1,945 | 2,998 | -1,419 | 875 | -785 | 5,494 |
| 強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産 | 4,896 | -0 | 332 | 652 | -142 | 1,373 | -1,430 | 702 | -593 | 5,790 |
| 純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産 | 49 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | -45 | 88 | 0 | 94 |
| その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産 | 2,302 | 0 | -107 ⁵ | 79 | -338 | 977 | -752 | 549 | -36 | 2,676 |
| 公正価値で測定 するその他の金 融資産 | 78 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -74 | 5 |
| 公正価値で保有 する金融資産合 計 | 25,182 | -0 | -5,087 ^{6,7} | 3,706 | -4,399 | 5,428 | -4,413 | 10,831 | -4,573 | 26,675 |
| 公正価値で保有 する金融負債： トレーディング 証券 | 33 | 0 | -3 | 0 | 0 | 0 | -0 | 0 | 0 | 30 |
| デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価 | 9,781 | 0 | -3,256 | 0 | 0 | 0 | -633 | 4,454 | -1,845 | 8,500 |
| その他のトレー ディング負債 | 49 | 0 | -51 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 3 |
| 純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債 | 1,740 | 0 | -55 | 0 | 0 | 1,140 | -202 | 178 | -10 | 2,792 |
| 公正価値で測定 するその他の金 融負債 | -179 | 0 | -380 | 0 | 0 | 0 | 64 | 16 | -31 | -511 |
| 公正価値で保有 する金融負債合 計 | 11,424 | 0 | -3,746 ^{6,7} | 0 | 0 | 1,140 | -766 | 4,649 | -1,887 | 10,815 |

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、インプット・パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。
- 5 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失189百万ユーロおよび損益計算書に認識された損失2百万ユーロ（純利得（損失）に表示）が含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は425百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は35百万ユーロの損失である。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不能なパラメータ・インプットに左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不能なインプット・パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。

当行グループによるレベル3の観測不能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016 / 101号（規則（EU）第2019 / 876号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、公正価値で測定するすべての資産に第105条14項の要求を適用し、追加の評価調整額をCET 1資本から減額するよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。

当行グループがレベル3の金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2023年12月31日現在では、公正価値は最大で18億ユーロ増加または13億ユーロ減少した可能性がある。2022年12月31日現在では、公正価値は最大で20億ユーロ増加または14億ユーロ減少した可能性がある。

2022年12月31日から2023年12月31日までの感応度を示す金額の変動は、プラスの公正価値変動が169百万ユーロの減少、マイナスの公正価値変動が79百万ユーロの減少となった。

プラスおよびマイナスの公正価値変動の減少は、当期における当行グループのレベル3の資産の減少と一致しており、レベル3の資産は2022年12月31日現在の267億ユーロから2023年12月31日現在では256億ユーロとなった。

2022年12月31日から2023年12月31日までの変動はプラスの公正価値は9%の減少、マイナスの公正価値は6%の減少に相当する。

この開示は、評価を観察不能なインプット・パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不能なインプット・パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不能なインプット・パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳¹

| | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| | 合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動 | 合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動 | 合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動 | 合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動 |
| 単位：百万ユーロ | | | | |
| 有価証券： | | | | |
| 負債性有価証券 | 196 | 221 | 239 | 274 |
| 商業用モーゲージ担保証券 | 16 | 27 | 15 | 20 |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券 | 12 | 19 | 20 | 26 |
| 社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券 | 167 | 176 | 204 | 228 |
| 資本性有価証券 | 94 | 93 | 114 | 80 |
| デリバティブ： | | | | |
| 信用 | 200 | 101 | 218 | 125 |
| エクイティ | 44 | 38 | 70 | 63 |
| 金利関連 | 633 | 368 | 605 | 217 |
| 外国為替 | 47 | 17 | 37 | 30 |
| その他 | 91 | 86 | 59 | 110 |
| 貸出金： | | | | |
| 貸出金 | 486 | 355 | 618 | 459 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,790 | 1,278 | 1,959 | 1,357 |

1 観察不能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示されている。

重要かつ観察不能なインプットの感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数のインプットを使用する場合、特定のインプットの選択が他のインプットの可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用されたインプットの最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。以下の表は、主要な各パラメータの種類の簡単な説明を、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに示している。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否かを見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。年率換算デフォルト率が高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価は、一部のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の指標であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高くなる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高くなる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）倍率法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不能なインプットに関する定量的情報

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 公正価値 | | 評価技法 ¹ | 重要かつ観察不能な インプット(レベル 3) | 範囲 |
|--|--------------------|------------------|-------------------|------------------------------|-----------|
| | 資産 | 負債 | | | |
| 公正価値で保有する金融商品 - 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品： トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券： | | | | | |
| 商業用モーゲージ担保証券 | 86 | 0 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% 102% |
| | | | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 220 1,830 |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券 | 94 | 0 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% 104% |
| | | | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 110 1,828 |
| | | | | 回収率 | 50% 85% |
| | | | | 年率換算デフォルト率 | 0% 2% |
| | | | | 年率換算期限前償還率 | 2% 29% |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計 | 180 | 0 | | | |
| 負債性有価証券およびその他の債務証券 | 4,385 | 3,116 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% 300% |
| トレーディング目的保有 | 2,887 | 26 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 84 651 |
| 社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券 | 2,887 | | | | |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 1,254 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | 0 | 3,089 | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 244 | | | | |
| 資本性有価証券 | 778 | 0 | マーケット・アプローチ | 価格/純資産価額 | 0% 100% |
| トレーディング目的保有 | 127 | 0 | | 企業価値/EBITDA(倍率) | 5 15 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 652 | | 割引キャッシュ・フロー | 加重平均資本コスト | 18% 20% |
| | 0 | | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% 100% |
| 貸出金 | 9,405 | 0 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% 124% |
| トレーディング目的保有 | 6,121 | 0 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 12 1,207 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 696 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | 0 | 0 | | 回収率 | 40% 75% |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 2,588 | | | | |
| 貸出コミットメント | 0 | 5 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 169 1,070 |
| | | | | 回収率 | 40% 76% |
| | | | ローン価格決定モデル | 利用率 | 0% 100% |
| その他の金融商品 | 2,647 ² | 154 ³ | 割引キャッシュ・フロー | IRR | 7% 13% |
| | | | | レポ・レート(ベース・ポイント) | 120 595 |
| 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計 | 17,396 | 3,275 | | | |

1 評価技法および続く重要かつ観察不能なインプットは、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産104百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産24億ユーロおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産117百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券154百万ユーロが含まれている。

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) 公正価値で保有する金融商品： デリバティブ金融商品の時価： | 公正価値 | | 評価技法 | 重要かつ観察不能なインプット(レベル3) | 範囲 | |
|---|-------|------------------|--------------|---|----------------------------------|------------------------------------|
| | 資産 | 負債 | | | | |
| 金利デリバティブ | 4,997 | 4,070 | 割引キャッシュ・フロー | スワップ・レート(ベースス・ポイント) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率 | -3,932 1% 0% 0% | 4,150 15% 18% 26% |
| | | | オプション価格決定モデル | インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係 | 0% 0% -10% -90% | 7% 43% 96% 65% |
| クレジット・デリバティブ | 501 | 503 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベースス・ポイント) 回収率 | 2 8% | 7,535 40% |
| | | | 相関関係価格決定モデル | 信用相関関係 | 26% | 59% |
| エクイティ・デリバティブ | 339 | 1,027 | オプション価格決定モデル | 株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡 | 0% 7% 0% 0% 0% 0% | 84% 23% 0% 0% 3% 6% |
| FXデリバティブ | 1,765 | 1,850 | オプション価格決定モデル | ボラティリティ 相場ボラティリティ | -6% 0% | 39% 0% |
| | | | 割引キャッシュ・フロー | スワップ・レート(ベースス・ポイント) | -7 | 50 |
| その他のデリバティブ | 601 | 130 ¹ | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベースス・ポイント) | 234 | 610 |
| | | | オプション価格決定モデル | インデックス・ボラティリティ 価格 コモディティ相関関係 | 0% 73% 0% | 129% 77% 85% |
| デリバティブ金融商品の時価合計 | 8,203 | 7,581 | | | | |

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) | 公正価値 | | 評価技法 ¹ | 重要かつ観察不能な インプット(レベル 3) | 範囲 | |
|--|--------------------|------------------|-------------------|------------------------------|-----|-------|
| | 資産 | 負債 | | | | |
| 公正価値で保有する金融商品 - 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品： トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券： | | | | | | |
| 商業用モーゲージ担保証券 | 22 | 0 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% | 100% |
| | | | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 182 | 1,720 |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券 | 128 | 0 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% | 99% |
| | | | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 169 | 2,672 |
| | | | | 回収率 | 16% | 95% |
| | | | | 年率換算デフォルト率 | 0% | 16% |
| | | | | 年率換算期限前償還率 | 3% | 29% |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計 | 151 | 0 | | | | |
| 負債性有価証券およびその他の債務証券 | 4,720 | 2,625 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% | 181% |
| トレーディング目的保有 | 2,741 | 30 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 62 | 1,369 |
| 社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券 | 2,741 | | | | | |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 1,844 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | 0 | 2,594 | | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 135 | | | | | |
| 資本性有価証券 | 787 | 0 | マーケット・アプローチ | 価格/純資産価額 | 0% | 100% |
| トレーディング目的保有 | 161 | 0 | | 企業価値/EBITDA(倍率) | 5 | 13 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 626 | | 割引キャッシュ・フロー | 加重平均資本コスト | 8% | 20% |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | 0 | | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% | 150% |
| 貸出金 | 8,819 | 3 | 価格に基づく技法 | 価格 | 0% | 122% |
| トレーディング目的保有 | 5,298 | 3 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 133 | 1,520 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 925 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | 94 | 0 | | 回収率 | 40% | 75% |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 2,502 | | | | | |
| 貸出コミットメント | 0 | 12 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベース・ポイント) | 94 | 925 |
| | | | | 回収率 | 35% | 76% |
| | | | ローン価格決定モデル | 利用率 | 0% | 100% |
| その他の金融商品 | 2,629 ² | 186 ³ | 割引キャッシュ・フロー | IRR | 7% | 13% |
| | | | | レボ・レート(ベース・ポイント) | 2 | 525 |
| 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計 | 17,106 | 2,825 | | | | |

- 1 評価技法および続く重要かつ観察不能なインプットは、各ポジション合計に関連している。
- 2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産196百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産24億ユーロおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産38百万ユーロが含まれている。
- 3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券141百万ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債45百万ユーロが含まれている。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) 公正価値で保有する金融商品： デリバティブ金融商品の時価： | 公正価値 | | 評価技法 | 重要かつ観察不能なインプット(レベル3) | 範囲 | |
|---|-------|-------|--------------|---|------------------------------------|--------------------------------------|
| | 資産 | 負債 | | | | |
| 金利デリバティブ | 6,360 | 4,546 | 割引キャッシュ・フロー | スワップ・レート(ベースス・ポイント) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率 | -1,748 -1% 0% 0% | 1,301 14% 15% 19% |
| | | | オプション価格決定モデル | インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係 | 1% 0% -1% -90% | 6% 43% 99% 90% |
| クレジット・デリバティブ | 577 | 517 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベースス・ポイント) 回収率 | 1 0% | 4,885 40% |
| | | | 相関関係価格決定モデル | 信用相関関係 | 25% | 69% |
| エクイティ・デリバティブ | 452 | 1,155 | オプション価格決定モデル | 株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡 | 0% 13% 88% 0% 1% 0% | 75% 30% 96% 0% 11% 6% |
| FXデリバティブ | 1,646 | 1,976 | オプション価格決定モデル | ボラティリティ 相場ボラティリティ | -12% 0% | 48% 0% |
| | | | 割引キャッシュ・フロー | スワップ・レート(ベースス・ポイント) | -6 | 46 |
| その他のデリバティブ | 534 | -205 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド(ベースス・ポイント) | 0 | 0 |
| | | | オプション価格決定モデル | インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係 | 0% 0% | 91% 85% |
| デリバティブ金融商品の時価合計 | 9,569 | 7,989 | | | | |

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は、観察不能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ・インプットの多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正

価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------------------|---------------|---------------|
| 公正価値で保有する金融資産： | | |
| トレーディング証券 | 29 | -298 |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価 | 1,347 | -2,907 |
| その他のトレーディング資産 | 59 | -251 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | -47 | 247 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 0 | -0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | -2 | 0 |
| 公正価値で測定するその他の金融資産 | -0 | 0 |
| 公正価値で保有する金融資産合計 | 1,385 | -3,209 |
| 公正価値で保有する金融負債： | | |
| トレーディング証券 | 4 | 3 |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 | -1,287 | 1,634 |
| その他のトレーディング負債 | 0 | 2 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | -53 | 55 |
| 公正価値で測定するその他の金融負債 | -268 | 358 |
| 公正価値で保有する金融負債合計 | -1,604 | 2,053 |
| 合計 | -219 | -1,156 |

取引日利益の認識

当初認識時に評価技法で使用されたインプットに重要かつ観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定に分類された金融商品に関して、重要かつ観察不能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期中における変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 |
|--------------|--------|--------|
| 期首残高 | 550 | 462 |
| 期中の新規取引 | 295 | 265 |
| 償却 | -144 | -111 |
| 満期取引 | -69 | -60 |
| その後の観察可能性の変動 | -53 | -9 |
| 為替レートの変動 | -1 | 3 |
| 期末残高 | 577 | 550 |

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

公正価値で計上されない金融商品は、公正価値ベースで管理されていない。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、当行グループの貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。2023年12月31日現在の帳簿価額と公正価値の差異は、2022年12月31日と比較して現在の金利環境と一致している。

以下の金融商品は主として短期であり、その帳簿価額は公正価値の合理的な見積りを表している。

| 資産 | 負債 |
|---------------------------|---------------------------|
| 現金および中央銀行預け金 | 預金 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 貸付有価証券受入金 |
| 借入有価証券担保金 | その他の短期借入金 |
| その他の資産 | その他の負債 |

償却原価で測定するその他すべての金融商品の場合、以下の評価技法が適用される。

- 多数の均質貸出金による小口貸出ポートフォリオ（住宅用モーゲージ等）の場合、公正価値は、信用の質が同等の借手への貸出について、当行グループの新しい貸出金利を使用してポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、商品の種類ごとに計算する。これには、マクロ経済環境の影響が含まれる。小口ポートフォリオの主要インプットは、過去と現在の商品マージンの差異および予想期限前償還率である。帳簿価額に含まれる資本計上されたブローカー・フィーも、公正価値とみなされる。
- 法人貸出ポートフォリオは主に、貸出金固有の信用スプレッドおよび当行グループの資金調達コストを基に、満期までの貸出金を割引くことにより見積もられる。
- 長期債務および信託優先証券の場合、公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、類似の特性を有する金融商品が市場で取引される場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積もられる。
- 預金の公正価値の決定には割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。これは、市場データが通常入手可能ではないからである。イールド・カーブに加え、ドイツ銀行自身の信用スプレッドも考慮される。償却原価で測定する金融負債の公正価値の測定においては、それぞれの取引相手の信用スプレッドは使用されない。

償却原価で測定するこれらの金融商品について、開示される公正価値は、注記13「公正価値で計上される金融商品」に記載されるIFRSの公正価値ヒエラルキー（すなわち、レベル1、レベル2およびレベル3）に分類されている。一般的に、レベル1には現金および中央銀行預け金が含まれ、レベル2にはインターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レボ）、借入有価証券担保金、その他の金融資産、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券（レボ）、貸付有価証券受入金、その他の短期借入金、その他の金融負債、長期債務ならびに信託優先証券が含まれ、レベル3には貸出金が含まれる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値¹

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 帳簿価額 | 公正価値 | 活発な市場 における 相場価格 (レベル1) | 観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2) | 観察不能な パラメータ による評価 技法 (レベル3) |
|---------------------------|---------|---------|---------------------------------|---|---|
| 金融資産： | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 178,416 | 178,416 | 178,416 | 0 | 0 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 6,140 | 6,140 | 0 | 6,140 | 0 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売却条件付買入有価証券 | 14,725 | 14,778 | 0 | 14,034 | 744 |
| 借入有価証券担保金 | 39 | 39 | 0 | 39 | 0 |
| 貸出金 | 473,705 | 454,972 | 0 | 11,519 | 443,453 |
| その他の金融資産 | 106,596 | 105,132 | 13,304 | 90,973 | 855 |
| 金融負債： | | | | | |
| 預金 | 622,035 | 624,731 | 2 | 624,729 | 0 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 3,038 | 3,031 | 0 | 3,031 | 0 |
| 貸付有価証券受入金 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| その他の短期借入金 | 9,620 | 9,628 | 0 | 9,628 | 0 |
| その他の金融負債 | 99,272 | 99,272 | 1,961 | 97,311 | 0 |
| 長期債務 | 119,390 | 117,510 | 0 | 113,723 | 3,787 |
| 信託優先証券 | 289 | 264 | 0 | 264 | 0 |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 帳簿価額 | 公正価値 | 活発な市場 における 相場価格 (レベル1) | 観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2) | 観察不能な パラメータ による評価 技法 (レベル3) |
|---------------------------|---------|---------|---------------------------------|---|---|
| 金融資産： | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 178,896 | 178,896 | 178,896 | 0 | 0 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 7,195 | 7,195 | 0 | 7,194 | 0 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売却条件付買入有価証券 | 11,478 | 11,505 | 0 | 10,363 | 1,142 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出金 | 483,700 | 461,070 | 0 | 12,038 | 449,032 |
| その他の金融資産 | 110,066 | 107,878 | 16,046 | 90,842 | 989 |
| 金融負債： | | | | | |
| 預金 | 621,456 | 629,629 | 1,736 | 627,893 | 0 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 573 | 572 | 0 | 572 | 0 |
| 貸付有価証券受入金 | 13 | 13 | 0 | 13 | 0 |
| その他の短期借入金 | 5,122 | 5,121 | 0 | 5,115 | 7 |
| その他の金融負債 | 93,135 | 93,135 | 2,007 | 91,127 | 0 |
| 長期債務 | 131,525 | 127,743 | 0 | 123,525 | 4,219 |
| 信託優先証券 | 500 | 426 | 0 | 426 | 0 |

¹ 注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

2023年12月31日現在、貸出金の公正価値と帳簿価額の差額は主にドイツにおける長期の小口モーゲージに係る現在の金利と約定金利との差異によるものである。ポストバンクIT移行プロジェクトの一環として、2023年度第3四半期に当行グループは、ドイツにおける長期の小口モーゲージに係る金利期限前償還リスク要因のリスク管理モデリング・アプローチを調整した。この結果、当該モーゲージの公正価値は25億ユーロ増加した。貸出金の帳簿価額は、2023年12月31日現在56億ユーロおよび2022年12月31日現在75億ユーロのIAS第39号のEUカーブアウト版に基づくマクロ・ヘッジ会計による調整によって一部相殺された。預金の公正価値は帳簿価額を上回っていた。これは、IAS第39号のEUカーブアウト版に基づき、帳簿価額にはマクロ・ヘッジ会計によるマイナスの調整がそれぞれ、2023年12月31日現在34億ユーロおよび2022年12月31日現在77億ユーロ含まれていたためであった。長期債務および信託優先証券の場合、公正価値と帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことに起因している。上表に含まれる帳簿価額には、経済的ヘッジによる影響は含まれていない。

[次へ](#)

15 -

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------------------|---------------|---------------|
| 売戻条件付買入有価証券（逆レポ） | 1,805 | 2,156 |
| 負債性有価証券： | | |
| ドイツ政府 | 1,566 | 602 |
| 米国財務省および米国政府機関 | 9,232 | 12,334 |
| 米国地方自治体 | 446 | 392 |
| その他の外国政府 | 15,672 | 9,960 |
| 企業 | 686 | 708 |
| その他の資産担保証券 | 0 | 0 |
| モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む。） | 442 | 486 |
| その他の負債性有価証券 | 831 | 969 |
| 負債性有価証券合計 | 28,874 | 25,450 |
| 貸出金 | 4,867 | 4,069 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 35,546 | 31,675 |

16 -

持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

2023年12月31日現在、当行グループは関連会社54社および共同支配企業6社（2022年12月31日現在：それぞれ53社および9社）に対する持分を保有している。関連会社2社は当行グループにとって重要性があるとみなされている。

2023年12月31日現在における重要な投資¹

| 投資 | 主たる事業地 | 関係の性質 | 保有割合 |
|---|--------|-------|-------|
| Huarong Rongde Asset Management Company Limited | 中国、北京市 | 戦略的投資 | 40.7% |
| Harvest Fund Management Co., Ltd. | 中国、上海市 | 戦略的投資 | 30.0% |

¹ 当行グループは、これらの被投資会社に対して、保有割合および取締役会の議決権行使により重要な影響力を有している。

Huarong Rongde Asset Management Company Limitedの要約財務情報

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 ¹ | 2021年12月31日現在 ² |
|---------------------|----------------------------|----------------------------|
| 純収益合計 | -305 | -138 |
| 当期純利益 | -230 | -102 |
| その他の包括利益 | 0 | 0 |
| 包括利益合計 ³ | -230 | -102 |

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | 2021年12月31日現在 |
|----------------|---------------|---------------|
| 流動資産 | 1,984 | 2,738 |
| 非流動資産 | 513 | 568 |
| 資産合計 | 2,496 | 3,306 |
| 流動負債 | 1,842 | 2,132 |
| 非流動負債 | 228 | 460 |
| 負債合計 | 2,070 | 2,592 |
| 非支配持分 | 0 | 0 |
| 持分法適用被投資会社の純資産 | 426 | 714 |

- 1 当行グループとHuarong Rongde Management Company Limitedの報告期限が異なるため、2023年12月31日現在の数値は2022年度の監査済財務数値を基礎として2023年度の持分法による調整を行っている。
- 2 当行グループとHuarong Rongde Management Company Limitedの報告期限が異なるため、2022年12月31日現在の数値は2021年度の監査済財務数値を基礎として2022年度の減損調整および2021年度の配当請求権に関する調整を行っている。
- 3 当行グループはHuarong Rongde Asset Management Company Limitedから、2023年度の報告期間中に0百万ユーロ（2022年度：0百万ユーロ）の配当金を受領した。

Huarong Rongde Asset Management Company Limitedの純資産合計と当行グループの帳簿価額の調整

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 ¹ | 2021年12月31日現在 ² |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 持分法適用被投資会社の純資産 | 426 | 714 |
| 被投資会社の株主資本に対する当行グループの保有割合 | 40.7% | 40.7% |
| 純資産に対する当行グループの持分 | 173 | 291 |
| のれん | 0 | 0 |
| 無形資産 | 0 | 0 |
| その他の調整 ^{3, 4} | -36 | -64 |
| 帳簿価額 | 138 | 227 |

- 1 当行グループとHuarong Rongde Management Company Limitedの報告期限が異なるため、2023年12月31日現在の数値は2022年度の監査済財務数値を基礎として2023年度の持分法による調整を行っている。
- 2 当行グループとHuarong Rongde Management Company Limitedの報告期限が異なるため、2022年12月31日現在の数値は2021年度の監査済財務数値を基礎として2022年度の減損調整および2021年度の配当請求権に関する調整を行っている。
- 3 Huarong Rongde Management Company Limitedの損失に対する当行グループの持分が帳簿価額に適切に反映されたため、2023年度において、累計減損損失はない（2022年度は73百万ユーロ）。
- 4 Huarong Rongde Management Company Limitedの損失に対する当行グループの持分を適切に反映するため、その他の調整には持分による調整が含まれる。

Harvest Fund Management Co., Ltd.の要約財務情報

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 ¹ | 2022年12月31日現在 ² |
|---------------------|----------------------------|----------------------------|
| 純収益合計 | 843 | 1,016 |
| 当期純利益 | 199 | 237 |
| その他の包括利益 | 1 | 7 |
| 包括利益合計 ³ | 200 | 244 |

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------------|---------------|---------------|
| 流動資産 | 955 | 1,090 |
| 非流動資産 | 1,049 | 1,100 |
| 資産合計 | 2,004 | 2,190 |
| 流動負債 | 638 | 812 |
| 非流動負債 | 192 | 248 |
| 負債合計 | 830 | 1,060 |
| 非支配持分 | 50 | 47 |
| 持分法適用被投資会社の純資産 | 1,124 | 1,083 |

1 2023年12月31日現在の数値は2023年度の非監査財務数値に基づいている。

2 2022年12月31日現在の数値は2022年度の監査済財務数値に基づいている。

3 当行グループはHarvest Fund Management Co., Ltd. から、2023年度の報告期間中に28百万ユーロ（2022年度：45百万ユーロ）の配当金を受領した。

Harvest Fund Management Co., Ltd.の純資産合計と当行グループの帳簿価額の調整

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 ¹ | 2022年12月31日現在 ² |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 持分法適用被投資会社の純資産 | 1,124 | 1,083 |
| 被投資会社の株主資本に対する当行グループの保有割合 | 30% | 30% |
| 純資産に対する当行グループの持分 | 337 | 325 |
| のれん | 18 | 18 |
| 無形資産 | 14 | 15 |
| その他の調整 | 2 | 3 |
| 帳簿価額 ³ | 371 | 361 |

1 2023年12月31日現在の数値は2023年度の非監査財務数値に基づいている。

2 2022年12月31日現在の数値は2022年度の監査済財務数値に基づいている。

3 2023年度において減損損失はない（2022年度は0百万ユーロ）。

個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------------------------|---------------|---------------|
| 当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額 | 505 | 536 |
| 継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額 | -34 | 100 |
| 非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額 | 0 | 0 |
| その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額 | -16 | 15 |
| 包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額 | -50 | 115 |

17 -

金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | | |
|---|---------------|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|---------|-------------------------|---------|
| | 金融資産 の総額 | 貸借対照表 上、相殺さ れる総額 | 貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額 | マスター・ ネットティ ング契約の影 響 | 現金担保 | 金融商品 担保 ¹ | 純額 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力あり） | 21,574 | -9,999 | 11,574 | 0 | 0 | -11,491 | 84 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力なし） | 3,151 | 0 | 3,151 | 0 | 0 | -2,270 | 881 |
| 借入有価証券担保金（強制力あ り） | 33 | 0 | 33 | 0 | 0 | -33 | 0 |
| 借入有価証券担保金（強制力な し） | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり） | 513,810 | -199,127 | 314,683 | -197,430 | -32,109 | -74,885 | 10,260 |
| このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り） | 259,148 | -15,648 | 243,499 | -195,499 | -32,092 | -5,766 | 10,142 |
| 純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし） | 150,569 | 0 | 150,569 | 0 | -1,227 | -10,167 | 139,174 |
| このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し） | 8,357 | 0 | 8,357 | 0 | -1,101 | -1,077 | 6,178 |
| 純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計 | 664,379 | -199,127 | 465,252 | -197,430 | -33,337 | -85,052 | 149,434 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 473,705 | 0 | 473,705 | 0 | -11,317 | -69,594 | 392,794 |
| その他の資産 | 123,702 | -9,005 | 114,697 | -24,037 | -79 | -13 | 90,569 |
| このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり） | 940 | -51 | 889 | -662 | -79 | -13 | 136 |
| ネットティングの対象となる残りの 資産 | 1,805 | 0 | 1,805 | 0 | 0 | 0 | 1,805 |
| ネットティングの対象とならない残 りの資産 | 242,108 | 0 | 242,108 | 0 | -73 | -3,533 | 238,502 |
| 資産合計 | 1,530,462 | -218,131 | 1,312,331 | -221,466 | -44,805 | -171,985 | 874,074 |

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 貸借対照表上、相殺されない金額 | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|------------------------|-------------------------------------|------------------------------|---------|------------|---------|
| | 金融負債 の総額 | 貸借対照表 上、相殺さ れる総額 | 貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額 | マスター・ ネットイン グ契約の影 響 | 現金担保 | 金融商品 担保 | 純額 |
| 預金 | 622,035 | 0 | 622,035 | 0 | 0 | 0 | 622,035 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり） | 11,890 | -9,999 | 1,891 | 0 | 0 | -1,891 | 0 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし） | 1,147 | 0 | 1,147 | 0 | 0 | -51 | 1,096 |
| 貸付有価証券受入金（強制力あり） | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | -3 | 0 |
| 貸付有価証券受入金（強制力なし） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力あり） | 540,784 | -199,152 | 341,632 | -197,923 | -21,990 | -68,806 | 52,913 |
| このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり） | 245,600 | -16,132 | 229,468 | -195,962 | -21,990 | -2,608 | 8,908 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力なし） | 24,843 | 0 | 24,843 | 0 | -785 | -4,485 | 19,572 |
| このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし） | 8,792 | 0 | 8,792 | 0 | -723 | -191 | 7,878 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | 565,627 | -199,152 | 366,475 | -197,923 | -22,776 | -73,292 | 72,485 |
| その他の負債 | 122,016 | -8,980 | 113,036 | -33,591 | -23 | -1 | 79,421 |
| このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり） | 280 | -29 | 252 | -199 | -23 | -1 | 28 |
| ネットイングの対象とならない残りの負債 | 132,925 | 0 | 132,925 | 0 | 0 | 0 | 132,925 |
| 負債合計 | 1,455,644 | -218,131 | 1,237,513 | -231,514 | -22,799 | -75,239 | 907,961 |

資産

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 貸借対照表上、相殺されない金額 | | | | | | |
|---|-----------------|------------------------|-------------------------------------|------------------------------|---------|-------------------------|---------|
| | 金融資産 の総額 | 貸借対照表 上、相殺さ れる総額 | 貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額 | マスター・ ネットイン グ契約の影 響 | 現金担保 | 金融商品 担保 ¹ | 純額 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力あり） | 20,068 | -8,621 | 11,447 | -700 | 0 | -10,746 | 1 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力なし） | 31 | 0 | 31 | 0 | 0 | -25 | 6 |
| 借入有価証券担保金（強制力あ り） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 借入有価証券担保金（強制力な し） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり） | 506,114 | -141,991 | 364,123 | -229,779 | -41,907 | -80,591 | 11,846 |
| このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り） | 306,192 | -16,087 | 290,106 | -227,299 | -41,904 | -9,076 | 11,826 |
| 純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし） | 118,253 | 0 | 118,253 | 0 | -1,101 | -10,167 | 106,984 |
| このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し） | 9,581 | 0 | 9,581 | 0 | -966 | -1,327 | 7,288 |
| 純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計 | 624,366 | -141,991 | 482,376 | -229,779 | -43,008 | -90,759 | 118,830 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 483,700 | 0 | 483,700 | 0 | -12,278 | -66,762 | 404,660 |
| その他の資産 | 130,663 | -12,370 | 118,293 | -29,232 | -95 | -14 | 88,952 |
| このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり） | 3,704 | -2,287 | 1,417 | -1,089 | -95 | -14 | 220 |
| ネットイングの対象となる残りの 資産 | 2,156 | 0 | 2,156 | 0 | 0 | 0 | 2,156 |
| ネットイングの対象とならない残 りの資産 | 238,785 | 0 | 238,785 | 0 | -111 | -2,995 | 235,680 |
| 資産合計 | 1,499,770 | -162,982 | 1,336,788 | -259,712 | -55,492 | -171,299 | 850,285 |

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 貸借対照表上、相殺されない金額 | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|---------|------------|---------|
| | 金融負債 の総額 | 貸借対照表 上、相殺さ れる総額 | 貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額 | マスター・ ネットティ ング契約の影 響 | 現金担保 | 金融商品 担保 | 純額 |
| 預金 | 621,456 | 0 | 621,456 | 0 | 0 | 0 | 621,456 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり） | 9,032 | -8,621 | 411 | 0 | 0 | -410 | 0 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし） | 162 | 0 | 162 | 0 | 0 | -51 | 111 |
| 貸付有価証券受入金（強制力あり） | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | -7 | 0 |
| 貸付有価証券受入金（強制力なし） | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | -6 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力あり） | 508,275 | -141,849 | 366,426 | -230,359 | -26,319 | -44,516 | 65,232 |
| このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり） | 287,402 | -16,382 | 271,019 | -227,766 | -26,319 | -2,319 | 14,615 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力なし） | 21,646 | 0 | 21,646 | 0 | -880 | -4,245 | 16,521 |
| このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし） | 11,333 | 0 | 11,333 | 0 | -736 | -209 | 10,388 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | 529,921 | -141,849 | 388,072 | -230,359 | -27,199 | -48,761 | 81,753 |
| その他の負債 | 126,226 | -12,512 | 113,714 | -44,114 | -76 | -2 | 69,522 |
| このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり） | 837 | -51 | 787 | -622 | -76 | -2 | 87 |
| ネットティングの対象とならない残りの負債 | 140,633 | 0 | 140,633 | 0 | 0 | 0 | 140,632 |
| 負債合計 | 1,427,442 | -162,982 | 1,264,460 | -274,473 | -27,275 | -49,238 | 913,475 |

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットティング契約の影響」の欄は、マスター・ネットティング契約の対象であるが、純額決済/同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているために相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットティング契約または類似契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

18 -

貸出金

表示されている貸出金全体には、償却原価で測定に分類された貸出金、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金および純損益を通じて公正価値で測定する貸出金が含まれる。

以下の表は、当行グループの産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) コードに基づいている。NACEは、欧州の標準的な産業分類システムである。

産業別分類による貸出金

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|--------------------------|---------------|---------------|
| 農業、林業および漁業 | 386 | 526 |
| 鉱業および採石 | 3,130 | 2,679 |
| 製造 | 30,564 | 32,352 |
| 電気、ガス、蒸気および空調の供給 | 4,734 | 5,103 |
| 上下水道、廃棄物処理および修復工事 | 486 | 725 |
| 建設 | 4,494 | 4,494 |
| 卸売および小売、自動車および二輪車の修繕 | 22,127 | 22,605 |
| 輸送、倉庫 | 5,617 | 6,067 |
| 宿泊、食品サービス | 1,865 | 1,972 |
| 情報および通信 | 8,082 | 7,783 |
| 金融および保険 | 116,298 | 121,333 |
| 不動産 | 50,793 | 49,671 |
| 専門的、科学および技術活動 | 6,958 | 7,137 |
| 事務サポートサービス | 9,385 | 7,922 |
| 行政、国防および社会保障 | 6,131 | 5,977 |
| 教育 | 281 | 249 |
| 健康保険サービスおよび社会福祉事業 | 4,432 | 4,554 |
| 芸術、娯楽およびレクリエーション | 1,072 | 1,180 |
| その他のサービス業 | 5,050 | 4,606 |
| 個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造 | 210,982 | 214,796 |
| 地域外の組織および団体 | 0 | 1 |
| 貸出金総額 | 492,868 | 501,732 |
| (繰延費用) / 前受収益 | 1,675 | 131 |
| (繰延費用) / 前受収益控除後貸出金 | 491,192 | 501,601 |
| 控除：信用損失引当金 | 5,208 | 4,848 |
| 貸出金合計 | 485,984 | 496,754 |

信用損失引当金

信用損失引当金には、償却原価で測定する金融資産、OCIを通じて公正価値で測定する金融資産、ならびにオフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務に係る引当金が含まれる。

償却原価で測定する金融資産に係る信用損失引当金の増減

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | |
|-------------------------------------|---------------|-------|--------|----------------|--------|
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POC14 | 合計 |
| 期首残高 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |
| 新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動 | -195 | 294 | 1,647 | 32 | 1,778 |
| 信用度の変動による振替 | 170 | -150 | -20 | N/M | 0 |
| 認識中止に至らなかった変更による増減 | N/M | N/M | N/M | N/M | N/M |
| モデルの変更 | -57 | -53 | 0 | 0 | -110 |
| 当期中に認識が中止された金融資産 ³ | 0 | 0 | -1,145 | -52 | -1,197 |
| 償却済債権戻入額 | 0 | 0 | 93 | 0 | 93 |
| 為替およびその他の変動 | -3 | -38 | -271 | 38 | -273 |
| 期末残高 | 447 | 680 | 3,960 | 198 | 5,285 |
| カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹ | -83 | 92 | 1,627 | 32 | 1,668 |

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 信用損失引当金には、2023年12月31日現在において4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- 3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2023年度において0百万ユーロおよび2022年度において46百万ユーロであった。

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | |
|-------------------------------------|---------------|-------|--------|----------------|--------|
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POC14 | 合計 |
| 期首残高 | 440 | 532 | 3,740 | 182 | 4,895 |
| 新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動 | -32 | 204 | 887 | 22 | 1,081 |
| 信用度の変動による振替 | 122 | -121 | -0 | N/M | 0 |
| 認識中止に至らなかった変更による増減 | N/M | N/M | N/M | N/M | N/M |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期中に認識が中止された金融資産 ³ | 0 | 0 | -1,014 | -28 | -1,043 |
| 償却済債権戻入額 | 0 | 0 | 68 | 3 | 71 |
| 為替およびその他の変動 | 2 | 12 | -25 | 1 | -10 |
| 期末残高 | 533 | 626 | 3,656 | 180 | 4,995 |
| カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹ | 90 | 82 | 886 | 22 | 1,081 |

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在において14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- 3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2022年度において46百万ユーロおよび2021年度において0百万ユーロであった。

| | 2021年12月31日現在 | | | | |
|-------------------------------------|----------------------|-------|-------|----------------------------|-------|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| 単位：百万ユーロ | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI ⁴ | 合計 |
| 期首残高 | 544 | 648 | 3,614 | 139 | 4,946 |
| 新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動 | -245 | 85 | 615 | 26 | 480 |
| 信用度の変動による振替 | 138 | -197 | 58 | | 0 |
| 認識中止に至らなかった変更による増減 | N/M | N/M | N/M | N/M | N/M |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期中に認識が中止された金融資産 ³ | 0 | 0 | -561 | -5 | -566 |
| 償却済債権戻入額 | 0 | 0 | 55 | 23 | 78 |
| 為替およびその他の変動 | 3 | -4 | -41 | -0 | -43 |
| 期末残高 | 440 | 532 | 3,740 | 182 | 4,895 |
| カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹ | -107 | -112 | 673 | 26 | 480 |

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 信用損失引当金には、2021年12月31日現在において4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- 3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2021年度において0百万ユーロおよび2020年度において46百万ユーロであった。

OCIを通じて公正価値で測定する金融資産の信用損失引当金¹

| | 2023年12月31日現在 | | | | |
|----------------|---------------|-------|-------|---------------|----|
| | 信用損失引当金 | | | | |
| 単位：百万ユーロ | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| OCIを通じて公正価値で測定 | 13 | 13 | 22 | 0 | 48 |

- 1 OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移した（2022年12月31日現在は69百万ユーロであり、2023年12月31日現在は48百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

| | 2022年12月31日現在 | | | | |
|----------------|---------------|-------|-------|---------------|----|
| | 信用損失引当金 | | | | |
| 単位：百万ユーロ | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| OCIを通じて公正価値で測定 | 14 | 12 | 43 | 0 | 69 |

- 1 OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移し、ほぼ横ばいであった（2021年12月31日現在は41百万ユーロであり、2022年12月31日現在は69百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

| | 2021年12月31日現在 | | | | |
|----------------|---------------|-------|-------|---------------|----|
| | 信用損失引当金 | | | | |
| 単位：百万ユーロ | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| OCIを通じて公正価値で測定 | 15 | 10 | 16 | 0 | 41 |

- 1 OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移し、ほぼ横ばいであった（2020年12月31日現在は20百万ユーロであり、2021年12月31日現在は41百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

オフバランスのポジションに係る信用損失引当金の増減

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | |
|-------------------------------------|----------------------|-------|-------|---------------|------|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 144 | 97 | 310 | 0 | 551 |
| 新規事業を含む変動 | -39 | -3 | -118 | 0 | -160 |
| 信用度の変動による振替 | 11 | -4 | -7 | 0 | 0 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替およびその他の変動 | 1 | -2 | 3 | 0 | 2 |
| 期末残高 | 117 | 88 | 187 | 0 | 393 |
| そのうち：金融保証 | 84 | 37 | 113 | 0 | 233 |
| カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹ | -28 | -7 | -125 | 0 | -160 |

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2023年12月31日現在において9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | |
|-------------------------------------|----------------------|-------|-------|---------------|-----|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 108 | 111 | 225 | 0 | 443 |
| 新規事業を含む変動 | 21 | -1 | 78 | 0 | 99 |
| 信用度の変動による振替 | 12 | -15 | 3 | 0 | 0 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替およびその他の変動 | 4 | 3 | 3 | 0 | 9 |
| 期末残高 | 144 | 97 | 310 | 0 | 551 |
| そのうち：金融保証 | 95 | 56 | 226 | 0 | 378 |
| カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹ | 33 | -16 | 82 | 0 | 99 |

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在において9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

| 単位：百万ユーロ | 2021年12月31日現在 | | | | |
|-------------------------------------|----------------------|-------|-------|---------------|-----|
| | 信用損失引当金 ² | | | | |
| | ステージ1 | ステージ2 | ステージ3 | ステージ3 POCI | 合計 |
| 期首残高 | 144 | 74 | 200 | 0 | 419 |
| 新規事業を含む変動 | -43 | 38 | 18 | 0 | 13 |
| 信用度の変動による振替 | 3 | -5 | 2 | 0 | 0 |
| モデルの変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替およびその他の変動 | 3 | 3 | 6 | 0 | 12 |
| 期末残高 | 108 | 111 | 225 | 0 | 443 |
| そのうち：金融保証 | 69 | 64 | 164 | 0 | 297 |
| カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹ | -40 | 33 | 19 | 0 | 13 |

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2021年12月31日現在において6百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結しており、その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体の認識を中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流出入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------------------|---------------|---------------|
| 譲渡資産の帳簿価額 | | |
| 以下の取引により認識を中止されなかったトレーディング証券： | | |
| 買戻契約 | 45,106 | 30,201 |
| 有価証券貸付契約 | 10,155 | 8,313 |
| トータル・リターン・スワップ | 4,483 | 1,461 |
| その他 | 5,060 | 4,480 |
| トレーディング証券合計 | 64,804 | 44,455 |
| その他のトレーディング資産 | 138 | 171 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 203 | 1,077 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 7,080 | 2,351 |
| 償却原価で測定する貸出金 ¹ | 26 | 104 |
| その他 | 8,674 | 3,815 |
| 合計 | 80,924 | 51,973 |
| 関連負債の帳簿価額 | 70,706 | 43,820 |

1 関連負債が譲渡資産に対してのみ償還請求権があるその他のトレーディング貸出金の帳簿価額および公正価値は、2023年12月31日および2022年12月31日現在、それぞれ20百万ユーロおよび0百万ユーロであった。関連負債の帳簿価額および公正価値は同額で、正味ポジションは2023年12月31日および2022年12月31日現在、それぞれ0百万ユーロおよび0百万ユーロであった。

当行グループが継続的関与を有する譲渡資産の帳簿価額

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------------------|---------------|---------------|
| 当初譲渡資産の帳簿価額 | | |
| トレーディング証券 | 1,043 | 1,059 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 317 | 328 |
| 認識継続資産の帳簿価額 | | |
| トレーディング証券 | 28 | 34 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 16 | 16 |
| 関連負債の帳簿価額 | 78 | 95 |

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないと思なされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適切なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

| | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|-----------------------------|---------------|------|-------------------------------|---------------|------|-------------------------------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 | 損失に対する最大エクスポージャー ¹ | 帳簿価額 | 公正価値 | 損失に対する最大エクスポージャー ¹ |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | |
| 償却原価で測定する貸出金 | | | | | | |
| 証券化債券 | 389 | 344 | 344 | 357 | 321 | 321 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 償却原価で測定する貸出金合計 | 389 | 344 | 344 | 357 | 321 | 321 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産 | | | | | | |
| 証券化債券 | 23 | 23 | 23 | 30 | 30 | 30 |
| 基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計 | 23 | 23 | 23 | 30 | 30 | 30 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産： | | | | | | |
| 証券化債券 | 706 | 592 | 592 | 739 | 629 | 629 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 706 | 592 | 592 | 739 | 629 | 629 |
| 継続中の関与を示す金融資産合計 | 1,118 | 959 | 959 | 1,126 | 981 | 981 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債 | | | | | | |
| 基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 継続中の関与を示す金融負債合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

1 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

| | 2023年12月31日現在 | | | 2022年12月31日現在 | | |
|-------------------------------|---------------|------------|-----------------|---------------|------------|-----------------|
| | 損益 (年度累計) | 損益 (累積) | 処分による 利得(損失) | 損益 (年度累計) | 損益 (累積) | 処分による 利得(損失) |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | |
| 証券化債券 | 48 | 164 | 7 | 41 | 112 | -8 |
| 基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ | 0 | 0 | 0 | -0 | -0 | 0 |
| 認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失) | 48 | 164 | 7 | 40 | 112 | -8 |

当行グループは主に、担保付融資の担保として、また、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、あるいはOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。2023年12月31日現在、当行は0十億ユーロの証券化借入および担保付自己社債を、ECBのTLTROプログラムまたは市場標準の証券金融取引の担保として差入れている。以下の表の貸出金にはこの残高が含まれている。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額¹

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 55,166 | 37,216 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 7,222 | 2,375 |
| 貸出金 | 54,148 | 73,305 |
| その他 | 9,610 | 5,306 |
| 合計 | 126,146 | 118,202 |

¹ 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計¹

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 57,143 | 40,997 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 7,073 | 1,408 |
| 貸出金 | 5,428 | 2,716 |
| その他 | 7,815 | 593 |
| 合計 | 77,459 | 45,715 |

¹ 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

当行グループは主に、逆レボ契約、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れている。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産 | 379,573 | 309,107 |
| このうち： | | |
| 売却または再担保差入れした担保 | 324,757 | 254,856 |

21 -

土地建物および設備

| 単位：百万ユーロ | 所有者 占有不 動産 | 設備 | リース 資産改 良費 | 建設仮 勘定 | 所有する 土地建物 および設 備（IAS 第16号） | リース資 産の使用 権（IFRS 第16号） | 合計 |
|----------------------|------------------|-------|------------------|-----------|--|---------------------------------|--------|
| 取得原価： | | | | | | | |
| 2022年1月1日現在残高 | 514 | 2,283 | 3,102 | 398 | 6,297 | 5,439 | 11,737 |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 増加 | 0 | 94 | 65 | 178 | 337 | 971 | 1,308 |
| 振替 | 0 | 109 | 362 | -377 | 94 | 78 | 171 |
| 「売却目的保有」（への）/からの分類変更 | 0 | -7 | -12 | 0 | -19 | -0 | -19 |
| 処分 | 11 | 72 | 35 | 0 | 118 | 417 | 535 |
| 為替レートの変動 | -1 | 27 | 42 | 16 | 84 | 117 | 201 |
| 2022年12月31日現在残高 | 503 | 2,434 | 3,523 | 216 | 6,676 | 6,187 | 12,863 |
| 連結会社グループの変動 | 0 | -8 | 7 | 0 | -1 | 34 | 34 |
| 増加 | 0 | 84 | 40 | 297 | 422 | 263 | 685 |
| 振替 | 0 | 23 | 193 | -50 | 167 | 251 | 419 |
| 「売却目的保有」（への）/からの分類変更 | -22 | 0 | 0 | 0 | -22 | 0 | -22 |
| 処分 | 41 | 113 | 643 | 0 | 798 | 152 | 950 |
| 為替レートの変動 | 1 | -27 | -43 | -2 | -71 | -77 | -148 |
| 2023年12月31日現在残高 | 441 | 2,393 | 3,078 | 461 | 6,374 | 6,507 | 12,881 |
| 減価償却および減損累計額： | | | | | | | |
| 2022年1月1日現在残高 | 288 | 1,860 | 2,095 | 1 | 4,244 | 1,957 | 6,201 |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減価償却費 | 13 | 141 | 194 | 0 | 348 | 573 | 922 |
| 減損損失 | 1 | 0 | 4 | 0 | 4 | 6 | 11 |
| 減損損失の戻入 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 17 | 21 |
| 振替 | 0 | 61 | 24 | 0 | 86 | 3 | 89 |
| 「売却目的保有」（への）/からの分類変更 | 0 | -6 | -9 | 0 | -15 | 0 | -15 |
| 処分 | 11 | 55 | 28 | 0 | 93 | 393 | 486 |
| 為替レートの変動 | -1 | 20 | 24 | 0 | 43 | 17 | 60 |
| 2022年12月31日現在残高 | 286 | 2,022 | 2,304 | 1 | 4,613 | 2,147 | 6,760 |
| 連結会社グループの変動 | 0 | -10 | -0 | 0 | -11 | -0 | -11 |
| 減価償却費 | 9 | 127 | 199 | 0 | 335 | 543 | 878 |
| 減損損失 | 7 | 8 | 5 | 0 | 21 | 23 | 43 |
| 減損損失の戻入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| 振替 | -0 | 17 | 54 | 0 | 71 | -41 | 29 |
| 「売却目的保有」（への）/からの分類変更 | -19 | 0 | 0 | 0 | -19 | 0 | -19 |
| 処分 | 20 | 108 | 638 | 0 | 766 | 141 | 907 |
| 為替レートの変動 | 0 | -22 | -25 | -0 | -46 | -24 | -70 |
| 2023年12月31日現在残高 | 264 | 2,033 | 1,900 | 1 | 4,198 | 2,498 | 6,696 |
| 帳簿価額： | | | | | | | |
| 2022年12月31日現在残高 | 217 | 412 | 1,219 | 215 | 2,063 | 4,040 | 6,103 |
| 2023年12月31日現在残高 | 177 | 360 | 1,179 | 460 | 2,176 | 4,009 | 6,185 |

土地建物および設備に係る減価償却費、減損損失および減損損失の戻入は、損益計算書の一般管理費に計上されている。

売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在において、それぞれ24百万ユーロおよび25百万ユーロであった。

土地建物および設備の取得のコミットメントは、2023年度末現在において96百万ユーロおよび2022年度末現在において150百万ユーロであった。

当行グループは土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースし、これらについて使用権資産を計上している。2023年度における使用権資産の増加は263百万ユーロであり、主として新規の不動産リースを反映している。2023年度に認識された543百万ユーロの減価償却費は、主として不動産リースに係る使用権資産を、契約期間にわたり予定どおりに使用したことによるものであった。2023年12月31日現在、土地建物および設備合計に含まれる使用権資産の帳簿価額40億ユーロは、主に40億ユーロのリース不動産および13百万ユーロの車両リースである。当行グループのリース資産の詳細およびIFRS第16号に基づき要求される関連する開示については、注記22「リース」を参照のこと。

22 -

リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の下で借手として開示を行っている。当行グループは、財務成績および財政状態を最も適切に説明する方法で、IFRS第16号に基づく関連情報の表示についての判断を行っている。

当行グループは、土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースしている。当行グループは大部分のオフィスおよび支店について、長期賃貸契約に基づく借手となっている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、または更なるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。

2023年12月31日（2022年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額40億ユーロ（40億ユーロ）の使用権資産を貸借対照表の土地建物および設備に計上した。主な使用権資産は、リース資産40億ユーロ（40億ユーロ）および車両リース13百万ユーロ（10百万ユーロ）である。使用権資産の当年度の変動に関する詳細については、注記21「土地建物および設備」を参照のこと。

使用権資産の認識に対応して、2023年12月31日（2022年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額45億ユーロ（45億ユーロ）のリース債務を貸借対照表のその他の負債に計上した。2023年12月31日現在、当該リース債務には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する将来のリース料の割引価額477百万ユーロが含まれている。当該リースは、期限は2036年度末までだが、5年のリース延長選択権が2回分（2046年度末まで）付されている。

2023年度および2022年度に、リース債務の合計に関して計上された利息費用は、それぞれ113百万ユーロおよび85百万ユーロであった。これらの債務による割引前キャッシュ・フローの契約上の期限は、注記31「金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析」に記載されている。

2023年度（2022年度）に、当行グループがIFRS第16号に基づく認識の免除を適用することを決定した（これに伴い使用権資産および対応するリース債務は貸借対照表に計上しない。）短期リースおよび少額資産のリースに関連して、それぞれ1百万ユーロ（1百万ユーロ）および0百万ユーロ（0百万ユーロ）の費用が認識された。

2023年度（2022年度）に使用権資産のサブリースによって計上した収益は、合計29百万ユーロ（29百万ユーロ）であった。

2023年度（2022年度）のリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計は645百万ユーロ（691百万ユーロ）であり、主として不動産賃貸に関する費用638百万ユーロ（683百万ユーロ）であった。このキャッシュ・アウトフロー合計額のうち、534百万ユーロ（607百万ユーロ）はリース債務の元本部分に対する支払額であり、111百万ユーロ（84百万ユーロ）は利息部分に対するものであった。

当行グループが借手として負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフローの合計は、リース債務の測定に反映されておらず、主に延長オプションから生じる潜在的支払エクスポージャー（2023年度：49億ユーロ）および開始前であるが当行が確約している将来のリース料（2023年度：40百万ユーロ）を含んでいる。これらの予想残存期間は、以下の表に記載されている。

リース債務の測定に反映されていない、当行グループが負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフロー

単位：百万ユーロ

2023年12月31日現在 2022年12月31日現在

リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー：

| | | |
|-------------------------------|-------|-------|
| 1年以内 | 14 | 14 |
| 1年超5年以内 | 590 | 613 |
| 5年超 | 4,318 | 5,226 |
| リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー | 4,922 | 5,852 |

23 -

のれんおよびその他の無形資産

のれん

のれんの変動

2023年12月31日および2022年12月31日終了年度におけるのれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。

当行グループの事業活動は以下の部門構成で編成されている。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントである。各コーポレート部門はCGUとみなされる。

表示およびセグメント開示の変更に関する詳細については、注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

資金生成単位に配分されたのれん

| 単位：百万ユーロ | インベスト メント・バ ンク | コーポレ ート・バ ンク | アセット・ マネジメン ト | プライベ ート・バ ンク | 合計 |
|-------------------------------|----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------|
| 2022年1月1日現在残高 | 0 | 0 | 2,806 | 0 | 2,806 |
| 期中に取得したのれん | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| パーチェス法による会計処理の調整額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 振替 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 「売却目的保有」からの / (への) 分類変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減損損失 ¹ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替レートの変動 / その他 | 0 | 0 | 113 | 0 | 113 |
| 2022年12月31日現在残高 | 0 | 0 | 2,919 | 0 | 2,919 |
| のれんの総額 | 4,079 | 629 | 3,408 | 3,717 | 11,834 |
| 減損損失累計額 | -4,079 | -629 | -489 | -3,717 | -8,915 |
| 2023年1月1日現在残高 | 0 | 0 | 2,919 | 0 | 2,919 |
| 期中に取得したのれん | 235 | 0 | 0 | 0 | 235 |
| パーチェス法による会計処理の調整額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 振替 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 「売却目的保有」からの / (への) 分類変更 | 0 | 0 | -7 | 0 | -7 |
| 「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減損損失 ¹ | -233 | 0 | 0 | 0 | -233 |
| 為替レートの変動 / その他 | -2 | 0 | -63 | 0 | -65 |
| 2023年12月31日現在残高 | 0 | 0 | 2,849 | 0 | 2,849 |
| のれんの総額 | 4,175 | 615 | 3,336 | 3,723 | 11,848 |
| 減損損失累計額 | -4,175 | -615 | -487 | -3,723 | -9,000 |

1 のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。

2023年10月13日のNumis Corporation Plcの取得（注記03を参照のこと。）に伴い、企業結合への取得原価の配分を実施した結果、235百万ユーロののれんが認識され、インベストメント・バンクのCGUに配分された。インベストメント・バンクのCGUの帳簿価額に対する回収可能価額の継続的な不足額を評価した結果、のれんは減損していると判定され、2023年度第4四半期に全額償却された。

2022年度におけるのれんの変動は、当行グループの通貨以外の通貨で保有されているアセット・マネジメントののれんの外国為替レートの変動のみが含まれている。

2021年度におけるのれんの変動は、DWSのデジタル投資プラットフォームをBlackFinとの合併事業に指定売却したことおよび外国為替レートの変動に伴う、アセット・マネジメントののれん56百万ユーロの売却目的保有資産への分類変更に関連している。決済サービス・プロバイダー（Better Payment Germany GmbH）を2021年9月に取得したこと（注記03を参照のこと。）に伴い、取得原価の配分を実施した結果、当行グループはコーポレート・バンクのCGUに配分された5百万ユーロののれんを認識した。その後、当該CGUの帳簿価額に対する回収可能価額の継続的な不足額を評価した結果、新たに認識したのれんは減損しているとみなされ、2021年度中に全額償却された。

のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」の記載に基づき、適切なCGUに配分される。当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。アセット・マネジメントののれんについては年に1度、第4四半期に、CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することにより減損テストを行う。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、のれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額である。のれんが計上されたCGUのうち、2021年度、2022年度および2023年度に年に1度の減損テストが実施されたのはアセット・マネジメントのCGUのみであった。これらの期間におけるアセット・マネジメントののれんの減損テストの結果、アセット・マネジメントのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、減損損失は発生しなかった。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性に関するレビューにより将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

帳簿価額

主要なCGUの帳簿価額は、当行グループの株主資本配分フレームワークに基づく資本配分モデルを使用して算出される（詳細については注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。）。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」という。）が含まれる。資本合計は、非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

回収可能価額

当行グループは、使用価値と売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）の高い方に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定している。当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いている。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの公正価値も含んでおり、主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定、ならびに規制の展開による影響に関するより長期間な予想を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正される。継続企業の場合、アセット・マネジメントのCGUの資本に対するキャッシュ・フローは、3.0%を上限（2022年度：3.0%を上限）とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収束すると仮定される。これは、CGUの収益見通し、ならびに国内総生産およびインフレ率の推移予想に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、比較的範囲は少ないが、長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステムティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。アセット・マネジメントのCGUに関して、2023年度および2022年度に適用された割引率（税引後）は、それぞれ10.9%および10.3%であった。

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

経営陣による主要な仮定は以下のとおりである。

| のれんを含む主な 資金生成単位 | 主要な仮定の説明 | 主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況 |
|--------------------|--|---|
| アセット・マネジメント | <ul style="list-style-type: none"> - 成熟市場（エクイティ、マルチ・アセットおよび債券等）におけるトップの地位の維持 - Xtrackersやオルタナティブのような真の強みの分野の拡大 - デジタル機能の更なる構築 - 販売パートナーの拡大、グローバル事業の拡大 - 複数年にわたる主要インフラ・プラットフォームのリプレイスの継続 | <ul style="list-style-type: none"> - 当行グループの投資戦略にとって不利な厳しい市場環境とボラティリティ - 主要な市場および商品における不利なマージンの変動と、予想を超える不利な競争水準 - ビジネス・リスク / 実行リスク（例えば、市場の不確実性による資金フロー（純額）目標の未達成、優秀な顧客対応スタッフの喪失、不利な投資パフォーマンス、効率化が予想を下回ること） - 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響 |

感応度：回収可能価額の回復力を測るため、DCFモデルに使用される主要な仮定（割引率および収益予想等）の感応度が測定される。現在、アセット・マネジメントの回収可能価額は帳簿価額を14%（10億ユーロ）超過している。

回収可能価額を帳簿価額に合わせるための特定の主要な仮定の変更

| 主要な仮定の変更 | アセット・マネジメント |
|-------------------|-------------|
| 割引率（税引後）の上昇 | |
| 変更前 | 10.9% |
| 変更後 | 12.0% |
| 各期間に予想される将来の収益の変更 | -10.9% |
| 長期成長率 | |
| 変更前 | 3.0% |
| 変更後 | 0.9% |

その他の無形資産

2023年12月31日および2022年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動

| 単位：百万ユーロ | 購入した無形資産 | | | | | | 内部生成 無形資産 | その他の 無形資産 合計 | | |
|-------------------------|--------------|-----|-------------------------------------|--------------|--------------------|--------------------------|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--|
| | 償却対象とならない | | 償却対象となる | | | | 償却対象 となる | | ソフト ウェア | |
| | 小口投資 運用契約 | その他 | 償却対象 とならな い購入し た無形 資産合計 | 顧客関連 無形資産 | 契約に 基づく 無形資産 | ソフト ウェア および その他 | 償却対象 となる 購入した 無形資産 合計 | | | |
| 取得原価 / 製造原価： | | | | | | | | | | |
| 2022年1月1日現在残高 | 1,017 | 440 | 1,457 | 1,398 | 70 | 789 | 2,257 | 9,018 | 12,732 | |
| 増加 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 45 | 1,145 | 1,191 | |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -6 | -6 | -20 | -26 | |
| 処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 37 | 122 | 160 | |
| 「売却目的保有」からの (への)分類変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -32 | -32 | |
| 振替 | 0 | 0 | 0 | -9 | 0 | 0 | -9 | 0 | -9 | |
| 為替レートの変動 | 67 | 0 | 67 | 32 | 0 | 0 | 32 | 128 | 226 | |
| 2022年12月31日現在残高 | 1,083 | 441 | 1,524 | 1,421 | 70 | 792 | 2,283 | 10,116 | 13,923 | |
| 増加 | 0 | 0 | 0 | 56 | 0 | 66 | 122 | 1,314 | 1,436 | |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71 | 72 | |
| 「売却目的保有」からの (への)分類変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 振替 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -4 | -4 | 0 | -4 | |
| 為替レートの変動 | -37 | 0 | -37 | -21 | 0 | 0 | -21 | -72 | -130 | |
| 2023年12月31日現在残高 | 1,046 | 440 | 1,486 | 1,456 | 70 | 854 | 2,380 | 11,288 | 15,154 | |
| 償却および減損累計額： | | | | | | | | | | |
| 2022年1月1日現在残高 | 257 | 439 | 696 | 1,383 | 70 | 662 | 2,115 | 5,904 | 8,714 | |
| 当期の償却 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 37 | 40 | 980 | 1,020 ¹ | |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -6 | -6 | -20 | -26 | |
| 処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 35 | 122 | 157 | |
| 「売却目的保有」からの (への)分類変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -25 | -25 | |
| 減損損失 | 68 | 0 | 68 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 98 ² | |
| 減損損失の戻入 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 ³ | |
| 振替 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | |
| 為替レートの変動 | 17 | 0 | 17 | 31 | 0 | 0 | 31 | 78 | 126 | |
| 2022年12月31日現在残高 | 342 | 439 | 781 | 1,417 | 70 | 659 | 2,146 | 6,824 | 9,750 | |
| 当期の償却 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 35 | 38 | 1,027 | 1,064 ⁴ | |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71 | 72 | |
| 「売却目的保有」からの (への)分類変更 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 減損損失 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 24 ⁵ | |
| 減損損失の戻入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 振替 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | -3 | -3 | 0 | -3 | |
| 為替レートの変動 | -12 | 0 | -12 | -20 | 0 | -1 | -21 | -54 | -87 | |
| 2023年12月31日現在残高 | 330 | 439 | 769 | 1,399 | 70 | 690 | 2,159 | 7,749 | 10,676 | |
| 帳簿価額： | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|---|-----|----|---|-----|-----|-------|-------|
| 2022年12月31日現在残高 | 741 | 2 | 743 | 4 | 0 | 133 | 137 | 3,293 | 4,173 |
| 2023年12月31日現在残高 | 716 | 1 | 717 | 57 | 0 | 164 | 221 | 3,539 | 4,478 |

- 10億ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 98百万ユーロは、のれんおよびその他の無形資産に計上された小口投資運用契約の減損68百万ユーロおよび一般管理費に計上された内部開発ソフトウェアの減損30百万ユーロから成る。
- 3百万ユーロは、一般管理費に計上された顧客関連無形資産の減損の戻入である。
- 11億ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 24百万ユーロは、一般管理費に計上された内部開発ソフトウェアの減損であった。

償却対象となる無形資産

2023年度において、償却対象となる無形資産は330百万ユーロ増加した。これは11億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（11億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（24百万ユーロ）によるものである。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる13億ユーロのプラスが、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して上昇したことに伴い、純額でマイナス19百万ユーロの為替レートのマイナスの変動が生じた。

2022年度において、償却対象となる無形資産は173百万ユーロ増加した。これは10億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（10億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（30百万ユーロ）によるものである。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる11億ユーロのプラスが、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して下落したことに伴い、純額で50百万ユーロの為替レートのプラスの変動が生じた。

2021年度において、償却対象となるその他の無形資産にほぼ変動はなく、純額で22百万ユーロの若干の減少があった。これは10億ユーロの償却費を反映しており、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（10億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（149百万ユーロ）によるものである。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる11億ユーロのプラスで純帳簿価額の減少が相殺された。ユーロの為替レートが主要通貨に対して下落したことに伴い、42百万ユーロの為替レートのプラスの変動が生じた。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される。

資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

| | 耐用年数 |
|-----------|-------|
| 内部生成無形資産： | |
| ソフトウェア | 10年以内 |
| 購入した無形資産： | |
| 顧客関連無形資産 | 20年以内 |
| その他 | 20年以内 |

償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、特定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および特定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計716百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、アセット・マネジメントのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をアセット・マネジメントに与える契約である。これらの契約は容易に少額の費用で更新可能であるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年度におけるZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

回収可能価額は、5ヶ年計画に基づき複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産

ミックス、フロー予測、実効手数料率、割引率および残存価額成長率が含まれる。年次の減損テストに適用された割引率（資本コスト）は、2023年度において10.9%（2022年度において10.6%）であった。2023年度に適用された残存価額成長率は、3.4%（2022年度：3.8%）であった。

2023年12月31日現在、減損分析の結果、減損は認識されなかった。2022年12月31日現在、正味アウトフローおよび2022年度第4四半期における割引率の10.9%への変更の結果、減損損失68百万ユーロが、当行グループの損益計算書ののれんおよびその他の無形資産の減損として認識された。

24 -

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上のその他の資産およびその他の負債に含まれている。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|------------------|---------------|---------------|
| 貸出金（純額） | 0 | 40 |
| 売却目的保有に分類された資産合計 | 0 | 40 |
| 投資契約負債 | 0 | 208 |
| 売却目的保有に分類された負債合計 | 0 | 208 |

2023年12月31日および2022年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された未実現利得（損失）はなかった。

2022年度

BlackFinとのパートナーシップの一環としてのDWSによるデジタル投資プラットフォームの移転完了

2021年9月、DWS Group（以下「DWS」という。）とBlackFin Capital Partners（以下「BlackFin」という。）は、包括的なソリューションとサービスを提供するデジタル投資プラットフォームをプラットフォーム・エコシステムへと共同で展開するための長期的な戦略パートナーシップに合意した。DWSはデジタル投資プラットフォームをBlackFinとの共同支配企業に移転し、30%の持分を保有することに合意した。デジタル投資プラットフォームを新たに設立した会社であるMorgenFund GmbHに移転する取引は、2022年11月30日付で完了した。対価の一部として、当行グループは当該会社の30%の持分（アセット・マネジメント部門において持分法で会計処理され、保有されている。）を受け取った。

イタリアの金融アドバイザー事業のZurich Italyへの売却

2021年8月、ドイツ銀行とZurich Insurance Group Italy（以下「Zurich Italy」という。）は、Zurich Italy Bank S.p.A.によるイタリアのドイツ銀行の金融アドバイザー事業の取得に合意した。売却の完了は2022年10月17日に発表された。当該契約の条件に基づき、合計1,085名のファイナンシャル・アドバイザー、96名の従業員、および約160億ユーロの運用資産（うち10億ユーロは、ドイツ銀行により現在も管理されている一任勘定のポートフォリオ管理）がZurich Bank Italy S.p.A.に移転された。税引前売却益は総額で312百万ユーロであり、2022年度第4四半期のプライベート・バンク・セグメントの利益として計上された。

25 -

その他の資産およびその他の負債

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| ブローカー業務および有価証券に関連する債権 | | |
| 未収金 / 未収委託証拠金 | 40,157 | 50,394 |
| プライム・ブローカレッジ業務に係る債権 | 5 | 4 |
| 決済日経過の未決済有価証券取引 | 1,801 | 2,385 |
| 未決済の通常取引に係る受取債権 | 30,603 | 18,467 |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計 | 72,566 | 71,250 |

| | | |
|-------------------|---------|---------|
| 回収のために保有する負債性有価証券 | 21,831 | 25,500 |
| 未収利息 | 4,158 | 3,588 |
| 売却目的保有資産 | 0 | 40 |
| 保険事業に関連する資産 | 92 | 6 |
| その他 | 16,049 | 17,910 |
| その他の資産合計 | 114,697 | 118,293 |

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| ブローカー業務および有価証券に関連する債務 | | |
| 未払金 / 未払委託証拠金 | 49,516 | 62,824 |
| プライム・ブローカレッジ業務に係る債務 | 18 | 24 |
| 決済日経過の未決済有価証券取引 | 2,641 | 2,982 |
| 未決済の通常取引に係る支払債務 | 29,365 | 16,882 |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計 | 81,539 | 82,711 |
| 未払利息 | 4,785 | 2,826 |
| 売却目的保有負債 | 0 | 208 |
| リース負債 | 4,493 | 4,470 |
| 保険事業に関連する資産 | 87 | 1 |
| その他 | 22,133 | 23,499 |
| その他の負債合計 | 113,036 | 113,714 |

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記24「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

26 -
預金

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------|---------------|---------------|
| 無利息要求払預金 | 183,692 | 246,804 |
| 利付預金 | | |
| 要求払預金 | 162,380 | 131,370 |
| 定期預金 | 188,468 | 158,851 |
| 貯蓄預金 | 87,496 | 84,431 |
| 利付預金合計 | 438,343 | 374,652 |
| 預金合計 | 622,035 | 621,456 |

27 -
引当金

引当金の種類別の変動

| 単位：百万ユーロ | オペレー ショナル・ リスク | 民事訴訟 | 規制執行 | 再構築 | その他 | 合計 ¹ |
|--------------------|----------------------|-------|------|-----|-----|-----------------|
| 2022年1月1日現在残高 | 42 | 644 | 475 | 582 | 448 | 2,192 |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | -0 | -0 |
| 新規繰入額 | 14 | 285 | 290 | 3 | 653 | 1,246 |
| 取崩額 | 3 | 136 | 216 | 201 | 582 | 1,138 |
| 戻入額 | 8 | 166 | 0 | 137 | 110 | 421 |
| 為替レート変動の影響 / 割引の解消 | -0 | 1 | 23 | 0 | 1 | 26 |
| 振替 | 0 | -1 | -3 | 1 | -13 | -16 |
| 2022年12月31日現在残高 | 45 | 627 | 570 | 248 | 398 | 1,888 |
| 連結会社グループの変動 | -1 | -2 | -0 | -2 | 4 | -1 |
| 新規繰入額 | 8 | 881 | 109 | 287 | 709 | 1,993 |
| 取崩額 | 4 | 328 | 196 | 132 | 604 | 1,264 |
| 戻入額 | 8 | 73 | 339 | 69 | 82 | 570 |
| 為替レート変動の影響 / 割引の解消 | 0 | 18 | -13 | 0 | 1 | 6 |
| 振替 | -1 | 1 | -1 | 0 | -5 | -6 |
| 2023年12月31日現在残高 | 40 | 1,124 | 129 | 333 | 421 | 2,047 |

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用損失引当金が開示されている注記19「信用損失引当金」を参照のこと。

引当金の種類

オペレーショナル・リスク オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。オペレーショナル・リスク引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟および規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払いが営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、コスト、重複および複雑性の大幅な削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金およびモーゲージ買戻し請求を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし、複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関して発生する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁決機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考えるが引当金を認識していない一部の案件については、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったためである。

信頼性の高い見積りが可能ではあるものの、将来損失または資産の流出の可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い案件について、2023年12月31日現在、当行グループはこれらの偶発負債が、民事訴訟案件については約19億ユーロ（2022年12月31日現在：18億ユーロ）、規制執行案件については2億ユーロ（2022年12月31日現在：1億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。当行グループの最善の見積りが一定の範囲内である場合、その範囲の上限額が偶発負債として開示される。

その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ることは不可能であると考えており、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、当行グループが、資金の流出の可能性が「ほとんどない」と考えている場合、その案件について引当金を認識せず、偶発負債の見積りにも含めない。

当該発生可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループ

が考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）ならびにその他の重要な案件に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件も含まれる。案件は、当行グループがそれぞれについて使用している表題に基づき、英語のアルファベット順に表示されている。

Biscayne 2021年7月6日、当行およびグループ企業数社は、「Biscayne」と呼ばれる一部の銀行顧客により画策されたスキームを助長した、または怠慢により明らかにすることができなかつたとして、フロリダ州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された民事訴訟の被告として指名された。当該訴訟はこれらの事業体のために任命された清算人により提起された。当該案件は2023年4月に裁判に進み、その結果、陪審員により95百万米ドルの不利な評決が下された。当行はこの評決について第十一巡回控訴裁判所に上訴した。2024年1月22日、当事者は和解契約を締結した。これに基づき、当行は清算人に43.5百万米ドルを支払い、当行およびグループ企業に対するすべての請求は取り下げられることになる。当該和解は2024年2月28日、フロリダ州南部地区米国連邦破産裁判所により承認された。

連邦準備制度理事会との同意命令および合意書 2023年7月19日、ドイツ銀行、ドイツ銀行AGニューヨーク支店、DB USA Corporation、Deutsche Bank Trust Company AmericasおよびDWS USA Corporationは、連邦準備制度理事会との同意命令および合意書を締結し、制裁、禁輸およびAML遵守に関連する過去の命令の遵守および和解、ならびにリスク管理の問題に関する救済契約および義務に関して過去に開示された規制当局との議論を解決した。この同意命令は、当行が2015年および2017年に連邦準備制度理事会と締結した過去の同意命令で求められていた和解後の制裁、禁輸およびAML管理強化策について、実施が不十分かつ遅々としてしていると主張している。合意書は、当行の米国での事業におけるガバナンス、リスク管理および内部統制の様々な不備を主張し、当行が更なる改善策の実施を継続すべきであるとしている。同意命令は、和解後の制裁、禁輸およびAML管理強化策についてあったとされる違反に対する140百万米ドルと、Danske Bank Estoniaとの過去のコルレス銀行関係（2015年10月に終了した。）についての当行の対応に由来する危険または不健全な営業に関する46百万米ドルの制裁金を含む、186百万米ドルの民事制裁金の支払いをドイツ銀行に求めている。合意書には民事制裁金は含まれていない。同意命令および合意書はいずれも、特定の和解後の救済および報告の実施を含んでいる。

Cum-exに関する調査および訴訟 ドイツ銀行は顧客のCum-ex取引に関連して、法執行機関から情報および文書請求を含む照会を受けている。「Cum-ex」とは、配当金に課される源泉所得税に関してドイツの税額控除または還付を得る目的で、配当金権利確定日前後（配当金権利確定日前の取引日および権利確定日後の決済日）にドイツの株式を取引する活動を指す。この中には特に、同一の配当金支払いに関して、かかる控除または還付を請求する市場参加者が複数発生した取引構造が含まれる。ドイツの裁判所はCum-ex取引を脱税とみなしている。ドイツ銀行はこれらの案件について法執行機関に協力している。

2017年8月以降、ケルンの検察庁（*Staatsanwaltschaft Köln*、以下「CPP」という。）は当行の特定の元顧客のCum-ex取引に関連して、ドイツ銀行の2名の元従業員に関する犯罪調査を行っている。2022年10月、CPPはフランクフルトおよびエシュボルのドイツ銀行のオフィスを検査した。捜査令状に基づき、CPPは調査の範囲を拡大した。調査対象にはドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに7名の元取締役が含まれている。調査はまだ初期段階にあり、調査範囲がさらに拡大する可能性がある。当該手続において、ドイツ銀行はドイツ行政犯罪法第30条に基づく潜在的な二次的参加者となっている。当該手続は不当利得とされ罰金が科される可能性がある。ドイツ銀行はCPPに協力している。

2021年5月、ドイツ銀行は、Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）の法的継続会社であるDeutsche Oppenheim Family Office AG（以下「DOAG」という。）が受領した情報要請を通じて、CPPが特定されてい

ないSal. Oppenheimの元従業員に対するCum-ex取引に関連する犯罪調査を2021年度に開始したことを知った。DOAGは請求された情報を提供した。

2023年7月12日、ドイツ銀行はドイツ・ポストバンクAGの法的後継会社として、CPPが名前が公表されていないドイツ・ポストバンクAGの元従業員に対するCum-ex取引に関連する犯罪調査を新たに開始した旨、CPPより通知を受けた。

ドイツ銀行は参加者であり、特に元カストディ顧客2社のCum-ex取引に関連し、これらの顧客の代理として電子還付手続（*elektronisches Datenträgerverfahren*）を通じた源泉所得税の還付請求を申請していた。2018年2月、ドイツ銀行はドイツの連邦国税庁（*Bundeszentralamt für Steuern*、以下「FT0」という。）から、元カストディ顧客1社に対して支払われた税還付に関して約49百万ユーロの請求を受けた。ドイツ銀行は同額の正式な通知を受領する見込みである。2019年12月、ドイツ銀行は、別の元カストディ顧客の代理で申請した税還付請求に関連して、2.1百万ユーロを支払うよう求める責任通知をFT0から受け取り、2020年初頭にこれを支払った。2022年7月、ドイツ銀行は、この支払いに対する請求をケルン財政裁判所（*Finanzgericht Köln*）に提出した。

2018年、The Bank of New York Mellon SA/NV（以下「BNY」という。）は、BHF Asset Servicing GmbH（以下「BAS」という。）および/またはFrankfurter Service Kapitalanlage-GmbH（現在の名称はBNY Mellon Service Kapitalanlage-Gesellschaft mbH、以下「Service KAG」という。）に関して発生したCum-exに関連する可能性がある税金負債について、ドイツ銀行に補償を求める意図があることを通知した。ドイツ銀行は、2010年にSal. Oppenheim取得の一環としてBASおよびService KAGを取得し、同年にBNYに売却していた。BNYは、潜在的な税金負債を最大で120百万ユーロ（年利6%の利息を除く。）と見積っている。2020年末に、BNYの弁護士は、BNYおよび/または（特に）Service KAGが、2009年および2010年の特定の投資ファンドによるCum-ex関連取引に関する見積額について、税務当局から通知を受け取ったことをドイツ銀行に通達した。BNYは当該通知に異議を申し立てている。BNYは、当該投資ファンドに関連する118.3百万ユーロの支払命令を税務当局から受け取ったことに伴い、ドイツ銀行と協議の上、53.6百万ユーロを税務当局に支払った。さらに50.9百万ユーロが、第三者により支払われた。さらに、BNYは、当該投資ファンドのうちの1ファンドに関して、制裁金としての利子（*Hinterziehungszinsen*）11.6百万ユーロに関する通知および支払要請をフランクフルト税務署から受け取った。BNYは、ドイツ銀行と協議の上、支払要請に関する執行停止（*Aussetzung der Vollziehung*）を申請し、ヘッセ財政裁判所（*Hessisches Finanzgericht*）にて現在係属中である。

2023年12月、ドイツ銀行は、2009年にCum-ex取引に関与した2つの第三者の投資ファンドに関連して、ドイツの連邦国税庁（*Bundeszentralamt für Steuern*）から質問状を受け取った。ドイツ銀行は当該ファンドの投資家に対してサービスおよび融資を提供していた。両ファンドはCum-ex取引に関連して、2009年に総額87百万ユーロの税還付を受けた。2024年2月、ドイツ銀行は当該質問状に対して回答を行った。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。

外国為替デリバティブ商品に関する調査および訴訟 特定の外国為替デリバティブ商品の過去の販売に関する内部調査を受けて、ドイツ銀行は規制当局に情報を提供し、協力している。2023年12月、スペイン国立証券市場委員会（CNMV）はDeutsche Bank S.A.E.に対して、外国為替デリバティブ商品に関連してスペインの顧客に提供したアドバイザー・サービスについて、訴訟を開始すると発表した。また、ドイツ銀行に対しては2021年9月に、Palladium Hotels Groupの4社（以下「PHG」という。）からイングランド・ウェールズ高等法院に請求が提起されている。PHGは、2013年から2019年の間にドイツ銀行と行った外国為替デリバティブ取引に関して、500百万ユーロと推定される損失の返還または損害賠償を求めており、取引はドイツ銀行の誤った販売によるものであり、PHGの原告4社のうち1社は取引の一部について法的能力を有していなかったと主張している。ドイツ銀行は当該請求に異議を唱える抗弁を提出した。2024年1月、PHGは不正な虚偽記載の主張を追加した修正申立を提起した。ドイツ銀行は2024年2月、新たな主張に異議を唱える修正抗弁を提出した。裁判は2025年初頭に開始する予定である。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行った世界中の特定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。

2018年、資産運用会社グループは、併合された集団和解に参加せず、2003年から2013年にかけて16行の銀行のトレーダーが共謀して為替ベンチマークを操作し、通貨ペアのスプレッドを拡大したとして、個別に訴訟を提起した（Allianz他 対 Bank of America Corporation他）。被告による棄却申立は2020年に認められ、一部が却下された。原告は第三修正訴状を提出した。ドイツ銀行はまた、イスラエルにおいて提起された併合修正集団訴訟において被告として指名されている。当該訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、イスラエルの競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。当該訴訟は初期段階にある。

2020年、ドイツ銀行は、上述のAllianz他 対 Bank of America Corporation他を提起したのと同じ原告の多くが英国高等法院（商事裁判所）において提起した訴訟において指名された。当該請求はAllianz他 対 Bank of America Corporation他と同様の事実の主張に基づくものである。2022年3月、高等法院は、訴訟を英国競争審判所に移送する命令を下した。ドイツ銀行は、米国および英国におけるAllianz訴訟について和解する合意に達した。2023年5月、米国および英国における訴訟はすべて取り下げられた。

2021年5月、Deutsche Bank S.A. – Banco Alemãoは、ブラジル輸出者協会（AEB）がブラジルにおける特定の為替ディーラーおよび関係する金融機関に対し、サンパウロ中央法域民事裁判所において提起した反トラスト民事訴訟において指名された。当該訴訟は、ブラジルの競争当局であるCADEにより調査された行為に基づく事実を主張しており、ブラジルの競争法に基づく損害賠償を請求している。2022年2月、裁判長は、当該訴訟は集団訴訟に適していないとして、当該訴訟を却下した。AEBはこの判決に対して上訴している。ドイツ銀行にはまだ訴状が送達されていない。

当行グループは、開示することがこの問題の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

銀行間取引金利事項 規制および法執行案件 ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関に対し、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請に回答し、協力している。

2013年から2017年にかけて、ドイツ銀行は、欧州委員会、米国司法省（DOJ）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融行為監督機構（FCA）、ニューヨーク州金融サービス局（DFS）およびその他の規制当局と、銀行間取引金利事項に関する和解を締結した。様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

民事訴訟の概要 ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する米国における4件の民事訴訟ならびに英国、イスラエル、アルゼンチンおよびスペインにおける継続中の訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定上の集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において係属中である。米国のすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。

上述の米国における4件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、米国商品取引法、連邦および州反トラスト法、米国威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBOR 1件を除き、これらの米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟はすべて、SDNYにおいて広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。ドイツ銀行に対して係属中の多数の個別訴訟およびそれらの類似性を鑑み、米ドルLIBOR MDLに併合されている民事訴訟は、該当する訴訟すべてに関する下記の概要に含まれている。個別訴訟の状況または判決がドイツ銀行に対して重要である場合を除き、個別の訴訟の開示はされていない。

2013年3月から2019年3月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、原告は現在、反トラスト法に基づく請求、米国商品取引法および米国証券取引所法に基づく請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年、地方裁判所は、反トラスト法に基づく一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。複数の原告が当該判決について控訴した。2021年12月、第二控訴裁判所は地方裁判所の反トラスト法における当事者適格の根拠とする判決を認めたが、裁判所の対人管轄権を根拠とする判決を破棄し、これらの訴訟を今後の手続のため地方裁判所に差し戻した。2022年3月、被告（ドイツ銀行を含む。）は控訴裁判所の判決をレビューするよう米国最高裁判所に移送命令の許可を求める申立を行った。米国最高裁判所は、被告の申立を2022年6月に却下した。

2023年10月、原告は、米ドルLIBOR MDLの一部として以前停止された係属中の1件の集団訴訟（*National Asbestos Workers Pension Fund他 対 Bank of America Corp.他*）において、自発的取り下げの通知を提出し、当該訴訟のすべてを取り下げた。

2020年8月、原告は、米ドルLIBORが今日まで下落していると主張し、カリフォルニア州北部地区米国連邦地方裁判所において複数の金融機関に対する非集団訴訟を提起した。2022年9月、裁判所は被告による却下申立を認めたが、原告による修正許可の申立を認めた。2022年の内に、原告は修正訴状を提出した。被告は修正訴状の却下を求める申立を行い、2023年10月に裁判所により認められた。原告は、2023年11月に米国第九巡回控訴裁判所に対する上訴申立および上訴申立の修正を提起した。

さらに、米国に本社を置く破綻した金融機関19社の代理人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された米ドルLIBORに関する英国の民事訴訟が1件あり、EU、英国および米国の州法に基づく損害賠償請求が主張されている。2022年2月、米ドルLIBORに関する反トラスト法に基づく請求に対する米国第二巡回控訴裁判所の判決を受けて、英国LIBOR訴訟は、ドイツ銀行に対してFDICが米国で提起した並行訴訟に関する状況の明確化のために、2022年7月まで停止された。FDICは、訴訟を復活させるための申請を2022年7月に提出した。英国における停止期限が過ぎたことを受け、2022年12月に開催されたケース・マネジメント・カンファレンスにおいて、英国の裁判所は破綻した金融機関のうちの3社をサンプルとして裁判を行うよう命じた。当該「サンプル銀行」の裁判は、2026年2月の19週間の裁判の一覧に含まれている。2022年12月、SDNYは、本案の却下を申し立てるこれらの請求が存続する限りにおいて、被告による当該請求を将来抗弁する権利を留保することを条件として、ドイツ銀行（およびその他の海外の被告）に対する米国における特定の請求を復活させるというFDICの申請を認めた。

LIBORに基づく金利のアルゼンチン国債の保有者が被ったとされる損害の賠償を求める、LIBORに関する別の集団訴訟がアルゼンチンで提起された。ドイツ銀行はこの訴訟について抗弁している。

GBP LIBORおよびCHF LIBOR GBP LIBORおよびCHF LIBORを操作したとして、推定上の集団訴訟が係属中であつたが、2023年にそれぞれ5百万米ドルおよび13百万米ドルで和解し、最終承認が与えられた。したがって、これらの訴訟は現在、訴訟引当金に反映されていない。

ジェフリー・エプスタインに関する事項 2018年12月、ドイツ銀行は、2013年8月に開始したジェフリー・エプスタインとの顧客関係終了に向けた手続を開始した。2019年7月のエプスタインの逮捕以降、ドイツ銀行は以下に概説の通り、当行とジェフリー・エプスタインとのかつての顧客関係（個人として、および関連当事者や事業体を通じて）について、様々な規制当局および法執行機関に情報を提供し、協力し、エプスタインとの関係に関する内部調査を完了し、特定の規制当局および訴訟に関する案件を解決するための和解を締結した。

2020年、DFSは、ドイツ銀行の元3顧客であるDanske Bankエストニア支店、ジェフリー・エプスタインおよびFBME Bankとの関係に関連してドイツ銀行がニューヨーク州の銀行法に違反したと判断し、これら元3顧客との関係に関連して150万米ドルの民事制裁金を科すとの同意命令を出した。ドイツ銀行は2020年度第3四半期に当該金額を支払った。当行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）における、当行とエプスタインおよびその他の事業体との関係に関連する主張を含む証券集団訴訟の被告に指名されている。2022年9月、当事者は26.3百万米ドルで集団訴訟の和解に達し、裁判所は2023年2月6日付の命令でこれを承認した。

さらに、2022年11月24日、ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）に、名前が公表されていないエプスタインの性的搾取の被害者により提起された推定上の集団訴訟において被告として指名されており、エプスタインとの過去の顧客関係に関連し、人身取引被害者保護法、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法およびニューヨーク州法に基づき当行に対する請求を主張している。2023年5月、当事者は75百万米ドルで集団訴訟の和解に達し、裁判所は2023年10月20日付の命令でこれを承認した。

2023年12月26日、ドイツ銀行およびニューメキシコ州検事総長（以下「NMAG」という。）は、ニューメキシコ州における人身売買の防止、調査および訴追するための追加資金として、ドイツ銀行による5百万米ドルの拠出を発表した。様々な金融サービス会社のエプスタインとの銀行関係に関して、NMAGによる調査が継続する中、ドイツ銀行は当該拠出を約束した。

2023年11月23日、ドイツ銀行AG、ドイツ銀行AGニューヨーク支店、Deutsche Bank Trust Company Americas（DBTCA）は、被害者とされるエプスタインによりニューヨーク州最高裁判所に提起された訴状において被告とされている。ただし、ドイツ銀行は当該訴訟においてまだ出廷していない。2023年12月31日に修正された当該訴状には、上述の最近和解したニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所の集団訴訟の訴状で提起されたものと同様の人身取引被害者保護法およびニューヨーク州法に基づく訴えが含まれていた。

KOSPIインデックスの解消に関する事項 2010年11月11日の韓国200種株価指数（以下「KOSPI200」という。）の終値が約2.7%下落したことを受け、韓国金融監督院は調査を開始し、KOSPI200の下落は、ドイツ銀行がKOSPI200の裁定ポジションの一環として有していた約16億ユーロの株式バスケットを売却したこと起因するという疑いを表明した。2011年8月19日、韓国検察庁は直物/先物に連動する市場操作の疑いで、DSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴した。2016年1月、ソウル中央地方法院はDSKのトレーダーおよびDSKに対して有罪の判決を下し、15億韓国ウォン（2百万ユーロ未満）の罰金がDSKに科された。DSKのトレーダーおよびDSKに対する刑事裁判の判決はいずれも、2018年12月にソウル高等法院で下された控訴審の決定で覆された。2023年12月21日、ソウル高等法院の決定に対する韓国金融監督院の上訴は、韓国大法院により最終的に棄却された。

さらに、KOSPI200の下落の結果損失を負ったと主張する特定の当事者により、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国の裁判所に提起されている。2023年12月21日、1件の未解決の請求が韓国大法院により最終的に却下された。

Monte Dei Paschi 2013年3月、Banca Monte dei Paschi di Siena（MPS）はイタリアでドイツ銀行に対する民事訴訟を提起した。MPSは、ドイツ銀行がMPSおよびMPSが完全所有する特別目的事業体であるSantoriniとレポ取引を行い、ドイツ銀行との過去の取引に係る損失を繰り延べさせることで、MPSの旧経営幹部による粉飾決算を幫助したと主張している。2013年12月、ドイツ銀行はMPSとの民事訴訟について和解し、取引を解消した。

MPSがドイツ銀行と行った取引およびMPSが他の当事者と行った、無関係の特定の取引に関して、シエナの検察官が刑事事件の捜査を開始した。この捜査は、捜査対象とされる嫌疑が変わった結果、2014年夏にシエナからミラノの検察官に移された。2016年10月、ミラノの裁判所は刑事訴訟の被告人すべてを裁判に付すこととした。

2019年11月、ミラノの裁判所はドイツ銀行の元従業員5名および現従業員1名を有罪と認め、3年6ヶ月または4年8ヶ月のいずれかの刑を科す判決を下した。イタリアの政令第231/2001号に基づきドイツ銀行には法的責任が認められ、裁判所は、利益を得たとされる64.9百万ユーロの差押えおよび3百万ユーロの罰金を命じた。裁判所はまた、有罪判決を受けた現従業員および元従業員の雇用主として、ドイツ銀行が損害賠償について民事法上の代位責任を負うとした（金額は民事裁判所により決定される。）。当該判決および罰金は、上訴のプロセスが終わるまでは執行されない。ドイツ銀行ならびに6名の現従業員または元従業員が控訴した後、2022年に、ミラノ控訴裁判所はすべての嫌疑についてドイツ銀行の被告全員を無罪とし、ドイツ銀行にはイタリアの政令第231/2001号に基づく法的責任はなく、押収されていた64.9百万ユーロおよびドイツ銀行に命じられていた3百万ユーロの罰金を取り消し、損害賠償に関する民事法上の代位責任の認定を取り消した。2022年11月、検察官はミラノ控訴裁判所の判決に対して最高裁判所に上告した。2023年10月11日、最高裁判所は検察官の上告を証拠が認められないと断定し、ミ

ラノ控訴裁判所の無罪の判決を支持し、これにより本件は確定した。刑事裁判の手続は完了しているが、将来民事請求を受ける可能性は残っている。

2018年5月、イタリア金融市場の規制当局であるCONSOBは、刑事訴訟手続の被告であるドイツ銀行の6名の現従業員および元従業員に対して、それぞれ100,000ユーロの罰金を科した。6名はまた、それぞれ3ヶ月から6ヶ月間、イタリアおよびイタリアに本社を置く機関において管理職に就くことを禁じられた。ドイツ銀行に別途罰金または制裁が科されることはなかったが、6名の現・元従業員の罰金について連帯責任を負う。2018年6月、ドイツ銀行および6名はCONSOBの決定に異議を申し立てるためミラノ控訴裁判所に上訴した。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はドイツ銀行および6名の現・元従業員による上訴の提出を認め、彼らに制裁を科す決議を無効とした。2021年6月、CONSOBはこの決定に対して最高裁判所に上告した。ドイツ銀行および6名はこの上告に異議を申し立てている。

当行グループは、この訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたためである。

モーゲージ関連および資産担保証券 - 発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）およびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指名されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連して、Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して、明らかにされていない金額の損害賠償を主張している。）の管財人としてFDICによって提起された1件の訴訟において被告となっている。この訴訟において、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させ、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却された。2022年5月、FDICはRMBSの売出しの1件に関して自発的に請求を取り下げ、ドイツ銀行は残りの請求の却下を求める略式判決の申立を行った。ドイツ銀行による申立は2022年7月現在、十分な概要説明が行われている。開示手続はドイツ銀行の申立の解決まで停止される。

ドイツ銀行は、当初はRMBSの投資家により、その後は受託者としてのHSBCによりニューヨーク州裁判所に提起された2件のRMBS信託に関する訴訟において被告となっている。当該訴訟はACE Securities Corp.の2006-FM1およびACE Securities Corp.の2007-ASAP1 RMBSの売出しのそれぞれにおいて、ドイツ銀行が貸出金水準についての表明・保証違反を受託者に通知する義務を負っていたとして、その違反を主張している。両訴訟は当初、ドイツ銀行に対する表明・保証違反を主張していたが、これらの訴えは時期尚早として却下され、2019年4月に控訴裁判所はこの却下を支持した。開示手続は進行中である。

ACE 2006-FM1に関連する訴訟においてどの却下が時期尚早として支持されたかについて、原告は2019年10月、ニューヨーク州民事訴訟法および規則第205(a)条に基づき、表明・保証違反の請求の再審理を求める2つの訴状（1つは受託者であるHSBC、1つは証券権利者による。）を提出した。第一審裁判所は証券権利者による訴訟を却下し、2022年に第一控訴部がこれを支持した。証券権利者は上訴許可の申立を行ったが、2024年2月20日、却下された。第一審裁判所はHSBCが提起した再訴も却下した。2022年11月、HSBCは上訴を申し立て、依然として係属中である。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

モーゲージ関連および資産担保証券 - 受託者としての民事訴訟 特定のRMBS信託の受託者として、ドイツ銀行の米国子会社であるDeutsche Bank National Trust Company（以下「DBNTC」という。）およびDeutsche Bank Trust Company Americas（以下「DBTCA」という。）（以下総称して「受託者」という。）は2件の個別の民事訴訟ならびにDBNTCは3件目の民事訴訟において、受託者の役割に関して、投資家によって提起された訴訟の被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、過失および/または米国の1939年信託証書法の違反に関する請求を主張するものである。

3件の訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a) National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」という。）は、18件の信託に対する投資家として、総額37億米ドルを超える実現損失が担保に生じたと主張している。(b) 50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」を訴えている。(c) IKB International, S.A.（清算中）およびIKB Deutsche Industriebank A.G.（以下総称して「IKB」という。）は、15件のRMBS信託の投資家として、特定のRMBS証券に関する請求をIKBが自発的に取り下げる前に、当初268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUA訴訟では、修正訴状の却下を求めるDBNTCの申立は一部が認められて一部が却下され、NCUAの不法行為については却下されたが、その契約違反の

請求は続けられることとなった。両当事者は一部略式判決を申し立て、これらの申立は十分な概要説明が行われ、裁判所に係属中である。2022年2月、裁判所はCommerzbank訴訟において、DBNTCおよびDBTCAによる略式判決の申立の一部を認め、一部を退け、不法行為についてはすべて却下し、当該信託の多くに関する契約違反を却下し、Commerzbankによる略式判決の申立をすべて却下した。開示手続は進行中である。2021年1月、裁判所はIKB訴訟において、受託者の却下申立を一部認めて一部を退け、IKBによる請求の一部を却下したが、契約違反および不法行為については一部を継続することを認め、受託者は当該命令の特定の事項に関連して上訴申立を行い、IKBは当該命令のその他の事項に関連する交差上訴申立を行った。2022年8月、ニューヨーク州最高裁判所控訴部第一控訴部は、第一審裁判所による却下申立に対する命令を一部認め、一部破棄した。DBNTCおよびDBTCAは、第一控訴部による決定の特定の側面について上訴した。2023年6月15日、ニューヨーク州控訴裁判所は第一控訴部の決定を一部変更し、特定の契約に係る追加の請求およびIKBの不法行為に係る残りの請求を却下した。開示手続は進行中である。

当行グループはこれらの訴訟の一部に関して偶発負債および引当金を設定しているが、かかる開示がこれら訴訟の結果を著しく不利にする可能性があるため、当該偶発負債の金額を開示していない。

ポーランドのモーゲージ事項 2016年以降、Deutsche Bank Polska S.A.の特定の顧客は、同行の外貨建て貸出金契約には不当な条項が含まれており、無効であると主張してDeutsche Bank Polska S.A.に対して訴えを起こした。2024年2月29日現在、これらの顧客は、総額685百万ユーロを超える当該契約に基づく過払分とされる金額の払戻を要求しており、5,000件超の民事請求がポーランドの裁判所で開始されている。このような訴訟はポーランドにおける業界全体の問題であり、他行も同様の請求を受けている。Deutsche Bank Polska S.A.は、自行を防御し、裁判でのこれらの請求に抗弁するために必要な法的手続を有しており、今後も対応を講じる。

2023年、ポーランドのFXモーゲージのポートフォリオに関して、特に2023年6月15日の欧州司法裁判所により不利な決定が下されたことに伴いリスク・プロファイルが悪化し、ポーランドの銀行業界に広く影響を及ぼした。さらに、当行は第3四半期に裁判所の決定について予想される進展およびその他の市場のパラメータに関して、引当金の見積モデルを改善した。その結果、2023年12月31日終了年度における当該案件の引当金は244百万ユーロ増加し、引当金の合計は2023年12月31日現在、534百万ユーロとなった。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG(ポストバンク)の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は正式な公開買付書類を発行し、ポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

2010年11月、ポストバンクの元株主で公開買付を受け入れたEffecten-Spiegel AGが、提示価格は余りにも低く、適用されるドイツ法を遵守して決定されなかったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ買収法第30条に従って、Deutsche Post AGが保有していたポストバンクの議決権をドイツ銀行に帰属させるべきであったため、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。これに基づき、原告は2010年の任意的公開買付でポストバンクの株式についてドイツ銀行が提示した対価は、1株当たり57.25ユーロに引き上げられるべきであったと主張している。

ケルン地方裁判所(Landgericht)は、2011年に当該請求を却下し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を却下した。連邦裁判所は、この判決を棄却し、原告による一部の主張の証拠を得るよう、ケルン高等裁判所に当該案件を差し戻した。

2010年の公開買付を受け入れたポストバンクの別の元株主も、2014年以降、ケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所でそれぞれ係属中となっていたEffecten-Spiegel AGがドイツ銀行に対して提起した請求と同様の請求を提起している。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続にまとめられた合計14件の訴訟の請求を認める判決を下した。ケルン地方裁判所は、ドイツ銀行が2008年に既に強制的公開買付を行うべきであり、その場合には公開買付において提示すべき適切な対価はポストバンク株式1株当たり(25ユーロではなく)57.25ユーロとなるはずであったとの見解を示した。公開買付を受け入れた株主に対しては追加で1株当たり32.25ユーロの対価を支払うことになる。ドイツ銀行はこの判決に対してケルン高等裁判所に控訴した。

2019年および2020年に、ケルン高等裁判所は、両訴訟における複数の証人を召喚し、ドイツ銀行とDeutsche Post AGが2008年および2009年に締結した該当する取引に関する書類の提出を命じた。

2020年12月16日、ケルン高等裁判所は判決を下し、Effecten-Spiegel AGの請求を完全に却下した。さらに、2020年12月16日に下された判決において、ケルン高等裁判所は、ケルン地方裁判所による2017年10月20日付の判決に対するドイツ銀行の控訴を認め、原告によるすべての請求を却下した。関連するすべての原告は申立をドイツ連邦憲法裁判所(Bundesgerichtshof)に提出し、2022年12月13日、ドイツ連邦憲法裁判所はケルン地方裁判所の判決を退け、当該訴訟をケルン高等裁判所に差し戻す決定を発表した。ケルン高等裁判所は公聴会を2024年4月26日に予定している。

ドイツ銀行は、2017年度末直前にさらに多くの訴訟を提起され、これらのほとんどはケルン地方裁判所で現在係属中である。新たな原告の一部は、2010年のポストバンク株式の任意的公開買付においてドイツ銀行が提示した対価は1株当たり64.25ユーロまで引き上げられるべきであったと主張している。

これらの案件に関連してドイツ銀行に対して求められている支払請求は、合計で約700百万ユーロ（長期の手續により金額が多額となるため、利息を除く。）である。

当行グループは、これらの訴訟に関して偶発負債を設定しているが、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示しない。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題が、係属中の2件の審査手續（*Spruchverfahren*）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手續は、2015年に行われたポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して提示した補償額ならびに2012年にDB Finanz-Holding AG（現在のDB Beteiligungs-Holding GmbH）とポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意（*Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag*）に関連して提示した補償額および年間報酬支払額の増額を求めて、ポストバンクの元株主が開始したものである。

審査手續の申請者は、審査手續における適切な補償額を決定する際に、提示価格1株当たり57.25ユーロでポストバンクの強制的公開買付を実施するドイツ銀行の潜在的義務は明白であると主張した。ケルン地方裁判所は当初、2件の判決において申請者の法律上の見解に従っていた。2019年6月の決定で、ケルン高等裁判所は、支配および損益移転契約の実施に関する審査手續において、この法律上の見解を明らかに断念する立場を取った。この決定によれば、2010年の任意的公開買付の前にドイツ銀行がすべてのポストバンク株の強制的公開買付を実施する義務を負っていたかどうかは、適切な補償額の決定には無関係である。ケルン地方裁判所がこのスクイーズアウトに関する審査手續において同じ法的立場を取る可能性は高い。2020年10月1日、ケルン地方裁判所は、支配および損益移転契約に関する審査手續（2012年12月5日付）において、ドイツ株式会社法第304条（*jährliche Ausgleichszahlung*）に基づく年次報酬をポストバンク株式1株当たり0.12ユーロ引き上げて1.78ユーロとし、ドイツ株式会社法第305条（*Abfindungsbetrag*）に基づく和解額をポストバンク株式1株当たり4.56ユーロ引き上げて29.74ユーロとする判決を下した。和解額の増額は約492,000株の旧ポストバンク株式に関連し、年次報酬の増額は約7百万株の旧ポストバンク株式に関連している。ドイツ銀行および申請者は当該判決に対する上訴の申立を行っている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示しない。

RusChemAlliance訴訟 2023年6月、Gazprom PJSCおよびRusGasDobrycha JSCのロシアの合弁事業であるRusChemAlliance LLC（RCA）は、ドイツ銀行に対する請求をサンクトペテルブルクの連邦商事裁判所に提出した。裁判所による審理は2023年10月31日に開催された。本案の追加の審理が2024年4月16日に予定されている。RCAは、2021年にドイツ銀行が顧客の1社の要請によりRCAを受取人として与えた前払保証（APG）に基づき、約238百万ユーロ（利息を除く。）の支払いを求めている。

RCAはAPGに基づく支払要求を行っているが、ドイツ銀行はロシアに対するEUの制裁を理由にこれを拒否している。ロシアの裁判所は当該請求を認め、パリでの仲裁を規定したAPGの契約上の取り決めに反して、管轄権を引き受けた。このため、ロシアの裁判所はEUの制裁の妥当性も認めないだろうと推定することができる。ドイツ銀行はロシアに資産を保有しており、当該請求が認められ執行されれば没収される可能性がある。ドイツ銀行は、前払保証に基づく支払義務、訴訟手續に関する費用等、裁判所による不利な決定の執行に関して、顧客に対して免責される権利を有している。ドイツ銀行は約260百万ユーロの引当金および補償契約に基づく対応する補填資産を認識している。当該引当金の認識による費用は補填資産の認識による収益と相殺される。

ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債（SSA債）に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出等の要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

2023年5月24日、英国競争・市場庁（CMA）はドイツ銀行に対し、2009年から2013年にかけてのギルト債およびギルト債資産スワップを含む英国債の売却、流通市場取引、買戻入札に関連して英国反トラスト法に違反している可能性があるとする反対意見書を送付した。ドイツ銀行は本件に関してCMAに積極的に協力し、その結果、追訴を全面的かつ暫定的に免じられた。反対意見書の送付はCMAによる調査のステップで調査の結果を予断するものではなく、現在進行中である。

2023年11月22日、欧州委員会は、ドイツ銀行および他行1行が過去にユーロ建SSA債および非常に限定的な範囲で政府保証債の流通市場取引に関連して、EUの競争法に違反したとの決定を発表した。ドイツ銀行は本案件について欧州委員会に積極的に協力し、その結果、追訴を全面的かつ暫定的に免じられた。欧州委員会のガイドラインに準拠し、ドイツ銀行には罰金は科されなかった。主張されている違反の期間は2016年に終了している。

2021年に、ドイツ銀行は、メキシコ公正取引委員会（COFECE）が、DB Mexicoおよび元トレーダー2名、ならびに他の金融機関6社および他のトレーダー9名がメキシコ国債流通市場における独占的な実務に関与していたとして罰金を課すことで和解に達したと報告された。DB Mexicoは上訴した。DB Mexicoに対する罰金は約427,000米ドルであった。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において直接的な市場参加者により2023年6月16日に提起された1件の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、英国債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法の違反があったと主張している。この訴状は3倍賠償および弁護士費用を求めている。この訴訟は初期段階にある。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において直接的な市場参加者により2022年12月に提起された1件の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、ユーロ建ソブリン債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法の違反があったと主張している。この訴状は3倍賠償および弁護士費用を求めている。この訴訟は初期段階にある。

ドイツ銀行はまた、2017年にオンタリオ州上級裁判所およびカナダ連邦裁判所においてそれぞれ提起された推定上の集団訴訟においても被告となっており、これらの訴訟はSSA債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法およびコモン・ローの違反を主張している。これらの訴状は、補償的および懲罰的損害賠償を求めている。2022年7月20日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行のすべての被告に対するカナダ連邦法に基づくSSA請求を解決する国内和解契約を締結した。和解契約はカナダ連邦裁判所の承認を必要とする。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起され併合された推定上の集団訴訟において被告として指名されており、当該訴訟は米国反トラスト法の違反とメキシコ国債の取引に関する不当利得を主張している。原告の併合修正訴状を却下するよう求める被告の申立は、再訴可能な形で認められた。原告が提出したメキシコを拠点とする被告のみを指名した第二修正訴状も、再訴可能な形で棄却された。原告は第二控訴裁判所に上訴し、2024年2月9日、申立の棄却は覆された。

上記の他に、当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、上記案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出等の要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

当行の主に米国におけるブローカー・ディーラーであるDeutsche Bank Securities Inc.（以下「DBSI」という。）は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張する複数の推定上の集団訴訟において被告となっていた。これらの訴訟はニューヨーク州南部地区に併合されている。2017年、裁判所は再訴可能な形でDBSIを集団訴訟から外した。被告は第二修正訴状の棄却を求める申立を提出し、認められた。原告の第二控訴裁判所への上訴申立は依然として係属中である。

2020年にCFTCは、2013年1月から12月にかけて東京を拠点とするトレーダー2名によるスプーフィングの疑いに関してDBSIとの和解に基づく命令を下した。ドイツ銀行は、当該事案における調査結果または結論を認めることも否定することもせず、民事制裁金を含む当該命令に合意した。

当行グループは、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるためと結論付けたためである。

米国財務省スプーフィング訴訟 上述の当行によるCFTCとの和解を受けて、ドイツ銀行AGおよびDBSIに対する5件の個別の推定上の集団訴訟がイリノイ州北部地区で提起された。当該訴訟は、ドイツ銀行と名前が公表されていないその他の事業者が、2013年1月から12月にかけて、米国財務省証券の先物およびオプション契約ならびにユーロドル先物およびオプション契約市場をスプーフィングするスキームに関与していたと主張している。棄却申立に関する概要説明に続き、裁判官は、当事者適格の問題および対人管轄権の発見事項に関する補足的概要説明を命じ、現在ほとんどが完了している。原告は修正訴状と、さらに第二修正訴状を提出した。ドイツ銀行AGおよびDBSIは2023年9月12日に棄却申立と、2023年12月13日に回答を提出した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるためと結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。

信用関連コミットメントおよび偶発負債

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消可能貸出コミットメント、取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ

2023年12月31日現在 2022年12月31日現在

| | | |
|---------------|---------|---------|
| 取消不能貸出コミットメント | 206,084 | 202,595 |
| 取消可能貸出コミットメント | 49,325 | 48,425 |
| 偶発負債 | 65,131 | 67,214 |
| 合計 | 320,540 | 318,234 |

その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

当行グループの担保または引当金を考慮しないその他の取消不能貸出コミットメントおよびその他の偶発負債は、2023年12月31日現在74.2百万ユーロおよび2022年12月31日現在73.0百万ユーロであった。この数値は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を考慮している。このため、これらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものがある。こうしたECA保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、大体似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループは、輸出される商品およびサービスに係る融資において顧客支援にこうしたプログラムを利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理人として行動するEuler-Hermes S.A.、スペイン王国の代理人として行動するAtradius Credito y Cauccion S.A. de Seguros y Reaseguros、大韓民国の代理として行動するKorea Trade Insurance Corporationにより発行されたものであった。

賦課金および預金保護に係る取消不能支払コミットメント

当行グループの一部の事業体は、単一破綻処理委員会（SRB）の単一破綻処理基金（SRF）等の国際破綻処理当局または預金保護制度への拠出が要求されている。それらの一部は、現金および有価証券により担保される取消不能支払コミットメント（IPC）の形式で拠出される場合がある。

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、SRFおよびドイツ預金保護基金による預金保護に基づく銀行税に関連するIPCは、2023年12月31日現在14億ユーロ（2022年12月31日現在：13億ユーロ）であった。このうち、10億ユーロ（2022年12月31日現在：9億ユーロ）のIPCがSRFに関連していた。

2023年度において、当行グループはSRFに対して119百万ユーロ、ドイツ預金保護基金に対して54百万ユーロの追加的IPCをそれぞれ拠出した。

2023年12月31日現在、担保総額は、現金担保14億ユーロおよび証券担保81百万ユーロ（2022年12月31日現在：それぞれ12億ユーロおよび78百万ユーロ）で構成されていた。このうち、現金担保10億ユーロ（2022年12月31日現在：9億ユーロ）がSRFに関連していた。

当行グループは、IPCがコールされる可能性が低いと判断しているため、IPCを偶発負債として会計処理している。また、当行グループは引き続き、当該差出担保の経済的な所有者である。

2023年10月、当行グループに関係のない事案において、EUの一般裁判所は、事業体が単一破綻処理制度の範囲に含まれなくなった場合、そのIPCは取り消され、当該事業体がSRFに対して同額の現金拠出を支払う場合にのみ、それらのコミットメントの担保が返還されるとのSRBの見解を支持する判決を下した。2024年1月、原告は当該判決に対してEUの司法裁判所に上訴を申し立てた。当行グループは、2023年12月31日現在、SRFおよび預金保護のIPCに対する当行グループの会計上の分析には依然影響はないという見解を有しており、引き続き法的な進展およびその会計上の影響の可能性を監視していく。

29 -

その他の短期借入金

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| その他の短期借入金： | | |
| コマーシャル・ペーパー | 5,497 | 1,899 |
| その他 | 4,123 | 3,223 |
| その他の短期借入金合計 | 9,620 | 5,122 |

30 -

長期債務および信託優先証券

最も早い契約期限別の長期債務

| 単位：百万ユーロ | 2024年 度期限 | 2025年 度期限 | 2026年 度期限 | 2027年 度期限 | 2028年 度期限 | 2028年度 より後の 期限 | 2023年 12月31日 現在合計 | 2022年 12月31日 現在合計 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 優先債務： | | | | | | | | |
| 債券およびノート： | | | | | | | | |
| 固定利付 | 14,803 | 12,237 | 12,380 | 10,779 | 8,736 | 13,720 | 72,656 | 63,986 |
| 変動利付 | 319 | 2,427 | 2,441 | 895 | 616 | 2,329 | 9,028 | 14,571 |
| その他 | 15,704 | 568 | 564 | 350 | 680 | 8,529 | 26,394 | 41,588 |
| 劣後債務： | | | | | | | | |
| 債券およびノート： | | | | | | | | |
| 固定利付 | 53 | 2,703 | 1,978 | 2,378 | 0 | 4,051 | 11,163 | 9,644 |
| 変動利付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,491 |
| その他 | 64 | 0 | 42 | 20 | 0 | 22 | 149 | 245 |
| 長期債務合計 | 30,942 | 17,936 | 17,406 | 14,422 | 10,032 | 28,652 | 119,390 | 131,525 |

当行グループには、2023年度および2022年度の債務に関して、元本および利息の債務不履行またはその他の違反はなかった。

信託優先証券¹

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------|---------------|---------------|
| 固定利付 | 0 | 0 |
| 変動利付 | 289 | 500 |
| 信託優先証券合計 | 289 | 500 |

1 無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 要求払 | 期限 3ヶ月以内 | 期限 3ヶ月超 12ヶ月以内 | 期限 1年超5年以内 | 期限 5年超 |
|--|---------|-------------|----------------------|---------------|-----------|
| 無利息預金 | 183,692 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利付預金 | 162,585 | 150,427 | 107,907 | 13,432 | 10,627 |
| トレーディング負債 ¹ | 44,005 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹ | 238,260 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 26,522 | 41,868 | 4,862 | 7,438 | 5,064 |
| 投資契約負債 ² | 0 | 0 | 484 | 0 | 0 |
| ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³ | 0 | 132 | 24 | 26 | 70 |
| 中央銀行ファンド借入金 | 1,057 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 買戻条件付売却有価証券 | 373 | 659 | 317 | 790 | 48 |
| 貸付有価証券受入金 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の短期借入金 | 1,566 | 5,338 | 2,910 | 0 | 0 |
| 長期債務 | 26 | 17,475 | 18,342 | 69,773 | 30,692 |
| 信託優先証券 | 0 | 0 | 307 | 0 | 0 |
| リース負債 | 16 | 230 | 589 | 1,816 | 3,331 |
| その他の金融負債 | 90,041 | 1,342 | 1,954 | 509 | 62 |
| オフバランスの貸出コミットメント | 197,337 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融保証 | 29,113 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 ⁴ | 974,594 | 217,471 | 137,696 | 93,783 | 49,894 |

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 要求払 | 期限 | | | |
|--|-----------|---------|----------------|---------|--------|
| | | 3ヶ月以内 | 3ヶ月超 12ヶ月以内 | 1年超5年以内 | 5年超 |
| 無利息預金 | 246,804 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利付預金 | 131,585 | 132,641 | 92,629 | 16,414 | 9,735 |
| トレーディング負債 ¹ | 50,664 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹ | 282,353 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 24,942 | 19,335 | 4,696 | 4,082 | 3,478 |
| 投資契約負債 ² | 0 | 0 | 469 | 0 | 0 |
| ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³ | 0 | 326 | 187 | 93 | 181 |
| 中央銀行ファンド借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 買戻条件付売却有価証券 | 3,603 | 398 | 21 | 41 | 15 |
| 貸付有価証券受入金 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他の短期借入金 | 3,003 | 2,149 | 142 | 0 | 0 |
| 長期債務 | 1 | 34,050 | 17,377 | 71,882 | 22,529 |
| 信託優先証券 | 0 | 0 | 514 | 0 | 0 |
| リース負債 | 36 | 144 | 453 | 1,613 | 3,214 |
| その他の金融負債 | 90,334 | 1,655 | 2,023 | 453 | 15 |
| オフバランスの貸出コミットメント | 192,286 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融保証 | 28,083 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 ⁴ | 1,053,708 | 190,699 | 118,511 | 94,578 | 39,167 |

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

[次へ](#)

追加的注記

32 -
普通株式

普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、株式1株の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

| 株式数 | 発行済かつ 全額払込済 | 自己株式 | 社外流通 |
|--------------------|----------------|-------------|---------------|
| 2022年1月1日現在の普通株式 | 2,066,773,131 | -678,948 | 2,066,094,183 |
| 株式報酬制度に基づく株式の発行 | 0 | 0 | 0 |
| 増資 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の取消 | 0 | 0 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | -55,830,172 | -55,830,172 |
| 自己株式の売却または割当 | 0 | 27,577,502 | 27,577,502 |
| 2022年12月31日現在の普通株式 | 2,066,773,131 | -28,931,618 | 2,037,841,513 |
| 株式報酬制度に基づく株式の発行 | 0 | 0 | 0 |
| 増資 | 0 | 0 | 0 |
| 普通株式の取消 | -26,530,172 | 26,530,172 | 0 |
| 自己株式の購入 | 0 | -81,868,366 | -81,868,366 |
| 自己株式の売却または割当 | 0 | 36,074,703 | 36,074,703 |
| 2023年12月31日現在の普通株式 | 2,040,242,959 | -48,195,109 | 1,992,047,850 |

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

当行グループは年次株主総会での権限付与を受け、株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に株主に対する資本分配を目的とした売却および今後の株式報酬に充当の予定である。

授権資本

取締役会は、現金払込に対する新株発行による増資を行う権限を付与されている。2023年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2026年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠2,560,000,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

| 授権資本 | 対価 | 新株予約権 | 失効日 |
|------------------|----|---|------------|
| 512,000,000ユーロ | 現金 | 株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがあり、また、オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。 | 2026年4月30日 |
| 2,048,000,000ユーロ | 現金 | オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。 | 2026年4月30日 |

条件付資本

条件付資本の権限は未使用のまま、2023年4月30日に失効したため、2023年12月31日現在、ドイツ銀行には条件付資本の残高はない。他に条件付資本は存在しない。

配当

以下の表は、2023年、2022年および2021年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

| | 2023年度（提案） | 2022年度 | 2021年度 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 宣言現金配当（単位：ユーロ） | 896,421,532 | 609,934,751 | 406,386,212 |
| 普通株式1株当たり宣言現金配当（単位：ユーロ） | 0.45 | 0.30 | 0.20 |

貸借対照表日以降に宣言された配当はない。

33 -

従業員給付

株式報酬制度

当行グループは、ドイツ銀行エクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

ドイツ銀行エクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間（またはアップフロント報奨のリリース期間）終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。解雇または退職等の場合には、権利確定は通常、離職後も継続する。繰延株式報奨は、リリースまで失効規定および業績条件の対象となる。

法律上またはその他の制限により株式の受渡しに支障がある国では、報奨を付与するためにドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用され、一部の法人の従業員については、現地の規制要件により、繰延株式の代わりに制限付株式が用いられる。

この表には取締役会に付与された報奨は含まれていない。DWSエクイティ・プランに基づく報奨の付与については、「DWS株式に基づく報酬制度」の項を参照のこと。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

| 付与された年度 | ドイツ銀行 エクイティ・プラン | 権利確定 スケジュール | 適格者 | | |
|------------------------------|---|-----------------------------|--|------------------------------|-------------------------------------|
| 2022年度 - 2023年度 ⁴ | 年次報奨 | 1/4 : 12ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (CB/IB/CRUおよびInstVV MRT) | | |
| | | 1/4 : 24ヶ月 ¹ | | | |
| | | 1/4 : 36ヶ月 ¹ | | | |
| | | 1/4 : 48ヶ月 ¹ | | | |
| | 年次報奨 | 1/3 : 12ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (CB/IB/CRU以外) | | |
| | | 1/3 : 24ヶ月 ¹ | | | |
| | | 1/3 : 36ヶ月 ¹ | | | |
| 年次報奨 | 1/5 : 12ヶ月 ¹ 1/5 : 24ヶ月 ¹ 1/5 : 36ヶ月 ¹ 1/5 : 48ヶ月 ¹ 1/5 : 60ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (上級経営者) | | | |
| | | | リテンション / 新規雇用 | 個別に設定 | 最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員 |
| | | | 退職金 | 個別に設定 | 特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件 |
| | | | 年次報奨 - アップフロント | 付与時に直ちに権利 確定 ³ | 選ばれた従業員 |
| | | | 2019年度 - 2021年度 ⁴ | 年次報奨 | 1/4 : 12ヶ月 ¹ |
| 1/4 : 24ヶ月 ¹ | | | | | |
| 1/4 : 36ヶ月 ¹ | | | | | |
| 1/4 : 48ヶ月 ¹ | | | | | |
| | | | | | |

| | | | |
|------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| | 年次報奨 | 1/3：12ヶ月 ¹ 1/3：24ヶ月 ¹ 1/3：36ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (CB/IB/CRU以外) ² |
| | 年次報奨 | 1/5：12ヶ月 ¹ 1/5：24ヶ月 ¹ 1/5：36ヶ月 ¹ 1/5：48ヶ月 ¹ 1/5：60ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (上級経営者) |
| | リテンション/新規雇用/ オフサイクル ⁵ | 個別に設定 | 最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員 |
| | 退職金 | 個別に設定 | 特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件 |
| | 年次報奨 - アップフロント | 付与時に直ちに権 利確定 ³ | 規制従業員 |
| 2017年度 - 2018年度 ⁴ | 年次報奨 | 1/4：12ヶ月 ¹ 1/4：24ヶ月 ¹ 1/4：36ヶ月 ¹ 1/4：48ヶ月 ¹ または、54ヶ月後 に一括で権利確定 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 上級管理職グループのメンバー |
| | 退職金 | 個別に設定 | 特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件 |
| | リテンション/新規雇用/ オフサイクル | 個別に設定 | 最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員 |

- 1 InstVWの規制従業員（および上級経営者）については、さらに12ヶ月（2017年度から2018年度に付与された報奨は6ヶ月）のリテンション期間が適用される。
- 2 2019年度付与時は、これらの部門はCIBと呼ばれていた。2020年度および2021年度付与時には、CIBはCBとIBとCRUに分かれている。
- 3 株式受渡しはさらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。
- 4 2018年度から2023年度の年次報奨およびリテンション/新規雇用に対する報奨には、制限付株式報奨制度に基づき付与された報奨が含まれる。
- 5 オフサイクル報奨は2020年度まで付与されていた。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プランという名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。グローバル・シェア・パーチェス・プランは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行グループはその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2023年11月から始まった期には、18ヶ国の従業員計11,603名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

以下の表は、株式報奨ユニットの変動を示している。また、ドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

| 株式ユニット(単位:千) | 2023年度 | 2022年度 |
|--------------|---------|---------|
| 1月1日現在残高 | 127,528 | 121,818 |
| 付与 | 50,930 | 45,114 |
| リリース | -44,963 | -34,121 |
| 失効 | -4,565 | -4,872 |
| その他の変動 | -302 | -411 |
| 12月31日現在残高 | 128,627 | 127,528 |

以下の表は、当年度における報奨の付与、リリースおよび残高に関する主要な情報を示したものである。

| | 2023年度 | | | 2022年度 | | |
|-------------|-----------------------------|-----------------|--------------|-----------------------------|-----------------|--------------|
| | 期中に付与された報奨1ユニット当たりの加重平均公正価値 | 期中のリリース時の加重平均株価 | 契約上の加重平均残存期間 | 期中に付与された報奨1ユニット当たりの加重平均公正価値 | 期中のリリース時の加重平均株価 | 契約上の加重平均残存期間 |
| DBエクイティ・プラン | 9.85ユーロ | 11.51ユーロ | 1.5年 | 9.53ユーロ | 10.04ユーロ | 1.5年 |

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2023年および2022年12月31日終了年度において、それぞれ合計約12百万ユーロおよび9百万ユーロであった。

発行済株式報奨の付与総額は、2023年および2022年12月31日現在、それぞれ約11億ユーロおよび10億ユーロであった。このうち約8億ユーロおよび8億ユーロが、報酬費用として当該報告年度またはそれ以前に認識された。このため、2023年および2022年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、それぞれ約3億ユーロおよび2億ユーロであった。

DWS株式に基づく報酬制度

DWSグループは、DWSエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金支払を受け取る条件付権利を付与するものである。

2018年9月、DWS株式評価益権(SAR)プランに基づき、IPO関連の一度限りの報奨がDWSグループ従業員全員に付与された。限られた数のDWSの上級管理職には、代わりにDWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りのパフォーマンス・シェア・ユニットが付与された。取締役会メンバーに対しては、DWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りの報奨が、2019年1月に付与された。

DWS株式評価益権プランは、特定の条件下で、一定期間における一定数の名目上のDWS株式の価額の上昇(または利得)と同等の現金支払を受け取る権利を表している。この報奨は、DWS株式、議決権またはこれらに関連する配当金を受け取る権利を付与するものではない。

DWSエクイティ・プランは、特定の条件下で、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金支払を受け取る権利を付与する架空の株式制度である。

株式報酬制度の報奨の受給者は、当該報奨の権利確定期間中は配当を受け取る権利がない。

任意の株式報酬制度の諸条件に従って付与された株式報奨は、該当する権利確定期間(またはアップフロント報奨のリリース期間)の終了前に受給者が自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効する。解雇または退職等の場合は、権利確定期間は通常、離職後も継続する。

以下の表は、DWSの株式報酬制度の基本条件を示している。

| 付与された年度 | 報奨の種類 | 権利確定スケジュール | 適格者 |
|-------------------------------------|--|--|------------------------------------|
| 2021年度 - 2023年度 | 年次報奨 | 1/4: 12ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT) |
| | | 1/4: 24ヶ月 ¹ | |
| | | 1/4: 36ヶ月 ¹ | |
| | | 1/4: 48ヶ月 ¹ | |
| | 年次報奨 | 1/3: 12ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外) |
| | | 1/3: 24ヶ月 ¹ 1/3: 36ヶ月 ¹ | |
| | 年次報奨 (上級経営者) | 1/5: 12ヶ月 ¹ 1/5: 24ヶ月 ¹ 1/5: 36ヶ月 ¹ 1/5: 48ヶ月 ¹ 1/5: 60ヶ月 ¹ | 取締役会のメンバー |
| 年次報奨 - アップフロント | 付与時に直ちに権利確定 ¹ | 規制従業員 | |
| リテンション / 新規雇用 / オフサイクル ⁴ | 個別に設定 | 最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員 | |
| 退職金 | 個別に設定 | 特定の従業員に対する退職金支払いを延期するための規制要件 | |
| 2019年度 - 2020年度 | 年次報奨 | 1/3: 12ヶ月 ¹ | 年次業績連動報奨に選ばれた従業員 |
| | | 1/3: 24ヶ月 ¹ | |
| | | 1/3: 36ヶ月 ¹ | |
| | 年次報奨 (上級経営者) | 1/5: 12ヶ月 ¹ | 取締役会のメンバー |
| | | 1/5: 24ヶ月 ¹ | |
| | | 1/5: 36ヶ月 ¹ | |
| | | 1/5: 48ヶ月 ¹ 1/5: 60ヶ月 ¹ | |
| 年次報奨 - アップフロント | 付与時に直ちに権利確定 ¹ | 規制従業員 | |
| リテンション / 新規雇用 / オフサイクル ⁴ | 個別に設定 | 最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員 | |
| 退職金 | 個別に設定 | 特定の従業員に対する退職金支払いを延期するための規制要件 | |
| 2018年度 | パフォーマンス・シェア・ユニット報奨 (IPOに関連する2019年度に付与された一度限りの報奨) | 1/3: 2022年3月 ¹ | 選ばれた上級管理職 |
| | | 1/3: 2023年3月 ¹ | |
| | | 1/3: 2024年3月 ¹ | |
| | SAR報奨 (IPOに関連する一度限りの報奨) | MRT以外: 2021年6月1日 ³ MRT: 2023年3月1日 ^{1,3} | 全DWS従業員 ² |

- 1 個々の規制状況により、6ヶ月間のリテンション期間 (AIFMD/UCITS MRT) または12ヶ月間のリテンション期間 (InstVV MRT、または2023年以降はIFD MRT) が権利確定後に適用される。
- 2 従業員がパフォーマンス・シェア・ユニット報奨を受け取った場合を除く。
- 3 付与済報奨については、権利確定 / リテンション期間の経過後、4年の行使期間が適用される。
- 4 オフサイクル報奨は、InstVV以外の規制従業員のみが付与される。

以下の表は、株式報奨ユニットの変動を示している。

| 株式ユニット(単位:千) | DWSエクイティ・プラン | | | DWS SARプラン | | |
|--------------|--------------|--------|--------|----------------------|--------|----------------------|
| | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2022年度 |
| | 報奨数 | 報奨数 | 報奨数 | 加重平均行使価格 (単位:ユーロ) | 報奨数 | 加重平均行使価格 (単位:ユーロ) |
| 期首残高 | 2,329 | 2,415 | 887 | 24.65 | 948 | 24.65 |
| 付与 | 1,213 | 1,005 | 0 | - | 0 | - |
| 発行または行使 | -1,101 | -1,042 | -122 | 24.65 | -40 | 24.65 |
| 失効 | -86 | -55 | -10 | 24.65 | -4 | 24.65 |
| 期日到来 | 0 | 0 | -18 | 24.65 | -16 | 24.65 |
| その他の変動 | 22 | 6 | -1 | 24.65 | -1 | 24.65 |
| 期末残高 | 2,377 | 2,329 | 735 | 24.65 | 887 | 24.65 |
| このうち行使可能なもの | 0 | 0 | 695 | 24.65 | 678 | 24.65 |

以下の表は、当年度における報奨の付与、リリースおよび残高に関する主要な情報を示したものである。

| | 2023年度 | | | 2022年度 | | |
|--------------|---|----------------------------|------------------|---|----------------------------|------------------|
| | 期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値 | 期中のリリース/ 行使時の加重平均 株価 | 契約上の加重平均 残存期間 | 期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値 | 期中のリリース/ 行使時の加重平均 株価 | 契約上の加重平均 残存期間 |
| DWSエクイティ・プラン | 25.40ユーロ | 31.33ユーロ | 1.4年 | 27.67ユーロ | 29.24ユーロ | 1.3年 |
| DWS SARプラン | N/A | 31.64ユーロ | 1.9年 | N/A | 31.89ユーロ | 3.0年 |

2023年および2022年12月31日現在、付与済の株式に基づく報奨の公正価値はそれぞれ約72百万ユーロおよび67百万ユーロであった。当該報奨のうち約62百万ユーロおよび58百万ユーロは、それぞれ2023年度末および2022年度末までに損益計算書に認識され、このうち2023年および2022年12月31日現在の約42百万ユーロおよび25百万ユーロは完全に権利が確定した報奨に関連するものであった。2023年および2022年12月31日現在、株式に基づく報酬制度に関する未認識費用合計はそれぞれ約9百万ユーロおよび10百万ユーロであり、これは将来の株価の動きに左右される。

DWS株式評価益権プランの報奨の公正価値は一般化されたブラック・ショールズ・モデルを用いて測定されている。発生した負債は、決済されるまで各報告期間末に再測定される。主なインプットは報告日の市場価値であり、報奨の保有期間にわたる過去の配当金がある場合は割り引き、当行グループを離職する適格従業員数および早期退職の適格従業員数の見積りを含む権利確定の予想水準と実績水準の調整を行う。報奨付与日および測定日における公正価値の測定に用いられたインプットは以下のとおりである。

| | 測定日 2023年12月31日 | 測定日 2022年12月31日 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| ユニット(単位:千) | 735 | 887 |
| 公正価値 | 10.81ユーロ | 7.65ユーロ |
| 株価 | 34.80ユーロ | 30.36ユーロ |
| 行使価格 | 24.65ユーロ | 24.65ユーロ |
| 予想ボラティリティ(加重平均) | 32% | 32% |
| 予想残存期間(加重平均)の年数 | 1.9 | 3.0 |
| 予想配当額(収益に対する%) | 88% | 66% |

DWS株式のインプライド・ボラティリティについては、流動性の高い市場がないことから、DWSの株価のボラティリティの計算是DWSおよび競合他社グループの過去5年間のデータに基づいている。

退職後給付制度

制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

| 2023年12月31日現在 | | | | | |
|-----------------|--------|-------|------------------|-------|--------|
| 単位：百万ユーロ | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |
| 以下に関連する確定給付制度債務 | | | | | |
| 在職中の制度加入者 | 3,301 | 300 | 215 | 661 | 4,477 |
| 受給待機中の加入者 | 1,926 | 1,450 | 509 | 87 | 3,972 |
| 受給中の加入者 | 5,277 | 1,276 | 448 | 231 | 7,232 |
| 確定給付制度債務合計 | 10,504 | 3,026 | 1,172 | 979 | 15,681 |
| 制度資産の公正価値 | 10,532 | 3,912 | 1,003 | 1,071 | 16,518 |
| 積立率(%) | 100% | 129% | 86% ¹ | 109% | 105% |

¹ 米国の確定給付制度債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン(119百万ユーロ)を含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は95%である。

| 2022年12月31日現在 | | | | | |
|-----------------|--------|-------|------------------|------|--------|
| 単位：百万ユーロ | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |
| 以下に関連する確定給付制度債務 | | | | | |
| 在職中の制度加入者 | 3,193 | 287 | 218 | 593 | 4,291 |
| 受給待機中の加入者 | 1,827 | 1,375 | 523 | 83 | 3,808 |
| 受給中の加入者 | 5,017 | 1,214 | 461 | 207 | 6,899 |
| 確定給付制度債務合計 | 10,037 | 2,876 | 1,202 | 883 | 14,998 |
| 制度資産の公正価値 | 10,351 | 3,768 | 996 | 962 | 16,077 |
| 積立率(%) | 103% | 131% | 83% ¹ | 109% | 107% |

¹ 米国の確定給付制度債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン(120百万ユーロ)を含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は92%である。

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会、労働組合およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとってより長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の報酬に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利でまたは当行グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額(例えば、最低でも拠出された金額の支払い)を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、固定数の年賦払いで受け取るか、また終身年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。

当行グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当行グループ

プが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2023年12月31日および2022年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計145百万ユーロおよび144百万ユーロであった。給付構造と組み合わせると、当該退職後医療制度負債の性質および規模を2023年度末の当行グループの貸借対照表の規模と比較して考慮すると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度について当行グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

| 単位：百万ユーロ | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |
|------------------------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 2023年度の給付支払予定額 | 498 | 109 | 89 | 50 | 746 |
| 2024年度の給付支払予定額 | 543 | 154 | 81 | 76 | 854 |
| 2025年度の給付支払予定額 | 551 | 138 | 83 | 71 | 843 |
| 2026年度の給付支払予定額 | 568 | 146 | 88 | 68 | 870 |
| 2027年度の給付支払予定額 | 586 | 160 | 87 | 70 | 903 |
| 2028年度の給与支払予定額 | 603 | 171 | 92 | 71 | 937 |
| 2029年度から2033年度の給付支払予定額 | 3,252 | 925 | 447 | 350 | 4,974 |
| 確定給付制度債務の加重平均期間（年） | 11 | 15 | 9 | 10 | 12 |

複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. (BVV) のメンバーである。BVVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBVVへの拠出を行う。BVVは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額が増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BVVは複数事業主確定給付制度であるが、業界の慣例に従い、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BVVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。

ガバナンスおよびリスク

当行グループでは、当行グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金委員会を維持している。当該委員会は、四半期ごとに開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当行グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。

取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部（一定の基準を上回る場合は年金委員会も）の承認を要するプロセスを経た上で行われる。

年金リスク管理は当行グループのリスク管理制度に組み込まれており、制度資産および負債の価値、IFRSおよび所要規制自己資本に関して、資本市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）の重要性を考慮してマーケット・リスクを重視している。このためリスク管理は、特定の測定基準およびリスク管理フレームワーク（該当する場合にはリスク限度枠または基準値を設定する等）による定期的な測定、監視および報告を含んでいる。リスク管理業務には、人口統計上の仮定および他の数理計算上の仮定（寿命リスク等）のような他の金融リスクの検討、見直しおよび測定だけでなく、モデル、バリュエーションおよび他の非金融リスクの評価も含まれている。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。年金制度が積立てられている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。

積立

当行グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立原則は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務の積立について、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当行グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定し

ているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の多くには、現地の最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立原則に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国等、受託者と当行グループが共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度において比較的高水準の積立水準および採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当行グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。当行グループは当行グループの積立原則に基づいて、当行グループの資産から支払われた給付の返還を求めないことは、当期において外部の年金信託に対して現金の拠出を行うことと同じであると考えている。

2022年度において、市場が大きく動いた結果、ドイツの年金制度の大半が黒字化した。当行グループは年金信託に対して、2022年度において信託の代わりに当行の資産から支払われた給付と過年度に請求しなかった返還額約860百万ユーロを請求し、当行グループの目標積立率の上限を超える積立額を削減した。2023年度には、信託の代わりに当行グループの資産から支払われた給付に対して490百万ユーロの返還も請求された。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時に当行グループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを提供している。これは当行グループの年金委員会により最終決定されるものである。当行グループの上級経営者は、主要な数理計算上の仮定の変動や変更に関する情報を定期的に受け取っている。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

| | 2023年12月31日現在 | | | | 2022年12月31日現在 | | | |
|-----------------|--|--|-------------------------------|------------|--|--|-----------------------------------|------------|
| | ドイツ | 英国 | 米国 ¹ | その他 | ドイツ | 英国 | 米国 ¹ | その他 |
| 割引率(%) | 3.33% | 4.50% | 5.01% | 3.33% | 3.80% | 4.77% | 5.34% | 3.99% |
| 物価インフレ率(%) | 2.30% | 3.42% | 2.20% | 1.84% | 2.62% | 3.71% | 2.20% | 2.16% |
| 将来給与水準の名目上昇率(%) | 2.48% | 3.42% | 2.30% | 2.83% | 2.81% | 3.71% | 2.30% | 3.14% |
| 年金支給額の名目上昇率(%) | 2.77% | 3.15% | 2.20% | 0.69% | 2.97% | 3.32% | 2.20% | 0.85% |
| 65歳時の余命の仮定 | | | | | | | | |
| 測定日現在65歳の男性 | 21.4 | 23.2 | 22.0 | 22.0 | 21.3 | 23.6 | 22.0 | 22.0 |
| 測定日現在65歳の女性 | 23.6 | 25.0 | 23.5 | 24.1 | 23.6 | 25.4 | 23.4 | 24.1 |
| 測定日現在45歳の男性 | 22.7 | 24.4 | 23.4 | 23.5 | 22.6 | 24.9 | 23.3 | 23.5 |
| 測定日現在45歳の女性 | 24.7 | 26.3 | 24.8 | 25.6 | 24.7 | 26.7 | 24.8 | 25.5 |
| 適用した死亡率表 | 修正 Richttafeln Heubeck 2018 G | SAPS(S3) Light/Very Light表と CMIの2022 年予測 | PRI-2012年 とMP-2021 年の予測 | 各国特有 の表 | 修正 Richttafeln Heubeck 2018 G | SAPS(S3) Light/Very Light表と CMIの2021 年予測 | PRI-2012 年とMP- 2021年の 予測 | 各国特有 の表 |

1 キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者の市場データの提供者から入手した社債ユニバースの情報をういて算出されている。）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。2023年度に、長期の市場データとの整合性を高めるために、ユーロ圏の割引カーブが精緻化され、その結果、70百万ユーロのベネフィットがその他の包括利益に認識された。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ指標を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来の給与水準の上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当行グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の見積りに従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含まれる。

負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | | | | |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |
| 確定給付制度債務の現在価値の増減： | | | | | |
| 期首残高 | 10,037 | 2,876 | 1,202 | 884 | 14,999 |
| 純損益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 当期勤務費用 | 115 | 9 | 7 | 33 | 164 |
| 利息費用 | 373 | 137 | 61 | 35 | 606 |
| 過去勤務費用および決済により生じた利得または損失 | 8 | 2 | 0 | -1 | 9 |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異 | 387 | 55 | 39 | 36 | 517 |
| 人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異 | 36 | -59 | 0 | -1 | -24 |
| 実績により生じた数理計算上の差異 | 45 | 55 | -7 | 9 | 102 |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動 | | | | | |
| 制度加入者による拠出額 | 1 | 0 | 0 | 16 | 17 |
| 給付の支払 | -498 | -109 | -89 | -50 | -746 |
| 決済に係る支払 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取得 / 売却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替レートの変動 | 0 | 60 | -41 | 18 | 37 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 期末残高 | 10,504 | 3,026 | 1,172 | 979 | 15,681 |
| このうち： | | | | | |
| 非積立式 | 0 | 9 | 138 | 72 | 219 |
| 積立式 | 10,504 | 3,017 | 1,034 | 907 | 15,462 |
| 制度資産の公正価値の増減： | | | | | |
| 期首残高 | 10,351 | 3,768 | 996 | 962 | 16,077 |
| 純損益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 利息収益 | 387 | 180 | 50 | 37 | 654 |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 制度資産からの運用収益（利息収益控除後） | 247 | -5 | 28 | 28 | 298 |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動 | | | | | |
| 制度加入者による拠出額 | 1 | 0 | 0 | 16 | 17 |
| 事業主による拠出額 ¹ | 44 | 0 | 40 | 41 | 125 |
| 給付の支払 ² | -498 | -108 | -74 | -41 | -721 |
| 決済に係る支払 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取得 / 売却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替レートの変動 | 0 | 83 | -35 | 29 | 77 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 制度管理費用 | 0 | -6 | -2 | -1 | -9 |
| 期末残高 | 10,532 | 3,912 | 1,003 | 1,071 | 16,518 |
| 期末現在の積立状況 | 28 | 886 | -169 | 92 | 837 |
| 回収不能な積立超過額の増減（資産上限額） | | | | | |
| 期首残高 | 0 | 0 | 0 | -107 | -107 |
| 利息費用 | 0 | 0 | 0 | -2 | -2 |
| 回収不能な積立超過額の増減 | 0 | 0 | 0 | 13 | 13 |

| | | | | | |
|--------------|----|-----|------|------|------------------|
| 為替レートの変動 | 0 | 0 | 0 | -6 | -6 |
| 期末残高 | 0 | 0 | 0 | -102 | -102 |
| 認識された純資産（負債） | 28 | 886 | -169 | -10 | 735 ³ |

| | | | | | |
|----------|---|---|---|---|---|
| 返還権の公正価値 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
|----------|---|---|---|---|---|

1 純額には2023年度の給付の支払が含まれる。

2 積立式制度のみ。

3 このうち1,087百万ユーロはその他の資産に、353百万ユーロはその他の負債に認識された。

| 単位：百万ユーロ | 2022年度 | | | | |
|-------------------------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |
| 確定給付制度債務の現在価値の増減： | | | | | |
| 期首残高 | 13,097 | 4,929 | 1,351 | 1,027 | 20,404 |
| 純損益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 当期勤務費用 | 164 | 18 | 10 | 38 | 230 |
| 利息費用 | 142 | 88 | 39 | 20 | 289 |
| 過去勤務費用および決済により生じた利得または損失 | 17 | 2 | 0 | 0 | 19 |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異 | -3,055 | -1,966 | -196 | -183 | -5,400 |
| 人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異 | 80 | 29 | -5 | 0 | 104 |
| 実績により生じた数理計算上の差異 | 79 | 97 | 3 | 25 | 204 |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動 | | | | | |
| 制度加入者による拠出額 | 1 | 0 | 0 | 16 | 17 |
| 給付の支払 ¹ | -485 | -131 | -92 | -67 | -775 |
| 決済に係る支払 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取得 / 売却 | -2 | 0 | 0 | -2 | -4 |
| 為替レートの変動 | 0 | -190 | 92 | 9 | -89 |
| その他 | -0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 期末残高 | 10,037 | 2,876 | 1,202 | 884 | 14,999 |
| このうち： | | | | | |
| 非積立式 | 0 | 10 | 143 | 75 | 228 |
| 積立式 | 10,037 | 2,866 | 1,059 | 809 | 14,771 |

制度資産の公正価値の増減：

| | | | | | |
|------------------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 期首残高 | 12,642 | 6,019 | 1,148 | 1,079 | 20,888 |
| 純損益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 利息収益 | 139 | 108 | 33 | 19 | 299 |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用 | | | | | |
| 制度資産からの運用収益（利息収益控除後） | -1,594 | -1,982 | -184 | -130 | -3,890 |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動 | | | | | |
| 制度加入者による拠出額 | 1 | 0 | 0 | 16 | 17 |
| 事業主による拠出額 ¹ | -353 | 0 | 0 | 28 | -325 |
| 給付の支払 ² | -485 | -130 | -77 | -60 | -752 |
| 決済に係る支払 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 取得 / 売却 | 1 | 0 | 0 | -1 | 0 |
| 為替レートの変動 | 0 | -243 | 79 | 11 | -153 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | |
|----------------------|--------|-------|------|------|------------------|
| 制度管理費用 | 0 | -4 | -3 | 0 | -7 |
| 期末残高 | 10,351 | 3,768 | 996 | 962 | 16,077 |
| 期末現在の積立状況 | 314 | 892 | -206 | 78 | 1,078 |
| 回収不能な積立超過額の増減（資産上限額） | | | | | |
| 期首残高 | 0 | 0 | 0 | -90 | -90 |
| 利息費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回収不能な積立超過額の増減 | 0 | 0 | 0 | -12 | -12 |
| 為替レートの変動 | 0 | 0 | 0 | -5 | -5 |
| 期末残高 | 0 | 0 | 0 | -107 | -107 |
| <hr/> | | | | | |
| 認識された純資産（負債） | 314 | 892 | -206 | -29 | 971 ³ |
| <hr/> | | | | | |
| 返還権の公正価値 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |

1 純額には2022年度の給付の支払および2021年度に請求されなかった給付支払の返還が含まれる。

2 積立式制度のみ。

3 このうち1,326百万ユーロはその他の資産に、355百万ユーロはその他の負債に認識された。

当行グループは2023年12月31日現在、フランスにおいて約3百万ユーロの返還権を有している。これは以前のCRPBファンドの積立超過に関連するもので、当該超過額は、ドイツ銀行AGパリ支店の退職手当支払いの資金として利用可能であることが2022年度に確認された。その他に、当行グループに係る返還権はない。

投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することである。市況が不利な状況において当該制度のIFRSに基づく積立状況を保持することを主眼としている。2021年度以降、競合する主要な財務指標のバランスを図るために、特定の市場における投資戦略が変化している。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおり、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。

主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況を保持するために、当行グループは年金負債対応投資アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。

マーケット・リスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（すなわち社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利、インフレ・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップが含まれる。また、金利先物およびオプション等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、長期価値を生み分散効果を得るため、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、更なるリターンを求める資産区分が含まれている。さらに、この投資戦略の変更により、金利および信用スプレッドによる市場リスクを、年金委員会により管理された確定給付の範囲内で積極的に取ることが認められるようになった。この結果、制度資産から生じる市場リスクが減少した。

2023年度において、当行グループは第三者の保険会社とのバイ・イン取引を締結した。当該取引は、既存の資産を資金源とする英国の確定給付年金制度に対する515百万ユーロのエクスポージャーのリスク圧縮を意図したものであり、事業主による追加拠出は要求されない。この保険契約を適格制度資産として認識したことにより、当行グループの財務諸表のその他の包括利益に約33百万ユーロのマイナスの影響が生じた。2022年度において、410百万ユーロのエクスポージャーのリスク圧縮のために同様のバイ・イン取引が行われ、当行グループの財務諸表のその他の包括利益に約35百万ユーロのマイナスの影響が生じた。当行グループは、英国において合計で4件の第三者の保険会社とのバイ・イン契約を締結しており、2023年12月31日現在、当行グループは約18億ユーロの確定給付債務の変動から保護されている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している（すなわち、エクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）。

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の双方を含んでいる。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 2022年12月31日現在 | | | | |
|----------------------|---------------|-------|-------|-------|--------|---------------|-------|-----|-----|--------|
| | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |
| 現金および現金同等物 | 179 | 92 | 53 | 71 | 395 | 34 | 551 | 56 | 69 | 710 |
| 資本性金融商品 ¹ | 1,213 | 0 | 109 | 215 | 1,537 | 1,046 | 174 | 108 | 186 | 1,514 |
| 投資適格債 ² | | | | | | | | | | |
| 国債 | 1,882 | 919 | 366 | 189 | 3,356 | 1,860 | 537 | 346 | 169 | 2,912 |
| 民間債 | 4,081 | 915 | 369 | 347 | 5,712 | 3,898 | 1,302 | 385 | 315 | 5,900 |
| 投資不適格債 | | | | | | | | | | |
| 国債 | 103 | 1 | 1 | 4 | 109 | 89 | 1 | 2 | 3 | 95 |
| 民間債 | 325 | 73 | 16 | 21 | 435 | 282 | 168 | 13 | 17 | 480 |
| 証券化投資およびその他の負債性投資 | 47 | 99 | 78 | 10 | 234 | 45 | 47 | 81 | 7 | 180 |
| 保険 | 0 | 1,807 | 0 | 15 | 1,822 | 0 | 1,193 | 0 | 9 | 1,202 |
| オルタナティブ | | | | | | | | | | |
| 不動産 | 727 | 0 | 0 | 97 | 824 | 690 | 0 | 0 | 105 | 795 |
| コモディティ | 39 | 0 | 0 | 4 | 43 | 41 | 0 | 0 | 5 | 46 |
| プライベート・エクイティ | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| その他 ³ | 1,022 | 0 | 0 | 60 | 1,082 | 1,008 | 0 | 0 | 51 | 1,059 |
| デリバティブ（時価） | | | | | | | | | | |
| 金利 | 909 | 171 | -3 | 17 | 1,094 | 1,294 | 229 | 13 | 7 | 1,543 |
| クレジット | -18 | -1 | 16 | 0 | -3 | 6 | -112 | 7 | 0 | -99 |
| インフレ | 0 | -5 | 0 | 13 | 8 | 0 | -14 | 0 | 13 | -1 |
| 為替 | 21 | 0 | 0 | 5 | 26 | 55 | -5 | 0 | 4 | 54 |
| その他 | 2 | -159 | -2 | 0 | -159 | 3 | -303 | -15 | 0 | -315 |
| 相場価格のある制度資産の公正価値合計 | 10,532 | 3,912 | 1,003 | 1,071 | 16,518 | 10,351 | 3,768 | 996 | 962 | 16,077 |

1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用等级付エクスポージャーはA格付程度である。

3 その他の資産カテゴリーに分離不能な合同運用ファンドを含む。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | 2022年12月31日現在 | | | | |
|----------------------|---------------|-------|-----|-----|-------|---------------|-------|-----|-----|-------|
| | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |
| 現金および現金同等物 | 29 | 92 | 50 | 19 | 190 | -154 | 551 | 55 | 24 | 476 |
| 資本性金融商品 ¹ | 933 | 0 | 109 | 39 | 1,081 | 772 | 173 | 108 | 38 | 1,091 |
| 投資適格債 ² | | | | | | | | | | |
| 国債 | 601 | 919 | 360 | 41 | 1,921 | 691 | 537 | 340 | 49 | 1,617 |
| 民間債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 投資不適格債 | | | | | | | | | | |
| 国債 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 民間債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化投資およびその他の負債性投資 | 0 | 98 | 0 | 0 | 98 | 0 | 45 | 0 | 0 | 45 |
| 保険 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オルタナティブ | | | | | | | | | | |
| 不動産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| コモディティ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| プライベート・エクイティ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| デリバティブ（時価） | | | | | | | | | | |
| 金利 | 0 | 0 | -16 | 0 | -16 | 0 | 0 | -7 | 0 | -7 |
| クレジット | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インフレ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 為替 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 相場価格のある制度資産の公正価値合計 | 1,566 | 1,110 | 503 | 99 | 3,278 | 1,312 | 1,307 | 496 | 111 | 3,226 |

1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用等级付エクスポージャーはA格付程度である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産と「その他」の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | | | |
|-------------------|---------------|-------|-------|-------------|------------|------|--------|
| | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 ユーロ圏 | その他 先進国 | 新興市場 | 合計 |
| 現金および現金同等物 | -20 | 98 | 67 | 195 | 29 | 26 | 395 |
| 資本性金融商品 | 21 | 52 | 921 | 325 | 179 | 40 | 1,538 |
| 国債（投資適格以上） | 420 | 919 | 419 | 910 | 191 | 497 | 3,356 |
| 国債（投資不適格） | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 106 | 109 |
| 民間債（投資適格以上） | 503 | 693 | 1,909 | 2,099 | 449 | 60 | 5,713 |
| 民間債（投資不適格） | 5 | 67 | 29 | 330 | 3 | 1 | 435 |
| 証券化投資およびその他の負債性投資 | 32 | 98 | 77 | 14 | 10 | 1 | 232 |
| 小計 | 961 | 1,928 | 3,422 | 3,875 | 861 | 731 | 11,778 |
| 割合（％） | 8% | 16% | 29% | 33% | 7% | 6% | 100% |
| その他の資産区分 | | | | | | | 4,740 |
| 制度資産の公正価値 | | | | | | | 16,518 |

| 単位：百万ユーロ | 2022年12月31日現在 | | | | | | |
|----------|---------------|----|----|-------------|------------|------|----|
| | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 ユーロ圏 | その他 先進国 | 新興市場 | 合計 |

| | | | | | | | |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
| 現金および現金同等物 | 4 | 387 | 126 | 132 | 31 | 30 | 710 |
| 資本性金融商品 | 29 | 43 | 881 | 327 | 172 | 62 | 1,514 |
| 国債（投資適格以上） | 372 | 544 | 402 | 1,044 | 106 | 444 | 2,912 |
| 国債（投資不適格） | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 92 | 95 |
| 民間債（投資適格以上） | 347 | 1,068 | 1,810 | 2,100 | 500 | 75 | 5,900 |
| 民間債（投資不適格） | 16 | 104 | 23 | 327 | 7 | 3 | 480 |
| 証券化投資およびその他の負債性投資 | 32 | 35 | 81 | 21 | 9 | 2 | 180 |
| 小計 | 800 | 2,182 | 3,323 | 3,951 | 827 | 708 | 11,791 |
| 割合（％） | 7% | 19% | 28% | 34% | 7% | 6% | 100% |
| その他の資産区分 | | | | | | | 4,286 |
| 制度資産の公正価値 | | | | | | | 16,077 |

制度資産には、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在それぞれ、プラスの時価約930百万ユーロとプラスの時価約1,250百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

主要なリスク感応度

当行グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各マーケット・リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付制度債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に合理的な近似値を表すリスク指標の一つである。

例えば、利率デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、利率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデュレーションは、利率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

確定給付年金制度では、資本市場の状況の変動が数理計算上の仮定（割引率や物価インフレ率等）を通して制度債務および制度資産の公正価値に影響を及ぼす。当行グループが年金負債対応投資アプローチを適用する場合や英国のように債務の一部に保険を掛ける場合には、かかる変動に対する当行グループの全体的なエクスポージャーは軽減される。主要な資本市場の変動に対する当行グループのリスク・エクスポージャーに関する読者の更なる理解を助けるため、関連するマーケット・リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。数理計算上の仮定の変更が制度資産に影響しない場合、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成する様々な制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | | 2022年12月31日現在 | | | |
|--------------------------------|---------------|------------------|-----|-----|---------------|------------------|-----|-----|
| | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 | ドイツ | 英国 | 米国 | その他 |
| 利率 (-50bp) : | | | | | | | | |
| DB0の増加額 (-) | -575 | -230 | -25 | -40 | -570 | -225 | -25 | -35 |
| 制度資産の予想増加額 (+) ¹ | 355 | 150 | 20 | 15 | 290 | 170 | 25 | 10 |
| 積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-)) | -220 | -80 | -5 | -25 | -280 | -55 | 0 | -25 |
| 利率 (+50bp) : | | | | | | | | |
| DB0の減少額 (+) | 545 | 215 | 25 | 40 | 540 | 210 | 25 | 35 |
| 制度資産の予想減少額 (-) ¹ | -355 | -150 | -20 | -15 | -290 | -170 | -25 | -10 |
| 積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-)) | 190 | 65 | 5 | 25 | 250 | 40 | 0 | 25 |
| 信用スプレッド (-50bp) : | | | | | | | | |
| DB0の増加額 (-) | -575 | -230 | -50 | -45 | -570 | -225 | -55 | -40 |
| 制度資産の予想増加額 (+) ¹ | 320 | 65 | 15 | 10 | 210 | 65 | 15 | 5 |
| 積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-)) | -255 | -165 | -35 | -35 | -360 | -160 | -40 | -35 |
| 信用スプレッド (+50bp) : | | | | | | | | |
| DB0の減少額 (+) | 545 | 215 | 50 | 45 | 540 | 210 | 50 | 40 |
| 制度資産の予想減少額 (-) ¹ | -320 | -65 | -15 | -10 | -210 | -65 | -15 | -5 |
| 積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-)) | 225 | 150 | 35 | 35 | 330 | 145 | 35 | 35 |
| 物価インフレ率 (-50bp) : ² | | | | | | | | |
| DB0の減少額 (+) | 300 | 150 | 10 | 10 | 305 | 140 | 10 | 10 |
| 制度資産の予想減少額 (-) ¹ | -275 | -95 | 0 | -5 | -285 | -115 | 0 | -5 |
| 積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-)) | 25 | 55 | 10 | 5 | 20 | 25 | 10 | 5 |
| 物価インフレ率 (+50bp) : ² | | | | | | | | |
| DB0の増加額 (-) | -310 | -160 | -5 | -10 | -325 | -145 | -5 | -10 |
| 制度資産の予想増加額 (+) ¹ | 275 | 95 | 0 | 5 | 285 | 115 | 0 | 5 |
| 積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-)) | -35 | -65 | -5 | -5 | -40 | -30 | -5 | -5 |
| 将来給与水準の実質上昇率 (-50bp) : | | | | | | | | |
| DB0の減少額 (+) | 30 | 5 | 0 | 10 | 30 | 5 | 0 | 10 |
| 積立状況への純影響額 | | | | | | | | |
| 将来給与水準の実質上昇率 (+50bp) : | | | | | | | | |
| DB0の増加額 (-) | -30 | -5 | 0 | -10 | -30 | -5 | 0 | -10 |
| 積立状況への純影響額 | | | | | | | | |
| 寿命の10%の改善: ³ | | | | | | | | |
| DB0の増加額 (-) | -225 | -60 ⁴ | -20 | -10 | -215 | -60 ⁴ | -20 | -10 |
| 積立状況への純影響額 | | | | | | | | |

1 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の98%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイスおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の制度資産の公正価値には変動がないと仮定している。

2 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金給付額の変動への感応度を組み込んでいる。

3 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

4 バイ・イン取引により制度資産において利得が予想されるため、積立状況への純影響額は40百万ユーロ減少している。2022年度は30百万ユーロの減少であった。

予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2024年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

| 単位：百万ユーロ | 2024年度 |
|-------------------------|--------|
| | 合計 |
| 以下に対する予想拠出額 | |
| 確定給付制度資産 | 185 |
| BVV | 55 |
| その他の確定拠出制度 | 265 |
| 非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額 | 25 |
| 退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計 | 530 |

従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定に基づく特定の費用の内訳を示している。

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|
| 確定給付制度費用： | | | |
| 勤務費用 ¹ | 164 | 229 | 234 |
| 純利息費用（収益） | -45 | -10 | 0 |
| 確定給付制度費用合計 | 119 | 219 | 234 |
| 確定拠出制度費用： | | | |
| BVV | 55 | 57 | 58 |
| その他の確定拠出制度 | 265 | 258 | 244 |
| 確定拠出制度費用合計 | 320 | 315 | 302 |
| 退職後給付制度費用合計 | 439 | 534 | 536 |
| 強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額 | | | |
| ドイツにおける年金関連社会保障の支払い | 218 | 214 | 221 |
| ポストバンクの郵便局公務員向け年金基金への拠出額 | 57 | 58 | 66 |
| 強制加入の州の年金制度に対するその他の拠出額 | 248 | 216 | 217 |
| 強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額合計 | 523 | 488 | 504 |
| 株式に基づく報酬費用： | | | |
| 株式に基づく報酬費用（持分決済型） ² | 436 | 405 | 455 |
| 株式に基づく報酬費用（現金決済型） ² | 43 | 29 | 35 |
| 現金定着制度に関する費用 ² | 448 | 418 | 398 |
| 退職金の支払いに関する費用 ³ | 293 | 82 | 184 |

1 勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

2 新規雇用報奨に関する費用および当行グループの再構築費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の加速償却を含む。

3 未償却の繰延報酬報奨に関する費用の加速償却を除く。勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

法人所得税

法人所得税費用（ベネフィット）

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|
| 当期税金費用（ベネフィット）： | | | |
| 当年度税金費用（ベネフィット） | 1,284 | 919 | 847 |
| 過年度修正 | 56 | -132 | 14 |
| 当期税金費用（ベネフィット）合計 | 1,340 | 787 | 861 |
| 繰延税金費用（ベネフィット）： | | | |
| 一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生 および解消 | 442 | 424 | 65 |
| 税法および／または税率改正の影響 | 7 | -20 | -26 |
| 過年度修正 | -1,002 | -1,256 | -20 |
| 繰延税金費用（ベネフィット）合計 | -553 | -852 | 19 |
| 法人所得税費用（ベネフィット）合計 | 787 | -64 | 880 |

繰延税金費用（ベネフィット）合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除／将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の取り崩しの戻入および繰延税金資産の取り崩しから生じる費用が含まれている。繰延税金費用（ベネフィット）は、2023年度には11億ユーロ、2022年度には14億ユーロ、2021年度には242百万ユーロのプラスの影響を受けている。

グローバル・ミニマム課税、すなわちOECDの第2の柱の課税ルールが、ドイツ銀行AGを最終親事業体として、2024年からドイツ銀行に適用される。ドイツ銀行は毎年、約60の管轄区域でグローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱負債を計算することが求められる。ただし、管轄区域ごとに決定される第2の柱の詳細な計算については、暫定的な免除規定の下で一時的な免除が受けられる可能性がある。これらの免除規定は、2024年から2026年の税務年度に適用され、銀行がドイツの税務当局に提出する国別の報告およびその他の特定の財務データを基準とする。第2の柱のルールの適用に関しての不確実性は残るものの、多くの国で更なる法制上の進展および解釈指針が期待されており、実施の取り組みも進んでいる。ドイツ銀行は最善の努力を払い、2024年度の財政状態への影響の可能性を評価している。この評価では、多くの質的および量的要因を考慮している。一例を挙げると、ドイツ銀行のすべての該当する管轄区域における混合法定税率の平均は28%から30%の間となり、15%のミニマム税率よりも大幅に高い。例えば2023年度の混合法定税率は30%に上った。さらに、約60ヶ国のうち6ヶ国において、当行の事業に適用される法定税率が15%未満であった。加えて、直近で発表された国別の報告書の分析に基づくと、ドイツ銀行は事業を行うほとんどの管轄区域で移行免除規定に基づく免除資格を有すると予想され、ドイツ銀行が2024年度に重要性のある第2の柱負債を負うことはないと思われる。

ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用 / （ベネフィット）との差異

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|---|--------|--------|--------|
| 内国法人所得税率31.3%（2022年度：31.3%および2021年度：31.3%）による予想税金費用（ベネフィット） | 1,777 | 1,751 | 1,061 |
| 外国税率差異 | -89 | -117 | -92 |
| 有価証券およびその他の収益に係る非課税所得 | -319 | -217 | -183 |
| 持分法適用投資による損失（利益） | -0 | -12 | -11 |
| 減算不能費用 | 392 | 429 | 287 |
| のれんの減損 | 55 | -0 | 1 |
| 繰延税金資産の認識および測定の変更 ¹ | -1,238 | -1,891 | -227 |
| 税法および/または税率改正の影響 | 7 | -20 | -26 |
| 株式に基づく報酬に関連する影響 | -0 | -5 | 1 |
| その他 ¹ | 202 | 18 | 69 |
| 実際の法人所得税費用（ベネフィット） | 787 | -64 | 880 |

1 過年度に関連した当期および繰延税金費用 / （ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は、2023年度、2022年度および2021年度においては31.3%であった。

繰延税金資産の認識および測定の変更は主に、2022年度および2021年度は米国において、2023年度は主に英国において、過去に認識していなかった繰延税金資産を認識した影響によるものであった。繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の「その他」は、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

資本（その他の包括利益 / 資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|--|--------|--------|--------|
| 確定給付制度に関連する数理計算上の差異 | 137 | -642 | -207 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失） | 18 | -25 | 5 |
| 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産： | | | |
| 期中未実現純利得 / （損失） | 109 | 254 | 109 |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純利得 / （損失） | 1 | -61 | 68 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ： | | | |
| 期中未実現純利得 / （損失） | -132 | 229 | -2 |
| 純損益に振り替えられた純利得 / （損失） | -110 | -18 | 15 |
| その他の資本の変動： | | | |
| 期中未実現純利得 / （損失） | 151 | 192 | 88 |
| 純損益に振り替えられた純利得 / （損失） | 0 | 0 | 7 |
| その他の包括利益に貸方計上（借方計上）された法人所得税 | 174 | -71 | 83 |
| 資本に貸方計上（借方計上）されたその他の法人所得税 | 50 | 25 | 45 |

当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 繰延税金資産： | | |
| 繰越欠損金 | 4,747 | 3,946 |
| 繰越税額控除 | 23 | 2 |
| 将来減算一時差異： | | |
| トレーディング業務（デリバティブを含む。） | 4,723 | 8,157 |
| 従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。） | 1,828 | 1,653 |
| 未収利息費用 | 999 | 1,367 |
| 貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。） | 949 | 791 |
| リース | 855 | 865 |
| 無形資産 | 80 | 43 |
| 公正価値OCI（IFRS第9号） | 332 | 387 |
| その他の資産 | 485 | 630 |
| その他の引当金 | 88 | 81 |
| その他の負債 | 6 | 1 |
| 繰延税金資産合計（相殺前） | 15,115 | 17,923 |
| 繰延税金負債： | | |
| 将来加算一時差異： | | |
| トレーディング業務（デリバティブを含む。） | 5,061 | 8,561 |
| 従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。） | 291 | 245 |
| 貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。） | 617 | 549 |
| リース | 758 | 780 |
| 無形資産 | 717 | 594 |
| 公正価値OCI（IFRS第9号） | 43 | 70 |
| その他の資産 | 272 | 371 |
| その他の引当金 | 89 | 85 |
| その他の負債 | 40 | 46 |
| 繰延税金負債合計（相殺前） | 7,888 | 11,301 |

2022年8月、米国は法人代替ミニマム税（CAMT）を制定した。CAMTについては通常、税引前利益に対して15%の税率が課される。CAMTは銀行の全体的な税負担を増大させるとは見られていないが、税金の支払いを加速させる可能性がある。当行には、2023年よりCAMTの規則が適用される。前出の表において、繰越税額控除に係る繰延税金資産には、2023年12月31日現在、10百万ユーロの法人代替ミニマム税控除が含まれている。

繰延税金資産および負債（相殺後）

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 繰延税金資産として表示 | 7,773 | 7,272 |
| 繰延税金負債として表示 | 546 | 650 |
| 繰延税金資産純額 | 7,227 | 6,622 |

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用／（ベネフィット）と一致しない場合がある。通常、これは、（1）資本に直接計上された繰延税金、（2）ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、（3）通常の活動の一環としての企業の取得および処分、ならびに（4）その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更に起因している。

繰延税金資産が認識されなかった項目

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 ¹ | 2022年12月31日現在 ¹ |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| | | |

| | | |
|----------|--------|--------|
| 将来減算一時差異 | -36 | -773 |
| 無期限 | -5,119 | -9,462 |
| 翌期に期限到来 | -28 | -0 |
| 翌期後に期限到来 | -55 | -471 |
| 繰越欠損金 | -5,202 | -9,933 |
| 翌期後に期限到来 | 0 | -0 |
| 繰越税額控除 | -1 | -1 |

1 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いと見られるため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過した繰延税金資産をそれぞれ60億ユーロおよび25億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ349百万ユーロおよび244百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

35 -

デリバティブ

デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、セールス、マーケット・メーカーおよびリスク管理目的で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

セールスおよびマーケット・メーカー目的で保有するデリバティブ

セールスおよびマーケット・メーカー

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールスおよびマーケット・メーカー活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。

リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

ヘッジ会計に適切なデリバティブ

デリバティブが注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ関係において、当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、当行グループは、金利の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップを用いている。当行グループは、外国為替予約および外国為替スワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

金利リスク

当行グループは、既存の、および/または予定されている資産および負債の価格が改定される特性（資金調達や投資活動を含む。）を修正することにより、金利リスクに対するエクスポージャーを管理するために金利スワップとオプションを用いている。金利スワップとオプションは、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかに指定される。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、貸出金および債券の新規組成、既存の貸出金および債券の返済、資金調達債務の新規発行ならびに既存の資金調達債務の返済によるポートフォリオにおける頻繁な変動について、金利リスクに対するエクスポージャーをポートフォリオごとに管理している。したがって、ポートフォリオにはダイナミックなヘッジ会計アプローチが適用され、個々のヘッジ関係の指定や指定解除をより頻繁に行っている（月次ベース等）。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。非有効性の原因として考えられるものは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との間における以下の差異に起因している可能性がある。

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の観点からのミスマッチ（金利更改の頻度や時期、返済頻度や償還条項等）。
- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の再設定の頻度の違いを考慮した、ヘッジ対象項目とヘッジ手段に適用される割引率の差異。
- ヘッジ手段として用いられるデリバティブの公正価値がヘッジ関係の開始日においてゼロではないことによる、ヘッジ対象項目の観点からのミスマッチ。

当行グループのポートフォリオの公正価値ヘッジ関係には、当行グループが基礎となるモーゲージのポートフォリオの債務不履行リスクの増加により発生する可能性のあるヘッジの非有効部分を避けるためのヘッドルームを維持する、十分な担保のあるドイツの固定利付モーゲージのポートフォリオに対するヘッジが含まれる。このことはまた、当行グループの顧客が要求すれば引き出せる満期が来ていない預金を含む、当行グループのポートフォリオの公正価値ヘッジ関係にも適用される。当行グループの預金量が安定していること（注記26を参照のこと。）、ヘッドルームがあることから、当行グループでは、ヘッジ会計の適用によるヘッジの非有効部分は観察されていない。当年度において、当行グループは、変動利付の企業向け貸出金のポートフォリオをヘッジ項目として含むマクロ・キャッシュ・フロー・プログラムを一部中止した。この中止は当行グループのヘッジ会計の指定のリバランスにより引き起こされたもので、当行グループは、カウンターパーティの債務不履行または企業向け貸出金ポートフォリオにおける予想外の期限前償還の増加によるヘッジの非有効部分を計上していない。

外国為替リスク

当行グループは、ローリングの外国為替予約戦略を用いることにより、在外営業活動体に対する投資からの外国為替リスク（米ドルおよび英ポンドを含む。）を純投資ヘッジを通じて管理している。さらに当行グループは、外国為替予約をヘッジ手段として用いることにより、非常に発生可能性の高い特定の外貨建のキャッシュ・フローに対して、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用している。

在外営業活動体に対する投資はヘッジ手段のデリバティブ金融商品の名目金額の範囲でのみヘッジされているため、当行グループは通常、重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。非有効性の潜在的な発生原因は、ヘッジ関係の開始日において公正価値がゼロではないデリバティブがヘッジ手段として用いられている場合、またはスポット取引の為替リスクがヘッジ対象リスクとして指定されている場合、結果としてヘッジ対象項目とのミスマッチが生じる場合に限定される。同様に、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用について、外国為替予約商品は通常、基礎となる非常に発生可能性の高い取引の条件に合致しており、当行グループはかかるヘッジ関係に重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。

ヘッジ会計および金利指標改革

以下の表は、IASBによる指標改革の修正の影響を受ける当行グループのヘッジ会計の関係、当行グループがさらされている重要なベンチマーク金利（予想される将来の改革の対象となる。）ならびに2023年12月31日および2022年12月31日現在のデリバティブヘッジ商品の名目価額を示している。2023年12月31日および2022年12月31日現在、ヘッジ手段、ヘッジ対象項目またはヘッジ対象リスク（2022年の年初に参照停止となったIBORベンチマーク）との間にヘッジ関係はなかった。デリバティブヘッジ商品は、ヘッジ会計の関係を通じて当行グループが管理するリスク・エクスポージャーの程度の近似値を示す。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|-----------|---------------|---|---------------|--------|
| | 名目価額 | | 名目価額 | |
| 公正価値ヘッジ | | | | |
| CHF LIBOR | | 0 | | 0 |
| GBP LIBOR | | 0 | | 0 |
| JPY LIBOR | | 0 | | 0 |
| USD LIBOR | | 0 | | 12,281 |

公正価値ヘッジ会計

公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2023年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動 | 2022年12月31日現在 | | | 2022年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動 |
|----------------------|---------------|--------|---------|---|---------------|--------|---------|---|
| | 資産 | 負債 | 名目価額 | | 資産 | 負債 | 名目価額 | |
| 公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ | 4,172 | 13,681 | 259,828 | 5,053 | 10,392 | 18,053 | 257,443 | -6,000 |

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | | 2022年度 | |
|------------|---------------|--|---------------|--|
| | ヘッジの 非有効部分 | | ヘッジの 非有効部分 | |
| 公正価値ヘッジの結果 | 514 | | 349 | |

公正価値ヘッジとして指定された金融商品

| | 2023年12月31日現在 | | | | 2023年度 | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|---------|---------------------------|--------|----------------------------------|------|---------------------------------------|
| | 公正価値ヘッジとして 指定された金融商品の 帳簿価額 | | 公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 合計 | | 公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 終了したヘッジ関係 | | ヘッジの有 効部分に用 いられる 公正価値の 変動 |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産 | 16,967 | 0 | -1,314 | 0 | 49 | 0 | 640 |
| 償却原価で測定する債券 | 361 | 0 | -12 | 0 | -23 | 0 | 25 |
| 長期債務 | 0 | 71,769 | 0 | -3,936 | 0 | -184 | -2,274 |
| 預金 | 0 | 125,702 | 0 | -3,066 | 0 | -479 | -4,061 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 15,135 | 0 | -5,649 | 0 | 0 | 0 | 1,131 |

| | 2022年12月31日現在 | | | | 2022年度 | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|---------|---------------------------|--------|----------------------------------|------|---------------------------------------|
| | 公正価値ヘッジとして 指定された金融商品の 帳簿価額 | | 公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 合計 | | 公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 終了したヘッジ関係 | | ヘッジの有 効部分に用 いられる 公正価値の 変動 |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | |
| その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産 | 14,823 | 0 | -2,311 | 0 | -21 | 0 | -2,607 |
| 償却原価で測定する債券 | 336 | 0 | -37 | 0 | 0 | 0 | -37 |
| 長期債務 | 0 | 68,596 | 0 | -6,606 | 0 | -164 | 8,444 |
| 預金 | 0 | 135,231 | 0 | -7,727 | 0 | 0 | 7,507 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 35,957 | 0 | -6,559 | 0 | 0 | 0 | -6,958 |

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ

| | 2023年12月31日現在 | | | 2023年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動 | 2022年12月31日現在 | | | 2022年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動 |
|--|---------------|-----|---------|---|---------------|-------|--------|---|
| | 資産 | 負債 | 名目価額 | | 資産 | 負債 | 名目価額 | |
| 単位：百万ユーロ | | | | | | | | |
| キャッシュ・フ ロー・ヘッジとして 保有する デリバティブ | 416 | 228 | 111,462 | 537 | 6 | 1,219 | 47,976 | -802 |

キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 2021年12月31日現在 |
|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 資本への計上額 ¹ | 44 | -790 | -42 |
| このうち、終了したプログラム関連 | 0 | 0 | 0 |
| 当該終了年度に資本に計上された利得（損失） | 436 | -819 | 1 |
| 当該終了年度に資本から除かれた利得（損失） | 398 | 71 | -54 |
| このうち、終了したプログラム関連 | 0 | 0 | 0 |
| ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の 価値の変動 | 434 | -899 | 66 |
| 純損益に計上された非有効部分 | 101 | 16 | 25 |

1 「資本への計上額」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額に含まれている。

IAS第39号第96項に従い、資本のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に計上された利得および損失は、ヘッジ手段に係る利得または損失のヘッジ開始日からの累積額とヘッジ対象項目に係る予想将来キャッシュ・フローの公正価値のヘッジ開始日からの変動累積額のうち、少ない方の額である。結果として、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動は、これがヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動を超過する場合には、全額が資本に計上されるわけではない。したがって、損益に計上されるヘッジの非有効部分は、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動とヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動との差額と一致するように必ずしも調整されない。

2023年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期間は2035年である。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金融商品は、当行グループの連結貸借対照表において、償却原価で測定する貸出金として認識されている。

純投資ヘッジ会計

純投資ヘッジとして保有するデリバティブ

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動 | 2022年12月31日現在 | | | ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動 |
|---------------------|---------------|-----|--------|-----------------------|---------------|-----|--------|-----------------------|
| | 資産 | 負債 | 名目価額 | | 資産 | 負債 | 名目価額 | |
| 純投資ヘッジとして保有するデリバティブ | 736 | 157 | 42,751 | 317 | 1,044 | 513 | 45,749 | -2,539 |

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | | 2022年度 | |
|-----------|------------------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| | 資本に認識される公正価値の変動 ¹ | ヘッジの非有効部分 | 資本に認識される公正価値の変動 ¹ | ヘッジの非有効部分 |
| 純投資ヘッジの結果 | -169 | -138 | 2,410 | -329 |

1 「資本に認識される公正価値の変動」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額に含まれている。

純投資ヘッジとして保有するデリバティブのプロファイル

| 単位：百万ユーロ | 1年以内 | 1年 - 3年以内 | 3年超 - 5年以内 | 5年超 |
|---------------|--------|-----------|------------|-----|
| 2023年12月31日現在 | | | | |
| 外国為替予約の名目価額 | 33,347 | 85 | 18 | 0 |
| 外国為替スワップの名目価額 | 8,683 | 579 | 39 | 0 |
| 合計 | 42,030 | 664 | 57 | 0 |
| 2022年12月31日現在 | | | | |
| 外国為替予約の名目価額 | 34,664 | 229 | 21 | 0 |
| 外国為替スワップの名目価額 | 10,776 | 59 | 0 | 0 |
| 合計 | 45,440 | 288 | 21 | 0 |

当行グループは外国為替予約を戦略的に使用している。上表に示すとおり、先渡契約の大部分は期中に期限を迎える。期限が1年を超える契約金額は重要ではないため、当行グループは平均為替レートの算出を行っていない。

36 -

関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、取締役会のメンバーおよび親会社の監査役会のメンバーが、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

経営幹部の報酬費用

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 | 2021年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 短期従業員給付 | 37 | 37 | 36 |
| 退職後給付 | 7 | 5 | 7 |
| その他の長期給付 | 17 | 15 | 10 |
| 解雇給付 | 0 | 2 | 6 |
| 株式に基づく報酬 | 18 | 17 | 15 |
| 合計 | 79 | 76 | 74 |

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらのメンバーに支払われた報酬総額は、2023年12月31日現在では1百万ユーロ、2022年12月31日現在では1百万ユーロおよび2021年12月31日現在では1百万ユーロであった。

2023年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント1百万ユーロ、ならびに預金16百万ユーロが含まれていた。2022年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント5百万ユーロならびに預金8百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部に提供している。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

貸出金

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 |
|-------------------------|--------|--------|
| 貸出金残高、期首現在 | 119 | 153 |
| 期中の貸出金の変動 | -98 | -34 |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 |
| 為替レートの変動/その他 | 23 | 0 |
| 貸出金残高、期末現在 ¹ | 44 | 119 |
| その他の信用リスク関連取引： | | |
| 信用損失引当金 | 1 | 0 |
| 信用損失引当金繰入額 | 0 | 0 |
| 保証およびコミットメント | 1 | 5 |

¹ 延滞貸出金は、2023年12月31日現在では0百万ユーロ、2022年12月31日現在では0百万ユーロであった。2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ合計0百万ユーロおよび0百万ユーロの担保を保有していた。

預金

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 |
|--------------|--------|--------|
| 預金残高、期首現在 | 31 | 63 |
| 期中の預金の変動（純額） | 2 | -32 |
| 連結会社グループの変動 | 0 | 0 |
| 為替レートの変動/その他 | 0 | 0 |
| 預金残高、期末現在 | 33 | 31 |

その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2023年12月31日現在では11百万ユーロ、2022年12月31日現在では3百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2023年12月31日現在では0百万ユーロ、2022年12月31日現在では0百万ユーロであった。

関連会社との取引に係るその他の資産は、2023年12月31日現在では2百万ユーロ、2022年12月31日現在では33百万ユーロであった。関連会社との取引に係るその他の負債は、2023年12月31日現在では7百万ユーロ、2022年12月31日現在では3百万ユーロであった。

年金制度との取引

IFRSに基づき、退職後給付制度は関係当事者とみなされている。当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理サービスを含む金融サービスを提供している。当行グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

関連当事者である年金制度との取引

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| 制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式 | 0 | 0 |
| その他の資産 | 1 | 5 |
| 制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー | 21 | 20 |
| 当行グループが相手先であるデリバティブの時価 | 698 | 1,389 |
| 当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額 | 8,146 | 12,888 |

子会社に関する情報

当行グループの構成

ドイツ銀行AGは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは520（2022年度：521）の連結された事業体から構成されており、このうち212（2022年度：200）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する346（2022年度：362）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。174（2022年度：159）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2023年および2022年12月31日現在、子会社1社は重要な非支配持分を有している。その他すべての子会社に対する非支配持分は個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

重要な非支配持分を有する子会社

| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| DWS Group GmbH & Co. KGaA | | |
| 非支配持分が保有する所有持分と議決権の割合 | 20.51% | 20.51% |
| 事業地 | グローバル | グローバル |
| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| 非支配持分に帰属する純利益 | 117 | 119 |
| 子会社の非支配持分累計額 | 1,620 | 1,622 |
| 非支配持分への配当の支払 | 84 | 82 |
| 要約財務情報： | | |
| 資産合計 | 11,683 | 11,396 |
| 負債合計 | 3,852 | 3,566 |
| 純収益合計 | 2,614 | 2,712 |
| 当期純利益（損失） | 567 | 599 |
| 包括利益（損失）合計、税引後 | 424 | 783 |

当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当行グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす制約は以下のとおりであり、以下の表はこれらの制約を受ける資産の量を表したものである。

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保を差入れている。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。

制約を受ける資産

| | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|---------------------------|---------------|----------|---------------|----------|
| 単位：百万ユーロ | 資産合計 | 制約を受ける資産 | 資産合計 | 制約を受ける資産 |
| 利付銀行預け金 | 163,454 | 41 | 164,136 | 108 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 465,252 | 58,452 | 482,376 | 40,346 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 35,546 | 7,655 | 31,675 | 2,771 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 473,705 | 54,372 | 483,700 | 73,500 |
| その他 | 174,374 | 8,861 | 174,902 | 3,592 |
| 合計 | 1,312,331 | 129,381 | 1,336,788 | 120,317 |

上記に加え、流動性カバレッジ比率（LCR）に係る規制に従い（欧州委員会委任規則(EU)第2015/61号）、当行グループは、第三国で保有する資産が自由な移転の制約の対象となるかを識別する。当行グループは、第三国で保有する、自由な移転ができない純キャッシュ・アウトフローを超える高品質流動資産（HQLA）の量を識別し、それらをHQLAから除外する。第三国の事業体が保有し、制約を受けるとみなされるかかるHQLAの総額は、2023年12月31日現在、133億ユーロ（2022年12月31日現在218億ユーロ）である。2023年度において、当行グループはリスク選好を、流動性準備金からHQLAに変更した。

38 -

ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債性有価証券および資本性有価証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債性有価証券および資本性有価証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記01「重要性のある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当行グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。

証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2023年12月31日および2022年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はなかった。

ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額はそれぞれ11億ユーロおよび11億ユーロであった。

当期中にドイツ銀行は、連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの関与の範囲はストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるビークルは、借手が融資に係る追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ビークルを連結する。

証券化ビークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールを購入する証券化ビークルを設立している。これらのビークルは、負債性有価証券および資本性有価証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はビークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループは、これらの証券化ビークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行うことができる。当行グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ビークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。証券化ビークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一方的に解任するパワーまたは能力を当行グループが有していない場合には、当該証券化ビークルは当行グループに連結されない。

ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資しているか、または当行がファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、当行がスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当行グループは当該ファンドを連結しない。

その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行がこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当行グループによって連結されない。

ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、マネジメント・フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産 / 負債に係る純利得 / (損失)」に認識される。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与とは、当行をストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラク

チャード・エンティティから当行が信用プロテクションを購入した場合、当行は、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とはみなされていない。

非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。ドイツ銀行の解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額またはそれらの変動は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2023年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ1,170億ユーロ、3,150億ユーロおよび260億ユーロであった。2022年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ4,570億ユーロ、3,970億ユーロおよび280億ユーロであった。

ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる指標をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の指標が適切な指標だと考えられている。

- ファンド - 当行がファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当行の関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化 - 当行グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額（利息のみの有価証券および余剰債券（該当がある場合）を除く。）。当行の関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目金額。
- 第三者資金提供企業 - 当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業 - 発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは受け取った / 差し入れた担保または当行の当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

上記の定義に基づき、ストラクチャード・エンティティの規模は総額で2兆3,290億ユーロであり、このうち、大部分の1兆2,230億ユーロはファンドからのものである。2022年度は、それぞれ2兆7,230億ユーロおよび1兆1,380億ユーロであった。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンの真の変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2023年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | リパッケージ および | | 証券化 | ファンド | 合計 |
|---|---------------|---------------|--------|--------|---------|
| | 投資企業 | 第三者 資金提供企業 | | | |
| 資産 | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 1 | 0 | 0 | 9 | 11 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件 付買入有価証券 | 0 | 373 | 209 | 3,482 | 4,064 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産合計 | 237 | 4,137 | 3,372 | 53,909 | 61,654 |
| トレーディング資産 | 193 | 2,663 | 2,750 | 3,302 | 8,908 |
| プラスの時価（デリバティブ金融商品） | 44 | 450 | 6 | 3,272 | 3,772 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定 されるトレーディング以外の金融資産 | 0 | 1,024 | 615 | 47,335 | 48,974 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測 定する金融資産 | 0 | 893 | 330 | 264 | 1,487 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 233 | 66,033 | 31,002 | 19,433 | 116,701 |
| その他の資産 | 1 | 677 | 3,406 | 10,581 | 14,665 |
| 資産合計 | 472 | 72,112 | 38,319 | 87,679 | 198,582 |
| 負債 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融 負債合計 | 43 | 51 | 71 | 5,098 | 5,264 |
| マイナスの時価（デリバティブ金融商 品） | 43 | 51 | 71 | 5,098 | 5,264 |
| その他の短期借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の負債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 43 | 51 | 71 | 5,098 | 5,264 |
| オフバランスのエクスポージャー | 0 | 8,737 | 10,720 | 6,386 | 25,843 |
| 合計 | 429 | 80,798 | 48,967 | 88,967 | 219,162 |

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | リパッケージ および 投資企業 | 第三者 資金提供企業 | 証券化 | ファンド | 合計 |
|-------------------------------------|-----------------------|---------------|--------|--------|---------|
| 資産 | | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 1 | 0 | 319 | 7 | 327 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 0 | 0 | 87 | 2,404 | 2,491 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | 195 | 8,675 | 4,956 | 46,695 | 60,520 |
| トレーディング資産 | 145 | 2,910 | 3,159 | 3,660 | 9,874 |
| プラスの時価（デリバティブ金融商品） | 34 | 4,224 | 863 | 5,458 | 10,580 |
| 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 | 16 | 1,541 | 933 | 37,577 | 40,067 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 0 | 830 | 298 | 404 | 1,532 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 212 | 68,398 | 31,077 | 18,896 | 118,583 |
| その他の資産 | 0 | 956 | 3,293 | 10,405 | 14,654 |
| 資産合計 | 408 | 78,859 | 40,030 | 78,810 | 198,107 |
| 負債 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | 51 | 1,251 | 438 | 5,021 | 6,761 |
| マイナスの時価（デリバティブ金融商品） | 51 | 1,251 | 438 | 5,021 | 6,761 |
| その他の短期借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の負債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 51 | 1,251 | 438 | 5,021 | 6,761 |
| オフバランスのエクスポージャー | 0 | 10,644 | 11,045 | 6,747 | 28,437 |
| 合計 | 357 | 88,252 | 50,637 | 80,536 | 219,782 |

トレーディング資産 - 2023年12月31日および2022年12月31日現在のトレーディング資産合計はそれぞれ89億ユーロおよび99億ユーロであった。これは主に、証券化に対する投資28億ユーロおよび32億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資33億ユーロおよび37億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メーカーに関するものであるが、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 - この区分における関与の大半はファンドへの逆レボ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

貸出金 - 2023年12月31日および2022年12月31日現在の貸出金は、それぞれ1,167億ユーロおよび1,186億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

その他の資産 - 2023年12月31日および2022年12月31日現在のその他の資産それぞれ147億ユーロおよび147億ユーロは、主に委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権 - 未決済債権の残高は、仲介業務等による典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループが関与を有していない企業

ドイツ銀行はスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティをドイツ銀行と合理的に関連付ける場合にも、当行は当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行がスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行が関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれ38百万ユーロおよび226百万ユーロであった。当行がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識されている。2023年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して17億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して19億ユーロであった。2022年度においては、証券化に対して34億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して12億ユーロであった。

流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2023年12月31日現在の資産科目

| 単位：百万ユーロ | 回収または決済される金額 | | 合計 |
|---------------------------|--------------|---------|-------------------|
| | 1年以内 | 1年超 | 2023年 12月31日現在 |
| 現金および中央銀行預け金 | 178,416 | 0 | 178,416 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 5,535 | 606 | 6,140 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 8,263 | 6,462 | 14,725 |
| 借入有価証券担保金 | 32 | 6 | 39 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 459,604 | 5,648 | 465,252 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 7,393 | 28,152 | 35,546 |
| 持分法適用投資 | 0 | 1,013 | 1,013 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 127,483 | 346,222 | 473,705 |
| 土地建物および設備 | 0 | 6,185 | 6,185 |
| のれんおよびその他の無形資産 | 0 | 7,327 | 7,327 |
| その他の資産 | 93,090 | 21,607 | 114,697 |
| 当期税金資産 | 1,084 | 429 | 1,513 |
| 繰延税金資産考慮前の資産合計 | 880,900 | 423,657 | 1,304,557 |
| 繰延税金資産 | | | 7,773 |
| 資産合計 | | | 1,312,331 |

2023年12月31日現在の負債科目

| 単位：百万ユーロ | 回収または決済される金額 | | 合計 |
|---------------------------|--------------|---------|-------------------|
| | 1年以内 | 1年超 | 2023年 12月31日現在 |
| 預金 | 598,941 | 23,095 | 622,035 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 2,215 | 823 | 3,038 |
| 貸付有価証券担保金 | 3 | 0 | 3 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 356,954 | 9,521 | 366,475 |
| その他の短期借入金 | 9,620 | 0 | 9,620 |
| その他の負債 | 107,337 | 5,699 | 113,036 |
| 引当金 | 2,448 | 0 | 2,448 |
| 当期税金負債 | 369 | 262 | 631 |
| 長期債務 | 30,942 | 88,448 | 119,390 |
| 信託優先証券 | 289 | 0 | 289 |
| 繰延税金負債考慮前の負債合計 | 1,109,119 | 127,848 | 1,236,967 |
| 繰延税金負債 | | | 546 |
| 負債合計 | | | 1,237,513 |

2022年12月31日現在の資産科目

| 単位：百万ユーロ | 回収または決済される金額 | | 合計 |
|---------------------------|--------------|---------|-------------------|
| | 1年以内 | 1年超 | 2022年 12月31日現在 |
| 現金および中央銀行預け金 | 178,896 | 0 | 178,896 |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） | 7,189 | 6 | 7,195 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 8,415 | 3,063 | 11,478 |
| 借入有価証券担保金 | 0 | 0 | 0 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 475,945 | 6,431 | 482,376 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 7,296 | 24,380 | 31,675 |
| 持分法適用投資 | 0 | 1,124 | 1,124 |
| 償却原価で測定する貸出金 | 119,109 | 364,591 | 483,700 |
| 土地建物および設備 | 0 | 6,103 | 6,103 |
| のれんおよびその他の無形資産 | 0 | 7,092 | 7,092 |
| その他の資産 | 93,565 | 24,729 | 118,293 |
| 当期税金資産 | 873 | 711 | 1,584 |
| 繰延税金資産考慮前の資産合計 | 891,287 | 438,229 | 1,329,516 |
| 繰延税金資産 | | | 7,272 |
| 資産合計 | | | 1,336,788 |

2022年12月31日現在の負債科目

| 単位：百万ユーロ | 回収または決済される金額 | | 合計 |
|---------------------------|--------------|---------|-------------------|
| | 1年以内 | 1年超 | 2022年 12月31日現在 |
| 預金 | 596,500 | 24,956 | 621,456 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 517 | 56 | 573 |
| 貸付有価証券担保金 | 13 | 0 | 13 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 383,954 | 4,118 | 388,072 |
| その他の短期借入金 | 5,122 | 0 | 5,122 |
| その他の負債 | 107,345 | 6,369 | 113,714 |
| 引当金 | 2,449 | 0 | 2,449 |
| 当期税金負債 | 240 | 148 | 388 |
| 長期債務 | 46,622 | 84,903 | 131,525 |
| 信託優先証券 | 500 | 0 | 500 |
| 繰延税金負債考慮前の負債合計 | 1,143,261 | 120,550 | 1,263,811 |
| 繰延税金負債 | | | 650 |
| 負債合計 | | | 1,264,461 |

40 - 後発事象

報告日以降、当行の経営成績、財政状態および純資産に重大な影響を及ぼす重要な後発事象は発生しなかった。

41 - 規制自己資本に関する情報

一般的な定義

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(CRR)および金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督に関するEU指令第2013/36号(CRD)(その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。)に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがって、グループ内の保険会社および金融部門以外の事業体はここに含まれていない。

2023年度末現在有効であった規制に基づく自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本およびその他Tier 1資本に細分化される。

CET 1資本は、主に、規制上の調整(すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。)およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1資本への組み入れに適切な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のブルデンシャル・フィルターには、証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに追加評価調整が含まれる。CET 1資本控除には、例えば無形資産(ブルデンシャルバリューを超える部分)、将来の収益性に依存する繰延税金資産、予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、確定給付年金基金資産正味額、金融部門事業体との資本の相互持合い、ならびに一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、Tier 2)に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1資本は、AT1資本金商品および関連する株式プレミアム勘定ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2資本は、適格な資本金商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。Tier 2資本として適格であるためには、資本金商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本金商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

資本金商品

取締役会は、2022年度年次株主総会から、2027年4月30日までに、当該決議の採択時の株式資本、または承認が実行される各時点の株式資本のうちいずれか低い方の株式の最大10%を買い戻す承認を得た。2022年度年次株主総会の時点で、これは最大で206.6百万株に相当した。そのうち、株式資本合計の最大5%、すなわち103.3百万株が、デリバティブを用いて買い戻し可能となった。これには、満期が18ヶ月超の、株式資本合計の最大2%のデリバティブが含まれる。2022年度年次株主総会から2023年度年次株主総会までの間に、36.3百万株が同期間または今後の期間における株式報酬のために買い戻された。そのうち、22.7百万株がコール・オプションを行使して買い戻された。さらに、30.2百万個のコール・オプションが今後の期間における株式報酬のために新たに買い戻された。2023年度年次株主総会の時点で、トレジャリー部門が保有する株式数は5.0百万に上った。これらの株式は今後の期間における株式報酬のために保有された。

2023年5月17日の年次株主総会において、2028年4月30日までに、当該決議の採択時の株式資本、または承認が実行される各時点の株式資本のうちいずれか低い方の株式の最大10%を買い戻す承認が取締役に付与された。2023年度年次株主総会の時点で、これは最大で204百万株に相当した。そのうち、株式資本合計の最大5%、すなわち102百万株が、デリバティブを用いて買い戻し可能となった。これには、満期が18ヶ月超の、株式資本合計の最大2%のデリバティブが含まれる。この権限は、前年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2023年度年次株主総会から2023年12月31日までの間に、45.5百万株が株主に資本を配分するために消却目的で買い戻された。2023年12月31日現在、買い戻しによる保有自己株式数は

48.2百万株であった。そのうち、45.5百万株は消却目的の買い戻しに関連する。残りの2.7百万株は、今後の期間の株式報酬のために使用される予定の株式に関連する。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2023年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。

2022年度年次株主総会以降、取締役会は、参加証券およびその他Tier 1資本として2027年4月30日以前に適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の90億ユーロ相当を発行することが認められた。ドイツ銀行は2022年11月、この権限の下で12.5億ユーロのAT1ノートを新たに発行した。

2019年6月27日から適用されている現在のCRRは、2019年6月27日より前に発行されたAT1およびTier 2金融商品について更なるグランド・ファーザー規定を定めている。特別目的事業体を通じて発行されたAT1およびTier 2金融商品は2021年12月31日までグランド・ファーザー規定の対象であった。2023年度において、経過措置はAT1およびTier 2金融商品のみ適用され、2019年6月27日以降に適用される特定の新たな要件を満たしていない場合でも、2025年6月26日までは引き続き適格となる。ドイツ銀行では、2023年度中に適格となった金融商品に重要性はなかったため、「完全適用ベース」と「経過措置」の額との間に重要な差異はないことになる。

現在のCRRに基づき、当行グループは2023年12月現在、86億ユーロの適格なAT1金融商品の残高を有している。2023年度に、当行はAT1ノートの発行も償還も行っていない。

2023年12月31日現在、Tier 2資本性金融商品は86億ユーロ（名目金額115億ユーロ）であった。2023年度に、当行は名目金額15億米ドル（14億ユーロ相当）のTier 2資本性金融商品を発行し、想定元本132.5百万ユーロのTier 2資本性金融商品が満期到来した。

最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限等の監督措置が発せられることがある。2023年度においてドイツ銀行は規制上の最低所要自己資本規制に従っていた。

規制自己資本の内訳

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

| 単位：百万ユーロ | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
|---|-------------------|-------------------|
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金 | CRR/CRD | CRR/CRD |
| 資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金 | 44,908 | 45,458 |
| 利益剰余金 | 16,509 | 12,305 |
| その他の包括利益（損失）累計額、税引後 | -1,760 | -1,314 |
| 独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） ¹ | 3,493 | 4,183 |
| その他 | 973 | 1,002 |
| 規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 | 64,124 | 61,634 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整 | | |
| 追加評価調整（マイナスの金額） | -1,727 | -2,026 |
| その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。） | -126 | 600 |
| のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額） | -5,014 | -5,024 |
| 一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額） | -4,207 | -3,244 |
| 予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額 | -2,386 | -466 |
| 確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額） | -920 | -1,149 |
| 機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額） | -0 | -0 |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15% 基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額） | 0 | 0 |
| 一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15% 基準超過額）（マイナスの金額） | 0 | 0 |
| その他の規制上の調整 ² | -1,679 | -2,225 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計 | -16,058 | -13,536 |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 | 48,066 | 48,097 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品 | | |
| 資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定 | 8,578 | 8,578 |
| AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定 | 0 | 0 |
| 規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本 | 8,578 | 8,578 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整 | | |
| 機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額） | -250 | -60 |
| CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額 | | |
| その他の規制上の調整 | 0 | 0 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計 | -250 | -60 |
| その他Tier 1 (AT1) 資本 | 8,328 | 8,518 |

| | | |
|-----------------------------|---------|---------|
| Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1) | 56,395 | 56,616 |
| Tier 2 (T2) 資本 | 8,610 | 9,531 |
| 自己資本合計 (TC = T1 + T2) | 65,005 | 66,146 |
| リスク・ウェイト・アセット合計 | 349,742 | 360,003 |

自己資本比率

| | | |
|---------------------------------------|------|------|
| 普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率) | 13.7 | 13.4 |
| Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率) | 16.1 | 15.7 |
| 自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率) | 18.6 | 18.4 |

N/M - 表記するに値しない。

- 1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。
- 2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除 (2022年12月31日現在: 12億ユーロ)、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく3億ユーロの資本控除 (2022年12月31日現在: 10億ユーロ)、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた0.9百万ユーロの資本控除 (2022年12月31日現在: 7.4百万ユーロ) が含まれている。当期のCET 1には変化はないが、2022年度にはCRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による14.7百万ユーロの減少が含まれている。

株主持分の自己資本への調整

| 単位: 百万ユーロ | CRR/CRD | |
|---|-------------------|-------------------|
| | 2023年12月31日 現在 | 2022年12月31日 現在 |
| 会計上の貸借対照表による株主持分合計 | 64,486 | 61,959 |
| 事業体の連結除外 / 連結 | -35 | 29 |
| このうち: | | |
| 資本剰余金 | 0 | 0 |
| 利益剰余金 | -35 | 29 |
| その他の包括利益 (損失) 累計額、税引後 | 0 | 0 |
| 規制上の貸借対照表による株主持分合計 | 64,451 | 61,988 |
| 少数株主持分 (連結CET 1に含めることが認められている額) | 973 | 1,002 |
| AT1クーポンおよび株主配当控除 ¹ | -1,279 | -1,342 |
| CRR第28条(1)に基づきCET 1に適格ではない資本性金融商品 | -21 | -14 |
| 規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 | 64,124 | 61,634 |
| 追加評価調整 | -1,727 | -2,026 |
| その他のプルデンシャル・フィルター (追加評価調整を除く。) | -126 | 600 |
| のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額) | -5,014 | -5,024 |
| 将来の収益性に依存する繰延税金資産 | -4,207 | -3,244 |
| 確定給付年金基金資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額) | -920 | -1,149 |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有 | 0 | 0 |
| その他の規制上の調整 ² | -4,065 | -2,691 |
| 普通株式等Tier 1資本 | 48,066 | 48,097 |

- 1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。
- 2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除 (2022年12月31日現在: 12億ユーロ)、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく3億ユーロの資本控除 (2022年12月31日現在: 10億ユーロ)、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた0.9百万ユーロの資本控除 (2022年12月31日現在: 7.4百万ユーロ) が含まれている。当期のCET 1には変化はないが、2022年度にはCRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による14.7百万ユーロの減少が含まれている。

資本管理

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびペイルイン比率を管理している。財務部は、ドイツ銀行の資本戦略 (それ自体はグループ・リスク委員会が策定し、取締役会が承認する。) を実施する。財務部は直接的に、または当行グループの資産負債管理委員会を通じ

て、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分ならびに地域別の資本計画を管理している。当行は、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本の両方を考慮し、経済的および規制上の両方の観点から、ドイツ銀行の健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、適切なバランスを常に達成するために、ドイツ銀行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、ドイツ銀行の発行債を額面未満で買戻すことにより普通株式等Tier 1資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

財務部は、ユーロに対する為替の変動に対するドイツ銀行のCET 1比率および資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認するリスク選好の制約の範囲内で、適切なヘッジ戦略を策定し、実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、または完全にヘッジされているかのいずれかである。これにより、財務部は、外貨建ての資本、資本控除項目およびリスク・ウェイト・アセットの為替レートの変動による影響のバランスを取ることを目標としている。さらに、財務部は、関連するヘッジコストおよび市場におけるリスク・ウェイト・アセットの影響も考慮する。

金融資源の上限設定

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせてドイツ銀行の年次戦略計画の中で見直される。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ資産負債管理委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額（RWAとRWAに相当する特定の資本控除項目とRWAに相当する特定の資本バッファ要求項目の合計と定義される。）およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は主に、ドイツ銀行のCET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1比率およびレバレッジ比率への貢献は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産、および資本需要総額に含まれる事業関連の規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分と複数のドイツ銀行の支店は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

さらに、財務部は、ドイツ銀行の年金委員会のメンバーであり、ドイツにおけるドイツ銀行最大の年金基金の資産を監視する関連する投資委員会のメンバーを代表している。これらの投資委員会は、当行の資本基盤と配当能力を保護する当行の投資目的に沿って、これらの基金の投資戦略を設定している。

42 - ドイツ商法第297-1a条 / 第314条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産
利益率に対する補足的情報

人件費

| 単位：百万ユーロ | 2023年度 | 2022年度 |
|---------------|--------|--------|
| 人件費： | | |
| 賃金および給料 | 9,235 | 8,871 |
| 社会保障費 | 1,896 | 1,841 |
| このうち：年金に関するもの | 963 | 1,024 |
| 合計 | 11,131 | 10,712 |

従業員

2023年度の平均実働従業員数は87,777名（2022年度：85,143名）で、このうち女性は39,114名（2022年度：37,815名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均51,732名（2022年度：49,372名）であった。

取締役会および監査役会の報酬

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役会メンバーは、2023年度の報酬として総額55,004,064ユーロ（2022年度：52,870,209ユーロ）を受け取った。このうち、27,243,063ユーロ（2022年度：26,981,982ユーロ）が固定報酬、1,191,666ユーロ（2022年度：1,300,000ユーロ）が固定手当、854,238ユーロ（2022年度：1,119,403ユーロ）が付加給付および25,715,098ユーロ（2022年度：23,468,824ユーロ）が業績連動項目であった。ドイツ銀行の元取締役会メンバーまたはその遺族には、2023年12月31日に終了した年度および2022年12月31日に終了した年度において、それぞれ26,222,817ユーロおよび22,974,014ユーロが支払われた。2023年12月31日現在および2022年12月31日現在、元取締役会メンバーおよびその遺族に対する年金債務引当金は、それぞれ157,816,164ユーロおよび158,228,043ユーロであった。

監査役会の報酬は、ドイツ銀行AGの定款の第14条に定められている。新たな報酬規定は、直近の2023年5月17日の年次株主総会の決議で採択された。2023年度における監査役に対する報酬総額は、7,404,172ユーロ（2022年度：6,833,333ユーロ）であった。当行は、退任後の監査役に対していかなる給付も提供していない。

監査役の報酬は、ドイツ銀行の定款の第14条に定められている。新たな報酬規定は、直近の2023年5月17日の年次株主総会の決議で採択された。2023年度における監査役会メンバーに対する報酬総額は、7,404,172ユーロ（2022年度：6,833,333ユーロ）であった。当行は、監査役会メンバーに対して、監査役会退任後はいかなる給付も提供していない。

総資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。2023年および2022年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれ0.35%および0.39%であった。

親会社についての情報

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトは、ドイツ銀行グループの親会社である。フランクフルト・アム・マインで設立され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ（www.db.com/ir/en/reports.htm）で公表されている。

主要な会計報酬およびサービス

EY GmbH & Co. KG 監査法人（以下「EY GmbH & Co. KG」という。）およびその他のEYメンバー・ファームに対する報酬の内訳

| 報酬区分（単位：百万ユーロ） | 2023年度 | 2022年度 |
|----------------------|--------|--------|
| 監査報酬 | 66 | 59 |
| このうちEY GmbH & Co. KG | 52 | 46 |
| 監査関連報酬 | 12 | 8 |
| このうちEY GmbH & Co. KG | 9 | 6 |
| 税務関連報酬 | 0 | 0 |
| このうちEY GmbH & Co. KG | 0 | 0 |
| その他すべての報酬 | 0 | 1 |
| このうちEY GmbH & Co. KG | 0 | 0 |
| 報酬合計 | 78 | 68 |

監査報酬には、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する職業的専門家によるサービスの報酬が含まれるが、EYによる監査の対象外であるDWSおよびその子会社に対する監査報酬は含まれない。監査関連報酬には、法令によって要求されるその他の保証業務に対する報酬、特に財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、事業分割時および合併時の監査、ならびに内部管理目的およびコンフォートレター発行のための任意監査等の任意の保証業務に対する報酬が含まれる。税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューと関連する法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言、ならびに税法遵守の評価支援に対する報酬が含まれる。

43 - 国別の報告

ドイツ銀行法第26a条は、特定の情報を所在地別に年次開示することを要求している。以下の表に開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、この表は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の所在地別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ所在地におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は各所在地の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一である。

子会社および支店の所在地は、設立地または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記44「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日 | | | |
|-----------------------|--------------|-------------------------------|---------------|---------------------------|
| | 純収益 (売上高) | 従業員（フル タイム換算） ¹ | 税引前利益 (損失) | 法人所得税 (費用) / ベネフィット |
| オーストラリア | 179 | 281 | 21 | -9 |
| オーストリア | 15 | 69 | 3 | -0 |
| ベルギー | 180 | 482 | 20 | -7 |
| ブラジル | 112 | 169 | 53 | -18 |
| カナダ | 22 | 12 | 18 | -12 |
| ケイマン諸島 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| 中国 | 233 | 634 | 131 | -33 |
| コロンビア | -0 | 0 | -0 | 0 |
| チェコ共和国 | 35 | 44 | 23 | -4 |
| フランス | 124 | 215 | 54 | -7 |
| ドイツ | 13,426 | 36,195 | 3,832 | -889 |
| 英国 | 4,052 | 7,795 | 472 | 791 |

| | | | | |
|---------|-------|--------|------|------|
| ギリシャ | 1 | 12 | 0 | -1 |
| 香港 | 610 | 851 | 74 | -11 |
| ハンガリー | 47 | 60 | 24 | -4 |
| インド | 818 | 20,727 | 563 | -235 |
| インドネシア | 113 | 220 | 60 | -19 |
| アイルランド | 27 | 158 | -2 | 1 |
| イスラエル | 2 | 15 | 1 | -0 |
| イタリア | 838 | 3,071 | -96 | 165 |
| 日本 | 376 | 380 | 202 | -52 |
| ジャージー島 | 5 | 0 | 6 | -0 |
| ルクセンブルク | 1,158 | 474 | 633 | -126 |
| マレーシア | 97 | 192 | 59 | -14 |
| モーリシャス | -45 | 0 | -44 | 0 |
| メキシコ | 19 | 30 | 6 | 0 |
| オランダ | 307 | 485 | 175 | -44 |
| パキスタン | 24 | 88 | 13 | -7 |
| ペルー | 1 | 0 | 0 | 0 |
| フィリピン | 46 | 1,386 | 29 | -6 |
| ポーランド | 163 | 352 | -174 | 14 |
| ポルトガル | 12 | 45 | 3 | 2 |
| カタール | -0 | 3 | 0 | -0 |
| ルーマニア | 1 | 1,626 | 12 | -2 |
| ロシア連邦 | 88 | 179 | 40 | -16 |
| サウジアラビア | 50 | 47 | -24 | -1 |
| シンガポール | 982 | 1,879 | 259 | -42 |
| 南アフリカ | 23 | 42 | 11 | -1 |
| 韓国 | 126 | 185 | 56 | -15 |
| スペイン | 549 | 2,345 | 50 | -20 |
| スリランカ | 38 | 56 | 32 | -12 |
| スウェーデン | 6 | 33 | 0 | -0 |
| スイス | 351 | 624 | 86 | -16 |
| 台湾 | 31 | 120 | 3 | -2 |
| タイ | 48 | 106 | 10 | -2 |
| トルコ | 146 | 115 | 126 | -37 |
| UAE | 36 | 196 | 22 | -4 |
| ウクライナ | 12 | 33 | -1 | -2 |
| 米国 | 4,870 | 8,021 | 317 | -103 |
| ベトナム | 44 | 80 | 30 | -6 |

1 2023年12月31日現在のフルタイム換算の従業員数。

[次へ](#)

44 -
保有株式

- 360 子会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2023のページ。以下同様）
- 365 連結ストラクチャード・エンティティ
- 369 持分法により会計処理されている会社
- 371 20%超を保有するその他の会社
- 374 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- 1 支配されている。
- 2 ドイツ商法第313条第2項第6号に従って、無限責任の株主としての立場
- 3 ゼネラル・パートナーシップ
- 4 当社はドイツ商法第264条第3項で認められた免除を利用している。
- 5 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- 6 共同支配企業
- 7 支配されていない。
- 8 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- 9 IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 10 暫定自己資本6,894.9百万ユーロ / 暫定損益(28.2)百万ユーロ（2023事業年度）
- 11 IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 12 暫定自己資本8,425.3百万ユーロ / 暫定損益(41.7)百万ユーロ（2023事業年度）
- 13 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- 14 自己資本39.7百万ユーロ / 損益3.8百万ユーロ（2022事業年度）
- 15 自己資本0.6百万ユーロ / 損益16.8百万ユーロ（2022事業年度）
- 16 自己資本12.3百万ユーロ / 損益2.4百万ユーロ（2022事業年度）
- 17 自己資本16.0百万ユーロ / 損益0.6百万ユーロ（2022事業年度）

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|--|--------------------|----|----------|---------|
| 子会社 | | | | | |
| 1 | Deutsche Bank Aktiengesellschaft | フランクフルト・ アム・マイン | | 信用機関 | |
| 2 | ABFS I Incorporated | ルーザービル= ティモニアム | | 金融機関 | 100.0 |
| 3 | Alex. Brown Financial Services Incorporated | ルーザービル= ティモニアム | | 金融機関 | 100.0 |
| 4 | Alex. Brown Investments Incorporated | ルーザービル= ティモニアム | | 金融機関 | 100.0 |
| 5 | Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH | ベルリン | | その他の企業 | 100.0 |
| 6 | Argent Incorporated | ルーザービル= ティモニアム | | 金融機関 | 100.0 |
| 7 | Baldur Mortgages Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 8 | Betriebs-Center für Banken AG | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 9 | Better Financial Services GmbH | ベルリン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 10 | Better Payment Germany GmbH | ベルリン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 11 | BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH | ハーメルン | | 金融機関 | 100.0 |
| 12 | BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft | ハーメルン | | 信用機関 | 100.0 |
| 13 | BHW Holding GmbH | ハーメルン | | 金融持株会社 | 100.0 |
| 14 | Borfield Sociedad Anonima | モンテビデオ | | その他の企業 | 100.0 |
| 15 | Breaking Wave DB Limited | ロンドン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 16 | BT Globenet Nominees Limited | ロンドン | | その他の企業 | 100.0 |
| 17 | Cardea Real Estate S.r.l. | ミラノ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 18 | Caribbean Resort Holdings, Inc. | ニューヨーク | 1 | 金融機関 | 0.0 |
| 19 | Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd. | 北京 | | その他の企業 | 100.0 |
| 20 | Cathay Asset Management Company Limited | エベヌ | | 金融機関 | 100.0 |
| 21 | Cathay Capital Company (No 2) Limited | エベヌ | | 金融機関 | 67.6 |
| 22 | China Recovery Fund, LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 85.0 |
| 23 | Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1 | ウィルミントン | 1 | 金融機関 | 10.0 |
| 24 | Consumo Srl in Liquidazione | ミラノ | | 金融機関 | 100.0 |
| 25 | D B Investments (GB) Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 26 | D&M Turnaround Partners Godo Kaisha | 東京 | | 金融機関 | 100.0 |
| 27 | DB (Barbados) SRL | クライストチャー チ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 28 | DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd. | クアラルンプール | | その他の企業 | 100.0 |
| 29 | DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad | クアラルンプール | | その他の企業 | 100.0 |
| 30 | DB Alex. Brown Holdings Incorporated | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 31 | DB Aotearoa Investments Limited | ジョージタウン | | 信用機関 | 100.0 |
| 32 | DB Beteiligungs-Holding GmbH | フランクフルト | | 金融持株会社 | 100.0 |
| 33 | DB Boracay LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 34 | DB Capital Markets (Deutschland) GmbH | フランクフルト | | 金融持株会社 | 100.0 |
| 35 | DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U. | マドリッド | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 36 | DB Chestnut Holdings Limited | ジョージタウン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 37 | DB Commodity Financing Limited | ロンドン | | 付随サービス事業 | 100.0 |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|--|----------|----|----------|-------------|
| 38 | DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd. | クアラルンプール | | 金融機関 | 100.0 |
| 39 | DB Direkt GmbH | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 40 | DB Equipment Leasing, Inc. | ニューヨーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 41 | DB Finance (Delaware), LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 42 | DB Global Technology SRL | ブカレスト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 43 | DB Global Technology, Inc. | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 44 | DB Group Services (UK) Limited | ロンドン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 45 | DB Holdings (New York), Inc. | ニューヨーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 46 | DB HR Solutions GmbH | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 47 | DB Impact Investment Fund I, L.P. | エディンバラ | 2 | 金融機関 | 100.0 |
| 48 | DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG | リュッツェン | 2 | 金融機関 | 100.0 |
| 49 | DB Industrial Holdings GmbH | リュッツェン | | 金融機関 | 100.0 |
| 50 | DB Intermezzo LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 51 | DB International (Asia) Limited | シンガポール | | 信用機関 | 100.0 |
| 52 | DB International Investments Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 53 | DB International Trust (Singapore) Limited | シンガポール | | その他の企業 | 100.0 |
| 54 | DB Investment Managers, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 55 | DB Investment Partners Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 56 | DB Investment Partners Pte. Ltd. | シンガポール | | その他の企業 | 100.0 |
| 57 | DB Investment Resources (US) Corporation | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 58 | DB Investment Resources Holdings Corp. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 59 | DB Investment Services GmbH | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 60 | DB IROC Leasing Corp. | ニューヨーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 61 | DB London (Investor Services) Nominees Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 62 | DB Management Support GmbH | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 63 | DB Nominees (Hong Kong) Limited | 香港 | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 64 | DB Nominees (Jersey) Limited | セントヘリア | | その他の企業 | 100.0 |
| 65 | DB Nominees (Singapore) Pte Ltd | シンガポール | | その他の企業 | 100.0 |
| 66 | DB Omega Ltd. | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 67 | DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U. | マドリッド | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 68 | DB Overseas Finance Delaware, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 69 | DB Overseas Holdings Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 70 | DB Print GmbH | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 71 | DB Private Clients Corp. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 72 | DB Private Wealth Mortgage Ltd. | ニューヨーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 73 | DB Re S.A. | ルクセンブルグ | | 再保険事業 | 100.0 |
| 74 | DB Service Centre Limited | ダブリン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 75 | DB Services (Jersey) Limited | セントヘリア | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 76 | DB Services Americas, Inc. | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|---|-----------|------|----------|-------------|
| 77 | DB Servizi Amministrativi S.r.l. | ミラノ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 78 | DB Strategic Advisors, Inc. | マカティ・シティ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 79 | DB Structured Derivative Products, LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 80 | DB Structured Products, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 81 | DB Trustee Services Limited | ロンドン | | その他の企業 | 100.0 |
| 82 | DB Trustees (Hong Kong) Limited | 香港 | | その他の企業 | 100.0 |
| 83 | DB U.S. Financial Markets Holding Corporation | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 84 | DB UK Bank Limited | ロンドン | | 信用機関 | 100.0 |
| 85 | DB UK Holdings Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 86 | DB UK PCAM Holdings Limited (株主による任意整理中) | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 87 | DB USA Core Corporation | ウエストトレントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 88 | DB USA Corporation | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 89 | DB Valoren S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 90 | DB Value S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 91 | DB VersicherungsManager GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 100.0 |
| 92 | DB Vita S.A. | ルクセンブルグ | | 保険事業 | 84.0 |
| 93 | DBAH Capital, LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 94 | DBCIBZ1 | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 95 | DBFIC, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 96 | DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 97 | DBOI Global Services (UK) Limited | ロンドン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 98 | DBR Investments Co. Limited | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 99 | DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd. | ジョージタウン | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 100 | DBRMSGP1 | ジョージタウン | 2, 3 | 金融機関 | 100.0 |
| 101 | DBUK PCAM Limited (株主による任意整理中) | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 102 | DBUSBZ2, S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 103 | DBX Advisors LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 104 | DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG | エシュボルン | 2 | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 105 | DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 106 | DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 107 | Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand | オークランド | | 金融機関 | 100.0 |
| 108 | Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand | オークランド | | 金融機関 | 100.0 |
| 109 | Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited | オークランド | | 金融機関 | 100.0 |
| 110 | Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited | ロンドン | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 111 | Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd | シンガポール | | 金融機関 | 100.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|----------|---------|
| 112 | Deutsche Asset Management (India) Private Limited | ムンバイ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 113 | Deutsche Australia Limited | シドニー | | 金融機関 | 100.0 |
| 114 | Deutsche Bank (Cayman) Limited | ジョージタウン | | その他の企業 | 100.0 |
| 115 | Deutsche Bank (China) Co., Ltd. | 北京 | | 信用機関 | 100.0 |
| 116 | Deutsche Bank (Malaysia) Berhad | クアラルンプール | | 信用機関 | 100.0 |
| 117 | Deutsche Bank (Suisse) SA | ジュネーブ | | 信用機関 | 100.0 |
| 118 | Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa | モンテビデオ | | 信用機関 | 100.0 |
| 119 | DEUTSCHE BANK A.S. | イスタンブール | | 信用機関 | 100.0 |
| 120 | Deutsche Bank Americas Holding Corp. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 121 | Deutsche Bank Europe GmbH | フランクフルト | | 信用機関 | 100.0 |
| 122 | Deutsche Bank Financial Company | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 123 | Deutsche Bank Holdings, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 124 | Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated | ウィルミントン | | その他の企業 | 100.0 |
| 125 | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | ルクセンブルグ | | 信用機関 | 100.0 |
| 126 | Deutsche Bank Mutui S.p.A. | ミラノ | | 信用機関 | 100.0 |
| 127 | Deutsche Bank National Trust Company | ロサンゼルス | | 金融機関 | 100.0 |
| 128 | Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna | ワルシャワ | | 信用機関 | 100.0 |
| 129 | Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited | ラゴス | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 130 | Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão | サンパウロ | | 信用機関 | 100.0 |
| 131 | Deutsche Bank Securities Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 132 | Deutsche Bank Securities Limited | トロント | | 金融機関 | 100.0 |
| 133 | Deutsche Bank Società per Azioni | ミラノ | | 信用機関 | 99.9 |
| 134 | Deutsche Bank Trust Company Americas | ニューヨーク | | 信用機関 | 100.0 |
| 135 | Deutsche Bank Trust Company Delaware | ウィルミントン | | 信用機関 | 100.0 |
| 136 | Deutsche Bank Trust Company, National Association | ニューヨーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 137 | Deutsche Bank Trust Corporation | ニューヨーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 138 | Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal | マドリッド | | 信用機関 | 100.0 |
| 139 | Deutsche Capital Finance (2000) Limited | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 140 | Deutsche Capital Markets Australia Limited | シドニー | | 金融機関 | 100.0 |
| 141 | Deutsche Capital Partners China Limited (任意整理中) | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 142 | Deutsche Cayman Ltd. | カマーナ・ベイ | | その他の企業 | 100.0 |
| 143 | Deutsche Custody N.V. | アムステルダム | | 金融機関 | 100.0 |
| 144 | Deutsche Domus New Zealand Limited | オークランド | | 金融機関 | 100.0 |
| 145 | Deutsche Equities India Private Limited | ムンバイ | | 金融機関 | 100.0 |
| 146 | Deutsche Finance No. 2 Limited (任意整理中) | ジョージタウン | | 金融機関 | 100.0 |
| 147 | Deutsche Foras New Zealand Limited | オークランド | | 金融機関 | 100.0 |
| 148 | Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 100.0 |
| 149 | Deutsche Global Markets Limited | テルアビブ | | 付随サービス事業 | 100.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|--|----------|----|----------|---------|
| 150 | Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited | ヨハネスブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 151 | Deutsche Group Services Pty Limited | シドニー | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 152 | Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | | その他の企業 | 99.8 |
| 153 | Deutsche Holdings (Grand Duchy) | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 154 | Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 155 | Deutsche Holdings Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 156 | Deutsche Holdings No. 2 Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 157 | Deutsche Holdings No. 3 Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 158 | Deutsche Holdings No. 4 Limited (株主による任意整理中) | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 159 | Deutsche Immobilien Leasing GmbH | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 100.0 |
| 160 | Deutsche India Holdings Private Limited | ムンバイ | | 金融機関 | 100.0 |
| 161 | Deutsche India Private Limited | ムンバイ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 162 | Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited | ダブリン | | 金融機関 | 100.0 |
| 163 | Deutsche International Corporate Services Limited | セントヘリア | | その他の企業 | 100.0 |
| 164 | Deutsche International Custodial Services Limited | セントヘリア | | その他の企業 | 100.0 |
| 165 | Deutsche Investments (Netherlands) N.V. | アムステルダム | | 金融機関 | 100.0 |
| 166 | Deutsche Investments India Private Limited | ムンバイ | | 金融機関 | 100.0 |
| 167 | Deutsche Investor Services Private Limited | ムンバイ | | その他の企業 | 100.0 |
| 168 | Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd. | シンガポール | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 169 | Deutsche Leasing New York Corp. | ニューヨーク | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 170 | Deutsche Mexico Holdings S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 171 | Deutsche Morgan Grenfell Group Limited (株主による任意整理中) | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 172 | Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 173 | Deutsche Nederland N.V. | アムステルダム | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 174 | Deutsche New Zealand Limited | オークランド | | 金融機関 | 100.0 |
| 175 | Deutsche Nominees Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 176 | Deutsche Oppenheim Family Office AG | ケルン | | 信用機関 | 100.0 |
| 177 | Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited | オークランド | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 178 | Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH | シュットリンゲン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 179 | Deutsche Securities (India) Private Limited | ニューデリー | | 金融機関 | 100.0 |
| 180 | Deutsche Securities (Proprietary) Limited | ヨハネスブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 181 | Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited | ヨハネスブルグ | | その他の企業 | 100.0 |
| 182 | Deutsche Securities Asia Limited | 香港 | | 金融機関 | 100.0 |
| 183 | Deutsche Securities Inc. | 東京 | | 金融機関 | 100.0 |
| 184 | Deutsche Securities Israel Ltd. | テルアビブ | | 金融機関 | 100.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|----------|---------|
| 185 | Deutsche Securities Korea Co. | ソウル | | 金融機関 | 100.0 |
| 186 | Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開会社) | リヤド | | 金融機関 | 100.0 |
| 187 | Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa | メキシコシティ | | 金融機関 | 100.0 |
| 188 | Deutsche Services (CI) Limited | セントヘリア | | 金融機関 | 100.0 |
| 189 | Deutsche Services Polska Sp. z o.o. | ワルシャワ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 190 | Deutsche StiftungsTrust GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 100.0 |
| 191 | Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha | 東京 | | 金融機関 | 100.0 |
| 192 | Deutsche Trustee Company Limited | ロンドン | | その他の企業 | 100.0 |
| 193 | Deutsche Trustee Services (India) Private Limited | ムンバイ | | その他の企業 | 100.0 |
| 194 | Deutsche Trustees Malaysia Berhad | クアラルンプール | | その他の企業 | 100.0 |
| 195 | Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A. | マドリッド | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 196 | Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 78.0 |
| 197 | DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH | フランクフルト | | その他の企業 | 100.0 |
| 198 | DIP Management GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 199 | DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 100.0 |
| 200 | Durian (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 100.0 |
| 201 | DWS Alternatives France | パリ | | その他の企業 | 100.0 |
| 202 | DWS Alternatives Global Limited | ロンドン | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 203 | DWS Alternatives GmbH | フランクフルト | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 204 | DWS Asset Management (Korea) Company Limited | ソウル | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 205 | DWS Beteiligungs GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 98.6 |
| 206 | DWS CH AG | チューリッヒ | | 金融機関 | 100.0 |
| 207 | DWS Distributors, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 208 | DWS Far Eastern Investments Limited | 台北 | | 金融機関 | 60.0 |
| 209 | DWS Global Business Services Inc. | タギングシティ | | 付随サービス事業 | 99.9 |
| 210 | DWS Group GmbH & Co. KGaA | フランクフルト | 2 | 投資持株会社 | 79.5 |
| 211 | DWS Group Services UK Limited | ロンドン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 212 | DWS Grundbesitz GmbH | フランクフルト | | 資産運用会社 | 99.9 |
| 213 | DWS India Private Limited | ムンバイ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 214 | DWS International GmbH | フランクフルト | | 投資会社 | 100.0 |
| 215 | DWS Investment GmbH | フランクフルト | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 216 | DWS Investment Management Americas, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 217 | DWS Investment S.A. | ルクセンブルグ | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 218 | DWS Investments Australia Limited | シドニー | | 金融機関 | 100.0 |
| 219 | DWS Investments Hong Kong Limited | 香港 | | 金融機関 | 100.0 |
| 220 | DWS Investments Japan Limited | 東京 | | 金融機関 | 100.0 |
| 221 | DWS Investments Shanghai Limited | 上海 | | 金融機関 | 100.0 |
| 222 | DWS Investments Singapore Limited | シンガポール | | 金融機関 | 100.0 |
| 223 | DWS Investments UK Limited | ロンドン | | 資産運用会社 | 100.0 |
| 224 | DWS Management GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|--|-------------------|----|----------|-------------|
| 225 | DWS Real Estate GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 99.9 |
| 226 | DWS Service Company | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 227 | DWS Shanghai Private Equity Fund Management Limited | 上海 | | その他の企業 | 100.0 |
| 228 | DWS Trust Company | コンコード | | 金融機関 | 100.0 |
| 229 | DWS USA Corporation | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 230 | EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l. | ハンブルク | | その他の企業 | 65.2 |
| 231 | Elm (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 100.0 |
| 232 | European Value Added I (Alternate G.P.) LLP | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 233 | Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l. | ミラノ | | その他の企業 | 100.0 |
| 234 | Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank | ベルリン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 235 | Fir (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 100.0 |
| 236 | Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 237 | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG | バート ホンブルク | | その他の企業 | 74.9 |
| 238 | German American Capital Corporation | ルーザービル= ティモニアム | | 金融機関 | 100.0 |
| 239 | Greenheart (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 100.0 |
| 240 | Greenwood Properties Corp. | ニューヨーク | 1 | 金融機関 | 0.0 |
| 241 | Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 98.7 |
| 242 | Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 94.0 |
| 243 | Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR | トロイスドルフ | 2 | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 244 | Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 78.7 |
| 245 | Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 90.0 |
| 246 | Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln-Blumenberg V GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 99.0 |
| 247 | ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH | ケルン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 248 | IVAF I Manager, S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 249 | Joint Stock Company Deutsche Bank DBU | キーウ | | 信用機関 | 100.0 |
| 250 | Jyogashima Godo Kaisha | 東京 | | 金融機関 | 100.0 |
| 251 | KEBA Gesellschaft für interne Services mbH | フランクフルト | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 252 | Kidson Pte Ltd | シンガポール | | 金融機関 | 100.0 |
| 253 | Konsul Inkasso GmbH | エッセン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 254 | LA Water Holdings Limited | ジョージタウン | | 金融機関 | 75.0 |
| 255 | LAWL Pte. Ltd. | シンガポール | | 金融機関 | 100.0 |
| 256 | Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH | シェーネフェルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 257 | Leonardo III Initial GP Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|---|---------------|----|----------|-------------|
| 258 | MEF I Manager, S. à r.l. | マンスバツハ | | 金融機関 | 100.0 |
| 259 | MIT Holdings, Inc. | ボルチモア | | 金融機関 | 100.0 |
| 260 | MortgageIT Securities Corp. | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 261 | MortgageIT, Inc. | ニューヨーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 262 | norisbank GmbH | ボン | | 信用機関 | 100.0 |
| 263 | Numis Corporation Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 264 | Numis Europe Limited | ダブリン | | 投資会社 | 100.0 |
| 265 | Numis Nominees (Client) Limited | ロンドン | | その他の企業 | 100.0 |
| 266 | Numis Nominees (NSI) Limited | ロンドン | | その他の企業 | 100.0 |
| 267 | Numis Nominees Limited | ロンドン | | その他の企業 | 100.0 |
| 268 | Numis Securities Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 269 | Numis Securities Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 270 | 000 "Deutsche Bank TechCentre" | モスクワ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 271 | 000 "Deutsche Bank" | モスクワ | | 信用機関 | 100.0 |
| 272 | OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH | ケルン | | 金融機関 | 100.0 |
| 273 | OPB-Oktava GmbH | ケルン | | 金融機関 | 100.0 |
| 274 | OPPENHEIM Capital Advisory GmbH | ケルン | | 金融機関 | 100.0 |
| 275 | OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH | ケルン | | 金融機関 | 100.0 |
| 276 | PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 100.0 |
| 277 | Pan Australian Nominees Pty Ltd (自主的登 記抹消手続中) | シドニー | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 278 | PB Factoring GmbH | ボン | | 金融機関 | 100.0 |
| 279 | PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen i.A. | ボン | 1 | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 280 | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | エッセン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 281 | Plantation Bay, Inc. | セント・トーマス 島 | | その他の企業 | 100.0 |
| 282 | Postbank Direkt GmbH | ボン | | 金融機関 | 100.0 |
| 283 | Postbank Filialvertrieb AG | ボン | | 金融機関 | 100.0 |
| 284 | Postbank Finanzberatung AG | ハーメルン | | その他の企業 | 100.0 |
| 285 | Postbank Immobilien GmbH | ハーメルン | | その他の企業 | 100.0 |
| 286 | Postbank Leasing GmbH | ボン | | 金融機関 | 100.0 |
| 287 | Prof. Weber GmbH | マンハイム | 4 | その他の企業 | 100.0 |
| 288 | PT Deutsche Sekuritas Indonesia | ジャカルタ | | 金融機関 | 99.0 |
| 289 | RoPro U.S. Holding, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 290 | Route 28 Receivables, LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 291 | RREEF America L.L.C. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 292 | RREEF European Value Added I (G.P.) Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 293 | RREEF Fund Holding LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 294 | RREEF India Advisors Private Limited | ムンバイ | | その他の企業 | 100.0 |
| 295 | RREEF Management L.L.C. | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 296 | SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 100.0 |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|--|----------|----|--------|-------------|
| 297 | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH | ケルン | | 金融機関 | 100.0 |
| 298 | SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 100.0 |
| 299 | Sharps SP I LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 300 | Stelvio Immobiliare S.r.l. | ボルツァーノ | | その他の企業 | 100.0 |
| 301 | Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 302 | TELO Beteiligungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 303 | Tempurrite Leasing Limited (株主による任意 整理中) | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 304 | Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited | バンコク | | 金融機関 | 100.0 |
| 305 | Treuinvest Service GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 100.0 |
| 306 | Triplereason Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 307 | VÖB-ZVD Processing GmbH | ボン | | 支払機関 | 100.0 |
| 308 | WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分 (%) |
|-------------------|---|---------|----|----------|----------|
| 連結ストラクチャード・エンティティ | | | | | |
| 309 | Al Mi 'yar Capital SA | ルクセンブルク | 5 | その他の企業 | |
| 310 | Alguer Inversiones Designated Activity Company | ダブリン | | その他の企業 | |
| 311 | Alixville Invest, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 312 | Altersvorsorge Fonds Hamburg Alter Wall Dr. Juncker KG | フランクフルト | | その他の企業 | |
| 313 | Atlas Investment Company 1 S.à r.l., en liquidation volontaire | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 314 | Atlas Investment Company 2 S.à r.l., en liquidation volontaire | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 315 | Atlas Investment Company 3 S.à r.l., en liquidation volontaire | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 316 | Atlas Investment Company 4 S.à r.l., en liquidation volontaire | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 317 | Atlas Portfolio Select SPC | ジョージタウン | | 金融機関 | 0.0 |
| 318 | Atlas SICAV - FIS, en liquidation volontaire | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 319 | Australian Secured Personal Loans Trust | メルボルン | | その他の企業 | 100.0 |
| 320 | Axia Insurance, Ltd. | ハミルトン | 5 | その他の企業 | |
| 321 | Carpathian Investments Designated Activity Company | ダブリン | | 金融機関 | 100.0 |
| 322 | Cathay Capital Company Limited | エベヌ | | 金融機関 | 9.5 |
| 323 | Cathay Strategic Investment Company Limited | 香港 | | 金融機関 | |
| 324 | Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited (任意整理中) | ジョージタウン | | 金融機関 | |
| 325 | Cayman Reference Fund Holdings Limited | ジョージタウン | | 付随サービス事業 | |
| 326 | Ceto S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 327 | Charitable Luxembourg Four S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 328 | Charitable Luxembourg Three S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 329 | Charitable Luxembourg Two S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | |
| 330 | City Leasing (Thameside) Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 331 | City Leasing Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 332 | CLASS Limited | セントヘリア | 5 | その他の企業 | |
| 333 | Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd. | ロードタウン | | 金融機関 | |
| 334 | Crofton Invest, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 335 | Danube Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 336 | DB Asset Finance I S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 96.9 |
| 337 | DB Asset Finance II S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 96.9 |
| 338 | DB Aster II, LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 339 | DB Aster III, LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 340 | DB Aster, Inc. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 341 | DB Aster, LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 342 | DB Covered Bond S.r.l. | コネリアノ | | 金融機関 | 90.0 |
| 343 | DB Credit Investments S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|--|---------|----|----------|-------------|
| 344 | DB Finance International GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 345 | DB Holding Fundo de Investimento Multimercado Investimento no Exterior Crédito Privado | サンパウロ | | 金融機関 | 100.0 |
| 346 | DB Immobilienfonds 1 Wieland KG | フランクフルト | | その他の企業 | |
| 347 | DB Impact Investment (GP) Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 348 | DB Litigation Fee LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 349 | DB Municipal Holdings LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 350 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8092 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 351 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8093 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 352 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8095 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.1 |
| 353 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8096 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 354 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8097 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.1 |
| 355 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8098 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.1 |
| 356 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8102 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 357 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8103 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 358 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8108 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 359 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8114 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.1 |
| 360 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8115 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 361 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8116 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.1 |
| 362 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8117 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 363 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8201 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 364 | DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8202 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 365 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8052 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 366 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8055 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 367 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8057 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 368 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8060 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 369 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8067 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 370 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8070 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 371 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8071 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 372 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8081 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 373 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8082 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 374 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8083 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 375 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8085 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 376 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8086 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 377 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8090 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 378 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8094 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 379 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8099 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 380 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8100 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 381 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8101 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 382 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8105 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 383 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8106 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 384 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8107 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 385 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8109 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 386 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8110 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 387 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8112 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 388 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8113 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|---|---------|----|----------|---------|
| 389 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8118 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 390 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8902 Trust | ニューアーク | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 391 | DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8908 Trust | ニューアーク | | 付随サービス事業 | 0.0 |
| 392 | DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 金融機関 | 100.0 |
| 393 | DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 394 | DBX ETF Trust | ウィルミントン | 5 | その他の企業 | |
| 395 | De Heng Asset Management Company Limited | 北京 | | 金融機関 | |
| 396 | Deloraine Spain, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 397 | Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 398 | Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 399 | Deutsche Colombia S.A.S. | ボゴタ | | 金融機関 | 100.0 |
| 400 | Deutsche Postbank Funding LLC I | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 401 | Deutsche Postbank Funding LLC III | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 402 | Deutsche Postbank Funding Trust I | ニューアーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 403 | Deutsche Postbank Funding Trust III | ニューアーク | | 金融機関 | 100.0 |
| 404 | DWS Access S.A. | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 405 | DWS Alternatives (IE) ICAV | ダブリン | | その他の企業 | |
| 406 | DWS Funds | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 407 | DWS Garant | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 408 | DWS Invest | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 409 | DWS Invest (IE) ICAV | ダブリン | | その他の企業 | |
| 410 | DWS Zeitwert Protect | ルクセンブルグ | | その他の企業 | |
| 411 | DWS-Fonds Treasury Liquidity (EUR) | フランクフルト | | その他の企業 | 100.0 |
| 412 | Dynamic Infrastructure Securities Fund LP | ウィルミントン | | 金融機関 | |
| 413 | Earls Four Limited | ジョージタウン | 5 | その他の企業 | |
| 414 | Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG i.l. | ケルン | | その他の企業 | |
| 415 | Eirles Three Designated Activity Company | ダブリン | 5 | その他の企業 | |
| 416 | Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company | ダブリン | | 金融機関 | 100.0 |
| 417 | Emerging Markets Capital Protected Investments Limited | ジョージタウン | 5 | その他の企業 | |
| 418 | Emeris | ジョージタウン | | 金融機関 | |
| 419 | Encina Property Finance Designated Activity Company | ダブリン | | 金融機関 | |
| 420 | Epicuro SPV S.r.l. | コネリアノ | | その他の企業 | |
| 421 | ERET Lux 1 S.à r.l | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 100.0 |
| 422 | Erste Frankfurter Hoist GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 423 | European Real Estate Transformation Fund S.C.A. SICAV-RAIF | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 99.9 |
| 424 | Fondo Privado de Titulización PYMES I Designated Activity Company | ダブリン | | その他の企業 | |
| 425 | Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-037 | マクリーン | | 付随サービス事業 | 100.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|---|------------|----|----------|---------|
| 426 | Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-039 | マクリーン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 427 | Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-040 | マクリーン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 428 | Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-041 | マクリーン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 429 | Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-043 | マクリーン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 430 | Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-044 | マクリーン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 431 | Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-047 | マクリーン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 432 | G.O. IB-US Management, L.L.C. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 433 | GAC-HEL, Inc. | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 434 | Galene S.à r.l. | ルクセンブルグ | | その他の企業 | |
| 435 | Gladyr Spain, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 436 | Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | |
| 437 | Global Opportunities Co-Investment, LLC | ジョージタウン | | 金融機関 | |
| 438 | GWC-GAC Corp. | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 439 | Havbell Designated Activity Company | ダブリン | | その他の企業 | |
| 440 | Histria Inversiones Designated Activity Company | ダブリン | | 金融機関 | |
| 441 | Infrastructure Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF | ルクセンブルグ | | その他の企業 | |
| 442 | Inn Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 443 | Investor Solutions Limited | セントヘリア | 5 | その他の企業 | |
| 444 | Isar Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 445 | IVAF (Jersey) Limited | セントヘリア | | 付随サービス事業 | |
| 446 | Kelona Invest, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 447 | Kelsey Street LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 448 | KH Kitty Hall Holdings Limited | ゴールウェイ | | 金融機関 | |
| 449 | Kratus Inversiones Designated Activity Company | ダブリン | | 金融機関 | |
| 450 | Ledyard, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 451 | 87 Leonard Development LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 452 | Life Mortgage S.r.l. | コネリアノ | | その他の企業 | |
| 453 | Lindsell Finance Limited | セント ジュリアンズ | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 454 | Lockwood Invest, S.L. | マドリッド | | 金融機関 | |
| 455 | London Industrial Leasing Limited | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 456 | Lunashadow Limited | ダブリン | | 金融機関 | |
| 457 | Malabo Holdings Designated Activity Company | ダブリン | | 金融機関 | |
| 458 | Merlin XI | ジョージタウン | | 金融機関 | |
| 459 | Meseta Inversiones Designated Activity Company | ダブリン | | その他の企業 | |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|--|----------|----|----------|-------------|
| 460 | Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG | フランクフルト | 2 | 金融機関 | 100.0 |
| 461 | MPP Beteiligungsgesellschaft mbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 462 | Navegator - SGFTC, S.A. | リスボン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 463 | NCW Holding Inc. | バンクーバー | | 金融機関 | 100.0 |
| 464 | New 87 Leonard, LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 465 | Oasis Securitisation S.r.l. | コネリアノ | 1 | その他の企業 | 0.0 |
| 466 | Oder Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 467 | Opus Niestandaryzowany Sekurytyzacyjny Fundusz Inwestycyjny Zamkniety | ワルシャワ | | その他の企業 | |
| 468 | OTTAM Mexican Capital Trust Designated Activity Company | ダブリン | 5 | その他の企業 | |
| 469 | Palladium Global Investments S.A. | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 470 | Palladium Securities 1 S.A. | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | |
| 471 | PanAsia Funds Investments Ltd. | ジョージタウン | 5 | 金融機関 | |
| 472 | PARTS Funding, LLC | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 473 | PEIF II SLP Feeder 2 LP | エディンバラ | | 金融機関 | 100.0 |
| 474 | PEIF III SLP Feeder GP, S.à r.l. | セニンガーベルク | | 金融機関 | |
| 475 | PEIF III SLP Feeder, SCSp | セニンガーベルク | | その他の企業 | 55.1 |
| 476 | Peruda Leasing Limited (株主による任意整理 中) | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 477 | Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC. | マカティ・シティ | | 金融機関 | 95.0 |
| 478 | Property Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF | ルクセンブルグ | | その他の企業 | |
| 479 | PUTTERS/DRIVERS, Series 3004 Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 14.5 |
| 480 | PUTTERS/DRIVERS, Series 3005DB Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 13.4 |
| 481 | PUTTERS/DRIVERS, Series 3006DB Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 5.0 |
| 482 | PUTTERS/DRIVERS, Series 3007DB Trust | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 16.7 |
| 483 | QR Tower 2, LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 484 | Radical Properties Unlimited Company | ダブリン | | 金融機関 | |
| 485 | Reference Capital Investments Limited (株 主による任意整理中) | ロンドン | | 金融機関 | 100.0 |
| 486 | Rhine Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 487 | Riviera Real Estate | パリ | | その他の企業 | 100.0 |
| 488 | ROCKY 2021-1 SPV S.r.l. | コネリアノ | | その他の企業 | |
| 489 | Romareda Holdings Designated Activity Company | ダブリン | | 金融機関 | |
| 490 | RREEF Core Plus Residential Fund LP | ウィルミントン | | その他の企業 | 100.0 |
| 491 | RREEF DCH, L.L.C. | ウィルミントン | | 金融機関 | 100.0 |
| 492 | Samburg Invest, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 493 | SCB Alpspitze UG (haftungsbeschränkt) | フランクフルト | | 金融機関 | |
| 494 | Seaconview Designated Activity Company | ダブリン | | その他の企業 | |
| 495 | SGI SLP Feeder GP S.à r.l. | セニンガーベルク | | 金融機関 | |
| 496 | SGI SLP Feeder SCSp | セニンガーベルク | | 金融機関 | 56.0 |
| 497 | Singer Island Tower Suite LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |
| 498 | Somkid Immobiliare S.r.l. | コネリアノ | | その他の企業 | 100.0 |
| 499 | SP Mortgage Trust | ウィルミントン | | その他の企業 | 100.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|--|---------|----|----------|---------|
| 500 | SPV I Sociedad Anónima Cerrada | リマ | | 金融機関 | 99.9 |
| 501 | SPV II Sociedad Anónima Cerrada | リマ | | 付随サービス事業 | 99.8 |
| 502 | Style City Limited | ダブリン | | 金融機関 | |
| 503 | Sunrise Turnaround Partners G.K. | 東京 | | 金融機関 | 100.0 |
| 504 | Swabia 1 Designated Activity Company | ダブリン | | その他の企業 | |
| 505 | Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH | フランクフルト | | 金融機関 | 100.0 |
| 506 | Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A. | リスボン | | その他の企業 | 100.0 |
| 507 | Tasman NZ Residential Mortgage Trust | オークランド | | その他の企業 | |
| 508 | Tech Venture Growth Portfolio, F.C.R. | マドリッド | | 金融機関 | 100.0 |
| 509 | Tech Venture Growth S.C.R., S.A. | マドリッド | | 金融機関 | 100.0 |
| 510 | Timing Chance Multi Asset Income | フランクフルト | | その他の企業 | 100.0 |
| 511 | Trave Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 512 | VCJ Lease S.à r.l. | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 100.0 |
| 513 | Vermögensfondmandat Flexible (80% teilgeschützt) | ルクセンブルグ | | その他の企業 | |
| 514 | Waltzfire Limited | ダブリン | | 金融機関 | |
| 515 | Wedverville Spain, S.L. | マドリッド | | その他の企業 | |
| 516 | Wendelstein 2017-1 UG (haftungsbeschränkt) | フランクフルト | | その他の企業 | |
| 517 | 5353 WHMR LLC | ウィルミントン | | その他の企業 | 100.0 |
| 518 | Xtrackers (IE) Public Limited Company | ダブリン | 5 | その他の企業 | 0.0 |
| 519 | Xtrackers II | ルクセンブルグ | 5 | その他の企業 | 0.1 |
| 520 | Zumirez Drive LLC | ウィルミントン | | 付随サービス事業 | 100.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|-------------------|---|-----------|------|--------|-------------|
| 持分法により会計処理されている会社 | | | | | |
| 521 | A.C.N. 603 303 126 Pty Ltd | メルボルン | | 金融機関 | 19.5 |
| 522 | AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | | 信用機関 | 26.9 |
| 523 | Arabesque AI Ltd | ロンドン | | 金融機関 | 24.3 |
| 524 | BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen | フランクフルト | | その他の企業 | 30.0 |
| 525 | Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 49.0 |
| 526 | Deutsche Börse Commodities GmbH | エシュボルン | | その他の企業 | 16.2 |
| 527 | Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A. | バルセロナ | | その他の企業 | 50.0 |
| 528 | Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft | ケルン | | その他の企業 | 25.1 |
| 529 | DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 50.0 |
| 530 | Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH | ベルリン | | 金融持株会社 | 21.1 |
| 531 | dwins GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 17.8 |
| 532 | Elbe Properties S.à r.l., en faillite clôturée | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 533 | Evroenergeiaki Anonymi Etaireia | アテネ | 6 | その他の企業 | 40.0 |
| 534 | FSDB Merchant Services GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 49.0 |
| 535 | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG | パート ホンブルク | | その他の企業 | 41.2 |
| 536 | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG | パート ホンブルク | | その他の企業 | 30.6 |
| 537 | G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C. | ウィルミントン | | 金融機関 | 15.7 |
| 538 | Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung | ベルリン | | その他の企業 | 36.7 |
| 539 | Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 40.1 |
| 540 | Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 41.6 |
| 541 | Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR | トロイスドルフ | 2, 7 | その他の企業 | 62.1 |
| 542 | Grundstücksgesellschaft Mietwohnhäuser Leipzig-Gohlis GbR | トロイスドルフ | | その他の企業 | 25.0 |
| 543 | Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 26.0 |
| 544 | Harvest Fund Management Co., Ltd. | 上海 | | 金融機関 | 30.0 |
| 545 | Huarong Rongde Asset Management Company Limited | 北京 | | 金融機関 | 40.7 |
| 546 | ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH | デュッセルドルフ | 6 | 金融機関 | 50.0 |
| 547 | Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 20.7 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|---|----------|----|----------|-------------|
| 548 | Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 39.0 |
| 549 | Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Parsevalstraße GbR | ケルン | 2 | その他の企業 | 30.5 |
| 550 | Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 28.9 |
| 551 | Immobilienfonds Köln-Ossendorf II GbR | トロイスドルフ | 2 | その他の企業 | 40.3 |
| 552 | Ingrid S.à r.l. | ルクセンブルグ | 6 | その他の企業 | 23.8 |
| 553 | Inversiones Pico Espadas S.A. | カステルピスバル | | その他の企業 | 21.6 |
| 554 | iSwap Limited | ロンドン | | 金融機関 | 14.0 |
| 555 | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L. | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 22.9 |
| 556 | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft i.L. | デュッセルドルフ | | その他の企業 | 22.9 |
| 557 | KVD Singapore Pte. Ltd. | シンガポール | | 金融機関 | 25.9 |
| 558 | Latitude Group Holdings Limited | メルボルン | | 金融機関 | 16.5 |
| 559 | MorgenFund GmbH | フランクフルト | | 投資会社 | 30.0 |
| 560 | North Coast Wind Energy Corp. | ポートムーディ | 6 | その他の企業 | 50.0 |
| 561 | Palma Topco Limited | セントヘリア | | 付随サービス事業 | 22.8 |
| 562 | PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 金融機関 | 50.0 |
| 563 | REDUS DTHG, LLC | ウィルミントン | | その他の企業 | 49.9 |
| 564 | Relax Holding S.à r.l., en procédure de dissolution administrative sans liquidation | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 20.0 |
| 565 | SRC Security Research & Consulting GmbH | ボン | | その他の企業 | 22.5 |
| 566 | Starpool Finanz GmbH | ベルリン | | その他の企業 | 49.9 |
| 567 | Syndicated Loan Consortium Holdings LLC | ウィルミントン | | その他の企業 | 7.0 |
| 568 | Taurus SA | ジュネーブ | | 金融機関 | 4.2 |
| 569 | Trade Information Network Limited | ロンドン | 6 | その他の企業 | 18.6 |
| 570 | TRAXPAY GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 2.4 |
| 571 | Triton Beteiligungs S.à r.l., en liquidation volontaire | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 33.1 |
| 572 | U.S.A. ITCF XCI L.P. | ニューヨーク | 7 | その他の企業 | 99.9 |
| 573 | UKEM Motoryacht Medici Mangusta GbR | トロイスドルフ | 8 | その他の企業 | 0.0 |
| 574 | Ullmann Krockow Esch GbR | トロイスドルフ | 8 | その他の企業 | 0.0 |
| 575 | Ullmann, Krockow, Esch Luftverkehrsgesellschaft bürgerlichen Rechts | トロイスドルフ | 8 | その他の企業 | 0.0 |
| 576 | Volbroker.com Limited | ロッチフォード | | 金融機関 | 22.5 |
| 577 | Weser Properties S.à r.l., en faillite clôturée | ルクセンブルグ | | その他の企業 | 25.0 |
| 578 | zeitinvest-Service GmbH | フランクフルト | | その他の企業 | 25.0 |
| 579 | Zhong De Securities Co., Ltd | 北京 | 6 | 金融機関 | 33.3 |
| 580 | ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 金融機関 | 25.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|-----------------|---|----------|--------|--------|-------------|
| 20%超を保有するその他の会社 | | | | | |
| 581 | ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 582 | ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 583 | ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 584 | ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 585 | ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 586 | ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 587 | ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 588 | ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 589 | ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 590 | AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 591 | AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 592 | ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 593 | ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 594 | ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 595 | AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 596 | Banks Island General Partner Inc. | トロント | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 597 | Benefit Trust GmbH | リュッツェン | 10, 11 | 金融機関 | 100.0 |
| 598 | BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 599 | BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 33.2 |
| 600 | BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 32.0 |
| 601 | Cedar (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | 7, 11 | 金融機関 | 98.2 |
| 602 | DB Advisors SICAV | ルクセンブルグ | 11, 12 | その他の企業 | 100.0 |
| 603 | DB Placement, LLC | ウィルミントン | 7, 11 | その他の企業 | 100.0 |
| 604 | DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P. | カマーナ・ベイ | 9 | 金融機関 | 33.6 |
| 605 | DBG Eastern Europe II L.P. | セントヘリア | 13 | 金融機関 | 25.9 |
| 606 | Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôturée | ルクセンブルグ | 9 | 金融機関 | 49.0 |
| 607 | DONARUM Holding GmbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 608 | DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 609 | DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 610 | DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 611 | DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 612 | DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP | ジョージタウン | 9, 14 | 金融機関 | 26.3 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分 (%) |
|--------|--|--------------|-----------|--------|----------|
| 613 | EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 614 | ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 615 | ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 616 | FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 617 | FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 618 | Glor Music Production GmbH & Co. KG | ロットアッハ・エーガーン | 13 | その他の企業 | 29.5 |
| 619 | GLOR Music Production II GmbH & Co. KG | ロットアッハ・エーガーン | 13 | その他の企業 | 28.6 |
| 620 | HR "Simone" GmbH & Co. KG i.L. | ヨルク | 13 | その他の企業 | 24.3 |
| 621 | Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG i.L. | ベルリン | 9 | 金融機関 | 20.5 |
| 622 | Intermodal Finance I Ltd. | ジョージタウン | 9 | その他の企業 | 49.0 |
| 623 | Isaac Newton S.à r.l | カペレン | 7, 11, 15 | その他の企業 | 98.2 |
| 624 | Kinneil Leasing Company | ロンドン | 9 | その他の企業 | 35.0 |
| 625 | KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 626 | M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG | フランクフルト | 7, 13, 16 | 金融機関 | 77.1 |
| 627 | M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG | フランクフルト | 13, 17 | 金融機関 | 35.4 |
| 628 | MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L. | ハンブルク | 13 | その他の企業 | 39.0 |
| 629 | MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L. | ハンブルク | 13 | その他の企業 | 34.0 |
| 630 | MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L. | ハンブルク | 13 | その他の企業 | 32.8 |
| 631 | MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L. | ハンブルク | 13 | その他の企業 | 33.0 |
| 632 | NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 633 | NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 634 | NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 635 | Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 636 | NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|--|----------|------------|--------|-------------|
| 637 | OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L. | ケルン | 1, 2, 9 | 金融機関 | 27.7 |
| 638 | PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 639 | PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 640 | PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 641 | PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 642 | PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 643 | PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 644 | PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 645 | PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 646 | PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 647 | PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 648 | PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 649 | PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 650 | PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 651 | PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 652 | PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 653 | Private Equity Invest Beteiligungs GmbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 654 | Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 655 | PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 656 | PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 657 | QUANTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 658 | QUELLUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 659 | QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 660 | SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 661 | SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 662 | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|--|----------|-------|--------|-------------|
| 663 | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG i.L. | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 58.5 |
| 664 | SANCTOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 665 | SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 666 | SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 667 | SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 668 | SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 669 | SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 670 | Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 33.2 |
| 671 | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 672 | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG i.L. | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 71.1 |
| 673 | SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 674 | SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 675 | SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 676 | SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 677 | SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 678 | SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 679 | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 680 | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG | デュッセルドルフ | 7, 11 | 金融機関 | 100.0 |
| 681 | SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 682 | SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 683 | SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 684 | SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 685 | SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 100.0 |
| 686 | SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|--|----------|----|--------|---------|
| 687 | SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 688 | SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 689 | SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 11 | その他の企業 | 100.0 |
| 690 | SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 691 | SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 692 | SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 693 | SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 694 | SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 695 | STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 696 | SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 697 | SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 698 | SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 699 | SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 700 | TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 701 | TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 702 | TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 703 | TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 704 | TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 100.0 |
| 705 | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 706 | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG i.L. | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 100.0 |
| 707 | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG i.L. | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 100.0 |
| 708 | TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 709 | TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 100.0 |

| シリア ル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持 分(%) |
|------------|---|----------|----|--------|-------------|
| 710 | TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 711 | TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | ベルリン | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 712 | TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 713 | TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 11 | 金融機関 | 100.0 |
| 714 | TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 715 | VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 716 | VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 717 | VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 718 | VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 719 | XELLM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 720 | XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 721 | XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 722 | ZABATUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 723 | ZAKATUR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 724 | ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 725 | ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 25.0 |
| 726 | ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 727 | ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 728 | ZEREVIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 729 | ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 730 | ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 731 | ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|--------|---------|
| 732 | ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 733 | ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 734 | ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 735 | ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 736 | ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 737 | ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 738 | ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | 金融機関 | 50.0 |
| 739 | ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 740 | ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 741 | ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 9 | その他の企業 | 50.0 |
| 742 | ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | 9 | 金融機関 | 25.0 |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 業務内容 | 資本持分(%) |
|-----------------------|--|-----------|----|--------|---------|
| 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分 | | | | | |
| 743 | ABRAAJ Holdings (in official liquidation) | カマーナ・ベイ | | 金融機関 | 8.8 |
| 744 | BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH | ポツダム | | 金融機関 | 8.5 |
| 745 | Bürgschaftsbank Hamburg GmbH | ハンブルク | | 金融機関 | 8.7 |
| 746 | Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH | シュベリー | | 金融機関 | 8.4 |
| 747 | Bürgschaftsbank Sachsen GmbH | ドレスデン | | 金融機関 | 6.3 |
| 748 | Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH | マクデブルク | | 金融機関 | 8.2 |
| 749 | Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung | キール | | 金融機関 | 5.6 |
| 750 | Bürgschaftsbank Thüringen GmbH | エアフルト | | 金融機関 | 8.7 |
| 751 | MTS S.p.A. | ローマ | | その他の企業 | 5.0 |
| 752 | Prader Bank S.p.A. | ボルツァーノ | | 信用機関 | 9.0 |
| 753 | Private Export Funding Corporation | ウィルミントン | | 金融機関 | 6.0 |
| 754 | Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft | ザールブリュッケン | | 信用機関 | 11.8 |
| 755 | Yensai.com Co., Ltd. | 東京 | | 金融機関 | 7.8 |

金利ベンチマーク改革

2023年6月30日、ドイツ銀行は米ドルLIBORレートに関連する残りの取引の移行を実質的に完了した。スイスフランLIBOR、日本円LIBOR、ユーロLIBORおよびEONIAを参照していたすべてのポジションは2022年に移行された。2022年初頭に停止された英ポンドLIBORおよび米ドルLIBORの各テナーを参照していたポジションは、代替参照レートに実質的に移行済みである。

米ドルLIBORを決定するパネル行は、2023年6月30日に恒久的に停止されたが、米ドルLIBORの一部の短期設定は、2024年9月30日までシンセティック手法を用いて引き続き公表されることになる。停止後の残りの米ドルLIBORのエクスポージャーは、最後に利用可能であったLIBORまたはシンセティックLIBORを暫定的に利用したポジションに関連するものである。これらのポジションは注意深く監視されており、移行が進んでいる。2023年12月31日現在、ドイツ銀行におけるシンセティック米ドルLIBORの設定に関連した金融商品の名目エクスポージャーは36億ユーロであり、そのうちデリバティブが1億ユーロ、デリバティブ以外の金融資産が11億ユーロ、デリバティブ以外の金融負債が24億ユーロであった。2022年12月31日現在、米ドルLIBORを参照したポジションの名目エクスポージャーは5兆9,750億ユーロであり、そのうちデリバティブが5兆8,970億ユーロ、デリバティブ以外の金融資産が340億ユーロ、デリバティブ以外の金融負債が90億ユーロ、オフ・バランスシート・コミットメントが350億ユーロであった。

[次へ](#)

取締役会による責任に関するステートメント

当行が知る限りにおいて、かつ適用される報告原則に従って、連結財務諸表は、当行グループの資産、負債、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示しており、ドイツ銀行AGのマネジメント・レポートに統合された当行グループのマネジメント・レポートは、当行グループの予想される展開に関連する主な機会とリスクに係る記述と併せて、当行グループのその展望を含めた経営成績および財政状態に対する公正な評価を含むものである。

フランクフルト・アム・マイン、2024年3月7日

| | | |
|------------------|--------------------------|--------------------|
| Christian Sewing | James von Moltke | Fabrizio Campelli |
| Bernd Leukert | Alexander von zur Mühlen | Claudio de Sanctis |
| Rebecca Short | Stefan Simon | Olivier Vigneron |

(2) 個別財務書類

マネジメント・レポート

統合マネジメント・レポート

ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、以下「HGB」という。）第315条第5項およびHGB第298条第2項の規定に準拠して、ドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループのマネジメント・レポートに含まれている。統合マネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループの2023年度の年次報告書において公表されている。また、統合マネジメント・レポートはドイツ連邦官報に提出され、その後、同官報においても公表されている。

年次報告書は、<https://www.db.com/ir/en/annual-reports.htm>から入手することができる。

[次へ](#)

2023年12月31日現在の貸借対照表

| 資産 単位：百万ユーロ（億円） | | 2023年 12月31日 現在 | 2022年 12月31日 現在 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 現金および預け金 | | | |
| a) 現金 | | 1,345 | 1,793 |
| b) 中央銀行預け金 | | 76,287 | 67,159 |
| このうち：ドイツ連邦銀行 | 5,150 | | 4,969 |
| | | 77,632 | 68,952 |
| | | (131,804) | (117,067) |
| 公共部門事業体負債性金融商品および中央銀行借入適格為替手形 | | | |
| a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債性金融商品 | | 642 | 636 |
| このうち：ドイツ連邦銀行借入適格 | 128 | | 340 |
| b) 為替手形 | | 13 | 17 |
| | | 656 | 653 |
| | | (1,114) | (1,109) |
| 銀行に対する債権 | | | |
| a) モーゲージ貸出金 | | 61 | 61 |
| b) 公共部門事業体への貸出金または保証 | | 22 | 59 |
| c) その他の債権 | | 175,297 | 172,761 |
| | | 175,379 | 172,881 |
| | | (297,758) | (293,517) |
| このうち：要求払 有価証券担保付債権 | 92,911 8,742 | | 108,372 6,479 |
| 顧客に対する債権 | | | |
| a) モーゲージ貸出金 | | 99,211 | 97,740 |
| b) 公共部門事業体への貸出金または保証 | | 3,544 | 4,545 |
| c) その他の債権 | | 333,189 | 351,477 |
| | | 435,943 | 453,762 |
| | | (740,144) | (770,397) |
| このうち：有価証券担保付債権 | 13,803 | | 13,984 |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | | | |
| a) 短期金融市場証券 | | | |
| a a) 公共部門発行体 | | 935 | 174 |
| このうち：ドイツ連邦銀行担保適格 | 0 | | 0 |
| a b) その他の発行体 | | 0 | 0 |
| このうち：ドイツ連邦銀行担保適格 | 0 | | 0 |
| | | 935 | 174 |
| | | | (295) |
| b) 公社債 | | | |
| b a) 公共部門発行体 | | 37,304 | 37,626 |
| このうち：ドイツ連邦銀行担保適格 | 14,665 | | 9,613 |
| b b) その他の発行体 | | 32,955 | 32,674 |
| このうち：ドイツ連邦銀行担保適格 | 23,811 | | 23,908 |
| | | 70,259 | 70,300 |
| | | | (119,355) |
| c) 自己負債性金融商品 | | 228 | 0 |
| 額面金額 | 292 | | 0 |
| | | 71,422 | 70,474 |
| | | (121,260) | (119,651) |
| 株式およびその他の変動利付有価証券 | | 302 | 438 |
| | | (513) | (744) |
| トレーディング資産 | | 247,596 | 234,670 |
| | | (420,368) | (398,423) |
| 参加持分 | | 206 | 153 |
| | | (350) | (260) |
| このうち：対銀行 | 11 | | 11 |
| 対金融サービス機関 | 57 | | 46 |

| | | | |
|-----------------|-------|-------------|-------------|
| 関係会社に対する投資 | | 29,282 | 30,774 |
| | | (49,715) | (52,248) |
| このうち：対銀行 | 4,914 | | 5,510 |
| 対金融サービス機関 | 523 | | 219 |
| 信託資産 | | 3,491 | 2,804 |
| | | (5,927) | (4,761) |
| このうち：信託貸出金 | 313 | | 387 |
| 無形資産 | | | |
| a) 自己開発無形資産 | | 3,151 | 2,884 |
| b) 購入した無形資産 | | 240 | 331 |
| c) のれん | | 12 | 14 |
| d) 無形資産に係る頭金 | | 0 | 0 |
| | | 3,404 | 3,230 |
| | | (5,779) | (5,484) |
| 有形固定資産 | | 1,618 | 1,402 |
| | | (2,747) | (2,380) |
| その他の資産 | | 5,610 | 5,844 |
| | | (9,525) | (9,922) |
| 前払費用 | | | |
| a) 発行および貸出金業務関連 | | 69 | 12 |
| b) その他 | | 919 | 924 |
| | | 988 | 936 |
| | | (1,677) | (1,589) |
| 繰延税金資産 | | 6,698 | 5,366 |
| | | (11,372) | (9,110) |
| 積立超過の制度資産 | | 5 | 5 |
| | | (8) | (8) |
| 資産合計 | | 1,060,231 | 1,052,343 |
| | | (1,800,060) | (1,786,668) |

| 負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円） | 2023年 12月31日 現在 | 2022年 12月31日 現在 |
|---|-----------------------|-----------------------|
| 銀行に対する負債 | | |
| a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債 | 60 | 125 |
| b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債 | 0 | 0 |
| c) その他の負債 | 145,182 | 148,430 |
| | 145,242 | 148,555 |
| | (246,592) | (252,217) |
| このうち：要求払 | 69,256 | 63,499 |
| DSL B移行法に基づく記名式カバード・ボンド | 114 | 274 |
| 顧客に対する負債 | | |
| a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債 | 2,056 | 2,131 |
| b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債 | 90 | 93 |
| c) 貯蓄預金 | | |
| c a) 3ヶ月の契約通知期限付 | 41,374 | 56,816 |
| c b) 3ヶ月超の契約通知期限付 | 22,909 | 2,818 |
| | 64,284 | 59,634 |
| d) その他の負債 | 451,283 | 463,446 |
| | 517,713 | 525,304 |
| | (878,973) | (891,861) |
| このうち：要求払 | 304,406 | 345,035 |
| DSL B移行法に基づく記名式カバード・ボンド | 1,983 | 2,210 |
| 証券形態の負債 | | |
| a) 発行債券 | | |
| a a) 抵当ファンドブリーフ債 | 10,956 | 8,809 |
| a b) 公共部門ファンドブリーフ債 | 0 | 0 |
| a c) その他の債券 | 74,630 | 75,035 |
| | 85,587 | 83,843 |
| b) 証券形態のその他の負債 | 6,545 | 3,246 |
| | 92,132 | 87,090 |
| | (156,422) | (147,861) |
| このうち：短期金融市場証券 | 5,930 | 2,726 |
| 未決済自行引受手形および約束手形 | 129 | 40 |
| トレーディング負債 | 191,329 | 178,394 |
| | (324,838) | (302,877) |
| 信託負債 | 3,491 | 2,804 |
| | (5,927) | (4,761) |
| このうち：信託貸出預り金 | 313 | 387 |
| その他の負債 | 34,407 | 37,337 |
| | (58,416) | (63,391) |
| 繰延収益 | | |
| a) 発行および貸出金業務関連 | 412 | 497 |
| b) その他 | 526 | 533 |
| | 938 | 1,030 |
| | (1,593) | (1,749) |
| 引当金 | | |
| a) 年金および類似の債務に対する引当金 | 1,991 | 2,241 |
| b) 税金引当金 | 633 | 458 |
| c) その他の引当金 | 4,477 | 4,759 |
| | 7,100 | 7,457 |
| | (12,054) | (12,660) |
| 劣後負債 | 12,454 | 12,761 |
| | (21,144) | (21,666) |
| 資本参加権 | 20 | 30 |
| このうち：2年以内に期日到来 | 0 | 10 |
| その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品 | 8,910 | 9,013 |
| | (15,127) | (15,302) |
| 一般的銀行業リスクのための資金 | 2,944 | 2,944 |
| | (4,998) | (4,998) |
| このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づく トレーディング関連特別準備金 | 1,476 | 1,476 |
| 株主資本 | | |
| a) 引受済資本金 | 5,223 | 5,291 |
| 控除：自己株式の名目額面価額 | 123 | 74 |
| | 5,100 | 5,217 |
| 条件付資本金0百万ユーロ（2022年12月31日現在：0百万ユーロ） | | |
| b) 資本剰余金 | 20,940 | 20,940 |
| c) 利益剰余金 | | |
| c a) 法定準備金 | 13 | 13 |
| c d) その他の利益剰余金 | 14,043 | 9,887 |
| | 14,056 | 9,900 |

| | | | |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|
| d) 配当可能利益(損失) | 3,458 | | 3,569 |
| | | 43,552 | 39,625 |
| | | (73,943) | (67,275) |
| 負債および株主持分合計 | | 1,060,231 | 1,052,343 |
| | | (1,800,060) | (1,786,668) |
| 偶発負債 | | | |
| a) 再割引為替手形による偶発負債 | 0 | | 0 |
| b) 保証および補償契約による負債 | 60,181 | | 62,785 |
| c) 第三者負債の担保提供により生じる負債 | 0 | | 0 |
| | | 60,181 | 62,785 |
| | | (102,175) | (106,596) |
| その他の契約債務 | | | |
| b) 募集および引受に係る債務 | 0 | | 0 |
| c) 取消不能貸出コミットメント | 158,247 | | 158,116 |
| | | 158,247 | 158,116 |
| | | (268,672) | (268,449) |

2023年1月1日から2023年12月31日までの期間に係る損益計算書

| 単位：百万ユーロ（億円） | | 2023年度 | 2022年度 |
|--|---------|----------|----------|
| 利息収益 | | | |
| a) 貸出および短期金融市場業務 | 54,849 | | 22,141 |
| このうち：貸出および短期金融市場業務からのマイナスの利息収益 | 30 | | 471 |
| b) 固定利付有価証券および政府登録債 | 2,954 | | 1,770 |
| | | 57,802 | 23,911 |
| | | | (40,596) |
| 利息費用 | | 49,811 | 15,550 |
| このうち：マイナスの利息費用 | 76 | | 1,123 |
| | | 7,991 | 8,361 |
| | | (13,567) | (14,195) |
| 配当等収益 | | | |
| a) 株式およびその他の変動利付有価証券 | 74 | | 246 |
| b) 参加持分 | 9 | | 16 |
| c) 関係会社に対する投資 | 1,245 | | 1,147 |
| | | 1,328 | 1,409 |
| | | (2,255) | (2,392) |
| 利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益 | | 1,137 | 431 |
| | | (1,930) | (732) |
| 手数料収益 | 8,109 | | 8,767 |
| 手数料費用 | 1,886 | | 2,672 |
| | | 6,224 | 6,095 |
| | | (10,567) | (10,348) |
| トレーディング純損益 | | 4,762 | 2,898 |
| このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金の戻入 | 0 | | 0 |
| その他の営業収益 | | 6,108 | 7,176 |
| 管理費用 | | | |
| a) 人件費 | | | |
| a a) 賃金および給料 | 4,997 | | 4,687 |
| a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員給付費用 | 1,283 | | 2,032 |
| | | 6,281 | 6,720 |
| このうち：年金費用534百万ユーロ（2022年度：1,310百万ユーロ） | | | |
| b) その他の管理費用 | 8,930 | | 8,640 |
| | | 15,210 | 15,359 |
| | | (25,824) | (26,077) |
| 有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正 | | 1,283 | 1,241 |
| | | (2,178) | (2,107) |
| その他の営業費用 | | 5,179 | 8,484 |
| 債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに信用損失引当金繰入額 | | 514 | 1,596 |
| 参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減および価値修正 | | 740 | 0 |
| | | (1,256) | (0) |
| 参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価益および処分益 | | 0 | 4,189 |
| | | (0) | (7,112) |
| 損失引受による費用 | | 113 | 281 |
| | | (192) | (477) |
| 一般的銀行業リスクのための資金からの戻入／への繰入(-) | | 0 | 0 |
| | | (0) | (0) |
| 経常利益 | | 4,511 | 3,599 |
| | | (7,659) | (6,110) |
| 特別利益 | 1 | | 114 |
| | (2) | | (194) |
| 特別損失 | 158 | | 19 |
| | (268) | | (32) |
| 特別損益 | | -157 | 95 |
| | | (267) | (161) |
| 法人所得税 | -736 | | -1,895 |
| | (1,250) | | (3,217) |
| このうち：繰延税金プラス1,375百万ユーロ (2022年度：プラス2,040百万ユーロ) | | | |
| 「その他の営業費用」として計上されないその他の税金 | 90 | | 83 |

| | | |
|-----------------|----------|----------|
| | (153) | (141) |
| | -646 | -1,813 |
| | (1,097) | (3,078) |
| 純利益（損失） | 4,999 | 5,506 |
| | (8,487) | (9,348) |
| 前期繰越利益 | 459 | 562 |
| | (779) | (954) |
| | 5,458 | 6,069 |
| | (9,267) | (10,304) |
| 資本剰余金の取崩し | 0 | 0 |
| 利益剰余金への繰入 | | |
| - その他の利益剰余金への繰入 | 2,000 | 2,500 |
| | 2,000 | 2,500 |
| | (3,396) | (4,245) |
| 配当可能利益 | 3,458 | 3,569 |
| | (5,871) | (6,059) |

[次へ](#)

年次財務諸表に対する注記

一般的な情報

ドイツ銀行AGの登録名はドイチェ・バンク・アクティエンゲゼルシャフトであり、フランクフルト・アム・マインにおいて法人化されている。フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

ドイツ銀行AGの2023年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。本書において表示された数値は四捨五入により、当行が提供する合計額と正確には一致しない場合があり、割合は絶対値を正確に反映していない場合がある。

01- 作成の基礎

会計方針：

債権

トレーディング目的で保有する債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

リスク引当金

信用損失引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用損失引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。特定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

予想損失の計算は、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）というパラメータに準拠している。最後のパラメータにはすべてのリスクのある契約が含まれる。LGDの算定においては、特に不動産担保について、地域別の担保価値評価額を考慮している。保証および貸出コミットメントを含むオフバランスのエクスポージャーに関する信用リスクに係る費用は、引当金として表示されている。ポートフォリオのリスクがより反映されるように、信用リスクの予測は、マクロ経済要素（欧州および米国のGDP成長率および失業率等）により補完されている。

当行は、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが減損を引き起こすほど増大していないと仮定した場合に、債務不履行事象による全期間の予想信用損失（ECL）のうち報告日から12ヶ月以内に予想される部分を表す。

当行は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失を反映するため追加の信用損失引当金を認識する。IFRS第9号の手法を使用するにあたり、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のPD、全期間のLGDおよび全期間のEADに基づく予想信用損失の計算が必要となる。

当行は、信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

2023年7月、当行は、ポストバンクの顧客のドイツ銀行のITシステムへの移行を完了した。これにより、グループ全体でIFRS第9号に基づく減損モデルおよび手法が整合され、ポストバンクに以前適用されていた特定のモデルは廃止された。この整合により信用損失引当金が純増したが重要性はなかった。

2023年9月、当行は、大企業向けおよびレバレッジ貸出のデフォルト確率（PD）モデルを規制要件に整合させることについて規制当局から承認を得た。このモデルは、パーゼル内部格付手法に基づく資本需要の算定や内部リスク管理の実務に使用され、IFRS第9号のECLの目的においても使用可能である。これに関連する見積りの変更により、当行のECLは72百万ユーロ減少した。

継続的に、また当行グループの全般的統制およびガバナンス・フレームワークの一部として、当行グループはIFRS第9号に基づくモデルに対するオーバーレイが必要かどうかを、各報告期間に評価している。このモデル監視フレームワークでは、マク

口経済環境における急激な変化といったモデルでは捉えられないリスクの有無について検討し、まだ完全には反映されていないモデルの制限または定期的なモデルの強化を特定している。全体的に、当モデルの監視フレームワークにより、当行グループは各報告日現在の予想信用損失の経営陣による最善の見積りを報告することが可能となる。

有価証券

トレーディング目的で保有する公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブはデリバティブ会計の一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有するまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

トレーディング業務

トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、または当該価格もしくはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積られる、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確実で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスク、ならびに無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有する金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で個別に表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

トレーディング目的で保有する金融商品に係るリスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。トレーディング資産から生じる利息収益およびトレーディング負債から生じる利息費用は純利息収益に表示される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブと相手先が差入れた現金担保が相殺される。これらのデリバティブは、個別の相手先ごとに、信用補充条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づき相殺することができる。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブのプラスおよびマイナスの時価ならびに差入または受入担保額が含まれる。

評価単位（ヘッジ会計）

会計上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。評価単位は通常、マイクロ・ヘッジの形式で認識される。統計分析、回帰分析およびクリティカル・ターム・マッチ法が予想有効性の評価に適用されている。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジ対象リスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動は当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ手段から生じる利息収益および利息費用（金利スワップ等）は通常、ヘッジ対象項目に係る利息収益/利息費用を控除後の純額で損益計算書上に表示される。これにより、評価単位全体のヘッジ損益を考慮して当該収益および費用を表示することになる。

ヘッジ会計上、現物およびデリバティブ・トレーディング取引も考慮される。

分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類される。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有する金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに行われ、文書化される。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないのみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割引くものである。5年間の後については、残存価値を決定するために持続可能な計画の策定が予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却累計額または償却累計額を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

有価証券の貸付 / 借入取引および買戻契約により譲渡される有価証券について、譲渡人は所有に関するリスクおよび経済価値の大部分に引き続きさらされるため、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。

負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は、当初の実効金利を用いた現在価値で報告される。

その他Tier 1資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息費用は、金融商品を保有する投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

当行はドイツの確定給付型年金制度の確定給付債務の算定に独自の死亡率の仮定を適用している。「Richttafeln Heubeck 2018G」による死亡率の仮定は、ドイツ銀行独自の従業員および年金受給者の死亡率の実績に応じて調整されている。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、引当金が認識される。

年金および類似の債務の決済金額が保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。割引効果の振り戻しは、銀行業務に係る引当金が計上される場合は支払利息として、銀行業務に係る引当金が計上されない場合はその他の費用として認識される。

未履行取引から生じる差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有するわけではないすべての利付資産および負債のそれぞれについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生する可能性が高いかについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生する可能性が高いかについての評価には、予想将来純利息収益および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における金利関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定における金利関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価による範囲ならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たり未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、個別項目として取得原価で株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先渡相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨の換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益/費用に含まれている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。貸借対照表科目の直物相場仲値での換算から生じる差額、損益計算書科目の（加重）平均為替レートでの換算から生じる差額は、損益計算書のその他の営業収益または営業費用に反映される。

偶発負債および取消不能貸出コミットメント

偶発負債および取消不能貸出コミットメントは、担保金および貸借対照表上に計上済みの引当金を考慮した後の想定元本で表示される。

偶発負債の利用による損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償を行使するための既存の能力により低減される。したがって、当該リスクは顧客の信用リスクに基づいている。

取消不能貸出コミットメントは、当行が無条件に取り消しできない、貸出コミットメントの未引出部分を表している。これらは信用リスクの監視対象に含まれる。

貸借対照表注記

02-

債権の期限別内訳

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|--------------------------|---------------|---------------|
| 銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く。） | 82,468 | 64,509 |
| 残存期間 | | |
| 3ヶ月以内 | 26,679 | 23,528 |
| 3ヶ月超1年以内 | 14,841 | 9,573 |
| 1年超5年以内 | 25,497 | 18,321 |
| 5年超 | 15,451 | 13,088 |
| 顧客に対する債権 | 435,943 | 453,762 |
| 残存期間 | | |
| 3ヶ月以内 | 165,657 | 174,112 |
| 3ヶ月超1年以内 | 45,959 | 44,929 |
| 1年超5年以内 | 99,683 | 114,367 |
| 5年超 | 119,422 | 116,079 |
| 期限を確定できないもの | 5,222 | 4,275 |

03-

有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

| 単位：百万ユーロ | 上場 | | 非上場 | |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 40,517 | 40,542 | 30,905 | 29,932 |

| | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 株式およびその他の変動利付有価証券 | 10 | 143 | 56 | 18 |
| 参加持分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 関係会社に対する投資 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 40,527 | 40,685 | 30,961 | 29,950 |

公社債およびその他の固定利付有価証券のうち714億ユーロには、2024年度に期限を迎えるものが59億ユーロ含まれている。

非流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれら有価証券を予見可能な将来まで保有する意図があるため、償却原価で計上されている。報告日現在の帳簿価額合計は410億ユーロであり、自己の証券化ならびに財務部による高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債への投資に関連するものであった。2023年12月31日現在、非流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、帳簿価額が159億ユーロの資産を含み、その現在の時価は合計14億ユーロ帳簿価額を下回っていた。

流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、厳格な低価法に従い、取得原価、またはそれより低い場合には取引価格と公正価値のうちいずれか低い方の価額で計上されている。2023年12月31日現在、当該有価証券から生じる純利益は435.0百万ユーロであった。

04-
投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を保有目的別に示している。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | | 2023年度 における分配 |
|----------|---------------|------|-------------------|------------------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 | 公正価値と 帳簿価額との差額 | |
| 株式ファンド | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公社債ファンド | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 混合ファンド | 207 | 207 | 0 | 0 |
| 合計 | 207 | 207 | 0 | 0 |

ファンドに対する投資はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。受益証券の日々の償還に関する制限はない。

05-
売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は324億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

06-
トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有する金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

| 2023年12月31日現在 | | 単位：百万ユーロ | |
|--------------------|-----------|------------|-----------|
| 単位：百万ユーロ | トレーディング資産 | 単位：百万ユーロ | トレーディング負債 |
| デリバティブ金融商品 | 74,538 | デリバティブ金融商品 | 68,794 |
| 債権 | 76,153 | 負債 | 122,535 |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 93,250 | | |
| 株式およびその他の変動利付有価証券 | 2,606 | | |
| その他の資産 | 1,191 | | |
| リスク調整 | -143 | | |
| 合計 | 247,596 | 合計 | 191,329 |

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「作成の基礎」の項に詳述されている。

マスター・ネットリング契約および日次の担保交換を認める信用補完条項に基づき取引される、トレーディング目的で保有するデリバティブは、貸借対照表においてドイツ銀行AGの外部の相手先ごとに相殺される。各相手先の相殺にはデリバティブおよび差入担保の帳簿価額の両方が含まれる。この中には、トレーディング目的で保有するデリバティブに係るプラスの公正価値1,754億ユーロ（2022年：1,862億ユーロ）およびマイナスの公正価値1,634億ユーロ（2022年：2,039億ユーロ）、また差入担保に関連する債権（139億ユーロ、2022年：335億ユーロ）および受取担保に関連する債務（259億ユーロ、2022年：158億ユーロ）の相殺が含まれる。相殺に関しては「作成の基礎」を参照のこと。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

| 単位：百万ユーロ | 想定元本 | |
|--------------|---------------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| OTC商品 | 49,016,618 | 40,986,375 |
| 金利関連取引 | 39,769,411 | 31,696,479 |
| 為替レート関連取引 | 8,013,185 | 7,692,387 |
| 株式および指数関連取引 | 23,344 | 21,448 |
| クレジット・デリバティブ | 1,116,382 | 1,511,612 |
| その他の取引 | 94,296 | 64,450 |
| 取引所売買商品 | 2,497,769 | 903,765 |
| 金利関連取引 | 2,260,876 | 642,519 |
| 為替レート関連取引 | 16,268 | 23,656 |
| 株式および指数関連取引 | 188,125 | 212,818 |
| その他の取引 | 32,500 | 24,772 |
| 合計 | 51,514,387 | 41,890,141 |

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の動向、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュー・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「作成の基礎」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュー・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は143百万ユーロである。

金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2023事業年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

07-

劣後資産

以下の表は、各貸借対照表ポジションに含まれる劣後資産の概要を表している。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|--------------------|---------------|---------------|
| 銀行に対する債権 | 5,295 | 845 |
| 顧客に対する債権 | 407 | 0 |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 694 | 717 |
| トレーディング資産 | 8,119 | 2,281 |
| 合計 | 14,516 | 3,843 |

08-

デリバティブ金融商品

先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は主として次の種類のものではあった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / インデックス関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)、トータル・リターン・スワップ (TRS)、クレジットリンク債 (CLN)。

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

| 単位：百万ユーロ | 想定元本 | 帳簿価額 | | | 公正価値 | |
|--------------|-----------|-------|-------|--------|--------|--|
| | | プラス | マイナス | プラス | マイナス | |
| OTC商品 | | | | | | |
| 金利関連取引 | 1,500,194 | 5,575 | 3,413 | 30,521 | 26,062 | |
| 為替レート関連取引 | 60,293 | 260 | 65 | 1,064 | 1,113 | |
| クレジット・デリバティブ | 4,861 | 2 | 68 | 14 | 81 | |
| その他の取引 | 43 | 0 | 0 | 0 | 12 | |
| 合計 | 1,565,391 | 5,837 | 3,546 | 31,598 | 27,268 | |

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

09-

評価単位 (ヘッジ会計)

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

主契約から分離可能なハイブリッド金融商品に組み込まれたデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジ対象リスクの金額を含む。）を示している。ヘッジ対象資産およびヘッジ対象負債については、その帳簿価額も表示されている。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| | 帳簿価額 | ヘッジ対象リスクの金額 | 帳簿価額 | ヘッジ対象リスクの金額 |
| ヘッジ対象資産、合計 | 4,736 | -223 | 7,596 | -598 |
| ヘッジ対象負債、合計 | 101,965 | 2,387 | 102,184 | 5,696 |

| | 名目金額 | ヘッジ対象リスクの金額 | 名目金額 | ヘッジ対象リスクの金額 |
|-------|--------|-------------|--------|-------------|
| 未履行取引 | 24,716 | 244 | 31,202 | 878 |

ヘッジ対象リスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジ対象リスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）に相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。ヘッジ対象の純ポジションの帳簿価額は170億ユーロであった。ヘッジ対象リスクの金額はプラス9億ユーロであった。反対方向の直物相場の変動は、最終的に拠出資本金の償還時に相殺される。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の適及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は将来の有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

10- 関係会社および参加関係のある会社に関する情報

| 単位：百万ユーロ | 関係会社 | | 参加関係のある会社 | |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2023年12月 31日現在 | 2022年12月 31日現在 | 2023年12月 31日現在 | 2022年12月 31日現在 |
| 銀行に対する債権 | 69,389 | 54,841 | 0 | 0 |
| 顧客に対する債権 | 44,265 | 46,465 | 41 | 39 |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 26,373 | 26,386 | 2 | 9 |
| 銀行に対する負債 | 35,208 | 30,173 | 2 | 4 |
| 顧客に対する負債 | 24,073 | 21,888 | 12 | 10 |
| 証券形態の負債 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 劣後負債 | 600 | 1,087 | 0 | 0 |

ドイツ銀行AGの保有株式（20%以上の持分を保有する会社および大企業に関しては議決権の5%超を保有する会社を含む。）の完全なリストは「保有株式」に関する注記に記載されている。

11- 信託業務

| 信託資産 | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------|---------------|---------------|
| 単位：百万ユーロ | | |
| 銀行に対する債権 | 3,175 | 2,417 |
| 顧客に対する債権 | 316 | 387 |
| 合計 | 3,491 | 2,804 |

| 信託負債 | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------|---------------|---------------|
| 単位：百万ユーロ | | |
| 銀行に対する負債 | 197 | 251 |

| | | |
|----------|-------|-------|
| 顧客に対する負債 | 3,293 | 2,553 |
| 合計 | 3,491 | 2,804 |

銀行に対する債権は主に、顧客の代理として第三者の銀行に預けた、顧客からの預金に関連している。顧客に対する債権は主に、開発銀行または特別目的公共機関が資金提供した貸出金である。

12- 固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

| 単位：百万ユーロ | 取得 / 製造原価 | | | 減価償却 / 償却、評価減 および価値修正 | | | 帳簿価額 | |
|----------|-----------------------|--------------------|-----|--------------------------|-------------|------------|-------------------------|-------------------------|
| | 2023年 1月1日 現在残高 | 増加 / 振替 | 処分 | 累計額 | このうち 当年度 | このうち 処分 | 2023年 12月31日 現在残高 | 2022年 12月31日 現在残高 |
| 無形資産 | 10,472 | 1,236 | 6 | 8,298 | 1,041 | 8 | 3,404 | 3,230 |
| 自己開発無形資産 | 8,297 | 1,202 ¹ | 5 | 6,343 | 914 | 7 | 3,151 | 2,884 |
| 購入した無形資産 | 1,458 | 34 | 1 | 1,251 | 125 | 1 | 240 | 331 |
| のれん | 718 | 0 | 1 | 704 | 2 | 1 | 12 | 14 |
| 頭金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 有形固定資産 | 4,626 | 524 | 644 | 2,889 | 241 | 596 | 1,618 | 1,402 |
| 土地および建物 | 78 | 1 | 33 | 24 | 11 | 13 | 21 ² | 51 |
| 事務所用什器備品 | 4,548 | 102 | 610 | 2,865 | 231 | 583 | 1,176 | 1,351 |
| 建設仮勘定 | 0 | 421 | 0 | 0 | 0 | 0 | 421 | 0 |
| リース資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | 増減 | | |
|---|---------------------|--------|--------|
| 参加持分 | 53 | 206 | 153 |
| 関係会社に対する投資 | -1,491 ³ | 29,282 | 30,774 |
| 短期金融市場商品 | 0 | 0 | 0 |
| 公社債およびその他の固 定利付有価証券 | -2,849 | 40,974 | 43,823 |
| このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの | 0 | 0 | 0 |
| 株式およびその他の変動 利付有価証券 | 0 | 0 | 0 |
| このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの | 0 | 0 | 0 |

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用されている。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得 / 製造原価（2023年1月1日現在残高）と減価償却 / 償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

- 自己開発ソフトウェアに関連する自己開発無形資産の増加。
- 土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。
- 関係会社に対する投資は、15億ユーロ減少して293億ユーロとなった。この減少は、評価減（9億ユーロ）、資本の返済（8億ユーロ）、関係会社のドイツ銀行AGへの合併（4億ユーロ）および外国為替換算によるマイナスの影響（3億ユーロ）によるもので、関係会社の購入（5億ユーロ）および増資（4億ユーロ）により部分的に相殺された。

無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から10年にわたって償却される。その決定は、経済的要因および組織的要因（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の性質および期間、顧客基盤の活用ならびに労働力の集約）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数（最長10年）にわたって償却される。

13- その他の資産

「その他の資産」56億ユーロは、主に、未収担保金（23億ユーロ）、税額控除（10億ユーロ）、利益共同体契約による未収収益（11億ユーロ）およびスワップ取引のバルーン・ペイメント未収額（5億ユーロ）から構成されていた。

14- 前払費用および繰延収益

前払費用には、102百万ユーロのHGB第250条第3項に基づく負債に関する発行額と償還額の差額の割引が含まれていた。
繰延収益には、110百万ユーロのHGB第340e条第2項に基づく割引が含まれていた。

15- 繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定のHGBの会計処理に基づく帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主/パートナーである連結税務グループ子会社/パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含まれる。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。

2021年12月、経済協力開発機構（OECD）は、第2の柱のフレームワークに基づくグローバル税源浸食および利益移転防止規則を公表した。グローバル・ミニマム課税ルールまたは第2の柱ルールは、最終親会社であるドイツ銀行AGとともに2024年よりドイツ銀行に適用される。2023年12月、第2の柱モデルルールおよび開示要件を適用することにより発生する繰延税金の会計処理に強制的な一時的例外規定を導入するために、HGB第274条第3項が新たに制定された。HGB第285条第30a号に準拠したこれらのルールおよび対応する開示要件は、2023事業年度から適用される。

繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.3%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から33%の範囲内にある。

当報告期間において、合計67億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。これは主に、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ドイツ銀行AGのニューヨーク支店およびドイツ銀行AGのロンドン支店によるものであった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

16-

負債の期限別内訳

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------------------------|---------------|---------------|
| 銀行に対する負債（契約期限または通知期限付） | 75,985 | 85,056 |
| 残存期間 | | |
| 3ヶ月以内 | 30,681 | 40,761 |
| 3ヶ月超1年以内 | 21,522 | 20,908 |
| 1年超5年以内 | 10,953 | 11,549 |
| 5年超 | 12,829 | 11,838 |
| 貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付） | 22,909 | 2,818 |
| 残存期間 | | |
| 3ヶ月以内 | 4,050 | 1,194 |
| 3ヶ月超1年以内 | 18,677 | 1,567 |
| 1年超5年以内 | 180 | 57 |
| 5年超 | 2 | 0 |
| 顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付） | 149,016 | 120,625 |
| 残存期間 | | |
| 3ヶ月以内 | 92,735 | 62,016 |
| 3ヶ月超1年以内 | 40,864 | 40,713 |
| 1年超5年以内 | 7,886 | 11,121 |
| 5年超 | 7,531 | 6,775 |
| 証券形態のその他の負債 | 6,545 | 3,246 |
| 残存期間 | | |
| 3ヶ月以内 | 904 | 830 |
| 3ヶ月超1年以内 | 5,596 | 2,415 |
| 1年超5年以内 | 45 | 2 |
| 5年超 | 0 | 0 |

発行債券856億ユーロには、2024年度に期限を迎えるものが166億ユーロ含まれている。

17-

資産が担保に供されている負債

以下の負債に関して、表中に記載された金額の資産が担保に供されている。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------|---------------|---------------|
| 銀行に対する負債 | 14,505 | 22,924 |
| 顧客に対する負債 | 940 | 841 |
| トレーディング負債 | 14,627 | 1,918 |
| その他の負債 | 0 | 0 |
| 合計 | 30,072 | 25,683 |

18-

その他の負債

「その他の負債」344億ユーロには、主に、認識中止されなかった負債（285億ユーロ）、拠出資本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（11億ユーロ）、ならびに支払予定の営業費用（10億ユーロ）が含まれていた。

19-

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

| 年金制度に関して使用された仮定 | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 割引率 | 1.69% | 1.62% |
| インフレ率 | 2.44% | 2.64% |
| 将来給与水準の名目上昇率 | 2.62% | 2.83% |
| 年金支給額の名目上昇率 | 2.91% | 3.02% |
| 死亡表 / 障害表 | 修正後Richttafeln Heubeck 2018 G | 修正後Richttafeln Heubeck 2018 G |

これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBVVのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続年数や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

| 単位：百万ユーロ | 年金制度 | |
|------------------------|---------------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| 年金債務（財務諸表認識額） | 10,493 | 10,620 |
| 7年平均割引率に基づく名目年金債務 | 10,575 | 11,098 |
| 割引率の差異により認識される利益 | 81 | 478 |
| 制度資産の公正価値 | 8,508 | 8,385 |
| このうち： | | |
| 制度資産の取得原価 | 8,958 | 9,729 |
| 制度資産内の未実現利得合計 | 1 | 0 |
| 期末現在の積立超過額（純額） | -1,986 | -2,236 |
| 制度資産（純額） | -1,986 | -2,236 |
| このうち： | | |
| 「積立超過の制度資産」認識額 | 5 | 5 |
| 「年金および類似の債務に対する引当金」認識額 | 1,991 | 2,241 |

前年度と同様にHGB第253条第6項に従い評価原則を適用したことで、財務諸表において認識される確定給付債務に関して、10年平均割引率を用いた場合と、7年平均割引率を用いた場合との差異が生じた。この81百万ユーロの差異は、配当制限条項の対象となっている。

| 単位：百万ユーロ | 年金制度 | |
|--------------------|--------|--------|
| | 2023年度 | 2022年度 |
| 制度資産からの運用収益 | 515 | -1,115 |
| 年金債務の割引の解消に係る利息費用 | 74 | 360 |
| 純利息収益（費用） | 442 | -1,476 |
| このうち：「その他の営業収益」認識額 | 442 | 4 |
| このうち：「その他の営業費用」認識額 | -1 | -1,479 |

20-

その他の引当金

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------------|---------------|---------------|
| 信用損失引当金 | 350 | 534 |
| 差し迫った損失に対する引当金 | 192 | 241 |
| 残りのその他の引当金 | 3,934 | 3,984 |
| その他の引当金合計 | 4,477 | 4,759 |

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の給与手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。2023年度末現在、総額は28億ユーロであった。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループの戦略的改革は、当行グループの中核事業に重きを置き、調整後コストを削減し、より迅速な意思決定と実行を可能とすることで、株主に対する持続可能なリターンの大幅な改善を目指している。2023年度末現在、これらの活動に対する引当金は225百万ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金が科されている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2023年度末現在、このリスクに対する引当金は95百万ユーロであった。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先およびその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2023年度末現在、このリスクに対する引当金は532百万ユーロであった。

オペレーショナル・リスク引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として個別に掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2023年度末現在、このリスクに対する引当金は15百万ユーロであった。オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失を含む。

2023年度末現在、その他の諸引当金は289百万ユーロであった。

21-
劣後負債

契約上の劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に10年から20年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の非劣後債権に対して劣後する。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

10億ユーロ超の重要な劣後負債

| 通貨 | 金額単位：百万 | 種類 | 発行年度 | 表面金利 | 償還期限 ¹ |
|-----|---------|-------|-------|--------|-------------------|
| ユーロ | 1,250 | 無記名社債 | 2015年 | 2.750% | 2025年2月17日 |
| 米ドル | 1,500 | 無記名社債 | 2015年 | 4.500% | 2025年4月1日 |
| ユーロ | 1,250 | 無記名社債 | 2020年 | 5.625% | 2031年5月19日 |
| 米ドル | 1,250 | 無記名社債 | 2021年 | 3.729% | 2032年1月14日 |
| 米ドル | 1,250 | 無記名社債 | 2022年 | 3.742% | 2033年1月7日 |
| ユーロ | 1,500 | 無記名社債 | 2022年 | 4.000% | 2032年6月24日 |
| 米ドル | 1,500 | 無記名社債 | 2023年 | 7.079% | 2034年2月10日 |

¹ 社債の償還期限。社債には、規制当局による承認または税法の改正を条件とする一定の臨時繰上償還条項が付されている。

すべての契約上の劣後負債（125億ユーロ）に係る費用は総額428百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息248百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

さらに、当初の償還期限が1年を超え、かつ発行時の償還額または利息額が不確定な事象に依拠していない場合、一部の負債はドイツ銀行法第46f条第6項に基づき、法的に劣後している。2023年12月現在、これらの非優先負債の額は466億ユーロであった。

22-
資本参加権

| 通貨 | 金額（単位：百万） | 種類 | 発行年度 | 表面金利 | 最初の繰上償還日 |
|-----|-----------|---|-----------|--------|-------------|
| ユーロ | 20 | Dt. Postbank Namensgenussschein Nr. 032 | 2007年3月5日 | 5.250% | 2026年12月31日 |

23-
その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品

2023年12月31日現在、その他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」または「ノート」という。）は、前年度が90億ユーロであったのに対して89億ユーロであった。2023年度における当該ノートに係る利息費用は合計560百万ユーロであり、これには、その他の負債に計上されている2023年度末現在の未払利息381百万ユーロが含まれていた。

AT1ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から次の金利再設定日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行に要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、それぞれの次回繰上償還日およびその後定められた繰上償還日にまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（ただし、一部は不可。）を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

2023年12月31日現在のAT1ノートの残高

| 通貨 | 金額 (単位：百万) | 種類 | 発行年度 | 表面金利 | 次回の繰上償還日 |
|------|---------------|------------------------|-------|---------|-------------|
| 米ドル | 1,250 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2014年 | 4.789% | 2025年4月30日 |
| 英ポンド | 650 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2014年 | 7.125% | 2026年4月30日 |
| 米ドル | 1,500 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2014年 | 7.500% | 2025年4月30日 |
| 米ドル | 1,250 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2020年 | 6.000% | 2025年10月30日 |
| ユーロ | 1,250 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2021年 | 4.625% | 2027年10月30日 |
| ユーロ | 1,250 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2021年 | 4.500% | 2026年11月30日 |
| ユーロ | 750 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2022年 | 6.750% | 2028年10月30日 |
| ユーロ | 1,250 | 無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート | 2022年 | 10.000% | 2027年12月1日 |

24- 外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で4,528億ユーロ相当額、負債総額は3,347億ユーロ相当額であった。

25- 株主資本

自己株式

当行または当行の関係会社は、2023年度中に、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式を保有も購入もしなかった(トレーディング目的)。

当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2023年5月17日(2028年4月30日まで有効)および2022年5月19日(2027年4月30日まで有効)の株主総会により、ドイツ株式会社法第237条、238条および239条による自己株式の引出しを含む自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限(普通株式総数の10%まで)が遵守されていた。

さらに、2023年5月17日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

ドイツ株式会社法第71条第1項第8号によるドイツ銀行AGおよびその関係会社の保有高は48,195,109株(株式資本の2.4%に相当)し、そのうち45,541,366株は消却のため2024年度に買い戻された。2023年12月31日現在、ドイツ銀行株式15,499,710株(2022年度末:7,543,254株)、すなわち株主資本の0.76%(2022年度末:0.36%)が、当行またはその関係会社に、担保として差し入れられていた。

引受済、授權および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式2,040,242,959株に分割されており、1株当たりの名目価値は2.56ユーロである。2023年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は1,992,047,850株(2022年度末:2,037,841,513株)となった。当報告期間の平均社外流通株式数は2,015,004,950株であった。

| 単位：ユーロ | 引受済資本金 ¹ | 授權資本金 | 条件付資本金 (未利用) |
|-------------------------|---------------------|------------------|-----------------|
| 2022年12月31日現在残高 | 5,290,939,215.36 | 2,560,000,000.00 | 0 |
| 2022年5月19日付株主総会の決議による消却 | -67,917,240.32 | 0 | 0 |
| 2023年12月31日現在残高 | 5,223,021,975.04 | 2,560,000,000.00 | 0 |

1 自己株式の名目価値を含む。

授權資本金に関する詳細は本書に含まれる統合マネジメント・レポート「ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

| 単位：百万ユーロ | |
|--------------------|--------|
| 2022年12月31日現在 | 39,625 |
| 株式の消却 | |
| - 引受済資本金の変動 | -68 |
| - 利益剰余金の変動 | -232 |
| 2023年度中の配当 | -610 |
| 前期繰越利益 | -459 |
| 自己株式 | |
| - 自己株式の名目価値の変動 | -49 |
| - 取得原価の変動 | -100 |
| - 実現純利得（トレーディング以外） | 0 |
| - 実現損益（トレーディング） | 0 |
| - 実現純損失（トレーディング以外） | -12 |
| 利益剰余金の増加 | 2,000 |
| 2023年度の配当可能利益（損失） | 3,458 |
| 2023年12月31日現在残高 | 43,552 |

利益剰余金の増加20億ユーロを考慮した2023年12月31日現在の残りの配当可能利益は35億ユーロであった。当行は株主に対し、1株当たり45セントの配当金を支払い、増加分20億ユーロを利益剰余金に計上し、残りの配当可能利益を次期へ繰越す旨を年次株主総会で提案する予定である。

26- オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金としての認識のいずれによって行うかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により生じる損失リスクについて評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の状況において、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、引当金として計上されている。

取消不能貸出コミットメント

2023年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,582億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,561億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行が取り消しできない同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2023年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------|---------------|---------------|
| 保証 | 48,886 | 51,996 |
| 信用状 | 3,464 | 3,701 |
| 信用負債 | 7,831 | 7,089 |
| 合計 | 60,181 | 62,786 |

27-

その他の契約債務

購入契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2023年12月31日現在合計39億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび信枠管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないことを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2023年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は48億ユーロ（うち0百万ユーロは子会社に関連していた。）であり、契約満了までの残存期間は最長25年となっていた。

賦課金および預金保護に係る取消不能支払コミットメント

当行は、単一破綻処理委員会（SRB）の単一破綻処理基金（SRF）等の国際破綻処理当局または預金保護制度への拠出が要求されている。それらの一部は、現金または有価証券により担保される取消不能支払コミットメント（IPC）の形式で拠出される場合がある。

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、SRFおよびドイツ預金保護基金による預金保護に基づく銀行税に関連するIPCは、2023年12月31日現在14億ユーロ（2022年12月31日現在：12億ユーロ）であった。このうち、10億ユーロ（2022年12月31日現在：8億ユーロ）のIPCがSRFに関連していた。

2023年度において、当行はSRFに対して118百万ユーロ、ドイツ預金保護基金に対して46百万ユーロの追加的IPCをそれぞれ拠出した。

2023年12月31日現在、担保総額は、現金担保13億ユーロおよび証券担保81百万ユーロ（2022年12月31日現在：それぞれ11億ユーロおよび78百万ユーロ）で構成されていた。このうち、現金担保962百万ユーロ（2022年12月31日現在：844百万ユーロ）がSRFに関連していた。

当行は、IPCがコールされる可能性が低いと判断しているため、IPCを偶発負債として会計処理している。また、当行は引き続き、当該差出担保の経済的な所有者である。

2023年10月、ドイツ銀行に關係のない事案において、EUの一般裁判所は、事業体が単一破綻処理制度の範囲に含まれなくなった場合、そのIPCは取り消され、当該事業体がSRFに対して同額の現金拠出を支払う場合にのみ、それらのコミットメントの担保が返還されるとのSRBの見解を支持する判決を下した。2024年1月、原告は当該判決に対してEUの司法裁判所に上訴を申し立てた。当行は、2023年12月31日現在、SRFおよび預金保護のIPCに対する当行の会計上の分析には依然影響はないという見解を有しており、引き続き法的な進展およびその会計上の影響の可能性を監視していく。

その他の偶発事象

2023年12月31日現在、未償却の繰延変動報酬費用の総額は4億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2023年度末現在で22百万ユーロとなり、うち15百万ユーロは子会社に関連するものであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を保有または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されている清算機関に対する債務は、2023年12月31日現在で合計25億ユーロであった。

上記以外のその他の偶発負債は合計74百万ユーロである。

損益計算書注記

28-

市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日 | 2022年12月31日 |
|------------------|-------------|-------------|
| ドイツ | 42,778 | 18,621 |
| 欧州（ドイツを除く。） | 20,085 | 16,065 |
| 米州 | 9,963 | 5,491 |
| アフリカ/アジア/オーストラリア | 5,284 | 3,970 |
| 合計 | 78,111 | 44,146 |

2022年度からの全体的な増加は主に、ドイツおよび米州における利息収益の増加によるものであった。両地域は金利上昇の恩恵を受けたが、その他の地域は比較的低い上昇を示した。

トレーディング純損益の改善は主に欧州（ドイツを除く。）に起因している。

手数料収益およびその他の営業収益は前年度とほぼ横ばいであった。

29-

利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主として銀行に対する債権およびトレーディング資産に関連するマイナス金利（すなわち債権に係る利息費用）による30百万ユーロが含まれていた。利息費用には、主として銀行に対する債務に関連するマイナス金利（すなわち債務に係る利息収益）による76百万ユーロが含まれていた。

30-

第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

31-

その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」61億ユーロは、トレーディング以外のデリバティブによる損益46億ユーロ、確定給付制度からの純利息収益4億ユーロおよび引当金の戻入4億ユーロが含まれていた。

「その他の営業費用」52億ユーロには主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益43億ユーロおよび引当金に係る費用2億ユーロが含まれていた。

32-
特別損益

特別利益1百万ユーロは再構築活動に関連していた（2022年度：利益114百万ユーロ）。特別損失の158百万ユーロは再構築活動を反映するものであった（2022年度：19百万ユーロの損失）。

特別利益および特別損失の純額である特別損益はマイナス157百万ユーロであった（2022年度：95百万ユーロ）。

33-
税金

2023年度において、当行は前年度の18億ユーロのタックス・ベネフィットに対し、646百万ユーロのタックス・ベネフィットを計上した。当年度のタックス・ベネフィットは主に、繰延税金資産の認識および測定からの変動によるものであった。

2023年12月27日にドイツ法に置き換えられたグローバル・ミニマム課税ルールまたは第2の柱ルール（以下「Mindeststeuergesetz」または「MinStG」という。）は、最終親会社であるドイツ銀行AGとともに2024年よりドイツ銀行に適用される。2024年度における第2の柱のグローバル情報報告および各納税申告書の期限は、2026年6月より先となる。ドイツ銀行AGは該当する範囲で、その法域で独自の一連の第2の柱のルールが制定されていない限り、当該法域用に算定した第2の柱の負債をドイツ税務当局に提出しなければならない。ただし、第2の柱の算定の詳細については一時的な救済（法域ごとに設定される。）が移行期間のセーフ・ハーバー規定に基づき設けられる可能性がある。これらのセーフ・ハーバー規定は2024-2026年の課税年度に適用され、ドイツ税務当局に年次で提出される当行の国別報告書および他の特定の財務データに基づく。第2の柱のルールの適用に関する不確実性があるものの、さらなる法的な展開や多くの国での解釈上の指針が今後予想され、実行に向けての取り組みが続く中、ドイツ銀行は、2024年度の財政状態に対する潜在的影響を最善の努力に基づき評価した。この評価では、多くの質的および量的要因を考慮した。その一つは、ドイツ銀行の複合的な法定税率が最低税率の15%から著しく高いことである。また、ごく少数の国においては、当行の業務に対して15%未満の法定税率が適用されている。さらに、最も直近で入手可能な国別報告書の分析に基づき、ドイツ銀行AGは、事業を行っている法域の多くにおいて移行期間のセーフ・ハーバー規定の救済に適切であると推定している。したがって、ドイツ銀行AGは、2024年度において、第2の柱の負債が重要性のある金額にはならないと見積っている。

34-
HGB第253条第6項および同法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第253条第6項およびHGB第268条第8項に基づく、利益分配に関して考慮すべき金額を示している。配当可能な剰余金の合計額140億ユーロに配当可能利益35億ユーロを加算した金額は、2023年12月31日現在の制限金額の範囲内である。以下の個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 繰延税金資産 | 7,154 | 5,895 |
| 自己開発無形資産 | 2,720 | 2,504 |
| 年金債務引当金の割引に関連する評価の相違 | 56 | 329 |
| 制度資産に係る未実現利得 | 1 | 0 |
| 配当不能な金額合計 | 9,931 | 8,728 |

[次へ](#)

35-
保有株式

30 - 20%超を保有する会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2023のページ。以下同様）

38 - 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

HGB第285条第11号に従って、下記はドイツ銀行AGの保有株式（HGB第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。HGB第286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

- 1 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
- 2 2022事業年度の自己資本および年次損益。2023事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
- 3 サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
- 4 HGB第285条第11a号に従って無限責任の株主としての立場
- 5 ゼネラル・パートナーシップ

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|-------------|--|----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 20%超を保有する会社 | | | | | | |
| 1 | ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 2 | ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 3 | ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 4 | ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 5 | ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 6 | ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 7 | ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 8 | ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 9 | ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 10 | AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 11 | AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 12 | AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | | 26.9 | 283.8 | 10.2 |
| 13 | ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 14 | Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH | ベルリン | | 100.0 | | |
| 15 | ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 16 | ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 17 | Arabesque AI Ltd | ロンドン | | 24.3 | -0.7 | -3.0 |
| 18 | AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 19 | Baldur Mortgages Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 20 | BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen | フランクフルト | | 30.0 | | |
| 21 | Banks Island General Partner Inc. | トロント | | 50.0 | | |
| 22 | Benefit Trust GmbH | リュッツェン | | 100.0 | 6,894.9 | -28.2 |
| 23 | Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ | | 49.0 | | |
| 24 | Betriebs-Center für Banken AG | フランクフルト | | 100.0 | 154.9 | 37.3 |
| 25 | Better Financial Services GmbH | ベルリン | | 100.0 | | |
| 26 | Better Payment Germany GmbH | ベルリン | | 100.0 | | |
| 27 | BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH | ハーメルン | 1 | 100.0 | 1,161.3 | 0.0 |
| 28 | BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft | ハーメルン | 1 | 100.0 | 1,800.6 | 0.0 |
| 29 | BHW Holding GmbH | ハーメルン | 1 | 100.0 | 727.8 | 0.0 |
| 30 | BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 31 | BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH | デュッセルドルフ | | 33.2 | | |
| 32 | BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 32.0 | | |
| 33 | Borfield Sociedad Anonima | モンテビデオ | | 100.0 | | |
| 34 | Breaking Wave DB Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 35 | BT Globenet Nominees Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 36 | Cardea Real Estate S.r.l. | ミラノ | | 100.0 | | |
| 37 | Carpathian Investments Designated Activity Company | ダブリン | | 100.0 | | |
| 38 | Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd. | 北京 | | 100.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|---|-----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 39 | Cathay Asset Management Company Limited | エベヌ | | 100.0 | | |
| 40 | Cathay Capital Company (No 2) Limited | エベヌ | | 67.6 | 147.2 | -45.9 |
| 41 | Cedar (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 98.2 | | |
| 42 | City Leasing (Thameside) Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 43 | City Leasing Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 44 | Consumo Srl in Liquidazione | ミラノ | | 100.0 | | |
| 45 | D B Investments (GB) Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 519.5 | -6.0 |
| 46 | D&M Turnaround Partners Godo Kaisha | 東京 | | 100.0 | | |
| 47 | Danube Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 48 | DB (Barbados) SRL | クライストチャーチ | | 100.0 | | |
| 49 | DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd. | クアラルンプール | | 100.0 | | |
| 50 | DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad | クアラルンプール | | 100.0 | | |
| 51 | DB Advisors SICAV | ルクセンブルグ | | 100.0 | 8,425.3 | -41.7 |
| 52 | DB Aotearoa Investments Limited | ジョージタウン | | 100.0 | | |
| 53 | DB Asset Finance I S.à r.l. | ルクセンブルグ | 2 | 96.9 | 5.7 | 9.5 |
| 54 | DB Asset Finance II S.à r.l. | ルクセンブルグ | 2 | 96.9 | 5.5 | 16.7 |
| 55 | DB Beteiligungs-Holding GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | 6,303.9 | 0.0 |
| 56 | DB Capital Markets (Deutschland) GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | 330.2 | 0.0 |
| 57 | DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U. | マドリッド | | 100.0 | | |
| 58 | DB Chestnut Holdings Limited | ジョージタウン | | 100.0 | | |
| 59 | DB Commodity Financing Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 60 | DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd. | クアラルンプール | | 100.0 | 3.2 | 3.1 |
| 61 | DB Covered Bond S.r.l. | コネリアノ | | 90.0 | | |
| 62 | DB Credit Investments S.à r.l. | ルクセンブルグ | 2 | 100.0 | 1.4 | 12.6 |
| 63 | DB Direkt GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | | |
| 64 | DB Finance International GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 65 | DB Global Technology SRL | ブカレスト | | 100.0 | 52.9 | 10.2 |
| 66 | DB Group Services (UK) Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 67 | DB HR Solutions GmbH | フランクフルト | | 100.0 | 5.3 | 2.2 |
| 68 | DB Impact Investment (GP) Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 69 | DB Impact Investment Fund I, L.P. | エジンバラ | | 100.0 | | |
| 70 | DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG | リュッツェン | | 100.0 | 1,648.1 | 58.8 |
| 71 | DB Industrial Holdings GmbH | リュッツェン | | 100.0 | 1,480.9 | 47.5 |
| 72 | DB International (Asia) Limited | シンガポール | | 100.0 | 444.6 | 17.9 |
| 73 | DB International Investments Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 74 | DB International Trust (Singapore) Limited | シンガポール | | 100.0 | | |
| 75 | DB Investment Partners Limited | ロンドン | | 100.0 | 14.0 | -5.9 |
| 76 | DB Investment Partners Pte. Ltd. | シンガポール | | 100.0 | | |
| 77 | DB Investment Services GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | 46.0 | 0.0 |
| 78 | DB London (Investor Services) Nominees Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 79 | DB Management Support GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 80 | DB Municipal Holdings LLC | ウィルミントン | | 100.0 | 25.5 | 0.6 |
| 81 | DB Nominees (Hong Kong) Limited | 香港 | | 100.0 | | |
| 82 | DB Nominees (Jersey) Limited | セントヘリア | | 100.0 | | |
| 83 | DB Nominees (Singapore) Pte Ltd | シンガポール | | 100.0 | | |
| 84 | DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U. | マドリッド | | 100.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|--|-------------------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 85 | DB Overseas Holdings Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 81.9 | 0.4 |
| 86 | DB Placement, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 87 | DB Print GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | | |
| 88 | DB Re S.A. | ルクセンブルグ | | 100.0 | 9.7 | 4.6 |
| 89 | DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P. | カマーナ・ベイ | | 33.6 | | |
| 90 | DB Service Centre Limited | ダブリン | 2 | 100.0 | 25.0 | 3.5 |
| 91 | DB Services (Jersey) Limited | セントヘリア | | 100.0 | | |
| 92 | DB Servizi Amministrativi S.r.l. | ミラノ | | 100.0 | | |
| 93 | DB Strategic Advisors, Inc. | マカティ・シティ | | 100.0 | | |
| 94 | DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 95 | DB Trustee Services Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 96 | DB Trustees (Hong Kong) Limited | 香港 | | 100.0 | | |
| 97 | DB UK Bank Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 678.7 | -5.0 |
| 98 | DB UK Holdings Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 423.7 | 15.3 |
| 99 | DB UK PCAM Holdings Limited (in members' voluntary liquidation) | ロンドン | | 100.0 | | |
| 100 | DB USA Corporation (Sub-group) | ウィルミントン | 3 | 100.0 | 11,959.1 | 496.7 |
| 101 | -ABFS I Incorporated | ルーザービル=ティモ ニアム | | 100.0 | | |
| 102 | -Alex. Brown Financial Services Incorporated | ルーザービル=ティモ ニアム | | 100.0 | | |
| 103 | -Alex. Brown Investments Incorporated | ルーザービル=ティモ ニアム | | 100.0 | | |
| 104 | -Argent Incorporated | ルーザービル=ティモ ニアム | | 100.0 | | |
| 105 | -China Recovery Fund, LLC | ウィルミントン | | 85.0 | | |
| 106 | -DB Alex. Brown Holdings Incorporated | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 107 | -DB Aster II, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 108 | -DB Aster III, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 109 | -DB Aster, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 110 | -DB Aster, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 111 | -DB Boracay LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 112 | -DB Equipment Leasing, Inc. | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 113 | -DB Finance (Delaware), LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 114 | -DB Global Technology, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 115 | -DB Holdings (New York), Inc. | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 116 | -DB Intermezzo LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 117 | -DB Investment Managers, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 118 | -DB Investment Resources (US) Corporation | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 119 | -DB Investment Resources Holdings Corp. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 120 | -DB IROC Leasing Corp. | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 121 | -DB Litigation Fee LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 122 | -DB Omega Ltd. | ジョージタウン | | 100.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|--|-------------------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 123 | -DB Overseas Finance Delaware, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 124 | -DB Private Clients Corp. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 125 | -DB Private Wealth Mortgage Ltd. | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 126 | -DB Services Americas, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 127 | -DB Structured Derivative Products, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 128 | -DB Structured Products, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 129 | -DB U.S. Financial Markets Holding Corporation | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 130 | -DB USA Core Corporation | ウエストトレントン | | 100.0 | | |
| 131 | -DBAH Capital, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 132 | -DBFIC, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 133 | -DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited | ジョージタウン | | 100.0 | | |
| 134 | -Deutsche Bank Americas Holding Corp. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 135 | -Deutsche Bank Holdings, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 136 | -Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 137 | -Deutsche Bank National Trust Company | ロサンゼルス | | 100.0 | | |
| 138 | -Deutsche Bank Securities Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 139 | -Deutsche Bank Trust Company Americas | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 140 | -Deutsche Bank Trust Company Delaware | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 141 | -Deutsche Bank Trust Company, National Association | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 142 | -Deutsche Bank Trust Corporation | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 143 | -Deutsche Leasing New York Corp. | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 144 | -Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 145 | -GAC-HEL, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 146 | -German American Capital Corporation | ルーザービル=ティモ ニアム | | 100.0 | | |
| 147 | -GWC-GAC Corp. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 148 | -Kelsey Street LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 149 | -87 Leonard Development LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 150 | -MIT Holdings, Inc. | ポルチモア | | 100.0 | | |
| 151 | -MortgageIT Securities Corp. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 152 | -MortgageIT, Inc. | ニューヨーク | | 100.0 | | |
| 153 | -New 87 Leonard, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 154 | -Numis Securities Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 155 | -PARTS Funding, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 156 | -QR Tower 2, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 157 | -Route 28 Receivables, LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 158 | -Sharps SP I LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 159 | -Singer Island Tower Suite LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 160 | -Zumirez Drive LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 161 | DB Valoren S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | 596.7 | 27.7 |
| 162 | DB Value S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | 43.5 | 1.0 |
| 163 | DB VersicherungsManager GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | | |
| 164 | DB Vita S.A. | ルクセンブルグ | | 84.0 | 45.2 | 1.3 |
| 165 | DBCIBZ1 | ジョージタウン | | 100.0 | | |
| 166 | DBG Eastern Europe II L.P. | セントヘリア | | 25.9 | | |
| 167 | DBOI Global Services (UK) Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 11.8 | 6.5 |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|---|----------|------|-------------|---------------------|-------------------|
| 168 | DBR Investments Co. Limited | ジョージタウン | | 100.0 | 16.7 | -57.7 |
| 169 | DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd. | ジョージタウン | | 100.0 | | |
| 170 | DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 171 | DBRMSGP1 | ジョージタウン | 4, 5 | 100.0 | 387.4 | 21.7 |
| 172 | DBUK PCAM Limited (in members' voluntary liquidation) | ロンドン | | 100.0 | | |
| 173 | DBUSBZ2, S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 174 | DBX Advisors LLC | ウィルミントン | | 100.0 | 9.6 | -3.0 |
| 175 | DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG | エシュボルン | 4 | 100.0 | 99.5 | 21.1 |
| 176 | DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 177 | DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH | フランクフルト | | 100.0 | 4.1 | 3.4 |
| 178 | Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand | オークランド | | 100.0 | | |
| 179 | Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand | オークランド | | 100.0 | | |
| 180 | Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 181 | Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd | シンガポール | | 100.0 | 293.7 | 16.6 |
| 182 | Deutsche Asset Management (India) Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | 10.5 | 0.3 |
| 183 | Deutsche Australia Limited (Sub-group) | シドニー | 2, 3 | 100.0 | 175.0 | -8.3 |
| 184 | -Deutsche Capital Markets Australia Limited | シドニー | | 100.0 | | |
| 185 | -Deutsche Group Services Pty Limited | シドニー | | 100.0 | | |
| 186 | -Pan Australian Nominees Pty Ltd (in voluntary strike-off) | シドニー | | 100.0 | | |
| 187 | Deutsche Bank (Cayman) Limited | ジョージタウン | | 100.0 | 70.1 | 3.4 |
| 188 | Deutsche Bank (China) Co., Ltd. | 北京 | | 100.0 | 1,224.7 | 88.6 |
| 189 | Deutsche Bank (Malaysia) Berhad | クアラルンプール | | 100.0 | 373.8 | 37.7 |
| 190 | Deutsche Bank (Suisse) SA | ジュネーブ | | 100.0 | 641.8 | 14.1 |
| 191 | Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa | モンテビデオ | | 100.0 | | |
| 192 | DEUTSCHE BANK A.S. | イスタンブール | | 100.0 | 127.3 | 64.0 |
| 193 | Deutsche Bank Europe GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | 10.0 | 0.0 |
| 194 | Deutsche Bank Financial Company | ジョージタウン | | 100.0 | 19.8 | -24.9 |
| 195 | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | ルクセンブルグ | | 100.0 | 5,056.3 | 362.7 |
| 196 | Deutsche Bank Mutui S.p.A. | ミラノ | | 100.0 | 27.0 | 5.1 |
| 197 | Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna | ワルシャワ | | 100.0 | 355.6 | -153.1 |
| 198 | Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited | ラゴス | | 100.0 | | |
| 199 | Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão | サンパウロ | | 100.0 | 496.1 | 36.0 |
| 200 | Deutsche Bank Securities Limited | トロント | | 100.0 | 43.4 | 1.5 |
| 201 | Deutsche Bank Società per Azioni | ミラノ | | 99.9 | 2,380.3 | 205.8 |
| 202 | Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal | マドリッド | | 100.0 | 1,021.0 | 35.6 |
| 203 | Deutsche Capital Finance (2000) Limited | ジョージタウン | | 100.0 | | |
| 204 | Deutsche Capital Partners China Limited (in voluntary liquidation) | ジョージタウン | | 100.0 | | |
| 205 | Deutsche Cayman Ltd. | カマーナ・ベイ | | 100.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本 持分 (%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|--|----------|----|-----------------|---------------------|-------------------|
| 206 | Deutsche Colombia S.A.S. | ボゴタ | | 100.0 | | |
| 207 | Deutsche Custody N.V. | アムステルダム | | 100.0 | | |
| 208 | Deutsche Equities India Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | 47.3 | 12.7 |
| 209 | Deutsche Finance No. 2 Limited (in voluntary liquidation) | ジョージタウン | 2 | 100.0 | 11.0 | 0.0 |
| 210 | Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 211 | Deutsche Global Markets Limited | テルアビブ | | 100.0 | 14.5 | 1.7 |
| 212 | Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited | ヨハネスブルグ | | 100.0 | | |
| 213 | Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | 1 | 99.8 | | |
| 214 | Deutsche Holdings (Grand Duchy) | ルクセンブルグ | | 100.0 | 56.1 | 1.8 |
| 215 | Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | 1,791.6 | 77.2 |
| 216 | Deutsche Holdings Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 419.8 | 0.0 |
| 217 | Deutsche Holdings No. 2 Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 249.2 | 0.1 |
| 218 | Deutsche Holdings No. 3 Limited | ロンドン | 2 | 100.0 | 178.4 | -0.7 |
| 219 | Deutsche Holdings No. 4 Limited (in members' voluntary liquidation) | ロンドン | | 100.0 | 10.2 | 3.1 |
| 220 | Deutsche Immobilien Leasing GmbH | デュッセルドルフ | 1 | 100.0 | 26.5 | 0.0 |
| 221 | Deutsche India Holdings Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | 89.1 | 6.2 |
| 222 | Deutsche India Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | 264.2 | 72.7 |
| 223 | Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited | ダブリン | | 100.0 | | |
| 224 | Deutsche International Corporate Services Limited | セントヘリア | | 100.0 | | |
| 225 | Deutsche International Custodial Services Limited | セントヘリア | | 100.0 | | |
| 226 | Deutsche Investments (Netherlands) N.V. | アムステルダム | | 100.0 | 14.7 | 14.6 |
| 227 | Deutsche Investments India Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | 102.2 | 1.1 |
| 228 | Deutsche Investor Services Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | | |
| 229 | Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd. | シンガポール | | 100.0 | 196.6 | 118.7 |
| 230 | Deutsche Mexico Holdings S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | 181.2 | -15.8 |
| 231 | Deutsche Morgan Grenfell Group Limited (in members' voluntary liquidation) | ロンドン | 2 | 100.0 | 37.6 | -0.5 |
| 232 | Deutsche Nederland N.V. | アムステルダム | | 100.0 | | |
| 233 | Deutsche New Zealand Limited (Sub-group) | オークランド | 3 | 100.0 | 1.2 | 0.0 |
| 234 | -Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited | オークランド | | 100.0 | | |
| 235 | -Deutsche Domus New Zealand Limited | オークランド | | 100.0 | | |
| 236 | -Deutsche Foras New Zealand Limited | オークランド | | 100.0 | | |
| 237 | -Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited | オークランド | | 100.0 | | |
| 238 | Deutsche Nominees Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 239 | Deutsche Oppenheim Family Office AG | ケルン | 1 | 100.0 | 199.3 | 0.0 |
| 240 | Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH | シュットリンゲン | | 100.0 | | |
| 241 | Deutsche Postbank Funding LLC I | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 242 | Deutsche Postbank Funding LLC III | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 243 | Deutsche Postbank Funding Trust I | ニューアーク | | 100.0 | | |
| 244 | Deutsche Postbank Funding Trust III | ニューアーク | | 100.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|--|----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 245 | Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôturée | ルクセンブルグ | | 49.0 | | |
| 246 | Deutsche Securities (India) Private Limited | ニューデリー | | 100.0 | | |
| 247 | Deutsche Securities (Proprietary) Limited | ヨハネスブルグ | | 100.0 | 26.4 | 3.9 |
| 248 | Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited | ヨハネスブルグ | | 100.0 | | |
| 249 | Deutsche Securities Asia Limited | 香港 | | 100.0 | 107.0 | 3.8 |
| 250 | Deutsche Securities Inc. | 東京 | 2 | 100.0 | 658.5 | 85.3 |
| 251 | Deutsche Securities Israel Ltd. | テルアビブ | | 100.0 | | |
| 252 | Deutsche Securities Korea Co. | ソウル | | 100.0 | 63.4 | -5.1 |
| 253 | Deutsche Securities Saudi Arabia (a closed joint stock company) | リヤド | | 100.0 | 75.8 | -0.6 |
| 254 | Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa | メキシコシティ | | 100.0 | 131.7 | 5.1 |
| 255 | Deutsche Services (CI) Limited | セントヘリア | | 100.0 | 177.7 | 6.2 |
| 256 | Deutsche Services Polska Sp. z o.o. | ワルシャワ | | 100.0 | | |
| 257 | Deutsche StiftungsTrust GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | | |
| 258 | Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha | 東京 | | 100.0 | | |
| 259 | Deutsche Trustee Company Limited | ロンドン | | 100.0 | 18.4 | 2.3 |
| 260 | Deutsche Trustee Services (India) Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | | |
| 261 | Deutsche Trustees Malaysia Berhad | クアラルンプール | | 100.0 | | |
| 262 | Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A. | マドリッド | | 100.0 | | |
| 263 | Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A. | バルセロナ | | 50.0 | | |
| 264 | Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft | ケルン | | 25.1 | 12.5 | 0.6 |
| 265 | Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH | フランクフルト | | 78.0 | | |
| 266 | DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | | |
| 267 | DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 268 | DIP Management GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 269 | DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 1 | 100.0 | | |
| 270 | Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH | ベルリン | | 21.1 | | |
| 271 | DONARUM Holding GmbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 272 | DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 273 | DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 274 | DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 275 | DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 276 | Durian (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 277 | DWS Alternatives France | パリ | | 100.0 | | |
| 278 | DWS Alternatives Global Limited | ロンドン | | 100.0 | 131.2 | -9.3 |
| 279 | DWS Alternatives GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | 19.5 | 0.0 |
| 280 | DWS Asset Management (Korea) Company Limited | ソウル | | 100.0 | 18.1 | 3.2 |
| 281 | DWS Beteiligungs GmbH | フランクフルト | 1 | 98.6 | 336.4 | 0.0 |
| 282 | DWS CH AG | チューリッヒ | | 100.0 | 19.5 | 4.1 |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|--|----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 283 | DWS Distributors, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | 32.6 | 4.7 |
| 284 | DWS Far Eastern Investments Limited | 台北 | | 60.0 | 11.7 | 1.4 |
| 285 | DWS Global Business Services Inc. | タギッグ・シティ | | 99.9 | | |
| 286 | DWS Group GmbH & Co. KGaA | フランクフルト | | 79.5 | 8,458.2 | 558.5 |
| 287 | DWS Group Services UK Limited | ロンドン | | 100.0 | 44.2 | -5.7 |
| 288 | DWS Grundbesitz GmbH | フランクフルト | 1 | 99.9 | 27.7 | 0.0 |
| 289 | DWS India Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | | |
| 290 | DWS International GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | 86.3 | 0.0 |
| 291 | DWS Investment GmbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | 393.6 | 0.0 |
| 292 | DWS Investment Management Americas, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | 670.4 | -36.0 |
| 293 | DWS Investment S.A. | ルクセンブルグ | | 100.0 | 395.3 | 20.1 |
| 294 | DWS Investments Australia Limited | シドニー | | 100.0 | | |
| 295 | DWS Investments Hong Kong Limited | 香港 | | 100.0 | 50.0 | 5.8 |
| 296 | DWS Investments Japan Limited | 東京 | | 100.0 | 23.8 | 1.7 |
| 297 | DWS Investments Shanghai Limited | 上海 | | 100.0 | | |
| 298 | DWS Investments Singapore Limited | シンガポール | | 100.0 | 387.8 | 50.5 |
| 299 | DWS Investments UK Limited | ロンドン | | 100.0 | 179.0 | 74.6 |
| 300 | DWS Management GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 301 | DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP | ジョージタウン | | 26.3 | 39.7 | 3.8 |
| 302 | DWS Real Estate GmbH | フランクフルト | 1 | 99.9 | 52.7 | 0.0 |
| 303 | DWS Service Company | ウィルミントン | | 100.0 | 0.7 | -7.3 |
| 304 | DWS Shanghai Private Equity Fund Management Limited | 上海 | | 100.0 | | |
| 305 | DWS Trust Company | コンコード | | 100.0 | 26.1 | 1.1 |
| 306 | DWS USA Corporation | ウィルミントン | | 100.0 | 1,573.8 | 56.7 |
| 307 | EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l. | ハンブルク | | 65.2 | | |
| 308 | EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 309 | Elbe Properties S.à r.l., en faillite clôturée | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 310 | ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 311 | ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 312 | Elm (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 313 | Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company | ダブリン | | 100.0 | | |
| 314 | ERET Lux 1 S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 315 | Erste Frankfurter Hoist GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 316 | European Real Estate Transformation Fund S.C.A. SICAV-RAIF | ルクセンブルグ | | 99.9 | | |
| 317 | European Value Added I (Alternate G.P.) LLP | ロンドン | | 100.0 | | |
| 318 | Evroenergeiaki Anonymi Etaireia | アテネ | | 40.0 | | |
| 319 | Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l. | ミラノ | | 100.0 | | |
| 320 | Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank | ベルリン | | 100.0 | 4.3 | 4.0 |
| 321 | Fir (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|---|------------------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 322 | Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 323 | FSDB Merchant Services GmbH | フランクフルト | | 49.0 | | |
| 324 | FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 325 | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG | バート ホンブルク | | 41.2 | | |
| 326 | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG | バート ホンブルク | | 30.6 | | |
| 327 | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG | バート ホンブルク | | 74.9 | | |
| 328 | FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 329 | G.O. IB-US Management, L.L.C. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 330 | Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung | ベルリン | | 36.7 | 9.2 | 7.1 |
| 331 | Glor Music Production GmbH & Co. KG | ロットアッハ=エー ガーン | | 29.5 | | |
| 332 | GLOR Music Production II GmbH & Co. KG | ロットアッハ=エー ガーン | | 28.6 | | |
| 333 | Greenheart (Luxembourg) S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 334 | Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR | トロイスドルフ | | 98.7 | | |
| 335 | Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR | トロイスドルフ | | 40.1 | | |
| 336 | Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR | トロイスドルフ | | 94.0 | | |
| 337 | Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR | トロイスドルフ | | 100.0 | | |
| 338 | Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR | トロイスドルフ | | 41.6 | | |
| 339 | Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR | トロイスドルフ | | 62.1 | | |
| 340 | Grundstücksgesellschaft Mietwohnhäuser Leipzig- Gohlis GbR | トロイスドルフ | | 25.0 | | |
| 341 | Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR | トロイスドルフ | | 26.0 | | |
| 342 | Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR | トロイスドルフ | | 78.7 | | |
| 343 | Harvest Fund Management Co., Ltd. | 上海 | | 30.0 | 1,130.8 | 226.3 |
| 344 | HR "Simone" GmbH & Co. KG i.l. | ヨルク | | 24.3 | | |
| 345 | Huarong Rongde Asset Management Company Limited | 北京 | | 40.7 | 449.1 | -227.6 |
| 346 | ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 347 | Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG i.L. | ベルリン | | 20.5 | | |
| 348 | Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR | トロイスドルフ | | 20.7 | | |
| 349 | Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR | トロイスドルフ | | 90.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|--|------------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 350 | Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR | トロイスドルフ | | 39.0 | | |
| 351 | Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Parsevalstraße GbR | ケルン | | 30.5 | | |
| 352 | Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR | トロイスドルフ | | 28.9 | | |
| 353 | Immobilienfonds Köln-Ossendorf II GbR | トロイスドルフ | | 40.3 | | |
| 354 | Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln- Blumenberg V GbR | トロイスドルフ | | 99.0 | | |
| 355 | Ingrid S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 23.8 | | |
| 356 | Inn Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 357 | Intermodal Finance I Ltd. | ジョージタウン | | 49.0 | | |
| 358 | Inversiones Pico Espadas S.A. | カステルピスバル | | 21.6 | | |
| 359 | Isaac Newton S.à r.l. | カペレン | | 98.2 | 0.6 | 16.8 |
| 360 | Isar Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 361 | ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH | ケルン | | 100.0 | | |
| 362 | IVAF I Manager, S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 363 | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L. | デュッセルドルフ | | 22.9 | | |
| 364 | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft i.L. | デュッセルドルフ | | 22.9 | | |
| 365 | Joint Stock Company Deutsche Bank DBU | キーウ | | 100.0 | 15.8 | 2.9 |
| 366 | Jyogashima Godo Kaisha | 東京 | | 100.0 | | |
| 367 | KEBA Gesellschaft für interne Services mbH | フランクフルト | 1 | 100.0 | | |
| 368 | Kidson Pte Ltd | シンガポール | | 100.0 | 17.8 | 0.5 |
| 369 | Kinneil Leasing Company | ロンドン | | 35.0 | | |
| 370 | KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 371 | Konsul Inkasso GmbH | エッセン | 1 | 100.0 | | |
| 372 | KVD Singapore Pte. Ltd. | シンガポール | | 25.9 | 587.9 | -207.5 |
| 373 | LA Water Holdings Limited | ジョージタウン | | 75.0 | | |
| 374 | LAWL Pte. Ltd. | シンガポール | | 100.0 | 25.0 | -0.7 |
| 375 | Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH | シェーネフェルト | | 100.0 | | |
| 376 | Leonardo III Initial GP Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 377 | Lindsell Finance Limited | セント ジュリアンズ | | 100.0 | | |
| 378 | London Industrial Leasing Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 379 | M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG | フランクフルト | | 77.1 | 12.3 | 2.4 |
| 380 | M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG | フランクフルト | | 35.4 | 16.0 | 0.6 |
| 381 | MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L. | ハンブルク | | 39.0 | | |
| 382 | MEF I Manager, S. à r.l. | マンスバッハ | | 100.0 | | |
| 383 | MorgenFund GmbH | フランクフルト | | 30.0 | 166.6 | -18.0 |
| 384 | Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 385 | MPP Beteiligungsgesellschaft mbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 386 | MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L. | ハンブルク | | 34.0 | | |
| 387 | MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L. | ハンブルク | | 32.8 | | |

| シリアル番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|--------|--|----------|----|---------|---------------------|-------------------|
| 388 | MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L. | ハンブルク | | 33.0 | | |
| 389 | Navegator - SGFTC, S.A. | リスボン | | 100.0 | | |
| 390 | NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 391 | NCW Holding Inc. | バンクーバー | | 100.0 | | |
| 392 | NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 393 | NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 394 | Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 395 | NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 396 | norisbank GmbH | ボン | 1 | 100.0 | 433.9 | 0.0 |
| 397 | North Coast Wind Energy Corp. | ポートムーディ | | 50.0 | | |
| 398 | Numis Corporation Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 399 | Numis Europe Limited | ダブリン | | 100.0 | | |
| 400 | Numis Nominees (Client) Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 401 | Numis Nominees (NSI) Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 402 | Numis Nominees Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 403 | Numis Securities Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 404 | Oder Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 405 | 000 "Deutsche Bank TechCentre" | モスクワ | | 100.0 | 7.4 | -12.8 |
| 406 | 000 "Deutsche Bank" | モスクワ | | 100.0 | 282.0 | 39.4 |
| 407 | OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH | ケルン | | 100.0 | | |
| 408 | OPB-Oktava GmbH | ケルン | | 100.0 | | |
| 409 | OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L. | ケルン | | 27.7 | | |
| 410 | OPPENHEIM Capital Advisory GmbH | ケルン | | 100.0 | | |
| 411 | OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH | ケルン | | 100.0 | | |
| 412 | PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 413 | PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 414 | PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 415 | Palma Topco Limited | セントヘリア | | 22.8 | | |
| 416 | PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 417 | PB Factoring GmbH | ボン | 1 | 100.0 | 32.6 | 0.0 |
| 418 | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | エッセン | 1 | 100.0 | 32.4 | 0.0 |
| 419 | PEIF II SLP Feeder 2 LP | エジンバラ | | 100.0 | | |
| 420 | PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 421 | PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 422 | PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 423 | PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 424 | PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 425 | PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 426 | PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 427 | Peruda Leasing Limited (in members' voluntary liquidation) | ロンドン | | 100.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|---|-----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 428 | PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 429 | PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 430 | Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC. | マカティ・シティ | | 95.0 | | |
| 431 | Plantation Bay, Inc. | セント・トーマス島 | | 100.0 | | |
| 432 | PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 433 | Postbank Direkt GmbH | ボン | 1 | 100.0 | 15.9 | 0.0 |
| 434 | Postbank Filialvertrieb AG | ボン | 1 | 100.0 | 37.0 | 0.0 |
| 435 | Postbank Finanzberatung AG | ハーメルン | 1 | 100.0 | 85.8 | 0.0 |
| 436 | Postbank Immobilien GmbH | ハーメルン | 1 | 100.0 | | |
| 437 | Postbank Leasing GmbH | ボン | 1 | 100.0 | | |
| 438 | PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 439 | PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 440 | PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 441 | Private Equity Invest Beteiligungs GmbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 442 | Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 443 | Prof. Weber GmbH | マンハイム | | 100.0 | | |
| 444 | PT Deutsche Sekuritas Indonesia | ジャカルタ | | 99.0 | | |
| 445 | PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 446 | PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 447 | QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 448 | QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 449 | QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 450 | REDUS DTHG, LLC | ウィルミントン | | 49.9 | | |
| 451 | Reference Capital Investments Limited (in members' voluntary liquidation) | ロンドン | | 100.0 | | |
| 452 | Rhine Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 453 | Riviera Real Estate | パリ | | 100.0 | | |
| 454 | RoPro U.S. Holding, Inc. | ウィルミントン | | 100.0 | 361.1 | 83.4 |
| 455 | RREEF America L.L.C. | ウィルミントン | | 100.0 | 289.0 | 100.1 |
| 456 | RREEF Core Plus Residential Fund LP | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 457 | RREEF DCH, L.L.C. | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 458 | RREEF European Value Added I (G.P.) Limited | ロンドン | | 100.0 | | |
| 459 | RREEF Fund Holding LLC | ウィルミントン | | 100.0 | 141.4 | -0.6 |
| 460 | RREEF India Advisors Private Limited | ムンバイ | | 100.0 | | |
| 461 | RREEF Management L.L.C. | ウィルミントン | | 100.0 | -38.5 | 5.8 |
| 462 | SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 463 | SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 464 | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH | ケルン | | 100.0 | 14.1 | 1.5 |
| 465 | SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 466 | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 467 | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG i.L. | デュッセルドルフ | | 58.5 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|---|----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 468 | SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 469 | SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 470 | SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 471 | SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 472 | SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 473 | SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 474 | SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 475 | Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 33.2 | | |
| 476 | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 477 | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG i.L. | デュッセルドルフ | | 71.1 | | |
| 478 | SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 479 | SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 480 | SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 481 | SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 482 | SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 483 | SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 484 | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 485 | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 486 | SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 487 | SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 488 | SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 489 | SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 490 | SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 491 | SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 492 | SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 493 | SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 494 | SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 495 | SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 496 | SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 497 | SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 498 | Somkid Immobiliare S.r.l. | コネリアノ | | 100.0 | | |
| 499 | SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 500 | SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 501 | SPV I Sociedad Anónima Cerrada | リマ | | 99.9 | | |
| 502 | SPV II Sociedad Anónima Cerrada | リマ | | 99.8 | | |
| 503 | SRC Security Research & Consulting GmbH | ボン | | 22.5 | | |
| 504 | STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 505 | Starpool Finanz GmbH | ベルリン | | 49.9 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|---|----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 506 | Stelvio Immobiliare S.r.l. | ボルツァーノ | | 100.0 | | |
| 507 | Sunrise Turnaround Partners G.K. | 東京 | | 100.0 | | |
| 508 | SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 509 | SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 510 | SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 511 | SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 512 | Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 513 | Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 514 | TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 515 | TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 516 | TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 517 | Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A. | リスボン | | 100.0 | | |
| 518 | TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 519 | TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 520 | Tech Venture Growth S.C.R., S.A. | マドリッド | | 100.0 | | |
| 521 | TELO Beteiligungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 100.0 | | |
| 522 | Tempurrite Leasing Limited (in members' voluntary liquidation) | ロンドン | | 100.0 | | |
| 523 | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 524 | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG i.L. | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 525 | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG i.L. | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 526 | Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited | バンコク | | 100.0 | | |
| 527 | TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 528 | TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 529 | TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 530 | Trave Properties S.à r.l., en faillite | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 531 | TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | ベルリン | | 50.0 | | |
| 532 | TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 533 | Treuinvest Service GmbH | フランクフルト | | 100.0 | | |
| 534 | TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 100.0 | | |
| 535 | Triplereason Limited | ロンドン | | 100.0 | 330.1 | 9.1 |
| 536 | Triton Beteiligungs S.à r.l., en liquidation volontaire | ルクセンブルグ | | 33.1 | | |
| 537 | TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 538 | U.S.A. ITCF XCI L.P. | ニューヨーク | | 99.9 | | |
| 539 | VCJ Lease S.à r.l. | ルクセンブルグ | | 100.0 | | |
| 540 | VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 541 | VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 542 | VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本持 分(%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|------------|--|----------|----|-------------|---------------------|-------------------|
| 543 | VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 544 | Volbroker.com Limited | ロッチフォード | | 22.5 | 14.1 | 2.3 |
| 545 | VÖB-ZVD Processing GmbH | ボン | 1 | 100.0 | 28.6 | 0.0 |
| 546 | WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH | フランクフルト | | 100.0 | 190.2 | 20.4 |
| 547 | Weser Properties S.à r.l., en faillite clôturée | ルクセンブルグ | | 25.0 | | |
| 548 | 5353 WHMR LLC | ウィルミントン | | 100.0 | | |
| 549 | XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 550 | XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 551 | XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 552 | ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 553 | ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 554 | ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 555 | ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 25.0 | | |
| 556 | ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 557 | zeitinvest-Service GmbH | フランクフルト | | 25.0 | | |
| 558 | ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 559 | ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 560 | ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 561 | Zhong De Securities Co., Ltd | 北京 | | 33.3 | 150.0 | -10.7 |
| 562 | ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 563 | ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 564 | ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 565 | ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 566 | ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 567 | ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 50.0 | | |
| 568 | ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 569 | ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 570 | ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 571 | ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 572 | ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 573 | ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | | 50.0 | | |
| 574 | ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 25.0 | | |
| 575 | ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L. | シェーネフェルト | | 25.0 | | |

| シリアル 番号 | 会社名 | 会社所在地 | 脚注 | 資本 持分 (%) | 自己資本 (百万 ユーロ) | 損益 (百万 ユーロ) |
|-----------------------|---|-----------|----|-----------------|---------------------|-------------------|
| 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分 | | | | | | |
| 576 | A.C.N. 603 303 126 Pty Ltd | メルボルン | | 19.5 | | |
| 577 | ABRAAJ Holdings (in official liquidation) | カマーナ・ベイ | | 8.8 | | |
| 578 | BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH | ポツダム | | 8.5 | | |
| 579 | Bürgschaftsbank Hamburg GmbH | ハンブルク | | 8.7 | | |
| 580 | Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH | シュウェリーン | | 8.4 | | |
| 581 | Bürgschaftsbank Sachsen GmbH | ドレスデン | | 6.3 | | |
| 582 | Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH | マクデブルク | | 8.2 | | |
| 583 | Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung | キール | | 5.6 | | |
| 584 | Bürgschaftsbank Thüringen GmbH | エアフルト | | 8.7 | | |
| 585 | Latitude Group Holdings Limited | メルボルン | | 16.5 | | |
| 586 | MTS S.p.A. | ローマ | | 5.0 | | |
| 587 | Prader Bank S.p.A. | ボルツァーノ | | 9.0 | | |
| 588 | Private Export Funding Corporation | ウィルミントン | | 6.0 | | |
| 589 | Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft | ザールブリュッケン | | 11.8 | | |
| 590 | Yensai.com Co., Ltd. | 東京 | | 7.8 | | |

[次へ](#)

その他の情報

36-
 支援宣言

次に掲げる子会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの子会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

| | |
|--|---|
| DB Investments (GB) Limited (ロンドン) | Deutsche Holdings (Grand Duchy) (ルクセンブルグ) |
| DB International (Asia) Limited (シンガポール) | Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ) |
| Deutsche Australia Limited (シドニー) | Deutsche Morgan Grenfell Group Limited i.L., (ロンドン) |
| DEUTSCHE BANK A. . (イスタンブール) | Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa (メキシコ) |
| Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン) | ドイツ証券株式会社 (東京) |
| Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京) | Deutsche Securities Asia Limited (香港) |
| Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン) | Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開株式会社) (リヤド) |
| Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルグ) | norisbank GmbH (ボン) |
| Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール) | Joint Stock Company Deutsche Bank DBU (キーウ) |
| Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ) | 000 “Deutsche Bank” (モスクワ) |
| Deutsche Bank S.A. – Banco Alemão (サンパウロ) | Deutsche Oppenheim Family Office AG (ケルン) |
| Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリッド) | BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft (ハーメルン) |
| Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ) | PB Factoring GmbH (ボン) |
| Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ) | |
| Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク) | |

37-
ファンドブリーフ法第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。これらの開示には、2023年12月31日現在、ドイツ銀行AGが保有している抵当ファンドブリーフ債および公共ファンドブリーフ債の情報が含まれている。

総合的エクスポージャー（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第1号および第3号）
抵当ファンドブリーフ債

| 単位：百万ユーロ | 名目価値 | 現在価値 | 2023年12月31日現在 | | |
|---|----------|----------|----------------------------------|----------------------------------|--|
| | | | 現在価値 - 高金利ストレス・シナリオ ² | 現在価値 - 低金利ストレス・シナリオ ² | 現在価値 - 最悪の金利およびFXレートストレス・シナリオ ² |
| 抵当ファンドブリーフ債 | 13,725.0 | 13,545.5 | 12,165.6 | 15,263.8 | 12,165.6 |
| 担保資産 | 16,421.1 | 15,570.1 | 13,447.0 | 18,330.8 | 13,447.0 |
| ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産 | 15,324.1 | 14,570.3 | 12,586.0 | 17,159.7 | 12,586.0 |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第2a号および第2b号による担保資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第3a号から第3c号による担保資産 ¹ | 1,097.0 | 999.8 | 861.0 | 1,171.0 | 861.0 |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％） | 8.0 | 7.4 | 7.1 | 7.7 | 7.1 |
| 担保超過額 | 2,696.1 | 2,024.6 | 1,281.4 | 3,067.0 | 1,281.4 |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％） | 19.6 | 15.0 | 10.5 | 20.1 | 10.5 |
| 法定の割合による | 571.7 | 531.9 | 468.8 | 612.7 | 468.8 |
| 契約上の割合による | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 任意の割合による | 2,124.4 | 1,492.7 | 812.6 | 2,454.3 | 812.6 |

1 ファンドブリーフ法第4条第1項における担保資産を含む。

2 ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ。

2022年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 名目価値 | 現在価値 | 現在価値 - | | 現在価値 - |
|---|----------|----------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| | | | 高金利ストレ ス・シナリオ ² | 低金利ストレ ス・シナリオ ² | 最悪の金利および FXレートのストレ ス・シナリオ ² |
| 抵当ファンドブリーフ債 | 13,038.0 | 12,199.2 | 11,029.4 | 13,674.2 | 11,029.4 |
| 担保資産 | 16,192.8 | 14,550.3 | 12,637.9 | 17,023.8 | 12,637.9 |
| ファンドブリーフ法第12条第1項による担保 資産 | 15,530.3 | 14,038.7 | 12,215.4 | 16,399.4 | 12,215.4 |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第2a 号および第2b号による担保資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第3a 号から第3c号による担保資産 ¹ | 662.5 | 511.5 | 422.6 | 624.4 | 422.6 |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%) | 5.1 | 4.2 | 3.8 | 4.6 | 3.8 |
| 担保超過額 | 3,154.8 | 2,351.1 | 1,608.5 | 3,349.6 | 1,608.5 |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%) | 24.2 | 19.3 | 14.6 | 24.5 | 14.6 |
| 法定の割合による | 576.7 | 479.7 | 425.7 | 548.9 | 425.7 |
| 契約上の割合による | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 任意の割合による | 2,578.1 | 1,871.4 | 1,182.8 | 2,800.7 | 1,182.8 |

1 ファンドブリーフ法第4条第1項における担保資産を含む。

2 ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

公共ファンドブリーフ債

| 単位：百万ユーロ | 名目価値 | | 正味 現在価値 | | リスク調整 後の正味 現在価値 ¹ | |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------------|-------------------|
| | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
| | 公共ファンドブリーフ債 | 90.0 | 90.0 | 95.8 | 93.5 | 101.1 |
| 担保資産 | 119.0 | 142.8 | 112.3 | 125.1 | 115.8 | 102.5 |
| このうち、デリバティ ブ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 超過担保(%) | 29.0 | 52.8 | 16.5 | 31.6 | 14.7 | 29.0 |
| 公共ファンドブリーフ 債残高に対する割合 (%) | 32.2 | 58.7 | 17.2 | 33.8 | 14.6 | 39.5 |
| 法定の割合による | 3.9 | 4.2 | 3.7 | 3.5 | 3.7 | 2.8 |
| 契約上の割合による | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 任意の割合による | 25.1 | 48.6 | 12.8 | 28.1 | 11.0 | 26.2 |

1 ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ。

期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第4号）
 抵当ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳
 抵当ファンドブリーフ債

| | ファンドブリーフ債残高の期限内訳 | | 担保プールの固定金利期間 | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
| 単位：百万ユーロ | | | | |
| 6ヶ月未満 | 1,212.5 | 533.0 | 722.0 | 526.0 |
| 6ヶ月から12ヶ月 | 55.0 | 160.0 | 459.1 | 509.8 |
| 12ヶ月から18ヶ月 | 250.0 | 1,184.5 | 396.0 | 535.6 |
| 18ヶ月から2年 | 557.0 | 55.0 | 380.5 | 504.9 |
| 2年から3年 | 2,131.0 | 1,207.0 | 711.8 | 864.4 |
| 3年から4年 | 2,348.0 | 1,631.0 | 1,159.3 | 780.2 |
| 4年から5年 | 1,532.0 | 2,693.0 | 1,058.9 | 1,033.9 |
| 5年から10年 | 3,712.0 | 3,552.0 | 6,214.2 | 6,112.3 |
| 10年超 | 1,927.5 | 2,022.5 | 5,319.3 | 5,325.6 |
| 合計 | 13,725.0 | 13,038.0 | 16,421.1 | 16,192.7 |

公共ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳
 公共ファンドブリーフ債

| | 担保資産 | | 公共ファンドブリーフ債 | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 | 2023年 12月31日現在 | 2022年 12月31日現在 |
| 単位：ユーロ | | | | |
| 6ヶ月未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6ヶ月から12ヶ月 | 37.0 | 0 | 0 | 0 |
| 12ヶ月から18ヶ月 | 0 | 0 | 10.0 | 0 |
| 18ヶ月から2年 | 58.5 | 37.0 | 40.0 | 0 |
| 2年から3年 | 0 | 58.5 | 0 | 50.0 |
| 3年から4年 | 8.5 | 0 | 0 | 0 |
| 4年から5年 | 0 | 1.3 | 0 | 0 |
| 5年から10年 | 15.0 | 46.0 | 40.0 | 40.0 |
| 10年超 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 119.0 | 142.8 | 90.0 | 90.0 |

12ヶ月延長条項付きの期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第5号）
 抵当ファンドブリーフ債

| | 延長後期限（12ヶ月） | |
|------------|---------------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| 単位：ユーロ | | |
| 6ヶ月未満 | 0 | 0 |
| 6ヶ月から12ヶ月 | 0 | 0 |
| 12ヶ月から18ヶ月 | 1,212.5 | 533.0 |
| 18ヶ月から2年 | 55.0 | 160.0 |
| 2年から3年 | 807.0 | 1,239.5 |
| 3年から4年 | 2,131.0 | 1,207.0 |
| 4年から5年 | 2,348.0 | 1,631.0 |
| 5年から10年 | 4,569.0 | 5,665.0 |
| 10年超 | 2,602.5 | 2,602.5 |
| 合計 | 13,725.0 | 13,038.0 |

公共ファンドブリーフ債

延長後期限（12ヶ月）

| 単位：ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|------------|---------------|---------------|
| 6ヶ月未満 | 0 | 0 |
| 6ヶ月から12ヶ月 | 0 | 0 |
| 12ヶ月から18ヶ月 | 0 | 0 |
| 18ヶ月から2年 | 0 | 0 |
| 2年から3年 | 50.0 | 0 |
| 3年から4年 | 0 | 50.0 |
| 4年から5年 | 0 | 0 |
| 5年から10年 | 40.0 | 25.0 |
| 10年超 | 0 | 15.0 |
| 合計 | 90.0 | 90.0 |

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第7号）

2023年12月31日および2022年12月31日現在、担保プールにデリバティブはなかった。

担保資産の名目価値（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額153億ユーロ（2022年度：155億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ未満の担保資産は123億ユーロ（2022年度：124億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロから1百万ユーロの担保資産は24億ユーロ（2022年度：24億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロから10百万ユーロの担保資産は690百万ユーロ（2022年度：749百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は0百万ユーロ（2022年度：0百万ユーロ）であった。

ファンドブリーフ債の国別／登記上の本社所在地別の追加的担保資産（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第8号、第9号、第11号および第12号）

2023年12月31日および2022年12月31日現在、ファンドブリーフ債の追加的担保資産はなかった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

抵当ファンドブリーフ債

| 2023年12月31日現在 | | 住宅用 | | | | | 商業用 | | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|-----|----------|--------|-------|-------|-----------|-------|--------|----------|
| 単位：百万ユーロ | 集合住宅 | 戸建住宅 | 複数世帯住宅 | その他 | 合計 | 事務所用建物 | 小売用建物 | 工業用建物 | その他の商業用建物 | 合計 | 建物用の土地 | 合計 |
| ドイツ | 3,239.7 | 8,642.4 | 2,491.0 | 0 | 14,373.1 | 497.1 | 142.8 | 133.2 | 177.9 | 951.0 | 0 | 15,324.1 |
| 合計 | 3,239.7 | 8,642.4 | 2,491.0 | 0 | 14,373.1 | 497.1 | 142.8 | 133.2 | 177.9 | 951.0 | 0 | 15,324.1 |

| 2022年12月31日現在 | | 住宅用 | | | | | 商業用 | | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|-----|----------|--------|-------|-------|-----------|---------|--------|----------|
| 単位：百万ユーロ | 集合住宅 | 戸建住宅 | 複数世帯住宅 | その他 | 合計 | 事務所用建物 | 小売用建物 | 工業用建物 | その他の商業用建物 | 合計 | 建物用の土地 | 合計 |
| ドイツ | 3,108.1 | 8,718.9 | 2,685.3 | 0 | 14,512.4 | 527.0 | 150.3 | 144.2 | 196.4 | 1,017.9 | 0 | 15,530.3 |
| 合計 | 3,108.1 | 8,718.9 | 2,685.3 | 0 | 14,512.4 | 527.0 | 150.3 | 144.2 | 196.4 | 1,017.9 | 0 | 15,530.3 |

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第1文第2号）

2023年12月31日および2022年12月31日現在において、抵当ファンドブリーフ債を担保資産として用いた90日以上延滞している支払はなかった。

公共ファンドブリーフ債を担保資産として用いた支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第3項第3文第3号）

2023年12月31日および2022年12月31日現在において、公共ファンドブリーフ債を担保資産として用いた90日以上延滞している支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2023年度および2022年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2023年度および2022年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

流動性の特徴的な要因（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第6号）

抵当ファンドブリーフ債

| 単位：ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---|---------------|---------------|
| ファンドブリーフ法第4条第1a項第3文による翌180日間の1日当たりの最大合計流動性要件 ¹ | -982,692,414 | -178,788,286 |
| 第4条第1a項による担保（超過担保 + 中央銀行による信用の適格債券） | 1,097,000,000 | 662,500,000 |

¹ 2023年度の1日当たりの最大合計流動性要件は2024年4月29日に示される（2022年度：2023年5月22日）。

公共ファンドブリーフ債

| 単位：ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|---|---------------|---------------|
| ファンドブリーフ法第4条第1a項第3文による翌180日間の1日当たりの最大合計流動性要件 ¹ | -1,950,750 | -1,950,750 |
| 第4条第1a項による担保（超過担保 + 中央銀行による信用の適格債券） | 8,500,000 | 17,275,000 |

¹ 2023年度の1日当たりの最大合計流動性要件は2024年4月12日に示される（2022年度：2023年4月12日）。

固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

抵当ファンドブリーフ債

| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） | 名目価値 | |
|------------------------|---------------|---------------|
| | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
| 固定金利抵当ファンドブリーフ債 | 12,745 | 10,807 |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％） | 93 | 83 |
| 固定金利担保資産 | 16,346 | 16,092 |
| 担保資産合計に対する割合（％） | 100 | 99 |

通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

2023年12月31日および2022年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた外貨建てのモーゲージ貸出金はなかった。

その他の特徴的な要因（ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号）

| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|--|---------------|---------------|
| モーゲージ貸出額を用いて加重平均LTV比率 ¹ （％） | 54 | 54 |
| モーゲージ貸出金付与後の取引高加重平均経過年数 ² | 6 | 5 |
| ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国） ³ | 0 | 0 |
| 第19条第1項第7文による制限を超過する名目価値合計 ³ | 0 | 0 |

1 ファンドブリーフ法第28条第2項第3号に基づく。

2 ファンドブリーフ法第28条第2項第4号に基づく。

3 ファンドブリーフ法第28条第1項第11号に基づく。

発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産の金額別内訳（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第3項第1号）

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|-------------------|---------------|---------------|
| 10百万ユーロ以下 | 0.0 | 0.0 |
| 10百万ユーロから100百万ユーロ | 110.50 | 125.50 |
| 100百万ユーロ超 | 0.0 | 0.0 |
| 合計 | 110.50 | 125.50 |

発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産（名目価値）の発行者別種類およびその登記上の所在地（国）（ファンドブリーフ法第28条第3項第2号）

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | | 2022年12月31日現在 | |
|----------------|---------------|----|---------------|----|
| | 所有 | 保証 | 所有 | 保証 |
| ドイツ | | | | |
| 国 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公共機関（regional） | 37.0 | 0 | 37.0 | 0 |
| 公共機関（local） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の債務者 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドイツ合計 | 37.0 | 0 | 37.0 | 0 |
| 輸出促進のために供された保証 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オランダ | | | | |
| 国 | 73.5 | 0 | 88.5 | 0 |
| 公共機関（regional） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公共機関（local） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の債務者 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オランダ合計 | 73.5 | 0 | 88.5 | 0 |
| 輸出促進のために供された保証 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 所有 / 保証の合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 110.5 | 0 | 125.5 | 0 |

発行済公共ファンドブリーフ債および担保資産の特性（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第13号および第14号）

| 単位：百万ユーロ | 2023年12月31日現在 | 2022年12月31日現在 |
|--|---------------|---------------|
| 固定金利の割合の比較 | | |
| 固定金利の公共ファンドブリーフ債（％） | 100.00 | 100.00 |
| 固定金利の担保資産（％） | 100.00 | 100.00 |
| ファンドブリーフ法第6条による正味現在価値 - 外貨による現在価値の規則による正味現在価値（百万ユーロ） | 0.0 | 29.00 |

38-

ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2023年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第33条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、ドイツ銀行は以下の株主を認識している。

BlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）は、2023年3月31日現在、当行株式の5.38%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2023年12月31日までにBlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）からの更なる報告は受けていない。

Paramount Services Holdings Ltd. S.À.R.L.（英領ヴァージン諸島）は、2023年1月25日現在、当行株式の4.54%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2023年12月31日までにParamount Services Holdings Ltd. S.À.R.L.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Douglas L. Braunstein（Hudson Executive Capital LP）は、2020年11月20日現在、当行株式の3.18%を保有していると報告した。ドイツ銀行は2023年12月31日までにDouglas L. Braunstein（Hudson Executive Capital LP）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2023年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

39-

取締役会および監査役会

取締役会のメンバーは2023事業年度に、総額55,004,064ユーロ（2022年度：52,870,209ユーロ）の報酬を受領した。2023年および2022年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの取締役会の元メンバーまたはその遺族にそれぞれ26,222,817ユーロおよび22,974,014ユーロが支払われた。取締役会の元メンバーおよびその遺族のための年金債務引当金は、2023年および2022年12月31日現在それぞれ182,659,862ユーロおよび187,137,298ユーロであった。

監査役会の報酬はドイツ銀行AGの定款第14条に定められている。新たな報酬規定は直近では2023年5月17日の年次株主総会の決議で採択された。2023年度における監査役会のメンバーの報酬総額は7,404,172ユーロ（2022年度：6,833,333ユーロ）であった。当行は監査役のメンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。

ドイツ銀行AGの取締役会のメンバーおよび監査役会のメンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2023年および2022年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役会のメンバーに対して28,429ユーロおよび4,514,404ユーロ、監査役会のメンバーに対して638,839ユーロおよび939,889ユーロであった。監査役会のメンバーは2023年度に貸出金62,058ユーロ（2022年度：93,153ユーロ）を返済した。取締役会のメンバーおよび監査役会のメンバーへの貸出金は、市場の条件、または該当する場合、当行の従業員の多くに利用されるプログラムの条件で付与される。

取締役会および監査役会のメンバーは、下記「取締役会」および「監査役会」の項に記載されている。

40-

従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は36,285名（2022年度：35,325名）で、このうち女性は15,481名（2022年度：15,002名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均13,384名（2022年度：13,108名）であった。

41-

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGの取締役会および監査役会は、2023年10月にドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守を宣言し、これをウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）上で永久的にアクセスできるようにした。

DWS Group GmbH & Co. KGaAのゼネラル・パートナーのマネジング・ディレクターおよび監査役会も、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守を宣言し、これをウェブサイト（<https://group.dws.com/corporate-governance/declaration-of-conformity-pursuant-to-ss161-german-stock-corporation-act-aktg/>）上で永久的にアクセスできるようにした。

42-

監査人が提供する監査以外の業務

ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツ銀行AGの年次財務諸表の監査人であるEY GmbH & Co. KG監査法人（以下「EY」という。）から一定の監査関連業務および税務関連業務の提供を受けている。

監査報酬は、当行の年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する監査報酬であるが、EYが監査していないDWSおよびその子会社の監査報酬は含まれていない。監査関連報酬には、法令上または規制上要求されるその他の保証業務である、財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビューのほか、内部管理目的の任意監査およびコンフォートレターの発行業務等の任意で実施される保証に係る報酬が含まれる。当行の税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューとその関連法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言ならびに税法遵守の評価支援に係る報酬が含まれる。

ドイツ銀行AGの監査人に対して支払った報酬に関する情報は、当行グループの年次報告書に開示されている。

43-

後発事象

報告日以降、当行の経営成績、財政状態および純資産に重要性のある影響を及ぼす重要な事象はなかった。

経営組織

取締役会

2023年度における取締役会のメンバーは以下のとおりである。

Christian Sewing
最高経営責任者

James von Moltke
プレジデント

Karl von Rohr
プレジデント
(2023年10月31日退任)

Fabrizio Campelli

Bernd Leukert

Alexander von zur Mühlen

Christiana Riley
(2023年5月17日退任)

Claudio de Sanctis
(2023年7月1日就任)

Rebecca Short

Prof. Dr. Stefan Simon

Olivier Vigneron

監査役会

2023年度における監査役会のメンバーは以下のとおりである。加えて、監査役会のメンバーの居住地を記載している。

Alexander Wynaendts
- 会長
ハーグ
オランダ

Detlef Polaschek*
- 副会長
(2023年5月17日退任)
エッセン
ドイツ

Professor Dr. Norbert Winkeljohann
- 副会長
オスナブリュック
ドイツ

Frank Schulze*
- 副会長
(2023年5月17日就任)
ハーナウ
ドイツ

Susanne Bleidt*
(2023年5月17日就任)
ベル
ドイツ

Ludwig Blomeyer Bartenstein*
(2023年5月17日退任)
ブレーメン
ドイツ

Mayree Clark
ニュー・キャナン
米国

Jan Duscheck*
ベルリン
ドイツ

Manja Eifert*
ベルリン
ドイツ

Claudia Fieber*
(2023年5月17日就任)
ベルリン
ドイツ

Sigmar Gabriel
ゴスラー
ドイツ

Florian Hagenmiller*
(2024年1月16日就任)
ケンプテン(アルゴイ)
ドイツ

* 従業員代表

Timo Heider*
エンマータール
ドイツ

Martina Klee*
(2023年5月17日退任)
フランクフルト・アム・マイン
ドイツ

Birgit Laumen*
(2023年5月17日就任、2024年1月12日退任)
アルフタ
ドイツ

Gabriele Platscher*
(2023年5月17日退任)
ブラウンシュワイク
ドイツ

Bernd Rose*
(2023年5月17日退任)
メンデン
ドイツ

Gerlinde Siebert*
(2023年5月17日就任)
フランクフルト・アム・マイン
ドイツ

Yngve Slyngstad
オスロ
ノルウェー

Stephan Szukalski*
(2023年5月17日就任)
オーバー＝メルレン
ドイツ

John Alexander Thain
ライ
米国

Jürgen Tögel*
(2023年5月17日就任)
ホルガウ
ドイツ

Michele Trogni
リバーサイド
米国

Dr. Dagmar Valcárcel
マドリッド
スペイン

Stefan Viertel*
(2023年5月17日退任)
ケルクハイム(タウヌス)
ドイツ

Dr. Theodor Weimer
ヴィースバーデン
ドイツ

* 従業員代表

Frank Werneke*
(2023年5月17日退任)
ベルリン
ドイツ

Frank Witter
ブラウンシュヴァイク
ドイツ

委員会

会長委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Timo Heider* (2023年5月17日就任)、Detlef Polaschek* (2023年5月17日退任)、Frank Schulze* (2023年5月17日就任)、Frank Werneke* (2023年5月17日退任)、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

任命委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Mayree Clark、Timo Heider* (2023年5月17日就任)、Detlef Polaschek* (2023年5月17日退任)、Frank Schulze* (2023年5月17日就任)、Frank Werneke* (2023年5月17日退任)、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

監査委員会

Frank Witter、委員長

Susanne Bleidt* (2023年5月17日就任)、Manja Eifert*、Birgit Laumen* (2023年5月17日就任、2024年1月12日退任)、Gabriele Platscher* (2023年5月17日退任)、Detlef Polaschek* (2023年5月17日退任)、Bernd Rose* (2023年5月17日退任)、Gerlinde Siebert (2023年5月17日就任)、Dr. Dagmar Valcárcel、Stefan Viertel* (2023年5月17日退任)、Dr. Theodor Weimer、Professor Dr. Norbert Winkeljohann、Alexander Wynaendts (2023年5月17日退任)

リスク委員会

Mayree Clark、委員長

Ludwig Blomeyer-Bartenstein* (2023年5月17日退任)、Jan Duscheck*、Gerlinde Siebert* (2023年5月17日就任)、Stephan Szukalski* (2023年5月17日就任)、Michele Trogni、Stefan Viertel* (2023年5月17日退任)、Professor Dr. Norbert Winkeljohann、Alexander Wynaendts

規制監視委員会

Dr. Dagmar Valcárcel、委員長

Ludwig Blomeyer-Bartenstein* (2023年5月17日退任)、Jan Duscheck* (2023年5月17日就任)、Sigmar Gabriel、Timo Heider*、Gabriele Platscher* (2023年5月17日退任)、Stephan Szukalski (2023年5月17日就任)、Alexander Wynaendts

報酬統制委員会

Professor Dr. Norbert Winkeljohann、委員長

Jan Duscheck* (2023年5月17日就任)、Timo Heider* (2023年5月17日就任)、Detlef Polaschek* (2023年5月17日退任)、Bernd Rose* (2023年5月17日退任)、Jürgen Tögel* (2023年5月17日就任)、Dr. Dagmar Valcárcel、Frank Werneke* (2023年5月17日退任)、Alexander Wynaendts

戦略およびサステナビリティ委員会

John Alexander Thain、委員長

Mayree Clark、Claudia Fieber* (2023年5月17日就任)、Florian Haggemiller* (2024年1月31日就任)、Timo Heider* (2023年5月17日退任)、Birgit Laumen* (2023年5月17日就任、2024年1月12日退任)、Detlef Polaschek* (2023年5月17日退任)、Frank Schulze* (2023年5月17日就任)、Jürgen Tögel* (2023年5月17日就任)、Michele Trogni、Stefan Viertel* (2023年5月17日退任)、Frank Werneke* (2023年5月17日退任)、Alexander Wynaendts

テクノロジー、データおよびイノベーション委員会

Michele Trogni、委員長

Susanne Bleidt* (2023年5月17日就任)、Jan Duscheck* (2023年5月17日退任)、Manja Eifert* (2023年5月17日就任)、Claudia Fieber* (2023年5月17日就任、2024年1月31日退任)、Florian Haggemiller* (2024年1月31日就任)

任)、Martina Klee* (2023年5月17日退任)、Bernd Rose* (2023年5月17日退任)、Yngve Slyngstad、Alexander Wynaendts

調停委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Timo Heider* (2023年5月17日就任)、Detlef Polaschek* (2023年5月17日退任)、Frank Schulze* (2023年5月17日就任)、Frank Werneke* (2023年5月17日退任)、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

* 従業員代表

マニフェスト・リスト

監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2024年2月現在

2024年2月より前に退任した監査役会のメンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役会のメンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

| 監査役会のメンバー | | | |
|---|---|--|--------------------------|
| 職務担当者 | 役職 | 会社名 | 職務 |
| Alexander Wynaendts | ドイツ銀行AG 監査役会会長 | 当行グループ外における職務 | |
| | | Air France-KLM Group S.A. | 取締役会のメンバー |
| | | Puissance Holding B.V. | 非業務取締役、会長 |
| | | Uber Payments B.V. | 非業務取締役、会長 |
| | | Uber Technologies, Inc. | 取締役会のメンバー |
| Susanne Bleidt (2023年5月17日就任) | スタッフ・カウンシル のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | Erholungswerk Post Postbank Telekom e.V. | メンバー総会のメンバー |
| | | Postbeamtenkrankenkasse | アドバイザー・ボードのメンバー |
| | | 当行グループにおける職務 | |
| | | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会のメンバー |
| Ludwig Blomeyer- Bartenstein (2023年5月17日退任) | ドイツ銀行AG、プレー メンの経営陣のスポー クマン | 当行グループ外における職務 | |
| | | Frowein & Co. Beteiligungs AG | 監査役会のメンバー |
| Mayree Clark | 監査役会のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | Ally Financial, Inc. | 取締役会のメンバー |
| | | Allvue Systems Holdings, Inc. | 取締役会のメンバー |
| Jan Duscheck | トレード・ユニオン ver.di (Vereinte Dienstleistungs- gewerkschaft) National Working Group Bankingリーダー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Manja Eifert | スタッフ・カウンシル のメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Claudia Fieber (2023年5月17日就任) | スタッフ・カウンシル のメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Sigmar Gabriel | 旧連邦大臣 | 当行グループ外における職務 | |
| | | Heristo AG | 監査役会のメンバー (2023年7月就任) |
| | | Siemens Energy AG | 監査役会のメンバー |
| | | Siemens Energy Management GmbH | 監査役会のメンバー |
| | | ThyssenKrupp Steel Europe AG | 監査役会会長 |

| 監査役会のメンバー | | | |
|--|---|--|---------------------------|
| 職務担当者 | 役職 | 会社名 | 職務 |
| Florian Hagenmiller (2024年1月16日就任) | ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft (United Services Union)) National Working Group: Information and Communications Technologyリーダー | 当行グループ外における職務 | |
| | | IBM Deutschland GmbH | 監査役会のメンバー |
| | | IBM Central Holding GmbH | 監査役会のメンバー |
| Timo Heider | スタッフ・カウンシルのメンバー | 当行グループにおける職務 | |
| | | BHW Bausparkasse AG | 監査役会副会長 |
| | | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | 監査役会副会長 |
| | | Pensionskasse der BHW Bausparkasse AG VVaG | 監査役会副会長 |
| Martina Klee (2023年5月17日退任) | スタッフ・カウンシルのメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | Sterbekasse für die Angestellten der Deutsche Bank-Gruppe VVaG | 監査役会のメンバー |
| Birgit Laumen (2023年5月17日就任、 2024年1月12日退任) | トレード・ユニオン ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) トレード・ユニオン書記長 | 当行グループにおける職務 | |
| | | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会のメンバー |
| Gabriele Platscher (2023年5月17日退任) | 行員 | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Detlef Polaschek (2023年5月17日退任) | 監査役会副会長；スタッフ・カウンシルのメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Bernd Rose (2023年5月17日退任) | スタッフ・カウンシルのメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | ver.di Vermögensverwaltungsgesellschaft m.b.H. | 監査役会副会長 |
| | | 当行グループにおける職務 | |
| | | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会のメンバー |
| Frank Schulze (2023年5月17日就任) | 監査役会副会長；スタッフ・カウンシルのメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Gerlinde Siebert (2023年5月17日就任) | ドイツ銀行AG ガバナンスのグローバル・リーダー | 当行グループにおける職務 | |
| | | Deutsche Holdings (Luxembourg) S.a.r.l. | 監査役会のメンバー (2023年12月退任) |
| Yngve Slyngstad | Aker Asset Management ASの最高経営責任者 | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Stephan Szukalski (2023年5月17日就任) | トレード・ユニオンDBV (Deutscher Bankangestellten-Verband e.V. (German Association of Bank Employees)) フェデラル・チェアマン | 当行グループにおける職務 | |
| | | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | 監査役会のメンバー |

| 監査役会のメンバー | | | |
|---------------------------------------|--|--|-----------------------------|
| 職務担当者 | 役職 | 会社名 | 職務 |
| John Alexander Thain | 監査役会のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | Aperture Investors LLC | 取締役会のメンバー |
| | | Pine Island Capital Partners LLC | 会長 |
| Jürgen Tögel (2023年5月17日就任) | スタッフ・カウンシルのメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. | 監査役会のメンバー |
| | | BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V. | 監査役会のメンバー |
| Michele Trogni | Eldridgeオペレーティング・パートナー | 当行グループ外における職務 | |
| | | Everly Life LLC | 非業務取締役会のメンバー (2023年9月就任) |
| Dr. Dagmar Valcárcel | 監査役会のメンバー | Zinnia Corporate Holdings LLC | 最高経営責任者および取締役会会長 |
| | | 当行グループ外における職務 | |
| Stefan Viertel (2023年5月17日退任) | スタッフ・カウンシルのメンバー | amedes Holding GmbH | 監査役会のメンバー |
| | | Antin Infrastructure Partners S.A. | 取締役会のメンバー |
| Dr. Theodor Weimer | Deutsche Börse AG 最高経営責任者 | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| | | 当行グループ外における職務 | |
| Frank Werneke (2023年5月17日退任) | トレード・ユニオン ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) 会長 | Knorr Bremse AG | 監査役会のメンバー |
| | | 当行グループ外における職務 | |
| | | Zweites Deutsches Fernsehen (ZDF)のテレビジョン・カウンシル | メンバー |
| Professor Dr. Norbert Winkeljohann | ドイツ銀行AG 監査役会副会長；自身が経営するNorbert Winkeljohann Advisory & Investmentsのコーポレート・コンサルタント | ver.di Vermögensverwaltungsgesellschaft m.b.H. | 監査役会のメンバー |
| | | ZDF Studios GmbH (旧ZDF Enterprises GmbH) | 監査役会のメンバー |
| | | 当行グループ外における職務 | |
| Frank Witter | 監査役会のメンバー | Bayer AG | 監査役会会長 |
| | | Bohnenkamp AG | 監査役会会長 |
| | | Georgsmarienhütte Holding GmbH | 監査役会のメンバー |
| | | Sievert SE | 監査役会会長 |
| Frank Witter | 監査役会のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | CGI Inc. | 取締役会のメンバー |
| | | Traton SE | 監査役会のメンバー |
| | | VfL Wolfsburg-Fußball GmbH | 監査役会会長 |

取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づくドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関メンバーには*の印が付されている。

2024年2月現在

2024年2月より前に退任した取締役会のメンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役会のメンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

| 取締役会のメンバー | | | |
|-------------------------------------|-----------|--|--------------------------|
| 職務担当者 | 役職 | 会社名 | 職務 |
| Christian Sewing | 取締役会会長 | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| James von Moltke | プレジデント | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Karl von Rohr (2023年10月31日退任) | プレジデント | 当行グループにおける職務 | |
| | | DWS Group GmbH & Co. KGaA* | 監査役会会長 |
| Fabrizio Campelli | 取締役会のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.* | 監査役会のメンバー |
| | | BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V. | 監査役会のメンバー |
| Bernd Leukert | 取締役会のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | Bertelsmann SE & Co. KGaA* | 監査役会のメンバー |
| | | 当行グループにおける職務 | |
| | | DWS Group GmbH & Co. KGaA* | 監査役会のメンバー |
| Alexander von zur Mühlen | 取締役会のメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Christiana Riley (2023年5月17日退任) | 取締役会のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | The Clearing House Payments Company LLC | 監査役会のメンバー |
| | | 当行グループにおける職務 | |
| | | DB USA Corporation | 最高経営責任者 |
| Claudio de Sanctis (2023年7月1日就任) | 取締役会のメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Rebecca Short | 取締役会のメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |
| Professor Dr. Stefan Simon | 取締役会のメンバー | 当行グループ外における職務 | |
| | | The Clearing House Payments Company LLC | 監査役会のメンバー (2023年6月就任) |
| | | Leop.Krawinkel GmbH & Co. KG | アドバイザリー・カ ウンシル会長 |
| Olivier Vigneron | 取締役会のメンバー | 開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。 | |

ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関のメンバーである。

2023年12月31日現在

| ドイツ銀行AGの従業員 | | |
|-----------------------|--|-----------|
| 職務担当者 | 会社名 | 職務 |
| Martin Ball | 当行グループにおける職務 | |
| | DWS Grundbesitz GmbH | 監査役会のメンバー |
| | norisbank GmbH | 監査役会のメンバー |
| Ina Bandemer | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna | 監査役会のメンバー |
| Manuel Beermann | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Finanzberatung AG | 監査役会のメンバー |
| Jörg Bongartz | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna | 監査役会会長 |
| | 000 “ Deutsche Bank “ | 監査役会会長 |
| Sigrid Bowenkamp | 当行グループにおける職務 | |
| | BHW Bausparkasse AG | 監査役会のメンバー |
| | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | 監査役会のメンバー |
| Rüdiger Bronn | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | 監査役会のメンバー |
| Boudewijn Dornseiffen | 当行グループにおける職務 | |
| | 000 “ Deutsche Bank “ | 監査役会のメンバー |
| Tanja Engelbrecht | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | 監査役会のメンバー |
| David Feldmann | 当行グループ外における職務 | |
| | Eurex Clearing AG | 監査役会のメンバー |
| Eva Frank | 当行グループにおける職務 | |
| | PB Factoring GmbH | 監査役会のメンバー |
| Jan-Philipp Gillmann | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española | 監査役会のメンバー |
| Carola Günther | 当行グループ外における職務 | |
| | BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG | 監査役会のメンバー |
| | BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. | 監査役会のメンバー |
| Dr. Dominik Hennen | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会会長 |
| | Postbank Finanzberatung AG | 監査役会会長 |
| Britta Hercher | 当行グループ外における職務 | |
| | Bankpower GmbH Personaldienstleistungen | 監査役会のメンバー |
| Elena Hergass | 当行グループにおける職務 | |
| | „Deutsche Bank Technology Centre “ Limited Liability Company (000) | 監査役会のメンバー |
| Jutta Herzog | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会のメンバー |
| Jennifer Hörll | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Finanzberatung AG | 監査役会のメンバー |

| ドイツ銀行AGの従業員 | | |
|---------------------------|--|--------------|
| 職務担当者 | 会社名 | 職務 |
| Marissa Horvatin | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Società per Azioni | 監査役会のメンバー |
| Kees Hoving | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank A.S. | 取締役会のメンバー |
| Dr. Alexander Ilgen | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | 監査役会会長 |
| | DWS Investment GmbH | 監査役会のメンバー |
| Salah Jaidah | 当行グループ外における職務 | |
| | Al Mahar Holding | 非業務取締役会のメンバー |
| | 当行グループにおける職務 | |
| Deutsche Bank A.S. | 取締役会のメンバー | |
| Angelika Kaefer-Schroeder | 当行グループにおける職務 | |
| | norisbank GmbH | 監査役会副会長 |
| Anke Kirn | 当行グループにおける職務 | |
| | Betriebs-Center für Banken AG | 監査役会のメンバー |
| | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | 監査役会のメンバー |
| Frank Krings | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank A.S. | 取締役会のメンバー |
| | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | 監査役会のメンバー |
| Achim Kuhn | 当行グループにおける職務 | |
| | BHW Bausparkasse AG | 監査役会のメンバー |
| Anna Lucarelli | 当行グループ外における職務 | |
| | MTS Spa Mercato Telematico dei Titoli di Stato | 非執行役員 |
| Chandra Mallika | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche India Private Limited | 取締役会のメンバー |
| Bas Marteiijn | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | 監査役会のメンバー |
| Ole Matthiessen | 当行グループ外における職務 | |
| | S.W.I.F.T. SC | 取締役会のメンバー |
| Leonhard Felix Müller | 当行グループにおける職務 | |
| | norisbank GmbH | 監査役会会長 |
| | Postbank Direkt GmbH | 監査役会会長 |
| Christinan Nolting | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española | 非執行役員 |
| Patrick O-Connell | 当行グループにおける職務 | |
| | DB International (Asia) Limited | 取締役会のメンバー |
| Henning Oldenburg | 当行グループ外における職務 | |
| | Beutin AG | 監査役会のメンバー |
| Kirsten Oppenländer | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española | 非執行役員 |
| Beaux Pontak | 当行グループ外における職務 | |
| | Latitude Group Holdings Limited | 取締役会のメンバー |
| Reiner Ramacher | 当行グループにおける職務 | |
| | Betriebs-Center für Banken AG | 監査役会のメンバー |
| Oliver Resovac | 当行グループにおける職務 | |
| | PB Factoring GmbH | 監査役会のメンバー |

| ドイツ銀行AGの従業員 | | |
|-----------------------|---|-----------------|
| 職務担当者 | 会社名 | 職務 |
| Barbara Roerig | 当行グループ外における職務 | |
| | AGR Abfallentsorgungs-Gesellschaft Ruhrgebiet mbH | 監査役会のメンバー |
| | Theater + Philharmonie Essen GmbH | 監査役会会長 |
| Dr. Friederike Rotsch | 当行グループ外における職務 | |
| | SAP SE | 監査役会のメンバー |
| Karsten Rusch | 当行グループ外における職務 | |
| | Postbank SICAV | アドバイザー・ボードのメンバー |
| Roland Sahr | 当行グループ外における職務 | |
| | Investitionsbank Sachsen-Anhalt – Anstalt der Norddeutschen Landesbank Girozentrale | 取締役会のメンバー |
| Alexandre Sallavaud | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank (China) Co., Ltd. | 取締役会のメンバー |
| Torsten Sauer | 当行グループにおける職務 | |
| | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | 監査役会のメンバー |
| Nicole Scheidt | 当行グループにおける職務 | |
| | Betriebs-Center für Banken AG | 監査役会のメンバー |
| Dr. Tatjana Schierack | 当行グループにおける職務 | |
| | BHW Bausparkasse AG | 監査役会のメンバー |
| | Postbank Direkt GmbH | 監査役会のメンバー |
| Daniel Schmand | 当行グループにおける職務 | |
| | PB Factoring GmbH | 監査役会会長 |
| Werner Schmidt | 当行グループ外における職務 | |
| | AKA-Ausfuhrkredit Gesellschaft mbH | 監査役会副会長 |
| Frank Schütz | 当行グループ外における職務 | |
| | AKA-Ausfuhrkredit Gesellschaft mbH | 監査役会のメンバー |
| Kaushik Shaparia | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche India Private Limited | 取締役会のメンバー |
| Eric-M Smith | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Trust Company Americas | 取締役会のメンバー |
| Jaishankar Srinivasan | 当行グループにおける職務 | |
| | DWS Investments Singapore Limited | 取締役会のメンバー |
| Thomas Stahl | 当行グループにおける職務 | |
| | 000 “ Deutsche Bank ” | 監査役会のメンバー |
| Dr. Anke Steenbock | 当行グループにおける職務 | |
| | Betriebs-Center für Banken AG | 監査役会会長 |
| | norisbank GmbH | 監査役会のメンバー |
| Fabian Steinhoff | 当行グループにおける職務 | |
| | Betriebs-Center für Banken AG | 監査役会のメンバー |
| | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | 監査役会のメンバー |
| Lars Stoy | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Direkt GmbH | 監査役会のメンバー |
| | BHW Bausparkasse AG | 監査役会会長 |
| Jana Symmossek | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会のメンバー |

| ドイツ銀行AGの従業員 | | |
|--------------------|--------------------------------------|-----------|
| 職務担当者 | 会社名 | 職務 |
| Dr. Meike Webler | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会のメンバー |
| Daniela Weeth | 当行グループにおける職務 | |
| | BHW Bausparkasse AG | 監査役会のメンバー |
| Dr. Jan Dirk Wiede | 当行グループにおける職務 | |
| | Betriebs-Center für Banken AG | 監査役会のメンバー |
| | PCC Services GmbH der Deutschen Bank | 監査役会のメンバー |
| | Postbank Filialvertrieb AG | 監査役会のメンバー |
| Kay Wolf | 当行グループにおける職務 | |
| | Deutsche Bank Luxembourg S.A. | 監査役会のメンバー |
| Juliane Zimbehl | 当行グループにおける職務 | |
| | Postbank Direkt GmbH | 監査役会のメンバー |

フランクフルト・アム・マイン、2024年3月7日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

| | | |
|------------------|--------------------------|--------------------|
| Christian Sewing | James von Moltke | Fabrizio Campelli |
| Bernd Leukert | Alexander von zur Mühlen | Claudio de Sanctis |
| Rebecca Short | Stefan Simon | Olivier Vigneron |

取締役会による責任に関するステートメント

当行が知る限りにおいて、かつ適用される報告原則に従って、ドイツ銀行AGの財務諸表は、ドイツ銀行AGの資産、負債、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示しており、当行グループのマネジメント・レポートに統合されたドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行AGの予想される展開に関連する主な機会とリスクに係る記述と併せて、ドイツ銀行AGのその展望を含めた経営成績および財政状態に対する公正な評価を含むものである。

フランクフルト・アム・マイン、2024年3月7日

| | | |
|------------------|--------------------------|--------------------|
| Christian Sewing | James von Moltke | Fabrizio Campelli |
| Bernd Leukert | Alexander von zur Mühlen | Claudio de Sanctis |
| Rebecca Short | Stefan Simon | Olivier Vigneron |

2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表に対する注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

ケルン高等裁判所は2024年4月26日の審理において、2010年10月7日のドイツ銀行の株式公開買付に関連して、より高い提示価格が支払われるべきであったとするポストバンクの旧株主の主張を評価した。審理において、裁判所は、後の判決でこれらの主張の要素が正当であると判断する可能性があることを示唆した。

ドイツ銀行は引き続きこの評価に強く反対しているが、裁判所の声明はドイツ銀行による将来の資金流出の可能性の見積りに影響を与えるため、2024年第2四半期に訴訟関連引当金を計上する予定である。この引当金は、ドイツ銀行の第2四半期および通年の収益性および自己資本比率に影響を与える。累積利息を含むすべての請求の見積総額は、約13億ユーロである。

2024年3月31日現在の試算では、引当金全額が当行の普通株式等Tier 1 (CET1) 資本比率に与える影響は約20ベースポイントと見積もられ、その結果、試算ベースのCET1比率は13.25%となる。また、2024年3月31日現在の試算ベースのレバレッジ比率は4.42%となる。

法的問題の複雑性および裁判所の声明の最新性に鑑み、ドイツ銀行の経営陣は、法的議論および財務諸表への潜在的な影響の分析を引き続き行う。経営陣は概して、当行の戦略計画または財務目標に重要な影響があるとは見込んでいない。

(2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記27を参照のこと。

4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則（ドイツ商法（HGB）第340条以下、銀行会計に関する法定規則（RechKredV））に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

(1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社（銀行を含む。）は以下の原則に従わなければならない。

1) 「低価主義の原則」に基づき、無形資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般原則は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
 - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合（上記a. に従って評価される場合）を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
 - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない（いわゆる「価値凍結法」を使用）。
- 2) 「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
- 3) 「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額（売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。）まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産または資産グループの正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

(2) 貸借対照表

配 列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数値計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

(3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

(4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

(6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIFRS第9号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および測定

IFRS第9号では、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（SPPIとも呼ばれる）の両方に基づいて金融資産の分類を決定することが要求される。

ビジネス・モデル

IFRS第9号では3つのビジネス・モデルを使用する。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産
- その他 - トレーディング目的で保有、または「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産

元本および利息のみの支払（Solely Payments of Principal and Interest、SPPI）

金融資産が「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれかのビジネス・モデルで保有されている場合、分類を決定するために、契約上のキャッシュ・フローが、当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。

償却原価で測定する金融資産：

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、公正価値オプションで指定されない限り、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損引当金を調整した金額で測定する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（OCI）に認識され、下記7)で説明されている新たなECLモデルのもとで減損の評価が行われる。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当しない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品は、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有されていた場合であっても、FVTPLで測定しなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：

企業は、当初認識時に、指定しなかった場合には後に償却原価またはFVOCIで測定されるであろう金融資産を、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産または負債の測定もしくはそれらに係る利得または損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう認識または測定の不整合（すなわち会計上のミスマッチ）を、その指定が除去または大幅に低減する場合である。

公正価値の変動をその他の包括利益に表示するものとして指定された資本性金融商品：

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得または損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。当行グループによるこの区分の利用は限定的となる見込みであり、これまで利用されていない。

金融負債：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

トレーディング負債の定義を満たさない一部の金融負債は、公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するためには、金融負債は以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 指定により、測定または認識に生じる不整合が除去されるか、大幅に削減される
- (2) 金融負債のグループが、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され、そのパフォーマンスが評価される
- (3) 金融商品に1つ以上の組込デリバティブが含まれている（ただし、(a)組込デリバティブが契約上必要とされるキャッシュ・フローを大幅に変更しない、または、(b)分離が禁止されていることがほとんど分析せずに明らかである場合を除く）

金融資産の分類変更：

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。

金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRS第9号において、減損の要求事項は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証などのオフバランスの貸出コミットメントに適用される。FVPLおよびFVOCIオプションを選択した資本性金融商品には減損（損失評価引当金）の要求事項は適用されない。

IFRS第9号には、組成日または購入日時点では正常債権である金融資産の減損について3段階アプローチが含まれている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- 第1段階：12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- 第2段階：信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失（LTECL）に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間の債務不履行の発生確率（LTPD）に基づくECLの計算が必要となる。この段階では、信用リスクの増大と、第1段階の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- 第3段階：信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能なキャッシュ・フローを通じてデフォルト確率（PD）が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

当初認識時の信用減損金融資産は第3段階に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式、関連会社株式およびその他有価証券のうち時価のある有価証券について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」は、ヘッジ会計の要件を修正しているが、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択も含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、2018年1月1日にIFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。

IAS第39号では、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたりリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引または確定約定が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらに、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず、当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異を含む確定給付負債（資産）の純額は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、保証提供者が当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、純損益を通じて公正価値で測定する場合または保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRS第16号「リース」では、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めている。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースは借手によりオフバランスシートで会計処理され、リース料はリース期間にわたり費用として認識される。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースに

については、オペレーティング・リースの処理と同様に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項、および金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項についての開示が求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」において、時価とは、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格をいうと定義されている。

第7【外国為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）から予め外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）またはその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を管理する。実質株主明細表には各実質株主の氏名および普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典.....なし

(3) 株式の譲渡制限.....なし

(4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期 毎年12月31日

(ロ) 年次株主総会 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインまたは人口25万超のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される（COVID-19のパンデミック危機に対応するため、法律により2020年から2022年8月31日までにおける定時株主総会に関して一定の適用除外が設けられている。）。

(ハ) 基準日 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

(ニ) 株券の種類 無額面株式の1券種

(ホ) 株券に関する手数料... 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設し、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ヘ) 通知 当行が株主に対して行う通知および通信は、普通株式の登録所持有人たる現地保管機関またはその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

(ト) 公告 日本においては公告は行わない。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。ただし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関またはその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関またはその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替えまたは売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨による他、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当 実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

本書提出日現在、上場株式（当行株式等）の配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以後に支払いを受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収（地方税については特別徴収）が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収および特別徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、非課税口座（すなわち、日本個人貯蓄口座（NISA））を開設することにより、当該上場株式等に係る配当について非課税措置を受けることができる。

日本の法人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、所得税のみ、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受ける配当については、15.315%、2038年1月1日以後に支払いを受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。

ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。

(ロ) 売買損益..... 当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、NISAを開設することにより、当該上場株式等に係る譲渡益について非課税措置を受けることができる。

(ハ) 相続税 当行株式を相続しまたは遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

ドイツでの課税上の取扱いについては、上記「第1 本国における法制等の概要 - 3 課税上の取扱い」の項を参照のこと。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

当該事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類および提出日は、以下のとおりである。

| 提出書類 | 提出年月日 |
|--|-------------|
| 1. 発行登録書（募集）および添付書類 | 2023年4月13日 |
| 2. 発行登録書（売出）および添付書類 | 2023年4月13日 |
| 3. 有価証券報告書および添付書類 | 2023年6月29日 |
| 4. 有価証券報告書の訂正報告書 （上記3.の有価証券報告書の訂正） | 2023年6月29日 |
| 5. 訂正発行登録書 （上記1.の発行登録書の訂正） | 2023年6月29日 |
| 6. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2023年6月29日 |
| 7. 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に 関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告 書ならびに添付書類 | 2023年8月15日 |
| 8. 有価証券届出書および添付書類 | 2023年8月15日 |
| 9. 金融商品取引法第24条の5第5項および第7条第1項の規定 に基づく臨時報告書の訂正報告書 （上記7.の臨時報告書の訂正） | 2023年8月25日 |
| 10. 有価証券届出書の訂正届出書 （上記8.の有価証券届出書の訂正） | 2023年8月25日 |
| 11. 半期報告書および添付書類 | 2023年9月28日 |
| 12. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2023年11月30日 |
| 13. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2023年12月11日 |
| 14. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2023年12月15日 |
| 15. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2023年12月28日 |
| 16. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2023年12月28日 |
| 17. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年1月18日 |
| 18. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年1月19日 |
| 19. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2024年1月31日 |
| 20. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年2月15日 |
| 21. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2024年3月1日 |
| 22. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2024年3月1日 |
| 23. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年3月15日 |
| 24. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年3月15日 |
| 25. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2024年3月27日 |
| 26. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2024年3月29日 |
| 27. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2024年3月29日 |

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 28. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年4月1日 |
| 29. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年4月12日 |
| 30. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年4月12日 |
| 31. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書の訂正） | 2024年4月30日 |
| 32. 発行登録追補書類（売出）および添付書類 | 2024年5月17日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)およびその子会社(グループ)の2022年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記(重要な会計方針の要約を含む。)から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る銀行のマネジメント・レポートと組み合わせられたグループ・マネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、グループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則(リスク・レポートの章)」の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、グループ・マネジメント・レポートに含まれる「平等な待遇および報酬」に関する報告書、ならびに「ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント」(グループ・マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該グループ・マネジメント・レポートの一部である。)の内容については監査を行っていない。

私たちの監査の結果得られた合理的基礎に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2022年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。当該グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のグループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、上述の平等な待遇および報酬に関する報告書、ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

連結財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2022年12月31日現在、グループは、レベル3の公正価値で測定する金融資産を26,675百万ユーロ、金融負債を10,815百万ユーロ保有していた。関連する金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上されている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整（信用評価調整）を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、公正価値で測定するデリバティブおよび活発な市場における相場価格のないその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価した。

さらに、私たちは、IFRS第13号の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および13に記載されている。

2. 将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めること

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、グループは5,615百万ユーロの信用損失引当金を認識し、このうち1,426百万ユーロはステージ1およびステージ2の引当金に関連していた。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率など）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

ウクライナでの戦争、欧州における潜在的なエネルギー不足、インフレ圧力の高まりに起因する経済の不確実性とそれに関連する世界経済へのリスクを考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および多くの判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に将来予測的な情報を含めることは監査上の主要な事項であると考えます。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることの評価にあたり、私たちは信用リスク・モデリングの専門家の支援を受けた。

手続の結果、将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失ならびにステージ1およびステージ2に関する調整の計算に含めることに関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および19に記載されている。

3. アセット・マネジメントの現金生成単位ののれんの測定

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、グループは2,919百万ユーロののれんを計上し、これはほとんどがアセット・マネジメントの現金生成単位（CGU）に計上されたものである。

減損テストの目的上、アセット・マネジメントCGUの回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して計算される。これに関連して、利益予測、割引率および長期成長率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

アセット・マネジメントCGUののれんの測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測、割引率および長期成長率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよびアセット・マネジメントCGUに関するのれんの回収可能価額の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測、割引率および長期成長率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当てて、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

アセット・マネジメントCGUの予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率および長期成長率といった、回収可能価額の見積りに使用された重要な評価パラメータを、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で評価した。

のれんの回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、アセット・マネジメントCGUののれんの測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

のれんの測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および23に記載されている。

4. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、グループは6,622百万ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および控除可能な一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、控除可能な一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびIAS第12号に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連するグループ会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金資産の認識および測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および34に記載されている。

5. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

グループの財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な事項であると考え

監査人の対応

私たちは、IT全般統制およびグループの財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

グループの財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他の情報

監査役会は、監査役会の報告書について責任を負っている。業務執行取締役および監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにより、ドイツ株式会社法第161条に基づく宣言について責任を負っている。当該宣言は、統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントならびにドイツ株式会社法第162条に準拠した報酬報告書の一部である。業務執行取締役は、その他すべての点について、その他の情報の責任を負っている。その他の情報は、以下で構成される。

- グループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- グループ・マネジメント・レポートに含まれる平等な待遇および報酬に関する報告書
- グループ・マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の特に以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第297条第2項第4文およびドイツ商法第315条第1項第6文に基づく責任に関するステートメント
- 「ドイツ銀行 - 財務の概要」の項
- 「ドイツ銀行グループ」の項
- 報酬報告書
- ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく「コーポレート・ガバナンス・ステートメント/コーポレート・ガバナンス・レポート」の項
- 「補足的情報」の項

ただし、連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、上記のその他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートにおける開示内容または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があった場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、不正（虚偽の財務報告および資産の流用など）または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、業務執行取締役がグループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および連結財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表および当該グループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび基準（システム）について理解する。ただし、これは、これらの体制自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。

- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2022-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他の情報のいずれについても、この保証意見および上記の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る添付の連結財務諸表および添付のグループ・マネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任、ならびにドイツ商法第328条第1項第4文第2号に準拠して連結財務諸表にタグ付けする責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないか意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。

- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートと同等の内容でXHTMLを複製できるかどうかを評価する。
- 決算日時点で有効な版における、欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の第4条および第6条の要件に準拠したインラインXBRL技術(iXBRL)によるESEF文書のタグ付けにより、適切かつ完全に機械読み取り可能なXHTML複製のXBRLコピーが可能かどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2022年5月19日付定時株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2022年9月26日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトのグループ監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書(長分式監査報告書)と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートは、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用される。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン/フランクフルト・アム・マイン、2023年3月13日

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー
監査法人

| | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| レシュケン 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人] | マイ 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人] |
|--------------------------------|-----------------------------|

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) - bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2022, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst wurde, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, den im Konzernlagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit" sowie die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Konzernlageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2022 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, zu dem oben genannten Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 S. 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2022 hielt der Konzern zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und finanzielle Verpflichtungen (Level-3) in Höhe von EUR 26.675 Mio. bzw. EUR 10.815 Mio. Die entsprechenden Finanzinstrumente werden in den Bilanzposten "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte", "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Verpflichtungen" und "Zum beizulegenden Zeitwert über die sonstige erfolgsneutrale Eigenkapitalveränderung bewertete finanzielle Vermögenswerte" erfasst.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen (Credit Valuation Adjustment) verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich vor allem bei Instrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten

Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des IFRS 13 beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Anhangangaben 1 und 13 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2022 belief sich die Risikovorsorge im Kreditgeschäft des Konzerns auf EUR 5.615 Mio., wovon sich EUR 1.426 Mio. auf die Risikovorsorge der Stufen 1 und 2 bezogen.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund des Krieges in der Ukraine, potentieller Energieengpässe in Europa, des steigenden Inflationsdrucks und der damit verbundenen Risiken für die Weltwirtschaft erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusive etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorge-ermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge und deren Anpassungen in Bezug auf die Stufen 1 und 2 sind in den Anhangangaben 1 und 19 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

3. Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die zahlungsmittelgenerierende Einheit Asset Management

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2022 weist der Konzern einen Geschäfts- oder Firmenwert in Höhe von EUR 2.919 Mio. aus, der ausschließlich der zahlungsmittelgenerierenden Einheit (ZGE) Asset Management zugeordnet ist.

Die Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts erfolgt unter Anwendung des Discounted-Cash-Flow Modells. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen, des Diskontierungssatzes und der langfristigen Wachstumsrate getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate innerhalb des Discounted-Cash-Flows Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Ermittlung des erzielbaren Betrags des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse der ZGE Asset Management haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres sowie mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit die wesentlichen Bewertungsparameter, die im Rahmen der Ermittlung des erzielbaren Betrags verwendet wurden, wie beispielsweise der Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate, innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegen.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung des der ZGE Asset Management zugeordneten Geschäfts- oder Firmenwerts ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts sind in den Anhangangaben 1 und 23 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

4. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2022 weist der Konzern latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 6.622 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach IAS 12 bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Konzerngesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steueransprüche sind in den Anhangangaben 1 und 34 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

5. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Konzernrechnungslegung des Konzerns ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Konzernrechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungs-handlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der

privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungs-kontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Konzernrechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Konzernrechnungslegung findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

Sonstige Informationen

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sowie für den Vergütungsbericht nach § 162 AktG sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- den im Konzernlagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit",
- die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben, insbesondere:

- Nichtfinanzieller Bericht,
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 297 Abs. 2 S. 4 HGB i.V.m. § 315 Abs. 1 S. 6 HGB,
- den Abschnitt "Deutsche Bank - Zusammenfassung der Konzernergebnisse",
- den Abschnitt "Konzern Deutsche Bank",

- Vergütungsbericht,
- den Abschnitt "Erklärung zur Unternehmensführung gemäß § 289f, 315d HGB/Corporate-Governance Bericht" und
- den Abschnitt "Ergänzende Informationen"

aber nicht den Konzernabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Konzernlageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen — falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt;
- holen wir ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2022-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als "ESEF-Unterlagen" bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat ("ESEF-Format") in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden "Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten

elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt "Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen" weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.

- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 19. Mai 2022 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. September 2022 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 13. März 2023

Ernst & Young GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken

Wirtschaftsprüfer

Mai

Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)およびその子会社(グループ)の2023年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記(重要性のある会計方針の要約を含む。)から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る銀行のマネジメント・レポートと組み合わされたグループ・マネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、グループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則(リスク・レポートの章)」の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、ならびに「ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント」(グループ・マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで開催されており、当該グループ・マネジメント・レポートの一部である。)の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2023年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。当該グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のグループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2023年12月31日現在、グループは、レベル3の公正価値で測定する金融資産を25,599百万ユーロ、金融負債を10,856百万ユーロ保有していた。関連する金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上されている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金（商業用不動産に関連するものを含む。）、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよび公正価値で測定するその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、IFRS第13号の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および13に記載されている。

2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループは5,726百万ユーロの信用損失引当金を認識し、このうち1,358百万ユーロはステージ1およびステージ2の引当金に関連していた。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

マクロ経済の変数に影響を与える、金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびその他のボラティリティの要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると考えます。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

モデルベースの予想信用損失ならびにステージ1およびステージ2に関する調整の計算に含める将来予測的な情報に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および19に記載されている。

3. 債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループはノンリコースの商業用不動産貸出金事業に関連した貸出金に対するエクスポージャー38,192百万ユーロおよび対応する引当金606百万ユーロを認識していた。

債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の識別および算定には、特に借手の支払能力、将来キャッシュ・フローの見積り、観察可能な市場価格、担保権の実行により予想される収入に関して、様々な仮定および見積りのインプットが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると考えている。

監査人の対応

私たちは、商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行の基準の適用を分析した。ステージ3に分類される貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。私たちは経営陣が予測した仮定を裏付ける、または相反する情報を検索し、評価した。私たちはまた、債務不履行に陥ったエクスポージャーの予想信用損失の計算の正確性をテストした。

私たちは、内部の専門家を利用して、商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

グループの商業用不動産貸出金事業に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記19および連結財務諸表の不可欠な一部であるリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「IFRS第9号 減損」の項に記載されている。

4. アセット・マネジメントの現金生成単位ののれんの測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループは2,849百万ユーロののれんを計上しており、これはほとんどがアセット・マネジメントの現金生成単位（CGU）に計上されたものである。

減損テストの目的上、アセット・マネジメントCGUの回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して計算される。これに関連して、利益予測および割引率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

アセット・マネジメントCGUののれんの測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよびアセット・マネジメントCGUに関するのれんの回収可能価額の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当てて、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

アセット・マネジメントCGUの予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率を、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で比較することで評価した。

のれんの回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、アセット・マネジメントCGUののれんの測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

のれんの測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および23に記載されている。

5. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループは7,227百万ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびIAS第12号に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連するグループ会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金資産の認識および測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および34に記載されている。

6. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

グループの財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると考えた。

監査人の対応

私たちは、IT全般統制およびグループの財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

グループの財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他記載内容

監査役会は、監査役会の報告書について責任を負っている。業務執行取締役および監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにより、ドイツ株式会社法第161条に基づく宣言について責任を負っている。当該宣言は、統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントならびにドイツ株式会社法第162条に準拠した報酬報告書の一部である。業務執行取締役は、その他すべての点について、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- グループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- グループ・マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の特に以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第297条第2項第4文およびドイツ商法第315条第1項第6文に基づく責任に関するステートメント
- 「ドイツ銀行 - 財務の概要」の項
- 「ドイツ銀行グループ」の項
- 報酬報告書
- ドイツ商法第289fおよび第315d条に基づく「コーポレート・ガバナンス・ステートメント/コーポレート・ガバナンス・レポート」の項
- 「補足的情報」の項

ただし、連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、上記のその他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートにおける開示内容または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続に基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、業務執行取締役は、グループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）について責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、連結財務諸表および監査において得た知識と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表および当該グループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段（システム）について理解する。ただし、これは、これらのシステム自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。

- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2023-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る添付の連結財務諸表および添付のグループ・マネジメント・レポートに対する監査意見を超えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任、ならびにドイツ商法第328条第1項第4文第2号に準拠して連結財務諸表にタグ付けする責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。
- 欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の第4条および第6条の要件(決算日時点で有効な版における)に準拠したインラインXBRL技術(iXBRL)によるESEF文書のタグ付けにより、適切かつ完全に機械読み取り可能なXHTML複製のXBRLコピーが可能かどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2023年5月17日付年次株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2023年8月8日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトのグループ監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書(長分式監査報告書)と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートは、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン/フランクフルト・アム・マイン、2024年3月11日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

| | |
|--------------|--------------|
| レシュケン | マイ |
| 経済監査士 | 経済監査士 |
| [ドイツ公認会計監査人] | [ドイツ公認会計監査人] |

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) - bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2023, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 sowie den Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung wesentlicher Rechnungslegungsgrundsätze - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst wurde, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, sowie die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Konzernlageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2023 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 S. 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2023 hielt der Konzern zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und finanzielle Verpflichtungen (Level-3) in Höhe von EUR 25.599 Mio. bzw. EUR 10.856 Mio. Die entsprechenden Finanzinstrumente werden in den Bilanzposten "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte", "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Verpflichtungen" und "Zum beizulegenden Zeitwert über die sonstige erfolgsneutrale Eigenkapitalveränderung bewertete finanzielle Vermögenswerte" erfasst.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, einschließlich solcher im Bereich Commercial Real Estate, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des IFRS 13 beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Anhangangaben 1 und 13 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 belief sich die Risikovorsorge im Kreditgeschäft des Konzerns auf EUR 5.726 Mio., wovon sich EUR 1.358 Mio. auf die Risikovorsorge der Stufen 1 und 2 bezogen.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiterer Ursachen für Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Faktoren auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund der signifikanten Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusive etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir

uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge und deren Anpassungen in Bezug auf die Stufen 1 und 2 sind in den Anhangangaben 1 und 19 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten..

3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 belief sich das Kreditvolumen des Konzerns im Bereich regresslose Commercial Real Estate (CRE) Finanzierungen auf EUR 38.192 Mio. und die hierfür gebildete Risikovorsorge auf EUR 606 Mio.

Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit Ermessensentscheidungen und Schätzannahmen zur Einschätzung der Solvenz des Kreditnehmers, Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, beobachtbarer Marktpreise und erwarteter Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten.

Angesichts der Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung eines Risikovorsorgebedarfs und der Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft, die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer nach IFRS 9 bei CRE-Krediten verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen

Cashflows aus den Finanzinstrumenten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Dabei haben wir auch Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements sowohl untermauern oder widerlegen könnten. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft des Konzerns sind in Anhangangabe 19 des Anhangs zum Konzernabschluss sowie im Abschnitt „Wertminderung nach IFRS 9“ des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten, der ein integraler Bestandteil des Konzernabschlusses ist.

4. Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die zahlungsmittel-generierende Einheit Asset Management

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist der Konzern einen Geschäfts- oder Firmenwert in Höhe von EUR 2.849 Mio. aus, der ausschließlich der zahlungsmittelgenerierenden Einheit (ZGE) Asset Management zugeordnet ist.

Die Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts erfolgt unter Anwendung des Discounted-Cash-Flow Modells. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen und des Diskontierungssatzes getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted-Cash-Flows Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Ermittlung des erzielbaren Betrags des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse der ZGE Asset Management haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres sowie mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit der Diskontierungssatz innerhalb einer Bandbreite von extern verfügbaren Prognosen liegt.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung des der ZGE Asset Management zugeordneten Geschäfts- oder Firmenwerts ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts sind in den Anhangangaben 1 und 23 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist der Konzern latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 7.227 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach IAS 12 bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Konzerngesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steueransprüche sind in den Anhangangaben 1 und 34 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

6. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Konzernrechnungslegung des Konzerns ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Konzernrechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen

IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Konzernrechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Konzernrechnungslegung findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

Sonstige Informationen

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteile der zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sowie für den Vergütungsbericht nach § 162 AktG sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben, insbesondere:

- Nichtfinanzieller Bericht,
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 297 Abs. 2 S. 4 HGB i.V.m. § 315 Abs. 1 S. 6 HGB,
- den Abschnitt "Deutsche Bank - Zusammenfassung der Konzernergebnisse",

- den Abschnitt "Konzern Deutsche Bank",
- Vergütungsbericht,
- den Abschnitt "Erklärung zur Unternehmensführung gemäß § 289f, 315d HGB/Corporate-Governance Bericht" und
- den Abschnitt "Ergänzende Informationen"

aber nicht den Konzernabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Konzernlageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu

liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte

Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt;
- holen wir ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde

Liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2023-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als "ESEF-Unterlagen" bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat ("ESEF-Format") in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden "Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt "Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen" weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu

ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.
- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 17. Mai 2023 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 8. August 2023 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 11. März 2024
EY GmbH & Co. KG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken
Wirtschaftsprüfer

Mai
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2022年12月31日現在の貸借対照表および2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記(注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。)から成る年次財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る、グループ・マネジメント・レポートと組み合わせられたマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「リスク管理原則(リスク・レポートの章)」の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、マネジメント・レポートに含まれる平等な待遇および報酬に関する報告書、ならびにドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント(マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該マネジメント・レポートの一部である。)の内容については監査を行っていない。

私たちの監査の結果得られた合理的基礎に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の2022年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として機関の状況に関する適切な概観を示している。当該マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のマネジメント・レポートのリスク管理原則(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、上述の「平等な待遇および報酬」に関する報告書、ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則(No 537/2014、以下「EU監査規則」という。)に準拠し、またドイツ経済監査士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件、原則および基準に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、機関から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

年次財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2022年12月31日現在、銀行は、トレーディング資産を234,670百万ユーロ、トレーディング負債を178,394百万ユーロ保有していた。いずれの科目にも、評価が観察不能なインプットに基づく金融商品が含まれている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整（信用評価調整）を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、公正価値で測定するデリバティブおよび活発な市場における相場価格のないその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価した。

さらに、私たちは、ドイツ商法第340e条の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、トレーディング資産および負債」の項に記載されている。

2. 将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めること

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7の要件を早期適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率など）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

ウクライナでの戦争、欧州における潜在的なエネルギー不足、インフレ圧力の高まりに起因する経済の不確実性とそれに関連する世界経済へのリスクを考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および多くの判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に将来予測的な情報を含めることは監査上の主要な事項であると考えます。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることの評価にあたり、私たちは信用リスク・モデリングの専門家の支援を受けた。

手続の結果、将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」の項に記載されている。

3. 関係会社に対する投資の評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、銀行は30,774百万ユーロの関係会社に対する投資を計上している。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。公正価値は、各関係会社の割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいて決定される。これに関連して、利益予測、割引率および長期成長率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

関係会社に対する投資の測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測、割引率および長期成長率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよび関係会社に対する投資の公正価値の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測、割引率および長期成長率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当て、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

関係会社に対する投資の予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率および長期成長率といった公正価値の見積りに使用された重要な評価パラメータを、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で評価した。

関連会社に対する投資の回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、関係会社に対する投資の評価に関してもいかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

関係会社に対する投資の評価に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、関係会社および参加関係のある会社に関する情報」の項に記載されている。

4. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、銀行は5,366百万ユーロの繰延税金を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および控除可能な一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、控除可能な一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびドイツ商法第274条に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連する被支配会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関してもいかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金の認識および測定に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、繰延税金」の項に記載されている。

5. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

銀行の財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることと踏まえ、私たちは、銀行の財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な事項であると考えた。

監査人の対応

私たちは、IT全般統制および銀行の財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

銀行の財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

ITアクセスおよび変更管理に関する手続の結果、銀行の財務報告においていかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他の情報

業務執行取締役は、その他の情報の責任を負っている。その他の情報は、以下で構成される。

- マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- マネジメント・レポートに含まれる平等な待遇および報酬に関する報告書
- マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第264条第2項第3文およびドイツ商法第289条第1項第5文に基づく責任に関するステートメント

ただし、年次財務諸表、一部が監査対象となっているマネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があった場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正（虚偽の財務報告および資産の流用など）または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、機関が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体として機関の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する機関の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として機関の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および当該マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび基準（システム）について理解する。ただし、これは、機関のこれらの体制自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、機関の継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機関は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、機関の状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がマネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2022-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他の情報のいずれについても、この保証意見および上記の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る添付の年次財務諸表および添付のマネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートと同等の内容でXHTMLを複製できるかどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2022年5月19日付定時株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2022年9月26日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された年次財務諸表およびマネジメント・レポートは、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用される。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン/フランクフルト・アム・マイン、2023年3月13日

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー
監査法人

レシュケン

マイ

経済監査士

経済監査士

[ドイツ公認会計監査人]

[ドイツ公認会計監査人]

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2022 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, der mit den Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, den im Lagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit" sowie die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung, gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Lageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2022 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, zu dem oben genannten Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO")

unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchstabe f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern. Zum 31. Dezember 2022 weist die Bank Handelsaktiva in Höhe von EUR 234.670 Mio. und Handelspassiva in Höhe von EUR 178.394 Mio. aus. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern basiert.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen (Credit Valuation Adjustment) verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparemtern, die sich vor allem bei Instrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem Markt beobachtbaren Eingangsparemtern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der Verwendung von Bewertungsmodellen und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des § 340e HGB beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterung zur Bilanz "Handelsbestand" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Wertberichtigung in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein.

Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund des Krieges in der Ukraine, potentieller Energieengpässe in Europa, des steigenden Inflationsdrucks und der damit verbundenen Risiken für die Weltwirtschaft erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makro-ökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusiver etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 in Verbindung mit den Anforderungen der Verlautbarung IDW RS BFA 7 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge sind in dem Abschnitt Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

3. Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2022 weist die Bank Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 30.774 Mio. aus.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Die Ermittlung des beizulegenden Werts basiert auf einem Discounted-Cash-Flow Modell für das jeweilige verbundene Unternehmen. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen, des Diskontierungssatzes und der langfristigen Wachstumsrate getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate innerhalb des Discounted-Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse aus den Anteilen an verbundenen Unternehmen haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und die Ergebnisprognosen des Vorjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit die wesentlichen Bewertungsparameter, die im Rahmen der Ermittlung des beizulegenden Werts verwendet wurden, wie beispielsweise der Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate, innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegen.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen sind im Anhang in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Angaben zu verbundenen Unternehmen und Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht" des Anhangs zum Jahresabschlusses enthalten.

4. Ansatz und Bewertung latenter Steuern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2022 weist die Bank latente Steueransprüche in Höhe von EUR 5.366 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedetem Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach § 274 HGB bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Organgesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die

geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Latente Steuern" des Anhangs des Jahresabschlusses enthalten.

5. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung der Bank ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung der Bank als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Rechnungslegung der Bank relevanten IT-Kontrollumgebung, inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen, beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und

genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Rechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Rechnungslegung findet sich im Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- den im Lagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit",
- die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste „Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB“,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben:

- Nichtfinanzieller Bericht,
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 264 Abs. 2 Satz 3 HGB i.V.m. § 289 Abs. 1 Satz 5 HGB,

aber nicht den Jahresabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Lageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder

- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen

gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass /eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Unternehmens vermittelt;
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Unternehmens;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3b HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3b HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der beigefügten Datei [Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2022-12-31.zip] enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die

Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 19. Mai 2022 als Jahresabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. September 2022 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Jahresabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 13. März 2023

Ernst & Young GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken
Wirtschaftsprüfer

Mai
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2023年12月31日現在の貸借対照表および2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記(注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。)から成る年次財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る、グループ・マネジメント・レポートと組み合わせられたマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「リスク管理原則(リスク・レポートの章)」の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)ならびにドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント(マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該マネジメント・レポートの一部である。)の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の2023年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として機関の状況に関する適切な概観を示している。当該マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のマネジメント・レポートのリスク管理原則(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則(No 537/2014、以下「EU監査規則」という。)に準拠し、またドイツ経済監査士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、機関から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

年次財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2023年12月31日現在、銀行は、トレーディング資産を247,596百万ユーロ、トレーディング負債を191,329百万ユーロ保有していた。いずれの科目にも、評価が観察不能なインプットに基づく金融商品が含まれている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金（商業用不動産に関連するものを含む。）、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよび公正価値で測定するその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代替インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、ドイツ商法第340e条の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、トレーディング資産および負債」の項に記載されている。

2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

マクロ経済の変数に影響を与える、金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびその他のボラティリティの要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると考えます。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況进行评估し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」の項に記載されている。

3. 債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の識別および算定には、特に借手の支払能力、将来キャッシュ・フローの見積り、観察可能な市場価格、担保権の実行により予想される収入に関して、様々な仮定および見積りのインプットが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると考えている。

監査人の対応

私たちは、商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは、信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行の基準の適用を分析した。ステージ3に分類される貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。

私たちは、内部の専門家を利用して、商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

当行の商業用不動産貸出金事業に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」およびリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「資産の質」の項に記載されている。

4. 関係会社に対する投資の評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、銀行は29,282百万ユーロの関係会社に対する投資を計上している。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。公正価値は、各関係会社の割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいて決定される。これに関連して、利益予測および割引率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

関係会社に対する投資の測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよび関係会社に対する投資の公正価値の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当て、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

関係会社に対する投資の予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに私たちは、割引率を、外部から入手可能な様々な予測と比較することにより評価した。関係会社に対する投資の回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、関係会社に対する投資の評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

関係会社に対する投資の評価に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、関係会社および参加関係のある会社に関する情報」の項に記載されている。

5. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、銀行は6,698百万ユーロの繰延税金を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびドイツ商法第274条に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連する被支配会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金の認識および測定に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、繰延税金」の項に記載されている。

6. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

銀行の財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、銀行の財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると考え

監査人の対応

私たちは、IT全般統制および銀行の財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

銀行の財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

ITアクセスおよび変更管理に関する手続の結果、銀行の財務報告においていかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他記載内容

業務執行取締役は、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第264条第2項第3文およびドイツ商法第289条第1項第5文に基づく責任に関するステートメント

ただし、年次財務諸表、一部が監査対象となっているマネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、機関が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体として機関の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）について責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する機関の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として機関の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および当該マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段（システム）について理解する。ただし、これは、機関のこれらのシステム自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、機関の継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機関は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、機関の状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がマネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2023-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る添付の年次財務諸表および添付のマネジメント・レポートに対する監査意見を超えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2023年5月17日付年次株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2023年8月8日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された年次財務諸表およびマネジメント・レポートは、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2024年3月11日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

レシュケン

経済監査士

[ドイツ公認会計監査人]

マイ

経済監査士

[ドイツ公認会計監査人]

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2023 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, der mit den Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem sowie die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Lageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2023 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften

und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchstabe f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2023 weist die Bank Handelsaktiva in Höhe von EUR 247.596 Mio. und Handelspassiva in Höhe von EUR 191.329 Mio. aus. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern basiert.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, einschließlich solcher im Bereich Commercial Real Estate, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich vor allem bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der Verwendung von Bewertungsmodellen und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des § 340e HGB beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterung zur Bilanz "Handelsbestand" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Wertberichtigung in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische

Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiteren Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Faktoren auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind. Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusiver etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 in Verbindung mit den Anforderungen der Verlautbarung IDW RS BFA 7 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge sind in dem Abschnitt Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Risikovorsorge in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit Ermessensentscheidungen und Schätzannahmen zur Einschätzung der Solvenz des Kreditnehmers, Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, beobachtbarer Marktpreise und erwartete Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten.

Angesichts der Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung eines Risikovorsorgebedarfs und der Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft, die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer nach IFRS 9 bei CRE-Krediten verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen Cashflows aus den Finanzinstrumenten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Dabei haben wir auch Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements sowohl untermauern oder widerlegen könnten. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft der Bank sind im Abschnitt „Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden“ des Anhangs zum Jahresabschluss sowie im Abschnitt „Qualität der Vermögenswerte“ des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten.

4. Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist die Bank Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 29.282 Mio. aus.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Die Ermittlung des beizulegenden Werts basiert auf einem Discounted-Cash-Flow Modell für das jeweilige verbundene Unternehmen. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen und des Diskontierungssatzes getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted-Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse aus den Anteilen an verbundenen Unternehmen haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und die Ergebnisprognosen des Vorjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit der Diskontierungssatz innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegt.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Angaben zu verbundenen Unternehmen und Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht" des Anhangs zum Jahresabschlusses enthalten.

5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist die Bank latente Steueransprüche in Höhe von EUR 6.698 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedetem Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach § 274 HGB bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Organgesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die

geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Latente Steuern" des Anhangs des Jahresabschlusses enthalten.

6. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung der Bank ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung der Bank als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Rechnungslegung der Bank relevanten IT-Kontrollumgebung, inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen, beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und

genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Rechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Rechnungslegung findet sich im zusammengefassten Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste „Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB“ ,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben:

- Nichtfinanzieller Bericht,
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 264 Abs. 2 Satz 3 HGB i.V.m. § 289 Abs. 1 Satz 5 HGB,

aber nicht den Jahresabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Lageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung

mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass /eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt;
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde

liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2023-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu

ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlusstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 17. Mai 2023 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 8. August 2023 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Abschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk

und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 11. März 2024
EY GmbH & Co. KG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken
Wirtschaftsprüfer

Mai
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。